

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成28年5月24日

【事業年度】

自 2015年1月1日 至 2015年12月31日

【会社名】

シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】

ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
グリニッジ・ストリート 388
(388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 杉 本 文 秀

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7133

【事務連絡者氏名】

弁護士 伊 藤 昌 夫
弁護士 宇 治 野 壮 歩
弁護士 辺 誠 祐
弁護士 荒 井 恵 理
弁護士 北 川 貴 広
弁護士 長 谷 川 紘
弁護士 山 口 茉 莉 子
弁護士 大 瀨 哲
弁護士 倉 知 紗 也 菜
弁護士 九 本 博 延
弁護士 刀 祢 諒 輔

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7257/03-6889-7152/03-6889-7248/03-6889-7456
03-6889-7463/03-6889-7553/03-6889-7265/03-6889-7256
03-6889-7316/03-6889-7435/03-6889-7484

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

注：1 本書において

- (1) 別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「シティグループ」、「シティ」または「当社」とはシティグループ・インクおよびその連結子会社を指します。
 - (2) 別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「普通株式」とは、シティグループ・インクの額面0.01ドル普通株式を指します。
 - (3) 別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「取締役」とは、シティグループ・インクの実業取締役を指します。
- 2 本書中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「ドル」および「\$」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「円」および「¥」とは日本国の法定通貨である円を指します。
 - 3 本書において便宜上、一部の財務情報はドルから円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2016年4月15日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社発表のCitiFXベンチマークレート\$1=109円72銭の換算レートで計算されています。当該換算は、当該日においてドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。
 - 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
 - 5 当社は、米国においてデラウェア州法に基づき設立されています。当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所、メキシコ証券取引所および東京証券取引所に上場されています。当社には米国連邦証券法に基づく登録および報告義務が課せられており、年次報告書、四半期報告書その他の文書を米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（以下「SEC」といいます。）に提出しています。本書の記載事項には、当社がSECに提出した種々の文書からの引用が含まれており、当社の弁護士の助言のもと、日本法に基づき提示されるものです。本書には、米国で入手可能な情報のすべてを含んでいるとは限らず、また当社がSEC（<http://www.sec.gov>）に提出した文書と異なる書式により提示されている場合があります。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

シティグループ・インクの事業活動を管轄する法体系はアメリカ合衆国連邦法およびデラウェア州法です。アメリカ合衆国連邦法は、アメリカ合衆国における会社の事業活動の多くの分野に影響を及ぼしており、その範囲は独占禁止、破産、労使関係、有価証券および税務を始めとする広い範囲に及んでいます。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法の施行はSECがこれを司っていますが、同法は一般に詐欺的手段による有価証券の売出しを禁ずるとともに、当社のように株式を公開している会社に対しては、定期的に財務に関する情報およびその他の企業情報をSECおよび株主に公開するために提出しなければならないという義務を課しています。

アメリカ合衆国においては、会社は一般に州法に基づいて設立されています。当社はデラウェア州の法律に基づいて設立されていますが、デラウェア州にはデラウェア一般会社法（以下「デラウェア法」といいます。）をはじめとして会社に適用される数多くの法律があります。以下は、デラウェア法の骨子です。

定款および付属定款

デラウェアの会社はデラウェア州州務長官に定款を届け出ることによって設立されます。定款は、最低限、会社の基本的事項—名称、所在地、事業目的、授權株式数および株式の種類（もしあれば）を定めなければなりません。定款の他に、会社は、会社の事業、業務の遂行および会社の権利もしくは権限、または会社の株主、取締役、役員もしくは従業員の権利もしくは権限に関する、定款の規定ならびに適用される州法および連邦法と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を採択することができます。

株式の種類

デラウェア法によれば、会社は、その定款または定款により明示的に付与される権限に基づき取締役会が採択した株式の発行について規定する決議に定めるところに従って、1種または数種の株式を発行することができる他、株式を発行する場合には額面株式としても無額面株式としてもこれを発行することができ、また議決権株式としても無議決権株式としてもこれを発行することができ、定款に定める名称、優先権、相対的な権利、利益への参加権、選択権その他の特別な権利、条件、制限または制約付の形で発行することができるものと定められています。定款に別段の定めがない限り、株主はその所有普通株式1株につき1個の議決権を有します。株式引受の対価は、額面株式のときに額面未満での発行が禁じられる点を除いて、取締役会（定款に定めがあるときは株主）の決するところによります。また、株式発行の対価は、額面・無額面に関らず、一定の種類の対価に限定されます。

株主総会

年次株主総会は会社の付属定款に定める取締役の選任および総会に適式に提案されるその他の事項を議案として開催されます。臨時株主総会は取締役会の決議によってこれを招集することができる他、定款、付属定款またはデラウェア法に定めるところに従ってこれを招集することができます。取締役会は、総会前10日以上60日以内の日を、株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とすることができます。その基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できます。定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権のある全株式の過半数を有する株主が自らまたは議決権代理行使書によって出席すれば、満たされます。

取締役会

デラウェア法をその設立の準拠法として設立された会社は、定款に別段の定めのある場合を除き、その事業の管理運営は取締役会がこれを統轄します。一般に取締役会には、デラウェア法、定款および付属定款によって課せられている制限の範囲内において、会社の事業の管理運営に関しては広範囲な権限が認められています。取締役は、各年次株主総会において選任されます。取締役の欠員が生じたときおよび定員の増加によって新たな取締役の役職が設けられたときには、優先株式のすべてのシリーズの株主の該当する権利に従うことを条件に、当該時点で在職している取締役の多数決によって、欠員の補充および役職への選任をすることができます。ある種類またはシリーズの株主が別途選任した取締役の任期および議決権は、他の取締役または他の種類の取締役よりも長く（多く）なり、または短く（少なく）なる場合があります。取締役は、理由の有無を問わず、株主の多数決によってのみ解任されます。

取締役会は定款および付属定款に定めるところに従ってこれを招集します。定款または付属定款で特に禁じられていない限り、全取締役の書面による同意がある場合には、取締役の決議は実際に取締役会を開催しなくてもこれを書面決議として有効に採択することができます。

委員会

取締役会は、1人以上の取締役が構成する委員会に一定の権限を委託することができます。

役員

会社の日常の業務執行を担当する役員は、通常取締役会の決議によって選任されます。会社には付属定款が定める、または取締役会の決定するところに従い、かかる役員を置きます。各役員の権限は、付属定款に定められ、または取締役が与えたものとされます。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

株主総会

年次株主総会および臨時株主総会はニューヨーク州ニューヨーク市、または取締役会もしくは臨時株主総会を招集した取締役もしくは取締役の一部によって指定された場所において開催されます。年次株主総会は取締役会がその決議により指定する日時において開催されます。

基本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある株式の保有者は株主名簿上に登録される本人名義の株式1株につき1個の議決権を有します。議決権を有する株主は、自ら、電子的に認証された議決権代理行使書もしくは法が許容する方法により作成された書面、または法が許容する送信手段により議決権を行使できます。議決権代理行使書は代理権が行使される以前にすべて総会の会社秘書役に提出されなければなりません。

法、基本定款または付属定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある発行済株式の過半数を有する株主が出席または議決権代理行使書を提出すれば、全総会において取締役の選任またはその他の決議事項の定足数が満たされます。年次株主総会または臨時株主総会において定足数が満たされない場合、出席または議決権代理行使書を提出した株主の過半数は、定足数が充足され、当初招集された総会において議決可能であった事項が決議されるまで、総会において宣言すること以外何らの（付属定款において別段の定めがある場合を除き）通知なく随時総会を延期できるものとしします。その延期期間が30日を上回る場合、または延会について新たに基準日が設定された場合、法の要求の範囲内で延会にて議決権を有する基準日における各名簿上の株主宛に延会の招集通知が送付されます。

年次株主総会における決議事項は、取締役の選任および総会に適宜に提案されるその他の事項です。

年次株主総会招集通知は、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の知っている住所宛に総会前10日以上60日以内の期間に行います。

臨時株主総会は、会長または最高経営責任者がこれを招集することができます。臨時株主総会は取締役会の過半数が書面により請求した場合または取締役会の決議による場合に招集されます。当社の発行済普通株式の25パーセント以上を保有する名簿上の株主が、書面により会社秘書役に請求した場合には、取締役会により臨時株主総会が招集されるものとしします。

会議の目的を簡略に記載した臨時株主総会招集通知が、会社秘書役によって議決権を有する株主の最新の知っている住所宛に総会前の10日以上60日以内の期間に送付されます。

株主は当社の会社秘書役に対して、付属定款に従って、総会前の指定された日以前に、付属定款に規定された必要事項を記載した書面による通知を提出することにより取締役候補者の擁立またはその他の議決事項の提案を行うことができます。株主総会において付属定款の規定に従わない候補者の擁立その他の議案が提案された場合、総会の議長は規則違反を宣言し、当該提案を取り上げないものとしします。

さらに、2015年10月22日付の付属定款の改定において、適格株主に対し、プロキシ・アクセス（proxy access）（株主が当社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利）が付与されています。すなわち、当社の発行済普通株式3%以上を継続して少なくとも3年間保有する適格株主または株主20名までの適格グループが、取締役2名または取締役会の20%のいずれか多い方を上限として取締役候補を指名し、これを当社の議決権代理行使参考書類に記載することが認められました（ただし、指名する株主および候補者が付属定款に規定されたその他の要件を満たしていることを要します。）。

取締役

当社の事務、財産および業務は、取締役会の判断または指示の下で運営されます。取締役の正確な数は全取締役の過半数の決議により随時決定されます。取締役会会長が独立した取締役でない場合は、取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに規定された責務に加え、会長が不在の取締役会（執行役員会を含みます。）において議長を務める主任取締役を選任するものとします。主任取締役は、ニューヨーク証券取引所の規則に従い決定される独立した取締役とします。各年次総会において各取締役は任期1年として選出されます。取締役はその任期が満了して後継者が選出される年の株主総会開催時まで（事前に死亡、辞任、退職、不適格事由の発生または解任されることがない限り）執務するものとします。取締役定員数増加の結果、取締役に空席が生じた場合は、その時点での現職全取締役の過半数の賛成によりこれを補充することができます。ただし、定足数が満たされていることを条件とします。またその他の理由により取締役に空席が生じた場合においては、定足数が満たされなくても、その時点で在職している全取締役の賛成過半数を得た場合、または1名のみである場合でも当該取締役自らにより、補充することができます。取締役数増加以外の理由に基づき空席補充をなすため取締役が選任されるときは、当人はその前任者の任期と同じ期間就任するものとします。上記にかかわらず、当社発行の優先株式を1種類または1シリーズ以上保有する者が年次株主総会または臨時株主総会において、株式の種類またはシリーズ毎に、取締役選任議決権を行使することができる場合は、かかる取締役の選任、任期、欠員の補充およびその他の事項は基本定款の記載に従うものとします。

付属定款において明示的に付与される権限に加え、取締役は当社が行使し得るおよび行い得る行為と同じ権限を行使し、行為を行うことができます。ただし、デラウェア州法、基本定款または付属定款の定めに従うものとします。

取締役会

取締役会は、会社の組織および取締役会に適式に提案されるその他の事項の検討を目的として、ニューヨーク州ニューヨーク市においてまたは取締役会により指定される場所において年次株主総会の後速やかに開催されるものとします。そのほか、定時の取締役会は、通知なくして随時に取締役会で決議された日時および場所または会社秘書役が各取締役に対して合理的な通知を行ったうえで決定する日時および場所において開催されます。

臨時取締役会は、各取締役宛に直接の手渡しもしくは郵便または電子的手段による送信にて、開催1日前またはその他合理的な時期に通知を行うことにより、取締役会または会長によって招集され、取締役会または臨時取締役会を招集する役員が指定する日時および場所において開催されます。臨時取締役会は取締役の3名が書面にて要求する場合、同様の方式にて開催することができます。主任取締役は、全取締役が出席する臨時取締役会および取締役会の執行役員会を同様の方法にて開催することができます。

取締役会の過半数をもって定足数とし、取締役が1名のみである場合はその1名をもって定足数とします。定足数に満たない場合は、出席取締役が取締役会を他の日に延期することができます。定足数が満たされている取締役会における過半数による決議が取締役会の決議として有効です。

執行委員会

執行委員会は、会長および取締役会から任命された3人以上のその他の取締役で構成されます。その任期は次の年次組織取締役会で次期承継者が指名されるまでとします。執行委員会の定足数は委員の過半数とします。定足数を満たす会議に出席する執行委員会の委員の過半数による議決権の行使は、執行委員会の行為とします。執行委員会の空席の補充は取締役会がこれを行います。

デラウェア州法に別段の定めがある場合を除き、執行委員会は取締役会と次回取締役会との間の期間、取締役会の全権限を行使することができ、この限りにおいて付属定款の取締役会に関する記載には執行委員会も含むものとみなします。

執行委員会は各委員宛に直接の手渡しもしくは個人宛の郵便もしくは電子的手段による送信にて合理的通知を行うことによりいつでも、会長、執行委員会議長または執行委員のうち2名によって招集することができます。

取締役会は執行委員会委員の中から執行委員会議長を指名することができます。取締役会がかかる指名を行わない場合、執行委員会が執行委員会議長を指名できるものとします。

役員

当社の役員には、最高経営責任者を置かなければならず、また、会長、社長または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、1名以上の副会長、1名以上のバイス・プレジデント、会社秘書役および財務役を含むことができます。また、取締役会が随時選任もしくは指名し、または取締役会の指示により選任もしくは指名された役員または役員補佐もこれに含むことができます。

取締役は、最高経営責任者を選任します。取締役は、会長、社長または共同社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、1名以上の副会長、1名以上のバイス・プレジデント、会社秘書役および財務役を選任することもできます。これらの者は、1年間の任期において、または、他の者が資格ある代行者として選任されるまでの間またはこれに先立つ彼ら自身の死亡、辞任もしくは解職まで執務するものとします。

取締役は、その他の役員または役員補佐を随時選任し、それらの任期は取締役会がこれを決定します。さらに、取締役は、最高経営責任者に指名された当社の役員に、各役員の監督範囲内において役員補佐または役員代行の指名または解職の権限を与えることができます。

取締役は、毎年会長を互選で選任します。会長は、取締役会の議長を務めます。また会長は、取締役会により随時付与される権限および職務を有します。

最高経営責任者は、当社の事業および方針に対する監督、運営および指揮に関する一般的な権限および義務を有します。

最高経営責任者は、取締役会および委員会によるすべての指示および決議が遂行されているかを監督し、当社の現在の事業に関する報告書を定時取締役会において取締役に、また年次報告書を株主に提出します。

最高経営責任者が不在の場合、最高経営責任者の権限および職務は、社長またはいずれかの共同社長がこれを行うものとし、社長またはいずれかの共同社長には付属定款に記載される個別の権限に加え一般的な執行権限も付与されます。社長またはいずれかの共同社長は、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も有します。

最高経営責任者および社長または共同社長のいずれもが不在の場合、チーフ・オペレーティング・オフィサーが最高経営責任者の権限および義務を遂行します。チーフ・オペレーティング・オフィサーには付属定款に定める個別の権限に加えて一般的な執行権限も付与されます。チーフ・オペレーティング・オフィサーは、取締役会または最高経営責任者により随時割当てられる権限および義務も有します。

株式

相続、譲渡または譲渡の権限に関する適切な証拠により適式に証明され、またはかかる証拠を適式に添付した株券が当社または当社の名義書換代理人に引き渡された場合、当社は権利者に対して新株券または株券未発行の株式の発行に関する証拠を発行し、旧株券を消却し、当社の名簿上に取引を記録する義務を負います。株券未発行の株式の名義人から譲渡に関する適切な指図を受領した場合、かかる株券未発行の株式は消却され、新たな株券未発行の株式または証券化されている株式が権利者に対して発行され、かかる取引は当社の名簿上に記録されます。

株券の紛失または汚損の場合、かかる紛失または汚損につき十分な証拠を提出し、かつ免除された場合を除き取締役会にて承認された補償証書を提出すれば、新たな株券が発行されます。

デラウェア州法に別段の定めが明記されている場合を除き、当社は株主名簿に記載された者を現実の株主として扱う権利を有し、したがって、第三者が権利表明またはその通知をしたか否かにかかわらず、第三者の株式に関する権利または利益を認める義務を負いません。

当社が発行権限を有する全種類の株式の総数は60億3,000万株です。当社が発行権限を有する普通株式の総数は60億株であり、1株の額面額は1セント（0.01ドル）です。当社が発行権限を有する優先株式の総株式数は3,000万株であり、1株の額面額は1ドルです。

取締役会は、法および基本定款の制限に従うことを条件として優先株式をシリーズにて発行することを決定し、かつ適用あるデラウェア州法に基づいて証書を提出することにより、各シリーズに含まれる株式数を随時設定することならびにかかるシリーズの指定、権限、優先性および株式の権利内容ならびにその条件、制限または規制を設定する権限が与えられています。

基本定款にいう普通株式もしくは優先株式の発行または基本定款に基づく普通株式もしくは優先株式に関する取締役会の行為は、取締役会を構成する全取締役の少なくとも66 2/3パーセントの賛成によるか、または、取締役会の全取締役の少なくとも66 2/3パーセントの賛成により設置された委員会によるものでなければなりません。

配当

発行済普通株式の配当の支払、宣言または支払のための資金の確保がなされる前に、発行済優先株式の配当の支払、宣言または支払のための資金の確保がなされなければなりません。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、同決議に従い優先株式保有者に対し配当が全額支払われた後に、優先株式の全シリーズの保有者を除く普通株式保有者に対し取締役会により随時宣言される配当が支払われるものとします。

資産の配分

当社が自主的または強制的に清算、解散または会社整理される場合に優先株式保有者に対する配当が権利を有する優先配当額に至らないときは、かかる資産は優先株式の全シリーズの株式について、優先株式保有者に対し支払われるべき優先配当額（未払の累積配当額がある場合はこれも含みます。）の割合に応じて配分されるものとします。

優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、当社が自主的または強制的に清算、解散または会社整理される場合に優先株式のシリーズ発行に関する決議に従い優先株式保有者に対し配当が満額支払われた後、優先株式の全シリーズの保有者を除く当社普通株式保有者は保有する当社普通株式の割合に応じて、当社の残余財産の配当を受けるものとします。

議決権

法の規定に従って、また、優先株式のシリーズ発行に関する決議に別途定めがある場合を除き、発行済みの当社普通株式の保有者は取締役選任およびその他すべての事項につき議決権を行使でき、当社の株主名簿に保有者名義で登録される当社普通株式1株につき1個の議決権が与えられるものとします。ただし、普通株式の株主は、単数または複数の発行済優先株式のシリーズの条項のみに関わる書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（書換基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに1つの種類として議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

株式の種類の変更等

基本定款に明確に別段の定めがある場合を除き、法または当社の基本定款もしくは付属定款において要求される決議要件に加えて、関連株主や関連株主の関連会社もしくは提携会社が実質的に保有する、株式資本（後に定義します。）もしくは株式資本や子会社の持分株式に転換可能な証券の種類またはシリーズの株式比率を増加させる効果を直接的または間接的に有する証券の種類の変更（株式併合を含みます。）、当社の資本再構成または当社の子会社（後に定義します。）との合併や統合もしくはその他取引（関連株主と共同しその他関連株主を関与させたかどうかにかかわらず）を行うときは、議決権付株式（後に定義します。）の保有者が行使する議決権の過半数以上の賛成票が必要とされます（全議決権付株式を1種類と判定します。）。法律、合衆国の証券取引所との取決め、その他により、投票が要求されず、また一定以下の割合の賛成票で足りあるいは株式の種類毎の投票でよい旨が規定されていたとしても同様です。

「子会社」とは、当社がその資本にかかる証券の1種類の過半数以上を実質的に保有する会社を指します。ただし下記の関連株主の定義においては、「子会社」とは当社がその資本にかかる証券の全種類の過半数以上を実質的に保有する会社のみを指します。

「関連株主」とは（当社もしくは子会社および当社の利益分配制度、従業員持株制度その他の従業員福利制度もしくはかかる制度に係る受託者や被委託者（その職務に基づき活動する場合）を除く）（a）その時点で発行済議決権付株式の保有者が行使する議決権の25パーセント以上の実質上の保有者となる計画または意思を表明している者、または（b）当社の関連会社または提携会社であり、その日の前日まで2年間のいずれかの時点において、発行済議決権付株式の保有者が行使可能な25パーセント以上の議決権付株式の実質上の保有者であった者を指します。

「株式資本」とは、基本定款の定めるところにより随時発行される当社の全株式資本でこれには当社普通株式が含まれますがこれに限られません。「議決権付株式」とは一般に当社の株主に対し提出されるすべての議案に投票できる全資本株式を指します。

2 【外国為替管理制度】

現在、合衆国においては外国為替管理規制は施行されていません。また、合衆国の非居住者による内国法人（通信、航空、海運その他一定の特殊な事業会社を除きます。）の株式取得または解散に伴う配当等の送金については、原則として制限が設けられていません。ただし、合衆国の法令上、一定の国もしくは地域、人物または区分に属する者の名義で登録している有価証券に係る取引および当該国もしくは地域、人物または者に対する有価証券取引に関連する金銭の送金が制限されています。この制限は現在、キューバ、北朝鮮、スーダン、シリア、イランおよびウクライナのクリミア地方について施行されています。これらの国々または地域のために行う個人および法人も制限の対象になります。また、ジンバブエ、ブルンジ、コートジボワール、コンゴ共和国、ベラルーシ、ソマリア、西バルカン諸国、レバノン、リビア、イラク、イエメン、ビルマ（ミャンマー）、南スーダン、ウクライナ／ロシア、中央アフリカ共和国またはベネズエラと関係のある一定の個人および法人は、人権侵害、テロ行為、麻薬の不法取引、国際犯罪組織、大量破壊兵器拡散、非常に悪質なサイバー攻撃または制裁回避に関係しているため、制限を受けるかまたは制限を受けることになる可能性があります。

3 【課税上の取扱い】

本項目における記載は、課税上の取扱いの一般的な説明です。

(1) 本国における課税上の取扱い

(A) 非米国人普通株式保有者に対する合衆国連邦税の考察

以下は、非米国人普通株式保有者に対する、合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する要約です。この要約は、特定の投資家（銀行を含みますが、これに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、普通株式を「キャピタル・アセット」（内国歳入法（以下に定義します。）第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家について述べるものです。

本要約は、1986年合衆国内国歳入法（その後の修正を含みます。以下「内国歳入法」といいます。）、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、普通株式の取得、保有および処分の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談することを勧めます。また、同様に個々の州、地域ごとの、または諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談することを勧めます。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果および報告事項ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとのまたは合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られず、他の事項にもわたります。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、（i）アメリカ合衆国の市民または居住者、（ii）合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、（iii）遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収益が何から生じるかは問いません。）、および（iv）信託のうち（ア）合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1人以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または（イ）合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が普通株式を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、普通株式の取得、保有および処分の取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。普通株式の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

配当

非米国人保有者に支払われる普通株式の配当は、米国連邦所得税制下において源泉徴収の対象となります。その税率は30パーセントですが、個々人において適用のある所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。ただし、当該配当が実質的に合衆国内における取引または事業に関連する場合（適用のある所得税に関する条約において、当該保有者の合衆国内における恒久的施設に関して生じた場合のみ当該配当について純利益額に応じて合衆国連邦所得税制に服させると定められている場合には、これに該当する場合のみ）にはこの限りではありません。ここにいう「実質的に合衆国内における取引または事業に関連する」配当に対しては、合衆国市民および居住者ならびに合衆国企業に適用となる税率が適用され、一般的には、源泉徴収の対象とはなりません。これらの「実質的に合衆国内における取引または事業に関連する」配当のうち、非米国人企業が受領したものは、個々の状況毎に、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となることがあり、その場合の税率は30パーセントですが、個々人に適用となる所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。

非米国人普通株式保有者が所得税に関する条約に基づく低税率の適用を受ける資格があるとしても、当社および他の支払人は、原則として非米国人保有者に対する配当支払に関して、（所得税に関する条約に基づく軽減税率ではなく）30パーセントの税率で源泉徴収をしなければなりません。ただし、以下の場合を除きます。

（i）非米国人保有者が、かかる保有者に係る支払に関して所得税に関する条約に基づく軽減税率の適用を受ける資格があることを証明した有効な合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは他の証拠書類を、当社または他の支払人に提供した場合、および（ii）外国口座税務コンプライアンス法に基づき、外国法人（仲介業者として行為する外国法人を含みます。）に対して支払われる実際のまたは解釈上の配当の場合で、（a）かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは普通株式を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、（x）自らの口座名義人（当該機関への一定の投資者を含みます。）に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取り決めているか、（y）当該規則が「みなし適用」される一定の要件を満たしているためにかかる取決めを行う義務を免除されているか、または（z）適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、（b）要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う者に提供した場合。

非米国人普通株式保有者のうち、所得税に関する条約に基づき、合衆国源泉徴収税について軽減税率の適用対象となる者は、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の還付請求書を提出することにより、過払いの源泉徴収税額の還付を受けることができます。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対してこれらの源泉徴収義務が及ぼし得る影響について、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。

普通株式処分益

非米国人保有者は、原則として、普通株式の処分に基づき生じた処分益について、合衆国連邦所得税制の対象となりません。ただし、以下に述べる場合を除きます。（i）当該処分益が実質的に合衆国内において非米国人保有者が行う取引または事業に関連する場合（適用のある所得税に関する条約において、当該非米国人保有者が有する合衆国内における恒久的施設に関して生じた場合のみ当該売却益を含む処分益について純利益額に応じて合衆国連邦所得税制に服させると定められている場合には、これに該当する場合のみ）、（ii）非米国人保有者が個人保有者であり、かつ普通株式を「キャピタル・アセット」として保有する場合で、当該保有者が当該売却に対する課税対象年度内に合衆国に183日以上滞在し、かつその他一定の条件に該当する場合、または（iii）当社が、現在または以前、合衆国連邦所得税制という「合衆国不動産保有会社」であり、かつ当該非米国人保有者が当該株式を処分するまでの過去5年間のうちいずれかの時点において、直接または間接を問わず、5パーセント以上の普通株式を保有していた場合（かつ、所得税に関する条約上認められる一切の免除の対象とならない場合）。「実質的に合衆国内における取引または事業に関連する」配当のうち、非米国人企業が受領したものは、場合によって、さらに「ブランチ・プロフィット・タックス」の課税対象となることがあり、その場合の税率は30パーセントですが、個々人に適用となる所得税に関する条約に応じてそれ以下の税率が定められることがあります。当社は、過去において、また現時点において、合衆国連邦所得税制という「合衆国不動産保有会社」であったことはなく、さらに将来においてかかる会社となることを予定していません。

2018年12月31日より後に普通株式を売却または処分する場合、非米国人保有者は、上記の「配当」の項目の第2段落目の（ii）に記載した、外国口座税務コンプライアンス法によって課される要件を満たさない限り、売却または処分の総手取金に対して30パーセントの源泉徴収税が課税される可能性があります。個々の保有者または保有者となろうとする者は、普通株式への投資に対するこれらの源泉徴収義務が及ぼし得る影響、および、源泉徴収税が課される場合における還付または税額控除の可能性について、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。

連邦相続税

死亡の時点において、非米国人によって保有されている普通株式は、米国連邦相続税制という「総相続財産」に含まれることとなります。ただし、相続税に関する条約に別段の定めがある場合を除きます。

報告要求およびバック・アップ源泉徴収税

現行法の下において、合衆国バック・アップ源泉徴収税（現行税率は28パーセント）および関連する情報報告要求（上記の源泉徴収税との関係における配当支払に関する報告を除きます。）は、非米国人保有者に対する配当支払のうち、（ア）上記30パーセントの税率による源泉徴収税の課税対象者となっている者、または（イ）適用のある所得税に関する条約によりかかる源泉徴収税が低減されている結果、対象外とされている者に対するものについては、適用がありません（下記「日米所得税・相続税協定」の適用をご参照ください。）。その他の場合は、合衆国連邦バック・アップ源泉徴収所得税を、「免除受領者」に該当しない者で、かつ所定の情報（合衆国納税義務者番号を含みます。）を提供しなかった保有者の普通株式に関して支払われた配当に適用されることがあります。

仲介業者の合衆国事務所に対する、またはこれを通じての、普通株式の売却の対価の支払は、現在のところ、合衆国バック・アップ源泉徴収税および情報提供義務の対象となります。ただし、保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明する場合、またはその他免除を得る場合にはこの限りではありません。

非米国人保有者は、原則としてバック・アップ源泉徴収税制の下において過払いとなった源泉徴収税について、合衆国内国歳入庁に宛てて所定の請求書を提出することにより、当該過払い額の還付を受けることができます。

(B) 普通株式に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定（以下「所得税協定」といいます。）および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある普通株式の日本における実質保有者は、原則として、普通株式の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（また、損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は普通株式の売却により得た手取金および普通株式自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、普通株式の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

- (i) 所得が、合衆国内における取引または事業に実質的に関連している場合。
- (ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰することができる場合。

合衆国連邦源泉所得税が配当について課されるべき場合には、一般的に、普通株式の実質保有者である日本人の保有者のために、30パーセントから10パーセントに引き下げられています。しかし、この引下げは、実質保有者である日本人の保有者が合衆国に恒久的施設を所有しており、かつその普通株式がかかる恒久的施設に実質的な関連を有する場合は、適用されません。

相続税：日米間の相続税協定（以下「相続税協定」といいます。）および米国連邦相続税法に基づき、日本に居住し、普通株式の実質保有者である個人が死亡した場合、普通株式は合衆国内に所在する財産とみなされ、合衆国連邦相続税が適用されます。原則として、かかる税金は、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、日米間の相続税協定に基づき、普通株式に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手続を遵守する必要がある、場合によっては、当社普通株式への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、米国の課税当局に対して十分に立証する必要があります。

(C) 日本において発行された円貨社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、当社が日本において発行した未償還の円貨社債（本項(C)および次項(D)において、以下「社債」といいます。）と社債に付されている利札（以下「利札」といいます。）に関する税務についての概要です。社債には、（i）米国連邦所得税の目的上、記名式ではない債券、および（ii）FTR0債（以下に定義されます。）が含まれます。

以下は社債に投資する非米国人保有者（non-U.S. holder）について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。本要約は、（i）社債の元本、利息（発行時割引額を含みます。）およびプレミアムの支払は、合衆国の領土外で行われ、（ii）社債の売却、交換、償還またはその他処分は、合衆国の領土外で行われるものと仮定しています。

この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、社債を「キャピタル・アセット」（内国歳入法第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家のみについて述べるものです。

本要約は、内国歳入法、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、社債の取得、保有および処分の合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談することを勧めます。また、同様に個々の州、地域ごとの、または諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談することを勧めます。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果および報告事項ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとのまたは合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られず、他の事項にもわたります。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収益が何から生じるかは問いません。）、および(iv) 信託のうち（ア）合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1人以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または（イ）合衆国財務省規則に従って、米国人であることと取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が社債を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱い、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、社債の取得、保有および処分取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

現行の合衆国所得税および相続税法の下では、

- (a) シティグループまたは支払代理人による非米国人保有者に対する社債の元本、利息（発行時割引額を含みます。）およびプレミアムの支払に対しては、合衆国の連邦源泉徴収税は課されません。ただし、プレミアム、利息または発行時割引額については、（1）実質保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有せず、（2）実質保有者が株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人ではなく、（3）2007年、2008年または2013年に発行された外国向け記名式（foreign-targeted registered form）による社債（以下「FTRO債」といいます。）の保有者の場合、かかる保有者がそこを通じてその社債を保有している金融機関は、振替機関の参加者（以下「口座管理機関」といいます。）であり、外国向け記名式債券（foreign-targeted registered-form obligations）について規定する合衆国財務省規則（以下「FTROルール」といいます。）に従い、支払代理人に対し当該保有者が非米国人である旨の証明書を交付することが条件となります。
- FTROルールは、当社が毎年、各口座管理機関から、当該口座管理機関を通じてFTRO債を所有している各社債権者が、（i）非米国人保有者である旨、または（ii）米国人である旨（その場合はさらに、当該社債権者またはその口座管理機関が合衆国内国歳入庁様式W-9を当社に提出済みであり、当該口座管理機関が当社に適切な合衆国実質所有通知書を提出済みである旨）の証明書を受領することを要求しています。
- (b) 非米国人保有者は、社債の売却、交換、償還またはその他の処分からの実現利益に対して合衆国連邦源泉徴収税を課されません。
- (c) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する社債または利札は、かかる死亡の時点で、かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有しておらず、社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行と事実上の関連がなかった場合、一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。

- (d) 合衆国の情報報告要件およびバック・アップ源泉徴収税は、当社または支払代理人により合衆国外でなされた社債または利札についての非米国人保有者に対する支払には適用されません。ただし、FTR0債の保有者の場合は、当該非米国人保有者が当該社債をそこを通じて保有する口座管理機関が上記FTR0規則を遵守している必要があります。
- (e) 情報報告要件およびバック・アップ源泉徴収税は、社債または利札の外国のカストディアン、外国のノミニーその他実質保有者の外国の代理人の外国事務所による非米国人保有者に対する合衆国外のかかる社債または利札に関する支払には適用されません。ただし、かかるカストディアン、ノミニーまたは代理人が
- (i) 合衆国における取引または事業の遂行から一定の期間について得た収益が総収益の50パーセント未満であり、
 - (ii) 合衆国連邦所得税の目的上被支配外国法人ではなく、かつ
 - (iii) 課税対象年度中米国人により（収益または資本持分の割合で見て）50パーセント超所有されているかまたは合衆国の取引もしくは事業の遂行に従事している外国のパートナーシップではないものとしします。その他のカストディアン、ノミニーまたは代理人の外国の事務所による合衆国外での社債または利札に対するその実質保有者への支払は、バック・アップ源泉徴収税の課税対象となりませんが、かかるカストディアン、ノミニーもしくは代理人がその記録において実質保有者が非米国人保有者であるとの文書による証明を有しているかまたは実質保有者が別段の免除を得る場合を除き、情報報告要件が課されます。社債または利札の実質保有者のカストディアン、ノミニーまたはその他代理人の合衆国の事務所によるかかる社債または利札に対する支払は、実質保有者が違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で非米国人の身分を証明するかまたは別段の免除を得る場合を除き、情報報告要件およびバック・アップ源泉徴収税の対象となります。要求された情報が適時に合衆国内国歳入庁に提供されることを条件として、バック・アップ源泉徴収税制の下において源泉徴収された金額は、還付金または非米国人保有者の合衆国連邦所得税負担に対する税額控除として認められることができます。
- (f) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、社債または利札上の利息および利益とかかる取引または事業の遂行との間に実質的な関連性がある場合、実質保有者は、上記の源泉徴収税を免除されていても、（上記に定義された）米国人である場合と同様の方法でかかる利息および利益が合衆国連邦所得税の課税対象となることがあります。さらに、かかる実質保有者が外国法人である場合は、内国歳入法に定義される課税対象年度の当該実質的に関連する収益および利益（ただし、調整があり得ます。）に30パーセントの税率による「ブランチ・プロフィット・タックス」が課せられることがあります。
- (g) 非米国人保有者が社債または利札の売却、交換、償還または他の処分から実現した利益は、(i) かかる利益が（上述の）非米国人保有者である保有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または(ii) 個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還または他の処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦所得税の課税対象となりません。

- (h) 本項「(C) 日本において発行された円貨社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に
関する一定の事項」に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において税制上透明なもの（fiscally
transparent）として扱われる事業体（例えばパートナーシップ）に適用する目的上、実質保有者とはか
かる事業体の各最終実質保有者を意味します。

(D) 社債に係る日米所得税・相続税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格
がある社債の日本における実質保有者は、原則として、社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税
の適用が免除されます（また、損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は社債
の売却益および社債自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、社債の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなけれ
ば合衆国連邦所得税の適用を受けません。

(i) 所得が、合衆国における取引または事業に実質的に関連している場合。

(ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個
人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務
所その他固定した営業所に帰することができる場合。

相続税：日米間の相続税協定に基づき、社債に関し生じる合衆国相続税について、相当額の減額を受けるこ
とが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決め
られた手続を遵守する必要があり、場合によっては、社債への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協
定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の課税当局に対して十分に立証する必
要があります。

(E) 日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項

以下は、(i) 当社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した (a) シティグループ・インク 2020年2月12日満期 豪ドル建社債および (b) シティグループ・インク 2020年2月12日満期米ドル建社債（以下総称して「EMTNプログラム債」といいます。）、(ii) 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行した (a) シティグループ・インク 2024年9月25日満期 ブラジル・レアル建ゼロクーポン社債（円貨決済型）、(b) シティグループ・インク 2017年9月25日満期 トルコリラ建社債、(c) シティグループ・インク 2018年12月17日満期 ニュージーランドドル建社債、(d) シティグループ・インク 2018年12月17日満期 トルコリラ建社債、(e) シティグループ・インク 2025年6月17日満期 米ドル建 早期償還条項付 変動利付（CMS型）社債、(f) シティグループ・インク 2021年3月26日満期 豪ドル建社債、(g) シティグループ・インク 2021年3月26日満期 米ドル建社債、(h) シティグループ・インク 2020年9月28日満期 円貨決済型ブラジルレアル建社債、(i) シティグループ・インク 2019年4月9日満期ブラジル・レアル建社債（円貨決済型）および (j) シティグループ・インク 2018年12月17日満期ブラジル・レアル建社債（円貨決済型）（以下総称して「GMTNプログラム債」といいます。）、(iii) 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行したシティグループ・インク 2020年6月17日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／ニュージーランドドルデジタルクーポン・デュアル社債（以下「為替連動デュアル・カレンシー債」といいます。）、ならびに (iv) 当社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき当社が発行したシティグループ・インク 2017年6月21日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債（以下「複数指数連動債」といいます。）に関する税務についての概要です。EMTNプログラム債およびGMTNプログラム債を以下総称して「プログラム債」といいます。プログラム債、為替連動デュアル・カレンシー債、複数指数連動債を、本項(E)および次項(F)において、以下「売出社債」と総称します。

以下は売出社債に投資する非米国人保有者（non-U.S. holder）について考慮される合衆国連邦所得税・相続税の取扱いに関する一定の事項の要約です。この要約は、特定の投資家（銀行を含みますがこれに限定されません。）に関係のある合衆国連邦税の課税のすべての側面または特定の保有者に関係のある特定の事項および状況を扱うものではありません。また、この要約は、州、地方または合衆国外の税に関して考慮される事項を扱うものではありません。本要約は、売出社債を「キャピタル・アセット」（内国歳入法第1221章にいう、原則として投資目的で保有する資産）として保有する投資家のみにについて述べるものです。

本要約は、内国歳入法、その立法に至る経緯、同法に基づいて定められる財務省規則ならびに同法に関する行政上および司法上の解釈に基づくものです。これら本要約の基礎となった事項は、いずれも本報告書の提出日現在のものです。また、これらの事項は今後、変更改訂される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があります。個々の保有者および保有者となろうとする者は、売出社債の取得、保有および処分の場合、合衆国連邦租税法上の取扱いについて、税務アドバイザーに相談することを勧めます。また、同様に個々の州、地域ごとの、または諸外国の課税地域における課税上の取扱いについても、税務アドバイザーに相談することを勧めます。課税上の取扱いに関する事項には、源泉徴収に関して適用される合衆国連邦税に関する規則の効果および報告事項ならびに合衆国連邦租税法および個々の州、地域ごとのまたは合衆国以外の諸外国の課税地域において行われた源泉徴収に関してその税額控除または控除の可否を含みますが、これらに限られず、他の事項にもわたります。

本項において用いられる「非米国人」とは、米国人以外の者を指します。ここに「米国人」とは、(i) アメリカ合衆国の市民または居住者、(ii) 合衆国の法律に基づいて設立されまたは組織された法人、(iii) 遺産財団のうち、その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの（収益が何から生じるかは問いません。）、および(iv) 信託のうち（ア）合衆国内のいずれかの裁判所がその運営に関し監督権を行使することができるものであり、かつ1人以上の米国人に、すべての重要事項について管理する権限が与えられているもの、または（イ）合衆国財務省規則に従って、米国人であると取り扱われることを選択したものをいいます。また、「合衆国」または「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）をいいます。パートナーシップ（または合衆国連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるその他の事業体）が売出社債を保有している場合、パートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーの税法上の取扱いは、通常パートナーの地位およびパートナーシップの事業により決定されます。当該パートナーまたはパートナーシップは、売出社債の取得、保有および処分の取扱いについて、各自の税務アドバイザーに相談することを勧めます。売出社債の実質保有者のうち非米国人である者を特に「非米国人保有者」といいます。

以下の検討は、売出社債に関する非米国人保有者に対して一般に当てはまる合衆国連邦所得税の一定の効果について記載しています。当社は、プログラム債を合衆国の連邦所得税の目的上、借入債務（debt obligations）として扱うことを意図しています。以下の検討は、一般的に、当社が意図するかかる取扱いが法令に違反していないことを前提としています。現行の合衆国所得税法の下では、下記に記載するとおり為替連動デュアル・カレンシー債および複数指数連動債に対して特別な考察が適用されます。すなわち、

- (a) 当社が発行した売出社債に対する利払いおよび発行時割引額の支払に対しては、合衆国の連邦源泉徴収税は課されません。ただし、（１）非米国人保有者がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有せず、（２）非米国人保有者が（i）合衆国の連邦所得税法の目的上、株式保有を通じてシティグループと関係を有する被支配外国法人、または（ii）自らの取引もしくは事業上の通常の過程において締結する融資契約に基づき与信を行う銀行ではなく、（３）非米国人保有者が、違反すれば偽証罪の刑罰を受ける条件の下で署名した、適用ある要件に従って非米国人であることを証明する報告書を提供するか、または非米国人であることを立証するための一定の書類による証拠の要件（たいていの場合は、合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-E）を満たし、（４）外国口座税務コンプライアンス法に基づき、外国法人（仲介業者として行為する外国法人を含みます。）に対して支払われる実際のまたは解釈上の配当の場合で、（a）かかる法人が外国金融機関であるか、もしくは売出社債を外国金融機関を通じて保有している場合であって、当該外国金融機関が、（x）自らの口座名義人（当該機関への一定の投資者を含みます。）に関する情報を収集し米国課税当局に提供することを米国政府との間で取り決めているか、（y）当該規則が「みなし適用」される一定の要件を満たしているためにかかる取決めを行う義務を免除されているか、または（z）適用ある政府間の取決めの条件を満たしており、かつ、（b）要求されている場合には、かかる法人が自らの直接および間接の米国人保有者を確認できる証書を、源泉徴収を行う者に提供することが条件となります。
- (b) 非米国人保有者が合衆国において取引または事業に従事しており、かつ売出社債からの収入（利益を含みます。）とかかる取引または事業の遂行との間に実質的な関連性がある場合、適用される所得税に関する条約において別段の取決めがなされていない限り、一般的に、非米国人保有者に対し、かかる収入につき、非米国人保有者が米国人保有者であるかのごとく同様の方法で通常の合衆国連邦所得税が課せられることになります。かかる非米国人保有者が法人の場合は、30パーセントの税率（または所得税に関する条約に基づく軽減税率）の支店利益税（branch profit tax）が適用される可能性についても考慮しなければなりません。非米国人保有者が、売出社債に対して支払われる金額に対する源泉徴収の免除を受けるためには、該当する源泉徴収義務者に合衆国内国歳入庁様式W-8 ECIを提出することが要求され、そうしなければかかる金額がかかる源泉徴収の対象となります。
- (c) 非米国人保有者が売出社債の売却、交換、償還または他の処分から実現した利益は、（i）かかる利益が（上述の）非米国人保有者である保有者が合衆国において遂行した取引または事業に実質的に関連するか、または（ii）個人である非米国人保有者の場合は、かかる個人がかかる売却、交換、償還または他の処分の課税対象年度中に合衆国に183日間以上滞在しておりかつ他の条件を満たさない限り、通常合衆国連邦源泉徴収税または所得税の課税対象となりません。ただし、2018年12月31日より後に行われる売却または処分については、非米国人がかかる売却もしくは処分から得た総手取金は、上記（a）項の（４）に記載した、外国口座税務コンプライアンス法によって課される要件が満たされない限り、30パーセントの源泉徴収税が課される可能性があります。

- (d) 売出社債につき支払われる金額および課税対象となる売出社債の処分による利益は、非米国人保有者が内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは一般的にバック・アップ源泉徴収税の免除を受けるための様式である同様式W-8の他の適用ある様式を提出しない限り、報告要求およびバック・アップ源泉徴収税の対象となることがあります。一般的に、非米国人保有者が合衆国内国歳入庁に適切な還付請求書を提出することにより、バック・アップ源泉徴収制度に基づき徴収された源泉徴収税額のうち過払い分の還付を受けることができます。
- (e) 死亡時に合衆国の市民または居住者ではない個人が保有する売出社債は、かかる死亡の時点で、(i) かかる個人がシティグループの全種類の株式の議決権の合計の10パーセント以上を実際にまたは解釈上保有しておらず、かつ(ii) 売出社債の収益がかかる個人による合衆国における取引または事業の遂行と事実上の関連がなかった場合、一般的には合衆国内に所在する財産として扱われず、従って一般的にはかかる個人の死亡の結果合衆国連邦相続税の課税対象とはなりません。
- (f) 本項(E)「日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」に記載された原則を合衆国連邦所得税の目的において税制上透明なもの(fiscally transparent)として扱われる事業体(例えばパートナーシップ)に適用する目的上、実質保有者とはかかる事業体の各最終実質保有者を意味します。

為替連動デュアル・カレンシー債に適用される課税に関する特別な考察：合衆国連邦所得税法上の為替連動デュアル・カレンシー債の取扱いについては不確かであるものの、当社は現在、売出社債について行われる定期的な支払が合衆国源泉徴収税の課税対象とならないよう意図しています。ただし、非米国人保有者が、適切に作成された(i) 非米国人保有者が米国人ではないことを証明する合衆国内国歳入庁様式W-8 BENもしくはW-8 BEN-Eまたは法に定められた他の証拠書類、または(ii) 為替連動デュアル・カレンシー債に関する収入が非米国人保有者が行う合衆国内における取引または事業と実質的に関連することを証明する合衆国内国歳入庁様式W-8 ECIを提出することを条件とします。かかる提出が行われなければ、為替連動デュアル・カレンシー債は、一般的に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の所得税の取扱いがなされます。

非米国人保有者である個人またはその財産が合衆国連邦相続税の目的において潜在的にかかる個人の総相続財産に算入可能な事業体(例えば、かかる個人が資金を提供している信託であって、かつ、かかる個人がそれに関する一定の利益または権限を保持している信託)は、所得税に関する条約による免除の適用がなければ、合衆国連邦相続税の目的において借入(debt)として扱われない売出社債は、その財産が合衆国内に所在するものとして扱われ、従って合衆国連邦相続税の課税対象となる可能性があることに留意しなければなりません。かかる個人または事業体である非米国人保有者は、売出社債への投資に対する合衆国連邦相続税の効果について、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

複数指数連動債に適用される課税に関する特別な考察：当社は複数指数連動債が合衆国連邦所得税の目的上「プット・アンド・デポジット（a put and a deposit）」として扱われることを意図しており、その目的のため、当社は売出社債に関してデポジットに対する利息としての定期的な支払をゼロパーセントとし、プット・プレミアムを100パーセントとしています。複数指数連動債の非米国人保有者は、複数指数連動債への投資に対する合衆国連邦所得税の効果および州、地方または合衆国外の税に適用ついて、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

複数指数連動債について意図されたかかる取扱いが法令に違反していなければ、複数指数連動債の非米国人保有者は、複数指数連動債に対して支払われる金額につき合衆国連邦源泉徴収税または所得税の課税対象とはなりません。ただし、複数指数連動債に関して上記の（a）段落に記載された要件が満たされることを条件とします。当社は現在、複数指数連動債について非米国人保有者に対する支払から源泉徴収を行うことを意図していませんが（かかる要件が満たされていることを前提とします。）、複数指数連動債の取扱いが不確かであることを踏まえると、売出社債について源泉徴収を行う責任を有する他の者が、売出社債に対する定期的な支払の一部または全部を30パーセントの税率（適用される所得税に関する条約に基づき税率が軽減税されることがあります。）の源泉徴収税の課税対象として扱う可能性があります。さらに、当社は、将来、複数指数連動債に対する定期的な支払について、かかる30パーセント（適用される所得税に関する条約に基づき低減税率が課されることがあります。）の源泉徴収を行うことを決定する可能性があります。下記の考察（複数指数連動債に対してあり得る別の課税上の取扱いについての検討を含みます。）に従うことを条件とし、そうでなければ複数指数連動債は、一般的に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の所得税の取扱いがなされます。

米国財務省は、最近、内国歳入法第871(m)章に基づく規則をまとめました。かかる規則では、非米国人保有者に対し、一定の基準を満たす転換社債の基礎となる米国株式への配当に帰するものとして扱われる金額につき、30パーセントの税率（または所得税に関する条約に基づく軽減税率）の源泉徴収（以下「第871(m)章源泉徴収」といいます。）を求めています。最終規則の効力発生日に基づき、第871(m)章源泉徴収は、2016年12月31日またはそれより前に発行される売出社債には適用されません。ただし、売出社債の条件に対し、合衆国連邦所得税の目的において売出社債が転換されたとみなされることとなるような重大な修正が行われないことを条件とします。

非米国人保有者である個人またはその財産が合衆国連邦相続税の目的において潜在的にかかる個人の総相続財産に算入可能な事業体（例えば、かかる個人が資金を提供している信託であって、かつ、かかる個人がそれに関する一定の利益または権限を保持している信託）は、所得税に関する条約による免除の適用がなければ、合衆国連邦相続税の目的において借入（debt）として扱われない売出社債は、その財産が合衆国内に所在するものとして扱われ、従って合衆国連邦相続税の課税対象となる可能性があることに留意しなければなりません。かかる個人または事業体である非米国人保有者は、売出社債への投資に対する合衆国連邦相続税の効果について、自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

複数指数連動債への投資に対してあり得る別の課税上の取扱い：複数指数連動債の全部または一部が借入債務（debt obligation）として扱われる場合には、当該売出社債は一般に、借入債務として扱われる売出社債に対する上記の課税上の取扱いに従うことになります。あるいは、非米国人保有者は、複数指数連動債に関連する基礎となる有価証券を保有するものとして取り扱われる可能性があり、その場合、税効果は重大な悪影響を受けることがあります。

2007年、米国財務省および内国歳入庁は、「支払済の先渡契約（prepaid forward contracts）」およびこれに類する証書の合衆国連邦所得税の取扱いに関する意見を求める通知を発表しました。通知に掲げられた問題点の中には、一定の株式連動債を合衆国連邦源泉徴収税を対象とすべきであるならばどの程度か、というものがあります。通知は、適切な移行規則および効力発生日についての意見を求めているものですが、これらの問題を考察後に公表される財務省規則またはその他のガイダンスが、複数指数連動債への投資の源泉徴収税効果に対して、おそらく遡及的に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。複数指数連動債に対する支払に源泉徴収税が課される場合、源泉徴収された金額について追加額を支払うことは求められません。

(F) 売出社債に係る日米所得税・相統税協定

所得税：現行の日米間の所得税協定および合衆国連邦所得税法に基づき、所得税協定による免除の適用資格がある売出社債の日本における実質保有者は、原則として、売出社債の売却により得た所得に対して合衆国連邦所得税の適用が免除されます（また、損失に対しては控除が認められません。）。しかしながら、かかる免除は売出社債の売却益および売出社債自体が日本の保有者の合衆国に有する恒久的施設に帰せられる場合には適用されません。

所得税協定が適用されない場合であっても、売出社債の売却により得た所得は、以下のいずれかの場合でなければ合衆国連邦所得税の適用を受けません。

(i) 所得が、合衆国における取引または事業に実質的に関連している場合。

(ii) 個人保有者の場合、売却に対する課税対象年度において合計183日以上合衆国に滞在しており、当該個人が合衆国に「課税地（tax home）」を有しているか、またはかかる所得が合衆国で個人が有する事務所その他固定した営業所に帰することができる場合。

相続税：日米間の相続税協定および米国連邦相続税法に基づき、日本に居住し、売出社債の実質保有者である個人が死亡した際、売出社債が合衆国内に所在する財産とみなされ（上記「日本において売り出された社債に関し非米国人保有者について考慮される合衆国連邦税に関する一定の事項」の(e)項に記載されているとおりです。）、従って合衆国連邦相続税が適用される場合には、18パーセントから40パーセントの間で累進課税されます。ただし、日米間の相続税協定に基づき、売出社債に関し生じる合衆国相続税の一部について、減額を受けることが可能となっています。

所得税または相続税に関する協定により合衆国税の軽減を受けるためには、その利益の請求についての決められた手続を遵守する必要がある、場合によっては、売出社債への日本の投資者が、合衆国国内税法および当該協定に基づき、日本の実質保有者として適格であることについて、合衆国の税務当局に対して十分に立証する必要があります。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本居住者である個人または法人に上記「(1) 本国における課税上の取扱い」に述べた米国の税が課されこれを支払った場合、当該個人または法人は、日本の所得税、法人税および相続税に関する諸法令に定める限度で、かつ当該法令に従うことを条件として、日本で支払うべき税から控除することができます。「第一部 企業情報、第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要、2 日本における実質株主の権利行使に関する手続、(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。

4 【法律意見】

(1) アメリカ合衆国ニューヨーク州法に関する当社のキャピタル・マーケット担当アシスタント・ゼネラル・カウンセルであるバーバラ・ポリティより下記の趣旨の法律意見書（税務事項を除きます。）が提出されています。

(a) 当社はデラウェア州法に準拠して適法に設立され、有効に存続している会社です。

(b) 本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、1 会社制度等の概要」に記載されているアメリカ合衆国およびデラウェア州の法律に関する記述内容は、すべての重要な点において真実かつ正確であると認めます。

(2) 当社のアメリカ合衆国税務顧問であるクリアリー・ゴットリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所より合衆国の連邦所得税法の範囲において下記の趣旨の税務意見書が提出されています。

本有価証券報告書「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要、3 課税上の取扱い、

(1) 本国における課税上の取扱い」に記載されている合衆国の課税制度に関する記述内容は、当該事項についての適正な概要を述べるものです。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

下記連結財務情報は、2016年２月26日にSECに提出されたフォーム10-Kによる年次報告書（以下「2015年度年次報告書フォーム10-K」といいます。）から抜粋したものです。

抜粋財務指標の推移

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円))	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
純利息収益	\$46,630 (¥5,116,244)	\$47,993 (¥5,265,792)	\$46,793 (¥5,134,128)	\$46,686 (¥5,122,388)	\$47,649 (¥5,228,048)
利息以外の収益	29,724 (3,261,317)	29,226 (3,206,677)	29,931 (3,284,029)	22,844 (2,506,444)	29,986 (3,290,064)
支払利息控除後収益	\$76,354 (¥8,377,561)	\$77,219 (¥8,472,469)	\$76,724 (¥8,418,157)	\$69,530 (¥7,628,832)	\$77,635 (¥8,518,112)
営業費用	43,615 (4,785,438)	55,051 (6,040,196)	48,408 (5,311,326)	50,036 (5,489,950)	50,180 (5,505,750)
貸倒引当金繰入額 および給付ならびに 請求に対する引当	7,913 (868,214)	7,467 (819,279)	8,514 (934,156)	11,329 (1,243,018)	12,359 (1,356,029)
法人税等控除前の 継続事業からの利益	\$24,826 (¥2,723,909)	\$14,701 (¥1,612,994)	\$19,802 (¥2,172,675)	\$8,165 (¥895,864)	\$15,096 (¥1,656,333)
法人税等	7,440 (816,317)	7,197 (789,655)	6,186 (678,728)	397 (43,559)	4,020 (441,074)
継続事業からの利益	\$17,386 (¥1,907,592)	\$7,504 (¥823,339)	\$13,616 (¥1,493,948)	\$7,768 (¥852,305)	\$11,076 (¥1,215,259)
法人税等控除後の 非継続事業から の利益（損失） ⁽¹⁾	(54) ((5,925))	(2) ((219))	270 (29,624)	(58) ((6,364))	68 (7,461)
非支配持分控除前 当期利益	\$17,332 (¥1,901,667)	\$7,502 (¥823,119)	\$13,886 (¥1,523,572)	\$7,710 (¥845,941)	\$11,144 (¥1,222,720)
非支配持分に帰属する 当期利益	90 (9,875)	192 (21,066)	227 (24,906)	219 (24,029)	148 (16,239)
シティグループ 当期利益	\$17,242 (¥1,891,792)	\$7,310 (¥802,053)	\$13,659 (¥1,498,665)	\$7,491 (¥821,913)	\$10,996 (¥1,206,481)

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)および1株当たり金額を除きます。)

	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
控除：					
優先配当—基本	\$769 (¥84,375)	\$511 (¥56,067)	\$194 (¥21,286)	\$26 (¥2,853)	\$26 (¥2,853)
基本1株当たり利益算出に適用される、配当に対する権利が失効しない従業員制限株式および繰延株式へ割り当てられた配当および未処分利益	224 (24,577)	111 (12,179)	263 (28,856)	164 (17,994)	184 (20,188)
基本1株当たり利益のための非制限普通株主に割り当てられた利益	\$16,249 (1,782,840)	\$6,688 (¥733,807)	\$13,202 (¥1,448,523)	\$7,301 (¥801,066)	\$10,786 (¥1,183,440)
追加：利益へのその他の調整	— (—)	1 (110)	1 (110)	10 (1,097)	16 (1,756)
希薄化後1株当たり利益のための非制限普通株主に割り当てられた利益	\$16,249 (¥1,782,840)	\$6,689 (¥733,917)	\$13,203 (¥1,448,633)	\$7,311 (¥802,163)	\$10,802 (¥1,185,195)
1株当たり利益					
基本					
継続事業からの利益	\$5.43 (¥596)	\$2.21 (¥242)	\$4.26 (¥467)	\$2.51 (¥275)	\$3.68 (¥404)
当期利益	5.41 (594)	2.21 (242)	4.35 (477)	2.49 (273)	3.71 (407)
希薄化後					
継続事業からの利益	\$5.42 (¥595)	\$2.20 (¥241)	\$4.25 (¥466)	\$2.44 (¥268)	\$3.58 (¥393)
当期利益	5.40 (592)	2.20 (241)	4.34 (476)	2.42 (266)	3.60 (395)
普通株式1株当たり配当宣言額	0.16 (18)	0.04 (4)	0.04 (4)	0.04 (4)	0.03 (3)

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、1株当たり金額、比率および常勤従業員を除きます。)

	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
12月31日現在：					
資産合計	\$1,731,210 (¥189,948,361)	\$1,842,181 (¥202,124,099)	\$1,880,035 (¥206,277,440)	\$1,864,328 (¥204,554,068)	\$1,873,597 (¥205,571,063)
預金合計	907,887 (99,613,362)	899,332 (98,674,707)	968,273 (106,238,914)	930,560 (102,101,043)	865,936 (95,010,498)
長期債務	201,275 (22,083,893)	223,080 (24,476,338)	221,116 (24,260,848)	239,463 (26,273,880)	323,505 (35,494,969)
シティグループ 普通株主持分	205,139 (22,507,851)	199,717 (21,912,949)	197,254 (21,642,709)	186,155 (20,424,927)	177,213 (19,443,810)
シティグループ 株主持分合計	221,857 (24,342,150)	210,185 (23,061,498)	203,992 (22,382,002)	188,717 (20,706,029)	177,525 (19,478,043)
常勤従業員 (単位：千人)	231	241	251	259	266
実績指標					
平均資産利益率	0.95%	0.39%	0.73%	0.39%	0.56%
平均普通株主持分 利益率 ⁽²⁾	8.1	3.4	7.0	4.1	6.3
平均株主持分合計 利益率 ⁽²⁾	7.9	3.5	6.9	4.1	6.3
費用比率(営業費用合計／収益合計)	57	71	63	72	65
バーゼルIII比率— 完全実施					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽³⁾	12.07%	10.57%	10.57%	8.72%	N/A
Tier 1 資本 ⁽³⁾	13.49	11.45	11.23	9.03	N/A
資本合計 ⁽³⁾	15.30	12.80	12.64	10.81	N/A
補完的レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	7.08	5.94	5.42	N/A	N/A
資産 シティグループ普通株主 持分比率	11.85%	10.84%	10.49%	9.99%	9.46%
資産 シティグループ株主持分 合計比率	12.82	11.41	10.85	10.12	9.48
配当性向 ⁽⁵⁾	3.0	1.8	0.9	1.7	0.8
普通株式1株当たり 純資産額	\$69.46 (¥7,621)	\$66.05 (¥7,247)	\$65.12 (¥7,145)	\$61.46 (¥6,743)	\$60.61 (¥6,650)
固定費および優先株式 配当に対する利益率	2.89倍	2.00倍	2.18倍	1.39倍	1.61倍

(1) シティの非継続事業の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。

(2) 平均普通株主持分利益率は、優先株式配当を控除した当期利益を平均普通株主持分で除したものをを用いて計算されます。平均シティグループ株主持分合計利益率は、平均シティグループ株主持分で除した当期利益を用いて計算されます。

(3) 米国バーゼルIII規則が完全に実施されたものと仮定した資本構成要素およびリスク加重資産合計を算定するための先進的アプローチに基づくリスク加重資産による資本比率。

(4) シティの補完的レバレッジ比率は、完全に実施された場合における米国バーゼルIII規則に基づいています。

(5) 希薄化後株式1株当たりの当期利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額の割合。

N/A：適用ありません。

2 【沿革】

シティグループは「対等者の合併」により1998年10月8日に、シティコープがトラベラーズ・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併されることにより発足しました。当該子会社はその商号をシティコープへ、トラベラーズ・グループ・インクはその商号をシティグループ・インクへ変更しました。以下は、現在のシティグループ・インクたる法人の沿革です。

シティグループの前身であるコマーシャル・クレジット・カンパニー（現在のシティファイナンシャル・クレジット・カンパニー）は、コントロール・データ・コーポレーションの全額出資子会社であり、1986年11月に新規株式公開を行いました。同社は1988年5月、持株会社へと組織変更を行い、その株主は新たに設立された持株会社であるコマーシャル・クレジット・グループ・インク（現在のシティグループ・インク）の株主となり、コマーシャル・クレジット・カンパニーはコマーシャル・クレジット・グループ・インクの間接的な全額出資子会社となりました。1999年8月4日、コマーシャル・クレジット・カンパニーは、シティコープの間接的な全額出資子会社となり、1999年9月7日には商号をシティファイナンシャル・クレジット・カンパニーに変更しました。

1988年12月、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはニュー・ジャージー州法人であるプライメリカ・コーポレーション（以下「旧プライメリカ」といいます。）をコマーシャル・クレジット・グループ・インクの全額出資子会社に吸収合併させることにより買収しました。かかる合併の際に、コマーシャル・クレジット・グループ・インクはその商号をプライメリカ・コーポレーションに変更しました。旧プライメリカは、スミス・バーニー、ハリス・アップハム・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド（現在のシティグループ・グローバル・マーケッツ・インク）を含む各種金融サービス等を有していました。

1992年12月、プライメリカ・コーポレーションはコネチカット州ハートフォードに本店を有する総合保険会社であるザ・トラベラーズ・コーポレーションの発行済株式の約27パーセントを取得しました。プライメリカ・コーポレーションは1993年12月、ザ・トラベラーズ・コーポレーションの同社への吸収合併を通じてザ・トラベラーズ・コーポレーションの残りの株式73パーセントを取得し、商号をザ・トラベラーズ・インクに変更しました。

1993年7月、プライメリカ・コーポレーションはスミス・バーニーを介してシェアソン・リーマン・ブラザーズ・ホールディング・インクの国内証券・資産運用部門をすべて買収しました。

1995年4月、ザ・トラベラーズ・インクは商号をトラベラーズ・グループ・インクへと変更しました。トラベラーズ・グループ・インクは1996年4月、子会社であるトラベラーズ・プロパティー・カジュアルティー・コープを通じてエトナ・ライフ・アンド・カジュアルティー・カンパニーの国内損害保険子会社を買収しました。

1997年11月、トラベラーズ・グループはソロモン・インクを買収し、スミス・バーニー・ホールディングスをソロモンと合併させソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクを設立しました。1999年7月1日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクはニューヨーク州の法人であるSSBHIマージャー・カンパニー（以下「マージャー・カンパニー」といいます。）と合併し、組織形態を変更しました。マージャー・カンパニーは合併後も存続し、その商号をソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクに変更しました。2003年4月7日、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクは、その商号をシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクに変更しました。

2000年11月30日、シティグループはアソシエイツ・ファースト・キャピタル・コーポレーション（以下「アソシエイツ」といいます。）の買収を完了しました。買収は、シティグループの子会社をアソシエイツに吸収合併させることで実現されました（アソシエイツが存続会社となります。）。その結果、アソシエイツ普通株式1株に対しシティグループ普通株式0.7334株が付与されることとなりました（53,450万株）。買収により、アソシエイツはシティコープの全額出資子会社となりました。

2001年7月17日、シティコープは、16億ドルおよびヨーロッパ・アメリカン銀行（EAB、ニューヨーク州法銀行）の優先株式350百万ドル分の引受けを対価として、同社の買収を完了しました。

2001年8月6日、シティコープは、約125億ドルおよびシティグループ株を対価として、メキシコの大手金融機関グルポ・フィナンシエロ・バナメックス・アクシヴァル（以下「バナメックス」といいます。）の発行済普通株式の99.86パーセントの取得を完了しました。2001年9月24日、バナメックスによる株式買入れによって、シティコープは同社の発行済普通株式の全株の株主となりました。バナメックスおよびシティコープのメキシコにおけるバンキング業務は統合され、「バナメックス」のブランド名で事業を実施しています。

2002年11月6日、シティグループ・インクは、ゴールデン・ステート・バンコープ（以下「ゴールデン・ステート」といいます。）の買収を完了し、同社はシティグループの子会社に吸収合併されました。

2004年1月9日、シティグループは、ワシントン・ミューチュアル・ファイナンス・コーポレーション（以下「WMF」といいます。）を12.5億ドルで買収しました。WMFは、ワシントン・ミューチュアル・インクの消費者金融子会社でした。WMFは、販売金融や保険の販売に加え、個人に対する割賦ローンおよび不動産担保ローンを提供しています。買収には、主として合衆国南東部および南西部の25州に所在するWMFの409の事業所を含んでいます。

2004年4月30日、シティグループは、1株当たり現金15,500ウォンで韓美銀行（以下「韓美」といいます。）の全発行済株式を取得する公開買付けを完了しました。シティグループは、韓美の発行済株式の合計99.8パーセントを総額3.14兆ウォン（27億ドル）で取得しました。買収時の韓美は、韓国の手商業銀行であり、国内に223支店を有し、2004年6月30日現在の総資産は370億ドルでした。2004年度第4四半期、韓美はシティバンクの韓国支店と合併し、シティバンク・コリア・インクとなりました。

2005年3月31日、シティグループは、テキサス州にあるファースト・アメリカン・バンクの買収を完了しました。この取引に伴い、シティグループは、取引完了時において、テキサス州に、106支店、資産42億ドル、および新規顧客約120,000名を獲得しました。

2005年7月1日、当社は、シティグループのトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティおよびシティグループの米国外保険事業の大部分の、メットライフ・インク（以下「メットライフ」といいます。）への売却を完了しました。売却した事業は、シティグループが生命保険および年金事業を営む上で重要な媒体でした。シティグループはメットライフの株式10億ドル分と現金108億ドルを受領しました。この取引にはトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティの米国事業と米国外事業（シティグループのメキシコにおける生命保険事業を除きます。）が含まれています。米国外事業には、英国、ベルギー、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチンおよびポーランドの全額出資保険会社、日本および香港の合弁会社、ならびに中国の事務所が含まれます。取引にはシティグループのアルゼンチン年金事業も含まれます。

2005年8月1日、シティグループは、中間的な銀行持株会社2社であるシティグループ・ホールディングス・カンパニーおよびシティコープを吸収合併しました。

2005年12月1日、当社は、レグメイソン・インク（以下「レグメイソン」といいます。）の証券ブローカー・ディーラー事業、レグメイソンの普通・優先株式22.98億ドル（取引完了日に評価）および現金500百万ドルと引換えに、アセットマネジメント部門の大部分をレグメイソンへ売却することを完了しました。この取引には、シティグループのメキシコにおける資産運用業務、ラテンアメリカにおけるリタイアメント・サービス業務およびシティストリートの合弁会社の持分は、含まれていません。同時に、シティグループは、レグメイソンの資本市場部門をスタイフェル・ファイナンシャル・コープに売却しました。かかる取引の完了により、シティグループは、レグメイソンの124支店のファイナンシャル・アドバイザー1,226名を、グローバル・ウェルス・マネジメント部門に迎え入れました。

2006年11月、シティグループは、メキシコの大手長距離通信サービス・プロバイダーであるアバンテルへの投資をアクステルに売却しました。アバンテルへの投資は、当初、2001年のバナメックス買収の一貫としてシティグループが取得したのですが、その後、2005年に持分を追加取得したことで増加しました。

2006年12月17日、シティグループが主導するコンソーシアムは、中国の広東開発銀行（以下「GDB」といいます。）の株式の85.6パーセントを取得しました。シティグループの持分は、GDBの20パーセントでした。

2007年3月1日、当社は、富裕層に対する助言を提供する英国の企業であり、運用資産が109億ドルを上回るクイルターをモルガン・スタンレーから買収しました。

2007年3月1日、シティグループは、ラサール・バンク・コーポレーションとエイビーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ヴィーの子会社であるエイビーエヌ・アムロ・モーゲージ・グループ（以下「AAMG」といいます。）を買収しました。AAMGは、プライム住宅ローンの国内オリジネーターおよびサービサーです。この買収の一環として、シティグループは30億ドルの抵当貸付サービシング権を含む約120億ドルの資産を購入し、結果としてサービシング顧客が約150万名増加しました。

2007年3月5日、シティグループは、中央アメリカで最大のクレジットカード発行会社であるグルポ・フィナンシエロ・ウーノ（以下「GFU」といいます。）およびその関連会社を買収しました。22億ドルの資産を有するGFUの買収により、シティグループのラテンアメリカにおける個人向けフランチャイズは強化され、同地域のクレジットカード事業が強化され、消費者金融およびリテール・バンキング分野の地域における成長の基盤が確立されました。当時、GFUは、100万名を上回る個人顧客を有し、75の支店ならびに100ヶ所を超える小規模支店および販売所からなる販売網を運営していました。

2007年5月1日、シティグループは、英国の大手オンライン金融サービス・プロバイダーのひとつであるエッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）を、プルデンシャル・ピーエルシーから約13.9億ドルで買収する取引を完了しました。エッグはオンラインペイメント、口座統合サービス、クレジットカード、パーソナルローン、貯蓄預金、抵当貸付、保険、投資等の様々な金融商品・サービスを提供しています。

2007年5月11日、シティグループは、グルポ・クスカトランの子会社を15.1億ドル（現金755百万ドルとシティグループ普通株式1,420万株）を対価としてコルポラシオン・ユービーシー・インテルナシオナル・エス・エーから買収する取引を完了しました。当時、グルポ・クスカトランは総資産54億ドル、貸出総額35億ドル、また預金総額34億ドルを有する中央アメリカの大手金融グループのひとつでした。

2007年7月2日、当社は、オールド・レーン・パートナーズ・エル・ピーおよびオールド・レーン・パートナーズ・ジーピー・エルエルシー（以下「オールド・レーン」といいます。）の買収を完了しました。オールド・レーンはグローバル・マルチストラテジー・ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの運営者であり、運用総資産およびプライベート・エクイティ・コミットメント、約45億ドルを有していました。

2007年7月19日、シティグループとキニエンコは、戦略的パートナーシップを確立するための正式契約を締結しました。これにより、シティグループのチリにおける事業とバンコ・デ・チリの現地の銀行業務の事業基盤が統合され、当時チリの銀行業界においておよそ20パーセントの市場シェアを有していた銀行・金融サービス機関が創設されました。本件取引は2008年1月1日付で完了しました。

2007年8月1日、当社は、バイシス・グループ・インク（以下「バイシス」といいます。）を現金14.7億ドルで買収する取引を完了しました。これに加えて、バイシスの株主は、バイシスからの特別配当の形式で同時に18.2百万ドルを受領しました。シティグループは、バイシスの退職・保険サービス部門をジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシーの関連会社に売却し、その結果、シティグループが負担した当該取引の正味費用は約800百万ドルとなりました。シティグループは、バイシスのファンドサービスおよびオルタナティブ・インベストメントサービスの両事業（ヘッジファンド、ミューチュアルファンド、およびプライベート・エクイティ・ファンド向けの管理サービスを提供しています。）を保有しています。

2007年10月3日、シティグループは、電子マーケットメイクおよび自己勘定トレーディング大手のオートメテッド・トレーディング・デスク（以下「ATD」といいます。）を、約680百万ドル（現金102.6百万ドルおよびシティグループ株式約1,117万株）で買収する取引を完了しました。ATDがシティグループのグローバル・エクイティ事業の一部門として営業することにより、シティグループの機関投資家や証券ブローカー・ディーラー、リテール等の多様な顧客基盤に証券ブローカー・ディーラー顧客のネットワークが加わりました。

2007年12月1日、シティグループは、約427百万ドルを対価とする台湾のバンク・オブ・オーバーシーズ・チャイニーズ（以下「BOOC」といいます。）の買収を完了しました。当時、BOOCは、100万を超える顧客に対し、台湾国内の55支店を通じて、法人向け金融や個人向け、ウェルス・マネジメント向けの幅広い商品・サービスを提供していました。

2007年10月29日、シティグループは、同年11月5日付で当社株式を東京証券取引所に上場することを同取引所に承認されました。

2007年5月9日、日興コーディアルは、シティグループが61パーセントを保有する子会社となりました。シティグループは、その後2007年中に、日興コーディアルの持分の保有割合を約68パーセントまで増加させました。2008年1月29日、シティグループは、未所有であった日興コーディアルの残りの株式を、シティグループの普通株式1億7,500万株（交換条件に基づき約44億ドルで発行）との交換により取得する取引を完了しました。2008年1月29日、日興コーディアルは、シティとの株式交換後、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の全額出資子会社となりました。

シティグループは、2009年5月1日、主に日興コーディアル証券株式会社により運営されている日本国内の証券業務を株式会社三井住友銀行に、シティにとっての現金価値にて取引総額約79億ドルで売却することで最終合意に至りました。日興シティグループ証券株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、および日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に対するシティの持分は、本取引に含まれていませんでした。本取引は、2009年10月1日に完了しました。

当社は、2009年10月1日、当社が保有する日興アセットマネジメント株式会社（以下「日興アセットマネジメント」といいます。）の全株式持分の住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）への売却、および日興シティ信託銀行株式会社の野村信託銀行株式会社への売却を完了しました。

2008年12月5日、シティグループは、ドイツのリテール・バンキング事業を、現金52億ユーロを対価としてクレディ・ミュチュエルに売却しました。

2008年7月31日、シティグループは、北米における設備ファイナンス部門であるシティキャピタルの実質的にすべてをGEキャピタルに売却しました。

2008年7月1日、シティグループとステート・ストリート・コーポレーションは、給付関連のサービス事業を行うシティストリートを、900百万ドルの全額現金取引にてINGグループに売却しました。当該取引は2008年7月1日に完了しました。

2008年、シティグループは、シティグループ・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「CGSL」といいます。）の持分のすべてを約515百万ドルの全額現金対価でタタ・コンサルタンシー・サービスズ・リミテッド（以下「TCS」といいます。）に売却しました。CGSLはシティグループ専属のビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービス・プロバイダーで、銀行および証券業務部門の中でのみ業務を行っていました。

2008年12月23日、シティグループは、シティグループ専属のインドを拠点とするテクノロジー・インフラストラクチャー支援およびアプリケーション開発サービス・プロバイダーであるシティ・テクノロジー・サービスズ・リミテッドに対するシティグループの持分のすべてを約127百万ドルの全額現金対価で売却することでウィプロ・リミテッドと合意したと発表しました。当該取引は2009年1月20日に完了しました。

2009年1月13日、シティとモルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーのグローバル・ウェルス・マネジメント・グループと、スミス・バーニー、クイルターおよびオーストラリアの個人顧客ネットワークとを統合する合併会社の設立を発表しました。シティは取引完了時に同合併会社の49パーセント持分およびおよそ27億ドルの現金を受け取るのと引換えに、これらの事業の100パーセントをモルガン・スタンレーに売却しました。この取引は2009年6月1日に完了しました。2012年9月17日、シティは、モルガン・スタンレーが2012年6月1日に購入オプションを行使したモルガン・スタンレー・スミス・バーニー合併会社（以下「MSSB」といいます。）の14パーセントの持分（以下「14パーセント持分」といいます。）をモルガン・スタンレーに売却しました。モルガン・スタンレーは、14パーセント持分の買取価格として現金18.9億ドルをシティに支払いました。またモルガン・スタンレーは、規制当局の承認が得られることを条件として、シティが保有するMSSBの持分の残り35パーセントを2015年6月1日までに47.25億ドルの買取価格で購入することに同意しました。

2009年10月9日、シティグループは、フィbro・エルエルシーの持分100パーセントを当該事業の純資産価値にほぼ相当する売却価格でオクシデンタル・ペトロリアム社に売却すると発表しました。当該取引は2009年度第4四半期に完了しました。

2010年3月31日、シティグループは、320.4百万ドルのプライメ리카・インクの新規株式公開を発表しました。当該募集において、約21.4百万株のプライメ리카普通株式が1株当たり15ドルで売却されました。当該公募直後においてシティグループが保有するプライメ리카普通株式の持分は、約40パーセントでした。

2011年11月11日、ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ（マイケル・ジャクソン遺産管理財団と共同）、ムバダラ開発公社、ジンウェル・キャピタル・リミテッド、ブラックストーン・グループのGS0キャピタル・パートナーズ・エルピーおよびデヴィッド・ゲフィン氏からなる出資グループ（以下「出資グループ」といいます。）は、出資グループが総額22億ドルでシティグループの全額出資子会社からEMIミュージック・パブリッシングを買収する最終契約を締結したことを発表しました。

2011年12月28日、シティは標準的な前提条件の充足および規制当局の承認を条件として、ベルギーの個人向けフランチャイズであるシティバンク・ベルギー・エスエーをクレディ・ミュチュエル・ノール・ヨーロッパに売却する最終契約を締結したことを発表しました。売却条件は開示されず、この取引はシティの純利益に重大な影響を与えるものではないとの予想がなされました。当該取引は2012年度第2四半期に完了しました。

2014年12月25日、シティは、日本のリテールバンク事業を株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）に売却することで最終合意に至りました。本合意により、シティバンク銀行株式会社のリテールバンク事業に係る国内全支店、全ATM、ならびに日本のシティの社員約1,600名を含む全業務が、三井住友銀行の信託銀行子会社に譲渡されます。また、売却にはシティバンク銀行のリテールバンク事業に係る約74万口座および約2.5兆円（210億米ドル相当。為替レート1USD=118.15円）の円・外貨預金が含まれます（いずれも2014年11月30日時点）。本取引の財務条件は、シティにとって重大なものではありません。売却は、2015年度第4四半期に完了しました。

2015年3月3日、シティグループは、ワンメイン・フィナンシャル・ホールディングス・インクを42.5億ドルでスプリングリーフ・ホールディングスに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は、2015年度第4四半期に完了しました。

2015年8月18日、シティグループは、ヘッジファンド・サービスおよびプライベート・エクイティ・ファンド・サービスから構成されるオルタナティブ・インベスター・サービス事業をSS&Cテクノロジーズ・ホールディングス・インクに売却する最終契約を締結したことを発表しました。当該取引は、2016年度第1四半期に完了しました。

日本における活動

(1) シティバンク、エヌ・エイとその子会社

1812年	シティ・バンク・オブ・ニューヨーク設立。
1865年	シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
1902年	横浜支店が開店。
1923年	東京支店が開店。
1955年	ザ・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークに改称。
1962年	ザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨークがファースト・ナショナル・シティ・バンクに名称を短縮。
1968年	銀行持株会社であるザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションが設立され、ファースト・ナショナル・シティ・バンクの単独株主となる。
1974年	ザ・ファースト・ナショナル・シティ・コーポレーションがシティコープに改称。
1976年	ファースト・ナショナル・シティ・バンクがシティバンク、エヌ・エイに改称。
1986年	シティトラスト・アンド・バンキング・コーポレーション（シティトラスト）を設立。
1998年	シティコープとトラベラーズ・グループ・インクが合併してシティグループとなる。
2007年	2007年7月1日、シティバンク、エヌ・エイが行っていた銀行業務を引き継ぎ、日本における現地法人銀行（子会社）であるシティバンク銀行株式会社が業務を開始。
2012年	シティグループが設立200周年、日本において110周年を迎える。

(2) シティグループ証券株式会社およびシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

- 1972年 スミス・バーニー東京駐在員事務所を開設。
- 1977年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドを香港に設立。
- 1980年 ソロモン・ブラザーズ・アジア・インターナショナル東京駐在員事務所を開設。
スミス・バーニー証券会社東京支店に昇格。
- 1982年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店開設の認可を取得。
同東京支店での営業を開始し、同時に香港での業務をすべて東京へ移管。
- 1987年 大阪証券取引所遠隔地会員資格を取得。
- 1988年 東京証券取引所正会員としての取引を開始。
大阪証券取引所遠隔地会員として先物取引を開始。
- 1989年 日本国債の引受シンジケート団の常任幹事となる。
大阪証券取引所遠隔地会員としてオプション取引を開始。
東京金融先物取引所清算会員として取引を開始。
名古屋証券取引所特別参加者として取引を開始。
- 1991年 大阪証券取引所正会員として大阪支店での業務を開始。
- 1997年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店（英領ケイマン諸島法人）として業務を開始。
- 1998年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社はスミス・バーニー証券会社東京支店の営業のすべてを譲受け、ソロモン・スミス・バーニー証券会社に社名変更。
- 1999年 日興証券株式会社のホールセール部門、リサーチ部門、インベストメント・バンキング部門の営業を譲受け、社名を日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に変更。
名古屋支店の営業を開始。
名古屋証券取引所正会員としての取引を開始。
- 2003年 日興シティグループ証券株式会社に商号を変更。
- 2005年 2005年12月13日、シティグループと日興コーディアルは、シティグループが日興コーディアルの持分を約11.2パーセントから4.9パーセントに引き下げることに合意。シティグループが日興コーディアルの持分を引き下げたことに関連して、日興コーディアルとシティグループは、合併会社である日興シティグループ証券株式会社にそれぞれ約175百万ドルを追加出資。
- 2008年 株式交換の結果、日興コーディアルは、シティグループの全額出資子会社となる。
2008年5月1日、日興コーディアルは、シティグループの直接の完全子会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と合併し、存続会社は、日興シティホールディングス株式会社に商号を変更。
- 2009年 日興シティホールディングス株式会社による、日興コーディアル証券株式会社の株式会社三井住友銀行への売却を完了。
日興シティホールディングス株式会社がシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社に社名変更。
日興シティグループ証券株式会社がシティグループ証券株式会社に社名変更。

3 【事業の内容】

(1) シティグループの目的

当社の目的は、デラウェア法に基づき従事することができる一切の合法的な活動を行うことです。

(2) 事業の内容

シティグループの歴史は、1812年のシティバンク・オブ・ニューヨーク設立まで遡ります。

シティグループは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トレード・アンド・セキュリティーズ・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。シティは、世界160以上の国と地域に、約2億の顧客口座を有しています。

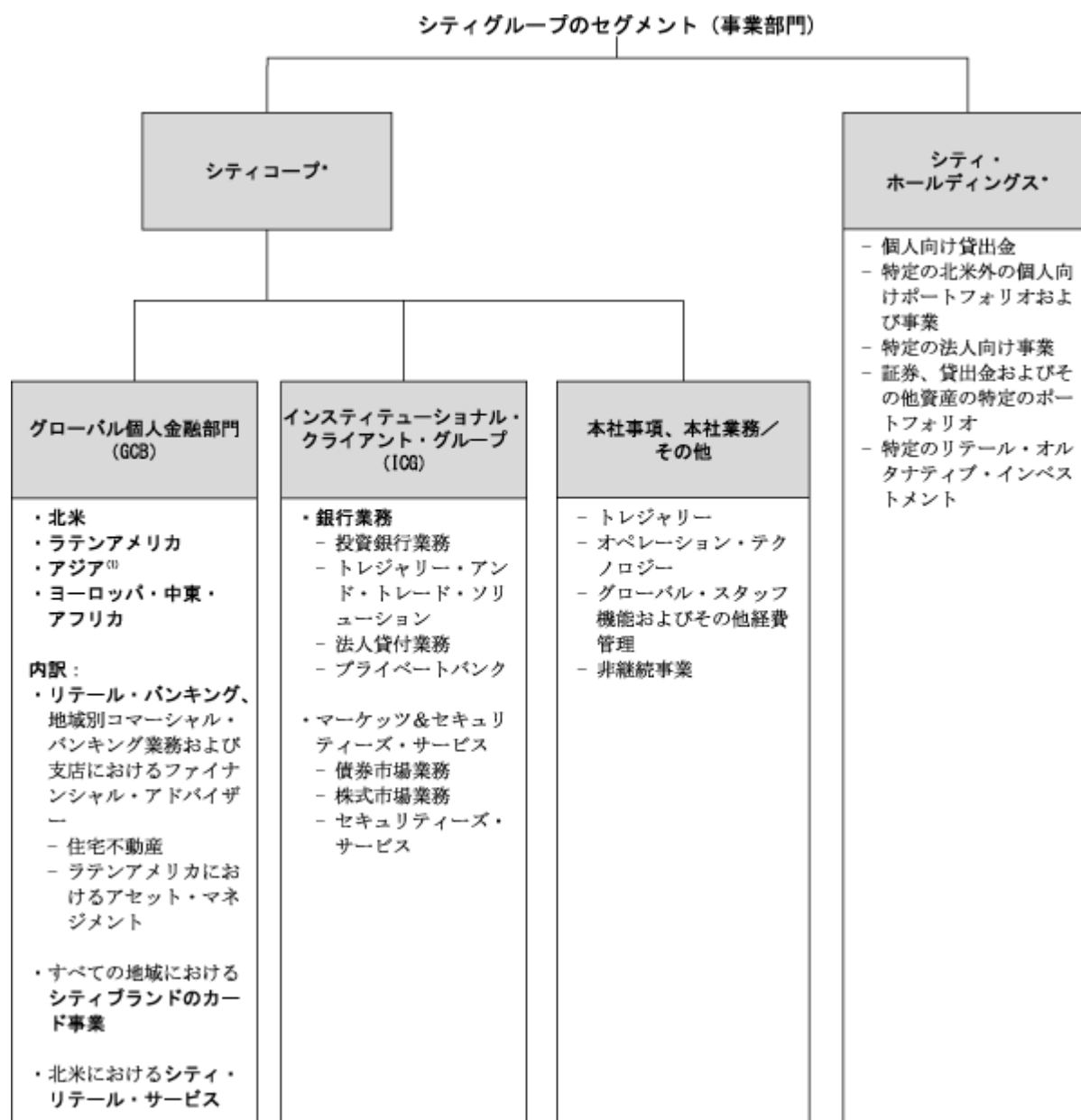
シティの常勤従業員は、2014年12月31日時点で約241,000名であったのに対し、2015年12月31日時点では約231,000名でした。

シティグループは現在、業務報告上、シティのグローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループから構成されるシティコープと、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されるシティ・ホールディングスの、2つの主要なセグメント（事業部門）を通じて経営されています。事業部門ならびにそれらの事業部門によって提供される商品およびサービスの詳細については、下記「シティグループのセグメント（事業部門）」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」の「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

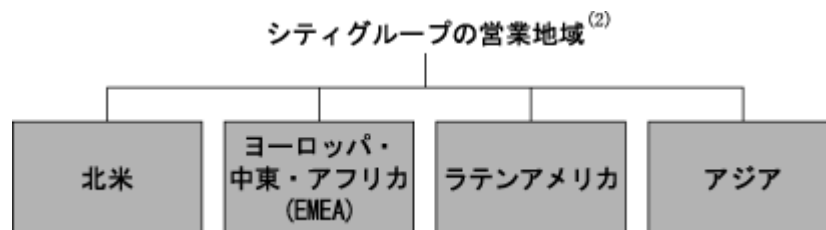
シティグループに関するさらなる情報は、シティのウェブサイト（www.citigroup.com）において入手することができます。シティグループの最近の年次報告書フォーム10-K、四半期報告書フォーム10-Qおよび議決権代理行使参考書類、ならびにその他のSECへの提出書類は、シティのウェブサイトの「投資家（Investors）」のページで「すべてのSEC提出書類（All SEC Filings）」をクリックすることにより無料で入手することができます。SECのウェブサイト（www.sec.gov）にも、シティに関する最新の報告書、説明書類およびその他の情報が掲載されています。

過去の期間の財務諸表には、当期の表示と一致させるために、一定の事業の組織再編を含む一定の組替えが行われています。最近行われたかかる組替えの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記3をご参照ください。

上記のとおり、シティグループは、以下のセグメントに沿って管理されています。



以下は、シティグループが事業を営んでいる4地域です。地域別業績は、上記のセグメント別の業績にすべて反映されています。



＊ 以前発表したとおり、シティグループは、ブラジル、アルゼンチンおよびコロンビアにおける個人向け事業から撤退する予定です。これらの事業は、従前ラテンアメリカGCBの一部として計上されていましたが、2016年度第1四半期からシティ・ホールディングスの一部として計上されます。詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」をご参照ください。

- (1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。
- (2) 北米は米国、カナダおよびプエルトリコを、ラテンアメリカはメキシコを、アジアは日本を含みます。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はありません。

(2) 主要な子会社⁽¹⁾

(2015年12月31日現在)

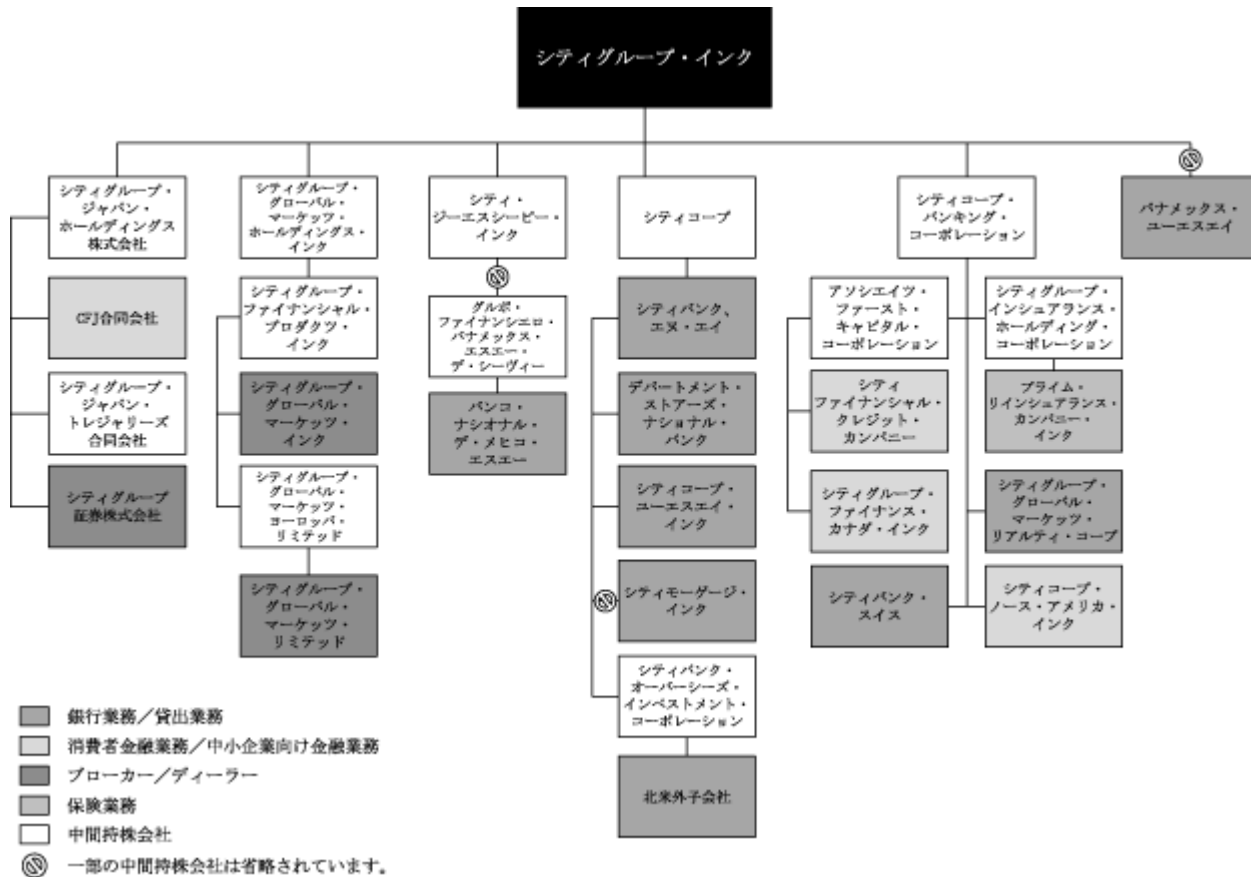
名称	シティバンク、エヌ・エイ	シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク
所在地	ニューヨーク州 ニューヨーク	ニューヨーク州 ニューヨーク
設立準拠地	米国	ニューヨーク州
資本金 (百万ドル)	751 (株主持分：144,721)	なし (株主持分：26,541)
関係会社の議決権に対する提出会社の保有割合(%)	100 (間接保有)	100 (直接保有)
業務内容	銀行	持株会社－証券
連結財務諸表の総売上高に占める売上高の割合(%)	73	14
最近5事業年度における有価証券報告書または有価証券届出書の提出の有無	なし	なし

(注1) シティグループはすべての子会社に関して資本金額等の詳細な情報を公表していません。

(注2) 以下はシティグループの組織図です。

シティグループ組織図

(2015年12月現在)



5 【従業員の状況】

2015年12月31日現在、シティの常勤従業員は約231,000名でした。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析

エグゼクティブ・サマリー

シティの2015年度通年の経営成績は、全体的な業績が堅調であったことに伴い良好なものとなりました。本「エグゼクティブ・サマリー」において詳述するとおり、シティの2015年度通年の当期利益は171億ドルとなり、金融危機直前期（当時のシティは展開地域、事業および資産の構成の点で大きく異なる会社でした。）以降の最高額となりました。当年度中、シティは収益を3パーセント増加させ、中核事業であるシティコープへの投資を進める一方で、総合的な費用削減により、全体的な費用比率の向上を達成しました。シティコープにおける貸出金および預金残高はそれぞれ5パーセント増加しましたが、シティ全体のバランスシートは3パーセント縮小しました（それぞれについて、決算報告のための米ドルへの為替換算（以下「外貨換算」といいます。）の影響を除きます。）。シティはまた、普通株式等Tier1資本比率（完全実施基準）を12.1パーセントとして2015年度を終えました。

これらの成果に加え、2015年度中、シティは、以下の点を含む業務執行上の優先事項を大きく前進させました。

- ・ 効率的な資源配分および統制のとれた費用管理 — 上記のとおり、2015年度において、シティは、シティコープにおける規制および法令遵守に係る費用の増加を引き続き吸収し、継続的な事業投資を行いながらも、統制のとれた費用管理を維持しました。以下に詳述するとおり、2015年度中のシティの費用管理は、シティコープにおける前年比での法務関連費用の減少および事業再編費用の減少により、さらに促進されました。
- ・ シティ・ホールディングスにおいて、収益性を維持しながら段階的縮小を継続 — シティは、当年度中、シティ・ホールディングスの資産を大幅に削減しました。シティ・ホールディングスの資産は、2014年度から550億ドル（43パーセント）減少し、期末現在740億ドルとなっています。また、2015年12月31日現在、シティは、2016年度においてシティ・ホールディングスのGAAP資産をさらに約70億ドル削減する契約を締結しています（詳細については、下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。）。以下に詳述するとおり、シティ・ホールディングスは、2015年度において収益性も維持しました。

- ・ 繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）の活用 — シティは、2015年度中、約15億ドルのDTAを活用しました（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」－「法人税等」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。）。

当年度においては、マクロ経済に関する不確実性、世界的な成長の鈍化、とりわけ商品価格の下落や米国の金利の変動の時期・ペースに関する不確実性に起因する市場のボラティリティ等の、市場のボラティリティや不確実性が存在していましたが、シティはこれらの業績を達成し、業務執行上の優先事項を引き続き進展させることができました。

2016年度の経営環境については、年初来のそれが示すとおり、2015年度中にシティの経営成績に影響を与えた多くの不確実性が2016年度においても継続していることから、引き続き困難なものになると予想しています。2016年度中のシティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼし得るリスクおよび不確実性の詳細については、下記の各事業部門の業績、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」および「グローバル・リスクの管理」をご参照ください。2016年度において、シティがその経営環境をあらゆる点においてコントロールすることは難しい可能性があります、業務執行上の優先事項およびターゲットとする顧客に対する戦略に焦点を絞ることにより、2015年度の成果を基に引き続き前進を続けてまいります。

2015年度の業績の概要

シティグループ

シティグループは、172億ドル（1株当たり5.40ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、前年度の当期利益は73億ドル（1株当たり2.20ドル）でした。2015年度の業績には、254百万ドル（税引後162百万ドル）の信用評価調整（以下「CVA」といいます。）または負債評価調整（以下「DVA」といいます。）が含まれていました（これに対し、2014年度はマイナス390百万ドル（税引後マイナス240百万ドル）でした。）。シティグループの2014年度通年の業績には、住宅ローン担保証券（RMBS）および債務担保証券（CDO）に関連する請求に係る和解のためにシティ・ホールディングスに計上された38億ドル（税引後37億ドル）の費用ならびに法人税制改革に関連して本社事項、本社業務／その他に計上された210百万ドルの税務費用も含まれていました。

両期のCVAまたはDVAの影響ならびに2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解および税務項目の影響を除くと、シティグループは、2015年度において171億ドル（1株当たり5.35ドル）（これに対し、前年度は115億ドル（1株当たり3.55ドル））の当期利益を計上しました（CVAまたはDVAの影響ならびに2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解および税務項目の影響を除いたシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの影響を除いた経営成績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を投資家に提供するものと考えています。）。当期利益が前年度から49パーセント増加したのは、主に、費用の減少および正味貸倒損失の減少によるものですが、収益の減少および正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。

2015年度におけるシティの収益は764億ドルで、前年度から1パーセント減少しました。CVAまたはDVAの影響を除くと、収益は761億ドルで、前年度から2パーセント減少しました。これは、シティコープにおける収益が2パーセント減少したこと、およびシティ・ホールディングスにおける収益が1パーセント減少したことによるものです。CVAまたはDVAおよび外貨換算の影響を除くと、シティグループの収益は前年度から3パーセント増加しました。これは、シティコープおよびシティ・ホールディングスの双方における収益が3パーセント増加したことによるものです（外貨換算の影響を除くシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。シティは、外貨換算の影響を除いた経営成績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を投資家に提供するものと考えています。）。

費用

シティグループの費用は、前年度から21パーセント減少して436億ドルとなりました。前年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティグループの費用は15パーセント減少しました。これは、法務関連費用（前年度の58億ドルに対し、15億ドル）および事業再編費用（前年度の16億ドルに対し、472百万ドル）の大幅な減少のほか、外貨換算の影響（これによって2015年度における費用は、前年度に比べて約26億ドル減少しました。）によるものです。前年度の住宅ローン担保証券等に関する和解および外貨換算の影響を除くと、シティグループの費用は10パーセント減少しました。これは、主に、法務関連費用および事業再編費用が減少したことによるものです。

外貨換算の影響（これによって2015年度における費用の報告値は、前年度に比べて約24億ドル減少しました。）を除くと、シティコープの費用は9パーセント減少しました。これもまた、法務関連費用および事業再編費用の大幅な減少によるものです。2015年度におけるシティコープの費用には、11億ドルの法務関連費用（これに対し、前年度は48億ドル）および278百万ドルの事業再編費用（これに対し、前年度は15億ドル）が含まれていました。

シティ・ホールディングスの費用は、前年度から52パーセント減少して46億ドルとなりました。前年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティ・ホールディングスの費用は22パーセント減少しました。これは、主に、シティ・ホールディングスの資産が引き続き圧縮されたことおよび法務関連費用の減少によるものです。

与信費用

シティの貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当の合計は、前年度から6パーセント増加して79億ドルとなりました。前年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティの貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当の合計は7パーセント増加しました。これは、正味貸倒引当金戻入額の減少が正味貸倒損失の減少によって一部相殺されたことによるものです。

正味貸倒損失は、前年比で19パーセント減少し、73億ドルとなりました。個人向け正味貸倒損失は19パーセント減少して71億ドルとなりました。これは、主に、シティコープの北米におけるシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスならびにシティ・ホールディングスの北米における住宅ローン・ポートフォリオの継続的改善を反映したものでした。法人向け正味貸倒損失は、19パーセント減少して234百万ドルとなりました。以前開示したとおり、2014年度における法人向け正味貸倒損失には、メキシコにおけるペメックス・サプライヤー・プログラムの問題に関連して計上された正味貸倒損失約165百万ドルが含まれています（詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。前年度におけるこれらの正味貸倒損失を除くと、正味貸倒損失は約111百万ドル増加しました。これは、主に、一部の限られたエネルギーおよびエネルギー関連の法人向け貸出金に関連しており、主として2015年度後半に発生したものでした（詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「法人向け与信」をご参照ください。）。

2015年度の貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金の正味戻入額は、120百万ドルでした。これに対し、2014年度の戻入額は、同年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと24億ドルでした。シティコープの引当金の正味繰入額は409百万ドルでした。これに対し、2014年度は14億ドルの正味貸倒引当金戻入額を計上しました。2015年度における繰入れは、主に、2015年度後半のインスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）における正味貸倒引当金繰入によるもので、これには、エネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーに関する約530百万ドルの繰入れが含まれます。シティは、正味貸倒引当金の戻入額の大部分は、信用度がほぼ安定したために発生したものと考えており、全体として、シティコープにおける2016年度の与信費用は、2015年度に比べて増加する可能性が高いと予想しています。

シティ・ホールディングスの引当金の正味戻入額は、前年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、前年度から443百万ドル減少して529百万ドルとなりました。これは、主に、北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する正味戻入額の減少を反映しています。

シティの個人向けおよび法人向け与信費用ならびに貸倒引当金の詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」をご参照ください。

資本

2015年度において、シティは、普通株式の買戻しおよび配当の形で株主に約59億ドルの利益を還元しましたが、それにもかかわらず、規制資本を引き続き増加させました。シティグループのTier 1 資本比率および普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）は、2015年12月31日現在、それぞれ13.5パーセントおよび12.1パーセントでした。これに対し、2014年12月31日現在では、それぞれ11.5パーセントおよび10.6パーセントでした（いずれもバーゼルⅢの先進的アプローチに基づいてリスク加重資産を確定しています。）。シティグループの補完的レバレッジ比率（完全実施基準）は、2015年12月31日現在、7.1パーセントでした。これに対し、2014年12月31日現在は5.9パーセントでした。シティのDTAが自己資本比率に及ぼす影響を含め、シティの自己資本比率および関連する構成要素の詳細については、下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。

シティコープ

シティコープの当期利益は、前年度から50パーセント増加して162億ドルとなりました。2015年度においてICGに計上されたCVAまたはDVAは、269百万ドル（税引後172百万ドル）でした。これに対し、前年度はマイナス343百万ドル（税引後マイナス211百万ドル）でした（ICGにおける業務ごとのCVAまたはDVAの概要については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。両期のCVAまたはDVAの影響および2014年度の税務項目の影響を除くと、シティコープの当期利益は160億ドルで、前年度からは43パーセントの増加でした。これは、主に、費用および正味貸倒損失の減少によるものですが、収益および正味貸倒損失引当金戻入額の減少によって一部相殺されました。

シティコープの収益は、前年度から1パーセント減少して、685億ドルとなりました。CVAまたはDVAの影響を除くと、2015年度のシティコープの収益は682億ドルで、前年度から2パーセント減少しました。これは、ICGの収益がほぼ横ばいであったことおよびグローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）の収益が6パーセント減少したことによるものです。CVAまたはDVAおよび外貨換算の影響を除くと、上記のとおり、シティコープの収益は3パーセント増加しました。

GCBの収益は、前年度から6パーセント減少して、339億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、GCBの収益は1パーセント減少しました。これは、北米GCBおよびアジアGCBにおける収益の減少が、ラテンアメリカGCBにおける増加により一部相殺されたことによるものです。北米GCBの収益は、1パーセント減少して、194億ドルとなりました。これは、シティブランドのカードの収益の減少が、リテール・バンキングの収益の増加により一部相殺されたことによるものです。シティブランドのカードの収益は78億ドルで、前年度から6パーセント減少しました。これは、平均貸出金が引き続き減少したこと、そしてとりわけ2015年度下半期中の新規口座獲得に関連する顧客獲得および特典のための費用が増加したことによるものです。シティ・リテール・サービスの収益は、前年度からほぼ横ばいの64億ドルとなりました。これは、燃料価格が引き続き下落したことによる影響および契約上のパートナーへの支払の増加が、平均貸出金の若干の増加によって相殺されたことによるものです。リテール・バンキングの収益は、前年度から6パーセント増加して52億ドルとなりました。これは、貸出金および預金の継続的な増加ならびに預金スプレッドの改善によるものです。北米GCBの平均預金残高は、前年比1パーセント増の1,720億ドル、平均個人向け貸出金は7パーセント増の500億ドルでした。平均カードローンは前年比2パーセント減の1,070億ドルでしたが、カード利用額は前年比4パーセント増の2,630億ドルでした。2015年度における北米GCBの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」－「グローバル個人金融部門－北米」をご参照ください。

北米外GCBの収益（ヨーロッパ・中東・アフリカGCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBで構成されます。）は、前年度から12パーセント減少して、144億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、北米外GCBの収益は前年度から横ばいでした。ラテンアメリカGCBの収益は、前年比で3パーセント増加しました。これは、貸出金残高および預金残高の増加ならびに事業売却の影響が、カードにおけるスプレッドの継続的な縮小の影響により一部相殺されたことによるものです。アジアGCBの収益は前年度から3パーセント減少しました。これは、投資商品の販売収益の減少、クレジットカードの返済率の高止まりおよびカード事業における規制上の変更による継続的な影響が、貸付、預金および保険商品販売の増加により一部相殺されたことによるものです。2015年度におけるラテンアメリカGCBおよびアジアGCB（報告上、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれます。）の業績（外貨換算の影響を含みます。）の詳細については、下記「シティコープ」－「グローバル個人金融部門」をご参照ください。前年比で、北米外GCBの平均預金残高は5パーセント増の1,290億ドル、平均個人向け貸出金は3パーセント増の990億ドル、投資商品の販売高は8パーセント減の780億ドル、平均カードローンは2パーセント増の260億ドル、カード利用額は6パーセント増の1,010億ドルとなりました。これらはすべて外貨換算の影響を除いたものです。

ICGの収益は、2015年度は337億ドルで、前年度から2パーセント増加しました。CVAまたはDVAの影響を除くと、ICGの収益はほぼ横ばいの335億ドルでした。

銀行業務の収益は、CVAまたはDVAの影響および法人貸付業務における未収利息計上貸出金に関連するヘッジに係る時価評価利益の影響（下記をご参照ください。）を除くと、前年比でほぼ横ばいの169億ドルでした。これは、投資銀行業務における株式引受業務が低調であったことおよび外貨換算の影響が、アドバイザリー業務の収益の増加およびプライベートバンク業務の継続的な収益の増加により相殺されたことによるものです。投資銀行業務の収益は、前年度から3パーセント減少して45億ドルとなりました。アドバイザリー業務の収益は、当年度においてウォレットシェアの増加を維持できたことにより、16パーセント増加して11億ドルとなりました。債券引受の収益は、投資適格債券におけるウォレットシェアの増加および2015年度下半期における投資適格ローンの堅調な業績により、1パーセント増加して25億ドルとなりましたが、株式引受の収益は、当年度中に業界全体で引受業務が低調であったことが大きく影響して、28パーセント減少して902百万ドルとなりました。

プライベートバンク業務の収益は、CVAまたはDVAの影響を除くと、前年度から8パーセント増加して29億ドルとなりました。これは、貸出金残高および預金残高の増加ならびに管理投資の収益の増加によるものです。法人貸付業務の収益は、8パーセント増加して20億ドルとなりました。これには、未収利息計上貸出金に関連するヘッジに係る時価評価利益323百万ドル（これに対し、前年度は116百万ドルの利益）が含まれています。外貨換算の影響および貸出金のヘッジに係る時価評価の影響を除くと、法人貸付業務の収益は、前年比で3パーセント増加しました。これは、平均貸出金の増加がスプレッドの縮小の影響により一部相殺されたことによるものです。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、前年度並みの78億ドルでした。外貨換算の影響を除くと、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は6パーセント増加しました。これは、預金残高の継続的な増加およびスプレッドの継続的な拡大によるものですが、トレード収益の減少によって一部相殺されました。

マーケットツ&セキュリティーズ・サービスの収益は、CVAまたはDVAの影響を除くと、前年度から1パーセント減少して163億ドルとなりました。債券市場業務の収益は、CVAまたはDVAの影響を除くと、前年度から7パーセント減少して113億ドルとなりました。これは、当年度中の不安定な取引環境を反映しており、スプレッド商品の落ち込みが、金利・通貨関連業務における収益の増加を上回ったことによります。株式市場業務の収益は、CVAまたはDVAの影響を除くと、商品全般の収益増加を受けて、前年度から13パーセント増の31億ドルとなりました。セキュリティーズ・サービスの収益は、前年度から4パーセント増加して21億ドルとなりました（外貨換算の影響を除くと、15パーセントの増加でした。）。これは、顧客の取引の増加および顧客残高の増加を反映しています。2015年度におけるICGの業績の詳細については、下記「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。

本社事項、本社業務／その他の収益は、前年度の301百万ドルから907百万ドルに増加しました。これは、主に、2015年度中の債務の買戻しからの収益によるものです。2015年度における本社事項、本社業務／その他の業績の詳細については、下記「シティコープ」－「本社事項、本社業務／その他」をご参照ください。

シティコープの期末貸出金は、前年度から1パーセント増加して5,730億ドルでした。これは、法人向け貸出金の5パーセントの増加が、個人向け貸出金の2パーセントの減少により一部相殺されたことによるものです。外貨換算の影響を除くと、シティコープの貸出金は、5パーセント増加しました。そのうち法人向け貸出金は8パーセント増加し、個人向け貸出金は2パーセント増加しました。

シティ・ホールディングス

2015年度のシティ・ホールディングスの当期利益は10億ドルでした。これに対し、前年度は35億ドルの当期損失でした。2015年度のCVAまたはDVAは、マイナス15百万ドル（税引後マイナス10百万ドル）でした。これに対し、前年度はマイナス47百万ドル（税引後マイナス29百万ドル）でした。両期のCVAまたはDVAの影響および前年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、シティ・ホールディングスの当期利益は11億ドル（これに対し、前年度は275百万ドル）でした。これは、主に費用の減少および与信費用の減少によるものです。

シティ・ホールディングスの収益は、前年度からほぼ横ばいの78億ドルでした。CVAまたはDVAの影響を除くと、シティ・ホールディングスの収益は、前年度から1パーセント減少して79億ドルとなりました。これは、主に、ポートフォリオの全体的な圧縮および費用の高い負債の償還の影響の大半が、資産売却による収益の増加の影響により相殺されたことによるものです。2015年度におけるシティ・ホールディングスの業績の詳細については、下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

2015年度末現在、シティ・ホールディングスの資産は、前年度から43パーセント減少して740億ドルであり、シティのGAAP資産の合計の約4パーセントを占めていました。2015年12月31日現在のシティ・ホールディングスのリスク加重資産は、前年度から30パーセント減の1,330億ドルであり、バーゼルIIIに基づくシティのリスク加重資産（リスク加重資産の確定は、先進的アプローチに基づき行われました。）の11パーセントを占めていました。

[次へ](#)

セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益

以下の表は、シティグループの利益（損失）および収益を、セグメント別および事業部門別に示したものです。

シティグループの利益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2015年度	2014年度	2013年度	変動率(%)	変動率(%)
				2015年度／ 2014年度	2014年度／ 2013年度
継続事業からの利益（損失）					
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 4,255	\$ 4,412	\$ 3,918	(4)%	13 %
ラテンアメリカ	928	1,158	1,251	(20)	(7)
アジア ⁽¹⁾	1,199	1,249	1,407	(4)	(11)
合計	\$ 6,382	\$ 6,819	\$ 6,576	(6)%	4 %
インスティテューショナル・クライアント・グループ					
北米	\$ 3,621	\$ 4,113	\$ 3,081	(12)%	33 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,288	2,034	2,554	12	(20)
ラテンアメリカ	1,328	1,345	1,606	(1)	(16)
アジア	2,214	2,042	2,184	8	(7)
合計	\$ 9,451	\$ 9,534	\$ 9,425	(1)%	1 %
本社事項、本社業務／その他	\$ 495	\$ (5,375)	\$ (514)	NM	NM
シティコープ合計	\$ 16,328	\$ 10,978	\$ 15,487	49 %	(29) %
シティ・ホールディングス	\$ 1,058	\$ (3,474)	\$ (1,871)	NM	(86) %
継続事業からの利益	\$ 17,386	\$ 7,504	\$ 13,616	NM	(45) %
非継続事業	\$ (54)	\$ (2)	\$ 270	NM	NM
非支配持分に帰属する当期利益	90	192	227	(53) %	(15) %
シティグループ当期利益	\$ 17,242	\$ 7,310	\$ 13,659	NM	(46) %

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれていません。

NM：重要ではありません。

シティグループの収益

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2015年度	2014年度	2013年度	変動率(%)	変動率(%)
				2015年度／ 2014年度	2014年度／ 2013年度
シティコープ					
グローバル個人金融部門					
北米	\$ 19,448	\$ 19,669	\$ 19,798	(1)%	(1)%
ラテンアメリカ	7,323	8,460	8,576	(13)	(1)
アジア ⁽¹⁾	7,091	7,888	7,931	(10)	(1)
合計	\$ 33,862	\$ 36,017	\$ 36,305	(6)%	(1)%
インスティテューショナル・ クライアント・グループ					
北米	\$ 13,105	\$ 12,940	\$ 11,434	1 %	13 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	9,799	9,415	10,061	4	(6)
ラテンアメリカ	3,918	4,098	4,675	(4)	(12)
アジア	6,926	6,599	7,152	5	(8)
合計	\$ 33,748	\$ 33,052	\$ 33,322	2 %	(1)%
本社事項、本社業務／その他	\$ 907	\$ 301	\$ 322	NM	(7)%
シティコープ合計	\$ 68,517	\$ 69,370	\$ 69,949	(1)%	(1)%
シティ・ホールディングス	\$ 7,837	\$ 7,849	\$ 6,775	- %	16 %
シティグループ純収益合計	\$ 76,354	\$ 77,219	\$ 76,724	(1)%	1 %

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれていません。

NM：重要ではありません。

セグメント別貸借対照表⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティ テューショ ナル・クラ イアント・ グループ	本社事項、 本社業務/ その他および 連結消去 ⁽²⁾	シティコープ 小計	シティ・ホー ルディングス	シティ グループ 親会社が 発行する 長期債務 および 株主持分 ⁽³⁾	シティ グループ 連結合計
資産							
現金および銀行預け金	\$ 11,389	\$ 60,557	\$ 60,285	\$ 132,231	\$ 866	\$ -	\$ 133,097
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入 有価証券	127	218,336	-	218,463	1,212	-	219,675
トレーディング勘定資 産	5,290	240,022	1,382	246,694	3,262	-	249,956
投資	7,273	108,248	220,451	335,972	6,983	-	342,955
貸出金（前受収益およ び貸倒引当金控除後）	277,323	284,871	-	562,194	42,797	-	604,991
その他資産	44,047	75,504	45,237	164,788	15,748	-	180,536
流動資産 ⁽⁴⁾	48,148	223,811	(275,553)	(3,594)	3,594	-	-
資産合計	\$ 393,597	\$ 1,211,349	\$ 51,802	\$ 1,656,748	\$ 74,462	\$ -	\$ 1,731,210
負債および株主持分							
預金合計	\$ 301,438	\$ 587,336	\$ 12,058	\$ 900,832	\$ 7,055	\$ -	\$ 907,887
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 および買戻条件付売渡 有価証券	4,235	142,200	-	146,435	61	-	146,496
トレーディング勘定負 債	3	116,633	41	116,677	835	-	117,512
短期借入金	100	20,962	-	21,062	17	-	21,079
長期債務	1,891	31,924	21,307	55,122	3,996	142,157	201,275
その他負債	16,813	73,211	17,349	107,373	6,496	-	113,869
セグメント間の正味資 金供給／(貸付)額 ⁽³⁾	69,117	239,083	(188)	308,012	56,002	(364,014)	-
負債合計	\$ 393,597	\$ 1,211,349	\$ 50,567	\$ 1,655,513	\$ 74,462	\$ (221,857)	\$ 1,508,118
株主持分合計	-	-	1,235	1,235	-	221,857	223,092
負債および株主持分合計	\$ 393,597	\$ 1,211,349	\$ 51,802	\$ 1,656,748	\$ 74,462	\$ -	\$ 1,731,210

- (1) 上記の表に示した補足情報は、2015年12月31日付のシティグループの報告セグメント別連結GAAP貸借対照表を反映しています。個々のセグメント情報は、かかる日付において各セグメント別に管理された資産および負債を表しています。この表示はGAAPにより規定されたものではありませんが、シティは、これらの非GAAP財務指標が、基礎となる事業セグメント別に管理された貸借対照表における構成項目に対する投資家の理解だけでなく、シティの事業セグメント間の貸借対照表における構成項目である資産負債の実質的な相互作用に対する投資家の理解に役立つものであると考えています。
- (2) シティグループおよびシティグループ親会社の資産および負債合計の連結消去は、「本社事項、本社業務／その他」のセグメントに計上されています。
- (3) シティグループの株主持分合計および大部分の長期債務は、シティグループ親会社の連結貸借対照表に属しています。上記のとおり、シティグループは、セグメント間配分を通して株主持分および長期債務を各事業に配分しています。
- (4) 流動性カバレッジ比率（以下「LCR」といいます。）の前提に基づき、シティグループの流動資産（主に現金および売却可能有価証券で構成されます。）を様々な事業に帰属させたことを表しています。

[次へ](#)

シティコープ

シティコープは、個人顧客および法人顧客を対象とした、シティグループのグローバル・バンクであり、シティの中核的な事業基盤です。シティコープは、クラス最高の商品とサービスを顧客に提供し、シティグループの比類のない、世界中の新興経済国の多くを含むグローバル・ネットワークを活用することに重点を置いています。シティコープは、約100ヶ国に、かつ、その多くは100年以上にわたって、実際に拠点をもち、160を超える国および地域でサービスを提供しています。シティは、このグローバル・ネットワークが、大規模かつ多国籍にわたる顧客の金融サービスに対する幅広いニーズに応えるため、また、世界中の個人、プライベート・バンキング、法人、公共部門および機関投資家の顧客のニーズを満たす強力な基盤になっていると考えています。

シティコープは、以下の事業部門、すなわち、グローバル個人金融部門（北米、ヨーロッパ・中東・アフリカ、ラテンアメリカおよびアジアにおける個人向け銀行業務で構成されます。）およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（銀行業務およびマーケットツ&セキュリティーズ・サービスが含まれます。）により構成されています。シティコープには、本社事項、本社業務／その他も含まれます。2015年12月31日現在、シティコープが保有する資産は約1.7兆ドル、預金残高は約9,010億ドルで、シティの資産合計の約96パーセント、シティの預金残高合計の約99パーセントを占めていました。

効率的な資源の配分およびグローバル個人金融部門の一層の簡素化を継続する戦略に沿って、2016年2月、シティは、アルゼンチン、ブラジルおよびコロンビアの個人向け事業から撤退する予定であることを公表しました。これらの個人向け事業は、2015年12月31日現在、資産約60億ドル、個人向け貸出金約50億ドルおよび預金約30億ドルにより構成されており、2015年度において収益約11億ドル、費用約900百万ドルおよび当期損失約34百万ドルを計上しました。これらの事業は、これまではラテンアメリカGCBの一部として報告されてきましたが、2016年度第1四半期からはシティ・ホールディングスの一部として報告されます。詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」および下記「シティ・ホールディングス」もご参照ください。ベネズエラの個人向け事業については、シティが撤退する予定はありませんが、同事業はICGの業務を支援するための貸出業務が中心の小規模なものであることから、2016年度第1四半期からはICGの一部として報告されます。同様に、シティのバンコ・デ・チリへの間接投資の残存部分についても、2016年度第1四半期からはICGの一部として報告されます。

				変動率(%) 2015年度／ 2014年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度		
純利息収益	\$ 42,926	\$ 43,402	\$ 42,445	(1) %	2 %
利息以外の収益	25,591	25,968	27,504	(1)	(6)
支払利息控除後収益合計	\$ 68,517	\$ 69,370	\$ 69,949	(1) %	(1)%
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当					
正味貸倒損失	\$ 6,236	\$ 7,136	\$ 7,199	(13)%	(1)%
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	309	(1,238)	(811)	NM	(53)
貸倒引当金繰入額	\$ 6,545	\$ 5,898	\$ 6,388	11 %	(8)%
給付ならびに請求に対する引当	107	144	167	(26)	(14)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	100	(152)	90	NM	NM
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当 合計	\$ 6,752	\$ 5,890	\$ 6,645	15 %	(11)%
営業費用合計	\$ 39,000	\$ 45,362	\$ 40,498	(14)%	12 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 22,765	\$ 18,118	\$ 22,806	26 %	(21)%
法人税等	6,437	7,140	7,319	(10)	(2)
継続事業からの利益	\$ 16,328	\$ 10,978	\$ 15,487	49 %	(29)%
法人税等控除後の非継続事業からの利益 (損失)	(54)	(2)	270	NM	NM
非支配持分	79	186	211	(58)	(12)
当期利益	\$ 16,195	\$ 10,790	\$ 15,546	50 %	(31)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
期末資産合計	\$ 1,657	\$ 1,713	\$ 1,726	(3)%	(1)%
平均資産	1,712	1,753	1,711	(2)	2
平均資産利益率	0.95%	0.62%	0.91%		
費用比率	57	65	58		
期末貸出金合計	\$ 573	\$ 565	\$ 565	1	-
期末預金合計	901	883	900	2	(2)

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門

グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）は、シティグループの4つの地域の個人金融部門で構成され、リテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）ならびにシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを通じて、個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています（これらの部門の詳細については、上記「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」―「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。）。2015年12月31日現在、GCBは世界24ヶ国に2,994の支店を擁し、グローバルに事業を展開しています。2015年12月31日において、GCBが保有する資産は約3,940億ドル、預金残高は約3,010億ドルでした。

GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業規模を活用し、新興国の富裕層および大都市の富裕層にとっての最も重要な銀行を目指すことです。クレジットカードおよび一定のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域において、顧客にサービスを提供しています。2012年以降、シティはその戦略に沿って、20の個人向け市場から撤退し、または撤退中であり、また、そのグローバルなプレゼンスに焦点を絞ることを目的として、支店規模を25パーセント縮小しました。

				変動率(%) 2015年度／ 2014年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度		
純利息収益	\$ 26,881	\$ 27,924	\$ 27,545	(4)%	1 %
利息以外の収益	6,981	8,093	8,760	(14)	(8)
支払利息控除後収益合計	\$ 33,862	\$ 36,017	\$ 36,305	(6)%	(1)%
営業費用合計	\$ 18,264	\$ 19,951	\$ 19,801	(8)%	1 %
正味貸倒損失	\$ 6,029	\$ 6,860	\$ 7,017	(12)%	(2)%
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(318)	(1,148)	(654)	72	(76)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	5	(23)	37	NM	NM
給付ならびに請求に対する引当	107	144	167	(26)	(14)
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当	\$ 5,823	\$ 5,833	\$ 6,567	- %	(11)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 9,775	\$ 10,233	\$ 9,937	(4)%	3 %
法人税等	3,393	3,414	3,361	(1)	2
継続事業からの利益	\$ 6,382	\$ 6,819	\$ 6,576	(6)%	4 %
非支配持分	9	25	14	(64)	79
当期利益	\$ 6,373	\$ 6,794	\$ 6,562	(6)%	4 %
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 391	\$ 408	\$ 401	(4)%	2 %
平均資産利益率	1.63%	1.67%	1.65%		
費用比率	54	55	55		
期末資産合計	\$ 394	\$ 406	\$ 413	(3)	(2)
平均預金残高	300	305	299	(2)	2
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.14%	2.36%	2.52%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 14,777	\$ 15,461	\$ 15,991	(4)%	(3)%
カード ⁽¹⁾	19,085	20,556	20,314	(7)	1
合計	\$ 33,862	\$ 36,017	\$ 36,305	(6)%	(1)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 1,989	\$ 1,787	\$ 1,897	11 %	(6)%
カード ⁽¹⁾	4,393	5,032	4,679	(13)	8
合計	\$ 6,382	\$ 6,819	\$ 6,576	(6)%	4 %
外貨換算 (FX) の影響					
収益合計—報告値	\$ 33,862	\$ 36,017	\$ 36,305	(6)%	(1)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(1,969)	(2,573)		
収益合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 33,862	\$ 34,048	\$ 33,732	(1)%	1 %
営業費用合計—報告値	\$ 18,264	\$ 19,951	\$ 19,801	(8)%	1 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(1,171)	(1,382)		
営業費用合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 18,264	\$ 18,780	\$ 18,419	(3)%	2 %
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当					
合計—報告値	\$ 5,823	\$ 5,833	\$ 6,567	- %	(11)%
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(470)	(558)		
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当					
合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 5,823	\$ 5,363	\$ 6,009	9 %	(11)%
当期利益—報告値	\$ 6,373	\$ 6,794	\$ 6,562	(6)%	4 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(197)	(416)		
当期利益 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 6,373	\$ 6,597	\$ 6,146	(3)%	7 %

(1) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方を含みます。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算の影響 (2015年度の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門—北米

グローバル個人金融部門—北米（以下「北米GCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）ならびにシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスのカード商品を、それぞれ米国の個人顧客および中小企業に提供しています。北米GCBの米国におけるカード商品のポートフォリオには、自社ブランドのポートフォリオ（Citi Double Cashカード、Thank YouカードおよびValueカードを含みます。）およびシティブランドのカードとしての提携カード（とりわけアメリカン航空およびヒルトン・ワールドワイド）のほか、シティ・リテール・サービスにおける提携ブランドおよび自社ブランドの提携関係が含まれます。

2015年12月31日現在、北米GCBの780のリテールバンク支店は、ニューヨーク、シカゴ、マイアミ、ワシントンD.C.、ロサンゼルスおよびサンフランシスコの6つの主要都市圏に集中しています。また、2015年12月31日現在、北米GCBが保有するリテール・バンキング顧客口座は約1,090万口、リテール・バンキング貸出金は約518億ドル、預金残高は約1,728億ドルでした。加えて、北米GCBは、シティブランドおよびシティ・リテール・サービスのクレジットカード口座を約1億1,340万口保有しており、その貸出金残高は約1,133億ドルでした。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2015年度	2014年度	2013年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度
純利息収益	\$ 17,481	\$ 17,203	\$ 16,656	2 %	3 %
利息以外の収益	1,967	2,466	3,142	(20)	(22)
支払利息控除後収益合計	\$ 19,448	\$ 19,669	\$ 19,798	(1)%	(1)%
営業費用合計	\$ 9,186	\$ 9,706	\$ 9,853	(5)%	(1)%
正味貸倒損失	\$ 3,753	\$ 4,206	\$ 4,636	(11)%	(9)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(339)	(1,242)	(1,036)	73	(20)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	7	(8)	6	NM	NM
給付ならびに請求に対する引当	38	40	59	(5)	(32)
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当	\$ 3,459	\$ 2,996	\$ 3,665	15 %	(18) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 6,803	\$ 6,967	\$ 6,280	(2)%	11 %
法人税等	2,548	2,555	2,362	-	8
継続事業からの利益	\$ 4,255	\$ 4,412	\$ 3,918	(4)%	13 %
非支配持分	-	(1)	-	100	-
当期利益	\$ 4,255	\$ 4,413	\$ 3,918	(4)%	13 %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）					
平均資産	\$ 208	\$ 211	\$ 204	(1)%	3 %
平均資産利益率	2.05%	2.09%	1.92%		
費用比率	47	49	50		
平均預金残高	\$ 171.8	\$ 170.7	\$ 166.0	1	3
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.39%	2.70%	3.09%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 5,208	\$ 4,917	\$ 5,389	6 %	(9) %
シティブランドのカード	7,809	8,290	8,220	(6)	1
シティ・リテール・サービス	6,431	6,462	6,189	-	4
合計	\$ 19,448	\$ 19,669	\$ 19,798	(1)%	(1)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 659	\$ 355	\$ 416	86 %	(15) %
シティブランドのカード	2,075	2,391	1,945	(13)	23
シティ・リテール・サービス	1,521	1,666	1,557	(9)	7
合計	\$ 4,255	\$ 4,412	\$ 3,918	(4)%	13 %

NM：重要ではありません。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は、4パーセント減少しました。これは、貸倒引当金戻入額の減少および収益の減少によるものです。費用の減少および正味貸倒損失の減少によって一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。これは、シティブランドのカードの収益の減少によるものですが、リテール・バンキングの収益の増加によって一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、6パーセント増加しました。この増加は、主に、平均貸出金の7パーセントの増加、平均当座預金残高の9パーセントの増加、預金スプレッドの改善および住宅ローン組成による収益の微増によるものですが、支店の正味売却益（約40百万ドル）および住宅ローン・ポートフォリオの正味売却益（約80百万ドル）ならびに住宅ローンの買戻しに関する引当金戻入額（約50百万ドル）が2014年度と比べて減少したことによって一部相殺されました。このリテール・バンキングの収益の増加は、北米GCBが、GCBの戦略に沿って、2015年度中に69の支店を閉鎖または売却した（前年度から9パーセント減）という事実にもかかわらず達成されており、2016年度第1四半期にはこれに加えて50の支店を売却または閉鎖するとの計画も公表されています。これらの措置により、北米GCBのリテール・バンキングの事業拠点の90パーセント超が6つの主要都市圏に集中することになります。

カードの収益は3パーセント減少しました。これは、平均貸出金が2パーセント減少したことによるものですが、カード利用額が4パーセント増加したことにより一部相殺されました。シティブランドのカードの収益は6パーセント減少しました。これは、北米GCBがその主力商品における新規口座獲得の拡大のために投資支出（下記で述べられます。）を行ったことにより、主に、顧客獲得および特典のための費用がとりわけ2015年度下半期に増加したことを反映しています。北米GCBでは、顧客獲得および特典のための費用の増加が、2016年度の収益にも引き続き悪影響を及ぼすことが予想されています。また、シティブランドのカードの収益の減少については、当年度中の顧客の高い返済率の継続のために平均貸出金が引き続き減少した影響（4パーセント減）も受けていますが、カード利用額の6パーセントの増加によって一部相殺されました。

シティ・リテール・サービスの収益はほぼ横ばいでした。これは、燃料価格の下落（これにより燃料ポートフォリオにおけるカード利用額が悪化しました。）および契約上のパートナーへの支払の増加の継続的な影響が、スプレッドの拡大および取引高の増加の影響（平均貸出金の1パーセントの増加）によって相殺されたことによるものです。契約上のパートナーへの支払の増加は、当事業が利回りの上昇と正味貸倒損失の減少による利益をリテール・パートナーとの間で分配していることにより生じたものです。カード利用額は、燃料価格下落の継続的な影響が、取引高の増加によって相殺された結果、横ばいでした。北米GCBでは、近い将来も燃料価格の下落がシティ・リテール・サービスの収益に悪影響を及ぼす状態が継続するものと予想されています。

費用は、5パーセント減少しました。これは、主に、継続中の経費削減の取組み（支店合理化戦略によるものを含みます。）および事業再編費用の減少が、2016年度まで継続予定のシティブランドのカードへの投資支出（特にマーケティング関連のものが含まれます。）の増加によって一部相殺されたことによるものです。

引当金・準備金繰入額は、15パーセント増加しました。これは、正味貸倒引当金戻入額の減少（73パーセント）が大きな要因ですが、正味貸倒損失の減少（11パーセント）により一部相殺されました。正味貸倒損失は、シティブランドのカード（14パーセント減の19億ドル）およびシティ・リテール・サービス（8パーセント減の17億ドル）において減少しました。貸倒引当金戻入額の減少は、2015年度中のカードのポートフォリオにおける全体的な信用の安定化を反映しています。この安定化の結果、北米GCBでは、2016年度中の貸倒引当金繰入額が抑えられることが予想されています。

上記の傾向が2016年度の北米GCBの業績に影響を与えると予想されるほか、北米GCBでは、2016年度中に米国のカード事業への追加投資を行うことが予定されており、これにはシティがコストコのポートフォリオを買収する計画（現在のところ2016年半ばのクロージングが想定されています。）に伴う投資のほか、競争の激しい環境下での一定の重要なパートナーシップ・プログラムの更新に際して予想される影響に伴う投資（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「オペレーショナル・リスク」もご参照ください。）も含まれます。米国のカード事業の成長にとって、これらの投資は必要であると北米GCBでは考えていますが、これにより2016年度中の同事業の税引前利益は減少する予定です。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、13パーセント増加しました。これは、正味貸倒損失の減少、貸倒引当金戻入額の増加および費用の減少によるものですが、収益の減少によって一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。これは、リテール・バンキングの収益の減少に伴うものですが、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスにおける収益の増加によって一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、9パーセント減少して49億ドルとなりました。これは、住宅ローン組成による収益の減少および預金ポートフォリオにおけるスプレッドの縮小によるものですが、取引高の増加に関連して引き続き収益が増加したこと（平均貸出金の9パーセント増および平均預金残高の3パーセント増）および支店売却益により一部相殺されました。

カードの収益は、2パーセント増加しました。これは、平均貸出金が2013年度から3パーセント増加したためです。シティブランドのカードの収益は1パーセント増加しましたが、これは、カード利用額の4パーセントの増加に加え、ポートフォリオにおける優遇措置としての一時的な利率の貸出金の残高が継続的に減少したことによって、正味利息スプレッドが拡大したことにより、平均貸出金の減少の大部分が相殺されたことによるものです。かかる平均貸出金の減少は、主に優遇措置としての一時的な利率の貸出金の残高の減少と、それより程度は下回るものの、当年度中の顧客の返済率の上昇によってもたらされました。

シティ・リテール・サービスの収益は、4パーセント増加しました。これは、主として2013年9月のベストバイ社のポートフォリオ買収による平均貸出金の12パーセントの増加によるものですが、利回りの上昇および与信の改善による契約上のパートナーへの支払の増加を反映して手数料収益が引き続き減少したことにより、一部相殺されました。シティ・リテール・サービスの収益は、資金調達費用の減少によっても恩恵を受けましたが、ポートフォリオにおける優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高の割合が増加したことによる正味利息スプレッドの縮小により一部相殺されました。

費用は、1パーセント減少しました。これは、継続的な経費削減の取組みが、事業再編費用の増加、投資支出の増加およびベストバイ社のポートフォリオ買収の影響によるシティ・リテール・サービスの費用の増加によって一部相殺されたことによるものでした。

引当金・準備金繰入額は、18パーセント減少しました。これは、正味貸倒損失の減少（9パーセント）および貸倒引当金戻入額の増加（21パーセント）によるものです。正味貸倒損失は、シティブランドのカード（14パーセント減の22億ドル）およびシティ・リテール・サービス（2パーセント減の19億ドル）において減少しました。貸倒引当金戻入額は、シティブランドのカードにおける戻入れが引き続き拡大したため増加しましたが、ベストバイ社のポートフォリオにおいて組成された新規の貸出金に対する引当金の繰入れを原因として、シティ・リテール・サービスにおける貸倒引当金戻入額が減少したことにより、一部相殺されました。

グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ

グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ（以下「ラテンアメリカGCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびシティブランドのカード商品を、それぞれ個人顧客および中小企業に提供しており、メキシコにおいて最もプレゼンスを有しています。2015年12月31日現在、ラテンアメリカGCBには、ブラジル、アルゼンチン、コロンビアおよびベネズエラの支店ネットワークのほか、メキシコ第2位の銀行であるパナメックス、すなわちバンコ・ナシオナル・デ・メヒコが含まれています。

2015年12月31日現在、ラテンアメリカGCBは、1,694（うち1,492はメキシコのパナメックスを通じてです。）のリテール支店、約3,190万口のリテール・バンキング顧客口座、約240億ドルのリテール・バンキング貸出金および約408億ドルの預金残高を保有していました。さらに同部門は、約780万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約75億ドルでした。2016年2月に公表したとおり、シティは、アルゼンチン、ブラジルおよびコロンビアの個人向け事業から撤退する予定です。詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」ー「シティグループのセグメント（事業部門）」および上記「シティコープ」をご参照ください。

				変動率(%) 2015年度/ 2014年度	変動率(%) 2014年度/ 2013年度
(単位: 百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度		
純利息収益	\$ 4,843	\$ 5,672	\$ 5,726	(15)%	(1)%
利息以外の収益	2,480	2,788	2,850	(11)	(2)
支払利息控除後収益合計	\$ 7,323	\$ 8,460	\$ 8,576	(13)%	(1)%
営業費用合計	\$ 4,444	\$ 4,974	\$ 4,931	(11)%	1 %
正味貸倒損失	\$ 1,549	\$ 1,861	\$ 1,610	(17)%	16 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	94	120	363	(22)	(67)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	1	(1)	-	NM	-
給付ならびに請求に対する引当	69	104	108	(34)	(4)
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当	\$ 1,713	\$ 2,084	\$ 2,081	(18)%	- %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,166	\$ 1,402	\$ 1,564	(17)%	(10)%
法人税等	238	244	313	(2)	(22)
継続事業からの利益	\$ 928	\$ 1,158	\$ 1,251	(20)%	(7)%
非支配持分	3	6	3	(50)	100
当期利益	\$ 925	\$ 1,152	\$ 1,248	(20)%	(8)%
貸借対照表データ (単位: 十億ドル)					
平均資産	\$ 64	\$ 76	\$ 79	(16)%	(4)%
平均資産利益率	1.45%	1.52%	1.66%		
費用比率	61	59	57		
平均預金残高	\$ 40.8	\$ 44.5	\$ 43.6	(8)	2
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	4.67%	4.86%	4.42%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 5,078	\$ 5,678	\$ 5,831	(11)%	(3)%
シティブランドのカード	2,245	2,782	2,745	(19)	1
合計	\$ 7,323	\$ 8,460	\$ 8,576	(13)%	(1)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 590	\$ 740	\$ 762	(20)%	(3)%
シティブランドのカード	338	418	489	(19)	(15)
合計	\$ 928	\$ 1,158	\$ 1,251	(20)%	(7)%
外貨換算の影響					
収益合計—報告値	\$ 7,323	\$ 8,460	\$ 8,576	(13)%	(1)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(1,382)	(1,784)		
収益合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 7,323	\$ 7,078	\$ 6,792	3 %	4 %
営業費用合計—報告値	\$ 4,444	\$ 4,974	\$ 4,931	(11)%	1 %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(737)	(904)		
営業費用合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 4,444	\$ 4,237	\$ 4,027	5 %	5 %
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当—報告値	\$ 1,713	\$ 2,084	\$ 2,081	(18)%	- %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(373)	(456)		
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 1,713	\$ 1,711	\$ 1,625	- %	5 %
当期利益—報告値	\$ 925	\$ 1,152	\$ 1,248	(20)%	(8)%
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(180)	(338)		
当期利益 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 925	\$ 972	\$ 910	(5)%	7 %

(1) 表示されているすべての期間につき外貨換算の影響 (2015年度の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

NM: 重要ではありません。

下記のラテンアメリカGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は5パーセントの減少となりました。これは、主に費用の増加によるものですが、収益の増加によって一部相殺されました。

収益は3パーセント増加しました。これは、主にメキシコの加盟店獲得事業の売却に関連して2015年度第3四半期に計上された約180百万ドルの利益によるものです。この利益を除くと、収益は1パーセントの増加でした。これは、取引高の緩やかな増加の影響の大部分が、2014年度に売却した事業（第2四半期におけるホンジュラスの個人向け事業の売却および第1四半期におけるシティのバンコ・デ・チリへの間接投資の一部売却を含みます。）からの利益および収益が発生しなくなったことならびにカードにおける継続的なスプレッドの縮小により相殺されたことによるものです。収益は、2015年度においてこの地域の経済成長が引き続き低迷したことにも影響を受けました。

リテール・バンキングの収益は、加盟店獲得事業の売却および2014年度の事業売却に関連する利益を除くと、6パーセント増加しました。このリテール・バンキングの収益の増加は、平均貸出金の増加（4パーセント）および平均預金残高の増加（5パーセント）を含む取引高の増加によるものですが、投資商品の販売高の減少（15パーセント）により一部相殺されました。カードの収益は、2パーセント減少しました。これは、主に、GCBの戦略に沿って信用度の高い顧客に事業の焦点を絞った結果、メキシコにおける返済率が上昇したことならびに取引高が低水準（カード利用額の伸びが低迷し、平均貸出金は横ばい状態）であることが要因でした。カードの収益は、消費者行動が引き続き変化していること（以前開示されたとおり、メキシコで2013年に実施された規制改革に起因するものを含みます。）にも悪影響を受けました。ラテンアメリカGCBでは、メキシコにおけるカードの返済率が、2016年度も上昇し続けることが予想されています。

費用は、5パーセント増加しました。これは、主として規制および法令遵守に係る費用の増加、テクノロジー関連支出の増加ならびに一部の国における強制的な給与の引上げによるものですが、事業再編費用の減少、法務関連費用の減少および継続的な効率性の向上により一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、横ばいでした。これは、正味貸倒損失の増加が正味貸倒引当金繰入額の減少により一部相殺されたことによるものです。正味貸倒損失は1パーセント増加しました。これは、ポートフォリオの成長に加え、主として、ブラジルにおけるポートフォリオの圧縮に伴い2015年度第4四半期にコマーシャル・バンキングのポートフォリオで発生した正味貸倒損失によるものですが、その大部分は、過去に設定された貸倒引当金の戻入れにより相殺されました。また、正味貸倒損失の増加は、2014年度第4四半期には計上されたメキシコの住宅建設業者に対するシティのエクスポージャー関連の償却（71百万ドル）が発生しなくなったことによって一部相殺されました。正味貸倒引当金繰入額は、13パーセント減少しました。これは、主に、メキシコのカード業務に関連する繰入額の減少によるものですが、ブラジルに関連して2015年度下半期に繰入額が増加したことおよび2014年度には計上されたメキシコの住宅建設業者に対するエクスポージャーに関連する戻入れが発生しなくなったことにより一部相殺されました。

アルゼンチン、ベネズエラ

アルゼンチンおよびベネズエラにおけるシティのエクスポージャーおよびリスクの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスク」をご参照ください。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、収益の増加が費用および与信費用の増加により一部相殺された結果、7パーセントの増加となりました。

収益は、4パーセント増加しました。これは、主に、メキシコにおける取引高の増加、スプレッドの拡大および手数料の増加によるものですが、2014年度中のこの地域内のスプレッドの継続的縮小およびメキシコやブラジル等のラテンアメリカ市場の一部における全体的な経済成長の減速により一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、3パーセント増加しました。これは、平均貸出金の6パーセントの増加、投資商品の販売高の25パーセントの増加、および平均預金残高の6パーセントの増加によるものですが、ブラジルおよびコロンビアにおけるスプレッドの縮小により一部相殺されました。カードの収益は、前年度のクレディカードの事業の売却の影響（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。）を除くと、平均貸出金の5パーセントの増加およびカード利用額の1パーセントの増加の結果、8パーセント増加しました。このカードの収益の増加は、経済成長の鈍化および上述の2013年の規制改革の実施に伴うメキシコにおけるカード利用額の停滞により一部相殺されました。

費用は、5パーセント増加しました。これは、主として一部の国における強制的な給与の引上げ、法務関連費用の増加、事業再編費用の増加、およびテクノロジー関連支出の増加によるものですが、生産性の向上および事業再編による節減効果により一部相殺されました。

繰入額は、5パーセント増加しました。これは、主に正味貸倒損失の増加によるものですが、貸倒引当金繰入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は22パーセント増加しました。これは、ポートフォリオの拡大およびメキシコのカードにおけるポートフォリオの長期保有化の継続によるものです。正味貸倒損失は、メキシコにおける経済成長の減速および規制改革の影響ならびにメキシコの住宅建設業者に対するシティのエクスポージャーに関連する71百万ドルの償却の影響も受けています。

グローバル個人金融部門—アジア

グローバル個人金融部門—アジア（以下「アジアGCB」といいます。）は、従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびシティブランドのカード商品を、それぞれ個人顧客および中小企業に提供しています。2015年12月31日現在、この地域においてシティが最も重要な収益をあげたのは、韓国、シンガポール、香港、オーストラリア、インド、台湾、マレーシア、タイ、インドネシアおよびフィリピンでした。また、報告上、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。ヨーロッパ・中東・アフリカGCBは、主にポーランド、ロシアおよびアラブ首長国連邦において、個人顧客および中小企業に従来型のリテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）およびシティブランドのカード商品を提供しています。

2015年12月31日現在、アジアGCBは、合算ベースで、520のリテール支店、約1,750万口のリテール・バンキング顧客口座、約710億ドルのリテール・バンキング貸出金および約878億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門は、約1,690万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約177億ドルでした。

(単位：百万ドル)

(別途記載があるものを除きます。)(⁽¹⁾)

	2015年度	2014年度	2013年度	変動率(%) 2015年度/ 2014年度	変動率(%) 2014年度/ 2013年度
純利息収益	\$ 4,557	\$ 5,049	\$ 5,163	(10)%	(2)%
利息以外の収益	2,534	2,839	2,768	(11)	3
支払利息控除後収益合計	\$ 7,091	\$ 7,888	\$ 7,931	(10)%	(1)%
営業費用合計	\$ 4,634	\$ 5,271	\$ 5,017	(12)%	5 %
正味貸倒損失	\$ 727	\$ 793	\$ 771	(8)%	3 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(73)	(26)	19	NM	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(3)	(14)	31	79	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 651	\$ 753	\$ 821	(14)%	(8)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,806	\$ 1,864	\$ 2,093	(3)%	(11)%
法人税等	607	615	686	(1)	(10)
継続事業からの利益	\$ 1,199	\$ 1,249	\$ 1,407	(4)%	(11)%
非支配持分	6	20	11	(70)	82
当期利益	\$ 1,193	\$ 1,229	\$ 1,396	(3)%	(12)%
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 120	\$ 122	\$ 119	(2)%	3 %
平均資産利益率	0.99%	1.01%	1.17%		
費用比率	65	67	63		
平均預金残高	\$ 87.9	\$ 89.7	\$ 89.4	(2)	-
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	0.80%	0.82%	0.84%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,491	\$ 4,866	\$ 4,771	(8)%	2 %
シティブランドのカード	2,600	3,022	3,160	(14)	(4)
合計	\$ 7,091	\$ 7,888	\$ 7,931	(10)%	(1)%
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 740	\$ 692	\$ 719	7 %	(4)%
シティブランドのカード	459	557	688	(18)	(19)
合計	\$ 1,199	\$ 1,249	\$ 1,407	(4)%	(11)%
外貨換算の影響					
収益合計—報告値	\$ 7,091	\$ 7,888	\$ 7,931	(10)%	(1)%
外貨換算の影響(⁽²⁾)	-	(587)	(789)		
収益合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 7,091	\$ 7,301	\$ 7,142	(3)%	2 %
営業費用合計—報告値	\$ 4,634	\$ 5,271	\$ 5,017	(12)%	5 %
外貨換算の影響(⁽²⁾)	-	(434)	(478)		
営業費用合計 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 4,634	\$ 4,837	\$ 4,539	(4)%	7 %
貸倒引当金繰入額—報告値	\$ 651	\$ 753	\$ 821	(14)%	(8)%
外貨換算の影響(⁽²⁾)	-	(97)	(102)		
貸倒引当金繰入額 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 651	\$ 656	\$ 719	(1)%	(9)%
当期利益—報告値	\$ 1,193	\$ 1,229	\$ 1,396	(3)%	(12)%
外貨換算の影響(⁽²⁾)	-	(17)	(78)		
当期利益 (外貨換算の影響額控除後)	\$ 1,193	\$ 1,212	\$ 1,318	(2)%	(8)%

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算の影響 (2015年度の平均為替レートにより米ドルに換算) を反映しています。

NM：重要ではありません。

下記のアジアGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は、2パーセント減少しました。これは、主に収益の減少によるものですが、費用の減少により一部相殺されました。

収益は3パーセント減少しました。これは、主に、とりわけ2015年度下半期における投資商品の販売が業界全体で低調であったことのほか、カード事業におけるスプレッドの縮小、返済率の上昇および規制上の変更の継続的な影響によるものですが、取引高の増加によって一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、2パーセント減少しました。これは、主に、とりわけ台湾、シンガポール、インド、韓国およびインドネシアにおいて、経済成長の減速および資本市場におけるボラティリティによる顧客の信頼感の弱まりを反映して投資商品の販売収益が減少したことに加え、とりわけポーランドにおいてスプレッドが縮小したことによるものです。この収益の減少は、貸付の増加（平均貸出金は2パーセントの増加）、預金商品の増加（平均預金残高は5パーセントの増加）および保険手数料収益の増加に伴う取引高の増加によって一部相殺されました。シティは、この地域の全体的な消費者心理、経済成長および資本市場環境によっては、2016年度の投資商品の販売収益に関しても引き続き課題を抱える可能性があると予想しています。

カードの収益は、5パーセント減少しました。これは、主に、高い返済率の継続を含むスプレッドの縮小ならびにとりわけシンガポール、台湾、オーストラリア、マレーシアおよびポーランドにおける規制上の変更が及ぼす継続的な影響によるものですが、カード利用額の若干の増加（平均貸出金の3パーセントの増加およびカード利用額の5パーセントの増加）により一部相殺されました。カードの収益も、主に2015年度下半期に生じた顧客の信頼感の弱まりに影響を受けました。スプレッドの縮小および規制上の変更は、近い将来においてもカードの収益に引き続き悪影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

費用は、4パーセント減少しました。これは、主に、2014年度に計上された韓国における事業再編費用が発生しなくなったことおよび効率性の向上によるものですが、規制および法令遵守に係る費用の増加、投資支出の増加、取引高の増加に関連する費用の増加および報酬費用の増加により一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、1パーセント減少しました。これは、主に、貸倒引当金戻入額の増加によるものですが、その大部分が、ロシアにおける経済環境の悪化に伴って個人向け事業に関連する正味貸倒損失が増加したことにより相殺されました。2015年度中の全体的な信用度は、この地域全体で安定した状態を維持していました。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、8パーセント減少しました。これは、主に費用の増加によるものですが、与信費用の減少および収益の増加により一部相殺されました。

収益は、2パーセント増加しました。これは、リテール・バンキングの収益の増加がカードの収益の減少により一部相殺されたことによるものでした。リテール・バンキングの収益は、4パーセント増加しました。これは、保険料収益の増加および取引高の増加（平均個人向け貸出金は8パーセントの増加、個人向け平均預金残高は2パーセントの増加）によるものですが、規制上の変更の継続的影響およびスプレッドの継続的縮小により一部相殺されました。

カードの収益は、1パーセント減少しました。これは、とりわけ韓国、インドネシアおよびシンガポールにおける規制上の変更の影響、スプレッドの縮小ならびに顧客のデレバレッジによるものですが、平均貸出金の2パーセントの増加およびカード利用額の3パーセントの増加（中国、インド、シンガポールおよび香港でのカード利用額の伸びによるものです。）によりその大部分が相殺されました。

費用は、7パーセント増加しました。これは、主に、韓国における事業再編費用、投資支出および取引高の増加による費用の増加によるものですが、効率性の向上により一部相殺されました。

引当金・準備金繰入額は、9パーセント減少しました。これは、主に全体的な貸倒引当金戻入額の増加によるものですが、ロシアの個人向け事業に関連する貸倒引当金の繰入れにより一部相殺されました。

[前へ](#) [次へ](#)

インスティテューショナル・クライアント・グループ

インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）は、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGは、債券、外国通貨、株式およびコモディティ商品等の現物商品およびデリバティブの両方において顧客との取引を行っています。

ICGの主な収益源は、これらの業務に関連する手数料およびスプレッドです。ICGは、顧客の決済取引の支援、ブローカー業務および投資銀行業務の提供ならびにその他の活動により手数料収益を稼得します。これらの業務から得られる収益は、役務収益および手数料ならびに投資銀行業務に計上されます。また、マーケット・メーカーであるICGは、顧客のニーズに応える商品の在庫保有等を通じて取引を円滑化し、商品の購入と売却の際の価格の差額を稼得します。これらの価格差および在庫の未実現損益は、自己勘定取引に計上されます。その他の項目には、主に、クレジット・デリバティブの時価評価による損益、売却可能有価証券に係る損益およびその他の非経常損益が含まれます。保有在庫および貸出金に係る受取利息から顧客の預金に係る支払利息を差し引いた額は、純利息収益として計上されます。取引処理ならびに資産の保管および代行業務からも収益が発生します。

ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、95を超える国と地域における独自のネットワークによって支えられています。2015年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.2兆ドル、預金残高は約5,870億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体サービス）の管理資産は約15.1兆ドル（これに対して2014年度末は約16.1兆ドル）でした。2014年度からの管理資産の減少は、主に、外貨換算の影響および市場取引量の減少によるものでした。

				変動率(%) 2015年度/ 2014年度	変動率(%) 2014年度/ 2013年度
(単位: 百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度		
役務収益および手数料	\$ 3,855	\$ 3,995	\$ 3,980	(4)%	— %
管理手数料およびその他信託手数料	2,424	2,520	2,576	(4)	(2)
投資銀行業務	4,110	4,269	3,862	(4)	11
自己勘定取引	5,823	5,905	6,489	(1)	(9)
その他 ⁽¹⁾	1,337	661	905	NM	(27)
利息以外の収益合計	\$ 17,549	\$ 17,350	\$ 17,812	1 %	(3)%
純利息収益 (配当金を含みます。)	16,199	15,702	15,510	3	1
支払利息控除後収益合計	\$ 33,748	\$ 33,052	\$ 33,322	2 %	(1)%
営業費用合計	\$ 18,985	\$ 19,391	\$ 19,645	(2)%	(1)%
正味貸倒損失	\$ 207	\$ 276	\$ 182	(25)%	52 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	627	(90)	(157)	NM	43
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	95	(129)	53	NM	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 929	\$ 57	\$ 78	NM	(27)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 13,834	\$ 13,604	\$ 13,599	2 %	— %
法人税等	4,383	4,070	4,174	8	(2)
継続事業からの利益	\$ 9,451	\$ 9,534	\$ 9,425	(1)%	1 %
非支配持分	52	118	110	(56)	7
当期利益	\$ 9,399	\$ 9,416	\$ 9,315	— %	1 %
平均資産 (単位: 十億ドル)	\$ 1,266	\$ 1,287	\$ 1,258	(2)%	2 %
平均資産利益率	0.74%	0.73%	0.74%		
費用比率	56	59	59		
地域別収益					
北米	\$ 13,105	\$ 12,940	\$ 11,434	1 %	13 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	9,799	9,415	10,061	4	(6)
ラテンアメリカ	3,918	4,098	4,675	(4)	(12)
アジア	6,926	6,599	7,152	5	(8)
合計	\$ 33,748	\$ 33,052	\$ 33,322	2 %	(1)%

(1) 2015年度における増加は、主にクレジット・デリバティブの時価評価を反映しています。

地域別の継続事業からの利益					
北米	\$ 3,621	\$ 4,113	\$ 3,081	(12)%	33 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,288	2,034	2,554	12	(20)
ラテンアメリカ	1,328	1,345	1,606	(1)	(16)
アジア	2,214	2,042	2,184	8	(7)
合計	\$ 9,451	\$ 9,534	\$ 9,425	(1)%	1 %
地域別平均貸出金 (単位: 十億ドル)					
北米	\$ 125	\$ 111	\$ 98	13 %	13 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	59	58	55	2	5
ラテンアメリカ	39	40	38	(3)	5
アジア	62	68	65	(9)	5
合計	\$ 285	\$ 277	\$ 256	3 %	8 %
事業別期末預金 (単位: 十億ドル)					
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	\$ 392	\$ 380	\$ 380	3 %	— %
その他のICG事業	195	175	189	11	(7)
合計	\$ 587	\$ 555	\$ 569	6 %	(2)%

ICG収益の詳細 — CVAまたはDVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除外

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2015年度	2014年度	2013年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度
投資銀行業務収益詳細					
アドバイザー業務	\$ 1,102	\$ 949	\$ 851	16 %	12 %
株式引受	902	1,246	1,059	(28)	18
債券引受	2,539	2,512	2,504	1	—
投資銀行業務合計	\$ 4,543	\$ 4,707	\$ 4,414	(3)%	7 %
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	7,767	7,767	7,720	—	1
法人貸付業務（貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除きます。） ⁽¹⁾	1,694	1,749	1,518	(3)	15
プライベートバンク業務	2,860	2,660	2,494	8	7
銀行業務収益合計（CVAまたはDVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除きます。）	\$ 16,864	\$ 16,883	\$ 16,146	— %	5 %
法人貸付業務—貸出金のヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾	\$ 323	\$ 116	\$ (287)	NM	NM
銀行業務収益合計（CVAまたはDVAの影響を除き、貸出金のヘッジに係る利益（損失）を含みます。）	\$ 17,187	\$ 16,999	\$ 15,859	1 %	7 %
債券市場業務	\$ 11,346	\$ 12,148	\$ 13,625	(7)%	(11)%
株式市場業務	3,128	2,774	2,815	13	(1)
セキュリティーズ・サービス	2,130	2,048	1,974	4	4
その他	(312)	(574)	(606)	46	5
マーケット&セキュリティーズ・サービス合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。）	\$ 16,292	\$ 16,396	\$ 17,808	(1)%	(8)%
ICG合計（CVAまたはDVAの影響を除きます。）	\$ 33,479	\$ 33,395	\$ 33,667	— %	(1)%
CVAまたはDVA（上段の該当項目において除外されたもの） ⁽²⁾	269	(343)	(345)	NM	1
債券市場業務	215	(359)	(300)	NM	(20)
株式市場業務	52	24	(39)	NM	NM
プライベートバンク業務	2	(8)	(6)	NM	(33)
支払利息控除後収益合計	\$ 33,748	\$ 33,052	\$ 33,322	2 %	(1)%

(1) 未収利息計上貸出金のヘッジは、法人向け未収利息計上貸出金ポートフォリオを経済的にヘッジするために使用されるクレジット・デリバティブの時価評価を反映しています。これらのヘッジの固定プレミアム・コストは、クレジット・プロテクションの費用を反映するために、法人貸付業務の収益に含まれて（相殺されて）います。

(2) 資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）は、表示上はCVAに含まれています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記25をご参照ください。

NM：重要ではありません。

下記のICGの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につきCVAまたはDVAの影響を除いたものです。CVAまたはDVAの影響および未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益（損失）の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は、4パーセント減少しました。これは、主として与信費用の増加によるものですが、支出費用の減少により一部相殺されました。

- ・ 収益は、ほぼ横ばいでした。これは、マーケット＆セキュリティーズ・サービスにおける収益の減少（1パーセントの減少）および銀行業務における収益の若干の増加（1パーセントの増加ですが、未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益（損失）の影響を除くと横ばい）を反映しています。シティは、ICGにおける収益、とりわけマーケット＆セキュリティーズ・サービスにおける収益に、引き続き全体的な市場環境の影響を受ける可能性が高いと予想しています。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、3パーセント減少しました。これは、引受業務において業界全体の取引が落ち込んだことが大きく影響しています。アドバイザリー業務の収益は、16パーセント増加しました。これは、ターゲットとする顧客の取引の活発化および全体的なM&A市場の好調を反映しています。株式引受の収益は28パーセント減少しました。これは、市場の取引が低迷したことのほか、シェアの細分化が続いているためにウォレットシェアが減少したことによるものです。債券引受の収益は、1パーセント増加しました。これは、2015年度下半期における投資適格債券におけるウォレットシェアの増加および投資適格ローンの堅調な業績によるものですが、市場取引の低迷、高利回りの貸出金およびレバレッジド・ローンにおけるウォレットシェアの減少により一部相殺されました。
- ・ トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益はほぼ横ばいでした。外貨換算の影響を除くと、収益は6パーセント増加しました。これは、とりわけ地域横断的な預金残高の継続的増加およびとりわけ北米におけるスプレッドの改善が、継続的な取引残高の減少およびスプレッドの縮小により一部相殺されたことによるものです。期末預金残高は、アジアおよびラテンアメリカに大きく牽引されて3パーセント（外貨換算の影響を除くと7パーセント）増加しました。平均貿易ローン残高は12パーセント（外貨換算の影響を除くと9パーセント）減少しました。これは、当事業において、組成額を維持する一方で、利益率を最大化するために、よりスプレッドの低い資産を削減し、資産売却を増加させたためでした（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」をご参照ください。）。

- ・ 法人貸付業務の収益は、8パーセント増加しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益（損失）の影響を除くと、収益は3パーセント減少しました。外貨換算の影響および未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益（損失）の影響を除くと、収益は3パーセント増加しました。これは、平均貸出金残高の継続的な増加、ヘッジ・プレミアムのコスト減少および時価評価調整の改善が、とりわけヨーロッパ・中東・アフリカにおけるスプレッドの縮小によって一部相殺されたことによるものです。
- ・ プライベートバンク業務の収益は、8パーセント増加しました。これは、貸出金残高および預金残高の増加、銀行業務におけるスプレッドの改善ならびに管理投資の収益の増加を主な要因として、北米、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカにおける業績が堅調であったことによるものですが、融資業務におけるスプレッドの継続的縮小により一部相殺されています。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、北米に牽引されて7パーセント減少しました。これは、主に、マクロ経済に関する不確実性のために2015年度中の取引環境が不安定であったことによるものです。債券市場業務の収益の減少は、スプレッド商品（信用市場、証券化市場および地方債）の収益の減少によるものですが、金利・通貨関連業務が堅調であったことにより一部相殺されました。金利・通貨関連業務の収益は、4パーセント増加しました。これは、各国市場およびG10関連商品全般の収益の増加によるものですが、G10外国為替の影響により一部相殺されました。
- ・ 株式市場業務の収益は、13パーセント増加しました。これは、主に、アジアおよびヨーロッパ・中東・アフリカにおける業績が好調であったこととともに、デリバティブおよびプライム・ファイナンス等の商品全般のパフォーマンスが改善したことによるものです。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、4パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は15パーセント増加しました。これは、顧客取引の増加および顧客残高の増加によるものです。

費用は、2パーセント減少しました。これは、効率性の向上、外貨換算の影響および事業再編費用の減少が、規制および法令遵守に係る費用ならびに報酬費用の増加により一部相殺されたことによるものです。

引当金・準備金繰入額は、872百万ドル増加して929百万ドルとなりました。これは主に、2014年度の正味貸倒引当金戻入額（219百万ドル）に対し、正味貸倒引当金繰入額（722百万ドル）を計上したことによるものです。正味貸倒引当金繰入額には、2015年度下半期中の物価の大幅な下落に起因し、エネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーに関して計上された約530百万ドル（2015年度第4四半期に計上された250百万ドルを含みます。）が含まれています（シティのエネルギーおよびエネルギー関連のエクスポージャーの詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「法人向け与信」をご参照ください。）。2015年度中に計上された残りの繰入額は、主に、取引高の増加および全体的なマクロ経済状況によるものでした。

2015年度中の正味貸倒引当金繰入額の増加は、正味貸倒損失の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、25パーセント減少しました。これは、主に、2014年度中に約165百万ドルを計上したペトロleos・メヒカノス（以下「ペメックス」といいます。）・サプライヤー・プログラム（詳細については、2014年2月28日に米国証券取引委員会に提出されたシティのフォーム8-Kによる報告書に基づき作成され、2014年3月3日に東京証券取引所の適時開示制度に従って適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示されたシティのプレスリリース「シティグループ、2013年第4四半期及び2013年度の通年の決算を修正」をご参照ください。）に関連する正味貸倒損失が発生しなくなったことによるものですが、少数のエネルギーおよびエネルギー関連企業に対するエクスポージャーに関して計上された正味貸倒損失（2015年度第4四半期に計上された約75百万ドルを含みます。）により一部相殺されました。

2016年度に目を向けると、ICGにおける与信費用は、原油価格およびその他の物価ならびにマクロ経済状況に大きく左右されるものと思われます。ICGでは、物価が2015年度末の水準に留まるか、さらに悪化する場合、エネルギーおよびエネルギー関連のポートフォリオにおいて、貸倒引当金の多額の追加繰入れが発生する可能性があり、シティの法人向け未収利息非計上貸出金に悪影響が及ぶ可能性があるかと予想しています。かかる事由は、マクロ経済状況と同様に、シティのその他の法人向け与信ポートフォリオにも悪影響を及ぼす可能性があります。

2014年度と2013年度の比較

当期利益は、1パーセント増加しました。これは、主として、費用の減少によるものですが、その大部分が、収益の減少により相殺されました。2013年度第4四半期のメキシコにおける不正に係る正味損失360百万ドルの影響を除くと、当期利益は1パーセント減少しました。これは、主として、収益の減少および費用の増加によるものですが、その大部分が、与信費用の減少により相殺されました。

- ・ 収益は、1パーセント減少しました。これは、マーケット＆セキュリティーズ・サービスにおける収益の減少（8パーセントの減少）が、銀行業務における収益の増加（7パーセントの増加（未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益（損失）の影響を除くと、5パーセントの増加））により一部相殺されたことによるものです。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、7パーセント増加しました。これは、全般的な市場環境がより堅調であったこと、およびICGがターゲットとする顧客のウォレットシェアが改善したことによるものですが、全体的なウォレットシェアの若干の減少により一部相殺されました。全体的なウォレットシェアの減少は、主として株式引受および債券引受におけるウォレットシェアの減少ならびに市場の細分化によるものです。アドバイザリー業務の収益は、12パーセント増加しました。これは、ターゲットとする顧客の活動の活発化およびM&A市場全体の拡大を反映したものです。株式引受の収益は、市場の手数料が全体的に増加したことに概ね同調して18パーセント増加しました。債券引受の収益は、概ね横ばいでした。

- ・ トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、1パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は3パーセント増加しました。これは、継続的な預金残高の増加、手数料の増加および取引活動の増加が、世界的なスプレッド縮小の影響により一部相殺されたことによるものです。期末預金残高は横ばいでしたが、外貨換算の影響を除くと、北米に大きく牽引されて3パーセント増加しました。平均貿易ローン残高は9パーセント（外貨換算の影響を除くと7パーセント）減少しました。
- ・ 法人貸付業務の収益は、52パーセント増加しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益（損失）の影響を除くと、収益は15パーセント増加しました。これは、主に、平均貸出金残高の継続的な増加および資金調達費用の減少によるものです。
- ・ プライベートバンク業務の収益は、7パーセント増加しました。これは、銀行業務における顧客の取引高の増加およびスプレッドの改善、資本市場の活発化ならびに管理投資における運用資産の増加によるものですが、融資業務におけるスプレッドの継続的縮小により一部相殺されました。

マーケッツ&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、11パーセント減少しました。これは、金利・通貨関連業務の収益の減少によるものですが、証券化商品およびコモディティの収益の増加により一部相殺されました。金利・通貨関連業務の収益は、歴史的なボラティリティの水準の低さ、ロシアおよびギリシャをめぐる不確実性ならびに2014年度上半期における顧客の活動の停滞によって減少しました。加えて、2013年度上半期には世界的な量的金融緩和の影響により一部牽引された金利・通貨関連業務の好業績がありました。地方債および信用市場の収益は、とりわけ2014年度第4四半期におけるマクロ経済の不確実性によってもたらされた厳しい取引状況のために減少しました。これらの減少は、主に北米における証券化商品およびコモディティの収益の増加により一部相殺されました。
- ・ 株式市場業務の収益は、1パーセント減少しました。これは、主に、ヨーロッパにおけるボラティリティによって、とりわけ現物株式業務がヨーロッパ・中東・アフリカにおいて低迷したことに起因するものですが、顧客のフローが増加したことによってプライム・ファイナンス業務の業績が改善したことにより、その大部分が相殺されました。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、4パーセント増加しました。外貨換算の影響を除くと、収益は5パーセント増加しました。これは、取引高、管理資産および顧客取引全般の増加によるものです。

費用は、1パーセント減少しました。これは、効率性の向上、不正に係る正味損失の不発生および業績連動型報酬の減少が、事業再編費用および法務関連費用の増加ならびに規制および法令遵守に係る費用の増加により一部相殺されたことによるものです。不正に係る正味損失の影響を除くと、費用は1パーセント増加しました。これは、事業再編費用および法務関連費用の増加ならびに規制および法令遵守に係る費用の増加が、効率性の向上および業績連動型報酬の減少により一部相殺されたことによるものです。

引当金・準備金繰入額は、27パーセント減少しました。これは、主に、法人向け貸出金ポートフォリオにおける未実行貸出約定に関する貸倒引当金の戻入れ（これに対し、2013年度は繰入れ）を反映したのですが、全般的な経済環境を要因とする正味貸倒損失の増加および貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、52パーセント増加しました。その大部分は、2014年度中のペメックス・サプライヤー・プログラムおよび特定のカウンターパーティーに関連する償却に関連するものでした。

本社事項、本社業務／その他

本社事項、本社業務／その他には、グローバル・スタッフ機能（財務、リスク、人事、法務およびコンプライアンスを含みます。）のうち一定の未配分の費用、その他の本社経費ならびに未配分のグローバル・オペレーション・テクノロジー経費、コーポレート・トレジャリーおよび非継続事業が含まれています。2015年12月31日現在、本社事項、本社業務／その他は、520億ドルの資産（シティグループ資産合計の3パーセント）を保有していました。詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」をご参照ください。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度	変動率(%) 2015年度／ 2014年度	変動率(%) 2014年度／ 2013年度
純利息収益	\$ (154)	\$ (224)	\$ (610)	31 %	63 %
利息以外の収益	1,061	525	932	NM	(44)
支払利息控除後収益合計	\$ 907	\$ 301	\$ 322	NM	(7)%
営業費用合計	\$ 1,751	\$ 6,020	\$ 1,052	(71)%	NM
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当	—	—	—	—	—
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (844)	\$ (5,719)	\$ (730)	85 %	NM
法人税等（便益）	(1,339)	(344)	(216)	NM	(59)
継続事業からの利益（損失）	\$ 495	\$ (5,375)	\$ (514)	NM	NM
法人税等控除後の非継続事業からの利益（損失）	(54)	(2)	270	NM	NM
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ 441	\$ (5,377)	\$ (244)	NM	NM
非支配持分	18	43	87	(58)%	(51)
当期利益（損失）	\$ 423	\$ (5,420)	\$ (331)	NM	NM

NM：重要ではありません。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は423百万ドル（2014年度は54億ドルの当期損失）となりました。これは、主として、収益の増加のほか、費用の大幅な減少、法人再編による税効果の増加ならびに2015年度第2四半期における特定の州および地方での監査の解決によるものです。

収益は606百万ドル増加して907百万ドルとなりました。これは、主に2015年度中の債務の買戻しによる収益および2015年度第2四半期における不動産売却からの収益のほか、売却可能証券の売却による収益の増加にもよるものですが、ヘッジ取引により一部相殺されました。

費用は、43億ドル減少して18億ドルとなりました。この大部分は、法務関連費用の減少（2014年度は44億ドルであったのに対し、796百万ドル）、外貨換算による利益および事業再編費用の減少によるものです。

シティは、連邦準備制度において連邦準備銀行の株式の保有を義務付けられていますが、2015年度第4四半期において、かかる株式について受け取ることのできる配当率に関する改正が行われました。従来の要件では、シティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）は、連邦準備銀行の資本金および資本剰余金の3パーセント（連邦準備制度理事会の請求があった場合は、これに追加して3パーセント）に等しい株式を買い入れることが義務付けられています。先の改正の結果、2016年1月1日を施行日として、シティがかかる株式について受け取ることとなる法定配当金は、固定の6パーセントから減少して、（i）配当支払の直前の入札に基づき10年物米国税務省証券に支払われる高利回り落札の利率、または（ii）6パーセントのうちいずれか低い利率によることとなります。シティは、かかる配当を本社事項、本社業務／その他の収益として計上します。かかる項目に与える実際の影響は、ある時点においてシティが保有している連邦準備制度上の株式の数に加え、各期末時点での本社事項、本社業務／その他に係る営業活動の業績にもよりますが、シティは、今後、この改正により本社事項、本社業務／その他の収益が受ける影響は、年間で約マイナス160百万ドルになり得ると見積もっています。

2014年度と2013年度の比較

当期損失は、51億ドル増加し、54億ドルとなりました。これは、主に法務関連費用の増加によるものです。

収益は、7パーセント減少しました。これは、主に売却可能証券の売却およびヘッジ取引からの収益の減少によるものでした。

費用は、50億ドル増加し、60億ドルとなりました。これは、主に、法務関連費用の増加（2013年度は172百万ドルであったのに対し、44億ドル）、規制および法令遵守に係る費用の増加、ならびに事業再編費用の増加によるものです。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスには、中核であるシティコープの事業にとって中心的役割を果たすものではないとシティグループが判断した、事業および資産ポートフォリオの残余部分が含まれています。この判断に沿って、シティのアルゼンチン、ブラジルおよびコロンビアにおける個人向け事業は、2016年度第1四半期からシティ・ホールディングスの一部として計上される予定です（詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、3 事業の内容、(2) 事業の内容」－「シティグループのセグメント（事業部門）」および上記「シティコープ」をご参照ください。）。

2015年12月31日現在、シティ・ホールディングスの資産は約740億ドルで、前年度末から43パーセント、2015年9月30日から33パーセント減少しました。2015年9月30日からの360億ドルの資産の減少は、主に、シティの日本におけるリテールバンク事業およびクレジットカード事業ならびにワンメイン・フィナンシャルの売却完了をはじめとする、事業売却および閉鎖等によるものです。2015年12月31日現在、シティは、規制当局による承認およびその他の取引完了条件を満たすことを前提として、2016年度においてシティ・ホールディングスのGAAP資産をさらに70億ドル削減する契約を締結しています。

また、2015年12月31日現在、シティ・ホールディングスにおける個人向け資産は約640億ドル（シティ・ホールディングスにおける資産の約86パーセント）でした。個人向け資産のうち、約380億ドル（約59パーセント）は北米における住宅ローン（第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローン）でした。2015年12月31日現在、シティ・ホールディングスは、シティのGAAP資産の約4パーセント、（リスク加重資産の算定に関する先進的アプローチによる）バーゼルⅢに基づくリスク加重資産の約11パーセントを占めていました。

				変動率(%) 2015年度/ 2014年度	変動率(%) 2014年度/ 2013年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度		
純利息収益	\$ 3,704	\$ 4,591	\$ 4,348	(19)%	6 %
利息以外の収益	4,133	3,258	2,427	27	34
支払利息控除後収益合計	\$ 7,837	\$ 7,849	\$ 6,775	— %	16 %
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当					
正味貸倒損失	\$ 1,066	\$ 1,837	\$ 3,264	(42)%	(44)%
貸倒引当金戻入額	(503)	(907)	(2,048)	45	56
貸倒引当金繰入額	\$ 563	\$ 930	\$ 1,216	(39)%	(24)%
給付ならびに請求に対する引当	624	657	663	(5)	(1)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金戻入額	(26)	(10)	(10)	NM	—
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する引当 合計	\$ 1,161	\$ 1,577	\$ 1,869	(26)%	(16)%
営業費用合計	\$ 4,615	\$ 9,689	\$ 7,910	(52)%	22 %
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (2,061)	\$ (3,417)	\$ (3,004)	NM	(14)%
法人税等 (便益)	1,003	57	(1,133)	NM	NM
継続事業からの損失	\$ 1,058	\$ (3,474)	\$ (1,871)	NM	(86)%
非支配持分	\$ 11	\$ 6	\$ 16	83 %	(63)%
シティ・ホールディングス当期利益 (損失)	\$ 1,047	\$ (3,480)	\$ (1,887)	NM	(84)%
支払利息控除後収益合計 (CVAまたはDVAの影響を除きます。)					
収益合計—報告値	\$ 7,837	\$ 7,849	\$ 6,775	— %	16 %
CVAまたはDVA ⁽¹⁾	(15)	(47)	3	68	NM
収益合計 (CVAまたはDVAの影響を除きます。)	\$ 7,852	\$ 7,896	\$ 6,772	(1)%	17 %
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
平均資産	\$ 112	\$ 144	\$ 173	(22)%	(17)%
平均資産利益率	0.93 %	(2.42)%	(1.09)%		
費用比率	59	123	117		
期末資産合計	\$ 74	\$ 129	\$ 154	(43)	(16)
期末貸出金合計	45	79	100	(43)	(21)
期末預金合計	7	17	69	(59)	(75)

(1) 資金調達評価調整 (FVA) は、表示上はCVAに含まれています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記25をご参照ください。

NM：重要ではありません。

下記のシティ・ホールディングスの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につきCVAまたはDVAの影響を除いたものです。CVAまたはDVAの影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの影響を除いたシティ・ホールディングスの業績を示すことが、その事業の基礎に関するより有益な情報を提供するものと考えています。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度と2014年度の比較

当期利益は11億ドルで、2014年度の当期損失35億ドルから改善しました。これは、主に2014年度の住宅ローン担保証券等に関する和解の影響によるものです（上記「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。）。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、当期利益は782百万ドル増加しました。これは、主に費用の減少および正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。シティ・ホールディングスでは、2016年度中の当期利益がプラスになることが予想されていますが、2015年度中はシティ・ホールディングスの資産全体において大幅な資産売却および圧縮が行われたことから、2016年度に2015年度と同水準の当期利益が生じることは予想されていません。

収益は、1パーセント減少しました。これは、主として、ポートフォリオの全体的な圧縮、費用の高い負債の償還の影響および2015年度第2四半期からワンメイン・フィナンシャルの正味貸倒損失を収益の減少として計上した影響によるものですが、その大部分は、資産売却に係る利益（ワンメイン・フィナンシャルならびに日本におけるリテールバンク事業およびクレジットカード事業の売却により2015年度第4四半期に計上されたものも含まれます。）の増加により相殺されました。

費用は、52パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、費用は22パーセント減少しました。これは、主に、資産の継続的圧縮および法務関連費用の減少（2014年度は986百万ドルであったのに対し、420百万ドル）によるものです。

引当金・準備金繰入額は、26パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、繰入額は24パーセント減少しました。これは、正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、42パーセント減少しました。これは、主に、ワンメイン・フィナンシャルの正味貸倒損失を収益の減少として計上した影響、北米における住宅ローンに関する継続的な改善および資産規模の全体的な圧縮によるものです。正味引当金戻入額は、42パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、正味引当金戻入額は、46パーセント減少して529百万ドルとなりました。これは、主として、北米における住宅ローン・ポートフォリオが圧縮されるとともに与信が改善したことにより、当該ポートフォリオに関連する戻入額が減少したことによるものでした。

2014年度と2013年度の比較

当期損失は、16億ドル増加し、35億ドルとなりました。これは、大部分が住宅ローン担保証券等に関する和解の影響に起因していますが、収益の増加および与信費用の減少により一部相殺されました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、当期利益は22億ドル増加して275百万ドルとなりました。これは、主として、費用の減少、正味貸倒損失の減少および収益の増加によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。

収益は、17パーセント増加しました。これは、主として、2014年度第3四半期のギリシャおよびスペインにおける個人向け事業の売却を含む資産の売却に係る利益、資金調達費用の減少ならびに2013年度と比べて表明および保証に係る請求による住宅ローンの買戻しに関する引当金繰入額が生じなかったことによるものですが、シティ・ホールディングスの資産のための資金調達に伴う負債の償還損により一部相殺されました。

費用は、22パーセント増加しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、費用は25パーセント減少しました。これは、主に、法務関連費用の減少（2013年度が26億ドルであったのに対し、986百万ドル）および資産の継続的圧縮によるものです。

引当金・準備金繰入額は、16パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、繰入額は、19パーセント減少しました。これは、主に北米における住宅ローンに関する継続的な改善および資産規模の全体的圧縮により、正味貸倒損失が44パーセント減少したことによるものです。正味引当金戻入額は、55パーセント減少しました。住宅ローン担保証券等に関する和解の影響を除くと、正味引当金戻入額は、53パーセント減少しました。これは、主として北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する正味戻入額の減少によるものですが、資産の売却損の減少により一部相殺されました。

支払保障保険（以下「PPI」といいます。）

英国の金融機関によるPPIの販売は、英国規制当局の、また最近では、英国最高裁判所の、徹底的な審査および注視の対象となってきました。PPIの詳細については、2014年3月3日に米国証券取引委員会に提出されたシティのフォーム10-Kによる2013年度年次報告書に基づき作成され、2014年5月28日に関東財務局長に提出されたシティの2013年度有価証券報告書に記載されている「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「シティ・ホールディングス」の項目をご参照ください。

PPIは、長期間の疾病および失業等、一定の事由が発生した場合に顧客の貸付返済を補填することを目的としています。英国金融行為規制機構（以下「FCA」といいます。）は、顧客が認識しないまま自らの貸付にPPI保険料が加算されていること、また、PPIの内容が顧客にとって不適当であることを含め、業界全体におけるこれらの商品の販売方法に一定の問題を認めました。是正のための処置として、通常、保険料の払戻しおよび該当するすべての約定金利に8パーセントの賠償金利を加えた額の返金が行われます。さらに、2014年度第4四半期中、PPIに関する事件（プレヴィン事件）について英国最高裁判所が判決を下しており、これによれば、同裁判所は、高額の販売手数料が得られていたこと、およびこれについて顧客への開示が行われていなかったことから、PPI契約の販売とは無関係に、当該事件において問題となっているPPI契約が「不公正」であったと判断しています。

2015年度第4四半期中、FCAは協議文書を公表し、その中で（１）PPI請求の期限（非プレヴィン型およびプレヴィン型の請求の両方とも）を最終規則の発効日から２年間とすること、（２）期限に先立って、FCA主導で顧客への周知活動を行い、その活動資金は銀行が拠出すること、および（３）新規のPPI請求の査定に際しては、50パーセント以上の料率による販売手数料の開示がなされなかった場合を不公正であったとみなし、当該手数料として支払われた金額と50パーセントとの差額に金利を加えた額の顧客への返金を義務付けることが提案されました。FCAによる最終判断は、2016年の春になることが見込まれています。

2015年度中、シティはPPI引当金を約153百万ドル増加させましたが（そのうち65百万ドルはシティ・ホールディングスに、88百万ドルは非継続事業に計上されました。）、このうち106百万ドルの引当金の引上げは、2015年度第4四半期に行われました（そのうち39百万ドルはシティ・ホールディングスに、67百万ドルは非継続事業に計上されました。）。2015年度通年のこの増加に対し、2014年度は118百万ドルの増加でした。2015年度における請求の全体の規模は概して横ばいであったものの、2015年度第4四半期を含む2015年度中における引当金が増加したことは、プレヴィン事件の判決およびFCAの協議文書に定められた指針（顧客への周知活動の提案等）が一因です。

シティのPPI引当金は、2015年度末現在で262百万ドル（これに対して2014年12月31日現在は225百万ドル）でした。2016年度における追加の引当措置（もしあれば）は、FCAによる最終規則の時期とその反応（周知活動に対する顧客の反応の度合いを含みます。）によって大きく左右されます。

[前へ](#)

2【生産、受注及び販売の状況】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」に記載されています。

3【対処すべき課題】

「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」に記載されています。

4【事業等のリスク】

2015年度末現在において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は存在せず、当社が認識している当社の経営に重要な影響を及ぼすその他の事象は、以下に記載されているものを除き、存在しません。

リスク要因

以下の検討は、2015年度末現在において、シティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があるリスクおよび不確実性のうち最も重要であると経営陣が考えている事項を示しています。2015年度末現在においてシティまたは経営陣が把握していないものも含め、その他のリスクおよび不確実性も、シティの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、以下の記載がシティの直面するリスクおよび不確実性のすべてを漏れなく検討したものであるとみなすべきではありません。

規制上のリスク

2015年度の破綻処理計画を改善できない場合、シティは、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは事業に対する制限を受ける可能性があり、また、資産や事業の売却を実施する必要に迫られる可能性があります。

ドッド・フランク法第1編は、重大な財政難または財政の破綻が将来生じた場合に備えて、シティグループ（銀行持株会社）およびその米国破産法上またはその他の適用ある破産法上の重要な法人の秩序だった破綻処理に関する計画（以下「第1編破綻処理計画」といいます。）を、年に1度作成の上、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）に提出することをシティに対して義務付けています。同法第1編破綻処理計画は、シティの事業および地理区分のすべてにおいて相当の努力、時間およびコストを必要とするものであり、連邦準備制度理事会およびFDICによる審査の対象となります。

同法第1編に基づき、連邦準備制度理事会およびFDICが、シティの2015年度の第1編破綻処理計画には「信用性」がないと共同で判断する場合（「信用性」という用語は定義されていませんが、同計画に「信用性」がないとは、規制当局が、同計画が実行可能でないか、またはそうではなくても同計画により規制当局が深刻なシステム・リスクを引き起こすことなくシステム上重要な機能を保護する方法でシティを破綻処理することが可能でないと考える状態を意味する、と一般的には考えられています。）、またはシティの2015年度の第1編破綻処理計画によっては米国破産法に基づく秩序だった破綻処理を円滑に行えないと共同で判断する場合であって、シティが指摘された不備を是正する破綻処理計画を再提出しないときには、シティには、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは業務に対する制限が課せられることがあります。何らかの規制または制限が課せられてから2年以内にシティが指摘された不備を是正しない場合には、シティは、最終的には、一定の資産または事業を売却することが要求される可能性もあります。かかる制限または措置により、シティの評判、市場および投資家の認識、業務ならびに戦略に悪影響が及ぶ可能性があります。

2014年8月、連邦準備制度理事会およびFDICは、シティおよびそれ以外の金融機関10社が提出した2013年度の第1編破綻処理計画の審査が完了したと公表しました。連邦準備制度理事会およびFDICは、シティを含む金融機関の2013年度の第1編破綻処理計画について不備を指摘しました。指摘された不備には、概して、（i）連邦準備制度理事会およびFDICが非現実的または裏付けが十分ではないと判断した仮定（顧客、カウンターパーティー、投資家、中央決済機関および規制当局が取り得る行動についての仮定等）、ならびに（ii）秩序だった破綻処理の可能性を高めるために必要とされる会社組織の構造および実務の変更を実施または特定することを怠っていたことが含まれていました。重要なこととして、FDICは、シティを含む金融機関11社が提出した2013年

度の第1編破綻処理計画は「信用性がなく」、これによって米国破産法に基づく秩序だった破綻処理を円滑に行うことはできないと判断しました。連邦準備制度理事会は、金融機関11社が、その破綻処理可能性を改善し、その改善を2015年度の計画に反映するための早急な措置を講じる必要があると決定しました。同時に、連邦準備制度理事会およびFDICは、提出された2015年度の第1編破綻処理計画において、指摘された不備に対する対応がなされていない場合には、連邦準備制度理事会およびFDICは、上述のドッド・フランク法第1編に基づく権限を行使する予定であると表明しました。同様の立場にある金融機関と同様に、シティは、2015年7月1日に2015年度の第1編破綻処理計画を提出しましたが、金融業界は、規制当局から公式な回答は受領していません。

シティが株主に利益を還元することができるかどうかは、包括的資本分析（CCAR）のプロセスおよび規制当局によるストレステストの結果に大きく左右されます。

シティが株主に利益を還元する決定は、普通株式配当の増額または株式買戻プログラムによるかにかかわらず、取締役会の承認に加えて、規制当局の認可に大きく左右されます。規制当局の認可には、連邦準備制度理事会が要求するCCARのプロセスや、ドッド・フランク法に基づき要求される監督当局によるストレステストによるものが含まれます。2014年3月、連邦準備制度理事会は、2014年のCCAR上の手続としてシティが提出した資本計画に異論がある旨を公表しました。そのため、シティは、株主に対する利益還元を要請していたとおりに行うことができなくなりました。2014年のCCARのプロセスによって株主に利益を還元するシティの能力は制限を受けていますが、かかる制限は、シティに対する市場および投資家の認識に悪影響を及ぼし、この制限が継続する場合には、今後も同様である可能性があります。

連邦準備制度理事会のシティに対する査定が、連邦準備制度理事会の独自のストレステスト・モデルで行われているほか、いくつかの定性的な要素（連邦準備制度理事会が定義するシティの「資本充足プロセス」の詳細な査定を含みます。）を用いて実施されているため、シティがCCARのプロセスの結果を正確に予測し、それを関係者に説明し、また、それにより、上述のシティに対する市場および投資家の認識への影響に対処することは、困難になっています。かかる定性的な要素は、連邦準備制度理事会が表明したシティの2014年度の資本計画についての異論の中で言及されています。それによれば連邦準備制度理事会は、主要な資本充足の慣行は今後も発展すると予想しており、またかかる慣行は、提出された資本計画の会社間での比較による審査を行った上で、毎年理事会が決定する可能性が高いと述べています。

同様に、連邦準備制度理事会は、年次ストレステストの要件を徐々に発展させることを目標に定めています。そのため、年次ストレステストにおける複数のパラメーター（ストレステスト・シナリオの厳格さ、シティのバランスシートに対する連邦準備制度理事会によるモデリング、またカウンターパーティーの破綻等、連邦準備制度理事会が重要であるとみなす構成要素の追加を含みます。）を随時変更する場合がありますと述べています。また、連邦準備制度理事会は、シティのGSIB（グローバルなシステム上重要な銀行持株会社）サーチャージの一部またはすべてを、ストレステスト後の最低資本要件に統合することを検討する場合がありますと述べています。これらのパラメーター等の変更により、シティがストレステストで満たすべき資本基準が引き上げられ、その結果、株主に還元する利益水準に影響が及ぶ可能性があります。

また、連邦準備制度理事会の独自のストレステスト・モデルが、シティの用いるモデリング技術とどの程度異なるのか明らかではないため、（独自のモデル、見積り方法およびプロセスを用いた）シティのストレステストの結果が、連邦準備制度理事会が開示するものとは一致しない場合があります、その場合、市場におけるシティに対する認識に新たな混乱および影響が生じる可能性があります。

シティ、その経営陣および各事業部門は、米国や世界各国において現在まさに生じている規制内容の変更および不確実性を引き続き点検、分析し、この変更および不確実性に対して上手く適応しなければなりません。

過去数年間、多くの地域で、シティやその事業に影響を及ぼした最終的な規則（最終的な米国のバーゼルⅢ資本規制、一定のデリバティブ制度改革およびボルカー・ルールに基づく自己勘定取引に対する制限を含みます。）が採択されたにもかかわらず、シティ、その経営陣および事業は、米国や世界各国において現在まさに生じている継続的な規制内容の変更および不確実性に引き続き直面しています。

シティが直面している継続的な規制内容の変更および不確実性はすべて列挙するには数が多すぎますが、その例として以下を記載します（これらに限定されるわけではありません。）。（i）シティが一定のカウンターパーティーに対して有することができる信用リスク水準に対する制限、（ii）シティに適用される規制資本の枠組みの様々な点における変更の可能性（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「規制資本基準の展開」をご参照ください。）、（iii）金融機関に対する金融取引税および／またはその他の種類の手数料の増額、（iv）ボルカー・ルールおよび銀行構造改革の国際版、（v）欧州連合および米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）によるデリバティブ制度の「同等性」の判断（規制当局が双方のデリバティブ制度の同等性を認めること）の有無およびその程度、（vi）ロシア、イランおよびその他の国家に関係する米国の規制および国際的な規制、ならびに（vii）純安定調達比率（NSFR）に関する米国銀行当局の規則（下記「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」をご参照ください。）。また、現段階で検討されていない規制内容の変更が行われる場合があります、また既に提案されている規制が最終段階で劇的に異なるものになる可能性もあります。

さらに、近時の規制の変更の一部は、内容は確定しているものの、実施の過程にあるものがあり、かかる変更がシティの事業、その経営成績または財政状態に及ぼす最終的な影響は依然として不透明です。例えば、2015年10月および12月、米国の銀行規制当局およびCFTCは、中央清算されないスワップに係る証拠金規制に関する最終的な規則をそれぞれ採択しました。最終的な規則（2016年9月1日以降の3年間で段階的に実施予定）により、シティは、中央清算されないスワップに関して、カウンターパーティーとの間で証拠金を授受するだけでなく、一定の関連会社との間でも証拠金を授受することが必要になり、当初証拠金を非関連会社である第三者カस्टディアンに差し入れることが求められます。シティは引き続き最終的な規則の影響への対処に努めますが、これらの規制によって、シティおよびカウンターパーティーが中央清算されないスワップを実施するコストが、著しく拡大し、関連会社間のスワップの実務に影響を及ぼす可能性があります（例えば、関連会社間におけるスワップの決済の増加や、第三者との間のリスク管理スワップの実行等が求められる可能性があります。）。

現在生じている規制内容の変更および不確実性によって、シティおよびその経営陣が長期的な事業計画、バランスシート計画および予算計画を立てることが困難になり、またはそれらの変更を余儀なくされ、シティの経営成績、財政状態に、また潜在的にはその戦略または組織構造に悪影響が及ぶことがあります。また、多くの場合、事業計画は、規則、規制または結果の可能性またはそれらの案に基づいて行う必要があります、また、世界各国の多くの規制機関による現在進行中の規則案、最終的な規則および施行指針がシティの事業に及ぼす影響（かかる指針による変更があり得ます。）を点検・評価することが常に経営陣には必要とされていますので、事業計画を立てることはより困難になっています。さらに、多くの場合、米国や世界各国の規制案が調整されずに実施または施行されるため、（単一の法域内での場合も含めて）範囲、解釈、時期、構造または方法に関して相違がある分野が生じ、一貫性のない規制または矛盾さえ生じる規制が制定されています。規制内容の変更により、シティの法令遵守および規制に係るリスクおよび費用も著しく増大しています（下記「コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク」をご参照ください。）。

信用リスクおよび市場リスク

シティのリボルビング・ホーム・エクイティ与信枠が引き続き「リセット」されることにより、シティの経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

2015年12月31日現在、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオは、まだリボルビング期間中であって分割返済が始まっていない、「リセット」されていないホーム・エクイティ与信枠（以下「リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠」といいます。）約123億ドルを含みます。リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠のうち、約66パーセントは2016年度から2017年度に分割返済が開始されます（詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「個人向け与信」をご参照ください。）。

分割返済が開始されるまでは、リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠の借入人は、ローンの利払いのみが要求されます。分割返済時に、借入人は、利息（通常、変動金利）および元本の返済を要求されますが、元本は、通常の30年ではなく、期間20年で分割返済されます。その結果、シティのリボルビング・ホーム・エクイティ与信枠の顧客は、リセットされることにより、ローンに対する支払要求額が増加するため「支払ショック（返済額の大幅な増加）」に直面する可能性があります。リセット後のローンに付される金利は変動金利であることから、金利が上昇することによって、支払額がさらに増加する可能性があります。

シティにおいて、残存ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ（分割返済および非分割返済のローン）の合計における率と比べて、分割返済のホーム・エクイティ・ローンの30日以上延滞率は高くなりました。また、現時点までに発生したリセットは一般的に歴史的な低金利の時期に発生したため、それによって借入人に対する支払ショックが全体として緩和された可能性が高いとシティは考えています。シティはこのリセット・リスクを厳密にモニターし、貸倒引当金の計上を判定する際の潜在的な影響を引き続き検討し、また潜在的なリセット・リスクを相殺する追加の手段を検討し、実行中ですが、金利の上昇、貸出基準の厳格化、および借入人の不動産価値に対する貸付金の額の比率の上昇により、シティが今後このリセット・リスクを減少または緩和させる能力が制限される可能性があります。したがって、このローンが2016年度から2017年度にさらにリセットされると、シティは引き続き延滞率の上昇に直面し、今後の貸倒引当金および正味貸倒損失が増加する可能性があります、これがシティの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

世界のマクロ経済および地政学上の課題は、シティの事業および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

シティは、マクロ経済および地政学上の課題、不確実性および変動により、事業および経営成績に対する悪影響にこれまで直面してきましたが、今後も直面する可能性があります。

エネルギー価格およびその他の商品価格は、2015年下半年から2016年にかけて著しく低下しましたが、この低下は、多くの金融市場、国および産業に影響を及ぼしています。世界経済の成長は、依然として一様ではなく、先行不透明です。一部の新興市場を含む多くの地域または国が、マクロ経済状況、地政学的な緊張状態、政府もしくは規制当局の方針、または特定の地域もしくは国の経済状況が要因となり、成長の鈍化または停止および変動に直面しています。例えば、複数のヨーロッパ諸国の経済状況および財政状況は、依然として脆弱であり、ロシアおよび中東を含む地域一帯の地政学的な緊張状態により不確実性は増しています。国家の債務不履行、または欧州経済通貨同盟（以下「EMU」といいます。）の部分的なもしくは完全な崩壊（それに伴う通貨の切り上げリスクおよび不確実性を含みます。）に関する懸念は、近年ある程度和らいだように思われましたが、2016年において英国の欧州連合離脱の可能性に対する懸念および不確実性がヨーロッパに生じています。また、財政金融措置は、実施が予想される措置も含めて、世界の金融市場および為替相場の変動に影響を及ぼしています。

上記を含めた世界におけるマクロ経済および地政学上の課題、不確実性および変動により、シティの与信費用、マーケット&セキュリティーズ・サービスおよびその他の事業における収益、その他包括利益累計額（シティの純資産額および有形純資産額に悪影響を及ぼす要因となります。）を含めて、シティの事業、経営成績および財政状態に影響が生じることがありましたが、今後も悪影響が生じる可能性があります。さらに、シティが事業を営む米国以外の法域における経済状況が一定の水準よりも悪化した場合には、米国の規制当局は貸倒引当金およびその他の引当金に対する強制的な要件を課することが可能であり、実際にそのような要件を課したこともあります。かかる要件が課された場合には、シティの与信費用および利益に悪影響（場合によっては、著しい悪影響）を及ぼす可能性があります。

シティは、新興市場における大きなプレゼンスを有しているため、種々のリスクによる影響を受けやすく、また法令遵守および規制に係るリスクおよび費用の増加に直面しています。

2015年度において、新興市場からの収益は、シティの収益合計の約41パーセントを占めていました（シティにおける新興市場の定義および新興市場の一部におけるエクスポージャーの詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「カントリー・リスク」をご参照ください。）。

シティは、新興市場における大きなプレゼンスを有しているため、種々のリスクによる影響を受けやすく、かかるリスクには、各国政府債務のボラティリティ、政治的な事象、為替管理、海外投資の制限、社会政治上の不安定性（ハイパーインフレーションを含みます。）、詐欺、国有化、認可の喪失、事業制限、処分または資産凍結、刑事責任を問われる可能性、支店または子会社の閉鎖および資産押収等が含まれます。例えば、シティは、直近の事例も含めて厳しい為替管理が行われ、現地通貨の米ドルへの交換や国外への送金が制限されているアルゼンチンやベネズエラ等の複数の国で事業を展開しています。また、以前、シティが、過去数年にわたり事業を行っている一部の新興市場において詐欺があったことが判明したこともありました。ロシア、ウクライナおよび中東等の一部の国において、政治的な混乱およびそれ以外の不安定な状態が生じたこともあります。その場合には経営陣の時間および注意を注ぐ必要がありました（例えば、ロシア経済に対する制裁が及ぼすシティの事業および経営成績に対する影響に関して、モニタリングを実施しました。）。

シティが新興市場において大きなプレゼンスを有していることも、法令遵守および規制に係るリスクおよび費用が増加している要因となっています。例えば、新興市場におけるシティの業務（顧客のためにクロスボーダー取引を支援することを含みます。）によって、主に世界規模の企業活動の様々な側面に注力している米国の規制（マネー・ロンダリング防止規制および米国海外腐敗行為防止法等）に基づきシティが直面する法令遵守に係るリスクは拡大しています。これらのリスクは、発展度の低い市場ほど深刻になり得るため、法令遵守に係るインフラに対する多額の投資が必要になる可能性があります。またはシティの業務の一部が削減される可能性があります。適用ある米国の規制、および世界規模の事業展開の結果、事業を展開する国または市場の規制をシティが遵守しない場合には、罰金、罰則、差止命令またはその他による類似の制限が課せられる可能性があります。いずれもシティの経営成績および評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

リスクの集中により、シティが重大な損失を被る可能性が増大し得ます。

リスク（特に信用リスクおよび市場リスク）が集中すると、重大な損失がシティに発生する可能性が高まります。2015年12月31日時点で、シティの信用リスクが最も集中しているのは、米国政府およびその機関ですが、これは、主に米国政府およびその機関が発行したトレーディング勘定資産および投資有価証券から生じたものです（詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記24をご参照ください。）。シティは、銀行、保険会社、投資銀行および政府・中央銀行ならびにその他の金融機関等の金融サービス業界のカウンターパーティーと日常的に大量の証券、トレーディング、デリバティブおよび為替取引を行っています。この結果、規制および市場の動向により、特定の清算機関、中央代行機関または取引所を通じて取引活動がさらに集中する場合、金融サービス業界におけるシティのリスクの集中度が高まるおそれもあります。リスクの集中により、シティのヘッジ戦略の有効性は制限を受けることがあり、実際に制限を受けたこともあり、これにより、シティは相当な損失を被ったことがあります。今後も同様のことが起きる可能性があります。

流動性リスク

連邦準備制度理事会による総損失吸収能力案には、シティの資金調達および流動性、資金調達費用ならびに経営成績に悪影響を及ぼし得る不確実性および潜在的な経営上の困難が存在しています。

ドッド・フランク法第2編は、一定の状況において、シティを含むシステム上重要な銀行を破綻処理する権限をFDICに対して付与しています。FDICは、かかる破綻処理において「シングル・ポイント・オブ・エントリー戦略」を選択し、同戦略に基づき、通常、銀行持株会社を破綻処理し、持株会社の無担保長期債務には損失を負担させ、事業子会社の資本再編成を実施することを方針とする旨を記載した通知を発表しました。

この戦略に沿って、2015年11月、連邦準備制度理事会は、シティを含むGSIBに対して、（i）最低水準の外部「総損失吸収能力」（以下「TLAC」といいます。）債務および長期負債（以下「LTD」といいます。）を第三者に対して発行し、その水準を維持すること、かつ（ii）銀行持株会社において種々の「クリーン持株会社」の要件（第三者からの短期借入、第三者との間のデリバティブその他適格金融契約の締結、および第三者との間での一定の債務保証の禁止、ならびにストラクチャード・ノートおよびその他の営業負債等の非TLAC適格債務に対する制限を含みます。）を遵守することを義務付ける規制案を公表しました。提案されている要件には含まれていませんが、連邦準備制度理事会は、米国のGSIBを対象とする追加の国内内部TLAC要件を検討していることも表明しました。この要件は、銀行持株会社の一定の重要子会社にTLACの一定量を「事前配分」すること等を義務付ける可能性があります（TLACの提案の概要については、下記「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」をご参照ください。）。

連邦準備制度理事会の提案を受けて、重大な不確実性および解釈上の問題が生じています。外部LTDおよび外部TLACの最低水準に関して、当該提案によって、支払不能または元利金の不払い以外の理由による繰上償還を許容する証券および米国法以外を準拠法とする証券を適格LTDから除外することになると予想されています。業界基準に沿って、当該提案が実施されなければ適格なシティの残存LTDの大部分は、当該提案が許容する事由以外の繰上償還が定められています。また、シティの残存LTDのうち相当な金額が、米国法以外を準拠法としていますが、当該提案が実施されなければ外部LTDの最低水準に算入する適格性を有しているものです。したがって、当該要件が提案どおりに採択され、かつ既存の残存LTDを新規制の対象外とする規定が定められない場合には、シティは、当該要件の影響を被る他のGSIBと同じタイミングで、相当な金額のリファイナンスまたは追加の債券の発行をする必要に迫られる可能性があります。さらに、かかる非適格債務証券は、当該提案のクリーン持株会社の要件に基づき非TLAC負債に課せられる数量制限の対象となります。その結果、かかる制限に対する違反を回避するために、シティの残存債務の相当な金額を買い戻す必要性が生じる可能性があります。これらの措置が実施された場合、シティの資金調達および流動性に関する管理・計画、業務、ならびに資金調達コストに重大な悪影響が生じる可能性があります。

クリーン持株会社の要件により、新たな業務上の課題および不確実性が生じています。他の多くの銀行持株会社と同様に、シティは、子会社の債務を保証することが多くあります。かかる債務保証には、シティの支払不能に連動して債務不履行を宣言する権利の付与（クロスデフォルト条項を伴う持株会社による子会社に対する保証）を含みます。この提案にはかかる保証について新規制の対象外が企図されていないため、クリーン持株会社の要件を遵守するためにきわめて多数の残存する債務保証の条件変更、修正または差し替えによって、多額の費用が発生し、シティに法的リスクが生じる可能性があります。さらに、クリーン持株会社の要件案に違反した場合に起こり得る結果および連邦準備制度理事会が提案するその他の多くの要件を遵守しない場合に起こり得る結果は、是正が必要な範囲および時期を含めて、明らかではありません。

また、TLAC適格商品を重要子会社に事前配置することが必要になった場合には、資金調達の効率性がさらに低下し、資金調達源の代替性の低下により、シティ全体の最低TLACが引き上げられるほか、一部のシティの子会社は、よりコストがかかる資金調達手段に変更する必要に迫られる可能性があります。その結果、シティの資金調達および流動性に関する管理・計画、資金調達コストならびに経営成績を阻害することになります。

十分な流動性および資金調達を維持することができるかは、市場の混乱およびシティのクレジット・スプレッドの拡大等シティのコントロールの及ばない要因を含む、数多くの要因に左右されます。

世界的な金融機関として、十分な流動性および資金調達源を確保することは、シティの事業にとって不可欠です。シティの流動性および資金調達源は、金融市場の全般的混乱、政府の財政政策・金融政策、規制内容の変更またはシティの信用度に対する投資家による否定的な見方等、自らのコントロールの及ばない要因により、著しい悪影響を受けることがあります。

また、シティが預金、有担保資金および長期の無担保資金を調達するコストおよび能力は、そのクレジット・スプレッドと直接的な関係があります。クレジット・スプレッドの変動は常に発生し、市場の動向に基づいていますが、市場の動向には外部市場の要因およびシティに特化した要因の両方が含まれ、変動幅が非常に大きくなることもあります。シティのクレジット・スプレッドは、シティの長期債務を参照債務とするクレジット・デフォルト・スワップの購入者のコストの変動による影響も受ける場合がありますが、当該コストは外部市場の要因およびシティ特有の要因による影響を受けます。さらに、他の市場参加者が同じ時期に市場を利用しようとする場合、または市場への意欲が減退する場合（流動性の危機その他市場危機において発生することが多い。）、シティが資金を調達する能力が損なわれる場合があります。また、清算機関、規制当局、顧客およびシティと取引がある金融機関が市場の認識または市況に応じて追加の担保を要求する権利を行使する場合があります、その場合にはシティが資金調達を利用できる可能性およびそのコストがさらに悪化する可能性があります。

持株会社として、シティは、自らの配当原資ならびに負債およびその他の債務の弁済原資として子会社からの配当、分配およびその他の支払に依存しています。シティの米国内外の子会社には、自己資本比率規制またはその他の規制上もしくは契約上の制約（現地のストレステストの要件または潜在的な国内内部TLAC基準（上記をご参照ください。））を含みます。）により、かかる支払を行う能力が制限され、または制限されるおそれがある会社もあります。シティが子会社から受領する支払に対する制限によって、シティの流動性も影響を受ける可能性があります。

格付機関は、シティおよびその一部の子会社の信用格付けを継続的に見直しており、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下および資金調達費用の増加により、シティの資金調達および流動性に悪影響（追加で現金または担保の差入れが必要となり得るデリバティブ・トリガーを含みます。）が生じる可能性があります。

フィッチ、ムーディーズおよびS&Pのような格付機関は、シティおよびその子会社の一部を継続的に評価していますが、シティおよび重要性の高い子会社の長期／非劣後債および短期／コマーシャル・ペーパーの格付けは、単体の財務の健全性のほか、格付機関の固有の格付手法・想定、および金融サービス業界や市場全体に影響を及ぼす条件等、必ずしもシティおよびその子会社のコントロールの及ばない要因を含む複数の要因に基づいています。

シティおよびその子会社は、現在のそれぞれの格付けを維持することができなくなるおそれがあります。格付けの引下げが実施された場合には、シティが資本市場その他の資金調達源を利用する能力とそのコスト、および一定の預金を維持する能力に悪影響が生じる可能性があります。また、格付けの引下げが実施された場合には、資金調達能力の低下によりシティの資金調達および流動性に悪影響（デリバティブ・トリガーを含みますが、その場合には、追加で現金および担保の差入れが必要になる可能性があります。）が及ぶ可能性があります。さらに、格付けの引下げが実施された場合、有担保による資金調達または明示的なトリガーが存在しないその他の証拠金取引等のその他の資金調達源、またシティが第三者の資金を保有するための最低格付基準が定められた契約の条項にも悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、信用格付けの引下げが実施された場合には、シティが現時点で把握しておらず、またはシティが定量化することができない影響を及ぼすことがあります。例えば、許容可能なカウンターパーティーに関して（シティが認識しないものも含めて）格付制限を設定している法人もあります。また、一部のシティの顧客（特に、法人顧客およびトレーディング・カウンターパーティー）が、格付けの引下げに応じて、シティとの取引関係を見直し、シティとの間において一定の相対取引および市場商品のトレーディングに制限を設ける可能性があります。顧客やカウンターパーティーの行動に変化が生じた場合に、シティの資金調達および流動性だけではなく、一部のシティの事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティまたはシティバンク、エヌ・エイの信用格付けの引下げによる潜在的な影響の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「流動性リスク」をご参照ください。

オペレーショナル・リスク

シティは、様々な小売業者および商店主との間で、共同ブランドのクレジットカードや自社のクレジットカードに関する関係を有していますが、これらの関係を維持できない場合またはこれらの関係を不利な条件で更新した場合には、シティの経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティブランドのカードおよびシティの個人向けサービスのクレジットカード事業を通じて、シティは、通常の業務において、世界各国の様々な小売業者および商店主と多数の共同ブランドや自社カードに関する関係を有していますが、その関係に基づいて、シティは、小売業者または商店主の顧客にクレジットカードを発行しています。共同ブランドや自社カードに関する契約上、当事者間で経済的利益を分配することを定めていますが、通常、契約期間に定めがあります。この関係のうち上位5社からの収益の合計は、2015年12月31日に終了した年度のシティの収益の約10パーセントを占めています。

かかる関係に関して、シティを含むカード発行会社間で相当な競争が生じています。その結果、シティがかかるとる関係を更新できず、またはかかる関係がシティのクレジットカード事業に著しく不利な条件で更新される場合があります。かかる関係は、小売業者もしくは商店主の経営上の困難、シティ、小売業者もしくは商店主側の義務違反を理由とする解除または外部要因（破産、清算、事業再編成、統合その他類似の事由を含みます。）等の要因によっても、悪影響を受ける可能性があります。これらの要因のいずれかが生じた場合に、小売業者または商店主の交代、新規のカード商品の提供等、シティには様々な緩和措置が利用できる可能性があるものの、これらの要因は、シティの経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティの業務システムおよびネットワークは、絶えず進化するサイバーセキュリティにより増大するリスクまたはその他の技術上のリスクの影響をこれまでも、また今後においても引き続き受けやすく、そのために顧客の機密情報の盗取、喪失、悪用、漏洩が生じたり、シティの評判が損なわれたり、シティに追加費用が発生したり、規制当局による罰金、法的リスクおよび経済的な損失が生じる可能性があります。

シティの業務の大部分は、機密情報等の情報の安全な処理、保存および送信、ならびに大量の複雑な取引に対する分刻みのモニタリングに大きく依存しています。例えば、グローバル個人金融部門、クレジットカード部門およびセキュリティーズ・サービスの事業を通じて、シティは、個人、法人および政府の顧客に関する膨大な量の個人情報および顧客固有の情報を取得し保存しており、また膨大な顧客取引情報を正確に保存し、反映しなければなりません。新しい技術が徐々に浸透し、金融取引を実施する際のインターネットやモバイル機器の利用が拡大しているため、シティを含む大規模かつ世界規模の金融機関は、これらの業務から生じるサイバー事故のリスクが拡大する状況に直面してきており、今後も同様に直面することになります。

シティのコンピュータ・システム、ソフトウェアおよびネットワークは、不正アクセス、データ（顧客の機密情報を含みます。）の喪失または破損、口座乗っ取り、サービス利用不能、コンピュータ・ウイルスまたは悪質なコード、サイバー攻撃およびその他の事由を含め、日々発生するサイバー事故のリスクに直面しています。これらの脅威は、従業員もしくは第三者の人的ミス、詐欺もしくは悪意、偶然の技術的な障害、停電もしくは通信障害、コンピュータ・サーバーの停止、もしくはシティの財産もしくは資産に対するその他の被害、自然災害もしくは悪天候、健康危機もしくは感染症の流行、または戦闘行為もしくはテロ行為の発生等、シティのコントロールの及ばない多くの要因が原因となって生じています。

また、これらとは別の困難な状況が、社外の当事者（政治的な目的を促進する手段としてサイバー空間の活動を行う過激派および一部の外国主体を含みます。）により引き起こされています。サイバー事故の影響が拡大し、重大なものになり得る場合があることを示す例として、2015年に、米国政府および複数の多国籍企業が、サイバー事故が発生したことにより、コンピュータ・システムに影響が生じ、その結果何百万もの顧客や従業員のデータが危険に晒されたと公表していることが挙げられます。また、ここ数年、複数の米国の小売業者および金融機関ならびにその他の多国籍企業が、サイバー事故が発生したため、顧客データを危険に晒すことになったと公表しています。

これらの報道されたサイバー事故等により、シティに重大な影響が生じたわけではありませんが、シティは、過去数年間、上記以外にも外部からの故意によるサイバー事故に直面してきました。かかるサイバー事故には、（i）顧客に対するサービスの停止を試みるサービス停止攻撃、（ii）顧客の口座データに対する不正アクセスを行ったデータ漏洩、および（iii）顧客のふりをしてシティのシステムに不正に侵入し顧客データを抜き取ることを可能にしようと試みる顧客のシステムに対する悪意あるソフトウェアによる攻撃が含まれています。シティのモニタリングおよび保護サービスは、シティのシステムを標的としたこれらの事故をそれらが重大なものとなる前に検出し対応することができましたが、限定的な損失が発生した場合もあり、また今後の類似するサイバー事故の脅威を監視するための費用が増加しました。このようなサイバー事故が今後起こらないという保証はなく、その発生頻度や規模が拡大する可能性があります。

シティは、侵入検知・防御システムおよび重要な業務用アプリケーションを保護するためのファイアーウォールのモニタリング等の手段で、システムおよびネットワークを実行、維持、監視し、定期的にバージョンアップするために相当の資源を投入していますが、これらの手段またはその他の手段により、完全なセキュリティが確保できる保証はありません。また、サイバー攻撃を引き起こすために用いる方法は頻繁に変わり、また場合によっては実施されるまで認識されないため、これらの方法が明らかになるまで、シティは、有効な防止策を実施し、積極的に対応することができない場合があります。

シティがサイバー事故に直面した場合には、顧客の個人情報、機密情報または財産的価値を有する情報が暴露され、顧客および市場からのシティの信用が損なわれ、顧客の不満が発生し、シティに追加の費用（システムの修復、顧客の支払用のカードの交換、または新たな人員の配置または保護技術の導入等）が発生し、規制当局により罰金が課せられ、訴訟が発生し、また、シティおよび顧客の双方に金銭的損失が発生する可能性があります。かかる事態が発生した場合には、シティのオンライン・バンキング・システムまたは携帯向けバンキング・プラットフォームが利用可能な状態ではなくなる等、シティの業務ならびに顧客および第三者の業務が停止または機能不全に陥る可能性があります。シティの事業が世界規模であること、およびシティが処理する取引量が大规模であることから、一定のミスまたは行為が、発見され改められる前に、繰り返されまたはその状況が悪化する場合がありますが、その場合には、そのコストおよび影響がさらに増大する可能性があります。

シティと取引のある第三者ならびにシティの顧客が取引する小売業者およびその他の第三者が、サイバーセキュリティまたはその他のオペレーショナル・リスクおよび技術的なリスクの発生源になる場合があります、特に顧客の活動が、シティのセキュリティ・統制に関するシステムの範囲外にある場合にその可能性があります。シティは、顧客のクレジットカード取引の処理、顧客対応のウェブサイトへのコンテンツのアップロード、および新商品・新サービス用のソフトウェアの開発等一定の業務を外部委託しています。この関係により、第三者がシティのウェブサイトをホスティングすること、または第三者がシティのウェブサイトにアクセスすることによって顧客情報の保存や処理が可能になりますが、その結果、サービスに障害が生じ、またはウェブサイトが改ざんされ、第三者が保有する機密、プライバシーやセキュリティが損なわれるリスクが生じ、また脆弱なコードが組み込まれてシティの顧客に影響を及ぼすセキュリティの漏洩が発生する可能性があります。シティは、現場でのセキュリティ管理評価の実施、第三者のアクセス権を業務上の役割を果たすのに必要最小限の権限に制限すること等、業務委託から生じるリスクを軽減する一定の措置を講じていますが、絶え間ない脅威から、上記のようなシティに新たな費用および影響をもたらす不正アクセス、データ喪失もしくはデータ破損、またはその他のサイバー事故につながる場合があります。さらに、ここ数年のデリバティブ規制改革等を通じて、金融機関と中央代行機関、取引所および清算機関との相互関係が増しているため、第三者を通じて業務上の障害またはサイバー攻撃にシティが晒されるリスクが拡大しています。

シティは、保険約款（相当の自家保険を付された免責額を含みます。）に従い一定のサイバー・リスクを補償範囲とする保険を付していますが、すべての損失を補償するにはかかる付保では十分ではない場合があります。

シティが繰延税金資産を活用し、シティの規制資本に対する繰延税金資産の悪影響を軽減できるかどうかは、米国課税所得を生み出すことができるかどうかにより左右されます。

2015年12月31日現在、シティの正味繰延税金資産は約478億ドルですが、その内、約310億ドルは、完全実施された場合における米国バーゼルⅢ規則に基づき、シティの普通株式等Tier 1 資本から除外されています（詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」－「バーゼルⅢ（完全実施されるバーゼルⅢ先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素」をご参照ください。）。また、2015年度末の正味繰延税金資産のうち、約159億ドルは外国税額控除（以下「FTC」といいます。）繰越に関するものでした。FTCの繰越可能期間は10年で、シティの繰延税金資産の中では最も時間的制約が大きい構成要素です。2015年度末のFTCのうち、約48億ドルは2018年に失効、残りの111億ドルは2019年度から2025年度に失効します。シティは、その期の税務申告において発生したFTCを、以前に繰り越したFTCを利用するより前に利用しなければなりません。

FTCを含む繰延税金資産の実現の会計上の取扱いは複雑で、繰延税金資産が発生している法域における将来の課税対象所得および利用可能なタックスプランニング戦略に関する重大な判断および見積りが必要となります。シティがFTCを含む繰延税金資産を活用し、繰延税金資産の裏付けとなる資本をより建設的な目的で利用できるかは、シティが該当する税繰越期間において米国の課税所得を生み出すことができるかによります。一部でも繰延税金資産の実現ができない場合には、それに相当する悪影響がシティの当期利益に及ぶことになります。

また、FTCの利用は、失効前に繰延税金資産のFTC繰越可能分を使い切る目的で米国における課税対象所得を最適化するための措置による影響を受けます。しかしながら、これらのFTCに関する措置は、時間的制約の少ない他の要素の繰延税金資産の増額につながる場合があります。さらに、FTCおよび他の一般の事業税額控除に対する税務申告上の制限によりシティが税費用を負担することとなり、税額控除が繰越可能であるにもかかわらず、繰延税金資産全体の利用率に影響を及ぼす可能性があります。このほか、繰延税金資産の利用は、引き続きシティのその他包括利益累計額の変動により影響を受けますが、その他包括利益累計額は、金利および為替レートの変動により影響を受ける場合があります。

FTCを含むシティの繰延税金資産の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」－「法人税等」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。

シティが対象となる広範囲に及ぶ税法について、シティの解釈または適用が関連政府当局とは異なる可能性があります。その場合には、追加の税金、罰金または利息を支払うことになる可能性があります。

シティは、米国およびその州や地方自治体、ならびにシティが事業を展開する多くの国外の法域における様々な税法に服しています。これらの税法は本質的に複雑なものであり、シティはこれらの税法の自らの法人、業務および事業に対する適用について判断および解釈をしなければなりません。シティの税法の解釈および適用（源泉徴収義務および印紙税その他取引税に関するものを含みます。）が、関連する政府の課税当局のものとは異なる可能性があり、その場合には、追加の税、罰金または利息の支払が課せられ、その金額が場合によっては相当なものになるおそれがあります。

シティの繰延税金資産の価値は、米国、特定の州、地方もしくは海外の法域における法人税率が引き下げられた場合、または米国の法人税制度においてその他の改正が実施された場合、著しく低下する可能性があります。

米国連邦法人税率の引下げについて協議が行われていますが、類似の協議は、一部の地域、州および国外の法域においてもなされています。シティは、法人税率の引下げによりいくつかの点では利益を得ますが、米国の連邦、州、地方または外国の法人税率の引下げにより、シティの繰延税金資産の価値が（場合によっては大幅に）減少する可能性があります。その場合には、改正が実施された期間のシティの当期利益が減少することになります。米国の税制に対するより抜本的な改革の是非についても最近議論されています。このような税制改革案が施行されるかどうか、またはその時期、およびそれがシティの繰延税金資産に及ぼす影響の有無もしくは程度については明らかではありません。

シティのリスク管理モデルが効果的ではなく、またはその修正もしくは改善が必要な場合、シティは、重大な損失を被り、またはその規制資本や自己資本比率に悪影響が生じる可能性があります。

シティは、業務を行う上で想定する様々なリスクを分析および監視する場合を含め、リスク管理およびリスク軽減の戦略の一貫として幅広い分野で複数のモデルを使用しています。例えば、シティは、全社的な様々なストレステストの中で複数のモデルを使用しています。シティが業務を行う金融市場や環境が複雑で、広範囲で、かつ急激に変化していることから、シティを含む世界規模の金融機関で、これらのリスクの管理を実施することは通常より困難を伴います。

このようなモデルおよび戦略に使用される手法（多くの状況における過去のデータの使用を含みます。）および判断が、シティが業務を行うすべての市場環境下におけるあらゆる経済財務上の結果を予想したり、その結果の詳細や時期まで予測したりできないものであるため、このようなモデルおよび戦略には、本質的な限界があります。シティは、リスク管理モデルまたはリスク管理戦略がこれらのリスクを予想または管理する上で効果的ではない場合には、重大な損失を被る可能性があります。

さらに、シティのバーゼルⅢ規制資本モデル（信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するモデルを含みます。）は、引き続き規制当局による継続的な審査および承認の対象になっていますが、審査を経て（要求されたかにかかわらず）当該モデルが改良、修正または改善される場合があります。かかる継続的な審査、およびシティに適用される規制資本の枠組みに関する米国銀行当局による将来の変更または指導の結果行われる修正または要求により、シティのリスク加重資産、レバレッジ・エクスポージャーの総額またはシティの自己資本比率のその他の構成要素に重大な変化が生じており、このような重大な変化が今後も生じる可能性があります。このような変化により、シティの自己資本比率、およびシティが規制資本要件を想定どおりまたは要求どおりに満たす能力に悪影響が及ぶ場合があります。

シティは、引き続き費用管理を追求しなければなりません。また、シティが行った事業に対する投資が、予想または期待したほど成功しない場合があります。

シティは、引き続き統制された費用管理戦略（継続的な事業再編および効率性の目標設定を含みます。）を追求します。ただし、事業再編、効率性向上に向けた取り組み等を実施した結果、シティが費用水準を維持し、または引き下げることができるかについて保証はありません。さらに、シティが費用水準を維持または引き下げることができるかは、継続的な規制内容の変更、規制および法令遵守に係る費用の継続的な増大、規制上の手続および規制当局による調査ならびにマクロ経済状況等、シティのコントロールの及ばない要因にも左右されます。また、技術システムまたは米国のクレジットカード事業における投資のような、シティの事業または業務において過去実施した投資または今後実施する投資は、シティが期待しているほど利益や効果を生むものではなく、それどころか全く利益や効果がないものである場合があります。

シティがシティ・ホールディングスの段階的縮小を引き続き実施できるかは、シティのコントロールの及ばない要因により大きく左右されます。

シティは、2015度において、引き続きシティ・ホールディングスの段階的縮小に向けて著しい進展を遂げ、2016年度においてシティ・ホールディングスを少なくとも「採算が合う」状態で維持する見込みです。2015年12月31日現在、シティ・ホールディングスの残存資産は、主に過去の北米個人向け抵当ですが、その約50パーセントは売買市場が発展していないホーム・エクイティ・ローンです。そのため、残存する住宅ローン資産を売却できるかは、概して、事業閉鎖の機会、市場の需要および／または有利な売却機会の存在に引き続き左右されます。その結果、シティ・ホールディングスの残存資産が、過年度のように著しく減少する可能性は低く、引き続きシティのリスク加重資産に悪影響を及ぼす可能性があります。

シティが、何らかの理由で非常に優秀な従業員を雇用し確保しておくことができない場合には、シティの業績およびその個別事業の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティの業績および個々の事業の業績は、能力が高い従業員の才能および努力に大きく依存しています。特に、シティが引き続き事業において競争することができるか、事業を効率的に管理することができるか、また世界戦略を引き続き実行することができるかは、新規の従業員を引きつけ、既存の従業員を確保し、そのやる気を引き出すことができるかにかかっています。何らかの理由で、シティが非常に優秀な従業員を引きつけ、確保することができない場合には、シティの業績（その競争優位性を含みます。）、全社的な戦略の成功裏の実施および経営成績は、悪影響を受ける可能性があります。

シティが従業員を引きつけ、確保できるかは、多くの要因に左右されますが、その要因にはシティのコントロールの及ばないものもあります。例えば、金融サービス業内外の人材獲得の競争相手と比較して、シティが事業を行う規制環境が強化され、政治環境の緊張が高まっていることを考慮すると、シティが将来優秀な従業員を引きつけ、確保することがより困難になる場合があります。シティが従業員を引きつけ、確保できる可能性に影響を及ぼすその他の要因には、シティの文化、報酬、会社の経営陣およびリーダーシップ、ならびに個々の事業、問題となる特定の市場または地域におけるシティのプレゼンスおよびシティが提供する職業的機会が含まれます。一般的に、銀行業界は、他の業界と比べて役員・従業員報酬に関して厳しい規制があります。かかる規制には、インセンティブ基準の報酬に関する繰延要件およびクローバック（報酬返還）要件その他の制限が含まれています。シティは、人材獲得市場において、人材獲得を巡って、インセンティブ報酬の体系に関して重大な規制の対象となっていない法人と競合関係になることが多くあります。

シティの財務諸表における仮定または見積りが不正確である場合、重大かつ予期せぬ損失が将来的に発生する可能性があります。財務会計・報告基準またはその解釈の変更は、シティによる財政状態および経営成績の記録・報告の方法に重大な影響を及ぼす可能性があります。

シティは、米国GAAPに準拠して財務諸表を作成する際に、貸倒引当金、訴訟および規制上のエクスポージャーに関連する引当金、繰延税金資産の評価、ならびに一定の資産および負債の公正価値を決定する場合等において、一定の仮定および見積りを用いることが要求されています。シティの財務諸表の基礎をなす仮定もしくは見積りが正しくない、または将来実際に生じた事象と異なる場合には、シティに予期しない（場合によっては重大な）損失が発生する可能性があります。

さらに、シティが仮定または見積りを用いることが要求されている分野を含む、シティの財務諸表の重要な点に影響を与える複数の財務会計・報告基準またはその解釈の変更は、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）において検討中のものもあり、既に提案・公表済のものもあります。例えば、FASBは、金融商品の信用損失をより早期に認識することを求めることを意図した新たな会計モデルを提案しています。提案されている会計モデルでは、当期利益を通じて公正価値で計上されていない金融資産（貸出金および満期保有目的有価証券等）の満期までの「予想信用損失」を金融資産の組成時に計上することが求められており、これは、一般的に損失が認識前に「発生する」ことを求める従来の米国GAAPに基づく複数の減損モデルに置き換わることとなります。この変更その他提案されている変更の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

財務会計・報告基準または解釈の変更により（FASBまたは他の当局が公表または要求したものであるとないにかかわらず）、業務上、困難な状況を引き起こし、シティがこれまで財務諸表の作成時に使用していた一定の仮定または見積りを変更する必要性に迫られる可能性があります。その場合には、シティ全般および／または特定の事業の財政状態および経営成績の記録・報告方法に悪影響が及ぶ可能性があります。シティの財務諸表を作成する際に仮定および見積りが用いられる主要な分野の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク

米国および世界各国において規制内容の変更や追加が継続的に実施され、その解釈が行われているため、シティの法令遵守に係るリスクおよび費用が増大しています。

上記のとおり、過去数年間、シティは、あらゆる事業および部門において相当数の規制内容の変更に対応することが求められてきましたが、この変更は今後も続きます。場合によっては、シティによる規制上の要件の実施は、流動的なまたは矛盾抵触する規制当局による指針、法的な異議申立てまたは最終的な規則を修正または撤回させる法的措置と同時にに行われています。さらに、多くの場合これらの変更は、完全に新たなる規制上の要件または規制体系となりますので、これらの要件を遵守する際に具体的に必要な事項に関して規制当局が何を期待しているかは、明らかではありません。この法令遵守上の不確実性と合わせて、ガバナンスおよびリスク管理の慣行（法令遵守に係るリスクおよび規制リスクを含みます。）を対象とした、金融サービス業界に対する米国および世界各国の規制当局による調査が強化され、またその期待も高まっています（シティのような金融機関の「コンダクト・リスク」および業界「文化」に対する規制当局による期待の高まりについては、下記「グローバル・リスクの管理」－「コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク」－「法的リスク」をご参照ください。）。これらのすべての要因により、シティの法令遵守に係るリスクおよび費用が増大しています。

以下が、法令遵守に係るリスクおよび費用が増大する要因となった規制内容の変更の例です。

- ・ ボルカー・ルールは、広範囲でグローバルな法令遵守に係る体制を整備することをシティに求めています。その体制整備には、トレーディングその他許容される活動に係る詳細な業務指示書の作成とその維持、広範囲なトレーディング情報の規制当局への提出、独自の検証および監査、研修、記録保存ならびに同様の要件およびガバナンスの実施が含まれています（2016年3月31日以降開始される、ボルカー・ルールを遵守するためにシティが実施したグローバルな手続に係るCEOによる年次証明書を含みます。）。
- ・ 米国デリバティブの新制度における多様な影響により、シティは、広範囲に及ぶ法令遵守に係る体制・プロセスを世界各国で維持する必要があります。この体制・プロセスには、電子的に記録を取ること、リアルタイムな取引情報の報告および外部委託業務遂行基準の設定（スワップ・カウンターパーティーの開示の要求等）が含まれています。
- ・ ロシア、韓国、ベトナムやインドネシア等、米国以外の様々な法域が採用したデータ保護および「オンショアリング」に関する規制が増加したことによって、シティは、顧客データが国境内部において保管または処理されることを確保するための手段を講じる必要に迫られています。これらの規制は、他の法域におけるマネー・ロンダリング防止その他の規制と抵触する可能性があります。

規則や規制を遵守しなかった場合またはそのように予想される場合には、法的エンフォースメントや規制上の手続が課せられる場合があるため（詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」－「コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク」－「法的リスク」をご参照ください。）、広範囲な法令遵守に係る規制が要因となり、風評リスクおよび法的リスクの増大が起り得ます。また、引き続き増加する法令遵守に係る規制および不確実性により、シティが負担する費用が増加しています。例えば、2008年度末の全従業員数323,000名のうち、規制・法令遵守対応のスタッフは約14,000名であったのに対して、2015年度末には、全従業員数231,000名のうち、規制法令遵守対応規制・法令遵守対応のスタッフは約30,000名でした。規制・法令遵守対応費用の増加により、シティが継続的に実施している経費削減努力が相殺されています。例えば、データ保護および「オンショアリング」に関する規制により、各国でのデータ保護およびセキュリティに対して過剰な投資が行うことがたびたび必要となり、そのため、シティが経費削減のため実施している集中化または標準化の努力を妨げ、場合によってはその逆の効果が生じています。法令遵守に係る費用の増大により、経営陣には資源を再配分すること（進行中の設備投資策からの撤退の可能性を含みます。）が求められる可能性があります。

シティは、広範囲の訴訟、規制上の手続、および規制当局による調査の対象となり、当該手続の結果、重大な罰則が適用される可能性があるほか、シティ、その事業およびその経営成績に悪影響が生じる可能性があります。

シティは、常に、多数の訴訟および規制上の手続を抱え、多数の政府または規制当局による調査の対象となっています。このような手続および調査が行われる頻度は、過去数年の間に著しく増大し、世界各国の司法、規制および政治的な環境は、全般的にシティを含む大規模な金融機関に対してより厳しい状況が続いています。例えば、最近の米国司法省による指針に基づき、シティを含む会社は、企業不祥事に関する民事および刑事の調査における減免措置を受けるために、問題となっている不正行為とみなされる行為に関与しまたはその責任を負う個人全員を特定し、関連する事実および状況のすべてを提供することが求められています。米国における連邦および州の規制制度ならびにそのエンフォースメント制度が複雑であること、またシティの事業範囲が世界的な規模であることを考慮すれば、単独の事由または問題が発生した場合でも、米国における連邦および州の複数の機関によるものか、または様々な法域における複数の規制当局および政府機関によるものかにかかわらず、多数の重複する調査および規制上の手続が発生する場合があります。

さらに、米国内外の規制当局は、「コンダクト・リスク」をより重視するようになりました。「コンダクト・リスク」は、不正行為の中でも特に、消費者、投資家または市場を害する可能性がある従業員およびエージェント（シティが利用する第三者の業者を含みます。）の行為（顧客および投資家の個人情報の保護を怠り、利益相反を特定し管理することを怠り、また、商品およびサービスを不適切に生成、販売およびマーケティングすること等）に関連したリスクについて述べる際に用いられる用語です。シティの法令遵守に係るリスクの増大に加えて、コンダクト・リスクを重視する姿勢により、従来受け入れられていた行為で、従来よりも調査の対象となる可能性が増大した行為に関するものも含めて、規制上の手続またはその他のエンフォースメント機関による手続が新たに設けられ、また、新たな訴訟が提起される可能性があります。さらに、シティは、顧客、投資家または市場を害する可能性がある従業員およびエージェントの行為を防止し、発見する手段を多数講じているものの、かかる行為は常に発見し、防止することが可能というわけではありません。銀行当局は、シティのような金融サービス業者の全体的な文化にも注目しています。シティの文化において欠陥があるとみなされることが規制上の制約または構造改革のみならず、規制上の手続に結びつく可能性があります。

さらに、シティが対象となっている訴訟または規制上の手続、およびその他の訴訟または規制上の手続において求められる救済手段の厳格さは、過去数年の間に著しく増大しています。米国および一部の国際的な政府機関が、金融機関を刑事訴追し、または金融機関に対する有罪判決を求める傾向が強まっています。また、米国の検察当局によって、法人被告との間の司法取引により有罪答弁または起訴猶予合意に至るほか、金融機関にその他の刑事上の制裁を課することが多くなっています。過去に開示したとおり、2015年5月、シティの関連会社は、米国司法省と和解に至り、当該和解に基づき、シティの外国為替事業における行為に対する米国司法省の調査を終了させる目的で、反トラスト法違反に関する罪状を認め、相当額の罰金を支払いました。米国および国際的な政府機関により将来このような措置が実施された場合には、顧客および事業の喪失、商品およびサービスの提供ならびに／または一部の事業の運営が不可能になる等の付随的ではあるものの重大な影響が、金融機関に及ぶ可能性があります。シティは、シティが関知していない事項または行為に関するものも含めて、将来、類似する種類の刑事上の救済手段、同意判決、相当額の罰金および制裁金またはその他の要件を受け入れる必要に迫られ、またそれらの対象となる可能性があります。その結果、シティの事業、事業慣行、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、シティの業務を大幅に変更する必要性が生じ、またはシティの評判が損なわれる可能性があります。

さらに、シティに対して提起された大規模な請求の多くは、極めて複雑で進展に時間がかかり、新たな法理論または実証されていない法理論が求められる可能性があります。したがって、手続が終盤を迎えるまで、かかる手続の結果の予測または見積りは困難です。シティは会計基準に従って訴訟および規制事項のための引当金を設定していますが、シティの引当金の見積りおよびその変更には、相当な判断が必要であり、相当の不確実性を伴う場合があります。これらの事項に関して最終的に負担する損失額は、引当金額を大幅に上回る場合があります。また、一定の和解は裁判所の認可を要しますが、認可が得られない場合があります。

シティの訴訟および規制上の手続および事項（法務引当金の計上に関するシティの方針を含みます。）の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

[次へ](#)

グローバル・リスクの管理

概要

効果的なリスク管理は、シティの事業全体にとって最も重要な事項です。したがって、シティのリスク管理プロセスは、シティが事業を行う上で負う主要なリスクを監視し、評価し、管理するように設計されています。とりわけ、シティが従事する事業およびこれらの事業により生じるリスクは、シティの使命および価値提案、シティの指針となる基本原則、ならびにシティのリスク選好に合致していなければなりません。

リスク管理は、倫理的な文化という基礎の上に構築されなければなりません。シティは、シニア・リーダーによって策定され、会社全体に周知されているシティの使命および価値提案の下に、最高の倫理基準を常にとることによって公衆の信頼を獲得、維持すると同時に、成長と経済発展に寄与する金融サービスを、責任をもって提供することによって、顧客から信頼されるパートナーとして奉仕しようと努力しています。そのため、シティは全従業員に対し、顧客の利益となり、経済的価値を生み、かつ常に全体として信頼できること、という3つの基準を確実に満たす判断を行うよう求めています。さらにシティは、シティの使命および価値提案の実現をその目的の一部としてシティのリーダーシップ基準において定められた、期待される行動規範に照らして、従業員の業績を評価しています。コンダクト・リスク、倫理およびリーダーシップ、上申、ならびに顧客の公平な取扱いに関連する、その他の文化関連の取組みは、シティがその使命および価値提案を実行するのに非常に役立っています。

4つの基本原則 — 共通目的、責任のある財務、創意工夫、リーダーシップ — は、シティがその使命を果たす際の指針となるものです。シティグループ取締役会の承認を受けたシティのリスク選好は、適用される資本、流動性およびその他の規制上の要件に沿って、シティの戦略的目的と事業計画を達成するために、取締役会と経営陣が引き受ける意思のあるリスクの全体的な水準と種類を明確にしています。

シティは、その使命および価値提案ならびにリスク選好の範囲内における業務の遂行を追求しつつも、シティの基礎的事業戦略を支えるために選択的にリスクを負担します。

シティのリスクは、通常、以下のとおり、分類、要約されます。

- ・ **信用リスク**とは、債務者が契約の条項に違反し、またはその他合意したとおりに義務を履行しないことに起因するリスクです。信用リスクは、決済または返済が、カウンターパーティ、発行体または借り手の履行に左右されるすべての活動に存在しています。
- ・ **流動性リスク**とは、期限が到来したときに債務を返済できないことに起因するリスクです。流動性リスクには、資金源へのアクセスや、資金調達レベルにおける変動の管理ができないことが含まれます。流動性リスクは、市況の変動の認識や対処における失敗からも生じ、迅速かつ最小限の価値損失で資産を流動化するシティの能力に影響を与えます。
- ・ **市場リスク**とは、市場の変数（金利等）の変動によってシティの資産および負債の価値が変動することに起因する潜在的な損失のリスクです。

- ・オペレーショナル・リスクとは、不適切なまたは不正な内部プロセス、システムもしくは人的要因、または外的事象に起因する損失のリスクです。
- ・カンントリー・リスクとは、（ある国の内外での事象により発生した）ある国における事由が、シティのフランチャイズの価値を損ない、または債務を履行する当該国内の債務者の能力に悪影響を与えるリスクです。カンントリー・リスク事由には、国家の債務不履行、金融危機、通貨危機、通貨の交換および／もしくは流通制限、または政治的な出来事が含まれる可能性があります。
- ・コンプライアンス・リスクとは、現地、国内または国際的な法律、規則または規制、シティの社内方針および手続、または関連する行動基準に対する違反もしくは不適合に起因するリスクです。
- ・コンダクト・リスクとは、シティの従業員またはエージェントが、故意または過失によって顧客または市場の健全性を損ない、その結果シティの健全性を損なう可能性があるというリスクです。
- ・法的リスクには、法律または規制上の措置、手続もしくは調査、または契約、法律もしくは規制の適用可能性または解釈の不確実性に起因する、財務または評判に関する損失のリスクが含まれます。
- ・風評リスクとは、否定的な世論により生じる、現在のまたは将来予測される利益、資本、またはフランチャイズもしくは企業の価値に対するリスクです。

シティは、（i）ビジネス・マネジメント、（ii）独立した統制機能および（iii）内部監査機能という3つの防衛線のそれぞれを通じて、リスクを管理しています。3つの防衛線は、様々な視点を統合するため、また顧客の利益となり、経済的価値を生み出し、全体として信頼されることとなる成果を上げる方向に組織を導くために、組織化された討論の場とプロセスにおいて、互いに協働しています。

第一の防衛線：ビジネス・マネジメント

シティの各事業部門は各自のリスクを負担しており、当該リスクを評価、管理する責任を負っています。各事業部門は、重要なリスクを軽減するために統制機能を設置し、内部統制を評価し、またコンプライアンスおよび統制の文化を推進する責任も負っています。その際、事業部門には、リスク管理責任を果たすために、適切な人員配置を維持し、適切な手続を実施することが求められます。

各地域および事業部門のCEOは、シティグループのCEOに直属しています。第一の防衛線の一部とみなされているオペレーション・テクノロジー部門の責任者および生産性部門の責任者も、シティグループのCEOに直属しています。

シティの事業部門は、独立した統制機能からの参加者とともにリスクについて考察する多くの委員会および評議会を組織し、統括しています。かかる委員会または評議会には、資本、資産および負債、業務慣行、事業リスクおよび統制、企業の合併・買収、地域社会再投資法、ならびに公正な融資およびインセンティブに関連する事項の検討を目的とするものが含まれます。

第二の防衛線：独立した統制機能

リスク部門、コンプライアンス部門、人事部門、法務部門および財務部門等、シティの独立した統制機能は、シティおよび各事業部門によるリスクの管理および監督において遵守すべき基準（適用法、規制基準ならびに行動に対する方針および関連基準の遵守等）を設定しています。さらに、独立した統制機能は、特に、シティの各事業部門に対し助言し、研修を行い、また、各事業部門がコンプライアンスおよび統制の文化を育成するために採用するツール、方法、手順および管理に対する監督方法を策定する責任を負っています。

リスク部門

リスク部門は、事業部門の独立したパートナーとして、シティのリスク選好に沿った方法で市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを管理することを目的としています。リスク部門は、リスク評価およびリスク管理の方針およびガイドラインを設定し、会社が負うリスクを管理、測定、軽減するための統制およびツールに貢献します。

チーフ・リスク・オフィサーはシティグループのCEOおよびシティグループ取締役会のリスク管理委員会に直属しています。チーフ・リスク・オフィサーは、リスク部門の活動を通じて特定されたリスクおよび問題に対処するため、取締役会のリスク管理委員会だけでなく、シティグループの取締役会にも、定期的かつ無制限にアクセスすることができます。

コンプライアンス部門

コンプライアンス部門は、適用される法律、規則およびその他の行動基準の遵守を管理することによるだけでなく、シティの使命および価値提案、責任のある財務の原則およびシティのコンプライアンス・リスク選好に合致する企業行動を促進することにより、シティを保護することを目的としています。シティのコンプライアンス・リスク選好の詳細については、下記「コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク」をご参照ください。

チーフ・コンプライアンス・オフィサーはシティグループのCEOに直属しており、特にシティのコンプライアンス・リスク選好に対する違反の可能性について報告するために、シティグループ取締役会の監査委員会、倫理・文化委員会およびその他の特別委員会に対して、定期的かつ無制限にアクセスすることができます。

人事部門

人事部門は、特に、（i）シティの価値を明確に示し、自らの役割と責任において優れた従業員を認め、報奨を与えること、（ii）倫理および業績に関する期待水準を設定し、かかる期待に応える従業員を育成し、昇進させること、ならびに（iii）シティがその従業員に期待する行動を概説したリーダーシップ基準の範例となるような人材を見つけ出し、評価し、雇用することに関連する人事支援および管理を提供します。

人事部門の責任者はシティグループのCEOに直属しており、またシティグループ取締役会の人事・報酬委員会と定期的に交流しています。

法務部門

法務部門は、シティの法的リスク・エクスポージャーの適切な管理の促進を目的とする多くの活動に関与しています。かかる活動には、特に、（i）シティグループのガバナンス・プロセスを促進、支援すること、（ii）特に法律および規則、規制上の問題、開示問題ならびに重要な訴訟・取引上の問題に関するリスクおよびエクスポージャーの分析に関して、ビジネス・マネジメント、他の独立した統制機能、シティグループ取締役会および取締役会の委員会に助言すること、（iii）適用法令およびその他の社内の行動基準を確実に遵守するための取組みに関して他の独立した統制機能に助言すること、（iv）主要な経営委員会の委員を務めること、（v）上級経営陣または他の独立した統制機能に対して重要な法的問題を報告、上申すること、（vi）社内調査に参加し、規制上の調査を監督すること、ならびに（vii）法律、規制および契約に関する問題について日常的に事業部門に助言することが含まれます。

ジェネラル・カウンセルはシティグループのCEOに直属しており、またシティグループ取締役会全体に対する責任を負っています。ジェネラル・カウンセル（またはその委任を受けた者）は、シティグループの取締役会全体に対して定期的かつ無制限にアクセスできるほか、シティグループ取締役会のリスク管理委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、倫理・文化委員会、オペレーション・テクノロジー委員会、指名・統治・広報委員会およびその他の特別委員会の会議に定期的に出席します。

財務部門

財務部門は、主に、トレジャリー、コントローラー、税務ならびに財務計画および分析の各部で構成されています。各部は事業部門と連携して、事業部門の目的に沿った正しい判断を促すために、重要なデータを提供し、相談を受けます。財務部門はこれらの活動を通じ、独立した統制機能としてビジネス・マネジメントに助言し、特定されたリスクを上申し、リスク管理のための方針またはプロセスを設定する役割を果たします。

財務部門は、トレジャリーを通じてシティのバランスシート管理に対する全体的な責任を負っており、したがって各事業部門と連携して、シティの流動性リスクおよび金利リスク（非トレーディング・ポートフォリオの価格リスク）を管理しています。トレジャリーは事業部門と共同で、バランスシートの目標と限度を設定するほか、事業資産に対する流動性とデューレーションに応じた資金調達コストの設定方針を策定します。

財務部門は原則としてコントローラーによる規律を通じて、2013年トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）の「内部統制 — 総合的な枠組み」に従い、シティの財務報告プロセスに係る強固な統制環境を設定する責任を負っています。

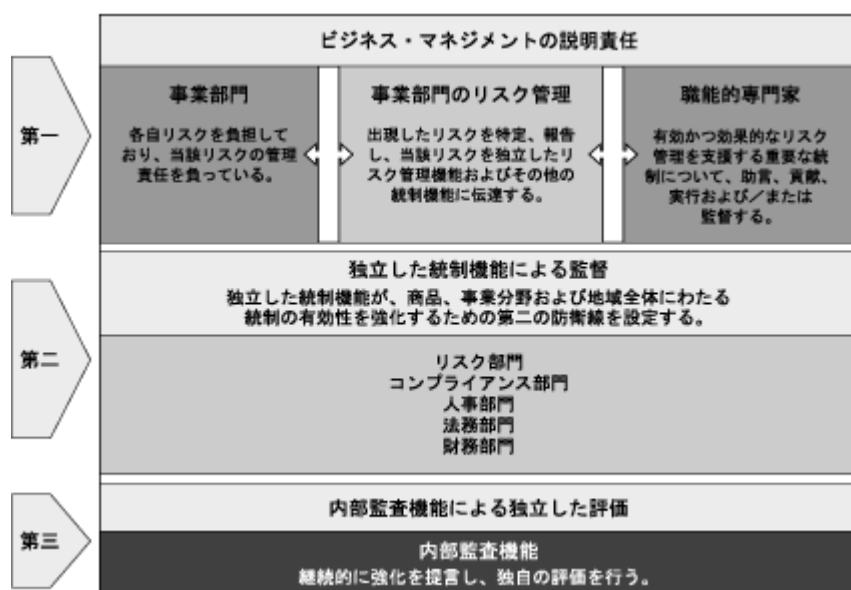
財務部門は、シティグループのCEOに直属するシティの最高財務責任者（CFO）によって統括されています。CFOは、事業活動の主要な統治・監督のための討論の場としての役割を果たす、いくつかの経営委員会の委員長または共同委員長を務めています。さらに、CFOは、シティグループの取締役会全体だけでなく、取締役会の監査委員会にも定期的かつ無制限にアクセスすることができます。

第三の防衛線：内部監査

シティの内部監査機能は、シティグループ取締役会の監査委員会が承認したリスク・ベースの監査計画および方法に基づき、第一・第二の防衛線における活動を、独自に審査します。内部監査機能は、シティグループ取締役会、取締役会の監査委員会、上級経営陣および規制当局に対して、シティのリスク・エクスポージャーの軽減ならびにコンプライアンスおよび統制の文化の強化を目的とする、シティの統治および統制の有効性について、独立した担保的機能を提供します。

主席監査人は、機能上はシティグループの監査委員会委員長に直属し、管理上はシティグループのCEOに直属しています。内部監査機能の責任は、監査委員会の監督の下に、独立して遂行されます。したがって内部監査機能の従業員は主席監査人に直属しており、第一線の事業単位または上級経営陣との間に指揮命令系統はありません。内部監査機能の人員は、過去12ヶ月以内に担当したことがある事業分野または機能に対して内部監査業務を提供することを認められていません。

3つの防衛線



シティグループ取締役会および取締役会委員会

シティグループの取締役会は、シティのリスク・テークینگ活動を監督します。そのために、取締役は、リスク部門、コンプライアンス部門、人事部門、法務部門、財務部門および内部監査機能が作成したリスク評価および報告を審査し、またシティのリスク・プロファイルがリスク選好を超過しまたは会社の安全性と健全性を脅かすような事態を引き起こす可能性がある上級経営陣の提言および決定に対して、疑問を投げ掛け、異議を唱え、必要であれば反対する独自の判断を下します。

シティグループ取締役会の常設委員会は、業務執行委員会、リスク管理委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、倫理・文化委員会、オペレーション・テクノロジー委員会、および指名・統治・広報委員会です。常設委員会に加え、取締役会は随時、規制、法律またはその他の要件に応じて、特別委員会を創設します。

[次へ](#)

信用リスク

概要

信用リスクとは、借り手またはカウンターパーティーの金融債務または契約債務の不履行に伴い、財務上の損失が発生する可能性をいいます。信用リスクは、シティグループの多くの事業活動で発生しますが、かかる事業には以下のものが含まれます。

- ・ホールセールおよびリテール貸出
- ・資本市場デリバティブ取引
- ・仕組金融
- ・買戻および売戻取引

信用リスクは、シティが顧客を代理して取引を決済するために、対価または前渡金を受領する前に資産を移転する、決済および清算業務からも生じます。信用リスクの中の集中リスクは、信用エクスポージャーが、特定の顧客、業界、地域またはその他の分類に集中することに関連するリスクです。

信用リスクは、シティが金融機関として直面する最も重要なリスクの1つです。そのため、シティは、すべての事業全体で信用リスクを管理することを目的とした、効果的に確立された枠組みを実施しています。これには、事業レベルおよび全社レベルの双方における、明確に定められたリスク選好、与信限度および与信方針が含まれます。シティの信用リスク管理には、問題認識に関するプロセスおよび方針（「ウォッチ・リスト」、ポートフォリオの検討、リスク格付けの更新および分類トリガーを含みます。）も含まれます。

シティの決済および清算業務に関して、同日中の売買について顧客が利用する枠は、その限度および「通常の」利用パターンと比較して緊密に監視されます。問題が発生した場合は、シティは通常、顧客を安全な（担保の付された）事業モデルに移行させます。一般に、同日中の売買のためのシティの決済および清算に係る枠は、拘束力がなく、いつでも解除することができます。

信用リスク内のリスクの集中を管理するため、シティは、業界限度、債務者限度および単一名義トリガーで構成される集中管理枠組みを実施しています。また、独立したリスク組織が、この種のリスク管理を支援するため、シティの地域および事業全体のリスク集中を検討します。

一般的に、信用エクスポージャーは、貸出金ならびに貸出およびその他オフバランス約定が連結貸借対照表上で計上される価値を反映した、未収利息計上貸出金の想定元本額で報告されます。資本市場活動により生じる信用エクスポージャーは、一般にマージン控除後の現在の時価で表示され、各カウンターパーティーがシティに対して負っている債務の正味価値を反映します。

これらの信用エクスポージャーに関連する信用リスクは、債務者の信用度および特定の債務の条件により算定されます。シティは、その信用エクスポージャーに関連する信用リスクを、貸倒引当金計上のプロセス（下記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および16をご参照ください。）を通じて、ならびに全社、事業、地域および商品レベルの定期的なストレス・テストを通じて、定期的に評価します。これらのストレス・テストのプロセスは、通常、信用度の格下げまたは債務者もしくはカウンターパーティーの債務不履行のいずれかにより発生する与信費用の潜在的な増加分を見積ります。

シティの信用リスク管理の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。

個人向け与信

北米個人向け抵当貸付

概要

シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオには、第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンの両方があります。2015年12月31日現在、シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオは797億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は959億ドル）でした。このうち第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオは569億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は678億ドル）、ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオは228億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は281億ドル）でした。当年度中の減少は、主に、売却または売却目的保有への振替えがなされた北米個人向け抵当貸付147億ドルによるもので、2015年度第4四半期に売却目的保有に振り替えられその他資産に分類されたシティフィナンシャルの個人向け抵当貸付66億ドル（このうち54億ドルは第1順位住宅抵当貸付、12億ドルはホーム・エクイティ・ローンでした。）が含まれます。2015年12月31日現在、第1順位住宅抵当貸付のうち187億ドルはシティ・ホールディングスに、残りの382億ドルはシティコープに計上されていました。2015年12月31日現在、ホーム・エクイティ・ローンのうち191億ドルはシティ・ホールディングスに、残りの36億ドルはシティコープに計上されていました。

シティの第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、2015年12月31日現在、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）の保険または退役軍人省（以下「VA」といいます。）の保証付貸出金34億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は52億ドル）が含まれていました。当年度中の減少は、主に、売却または売却目的保有への振替えがなされたFHAの保険付抵当貸付によるものでした。シティのFHA／VAのポートフォリオを構成する貸出金は、FICO（フェア・アイザック・コーポレーション）スコアの低い低・中所得者層を借り手とし、一般的にその不動産価値に占める貸付金の比率（以下「LTV比率」といいます。）は高い傾向にあります。FHA貸出金の貸倒損失は、組成時の欠陥により保険の条件が取り消されていないことを条件として、支援する政府機関が負担します。VA貸出金に関して、VAは貸付水準に応じた損失の上限を定めており、これを超えた分はシティが負担します。FHAおよびVA貸出金の延滞率は高いものの、それぞれ保険および保証が適用されたため、当該貸出金に対するシティの貸倒損失は軽微なものにとどまりました。

2015年12月31日現在、シティの北米第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、現在、支払期間についての未収利息のみで構成される支払または利息のみの支払が義務付けられている、変動金利抵当貸付約24億ドルが含まれていました。これに対し、2014年12月31日現在は38億ドルでした。この減少は、主に、返済および分割償還貸出金への転換によるものでした。この支払の特性を持つ第1順位住宅抵当貸付は、主に、組成時および更新時のFICOスコアが、第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオの中の他の貸出金よりも平均して著しく高い、信用度の高い借り手に対するものであり、30日以上延滞率は、この支払特性のない第1順位住宅抵当貸付と比較して極めて低くなっています。このため、シティは、この支払特性を有する住宅抵当貸付は、ポートフォリオにおいてそれほど大きなリスクではないと考えています。

シティは、顧客に対してオプション付変動金利抵当貸付／逆償却抵当商品を提供していません。そのため、オプション付変動金利抵当貸付／逆償却抵当商品は、過去のポートフォリオおよび事業買収の一部として偶発的に取得したものにすぎないため、残高の合計の中ではわずかです。

シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。

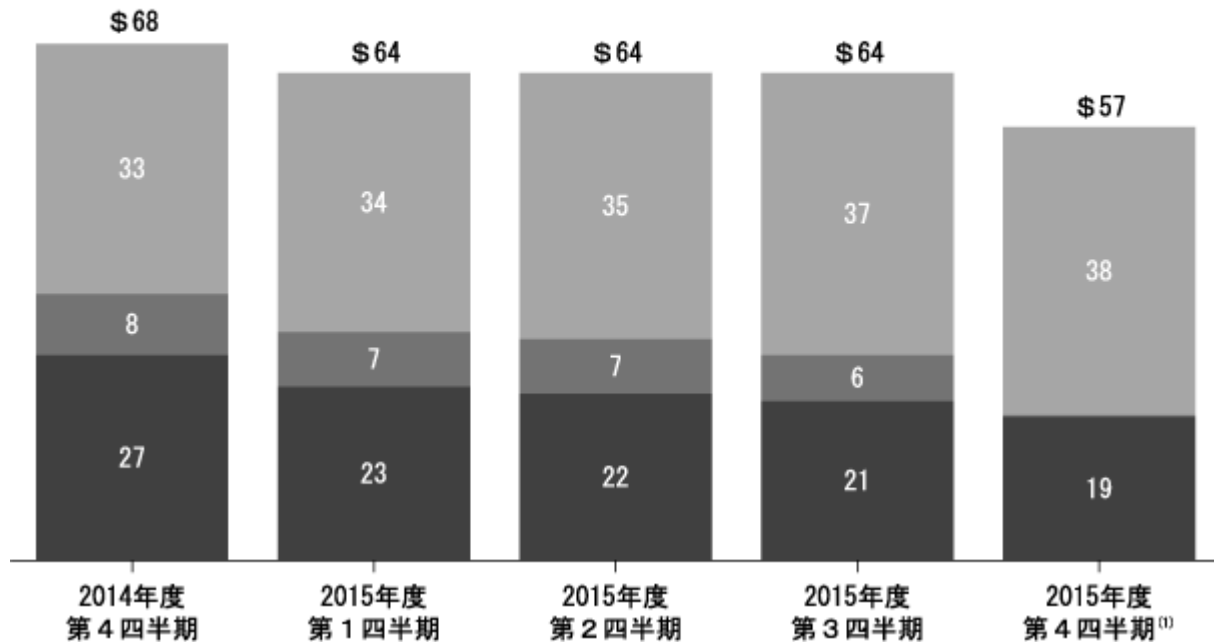
北米個人向け抵当貸付の四半期ごとの与信動向－正味貸倒損失および延滞債権－第1順位住宅抵当貸付

次のグラフは、シティの北米第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオの与信動向を四半期ごとに詳細に示しています。

北米第1順位住宅抵当貸付－期末貸出金

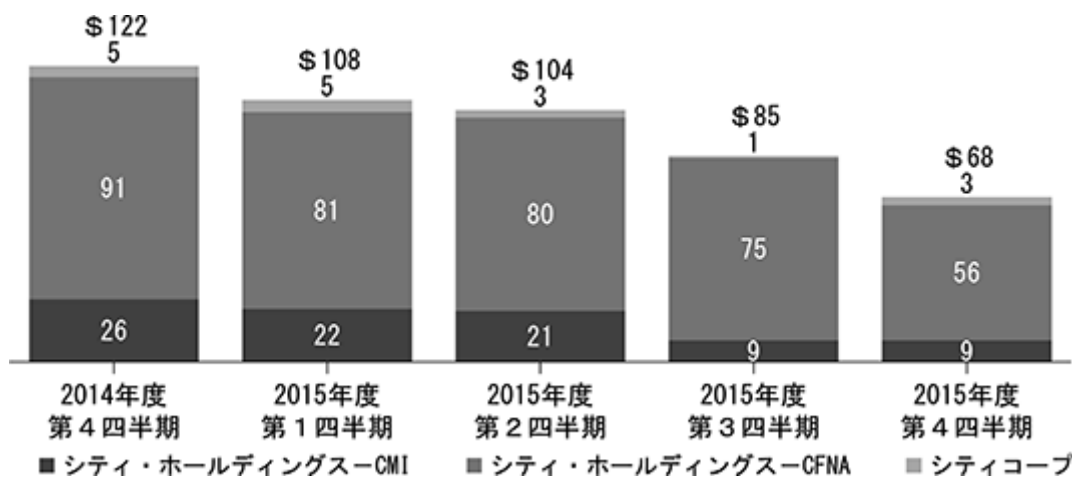
(単位：十億ドル)

■ シティ・ホールディングス－CMI ■ シティ・ホールディングス－CFNA ■ シティコープ



北米第1順位住宅抵当貸付－正味貸倒損失

(単位：百万ドル)



	2014年度 第4四半期	2015年度 第1四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第4四半期
正味貸倒損失 (NCL) 率合計	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%
シティ・ホールディングスCMI	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%
シティ・ホールディングスCFNA	4.6%	4.5%	4.7%	4.6%	4.0%
シティ・ホールディングス合計	1.3%	1.3%	1.4%	1.2%	1.0%
シティコープ	0.05%	0.06%	0.03%	0.01%	0.03%

S&P/ケース・シラー住宅価格指数⁽²⁾

4.4%	4.9%	4.8%	5.4%	5.6% ⁽³⁾

注：CMIは、シティモーゲージが組成した貸出金を指します。CFNAは、シティフィナンシャルが組成した貸出金を指します。四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

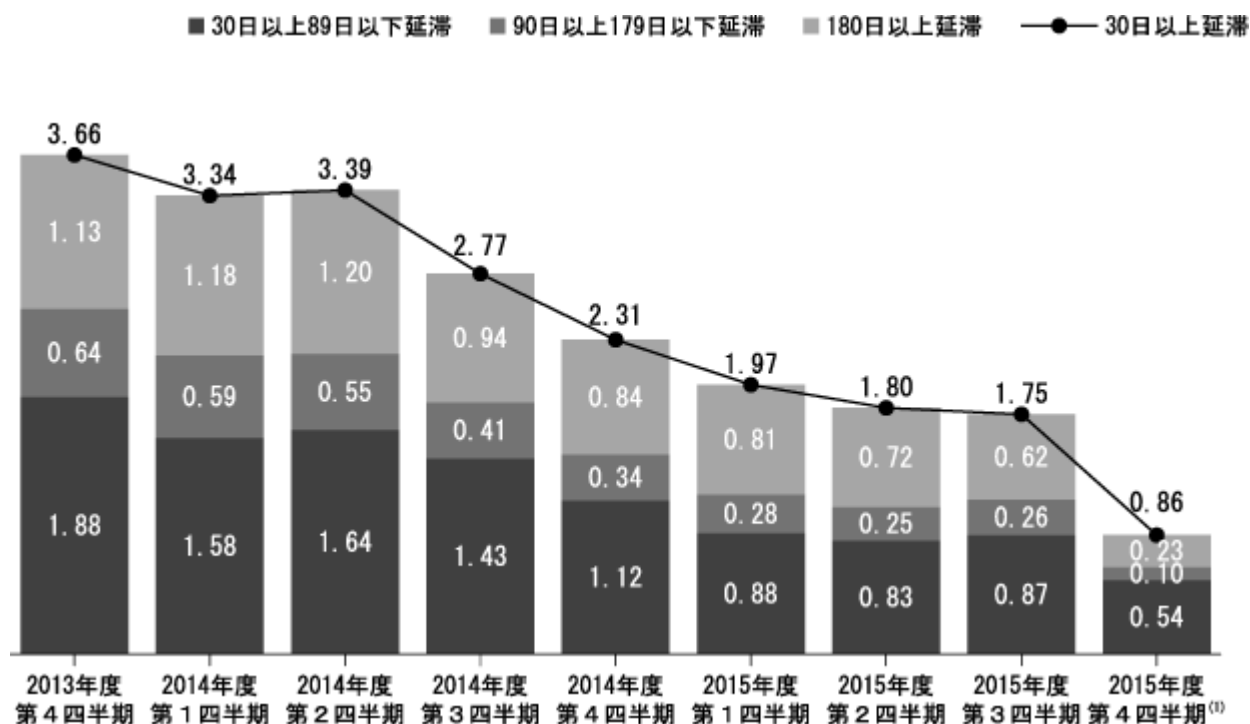
(1) 2015年度第4四半期における期末貸出金の減少は、主に、2015年度末にCFNA第1順位住宅抵当貸付を売却目的保有へ振り替え、その他資産に分類したことによるものでした。かかる振替えの正味貸倒損失に対する影響はありませんでした。

(2) S&P/ケース・シラー全米住宅価格指数における前年同期比での変化。

(3) 2015年10月現在の前年同期比での変化。

北米第1順位住宅抵当貸付延滞債権－シティ・ホールディングス

(単位：十億ドル)



注：延滞日数には、(i) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付（損失リスクの大半が米国機関にあるため）および(ii) 公正価値で計上される貸出金は含まれません。四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(1) 2015年度第4四半期における減少は、主に、2015年度末にCFNA第1順位住宅抵当貸付を売却目的保有へ振り替え、その他資産に分類したことによるものでした。

2015年度中、北米第1順位住宅抵当貸付の正味貸倒損失は改善を継続しました。これは、2015年度中の住宅価格指数（以下「HPI」といいます。）の改善および第1順位住宅抵当貸付の売却または売却目的保有への振替えのほか、シティフィナンシャルの全体的な損失軽減の取組みの結果によるものです。

シティフィナンシャルが組成した第1順位住宅抵当貸付は、シティフィナンシャルの借り手が、シティモーゲージの借り手と比べて、LTV比率が高く、FICOスコアが低くなる傾向にあるため、より高い正味貸倒損失率を示しています。さらに、シティフィナンシャルの第1順位住宅抵当貸付は、地理的に非常に広範に分布しており、抵当貸付の市場環境がそれぞれ異なるため、HPIの全般的な改善に遅れをとる傾向があります。

2015年度中、シティ・ホールディングスの第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオに係る延滞債権が全体的に改善した主な要因は、継続的な管理活動（主に、延滞している第1順位住宅抵当貸付約15億ドルの売却または売却目的保有への振替え（上記のシティフィナンシャルの貸出金の売却目的保有への振替えを主に伴う第4四半期の9億ドルの振替えを含みます。））でした。四半期ごとの信用実績は、延滞貸出金の売却または売却目的保有への振替えの金額ならびにHPIおよび金利の全体的な動向により引き続き影響を受ける可能性があります。

北米第1順位住宅抵当貸付—州ごとの延滞傾向

次表は、シティの第1順位住宅抵当貸付が最も集中する米国内の6つの州および／または地域を示したものです。

(単位：十億ドル(比率を除きます。))

州 ⁽¹⁾	2015年12月31日					2014年12月31日				
	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上 延滞 貸出金 (%)	LTV比率 100%超 ⁽³⁾ (%)	更新後 FICO	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上 延滞 貸出金 (%)	LTV比率 100%超 ⁽³⁾ (%)	更新後 FICO
カリフォルニア ニューヨーク/ ニュージャージー/ コネティカット ⁽⁴⁾ バージニア/ メリーランド イリノイ ⁽⁴⁾ フロリダ ⁽⁴⁾ テキサス その他	\$ 19.2	37%	0.2%	1%	754	\$ 18.9	31%	0.6%	2%	745
	12.7	25	0.8	1	751	12.2	20	1.9	2	740
	2.2	4	1.2	2	719	3.0	5	3.0	8	695
	2.2	4	1.0	3	735	2.5	4	2.5	9	713
	2.2	4	1.1	4	723	2.8	5	3.0	14	700
	1.9	4	1.0	-	711	2.5	4	2.7	-	680
	11.0	21	1.3	2	710	18.2	30	3.3	7	677
合計⁽⁵⁾	\$ 51.5	100%	0.7%	1%	738	\$ 60.1	100%	2.1%	4%	715

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

- (1) 地域内でHPIが類似しているというシティの見解に基づき、一部の州は地域の一部として示しています。
- (2) 期末正味受取債権。カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、米国政府機関が保証する貸出金、公正価値で計上される貸出金ならびに長期スタンダードバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）に服する貸出金を除きます。FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能な残高を除きます。
- (3) LTV比率（貸付残高を評価額で除した数値）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを用いて更新されます。
- (4) ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州、フロリダ州およびイリノイ州においては抵当権の実行に裁判所の関与を要します。
- (5) 2015年度に州ごとの傾向が改善したのは、第1順位住宅抵当貸付の売却または売却目的保有への振替え（2015年度第4四半期のシティフィナンシャルの第1順位住宅抵当貸付の売却目的保有への振替えを含みます。）が主要因です。

抵当権実行手続

シティの抵当権実行案件の大部分は、第1順位住宅抵当貸付です。2015年12月31日現在、シティの抵当権実行案件には、第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオ合計の0.2パーセントにあたる約1億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は6億ドル（0.9パーセント））の第1順位住宅抵当貸付が含まれていました（抵当権実行案件となった貸出金の期末正味受取債権のドルベースの金額に基づきます。また、米国政府機関が保証する貸出金およびLTSCに服する貸出金を除きます。）。

北米個人向け抵当貸付の四半期ごとの与信動向—正味貸倒損失および延滞債権—ホーム・エクイティ・ローン

シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオには、固定金利ホーム・エクイティ・ローン、およびホーム・エクイティ与信枠に基づいて実行される貸出金の両方があります。固定金利ホーム・エクイティ・ローンは、完全分割償還がなされます。ホーム・エクイティ与信枠では、一定期間金利の返済のみで金銭を借り出すことができ、その後、借出し期間の終了時に、その時点で残存する金額が分割償還型貸出金に轉換されます（リボルビング期間において利息のみが支払われるのは、本商品の業界全体における標準的な特徴です。）。轉換後、ホーム・エクイティ・ローンは通常20年間にわたって元本の返済が行われます。2015年12月31日現在、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオの228億ドルのうち、63億ドルが固定金利ホーム・エクイティ・ローン、165億ドルがホーム・エクイティ与信枠（以下「リボルビングHELOC」といいます。）で構成されていました。

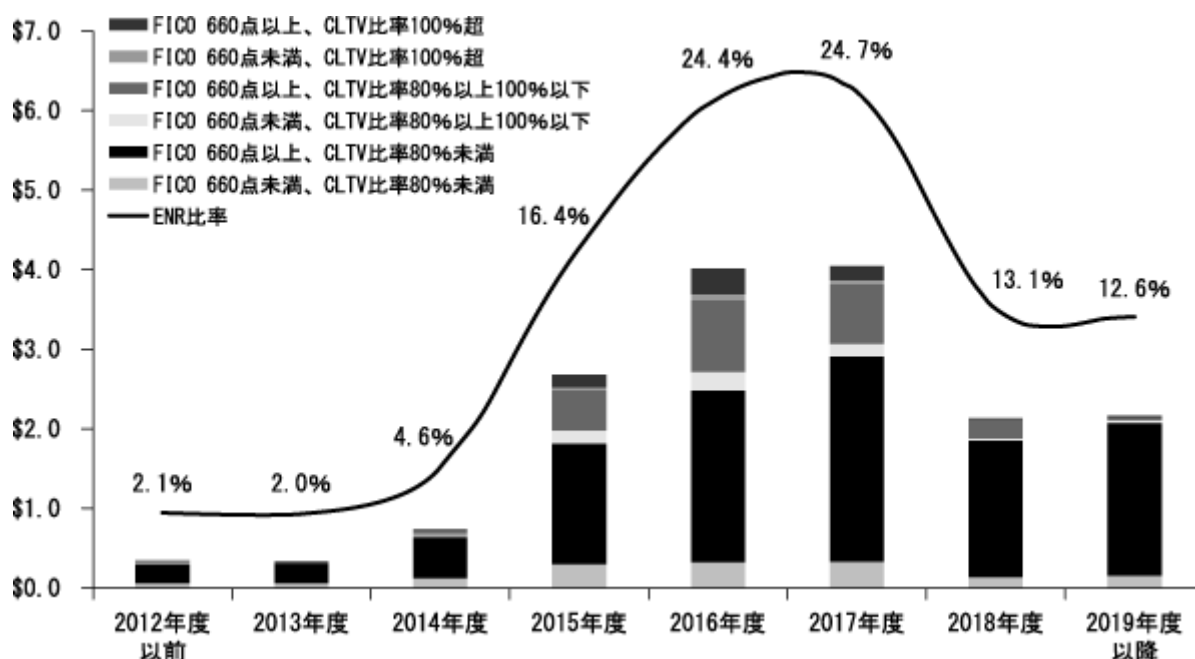
リボルビングHELOC

上記のとおり、2015年12月31日現在、シティは165億ドルのリボルビングHELOCを有していましたが、このうち元本の返済が開始されていたのは42億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は19億ドル）、まだリボルビング期間中であって元本の返済が開始されていない、すなわち「リセット」していなかったのは123億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は167億ドル）でした。下記のグラフは、シティのリボルビングHELOCポートフォリオに係るFICO、および不動産価値に占める貸付金の合算比率（以下「CLTV比率」といいます。）の特徴ならびにかかるHELOCがリセットする年を示しています。

北米ホーム・エクイティ与信枠償却ーシティグループ

リセット年度別期末受取債権（ENR）合計

（単位：十億ドル（比率を除きます。））、2015年12月31日現在）



注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

シティのリボルビングHELOCのポートフォリオ合計の約25パーセントが、2015年12月31日現在元本の返済を開始していました（これに対し、2014年12月31日現在は10パーセントでした。）。残りのリボルビングHELOCのポートフォリオのうち、約66パーセントが2016年度から2017年度の中に元本の返済を開始する予定です。元本の返済を開始する前は、リボルビングHELOCの借り手は、その貸出金に対する利息のみを支払うことが求められます。元本の返済の際、これらの借り手は、利息（通常は変動金利）および元本のいずれも支払うことが求められ、この元本は、通常は30年間で分割償還されるのではなく、20年間で分割償還されます。この結果、リセットするリボルビングHELOCを利用するシティの顧客は、貸出金に対して要求される支払金額の大きさ次第では、「支払ショック」を経験する可能性があります。

この支払ショックがシティの延滞率および正味貸倒損失に対して最終的にどのような影響を及ぼす可能性があるのかは明らかではありませんが、シティは、現在のところ、2016年度から2017年度の期間中にリセットするリボルビングHELOCに係る毎月の貸出金返済額が、平均で約370ドル（165パーセント）増加する可能性があると思積もっています。これらの貸出金のリセット後の金利が変動金利であることに鑑みると、金利の上昇によりこれらの返済額がさらに増加する可能性があります。2016年度から2017年度の期間中に元本の返済を開始するリボルビングHELOCのうち、約6億ドル（約8パーセント）の貸出金は、2015年12月31日現在、CLTV比率が100パーセントを超えています。借り手の不動産価値に占める貸付金の比率の高さ、ならびにリファイナンス・オプションに係るコストおよび利用可能性により、これらの貸出金のリセットの開始に伴って、リボルビングHELOCをリファイナンスする借り手の能力が制限される可能性があります。

2015年12月31日現在元本の返済を開始しているリボルビングHELOCの約6.7パーセントは、30日以上延滞となっていました。これに対し、残存するホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ合計（分割償還があるものではないもの）では3.2パーセントでした。これに対し、2014年12月31日現在はそれぞれ、6.4パーセントおよび2.7パーセントでした。新たに元本を返済する貸出金の長期保有化が続くにつれて、元本の返済を行っているリボルビングHELOCポートフォリオおよびホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ合計の延滞率が継続的に上昇することが予想されます。また、これまでのリセットは、概して歴史的な低金利の期間に発生したため、シティは、このことが全体的な借り手に対する「支払ショック」を抑制した可能性が高いと考えています。

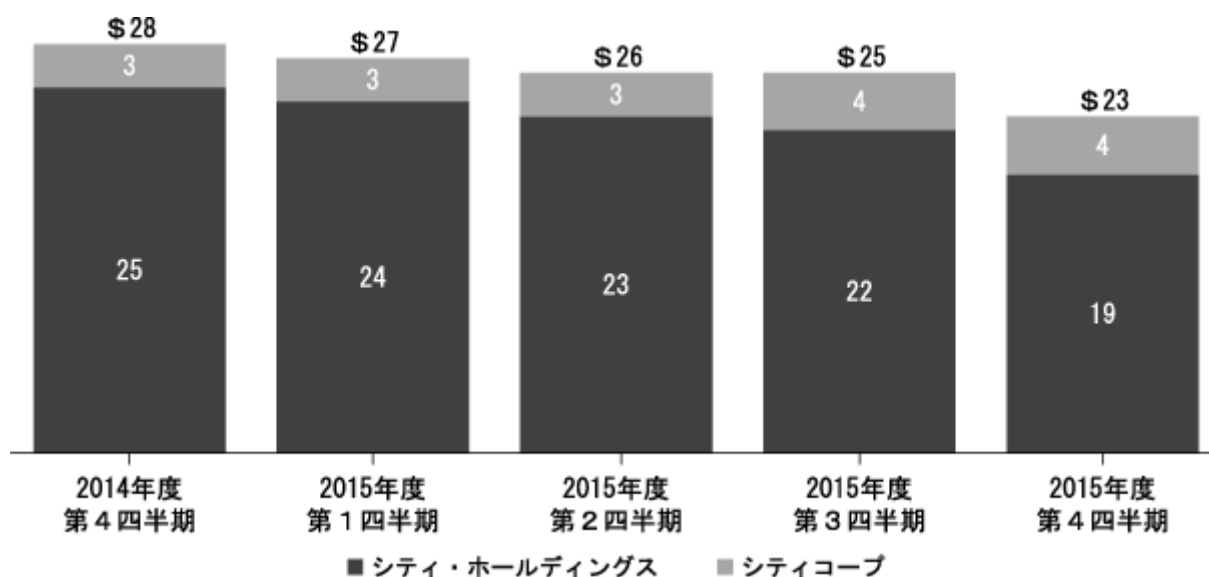
シティは、このリセット・リスクを引き続き緊密に監視し、貸倒引当金の決定に及ぶ可能性のある影響を引き続き考慮します。また、経営陣は、潜在的なリセット・リスクを相殺するための追加措置（リセット・リスクに関する情報提供を顧客に行うためのプログラムおよび専門窓口を通じたリスクの高い借り手への積極的な働きかけ等）を引き続き検討、実施します。リセット・リスクの詳細については、上記「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「信用リスクおよび市場リスク」をご参照ください。

正味貸倒損失および延滞債権

以下のグラフは、シティの北米ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオに関する四半期ごとの与信動向の詳細を示したものです。

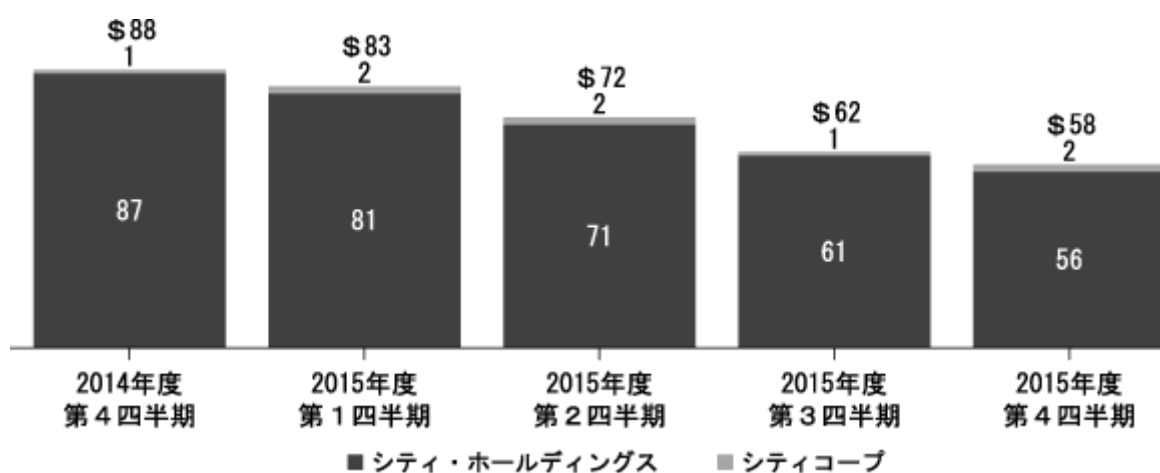
北米ホーム・エクイティ期末貸出金

(単位：十億ドル)



北米ホーム・エクイティ正味貸倒損失

(単位：百万ドル)

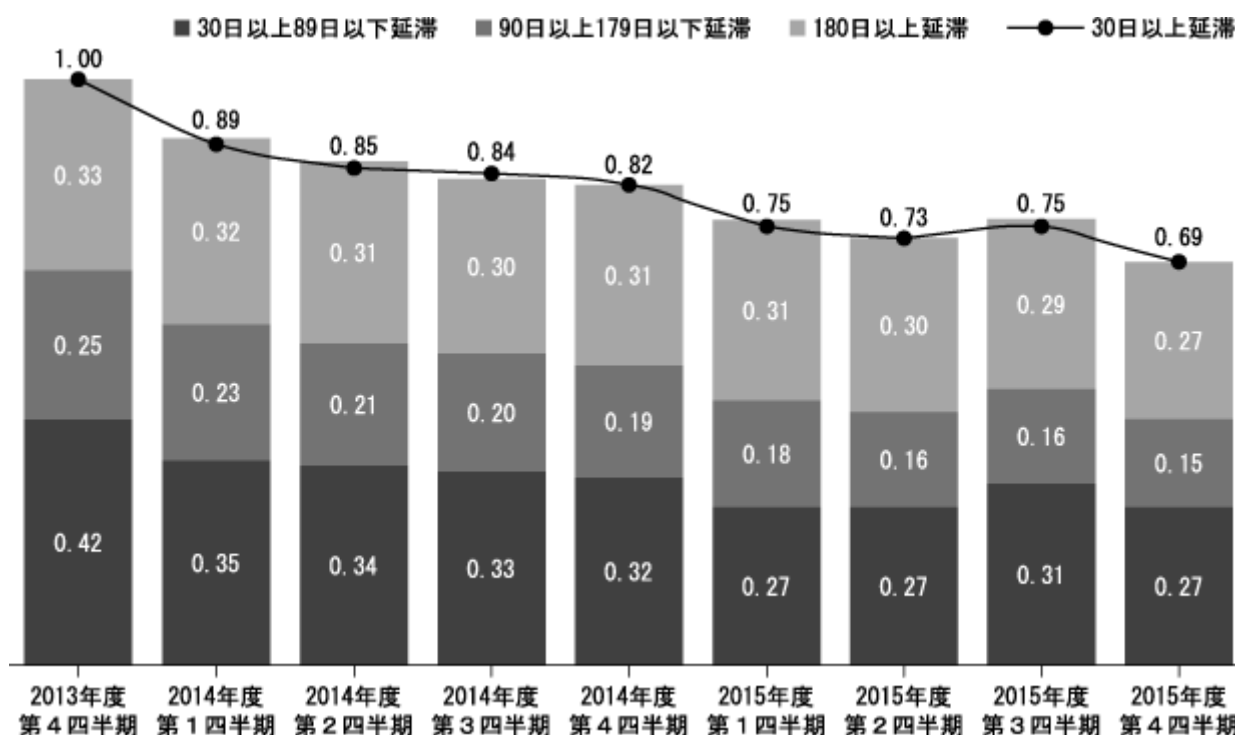


	2014年度 第4四半期	2015年度 第1四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第4四半期
正味貸倒損失 (NCL) 率合計	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%
シティ・ホールディングス	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%
シティコープ	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

北米ホーム・エクイティ・ローンの延滞債権—シティ・ホールディングス

(単位：十億ドル)



注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

上記の表で示されているとおり、2015年度中、北米ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオの正味貸倒損失は引き続き改善しました。これは、主に住宅価格指数（HPI）の継続的な改善によるものでした。2015年度中、ポートフォリオにおける延滞状況も改善しました。これは、主に流動化および継続的な管理活動によるものであり、2015年度第4四半期におけるシティフィナンシャルのホーム・エクイティ・ローンの売却目的保有への振替えおよび継続的な条件変更を含みますが、元本の返済を開始しているリボルビングHELOCの増加に伴う延滞債権の増加により一部相殺されました。

これまで、延滞されたホーム・エクイティ・ローンを売却する市場が限られており、ホーム・エクイティ・ローンに関する条件変更および条件変更プログラムの件数が比較的少ないため（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。）、シティ・ホールディングスのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオにおける延滞債権または正味貸倒損失を削減するシティの能力は、これらの貸出金の根本的な信用実績が悪化するか、リボルビングHELOCがリセットするか（上記で検討したとおりです。）またはその他の事由によるかを問わず、第1順位住宅抵当貸付と比較してより限定的になっています。

北米ホーム・エクイティ・ローン州ごとの延滞傾向

次表は、シティのホーム・エクイティ・ローンが最も集中する米国内の6つの州および／または地域を示したものです。

(単位：十億ドル(比率を除きます。))

州 ⁽¹⁾	2015年12月31日						2014年12月31日					
	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金 (%)	CLTV比率100%超 ⁽³⁾ (%)	更新後FICO		ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金 (%)	CLTV比率100%超 ⁽³⁾ (%)	更新後FICO	
カリフォルニア	\$ 6.2	29%	1.7%	6%	731		\$ 7.4	28%	1.5%	10%	729	
ニューヨーク／ ニュージャージー／ コネティカット ⁽⁴⁾	6.0	28	2.5	8	725		6.7	25	2.4	11	721	
フロリダ ⁽⁴⁾	1.5	7	2.0	24	715		1.8	7	2.2	36	707	
バージニア／ メリーランド	1.3	6	2.0	23	715		1.6	6	1.6	28	706	
イリノイ ⁽⁴⁾	0.9	4	1.6	29	722		1.1	4	1.4	35	716	
インディアナ／ オハイオ／ミシガン ⁽⁴⁾	0.5	3	1.9	24	703		0.8	3	1.7	31	688	
その他	5.1	24	1.7	12	712		7.1	27	1.7	19	702	
合計	\$ 21.5	100%	2.0%	12%	722		\$ 26.6	100%	1.8%	17%	715	

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

- (1) 地域内でHPIが類似しているというシティの見解に基づき、一部の州は地域の一部として示しています。
- (2) 期末正味受取債権。カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、ならびにLTSCに服する貸出金を除きます。FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能な残高を除きます。
- (3) 第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンの両方に関するCLTV比率を表しています。CLTV比率（貸付残高を評価額で除した数値）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを用いて更新されます。
- (4) ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州、インディアナ州、オハイオ州、フロリダ州およびイリノイ州においては抵当権の実行に裁判所の関与を要します。

個人向け与信の詳細の補足

個人向け貸出金の延滞額および延滞率

	期末 貸出金 合計 ⁽¹⁾	90日以上延滞債権 ⁽²⁾			30日以上89日以下延滞債権 ⁽²⁾		
(単位：百万ドル (比率を除きます。)、 期末貸出金は十億ドル単位)	2015年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
シティコープ ⁽³⁾⁽⁴⁾							
合計	\$ 285.3	\$ 2,213	\$ 2,566	\$ 2,872	\$ 2,512	\$ 2,688	\$ 3,054
延滞率		0.78%	0.88%	0.98%	0.88%	0.93%	1.04%
リテール・バンキング							
合計	\$ 146.8	\$ 577	\$ 816	\$ 927	\$ 795	\$ 854	\$ 970
延滞率		0.40%	0.55%	0.63%	0.55%	0.58%	0.66%
北米	51.8	165	225	257	221	212	205
延滞率		0.33%	0.49%	0.60%	0.44%	0.46%	0.48%
ラテンアメリカ	24.0	235	397	460	224	290	368
延滞率		0.98%	1.52%	1.60%	0.93%	1.11%	1.28%
アジア ⁽⁵⁾	71.0	177	194	210	350	352	397
延滞率		0.25%	0.25%	0.28%	0.49%	0.46%	0.53%
カード							
合計	\$ 138.5	\$ 1,636	\$ 1,750	\$ 1,945	\$ 1,717	\$ 1,834	\$ 2,084
延滞率		1.18%	1.23%	1.33%	1.24%	1.29%	1.42%
北米—シティブランド	67.2	538	593	681	523	568	661
延滞率		0.80%	0.88%	0.97%	0.78%	0.84%	0.94%
北米—シティ・リテール・サービス	46.1	705	678	771	773	748	830
延滞率		1.53%	1.46%	1.67%	1.68%	1.61%	1.79%
ラテンアメリカ	7.5	213	284	290	196	262	298
延滞率		2.84%	3.05%	2.79%	2.61%	2.82%	2.87%
アジア ⁽⁵⁾	17.7	180	195	203	225	256	295
延滞率		1.02%	1.05%	1.05%	1.27%	1.38%	1.52%
シティ・ホールディングス ⁽⁶⁾⁽⁷⁾							
合計	\$ 44.3	\$ 840	\$ 2,073	\$ 2,857	\$ 960	\$ 1,831	\$ 2,890
延滞率		2.00%	2.77%	3.12%	2.28%	2.45%	3.15%
北米外	3.8	70	110	263	103	168	366
延滞率		1.84%	1.38%	1.93%	2.71%	2.10%	2.69%
北米	40.5	770	1,963	2,594	857	1,663	2,524
延滞率		2.01%	2.94%	3.33%	2.24%	2.49%	3.24%
その他 ⁽⁸⁾	0.2						
シティグループ合計	\$ 329.8	\$ 3,053	\$ 4,639	\$ 5,729	\$ 3,472	\$ 4,519	\$ 5,944
延滞率		0.94%	1.27%	1.49%	1.06%	1.24%	1.54%

- (1) 期末貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。
- (2) 90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率は、期末貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。
- (3) 北米—シティブランドおよび北米—シティ・リテール・サービスの90日以上延滞残高は、概して、未収利息を計上しています。シティグループの方針では、通常、クレジットカード貸出金については、180日延滞までは、それより前に破産の申立ての通知を受領しない限り未収利息を計上しています。
- (4) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティコープの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2015年12月31日現在491百万ドル（11億ドル）、2014年12月31日現在562百万ドル（11億ドル）および2013年12月31日現在690百万ドル（12億ドル）でした。30日以上89日以下延滞債権から除外された金額（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）は、2015年12月31日現在87百万ドル、2014年12月31日現在122百万ドルおよび2013年12月31日現在141百万ドルでした。
- (5) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。
- (6) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティ・ホールディングスの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。各期間において90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2015年12月31日現在15億ドル（22億ドル）、2014年12月31日現在22億ドル（40億ドル）および2013年12月31日現在33億ドル（64億ドル）でした。各期間において30日以上89日以下延滞債権から除外された金額（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）は、2015年12月31日現在2億ドル、2014年12月31日現在5億ドルおよび2013年12月31日現在11億ドルでした。
- (7) 2015年12月31日現在11百万ドル、2014年12月31日現在14百万ドルおよび2013年12月31日現在9億ドルの公正価値で計上された貸出金は、北米の90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。
- (8) シティ・ホールディングスの個人向け与信指標には含まれない、連結貸借対照表上個人向け貸出金に計上される貸出金を表しています。

個人向け貸出金の正味貸倒損失および比率

	平均 貸出金 ⁽¹⁾		正味貸倒損失 ⁽²⁾⁽³⁾		
	2015年度	2015年度	2014年度	2013年度	
(単位：百万ドル（比率を除きます。））、 平均貸出金は十億ドル単位)					
シティコープ					
合計	\$ 281.3	\$ 6,029	\$ 6,860	\$ 7,017	
比率		2.14%	2.36%	2.52%	
リテール・バンキング					
合計	\$ 148.1	\$ 1,241	\$ 1,366	\$ 1,274	
比率		0.84%	0.90%	0.89%	
北米	49.5	152	143	186	
比率		0.31%	0.31%	0.44%	
ラテンアメリカ	25.0	764	907	816	
比率		3.06%	3.20%	2.90%	
アジア ⁽⁴⁾	73.6	325	316	272	
比率		0.44%	0.41%	0.38%	
カード					
合計	\$ 133.2	\$ 4,788	\$ 5,494	\$ 5,743	
比率		3.59%	3.96%	4.26%	
北米—シティブランド	64.0	1,892	2,197	2,555	
比率		2.96%	3.31%	3.72%	
北米—リテール・サービス	43.4	1,709	1,866	1,895	
比率		3.94%	4.32%	4.92%	
ラテンアメリカ	8.2	785	954	794	
比率		9.57%	9.54%	9.57%	
アジア ⁽⁴⁾	17.6	402	477	499	
比率		2.28%	2.51%	2.57%	
シティ・ホールディングス⁽³⁾					
合計	\$ 61.6	\$ 1,035	\$ 1,819	\$ 3,239	
比率		1.68%	2.01%	2.98%	
北米外	5.0	173	261	411	
比率		3.46%	2.21%	2.91%	
北米	56.6	862	1,558	2,828	
比率		1.52%	1.97%	2.99%	
その他 ⁽⁵⁾	-	4	6	6	
シティグループ合計					
合計	\$ 342.9	\$ 7,068	\$ 8,685	\$ 10,262	
比率		2.06%	2.28%	2.64%	

(1) 平均貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 正味貸倒損失の比率は平均貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) ワンメイン・フィナンシャル（以下「ワンメイン」といいます。）を売却する契約の締結により、ワンメインは、2015年3月31日から売却目的保有（以下「HFS」といいます。）に分類されました。HFSに振り替える会計処理の結果、約350百万ドルの正味貸倒損失が、2015年度中の収益（その他収益）の減少として計上されました。したがって、これらの正味貸倒損失は本表には含まれていません。HFS貸出金は、その他資産に計上されるため、本表からは除外されています。

(4) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

(5) シティ・ホールディングスの個人向け与信指標には含まれない、連結貸借対照表上個人向け貸出金に計上される貸出金に係る正味貸倒損失を表しています。

米国個人向け抵当貸付の満期および固定金利・変動金利の別

(単位：百万ドル、
2015年度末現在)

	1年以内満期	1年超5年以内	5年超	合計
米国個人向け抵当貸付の				
ポートフォリオ				
第1順位住宅抵当貸付	\$ 126	\$ 724	\$ 57,545	\$ 58,395
ホーム・エクイティ・ローン	7,638	8,658	5,590	21,886
合計	\$ 7,764	\$ 9,382	\$ 63,135	\$ 80,281
満期が1年超の米国個人向け抵当貸				
付の固定金利・変動金利の別				
固定金利の貸出金		\$ 1,195	\$ 43,666	
変動または調整金利の貸出金		8,187	19,468	
合計		\$ 9,382	\$ 63,134	

[前へ](#)

[次へ](#)

法人向け与信

シティの全体的な戦略に沿って、シティは、通常、シティのグローバル・ネットワークを重視する大規模な多国籍企業を法人顧客としています。シティは、これらの顧客との間で、複数の商品を網羅し、顧客のニーズ（キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザーを含みます。）に合致する関係を構築することを目指しています。

法人向け与信ポートフォリオ

次表は、表示されている各期間の、残存契約期間別にみたシティのICGにおける法人向け与信ポートフォリオ（プライベートバンクを除きます。）（担保またはヘッジ考慮前）を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日現在				2015年9月30日現在				2014年12月31日現在			
	1年超			エクスポージャー合計	1年超			エクスポージャー合計	1年超			エクスポージャー合計
	1年以内	5年以内	5年超		1年以内	5年以内	5年超		1年以内	5年以内	5年超	
直接残高（貸借対照表上） ⁽¹⁾	\$ 98	\$ 97	\$ 25	\$ 220	\$ 95	\$ 99	\$ 30	\$ 224	\$ 95	\$ 85	\$ 33	\$ 213
未実行貸出約定（オフバランス上） ⁽²⁾	99	231	26	356	91	222	36	349	92	207	33	332
エクスポージャー合計	\$ 197	\$ 328	\$ 51	\$ 576	\$ 186	\$ 321	\$ 66	\$ 573	\$ 187	\$ 292	\$ 66	\$ 545

(1) 貸出、当座貸越、銀行引受手形およびリースを含みます。

(2) 未使用貸出約定、信用状および金融保証を含みます。

ポートフォリオの構成－地域、カウンターパーティーおよび産業

シティの法人向け与信ポートフォリオは、地域およびカウンターパーティーにおいて多様化しています。次表は、シティの内部管理上の地域に基づく地域別にみた割合を示したものです。

	2015年12月31日	2015年9月30日	2014年12月31日
北米	56 %	56 %	55 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	25	25	25
アジア	12	12	13
ラテンアメリカ	7	7	7
合計	100 %	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオ全体にわたって正確かつ一貫したリスク格付けを維持することで、あらゆる業種、地域および商品における信用エクスポージャーの比較が容易になります。カウンターパーティーのリスク格付けは、カウンターパーティーによる債務不履行の可能性についての予測を反映しており、また、債務者または市場に特有の要因（管理実績、競争力、規制環境および商品価格等）に関する考慮と合わせ、主として、実証された統計モデル、スコアカード・モデルおよび（一定の状況の下では）外部機関の格付けを用いて決定されます。融資枠のリスク格付けは、債務者の債務不履行の可能性および融資枠のデフォルト時損失率に影響を及ぼす要因（支援または担保等）を反映して付与されます。概してBBB以上に相当する債務者の内部格付けは、投資適格とみなされる一方、これに満たない格付けは、投資不適格とみなされます。

シティグループは、一部の債務者については、必要に応じて、気候リスク評価および報告基準も取り入れています。評価される要因には、債務者の事業および物理的な資産に対する気候リスクの考慮、ならびに、該当する場合は、温室効果ガス排出を削減するための費用効率が高い選択肢の考慮が含まれます。

次表は、融資枠のリスク格付別にみた法人向け与信ポートフォリオが、法人向け与信ポートフォリオ全体に占める割合を示したものです。

	エクスポージャー全体		
	2015年12月31日	2015年9月30日	2014年12月31日
AAA／AA／A	48 %	49 %	49 %
BBB	35	35	33
BB／B	15	15	16
CCC以下	2	1	1
格付けなし	-	-	1
合計	100 %	100 %	100 %

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

シティの法人向け与信ポートフォリオは、産業ごとにも分散されています。次表は、シティの法人向け与信ポートフォリオ全体に占める産業別の割合を示したものです。

	エクスポージャー全体		
	2015年12月31日	2015年9月30日	2014年12月31日
運輸および工業	20%	21%	21%
個人向け小売および健康	16	16	17
テクノロジー、メディアおよび通信	12	10	9
電力、化学、商品および金属・鉱業	11	10	10
エネルギー ⁽¹⁾	9	9	10
銀行／ブローカー・ディーラー／金融会社	7	7	8
不動産	6	6	6
ヘッジファンド	5	6	5
保険および特別目的事業体	5	6	5
公共部門	5	5	5
その他の産業	4	4	4
合計	100%	100%	100%

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

- (1) このエクスポージャーに加え、シティは、上記の表に含まれる「公共部門」（例えば、エネルギー関連の国有企業）および「運輸および工業」部門（例えば、沖合で掘削を行う企業）において、エネルギー関連のエクスポージャーを有しています。2015年12月31日現在、これらのエネルギー関連企業に対するシティのエクスポージャー合計は、前四半期からほぼ横ばいの約60億ドルでした。そのうち、約40億ドルは実行済貸出金の直接残高で構成されています。

エネルギーおよびエネルギー関連部門に対するエクスポージャー

2015年12月31日現在、エネルギーおよびエネルギー関連部門（上記の表の注記(1)をご参照ください。）に対するシティの法人向け与信のエクスポージャー合計は、約580億ドルでした。シティの残存貸出金合計のうち約210億ドル（約3パーセント）は、実行済貸出金の直接残高で構成されています。これに対し、2015年9月30日現在の法人向け与信のエクスポージャー合計は約610億ドル、実行済貸出金の直接残高は約210億ドルでした。また、2015年12月31日現在、シティの法人向け与信のエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約72パーセントが、米国、英国およびカナダにおけるものでした（これに対し、2015年9月30日現在は約73パーセントでした。）。さらに、2015年12月31日現在、シティのエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約80パーセントが、投資適格の格付けを受けています（これに対し、2015年9月30日現在は約79パーセントでした。）。

2015年度第4四半期中、シティは、エネルギーおよびエネルギー関連の貸倒引当金約250百万ドルを追加で繰り入れ、またこれらのポートフォリオにおいて約75百万ドルの正味貸倒損失を計上しました。2015年度通年で、シティは、エネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャーに対して約530百万ドルの正味貸倒引当金を繰り入れ、約95百万ドルの正味貸倒損失を計上しました。2015年12月31日現在、シティは、融資したエネルギーおよびエネルギー関連貸出金に対して、当該貸出金の約3.8パーセントに相当する貸倒引当金を計上していました。ICGにおけるエネルギーおよびエネルギー関連の引当措置の詳細については、上記「第一部 企業情報、第3事業の状況、1 業績等の概要」－「シティコープ」－「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。

銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対するエクスポージャー

2015年12月31日現在、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対するシティの法人向け与信エクスポージャーの合計は、約420億ドルで、そのうち290億ドルが実行済貸出金の直接残高で、シティの貸出金残高合計の5パーセントを占めていました。これらの金額は、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対する法人向け与信エクスポージャーが430億ドル、実行済貸出金の直接残高が290億ドルであった2015年9月30日現在からほぼ横ばいでした。また、2015年12月31日現在、シティの銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対する法人向け与信エクスポージャー合計の約84パーセントは、投資適格の格付けを受けていました。

上記の金額に含まれますが、シティの銀行に対する法人向け与信エクスポージャーは2015年12月31日現在約260億ドルで、いずれの特定の地理的地域にも集中していませんでした。このエクスポージャーのうち70パーセント超は、契約期間が12ヶ月未満でした。2015年12月31日現在、銀行に対するシティの実行済貸出金の直接残高は210億ドルで、シティの貸出金残高合計の3パーセントを占めていました。

上記の法人貸出業務のエクスポージャーに加えて、シティは、デリバティブおよび証券金融取引の形で、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対して追加のエクスポージャーを有していますが、これらは一般的に、買戻契約および売戻契約または有価証券の貸付もしくは借入として取引されます。2015年12月31日現在、シティは、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対するデリバティブにおける正味の信用エクスポージャー（ネッティング、法的強制力を有するマージン契約およびその他の担保の取決めの適用後）を約50億ドル有していました。デリバティブにおける正味の信用エクスポージャーの一部とみなされる担保は、主に、高品質な流動資産で占められていました。2015年12月31日現在、シティは、銀行、ブローカー・ディーラーおよび金融会社に対する正味の信用エクスポージャー（ネッティングおよび担保の取決めの適用後）を、証券金融取引の形で70億ドル有していました。証券金融取引のエクスポージャーに関する正味のエクスポージャーとみなされる担保は、主に、現金および流動性の高い投資適格証券でした。

信用リスクの軽減

全般的なリスク管理業務の一環として、シティグループは、資産の完全売却のほかにも、法人向け与信ポートフォリオに存在する信用リスクの一部をヘッジするために、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク軽減措置を利用しています。時価評価の結果およびクレジット・デリバティブに係る実現損益は、主に連結損益計算書のその他収益に反映されています。

法人向け与信ポートフォリオのうち、2015年12月31日現在で345億ドル、2015年9月30日現在で330億ドル、2014年12月31日現在で276億ドルが、経済的にヘッジされていました。貸倒引当金の計算に用いられるシティグループの予想損失モデルには、時価評価されるクレジット・デリバティブおよびその他の軽減措置によるプラスの影響は含まれていません。また、上記の表で報告された直接残高および未実行貸出約定の金額は、これらのヘッジ取引の影響を反映していません。クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーのリスク格付け分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの格付け

	2015年12月31日	2015年9月30日	2014年12月31日
AAA／AA／A	21%	24%	24%
BBB	48	44	42
BB／B	27	28	28
CCC以下	4	4	6
合計	100%	100%	100%

クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーの産業別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの産業別分布

	2015年12月31日	2015年9月30日	2014年12月31日
運輸および工業	28%	28%	30%
個人向け小売および健康	17	15	11
テクノロジー、メディアおよび通信	16	15	15
エネルギー	13	13	10
電力、化学、商品および金属・鉱業	12	13	15
公共部門	4	4	6
保険および特別目的事業体	5	6	4
銀行／ブローカー・ディーラー	4	4	7
その他の産業	1	2	2
合計	100%	100%	100%

法人向け貸出金の満期および固定金利・変動金利の別

(単位：百万ドル、
2015年12月31日現在)

	1年以内満期	1年超5年以内	5年超	合計
法人向け貸出金				
米国内店				
商工業貸出金	\$ 19,921	\$ 13,522	\$ 7,704	\$ 41,147
金融機関貸出金	17,620	11,961	6,815	36,396
抵当貸付および不動産貸出金	18,187	12,345	7,033	37,565
リース金融	862	585	333	1,780
割賦、リボルビング信用およびその他	16,157	10,968	6,249	33,374
米国外店	90,365	34,440	13,427	138,232
法人向け貸出金合計	\$ 163,112	\$ 83,821	\$ 41,561	\$ 288,494
満期が1年超の法人向け貸出金の				
固定金利・変動金利の別⁽¹⁾				
固定金利の貸出金	\$	9,858	\$ 11,192	
変動または調整金利の貸出金		73,963	30,369	
合計	\$	83,821	\$ 41,561	

(1) 契約条件に基づきます。実質的にはデリバティブ契約によって金利改定に関する区別が随時変更される場合があります。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記23をご参照ください。

個人向け与信および法人向け与信の詳細の補足

貸出金の残高

12月31日現在					
(単位:百万ドル(比率を除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
個人向け貸出金					
米国内店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 80,281	\$ 96,533	\$ 108,453	\$ 125,946	\$ 139,177
割賦、リボルビング信用およびその他	3,480	14,450	13,398	14,070	15,616
カード	112,800	112,982	115,651	111,403	117,908
商工業貸出金	6,407	5,895	6,592	5,344	4,766
リース金融	-	-	-	-	1
	\$ 202,968	\$ 229,860	\$ 244,094	\$ 256,763	\$ 277,468
米国外店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 47,062	\$ 54,462	\$ 55,511	\$ 54,709	\$ 52,052
割賦、リボルビング信用およびその他	29,480	31,128	33,182	33,958	32,673
カード	27,342	32,032	36,740	40,653	38,926
商工業貸出金	21,679	22,561	24,107	22,225	21,915
リース金融	427	609	769	781	711
	\$ 125,990	\$ 140,792	\$ 150,309	\$ 152,326	\$ 146,277
個人向け貸出金合計	\$ 328,958	\$ 370,652	\$ 394,403	\$ 409,089	\$ 423,745
前受収益 ⁽²⁾	825	(682)	(572)	(418)	(405)
個人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 329,783	\$ 369,970	\$ 393,831	\$ 408,671	\$ 423,340
法人向け貸出金					
米国内店					
商工業貸出金	\$ 41,147	\$ 35,055	\$ 32,704	\$ 26,985	\$ 20,830
金融機関貸出金	36,396	36,272	25,102	18,159	15,113
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	37,565	32,537	29,425	24,705	21,516
割賦、リボルビング信用およびその他	33,374	29,207	34,434	32,446	33,182
リース金融	1,780	1,758	1,647	1,410	1,270
	\$ 150,262	\$ 134,829	\$ 123,312	\$ 103,705	\$ 91,911
米国外店					
商工業貸出金	\$ 78,420	\$ 79,239	\$ 82,663	\$ 82,939	\$ 79,764
金融機関貸出金	28,704	33,269	38,372	37,739	29,794
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	5,106	6,031	6,274	6,485	6,885
割賦、リボルビング信用およびその他	20,853	19,259	18,714	14,958	14,114
リース金融	238	356	527	605	568
政府および公共機関貸出金	4,911	2,236	2,341	1,159	1,576
	\$ 138,232	\$ 140,390	\$ 148,891	\$ 143,885	\$ 132,701
法人向け貸出金合計	\$ 288,494	\$ 275,219	\$ 272,203	\$ 247,590	\$ 224,612
前受収益 ⁽³⁾	(660)	(554)	(562)	(797)	(710)
法人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 287,834	\$ 274,665	\$ 271,641	\$ 246,793	\$ 223,902
貸出金合計(前受収益控除後)	\$ 617,617	\$ 644,635	\$ 665,472	\$ 655,464	\$ 647,242
貸倒引当金(実行済み貸出分)	(12,626)	(15,994)	(19,648)	(25,455)	(30,115)
貸出金合計(前受収益および貸倒引当金控除後)	\$ 604,991	\$ 628,641	\$ 645,824	\$ 630,009	\$ 617,127
貸出金合計に対する貸倒引当金の割合					
(前受収益控除後)⁽⁴⁾	2.06%	2.50%	2.97%	3.92%	4.69%
個人向け貸出金合計に対する個人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽⁴⁾	3.01%	3.68%	4.34%	5.57%	6.45%
法人向け貸出金合計に対する法人向け					
貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽⁴⁾	0.96%	0.89%	0.97%	1.14%	1.31%

(1) 主として不動産を担保とする貸出金。

(2) 個人向け貸出金に係る前受収益は、主に、未償却の組成手数料、費用、プレミアムおよびディスカウントを表します。
2015年12月31日より前は、ワンメイン・フィナンシャルが発行した未償還債券に係る前払利息がこれらの項目を上回っていました。ワンメイン・フィナンシャルの売却は、2015年11月16日に完了しました。

(3) 法人向け貸出金に係る前受収益は、主に、割引ベースで組成されたローンの前受利息を表します。

(4) すべての期間において、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

貸倒損失実績の詳細

(単位: 百万ドル (比率を除きます。))	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
期首貸倒引当金	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115	\$ 40,655
貸倒引当金繰入額					
個人向け	\$ 6,265	\$ 6,693	\$ 7,603	\$ 10,371	\$ 12,075
法人向け	843	135	1	87	(739)
	\$ 7,108	\$ 6,828	\$ 7,604	\$ 10,458	\$ 11,336
貸倒損失(総額)					
個人向け					
米国内店 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 5,500	\$ 6,780	\$ 8,402	\$ 12,226	\$ 15,767
米国外店	3,210	3,901	3,998	4,139	4,932
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	112	66	125	154	392
米国外店	164	283	144	305	649
金融機関貸出金					
米国内店	-	2	2	33	215
米国外店	4	13	7	68	391
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	8	8	62	59	182
米国外店	43	55	29	21	171
	\$ 9,041	\$ 11,108	\$ 12,769	\$ 17,005	\$ 22,699
債権の回収⁽³⁾					
個人向け					
米国内店	\$ 975	\$ 1,122	\$ 1,073	\$ 1,302	\$ 1,467
米国外店	667	874	1,065	1,055	1,159
法人向け					
商工業貸出金					
米国内店	22	64	62	243	175
米国外店	59	63	52	95	93
金融機関貸出金					
米国内店	7	1	1	-	-
米国外店	2	11	20	43	89
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	7	-	31	17	27
米国外店	-	-	2	19	2
	\$ 1,739	\$ 2,135	\$ 2,306	\$ 2,774	\$ 3,012
正味貸倒損失					
米国内店	\$ 4,609	\$ 5,669	\$ 7,424	\$ 10,910	\$ 14,887
米国外店	2,693	3,304	3,039	3,321	4,800
合計	\$ 7,302	\$ 8,973	\$ 10,463	\$ 14,231	\$ 19,687
その他—正味 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾	\$ (3,174)	\$ (1,509)	\$ (2,948)	\$ (887)	\$ (2,189)
期末貸倒引当金	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115
貸倒引当金が貸出金合計に占める割合 ⁽¹¹⁾	2.06%	2.50%	2.97%	3.92%	4.69%
未実行貸出約定に関する引当金 ⁽¹⁰⁾⁽¹²⁾	\$ 1,402	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119	\$ 1,136
貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金合計	\$ 14,028	\$ 17,057	\$ 20,877	\$ 26,574	\$ 31,251
正味個人向け貸倒損失	\$ 7,068	\$ 8,685	\$ 10,262	\$ 14,008	\$ 18,073
平均個人向け貸出金に占める割合	2.06%	2.28%	2.63%	3.43%	4.15%
正味法人向け貸倒損失	\$ 234	\$ 288	\$ 201	\$ 223	\$ 1,614
平均法人向け貸出金に占める割合	0.08%	0.10%	0.08%	0.09%	0.79%
期末貸倒引当金⁽¹³⁾					
シティコープ	\$ 10,616	\$ 11,465	\$ 13,174	\$ 14,623	\$ 16,699
シティ・ホールディングス	2,010	4,529	6,474	10,832	13,416
シティグループ合計	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115
種類別引当金					
個人向け	\$ 9,916	\$ 13,605	\$ 17,064	\$ 22,679	\$ 27,236
法人向け	2,710	2,389	2,584	2,776	2,879
シティグループ合計	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455	\$ 30,115

- (1) 2012年度には、2012年度第3四半期に公表された米国通貨監督局（以下「OCC」といいます。）の指針に関連する貸倒償却額の増分約635百万ドルが含まれます。かかる指針は、米国破産法第7章の申立てを行った借り手に対する抵当貸付を担保価値まで評価減することを求めています。これに対応して、2012年度第3四半期にこれらの償却に伴う貸倒引当金約600百万ドルが戻し入れられました。2012年度には、2012年度第4四半期にOCCの指針の影響が確定したことに関連する約40百万ドルの償却額に対する便益も含まれます。
- (2) 2012年度には、2012年度第1四半期に条件変更された貸出金における過年度に繰り延べられた元本残高に関連する貸倒償却額の増分約370百万ドルが含まれます。これらの貸倒償却額は、全国での抵当貸付に関する和解に関連して予想される債務免除に関連するものでした。これらの貸倒償却額に関連して、2012年度第1四半期において対応する引当金約350百万ドルが戻し入れられました。
- (3) 回収は、回収についての取組みが成功した場合のみに発生する一定の回収費用が減額されています。
- (4) 買収、処分、証券化、外貨換算、取得原価の配分に伴う調整等による引当金の変動等、貸倒引当金に対するすべての調整が含まれます。
- (5) 2015年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有（以下「HFS」といいます。）への振替えに伴う約24億ドルの減少が含まれます。この中には様々な不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約15億ドルが含まれます。さらに2015年度には、外貨換算に伴う約474百万ドルの減少が含まれます。
- (6) 2014年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約11億ドルの減少が含まれます。この中には様々な不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約411百万ドル、ギリシャにおける事業のHFSへの振替えに伴う約204百万ドル、スペインにおける事業のHFSへの振替えに伴う約177百万ドル、ホンジュラスにおける事業のHFSへの振替えに伴う約29百万ドルおよび様々なヨーロッパ・中東・アフリカ貸出金ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約108百万ドルが含まれます。さらに2014年度には、外貨換算に伴う約463百万ドルの減少が含まれます。
- (7) 2013年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約24億ドルの減少（クレジットカード事業の売却に伴う約360百万ドルおよびギリシャにおける貸出金ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約255百万ドルが含まれます。）、繰延金利に関連する引当金繰入額なしでのその他の資産（繰延金利を含みます。）への振替えに伴う約230百万ドルの減少、および外貨換算に伴う約220百万ドルの減少が含まれます。
- (8) 2012年度には、様々な米国貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約875百万ドルの減少が含まれます。
- (9) 2011年度には、様々な米国貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約16億ドルの減少、エッグ・バンキング・ピーエルシーのクレジットカード事業の売却に伴う約240百万ドルの減少、シティのベルギー事業のHFSへの振替えに伴う約72百万ドルの減少、および外貨換算に伴う約290百万ドルの減少が含まれます。
- (10) 2015年度には、貸倒引当金271百万ドルの未実行貸出約定に関する引当金への組替えが含まれ、その他の項目に計上されています。この組替えは、法人向け与信ポートフォリオの貸倒引当金のうち実行済分と未実行分の間の配分の変更による271百万ドルが反映されたものであり、これらのポートフォリオの対象となる信用実績の変動を反映したものではありません。
- (11) 2015年12月31日は50億ドル、2014年12月31日は59億ドル、2013年12月31日は50億ドル、2012年12月31日は53億ドル、および2011年12月31日は53億ドルの、公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (12) 連結貸借対照表のその他負債として計上されている追加の貸倒引当金を表しています。
- (13) 貸倒引当金は、経営陣の最善の予測によるポートフォリオに内在する予想損失ならびに個々に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失を表しています。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する予想貸倒損失を吸収するために利用することができます。

貸倒引当金

次表は、シティの貸倒引当金、貸出金およびカバレッジ比率に関する情報の詳細を表しています。

2015年12月31日			
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	貸出金に対する 引当金の割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 4.5	\$ 113.4	4.0%
北米抵当貸付 ⁽³⁾⁽⁴⁾	1.7	79.6	2.1
北米その他	0.5	12.6	4.0
北米外カード	1.6	26.7	6.0
北米外その他 ⁽⁵⁾	1.6	97.5	1.6
個人向け合計	\$ 9.9	\$ 329.8	3.0%
法人向け合計	2.7	287.8	1.0
シティグループ合計	\$ 12.6	\$ 617.6	2.0%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金45億ドルは、約15ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 17億ドルのうち、約16億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。貸倒引当金17億ドルは、HFSポートフォリオを除くと、(北米抵当貸付合計およびシティ・ホールディングスの北米抵当貸付の両方について) 約97ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。2014年12月31日からの引当可能月数の増加は、主に、不良債権のリストラクチャリング(以下「TDR」といいます。)の対象となった貸出金およびこれに関連する貸倒引当金の割合が高いこと、ならびに一定の個人向け抵当貸付およびこれに関連する貸倒引当金が、2015年度第4四半期中にHFSに振り替えられたことによるものです。
- (4) 貸倒引当金17億ドルのうち、約6億ドルおよび約11億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って決定されています。貸出金796億ドルのうち、約723億ドルおよび約71億ドルの貸出金が、それぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。
- (5) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

2014年12月31日			
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	貸出金に対する引当 金の割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 4.9	\$ 114.0	4.3%
北米抵当貸付 ⁽³⁾⁽⁴⁾	3.7	95.9	3.9
北米その他	1.2	21.6	5.6
北米外カード	1.9	31.5	6.0
北米外その他 ⁽⁵⁾	1.9	106.9	1.8
個人向け合計	\$ 13.6	\$ 369.9	3.7%
法人向け合計	2.4	274.7	0.9
シティグループ合計	\$ 16.0	\$ 644.6	2.5%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金49億ドルは、約15ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 37億ドルのうち、約35億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。貸倒引当金37億ドルは、(北米抵当貸付合計およびシティ・ホールディングスの北米抵当貸付の両方について) 約53ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (4) 貸倒引当金37億ドルのうち、約12億ドルおよび25億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って決定されています。貸出金959億ドルのうち、約804億ドルおよび152億ドルの貸出金が、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記16をご参照ください。
- (5) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金においては、一部の金額が重複しています。以下は、各分類の一般的な説明を記載した要約です。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産：

- ・法人向けおよび個人向け（商業市場）貸出金の未収利息非計上への区分は、元利金の支払が疑わしいという判断に基づいています。
- ・法人向け貸出金については、未収利息非計上に分類されながら、なお当該貸出の仕組に則った条件に基づいて返済が行われている場合があります。法人向け未収利息非計上貸出金に係る返済は一般的に貸出金元本に充当され、受取利息には反映されません。シティの法人向け未収利息非計上貸出金のうち、2015年12月31日時点で約45パーセント、および2015年9月30日時点で約40パーセントについては、返済が行われていました。
- ・個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、一般的に、時間経過、つまり、借り手の支払が延滞しているか否かに基づいています。
- ・米国破産法第7章に基づく破産を通じて免責された規制業種である銀行における抵当貸付は、FHA付保貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。米国破産法第7章に基づく破産を通じて免責された銀行外における抵当貸付は、90日以上延滞した時点で未収利息非計上貸出金に分類されます。また、規制業種である銀行におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合、未収利息非計上貸出金に分類されます。
- ・北米のシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスは、業界の基準では、クレジットカード・ローンは償却される（通常約定返済日から180日延滞した時点で行われます。）まで未収利息を計上するため、含まれません。

再調整貸出金：

- ・不良債権のリストラクチャリング（TDR）で条件が変更された法人向けおよび個人向け双方の貸出金が含まれます。
- ・未収利息計上および未収利息非計上の双方のTDRが含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産

次表は、表示期間におけるシティグループの未収利息非計上貸出金を要約したものです。未収利息非計上貸出金は、利払いが継続している可能性があります。最終的に未払いの元本の一部しか回収できないとシティが合理的に予測する場合には、受領した支払額の全額が受取利息ではなく元本の減少に反映されます。その他すべての未収利息非計上貸出金については、現金による利息の受領は、一般に収益として計上されます。

12月31日現在					
(単位：百万ドル)	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
シティコープ	\$ 3,092	\$ 3,011	\$ 3,777	\$ 4,031	\$ 3,776
シティ・ホールディングス	2,162	4,096	5,226	7,499	7,292
未収利息非計上貸出金合計	\$ 5,254	\$ 7,107	\$ 9,003	\$ 11,530	\$ 11,068
法人向け未収利息非計上貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾					
北米	\$ 818	\$ 321	\$ 736	\$ 735	\$ 1,246
ヨーロッパ・中東・アフリカ	317	267	766	1,131	1,293
ラテンアメリカ	301	416	127	128	362
アジア	128	179	279	339	335
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,564	\$ 1,183	\$ 1,908	\$ 2,333	\$ 3,236
シティコープ	\$ 1,511	\$ 1,126	\$ 1,580	\$ 1,909	\$ 2,217
シティ・ホールディングス	53	57	328	424	1,019
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,564	\$ 1,183	\$ 1,908	\$ 2,333	\$ 3,236
個人向け未収利息非計上貸出金 ⁽¹⁾⁽³⁾					
北米	\$ 2,515	\$ 4,412	\$ 5,238	\$ 7,149	\$ 5,888
ラテンアメリカ	876	1,188	1,426	1,285	1,107
アジア ⁽⁴⁾	299	324	431	763	837
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 3,690	\$ 5,924	\$ 7,095	\$ 9,197	\$ 7,832
シティコープ	\$ 1,581	\$ 1,885	\$ 2,197	\$ 2,122	\$ 1,559
シティ・ホールディングス	2,109	4,039	4,898	7,075	6,273
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 3,690	\$ 5,924	\$ 7,095	\$ 9,197	\$ 7,832

- (1) 取得した不良債権は、一般に利息が割り引かれているため、除外されています。かかる債権の簿価は、2015年12月31日現在250百万ドル、2014年12月31日現在421百万ドル、2013年12月31日現在703百万ドル、2012年12月31日現在537百万ドルおよび2011年12月31日現在511百万ドルでした。
- (2) 2014年12月31日から2015年12月31日までの法人向け未収利息非計上貸出金の増加には、主にシティの北米のエネルギーおよびエネルギー関連法人向け与信エクスポージャーに関連して2015年第3四半期中に生じた約340百万ドルの増加が含まれています。詳細については、上記「法人向け与信の詳細」をご参照ください。
- (3) 2015年度における減少には、抵当貸付約80億ドルの売却目的保有（HFS）貸出金（その他資産に含まれています。）への振替えに関連する影響が含まれています。
- (4) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

シティグループの未収利息非計上貸出金の変動は以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2015年度		
	法人	個人	合計
期首未収利息非計上貸出金	\$ 1,183	\$ 5,924	\$ 7,107
増加	1,318	5,219	6,537
売却および売却目的保有への振替え	(222)	(2,249)	(2,471)
正常貸出金への回復	(64)	(1,080)	(1,144)
一部返済／決済	(459)	(1,255)	(1,714)
貸倒償却額	(145)	(2,642)	(2,787)
その他	(47)	(227)	(274)
期末残高	\$ 1,564	\$ 3,690	\$ 5,254

次表は、表示期間におけるシティグループのその他保有不動産（以下「OREO」といいます。）資産の概要です。これは、差押えまたはその他の法的手続によって取得したすべての不動産の、シティが担保物件の所有権を得た時点の簿価を表しています。

12月31日現在					
(単位：百万ドル（比率を除きます。）)	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
OREO⁽¹⁾					
シティコープ	\$ 71	\$ 92	\$ 75	\$ 39	\$ 65
シティ・ホールディングス	138	168	342	401	501
OREO合計	\$ 209	\$ 260	\$ 417	\$ 440	\$ 566
北米	\$ 166	\$ 195	\$ 305	\$ 299	\$ 441
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1	8	59	99	73
ラテンアメリカ	38	47	47	40	51
アジア	4	10	6	2	1
OREO合計	\$ 209	\$ 260	\$ 417	\$ 440	\$ 566
その他の抵当権実行済み資産	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 1	\$ 1
不稼働資産－シティグループ合計					
法人向け未収利息非計上貸出金	\$ 1,564	\$ 1,183	\$ 1,908	\$ 2,333	\$ 3,236
個人向け未収利息非計上貸出金	3,690	5,924	7,095	9,197	7,832
未収利息非計上貸出金 (NAL)	\$ 5,254	\$ 7,107	\$ 9,003	\$ 11,530	\$ 11,068
OREO	\$ 209	\$ 260	\$ 417	\$ 440	\$ 566
不稼働資産 (NAA)	\$ 5,463	\$ 7,367	\$ 9,420	\$ 11,971	\$ 11,635
貸出金合計に対するNALの割合	0.85%	1.10%	1.35%	1.76%	1.71%
資産合計に対するNAAの割合	0.32	0.40	0.50	0.64	0.62
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	240	225	218	221	272

12月31日現在					
不稼働資産－シティコープ合計	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度
未収利息非計上貸出金 (NAL)	\$ 3,092	\$ 3,011	\$ 3,777	\$ 4,031	\$ 3,776
OREO	71	92	75	39	65
その他の抵当権実行済み資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
不稼働資産 (NAA)	\$ 3,163	\$ 3,103	\$ 3,852	\$ 4,070	\$ 3,841
資産合計に対するNAAの割合	0.19%	0.18%	0.22%	0.24%	0.24%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	343	370	339	353	431
不稼働資産－					
シティ・ホールディングス合計					
未収利息非計上貸出金 (NAL) ⁽³⁾	\$ 2,162	\$ 4,096	\$ 5,226	\$ 7,499	\$ 7,292
OREO	138	168	342	401	501
その他の抵当権実行済み資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
不稼働資産 (NAA)	\$ 2,300	\$ 4,264	\$ 5,568	\$ 7,900	\$ 7,793
資産合計に対するNAAの割合	3.11%	3.31%	3.62%	4.01%	3.00%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	93	118	131	150	190

(1) 特定の政府保証付き不動産抵当ローンの抵当実行時に、別個のその他債権として認識することを要求する、ASU第2014-14号の適用に関連して2014年度第4四半期に計上された130百万ドルの減少が反映されています。過年度は修正再表示されていません。

(2) 貸倒引当金にはシティのクレジットカード・ポートフォリオに関する引当金および取得した不良債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高（一部の北米外ポートフォリオを除きます。）および取得した不良債権は償却されるまで未収利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金には含まれません。

(3) 2015年度における減少には、抵当貸付約80億ドルの売却目的保有（HFS）貸出金（その他資産に含まれています。）への振替えに関連する影響が含まれています。

N/A：シティコープおよびシティ・ホールディングスのレベルのものは入手できません。

再調整貸出金

次表はTDRにおいて条件変更がなされたシティの貸出金を示しています。

(単位：百万ドル)	2015年 12月31日	2014年 12月31日
法人向け再調整貸出金⁽¹⁾		
米国内店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 25	\$ 12
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	104	106
金融機関貸出金	5	-
その他	273	316
	\$ 407	\$ 434
米国外店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 111	\$ 105
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	33	1
その他	35	39
	\$ 179	\$ 145
法人向け再調整貸出金合計	\$ 586	\$ 579
個人向け再調整貸出金⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽⁸⁾	\$ 7,058	\$ 15,514
カード	1,396	1,751
割賦およびその他	79	580
	\$ 8,533	\$ 17,845
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 474	\$ 695
カード	555	656
割賦およびその他	524	586
	\$ 1,553	\$ 1,937
個人向け再調整貸出金合計	\$ 10,086	\$ 19,782

- (1) 前出の不稼働資産の表に含まれる2015年12月31日現在258百万ドルおよび2014年12月31日現在135百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (2) 2015年12月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において173百万ドルおよび米国外店において17百万ドルの商業貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (3) 2015年12月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において22百万ドルの商業不動産貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (4) 前出の不稼働資産の表に含まれる2015年12月31日現在1,861百万ドルおよび2014年12月31日現在3,132百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (5) 2015年12月31日現在53百万ドルおよび2014年12月31日現在124百万ドルの商業不動産貸出金を含みます。
- (6) 2015年12月31日現在138百万ドルおよび2014年12月31日現在184百万ドルのその他の商業貸出金を含みます。
- (7) 小口で均質な貸出金はシティのリスク管理システムから算出したものです。
- (8) 2015年度の減少には、売却されたかまたは売却目的保有に振り替えられたTDRに関連する7,548百万ドルが含まれます。

貸出金に係る逸失受取利息⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	米国内店	米国外店	2015年度合計
当初の約定利率で計上されていた場合の受取利息 ⁽²⁾	\$ 1,155	\$ 555	\$ 1,710
受取利息として認識された金額 ⁽²⁾	691	189	880
逸失受取利息	\$ 464	\$ 366	\$ 830

(1) 利息計上が停止された法人向け未取利息非計上貸出金、再調整貸出金および個人向け貸出金に関するものです。

(2) 米国外店の受取利息は、一部の国におけるインフレおよび通貨価値修正の影響を含めて、各国の実勢金利を反映する場合があります。

[前へ](#)

[次へ](#)

流動性リスク

概要

十分かつ多様な資金調達源および流動性のリソースは、シティの事業にとって不可欠です。資金調達リスクおよび流動性リスクは、複数の要因から生じますが、金融市場の混乱、主要な資金調達源の変更、クレジット・スプレッド、シティの信用格付けの変更ならびに一部の国における政治および経済の状況等、その多くについて、シティのコントロールはほとんどまたは全く及びません。詳細については、上記「リスク要因」をご参照ください。

シティの資金調達および流動性の目的は、（i）既存の資産基盤の資金を調達し、（ii）シティコープにおける中核事業を成長させ、（iii）様々な悪条件（様々な期間および程度にわたる当社固有の事由や市場の流動性に関する事由を含みます。）の下でもシティが事業を行えるよう、適切に構成された十分な流動性を維持し、（iv）規制上の要件を満たすことにあります。シティグループの主要な流動性目標は事業体ごとに設定されており、また、全体として次の2つの主要カテゴリーごとに設定されています。

- ・シティバンク
- ・ノンバンクおよびその他（親持株会社（シティグループ）ならびにシティグループに連結されている、シティのブローカー・ディーラーである子会社およびその他の非銀行子会社のほか、バナメックスおよびシティバンク（スイス）エイ・ジーが含まれます。）

全体レベルでのシティグループの目標は、ストレス下においても、顧客資産のための資金を十分に維持し、適切な金額の現金および高品質流動資産（下記でさらに議論されます。）を提供するために、金額および契約期間の面で十分な資金を維持することです。流動性リスクの管理の枠組みでは、一定の事業体が流動性につき自らの必要を満たしまたは提供者となるべきこと（その定められたストレス・テストに基づき設定される条件におけるものを含みます。）を定めています。

シティの主な資金調達源には、（i）シティの銀行子会社を通じた預金（シティにとって最も安定的で低コストの長期資金調達源です。）、（ii）主に親会社および一部の銀行子会社で発行される長期債務（主に非劣後債および劣後債）ならびに（iii）株主資本が含まれます。これらの資金調達源は、主に担保付資金調達取引の形式で行われる短期借入金によって補完されることがあります。

上記のとおり、シティグループは、これらの資金調達源の構造的契約期間がその資産基盤の契約期間との関連で十分な長さとなるように努めています。シティの資産・負債管理の目標は、負債の契約期間の構造に、資産の流動性に対応して余裕を持たせるようにすることです。これにより、資産の満期や売却による現金化の前に負債の支払期限が到来するリスクが軽減され、結果として流動性が生まれます。この流動性は、主に高品質流動資産（以下「HQLA」といいます。）の形で保有されており、下記の表に示されています。

シティのHQLAについては、シティのトレジャラーがその全体的な管理責任を負っています。コーポレート・トレジャリーは、集中管理されたトレジャリー・モデルを通じて、各地域および国内のトレジャラーと連携してシティの流動性を管理します。このアプローチに基づき、シティのHQLAの管理にあたっては、シティ全体の資産・負債管理および事業体レベルの流動性の十分に重きが置かれています。

シティのチーフ・リスク・オフィサーは、シティのHQLAの全体的なリスク・プロファイルに責任を負っています。チーフ・リスク・オフィサーおよびシティのCF0が、シティの資産負債管理委員会（以下「ALCO」といいます。）の共同委員長を務めます。ALCOには、シティのトレジャラーおよび上級経営陣も参加しています。ALCOは、流動性ポートフォリオの戦略を策定し、そのパフォーマンスを監督します。ポートフォリオ資産配分に重大な変更を加える場合は、ALCOによる承認を受ける必要があります。

高品質流動資産（HQLA）

	シティバンク			ノンバンクおよびその他 ⁽¹⁾			合計		
	2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日
(単位：十億ドル)									
利用可能な現金	\$ 52.4	\$ 68.9	\$ 65.2	\$ 16.9	\$ 21.5	\$ 37.5	\$ 69.3	\$ 90.4	\$ 102.7
米国ソブリン債	110.1	119.6	112.4	32.4	22.4	27.1	142.4	142.0	139.5
米国諸機関証券／諸機関 MBS	63.8	60.1	56.4	1.0	1.0	0.8	64.9	61.1	57.1
外国政府証券 ⁽²⁾	84.8	87.6	97.3	14.9	15.5	12.8	99.7	103.0	110.2
その他の投資適格債券	1.0	0.8	1.8	1.2	1.5	1.4	2.2	2.4	3.1
合計	\$ 312.1	\$ 337.0	\$ 333.1	\$ 66.4	\$ 61.9	\$ 79.6	\$ 378.5	\$ 398.9	\$ 412.6

注：上記の表の金額は、期末時点のものであり、通常業務において期中に増減する可能性があります。証券については、金額は実現される可能性のある流動価値を表しており、したがって、証券融資取引および担保付資金調達取引に要求されるヘアカットは含まれていません。

- (1) 「ノンバンクおよびその他」には、親持株会社（シティグループ）ならびにシティグループに連結されている、シティのブローカー・ディーラーである子会社および非銀行子会社のほか、パナメックスおよびシティバンク（スイス）エイ・ジーが含まれます。パナメックスおよびシティバンク（スイス）エイ・ジーは、2015年12月31日現在、「ノンバンクおよびその他」のHQLA残高の約60億ドルを占めていました。
- (2) 外国政府証券には、外国主権国家、外国政府機関および多国籍開発銀行によって発行または保証された有価証券が含まれます。外国政府証券は、主に現地の流動性要件およびシティの現地の事業基盤を支援するために保有されており、主に香港、インド、韓国およびメキシコの政府債が含まれています。

上記の表に示すとおり、シティのHQLAは前年比および前四半期比の双方で減少しました。これは、下記「担保付資金調達取引および短期借入金」において詳述されるとおり、主に長期債務および短期借入金の減少によるものです。

シティがそのメンバーとなっている住宅連邦貸付銀行（以下「FHLB」といいます。）から利用可能な借入能力は、2015年12月31日現在360億ドル（2015年9月30日現在は同額、2014年12月31日現在は260億ドル）で、当該銀行に対して差入れられた適格担保の形で維持されていますが、これは上記のシティのHQLAには含まれません。米国連邦準備銀行割引窓口またはその他の中央銀行におけるシティの借入能力も、上述のリソースに追加されることがありますが、これも上記のHQLAには含まれません。

通常、シティの流動性は、その銀行グループ内の法人においても流用できます。シティバンクを含むシティの銀行子会社は、連邦準備法セクション23Aに従ってシティの親会社およびブローカー・ディーラーである事業体に貸し付けることが可能です。2015年12月31日現在、セクション23Aに基づきこれらの事業体に貸し付け可能な金額は、現金支出を伴わない一定の適格担保の要件に従った上で、約170億ドル（前期からほぼ横ばい）でした。

貸出金

資金調達および流動性の目的の一つとして、シティは、その既存の資産基盤に適切に資金を供給するとともに、貸出金ポートフォリオを含むシティコップの中核事業を成長させるための十分な流動性を維持することに努めています。シティは、個人および法人の顧客に対する多様な貸出金のポートフォリオを有しています。次表は、各表示期間について、事業および／またはセグメント別にみた期末貸出金および平均貸出金合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 165.1	\$ 158.5	\$ 160.8
ラテンアメリカ	31.5	31.4	35.5
アジア ⁽¹⁾	88.7	88.4	94.8
合計	\$ 285.3	\$ 278.3	\$ 291.1
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
法人貸付業務	114.9	116.5	108.4
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション (TTS)	71.3	73.4	76.0
プライベートバンク、マーケッツ&セキュリティーズ・ サービスおよびその他	101.3	98.9	89.9
合計	\$ 287.5	\$ 288.8	\$ 274.3
シティコップ合計	572.8	\$ 567.1	565.4
シティ・ホールディングス合計	44.8	55.3	79.2
シティグループ貸出金合計（期末）	\$ 617.6	\$ 622.4	\$ 644.6
シティグループ貸出金合計（平均）	\$ 625.1	\$ 623.2	\$ 650.8

(1) 報告上、表示されたすべての期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBを含みます。

期末貸出金は、前年比で4パーセント、前四半期比で1パーセント減少しました。外貨換算の影響を除くと、シティグループの期末貸出金は前年比および前四半期比のいずれも、シティ・ホールディングス合計の継続的な減少により、1パーセントの減少でした。

外貨換算の影響を除くと、シティコープの貸出金は前年比で5パーセント増加しました。GCBの貸出金は、北米における3パーセントの増加により、前年比で2パーセント増加しました。ICGの貸出金は、前年比で8パーセント増加しました。ICG内では、法人向け貸出金が9パーセント増加しましたが、これは、新規事業および過去に約定した貸出の実行の双方によって牽引されたものです。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの貸出金は3パーセント減少しましたが、これは、シティが、継続的な低スプレッドの環境においてバランスシートの引き締めを維持しつつも顧客を支援することを可能とするものとして、貿易ローン組成の相当部分を外部貸主に取得させ続けたことによるものです。プライベートバンク、マーケットツ&セキュリティーズ・サービスおよびその他の貸出金は、前年比で14パーセント増加しました。

シティ・ホールディングスの貸出金は、前年比で43パーセント減少しました。これは、売却目的保有への振替え（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。）を含む北米の抵当貸付210億ドル超の削減ならびに2015年度第4四半期中に完了したワンメイン・フィナンシャルの売却に牽引されました。

預金

預金は、シティにとって、主要かつ最も低コストの資金調達源です。次表は、各表示期間について、事業および／またはセグメント別にみた期末預金、ならびに平均預金合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 172.8	\$ 170.9	\$ 171.4
ラテンアメリカ	40.8	38.8	43.7
アジア ⁽¹⁾	87.8	87.1	89.2
合計	\$ 301.4	\$ 296.8	\$ 304.3
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション (TTS)	392.2	398.7	378.0
銀行業務 (TTSを除きます。)	118.8	117.4	94.5
マーケットツ&セキュリティーズ・サービス	76.3	78.8	82.9
合計	\$ 587.3	\$ 594.9	\$ 555.4
本社事項、本社業務／その他	12.1	5.4	22.8
シティコープ合計	\$ 900.8	\$ 897.1	\$ 882.5
シティ・ホールディングス合計	7.1	7.1	16.8
シティグループ預金合計 (期末)	\$ 907.9	\$ 904.2	\$ 899.3
シティグループ預金合計 (平均)	\$ 908.8	\$ 903.1	\$ 938.7

(1) 報告上、表示されたすべての期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBを含みます。

期末預金は、前年比で1パーセント増加し、前四半期比ではほぼ横ばいで留まりました。外貨換算の影響を除くと、シティグループの期末預金は、前年度からシティ・ホールディングスの預金が大幅に減少したにもかかわらず、前年比で4パーセント、前四半期比で1パーセント増加しました。

外貨換算の影響を除くと、シティコープの預金は前年比で5パーセント増加しました。シティコープ内で見ると、北米外の預金が5パーセント増加したことにより、GCBの預金が前年比で2パーセント増加しました。ICGの預金は、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションおよびプライベートバンクにおける継続的な預金の増加とともに、前年比で9パーセント増加しました。

前年度からのシティ・ホールディングスの預金の減少は、主に、現在完了しているモルガン・スタンレー・ミス・バーニー（以下「MSSB」といいます。）の預金のモルガン・スタンレーへの移転によるものです。

シティは、多面的に預金ベースを監視していますが、その一つに、シティが「LCR価値」と呼ぶ、米国LCR規則（下記「短期流動性測定；流動性カバレッジ比率（LCR）」で詳述します。）に基づく預金ベースの流動性価値が含まれます。シティは、預金の流動性価値を30日間の流動性ストレス期間後も残存すると予想される預金の割合と定義しています。下記に詳述するとおり、預金は、LCR規則に基づき、ストレス下で予測される行動によって流動性価値が割り当てられますが、これは預金の種類および顧客の種類によって決まります。一般的に、LCR規則は、個人の取引口座（個人向けの預金およびコマーシャル・バンキングの預金を含みます。）および法人の営業口座を優先し、金融機関の営業外預金残高にはこれより低い流動性価値を割り当てます。2015年12月31日現在、シティの預金合計の流動性価値の総計は約73パーセントで、前四半期からわずかに減少し、2014年12月31日からは横ばいでした。2015年度末現在の流動性価値の合計73パーセントのうち、シティのGCBの預金の流動性価値は約87パーセント、ICGの預金（本社事項、本社業務／その他を含みます。）の流動性価値は約66パーセントでした。

長期債務

長期債務（通常、当初満期が1年以上の債務と定義されます。）は、シティの親会社事業体の資金調達にとって最も重要な構成要素であり、銀行にとっては補完的な資金調達源です。

長期債務は、一つには契約上の満期が複数年にわたることから、重要な資金調達源となっています。シティグループおよびその関連会社（シティバンクを含みます。）が発行した無担保長期債務のうち、1年超の残存期間を有するもの（残存する信託優先証券残高を除きます。）の加重平均満期は、2015年12月31日現在約6.9年で、前年同期から変動はなく、前四半期比ではわずかに伸長しました。これは、2015年度第4四半期に行った長期負債証券の発行およびより短期の負債証券の償還が一因です。

シティの親会社における残存長期債務には、非劣後債および劣後債ならびにシティが顧客関連債務と呼ぶもの（株式連動債および信用連動債等の仕組債ならびに非仕組債で構成されます。）が含まれます。シティの顧客関連債務の発行は、通常顧客の需要によるもので、シティの親会社事業体の資金調達源として指標債務発行を補完します。シティの銀行における長期債務には、FHLB借入金および証券化も含まれています。

長期債務残高

次表は、表示期間に係るシティの長期債務残高合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日
親会社			
指標債務：			
非劣後債	\$ 90.3	\$ 99.5	\$ 97.9
劣後債	26.9	26.8	25.5
信託優先証券	1.7	1.7	1.7
顧客関連債務：			
仕組債	21.8	23.1	22.3
非仕組債	3.0	3.6	5.9
現地国債務およびその他 ⁽¹⁾	2.4	2.1	4.7
親会社合計	\$ 146.1	\$ 156.8	\$ 158.0
銀行			
FHLB借入金	\$ 17.8	\$ 17.3	\$ 19.8
証券化 ⁽²⁾	30.9	32.0	38.1
現地国債務およびその他 ⁽¹⁾	6.5	7.4	7.2
銀行合計	\$ 55.2	\$ 56.7	\$ 65.1
長期債務合計	\$ 201.3	\$ 213.5	\$ 223.1

注：金額は、シティの連結貸借対照表上の長期債務の現在の価値を表しています。一部の負債証券については、公正価値、ヘッジの影響ならびに未償却の割引およびプレミアムに関する考慮が含まれます。

(1) 現地国債務には、シティの関連会社とその現地業務を支援して発行した債務が含まれます。

(2) その大半が、主にシティブランドのクレジットカード債権を担保としたクレジットカード証券化に関連していました。

シティの長期債務残高合計は、前年同期および前四半期比で減少しました。これは主に、2015年度第4四半期に親会社において行った非劣後債および劣後債の多額の買戻し（下記に説明します。）ならびに銀行における証券化の継続的な減少によるものです。

シティは、負債管理の一環として、公開市場における買入れ、公開買付またはその他の手段により、長期債務を買い戻す機会を検討しており、引き続き検討する可能性があります。かかる買戻しは、シティの全体的な資金調達コストの削減を促進し、シティが規制の変更および要件に対応するのに役立ちます。2015年度中、シティは、合計で約211億ドルの残存する長期債務（FHLB借入金の早期償還を含みます。）を買い戻しました。この金額のうち約115億ドルは、シティによるシティ・ホールディングスの多額の資産売却（ワンメイン・フィナンシャルの事業を含みます。）の完了に伴い、2015年度第4四半期に買い戻されました。したがって、シティは2016年度も負債管理を継続する予定ですが、現在のところ、2015年度と同水準の買戻しが続くとは予測していません。

長期債務の発行および満期

次表は、表示期間におけるシティの長期債務発行および満期（買戻しおよび償還を含みます。）の詳細を示しています。

(単位：十億ドル)	2015年度		2014年度		2013年度	
	満期	発行	満期	発行	満期	発行
親会社						
指標債務：						
非劣後債	\$ 23.9	\$ 20.2	\$ 18.9	\$ 18.6	\$ 25.6	\$ 17.8
劣後債	4.0	7.5	5.0	2.8	1.0	4.6
信託優先証券	-	-	2.1	-	6.4	-
顧客関連債務：						
仕組債	7.7	9.1	7.5	9.5	8.5	7.3
非仕組債	2.2	0.4	2.4	1.4	3.7	1.0
現地国債債務およびその他	0.4	1.9	2.4	3.7	0.8	-
親会社合計	\$ 38.2	\$ 39.1	\$ 38.3	\$ 36.0	\$ 46.0	\$ 30.7
銀行						
FHLB借入金	\$ 4.0	2.0	\$ 8.0	\$ 13.9	\$ 11.8	\$ 9.5
証券化	7.9	0.8	8.9	13.6	2.4	11.5
現地国債債務およびその他	2.8	2.7	3.7	3.3	3.6	2.7
銀行合計	\$ 14.7	\$ 5.5	\$ 20.6	\$ 30.8	\$ 17.8	\$ 23.7
合計	\$ 52.9	\$ 44.6	\$ 58.9	\$ 66.8	\$ 63.8	\$ 54.4

次表は、シティの2015年度中の長期債務満期額総計（買戻しおよび償還を含みます。）および2015年12月31日現在の予想年次長期債務満期額総計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年度 満期	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 以降	合計
親会社								
指標債務：								
非劣後債	\$ 23.9	\$ 11.8	\$ 14.3	\$ 17.9	\$ 13.6	\$ 6.4	\$ 26.3	\$ 90.3
劣後債	4.0	1.5	2.3	1.1	1.3	-	20.7	26.9
信託優先証券	-	-	-	-	-	-	1.7	1.7
顧客関連債務：								
仕組債	7.7	4.9	2.5	2.4	1.6	2.3	8.1	21.8
非仕組債	2.2	0.5	0.5	0.4	0.2	0.2	1.2	3.0
現地国債債務およびその他	0.4	0.3	0.1	0.3	0.2	-	1.5	2.4
親会社合計	\$ 38.2	\$ 19.0	\$ 19.7	\$ 22.1	\$ 16.9	\$ 8.9	\$ 59.5	\$146.1
銀行								
FHLB借入金	\$ 4.0	\$ 9.5	\$ 7.8	\$ 0.5	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 17.8
証券化	7.9	11.6	5.3	8.4	2.0	0.1	3.5	30.9
現地国債債務およびその他	2.8	3.4	1.6	0.4	0.3	0.4	0.4	6.5
銀行合計	\$ 14.7	\$ 24.5	\$ 14.7	\$ 9.3	\$ 2.3	\$ 0.5	\$ 3.9	\$ 55.2
長期債務合計	\$ 52.9	\$ 43.5	\$ 34.4	\$ 31.4	\$ 19.2	\$ 9.4	\$ 63.4	\$201.3

総損失吸収能力 (TLAC)

2015年11月、連邦準備制度理事会は、シティを含むグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）に、損失吸収能力および長期負債に関する最低値の要件を課すこととなる規則制定案告示を公表しました。この規則制定案告示は、米国連邦破産法およびドッド・フランク法第2編に基づく米国GSIBの秩序だった破綻処理を円滑に行えるようにすることを目的としています。連邦準備制度理事会の提案については、多大な不確実要素および解釈上の問題が生じています。詳細については、上記「リスク要因」－「規制上のリスク」をご参照ください。GSIBの資本サーチャージ算出方法の方法1および方法2ならびに総損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）に関する提案のその他の資本規制については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」－「資本の源泉」をご参照ください。

当該提案によれば、米国GSIBは、各々当該GSIBの連結リスク加重資産（以下「RWA」といいます。）およびレバレッジ・エクスポージャーの総額を参照して設定された外部TLACおよび適格長期債務（以下「LTD」といいます。）の各最低値以上の発行および維持を求められることとなります。提案されている外部TLACの最低値は、（i）GSIBのRWAの18パーセントに適用ある外部TLACバッファを加えたものと、（ii）レバレッジ・エクスポージャーの総額の9.5パーセントのうち、いずれか多い方となります。適用される外部TLACバッファは、資本保全バッファ（2.5パーセント）に、カウンターシクリカル(景気運動抑制的)資本バッファを加算し、さらにGSIBサーチャージ規則の方法1に基づいて算定した資本サーチャージを加算したものと等しくなります。したがって、提案に基づく現時点で予測されるシティのTLAC所要水準の合計は、RWAの22.5パーセントとなります。提案された外部TLACバッファに違反すれば、当該GSIBは、分配金および裁量賞与の支払を制限されることとなります。提案されている外部LTDの最低値は、（i）GSIBのRWAの6パーセントに、GSIBサーチャージ規則の方法2に基づいて算定した資本サーチャージを加算したもの（現時点で予測されるシティの合計所要水準は、RWAの9パーセント）と、（ii）当該GSIBのレバレッジ・エクスポージャーの総額の4.5パーセントのうち、いずれか多い方となります。

提案によれば、外部TLACには、一般的に、（i）銀行持株会社が直接発行した普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本に加え、（ii）適格外部LTDが含まれます。外部TLACの下位区分である適格外部LTDには、銀行持株会社が直接発行し、米国法に準拠し、かつ残存期間が1年を超える無担保の「プレーン・バニラ」負債証券が含まれる（つまり、デリバティブに連動する特徴をもつ仕組債や仕組有価証券は含まれない）こととなります。さらに、いわゆる「ヘアカット」規定により、適格である残存期間が2年未満の外部LTDは、外部LTDの最低要件を満たす目的上、50パーセント減額して計算されることとなります。また、支払不能または不払い発生時以外の元利金の期限の利益喪失について定めたものは、適格LTDとはならないこととなります。

米国GSIBの破綻処理の実行可能性をさらに高めるため、当該提案ではさらに持株会社レベルでの一定の金融取引が禁止または制限されています（いわゆる「クリーン持株会社」要件）。当該要件によれば、銀行持株会社は、一定の種類の第三者負債（短期債務、デリバティブその他の適格金融契約、子会社によって保証（すなわちアップストリーム保証）された債務を負担すること、および子会社債務の保証または類似の取決めで当該銀行持株会社の破綻に連動するデフォルト権を含むもの（すなわちクロス・デフォルト規定付のダウンストリーム保証）を含みます。）を禁止されます。さらに、クリーン持株会社要件は、TLACまたはLTDに関連せず、適格外部LTDに対して同順位もしくは後順位の、銀行持株会社による第三者非偶発債務（仕組債および各種営業負債を含みます。）については、当該米国GSIBの外部TLAC残高の5パーセントまでに制限しています。

当該提案はさらに、GSIBが発行した無担保債務に対する一定の基準額を超える投資については、規制資本から控除することを、米国GSIBに求めています。この控除は、当該金融商品の契約期間に関係なく、また当該負債商品が適格外部LTDであるか否かに関係なく、要求されることになります。

提案されている要件には含まれていないものの、連邦準備制度理事会はその規則制定案告示において、米国GSIBの重要な営業子会社に関して「国内内部TLAC」要件を課すことを検討していることを示しました。連邦準備制度理事会は、かかる要件が特に銀行持株会社における（高品質流動資産の形による）「拠出可能資源（contributable resources）」や重要な事業子会社レベルでの（当該子会社の負債証券および持分有価証券への投資の形による）「事前配置資源（prepositioned resources）」の維持を求めるものとなることを示しました。

当該提案によれば基準の実施時期は2019年1月1日となる予定ですが、外部TLAC基準のRWAの部分については2019年1月1日現在で16パーセントとなり、2022年1月1日に18パーセントまで引き上げられることになります。

担保付資金調達取引および短期借入金

上記のとおり、シティは、主要な資金調達源を短期借入金で補完しています。短期借入金は、通常、（i）担保付資金調達取引（有価証券貸付または買戻条件付売渡、すなわち、レポ）および（ii）それより程度は下回るものの、コマーシャル・ペーパーならびにFHLBおよび他の市場参加者からの借入金からなる短期借入金を含みます（シティグループおよびその関連会社の短期借入金残高の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記18をご参照ください。）。シティは引き続き高品質預金を増加させるとともに、FHLB借入金を含むその他の短期借入金を意図的に減少させています。

担保付資金調達

担保付資金調達は、主にシティのブローカー・ディーラーである子会社を通じて、担保付融資取引と、マーケット・メイキングおよび顧客取引のために保有する自己勘定の有価証券の一部の両方の資金調達を効率的に行うために行われます。シティは、その銀行を通じても担保付資金調達取引を行います。これは通常外国政府の国債で担保されています。通常、シティの担保付資金調達の水準の日々の変動は、主として（下記に述べる）マッチド・ブックによる担保付融資取引および保留中の有価証券の変動によるものです。

2015年12月31日現在の担保付資金調達は1,460億ドルであり、前年同期比で16パーセント、前四半期比で13パーセント減少しました。外貨換算の影響を除いた担保付資金調達は、前年同期比で11パーセント、前四半期比で12パーセント減少しました。これはいずれも通常の事業活動によるものでした。2015年度第4四半期の担保付資金調達の平均残高は約1,630億ドルでした。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる担保付資金調達のうち担保付融資の資金調達は、一般的に「マッチド・ブック」取引と呼ばれています。この取引の大半は、米国財務省証券、米国諸機関証券および外国政府証券等の高品質で流動性のある証券で担保されています。その他の担保付資金調達は、持分証券、社債およびアセット・バック証券を含む、より流動性の低い証券で担保されています。シティのマッチド・ブック負債の契約期間は、通常、対応するマッチド・ブック資産の契約期間と同一か、それより長くなっています。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる担保付資金調達取引の残りは、マーケット・メイキングおよび顧客取引のために保有される自己勘定有価証券の資金調達を目的としています。様々な市場環境（ストレス下にある期間を含みます。）において信頼できる資金調達を維持するため、シティは、提供した担保の質を考慮し、融資契約期間を規定してこれらの取引を管理しています。シティの流動性の低い自己勘定有価証券の担保付資金調達における加重平均満期は、2015年12月31日現在、110日を上回っていました。

シティは、限度額、契約期間、ヘアカット、担保プロファイルおよび顧客行動の変動を考慮するストレス・テストを毎日実施することによって、担保付資金調達のリスクを管理しています。シティはまた、集中トリガーを規定し、ストレス下におけるカウンターパーティーの信頼性および安定性を評価することによって、カウンターパーティーの分散化を維持しています。シティは、一般的に、150を超えるカウンターパーティーを担保付資金調達源としています。

次表は、過去3事業年度末における以下の各短期借入金の分類について年度末、平均および最高月末金額を記載したものです。

(単位：十億ドル)	フェデラルファンド買入および 買戻条件付売渡有価証券			短期借入金 ⁽¹⁾					
				コマーシャル・ペーパー ⁽²⁾			その他の短期借入金 ⁽³⁾		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
期末残高	\$ 146.5	\$ 173.4	\$ 203.5	\$ 10.0	\$ 16.2	\$ 17.9	\$ 11.1	\$ 42.1	\$ 41.0
平均年間残高 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	174.5	190.0	229.4	10.7	16.8	16.3	22.2	45.3	39.6
最高月末残高	186.2	200.1	239.9	15.3	17.9	18.8	41.9	47.1	44.7
加重平均金利									
期中 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	0.93%	1.00%	1.02%	0.31%	0.21%	0.28%	1.42%	1.20%	1.39%
期末 ⁽⁷⁾	0.59	0.49	0.59	0.22	0.23	0.26	1.50	0.53	0.87

- (1) 当初満期が1年未満のもの。
(2) コマーシャル・ペーパー残高のほぼすべてが、上記の期間に一定のシティバンク事業体により発行されています。
(3) その他の短期借入金には、FHLBおよびその他の市場参加者からの借入金が含まれます。
(4) 金利および利息金額には、各負債カテゴリーに関連するリスク管理業務の効果が含まれます。
(5) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、借入有価証券または買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、平均金利からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。
(6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
(7) 各年度末の約定利率に基づきます。無利息口座は、年度末に算出される加重平均金利から除外されています。

流動性モニタリングおよび測定

ストレス・テスト

シティの主要な事業体、事業子会社および国のそれぞれについて、流動性ストレス・テストが実施されています。ストレス・テストおよびシナリオ分析は、ある流動性事由が貸借対照表および流動性ポジションに与え得る影響を数値で表すこと、ならびに使用できる実行可能な資金調達の見当を特定することを意図しています。これらのシナリオには、重要な資金調達源の著しい変更、市場トリガー（信用格付け等）、資金調達の利用可能性および特定の国の政治・経済情勢に関する仮定が含まれています。これには、期待される市況およびストレス状態にある市況、ならびに会社特有の事由を含みます。

流動性ストレス・テストは、流動性ソース間の潜在的なミスマッチを確認するために行われ、様々な期間（オーバーナイト、1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月、1年間）および様々なストレス状況にわたって利用されます。流動性限度額はこれに応じて設定されます。事業体の流動性を監視するため、これらのストレス・テストおよび潜在的なミスマッチは、毎日行われる複数のテストとともに様々な頻度で計算されます。

潜在的なストレスの範囲を基に、シティは連結ベースおよび個別の事業体ごとに、一連の資金調達に関するコンテンツジェンシー・プランを維持しています。これらのプランでは、不利な市況または特異なストレス等様々な場合において容易に利用可能な幅広い取組みを規定しています。

短期流動性測定；流動性カバレッジ比率（LCR）

シティが30日間のストレス・シナリオ向けに開発した内部測定方法に加えて、シティは、米国LCR規則に基づき算出されたLCRも参照して流動性を監視します。

一般的に、LCRは、銀行が、深刻な30日間のストレス・シナリオ下で、流動性ニーズを満たすために十分な水準のHQLAを確実に維持することをねらいとしています。LCRは、HQLAを、ストレス下にある30日間の見積純資金流出額で除して計算されます。純資金流出額は、規定された流出率を様々な負債項目（預金、無担保および有担保ホールセール借入金、未使用貸出約定ならびにデリバティブ関連エクスポージャー等）に適用し、30日以内に満期となる資産からの資金流入額を控除することにより算定されます。銀行は、純資金流出合計額の算定に際して、30日以内の契約上の満期に基づく資金流出額と流入額の潜在的な満期のミスマッチに対処するために加算する値を計算するよう求められます。LCRの最低所要水準は2016年1月以降90パーセントとなり、2017年1月には100パーセントに引き上げられます。

下表は、各表示期間におけるシティのLCR算出の構成要素および純資金流出額を上回るHQLAを示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日	2015年9月30日	2014年12月31日
HQLA	\$ 378.5	\$ 398.9	\$ 412.6
純資金流出額	336.5	355.6	368.6
LCR	112%	112%	112%
純資金流出額を上回るHQLA	\$ 42.0	\$ 43.3	\$ 44.0

上記の表に示すとおり、シティのLCRは、前年同期比および前四半期比で変動しませんでした。これは、シティのHQLAの減少が、シティの長期債務および短期借入金の減少を反映した純流出額の減少により相殺されたためです。

長期流動性測定：純安定調達比率（NSFR）

12ヶ月の流動性ストレス期間について、シティは、内部の長期流動性指標を含む複数の指標を使用します。シティ内部の長期流動性指標は、12ヶ月間のシナリオに基づいており、特異なストレスおよび市場ストレスがわずかな状態から厳しい状態にある場合までを組み合わせ、悪化の可能性を想定します。その定義の概略は、12ヶ月間のストレス下における純累積資金流出額に対する、担保権の設定されていない流動性リソースの割合です。

加えて、2014年10月、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）は、バーゼルIII NSFRを施行するための最終基準を公表しました。2018年1月1日までに、この基準に全面的に準拠することが求められています。NSFRは、シティの内部長期流動性指標と同様、1年間という期間に係る銀行機関の調達の安定性を測定することを意図しています。バーゼル委員会の最終基準によれば、NSFRは、銀行の利用可能な安定調達額の水準を所要安定調達額で除して算出されますが、この比率は、100パーセントを超えることを要求されます。バーゼル委員会の基準では、利用可能な安定調達額には、主に株式、預金および長期債務の一部が含まれます。一方、所要安定調達額には、主に流動性が低いとみなされる長期資産の一部が含まれます。米国の銀行監督機関はまだNSFRの米国版を提案していませんが、2016年度内に提案される見込みです。

信用格付け

シティグループの資金調達および流動性、資金調達能力、シティグループが資本市場やその他の資金源を利用する能力、これらの資金に係るコスト、ならびに一定の預金を維持する能力は、信用格付けに左右される側面があります。

次表は、2015年12月31日現在の、シティグループおよびシティバンクの格付けを記載したものです。次表には含まれていませんが、2015年12月31日現在のシティグループ・グローバル・マーケット・インク（CGMI）のスタンダード・アンド・プアーズによる長期および短期格付けはA/A-1、フィッチによる格付けはA+/F1でした。また、2015年12月31日現在のシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク（CGMHI）のスタンダード・アンド・プアーズによる長期および短期格付けはBBB+/A-2、フィッチによる格付けはA/F1でした。

	シティグループ・インク			シティバンク、エヌ・エイ		
	非劣後債	コマーシャル・ペーパー	見通し	長期	短期	見通し
フィッチ・レーティングス（フィッチ）	A	F1	安定的	A+	F1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）	Baa1	P-2	安定的	A1	P-1	安定的
スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）	BBB+	A-2	安定的	A	A-1	ウォッチ・ポジティブ

最近の信用格付けに関する状況

2015年12月8日、フィッチは、シティグループ・インクの存続性格付け（以下「VR」といいます。）を「a」、長期発行体デフォルト格付け（以下「IDR」といいます。）を「A」と確認しました。また同時に、シティバンクのVRを「a」、IDRを「A+」であると確認しました。長期IDRの見通しは「安定的」です。

2015年12月2日、S&Pは、予想どおり、シティグループ・インクを含む米国のGSIB全8行の持株会社の格付けを1段階引き下げました。これは、特別な政府支援の可能性は「不確実」とあるとのS&Pの見解を反映したものです。その結果、シティグループ・インクの長期格付けは現在「BBB+」とされ、見通しは「安定的」に引き上げられました。シティグループ・インクの短期格付けは「A-2」で変わりありません。GSIBの事業会社（シティバンク、エヌ・エイおよびシティグループ・グローバル・マーケット・インクを含みます。）の格付けに変更はなく、見通しは「ウォッチ・ポジティブ」となっています。これは、S&Pが、一定の金融商品のTLAC適格性が規制当局によってさらに明らかになることを待っているためです。S&Pは2016年度上半期中にクレジット・ウォッチについて結論を出す述べています。

格下げの潜在的な影響

ムーディーズ、フィッチまたはS&Pによる格下げは、資金調達能力の低下（デリバティブ・トリガーを含みます。）により、シティグループやシティバンクの資金調達および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。デリバティブ・トリガーは、現金債務または担保の要求の形を取る可能性があります。

以下の情報は、3つの主要格付機関すべてにおいて同時に格下げが行われると仮定した場合に、シティグループおよびシティバンクの資金調達および流動性に及ぶ可能性のある影響を分析する目的で提供されています。この分析は、一定の見積り、見積方法ならびに判断および不確実性の影響を受けます。不確実性には、一部の事業体が許容可能なカウンターパーティーについて格付けによる制限を設けている可能性があること、および一般にカウンターパーティーの主観的判断による行動が含まれます。例えば、一部の法人顧客および市場のカウンターパーティーは、シティとの取引関係を評価し直し、一部の契約または市場商品のシティとの取引を制限する可能性があります。カウンターパーティーの行動の変化は、シティの資金調達および流動性、ならびにその一部の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティグループやシティバンクへの実際の影響は予測不可能であり、下記で説明する資金調達および流動性への潜在的な影響とは大きく異なる場合があります。信用格付けの変更がシティおよび適用ある子会社に及ぼす影響の詳細については、上記「リスク要因」－「流動性リスク」をご参照ください。

シティグループ・インクおよびシティバンク－潜在的なデリバティブ・トリガー

シティは、2015年12月31日現在で、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループ・インクの非劣後債／長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、約6億ドル（これに対し、2015年9月30日現在は約7億ドルでした。）の影響がシティグループの資金調達および流動性に及ぶおそれがあると予想しています。証券融資取引またはその他の必要証拠金等、明白なトリガーが存在しないその他の資金調達手段もまた悪影響を受ける可能性があります。

シティは、2015年12月31日現在で、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティバンクの非劣後債／長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、シティバンクの資金調達および流動性に約13億ドル（これに対し、2015年9月30日現在は約15億ドルでした。）の影響が及ぶおそれがあると予想しています。

全体として、シティは、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループおよびシティバンクの格付けが1段階引き下げられた場合、合計で約19億ドル（これに対し、2015年9月30日現在は約22億ドルでした。）の現金債務および担保の要求が生じる可能性があると予想しています（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記23もご参照ください。）。上記「高品質流動資産」に記載されているとおり、2015年12月31日現在、シティバンクの流動性リソースは約3,120億ドル、シティのノンバンク事業体およびその他の事業体の流動性リソースは約660億ドルで、合計は約3,790億ドルでした。これらの流動性リソースの一部は、上記の潜在的な事由のような偶発事象に対応するために利用可能です。

また、現在、シティグループおよびシティバンクの資金調達に関するコンティンジェンシー・プランにおいて広範囲な軽減措置が含まれています。シティグループ向けについては、これらの軽減要因には、既存の顧客からの余剰資金調達手段を利用すること、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、一部のトレーディング勘定の規模を調整することおよび一定のシティバンクの子会社から有担保で借入れを行うことが含まれますが、これらに限定されません。シティバンクが利用可能な軽減措置には、流動性の高い政府債の売却もしくは貸付、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、一部のトレーディング資産の規模を調整すること、貸出の組成および更新を削減すること、さらに預金を増やすこと、またはFHLBもしくは中央銀行から借り入れることが含まれますが、これらに限定されません。シティは、これらの軽減措置が、上記の格下げの可能性による資金調達および流動性へのリスク（もしあるとしても）を相当程度軽減できると考えています。

シティバンクーさらなる潜在的影響

上記のデリバティブ・トリガーに加えて、シティは、S&Pによるシティバンクの非劣後債／長期格付けが1段階引き下げられた場合、シティバンクのコマーシャル・ペーパー／短期格付けにも悪影響が及ぶ可能性があると考えています。2015年12月31日現在、シティバンクは、連結対象のアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社に対する流動性コミットメント約100億ドル（これに対し、2015年9月30日現在は約94億ドルでした。）を有していました（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22で言及されています。）。

一定のシティバンクおよびバナメックス事業体の上記の流動性リソースに加えて、シティバンクは、軽減措置（コマーシャル・ペーパー導管会社に対する一定のコミットメントのリプライシングまたは削減を含みます。）を通じて、上記の格下げの可能性に伴う資金調達および流動性リスク（もしあるとしても）を軽減することができます。上記の格下げが実際に発生した場合、一部の法人顧客はシティバンクとの預金関係を見直す可能性があるとしてシティは考えています。この見直しの結果、顧客がその任意の預金水準を調整するか、または預金取扱機関を変更する可能性があり、これにより、シティバンクの一部の預金水準が低下する可能性があります。しかしながら、シティは、上記の軽減措置に加えて、価格の調整、既存顧客への代替的な預金商品の提供、または新規顧客からの預金収集に努めることを選択することができます。

[前へ](#) [次へ](#)

市場リスク

概要

市場リスクとは、金利、外国為替相場、株価、商品価格およびクレジット・スプレッドといった市場変数、ならびにこれらのインプライド・ボラティリティの変動に伴い、シティの資産および負債の価値が変動することにより生じる損失の可能性をいいます。

各事業部門は、シティの市場リスク管理部門の承諾を得たうえで、承認を受けたリスク・プロファイルを明確に示し、かつシティ全体のリスク選好の許容限度を超えない範囲内にある、認識されたリスク要因についての市場リスク限度枠組みを設定することが求められています。これらの限度は、リスク部門、シティの国および事業部門別の資産負債委員会、ならびにシティグループの資産負債委員会により監視されます。いずれの場合においても、各事業部門は、その引き受ける市場リスクに対して最終責任を負うとともに、リスクが所定の限度内であることについて最終責任を負います。

市場リスクは、シティのトレーディング・ポートフォリオと非トレーディング・ポートフォリオの両方から生じます。トレーディング・ポートフォリオは、時価評価されるすべての資産および負債から成り、その結果は利益に反映されます。非トレーディング・ポートフォリオには、その他すべての資産及び負債が含まれます。

非トレーディング・ポートフォリオの市場リスク

非トレーディング・ポートフォリオからの市場リスクは、金利および外国為替相場の変動が、シティの純利息収益、投資ポートフォリオからのその他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）の変動、および外貨建てで投資された資本に与える潜在的影響から生じます。

リスクにさらされた純利息収益

金利エクスポージャーにおいて、純利息収益とは、非トレーディング・ポートフォリオの資産（顧客貸出金を含みます。）につき得られる利回りと、負債（顧客預金または企業借入金を含みます。）につき支払う利率との間の差です。純利息収益は、金利水準の変化、資産および負債の金額、ならびに市場金利を反映するための資産および負債のリプライシングのタイミングにより影響を受けます。

シティの純利息収益に係るリスクに関する主要な指標は、金利エクスポージャー（以下「IRE」といいます。）です。IREは、専ら先渡金利の予想していなかった変動に伴い発生する各通貨の予想純利息収益の変化を測定します。

シティの予測IREには、貸出金に係る期限前返済率、顧客行動および価格決定の影響を含めた様々な前提を組み入れています。例えば、金利が上昇するシナリオにおいて、預金ポートフォリオの一部の金利の上昇は、市場金利の変動よりも小幅な上昇となると想定されることがあります。金利が低下するシナリオにおいては、抵当貸付ポートフォリオにより高い期限前返済率が見込まれます。IREは、事業部門やシティ・トレジャリーが予想せぬ金利変動に対して残高やポジショニングにつき追加的な変更を行わないことを前提とします。

金利の変動を効果的に管理するため、シティは新規の顧客貸出金および顧客預金の利回りを修正し、固定利付証券を購入し、固定利率もしくは変動利率の債券を発行し、または逆のリスク・エクスポージャーを有するデリバティブ取引を行うことがあります。シティは、金利リスクを軽減させるこれらとその他の戦略の実現可能性を定期的に評価し、その実行が賢明であるとシティが考える場合には、かかる戦略を実行します。

シティは、金利リスクを統合された全社的なポジションとして管理します。シティの対顧客事業は、その継続的な活動において、金利への感応度が高いポジション（貸出金および預金を含みます。）を創出します。シティ・トレジャリーは、これらのリスク・ポジションを合算し、集中的に管理します。シティ・トレジャリーは設定された限度の中で活動しますが、ポジショニングに関する決定を行い、望ましいリスク・プロファイルを実現するため、シティの投資有価証券ポートフォリオ、自社発行債務および金利デリバティブ等を利用します。シティの金利リスク・ポジションの変動は、大規模かつ相殺効果のある影響を及ぼす可能性のある、すべての非トレーディング資産および負債における累積変動ならびにシティ・トレジャリーのポジショニングに関する決定を反映しています。

シティグループは、非線形的な金利変動が貸借対照表の評価額に及ぼす影響のストレス・テスト、ポートフォリオのデュレーションとボラティリティの分析（特に抵当貸付とモーゲージ・バック証券に関係する場合）、および異なる市場指標間でのスプレッドの変動の潜在的な影響を含む、追加的な指標を採用しています。

投資ポートフォリオの金利リスク-AOCIへの影響

シティは、金利の変動がAOCIの額に及ぼし得る影響についても測定します。AOCIの変動は、さらにシティの普通株式等Tier 1 資本比率に影響を及ぼす可能性があります。シティの目標は、AOCIの変動が規制資本ポジションに及ぼす影響を限定しながら、金利の市場水準の上昇から利益を得ることです。

リスクにさらされたAOCIは、全社的な金利リスク・ポジションの一部として管理されます。リスクにさらされたAOCIは、AOCIの変動（およびこれに対応する普通株式等Tier 1 資本比率への影響）の可能性をシティの資本創出能力と関連させて考慮するものです。

次表は、金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施された場合）に及ぶと見積られる影響を示したものです。

(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))		2015年 12月31日	2015年 9月30日	2014年 12月31日
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル ⁽¹⁾	\$	1,419	\$ 1,533	\$ 1,123
その他の通貨		635	616	629
合計	\$	2,054	\$ 2,149	\$ 1,752
平均利付資産の割合		0.13%	0.13%	0.11%
AOCIに対する初期影響の試算 (税引後) ⁽²⁾	\$	(4,837)	\$ (4,450)	\$ (3,961)
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算 (ベース・ポイント) ⁽³⁾		(57)	(50)	(44)

- (1) シティのトレーディング関連事業の一部は、発生主義会計ポジションを有しており、これらのエクスポージャーは時価評価ポジションとの組合せにより経済的に管理されているため、表中の純利息収益への影響の試算からは除外されています。2015年12月31日現在、当該事業に関する米ドルの金利エクスポージャーは、金利の100ベース・ポイントの即時上昇に対してマイナス211百万ドルです。
- (2) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。
- (3) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のAOCIへの初期影響の試算のみに基づいています。

純利息収益への影響の試算が前四半期から減少したのは、主に、シティ・トレジャリーの活動が、シティの一定の預金残高の増加および資本基盤の増加により相殺された結果によるものです。AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率に及ぶと見積られる影響が前四半期から増加したのは、主にシティ・トレジャリーの投資および金利デリバティブ・ポートフォリオの構成が変動したことを反映しています。

金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティは、それによるAOCIの減少が、一定期間に及ぶ純利息収益増加見込みと、シティの投資ポートフォリオの増加を通じたAOCIへの影響の回復見込みの組合せによって株主持分において相殺されると予想しています。2015年12月31日現在、シティは、かかるシナリオにおいてAOCIへの影響額マイナス48億ドルが、約22ヶ月の期間をかけて相殺される可能性があると予想しています。

次表は、米ドルおよびシティの他の通貨に関して4つの異なるシナリオの金利変動が生じた場合に、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施された場合）に及ぶと予想される影響を示したものです。

（単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。））

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
翌日物金利の変化（ベース・ポイント）	100	100	-	-
10年物金利の変化（ベース・ポイント）	100	-	100	(100)
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル	\$ 1,419	\$ 1,346	\$ 100	\$ (172)
その他の通貨	635	580	36	(36)
合計	\$ 2,054	\$ 1,926	\$ 136	\$ (208)
AOCIに対する初期影響の試算（税引後） ⁽¹⁾	\$ (4,837)	\$ (2,893)	\$ (2,212)	\$ 1,845
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の 試算				
（ベース・ポイント） ⁽²⁾	(57)	(34)	(26)	22

注：上記の表の各シナリオは、金利変化が即時に起こることを想定しています。翌日物金利と10年物金利の間の満期に関する金利の変化幅は線形補間によっています。

- (1) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。
(2) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のAOCIへの影響の試算のみに基づいています。

上記の表に示されているとおり、シティの純利息収益およびAOCIに及ぶ影響の大きさは、シナリオ2の方がシナリオ3よりも大きくなっています。これは、シティの投資ポートフォリオの変動を合算する際に、シティの年金債務に関連する変動により一部が相殺される結果、短期および中期の満期において金利への感応度がより高いネット・ポジションとなるためです。

外国為替相場の変動－AOCIおよび資本への影響

2015年12月31日現在、シティは、米ドルの価値に、シティが資本を投下している他のすべての通貨に対して5パーセントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じた場合、シティのAOCIにおける外貨換算調整（ヘッジ控除後）の変動により、シティの有形普通資本（以下「TCE」といいます。）が約15億ドル（TCEの0.8パーセント）減少する可能性があると思われています。この影響は、主にメキシコ・ペソ、ユーロ、英ポンドおよび中国元の価値変動によるものです。

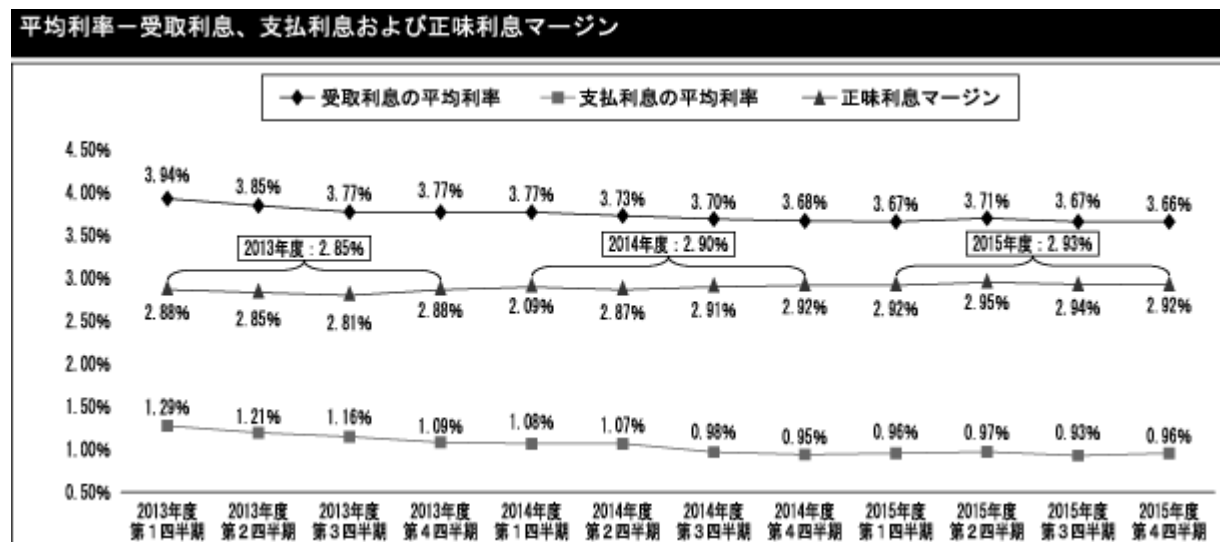
この影響は、また、外国為替相場エクスポージャーの継続的管理等、シティが講じる可能性のある軽減措置を考慮する前のものです。とりわけ、通貨変動によりシティの外貨建て資本に対する純投資の価値が変化するため、これらの変動により、シティのこれらの通貨建てのリスク加重資産の価値も変化します。これは、外貨借入、為替先物予約およびその他の通貨ヘッジ商品等のシティの外貨ヘッジ戦略と相まって、外貨変動がシティの普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を和らげます。これらのヘッジ戦略の変動ならびにヘッジ費用、事業売却および税金の影響は、外国為替相場の変動がシティの資本に及ぼす実際の影響に対して、上記の予期せぬ並行的ショックよりもさらに強い影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動に係る現在継続中のシティの管理戦略の効果、およびかかる変動がシティのTCEおよび普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響が、下表に示されています。AOCIの変動の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記20をご参照ください。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)		2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2014年度 第4四半期
外国為替相場スポットレートの変動 ⁽¹⁾		(1.1)%	(6.0)%	(4.9)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による有形普通株主資本の変動	\$	(696)	\$ (2,010)	\$ (1,932)
有形普通株主資本の割合		(0.4)%	(1.1)%	(1.1)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による普通株式等Tier 1 資本比率 （完全実施された場合）に対する影響の試算（ベース・ポイント）		-	(5)	(1)

(1) 外国為替相場スポットレートの変動は、シティの四半期平均GAAP資本の外国に対するエクスポージャーに基づき、加重平均されています。

受取利息／支払利息および正味利息マージン



	2015年度	2014年度	2013年度	変動率 2015年度／ 2014年度	変動率 2014年度／ 2013年度
(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))					
受取利息 ⁽¹⁾	\$ 59,040	\$ 62,180	\$ 63,491	(5)%	(2)%
支払利息	11,921	13,690	16,177	(13)	(15)
純利息収益 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 47,119	\$ 48,490	\$ 47,314	(3)%	2 %
受取利息－平均利率	3.68%	3.72%	3.83%	(4)bps	(11)bps
支払利息－平均利率	0.95	1.02	1.19	(7)bps	(17)bps
正味利息マージン	2.93	2.90	2.85	3 bps	5 bps
指標金利					
2年物米国財務省証券－平均利率	0.69%	0.46%	0.31%	23 bps	15 bps
10年物米国財務省証券－平均利率	2.14	2.54	2.35	(40)bps	19 bps
10年物対2年物のスプレッド	145bps	208bps	204bps		

注：すべての支払利息について、FDIC預金保険料が含まれます。

- (1) 純利息収益には、2015年度の487百万ドル、2014年度の498百万ドルおよび2013年度の521百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）を加えています。
- (2) 一部の複合金融商品に関連する費用が除外されています。これらの債務は長期債務に分類され、公正価値で評価され、その変動は自己勘定取引に計上されます。

シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）は、総受取利息から総支払利息を控除した数値を、利付資産の平均金額で除して算出されます。シティのNIMは、2015年度第3四半期の2.94パーセントからわずかに低下して、2015年度第4四半期は2.92パーセントとなり、2014年度の2.90パーセントから、2015年度通年では2.93パーセントまで改善しました。2015年度通年のシティのNIMが改善したのは、トレーディングNIMおよび資金調達コストの減少の影響（主に長期債務に関するコストの減少）が、貸出利回りの低下により一部相殺されたためです。2016年度には、ワンメイン・フィナンシャルの売却がシティのNIMに反映されますが、これは2015年度中（2015年度第4四半期を含みます。）の債務買戻しの利益により一部相殺されます。これにより、シティは現在、2016年度上半期のNIMは低下すると予測しています。

上記の表に注記したとおり、シティの支払利息には、FDIC預金保険料の影響が含まれています。ドッド・フランク法の一部として、FDICは、2020年9月30日までに預金保険基金の積立比率1.35パーセントを達成するよう要求されています。2015年度第4四半期、FDICは、シティバンクを含む資産100億ドル以上の付保預金取扱機関（大銀行）に対して、基金が所定の比率に達するまでの間、年率4.5ベース・ポイントのサーチャージを課すこととなる規則制定案告示を公表しました。FDICはこの期間を約2年間と予測しています。現在の査定基準額に基づくと、シティは、シティバンクへの正味影響額は2年間で約500百万ドルになると予測しています。FDICは、規則制定案の一部として、1.35パーセントの目標値に達するまで、大銀行に不足分積立と同様の1度限りの査定を課すこととなる、サーチャージ提案の代替案についても述べています。これによれば、この不足分積立は、FDICが決定する四半期における、その時の対象金額の約12ベース・ポイントとなります。シティは、FDICがこの手法を採用した場合、シティバンクへの正味影響額は、現在の査定基準額で約900百万ドルになると予測しています。業界団体は、FDICの規則制定案告示に対するコメントにおいて、FDICが示したいずれの提案に対してもその代案として、大銀行にサーチャージを課す代わりに、積立比率が1.35パーセントに達するまで、FDICが2015年度末現在有効な積立目標の枠組みを維持することを提言しました。1.35パーセントの積立比率の達成は、2019年度末までに（かつドッド・フランク法により義務づけられた期間内に）実現すると予測されています。FDICの提案がいつ最終決定されるか、またシティに対して最終的にどのような影響があるかは不明です。

金利の詳細の補足

平均残高および金利－資産⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	平均残高			受取利息			平均金利(%)		
	2015年度	2014年度	2013年度	2015年度	2014年度	2013年度	2015年度	2014年度	2013年度
資産									
銀行預け金 ⁽⁵⁾	\$ 133,790	\$ 161,359	\$ 144,904	\$ 727	\$ 959	\$ 1,026	0.54%	0.59%	0.71%
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および売戻 条件付買入有価証券⁽⁶⁾									
米国内店	\$ 150,359	\$ 153,688	\$ 158,237	\$ 1,211	\$ 1,034	\$ 1,133	0.81%	0.67%	0.72%
米国外店 ⁽⁵⁾	84,006	101,177	109,233	1,305	1,332	1,433	1.55	1.32	1.31
合計	\$ 234,365	\$ 254,865	\$ 267,470	\$ 2,516	\$ 2,366	\$ 2,566	1.07%	0.93%	0.96%
トレーディング勘定資産⁽⁷⁾⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 114,639	\$ 114,910	\$ 126,123	\$ 3,945	\$ 3,472	\$ 3,728	3.44%	3.02%	2.96%
米国外店 ⁽⁵⁾	103,348	119,801	127,291	2,141	2,538	2,683	2.07	2.12	2.11
合計	\$ 217,987	\$ 234,711	\$ 253,414	\$ 6,086	\$ 6,010	\$ 6,411	2.79%	2.56%	2.53%
投資									
米国内店									
課税対象	\$ 214,714	\$ 188,910	\$ 174,084	\$ 3,812	\$ 3,286	\$ 2,713	1.78%	1.74%	1.56%
米所得税免除	20,034	20,386	18,075	443	626	811	2.21	3.07	4.49
米国外店 ⁽⁵⁾	102,376	113,163	114,122	3,071	3,627	3,761	3.00	3.21	3.30
合計	\$ 337,124	\$ 322,459	\$ 306,281	\$ 7,326	\$ 7,539	\$ 7,285	2.17%	2.34%	2.38%
貸出金									
(前受収益控除後)⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 354,439	\$ 361,769	\$ 354,707	\$ 24,558	\$ 26,076	\$ 25,941	6.93%	7.21%	7.31%
米国外店 ⁽⁵⁾	273,072	296,656	292,852	15,988	18,723	19,660	5.85	6.31	6.71
合計	\$ 627,511	\$ 658,425	\$ 647,559	\$ 40,546	\$ 44,799	\$ 45,601	6.46%	6.80%	7.04%
その他の利付資産 ⁽¹⁰⁾	\$ 55,060	\$ 40,375	\$ 38,233	\$ 1,839	\$ 507	\$ 602	3.34%	1.26%	1.57%
利付資産合計	\$ 1,605,837	\$ 1,672,194	\$ 1,657,861	\$ 59,040	\$ 62,180	\$ 63,491	3.68%	3.72%	3.83%
無利息資産 ⁽⁷⁾	\$ 218,000	\$ 224,721	\$ 222,526						
非継続事業の資産合計	-	-	2,909						
資産合計	\$ 1,823,837	\$ 1,896,915	\$ 1,883,296						

- (1) 純利息収益には、2015年度の487百万ドル、2014年度の498百万ドルおよび2013年度の521百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整(米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。)を加えています。
- (2) 金利および金額は、各資産区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。
- (3) 日次データによる平均が入手できない場合、一部の子会社は月次または四半期データによる平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (6) ASC 210-20-45に基づき、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、受取利息からはASC 210-20-45の影響が除外されています。
- (7) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、ASC 815-10-45に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (8) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (9) 現金主義会計による貸出金を含みます。
- (10) ブローカレッジ債権を含みます。

平均残高および金利・負債および株主持分ならびに純利息収益⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	平均残高			支払利息			平均金利(%)		
	2015年度	2014年度	2013年度	2015年度	2014年度	2013年度	2015年度	2014年度	2013年度
負債									
預金									
米国内店 ⁽⁵⁾	\$ 273,122	\$ 289,669	\$ 262,544	\$ 1,291	\$ 1,432	\$ 1,754	0.47%	0.49%	0.67%
米国外店 ⁽⁶⁾	425,053	465,144	481,134	3,761	4,260	4,482	0.88	0.92	0.93
合計	\$ 698,175	\$ 754,813	\$ 743,678	\$ 5,052	\$ 5,692	\$ 6,236	0.72%	0.75%	0.84%
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券⁽⁷⁾									
米国内店	\$ 108,286	\$ 102,246	\$ 126,742	\$ 721	\$ 656	\$ 677	0.67%	0.64%	0.53%
米国外店 ⁽⁶⁾	66,200	87,777	102,623	893	1,239	1,662	1.35	1.41	1.62
合計	\$ 174,486	\$ 190,023	\$ 229,365	\$ 1,614	\$ 1,895	\$ 2,339	0.93%	1.00%	1.02%
トレーディング勘定負債⁽⁸⁾⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 25,837	\$ 30,451	\$ 24,834	\$ 111	\$ 75	\$ 93	0.43%	0.25%	0.37%
米国外店 ⁽⁶⁾	44,126	45,205	47,908	105	93	76	0.24	0.21	0.16
合計	\$ 69,963	\$ 75,656	\$ 72,742	\$ 216	\$ 168	\$ 169	0.31%	0.22%	0.23%
短期借入金⁽¹⁰⁾									
国内店	\$ 66,086	\$ 79,028	\$ 77,439	\$ 234	\$ 161	\$ 176	0.35%	0.20%	0.23%
米国外店 ⁽⁶⁾	50,043	39,220	35,551	288	419	421	0.58	1.07	1.18
合計	\$ 116,129	\$ 118,248	\$ 112,990	\$ 522	\$ 580	\$ 597	0.45%	0.49%	0.53%
長期債務⁽¹¹⁾									
米国内店	\$ 182,371	\$ 194,295	\$ 194,140	\$ 4,309	\$ 5,093	\$ 6,602	2.36%	2.62%	3.40%
米国外店 ⁽⁶⁾	7,643	7,761	10,194	208	262	234	2.72	3.38	2.30
合計	\$ 190,014	\$ 202,056	\$ 204,334	\$ 4,517	\$ 5,355	\$ 6,836	2.38%	2.65%	3.35%
有利子負債合計	\$ 1,248,767	\$ 1,340,796	\$ 1,363,109	\$ 11,921	\$ 13,690	\$ 16,177	0.95%	1.02%	1.19%
米国内店の要求払い預金	\$ 26,124	\$ 26,216	\$ 21,948						
その他の無利息負債 ⁽⁸⁾	329,756	317,351	299,052						
非継続事業の負債合計	-	-	362						
負債合計	\$ 1,604,647	\$ 1,684,363	\$ 1,684,471						
シティグループ									
株主持分合計⁽¹²⁾	\$ 217,875	\$ 210,863	\$ 196,884						
非支配持分	1,315	1,689	1,941						
株主持分合計⁽¹²⁾	\$ 219,190	\$ 212,552	\$ 198,825						
負債および株主持分合計	\$ 1,823,837	\$ 1,896,915	\$ 1,883,296						
平均利付資産に占める									
純利息収益の割合⁽¹³⁾									
米国内店	\$ 923,334	\$ 953,394	\$ 926,291	\$ 28,495	\$ 27,497	\$ 25,591	3.09%	2.88%	2.76%
米国外店 ⁽⁶⁾	682,503	718,800	731,570	18,624	20,993	21,723	2.73	2.92	2.97
合計	\$ 1,605,837	\$ 1,672,194	\$ 1,657,861	\$ 47,119	\$ 48,490	\$ 47,314	2.93%	2.90%	2.85%

- (1) 純利息収益は、2015年度の487百万ドル、2014年度の498百万ドルおよび2013年度の521百万ドルの、非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）を加えています。
- (2) 金利および金額は、各資産区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。
- (3) 日次データによる平均が入手できない場合、一部の子会社は月次または四半期データによる平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) その他の定期預金および貯蓄預金で構成されます。貯蓄預金は、保証型マネーマーケット口座、NOW口座およびその他の貯蓄口座で構成されます。貯蓄預金に係る支払利息は、FDIC預金保険料を含みます。
- (6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (7) ASC 210-20-45に基づき、買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、支払利息からはASC 210-20-45の影響が除外されています。
- (8) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、ASC 815-10-45に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (9) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (10) ブローカレッジ債務を含みます。
- (11) 長期債務に分類される、ハイブリッド金融商品および連結変動持分事業体における受益持分が除外されています。これらの債務は自己勘定取引に計上される公正価値の変動において計上されるためです。
- (12) 非継続事業の株主持分を含みます。
- (13) 資産の所在に応じた資本および資金調達コストの割当額を含みます。

受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2015年度と2014年度の比較			2014年度と2013年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
銀行預け金⁽⁴⁾	\$ (154)	\$ (78)	\$ (232)	\$ 109	\$ (176)	\$ (67)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入有価証券						
米国内店	\$ (23)	\$ 200	\$ 177	\$ (32)	\$ (67)	\$ (99)
米国外店 ⁽⁴⁾	(246)	219	(27)	(106)	5	(101)
合計	\$ (269)	\$ 419	\$ 150	\$ (138)	\$ (62)	\$ (200)
トレーディング勘定資産⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (8)	\$ 481	\$ 473	\$ (337)	\$ 81	\$ (256)
米国外店 ⁽⁴⁾	(342)	(55)	(397)	(159)	14	(145)
合計	\$ (350)	\$ 426	\$ 76	\$ (496)	\$ 95	\$ (401)
投資⁽¹⁾						
米国内店	\$ 464	\$ (121)	\$ 343	\$ 319	\$ 69	\$ 388
米国外店 ⁽⁴⁾	(332)	(224)	(556)	(31)	(103)	(134)
合計	\$ 132	\$ (345)	\$ (213)	\$ 288	\$ (34)	\$ 254
貸出金(前受収益控除後)⁽⁶⁾						
米国内店	\$ (521)	\$ (997)	\$ (1,518)	\$ 512	\$ (377)	\$ 135
米国外店 ⁽⁴⁾	(1,432)	(1,303)	(2,735)	253	(1,190)	(937)
合計	\$ (1,953)	\$ (2,300)	\$ (4,253)	\$ 765	\$ (1,567)	\$ (802)
その他の利付資産⁽⁷⁾	\$ 239	\$ 1,093	\$ 1,332	\$ 32	\$ (127)	\$ (95)
受取利息合計	\$ (2,355)	\$ (785)	\$ (3,140)	\$ 560	\$ (1,871)	\$ (1,311)

- (1) 非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整を、米国連邦法定税率35パーセントを基準として、この表示に含めています。
- (2) 金利／残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (6) 現金主義会計による貸出金を含みます。
- (7) ブローカレッジ債権を含みます。

支払利息および純利息収益の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2015年度と2014年度の比較			2014年度と2013年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
預金						
米国内店	\$ (80)	\$ (61)	\$ (141)	\$ 168	\$ (490)	(322)
米国外店 ⁽⁴⁾	(358)	(141)	(499)	(147)	(75)	(222)
合計	\$ (438)	\$ (202)	\$ (640)	\$ 21	\$ (565)	(544)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券 および買戻条件付売渡有価証券						
米国内店	\$ 40	\$ 25	\$ 65	\$ (144)	\$ 123	(21)
米国外店 ⁽⁴⁾	(293)	(53)	(346)	(224)	(199)	(423)
合計	\$ (253)	\$ (28)	\$ (281)	\$ (368)	\$ (76)	(444)
トレーディング勘定負債⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (13)	\$ 49	\$ 36	\$ 18	\$ (36)	(18)
米国外店 ⁽⁴⁾	(2)	14	12	(4)	21	17
合計	\$ (15)	\$ 63	\$ 48	\$ 14	\$ (15)	(1)
短期借入金⁽⁶⁾						
米国内店	\$ (30)	\$ 103	\$ 73	\$ 4	\$ (19)	(15)
米国外店 ⁽⁴⁾	96	(227)	(131)	41	(43)	(2)
合計	\$ 66	\$ (124)	\$ (58)	\$ 45	\$ (62)	(17)
長期債務						
米国内店	\$ (301)	\$ (483)	\$ (784)	\$ 5	\$ (1,514)	(1,509)
米国外店 ⁽⁴⁾	(4)	(50)	(54)	(65)	93	28
合計	\$ (305)	\$ (533)	\$ (838)	\$ (60)	\$ (1,421)	(1,481)
支払利息合計	\$ (945)	\$ (824)	\$ (1,769)	\$ (348)	\$ (2,139)	(2,487)
純利息収益	\$ (1,410)	\$ 39	\$ (1,371)	\$ 908	\$ 268	1,176

- (1) 非課税債券のポートフォリオについて同額の課税対象項目であるとした場合の調整を、米国連邦法定税率35パーセントを基準として、この表示に含めています。
- (2) 金利・残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、受取利息から控除されています。現金担保ポジションに係る受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に係る利息として計上されています。
- (6) ブローカレッジ債務を含みます。

トレーディング・ポートフォリオの市場リスク

トレーディング・ポートフォリオには、マーケット・メイキング業務、一定の売却可能負債証券のヘッジ、デリバティブにおける取引先に関するCVA、ならびにすべての関連するヘッジ、公正価値オプションが選択された貸出金、貸出金ポートフォリオおよびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジ・ファイナンス・パイプラインに対するヘッジが含まれます。

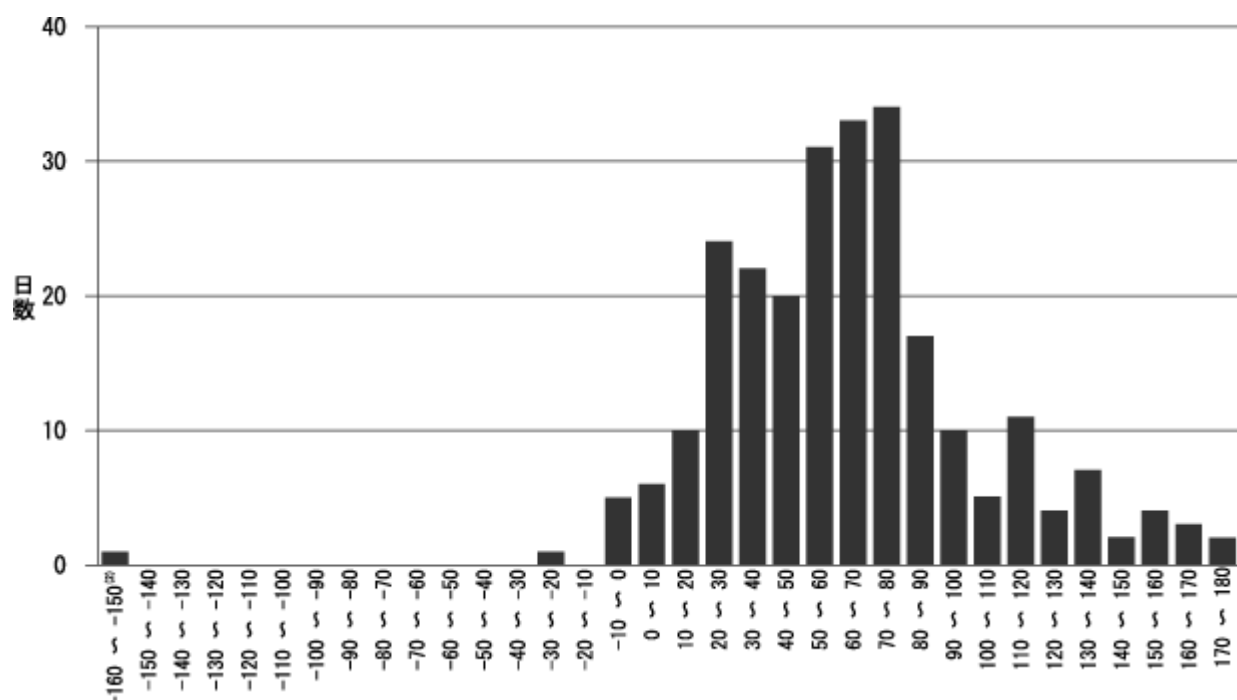
シティのトレーディング・ポートフォリオの市場リスクは、定量的および定性的指標の組合せを用いて監視されています。かかる指標には、下記が含まれますがこれらに限定されません。

- ・ファクター感応度
- ・バリュエーション・リスク（以下「VAR」といいます。）
- ・ストレス・テスト

シティの事業部門全体において、各トレーディング・ポートフォリオは、トレーディング権限、許可された商品リスト、および複雑な商品に関する新商品の承認手続等、これらの指標やその他の規制を内包する市場リスク限度に関する独自の枠組みを有しています。

日々のトレーディングに関連する収益（損失）合計に関する以下のチャートは、取引のボラティリティを把握するもので、シティのトレーディング事業に係る収益がある一定の範囲内に該当した日数を示しています。トレーディング関連収益には、シティのトレーディング事業に関連するトレーディング収益、純利息収益およびその他の収益が含まれます。かかる収益からは、カウンターパーティーの信用度の変動に伴い発生したDVA、FVAおよびCVA調整ならびにかかるCVAに関連するヘッジが除外されています。また、資本市場組成業務に関連する手数料およびその他の収益が除外されています。トレーディング関連収益は、顧客のフローと、自己勘定トレーディング資産の評価変動の両方によるものです。チャートに示されているとおり、2015年度において、トレーディング日数の97パーセントについてプラスのトレーディング関連収益が達成されました。

日々のトレーディング関連収益（損失）⁽¹⁾－2015年度
(単位：百万ドル)



- (1) 一部の売却可能負債証券の経済的ヘッジに係る非対称的な会計の効果を反映しています。具体的には、ヘッジするデリバティブの公正価値の変動がトレーディング関連収益に含まれる一方、相殺の効果を有する、ヘッジされた売却可能負債証券の公正価値の変動は、AOCIに含まれ、上記に反映されていません。
- (2) 主にスイス・フランの対ユーロ為替レートの下限を撤廃するとのスイス国立銀行の発表の影響に関連して、2015年1月15日に発生しました。

ファクター感応度

ファクター感応度は、1 ベーシス・ポイントの金利変動に対する米国財務省証券の評価額の変動等、市場リスク要因のある一定の変動に対するポジションの評価額の変動として表示されます。シティのリスク部門に属する市場リスク管理部門は、トレーディング・ポートフォリオにおいて引き受けるすべての重要なリスクに対するファクター感応度を算出し、監視し、また多くの場合は制限するよう確保することに努めます。

バリュー・アット・リスク

VARは、保有期間を1日と仮定して、99パーセントの信頼水準で、通常の市況において発生する可能性のあるポジションまたはポートフォリオの価値の下落を見積ります。VARに関する統計は、過去のデータに基づいており、ポートフォリオ構成の違い、VAR手法の違い、およびモデル変数の違いにより、会社により大きく異なる可能性があります。この結果、VARに関する統計は、他社とのリスク・テキングの違いを推測する根拠として使用するよりも、当社内部におけるリスク・テキングの傾向を示す指標として、より効果的に活用できると、シティは考えています。

シティは、単一の、独自に承認されたモンテカルロ・シュミレーションVARモデル（下記「VARモデルの審査および実証」をご参照ください。）を用いています。かかるモデルは、様々な資産クラス／リスク種類（金利、クレジット・スプレッド、外国為替、株式および商品リスク等）の市場リスク感応度（市場価格の変動に対するポジションの一次および二次感応度等）を把握するように設計されています。シティのVARにはポジションが含まれ、公正価値で測定されます。売却可能またはHTMとして分類される投資有価証券は含まれません。これらの証券の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記14をご参照ください。

シティは、そのVARモデルが、ファット・テール・スケーリングならびに短期（概して直近月）および長期（3年間）における市場のボラティリティのうち、より大きい方を採用しているために保守的に調整されていると考えています。モンテカルロ・シュミレーションには約300,000の市場要因が含まれ、約180,000の時系列が使用されます。感応度は毎日更新され、ボラティリティ変数は1日から7日間に一度更新され、相関変数は毎月更新されます。VAR調整の保守的な特性により、見積られるVARは、安定的で完全に正規分布した市場の仮定の下に見積られるVARよりも約17パーセント大きくなります。

次表に記載されているとおり、シティの平均および年度末トレーディングVARは、2014年度から2015年度の
間、減少しました。これは主に、ICGの市場業務およびセキュリティーズ・サービス業務における金利およびク
レジット・スプレッド・エクスポージャーの変動によるものです。トレーディングおよび信用ポートフォリオ
VARも減少しましたが、トレーディングVARの減少は、2015年度の貸出業務に関連する追加のヘッジにより一部相
殺されました。

(単位：百万ドル)	2015年 12月31日	2015年度 平均	2014年 12月31日	2014年度 平均
金利	\$ 37	44	68	N/A
クレジット・スプレッド	56	69	87	N/A
共分散調整 ⁽¹⁾	(25)	(26)	(36)	N/A
完全に分散された金利およびクレジット・スプレッド	\$ 68	\$ 87	\$ 119	\$ 114
外国為替	27	34	27	31
株式	17	17	17	24
コモディティ	17	19	23	16
共分散調整 ⁽¹⁾	(53)	(65)	(56)	(73)
トレーディングVAR合計—一般的なリスクおよび 特定のリスクを含むすべての市場リスク要因 (信用ポートフォリオを除きます。) ⁽²⁾	\$ 76	\$ 92	\$ 130	\$ 112
特定のリスクのみの構成要素 ⁽³⁾	\$ 11	\$ 6	\$ 10	\$ 12
トレーディングVAR合計—一般的な市場要因のみ (信用ポートフォリオを除きます。) ⁽²⁾	\$ 65	\$ 86	\$ 120	\$ 100
信用ポートフォリオの追加的影響 ⁽⁴⁾	\$ 22	\$ 25	\$ 18	\$ 21
トレーディングおよび信用ポートフォリオVAR合計	\$ 98	\$ 117	\$ 148	\$ 133

- (1) 共分散調整(分散効果とも呼ばれます。)は、VARの合計と各個別リスク種類に係るVARの合計の差異に相当します。利益は、各リスク種類内のリスクおよびリスク種類をまたがるリスクが完全には相関関係にないこと、その結果、ある日の合計VARが各個別リスク種類に係るVARの合計よりも低くなる、ということを反映しています。共分散調整の変動を引き起こす主要因の決定は、モデル変数およびポジション変動の両方の影響を精査することによりなされます。
- (2) トレーディングVAR合計には、ICGおよびシティ・ホールディングスの時価評価および一部の公正価値オプション・トレーディング・ポジションが含まれます。ただし、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金、およびすべてのCVAエクスポージャーを除きます。売却可能および発生エクスポージャーは含まれていません。
- (3) 特定のリスクのみの構成要素は、VARに内在する株式および債券の発行体固有のリスクの水準を表示したものです。
- (4) 信用ポートフォリオは、シティ・トレジャリーを含む非トレーディング事業部門に関連する時価評価ポジション、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVAおよびすべての関連するCVAヘッジで構成されます。FVAおよびDVAは含まれていません。信用ポートフォリオは、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金およびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジド・ファイナンス・パイプラインに対するヘッジも含まれます。

次表は、特定のリスクを含む、シティのトレーディングVAR合計に関する市場要因のVARの範囲を示したものです。

(単位:百万ドル)	2015年度		2014年度	
	最低	最高	最低	最高
金利	\$ 28	\$ 84	N/A	N/A
クレジット・スプレッド	56	94	N/A	N/A
完全に分散された金利およびクレジット・スプレッド	\$ 65	\$ 127	\$ 84	\$ 158
外国為替	20	54	20	59
株式	9	35	14	48
コモディティ	12	37	11	27
トレーディング合計	\$ 70	\$ 140	\$ 84	\$ 163
トレーディングおよび信用ポートフォリオ合計	89	158	96	188

注：各市場要因の最高および最低の値は異なる営業日終了時におけるものであるため、上記の表から共分散調整を推測することはできません。

次表はICGのVARを示したものです。ただし、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVA、CVAのヘッジ、公正価値オプション貸出金および貸出金ポートフォリオに対するヘッジを除きます。

(単位:百万ドル)	2015年12月31日
合計—一般的なリスクおよび特定のリスクを含むすべての市場リスク要因	\$ 71
平均—期中	\$ 85
最高値—期中	129
最低値—期中	65

VARモデルの審査および実証

通常、シティのVARの審査およびモデル実証プロセスには、モデル枠組み、主要な前提および数学的アルゴリズムの実施に関する審査が含まれます。また、モデル実証プロセスの一環として、商品に特有のポートフォリオに関するバック・テストが定期的実施され、シティの米国銀行規制当局とともに審査されます。さらに、規制VAR（下記で説明されます。）のバック・テストが、当社全体（トレーディング・デスクのレベル、ICG事業セグメントおよびシティグループ）で毎月、多数のサブ・ポートフォリオについて、買持ちの損益に対して行われ、その結果が米国銀行規制当局との間で共有されます。

重要なVARモデルおよび前提の変更は、シティのリスク管理組織の中で独立して実証されなければなりません。この実証プロセスには、シティのモデル実証グループによる審査およびその後モデル実証審査委員会からのさらなる承認が含まれます。かかる委員会は、定量的リスク管理上級役員で構成されます。重要なモデルの変更が行われる場合、並行的なモデルの実行が、実施前に行われます。また、重要なモデルおよび前提の変更は、シティの米国銀行規制当局による定期的な審査および承認の対象となります。

シティは、規制VARおよびリスク管理VAR（すなわち、トレーディング合計ならびにトレーディングおよび信用ポートフォリオVAR合計）の両方について、独立して実証された同一のVARモデルを使用します。そのため、両者に係るモデルの審査および監視プロセスは上記のとおりです。

規制VARは、バーゼルⅢに従って計算され、リスク管理VARとは異なります。これは、リスク管理VARに含まれる一部のポジションが、規制VARにおいて市場リスク扱いの適用を受けることができないためです。リスク管理VARの構成は、上記「バリュー・アット・リスク」で議論されています。VARモデルが、米国規制資本規則に基づく市場リスク扱いを受けることのできるポジションに適用することが可能か否かは、シティの米国銀行規制当局により定期的に審査され、承認されます。

バーゼルⅢに従い、規制VARには、すべてのトレーディング勘定対象ポジションならびにすべての外国為替および商品エクスポージャーが含まれます。バーゼルⅢに従い、規制VARからは、トレーディング要件の意図および能力を満たすことのできないポジションが除外され、したがって、非トレーディング勘定と分類され、対象ポジションとして明確に除外されたエクスポージャーの区分として分類されます。規制VARからは、デリバティブ商品に係るCVAおよびシティ自身の公正価値オプション負債に係るDVAが除外されています。CVAヘッジは規制VARから除外され、リスク加重資産を決定するための先進的アプローチに基づき計算された信用リスク加重資産に含まれています。

規制VARのバック・テスト

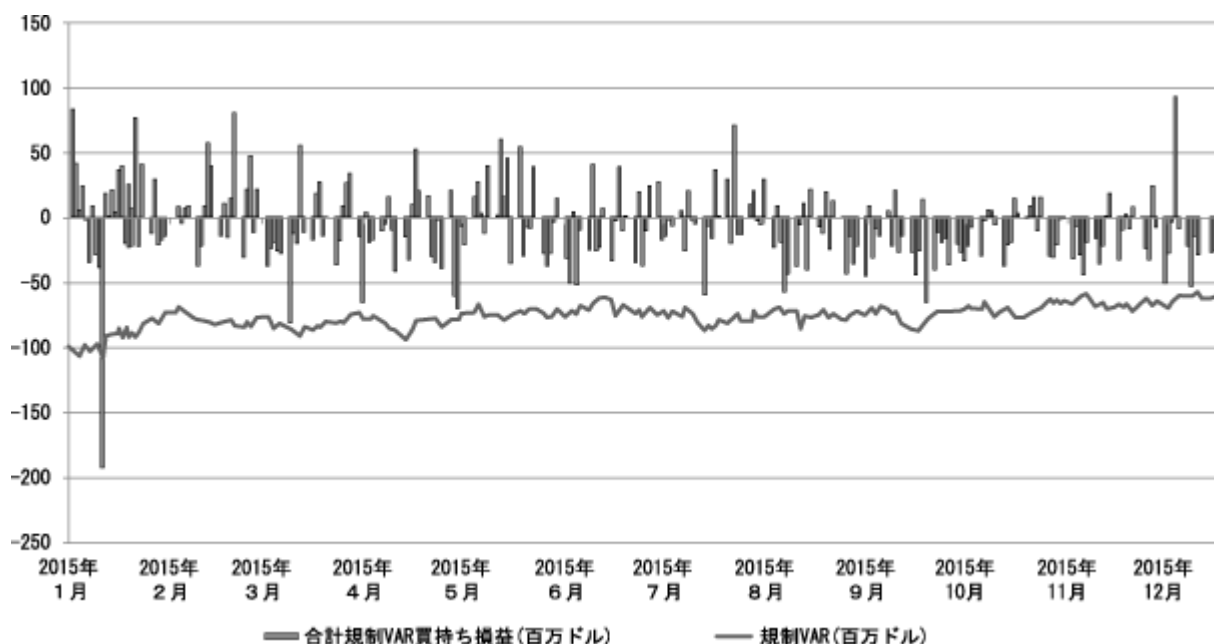
バーゼルⅢに従い、シティは、規制VARモデルの有効性を評価するために、バック・テストを実施することが求められています。規制VARのバック・テストは、99パーセント信頼区間において、日々の1日VARを買持ち損益と比較する処理です（すなわち、ポートフォリオが一日の終わりから翌日まで変更されず、翌日にリプライシングされた場合の損益の影響）。買持ち損益は、前営業日の営業終了時からの対象ポジションの価格変動に起因する日々の時価評価損益を表しています。買持ち損益には、実現トレーディング収益、純利息、手数料および役務収益、1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動は含まれていません。

99パーセント信頼水準に基づき、シティは、買持ち損失が規制VARを上回るのは年に2、3日であると予想します。シティのVARモデルが（短期および長期のボラティリティのうち大きい方を採用し、ボラティリティのファット・テール・スケーリングを行った結果）保守的に調整されていることを鑑みると、シティは、通常の安定した市況では、例外が発生する確率はさらに低いと予想します。市況が不安定な期間には、バック・テストの例外が増える可能性があります。

以下のグラフは、シティの対象ポジションに関連する日々の買持ち損益を、2015年度中のシティの1日規制VARと比較したものです。2015年12月31日現在、過去12ヶ月間にシティの規制VARについて観測されたバック・テストの例外が1件ありました。以前開示したとおり、スイス・フランの対ユーロ為替レートの下限を撤廃すると、スイス国立銀行の発表を受けて、トレーディング損失は2015年1月15日にシティグループ・レベルでのVAR予測を超えました。

規制VARバック・テストに係る買持ち利益のある日が38パーセントであるのに対し、上記の日々のトレーディング関連収益に関するチャートに示された、シティのトレーディング事業に関するトレーディング収益、純利息収益およびその他収益のある日は97パーセントとなっていますが、この違いは、とりわけ、シティのトレーディング関連収益の大部分が、これらのポジションおよびエクスポージャーにおける日々の価格変動から生じていないこと、ならびに、規制VARとリスク管理VARのポートフォリオ構成が異なっていることを反映しています。

規制トレーディングVARおよび関連する買持ち損益⁽¹⁾－2015年度
(単位：百万ドル)



- (1) 買持ち損益は、パーゼルⅢに基づき銀行規制当局が定義するとおり、トレーディング・ポジションに帰属する、前営業日の営業終了時からの日々の時価評価収益の変動を表しています。買持ち損益には、実現トレーディング収益、純利息、新規のおよび終了したトレーディングに係る1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動が含まれていません。したがって、下記の日々のトレーディング関連収益のチャートにおいて表示されたトレーディング関連収益と比較することはできません。

ストレス・テスト

シティは、著しい市場変動の影響を予測するために、定期的にストレス・テストを実施します。これは、個別のポジションおよびトレーディング・ポートフォリオ、ならびに複数のトレーディング・ポートフォリオを含む全体の合計に関して実施されます。シティの市場リスク管理部門は、事業部門との協議を経て、システミック・ストレス・シナリオおよび特定のストレス・シナリオの両方を策定し、定期的に実施するストレス・テストの結果を検討し、エクスポージャーの水準と限度についての継続的な妥当性を評価するために情報を利用します。シティは、すべての主要なリスク要因（すなわち、株式、外国為替、商品、金利およびクレジット・スプレッド）について、市場リスクのストレス・テストに係る2つの補完的なアプローチ、すなわちトップ・ダウンのシステミック・ストレスおよびボトムアップの各事業特有のストレスを使用します。システミック・ストレスは、著しい市場変動が及ぼす可能性のある影響を、会社全体として数量化することを目的としており、過去の期間の市場ストレスおよび不利な経済シナリオの予想の両方を使用して構築されています。各事業特有のストレスは、特定のポートフォリオおよび市場セグメントのリスク、とりわけVARおよびシステミック・ストレスにおいて完全に把握されていないリスクを精査することを目的としています。

シティでのシステミック・ストレス・シナリオおよび各事業に特定したストレス・シナリオは、上級経営陣により検討された複数の報告書に使用され、また取引市場リスクに係る内部リスク資本を計算するのにも用いられます。一般的に、市場リスク要因における変化は、向こう1年間について設定されます。ただし、内部リスク資本の計算を目的とする場合、最も流動性が高い市場のリスク要因のうち、極めて限られた数のリスク要因の変化については、より短期間の向こう3ヶ月間に限定されます。3ヶ月間の短期間に限定される市場リスク要因とは、他のほとんどの市場リスク要因の取引流動性が著しく悪化していた金融危機の間でも、歴史的に継続してとても流動的であったと経営陣が判断するものです。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部のプロセス、システムもしくは人的要因の不十分性やこれらの機能不全、または外部事由から生じる損失リスクをいいます。これには、シティが関与している商行為または市場行動に関係する風評リスクおよびフランチャイズ・リスクが含まれます。オペレーショナル・リスクは、シティのグローバルな事業活動およびこれらの事業活動を支える内部プロセスに内在するものであり、とりわけ、以下に関連する事由に起因して損失が生じる可能性があります。

- ・詐欺、盗取および許可されていない活動
- ・雇用慣行および職場環境
- ・顧客、商品および商行為
- ・物理的な資産およびインフラ
- ・実行、受渡しおよびプロセス管理

シティは、上記「グローバル・リスクの管理」－「概要」に記載されている総体的な枠組みに沿って、オペレーショナル・リスクを管理しています。これは、オペレーショナル・リスクを、シティの事業、当社が事業を営む市場、当社の資本および流動性、ならびに競争・経済・規制環境の特性に対して適切な水準に維持することを目的としたものです。

シティは、オペレーショナル・リスクを予想、軽減および統制するため、体系的な方針を維持しており、またオペレーショナル・リスクを監視、評価および伝達し、シティグループ全体における内部統制環境の全体的な運用状況の有効性を確立するための一貫した枠組みを確立しています。この枠組みの一環として、シティは、マネージャーが重要なオペレーショナル・リスクおよび重要な統制機能を自己評価し、重要なオペレーショナル・リスクを緩和する内部統制の設計および運用状況の有効性における弱点を特定し、対処するための支援として、マネージャー・コントロール・アセスメント・プロセス（下記「コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク」に記載されています。）を策定しました。

主要な事業セグメントはそれぞれ、本枠組みの要件に合致するオペレーショナル・リスク・プロセスを実行しなければなりません。オペレーショナル・リスク管理のプロセスには、以下の段階が含まれます。

- ・主要なオペレーショナル・リスクの識別および評価
- ・識別されたリスクを緩和するための統制の設計
- ・主要なリスク指標の設定
- ・早期問題認識および適時の上層部への報告に向けたプロセスの実施
- ・包括的なオペレーショナル・リスク報告書の作成
- ・オペレーショナル・リスク環境を積極的に改善し、新たに発生するリスクを軽減するために、十分な資源が利用可能となるよう確保すること

新たな商品および事業活動の展開に合わせて、プロセスが設計、修正されまたは他の方法で代替され、またオペレーショナル・リスクが考慮されます。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、シティグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視するため、またシティのオペレーショナル・リスク・プロファイルの評価およびシティのリスク選好に沿ったオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの積極的管理を確保するための討論の場を提供するために設置されました。同委員会は、これらの対策が持続的にオペレーショナル・リスク損失をもたらす根本的原因に対処し、かかる損失を最小化する持続的な解決法となるよう確保することを目指しています。同委員会のメンバーにはシティのチーフ・リスク・オフィサーおよびシティのオペレーショナル・リスク部門の責任者およびそれらの組織の上級メンバーが含まれています。これらのメンバーはリスク管理の多様な側面をカバーしており、事業部門および地域のチーフ・リスク・オフィサーおよびシニア・オペレーショナル・リスク・マネージャーが含まれています。

また、オペレーショナル・リスク管理を含むリスク管理部門は、シティ全体に強力なオペレーショナル・リスク管理の文化および枠組みを定着させるため、事業部門およびその他の独立統制機能と積極的に協力しています。オペレーショナル・リスク管理部門は事業部門および各チーフ・リスク・オフィサーと連携して、（i）オペレーショナル・リスクの特定、分析および評価、（ii）主要な統制問題およびオペレーショナル・リスクの効果的な確認、ならびに（iii）オペレーショナル・リスク事由の予測および軽減を中心に、オペレーショナル・リスク管理の枠組みの効果的な実施を確保しています。

事業部門のオペレーショナル・リスク、過去のオペレーショナル・リスクに伴う損失および統制環境に関する情報は、主要な各事業セグメントおよび業務部門から報告されます。かかる情報は、上級経営陣およびシティの取締役会の監査委員会のために要約され報告されます。

オペレーショナル・リスクは、リスク資本を通じて測定および評価されます。ストレス・シナリオに基づくオペレーショナル・リスク損失の予想も、連邦準備制度理事会のCCARプロセスの一環として要求されます。

[前へ](#) [次へ](#)

カントリー・リスク

新興市場エクスポージャー

シティは、概して、新興市場をラテンアメリカ、アジア（日本、オーストラリアおよびニュージーランドを除きます。）、中東欧、中東およびアフリカの諸国と定義しています。

次表は、2015年12月31日現在のシティコープの主要な新興市場資産を示しています。次表において、貸出金の金額は、概して、借り手の居住地に基づいています。例えば、スイスに本社を置く企業の中国子会社への貸出金は、一般的に中国における貸出金として分類されます。下記では、トレーディング勘定資産および投資有価証券は、概して、証券の発行体または基準となる参照事業体の居住地に基づいて分類されています（表に記載された資産の詳細については、下記の表の注をご参照ください。）。

2015年12月31日現在						2015年 9月30日 現在	2014年 12月31日 現在	GCBのNCL率		
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	投資有価証券 ⁽²⁾	法人向け貸出金 ⁽³⁾	GCB貸出金	合計 ⁽⁴⁾	合計 ⁽⁴⁾	合計 ⁽⁴⁾	2015年度第4四半期	2015年度第3四半期	2014年度第4四半期
メキシコ	\$ 4.5	\$ 16.5	\$ 8.0	\$ 25.5	\$ 54.5	\$ 55.1	\$ 58.1	4.7%	4.7%	5.7%
韓国	1.5	9.3	3.0	19.7	33.5	34.4	34.8	0.4	0.5	0.8
インド	3.1	8.1	9.1	6.3	26.6	26.7	25.1	0.8	0.6	0.9
シンガポール	-	5.6	5.3	13.5	24.4	25.3	26.6	0.3	0.3	0.2
香港	1.6	4.6	7.3	10.7	24.2	24.0	23.1	0.7	0.3	0.5
ブラジル	2.8	2.7	13.5	2.8	21.8	20.9	24.7	9.0	5.4	6.8
中国	2.2	3.4	7.1	4.8	17.5	18.8	19.6	0.9	0.6	0.9
台湾	1.2	0.7	3.5	7.7	13.1	13.6	13.4	0.4	0.3	0.2
ポーランド	0.7	4.1	1.5	2.7	9.0	9.1	10.0	(0.7)	0.4	(1.7)
マレーシア	0.4	0.3	1.6	4.6	6.9	6.5	8.3	0.7	0.8	0.7
コロンビア	-	0.4	2.4	1.6	4.4	4.6	4.8	3.4	3.0	3.4
タイ	0.2	1.2	0.9	1.9	4.2	4.4	4.5	3.2	2.9	2.8
アラブ首長国連邦	(0.2)	-	2.6	1.6	4.0	3.9	3.8	3.4	2.7	1.9
ロシア ⁽⁵⁾	0.2	0.5	2.4	0.9	4.0	4.7	6.2	3.1	3.4	2.8
インドネシア	0.1	0.7	1.7	1.2	3.7	3.9	4.4	7.8	6.7	3.3
トルコ	(0.3)	0.3	2.5	0.7	3.2	3.6	5.6	0.5	(0.3)	(0.1)
アルゼンチン ⁽⁵⁾	0.4	0.4	1.3	1.1	3.2	3.8	2.9	0.4	0.6	1.0
フィリピン	0.1	0.4	0.6	1.0	2.1	2.2	2.5	3.6	3.7	3.8
南アフリカ	-	0.8	1.1	-	1.9	2.7	3.3	-	-	-
チリ	-	-	1.8	-	1.8	1.6	1.1	-	-	-

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。過年度の数値は当期の表示に合わせて修正再表示されています。

- (1) トレーディング勘定資産は純額で記載されており、基準となる参照事業体とその国に所在があるものについては、デリバティブのエクスポージャーを含みます。カウンターパーティーの信用エクスポージャーは含まれません。
- (2) 投資有価証券には、公正市場価値で計上される売却可能証券、および取得原価で計上される満期保有目的証券が含まれます。持分法適用投資は含まれません。
- (3) 法人向け貸出金は、プライベートバンクを除くICG内の実行済貸出金（前受収益控除後）を反映しています。上記の表で開示された実行済貸出金に加えて、シティは、2015年12月31日現在、ICG事業（プライベートバンクを除きます。）を通じて、新興市場の法人顧客に対する未実行約定約340億ドル（これに対し、2015年9月30日現在は約320億ドル、2014年12月31日現在は約330億ドルでした。）を有していました。この金額のうち一国で40億ドル超を占める国はありませんでした。プライベートバンク貸出金については、表に関する下記の説明文をご参照ください。
- (4) 上記の計算方法に基づく、トレーディング勘定資産、投資有価証券、法人向け貸出金およびGCB貸出金の合計。
- (5) ロシアおよびアルゼンチンにおけるシティのエクスポージャーの詳細については、下記をご参照ください。

新興市場のトレーディング勘定資産および投資有価証券

シティは、通常の業務過程において、上記を含め、トレーディング勘定および投資勘定において証券を保有します。トレーディング勘定資産は毎日時価評価され、金額はシティが顧客のニーズに合致した在庫を維持するため変動します。投資有価証券は、基準となる会計上の取扱いに基づき、公正価値または取得原価のいずれかで計上され、主として現地事業体の資産および負債管理プログラムの一部として、または現地の規制要件を遵守するために、保有されます。2015年12月31日現在、上記の表に記載された市場において、シティの投資有価証券の約99パーセントはソブリン債の政府発行体に関連するものでした。

新興市場の個人向け融資

新興市場内のGCBの戦略は、GCB全体の戦略に合致しています。GCBの総合戦略は、対象とする顧客にサービスを提供するために、世界的な事業網を活用することです。リテール・バンクは、新興国の富裕層および大都市における富裕消費者層にとっての重要な銀行を目指しています。クレジットカードおよび一定のリテール市場においては、シティはより広範なセグメントおよび地域の顧客にサービスを提供しています。コマーシャル・バンキング業務は、一般的に、GCBの地域市場において営業する中小企業にサービスを提供しており、シティのグローバルな特性を重視する顧客に重点を置いています。全体として、シティは、様々な経済状況下において、シティの顧客の方が市場全体よりも回復力があると考えています。シティの個人向け事業は、全地域および全商品にわたる、確立したリスク選好枠組みを有しており、この枠組みは、事業戦略および活動を反映して、その戦略および活動から生じる主要なリスクの限度を設定しています。

2015年12月31日現在、GCBは新興市場の借り手に対する残存個人向け貸出金約1,100億ドルを有していました。これは、GCB貸出金合計の約38パーセントに相当し、2015年9月30日からほぼ変動はなく、これに対し、2014年12月31日現在は約1,180億ドル（GCB貸出金合計の約41パーセント）でした。2015年12月31日現在の約1,100億ドルのうち、最も大きい5つの新興市場—メキシコ、韓国、シンガポール、香港および台湾—は、GCB貸出金合計の約27パーセントを占めていました。新興市場内では、シティのGCB貸出金の30パーセントが抵当貸付、26パーセントがコマーシャル・バンキング貸出金、24パーセントが個人向け貸出金、20パーセントがクレジットカード貸出金でした（いずれも2015年12月31日現在）。

全体的な個人向け与信の質は、2015年度第4四半期において全体として引き続き安定していました。新興市場における正味貸倒損失は平均貸出金の1.9パーセントであり（これに対し、2015年度第3四半期は1.8パーセント、2014年度第4四半期は2.2パーセントでした。）、シティの目標市場戦略およびリスク選好枠組みに合致していました。香港やインドネシアといったアジアの一定の新興市場国における正味貸倒損失の増加は、主に、かかる国々におけるシティのコマーシャル・バンキング業務に関係しており、主にコモディティ価格の低下の影響と、当該地域における成長率の鈍化によるものでした。ブラジルにおける正味貸倒損失の増加も、コマーシャル・バンキング業務に関係しており、大部分はブラジルにおけるポートフォリオの処分に関するものでしたが、当該損失は過去に設定した貸倒引当金の戻入れにより大部分相殺されました。

新興市場の法人向け融資

ICGの全体的な戦略に従い、新興市場におけるシティの法人顧客は、通常、シティのグローバル・ネットワークを重視する大規模な多国籍企業です。シティは、これらの顧客との間で、顧客のニーズに合致するキャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザリーといった多数の商品による関係を構築することを目指しています。シティは、様々な経済状況下において、シティがターゲットとする法人セグメントがより強い回復力を有しており、関係を基盤とする顧客サービスにより、かかる関係に固有のリスクを効果的に管理することが可能になると考えています。シティは、法人貸付業務に関して、明確に定められたリスク選好枠組み（リスク・ベースの限度額および承認権限ならびにポートフォリオ集中の限界を含みます。）を有しています。

2015年12月31日現在、新興市場における法人向け貸出金（プライベートバンクを除きます。）は、約930億ドルでした。これは、法人向け貸出金残高合計の約43パーセントに相当します。これに対し、2015年9月30日現在は約970億ドル（法人向け貸出金合計の約43パーセント）、2014年12月31日現在は約990億ドル（法人向け貸出金合計の約47パーセント）でした。2015年度第4四半期末現在、一国でシティの法人向け貸出金の6パーセント超を占める新興市場国は存在しませんでした。

2015年12月31日現在、貸出金および未実行貸出約定を含む、シティの新興市場法人向け与信ポートフォリオ（プライベートバンクを除きます。）のうち約75パーセントが、投資適格に格付けされていました。シティは、投資適格を、シティの内部リスク測定システムおよび方法に基づくBBB以上の格付けとみなしています（法人向け与信に関するシティの内部リスク測定システムの詳細については、上記「信用リスク」－「法人向け与信」をご参照ください。）。残りの大部分は、シティの内部リスク測定システムおよび方法に基づきBBまたはBと格付けされました。

ICGの一部であり、主に富裕層顧客を対象とするプライベートバンクは、2015年12月31日現在、新興市場において約170億ドルの貸出金を有していました。これは、当該事業部門の貸出金残高合計の約25パーセントに相当し、2015年9月30日からほぼ変動はありませんでした。これに対し、2014年12月31日現在は約170億ドル（プライベートバンク貸出金合計の約27パーセント）でした。プライベートバンク貸出金は、通常、流動性のある担保物または不動産によって担保されています。またICGの他の貸出金と同様、プライベートバンクは、その融資業務に関して、明確に定められたリスク選好枠組み（リスク・ベースの限度額および承認権限ならびにポートフォリオ集中の限界を含みます。）を有しています。

2015年度第4四半期の新興市場におけるICG全体の正味貸倒損失は、2015年度第3四半期の0.0パーセントおよび2014年度第4四半期の0.4パーセントに対して、平均貸出金の0.1パーセントでした。2015年12月31日現在、未収利息非計上のICG貸出金が新興市場における貸出金合計に占める割合は、以前と変わらず0.4パーセントでした。

アルゼンチン

2015年12月31日現在、シティのアルゼンチン事業に対する純投資額は約747百万ドルでした。これに対し、2015年9月30日現在は約917百万ドル、2014年12月31日現在は約780百万ドルでした。

シティは、アルゼンチンにおいてアルゼンチン・ペソを機能通貨として使用しており、アルゼンチン中央銀行が公表する公定為替相場を使用して、その財務諸表を米ドルに換算しています。過去数年間にわたり、アルゼンチン政府は、厳格な外国為替規制を行ってきました。この結果、特に、シティの米ドルおよびその他の外国通貨へのアクセス、資本の本国への送金および為替リスクのヘッジが制限されてきました。しかし、アルゼンチンでは2015年度後半に新大統領が選出され、アルゼンチン政府は外国為替規制の一部を緩和する措置を取りました。これらの措置は歓迎すべきものではありましたが、アルゼンチン・ペソの価値は、2015年9月30日現在の1米ドル=9.4ペソ、2014年12月31日現在の1米ドル=8.6ペソに対し、2015年12月31日現在、1米ドル=13ペソに下落しました。

アルゼンチン・ペソの価値の下落がシティのアルゼンチンへの純投資に与える影響は、株主持分項目において為替差損として報告され、ヘッジされる範囲において、以下により相殺されます。

- ・ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に基づきヘッジ会計として認められる純投資ヘッジに係る、株主持分項目において計上される損益
- ・アルゼンチンにおいて保有する米ドル建て金銭資産または通貨先物に係る損益項目において計上された損益であって、ASC 815に基づき純投資ヘッジとして認められないもの

2015年12月31日現在、シティのアルゼンチンへの投資に関連する累積為替差損（適格純投資ヘッジ控除後）は、約18.8億ドル（税引前）であり、これは株主持分に計上されました。これに対し、2015年9月30日現在は約16.6億ドル（税引前）、2014年12月31日現在は約15.1億ドル（税引前）でした。累積為替差損は、シティの実質的にすべてのアルゼンチン事業が売却または清算された際に実現されない限り、損益に組み替えられません。

上記のとおり、シティは、アルゼンチンへの純投資における通貨リスクを、可能な範囲で、かつ、慎重にヘッジしています。アルゼンチンへの純投資に対するシティのヘッジ合計は、2015年12月31日現在は約821百万ドルでした（これに対し、2015年9月30日現在は約972百万ドル、2014年12月31日現在は約810百万ドルでした。）。この金額のうち、約567百万ドルは、ASC 815に基づき純投資ヘッジとして計上される外国為替先物でした（これに対し、2015年9月30日現在は約562百万ドル、2014年12月31日現在は約420百万ドルでした。）。2015年12月31日現在の残りのヘッジ約254百万ドル（これに対し、2015年9月30日現在は約410百万ドル、2014年12月31日現在は約390百万ドル）は、シティのアルゼンチンにおける米ドル建て資産および外国為替先物の純額であり、これらはいずれも、ASC 815の下ではヘッジ会計として認められません。

シティは、現在、アルゼンチン・ペソをアルゼンチン事業の機能通貨として使用していますが、3年間の累積インフレ率の上昇が100パーセント以上となった場合、機能通貨が米ドルに変更されます。シティは、アルゼンチン政府の統計局であるINDECが発表した公式インフレ統計に基づいて、3年間の累積インフレ率を評価しています。INDECの発表に基づく2015年11月30日現在の3年間の累積インフレ率は、約57パーセントでした（これに対し、2014年12月31日現在は約52パーセントでした。）。機能通貨を米ドルに変更した場合、直ちにシティに損益が発生することはありませんが、将来アルゼンチン・ペソの価値の下落が、シティのアルゼンチン・ペソ建て資産および負債に係る利益に計上されることになります。

2015年12月31日現在、シティは、シティのアルゼンチンにおいて、主に法人向けおよび個人向けの貸出金、ならびにアルゼンチン中央銀行への預託金および同行が発行した短期手形で構成される対第三者資産を合計で約44億ドル有していました（2015年9月30日現在から変動はなく、これに対し、2014年12月31日現在は約41億ドルでした。）。これらの資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。資産合計には、米ドル建て資産約918百万ドルが含まれていました。これに対し、2015年9月30日現在は約562百万ドル、2014年12月31日現在は約550百万ドルでした。米ドル建て資産が前四半期から増加したのは、上記のとおり、主にアルゼンチン政府が2015年末に向けて外国為替規制を緩和したためです。（アルゼンチンに関するシティのエクスポージャーの詳細については、上記「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。）

これらの外国為替リスクおよびその他の経済的リスクに加え、広く報道されているとおり、アルゼンチンは引き続き、米国において、一定の「ホールドアウト」債権者、すなわち2001年のアルゼンチン国債のデフォルトを受けて行われた債務再編における債券の条件変更を受け入れなかった債権者との訴訟に関与しています。これまでに米国裁判所が下した判決に基づいて、アルゼンチンは、「ホールドアウト」債権者と和解協議を行い、和解が成立しない限り、アルゼンチンが当該訴訟の対象となった「ホールドアウト」債権者に対して支払義務を負うすべての金額を同時に支払う場合を除き、条件変更された一定の債券に係る利息を支払わないよう命じられています。アルゼンチンは2014年度半ば以降、米国裁判所の判決によりテクニカル・デフォルトの状態にありますが、アルゼンチンの新大統領は、政権がこの紛争の解決に向けて優先的に取り組むと発表し、アルゼンチンは2016年2月に「ホールドアウト」投資家を含む債権者との交渉を再開しました。

シティのアルゼンチンは、「ホールドアウト」債券訴訟の一部である条件変更された一定の債券（具体的には、アルゼンチン法に準拠し、アルゼンチンにおいて支払われる、条件変更された米ドル建て債券）について、アルゼンチンにおけるカストディアンを務めました。2015年、アルゼンチン訴訟を監督する米国裁判所は、これらの債券についてシティのアルゼンチンがカストディアンとして行う利払いの手続は裁判所の命令によって禁止されるとの判断を下しました。その結果、シティは、アルゼンチンにおけるカストディ業務から撤退する意向を発表しました。かかる撤退は、シティのアルゼンチンの業績に重大な影響を及ぼさないと予測されています。かかる発表時、アルゼンチンの前政府は、シティのアルゼンチンに対する訴訟の提起および一部業務の停止等、シティのアルゼンチンに対する多数の不利な措置を講じました。新政府はこれまでのところこれらの問題の解決に向けた意欲を示していますが、その解決の時期およびかかる解決がシティまたはアルゼンチンにおけるシティのフランチャイズに及ぼす影響（もしあれば）は、依然として不透明です。

ベネズエラ

ベネズエラ政府は制限的な外国為替規制を実施・運営しています。これらの為替規制により、ベネズエラにおいて米ドルを入手するシティの能力が制限されています。シティは、2008年以降、顧客のニーズに対応するものを除き、ベネズエラ政府から米ドルを入手することができていません。

2015年12月31日現在、ベネズエラ政府は、以下の3つの別個の公定外国為替相場を運営しています。

- ・国家貿易センター（以下「CENCOEX」といいます。）によって提示された優先外国為替レート：1米ドル＝6.3ボリバルに設定されていました。
- ・SICAD相場：1米ドル＝13.5ボリバルでした。
- ・SIMADI相場：1米ドル＝199ボリバルでした。

シティは、米ドルをベネズエラ事業の機能通貨として使用しています。米ドルを入手できる可能性が限定されており、また、SICAD相場は必ずしも経済的実態を反映していない可能性があるにもかかわらず、SICAD相場はシティがCENCOEXから米ドルを合法的に入手する権利を有する唯一の相場であるため、2015年12月31日現在、シティは、SICAD相場を使用してボリバル建ての純金銭資産の再測定を行っています。為替相場の変動によるシティのボリバル建て資産および負債の再測定は、利益に計上されています。市場における有効なヘッジ・メカニズムが存在しないため、シティがベネズエラへの純投資における為替リスクをヘッジすることは不可能となっています。

2015年12月31日現在、ベネズエラ事業に対するシティの純投資額は、約200百万ドルでした（これに対し、2015年9月30日現在は約187百万ドル、2014年12月31日現在は約180百万ドルでした。）。かかる金額には、ベネズエラ・ボリバル建ての純金銭資産約177百万ドルが含まれていました（これに対し、2015年9月30日現在は約160百万ドル、2014年12月31日現在は約140百万ドルでした。）。シティ・ベネズエラの2015年12月31日現在の対第三者資産合計は約10億ドル（2015年9月30日現在から変動はなく、これに対し、2014年12月31日現在は約9億ドルでした。）で、主にベネズエラ中央銀行への預託金、法人向けおよび個人向けの貸出金ならびに政府債で構成されていました。これらの第三者資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。

2016年2月17日、ベネズエラ政府は、外国為替規制の変更を発表しました。当該発表によれば、CENCOEX相場は1米ドル＝10ボリバルに引き上げられ、SICAD相場は廃止され、SIMADI相場は自由変動相場（開始時のレートは最低で1米ドル＝202ボリバル）となる見込みです。

米ドルを入手できる可能性は（自由変動相場と表現されてはいるものの）おそらく限定されており、また新たなSIMADI相場は必ずしも経済的実態を反映していない可能性があります。シティは、この発表に基づいて、2016年度第1四半期に、ボリバル建て純金銭資産の再測定におけるSIMADI相場の使用を開始する予定です。シティは、新SIMADIの予測最低レート（1米ドル＝202ボリバル）で、2016年度第1四半期に約172百万ドルの為替差損が生じると予測しています。新たなSIMADI市場においてボリバルが引き続き下落すれば、この損失は増加する可能性があります。さらに、シティは、2016年度第1四半期から、収益および費用をSIMADI相場で換算する予定です。しかし、新たな外国為替管理規則はまだ公式に発表されておらず、したがってまだ発効していないので、2月17日の発表がシティの業績に及ぼす影響は不明です。

ロシア

2015年には、政治的な事象が、ロシア（ロシアの法人、産業部門、個人その他を含みます。）に対する国際制裁につながりました。かかる継続中の制裁は、特に2015年度下半期における原油およびその他のコモディティ価格の低下と相まって、ロシア経済に大きな影響を及ぼしており、この影響は今後も続く可能性があります。2015年度中、ロシア・ルーブルは米ドルに対して22パーセント値下がりしました。

シティバンクは子会社を通じてロシアで事業を行っており、当該子会社は機能通貨としてロシア・ルーブルを使用しています。シティバンクのロシアに対する純投資額は、2015年12月31日現在約8億ドルでした。これに対し、2015年9月30日現在は約9億ドル、2014年12月31日現在は約11億ドルでした。2015年12月31日現在、シティバンクの純投資の実質的に全額が、外国為替先物予約を使用して、（関連する税務上の調整項目を条件として）ヘッジされていました。ロシアのシティバンク子会社の対第三者資産合計は、2015年12月31日現在約50億ドルで、2015年9月30日から変動はありませんでした。これに対し、2014年12月31日現在は約61億ドルでした。これらの資産は、主に法人向けおよび個人向けの貸出金、ロシア政府債、ならびにロシア中央銀行への預託金で構成されていました。これらの資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。（ロシアに関するシティのエクスポージャーの詳細については、上記「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。）

FFIEC－第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産

シティのクロスボーダーに関する開示は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）の、2013年12月に改訂されたカントリー・エクスポージャーに関する銀行規制報告ガイドラインに基づいています。以下は、FFIECの主要な報告ガイドラインの一部をまとめたものです。

- ・金額は、最終的な債務者、カウンターパーティー、担保、発行体または保証人（該当するもの）の居住地に基づいています。
- ・金額は、証券融資取引（すなわち、買戻契約、売戻契約ならびに貸付有価証券および借入有価証券）について受領した担保の便益を考慮せず、想定元本金額に基づいて報告されます。
- ・公正価値で報告されるデリバティブ債権および債務のネットtingが認められますが、同一の特定のカウンターパーティーとの間の法的拘束力のあるネットting契約に基づく場合にのみ認められ、受領証拠金またはヘッジの便益は含まれません。
- ・売却可能証券およびトレーディング・ポートフォリオに係るロングおよびショートのパジションのネットtingは認められません。
- ・クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）は売却および購入された総想定元本金額に基づいて含められ、同一の参照事業体に関するCDSは相殺されません。
- ・貸出金は、ヘッジの便益を考慮せずに報告されます。

上記の要件を考慮すると、シティのFFIECクロスボーダー・エクスポージャーおよび残高合計は期によって変動する傾向があり、変動が大幅になる場合もあります。例えば、FFIECガイドラインに基づく残高合計には証拠金またはヘッジの便益が含まれないため、金利、外国為替相場およびクレジット・スプレッドにおける市場のボラティリティにより、その他の条件がすべて同一であるとしても、残高合計の水準が大幅に変動する可能性があります。

次表は、その残高合計がシティグループの総資産の0.75パーセントを上回っていた各国を示したものです。

2015年12月31日											
第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産											
(単位： 十億米ドル)	銀行	公共機関	NBFI ⁽¹⁾	その他 (法人 および 家計)	トレー ding 資産 ⁽²⁾	短期 債権 ⁽²⁾	残高 合計 ⁽³⁾	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	
英国	\$ 25.1	\$ 20.4	\$ 56.2	\$ 19.3	\$ 12.0	\$ 57.8	\$ 121.0	\$ 23.9	\$ 85.5	\$ 85.2	
メキシコ	7.6	22.5	6.7	34.9	6.5	34.5	71.7	17.9	7.1	6.5	
ケイマン諸島	0.1	-	59.0	2.1	1.5	39.8	61.2	2.5	-	-	
ドイツ	11.0	18.8	8.8	7.0	5.3	17.2	45.6	10.5	66.3	66.3	
フランス	20.4	3.7	17.3	3.3	3.6	27.4	44.7	11.0	71.3	71.1	
韓国	1.1	17.5	0.8	23.4	1.7	34.1	42.8	12.8	11.6	9.7	
日本	11.4	18.8	4.1	2.5	6.3	26.7	36.8	3.2	27.5	27.2	
中国	9.5	10.7	3.5	11.4	5.3	26.4	35.1	4.1	11.8	12.5	
インド	6.4	12.7	3.5	12.4	5.8	24.4	35.0	7.7	2.2	1.8	
シンガポール	2.3	12.7	2.1	14.7	0.3	22.4	31.8	13.0	1.6	1.5	
オーストラリア	6.4	6.3	3.2	15.4	4.1	9.1	31.3	11.2	25.1	24.7	
オランダ	5.1	10.2	8.3	6.7	2.6	12.7	30.3	8.1	27.6	27.5	
ブラジル	4.5	9.0	1.1	14.2	3.6	17.7	28.8	4.8	12.1	10.2	
香港	1.3	7.8	3.4	15.6	3.2	19.5	28.1	12.8	2.7	1.9	
スイス	5.3	16.1	1.5	4.5	0.6	19.8	27.4	5.3	21.9	22.1	
カナダ	5.2	4.2	5.8	6.0	2.1	9.1	21.2	12.8	7.1	8.0	
台湾	2.0	5.6	2.1	9.8	1.4	11.9	19.5	12.5	0.1	0.1	
イタリア	2.8	11.3	0.6	1.5	6.1	8.0	16.2	3.0	69.3	67.0	

2014年12月31日											
第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産											
(単位： 十億米ドル)	銀行	公共機関	NBFI ⁽¹⁾	その他 (法人 および 家計)	トレーデ ィング 資産 ⁽²⁾	短期 債権 ⁽²⁾	残高 合計 ⁽³⁾	コミット メント および 保証 ⁽⁴⁾	購入さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	売却さ れたク レジット ・デ リバテ ィブ ⁽⁵⁾	
英国	\$ 23.7	\$ 17.7	\$ 47.7	\$ 28.8	\$ 12.8	\$ 59.1	\$ 117.9	\$ 19.4	\$ 104.0	\$ 105.5	
メキシコ	7.9	29.7	6.5	37.3	8.9	41.4	81.4	21.4	6.8	6.3	
ケイマン諸島	0.1	-	46.0	2.5	1.9	35.5	48.6	2.3	-	-	
ドイツ	12.3	17.3	5.9	6.2	7.0	15.7	41.7	10.8	80.0	81.0	
フランス	23.1	3.5	16.6	6.3	7.0	29.8	49.5	12.5	87.0	88.0	
韓国	1.0	18.5	0.8	27.7	2.1	39.1	48.0	14.9	11.4	9.2	
日本	12.8	32.0	9.5	4.7	7.0	42.9	59.0	23.9	22.5	21.7	
中国	8.9	10.5	2.2	13.3	4.8	24.1	34.9	3.5	11.5	12.0	
インド	5.7	11.4	2.7	15.1	5.8	23.1	34.9	8.3	1.8	1.5	
シンガポール	2.5	12.3	1.6	17.3	0.7	20.1	33.7	10.7	1.4	1.3	
オーストラリア	8.0	5.3	3.6	16.9	6.6	12.7	33.8	10.8	12.1	11.7	
オランダ	9.5	7.6	8.4	6.9	2.3	11.3	32.4	7.3	30.4	30.6	
ブラジル	5.2	11.5	1.3	14.5	4.6	20.5	32.5	5.6	11.8	10.2	
香港	1.1	8.0	2.4	16.6	4.5	17.1	28.1	12.2	2.6	1.9	
スイス	5.0	13.8	0.8	4.0	0.5	16.2	23.6	4.8	25.9	26.4	
カナダ	6.5	4.5	6.1	7.3	4.8	11.3	24.4	13.7	6.7	7.1	
台湾	1.9	6.9	1.1	9.8	1.7	13.3	19.7	13.3	0.1	-	
イタリア	2.0	12.0	0.8	0.9	4.5	5.9	15.7	3.5	71.3	68.2	

(1) 非銀行金融機関。

(2) 残高合計に含まれています。

(3) 残高合計には、第三者に対するクロスボーダー債権および現地国資産が含まれます。第三者に対するクロスボーダー債権には、クロスボーダー貸出金、証券、銀行預け金およびその他の金銭資産、ならびに外国為替およびデリバティブ商品に係る純再評価益が含まれます。

(4) コミットメント（残高合計には含まれていません。）には、法的拘束力のあるクロスボーダー信用状、ならびにその他のコミットメントおよび偶発債務（FFIECガイドラインにより定義されます。）が含まれます。FFIECが定義するコミットメントには、国内で組成された現地通貨建ての負債により資金提供される、現地居住者に対するコミットメントが含まれます。

(5) CDSは残高合計に含まれていません。

コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスク選好の枠組み

シティのコンプライアンス・リスク選好の枠組みは、シティのコンプライアンス・リスク選好、シティがそのコンプライアンス・リスク選好の遵守をどのように管理するか、およびシティがコンプライアンス・リスク管理に関する統制の有効性をどのように評価するかを概説しています。この枠組みは、以下の3本の柱で構成されています。

- ・ **リスク選好の設定**：シティは、シティが扱う業務、シティが提供する商品およびサービスならびにシティのサービス提供先である顧客、シティが行う取引の相手先およびシティが事業を行う場所について制限を設けることにより、自社のコンプライアンス・リスク選好を設定します。かかる制限は、シティの使命および価値提案ならびに責任ある財務の原則に基づいて、また関連ある行動基準および関連ある適用法、規則、規制の遵守ならびにシティの社内方針に基づいて、設定されます。
- ・ **リスク選好の遵守**：シティは、自社のコンプライアンス・プログラムの実施を通じて、コンプライアンス・リスク選好の遵守を管理します。当該コンプライアンス・プログラムには、ガバナンスの仕組み、政策枠組み、顧客の受入れおよび管理プロセス、商品開発プロセス、取引および通信監視プロセス、行動および文化関連プログラム、規制変更の監視、ならびに新商品、サービスおよび複雑な取引に対する承認プロセス等が含まれます。シティでは、コンプライアンス・リスク選好違反をタイムリーに上申することが、各従業員の責務となっています。
- ・ **リスク選好に対する統制機能の有効性評価**：各事業部門およびコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスク管理に対する統制機能の有効性を、マネージャー・コントロール・アセスメント（以下「MCA」といいます。）プロセスを通じて評価します。シティのマネージャーは、このプロセスを通じて、リスクの特定、監視、測定、報告および管理を行います。シティは、コンプライアンス・リスク・アセスメント、政策枠組み、コンプライアンス・テストおよびコンプライアンス・モニタリングのプロセス、主要オペレーティング・リスク、主要リスク指標および統制の有効性を示す指標に関連したコンプライアンス・メトリックス（基準）ならびに内部監査部門の調査および報告にも依拠しています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス部門は、シティのコンプライアンス・プログラムを通じて、シティのコンプライアンス・リスク選好を実施し、それによってコンプライアンス・リスクの、最小化、緩和または管理を図ります。かかる使命を果たすべく、コンプライアンス部門は、以下の事項に取り組みます。

- ・シティの営業活動が準拠すべき規制環境、規制上の義務および要求事項を把握します。コンプライアンス部門は、主要な規制上の義務について、特定し、意見交換し、文書化するために、必要に応じて、法務部門およびその他の独立した管理部門との調整を図ります。
- ・事業活動遂行上のコンプライアンス・リスクおよびリスク軽減の統制の状況（事業活動を行う法人のリスクおよび統制を含みます。）の査定を行います。コンプライアンス・リスクの特定および評価を円滑に実施する目的で、コンプライアンス部門は、重要なコンプライアンスおよび規制に関する事項、ならびにテスト、監視、社内・社外の審査および監査の結果を検討するために、各事業部門およびその他独立した各統制機能と協力して作業します。
- ・シティグループの取締役会および上級経営陣と協力して、コンプライアンス、統制および責任のある財務をはぐくむ文化と齟齬のない堅実なコンプライアンスおよび規制リスクに対するシティの選好を決定します。上記のとおり、シティは、コンプライアンス・リスクの最小化、軽減または管理を目的として策定されたコンプライアンス・リスク選好の枠組みを発展させています。
- ・統制機能を発展させ、シティのコンプライアンス・リスク選好に適合する行動を促進し、かかる選好に適合しない行為を速やかに特定し、軽減するよう合理的に策定されたプログラムを実施します。コンプライアンス部門には、商品に関するコンプライアンス機能（すなわちグローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループのコーポレート・コンプライアンス・グループおよびコンプライアンス・プログラム）があります。コンプライアンス部門には、地域別のプログラム、ならびにテーマ別グループおよびプログラム（コンダクト・リスク、ガバナンス・リスクおよび顕在化しつつあるリスクの管理グループならびに贈賄・腐敗防止、倫理、プライバシーおよび制裁に重点的に取り組むプログラム等）があります。これらの各機能、プログラムおよびグループは、シティのコンプライアンス・リスク選好に合致しない行為へのエクスポージャーを軽減することを目的としています。
- ・主要なコンプライアンス・リスク、フランチャイズ・リスクおよび統制上の問題を特定し、報告し、上申し、修正します。すなわち、設計上および運用上の有効性に対する統制機能についてテストし、速やかに問題事項に対処し、採られた修正策について監視・追跡します。コンプライアンス部門は、事業部門およびコンプライアンス部門が問題事項を速やかに特定し、対処し、修正する目的で利用するための方針、基準、手順、ガイドライン、調査報告書およびその他の解決策を、策定し、実施し、さらに、設計上および運用上の有効性に対する統制機能についてテストし、採られた修正策について監視・追跡します。

- ・有効なグローバル・ガバナンスの育成に向けてシティグループの取締役会、ビジネス・マネジメント、オペレーティング・コミッティーおよびシティの規制担当者と協働します。コンプライアンス部門は、顕在化しつつあるリスクおよびその他の問題、かかる問題がシティに及ぼし得る影響、ならびにコンプライアンス・プログラムの成果についてシティグループの取締役会（監査委員会および倫理・文化委員会ならびにその他の取締役会委員会等）に対して定期的に報告します。コンプライアンス部門は、さらに、様々な社内組織（統治委員会等）を通じて、ビジネス・マネジメントと継続的に協働し、また、事業部門その他グローバル・ファンクションに対して、規制当局とのリレーションシップの管理について支援し、助言します。
- ・各業務部門、機能、地域および法人にわたって、シティの従業員に対して、法律、規則およびその他関連する行動基準の遵守方法について助言し、研修を行います。コンプライアンス部門は、研修およびコミュニケーション・プログラムにより、重要なコンプライアンス事項に関する意識および遵守能力をシティ全体にわたって向上させることにより、コンプライアンスおよび統制に対する安定した文化の育成に貢献します。シティの文化の根幹をなしているのは、シティ自らが最高水準の倫理行動に従って行為するという要請です。コンプライアンス部門は、倫理をシティの文化にさらに根付かせるために設計された全社的なイニシアチブの発展において重要な役割を果たします。当該イニシアチブには、従業員向けの倫理およびリーダーシップに関する対話型のコース（シティの事業部門による決定の正当性を問うために倫理的意思決定の枠組みを使用する研修が含まれます。）があります。
- ・コンプライアンス・プログラムを強化します。コンプライアンス部門は、年次コンプライアンス・リスク・アセスメント結果を使用すること等により、年次および複数年プログラム強化策を策定し、コンプライアンス・プログラムを強化する義務を遂行します。

ボルカー・コンプライアンス・プログラム

ボルカー・ルールは、自己勘定取引ならびに対象ファンドの活動および投資に関する当該ルールの禁止事項および制限事項の遵守を確保し、監視するために合理的に設計された、強化されたコンプライアンス・プログラムを発展させ、規定することをシティに義務づけました。ビジネス・マネジメントに直属するシティのボルカー・ルール事務室は、そのコンプライアンス・プログラムに基づいて全体的な調整および監視（プロジェクト管理およびプロセス支援を含みます。）を行い、またシティの第2防衛線への取組みに係る調整を支援する責任を負っています。詳細については、上記「リスク要因」－「規制上のリスク」および「コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスクおよび法的リスク」をご参照ください。

コンダクト・リスク

シティは、上記のとおり、3つの防衛線を通じてコンダクト・リスクへのエクスポージャーを管理しています。各防衛線の各従業員は、シティの使命および価値提案ならびに責任ある財務の原則を指針とします。シティの使命および価値提案と合致するシティのリーダーシップ基準は、シティが従業員に期待する行為について概説したものであり、従業員の実績は当該基準に照らして評価されます。シティの各事業部門および各機能は、自らのコンダクト・リスクを管理する責任を負っています。コンプライアンス部門は、コンダクト・リスクおよび関連する統制について、シティの事業部門およびその他の機能に助言します。内部監査機能は、特に、シティのコンダクト・リスク管理および統制の十分性および有効性を評価します。

2015年度に、シティは、コンプライアンス部門主導のコンダクト・リスク・プログラム（シティのコンダクト・リスク・エクスポージャーの管理、最小化および緩和を通じてシティのコンプライアンスおよび統制の文化を強化するために、2014年に設定されました。）の目的を推進するため、コンダクト・リスク方針を公表しました。シティは、MCAプロセスを用いて、会社のコンダクト・リスク管理のために利用される統制機能の設計および運営を評価しています。シティはさらに、文化関連の各種取り組みを含むその他のイニシアチブを通じて、コンダクト・リスク管理を行っています。

法的リスク

シティは、法的リスクとは本来、定性的なものであると見ています。なぜなら、統計的手法を用いて法的リスクを（実際の結果ではなく）予測に基づいて正確に見積ったり、測定したりすることは不可能ですし、また法的リスク自体は、限度額で表される選好として適切ではないからです。そのため、シティは、定性的リスク選好の原則に沿った法的リスク管理を追求しています。この原則は、一般的に、シティが従事する活動およびかかる活動により生じるリスクは、責任ある財務の原則に対するシティの基礎的取り組みと合致し、このリスクの実行可能な削減、最小化または緩和という目標に沿って管理されなければならないと述べています。この目標を達成するため、法的リスクは、上記「グローバル・リスクの管理 ― 概要」に詳述した全体的枠組みに沿って管理されています。

風評リスク

シティの評判は、ステークホルダーとの信頼を構築するために不可欠な財産であり、シティは、従業員、顧客および投資家に対するシティの企業価値（シティの評判を守ることの重要性を含みます。）の伝達に、精力的に取り組んでいます。シティの評判を維持する責任は、シティの行動規範を指針とするすべての従業員によって共有されています。従業員は、自らのあらゆる行為において正しい判断を下し、良識を働かせることを要求されており、フランチャイズ・リスク、風評リスクまたはシステミック・リスクを示す可能性がある問題は適切に上申することとされています。シティの各事業部門および各地域の業務慣行委員会は、事業活動、販売慣行、商品設計、利益相反の可能性およびその他当該事業部門および地域において生じる潜在的なフランチャイズ・リスクまたは風評リスクを適切に審議するためにシティが配置している統治基盤の一部です。これらの委員会は、会社レベルの業務慣行委員会により十分検討されるべきものとして、潜在的なフランチャイズ・リスク、風評リスクまたはシステミック・リスクを上申することができます。シティの最も上級職の役員で構成されるこれらすべての委員会は、シティの業務慣行が、シティの使命と価値提案に則った最高レベルのプロフェッショナリズム、誠実性、および倫理的行動の基準を満たすために必要なガイダンスを提供します。

[前へ](#)

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」に記載された内容以外に、経営上の重要な契約等はありませんでした。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

オフバランス取引

シティグループは、通常の業務過程で様々な種類のオフバランス取引を行っています。シティによるこれらの取引への関与は、以下を含む（ただし、これらに限られません。）多くの様々な形式をとることがあります。

- ・ 非連結特別目的事業体（クレジットカード債権等）ならびにモーゲージ・バック証券化事業体およびその他のアセット・バック証券化事業体の留保持分およびその他持分の購入または保有
- ・ 非劣後債および劣後債、リミテッド・パートナーシップおよびジェネラル・パートナーシップ持分ならびにその他の非連結特別目的事業体の株式持分の保有
- ・ 保証、補償、貸出約定、信用状ならびに表明および保証の提供
- ・ 不動産および設備のオペレーティング・リースの締結

シティは様々な事業目的でこれらの取引を行います。例えば、証券化の取引は、証券化プロセスを通して生じる特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に与えます。さらに、証券化の取引は、シティとその顧客が、金融資産の収益化および資金調達の確保をその他の方法で得られるより有利なレートで行うことにも役立ちます。

次の表は、シティの様々なオフバランス取引に関する説明が本書のどの箇所に記載されているかを示したものです。「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、22および27もご参照ください。

本書における各種オフバランス取引の開示

非連結VIEの変動持分から生じる変動持分およびその他債務（偶発債務を含みます。）	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記22をご参照ください。
信用状ならびに貸出約定およびその他の約定	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。
保証	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。
リース	「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

契約債務

次の表は、SECの要件に従って特定および合計したシティグループの契約債務に関する情報を盛り込んだものです。

(単位：百万ドル)	年度別契約債務						
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降	合計
長期債務—元本 ⁽¹⁾	\$ 43,537	\$ 34,345	\$ 31,416	\$ 19,153	\$ 9,377	\$ 63,447	\$ 201,275
長期債務—利払い ⁽²⁾	5,960	4,667	3,575	2,736	2,262	29,332	48,532
オペレーティング・リース およびキャピタル・リース債務	1,238	1,002	778	698	567	4,483	8,766
買入債務 ⁽³⁾	612	547	258	246	240	500	2,403
その他負債 ⁽⁴⁾	29,015	732	772	192	276	3,462	34,449
合計	\$ 80,362	\$ 41,293	\$ 36,799	\$ 23,025	\$ 12,722	\$ 101,224	\$ 295,425

- (1) 長期債務の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」—「グローバル・リスクの管理」—「流動性リスク」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記18をご参照ください。
- (2) 2016年度から2020年度の長期債務に係る利払いに関する契約債務は、長期債務の平均残高に係る2015年12月31日の加重平均利率（3.32パーセント）を、かかる各年度の長期債務に関する契約債務の平均残高に適用して算出しています。「2021年度以降」の長期債務に係る（2021年度から2098年度における）満期までの利払いは、かかる各年度における長期債務残高に、最新の利率を適用して算出しています。
- (3) 買入債務は、シティに対して強制執行可能で法的拘束力のある、商品やサービスを購入する債務で構成されています。表示上、上表に含まれている買入債務は、契約が更新可能であっても、各契約終了日までの分としています。商品やサービスに関する購入契約の多くには、一定の通知をもって契約を解除することをシティに認める条項が含まれていますが、上表にはその影響は含まれていません（契約を終了する旨のシティの意思が相手方当事者に既に通知されている場合を除きます。）。
- (4) シティグループの連結貸借対照表に反映されているその他負債には、買掛金、未払費用、法人税の申告が確定していないタックス・ポジション、および既に発生しており最終的には現金で支払われるその他の負債が含まれています。上表には法務引当金計上額は含まれていません。また、2016年度のシティの年金制度、退職後給付制度および退職者給付制度のための従業員確定給付債務ならび確定拠出制度のための任意拠出額が含まれています。

[次へ](#)

資本の源泉

概要

資本は、主としてシティの事業における資産の裏付けとして、ならびに貸倒損失、市場における損失および事業上の損失を吸収するために使用されます。シティは主に事業からの収益を通じて資本を生み出しています。シティは、とりわけ普通株式、非累積永久優先株式、および従業員福利制度に基づく報奨により発行される株式の発行などによって資本を増強することができます。2015年度中、シティは引き続き、合計約63億ドルの非累積永久優先株式の発行を通じて資本を調達しました。その結果、2015年12月31日現在の発行残高は合計約167億ドルとなりました。また、2015年度中、シティは合計約59億ドルの資本を、株式買戻し（普通株式約101百万株）および配当の形で普通株主に還元しました。

また、シティの資本レベルは、会計および規制基準の変更のほか、会社や資産の処分等の将来の事由がシティの業績に与える影響によっても影響を受けることがあります。

資本管理

シティグループの資本管理の枠組みは、シティグループとその主要子会社が、各事業体のリスク・プロファイル、管理目標ならびに適用あるすべての規制上の基準およびガイドラインに適合した十分な資本を確実に維持できることをねらいとしています。シティは、予測されるストレスのかかった経済環境における当社の資本レベルを評価するために設計された社内の一連の定量的資本目標に照らして自己資本比率を査定します。これらの社内の定量的資本目標の根底には、財務力の維持および強化に重点を置く資本戦略上の考慮があります。シティグループの資本委員会が、シティグループの取締役会のリスク管理委員会による監督のもと、シティの資本計画に組み込まれる資本査定および計画プロセスを含め、シティの資本全体の構成について責任を負います。シティグループの子会社のバランスシート管理は、自己資本比率の監視を含め、各法人の資産および負債委員会によって統制されています。シティの資本計画およびストレス・テスト実施の詳細については、下記「資本計画およびストレス・テスト」をご参照ください。

現行の自己資本規制基準

シティは、連邦準備制度理事会が公表した自己資本規制基準に従います。当該基準は、2014年以降、米国のバーゼルⅢに関する規則を構成しています。これらの規則は、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率の両方を網羅する、包括的な自己資本比率の枠組みを制定しています。

リスクベースの自己資本比率

米国のバーゼルⅢに関する規則は、規制資本の構成（規制資本の調整および控除の適用を含みます。）のほか、リスク加重資産合計を測定するための2つの包括的な方法（標準的アプローチおよび先進的アプローチ）を規定しています。先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は、主にモデルに基づいており、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの加重資産が含まれます。逆に、標準的アプローチでは、オペレーショナル・リスク加重資産が除外され、概して、所定の監督上のリスク加重を信用リスク・エクスポージャーの幅広いカテゴリーに適用しています。その結果、先進的アプローチに基づいて算定される信用リスク加重資産のリスク感応度は、標準的アプローチに基づいて算定されるものよりも高くなります。市場リスク加重資産は、両方のアプローチにおいて、概ね一致した基準により算定されます。

米国のバーゼルⅢに関する規則は、シティおよびシティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）を含むほぼすべての米国銀行機関について、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の規定最低比率を制定しています。さらに、これらの規則は、固定の資本保全バッファおよび任意のカウンターシクリカル資本バッファの両方を定めています。これらは、規制資本が損なわれてリスクベースの自己資本の規定最低比率を下回る前に損失を吸収するものです。2015年12月、連邦準備制度理事会は、カウンターシクリカル資本バッファの金額を現在のレベルであるゼロ・パーセントにすることを採択し、将来のカウンターシクリカル資本バッファの実施のための枠組み案を公表しました。連邦準備制度理事会が提案したカウンターシクリカル資本バッファに関する政策声明の詳細については、下記「規制資本基準の展開」をご参照ください。

さらに、米国のバーゼルⅢに関する規則により、ドッド・フランク法のいわゆる「コリンズ修正」の「資本フロア規定」が実施されます。当該規定は、シティおよびシティバンクのような先進的アプローチ適用行が、3種類のリスクベース自己資本比率（普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率）のそれぞれを、2015年1月1日からは標準的アプローチ（標準的アプローチの発効日より前の2014年度においてはバーゼルⅠにおける信用リスク自己資本規制およびバーゼルⅡ.5における市場リスク自己資本規制）および先進的アプローチの両方に基づいて計算すること、ならびに計算によって得られた当該リスクベースの自己資本比率のうちそれぞれ低い方を公に報告すること（および当該数値の遵守状況を測定すること）を求めています。

GSIBサーチャージ

2015年8月、連邦準備制度理事会は、シティを含むグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）と認定される米国銀行持株会社に対してリスクベース自己資本サーチャージを課す最終規則を公表しました。GSIBサーチャージは資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ（発動された場合）を拡大するものであり、財政的または経済的に厳しい時期に損失を吸収するために拡張されたバッファに食い込んだ場合、利益分配（配当、株式買戻しおよび任意の役員賞与等）を制限することになります。どの程度制限されるかは、拡張されたバッファにどの程度食い込んだかによります。

連邦準備制度理事会の最終規則では、GSIBの認定は、主に、均等に加重される、システム上の重要性に関する以下の5つの大項目（カテゴリー）を要素とする、定量的な測定指標に基づいて行われます。5つのカテゴリーとは、（i）規模、（ii）相関性、（iii）法域を越えた活動、（iv）代替可能性および（v）複雑性です。規模以外の各カテゴリーは、均等に加重される複数の指標で構成されており、指標の数は合計で12です。

規定された方法に基づきGSIBに指定される米国銀行持株会社は、2つの方法を使用して年次ベースでサーチャージを計算することが求められ、算出された2つのサーチャージのうち高い方を課されることになります。1つ目の方法（以下「方法1」といいます。）は、GSIBの認定に使用される、システム上の重要性に関する5つの大項目と同じものによります。2つ目の方法（以下「方法2」といいます。）では、代替可能性のカテゴリーが、GSIBの短期ホールセール資金調達への依存度を査定することを意図した定量的な指標に置き換えられます。さらに、方法1では、一定のグローバルな金融機関の間でのシステム上の重要性についての相対的測定法、および年度末の直物の外国為替相場が用いられますが、方法2では、システム上の重要性については固定的な測定法が使用され、外国為替相場は3年間の平均が適用されます。一般に、方法2から算出されるサーチャージは、方法1から算出されるサーチャージよりも高くなります。

もし、GSIBのシステム上の重要性が前年から変化し、より高いサーチャージに従うこととなった場合、より高いサーチャージは1年間は実施されません（たとえば、2016年12月31日までに算定されたより高いサーチャージは、2018年1月1日までは実施されません。）。しかしながら、GSIBのシステム上の重要性が変化し、より低いサーチャージに従うことになった場合は、GSIBは翌暦年からより低いサーチャージに従うこととなります（たとえば、2016年12月31日までに算定されたより低いサーチャージは、2017年1月1日から実施されます。）。

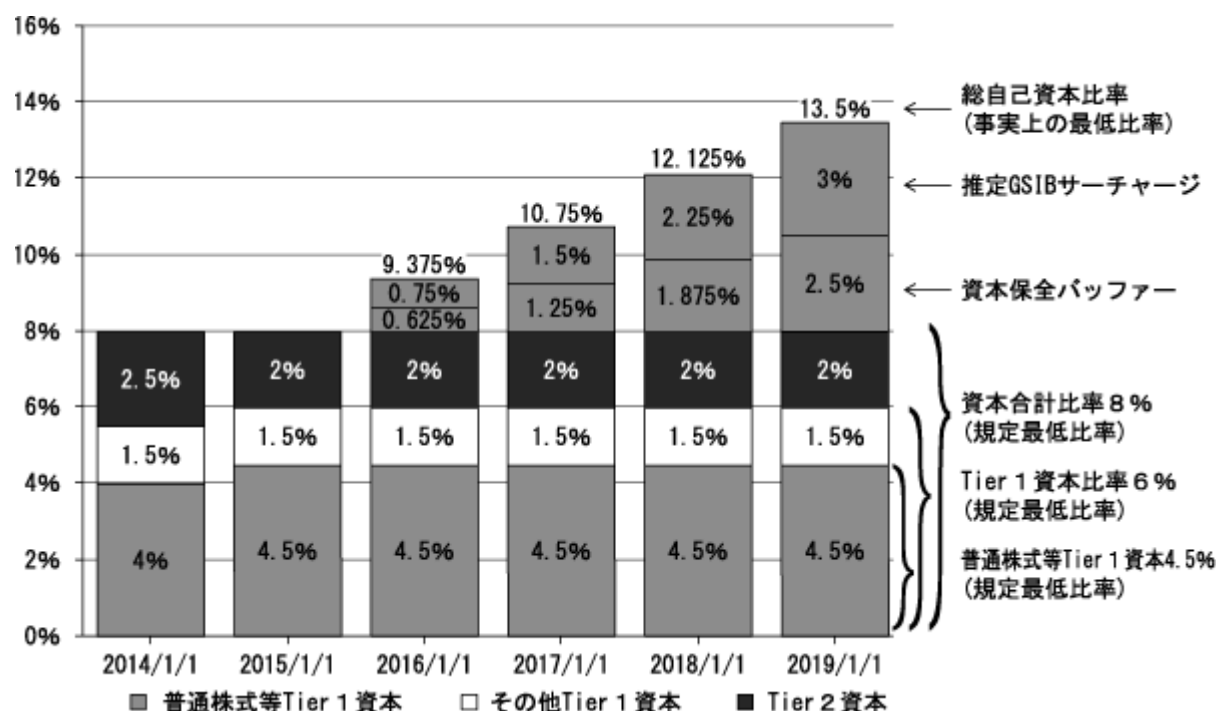
最終規則に基づくGSIBサーチャージは、完全に普通株式等Tier1資本で構成されることが求められ、当初はリスク加重資産合計の1.0パーセントから4.5パーセントです。2016年1月1日から実施されるシティの当初のGSIBサーチャージは、主として（すなわち2015年のデータに基づく方法2による短期ホールセール資金調達の測定以外は）システム上の重要性に係る2014年の定量的測定法に基づいており、3.5パーセントです。しかしながら、シティの2015年度におけるバランスシート効率性管理における継続的な取組みにより、システム上の重要性の実質すべての定量的測定において低いスコアが得られており、その結果、シティの推定されるGSIBサーチャージは、3パーセント（方法2によっても同じ値）に低下しており、これは2017年1月1日から実施されます。

移行規定

米国のバーゼルIIIに関する規則は、普通株式等Tier 1 資本およびTier 1 資本の規定最低比率、ほぼすべての規制資本の調整および控除、Tier 1 資本およびTier 2 資本として非適格な金融商品（新規制の対象外とならない既存の信託優先証券および一定の劣後債の発行等）について、大部分は複数年にわたるいくつかの移行規定（「段階的導入」および「段階的除外」）を定めています。さらに、GSIBサーチャージが資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファ（該当する場合）と並行して導入される予定であり、2016年1月1日に段階的導入が開始され、2019年1月1日に完全に実施されます。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券（段階的除外により完全に対象外となるのは2022年1月1日）、ならびに資本バッファおよびGSIBサーチャージ（段階的導入が完了するのは2019年1月1日）を除き、他の移行規定はすべて、2018年1月1日までにシティの規制資本比率に完全に反映されます。シティは、資本バッファおよびGSIBサーチャージが含まれる2019年1月1日に、これらの移行規定のすべてが完全に実施されたことになる（以下「完全実施」といいます。）と考えています。

次の図表は、2019年1月1日までの完全実施に向けて、事実上の最低リスクベース自己資本比率を構成する規制資本の構成要素（すなわち、2.5パーセントの強制的な資本保全バッファおよび現在のレベルであるゼロ・パーセントのカウンターシクリカル資本バッファ、さらに推定3パーセントのGSIBサーチャージを含みます。）がどのように移行していくかを示したものです。

バーゼルIIIの移行規定：最低リスクベース自己資本比率



次の図表は、シティに関連する重要な規制資本の調整および控除についての米国のバーゼルⅢに関する規則に基づく移行規定（段階的導入および段階的除外）を示したものです。

バーゼルⅢの移行規定：重要な規制資本の調整および控除

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	1月1日				
重要な規制資本の調整および控除の段階的導入					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽¹⁾	20%	40%	60%	80%	100%
普通株式等Tier 1 資本 ⁽²⁾	20%	40%	60%	80%	100%
その他Tier 1 資本 ⁽²⁾⁽³⁾	80%	60%	40%	20%	0%
	100%	100%	100%	100%	100%
重要なAOCIの規制資本の調整の段階的除外					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	80%	60%	40%	20%	0%

- (1) のれんおよび抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）以外のすべての無形資産の普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入、ならびに一時的差異から発生する繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分を含みます。のれん（非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。）は、2014年1月1日以降、普通株式等Tier 1 資本の算定に際して全額控除されます。普通株式等Tier 1 資本の算定に際して控除されないその他無形資産（MSRを除きます。）の金額については、米国のバーゼルⅢに関する規則が完全実施される前は、一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分と同様、100パーセントのリスク加重が行われます。完全実施により、普通株式等Tier 1 資本の算定に際して控除されない一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRの金額については、250パーセントのリスク加重が行われます。
- (2) 繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAならびに確定給付年金制度純資産に関する普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入を含みます。また、シティ自身の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する累積正味未実現損益に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的導入を含みます。
- (3) その他Tier 1 資本によって規制資本の調整および控除を十分に吸収できない場合は、吸収できないものについて普通株式等Tier 1 資本に適用されます。
- (4) 売却可能負債証券に係る未実現損益、売却可能持分証券に係る未実現利益、その他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）に含まれる満期保有目的（以下「HTM」といいます。）有価証券に係る未実現損益および確定給付年金制度債務調整に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的除外を含みます。

Tier 1 レバレッジ比率

米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、シティは、ほぼすべての米国銀行機関と同様、最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率を維持することも要求されています。ノンリスクベースの自己資本比率指標であるTier 1 レバレッジ比率は、四半期調整後平均資産合計（Tier 1 資本から控除される金額を控除後）に占めるTier 1 資本の比率、と定義されています。

補完的レバレッジ比率

先進的アプローチ適用行は、補完的レバレッジ比率も計算する必要があります。補完的レバレッジ比率は、分母（レバレッジ・エクスポージャーの総額）に一定のオフバランスのエクスポージャーをも算入する点で、Tier 1 レバレッジ比率と大幅に異なります。補完的レバレッジ比率は、レバレッジ・エクスポージャーの総額に対する期末のTier 1 資本の比率を示しており、レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとのデータによる平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を行った額と定義されています。先進的アプローチ適用行は、2018年1月1日以降、補完的レバレッジ比率について、規定最低比率である3パーセントを維持することが求められますが、2015年1月1日にこの比率の公開を開始しました。

さらに、シティおよびシティバンクを含む米国GSIBならびにその子会社の付保預金取扱機関は、補完的レバレッジ比率の強化後の基準に従います。補完的レバレッジ比率の強化後の基準では、米国のバーゼルⅢに関する規則における補完的レバレッジ比率の最低要件として規定された3パーセントに対して、米国GSIBの場合は2パーセント上乗せされます。米国GSIBが2パーセントの上乗せができない場合、不足の程度に応じて、資本の分配および任意の役員賞与につき、さらに厳しい規制に従うこととなります。したがって、米国GSIBは事実上5パーセントの補完的レバレッジ比率の最低要件に従います。さらに、シティバンク等の米国GSIBの付保預金取扱機関子会社は、米国のバーゼルⅢに関する規則によって制定された早期是正措置（以下「PCA」といいます。）の枠組みの修正版の下で「十分な自己資本を有する」とみなされるには、補完的レバレッジ比率6パーセントを維持しなければなりません。シティおよびシティバンクは、2018年1月1日から、これらのより厳しい事実上の最低比率の遵守が要求されます。

早期是正措置の枠組み

米国のバーゼルⅢに関する規則は、一定の点において、付保預金取扱機関に適用されるPCA規制を修正しました。

一般的に、PCA規制は、米国の銀行監督機関に対し、一定の自己資本規制基準を満たさない付保預金取扱機関の活動に対し、より厳格な制限を強制するよう指示します。PCA枠組みには、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率によって測定される自己資本の十分性について5つのカテゴリー、（i）「十分な自己資本を有する」、（ii）「適切な自己資本を有する」、（iii）「自己資本が不足している」、（iv）「大幅に自己資本が不足している」および（v）「きわめて自己資本が不足している」があります。

これによると、2015年1月1日から、シティバンク等の付保預金取扱機関は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本、資本合計およびTier 1 レバレッジ比率について、それぞれ、6.5パーセント、8パーセント、10パーセントおよび5パーセントの最低比率を維持しなければなりません。また、先進的アプローチが適用されるシティバンク等の付保預金取扱機関は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、2018年1月1日以降、補完的レバレッジ比率について、6パーセントの最低比率を維持しなければなりません。

資本計画およびストレス・テスト

シティは、シティが、経済的にも財政的にも厳しい状況において損失を吸収し、さらには債権者および取引相手に対する債務を履行し、与信仲介機関としての役割を果たし続けるために、十分な規制資本を有するか、また、有効な資本計画プロセスを備えているかどうかについて、連邦準備制度理事会による年次評価を受けます。この年次評価には以下の2つの関連性のあるプログラムが含まれます。

- ・包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）では、シティの自己資本比率、自己資本比率プロセス、ならびに配当の支払および普通株式買戻し等のシティの資本配分計画を評価します。CCARの一環として、連邦準備制度理事会は、シティが経済および金融市場が緊張状態にある期間を通じて営業を継続するために十分な資本を有するかどうか、ならびにシティに特有のリスクを考慮に入れた、将来予想を踏まえた堅固な資本計画プロセスを備えているかどうかについて評価します。連邦準備制度理事会は、定量的または定性的な根拠に基づいてシティの年間資本計画に反対することがあります。連邦準備制度理事会がシティの年間資本計画に反対した場合、連邦準備制度理事会が書面により分配に反対しない旨を表明しない限り、シティは資本の分配を行うことができません。
- ・ドッド・フランク法ストレス・テスト（以下「DFAST」といいます。）は、厳しい経済および金融市場の状況がシティの規制資本に与える影響についての将来予想の定量的評価です。このプログラムは、連邦準備制度理事会が指定する、仮定された一連の不利な経済状況においてシティの自己資本比率がどのように変化するかを、連邦準備制度理事会、金融関連企業および一般公衆に対して報告するのに役立ちます。連邦準備制度理事会によって実施される年次の監督上のストレス・テストに加え、シティはこれと同じ3本の監督上のシナリオに基づく年次の社内ストレス・テストおよび社内で作成されるシナリオに基づく中間期ストレス・テストの実施を義務付けられています。

CCARおよびDFASTのいずれも、収益、損失、準備金、一定のプロフォーマ・ベースでの自己資本比率（すなわち、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本、資本合計およびTier 1 比率）およびシティが関連するとみなすその他追加の資本指標の予想値の試算を含みます。予想値は、基準となる状況および一連のストレス・シナリオに基づき9四半期の計画期間について算出することが義務付けられています。すべてのリスクベースの資本比率は、標準的アプローチの枠組みのみに基づき、米国バーゼルIII規則に基づく移行規定が適用されたものとなります。

2015年11月、連邦準備制度理事会は、その最終規則を公表しましたが、かかる最終規則では、CCARの目的上、同理事会の資本計画およびストレス・テストのルールに対して、予定されていた修正が採択されました。最終規則は2016年1月1日から施行されますが、Tier 1 普通資本比率に関する要件（2009年の資本評価監視プログラムとの関連で当初規定されたもの）が、米国のバーゼルⅢに関する規則の実施に伴い普通株式等Tier 1 資本比率に関する要件によって実質的に置き換えられたため、すべて撤廃されました。さらに、最終規則は補完的レバレッジ比率の使用を2017年の資本計画サイクルまで遅らせ、また、先進的アプローチの枠組みの使用を無期限に延期しました。CCARに関する詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」―「リスク要因 ― 規制上のリスク」をご参照ください。

現行の規制基準に基づくシティグループの資本の源泉

2015年度中およびそれ以降、シティは、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計について、それぞれ、4.5パーセント、6パーセントおよび8パーセントの規定最低比率を維持することを要求されています。2014年度における普通株式等Tier 1 資本およびTier 1 資本の規定最低比率は、それぞれ、4パーセントおよび5.5パーセントでしたが、資本合計の規定最低比率は8パーセントのままで変更はありませんでした。

さらに、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本を有する」ためには、銀行持株会社はTier 1 資本比率を少なくとも6パーセント、資本合計比率を少なくとも10パーセントに維持しなければならず、またその基準を上回る資本水準を維持することを求める連邦準備制度理事会指令の適用を受けるものでないことを要します。

次の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢの移行規定を反映）に基づくシティの2015年12月31日および2014年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産合計、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼルIIIの移行規定）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年12月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 173,862	\$ 173,862	\$ 166,663	\$ 166,663
Tier 1 資本	176,420	176,420	166,663	166,663
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽³⁾	198,746	211,115	184,959	197,707
リスク加重資産合計	1,190,853	1,138,711	1,274,672	1,211,358
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	14.60%	15.27%	13.07%	13.76%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	14.81	15.49	13.07	13.76
資本合計比率 ⁽⁴⁾	16.69	18.54	14.51	16.32

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年12月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾	\$ 1,732,933	\$ 1,849,325
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁶⁾	2,326,072	2,518,115
Tier 1 レバレッジ比率	10.18%	9.01%
補完的レバレッジ比率	7.58	6.62

- (1) 当期の表示に合わせて、低所得者向け住宅税額控除（以下「LIHTC」といいます。）投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 当期の表示に合わせて2015年バーゼルIII標準的アプローチの適用を反映するための、プロフォーマ・ベースの表示です。
- (3) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められます。標準的アプローチでは、これと異なり、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。
- (4) 2015年12月31日および2014年12月31日現在、シティが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルIII先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。
- (5) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。
- (6) 補完的レバレッジ比率の分母を表します。

上記の表に示されたとおり、2015年12月31日現在のシティグループの自己資本比率は、米国のバーゼルIIIに関する規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティは、2015年12月31日現在、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本を有して」いました。

現行の規制基準（バーゼルIII先進的アプローチおよび移行規定による）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2015年12月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
普通株式等Tier 1 資本				
シティグループ普通株主持分 ⁽²⁾	\$	205,286	\$	199,841
追加：適格非支配持分		369		539
規制資本の調整および控除：				
控除：売却可能証券の正味未実現利益（損失）（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾		(544)		46
控除：確定給付年金制度債務調整額（税引後） ⁽⁴⁾		(3,070)		(4,127)
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽⁵⁾		(617)		(909)
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾⁽⁶⁾		176		56
控除：無形資産				
のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁷⁾		21,980		22,805
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産 （関連するDTL控除後） ⁽⁴⁾		1,434		875
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽⁴⁾		318		187
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA） ⁽⁴⁾⁽⁸⁾		9,464		4,725
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10パーセントまたは15パーセントの上限超過分 ⁽⁴⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾		2,652		1,977
控除：その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される控除 ⁽⁴⁾		-		8,082
普通株式等Tier 1 資本合計	\$	173,862	\$	166,663
その他Tier 1 資本				
適格永久優先株式 ⁽²⁾	\$	16,571	\$	10,344
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾		1,707		1,719
適格非支配持分		12		7
規制資本の調整および控除：				
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾⁽⁶⁾		265		223
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹¹⁾		229		279
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽⁴⁾		476		749
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生するDTA ⁽⁴⁾⁽⁸⁾		14,195		18,901
控除：対象ファンドに対する許容持分 ⁽¹²⁾		567		-
控除：その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される控除 ⁽⁴⁾		-		(8,082)
その他Tier 1 資本合計	\$	2,558	\$	-
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$	176,420	\$	166,663
Tier 2 資本				
適格劣後債 ⁽¹³⁾	\$	21,370	\$	17,386
適格非支配持分		17		12
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹⁴⁾		1,163		1,177
規制資本の調整および控除：				
追加：Tier 2 資本に算入可能な売却可能株主資本エクスポージャーの 未実現利益		5		-
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹¹⁾		229		279
Tier 2 資本合計	\$	22,326	\$	18,296
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$	198,746	\$	184,959

現行の規制基準（バーゼルⅢ先進的アプローチおよび移行規定による）に基づくシティグループのリスク加重資産

(単位：百万ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
信用リスク ⁽¹⁵⁾	\$ 791,036	\$ 861,691
市場リスク	74,817	100,481
オペレーショナル・リスク	325,000	312,500
リスク加重資産合計	\$ 1,190,853	\$ 1,274,672

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 2015年12月31日および2014年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用147百万ドルおよび124百万ドルが、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式から控除されています。
- (3) 加えて、HTM有価証券に係る正味未償却損失を含みます。この金額は、従前売却可能からHTMに振り替えられた有価証券ならびに一時的でない減損を伴うHTM有価証券の金利スプレッドおよび流動性スプレッドの変動といった、非信用関連の要因に関係するものです。
- (4) 普通株式等Tier 1 資本またはその他Tier 1 資本に影響を及ぼす重要な規制資本の調整および控除に関する移行規定については、上記「バーゼルⅢの移行規定：重要な規制資本の調整および控除」と題する表に説明されています。
- (5) 普通株式等Tier 1 資本を、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）によって調整するものです。
- (6) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループ自身の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響が、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (7) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (8) 2015年12月31日現在のシティの正味DTA約478億ドルのうち、約229億ドルは米国のバーゼルⅢに関する規則に基づいて規制資本に算入することができましたが、約249億ドルは規制資本の算定に際して除外されました。除外された正味DTAは、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越ならびに一時的差異から発生する正味DTAの総額約263億ドルです（このうち約121億ドルは普通株式等Tier 1 資本から、約142億ドルはその他Tier 1 資本から控除されました。）。加えて、正味DTL約14億ドル（主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随するDTLから成り、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するDTAによって一部相殺されています。）は、これらの規則に基づく控除の対象となる正味DTAを算定する前に除外することが認められています。これとは別に、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、のれんおよびかかるその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。一方、シティの現在のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび関連する繰延税効果は、規制資本に反映する必要はありません。
- (9) 10パーセントまたは15パーセントの上限の対象となる資産には、MSR、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が含まれます。2015年12月31日および2014年12月31日現在、控除は、10パーセントの制限を超える、一時的差異から発生するDTAのみに関連していました。
- (10) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づきTier 1 資本として永続的に新規制の対象外となった既存のシティグループ・キャピタルⅢ信託優先証券と、新規制の対象外とならない既存の信託優先証券が相当します。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券は、それぞれ2015年度には2014年1月1日現在の残存元本総額の25パーセントまでを、2014年度には当該金額の50パーセントまでを、Tier 1 資本に算入することができます。新規制の対象外とならない既存の信託優先証券の残りの75パーセントおよび50パーセントは、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づく非適格な資本項目の金融商品に関する移行規定に従い、それぞれ2015年度および2014年度中にTier 2 資本に算入することができます。しかしながら、2015年12月31日および2014年12月31日現在、残存元本の金額が、Tier 1 資本から除外されるそれぞれの基準を上回らなかったため、新規制の対象外とならない既存の信託優先証券の全額がTier 1 資本に算入されました。
- (11) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。

- (12)2015年7月から、銀行には、ドッド・フランク法のいわゆる「ボルカー・ルール」の遵守が要求されています。当該ルールは、特定の自己勘定投資取引を行うことを禁止し、対象ファンドに対する持分およびこれらとの関係を制限するものです。その結果、シティは、「ボルカー・ルール」により、2013年12月31日より後に取得した対象ファンドに対するすべての許容持分をTier 1 資本から控除することが求められます。
- (13)米国のバーゼルⅢに関する規則の移行規定に基づき、非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール／ステップアップの期日が到来していないものから成ります。）は、2015年度は2014年1月1日現在の残存元本総額の25パーセントまでを、2014年度は当該金額の50パーセントまでを、それぞれTier 2 資本に算入することができます。
- (14)先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (15)米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、移行期間中の信用リスク加重資産は、規制資本の調整および控除に関する移行規定の影響を反映しています。その結果、同規則の完全実施において算出される信用リスク加重資産とは異なることになります。

現行の規制基準（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2015年度第4四半期	2015年度通年 ⁽¹⁾
普通株式等Tier 1 資本		
期首残高	\$ 173,345	\$ 166,663
当期利益	3,335	17,242
配当宣言額	(415)	(1,253)
自己株式	(1,650)	(5,452)
払込剰余金の正味増加 ⁽²⁾	331	1,036
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後）（税引後）	(796)	(5,499)
売却可能証券の未実現損失の正味増加（税引後） ⁽³⁾	(453)	(374)
確定給付年金制度債務調整額の正味増加（税引後） ⁽³⁾	(34)	(1,014)
自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味変動（税引後）	111	(120)
のれんの正味変動（関連する繰延税金負債（DTL）控除後）	(248)	825
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産の 正味変動（関連するDTL控除後）	130	(559)
確定給付年金制度純資産の正味変動	44	(131)
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA）の正味増加	(146)	(4,739)
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10パーセントまたは15パーセントの上限超過分の正味変動	312	(675)
その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される規制資本の控除の正味減少	-	8,082
その他	(4)	(170)
普通株式等Tier 1 資本の正味増加	\$ 517	\$ 7,199
普通株式等Tier 1 資本期末残高	\$ 173,862	\$ 173,862
その他Tier 1 資本		
期首残高	\$ 931	\$ -
適格永久優先株式の正味増加 ⁽⁴⁾	1,495	6,227
適格信託優先証券の正味減少	(9)	(12)
自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味変動（税引後）	165	(42)
確定給付年金制度純資産の正味減少	66	273
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生するDTAの正味変動	(218)	4,706
対象ファンドに対する許容持分の正味変動	111	(567)
その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される規制資本の控除の正味減少	-	(8,082)
その他	17	55
その他Tier 1 資本の正味増加	\$ 1,627	\$ 2,558
Tier 1 資本期末残高	\$ 176,420	\$ 176,420
Tier 2 資本		
期首残高	\$ 21,353	\$ 18,296
適格劣後債の正味増加	349	3,984
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味変動	606	(14)
その他	18	60
Tier 2 資本の正味増加	\$ 973	\$ 4,030
Tier 2 資本期末残高	\$ 22,326	\$ 22,326
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$ 198,746	\$ 198,746

- (1) 2015年度通年の普通株式等Tier 1 資本の期首残高は、当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 主として従業員福利制度に関する払込剰余金の増加を表しています。
- (3) 米国のバーゼルIIIに関する規則に基づく売却可能証券の未実現利益（損失）および確定給付年金制度債務調整額に関する移行規定の影響を除外して表示されています。
- (4) シティは、2015年度第4四半期および2015年度通年において、それぞれ約15億ドルおよび約63億ドルの適格永久優先株式を発行しましたが、これらの期間中、発行費用4百万ドルおよび23百万ドルのネッティングによって一部相殺されました。

**現行の規制基準（移行規定によるバーゼルIII先進的アプローチ）に基づくシティグループのリスク加重資産の
ロールフォワード**

(単位：百万ドル)	2015年度第4四半期	2015年度通年 ⁽¹⁾
期首リスク加重資産合計	\$ 1,229,667	\$ 1,274,672
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味減少 ⁽²⁾	(13,856)	(26,399)
ホールセール・エクスポージャーの正味増加 ⁽³⁾	1,668	1,682
レボ取引等の正味減少	(935)	(2,015)
証券化エクスポージャーの正味減少	(1,843)	(2,563)
株主資本エクスポージャーの正味増加	1,129	1,603
店頭（OTC）デリバティブの正味減少 ⁽⁴⁾	(3,119)	(7,002)
デリバティブCVAの正味減少 ⁽⁵⁾	(789)	(4,418)
その他のエクスポージャーの正味減少 ⁽⁶⁾	(9,464)	(27,793)
監督上の乗数6%による正味減少 ⁽⁷⁾	(1,585)	(3,750)
信用リスク加重資産の正味減少	\$ (28,794)	\$ (70,655)
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準に係る正味減少 ⁽⁸⁾	\$ (7,662)	\$ (21,041)
モデルおよび方法の更新による正味減少 ⁽⁹⁾	(2,358)	(4,623)
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (10,020)	\$ (25,664)
オペレーショナル・リスク加重資産の増加⁽¹⁰⁾	\$ -	\$ 12,500
期末リスク加重資産合計	\$ 1,190,853	\$ 1,190,853

(1) 2015年度通年のリスク加重資産合計の期首残高は、当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 2015年度第4四半期中、リテール・エクスポージャーは減少しましたが、これは、主に貸出金の削減、シティ・ホールディングス・ポートフォリオにおける売却、ならびに外貨換算の影響によるものです。2015年度通年において、リテール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に貸出金および約定の削減、シティ・ホールディングス・ポートフォリオにおける売却、ならびに外貨換算の影響によるものですが、その減少は、特定の重要でないポートフォリオをその他のエクスポージャーから組み替えたことにより、一部相殺されています。

(3) 2015年度第4四半期中、ホールセール・エクスポージャーは増加しました。これは、主に約定の増加によるものですが、その増加は外貨換算の影響により一部相殺されています。2015年度通年においてホールセール・エクスポージャーは増加しました。これは、主に投資および約定の増加、ならびに特定の重要でないポートフォリオをその他のエクスポージャーから組み替えたことによるものですが、その増加は、外貨換算の影響により大部分が相殺されています。

(4) 2015年度第4四半期および2015年度通年において、OTCデリバティブは減少しましたが、これは主にエクスポージャーの削減およびモデルの更新によるものです。さらに、2015年度第4四半期は、パラメーターの更新もまた、OTCデリバティブ減少の一因となりました。

(5) 2015年度第4四半期中、デリバティブCVAは減少しましたが、これは、主にエクスポージャーの削減ならびにパラメーターおよびモデルの更新によるものです。2015年度通年において、デリバティブCVAは減少しましたが、これは、エクスポージャーの削減、クレジット・スプレッドの変動、およびモデルの更新によるものです。

(6) その他のエクスポージャーには、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないポートフォリオが含まれます。2015年度第4四半期中、その他のエクスポージャーは減少しましたが、これは、主に清算済みの取引のエクスポージャーの減少、重要でないリテール・エクスポージャーの削減およびその他資産の減少によるものです。2015年度通年において、その他のエクスポージャーは減少しましたが、これは、特定の重要でないポートフォリオをリテール・エクスポージャーおよびホールセール・エクスポージャーに組み替えたこと、重要でないリテール・エクスポージャーの削減、ならびにその他資産の減少によるものです。

(7) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。

- (8) 2015年度第4四半期および2015年度通年において、リスク水準は低下しました。これは、主として、証券化商品としてリスク加重の対象となる資産の削減、特定の証券化ポジションに対する市場リスク資本規則の適用可能性に関する継続中の査定、および標準的な特定のリスク加重の対象となる資産の減少によるものです。また、2015年度通年においてリスク水準が低下したのは、包括的リスク、バリュー・アット・リスクおよびストレス下のバリュー・アット・リスクの対象となるエクスポージャーの水準が低下したことも一因です。
- (9) 2015年度第4四半期におけるリスク加重資産の減少は、モデル・ボラティリティーのインプットによるものです。2015年度通年におけるリスク加重資産の減少は、「ボルカー・ルール」の実施によるものです。
- (10) オペレーショナル・リスク加重資産は、銀行業界で進展中の動きに対する評価およびシティのオペレーショナル・リスク・モデルの継続的な強化を反映し、2015年度第1四半期中に125億ドル増加しました。

現行の規制基準に基づくシティグループの子会社である米国預金取扱機関の資本の源泉

シティグループの子会社である米国預金取扱機関には、それぞれを所管する主要な連邦銀行規制機関が公表した自己資本規制基準（連邦準備制度理事会の基準に類似しています。）も適用されます。

次の表は、現行の規制基準（バーゼルIIIの移行規定を反映）に基づくシティバンク（シティの主要子会社である米国預金取扱機関）の2015年12月31日および2014年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産合計、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼルIII移行規定）に基づくシティバンクの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年12月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 126,496	\$ 126,496	\$ 128,262	\$ 128,262
Tier 1 資本	126,496	126,496	128,262	128,262
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽³⁾	137,935	148,916	139,246	151,124
リスク加重資産合計	897,892	998,181	945,407	1,044,768
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	14.09%	12.67%	13.57%	12.28%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	14.09	12.67	13.57	12.28
資本合計比率 ⁽⁴⁾	15.36	14.92	14.73	14.46

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年12月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾	\$ 1,297,733	\$ 1,366,910
レバレッジ・エクスポージャー の総額 ⁽⁶⁾	1,838,114	1,954,833
Tier 1 レバレッジ比率	9.75%	9.38%
補完的レバレッジ比率	6.88	6.56

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 当期の表示に合わせて2015年バーゼルIII標準的アプローチの適用を反映するための、プロフォーマ・ベースの表示です。
- (3) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これに対し標準的アプローチにおいては、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。

- (4) 2015年12月31日および2014年12月31日現在、シティバンクが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢ標準的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。
- (5) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。
- (6) 補完的レバレッジ比率の分母を表します。

上記の表に示されたとおり、2015年12月31日現在のシティバンクの自己資本比率は、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティバンクは、2015年12月31日現在、2015年1月1日に発効したPCA規制の修正版に基づく「十分な自己資本を有して」いました。

さらに、シティバンクは、年次のドッド・フランク法ストレス・テストの実施が義務付けられています。年次ストレス・テストは、いくつかのシナリオに基づく厳しい経済および金融市場の状況がシティバンクの規制資本に与える影響についての将来見通しによる定量的評価から成ります。このプログラムは、仮定された一連の不利な経済状況下においてシティバンクの自己資本比率がどのように変化しうるかを、米国通貨監督庁（以下「OCC」といいます。）に対して報告し、そして最終的にはシティバンクの資本計画プロセスの信頼性を評価することに役立ちます。

現行の自己資本規制基準の下で変動がシティグループおよびシティバンクの自己資本比率に及ぼす影響

次の表は、シティグループおよびシティバンクの自己資本比率について、現行の自己資本規制基準（バーゼルⅢの移行規定を反映）に基づき、2015年12月31日現在、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計（分子）に100百万ドルの変動があった場合、ならびに、先進的アプローチおよび標準的アプローチによるリスク加重資産、四半期調整後平均資産合計ならびにレバレッジ・エクスポージャーの総額（分母）に10億ドルの変動があった場合に予測される感応度を示したものです。この情報は、シティグループまたはシティバンクの財務状況または経営成績の変動がかかる比率に与え得る影響を分析するために提供されるものです。これらの感応度は、資本、リスク加重資産、四半期調整後平均資産合計またはレバレッジ・エクスポージャーの総額のいずれか一要素のみに変動があった場合を想定しています。したがって、複数の要素に影響を与える事象があった場合、次の表に記載されているベース・ポイントを上回る影響が生じる可能性があります。

変動がシティグループおよびシティバンクのリスクベースの自己資本比率に及ぼす影響（バーゼルIIIの移行規定）

	普通株式等Tier1資本比率		Tier1資本比率		資本合計比率	
	普通株式等 Tier1資本の 100百万ドル の変動の影響	リスク加重 資産の 10億ドルの 変動の影響	Tier1資本の 100百万ドル の変動の影響	リスク加重 資産の 10億ドルの 変動の影響	資本合計の 100百万ドル の変動の影響	リスク加重 資産の 10億ドルの 変動の影響
(単位：ベース・ポイント)						
シティグループ						
先進的アプローチ	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8	1.4
標準的アプローチ	0.9	1.3	0.9	1.4	0.9	1.6
シティバンク						
先進的アプローチ	1.1	1.6	1.1	1.6	1.1	1.7
標準的アプローチ	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0	1.5

変動がシティグループおよびシティバンクのレバレッジ比率に及ぼす影響（バーゼルIIIの移行規定）

	Tier1レバレッジ比率		補完的レバレッジ比率	
	Tier1資本の 100百万ドルの 変動の影響	四半期調整後 平均資産合計の 10億ドルの 変動の影響	Tier1資本の 100百万ドルの 変動の影響	レバレッジ・ エクスポージャー の総額の10億ドル の変動の影響
(単位：ベース・ポイント)				
シティグループ	0.6	0.6	0.4	0.3
シティバンク	0.8	0.8	0.5	0.4

シティグループのブローカー・ディーラーである子会社

2015年12月31日現在、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、SECに登録された米国ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクの自己資本は、SECの自己資本規制に従って算定した結果、約75億ドルであり、最低基準額を約61億ドル上回っていました。

さらに、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、英国健全性監督機構（以下「PRA」といいます。）に登録されたブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドの資本合計は、2015年12月31日現在、174億ドルであり、PRAの規則に基づく最低所要自己資本を上回っていました。

また、シティのその他のブローカー・ディーラーである子会社の一部は、事業を行っている国において、一定水準の自己資本またはこれに相当するものを維持する要件等の規制の対象となっています。2015年12月31日現在、シティグループのその他のブローカー・ディーラーである子会社は、その資本要件を遵守していました。

バーゼルIII（完全実施）

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループの資本の源泉

シティの現在の予測では、米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施され、GSIBサーチャージが3パーセントになると仮定した場合、シティの普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計に係る事実上の最低比率は、それぞれ10パーセント、11.5パーセントおよび13.5パーセントになります。

さらに、米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、シティは最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率の要件および事実上の最低5パーセントの補完的レバレッジ比率の要件も遵守しなければなりません。

次の表は、米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの2015年12月31日および2014年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産合計、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年12月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ
普通株式等Tier 1 資本	\$ 146,865	\$ 146,865	\$ 136,597	\$ 136,597
Tier 1 資本	164,036	164,036	148,066	148,066
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽²⁾	186,097	198,655	165,454	178,413
リスク加重資産合計	1,216,277	1,162,884	1,292,605	1,228,488
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	12.07%	12.63%	10.57%	11.12%
Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	13.49	14.11	11.45	12.05
資本合計比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	15.30	17.08	12.80	14.52

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年12月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾	\$ 1,724,710	\$ 1,835,637
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁶⁾	2,317,849	2,492,636
Tier 1 レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	9.51%	8.07%
補完的レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	7.08	5.94

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これに対して標準的アプローチでは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入することが認められ、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除されます。

(3) 2015年12月31日および2014年12月31日現在のシティの普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルIII先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

(4) シティのバーゼルIIIに基づく自己資本比率（完全実施基準）および関連する構成要素は、非GAAP財務指標です。シティは、これらの比率およびそれらに関連する構成要素は、シティの将来の自己資本規制基準に対する進展の状況を示すことになり、投資家等に対して有益な情報を提供していると考えます。

(5) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。

(6) 補完的レバレッジ比率の分母を表します。

普通株式等Tier 1 資本比率

2015年12月31日現在、シティの普通株式等Tier 1 資本比率は12.07パーセントでした。これに対し、2015年9月30日現在は11.67パーセント、2014年12月31日現在は10.57パーセントでした（すべてリスク加重資産合計の算定に当たって先進的アプローチを適用した数値です。）。前四半期比で比率が上昇したのは、その大部分が四半期における当期利益33億ドルの計上およびリスク加重資産の削減によるものですが、AOCIの変動ならびに株式買戻しおよび配当の形での普通株主に対する18億ドルの資本還元によって一部相殺されました。シティの普通株式等Tier 1 資本比率が2014年度末から上昇したのは、当期利益172億ドルの計上のほか、約15億ドルのDTAの使用による有利な効果に起因して、普通株式等Tier 1 資本が引き続き増加したことによるものですが、普通株主への59億ドルの資本還元およびAOCIの変動によって一部相殺されました。

バーゼルIII（完全実施される先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2015年12月31日 2014年12月31日 ⁽¹⁾	
普通株式等Tier 1 資本		
シティグループ普通株主持分 ⁽²⁾	\$ 205,286	\$ 199,841
追加：適格非支配持分	145	165
規制資本の調整および控除：		
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽³⁾	(617)	(909)
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾	441	279
控除：無形資産：		
のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁵⁾	21,980	22,805
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産（関連するDTL控除後）	3,586	4,373
控除：確定給付年金制度純資産	794	936
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生する繰延税金資産（DTA） ⁽⁶⁾	23,659	23,626
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する10パーセントまたは15パーセントの上限超過分 ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	8,723	12,299
普通株式等Tier 1 資本合計	\$ 146,865	\$ 136,597
その他Tier 1 資本		
適格永久優先株式 ⁽²⁾	\$ 16,571	\$ 10,344
適格信託優先証券 ⁽⁸⁾	1,365	1,369
適格非支配持分	31	35
規制資本控除：		
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁹⁾	229	279
控除：対象ファンドに対する許容持分 ⁽¹⁰⁾	567	-
その他Tier 1 資本合計	\$ 17,171	\$ 11,469
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$ 164,036	\$ 148,066
Tier 2 資本		
適格劣後債 ⁽¹¹⁾	\$ 20,744	\$ 16,094
適格信託優先証券 ⁽¹²⁾	342	350
適格非支配持分	41	46
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹³⁾	1,163	1,177
規制資本の控除：		
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁹⁾	229	279
Tier 2 資本合計	\$ 22,061	\$ 17,388
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）⁽¹⁴⁾	\$ 186,097	\$ 165,454

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 2015年12月31日および2014年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用147百万ドルおよび124百万ドルは、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式とネットिंगされています。
- (3) 普通株式等Tier 1 資本は、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）に合わせて調整されています。
- (4) 米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループの自己の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響は、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (5) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。

- (6) 2015年12月31日現在のシティの約478億ドルの正味DTAのうち、約168億ドルは米国のバーゼルⅢに関する規則に基づいて規制資本に算入することができましたが、約310億ドルは普通株式等Tier 1 資本の算定に際して除外されました。除外された正味DTAは、普通株式等Tier 1 資本から控除された、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越ならびに一時的差異から発生する正味DTAの総額約324億ドルです。加えて、正味DTL約14億ドル（主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随するDTLから成り、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するDTAによって一部相殺されています。）は、これらの規則に基づく控除の対象となる正味DTAを算定する前に除外することが認められています。これとは別に、米国のバーゼルⅢに関する規則に基づき、のれんおよびそれらのその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。一方、シティの現在のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび関連する繰延税効果は、規制資本に反映する必要はありません。
- (7) 10パーセントまたは15パーセントの上限の対象となる資産には、MSR、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が含まれます。2015年12月31日現在、控除は、10パーセントの制限を超える、一時的差異から発生するDTAのみに関連していましたが、2014年12月31日現在、控除は、10パーセントおよび15パーセントの両方の制限を超える、3つの資産すべてに関連していました。
- (8) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づきTier 1 資本として永続的に新規制の対象外となった既存のシティグループ・キャピタルⅢ信託優先証券が相当します。
- (9) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (10) 2015年7月から、銀行には、ドッド・フランク法の「ボルカー・ルール」の遵守が要求されています。当該ルールは、特定の自己勘定投資取引を行うことを禁止し、対象ファンドに対する持分およびこれらとの関係を制限するものです。その結果、シティは、「ボルカー・ルール」により、2013年12月31日より後に取得した対象ファンドに対するすべての許容持分をTier 1 資本から控除することが求められます。
- (11) 非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール／ステップアップの期日が到来していないものから成ります。）は、Tier 2 資本から除外されています。
- (12) 米国のバーゼルⅢに関する規則に基づきTier 2 資本に算入することができる、新規制の対象外とならない既存の信託優先証券がこれに相当し、2022年1月1日までにTier 2 資本から完全に除外されます。
- (13) 先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (14) Tier 2 資本に算入可能な適格貸倒引当金の取扱いが標準的アプローチとは異なる先進的アプローチに基づいて計算された資本合計です。

バーゼルIII（完全実施される先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)	2015年度第4四半期	2015年度通年 ⁽¹⁾
普通株式等Tier1資本		
期首残高	\$ 146,451	\$ 136,597
当期利益	3,335	17,242
配当宣言額	(415)	(1,253)
自己株式	(1,650)	(5,452)
払込剰余金の正味増加 ⁽²⁾	331	1,036
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後） （税引後）	(796)	(5,499)
売却可能証券の未実現損失の正味増加（税引後）	(1,131)	(964)
確定給付年金制度債務調整額の正味変動（税引後）	(85)	43
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味変動（税引後）	276	(162)
のれんの正味変動（関連する繰延税金負債（DTL）控除後）	(248)	825
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産の正味減少 （関連するDTL控除後）	325	787
確定給付年金制度純資産の正味減少	110	142
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA）の正味増加	(364)	(33)
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10パーセントまたは15パーセントの上限超過分の正味減少	728	3,576
その他	(2)	(20)
普通株式等Tier1資本の正味増加	\$ 414	\$ 10,268
普通株式等Tier1資本期末残高	\$ 146,865	\$ 146,865
その他Tier1資本		
期首残高	\$ 15,548	\$ 11,469
適格永久優先株式の正味増加 ⁽³⁾	1,495	6,227
適格信託優先証券の正味減少	-	(4)
対象ファンドに対する許容持分の正味変動	111	(567)
その他	17	46
その他Tier1資本の正味増加	\$ 1,623	\$ 5,702
Tier1資本期末残高	\$ 164,036	\$ 164,036
Tier2資本		
期首残高	\$ 21,097	\$ 17,388
適格劣後債の正味増加	349	4,650
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味変動	606	(14)
その他	9	37
Tier2資本の正味増加	\$ 964	\$ 4,673
Tier2資本期末残高	\$ 22,061	\$ 22,061
資本合計（Tier1資本およびTier2資本）	\$ 186,097	\$ 186,097

(1) 2015年度通年の普通株式等Tier1資本の期首残高は、当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 主として従業員福利制度に関する払込剰余金の増加を表しています。

(3) シティは、2015年度第4四半期および2015年度通年において、それぞれ約15億ドルおよび約63億ドルの適格永久優先株式を発行しましたが、これらの期間中、発行費用4百万ドルおよび23百万ドルのネッティングによって一部相殺されました。

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2015年12月31日現在）

(単位：百万ドル)	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計
信用リスク	\$ 736,641	\$ 79,819	\$ 816,460	\$ 1,015,070	\$ 72,629	\$ 1,087,699
市場リスク	70,715	4,102	74,817	71,029	4,156	75,185
オペレーショナル・リスク	275,921	49,079	325,000	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,083,277	\$ 133,000	\$ 1,216,277	\$ 1,086,099	\$ 76,785	\$ 1,162,884

バーゼルIII（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2014年12月31日現在）⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計
信用リスク	\$ 752,247	\$ 127,377	\$ 879,624	\$ 1,023,961	\$ 104,046	\$ 1,128,007
市場リスク	95,824	4,657	100,481	95,824	4,657	100,481
オペレーショナル・リスク	255,155	57,345	312,500	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,103,226	\$ 189,379	\$ 1,292,605	\$ 1,119,785	\$ 108,703	\$ 1,228,488

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

バーゼルIIIの先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計および標準的アプローチに基づくリスク加重資産合計の両方が、2014年度末から減少しました。これは、主に外貨換算の影響およびシティ・ホールディングスにおける継続的な資産圧縮による信用リスク加重資産の減少のほか、市場リスク加重資産の減少によるものです。また、先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計の減少を一部相殺したのは、銀行業界で進展中の動きに対する評価およびシティのオペレーショナル・リスク・モデルの継続的な強化を反映したオペレーショナル・リスク加重資産の増加でした。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（完全実施されるバーゼルIII先進的アプローチ）

(単位：百万ドル)	2015年度第4四半期	2015年度通年 ⁽¹⁾
期首リスク加重資産合計	\$ 1,254,473	\$ 1,292,605
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味減少 ⁽²⁾	(13,856)	(26,399)
ホールセール・エクスポージャーの正味増加 ⁽³⁾	1,668	1,682
レポ取引等の正味減少	(935)	(2,015)
証券化エクスポージャーの正味減少	(1,843)	(2,563)
株主資本エクスポージャーの正味増加	1,123	1,722
店頭（OTC）デリバティブの正味減少 ⁽⁴⁾	(3,119)	(7,002)
デリバティブCVAの正味減少 ⁽⁵⁾	(789)	(4,418)
その他のエクスポージャーの正味減少 ⁽⁶⁾	(8,875)	(20,845)
監督上の乗数6%による正味減少 ⁽⁷⁾	(1,550)	(3,326)
信用リスク加重資産の正味減少	\$ (28,176)	\$ (63,164)
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準に係る正味減少 ⁽⁸⁾	\$ (7,662)	\$ (21,041)
モデルおよび方法の更新による正味減少 ⁽⁹⁾	(2,358)	(4,623)
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (10,020)	\$ (25,664)
オペレーショナル・リスク加重資産の増加⁽¹⁰⁾	\$ -	\$ 12,500
期末リスク加重資産合計	\$ 1,216,277	\$ 1,216,277

- (1) 2015年度通年のリスク加重資産合計の期首残高は、当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 2015年度第4四半期中、リテール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に貸出金の削減、シティ・ホールディングス・ポートフォリオにおける売却、ならびに外貨換算の影響によるものです。2015年度通年においてリテール・エクスポージャーは減少しました。これは、主に貸出金および約定の削減、シティ・ホールディングス・ポートフォリオにおける売却、ならびに外貨換算の影響によるものですが、その減少は、特定の重要でないポートフォリオをその他のエクスポージャーから組み替えたことにより一部相殺されています。
- (3) 2015年度第4四半期中、ホールセール・エクスポージャーは増加しました。これは、主に約定の増加によるものですが、外貨換算の影響により一部相殺されました。2015年度通年において、ホールセール・エクスポージャーは増加しました。これは、主に投資証券および約定の増加ならびに特定の重要でないポートフォリオをその他のエクスポージャーから組み替えたことによるものですが、その増加は、外貨換算の影響により大部分が相殺されています。
- (4) 2015年度第4四半期中および2015年度通年において、OTCデリバティブは減少しましたが、これは、主にエクスポージャーの削減およびモデルの更新によるものです。さらに、2015年度第4四半期は、パラメーターの更新もまたOTCデリバティブの減少の一因となりました。
- (5) 2015年度第4四半期中、デリバティブCVAは減少しましたが、これは、主にエクスポージャーの削減ならびにパラメーターおよびモデルの更新によるものです。2015年度通年において、デリバティブCVAは減少しましたが、これは、エクスポージャーの削減、クレジット・スプレッドの変動、およびモデルの更新によるものです。
- (6) その他のエクスポージャーには、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないポートフォリオが含まれます。2015年度第4四半期中、その他のエクスポージャーは減少しましたが、これは、主に清算済みの取引のエクスポージャーの減少、重要でないリテール・エクスポージャーの削減およびその他資産の減少によるものです。2015年度通年において、その他のエクスポージャーは減少しましたが、これは、特定の重要でないポートフォリオをリテール・エクスポージャーおよびホールセール・エクスポージャーに組み替えたこと、重要でないリテール・エクスポージャーの削減、ならびにその他資産の減少によるものです。

- (7) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。
- (8) 2015年度第4四半期および2015年度通年において、リスク水準は低下しました。これは、主として、証券化費用の対象となるポジションの削減、特定の証券化ポジションに対する市場リスク資本規則の適用可能性に関する継続中の査定、および標準的な特定のリスクの費用の対象となる資産の減少によるものです。また、2015年度通年においてリスク水準が低下したのは、包括的リスク、バリュー・アット・リスクおよびストレス下のバリュー・アット・リスクの対象となるエクスポージャーの水準が低下したことも一因です。
- (9) 2015年度第4四半期におけるリスク加重資産の減少は、モデル・ボラティリティーのインプットによるものです。2015年度通年におけるリスク加重資産の減少は、「ボルカー・ルール」の実施によるものです。
- (10) オペレーショナル・リスク加重資産は、銀行業界で進展中の動きに対する評価およびシティのオペレーショナル・リスク・モデルの継続的な強化を反映し、2015年度第1四半期中に125億ドル増加しました。

補完的レバレッジ比率

2015年度第4四半期のシティグループの補完的レバレッジ比率は、7.08パーセントでした。これに対し、2015年度第3四半期は6.85パーセント、2014年度第4四半期は5.94パーセントでした。前四半期比で当該比率が上昇したのは、主にその大部分が当期利益33億ドルの計上および15億ドルの非累積永久優先株式の発行に起因するTier 1 資本の増加ならびに貸借対照表上の資産およびデリバティブ・エクスポージャーの削減によるレバレッジ・エクスポージャーの総額が全体的に削減されたことによるものですが、株式買戻しおよび配当の形での普通株主に対する18億ドルの利益還元によって一部相殺されました。2014年度第4四半期からの当該比率の上昇も、主にその大部分が累計期間中の当期利益172億ドルの計上および非累積永久優先株式の発行約62億ドル（発行費用控除後）に起因するTier 1 資本の増加によるものですが、普通株主への利益還元によって一部相殺されました。さらに、レバレッジ・エクスポージャーの総額の減少も、当該比率が2014年度第4四半期から上昇した一因です。

次の表は、米国のバーゼルⅢに関する規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（2015年度第4四半期および2014年度第4四半期）を示したものです。

シティグループのバーゼルIIIに基づく補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（完全実施）

(単位：百万ドル（比率を除きます。））		2015年12月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
Tier 1 資本		\$ 164,036	\$ 148,066
レバレッジ・エクスポージャーの総額 (TLE)			
貸借対照表上の資産⁽²⁾	\$ 1,784,248	\$ 1,899,955	
一定のオフバランスのエクスポージャー⁽³⁾			
デリバティブ契約における潜在的な将来のエクスポージャー (PFE)	206,128	240,712	
売却クレジット・デリバティブの有効な正味想定元本 ⁽⁴⁾	76,923	96,869	
レポ取引等のカウンターパーティの信用リスク ⁽⁵⁾	25,939	28,073	
無条件で取消可能な約定	58,699	61,673	
その他のオフバランスのエクスポージャー	225,450	229,672	
一定のオフバランスのエクスポージャーの総額	\$ 593,139	\$ 656,999	
控除：Tier 1 資本控除	59,538	64,318	
レバレッジ・エクスポージャーの総額	\$ 2,317,849	\$ 2,492,636	
補完的レバレッジ比率	7.08%	5.94%	

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 当四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとのデータによる平均値を表します。
- (3) 当四半期の各月末現在において算出された一定のオフバランスのエクスポージャーの平均を表します。
- (4) 米国のバーゼルIIIに関する規則に基づき、銀行機関は、売却クレジット・デリバティブの有効な想定金額を、一定の条件が満たされた場合に認められるエクスポージャーのネットティングを行った上でTLEに含めることが要求されています。
- (5) レポ取引等は、レポ取引またはリバース・レポ取引および有価証券貸借取引を含みます。

米国のバーゼルIIIに関する規則が完全実施されたと仮定した場合の、シティバンクの2015年度第4四半期の補完的レバレッジ比率は、6.65パーセントでした。これに対し、2015年度第3四半期は6.67パーセント、2014年度第4四半期は6.20パーセントでした。2015年度第3四半期から比率が実質上横ばいであったのは、四半期における当期利益の計上および非累積永久優先株式21億ドルの発行に起因するTier 1 資本の増加が、シティバンクからその親会社であるシティコープに対して支払われた現金配当（これは、その後シティグループに対して支払われました。）によって相殺されたことによるものです。2014年度第4四半期から比率が上昇したのは、主に、当期利益およびDTAの使用のほか、レバレッジ・エクスポージャーの総額の全体的な削減によるものですが、シティバンクからその親会社であるシティコープに対して支払われた現金配当（これは、その後シティグループに対して支払われました。）により一部相殺されました。

規制資本基準の展開

カウンターシクリカル資本バッファー

2015年12月、連邦準備制度理事会は、先進的アプローチ適用行のための米国カウンターシクリカル資本バッファーの金額を定める際に従う基準となる枠組みに関する政策綱領案を発表しました。米国のバーゼルIIIに関する規則に従い、適用されるカウンターシクリカル資本バッファーの金額は、先進的アプローチ適用行が民間部門の信用エクスポージャーを有する各国について連邦準備制度理事会が定めるカウンターシクリカル資本バッファーの金額の加重平均に相当します。よって、カウンターシクリカル資本バッファーは、先進的アプローチ適用行ごとに異なります。

連邦準備制度理事会による、米国カウンターシクリカル資本バッファを設定するための枠組み案は、広範囲に及ぶ金融およびマクロ経済の定量的指標だけでなく、多くの金融制度の脆弱性を網羅しています。しかしながら、1つの指標または一連の指標が米国経済および金融制度における重要な脆弱性のすべてを十分に捉えることはできないことから、カウンターシクリカル資本バッファの適切な水準を査定するために検討される指標およびモデルのタイプは、時がたてば変わるものと思われます。

連邦準備制度理事会は、少なくとも1年に1回、米国カウンターシクリカル資本バッファの適用水準を見直す予定です。米国基盤の信用エクスポージャーに対するカウンターシクリカル資本バッファの増額は、一般に、かかる決定後12ヶ月後に適用されます。一方、カウンターシクリカル資本バッファの減額は、一般にその決定の翌日に適用されます。

信用リスクへの標準的アプローチの改定

2015年12月、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）は第二次市中協議文書を公表しました。これは、信用リスク加重資産を算出する際の標準的アプローチに対する様々な改定を提案するものです。提案によると、改定後の標準的アプローチは、リスク感応度と複雑性のバランスをとり、金融機関および法域間での信用リスク加重資産の比較可能性を高めることを目指しています。

提案では、貸借対照表上の一定の資産について、銀行、企業および不動産（住居用および商業用の両方）エクスポージャーについて採用されたリスク加重方法、オフバランスシート約定の取扱い、ならびに信用リスク軽減の枠組み等、信用リスク加重資産の測定の際の標準的アプローチを部分的に改定することになります。さらに、この提案は、銀行および企業に対するエクスポージャーの信用リスク加重資産の計算において、デューディリジェンスの要件とあわせて外部の信用格付の使用を認めることとなりますが、一方で、米国のようにリスクベース資本のために外部の信用格付の使用が認められていない法域のために代替的アプローチを提供することになります。提案の最終決定の前に、バーゼル委員会は、影響を受けるエクスポージャー・クラスそれぞれのリスク加重測定を評価する手助けとなるよう、包括的な定量的影響調査を実施すると同時に、適切な実施および移行規定を検討します。米国の銀行監督機関は、バーゼル委員会による標準的アプローチへの改定案を受けた米国のバーゼルⅢに関する規則の修正が、主として大規模で国際的に活動する銀行組織に適用されることを示唆しています。

市場リスクのための最低所要自己資本の修正

2016年1月、バーゼル委員会は、数年にかけて行われた、いわゆる「トレーディング勘定の根本的な見直し」および4つの定量的影響調査による、市場リスク資本の枠組みの修正を規定した最終規則を発表しました。

最終規則は、トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しを行い、それによって部分的に、トレーディング勘定ポジションの適格性判断に関する、より規範となるガイダンスを提供するとともに、トレーディング勘定と銀行勘定間のポジションの振替に対する規制を強化し、場合によっては、追加の資本要求を課しています。さらに、最終規則はまた、内部モデル・アプローチと標準的アプローチの両方をいくつかの点において修正しています。内部モデル・アプローチについては、最終規則では、市場リスクの測定のためにより包括的なモデルを導入し、さらに詳細なモデル承認プロセスを規定し、また、ヘッジ活動およびポートフォリオの分散の規制資本への効果を削減しています。最終規則は、標準的アプローチを、市場リスク資本要件測定の際のリスク感応度のインプットにより比重を置くことによって内部モデル・アプローチに近づけるように部分的に改定しています。各国における修正後の市場リスク資本の枠組み実施の期限は2019年1月1日ですが、金融機関が修正後の枠組みに基づく報告を開始するのは、監督機関の必要な承認を条件とし、2019年12月31日です。

米国の銀行監督機関がバーゼル委員会の改定前の最終規則を採用することとなった場合、シティは、その市場リスク加重資産が著しく増加しうると考えています。しかしながら、上記の表にあるとおり、2015年12月31日現在、シティの市場リスク加重資産は、シティのリスク加重資産合計の約6パーセントでした。従って、シティは現在、シティのリスク加重資産合計およびそれによるリスクベースの自己資本比率への全体的な影響は重大ではないだろうと考えています。そうは言っても、シティの市場リスク加重資産に対する、および潜在的にはシティのリスクベースの自己資本比率に対する最終的な影響は不確実であり、米国の銀行監督機関による最終規則の実施、将来の市場リスク・モデル承認の規模および範囲に対する潜在的な変化、ならびにリスク緩和措置の可能性等（これらに限られません。）、いくつかの要因に左右されます。

有形普通株式株主資本、1株当たり有形純資産額および1株当たり純資産額

シティの現在の定義に基づく有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）は、のれんおよびその他の無形資産（MSRを除きます。）を控除した普通株主資本です。他の企業では、シティグループと異なる方法でTCEを算出していることもあります。TCEおよび1株当たり有形純資産額は非GAAP財務指標です。投資家および業界アナリストはこういった資本指標を利用するため、シティはこれらの資本指標が有益な情報を提供していると考えます。

(単位：百万ドルまたは百万株（1株当たりの金額を除きます。）)		2015年12月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
シティグループ株主持分合計		\$ 221,857	\$ 210,185
控除：優先株式		16,718	10,468
普通株主資本		\$ 205,139	\$ 199,717
控除：			
のれん		22,349	23,592
無形資産（MSRを除きます。）		3,721	4,566
売却目的保有資産に関するのれん			
および無形資産（MSRを除きます。）		68	71
有形普通株式株主資本（TCE）		\$ 179,001	\$ 171,488
普通株式残高（CS0）		2,953.3	3,023.9
1株当たり有形純資産額（TCE／CS0）		\$ 60.61	\$ 56.71
1株当たり純資産額（普通株主資本／CS0）		\$ 69.46	\$ 66.05

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

営業活動、投資活動および財務活動による当社のキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に反映されており、下表はその要約です。

(単位：百万ドル) キャッシュ・フローの概要	12月31日に終了した年度	
	2015年度	2014年度
継続事業の営業活動から生じた（に使用した）正味資金	\$39,737	\$46,343
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味資金	14,883	28,582
継続事業の財務活動から生じた（に使用した）正味資金	(64,773)	(70,270)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	(1,055)	(2,432)
現金および銀行預け金の変動	\$(11,208)	\$2,223

2015年度の営業活動から生じた正味資金は39,737百万ドルで、前年度比で6,606百万ドル減少しました。
2015年度の投資活動から生じた正味資金は14,883百万ドルで、前年度比で13,699百万ドル減少しました。
2015年度の財務活動に使用した正味資金は64,773百万ドルで、前年度比で5,497百万ドル減少しました。

[前へ](#)[次へ](#)

重要な会計方針および重要な見積り

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1には、最近公表された会計処理に関する意見についての議論を含め、シティグループの重要な会計方針の概要が記載されています。かかる方針および経営陣が行う見積りは、シティの経営成績および財政状態の表示に不可欠です。これらの方針はすべて、経営陣による一定水準の判断および見積りを必要とするものですが、本項では、時折、本質的に不確実で変化しやすい事項について非常に困難で複雑な、あるいは主観的な判断および見積りを経営陣に要求する重要な会計方針を取り上げ、考察しています（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「オペレーショナル・リスク」もご参照ください。）。経営陣は、これらの重要な会計方針、関係する見積りおよび判断の各々について、シティグループの取締役会の監査委員会と協議しています。

金融商品の評価

シティグループは、負債証券および持分証券、デリバティブ、証券化における留保持分、プライベート・エクイティへの投資ならびにその他の金融商品を保有しています。これらの資産および負債は実質上すべて、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上しています。

シティは、売戻条件付で有価証券を購入し（リバース・レポ契約）、買戻条件付で有価証券を売却し（レポ契約）、その中の大多数が公正価値で計上されています。また、特定の貸出金、短期借入金、長期債務および預金ならびに現金を担保とする特定の借入有価証券および貸付ポジションは、公正価値で計上されています。シティグループは、顧客のニーズに応えるため、また流動性ニーズ、金利リスクおよびプライベート・エクイティへの投資を管理するために、連結貸借対照表において投資、トレーディング勘定資産および負債ならびに売戻契約および買戻契約を保有しています。

シティは、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をASC 820-10「公正価値の測定」に基づいて定められた公正価値階層のレベル1に分類しています。市場価格が入手不能な場合は、現在の市況に基づく市場変数または独立した情報源から入手した市場変数（金利、為替レート、オプション・ボラティリティ等）を使用して社内的に開発した評価モデルを用いて、公正価値を決定しています。当該モデルはしばしば、割引キャッシュ・フロー分析に基づいています。また、社内的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価格決定要因のうち、最も低いレベルのものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、公正価値階層のレベル3に分類される可能性があります。

金融危機によりいくつかの市場では流動性が低くなり、それに伴って、シティの評価手法において使用される特定の観察可能なデータが入手しづらくなりました。一定の市場においては、このような流動性の低い状態が2015年度を通して継続しました。これらの市場において再び流動性が高まった場合、評価においては、社内で計算された値の検証に際し、関連する観察可能な入力データが再び使用されることとなります。

シティは、内部評価モデルの適用性および機能性、金融商品の評価に際してのデータまたは価格決定要因の重要性ならびに特定の市場における非流動性とその後の観察可能性低下に関して、主観的な判断を行うことが要求されています。これらの判断は、連結損益計算書または包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）のうちいずれかの公正価値の変動が認識される当社の金融商品についての財務実績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、特定の投資についての公正価値の減少は、当該減少が一時的でない減損（以下「OTTI」といいます。）であると判断される場合、連結損益計算書の収益のみに認識されます。公正価値の減損が一時的か否かの決定も、本来的に判断に基づくものです。

金融商品の公正価値は、シティ自体の信用リスクおよび取引相手の信用リスクの市場見通しの効果を含み、それらの定量化は複雑で、判断に基づいています。シティの公正価値の分析の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、6、25および26をご参照ください。

貸倒引当金

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオならびに未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に内在する予想損失の見積りに関する引当金をそれぞれ貸倒引当金およびその他負債として計上しています。

これらの予想損失の見積りは、（i）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティグループの社内システムおよび（ii）1983年から2014年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む債務不履行率および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（i）クレジット・サイクルにわたる貸倒の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ii）現在の環境的要素や与信動向等の特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質的な貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれの地理的地域内の個々の商品毎に個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。当該検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建て債務を有する債務者が当該外貨建て債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮に入れられます。これらの見積りの変動は、いずれの期間においてもシティの与信費用および引当金に直接影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金および関係する勘定の詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1および16をご参照ください。

のれん

シティは毎年7月1日にのれんの減損のテストを行い（以下「年次テスト」といいます。）、また、事業環境の著しい悪化や、報告単位の全部もしくは重要な部分を売却もしくは処分するとの決定、またはシティの株価の著しい下落といった、報告単位の公正価値が減少して簿価を下回る可能性が比較的高い事由の発生または状況の変化があった場合には年次テストと次の年次テストの間にもこれを行います（以下「中間テスト」といいます。）。2015年度は中間テストが行われましたが、その結果、報告単位の重要な部分の再編および処分（「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17に記載されています。）により、のれんの減損合計31百万ドルが営業費用に計上されました。

2015年12月31日現在、シティグループの事業セグメントは、「グローバル個人金融部門」、「インスティテューショナル・クライアント・グループ」、「本社事項、本社業務／その他」および「シティ・ホールディングス」で構成されています。のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下の階層（報告単位と呼ばれています。）において実施されます。のれんは、計上された日現在においてシティの11の報告単位に配分されます。のれんは一旦報告単位に配分されると、個々の取得対象が識別されることは通常はなくなり、その代わり報告単位全体として識別されることとなります。その結果、各報告単位の公正価値全額が、配分されたのれんの価値に対応するものとして利用可能となります。

11の報告単位および本社事項、本社業務／その他（以下総称して「構成要素」といいます。）の減損テストで使用する簿価は、通常、シティグループの株主持分合計を以下のとおり各構成要素に配分することによって算出します。まず、シティグループの有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）合計を、シティグループのバーゼルⅢリスク加重資産に基づいて各構成要素に配分し、各構成要素につき個別に認識されたバーゼルⅢ資本控除分が戻されます。TCEがすべて配分された後、次に、各報告単位に関連するのれんおよび無形資産の報告値が簿価で加算されます。最後に、残りの株主持分が、TCEの各配分値に応じて各構成要素に配分されます。従って、各構成要素に配分された持分の合計は、シティグループの株主持分合計と等しくなります。

のれんの減損テストには経営陣の判断が介在しますが、これには報告単位の簿価が個々の報告単位の公正価値に十分対応し得るのか否かについて、市場アプローチ（利益倍率および取引価格倍率）ならびにインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー（DCF）法）等の広く認められた評価手法を使用して評価することが必要です。これらの手法を適用する場合、シティは、実際の営業損益、将来の事業計画、経済予測、および市場データを含む多数の要因を利用しています。シティは毎年、事業毎に3年間の正式な計画を立てます。これらの予測は、戦略計画が策定された時点における一定の外部の経済予測を組み込んだものです。減損テスト実施のために、シティは、テスト日における経済情勢を反映して3年間の見通しを最新のものに更新します。シティは、年次のれん減損テストでは、更新された長期財務見通しを基準として使用します。経営陣は、シティの評価プロセスを補佐する独立した評価専門家を雇うことがあります。

2015年度において、前年度と同様、シティグループはほとんどの報告単位について、シティが市場アプローチおよびDCF法の両方を用いて行った評価の裏付けを独立した専門鑑定人に依頼しました。シティは、現在の市況を考慮した場合、選択された報告単位に関する経営陣の予測および適切なリスク調整割引率を用いたDCF法が市場参加者の公正価値に対する見解を最もよく反映していると考えています。2015年度に両方の手法が用いられた報告単位において、公正価値の数値は比較的一貫しており、各数値が適切な比率で合算して用いられました。

各回の減損テストの実施時に使用されたDCF法では、社内のキャッシュ・フロー予測において、金融市場のリスクおよび不確実性を十分反映しているとシティが考える割引率を使用されました。DCF法では、割引率の見積りに際して、資本資産評価モデルが使用されます。シティは、減損のリスクが低いと考える残りの報告単位については、引き続き主に市場アプローチを使用して評価しています。

当社の報告単位はいずれも公開取引されていないため、個々の報告単位の公正価値の決定は、シティグループの普通株式の株価と直接相関するわけではありません。2015年7月1日付の各報告単位の公正価値の合計額は、2015年7月1日付のシティの株式時価総額を上回りました。しかしながらシティは、複数の要因により、当社の報告単位の公正価値の合計額が株式時価総額と一致するように調整を行うことは無意味であると考えています。シティグループの株式時価総額には、シティグループが関与する取引について、その規模に起因する実行リスクが反映されます。一方、個々の報告単位の公正価値は、これと同じ水準の実行リスク、または複雑であると認識されているビジネス・モデルに服するものではありません。

前年度と比較したのれん残高の変化および報告単位の2015年12月31日現在ののれん残高を含むのれんの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記17をご参照ください。

法人税等

概観

シティグループには、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびにシティが業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理および裁決の対象となったり、監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。

未払法人税を設定する場合、シティはこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらにシティは、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）は、実現する可能性が比較的高いとの経営陣の判断に基づき認識されています。

DTA

シティは2015年12月31日現在、478億ドルのDTA純額を計上しました。2015年度第4四半期において、シティのDTAは600百万ドル増加しました。これは、AOCIの変動によるものですが、収益により一部相殺されました。通年では、シティのDTAは2014年12月31日の493億ドルから15億ドル減少しました。DTA合計が前年度から減少したのは、主にシティコープおよびシティ・ホールディングスの収益によるものですが、AOCIの増加により一部相殺されました。

外国税額控除（以下「FTC」といいます。）は、2015年12月31日現在のシティのDTAのうちの約159億ドル（2014年12月31日現在は約176億ドル）で構成されていました。FTCが前年度から減少したのは米国課税所得が生じたためであり、上述したシティ全体のDTAの減少15億ドル（AOCIに係るDTAの増加により一部相殺されています。）に対して、FTCの減少は17億ドルでした。FTCの繰越期間はシティのDTAの中でも最も時間の制約を受けやすい要素です。よって、2016年度には、シティは、引き続きDTAのFTC繰越部分の削減を優先的に行っていきます。次に、シティは他のDTA部分を削減し、それによりDTA合計を削減していきます。シティのDTAは、主として、米国GAAP上の課税所得が追加で発生すれば、減少します。

シティのDTA純額合計は、前年度比で減少しましたが、時間の経過に伴い、特にDTAのFTC部分に関して、利用可能な残存期間は短縮されました。実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している法域における将来の課税所得についての経営陣による予測、および繰越部分についての失効を回避するために必要な場合には実行される戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）に基づいて、2015年12月31日現在で認識されたDTA純額478億ドルの実現可能性は比較的高いとシティは考えています。

シティは、DTAの全額実現が可能であることを裏付けるのに必要な肯定的証拠がある、と結論しています。具体的には、ASC 740に基づく戦略的タックスプランニングを別として、シティは繰越期間に十分な米国での課税所得が発生すると予測しています。シティの課税所得は、市場および世界経済全体の動向の影響を引き続き受けますが、地域的な事業予測およびこれらの予測に対する課税所得の調整（例えば、米国非課税所得、その後の年度の米国税務申告において控除可能な貸倒引当金等）ならびに米国での課税所得を最適化するための活動を組み込みます。概して、シティはそのFTC失効を回避するために、FTC繰越期間に約590億ドルの米国課税所得を生み出すことが必要となります。

米国課税所得の予測に加え、シティには、ASC 740に基づき利用可能で、繰越欠損金の失効を回避するために必要な場合に実行される戦略的タックスプランニングがあります。これらの戦略には、（i）利益が無期限に再投資されたという主張がまだされていない税率の低い外国源泉利益の送金、（ii）繰越期間の後半の米国での課税所得の前倒しまたは米国課税所得控除の繰延（例：評価額が上昇した資産の売却および定額法による減価償却の採用）、（iii）米国外において損金算入可能な一時的差異を実現する計画の前倒し、および（iv）十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方、非課税所得を生み出す一定の資産を売却することが含まれています。加えて、一定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に多額の米国での課税所得を生み出すことができます。

上記説明の内容に基づき、米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市における20年の欠損金の繰越期間は、既存の繰越欠損金に係るDTAおよび納税申告がまだ行われていない将来の税額控除純額の戻入れによって発生する欠損金を利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。

DTAのうちFTCの構成要素に関する繰越期間は10年です。かかる期間に生じるFTCは繰越額を利用する前に使用しなければなりません、それに加えて、繰越FTCを全額利用できるように、上記の10年間の繰越期間内に十分な米国での課税所得を生じるものとシティは考えています。

シティの法人税引当金、税資産・税負債ならびに2015年12月31日現在のシティのDTA純額残高の表形式の要約（FTCおよびFTCの該当する有効期限を含みます。）を含むシティの法人税の詳細については「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。

訴訟引当金

訴訟および規制上の偶発事象のための引当金の設定に係るシティの方針に関する情報については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28の議論をご参照ください。

会計方針の変更および会計基準の将来における適用

「会計方針の変更」および「会計基準の将来における適用」に関する考察については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。

開示統制および開示手続

シティの開示統制および開示手続は、1934年米国証券取引所法（改正を含みます。）に基づき開示が要求される情報が確実に記録され、処理され、要約され、SECの規則および様式に規定された期間内に報告されるようにすることを目的としています。これは、必要な開示について適時に意思決定ができるように、シティがSECへの提出書類の中で開示することを要求されている情報が蓄積され、必要に応じて最高経営責任者（以下「CEO」といいます。）および最高財務責任者（以下「CFO」といいます。）をはじめとする経営陣に通知されることを含みますが、これらに限定されません。

シティの開示委員会は、CEOおよびCFOがシティの開示統制および開示手続を考案し、設定し、維持し、その有効性を評価する責務を果たすことを支援します。開示委員会は、とりわけ、開示統制および開示手続を監視し、維持し、実施する責務を負っており、CEOおよびCFOの監督および監視に従います。

シティの経営陣は、シティのCEOおよびCFOの参加を得て、2015年12月31日現在のシティグループの開示統制および開示手続（1934年米国証券取引所法に基づくルール13a-15(e)において定義されています。）の有効性について評価しており、この評価に基づき、CEOおよびCFOは、同日現在においてシティグループの開示統制および開示手続は有効であると結論づけました。

イラン脅威削減およびシリア人権法のセクション219に基づく開示

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法のセクション219（これにより1934年米国証券取引所法（改正を含みます。）にセクション13(r)が加えられました。）に基づき、シティは、自社またはその関連会社が、イランに関連する（または米国法に基づく制裁措置の対象である人物もしくは事業体との）一定の活動または取引であることを知ってこれに従事したか否かを、その年次報告書または場合により四半期報告書において開示しなければなりません。当該開示は、当該活動または取引が適用ある法律に従って行われた場合でも、原則として行う必要があります。シティは以前、2015年度第1四半期および第2四半期の各期に関して、関連するフォーム10-Qによる四半期報告書において、セクション219に基づいて報告義務のある活動について開示しました。

シティのこれまでの開示の他に、シティの子会社であるバンコ・ナショナル・デ・メヒコ（以下「バナメックス」といいます。）は、2015年度第3四半期において、不注意により、メキシコのイラン大使館に対して5件の国内資金振替処理を行ったことを確認しました。これら5件の資金振替の総額は約3,320メキシコ・ペソ（約177.00ドル）でした。うち3件の支払は、米国財務省海外資産管理局（以下「OFAC」といいます。）規制に基づき免除を受ける、ビザ業務に関するものであり、2件は、今後OFACジェネラル・ライセンスHに基づきシティの非米国子会社としてのバナメックスに対して許容されることになる、領事業務に関するものでした。この取引により、バナメックスは合計で約10メキシコ・ペソ（約0.53ドル）の利益を得ました。

将来予想に関する記述

本有価証券報告書における一定の記載事項（「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」－「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」の記載を含みますが、これに限定されません。）は、1995年米国民証券訴訟改革法における「将来予想に関する記述」です。また、シティグループは、SECに提出または提供した他の文書の中で将来予想に関する記述を行う場合があります、また経営陣がアナリスト、投資家、メディアの代表者等に対して口頭で将来予想に関する記述を行う場合があります。

将来予想に関する記述は、一般的に、過去の事実に基づくものではなく、むしろ将来の出来事に関する2015年度末におけるシティグループおよび経営陣の考えを表しています。かかる記述は「～と考えます（believe）」、「～と期待します（expect）」、「～と予想しています（anticipate）」、「～を意図しています（intend）」、「～と見積もります（estimate）」、「増加することがあります（may increase）」、「変動することがあります（may fluctuate）」等の語句や類似の表現、または「～する予定です（will）」、「～すべきです（should）」、「～するつもりです（would）」、「～となる可能性があります（could）」等の未来もしくは条件を示す表現によって識別することができます。

かかる記述は、経営陣による現時点での予測に基づいており、リスク、不確実性または状況の変化の影響を受けます。実際の業績ならびに資本その他財政状態は、様々な要因（個別の、各事業に関する議論および経営成績の分析に含まれる注意事項、ならびに「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」に記載する要因を含みますが、これらに限定されません。）によって、かかる記述に含まれるものとは大きく異なる可能性があります。

シティグループによってまたはシティグループを代表して行われた将来予想に関する記述は、記述が行われた時点のものに過ぎず、シティは、かかる記述が行われた日より後に発生した状況または事由の影響を反映するために将来予想に関する記述を更新することを約束するものではありません。

[前へ](#)

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

「第一部 企業情報、第4 設備の状況、2 主要な設備の状況」をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

保有不動産

シティの本店は、現在ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388にあり、賃貸借の対象となっていますが、シティが全室利用しています。シティは、長期賃貸借契約に基づいてパークアベニュー399およびニューヨーク市レキシントン・アベニュー601に、また建物全体の賃貸借契約に基づいてニューヨーク市ウォール・ストリート111にも別のオフィス・スペースを有しています。シティバンクは、ニューヨーク州ロング・アイランド・シティに建物1棟を賃借しています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インクの本店は、ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388および390にあります。こちらも賃貸借契約に基づいており、シティが全室利用しています。

ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるシティグループの本社は、ロンドンのカナリー・ワーフのカナダ・スクエア25および33にあり、いずれも長期賃貸借契約に基づいています。シティはこれらの建物の最大のテナントです。

アジアでは、シティの本社は香港のシティバンク・プラザにある賃借物件の中にあります。シティは、シンガポールおよび日本においても、主要な賃借物件を有しています。また、シティは、上海、ソウル、クアラルンプール、マニラおよびムンバイの本社所在地の大部分またはすべての所有権を有しています。

メキシコでは、シティの本社（パナメックスの本社ともなっています。）はメキシコ・シティにあります。ラテンアメリカ（メキシコを除きます。）では、シティの本社はマイアミに所在する賃借物件にあります。

シティはまた、101ヶ国において、9,400を超える物件から成る63百万平方フィートを超える不動産を所有または賃借しています。

シティは、引き続き各国の拠点の面積および必要とされるスペースについての評価を行い、それによって随時、シティの建物の一部が不要になったと判断する可能性があります。シティがかかる余剰物件を処分することができるという保証、または当該処分に関連する費用を負担しないという保証はなく、そのことが一定期間におけるシティの経営成績にとって重大なものとなる可能性があります。

シティは、シティの保有不動産に関して、気候変動に対する影響を軽減させるために、長期エネルギー効率目標を達成し、温室効果ガスの排出を削減する計画を策定してきました。これらの活動は、将来の気候変動に関する規制上の要件によりシティが被る潜在的なリスクを軽減するのに役立つ可能性があります、このリスクを排除するものではありません。

リースの詳細については、「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記27をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

「第一部 企業情報、第4 設備の状況、2 主要な設備の状況」をご参照ください。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

(2015年12月31日現在)

種類	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
優先株式	30,000,000	668,720	29,331,280
普通株式	6,000,000,000	3,099,482,042	2,900,517,958 (注)

(注) 普通株式の未発行株式数には、(i) ストック・オプションの行使により発行可能な普通株式6,656,588株、
(ii) 2009年1月に米国財務省に対して発行され、2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した
255,033,142個のワラント(以下「1月ワラント」といいます。)の行使により発行可能な普通株式
25,503,314株および(iii) 2008年10月に米国財務省に対して発行され、2011年1月31日頃に米国財務省が公
に売却した210,084,034個のワラント(以下「10月ワラント」といいます。)の行使により発行可能な普通株
式21,008,403株が含まれます。

② 【発行済株式】

(2015年12月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類 ⁽²⁾	発行数 (株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容 ⁽²⁾
記名式額面 1.00ドル	優先株式	668,720		
	－シリーズAA	3,870	ニューヨーク証券 取引所	注記(3)および(5)
	－シリーズE	4,850	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズA	60,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズB	30,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズC	23,000	ニューヨーク証券 取引所	注記(3)および(5)
	－シリーズD	50,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズJ	38,000	ニューヨーク証券 取引所	注記(3)および(5)
	－シリーズK	59,800	ニューヨーク証券 取引所	注記(3)および(5)
	－シリーズL	19,200	ニューヨーク証券 取引所	注記(3)および(5)
	－シリーズM	70,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズN	60,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズO	60,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズP	80,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズQ	50,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
	－シリーズR	60,000	該当ありません。	注記(3)および(5)
記名式額面 0.01ドル	普通株式	3,099,482,042	ニューヨーク証券 取引所 メキシコ証券取引所 東京証券取引所	注記(4)

(1) 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(2) 1月ワラントおよび10月ワラントは、行使価額修正条項付新株予約権付社債券です。それぞれの特質は以下のとおりです。

(1) 1月ワラント（本（1）項において、以下「本ワラント」といいます。）

(i) 本ワラントの行使により発行可能な普通株式数は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。株価の下落により本ワラントの行使により発行可能な普通株式数が増加することはありません。

- (ii) 本ワラントの行使価格は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。

行使価格を現金で支払うことはできません。行使価格は、シティグループが、本ワラントの行使により発行可能な普通株式数のうち、行使されたワラントの行使価格の総額に相当する株式数を差し引くことにより支払われます。この株式数は、本ワラントが行使され、ワラント代理人に通知が交付された取引日における普通株式の市場価格を参照して決定されます。本ワラントが行使され、行使価格が行使により発行可能な株式の価値を上回る場合は、シティグループが本ワラント保有者に対して支払うべき金額は発生しません。

- (iii) 上記(i)および(ii)により、本ワラントの行使価格の下限および本ワラントの行使により発行可能な普通株式数の上限について、特段の定めはありません。
- (iv) 本ワラントの全額の繰上償還またはシティグループによる全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- (v) 本ワラントに表示された権利の行使に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。
- (vi) シティグループの株券の売買に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。

(2) 10月ワラント(本(2)項において、以下「本ワラント」といいます。)

- (i) 本ワラントの行使により発行可能な普通株式数は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。株価の下落により本ワラントの行使により発行可能な普通株式数が増加することはありません。

- (ii) 本ワラントの行使価格は、①普通株式の株式分割、再分割、再分類または結合、②現金配当またはその他の分配、③比例配分による普通株式の買戻し、および④合併、新設合併、法定株式交換またはシティグループ株主の承認を要する類似取引等一定の事由が発生した場合に行われる、一定の調整に服します。

行使価格を現金で支払うことはできません。行使価格は、シティグループが、本ワラントの行使により発行可能な普通株式数のうち、行使されたワラントの行使価格の総額に相当する株式数を差し引くことにより支払われます。この株式数は、本ワラントが行使され、ワラント代理人に通知が交付された取引日における普通株式の市場価格を参照して決定されます。本ワラントが行使され、行使価格が行使により発行可能な株式の価値を上回る場合は、シティグループが本ワラント保有者に対して支払うべき金額は発生しません。

- (iii) 上記(i)および(ii)により、本ワラントの行使価格の下限および本ワラントの行使により発行可能な普通株式数の上限について、特段の定めはありません。
- (iv) 本ワラントの全額の繰上償還またはシティグループによる全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- (v) 本ワラントに表示された権利の行使に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。
- (vi) シティグループの株券の売買に関する事項についての本ワラント保有者との間の取決めはありません。

- (3) 上記の優先株式の内容の概要は以下のとおりです。なお、優先株式シリーズSおよび優先株式シリーズTをそれぞれ2016年2月2日および2016年4月25日に発行しています。

(1) 優先株式シリーズAA（本（1）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、1株当たりの優先残余財産分配額25,000ドルにつき年8.125パーセントの割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて行います。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日（以下に定義されます。）から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対して全額の配当が宣言され、かつ支払われるか、または配当が宣言され、かつその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

(ii) 配当支払日

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対する金銭の配当を、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日の四半期ごとに後払いします（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）。配当が支払われるべき日が営業日^(注)ではない場合、翌営業日に支払われます（遅延利息は支払われません。）。ただし、かかる翌営業日が翌暦年となる場合は、前営業日に支払われます。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されたまたは義務づけられない平日を意味します。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。以下の場合を除き、本優先株式は、2018年2月15日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年2月15日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

2023年2月15日に先立つ本優先株式の償還は、下記(v)記載の制限に服し、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

(v) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)一定の配当の遅滞の場合、(ii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、(iii)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv)デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(vi) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vii) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(2) 優先株式シリーズE(本(2)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、(i)発行日から2018年4月30日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率8.40パーセントの割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年4月30日および10月30日に行い、(ii)2018年4月30日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき(a)3ヶ月LIBOR+4.0285パーセントと(b)7.7575パーセントのいずれか高い方を年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日(初回を2018年7月30日とします。))に行います(上記各支払日を、以下「配当支払日」といいます。))。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。))次の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。))初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が発行日から2018年4月30日まで(同日を含みません。))の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2018年4月30日以降(同日を含みます。))の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2018年4月30日まで(同日を含みます。))の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる遅延につき利息その他の支払は発生しません。2018年4月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対し全額の配当が宣言され、かつ支払われるか、または配当が宣言され、かつその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

(ii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。本優先株式は、2018年4月30日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年4月30日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、(iii) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(v) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vi) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(3) 優先株式シリーズA（本（3）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年1月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年1月30日および7月30日に行い（初回を2013年7月30日とします。）（長期初回配当期間）、(ii) 2023年1月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.068パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日（初回を2023年4月30日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年1月30日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年1月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年1月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年1月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier1資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(4) 優先株式シリーズB（本（4）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年2月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.90パーセント（年間預託株式1株当たり59.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2013年8月15日とします。）（長期初回配当期間）、(ii) 2023年2月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.23パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年5月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年2月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年2月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年2月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(5) 優先株式シリーズC（本（5）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.80パーセント（年間預託株式1株当たり1.45ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年1月22日、4月22日、7月22日および10月22日（初回を2013年7月22日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2018年4月22日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier1資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(6) 優先株式シリーズD（本（6）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2023年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.350パーセント（年間預託株式1株当たり53.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2013年11月15日とします。）、（ii）2023年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.466パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(7) 優先株式シリーズJ（本（7）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2023年9月30日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率7.125パーセント（年間預託株式1株当たり1.78125ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年3月30日、6月30日、9月30日および12月30日に行い（初回を2013年12月30日とします。）、（ii）2023年9月30日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.040パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日（初回を2023年12月30日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年9月30日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年9月30日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年9月30日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier1資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(8) 優先株式シリーズK（本（8）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2023年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント（年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日に行い（初回を2014年2月15日とします。）、(ii) 2023年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.130パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日（初回を2024年2月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年11月15日以後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(9) 優先株式シリーズL（本（9）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント（年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日（初回を2014年5月12日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年2月12日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier1資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(10) 優先株式シリーズM（本（10）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2024年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり63.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）に行い（初回を2014年11月15日とします。）、（ii）2024年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.423パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2024年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2024年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2024年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2024年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、（i）デラウェア法により明確に要求される場合、（ii）一定の配当の不払いの場合、（iii）シティグループの優先株式の発行に関する場合、および（iv）本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.400%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(11) 優先株式シリーズN（本（11）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2019年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.800パーセント（年間預託株式1株当たり58.00ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年5月15日とします。）、(ii) 2019年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.093パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2020年2月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2019年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2019年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日にとならず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier1資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(12) 優先株式シリーズO（本（12）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2020年3月27日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.875パーセント（年間預託株式1株当たり58.75ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年3月27日および9月27日に行い（初回を2015年9月27日とします。）、（ii）2020年3月27日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.059パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日（初回を2020年6月27日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年3月27日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年3月27日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2020年3月27日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および (iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払されない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(13) 優先株式シリーズP（本（13）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2025年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年11月15日とします。）、（ii）2025年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.905パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2025年8月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2025年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2025年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2025年5月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(14) 優先株式シリーズQ（本（14）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2020年8月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2016年2月15日とします。）、（ii）2020年8月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.095パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2020年11月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年8月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年8月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年8月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年8月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2020年8月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）およびシリーズR6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(15) 優先株式シリーズR（本（15）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、（i）本優先株式の発行日から2020年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.125パーセント（年間預託株式1株当たり61.25ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2016年5月15日とします。）、（ii）2020年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.478パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2021年2月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日（注）ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注) 「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならない。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）およびシリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(4) 普通株式の内容の概要は以下のとおりです。

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数シリーズの発行済優先株式の条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当金が全額支払われたことを条件として、取締役会が随時決定する配当を受領する権利を有します。シティグループの発行済普通株式に対する配当は、残存する発行済優先株式に対するシティグループの義務に従って行われなければならないことになります。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、シティグループの任意的もしくは強制的清算、解散または消滅の場合には、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当が全額支払われたことを条件として、その持株数に応じてシティグループの分配可能なすべての残余財産の分配を受ける権利を有します。

- (5) 普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループの優先株式の発行または授権に関する場合、(iii) 優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および (iv) 法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

1月ワラント：該当事項はありません。

10月ワラント：該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式（2010年12月31日から2015年12月31日）（*）

年月日 ⁽²⁾	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高 ⁽³⁾ （千株）	資本金増減額 ⁽¹⁾ （百万ドル(百万円)）	資本金残高 ⁽¹⁾⁽³⁾ （百万ドル(百万円)）	摘要
2010年12月31日	—	29,224,016	—	\$101,315 （¥11,116,282）	
2011年1月18日	55	29,224,071	\$134 （¥14,702）	\$101,449 （¥11,130,984）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年1月19日	26,934	29,251,005	\$0 （¥0）	\$101,449 （¥11,130,984）	従業員福利制度
2011年1月21日	5,000	29,256,005	\$0 （¥0）	\$101,449 （¥11,130,984）	従業員福利制度
2011年1月24日	2,000	29,258,005	\$0 （¥0）	\$101,449 （¥11,130,984）	従業員福利制度
2011年1月28日	1,470	29,259,476	\$0 （¥0）	\$101,449 （¥11,130,984）	従業員福利制度
2011年2月15日	41	29,259,517	\$ (422) （¥ (46,302)）	\$101,027 （¥11,084,682）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年3月15日	58,905	29,318,421	\$2,006 （¥220,098）	\$103,033 （¥11,304,781）	ADIA Upper DECS出資 証券購入契約
2011年3月15日	27	29,318,449	\$0 （¥0）	\$103,033 （¥11,304,781）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年4月18日	24	29,318,473	\$85 （¥9,326）	\$103,118 （¥11,314,107）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年5月9日	(26,386,626)	2,931,847	\$0 （¥0）	\$103,118 （¥11,314,107）	2011年5月6日に発 効した普通株式10株 を1株とする株式併 合による株式数の減 少
2011年5月9日	0	2,931,847	\$0 （¥0）	\$103,118 （¥11,314,107）	株式併合の端数処理
2011年5月17日	2	2,931,849	\$80 （¥8,778）	\$103,198 （¥11,322,885）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年5月23日	0	2,931,849	\$0 （¥0）	\$103,198 （¥11,322,885）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年6月15日	2	2,931,851	\$306 （¥33,574）	\$103,504 （¥11,356,459）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年6月17日	0	2,931,851	\$0 （¥0）	\$103,504 （¥11,356,459）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年7月15日	3	2,931,853	\$76 （¥8,339）	\$103,580 （¥11,364,798）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年8月16日	2	2,931,854	\$74 （¥8,119）	\$103,654 （¥11,372,917）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年8月26日	0	2,931,856	\$0 （¥0）	\$103,654 （¥11,372,917）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年9月15日	5,891	2,937,745	\$1,937 （¥212,528）	\$105,591 （¥11,585,445）	ADIA Upper DECS出資 証券購入契約
2011年9月15日	3	2,937,749	\$0 （¥0）	\$105,591 （¥11,585,445）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年10月17日	2	2,937,751	\$89 （¥9,765）	\$105,680 （¥11,595,210）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年11月15日	2	2,937,752	\$91 （¥9,985）	\$105,771 （¥11,605,194）	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年11月23日	1	2,937,754	\$0 （¥0）	\$105,771 （¥11,605,194）	配当の再投資および 直接株式購入制度

年月日 ⁽²⁾	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 ⁽³⁾ (千株)	資本金増減額 ⁽¹⁾ (百万ドル(百万円))	資本金残高 ⁽¹⁾⁽³⁾ (百万ドル(百万円))	摘要
2011年12月15日	2	2,937,756	\$62 (¥6,803)	\$105,833 (¥11,611,997)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2011年12月31日	—	2,937,756	—	\$105,833 (¥11,611,997)	
2012年1月17日	2	2,937,758	\$0 (¥0)	\$105,833 (¥11,611,997)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年1月23日	9,037	2,946,795	\$(40) (¥(4,389))	\$105,793 (¥11,607,608)	従業員福利制度
2012年2月15日	0	2,946,795	\$(61) (¥(6,693))	\$105,732 (¥11,600,915)	T-DECSを普通株式に 転換
2012年2月16日	1	2,946,797	\$0 (¥0)	\$105,732 (¥11,600,915)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年2月24日	0	2,946,797	\$0 (¥0)	\$105,732 (¥11,600,915)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年3月15日	2	2,946,799	\$83 (¥9,107)	\$105,815 (¥11,610,022)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年4月16日	2	2,946,800	\$43 (¥4,718)	\$105,858 (¥11,614,740)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年5月16日	2	2,946,802	\$0 (¥0)	\$105,858 (¥11,614,740)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年5月25日	1	2,946,803	\$60 (¥6,583)	\$105,918 (¥11,621,323)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年6月15日	2	2,946,805	\$73 (¥8,010)	\$105,991 (¥11,629,333)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年7月16日	2	2,946,807	\$71 (¥7,790)	\$106,062 (¥11,637,123)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年8月15日	2	2,946,809	\$0 (¥0)	\$106,062 (¥11,637,123)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年8月24日	0	2,946,809	\$96 (¥10,533)	\$106,158 (¥11,647,656)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年9月17日	2	2,946,811	\$73 (¥8,010)	\$106,231 (¥11,655,665)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年10月15日	1	2,946,812	\$118 (¥12,947)	\$106,349 (¥11,668,612)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年11月15日	2	2,946,814	\$0 (¥0)	\$106,349 (¥11,668,612)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年11月21日	0	2,946,814	\$66 (¥7,242)	\$106,415 (¥11,675,854)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年12月17日	96,338	3,043,152	\$6 (¥658)	\$106,421 (¥11,676,512)	T-DECSを普通株式に 転換
2012年12月17日	1	3,043,153	\$0 (¥0)	\$106,421 (¥11,676,512)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2012年12月31日	—	3,043,153	—	\$106,421 (¥11,676,512)	
2013年1月15日	1	3,043,154	\$0 (¥0)	\$106,421 (¥11,676,512)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年1月25日	18,930	3,062,084	\$95 (¥10,423)	\$106,516 (¥11,686,936)	従業員福利制度
2013年2月15日	1	3,062,085	\$0 (¥0)	\$106,516 (¥11,686,936)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年2月22日	0	3,062,085	\$(204) (¥(22,383))	\$106,312 (¥11,664,553)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年3月15日	2	3,062,087	\$0 (¥0)	\$106,312 (¥11,664,553)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年4月15日	2	3,062,089	\$379 (¥41,584)	\$106,691 (¥11,706,137)	配当の再投資および 直接株式購入制度

年月日 ⁽²⁾	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 ⁽³⁾ (千株)	資本金増減額 ⁽¹⁾ (百万ドル(百万円))	資本金残高 ⁽¹⁾⁽³⁾ (百万ドル(百万円))	摘要
2013年5月15日	1	3,062,090	\$63 (¥6,912)	\$106,754 (¥11,713,049)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年5月24日	0	3,062,090	\$0 (¥0)	\$106,754 (¥11,713,049)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年6月17日	2	3,062,093	\$154 (¥16,897)	\$106,908 (¥11,729,946)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年7月15日	1	3,062,093	\$0 (¥0)	\$106,908 (¥11,729,946)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年8月15日	1	3,062,095	\$89 (¥9,765)	\$106,997 (¥11,739,711)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年8月23日	0	3,062,095	\$28 (¥3,072)	\$107,025 (¥11,742,783)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年9月16日	1	3,062,096	\$37 (¥4,060)	\$107,062 (¥11,746,843)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年10月15日	1	3,062,097	\$0 (¥0)	\$107,062 (¥11,746,843)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年11月15日	1	3,062,098	\$28 (¥3,072)	\$107,090 (¥11,749,915)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年11月22日	0	3,062,098	\$78 (¥8,558)	\$107,168 (¥11,758,473)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年12月16日	1	3,062,099	\$0 (¥0)	\$107,168 (¥11,758,473)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2013年12月31日	—	3,062,099	\$56 (¥6,144)	\$107,224 (¥11,764,617)	
2014年1月15日	1	3,062,100	\$0 (¥0)	\$107,224 (¥11,764,617)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年1月24日	18,871	3,080,971	\$22 (¥2,414)	\$107,246 (¥11,767,031)	従業員福利制度
2014年2月18日	1	3,080,972	\$0 (¥0)	\$107,246 (¥11,767,031)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年2月24日	1,055	3,082,027	\$(110) (¥(12,069))	\$107,136 (¥11,754,962)	従業員福利制度
2014年2月28日	0	3,082,027	\$0 (¥0)	\$107,136 (¥11,754,962)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年3月17日	1	3,082,028	\$400 (¥43,888)	\$107,536 (¥11,798,850)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年4月15日	2	3,082,030	\$47 (¥5,157)	\$107,583 (¥11,804,007)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年5月15日	1	3,082,031	\$49 (¥5,376)	\$107,632 (¥11,809,383)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年5月23日	0	3,082,031	\$0 (¥0)	\$107,632 (¥11,809,383)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年6月16日	1	3,082,032	\$68 (¥7,461)	\$107,700 (¥11,816,844)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年7月15日	1	3,082,033	\$84 (¥9,216)	\$107,784 (¥11,826,060)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年8月15日	1	3,082,034	\$43 (¥4,718)	\$107,827 (¥11,830,778)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年8月22日	0	3,082,034	\$0 (¥0)	\$107,827 (¥11,830,778)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年9月15日	1	3,082,035	\$43 (¥4,718)	\$107,870 (¥11,835,496)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年10月15日	1	3,082,036	\$49 (¥5,376)	\$107,919 (¥11,840,873)	配当の再投資および 直接株式購入制度

年月日 ⁽²⁾	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 ⁽³⁾ (千株)	資本金増減額 ⁽¹⁾ (百万ドル(百万円))	資本金残高 ⁽¹⁾⁽³⁾ (百万ドル(百万円))	摘要
2014年11月17日	1	3,082,037	\$48 (¥5,267)	\$107,967 (¥11,846,139)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年11月26日	0	3,082,037	\$0 (¥0)	\$107,967 (¥11,846,139)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年12月15日	1	3,082,038	\$43 (¥4,718)	\$108,010 (¥11,850,857)	配当の再投資および 直接株式購入制度
2014年12月31日	—	3,082,038	\$0 (¥0)	\$108,010 (¥11,850,857)	
2015年1月1日 から 2015年12月31日	17,431	—	\$357 (¥39,170)	—	従業員福利制度
2015年1月1日 から 2015年12月31日	0	—	\$(23) (¥(2,524))	—	優先株式発行費用
2015年1月1日 から 2015年12月31日	13	—	\$(25) (¥(2,743))	—	配当の再投資および 直接株式購入制度
2015年12月31日	—	3,099,482	—	\$108,319 (¥11,884,761)	

(*) 当期の表示に一致するように組み替えられています。

- (1) 普通株式資本金のドル金額および円金額には普通株式の額面額および株式払込剰余金の両方を含みます。
- (2) この表において、2011年5月6日より前の株式数は、2011年5月6日に普通株式10株を1株とする株式併合が発効する前の実際の数を示します。
- (3) 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

新株予約権

(1) スtock・オプション

- (a) 新株予約権の残高：6,656,588個
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：67.92ドル（7,452円、加重平均行使価格）
- (c) 資本組入額：該当ありません。

(2) 1月ワラント

- (a) 新株予約権の残高：255,033,142個（普通株式25,503,314株が発行可能）
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：106.10ドル（11,641円）
- (c) 資本組入額：5億ドル
- (d) 失効日：2019年1月4日

(3) 10月ワラント

- (a) 新株予約権の残高：210,084,034個（普通株式21,008,403株が発行可能）
- (b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：178.50ドル（19,585円）
- (c) 資本組入額：13億ドル
- (d) 失効日：2018年10月28日

優先株式（2010年12月31日から2015年12月31日）⁽¹⁾

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高 ⁽²⁾ （千株）	資本金増減額 （百万ドル(百万円)）	資本金残高 ⁽²⁾ （百万ドル(百万円)）	摘要
2010年12月31日	-	12	-	\$312 (¥ 34,233)	
2011年12月31日	-	12	-	\$312 (¥ 34,233)	
2012年10月29日	60	72	\$1,500 (¥ 164,580)	\$1,812 (¥ 198,813)	公募による優先株式 シリーズAの発行
2012年12月13日	30	102	\$750 (¥ 82,290)	\$2,562 (¥ 281,103)	公募による優先株式 シリーズBの発行
2012年12月31日	-	102	-	\$2,562 (¥ 281,103)	
2013年 3 月26日	23	125	\$575 (¥ 63,089)	\$3,137 (¥ 344,192)	優先株式シリーズC の発行
2013年 4 月30日	50	175	\$1,250 (¥ 137,150)	\$4,387 (¥ 481,342)	優先株式シリーズD の発行
2013年 6 月15日	(3)	172	\$(71) (¥ (7,790))	\$4,316 (¥ 473,552)	優先株式シリーズF の償還
2013年 6 月17日	(0)	172	\$(23) (¥ (2,524))	\$4,293 (¥ 471,028)	優先株式シリーズT の償還
2013年 9 月19日	38	210	\$950 (¥ 104,234)	\$5,243 (¥ 575,262)	優先株式シリーズJ の発行
2013年10月31日	60	270	\$1,495 (¥ 164,031)	\$6,738 (¥ 739,293)	優先株式シリーズK の発行
2013年12月31日	-	270	-	\$6,738 (¥ 739,293)	
2014年 2 月12日	19	289	\$480 (¥ 52,666)	\$7,218 (¥ 791,959)	優先株式シリーズL の発行
2014年 4 月30日	70	359	\$1,750 (¥ 192,010)	\$8,968 (¥ 983,969)	優先株式シリーズM の発行
2014年10月29日	60	419	\$1,500 (¥ 164,580)	\$10,468 (¥ 1,148,549)	優先株式シリーズN の発行
2014年12月31日	-	419	-	\$10,468 (¥ 1,148,549)	
2015年 3 月20日	60	479	\$1,500 (¥ 164,580)	\$11,968 (¥ 1,313,129)	優先株式シリーズO の発行
2015年 4 月24日	80	559	\$2,000 (¥ 219,440)	\$13,968 (¥ 1,532,569)	優先株式シリーズP の発行
2015年 8 月12日	50	609	\$1,250 (¥ 137,150)	\$15,218 (¥ 1,669,719)	優先株式シリーズQ の発行
2015年11月13日	60	669	\$1,500 (¥ 164,580)	\$16,718 (¥ 1,834,299)	優先株式シリーズR の発行
2015年12月31日	-	669	-	\$16,718 (¥ 1,834,299)	

(1) 優先株式については、発行済株式（自己株式を除きます。）のみが数値に反映されています。

(2) 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(4) 【所有者別状況】

(i) 所有者別株式の状況

普通株式

(2015年12月31日現在)			
区分 ⁽¹⁾	株主数 (人)	所有普通株式数 (株)	発行済普通株式総数に占める割合 (%)
個人	77,450	8,366,033	0.3
法人	659	146,102,290	4.7
政府機関	31	1,378	0.0
預託機関	1	2,944,503,966	95
その他 ⁽²⁾	4,636	508,375	0.0
合計	82,777	3,099,482,042	100.0

(1) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(2) 受託者、共済会、組合および団体を含みます。

優先株式シリーズAA

(2015年12月31日現在)			
区分 ^(注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	3,870	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	3,870	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズE

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	4,850	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	4,850	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズA

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズB

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	30,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	30,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズC

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	23,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	23,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズD

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズJ

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	38,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	38,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズK

(2015年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	59,800	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	59,800	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズL

(2015年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	19,200	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	19,200	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズM

(2015年12月31日現在)			
区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	70,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	70,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズN

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズO

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズP

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	80,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	80,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズQ

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	50,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	50,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

優先株式シリーズR

(2015年12月31日現在)

区分 (注)	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
個人	0	0	0.0
法人	0	0	0.0
政府機関	0	0	0.0
預託機関	1	60,000	100.0
その他	0	0	0.0
合計	1	60,000	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(ii) 所有株式数別株式の状況 (注)

普通株式

(2015年12月31日現在)

所有株式数	株主数 (人)	株主総数に 占める割合 (%)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 占める割合 (%)
50,000,001以上	2	0.0	3,090,331,530	99.7
5,000,001 — 50,000,000	0	0.0	0	0.0
1,000,001 — 5,000,000	0	0.0	0	0.0
200,000 — 1,000,000	1	0.0	35,858	0.0
200,000未満	82,777	100.0	8,933,420	0.3
合計	82,774	100.0	3,099,482,042	100.0

(注) 登録株主のみを示し、実質株主は含みません。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

2015年12月31日現在、シティグループ普通株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです⁽¹⁾。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー (CEDE & Co.) ⁽²⁾	ニューヨーク州ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号 (P.O. Box 20, Bowling Green Station, New York, NY)	2,944,503,966	95
計	—	2,944,503,966	95

- (1) 米国法上、持株比率が5パーセント以下の株主は、その発行者に対して株式所有の届出を要しません。登録株主のみを示し、実質株主は含みません。
- (2) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

優先株式

2015年12月31日現在、シティグループ優先株式の5パーセント超を実質的に所有している大株主は、次のとおりです。

シリーズAA

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	3,870	100.0
計	—	3,870	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズE

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（%）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	4,850	100.0
計	—	4,850	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズA

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズB

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	30,000	100.0
計	—	30,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズC

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	23,000	100.0
計	—	23,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズD

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	50,000	100.0
計	—	50,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズJ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	38,000	100.0
計	—	38,000	100.0

(注) ノミニエであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズK

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	59,800	100.0
計	—	59,800	100.0

(注) ノミニエであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズL

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	19,200	100.0
計	—	19,200	100.0

(注) ノミニエであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズM

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	70,000	100.0
計	—	70,000	100.0

(注) ノミニエであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズN

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズO

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズP

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	80,000	100.0
計	—	80,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズQ

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	50,000	100.0
計	—	50,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

シリーズR

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合（％）
シード・アンド・カンパニー (注)	ニューヨーク州 ニューヨーク ボーリング・グリーン・ステーション 私書箱20号	60,000	100.0
計	—	60,000	100.0

(注) ノミニーであり、実質上の持分を反映したものではありません。

2 【配当政策】

配当の宣言については、様々な要素（シティグループおよびその子会社の収益および財政状態を含みますが、これらに限定されません。）を検討したうえ、シティグループ取締役会が、その裁量により行います。

シティの発行済普通株式に対する配当は、発行済シティグループ優先株式に対してシティが負う義務に従って行われる必要があります。

2015年3月11日、シティは、米連邦準備制度理事会より、2015年の包括的資本分析（CCAR）の一環として、シティの資本計画に異論がない旨、通知を受けました。当社の資本計画には、普通株式四半期配当の1株当たり0.05ドルへの引上げ（シティ取締役会による四半期ごとの承認がなされることが条件）と、2015年度第2四半期から5四半期間にわたる最大78億ドルの普通株式の自社株買いプログラムが盛り込まれています。これらは通例に従いシティの取締役会の承認を条件としています。

2015年度について、シティグループ取締役会およびその優先株式委員会は、以下のとおり配当宣言を行いました。

第1四半期

2015年1月2日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言いたしました。

- 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2015年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年2月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズA固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年1月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年1月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 5.90%シリーズB固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年2月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2015年1月12日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年1月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年3月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年3月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年2月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年2月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の所有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。

- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2015年2月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年2月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。

2015年1月15日、取締役会は、普通株式に対する四半期配当1株当たり0.01ドルを、2015年2月2日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2015年2月27日に開始することを宣言しました。

第2四半期

2015年4月1日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- － 8.40%シリーズE固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年4月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年4月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき42.00ドルが支払われる。
- － 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2015年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2015年4月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年4月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- － 5.350%シリーズD固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- － 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年6月19日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年6月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2015年5月1日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年5月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズM固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき31.50ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズN固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年5月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年5月15日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき31.57777777ドルが支払われる。

2015年4月29日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.05ドルを、2015年5月11日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2015年5月22日に開始することを宣言しました。

第3四半期

2015年7月1日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2015年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年8月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- 5.950%シリーズA固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年7月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年7月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.75ドルが支払われる。
- 5.90%シリーズB固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年8月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.50ドルが支払われる。
- 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2015年7月11日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年7月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年9月18日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年9月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年8月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年8月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2015年7月31日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年8月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- 5.875%シリーズO固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年9月4日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年9月28日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき30.51736111ドルが支払われる。

2015年7月15日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.05ドルを、2015年8月3日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2015年8月28日に開始することを宣言しました。

第4四半期

2015年10月1日、取締役会の優先株式委員会は、以下のとおりシティグループの優先株式に対する配当を宣言しました。

- － 8.40%シリーズE固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年10月20日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年10月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき42.00ドルが支払われる。
- － 8.125%シリーズAA非累積優先株式につき、2015年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.5078125ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズC非累積優先株式につき、2015年10月12日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年10月22日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.3625ドルが支払われる。
- － 5.350%シリーズD固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき26.75ドルが支払われる。
- － 7.125%シリーズJ固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年12月18日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年12月30日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4453125ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズK固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.875%シリーズL非累積優先株式につき、2015年11月2日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月12日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき0.4296875ドルが支払われる。
- － 6.300%シリーズM固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき31.50ドルが支払われる。
- － 5.800%シリーズN固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき29.00ドルが支払われる。
- － 5.950%シリーズP固定配当／変動配当非累積優先株式につき、2015年11月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2015年11月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の25分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき33.220833333ドルが支払われる。

2015年10月22日、取締役会は、シティグループの普通株式に対する四半期配当1株当たり0.05ドルを、2015年11月2日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続を2015年11月25日に開始することを宣言しました。

2015年度の普通株式および優先株式に対する配当総額は、約1,253百万ドルです。

3 【株価の推移】

次の表は、該当期間中のシティグループ普通株式の東京証券取引所およびニューヨーク証券取引所における最高値および最安値を示したものです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(i) 東京証券取引所

決算年月	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
最高	4,260円	3,380円	5,490円	6,820円	7,490円
最低	1,800円	1,961円	3,615円	4,640円	5,460円

(注) 2011年度の株価は、2011年5月6日に発効した、シティが10株を1株とする株式併合後の株価を表示しています。

(ii) ニューヨーク証券取引所⁽¹⁾

決算年月	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
最高	\$51.24 (5,622円)	\$40.18 (4,409円)	\$53.68 (5,890円)	\$56.95 (6,249円)	\$60.95 (6,687円)
最低	\$23.11 (2,536円)	\$24.61 (2,700円)	\$40.70 (4,466円)	\$45.18 (4,957円)	\$46.60 (5,113円)

(1) 下段に示した円貨額は単に参考のために表示するものです。

(2) 2011年度の株価は、2011年5月6日に発効した、シティが10株を1株とする株式併合後の株価を表示しています。

(2) 【当該事業年度中最近 6 月間の月別最高・最低株価】

(i) 東京証券取引所

月別	2015年 7 月	2015年 8 月	2015年 9 月	2015年10月	2015年11月	2015年12月
最高	7,490円	7,290円	6,310円	6,540円	6,890円	6,760円
最低	6,480円	6,100円	5,860円	5,970円	6,360円	6,120円

(ii) ニューヨーク証券取引所^(注)

月別	2015年 7 月	2015年 8 月	2015年 9 月	2015年10月	2015年11月	2015年12月
最高	\$60.95 (6,687円)	\$59.25 (6,501円)	\$53.00 (5,815円)	\$55.06 (6,041円)	\$56.46 (6,195円)	\$55.33 (6,071円)
最低	\$52.77 (5,790円)	\$47.10 (5,168円)	\$48.47 (5,318円)	\$47.71 (5,235円)	\$52.49 (5,759円)	\$50.50 (5,541円)

(注) 下段に示した円貨額は単に参考のために表示するものです。

上記の株価は終値の数値を基準にしています。

4 【役員の状況】

(1) シティグループの取締役および指名された執行役員

男女別人数の内訳

男性：11人

女性：5人（全体比31%）

氏名／役職	生年月日	任期	株式の保有状況 ⁽¹⁾ (2016年4月15日現在) (株)
マイケル・L・コルバット 最高経営責任者	1960年5月2日	2017年	504,003
エレン・M・コストロ 取締役	1954年9月24日	2017年	4,642
ダンカン・P・ヘンス 取締役	1956年8月20日	2017年	10,473
ピーター・B・ヘンリー 取締役	1969年7月30日	2017年	6,941
フランツ・B・ハマー 取締役	1946年7月1日	2017年	17,707
ルネ・J・ジェームズ 取締役	1964年6月25日	2017年	4,085
ユージーン・M・マクエイド 取締役	1949年1月31日	2017年	134,032
マイケル・E・オニール 会長	1946年10月31日	2017年	145,829
ゲーリー・M・ライナー 取締役	1954年7月17日	2017年	16,997 ⁽²⁾
ジュディ・ス・ルーディン 取締役	1944年9月9日	2017年	38,581
アンソニー・M・サントメロ 取締役	1946年9月29日	2017年	33,595
ジョアン・E・スペロ 取締役	1944年10月2日	2017年	27,289
ダイアナ・L・テイラー 取締役	1955年2月6日	2017年	25,754
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア 取締役	1945年8月7日	2017年	98,642 ⁽³⁾
ジェームズ・S・ターレー 取締役	1955年9月17日	2017年	11,599
エルネスト・セディージョ・ ポンセ・デ・レオン 取締役	1951年12月27日	2017年	24,405

(1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(2) ライナー氏は、シリーズB5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式の預託株式を485株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.065パーセントに相当します。

(3) トンプソン氏は、シリーズK6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式の預託株式を18,768株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.03パーセントに相当します。

(4) シティグループの取締役および指名された執行役員各々の略歴は以下のとおりです。

マイケル・L・コルバット

シティグループ・インク最高経営責任者

- ・シティグループ・インク最高経営責任者 - 2012年10月から現在
- ・ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の最高経営責任者 - 2011年12月から2012年10月
- ・シティ・ホールディングス最高経営責任者 - 2009年1月から2011年12月
- ・シティのグローバル・ウェルス・マネジメントの最高経営責任者 - 2008年9月から2009年1月
- ・グローバル・コーポレート・バンクおよびグローバル・コマーシャル・バンクの責任者 - 2008年3月から2008年9月
- ・グローバル・コーポレート・バンクの責任者 - 2007年4月から2008年3月
- ・グローバル・リレーションシップ・バンクの責任者 - 2004年3月から2007年4月
- ・FICCのEMセールス&トレーディングおよびキャピタル・マーケットズ責任者 - 2001年10月から2004年3月
- ・EMセールス&債券オリジネーションの責任者 - 1988年3月から2001年10月
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・他法人での取締役就任状況 - なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：EMI
- ・その他の活動状況：ブリティッシュ・アメリカン・ビジネス社（理事）、ニューヨーク・シティ・パートナーシップ（理事）米国スキー・スノーボード協会（理事）、クリアリング・ハウス協会（監督委員）、金融サービス・フォーラム（会員）、国際金融協会（理事）およびWEF国際ビジネス評議会（会員）

コルバット氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、企業・消費者業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。同氏はこれまで、シティグループ・インクの最高経営責任者、またヨーロッパ・中東・アフリカ地域における当社の最高経営責任者としての任務を通じて、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等、当社のあらゆる事業活動において豊富な経験を積んできました。このような職務を通して、コルバット氏は金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の各分野において幅広い経験を培いました。さらに、シティ・ホールディングスの最高経営責任者として、当社の非中核業務および資産のポートフォリオについて、当社のプライメリカ持分の上場および売却を含め、40以上の事業の売却を監督しました。また、同氏は、当社の消費者金融およびリテール・パートナー・カード事業の再編において5,000億ドル以上の資産を売却することで、当社の貸借対照表上のリスクを軽減し、当社の中核事業である銀行業務に投じるための資本の確保に努めました。

エレン・M・コストロ

BM0フィナンシャル・コーポレーション元社長兼最高経営責任者およびBM0フィナンシャル・グループ元米国責任者

- ・ BM0フィナンシャル・コーポレーション社長兼最高経営責任者およびBM0フィナンシャル・グループ米国責任者 - 2011年から2013年7月
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、パーソナル・アンド・コマーシャル・バンキング (U.S.) グループ責任者およびBM0ハリス・バンク・エヌ・エイ社長兼最高経営責任者 - 2006年から2011年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループ副会長、証券化および信用投資管理、マーチャント・バンキング担当責任者ならびにニューヨーク支店長- 2000年から2006年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループの戦略的イニシアチブ部門、エグゼクティブ・バイス・プレジデント - 2000年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼責任者 - 1997年から1999年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループのシニア・バイス・プレジデント兼トレジャラー代理 - 1995年から1997年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループのアジア太平洋地域マネージング・ディレクター兼地域トレジャラー - 1993年から1994年
- ・ BM0フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループの北米金融商品販売部門、マネージング・ディレクター兼責任者 - 1991年から1993年
- ・ シティグループ取締役 - 2016年以降
- ・ シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2016年以降
- ・ 他法人での取締役就任状況：DHコーポレーション
- ・ 過去5年以内における他法人での取締役就任状況：BM0フィナンシャル・コーポレーション
- ・ その他の活動状況：ユナイテッド・ウェイ・オブ・メトロポリタン・シカゴ（理事）、シカゴ国際問題評議会（理事）およびシカゴ・エコノミック・クラブ（会員）

コストロ女史は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、規制遵守の各分野における同氏の広範な技能と経験により、取締役候補として指名されました。国際的な金融機関であるBM0フィナンシャル・グループでの30年間にわたる職務の中で、コストロ女史は、カナダ、アジアおよび米国におけるパーソナル・バンキングおよび商業銀行業務、ウェルス・マネジメント業務ならびに資本市場業務で豊富な経験を積みました。グローバル・トレジャリーおよびグローバル・キャピタル・マーケッツでの職務経験から、法人、機関および投資銀行、有価証券、取引、資産運用に係る経験を培いました。BM0ハリス・バンク・エヌ・エイの最高経営責任者として、コストロ女史は、パーソナル・バンキングおよび商業銀行、戦略的プランニング、マーケティング、規制遵守、財務報告ならびに人事での経験を積みました。さらに、BM0フィナンシャル・コーポレーション最高経営責任者および米国責任者として、同氏は、資本計画および破綻処理計画ならびにリスク管理およびリスク・ガバナンスを含む規制遵守における経験をさらに深めました。DHコーポレーションにおける取締役就任では、国際事業および金融テクノロジー業務における経験を積みました。また、コストロ女史の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

ダンカン・P・ヘンス

アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー

- ・アトレビダ・パートナーズLLC共同創立者およびパートナー - 2007年6月から現在
- ・プロモントリー・フィナンシャル・グループ共同創立者およびパートナー - 2000年から2006年
- ・ソロス・ファンド・マネージメント最高経営責任者 - 1999年から2000年
- ・バンカーズ・トラスト社エグゼクティブ・バイス・プレジデントおよびトレジャラー - 1987年から1999年
- ・アーサー・アンダーセン社監査部長 - 1979年から1987年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：シンコラ・ホールディングス
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：フリーマン・カンパニー（諮問委員会）

ヘンス氏は、金融サービス業界において豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、法人業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。アトレビダ・パートナーズLLCの共同創立者としての任務、ならびにプロモントリー・フィナンシャル・グループおよびバンカーズ・トラスト社におけるこれまでの経験により、金融サービス、規制遵守、法人および投資銀行、ならびに有価証券取引業務において広範囲に及ぶ実績を獲得しました。ヘンス氏は、バンカーズ・トラスト社では、ロングターム・キャピタル・マネジメントの株式資本再構成に参加した14の企業からなる連合であるオーバーサイト・パートナーズ I の委員長を務めました。オーバーサイト・パートナーズ I の委員長として、ヘンス氏は信用・リスク管理および人事関係において実績を積みしました。さらに、ソロス・ファンド・マネージメントの最高経営責任者としての任務の中で、ヘンス氏は裁定取引活動を含む投資、運営基盤および取引において実績を積み上げました。公認会計士としての実績により、監査、財務報告およびリスク管理専門家としての実績も得ています。

ピーター・B・ヘンリー

ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長

- ・ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長 - 2010年1月から現在
- ・スタンフォード大学教員 - 1997年から2009年
- ・アメリカ国立科学財団研究員 - 1993年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2015年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2015年以降
- ・他法人での取締役就任状況：なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：クラフト・フーズ・インクおよびクラフト・フーズ・グループ・インク（2012年10月に2社に分社）
- ・その他の活動状況：英米経済協議会、外交問題評議会（役員）、全米経済研究所（役員）およびニューヨーク・エコノミック・クラブ（評議員）

ヘンリー博士は、優れた学者かつ経験豊かな国際的エコノミストであり、国際事業および経済、金融サービス、リスク管理、財務報告、消費者業務、法人関連業務ならびにガバナンスの各分野における広範な専門知識により、取締役候補に指名されました。ヘンリー博士は、高名な国際的エコノミストとして、当社の戦略の焦点となる新興市場に関する有意義な見解を取締役に提供するほか、レナード・N・スターン・スクール・オブ・ビジネス学部長としての立場から得た経験により、広報、財務および経営に関する事項について、取締役会の議論に重要な意見を提供することができます。クラフト・フーズ・グループ・インクを取締役会ならびにその監査およびガバナンス委員会の元メンバーとして、消費者業務の環境、財務報告およびガバナンスに関する貴重な見識を有しています。オバマ大統領の政権移行作業チームによる国際的融資機関の見直しにおいて主導的立場を担ったことや、発展途上および新興市場についての経済顧問として従事したこと等の政府顧問としての経験から、国際事業および金融サービスに関する貴重な見識を有しています。ヘンリー博士は、世界の成熟市場および新興市場の両方において企業および政府が直面する問題について確固たる見解を有する等、大規模な私立大学で経営のリーダーシップを担ったことにより獲得した広範な経験を活かし、これを取締役に提供します。

フランツ・B・ハマー

ロシュ・ホールディング元会長

- ・ロシュ・ホールディング会長 - 2008年から2014年3月
- ・ロシュ・グループ会長兼最高経営責任者 - 2001年から2008年
- ・ロシュ・グループ最高経営責任者 - 1998年から2001年
- ・エフ・ホフマン・ラ・ロシュ最高業務責任者 - 1996年から1998年
- ・エフ・ホフマン・ラ・ロシュ製薬部門長 - 1995年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ディアジオ・ピーエルシー（会長）およびカイト・ファーマシューティカルズ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ロシュ・ホールディングス・インク
- ・その他の活動状況：インターナショナル・センター・フォー・ミッシング・アンド・エクスプロイテッド・チルドレン（理事長）、フーマー財団、バイアル・ファーマシューティカルズ、中外製薬株式会社およびWISeKey（取締役会メンバー）

ハマー氏は経験豊富な経営者であり、同氏は、国際事業、消費者業務、財務報告、リスク管理、報酬、規制遵守、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ハマー氏はロシュ・ホールディングの最高経営責任者兼会長や同社におけるその他の要職、グラクソ・スミスクライン・ピーエルシーおよびシェリング・プラウの執行役員、ディアジオ・ピーエルシーの会長等の役職を通じ、国際事業、消費者業務、リスク管理、報酬、規制遵守、財務報告、コーポレート・ガバナンスにおいて豊富な経験を培いました。欧米の厳格に規制された業界において大規模かつ複雑なグローバル企業を長年統率してきた経験から、主要なグローバル市場における事業戦略の実施に関する見識、規制遵守に関する助言のほか、重要なフランチャイズやブランドの開発および拡大のための戦略的指針を提供することができます。さらにアリアンツの国際評議会委員、また複数の慈善団体の元メンバーとして、国際事業、消費者業務、法人関連業務について重要な見解を提供することもできます。

ルネ・J・ジェームズ

カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ

- ・カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ - 2016年2月から現在
- ・インテル・コーポレーション社長 - 2014年から2016年
- ・インテル・ソフトウェア・アンド・サービス・ビジネスのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループGM責任者 - 2004年から2013年
- ・インテル、マイクロソフト・プログラム・オフィスのグループ・バイス・プレジデント兼セールス・アンド・マーケティング部門ジェネラル・マネージャー、グループおよびジェネラル・マネージャー - 2001年から2004年
- ・インテル・オンライン・ソリューションズのディヴィジョン・チーフ・オペレーティング・オフィサー - 1999年から2001年
- ・インテルのチーフ・スタッフ、アンドリュース・グローブ会長兼CEO - 1995年から1999年
- ・シティグループ取締役 - 2016年以降
- ・他法人での取締役就任状況：オラクル・コーポレーション、セーバー・コーポレーション、ボーダフォン・グループ・ピーエルシー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ヴィエムウェア・インク
- ・その他の活動状況：国家安全保障通信諮問委員会（副議長）

ジェームズ女史は、取締役経験が豊富で、テクノロジー、国際事業および消費者業務の各分野における経験により、取締役候補として指名されました。ジェームズ女史は、現在、カーライル・グループのオペレーティング・エグゼクティブであり、同社のメディア部門およびテクノロジー部門の実務に携わっています。また、テクノロジー分野担当の取締役としての経験が豊富であり、大規模かつ複雑でグローバルなオペレーションの管理において広範かつ国際的な経験を有しています。同氏は、インテルで28年間のキャリアを積み、ソフトウェアとハードウェアの双方における研究開発指揮からグローバルな製造管理まで、さまざまな職務に就いていました。また、最先端技術に関する経験も豊富であり、インテルで担っていた職務および民間テクノロジー企業の実務としての任務を通じて、リーダーシップ、消費財産業および技術の各分野における幅広い専門的知識を獲得しています。インテルで担った職務を通じて、また、米国大統領直属の機関である国家安全保障通信諮問委員会の副議長として同氏が有するサイバー・セキュリティに関する広範な知識は、シティの次のイノベーションにおいて、また、21世紀の金融サービス企業を運営する上で生じる課題への対処において大きな役割を果たすものと考えられます。同氏はその他の著名な国際的企業（オラクル・コーポレーション、セーバー・コーポレーションおよびボーダフォン・グループ・ピーエルシー）の実務就任を通じて、リーダーシップおよびコーポレート・ガバナンスにおける専門知識をさらに深めています。

ユージーン・M・マクエイド

シティグループ・インク元副会長およびシティバンク、エヌ・エイ元最高経営責任者

- ・シティグループ・インク副会長 - 2014年から2015年5月
- ・シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者 - 2009年7月から2014年4月
- ・メリルリンチ銀行、副会長兼社長 - 2008年から2009年
- ・フレディ・マック（連邦住宅金融抵当金庫）社長兼最高業務責任者 - 2004年から2007年
- ・バンク・オブ・アメリカ社長 - 2004年
- ・フリートボストン・ファイナンシャル、社長兼最高業務責任者 - 2002年から2004年
- ・フリートボストン・ファイナンシャル、副会長兼最高財務責任者 - 1997年から2002年
- ・シティグループ・インク取締役 - 2015年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：XLグループ・ピーエルシー（会長）
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：プロモントリー・フィナンシャル・グループ（副会長）、ボーイズ・アンド・ガールズ・クラブ（理事）、アメリカン・アイルランド・ファンド（取締役）およびニューヨークのカトリック・チャリティーズ（取締役）

マクエイド氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、規制遵守の各分野における同氏の広範な技能と経験により、取締役候補として指名されました。同氏は、シティバンク、エヌ・エイの元最高経営責任者として、シティの法人・消費者業務のあらゆる点において深い理解を有しており、シティバンクの資本構成、規制遵守、オペレーショナル・リスクおよび戦略的プランニングを管理してきました。同氏は、シティバンクの財務報告を監督し、シティの包括的資本分析およびレビュー（CCAR）を監視しました。マクエイド氏は、複数の国際的な公開金融機関におけるCEO、社長、副会長、最高財務責任者、チーフ・オペレーティング・オフィサー等の経営陣としての職務を通じた広範な経験および金融の専門性を有しています。同氏は、バンク・オブ・アメリカ、フリートボストン・ファイナンシャルおよびメリルリンチでの過去の経験を通じて、個人金融部門および商業金融部門における広範な経験を培いました。さらに、XLグループ・ピーエルシーでの広範な職務経験を通じて、国際事業および規制における経験を培いました。シティのリスク管理委員会における任務を通じて、同氏はリスク管理に係る経験を深めました。また、マクエイド氏の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

マイケル・E・オニール

シティグループ・インク会長

- ・シティグループ・インク会長 - 2012年4月から現在
- ・バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役 - 2000年から2004年
- ・パークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任 - 1999年
- ・バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者 - 1995年から1998年
- ・コンチネンタル・バンク最高財務責任者 - 1993年から1995年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：なし
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：バージニア大学ダーデン・スクール・オブ・ビジネス財団（理事）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ（理事）、国立第二次世界大戦博物館（理事）、US0メトロポリタン・ニューヨーク（理事）およびFTVキャピタル（評議会）

オニール氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者であり、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の第12地区委員も務め、規制遵守に関する深い専門知識を有しています。さらに、コンチネンタル・バンク在職中および独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービス業務を経験しました。

ゲーリー・M・ライナー

ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー

- ・ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー - 2010年9月から現在
- ・ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、シニア・バイス・プレジデント兼最高情報責任者 - 1996年から2010年
- ・ボストン・コンサルティング・グループ、パートナー - 1986年から1991年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ヒューレット・パッカード・カンパニーおよびボックス・インク
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：ノーウォーク・ホスピタル（会員）

ライナー氏は経験豊富な経営者であり、同氏の経営および技術、財務報告、コーポレート・ガバナンス、国際事業ならびに消費者業務の各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シーの経営パートナーとしての現在の任務の中で、技術および管理における専門知識を広げました。ゼネラル・エレクトリックの最高情報責任者としての在職中に、同氏は大規模かつ複雑な多国籍経営の管理において広範囲な実績を積み、国際的な消費者および法人顧客基盤に対する技術革新、戦略計画の策定およびマーケティングを発展させてきました。また、技術事業の戦略的問題に注力したボストン・コンサルティング・グループのパートナーとしての長年にわたる経験の中で、ITについても重要な実績を積み上げてきました。ライナー氏の革新技術リーダーとしての実績は、21世紀の金融サービス企業を運営するという課題に当社が対応することに役立てられています。ヒューレットパッカード社取締役会での業務を通じて、同氏は指名、統治および社会的責任委員会の委員長としてさらなるリーダーシップを身につけ、コーポレート・ガバナンスの専門性を獲得しました。

ジュディス・ルーディン

ロックフェラー財団理事長

- ・ロックフェラー財団理事長 - 2005年3月から現在
- ・ペンシルベニア大学名誉学長 - 2004年から現在
- ・ペンシルベニア大学学長 - 1994年から2004年
- ・エール大学学長 - 1992年から1994年
- ・シティグループ取締役 - 2004年以降
- ・他法人での取締役就任状況：コムキャスト・コーポレーション
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：エイエムアール・コーポレーション
- ・その他の活動状況：ワールド・トレード・メモリアル財団（理事）、カーネギー・ホール（理事）、ローリエット・エデュケーション・インク（理事）、ホワイトハウス・プロジェクト（委員）、外交問題評議会（評議員）、米国医学研究所（研究員）

ルーディン博士は、非営利部門の経験豊富なリーダーで、広報・渉外業務、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告、リスク管理、法務の各分野における技能および経験により、取締役候補として指名されました。現在のロックフェラー財団理事長としての任務、および1994年から2004年退任時までのペンシルベニア大学の学長および1992年から1994年までのエール大学の学長としての従前の任務、ならびにコムキャスト監査委員会での任務を通じて、ルーディン博士は広報・渉外業務、財務報告、リスク管理、法務の各分野において広範囲にわたる経験を積んできました。フィラデルフィア市最大の民間雇用者であるペンシルベニア大学の学長、コムキャスト・コーポレーションの報酬委員会の委員長、さらにコムキャスト・コーポレーションおよびローリエット・エデュケーションの取締役としても、報酬事項について幅広い経験を培いました。ワールド・トレード・メモリアル財団の理事、カーネギー・ホールの理事、ブルッキングス研究所の名誉理事、外交問題評議会の評議員、米国医学研究所の研究員、ニューヨーク市経済機会委員会の委員としての任務により、地方および世界的規模の広報・渉外業務に係る問題について深い理解を有しています。

アンソニー・M・サントメロ

フィラデルフィア連邦準備銀行元頭取

- ・マッキンゼー・アンド・カンパニー、シニア・アドバイザー - 2006年から2008年1月
- ・フィラデルフィア連邦準備銀行頭取 - 2000年から2006年
- ・ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授 - 1984年から2002年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2009年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ルネサンスリー・ホールディングス・リミテッドおよびペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパニー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：B of Aファンド・シリーズ・トラスト
- ・その他の活動状況：コロンビア・ファンズ・シリーズ・トラスト

サントメロ博士は、経験豊かなエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は多くの著名な役職を通じてリスクおよび規制に係る広範な経験を得ており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステム委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長としては、全社レベルでのリスク管理に関する問題および生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部および実務家と緊密に協力しました。さらに、当社のリスク管理委員会および監査委員会、ならびにルネサンスリー・ホールディングスの投資・リスク管理委員会での任務を通じて、リスク管理に関する深い経験を有しています。

ジョアン・E・スペロ

コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員

- ・コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員 - 2010年11月から現在
- ・財団センター客員研究員 - 2009年から2010年
- ・ドリス・デューク慈善財団理事長兼最高経営責任者 - 1997年から2008年
- ・米国国務次官経済・事業・農業部門担当 - 1993年から1997年
- ・アメリカン・エクスプレス、広報・渉外関連業務、コミュニケーション担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント - 1991年から1993年
- ・アメリカン・エクスプレス、シニア・バイス・プレジデント兼トレジャラー - 1989年から1991年
- ・アメリカン・エクスプレス、渉外担当バイス・プレジデント - 1983年から1989年
- ・アメリカン・エクスプレス、経営戦略企画部門バイス・プレジデント - 1981年から1983年
- ・シティグループ取締役 - 2012年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2012年以降
- ・他法人での取締役就任状況：IBM、インターナショナル・ペーパー
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：INGグループ・エヌ・ヴィー
- ・その他の活動状況：カウンスル・オブ・アメリカン・アンバサダー（理事）、アカデミー・オブ・ディプロマシー（会員）、米国哲学協会（会員）、ウィスコンシン大学卒業生研究財団（理事）、インターナショナル・センター・フォー・トランジショナル・ジャスティス（理事）、コロンビア大学（名誉理事）、アムハースト大学（名誉理事）、外交問題評議会（名誉評議員）、ブルッキングス研究所（名誉理事）

スペロ女史は、政府高官、金融サービスでの執行役員、学者として多岐にわたる経験を持ち、取締役としての経験も豊富で、非営利セクターの第一人者です。スペロ女史は、コーポレート・ガバナンス、規制遵守、国際事業および経済、消費者業務、金融サービス、法人関連業務、報酬、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。スペロ女史は、米国国務次官（経済・実業・農業部門担当）および米国国連大使（経済・社会問題担当）在任中に広範な規制遵守、国際事業の経験を培いました。アメリカン・エクスプレス・カンパニーにおける広報・渉外、コミュニケーション担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント、シニア・バイス・プレジデント、トレジャラー等の執行役員として、金融サービスや消費者業務、法人関連業務における専門的知識を深めました。IBMの報酬監査委員会、インターナショナル・ペーパーの監督委員会および公共政策環境委員会をはじめとするIBM、インターナショナル・ペーパー、ING、デルタ航空、ファースト・データ・コーポレーションの現職の取締役または元取締役として、コーポレート・ガバナンス、消費者業務、財務報告、報酬、法人関連業務に関する経験は多岐にわたります。ドリス・デューク慈善財団の理事長、財団センターの客員研究員（米国の民間基金が米国の外交政策やグローバルシステムに果たす役割を研究）、そしてコロンビア大学国際公共政策大学院の上級研究員（国際慈善事業とそれがグローバルシステムに果たす役割について研究執筆）、非営利セクターにおけるその他の職務経験から、法人関連業務事項について深い見識を得ています。

ダイアナ・L・テイラー

ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長

- ・ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長 - 2014年7月から現在
- ・ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーマネージング・ディレクター - 2007年から2014年
- ・ニューヨーク州銀行監督官 - 2003年から2007年
- ・ニューヨーク州パタキ知事副秘書官 - 2002年から2003年
- ・ロングアイランド電力公社最高財務責任者 - 2001年から2002年
- ・キースパン・エナジーのバイス・プレジデント - 1999年から2001年
- ・ニューヨーク州パタキ知事秘書官補佐 - 1996年から1999年
- ・ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニーエグゼクティブ・バイス・プレジデント - 1993年から1994年
- ・エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長 - 1988年から1993年および1995年から1996年
- ・シティグループ取締役 - 2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：ブルックフィールド・アセット・マネジメント、サザビーズ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：ブルックフィールド・オフィス・プロパティーズ
- ・その他の活動状況：Accion（会長）、AMFAR、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ダートマス大学（理事）、ガールズ・エデュケーショナル&メントリング・サービス（GEMS）（委員）、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、フレンズ・オブ・ハドソン・リバー・パーク、アイディアズ42、国際女性保健連合、メールマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、メイヨー・クリニック（会長）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（メンバー）、ニューヨーク・エコノミック・クラブおよび外交問題評議会（評議委員）

テイラー女史は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制遵守、リスク管理、法人関連業務、報酬、コーポレート・ガバナンス、財務報告、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ソレラ・キャピタル・エルエルシーの副会長、ファンド運用会社であるウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーの設立パートナー兼社長として、ならびにドナルドソン、ラフキン・アンド・ジャンレット、リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・インク、スミス・バーニー・ハリス・アップラム・アンド・カンパニーでの様々な要職を通じたプライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業での深い経験が含まれます。それ以前にはロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、ダートマス大学理事会の報酬委員会委員および監査委員会委員、Accionおよびハドソン・リバー・パーク・トラストの会長、ならびにニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーションおよびグレーター・ニューヨークYMCAの元会長としての任務を通じて、法人関連業務、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー（PIMCO）元最高経営責任者

- ・ PIMCO最高経営責任者 - 1993年から2009年1月
- ・ ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長 - 1991年から1993年
- ・ ソロモン・ブラザーズ・インク - 1975年から1993年
- ・ シティグループ取締役 - 2009年以降、人事・報酬委員会委員長 - 2014年以降
- ・ 他法人での取締役就任状況：なし
- ・ 過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・ その他の活動状況：パシフィック・ライフ・コーポレーション、パシフィック・シンフォニー・オーケストラ（理事）、トンプソン自閉症財団（会長）、トンプソン・ファミリー財団（理事長）、ミズーリ大学（総長付財務諮問委員会）、オレンジ郡コミュニティ基金（顧問取締役）

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者です。同氏は、金融サービス、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務、国際事業、法人・消費者業務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、PIMCOの最高経営責任者（1993年から2009年）、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長（1991年から1993年）、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、法人・消費者業務、国際事業において幅広い技能と経験を得ました。また、パシフィック・ライフ・コーポレーションの元最高経営責任者として、またシティのリスク委員会、報酬・人事委員会のメンバーおよび過去の主任取締役としての任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。

ジェームズ・S・ターレー

アーンスト・アンド・ヤング元会長兼最高経営責任者

- ・アーンスト・アンド・ヤング会長兼最高経営責任者 - 2001年から2013年6月
- ・アーンスト・アンド・ヤング地区マネージング・パートナー - 1994年から2001年
- ・シティグループ取締役 - 2013年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役 - 2013年以降
- ・他法人での取締役就任状況：エマーソン・エレクトリック・カンパニー、イントレクソン・コーポレイション、ノースロップ・グラマン・コーポレーション
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：ボーイスカウトアメリカ連盟（理事会メンバー）、ボーイスカウトグレーター・セントルイス連盟（理事会メンバー）、世界スカウト財団（理事会メンバー）、経済開発委員会（理事）、テアトル・フォワード（理事）およびセントルイス市立劇場協会（理事会メンバー）

ターレー氏は、元アーンスト・アンド・ヤングのグローバル会長兼最高経営責任者で、彼の米国内外での会計士としての類稀なキャリア、ならびに彼の大手公認会計事務所を率いた幹部としての経験から得られた見識と専門性を当社にもたらしめました。ターレー氏は、財務報告、法務、国際事業、規制遵守、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ターレー氏は監査委員会の委員長として、またリスク管理委員会の委員として、財務報告、規制問題、法令遵守、内部監査、法律問題およびリスクに対する取締役会による監督に大きく寄与します。アーンスト・アンド・ヤングの会長兼最高経営責任者を務める中で、彼は報酬、訴訟、法人関連業務およびコーポレート・ガバナンス分野において重要な専門知識を培ってきました。キャタリストの元取締役会長であるターレー氏は、多様性における第一人者として知られ、女性にとって平等な市場の参加をサポートし、また、アーンスト・アンド・ヤングで監督していた女性経営企業の戦略的開発を可能にした革新的なプログラムにより、誉れ高いクリスタル・リーダーシップ・アワードを受賞しました。当社に対し、多様性に関する問題について指導してくれます。

エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン

エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授

- ・エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授 - 2002年9月から現在
- ・メキシコ大統領 - 1994年から2000年
- ・メキシコ国政府教育省長官 - 1992年から1993年
- ・メキシコ国政府経済計画・予算担当長官 - 1988年から1992年
- ・メキシコ国政府予算担当次官 - 1987年から1988年
- ・メキシコ中央銀行エコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA長官、次官 - 1978年から1987年
- ・シティグループ取締役 - 2010年以降
- ・他法人での取締役就任状況：アルコア・インク、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー、グルポ・ブリザ
- ・過去5年以内における他法人での取締役就任状況：なし
- ・その他の活動状況：BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、G30（メンバー）、インター・アメリカン・ダイアログ（メンバー）、天然資源管理機構（理事長）およびローリエイト国際大学連盟プレジデンシャル・カウンセラー

セディージョ・ボンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ大統領であり、熟達したエコノミストであり、学界の権威です。同氏は、国際事業および経済、金融サービス、規制遵守、法人関連業務、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコ中央銀行での勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府の予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）等、広範な政府関係役職の経験、エール大学グローバリゼーション研究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、金融サービス、規制遵守、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30のメンバー、BPおよびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、金融サービス、法人関連業務において広範囲にわたる経験を有しています。現在は、アルコア・インクの実業取締役として監査委員会、公募委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの実業取締役として統制・公共責任委員会の委員と革新・技術委員会の委員を務め、またスペインのグルポ・ブリザの実業取締役であり、以前にはユニオン・パシフィック・コーポレーションの実業取締役として監査委員会と財務委員会の委員を、さらにEDSの実業取締役として統制委員会の委員を務めたことから、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、法人関連業務における経験をj得ています。

(2) シティグループのその他の業務執行役員

(上記「(1) シティグループの取締役および指名された執行役員」に記載したものを除きます。)

氏名／役職	生年月日	任期	株式の保有状況 ⁽¹⁾ (2016年4月15日現在) (株)
フランシスコ・アリスティエタ アジア太平洋地域最高経営責任者	1965年12月20日	該当なし	98,667
スティーブン・バード グローバル個人金融部門最高経営責任者	1967年2月24日	該当なし	398,461
ドン・キャラハン オペレーション&テクノロジー部門長	1956年5月16日	該当なし	320,573 ⁽²⁾
ジェームズ・C・カウルズ ヨーロッパ・中東・アフリカ地域 最高経営責任者	1955年5月15日	該当なし	352,843
バーバラ・デソー シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者	1952年11月4日	該当なし	67,533
ジェームズ・A・フォリス シティグループ社長 インスティテューショナル・クライアント・ グループ最高経営責任者	1963年2月23日	該当なし	526,794
ジェーン・フレイザー ラテンアメリカ地域最高経営責任者	1967年7月13日	該当なし	131,926
ジョン・C・ガスパック シティグループ最高財務責任者	1953年8月24日	該当なし	364,068
ブラッドフォード・フー チーフ・リスク・オフィサー	1963年5月20日	該当なし	62,810
ウィリアム・J・ミルズ 北米地域最高経営責任者	1955年9月24日	該当なし	467,704 ⁽³⁾
マイケル・マリー 人事部門責任者	1965年2月15日	該当なし	43,164
ジェフリー・R・ウォルシュ シティ、コントローラー兼最高会計責任者	1957年12月21日	該当なし	52,452
ローアン・ウィーラシング シティグループ、ジェネラル・カウンセル およびコーポレート・セクレタリー	1950年8月23日	該当なし	136,710

(1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

(2) キャラハン氏は、シリーズS6.300%非累積優先株式の預託株式を4,170株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.01パーセントに相当します。

(3) ミルズ氏は、シリーズQ5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式の預託株式を1,000株保有しており、これは当該シリーズ優先株式の0.08パーセントに相当します。

(4) シティグループのその他の業務執行役員各々の略歴は、以下のとおりです。

フランシスコ・アリステギエタ

アジア太平洋地域最高経営責任者

フランシスコ・アリステギエタ氏は、シティグループのアジア太平洋地域の最高経営責任者であり、この地域の16ヶ所にわたる市場におけるすべての事業に責任を有しています。

2015年6月に現在の職務に就く前、同氏は、ラテンアメリカ地域の最高経営責任者を務め、シティが現在事業を展開する23ヶ国の地域で3年にわたる事業再編への取り組みを統率しました。それ以前は、ラテンアメリカおよびメキシコ地域のシティ・トランザクション・サービス（CTS）部門の責任者を務め、当社のインスティテューショナル・クライアント・グループの中核商品であるキャッシュ・マネジメント、トレード、カストディ、コレスポンディング・バンキングおよび輸出代理ファイナンスを管理していました。同氏は、バンコ・ナシオナル・デ・メヒコ（以下「バナメックス」といいます。）の執行委員会およびCTSグローバル執行委員会のメンバーでした。アリステギエタ氏はまた、アンデス地域諸国（ベネズエラ、コロンビア、ペルー、エクアドルおよびボリビア）ならびにコロンビアにおける最高経営責任者を直接務め、その前は、シティ・ベネズエラの最高経営責任者、その前はエクアドルの最高経営責任者でした。

アリステギエタ氏は、シティグループの最高経営責任者マイケル・コルバットの直属の部下であり、シティのオペレーティング・コミッティのメンバーです。同氏はまた、シティグループ・ファンデーション委員会およびシティ・ベンチャーズのメンバーであり、2003年からはザ・ヤング・プレジデント・オーガナイゼーション（YP0）のメンバーとなりました。さらに、同氏は、チリ最大の金融グループであるバンコ・デ・チリの副会長および取締役会のメンバーでもあります。同氏は、全米ラテンアメリカ商工会議所、南北アメリカ協会および南北アメリカ評議会のメンバーであり、さらに、同氏は南北アメリカ・ジュニア・アチーブメント委員会や、エクアドル・コロンビア・ベネズエラ銀行協会、全米エクアドル・コロンビア・ベネズエラ商工会議所およびコロンビアのアメリカ企業評議会等その他いくつかの委員会のメンバーを務めてきました。同氏はまた、コロンビア市場第三位の規模を有する年金ファンドマネージャーであるコルフンドの取締役会会長も務めました。

アリステギエタ氏は、1994年にコーポレート・バンクのバイス・プレジデント兼シニア・リレーションシップ・マネージャーとしてシティグループに入社し、1997年にシティ・ベネズエラにおいてコーポレート・バンク、金融機関および公共部門の責任者になりました。同氏は2003年にシニア・クレジット・オフィサーの称号を、2008年にはレベルIIの称号を、および2011年にはシティにおいてリスク・アプローバル・ビジネスの最高レベルの称号であるレベルIの称号を獲得しました。

シティに入社する前は、ヴストコール・パートナーズにおいて、ベネズエラ、コロンビアおよびブラジルに係るデット・キャピタル・マーケット業務を担当しており、その前はベネズエラ国営石油会社（PDVSA）のプロジェクト・ファイナンス・グループに所属していました。

アリステギエタ氏は、ブリティッシュ・カウンシルおよびベネズエラ国営石油会社の奨学金によりロンドンのブルネル大学のMBAを取得しました。同氏はまた、ベネズエラ、カラカスのメトロポリターナ大学で経営学を専攻し、銀行業務および金融の学位ならびに企業経営の学士号を取得しています。

スティーブン・バード

グローバル個人金融部門最高経営責任者

スティーブン・バード氏は、グローバル個人金融部門の最高経営責任者です。同氏は、グローバルなすべての個人向けおよび商業銀行業務について責任を有し、その範囲にはかかる業務をサポートするリテール・バンキング、ウェルス・マネジメント、クレジットカード、抵当貸付およびオペレーション&テクノロジー部門が含まれます。同氏は、シティのグローバル・オペレーティング・コミティのメンバーです。

それ以前には、バード氏は、シティのアジア太平洋地域の最高経営責任者を務め、中国およびインドを含む、北は韓国から南はオーストラリアに及ぶ地域の17ヶ所にわたる市場における同社のすべての事業に責任を有していました。

2006年から2008年までは、アジア太平洋地域の個人金融部門の責任者であり、同地域における3,000万名を超える顧客を対象とするリテール・バンキング、クレジットカードおよび消費者金融事業を担当していました。

その前は、シティ・ジャパンにおいて4年間、クレジットカードおよび消費者金融の最高経営責任者を務め、さらにその前は、シティ・ラテンアメリカにおいて23ヶ国におけるシティのすべての事業を管轄するオペレーション&テクノロジー部門の責任者を務めました。

バード氏は、1998年にシンガポールにおいて、アジア太平洋地域のオペレーション&テクノロジー部門の責任者としてシティに入社し、優れた顧客サービスならびに市場をリードするインターネットおよびモバイルサービスの提供を可能にする、シティの技術的・業務的能力の整備に成功しました。シティの優れた電子商取引サービスは、現在も顧客や業界から評価され続けています。同氏は、2001年にラテンアメリカに異動となりました。

シティに入社する前は、バード氏は英国のGEキャピタルおよびブリティッシュ・スチールにおいて上級経営陣の役職に就いていました。GEキャピタルではシックス・シグマ・プログラムを立ち上げ、GEキャピタル・フリート・サービスズにおいて、顧客重視・継続的改善の文化を確立し、その後、同社において英国事業の取締役に就任しました。同氏は、GEキャピタルの異なる業務間で、英国自動車業界の資金的ニーズに応える合弁事業会社を設立し、この先駆的な取組みによってGEの「ピナクル・アワード」を受賞しました。

バード氏は、シティのチェアマン・エグゼクティブ・フォーラムおよびGEのヨーロッパ・アドバンスド・リーダーシップ・プログラムのOBです。同氏はまた、アジア協会および米中ビジネス評議会の評議員も務めています。同氏は、カーディフ大学を卒業し、経済および金融においてMBAを取得しています。

ドン・キャラハン

オペレーション&テクノロジー部門長

ドン・キャラハン氏は、シティのグローバルなオペレーション&テクノロジー部門の責任者です。同氏は、シティ全社のすべての技術に関するグローバルな基準を定めるチーフ・インフォメーション・オフィサー・カウンセルのエグゼクティブ・チェアであり、シティの事業間のデジタル変換を推進するデジタル・ガバナンス・オフィスを統率しています。キャラハン氏はまた、シティのグローバル情報セキュリティ戦略の策定および実施の責任者です。

技術面の組織変革で豊富な実績を有するキャラハン氏は、シティのグローバル技術アジェンダを定め、監督しています。同氏は、世界160以上の国の個人、法人および団体顧客を対象とする商品およびサービスを提供するための共通の技術基盤の導入を牽引しています。同氏はまた、顧客実績の向上、シティのコスト構造の変革、収益性の推進を可能にする新しい技術と既存の技術を活用するシティの戦略を策定し、実施しています。

技術的な職務に加え、キャラハン氏は、34ヶ所にわたるシティ・サービス・センターで施行される総合グローバル管理サービスモデルから成るシティのシェアード・サービスを監督しています。同氏はまた、原データを実用的な知識に変え、顧客に向けて新たな見識や価値を創出するシティの企業分析プラットフォームを監督しています。同氏はまた、シティのグローバルな不動産ポートフォリオを管理しており、シティの拠点を統合し、職場環境を最適化することにより、生産性を向上させています。

2007年にシティに入社する前には、キャラハン氏は、IBM、モルガン・スタンレーおよびクレディ・スイスにおいて要職を歴任し、生産性、顧客向けサービスの強化および収益性の改善をもたらした顧客中心の技術戦略を策定および実施しました。

キャラハン氏は、複数のコミュニティ組織に積極的に関与しています。同氏は、マンハッタンビル・カレッジの評議員会会長であり、グレーター・ニューヨークの米国赤十字社の理事も務めています。同氏は、メトロポリタン美術館のビジネス・コミッティのメンバーおよび外交政策協会の研究員です。

ジェームズ・C・カウルズ

ヨーロッパ・中東・アフリカ地域最高経営責任者

ジェームズ・C・カウルズ氏は、2013年1月にシティのヨーロッパ・中東・アフリカ地域（以下「EMEA」といいます。）の最高経営責任者に指名されました。

現在の地位に就任する前は、カウルズ氏はEMEAの最高業務責任者およびシティの西ヨーロッパ地域の責任者であり、また、EMEAにおけるシティのマーケット責任者、エクイティ部門およびエクイティ・キャピタル・マーケット部門（新規発行商品）のグローバル責任者も務めました。

カウルズ氏は、1979年にスミス・バーニーに入社しました。同氏はこれまでに、株式業務（EMEA）の責任者、投資銀行業務の副責任者、不動産投資銀行業務および中小企業向け抵当貸付取引業務の責任者、デット・キャピタル・マーケット業務の責任者および直接投資業務の責任者を務めてきました。

カウルズ氏は、1977年にデニソン大学で経済学の学士号を取得し、最優等学生（ファイ・ベータ・カッパ（Phi Beta Kappa）のメンバー）として卒業しました。また1979年にペンシルベニア大学、ウォートン・スクールを卒業しMBAを取得しました。

バーバラ・デソー

シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者

バーバラ・デソー女史は、シティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者の職務に2014年4月に就任し、取締役会のメンバーでもあります。シティバンク、エヌ・エイは、シティグループの資産合計の約70%を占めます。同社は、シティグループが米国を含む（メキシコは除きます。）100ヶ国における支店および子会社で活動を行う主たる事業体です。シティバンク、エヌ・エイは、主に、抵当貸し付け、クレジットカード、リテール・バンキング業務関連の商品およびサービス、法人貸付業務、コマーシャル・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスおよびe-コマース商品およびサービスならびにプライベート・バンキング業務関連の商品およびサービスを提供しています。デソー女史は、2013年10月にチーフ・オペレーティング・オフィサーとしてシティバンク、エヌ・エイに入社しました。CEOの職務に加え、デソー女史は、シティグループの包括的資本分析およびレビューのプロセスも統率しています。デソー女史はまた、シティグループのグローバルな女性の取り組みである、シティ・ウィメンの共同責任者でもあります。

デソー女史のバンク・オブ・アメリカにおける35年のキャリアにおいて直近の職位は、70億ドル／500万人の顧客／50,000人の部下を有する住宅ローン部門の社長であり、その職位において同氏は最高経営責任者の直属の部下として、米国最大の抵当貸付オリジネーターとサービサーであるカントリーワイドの合併吸収取引からの統合を指揮しました。同氏は顧客の抵当貸付組成を増やし、複数の事業を売却し、新たなリーダーを採用し、オペレーション・リスク、信用リスク、規制リスクおよび風評リスクをより効率的に管理する機能を構築し、さらに多くの戦略転換が要求される企業規模の倍増に向けてチームを指揮しました。

デソー女史のバンク・オブ・アメリカにおけるその前の職務は、海外市場を扱うグローバル・テクノロジー&オペレーション・エグゼクティブであり、英国、アジア（シンガポール、香港、インド、中国）およびラテンアメリカのバンク・ボストンのチームとともに、最高経営責任者に直属していました。この職務において同氏は、成長および革新計画をテクノロジーを通じてさらに効果的に実現するための機能を改善し、オフショア・チームの設置を通じて品質を向上させ、インフラの改修に投資し、シックス・シグマ集中型機能を構築しました。また、最高経営責任者直属のコンシューマー・プロダクトのプレジデントとして、当座および貯蓄預金口座、クレジットカードおよびデビットカード、第1順位抵当貸付およびホーム・エクイティ、ならびに保険商品、コールセンター、ATM、オンライン銀行、ならびにディーラー・サービスを統括しました。

これ以前に同氏は、マーケティング・ディレクター（同氏はそこで1998年のバンク・オブ・アメリカおよびネーションズバンクの合併後にそれぞれのすべての過去の事業を新しいブランドとして再生させました。）、銀行業務グループの社長、カリフォルニアの個人向けおよび中小企業向け銀行業務の執行役員、地域マネージャーおよびいくつかの管理職としての職位を経験しています。

デソー女史は、ダヴィータ・ヘルスケア・パートナーズ・インクの取締役会のメンバーです。同氏はまた、非営利団体における何年間にも及ぶ様々な役員の地位を務め、現在はカリフォルニア大学バークレー校のボード・オブ・ビジターズのメンバーです。

同氏はカリフォルニア大学バークレー校ハース・スクール・オブ・ビジネスにおいて金融のMBAを、またマウント・ホリヨーク大学で数学の学士号を取得しています。

ジェームズ・A・フォリス

シティ共同社長

シティグループ社長

インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者

ジェームズ・A・フォリス氏は、シティグループの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループの最高経営責任者です。フォリス氏は、シティグループのオペレーティング・コミティのメンバーであり、拠点をニューヨークに置いています。

インスティテューショナル・クライアント・グループは、市場および証券サービス業務、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション業務ならびに法人金融・投資銀行取引、さらにシティ・プライベートバンクも管轄しています。

フォリス氏は、当初1985年にソロモン・ブラザーズ部門に入社し、そのキャリアを有価証券トレーディングから開始しました。1992年にマネージング・ディレクターに指名され、マーケッツ部門の責任者を含む同部門の様々な管理職を務め、2011年に証券および銀行業務部門の管理を一任されました。

フォリス氏は、1985年にプリンストン大学を最優等の成績（スーマ・カム・ラウディ（summa cum laude））で卒業し、電子工学およびコンピューター・サイエンスにおいて理学士号を取得しました。同氏は、大学基金運用会社であるプリンストン大学投資会社（PRINCO）の取締役を務めています。フォリス氏はコルビー大学の評議員会のメンバーです。

ジェーン・フレイザー

ラテンアメリカ地域最高経営責任者

ジェーン・フレイザー女史は、メキシコを含む重要な地域における23カ国でシティが運営するすべての事業に責任を有するシティグループのラテンアメリカ地域最高経営責任者です。フレイザー女史は、シティのオペレーティング・コミティの一員です。

現職に就任する前、同氏は、米国内のリテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、スモール・ビジネス・バンキングおよびウェルス・マネジメントならびにシティのグローバルな住宅抵当貸付業務に責任を有する米国の個人金融部門およびコマーシャル・バンキング業務ならびにシティモーゲージの最高経営責任者でした。

2009年から2013年まで、フレイザー女史は、シティのグローバル・プライベート・バンク業務の最高経営責任者を務めました。その4年間に於いて、同氏は最高の人材を採用・育成し、好業績と業界トップの費用比率を達成する等事業を改革しました。同氏のリーダーシップの下、シティ・プライベートバンクは、フィナンシャル・タイムズ、ザ・バンカーおよびPWMより、3年連続でベスト・グローバル・プライベート・バンクに選出されました。それ以前は、フレイザー女史は、2007年から2009年までストラテジーおよびマージャーズ&アクイジション責任者を務め、会社のリエンジニアリングへの取組みを指導しました。同氏は、2004年にシティに入社し、グローバル金融部門の顧客戦略を行いました。アメリカン・バンカーズは複数回にわたり、同氏を銀行業界で最も影響力のある女性の一人として評価しています。

シティに入社する前は、フレイザー女史は、ロンドンおよびニューヨークで10年間マッキンゼー・アンド・カンパニーのパートナーを務め、金融サービス業界の顧客にサービスを提供しました。マッキンゼー在職中、同氏はグ

ローバリゼーションに関する記事を多数執筆し、1999年にはHBSプレスからグローバル戦略に関する書籍「レース・フォー・ザ・ワールド（Race for the World）」を共著で出版しています。同氏はそのキャリアを、ゴールドマン・サックスのロンドンにあるM&A部門からスタートし、その後スペインのマドリードにあるAsesores Bursátilesにて勤務しました。

フレイザー女史は、ハーバード・ビジネス・スクールのMBAおよびケンブリッジ大学経済学修士号を取得しています。

ジョン・C・ガスバック

シティグループ最高財務責任者

ジョン・C・ガスバック氏は、2009年7月にシティの最高財務責任者に指名されました。同氏は、当社の財務管理の責任者であり、またシティの経費管理およびシティのベンチャー・イニシアチブを指揮しています。最高財務責任者に指名される前は、ガスバック氏はシティのコントローラー兼最高会計責任者でした。

ガスバック氏は、1990年からシティに在籍しており、当社の様々な部門で最高財務責任者およびチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーを歴任しました。同氏は、地域別個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループの両方で経験を積み、ラテンアメリカで最高財務責任者／チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー（CAO）を務める等、すべての地域部門と緊密に業務を行ってきました。

同氏の職歴はアーサー・アンダーセン・アンド・カンパニーから始まり、1990年にシティに入社する前には、ペン・セントラル・インダストリー・グループの最高財務責任者を務め、その前には、アイティーティーコーポレーションの防衛契約グループ・コントローラーを務めました。ガスバック氏はノートルダム大学で会計学の学位を取得しており、ニューヨーク州の公認会計士資格を有しています。

ブラッドフォード・フー

チーフ・リスク・オフィサー

ブラッドフォード・フー氏は、2013年1月にシティのチーフ・リスク・オフィサーに指名されました。

当初の4年間、フー氏はアジア地域のチーフ・リスク・オフィサーを務め、同地域の個人向け事業およびインスティテューショナル・クライアント・ビジネス双方にわたり会社のリスクの管理およびリスク追跡に責任を有しました。さらに、フー氏はアジアにおけるシティの担当当局に対する窓口となり、かつアジア地域のリスク管理委員会を指揮しました。

シティに入社する前は、フー氏は20年以上モルガン・スタンレーで勤務し、モルガン・スタンレー台湾の最高経営責任者を務め、その他にも会社経営部門、グローバル・エクイティ部門、グローバル・キャピタル・マーケット部門および投資銀行部門において数々の指導的役割を果たしました。フー氏は、香港、東京および台北にて勤務・在住しながら、アジアにおいて15年以上の経験を積みしました。

フー氏はマサチューセッツ工科大学で経済学を重点的に電気工学およびコンピューター・サイエンスの理学修士および理学士号を取得して卒業し、また、ダートマス大学のエイモス・タック経営大学院ではエドワード・タック奨学生となり、きわめて優秀な成績でMBAを取得しました。

ウィリアム・J・ミルズ

北米地域最高経営責任者

ウィリアム・J・ミルズ氏は、シティの北米地域の最高経営責任者です。同氏は、世界101ヶ国におけるシティ地域開発および米国外フランチャイズ経営の責任者であり、またシティ・ホールディングスおよびシティの日本における事業に対しても責任を有しています。

2008年から2011年までは、同氏はEMEA地域最高経営責任者であり、同氏はこの地域全域において、個人、企業、機関投資家および政府を含むシティの幅広い顧客層のすべての業績に責任を有しました。北米におけるこの職位において、ミルズ氏は同地域におけるシティの事業のために顧客サービス、規制当局に対する協力、および費用の管理に注力しました。

ミルズ氏は、EMEAの最高経営責任者に就任する前は、EMEAのシティ・マーケット・アンド・バンキングの会長兼最高経営責任者でした。

ミルズ氏は、シティに在籍する30年を含め、投資銀行業における35年を超える経験を有しています。ロンドンに異動する前、同氏はソロモン・スミス・バーニー・アジア・パシフィックの最高経営責任者およびソロモン・スミス・バーニーの経営委員会のメンバーでした。その職務においてミルズ氏は、アジア、オーストラリア、ニュージーランドおよびインド亜大陸で運営される同社の投資銀行業、エクイティ、債券、プライベート・クライアント・サービスおよびその他の事業の責任者でした。ミルズ氏はニューヨークでシティでのキャリアを開始させ、そこで、スミス・バーニーにおいてデッド・オリジネーションおよび証券化のグループを立ち上げて同グループを率い、スミス・バーニーの金融機関部門の共同責任者を務め、また、投資銀行部門の共同責任者を5年間務めました。ミルズ氏は、1982年にスミス・バーニーに入社する前は、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのバイス・プレジデントを務めており、同社では仕組金融格付委員会のメンバーでした。

ミルズ氏は、シティフィナンシャル・クレジット・カンパニー、世界金融市場協会（GFMA）、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（CGMI）、シティ・ファンデーションおよびシティ・ハーベストの役員会のメンバーでした。同氏は、外交政策協会の研究員です。

同氏は1977年にデニソン大学を卒業しています。

マイケル・マリー

人事部門責任者

マイケル・マリー氏は、1996年のシティ入社以来、シティの人事機能の職務に就いており、直近まで報酬、給付および採用部門（Compensation, Benefits and Recruiting）のグローバル責任者でした。同氏は、2014年7月にシティの人事部門責任者に指名されました。

金融危機当時およびその余波の最中に、同氏は、今日まで続くより厳しい監視下に置かれた状況に対応するためのシティの報酬制度の再設計に助力しました。同氏はまた、当社の人事部門の有効性と効率性を向上させる取組みを率いてきました。この人事部門の改革は、戦略と顧客体験の位置付けのため、組織構造のあらゆる部分に焦点をあてています。

マリー氏は、シティにおいて、シティ・オルタナティブ・インベストメンツ部門のシニア・ヒューマン・リソース・オフィサー、給付、執行役員啓発部門（Benefits, Executive Development）のディレクターならびにファイナンスおよびM&A部門（Finance and M&A）のディレクターを歴任しています。

シティ入社前、マリー氏は、国際的な給付を専門とする従業員給付コンサルタントでした。

マリー氏はコルゲート大学数学科を最優等の成績（スーマ・カム・ラウディ（summa cum laude））で卒業しました。同氏は1991年にアクチュアリー会（Society of Actuaries）のアソシエイト、1996年に登録アクチュアリーの資格を取得しました。

ジェフリー・R・ウォルシュ

シティ、コントローラー兼最高会計責任者

ジェフリー・ウォルシュ氏は2009年7月からシティのコントローラー兼最高会計責任者を務めています。

シティにおける同氏の25年間のキャリアにおいて、ウォルシュ氏は以下を含め、多くの多様な財務の職務を務めました。

- ・再編におけるシティの責任者（2009年2月から7月）
- ・グローバル個人金融グループのコントローラー（2008年）
- ・北米地域個人向けカードおよびグローバル・カードの共同最高財務責任者代理（2008年4月から9月）
- ・北米カードのコントローラー（2007年）
- ・米国外業務を取り扱う米国外業務のシニア・ファイナンス・オフィサーおよびシティグループの副コントローラー（2004年9月から2007年2月）

その他：

- ・ GCG EMEAの最高財務責任者
- ・ シティバンク・インターナショナル・ピーエルシー最高財務責任者（英国／ヨーロッパ金融機関）
- ・ 英国カントリー・コントローラー

シティに入社する前、ウォルシュ氏は、ロサンゼルスおよびニューヨークにおいて、KPMGのプロフェッショナル・プラクティスを含む部門に11年間勤務しました。

ローアン・ウィーラシング

シティグループ、ジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリー

ローアン・ウィーラシング氏は、2012年6月にジェネラル・カウンセルおよびコーポレート・セクレタリーとしてシティに入社しました。シティのオペレーティング・コミッティのメンバーとして、同氏は、事業別の法律顧問、地域別の法律顧問および企業代理の法律顧問を含むシティのグローバル・リーガル・チームを監督しています。

シティに入社する前、ウィーラシング氏は、企業、金融機関および政府機関を顧客に抱え世界20都市のオフィスに約900名の弁護士を擁する国際法律事務所であるシャーマン・アンド・スターリングのシニア・パートナーでした。同氏は1977年にシャーマン・アンド・スターリングに入所し、1985年にパートナーに就任、その後2005年からはシニア・パートナーとして執務しました。過去35年間にわたり、同氏はコーポレート・ガバナンス、複雑な企業取引ならびにIPOおよび債券発行等のキャピタル・マーケットにおける募集等の分野に関して世界各国の金融機関および企業に助言し、またこれらの代理人を務めてきました。

ウィーラシング氏は、1972年にハーバード大学を卒業し、また1977年にハーバード・ビジネス・スクールおよびハーバード・ロー・スクールでMBAおよび法学博士の学位を取得しています。同氏は、カーネギー国際平和財団の理事をはじめとして、その他複数のポストに就いています。

[次へ](#)

(3) 取締役および役員の報酬および特典

取締役の報酬

取締役の報酬は、取締役会によって決定されます。1986年の新規株式公開以来、シティは社外取締役への報酬の全部または一部を普通株式で支給し、取締役が他の株主と共通の持分権を所有するようにしています。指名・統治・広報委員会は、取締役会に対して取締役報酬に関する勧告を行います。当該委員会は、取締役の任務を行うのに適格な候補者を確保し、取締役の株式保有を奨励する慣行を推進するため、評価基準の見直しを定期的に行っています。2015年においては、社外の専門的アドバイザーより、同業他社の取締役報酬に関する評価基準を入手しています。かかる評価基準に照らして現行の報酬プログラムを検討し、関連があるとみなされる要因を考慮に入れた上で、当該委員会は、変更を行わないことが適切であると決定しました。

社外取締役の報酬プログラムの主要な特徴：

- ・ 社外取締役は年間現金報酬75,000ドルとともに150,000ドル相当の繰延株式報奨を受領しています。繰延株式報奨は、一般に、年間インセンティブが上級執行役員に付与される日と同じ日に付与されます。繰延株式報奨は、一般に付与から2年を経過した日に交付可能となりますが、取締役は報奨の受領をその日の後に繰り延べることができます。2011年度の繰延株式報奨の付与を始めとして、取締役が繰延期間の満了前かつ72歳未満で、個人的な理由により取締役会を辞任する場合には、当該取締役は繰延株式報奨を喪失せず、比例配分による報奨が予定通り交付されます。取締役は、全部または一部の現金報酬を普通株式の形で受け取ることを選ぶことができ、当該普通株式の受取を繰り延べることもできます。
- ・ シティまたはその子会社の従業員である取締役は、取締役としての任務に対して報酬を受領しません。
- ・ シティの会長は年間報酬として500,000ドルの会長報酬を受領しますが、75パーセントはシティ普通株式の繰延株式として、25パーセントは現金またはシティ普通株式の繰延株式として支払われます。
- ・ 監査委員会およびリスク管理委員会の委員長は、年間50,000ドルの追加報酬を受領します。倫理・文化委員会、指名・統治・広報委員会、オペレーション・テクノロジー委員会および人事・報酬委員会の委員長は、35,000ドルの追加報酬を受領します。さらに、臨時委員会の委員長は、35,000ドルの追加報酬を受領します。
- ・ ある取締役がシティグループ取締役会の3つ以上の委員会の委員を務め、またはシティバンク取締役およびシティグループ取締役会の2つ以上の委員会の委員を務めている場合、当該取締役は、委員を務めるシティグループ取締役会の追加の各委員会について、25,000ドルの増分報酬を受領します。特別な任務に対する追加報酬は個別に決定することができます。
- ・ コステロ女史、スペロ女史、テイラー女史、ヘンス氏、ヘンリー氏、マクエイド氏、ライナー氏、サントメロ氏およびターレー氏はシティバンクの取締役を務めています。シティバンクの各社外取締役には、25,000ドルを年間現金報酬として受領する権利があります。

- ・ すべての年間報酬および委員長報酬は現金または株式で四半期毎に分けて均等に支払われます。これらの報酬は、下記の社外取締役報酬一覧表で報告されています。
- ・ シティは、取締役会や委員会への出席またはその他シティの取締役としての任務の遂行に伴い発生した費用を取締役に払い戻しています。このような費用には食費、宿泊費および交通費が含まれます。
- ・ コステロ女史、ジェームズ女史、スペロ女史、テイラー女史、ヘンス氏、ヘンリー氏、マクエイド氏、サントメロ氏、トンプソン氏およびセディージョ氏は、コンプライアンスおよび海外子会社の企業統治といったテーマを扱う多くの特別委員会の委員および／または委員長を務めました。

下表は、2015年度の社外取締役の報酬に関する情報を示したものです。

2015年度取締役報酬一覧表

氏名	現金で取得 されたまたは 支払われた報酬	株式報酬				その他すべての 報酬	合計
	(ドル) ⁽¹⁾	(ドル) ⁽¹⁾	(2)	(3)	(7)	(ドル)	(ドル)
ダンカン・P・ヘンス	\$ 232,500	\$ 150,000				-	\$ 382,500
ピーター・B・ヘンリー	\$ 62,500	\$ 75,000				-	\$ 137,500
フランツ・B・ハマー	\$ 110,000	\$ 150,000				-	\$ 260,000
ユージーン・M・マクエイド ⁽⁴⁾	\$ 80,000	\$ 75,000				-	\$ 155,000
マイケル・E・オニール ⁽⁵⁾	\$ 500,000			-		-	\$ 500,000
ゲーリー・M・ライナー	\$ 135,000	\$ 150,000				-	\$ 285,000
ジュディス・ルーディン	\$ 100,000	\$ 150,000				-	\$ 250,000
ロバート・L・ライアン ⁽⁶⁾	\$ 65,000	\$ 37,500				-	\$ 102,500
アンソニー・M・サントメロ	\$ 240,000	\$ 150,000				-	\$ 390,000
ジョアン・E・スペロ	\$ 155,000	\$ 150,000				-	\$ 305,000
ダイアナ・L・テイラー	\$ 210,000	\$ 150,000				-	\$ 360,000
ウィリアム・S・トンプソン	\$ 135,000	\$ 150,000				-	\$ 285,000
ジェームズ・S・ターレー	\$ 205,000	\$ 150,000				-	\$ 355,000
エルネスト・セディージョ・ ボンセ・デ・レオン	\$ 100,000	\$ 150,000				-	\$ 250,000

- (1) 取締役は、現金報酬の全部または一部をシティの普通株式で受領するよう選択することができ、さらにこの普通株式の受領を繰り延べることを選択することもできます。何名かの取締役は、株式の受領を繰り延べています。スペロ女史およびルーディン女史は、下記の表に示すように、2015年の現金報酬および／または会長報酬の全部または一部を繰延株式で受領することを選択しました。オニール氏は、下記の表に示すように、会長報酬を繰延株式で受領することを選択しました。ヘンリー氏、ライナー氏およびトンプソン氏は現金報酬を株式（100パーセント）で受領することを選択しました。ヘンリー氏、ライナー氏およびトンプソン氏は報酬の繰延を選択しませんでした。したがって、それぞれ955株、2,059株および2,528株が同氏らに四半期毎（1月1日、4月1日、7月1日、10月1日）に支給されました。繰延株式に用いられた株価は、各四半期の最終月の最初の10日間のニューヨーク証券取引所におけるシティグループ普通株式（連結ベース）の終値の平均値です。

氏名	現金で取得された または支払われた 報酬	株式で支払われる繰延報酬	
		ユニットの数	ユニットの価値
ダンカン・P・ヘンス	\$ 232,500	-	-
ピーター・B・ヘンリー	\$ 12,500	-	-
フランツ・B・ハマー	\$ 110,000	-	-
ユーージン・M・マクエイド	\$ 80,000	-	-
マイケル・E・オニール	-	9,368	\$ 500,000
ゲアリー・M・ライナー	\$ 25,000	-	-
ジュディス・ルーディン	-	1,873	\$ 100,000
ロバート・L・ライアン	\$ 65,000	-	-
アンソニー・M・サントメロ	\$ 240,000	-	-
ジョアン・E・スペロ	\$ 25,000	2,447	\$ 130,000
ダイアナ・L・テイラー	\$ 210,000	-	-
ウィリアム・S・トンプソン	-	-	-
ジェームズ・S・ターレー	\$ 205,000	-	-
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	\$ 100,000	-	-

(2) 本項目の記載額は、2015年度繰延株式報酬の付与日現在の公正価値の総額を示したものです。付与日現在の公正価値は、付与日である2015年2月18日時点で、ニューヨーク証券取引所におけるシティの普通株式の付与日直前の5取引日の終値の平均値により決定された付与価格を基礎としています。ヘンリー氏（付与日は2015年7月1日でした。）およびマクエイド氏（付与日は2015年10月1日でした。）については、取締役としての勤務開始日直前の5取引日のニューヨーク証券取引所におけるシティの普通株式の終値の平均値により決定された付与価格を基礎としています。コストロ女史およびジェームズ女史は、2016年1月15日まで取締役としての勤務を開始しなかったため、2015年度には繰延株式の付与を受けませんでした。下記の表の金額は繰延株式報酬のみを示しており、現金報酬および／または会長もしくは委員会委員長の報酬の代わりに付与された株式報酬は含まれていません。この繰延株式報酬の付与日現在の公正価値は、次のとおりです。

氏名	2015年度に 付与された 繰延株式(株)	付与日の公正 価値(ドル)
ダンカン・P・ヘンス	2,966	\$ 150,000
ピーター・B・ヘンリー*	1,342	\$ 75,000
フランツ・B・ハマー	2,966	\$ 150,000
ユーージン・M・マクエイド*	1,516	\$ 75,000
マイケル・E・オニール	-	-
ゲアリー・M・ライナー	2,966	\$ 150,000
ジュディス・ルーディン	2,966	\$ 150,000
ロバート・L・ライアン**	741	\$ 37,500
アンソニー・M・サントメロ	2,966	\$ 150,000
ジョアン・E・スペロ	2,966	\$ 150,000
ダイアナ・L・テイラー	2,966	\$ 150,000
ウィリアム・S・トンプソン	2,966	\$ 150,000
ジェームズ・S・ターレー	2,966	\$ 150,000
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	2,966	\$ 150,000

* ヘンリー氏およびマクエイド氏の繰延株式報酬は、シティの取締役としての勤務開始日に基づいて比例配分して付与されています。

** ライアン氏は2015年4月28日に取締役の職務を終了したため、同氏の繰延株式報酬は比例配分して付与されています。

2015年末現在の繰延株式の総数は以下のとおりです。

氏名	株式数
ダンカン・P・ヘンス	6,418
ピーター・B・ヘンリー	1,342
フランツ・B・ハマー	13,643
ユージーン・M・マクエイド	1,516
マイケル・E・オニール	60,888
ゲアリー・M・ライナー	5,986
ジュディス・ルーディン	34,456
アンソニー・M・サントメロ	29,546
ジョアン・E・スペロ	21,265
ダイアナ・L・テイラー	21,680
ウィリアム・S・トンプソン	6,006
ジェームズ・S・ターレー	6,006
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	20,333

- (3) 2009年度からは、取締役は普通株式を購入できるオプションの形式で報酬を受領することが選択できなくなりました。
- (4) マクエイド氏は、2015年1月1日から2015年5月1日まで、シティグループの副会長を務めました。当社従業員としての役務に対する同氏の報酬ならびに同氏が事業年度末現在保有する業績連動株式ユニット、資本蓄積プログラム報奨およびストック・オプションの残高については、「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、5 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの状況」－「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」において報告されています。
- (5) オニール氏は、シティの会長として年間500,000ドルの会長報酬を受領します。
- (6) ライアン氏は、2015年4月28日に取締役を退任しました。
- (7) 下表は、社外取締役がその繰延株式勘定に保有している普通株式に関して、2015年に当該取締役に支払われた配当等価物および利息の金額を示すものです。

氏名	繰延株式勘定に 関して支払われた 配当等価物 および利息*
ダンカン・P・ヘンス	\$ 995
ピーター・B・ヘンリー	\$ 134
フランツ・B・ハマー	\$ 2,149
ユージーン・M・マクエイド	\$ 76
マイケル・E・オニール	\$ 8,923
ゲアリー・M・ライナー	\$ 1,097
ジュディス・ルーディン	\$ 5,313
ロバート・L・ライアン	\$ 1,380
アンソニー・M・サントメロ	\$ 4,698
ジョアン・E・スペロ	\$ 3,129
ダイアナ・L・テイラー	\$ 3,432
ウィリアム・S・トンプソン	\$ 929
ジェームズ・S・ターレー	\$ 1,098
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	\$ 3,217

* 配当等価物は、株主に支払われている配当と同じ1株当たり金額および時期をもって、四半期毎に支払われます。利息は、配当等価物の額につき、その支払日より四半期末まで発生します。四半期末には、配当等価物は、取締役に現金で交付されるか、追加的な繰延株式に再投資されます。取締役に支払われる金額の差異は、就任期間や、それぞれの取締役が選択した現金報酬や繰延株式報奨の受領方法等、様々な要因に起因します。一般的に、長期にわたり取締役を務めている者は、就任期間がより短い者より繰延株式勘定で保有する株式の数が多くなり、結果として、より高額の配当等価物の支払を受けることになります。

報酬の検討および分析

報酬の検討および分析では、以下を検討しました。

- ・ シティの報酬プログラムおよび2015年度の最高経営責任者への支払の概要
- ・ シティの2015年度の業績および株主総還元額（それぞれ同業他社と比較）が当社の報酬決定に対して有する意味合い
- ・ 当社の報酬の枠組みおよびスコアカードを用いて報酬委員会が当社の指名された執行役員に付与した2015年度の報奨
- ・ リスクおよびインセンティブ報酬に対する当社の継続的着目
- ・ 当社の強固な執行役員報酬慣行

2015年度の抜粋報酬一覧表および関連する報酬情報は、下記「2015年度抜粋報酬一覧表および報酬情報」に記載されています。

エグゼクティブ・サマリー

2015年度におけるシティの堅調な業績 — 2015年度、シティは堅調な業績を上げました。主要な業績指標によって示される業績は2014年度に比べて全体的に改善され、同業他社との比較でも遜色のないものとなりました。当期利益は172億ドルでした。これは、シティが現在、社員数、展開する地域、事業および資産の構成割合の点で当時とは大きく異なる会社となっているにもかかわらず、2006年度以降で最大となりました。この業績は、市場のボラティリティやマクロ経済の不確実性、世界的な成長率の鈍化にもかかわらず達成されたものです。コルバット氏のリーダーシップの下、シティは引き続き、よりシンプルで、小さく、安全かつ強い銀行となります。

- ・ **営業効率** — 2015年度中、当社は、費用全体を削減する一方で、収益⁽¹⁾を増加させました。これによって費用比率⁽²⁾は2014年度に比べて改善されました。2015年度末、当社は同業他社の中で最高の費用比率を達成し、また下記「2015年度の当社の業績」に示すとおり、普通株主に対する当期利益は第3位となりました。これらの業績は、増加する規制・法令遵守対策費用の吸収および継続的な企業投資を続ける一方で達成されたものです。費用の削減は、2014年度に比べて法務・関連費用が大幅に減少し、また事業再編費用が減少したことによるものです。
- ・ **強固な資本基盤** — 2015年度中、当社は引き続き、シティ・ホールディングスの規模の縮小という重要な戦略目標を達成しました。同社が年度末にシティグループのGAAP資産合計に占める比率はわずか4パーセントでした。2015年度中にシティコープの貸出金および預金はそれぞれ増加し、一方でシティの貸借対照表の規模は縮小しました⁽³⁾。シティは過去3年間にわたり、500億ドルを超える規制資本を創出しています。

(1) CVAまたはDVAおよび決算報告のための米ドルへの為替換算（以下「外貨換算」といいます。）の影響を除きます。

(2) 費用比率とは、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。そのため、一般的に費用比率は低い方が高い方より優れています。

(3) それぞれ、外貨換算の影響を除きます。

・**利益率** — 当社は、3年前に発表した資産利益率の目標値を達成しました。資産利益率は2014年度を上回り、下記「2015年度の当社の業績」に示すとおり、同業他社の中で第3位となりました。有形普通株式利益率は大幅に向上し、2015年度には繰延税金資産15億ドルを使用しました。また、2015年の連邦準備制度理事会の年次包括的資本分析およびレビュー（CCAR）プロセスの結果が良好だったことから、株主への十分な資本の還元を開始しました（2015年度には普通株式の買戻しおよび配当により59億ドルを還元しました。）。

・**統制および文化** — シティは、資本計画プロセスおよびリスク・コンプライアンス機能に対して、多額の投資を行ってきました。2015年度には、マスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生せず、会社全体にわたる倫理的な業務遂行への継続的な取組みを引き続き改善しました。

執行役員報酬枠組みの算定結果 — この全体的に好調な業績は、シティの執行役員報酬枠組みに基づく算定結果を左右しました。この枠組みは4年連続で使用されており、一貫して株主から好意的なフィードバックを受けています。報酬委員会は、この枠組みに基づき、年度初期に客観的財務・非財務目標を設定、承認します。財務目標に用いられる評価指標は、当社が年間事業計画（上級経営陣が予測営業実績に基づいて策定し、取締役会の承認を受けます。）において用いる評価指標です。非財務目標は戦略的優先事項（リスクや統制に関するものを含みます。）を対象としています。報酬委員会は、指名された執行役員各人の実績を、スコアカードを用いて評価し、客観的業績評価点を決定した上で、当該客観的業績評価点を市場中央値（つまり、ある役職に対する同業他社の報酬レンジ中、50パーセンタイルの値）と比較します。一般的に、役員の客観的業績評価点が高いほど暫定的報酬は市場中央値を上回り、低いほど暫定的報酬は市場中央値を下回ります。

＜シティの執行役員報酬枠組みは、年度初期に設定された客観的財務・非財務目標を使用しています。＞

シティは2015年度に概ね事業計画に沿って業務を行い、重要な非財務目標を達成しました。そのため、指名された執行役員各人に対する報酬枠組みに基づく2015年度の報酬は、市場中央値と同等または市場中央値を上回りました。しかしながら報酬委員会は、2015年度の業績に対する報奨の最終決定に当たり、当社の報酬枠組みが要求するとおり自らの判断でシティの株主総還元額を考慮し、最高経営責任者に対して同業他社グループの2015年度の最高経営責任者報酬に関する推定市場中央値を下回る報酬を付与しました。

報酬委員会は、取締役会の承認する事業戦略を実行するために必要な有能な役員を維持するには、市場の報酬水準を枠組みとして報酬を決定しなければならないと考えています。したがって、報酬委員会による市場報酬の理解は、当社の報酬枠組みの重要不可欠なステップとなっています。報酬委員会は、独立報酬コンサルタントから得たデータを用いて、指名された執行役員各人の役職に対してこれまで同業他社が支払ってきた報酬の調査結果を検討した上で、市場報酬を決定しています。市場報酬レンジの決定に当たり、報酬委員会は、同業他社の2015年度の業績に対する報酬も検討しました（公開されている場合）。当社が市場報酬レンジの決定に用いる同業他社グループは、2012年度の設定以来変わりなく、バンク・オブ・アメリカ、パークレイズ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファーストで構成されています。これらの会社は、シティの主要なグローバル事業における競争相手であり、また投資家資本に関する競争相手であるという理由で選定されました。

最高経営責任者の報酬 — 昨年度、コルバット氏の2014年度の業績に対する報酬額は、2013年度と比べて1.5百万ドル減額されました。これは、規制当局が2014年度に包括的資本分析およびレビュー（CCAR）プロセスにおいて提起した当社の資本計画に対する異議を考慮して行われたものです。本年度、報酬委員会は、2015年度の年間報酬総額として、コルバット氏に16.5百万ドルを付与しました。これは、1.5百万ドルの基本給と15百万ドルの年間インセンティブ報奨により構成されており、当社の報酬枠組みによって導き出された客観的結果に基づいて決定されました。下記「最高経営責任者の報酬に関する説明」で詳細に議論するとおり、当該結果には、2015年度における包括的資本分析およびレビューの良好な結果、3年間の財務目標に関するシティの大きな進展、および報酬総額の市場水準が反映されています。これらは、報酬委員会が報酬枠組みの結果を検討し、報奨の最終決定を行う際に重要であると考ええる要因です。それにもかかわらず、2015年度の業績に対する報奨は、依然として推定市場中央値を下回るものとなりました。これは、コルバット氏の主導による業務上の成功が、シティの株主総還元額にまだ反映されていなかったためです。

最高経営責任者に対する支払	2013年度業績	2014年度業績	2015年度業績
基本給	\$ 1,500,000	\$ 1,500,000	\$ 1,500,000
年間インセンティブ	\$ 13,000,000	\$ 11,500,000	\$ 15,000,000
合計	\$ 14,500,000	\$ 13,000,000	\$ 16,500,000

上記のとおり、2015年度の報奨は、コルバット氏が初めて通年にわたって最高経営責任者を務めた2013年度と比べても増加しています。これは、厳しい世界マクロ経済環境の中で、シティが長期にわたって着実に前進していることを評価したものです。

シティの長年にわたる報酬繰延構造に従い、指名された執行役員各人の2015年度の業績に対するインセンティブ報奨のうち60パーセントは繰り延べられ、40パーセントは現金賞与として交付されました。報酬委員会は、繰延部分の半分（すなわち総額の30パーセント）は4年間にわたって業績に基づく権利確定が行われる繰延株式で付与し、繰延部分の残り半分（すなわち総額の残り30パーセント）は3年間の業績評価期間にわたって取得される業績連動株式ユニットで交付しました。繰り延べられたインセンティブ報奨の価値は、シティの株主総還元額に連動します。

シティの普通株式の最近の業績を反映して、現在、昨年度の業績連動株式ユニット報奨の価値は低下しています。 — 過去3年間の各年に付与された残存する業績連動株式ユニットの現在の価値は、シティの普通株式の株価、同業他社と比較したシティの相対的株主総還元額、および目標値と比較したシティの平均資産利益率とともに変動しており、報酬と長期業績が連動していることを示しています。例えば、次の表では、報奨の業績評価指標およびシティ普通株式の2016年2月19日現在の株価が、該当する期間末まで変化しないと仮定して、コルバット氏の残存する業績連動株式ユニットの2016年2月19日現在の状況を示しています。

最高経営責任者に 対する報奨付与日	付与日現在 額面価額	2016年		
		2月19日現在 ⁽¹⁾	減少額	減少率
2013年2月19日	\$ 3,135,244	\$ 1,908,616	(\$ 1,226,628)	(39%)
2014年2月18日	\$ 3,900,000	\$ 1,851,938	(\$ 2,048,062)	(53%)
2015年2月18日	\$ 3,450,000	\$ 2,854,829	(\$ 595,171)	(17%)
合計	\$ 10,485,244	\$ 6,615,383	(\$ 3,869,861)	(37%)

(1) 2013年度に付与された報奨の価額は、最終的権利確定日である2016年2月20日時点で取得された最終的金額を示しています。2014年度および2015年度に付与された報奨の価額は、2015年12月31日現在の平均資産利益率、2016年2月19日現在の相対的株主総還元額、およびシティ普通株式の2016年2月19日現在の株価（38.99ドル）が、該当する業績評価期間末まで変化しないと仮定して算出されています。

業績連動株式ユニットの制度設計の更新 — 昨年度までシティの業績連動株式ユニットには2つの業績評価指標が存在していました。つまり、業績連動株式ユニットによる付与の半分は、3年間の業績評価期間におけるシティの平均資産利益率に基づいて取得され、その他の半分は同期間における同業他社と比較したシティの相対的株主総還元額に基づいて取得されていました。資産利益率は、役員のインセンティブ報酬と、2013年度初期に公表されたシティの3年間の業績目標（資産利益率の目標値を含みます。）を関連付けるために、2013年度から業績評価指標として選定されました。シティは、公表した資産利益率の目標値を2015年度末までに達成しました。そこで報酬委員会は、報酬プログラムの設計を再検討することを決定しました。新たなプログラムは報酬委員会の独立報酬コンサルタントから得たデータに基づいて設計されており、経営陣に対して、過度または軽率なリスク・テakingを奨励することなく、株主のために長期的成果を生み出すことへの動機付けを与えることを意図しています。

2015年度の業績に対して2016年2月に付与された業績連動株式ユニットは、それ以前の業績連動株式ユニット報奨と2つの重要な点で異なっています。

- ・第一に、新たな制度設計では、業績連動株式ユニット報奨は全て、3年間の業績評価期間の相対的株主総還元額に基づいて取得されます。その他の評価指標は参照されることなく、株主の利益との関係が単純化されます。新たな制度設計では、各業績連動株式ユニットの価値がシティ普通株式1株の価値に基づいて決定されるため、絶対的株主総還元額に基づく株主との直接的関係が生まれます。新たな制度設計ではさらに、相対的株主総還元額に基づき、シティの相対的な業績の優劣によって執行役員への報酬を決定します。

- ・第二に、同業他社と比較した業績の優劣をより適切に捕捉するために、相対的株主総還元額の決定方法が変更されました。以前の業績連動株式ユニットは、同業他社に対するシティの業績評価期間末現在の相対的順位に従って取得されていました。しかしこの手法では、相対的業績のわずかな差が順位の大きな差につながり、報奨の取得価値に不均衡なプラス効果またはマイナス効果を及ぼす可能性がありました。これに対し、新たな業績連動株式ユニットの制度設計では、パーセンタイル順位に代えて、同業他社の業績の中央値と比較した相対的な業績の優劣が測定されます。当社の新たな業績連動株式ユニットは、下記の業績一覧表に従い、3年間の業績評価期間末におけるシティの実際の株主総還元額と同業他社の株主総還元額の中央値との差に基づいて取得されます。

2016年2月の業績連動株式ユニット一覧表

シティの 株主総還元額 の同業他社の 株主総還元額 との差異	中央値を 3分の1超 下回った場合		中央値を 1%～3分の 1未満の 範囲で 下回った場合		中央値を 1%～3分の 1未満の 範囲で 上回った場合	
	中央値を 3分の1超 下回った場合	中央値を 3分の1 下回った場合	中央値を 1%～3分の 1未満の 範囲で 下回った場合	中央値	中央値を 1%～3分の 1未満の 範囲で 上回った場合	中央値を 3分の1超 上回った場合
対象となる業績 連動株式ユニッ トの取得割合	0%	50%	取得される業績 連動株式ユニッ トを1.5%削減	100%	取得される業績 連動株式ユニッ トを1.5%増加	150%

例：当該業績評価期間に関するシティの株主総還元額は30パーセント、同業他社の株主総還元額の中央値は20パーセントです。この10パーセント・ポイントの差異により、取得される業績連動株式ユニットの数は、目標値に対して15パーセント増加します（ $10 \times 1.5 = 15$ ）。したがって、ある執行役員の業績連動株式ユニットの目標数が100であった場合、当該執行役員は、業績評価期間末に115個の業績連動株式ユニットを取得することとなります。

重要なことに、報酬委員会は新たな制度設計を過去の期間に当てはめて検証試験を行い、同期間中の旧制度設計との比較において、執行役員が新たな制度設計固有の利益または不利益を受けることはない判断しました。

報酬委員会は、執行役員報酬の枠組みにも用いられている同業他社グループ（8社）を変更しませんでした。また、新たな業績連動株式ユニットは引き続き、以前と同じ広範なクロウバック（報酬返還）規定の対象となります。同規定により報酬委員会は、重大な違法行為を犯した場合から、シティに損害をもたらした者の監督を怠った場合に至る様々な状況下で、報奨を削減または取り消すことができます。かかるクロウバック規定は、報奨のリスクバランスを保って、執行役員に過度または軽率なリスク・テakingを思いとどまらせることを意図しています。

改訂された業績連動株式ユニット・プログラムは、以前の制度と同様、4つの重要な点において業績への感応度の高いものとなっています。第一に、最初の報奨機会は、報酬委員会が査定する執行役員の前年度の業績に基づいて決定されます。第二に、一度付与されると、3年間の業績評価期間の客観的業績指標に基づき、取得される業績連動株式ユニットの数が定められます。第三に、取得された業績連動株式ユニットの価値は、当該3年間ににおけるシティの普通株式の株価の変動に基づいて決定されます。最後に、上記のとおり、この報奨は、クローバック規定に従います。業績連動株式ユニット・プログラムの再設計の詳細については、下記「業績連動株式ユニット報奨」をご参照ください。

シティは現在、指名された執行役員に対して年金給付の未払計上を提供していません。 — 執行役員報酬の市場水準の評価に際して、報酬委員会は、他の金融サービス会社の一部で、執行役員報酬制度における年金給付の役割が拡大していることに注目しました。シティは現在、指名された執行役員に対して年金給付の未払計上を提供しておらず、シティにおける経歴の中で、当該執行役員の年金給付の相当部分は蓄積されないままとなっています。年金給付においては通常、固定または保証された報酬が提供されており、したがって当社の退職制度の構造は、業績に対する支払という当社のコミットメントを強調するものとなっています。シティは2007年度に、新たな従業員について米国内の年金制度を停止し、2008年1月1日付でほとんどの米国従業員（指名された適格執行役員を含みます。）に関する未払計上を停止しました。適格執行役員に対する非適格の補完的年金給付は2000年代初期に概ね停止されました。また、シティの指名された執行役員のうち2名は、勤務国で利用できる退職制度が確定拠出制度であるため、シティの確定給付年金制度への加入資格を一度も得たことはありません。

ガバナンス — シティは、業績と連動する直接報酬体系に加え、強固な報酬ガバナンス慣行を有しています。当社の「報酬理念」(Compensation Philosophy)は、かかるガバナンス慣行の基礎をなすものであり、www.citigroup.com/citi/investor/corporate_governance.htmlで公開されています。当社は過去数年間にわたり、株主や議決権行使助言会社との継続的対話を通して得られたフィードバックの結果として、当社のガバナンス慣行の多くを改善してきました。

当社の慣行

- ・ **業績連動型報酬** — 変動報酬は指名された執行役員の年間報酬の90パーセント以上を構成しており、結果的に、報酬の大部分が、前年度の業績に基づいて付与されています。変動報奨の60パーセントは、繰り延べられますが、権利確定期間が3年または4年にわたるシティ普通株式の価値に基づいて変動するため、さらに減額の危険にさらされます。繰延報奨の半分は業績連動株式ユニットで交付されますが、これもやはり3年間の業績評価期間におけるシティの相対的株主総還元額に基づいており、減額の危険にさらされます。
- ・ **クローバック（報酬返還）** — 指名された執行役員に付与される繰延株式および業績連動株式ユニットは、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の慣行」で説明するとおり、クローバック規定の対象となります。

- ・ **独立した助言** — 報酬委員会の報酬コンサルタントは、取締役会に対する役務の他にはシティのためにはいかなる作業も行わず、報酬委員会は当該コンサルタントに依拠して当社の報酬枠組みをチェックし、その結果について見解を述べます。
- ・ **株式保有義務** — 執行役員は、執行役員である限り、シティのインセンティブ報酬プログラムを通じて取得した株式（税引後）の少なくとも75パーセントを保有することを義務付けられています。
- ・ **退職後の株式保持要件** — 2013年1月1日以降、各執行役員は、退任後1年間は、すでにシティに雇用されていなくとも、株式保有義務の対象である株式の少なくとも50パーセントを保有し続けることを義務付けられています。
- ・ **リスク管理** — 当社は強固なリスクおよび統制方針を有しており、指名された執行役員各人に対する報酬の決定に当たって、リスク管理を考慮に入れています。

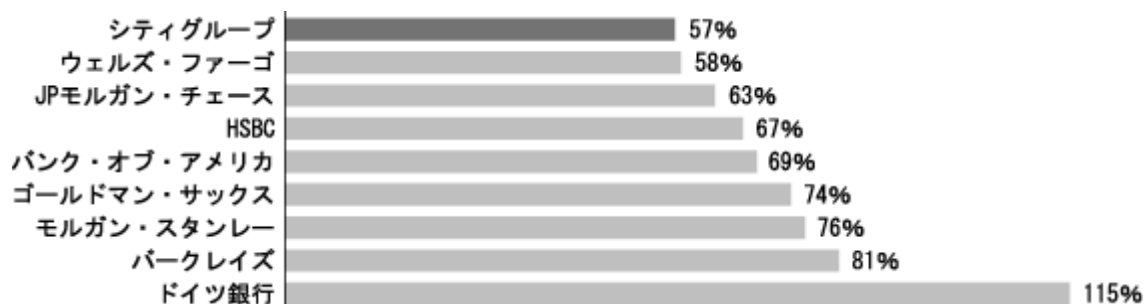
禁止事項

- ・ **過大な役職手当の禁止** — 業績に応じて報酬を支払うという理念に従い、シティは、個人的な無料の航空機使用や特別な役員向け医療給付といった個人的手当を、指名された執行役員に支給していません。指名された執行役員のいずれにも、非適格役員退職プログラムに基づいて追加給付の確定を受ける権利はありません。
- ・ **シティ株式のヘッジまたは担保提供の禁止** — シティは、執行役員によるシティ普通株式のヘッジまたは担保提供を全面的に禁止しています。
- ・ **複数年にわたる報酬保証の禁止** — 当社のプログラムには、軽率なリスク・テakingを誘引しないための様々な機能（複数年にわたる保証を行わないこと等）があります。
- ・ **支配権の変更における「シングル・トリガー」の禁止** — 当社の株式インセンティブ・プランには、支配権の変更時における「ダブル・トリガー」の機能があります。すなわち、加入者の報奨の権利が確定するには、シティグループの支配権の変更と会社都合による雇用終了の両方が発生していなければなりません。
- ・ **支配権の変更に関する契約、退職契約または税金のグロスアップの不存在** — 指名された執行役員は、支配権の変更時における報酬を対象とする特別な契約を締結しておらず、または税金のグロスアップを受けていません。指名された執行役員には、法的に義務付けられまたはその他広範に支給される給付以上の「ゴールデン・パラシュート」（すなわち、退職給付）を受ける権利はありません。
- ・ **雇用契約の広範な使用の禁止** — 当社は、雇用契約の使用に制限を設けており、その条項は下記「シティには執行役員との雇用契約の条件を制限する具体的な方針があります」に記載する統制に服しています。

2015年度の当社の業績

当社は、当社の執行役員報酬の決定が、絶対的にも同業他社との対比においても、シティの業績に照らして検討されるべきだと考えています。下記のグラフに記載された同業他社は、当社が執行役員報酬を決定する際のベンチマークとして用いているグループです。これらのグラフは、当社の2015年度の財務成績が同業他社に比べて好調であり、3年間より1年間の株主総還元額が同業他社に比べてより有利なものであったことを示しています。

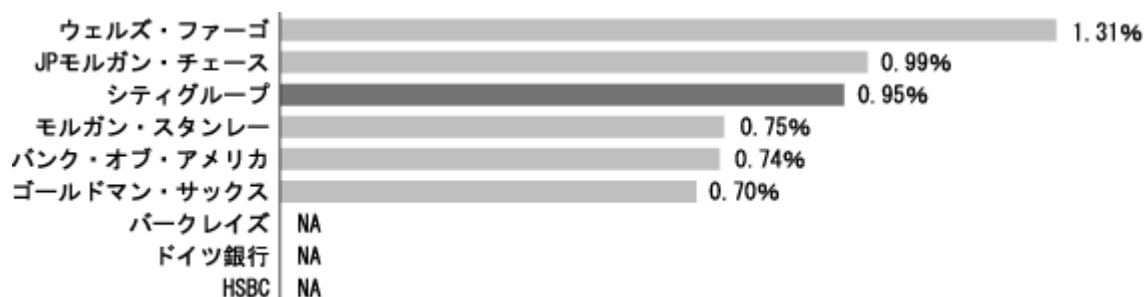
費用比率⁽¹⁾



普通株主に対する当期利益⁽²⁾

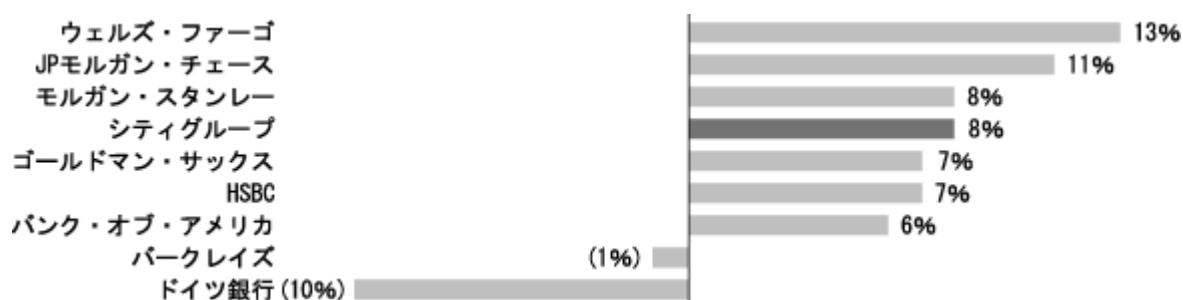


資産利益率⁽³⁾

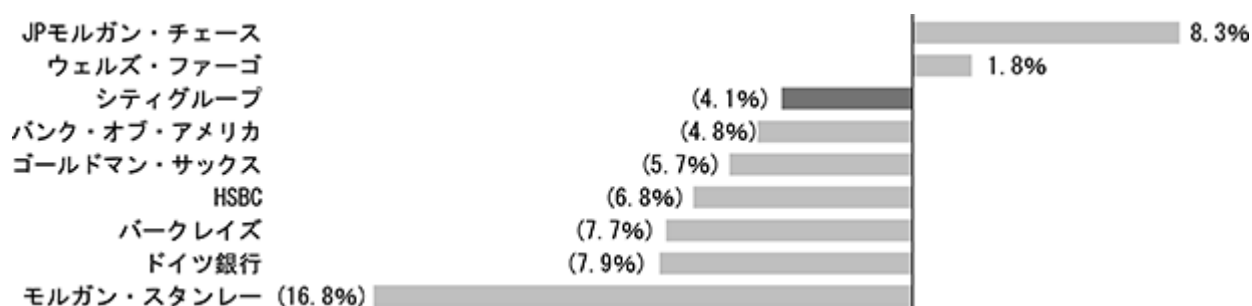


- (1) 費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。したがって、一般的には、費用比率が高い場合に比べ、費用比率が低いほど良いことになります。
- (2) 表示された金額は、10億米ドル単位。パークレイズおよびドイツ銀行の業績については、2015年の平均為替レートで米ドルに換算しています。優先株式配当は、この目的では当期利益から除外しています。
- (3) 資産利益率は、当期利益を平均資産合計で除したものです。資産利益率については、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して報告を行っている国際的な同業他社は含まれていません。米国GAAPに従い作成された金融機関の貸借対照表上に報告された資産は、IFRSに従い作成された金融機関の貸借対照表上に報告された資産と対比することはできません。したがって、資産利益率についても対比することができません。

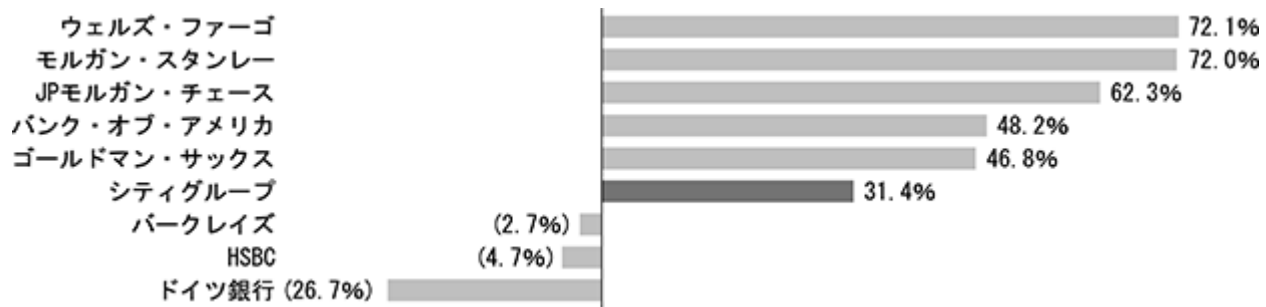
普通株主持分利益率⁽¹⁾



1年間の株主総還元額⁽²⁾



3年間の累積株主総還元額⁽²⁾



(1) 普通株主持分利益率は、普通株主に帰属する当期利益を普通株主持分の平均で除したものです。

(2) 出典：主たる上場取引所（バークレイズおよびHSBCについてはロンドン証券取引所、ドイツ銀行についてはフランクフルト証券取引所、その他については、ニューヨーク証券取引所）を考慮した第三者の公開データベースおよび会社のウェブサイト。株主総還元額については、一定期間における株価の上昇（配当再投資の影響を含みます。）を指し、当該期間の期首の株価に対する百分率で表示されます。

シティの執行役員報酬の付与

シティの執行役員報酬の枠組み

指名された執行役員の2015年度の業績に基づくインセンティブ報酬は、以下の5段階のステップを用いた報酬枠組みに基づいて付与されました。

ステップ1：目標と加重値の決定 — 2015年度第1四半期中、すべての執行役員について2015年度の会社レベルの財務業績目標が定められ、コルバット氏、ガスバック氏、キャラハン氏およびフォリス氏については事業部門レベルの財務目標および非財務目標が定められました。バード氏の事業部門レベルの財務・非財務目標は、同氏が2015年6月にグローバル個人金融部門の最高経営責任者に就任した後に承認されました。会社レベルの財務目標は、当該年度の全体的な事業計画に基づいて決定されました。指名された執行役員が事業部のリーダーである場合には、シティの業績および事業部の業績の両方を基礎として、一定の財務目標が決定されました。指名された執行役員各人の非財務目標は、リーダーシップの有効性ならびに堅固なリスク管理および統制慣行に対する統一的な期待に加え、指名された執行役員各人の役割に応じた個別の戦略的考慮事項を反映するものでした。2015年度において指名された執行役員各人に適用される個別の目標については、下記「指名された執行役員の2015年度のスコアカード」以降に記載します。指名された執行役員各人の財務・非財務目標の相対的加重値もまた第1四半期に設定されました。

ステップ2：暫定的業績評価点の算出 — 年度末以後、各目標に対する執行役員の業績が評価され、各目標につき1点から5点までの定量的業績評価点が決定されました。その年の前半に定められた相対的加重値に従い、財務目標に係る評価点は70パーセントの比率、非財務目標に係る評価点は30パーセントの比率で加重平均された上で、指名された執行役員各人に対する全体的な暫定的業績評価点が決定されました。報酬委員会は最高経営責任者の業績の評価点を付け、報酬委員会と最高経営責任者は、他の指名された執行役員の業績の評価点を付けました。

ステップ3：市場における推定報酬レンジを検討 — 報酬委員会は、指名された執行役員各人の役職に対応する同業他社グループ8社の報酬の市場調査を検討しました（報酬レンジの中央値の推定を含みます。）。この調査は、経営陣が特定したパラメーターを用いて第三者の業者が行い、報酬委員会の独立報酬コンサルタントも全体的な結果を検討しました。報酬委員会は、報酬に関する開示情報を基に同業他社の過去と現在の報酬についても検討し、各執行役員職に関する市場での推定報酬レンジを導き出しました。報酬委員会は、開示事項およびその他の客観的市場データに基づき、米国の同業他社における指名された執行役員の報酬とヨーロッパの同業他社の執行役員報酬との間に相違が生まれていると見ています。

ステップ4：業績と報酬の連動 — 報酬委員会は、指名された執行役員各人の暫定的業績評価点を、各役職に対応する市場での推定報酬レンジと（当該調査データに固有の限界を考慮しつつ）比較しました。評価点を報酬レンジに当てはめる際に、シティの報酬枠組みでは、ある執行役員がより高い業績評価点を得ている限り、推定市場中央値を上回る暫定的報酬額が定められます。ある執行役員の業績評価点が低い場合は、推定市場中央値を下回る暫定的報酬額が定められます。

ステップ5：報酬額の確定 — 報酬委員会は、ステップ1から4により得られた暫定的報酬額を評価し、バランスのとれた報酬決定のために不可欠であると報酬委員会のみならず追加要因が報酬枠組みにおいて適切に考慮されることを確保するため、報酬の付与に適宜調整を加えました。これらの要因は毎年変更される可能性があります。2015年度の執行役員のスコアカードに関する議論において詳細に説明されています。

シティにおける執行役員の報酬枠組みの概括



報酬委員会による報奨の付与

報酬枠組みの適用により、2015年度の業績に応じて、以下の報酬が報酬委員会により承認されました。

氏名	1 基本給 (2015年度 抜粋報酬一覧 表で報告済)	2 現金賞与 (2015年度 抜粋報酬一覧 表で報告済)	3 繰延株式 (2016年度 抜粋報酬一覧表 で報告 予定)	4 業績連動株式 ユニット (2016年度 抜粋報酬一覧 表で報告 予定) ⁽¹⁾	2015年度 年間報酬 (1~4の合計)
マイケル・コルバット	\$ 1,500,000	\$ 6,000,000	\$ 4,500,000	\$ 4,500,000	\$ 16,500,000
ジョン・ガスバック	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 2,550,000	\$ 2,550,000	\$ 9,000,000
スティーブン・バード	\$ 500,273 ⁽¹⁾	\$ 3,199,891	\$ 2,399,918	\$ 2,399,918	\$ 8,500,000
ドン・キャラハン	\$ 500,000	\$ 2,720,000	\$ 2,040,000	\$ 2,040,000	\$ 7,300,000
ジェームズ・フォリス	\$ 496,712 ⁽²⁾	\$ 6,201,316	\$ 4,650,986	\$ 4,650,986	\$ 16,000,000

(1) 上記の欄のバード氏の給与には、為替相場の影響が反映されています。

(2) フォリス氏の年間基本給は、2015年2月18日付で、475,000ドルから500,000ドルに引き上げられました。

上記の表は、2015年度抜粋報酬一覧表に記載されたSEC規則に基づく報酬の報告の代りとなるものではありません。

スコアカードの読み方

当社は、指名された執行役員の業績を説明するにあたり、当社の経営成績が年度初期に報酬委員会によって当該年度の事業計画に基づいて設定される目標とどのように対比されるかを示すため、スコアカードを用いています。スコアカードの色は、以下のとおり、財務・非財務目標に対応する相対的な業績状況を視覚的に示すよう意図したものです。

財務目標

財務成績が2015年度の目標に達したかまたは10パーセント以下の比率で2015年度の目標を超えたことを示します。	財務成績が10パーセント未満の比率で2015年度の目標を下回ったことを示します。	財務成績が10パーセント以上の比率で2015年度の目標を下回ったことを示します。

非財務目標

業績が高い期待を満たしたかまたは超えたことを示します。		業績がある点では期待を満たさなかったものの、いくらか好調であったことを示します。		業績がいかなる点でも期待を満たさなかったことを示します。	

指名された執行役員の2015年度のスコアカード

最高経営責任者の報酬に関する説明

コルバット氏は2012年10月からシティの最高経営責任者を務めています。同氏は1983年にシティに入社し、多くの事業および地域においてシティの様々な管理職を務めました。

シティの2015年度の経営成績は概ねシティの2015年度の事業計画に沿ったものとなり、厳しいマクロ経済環境の中で、2014年度の成績を十分に上回りました。また、シティは、不確実なマクロ経済、低成長率および市場のボラティリティにもかかわらず、2013年度に発表した3年間の財務目標を大部分達成しました。コルバット氏のリーダーシップの下、シティは、統制において重要な改善を成し遂げ、2015年度の包括的資本分析およびレビューにおける資料提出に成功する等（これによって株主への十分な資本の還元を開始することができました。）、2015年度の重要な非財務目標を達成しました。当社の報酬枠組みに基づき、このように計画を上回るかこれに近い業績を上げたのに加え、非財務目標の業績が好調だったため、暫定的業績評価点に対応する報酬総額は、最高経営責任者職の市場中央値を上回る結果となりました。報酬委員会は、最終的付与額の決定に際してコルバット氏の業績の多くの面を積極的に評価し、同氏のリーダーシップを認めました。また一方で、コルバット氏の報酬と同業他社（特に米国の同業他社）の報酬との間に差異がある状態が続いていることにも注目しました。2014年度の報酬は主に2014年度の包括的資本分析およびレビューの結果に基づいて削減されましたが、2013年度にはかかる削減がなかったため、報酬委員会は、2013年度の報酬との比較を重視しました。コルバット氏の2015年度の最終的年間報酬は、同氏の2014年度の年間報酬を27パーセント、2013年度の年間報酬を14パーセント上回り、16.5百万ドルとなりました。コルバット氏の2015年度の年間報酬は依然として最高経営責任者職の推定市場中央値を下回っていますが、これは、コルバット氏の主導による経営上の成功はまだシティの株主総還元額に反映されていないという報酬委員会の認識が、市場での位置づけに反映されているためです。

コルバット氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2015年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	246億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	57.1%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	9.2%
	シティグループ コア資産利益率	0.94%
リスク	シティコープ リスク選好割合	154%
	シティコープ リスク選好サージナス	76.3億ドル

(1) この報酬の検討および分析において用いられている法人税等控除前の継続事業からのコア利益、コア費用比率、有形普通株式利益率（コア）、コア資産利益率、リスク選好割合およびリスク選好サージナスは、非米国GAAP財務指標です。これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ 非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。スコアカードの色については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
戦略的方向性の設定	コルバット氏は、当社の執行イニシアチブをさらに改善し、シティの事業計画の執行を通じて品質と持続的利益を上げることへの長期的取組みを継続しました。2015年度、シティは、貸借対照表の統制を維持し、また費用を管理する一方で（それぞれ該当するとおり、CVAまたはDVAおよび外貨換算の影響を除きます。）、2006年度以降最高となる172億ドルの当期利益を上げ、収益および預金を増加させました。これは、費用効率の改善によって示されています。シティは繰延税金資産を活用する計画も実行し、2015年度に15億ドルを活用しました。 コルバット氏が定めた戦略の下、2015年度、シティは引き続き、事業売却を通じてシティ・ホールディングスの資産を削減しました。CVAまたはDVAの影響を除外すると、シティ・ホールディングスの2015年度の当期利益は予想を超える11億ドルとなりました。2015年度末のシティ・ホールディングスの資産は740億ドル（2014年度末から43パーセント減少しました。）であり、シティグループのGAAP資産合計に占める比率はわずか4パーセントとなりました。 コルバット氏は、2014年度に着手した取組みを継続しつつ、「倫理・文化」（シティ全体で倫理的意思決定への注目度を一層高めるための広範かつ革新的取組み）に対する当社の複数年にわたる取組みをさらに改善しました。この取組みの一環として、2015年度には、世界中で約30,000名のマネージャーレベルの従業員が、倫理的意思決定を促進し、潜在的な倫理問題を上に報告することの重要性を強調するためのトレーニングを受けました。コルバット氏の指示の下、倫理的意思決定への取組みは、一連の経営陣の業績評価プロセスに統合されました。このプロセスは、マネージャーにこの分野における失敗の説明責任を負わせ、成功に報いることを目的とするものです。
強固なリスク・統制管理	コルバット氏の支援により、シティは、2015年度の包括的資本分析およびレビューの一環として提出した資本計画に対して異議を受けませんでした。これにより、2015年度には株主への十分な資本の還元を開始することができました。当社は資本計画プロセスを改善し、当社の事業部門を資本計画にさらに十分に関与させました。また、シティの事業部門を完全な方法で破綻処理計画プロセスに統合する包括的破綻処理計画を、期限内に提出しました。 コルバット氏のリーダーシップの下、シティは統制に対して多額の投資を行いました。経営陣は統制問題への対応のスピードを加速しており、2015年度にはシティのオペレーショナル・ロスが減少しました。法務関連費用も2014年度から2015年度にかけて大幅に減少しました。さらに2015年度には、マスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生しませんでした。
強固な人事管理	2015年度、コルバット氏は、退職に伴う上級職の空席をシティ内部の執行役員を昇進させることで埋めることができました。これは、同氏が層の厚い人材プールを育成したことを示しています。コルバット氏は引き続き、上級指導者チームおよびシティ全体のその他の重要な役割に関する引継計画に慎重に取り組みました。同氏はさらに取締役レベル以上の上級職に関する多様な候補者リストの作成を重点的に進めました。多様な候補者リストを有する上級職の比率は、2014年度の70パーセントから2015年度には76パーセントまで上昇しました。
株主を含む外部のステークホルダーとの関係の強化	コルバット氏は、投資家、規制当局および政府関係者を含む全世界の社外のステークホルダーとの関係を改善するため、多大な努力を続けました。同氏は、世界中の都市で依頼者と月平均39回の面談を行って、依頼者との定期的接触を維持しました。さらに同氏は、投資家と数多くの面談を行い、2つの投資家の会合においてプレゼンテーションを行って、投資家にも働きかけました。2015年度中、同氏は米国および米国外の規制当局、中央銀行関係者および政府関係者との100回以上の会議に参加しました。

最高財務責任者の報酬に関する説明

ジョン・ガスバックは、2009年7月からシティの最高財務責任者を務めています。同氏は1990年にシティに入社して以来、世界中で様々な執行財務管理職を務めてきました。同氏はシティの財務管理の責任者であり、シティの費用管理の取組みも主導しています。

コルバット氏とガスバック氏の2015年度の財務目標はほぼ同じであり、したがって暫定的業績評価点は同様となり、報酬総額は最高財務責任者職の推定市場中央値を上回りました。当該レンジは、ガスバック氏の2014年度の報酬を大幅に上回っています。これは、2014年度の年間報酬水準が、市場中央値を下回ったにもかかわらず、2014年度の包括的資本分析およびレビューの一環として資本計画に対する異議がなされたことを考慮して、2013年度から増額されなかったためです。報酬委員会は、2015年度の包括的資本分析およびレビューにおいて良い結果を上げる等、ガスバック氏が2015年度の非財務目標について優れた業績を上げたことを考慮しました。また、同氏が強いリーダーシップを発揮して、会社レベルの費用管理イニシアチブを進展させ、シティの収益は計画を下回ったものの、利益を計画に近づけたことも考慮しました。報酬委員会は、ガスバック氏の報酬と特に米国の同業他社における報酬の市場中央値との間に現在差があることに注目しました。これらの要因を考慮して、報酬委員会は、2015年度の年間報酬としてガスバック氏に9百万ドルを付与しました。これは、同氏の2014年度および2013年度の報酬を20パーセント上回っています。これによって同氏の報酬は最高財務責任者職の推定市場中央値に近づきました。

ガスバック氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2015年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	246億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	57.1%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	9.2%
	シティグループ コア資産利益率	0.94%
リスク	シティコープ リスク選好割合	154%
	シティコープ リスク選好サープラス	76.3億ドル

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。スコアカードの色については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）	
包括的資本分析およびレビューにおいて満足な結果を達成	連邦準備制度理事会は、2015年度の包括的資本分析およびレビューにおけるシティの提出資料に異議を唱えませんでした。これによってシティは株主への十分な資本の還元を開始することができました。この重要な成果はガスバック氏のリーダーシップの下に達成されました。また、同氏は、2015年度において有効な当社の資本計画プロセスを継続的に改善する責任を負いました。これは包括的資本分析およびレビューにおける将来の提出資料の強化につながるものです。	
強固なリスク・統制管理	ガスバック氏は、シティの包括的破綻処理計画の資料提出に対する責任を負い、破綻処理計画に対するシティの統合的アプローチを指揮しました。ガスバック氏は引き続き、財務部門における法令遵守の文化を重視、改善し、シティの倫理的事業文化の推進者となりました。ガスバック氏は意思決定に用いられるデータの透明性の向上を制度化し、これによって倫理的な経営上の意思決定を行う能力を強化する取組みを指揮しました。	
繰延税金資産の活用の改善	ガスバック氏はシティによる繰延税金資産の戦略的使用を指揮しています。シティは2015年度に、15億ドルの繰延税金資産を活用しました。繰延税金資産の削減は、シティの事業部門においてまたはシティの株主への還元に使用できる資本を新たに生み出す効果があるため、重要です。	
業務効率の向上	ガスバック氏は多くの戦略の策定を指揮し、シティが2015年度の事業計画に近い業績を上げることが可能にしました。同氏は引き続き、簡素な組織構造によって作業効率を上げる財務部門の取組みを指揮しています。	

グローバル個人金融部門最高経営責任者の報酬に関する説明

スティーブン・バードは、2015年6月に、グローバル個人金融部門（GCB）の最高経営責任者となりました。GCBは、シティの個人金融部門で構成され、リテール・バンキング（コマーシャル・バンキングを含みます。）、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを通じて個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。バード氏はこれまで、シティのアジア太平洋地域の最高経営責任者を務め、当該地域全域においてシティの事業分野の責任を負っていました。同氏は1998年にシティに入社し、アジア太平洋地域およびラテンアメリカ地域におけるオペレーション・テクノロジーの地域執行役員職のほか、GCBにおける業務執行職に就いていました。

バード氏はGCBを指揮し、2015年度は、規制関連費用の増加および技術の急激な変化にもかかわらず、計画および2014年度に近い業績を上げました。バード氏は、GCBの統制や営業効率の改善といった重要な非財務目標を達成しました。当社の報酬枠組みに基づき、このような財務・非財務業績の組合せによって算出されたバード氏の暫定的業績評価点に対応する報酬総額は、同氏の役職の推定市場中央値に近似するものとなりました。報酬委員会は、2015年度上半期におけるシティのアジア太平洋地域の最高経営責任者としてのバード氏の業績を積極的に評価し、主に将来を見通す役割におけるバード氏の業績に基づいて報酬を決定することが適切であると判断しました。報酬委員会は、報酬枠組みに基づく暫定的算出結果について、実質的な調整を行う必要はないと結論付け、バード氏の役職の推定市場中央値に近い額の2015年度報酬を付与しました。2015年度の年間報酬は、GCBの前任の最高経営責任者に支払われた2014年度の年間報酬を11パーセント下回る8.5百万ドルとなりました。

バード氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。同氏のほとんどの財務評価指標についての業績は、同氏のシティの執行役員およびGCBの最高経営責任者としての役割に合わせ、全社的な実績とGCBの実績の両方に基づいて評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2015年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	246億ドル
	GCB 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	98億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	57.1%
	GCB コア費用比率	53.9%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	9.2%
	GCB 有形普通株式利益率（コア）	18.1%
	シティグループ コア資産利益率	0.94%
	GCB コア資産利益率	1.63%
リスク	GCB リスク選好割合	221%
	GCB リスク選好サープラス	51億ドル

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。スコアカードの色については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
顧客満足度の改善	バード氏のリーダーシップの下、GCBは、ネット・プロモーター・スコアの改善といった客観的評価指標で測定されるとおり、世界的な顧客サービスの提供を引き続き改善しました。GCBがデジタル・バンキングに効果的に注力したことや、メキシコ、ニューヨーク市といった主要市場において支店をグレードアップしたことが、このような結果の主な要因となりました。
強固なリスク・統制管理	バード氏は、GCBの最高経営責任者に就任するとすぐ、世界中の従業員との面談においてリーダーシップを発揮し、また従業員に対するその他のメッセージを通じて、GCBで進行中の倫理・文化イニシアチブに対する強固な支援を明確に伝えました。バード氏に率いられ、GCBは2015年度中、残存する規制上の問題を積極的に解決するとともに、統制環境の強化を大きく前進させました。GCBのオペレーショナル・リスクによる損失は2015年度中に頻度、規模ともに減少し、2015年度のGCBのリスク選好割合は100パーセント超を維持しました。正味貸倒損失の評価指標は2014年度に比べて、また計画と比べて改善されました。
デジタル・チャネルの成長を含む、リーダーシップの有効性の実証	バード氏は、複数年度に及ぶ共通のグローバル・テクノロジー・プラットフォームの展開（当社の共通のグローバル版の口座数によって測定されます。）を引き続き進めました。バード氏のリーダーシップの下、GCBは、デジタル・バンキングにおける様々なリーディング・イノベーション（初のウェアラブル端末向けバンキング・アプリケーションを含みます。）を導入しました。
生産性の向上	バード氏のリーダーシップの下、GCBは、効率性の向上に向けていくつかの重要な取組みを導入しました。これには、個人向け事業からの戦略的撤退から、より高い効率性を引き出す取組みが含まれます。バード氏は、より機動的でシンプルな経営構造の整備に取り組んでいます。

オペレーション・テクノロジー責任者の報酬に関する説明

ドン・キャラハン氏は、シティのオペレーション・テクノロジー責任者であり、シティ全体のすべての技術の世界基準を定めるチーフ・インフォメーション・オフィサー評議会の業務執行会長を務めています。同氏はシティの事業部門全体にわたるデジタル変革イニシアチブも主導し、またシティの世界規模の情報セキュリティ戦略の策定と実施に対する責任を負っています。同氏はシティのオペレーション・センターおよび企業分析プラットフォーム（未加工データを実用的な情報に変換します。）を監督し、顧客の価値を創出しています。また、不動産ポートフォリオの管理を通じて、シティの職場環境とグローバルな事業範囲の最適化も行っています。キャラハン氏は、IBMその他の会社で執行役員職を務めた後、2007年度にシティに入社しました。

キャラハン氏の財務目標は会社レベルの業績に基づいており、同氏の役職に合わせて、費用管理とリスクに重点を置いたものとなっています。非財務目標に関する同氏の好調な業績と組み合わせた結果、当社の報酬枠組みによって算出された暫定的業績評価点に対応する報酬総額は、同氏の役職の推定市場中央値を上回るものとなりました。報酬委員会は、キャラハン氏の役割の決定的な重要性および財務・非財務業績を考慮し、報酬枠組みに基づく暫定的算出結果について、実質的な調整を行う必要はないと結論付けました。その結果、報酬委員会は、キャラハン氏に7.3百万ドルの年間報酬を付与しました。

キャラハン氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2015年度実績 ⁽¹⁾
費用管理	シティコープ コア費用比率	57.1%
資本の利用	シティグループ コア資産利益率	0.94%
リスク	シティコープ リスク選好割合	154%
	シティコープ リスク選好サープラス	76.3億ドル

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ－非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。スコアカードの色については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
戦略的方向性の設定	キャラハン氏は多くの重要な技術基盤開発イニシアチブを主導し、品質の高い商品を提供する一方で、強固な費用統制を実施しています。同氏は、グローバル個人金融プラットフォームの統一およびデータの品質に関する作業を継続しています。
強固なリスク・統制管理	キャラハン氏は、その他の重要な会社レベルの技術イニシアチブの中でも、特にサイバーセキュリティ分野におけるシティの取組みを指揮しています。同氏は強固な防御の確立において他の主要企業との連携を拡大し、サイバーセキュリティの人材を育成、維持する新たなアプローチを開始しました。
デジタル・バンキング・イニシアチブ	キャラハン氏は、シティのデジタル・バンキング空間での競争戦略に携わっています。同氏は多数の事業部門におけるシティの革新的なデータ解析商品の支持を通じて、リーダーシップを発揮しました。
シティ全体の業務効率の向上	キャラハン氏は、当社の世界中の不動産所在範囲を削減、最適化するための複数年にわたる取組みを主導し、成功を収めました。これには、当社の新たなグローバル本社に関する先進的技術戦略が含まれます。同氏は、低コストの地域業務拠点から質の高いサービスを提供する一方で、かかる拠点の信頼性を高めました。オペレーション・テクノロジーのコスト管理指標は予想を超えるものとなりました。

シティの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者の報酬に関する説明

ジェームズ・フォリスは、シティの社長およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（ICG）の最高経営責任者を務めています。同氏は2013年1月からシティの共同社長およびICGの最高経営責任者を務めた後、責務が拡大されて、2015年6月にシティの社長に就任しました。フォリス氏はシティの社長として、会社全体の重要なイニシアチブの最上位の指導者を務めています。かかるイニシアチブには、シティの事業戦略の執行の改善を目的とするイニシアチブ、共通の使命と価値提案の表明を通じてシティの文化を具現化する取組み、およびボルカールールの遵守が含まれます。

フォリス氏はICGの最高経営責任者も務めています。ICGは、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、95を超える国と地域における独自のネットワークによって支えられています。2015年12月31日現在、ICGが保有する資産は約1.2兆ドル、預金残高は約5,870億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体業務）の管理資産は約15.1兆ドルでした。フォリス氏は1985年にシティに入社し、ICG事業全域で多くの地域において様々な業務執行職を務めました。

ICGの2015年度の経営成績は強さと弱さの両方を示しましたが、フォリス氏は、2015年度の重要な非財務目標（エクイティ業務等の対象事業の業績改善および統制における重要な改善を含みます。）を達成しました。当社の報酬枠組みに基づき、このような財務・非財務業績の組合せによって算出されたフォリス氏の暫定的業績評価点に対応する報酬総額は、同氏の役職の推定市場中央値に近似するものとなりました。報酬委員会は、最終的付与額の決定に際して、ICGの商品およびサービスの幅広さ、および上記のとおり世界的に並外れた規模を考えると、フォリス氏の任務の規模と複雑さが同業他社における同じ任務より大きいことに注目しました。報酬委員会は、ICGが当年度、リスクおよび統制において好調な業績を上げ、また厳しい環境下で堅調な営業成績を上げたこと、および米国の同業他社において同氏と同じ役職に対する報酬が上がる市場傾向があることも考慮しました。報酬委員会はさらにフォリス氏が2015年度にシティの社長に任命されたことを評価し、同職における同氏の業績を前向きに評価しました。2015年度における同氏の最終的な年間報酬は16百万ドルとなり、2014年度の年間報酬を19パーセント、2013年度の年間報酬を14パーセント上回りました。2015年度の付与額は、報酬枠組みに基づく暫定的算出結果と同様、依然として同氏の役職に関する推定市場中央値に近似するものとなりました。

フォリス氏の財務（70パーセント加重）・非財務（30パーセント加重）目標の達成度は、以下の2つのスコアカードに要約されています。ほとんどの財務評価指標に関する同氏の業績は、シティの共同社長およびICGの最高経営責任者としての役職に合わせて、当社全体およびICGの実績の双方をベースに評価されました。

カテゴリー	財務目標（下記「スコアカード用語集」の用語）	2015年度実績 ⁽¹⁾
収益性	シティグループ 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	246億ドル
	ICG 法人税等控除前の継続事業からのコア利益	136億ドル
費用管理	シティコープ コア費用比率	57.1%
	ICG コア費用比率	56.7%
資本の利用	シティグループ 有形普通株式利益率（コア）	9.2%
	ICG 有形普通株式利益率（コア）	12.1%
	シティグループ コア資産利益率	0.94%
	ICG コア資産利益率	0.73%
リスク	ICG リスク選好割合	245%
	ICG リスク選好サープラス	78.5億ドル

(1) これらの結果の報告値に対する調整については、下記「シティグループ—非米国GAAP財務指標の調整」をご参照ください。スコアカードの色については、上記「スコアカードの読み方」をご参照ください。

非財務目標	主要実績（下記「スコアカード用語集」の用語）
重要な事業基盤に関する取組みの実行	2015年度、フォリス氏の取組みの結果、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション、法人貸付業務、合併・買収、プライベートバンクおよび株式市場業務といった一部の分野では、マクロ環境の厳しさにもかかわらず、業績が向上しました。フォリス氏はシティの社長として、倫理・文化イニシアチブを支援する明確な公的役割を担いました。同氏は、人材育成イニシアチブの一環として、世界の規制問題への対処において極めて重要なチーフ・カントリ・オフィサー職に関するより層の厚い人材プールの構築に重点的に取り組みました。
強固なリスク・統制管理	2014年度とは異なり、2015年度には、フォリス氏のリーダーシップの下、ICGにおいてマスコミで大きく扱われるような新たな統制問題は発生しませんでした。同氏は、改善努力および倫理的行動という文化の強化に向けた会社の取組みに対する優れた支援において、明らかなリーダーシップを発揮しました。同氏はICGで統制に専念する社員の増員を支援しました。また、ICGのリスク評価指標は、収益への圧力および市場の不確実性にもかかわらず、2015年度にリスク統制が維持されたことを示しています。
事業最適化の改善	フォリス氏は、リソースを継続的に成長の機会に向けることによって、引き続きICGの一層の簡素化と統合を進めました。改善に向けた取組みの対象となった一定の分野（株式業務等）は、2015年度に好調な業績を上げました。ICG事業は引き続き、革新的な方法で顧客にシティの幅広い商品を提供する能力を向上させました。これは、プライベートバンク等の事業におけるマーケットシェアの拡大により実証されています。
業務効率性の改善	ICGの費用比率は計画を下回ったものの、同業他社と比べて有利なものとなりました。フォリス氏は、効率性をさらに高めるために、ICGの人員配置モデルの一層の簡素化を実施しました。

2015年度の業績に対するインセンティブ報奨の形式と構成

全体の構成 — 2015年度の業績に対する執行役員報酬の構成に関して、シティの手法に変更はなく、執行役員報酬については4年連続で一貫した手法が取られる結果となりました。報酬委員会は指名された執行役員各人に対して、2015年度の業績に対するインセンティブ報酬を、40パーセントは直ちに支払われる現金賞与で、30パーセントはシティの資本蓄積プログラムに基づく繰延株式で、30パーセントは業績連動株式ユニットで（合計60パーセントの繰延）付与しました。

直ちに支払われる報酬と繰延報酬としての報奨の割合を決めるに当たって、報酬委員会は、繰延に関して適用のある規制基準およびガイドラインならびに市場慣行を考慮しました。当社の構成では、指名された執行役員各人の繰延報奨の100パーセントがシティの普通株式の価値と連動しており、長期的な株主利益との強い結び付きを提供しています。

繰延株式報奨 — 報酬委員会は、シティの資本蓄積プログラムに基づいて、付与日現在の価値が、指名された執行役員各人の2015年度のインセンティブ報酬の30パーセントに相当する繰延株式を付与しました。2015年度の業績に対して付与された報奨については、前年度と比べて、資本蓄積プログラムに変更はありませんでした。

この報奨は、勤務を継続した場合4年間にわたって均等に権利が確定するものとする一方、業績ベースの権利確定条件がこれらの報奨に追加で適用され、損失があった場合に将来の権利確定が取り消されるようにするものです。繰延期間のいずれかの年においてシティグループに税引前損失がある場合には、繰延株式報奨のうち損失の翌年に権利確定が予定されている部分は、税引前損失額を分子とし、損失のあった年の直前の3年間におけるシティグループの税引前年間利益の最も高い水準を分母とする比率で減少します。ただし、当該比率によって、権利確定が取り消される株式が20パーセント以下となる場合は、権利確定が予定されている株式の20パーセントが削減されます（つまり、税引前損失が生じた場合に取消される最低水準が存在するということです。）。

例：次の例は、指名された執行役員に対して2016年2月に付与された10,000株の繰延株式報奨について説明したものです。この例は、シティグループが以下のような税引前利益（損失）を生じたと仮定して、この報奨のうち2017年1月に権利確定となる予定の部分（2,500株）にどのような影響があるかを示したものです。

シティグループの税引前利益（損失）（単位：百万ドル）					
予定されている 権利確定日	2016年度 （仮定）	2015年度	2014年度	2013年度	過去3年間における 税引前最高利益
2017年1月	(\$ 500)	\$ 24,826	\$ 14,701	\$ 19,802	\$ 24,826

留意点：例にある2013年度、2014年度および2015年度の利益額は現在公表されている財務情報から引用したものです。例にある2016年度の税引前損失は、例示のためだけの仮定的な前提に過ぎません。

公式（ $500 \div 24,826$ ）に基づいて算出した削減率は、2.01パーセントです。最低取消水準に従い、2017年1月に権利確定が予定されている株式のうち20パーセントが取り消されます。したがって、権利確定が予定されていた2,500株のうち500株は取り消されます（ $500 = 2,500$ の20パーセント）。

このように業績に基づいて権利を確定させる方法は、報奨の価値を高めることはなく、権利未確定の株式の取消という結果にしかありません。さらに、繰延株式報奨は、シティが付与するすべての繰延インセンティブ報奨と同様に、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の慣行」に記載されるシティのクローバック規定に従って、取消の対象となります。下記「2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、雇用が終了した場合には、繰延株式報奨は、資本蓄積プログラムの条項に従います。

業績連動株式ユニット報奨 — 業績連動株式ユニット報奨は、指名された執行役員の2015年度の年間インセンティブ報酬の30パーセントに相当します。執行役員に付与される業績連動株式ユニットの目標数は、業績連動株式ユニット・プログラムに割り当てられる年間のインセンティブ額を、付与日である2016年2月16日の直前の5取引日におけるシティの株価の終値の平均（37.05ドル）で除した数です。

3年間の業績評価期間末に、目標報奨は、上記「エグゼクティブ・サマリー」—「2016年2月の業績連動株式ユニット表」に示す業績の範囲に従い、シティの実際の株主総還元額と同業他社の株主総還元額の中央値との差異に基づいて増減します。

このプログラムにおける相対的株主総還元額は、付与日である2016年2月16日から3年間の業績評価期間末（2019年2月15日）までのシティの株主総還元額と同業他社の株主総還元額を比較して決定されます。株主総還元額を測定するためのシティおよび同業他社の株価は、業績評価期間の期首および期末に、該当日までの20営業日の終値の平均を用いて決定されます。相対的株主総還元額の決定に用いる同業他社グループは、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファーゴです。報酬委員会は、異常項目が生じた場合には、相対的株主総還元額および同業他社グループについて、調整を行う権限を有しています。

＜当社は、2012年度の設定以来、8社の同業他社グループを変更していません。＞

報奨は、取得された範囲内で、シティの普通株式の株価に基づいて現金で交付されます。業績評価期間の終了日時点で、取得された業績連動株式ユニット数に、シティの普通株式の株価の20日間の平均を乗じて、その額が現金で支払われます。この方法は、株主の希薄化を制限する一方で、執行役員が受領する額をシティの普通株式の株価の変動に連動させる効果があります。

業績評価期間の終了後、取得される業績連動株式ユニット数について配当等価物が発生し、支払われますが、取得されなかった業績連動株式ユニットに関する配当等価物は失効します。

業績連動株式ユニットは、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の慣行」に記載されるあらゆるクローバック規定に従います。

この報奨は、3年間の業績評価期間にわたって均等に権利が確定します。当該業績評価期間中に加入者の雇用が終了した場合、特定の権利確定条件が満たされれば、当該業績評価期間の終了後に、取得された業績連動株式ユニットの一部が交付されます。この条件は、下記「2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」に記載するとおり、雇用終了時においてシティの資本蓄積プログラムに適用される権利確定条件と同じものです。

2015年度より前の業績評価年度に付与された業績連動株式ユニットの条件は、下記「2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」―「業績連動株式ユニット」に記載されています。

リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム

シティは、慎重にまた十分理解されたリスクのみを負い、また事業基盤を守るためにそれらのリスクを効果的に管理する責任があることを十分理解しています。したがって、当社の報酬プログラムは、以下の重要な要素に基づいて設計されています。

- ・ **報酬委員会の承認を受けた当社の報酬理念（シティのウェブサイトで公開されています。）には、当社のリスク管理への取組みが示されています。** 経営陣は、報酬委員会から、裁量的なインセンティブ報酬を付与する際には、リスク管理の原則を考慮するようにとの明確な指示を受けています。
- ・ **チーフ・リスク・オフィサーは、年に2度報酬委員会と面談し、シティのリスク水準や傾向ならびに上級執行役員レベルおよびシティ全体のインセンティブ報酬の枠組みについて検討しています。** チーフ・リスク・オフィサーは、シティの報酬理念に合わせて、報酬が軽率または過度なリスク・テakingを奨励しないような方法で、長期的な業績に結び付いたものとなるよう、シティの報酬枠組み全体の重要な条件を見直しました。
- ・ **指名された執行役員に対するインセンティブ報酬の決定に用いられるシティの報酬枠組みは、明示的にまた黙示的にリスクに合わせてインセンティブ報酬を調整します。** 指名された執行役員のインセンティブ報酬を決定するためのシティの報酬枠組みでは、リスク水準を評価するための財務指標を各執行役員の財務目標の要素に組み込むことにより、リスクを考慮しています。また、統制環境の有効性を含むリスク管理の実績は、非財務目標の中にも含まれています。さらに、報酬委員会は、プロセスの最後に、結果として生じたりリスクを評価し、かかるリスクのもたらす不利益を考慮して報酬を決定します。
- ・ **指名された執行役員を含む対象従業員に対する年間インセンティブ報奨には、軽率または過度なリスク・テakingを思いとどらせるためのクローバック規定その他の規定が付されています。** 年次の体系的なプロセスにより、シティは、当社およびその重要な業務部門に内在する重要なリスクを特定し、その上で、当該リスクに影響を及ぼす従業員を、適用ある銀行規制ガイドラインに定義される「対象従業員」として特定します。指名された執行役員を含む対象従業員に関する報酬体系には、下記「執行役員報酬に関するシティのその他の慣行」に記載するとおり、様々な行為を対象とする十分な繰延およびクローバック規定が含まれています。加えて、業績に基づく権利確定基準が、対象従業員に付与されるすべての繰延インセンティブ報酬に組み込まれています。

- ・ **リスク管理行為の評価は、年間インセンティブ報酬の総額を決定する際に考慮されます。** 個々の対象従業員（シティの数百名の最上級従業員）に対して、シティは、統制部門による年次のレビュープロセスを確立しました。このプロセスでは、統制部門が各対象従業員のリスク行為について評価を行います。統制部門は、コンプライアンス、財務、内部監査、法務およびリスク管理部門で構成されています。かかるプロセスは、現在の行為およびリスクに対する態度を評価することを目的としています。統制部門によるレビュープロセスによる評価は、対象従業員の管理者が行う当該従業員の業績評価に情報として伝えられ、影響を及ぼし、当該プロセスの結果は報酬委員会に報告されます。当社は、このプロセスを実施してきた過去6年間において、当該プロセスが、リスク管理行為の重要性に関する認識を高め、シティのリスクに関する文化を強化したものと考えています。

＜シティの統制部門は、年次の業績評価プロセスの一環として、上級経営陣のリスク行為について直接フィードバックを行います。＞

コルバット氏以外の指名された対象執行役員は、統制部門によるこの年次のレビュープロセスを通じて、シティの統制部門によりリスク行為の評価を受けました。コルバット氏のリスク行為は、統制部門からの情報を受けた報酬委員会によって評価されました。かかるレビューの結果、指名された執行役員は、リスク行為に関して肯定的な評価付けまたは査定を受けています。リスク行為に関して肯定的な評価を受けることは、上級執行役員の職務執行において当然に期待される要素であることから、かかる肯定的な評価付けは、2015年度の年間インセンティブ報酬の規模を決める要素とはなりません。一方、リスク行為に関して否定的な評価がなされていれば、2015年度に付与されるインセンティブ報酬は減額または消滅する結果となったであろうといえます。

- ・ **シティの他のインセンティブ報酬制度は強固なガバナンス・プロセスにより管理されています。** 経営陣は、上級経営陣向けの制度だけでなく、シティ全体の報酬制度に内在するリスクを継続的に分析、監視および緩和しています。シティには、新しいインセンティブ報酬制度がグローバル基準に合致し、軽率または過度なリスク・テakingに動機を与えないものであることを確保するための、正式なインセンティブ制度のガバナンス・モデルがあります。

執行役員報酬に関するシティのその他の慣行

シティには下記のとおり、強固な執行役員報酬ガバナンス慣行があります。

シティには75パーセント株式保有規則があります。 シティには、長年にわたって、株式保有規則があり、それが、執行役員の利益と株主利益を合致させています。執行役員は、執行役員でいる間は、インセンティブ報酬として付与された株式（税金やオプション行使価格の支払に必要な金額を除きます。）のうち少なくとも75パーセントを保持することを義務づけられています。

シティには退職後株式保有ルールがあります。 2013年1月1日以降、執行役員は、シティを退職するかその他の理由により執行役員ではなくなった後1年間は、株式保有規則の対象となっていた株式のうち少なくとも50パーセントの保有を継続することを義務付けられています。この要件は、シティが株主から受けた提案に対応して実施したものであり、執行役員の利益と株主の利益の結び付きを一層強めるものです。

シティは、ヘッジ取引および担保取引を禁止する包括的な方針を採用しています。シティは長年にわたり、経営陣およびその他の従業員によるシティの株式の取引を制限する個人取引に関する方針をとってきました。2012年、シティは、執行役員によるシティの株式のヘッジ取引および担保取引を包括的に禁止する方針を採用することでこれを強化し、シティの証券を経済的損失のリスクに対してヘッジし、またローンやその他の与信拡大のためにシティの証券を担保に供することを禁じました。この拡大された方針は、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに含まれています。指名された執行役員は、担保提供やヘッジ取引を行っていません。

シティのインセンティブ報酬にはクローバック規定が適用されます。指名された執行役員およびシティのその他の従業員に付与された繰延報酬には、以下の3つの包括的なクローバック規定が適用されます。

- ・ 指名された執行役員を含むすべてのシティの従業員に対して付与された業績連動株式ユニット、株式報奨および繰延現金報奨は、シティのクローバック規定の対象となります。シティのクローバック規定は、従業員が（i）公表済の著しく不正確な財務諸表に基づいて報奨を受け、（ii）公表済の財務諸表に関して著しく不正確な情報の提供に故意に関与し、（iii）上級経営陣および／もしくはリスク・マネジメントが設定もしくは修正したリスク制限に対する重大な違反を犯し、または（iv）重大な違法行為を行ったと報酬委員会が判断した場合に、権利未確定のインセンティブ報酬の失権または取消を要求するものです。シティは、法律で認められている場合には、従前に付与された報酬の返還を求めることもできます。
- ・ 一般クローバック規定に基づき、報酬委員会は、従業員が違法行為を行いまたは著しく軽率な判断をし、それがシティの事業運営に損害を与えまたは規制当局からの制裁につながりもしくはその可能性があったと判断した場合には、未取得の業績連動株式ユニットまたは権利未確定の繰延現金報奨の全部または一部を取り消すことができます。報酬委員会は、従業員が上記のような行為に関与した者の監督を怠りまたは上記のような行為を上程しなかった場合にも、報奨を取り消すことができます。
- ・ 取得されていない業績連動株式ユニットおよび権利未確定の繰延現金報奨も、従業員が著しい業績不振に重大な責任があると報酬委員会が判断した場合には、取り消される可能性があります。この規定は、シティに重大な財務上の損害または信用の毀損があった場合に、未取得の業績連動株式ユニットまたは権利未確定の繰延現金報奨を取り消すことを可能にするもので、当該行為に直接的な責任のある従業員および当該従業員の適切な監督を怠った者に適用することができます。少なくとも、報告義務のある3つの金融セグメント、すなわち、シティグループ（全社）、グローバル個人金融部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループのいずれかにおいて、年間の税引前損失がある場合には、シティは、著しい業績不振が発生したか、また業績連動株式ユニットおよび繰延現金報奨への潜在的影響があるかを検討します。また、シティは、ある執行役員が著しい業績不振について重大な責任を負っているという理由で、当該執行役員に支払われるはずであった繰延報酬を取り消すという決定をした場合にはいつでも、その開示を検討します。

＜シティのクローバック規定は、違法行為だけでなく、様々な業績不振も対象にしています。＞

以上に加えて、取締役会は、2002年度以降、シティのコーポレート・ガバナンス・ガイドラインに定めるとおり、サーベンス・オクスリー法に基づくクローバック方針も採用しています。当該ガイドラインは、（i）賞与またはインセンティブ報酬額が、後に訂正の対象となった一定の財務実績の達成に基づき計算されており、（ii）執行役員が意図的な違法行為を行ったことが、訂正の必要が生じた原因またはその一因となり、（iii）財務実績が適切に報告されていれば賞与またはインセンティブ報酬額が実際に付与された額よりも低かった場合には、取締役会からの要求により、当該執行役員に付与された賞与もしくはインセンティブ報奨の払戻しを要求し、または従前当該執行役員に付与された権利未確定のインセンティブ報奨の取消を要求するものです。

シティの公表されている報酬理念は明確な指針を示したものです。当社の執行役員報酬プログラムは、いずれも同等に重要な以下の5つの主要な目的を達成することを意図しています：（i）報酬のプログラム、構成および決定を、株主その他のステークホルダーの利益と合致させること、（ii）シティを成功に導く才能のある最良の人材を引きつけ、雇用すること、（iii）最高の倫理基準に立脚した企業文化を強化すること、（iv）堅実な意思決定を推奨してシティのリスクを管理すること、および（v）報酬プログラムに規制指針を反映させること。これらの目的は、シティが公開している報酬理念の基礎となっています。

シティは執行役員の福利厚生を限定しています。シティは、執行役員に対して特別な医療手当、歯科手当、保険または就業不能給付金を提供していません。米国では、執行役員は、より賃金の低い従業員に比べてこれらの福利厚生のためにより多くを支払っています。

シティには税に関するグロスアップはありません。シティは、シティの海外駐在員プログラムに基づく海外駐在員向けの正当な税金の均等化プログラムを除き、指名された執行役員またはその他の執行役員のいずれについても、直接または間接の税金に関するグロスアップは認めていません。

シティは現在、執行役員に対して補完的退職給付を提供していません。シティは、執行役員に対する特別な年金クレジットの付与または年金給付を行っていません。シティの各種プランは、特に新たな規定の適用を免除された者またはおよび海外駐在員を除いて、非適格執行役員退職プログラムに基づき現在における利益の付与はしていません。ガスバック氏は、2001年12月31日に凍結された一定の適用免除の給付を受けることができますが、指名された執行役員のうち、2015年度においてこれらの補完的なプランに基づき追加的に利益の付与を受けられる者はいませんでした。

シティグループ・インクの支配権の変更により権利確定が早まることはありません。シティの株主承認を受けた2014年ストック・インセンティブ・プランは、現在執行役員に対して株式報奨を付与している唯一のプランですが、同プランにより付与される報奨のうち、シティにおける支配権の変更のみを理由として支払われる報奨はなく、それに関連して会社都合による雇用の終了が生じなければなりません（「ダブル・トリガー」規定）。この前身である2009年ストック・インセンティブ・プランには同様の「ダブル・トリガー」規定がありました。

報酬委員会は、執行役員への繰延インセンティブ報奨はいずれも、シティグループ・インクにおける支配権の変更のみを理由として権利が確定するものではないことを確認する方針を採択しました。この方針の趣旨は、かかる支配権の変更が該当する報奨に影響を及ぼさないようにすることです。

シティには「ゴールデン・パラシュート」はありません。指名された執行役員には、雇用の終了に際して、広範に適用されるシティの退職金制度または現地の法律に基づく給付を超える「ゴールデン・パラシュート」（退職給付）を受ける権利はありません。資本蓄積プログラムに基づく業績連動株式ユニットおよび繰延株式報奨は、会社都合による雇用の終了の場合において、権利確定の繰上および／または報奨の付与を認めていません。その結果、雇用終了となった執行役員も、現在の執行役員と同じ程度まで、クローバックおよびシティの普通株式の価格変動のリスクを負っています。

シティには執行役員との雇用契約の条件を制限する具体的な方針があります。シティは、非常に優れた人材を引きつけ、雇用するために必要な場合にのみ、執行役員との間で雇用契約を締結します。執行役員との雇用契約は、（i）報酬委員会で承認されなければならない、（ii）可能な限り短期間で、その目的を達成するために必要な最小限度の条件で、（iii）法律が義務づける場合には、公開され、速やかに適切な規制当局に提出されなければなりません。また、執行役員との雇用契約は、取締役会の明示的な承認がない限り、従業員または退職者に対して一般的に適用されていないような、退職後に個人に対して行う給付について規定することはできません。現時点において、シティには、いかなる執行役員についても退職後の個人的な給付を規定する契約はありません。

＜取締役会の報酬コンサルタントは、取締役会への助言を除き、シティのために業務を行うことはありません。

＞

報酬委員会は独立した報酬コンサルタントに依頼しています。報酬委員会の規約は、最高経営責任者および他の執行役員についての報酬の決定は、独立した報酬コンサルタントの助言を反映すべきであると規定しています。報酬委員会は、2006年度以降独立した報酬コンサルタントを起用しており、現在は、クック・アンド・カンパニーが、報酬委員会の独立したアドバイザーとなっています。クック・アンド・カンパニーは、取締役会へのサービスを除き、シティに対して一切のサービスを提供しておらず、経営陣との間にその完全な独立性を損ない得るその他一切の関係をもたず、また、その独立性を維持するために役立つ強固な内部ガバナンス方針を有しています。クック・アンド・カンパニーは報酬委員会に直属しており、報酬委員会に対して直接の説明責任を負っています。報酬委員会は、シティの費用でクック・アンド・カンパニーを雇い、解雇し、その助言を得ることについて単独の権限を有しています。クック・アンド・カンパニーの代表者は、出席要求のあった非公開会議を含め、2015年度のすべての報酬委員会会議に出席し、会議と会議の間の期間においても、委員長と面談しました。クック・アンド・カンパニーは、シティの勧告的決議（say-on-pay）への報酬委員会および取締役会の対応に関して広範囲にわたる指針および分析を提供し、議決権助言機関との会議に出席し、市場の見方を提示し、また、シティの執行役員報酬プランの設計およびそのプログラムの株主への提示について報酬委員会に助言しました。クック・アンド・カンパニーは、2015年度に228,607ドルの支払を受けました。

報酬委員会は、少なくとも年に一度、クック・アンド・カンパニーの独立性について正式な評価を行っています。報酬アドバイザーの独立性に関する年次評価を行うに当たって、報酬委員会は、当該年度中に報酬委員会のために行われた業務の内容と量、シティのために行われた無関係なサービスの内容、それらのサービスに対して支払われた報酬額と当該会社の総収益との関係、利益相反を防ぐための当該アドバイザーの方針および手続、ならびに当該アドバイザーの独立性に影響を与え得る事業上または個人的な関係の有無を含め、アドバイザーの独立性に関して様々な要素を考慮しています。クック・アンド・カンパニーは、独立性に関するレターを毎年作成し、報酬委員会が独立性を評価する際に考慮する必要がある情報を提供することで、報酬委員会を補助しています。SEC規則およびNYSE規則に従って、報酬委員会は、クック・アンド・カンパニーの独立性を直近では2016年1月に評価し、クック・アンド・カンパニーはシティの経営陣から独立しており、報酬委員会への同社のサービスは、いかなる利益相反も生じていないと判断しました。

配当等価物 — 2014年ストック・インセンティブ・プランおよびその前身のプランに基づき、配当等価物は、業績連動株式の権利確定期間中には支払われず、配当等価物は、その基礎となる株式についての権利が確定した場合にのみ、当該報奨に対応する分が支払われます。同じ扱いが業績連動株式ユニットにも適用され、業績評価期間の終了時点においてユニットが取得され、交付された場合に限って、当該ユニットに対応する配当等価物が支払われます。2015年度の業績について執行役員に付与された株式報奨はすべて、業績に基づいて権利が確定する株式報奨でした。配当等価物が支払われる場合、指名された執行役員に対する配当比率は、他の株主に対する配当比率と同一です。

指名された執行役員のインセンティブ報酬が税控除可能であること — 2011年、株主は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランを承認しました。同プランは、指名された執行役員に支払われるインセンティブ報酬のうち、内国歳入法第162条(m)に基づき控除することができない可能性のあるものの控除可能性を確保することを意図するものです。2015年度の年間インセンティブ報奨は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランに基づき付与され、シティコープの利益、すなわち、シティグループの法人税控除前継続事業利益（シティ・ホールディングスの法人税控除前継続事業利益または損失を控除したもの）に基づいて、その年に加入者に付与することができる限度額を特定しています。ただし、当該年度に実際に付与される年間インセンティブの額は、本「報酬の検討および分析」に記載されている報酬枠組みを適用し、またシティが上限を下回って（上限を超えてではなく）付与することを条件に、報酬委員会により決定されます。2015年度については、報酬委員会は、2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランに基づいて支払うことができる上限額を、執行役員1名につき45.5百万ドル（シティコープの利益の0.2パーセント）であると確認し、同プランに基づいてそれより低い額の報酬を支払うとする決定を行使しました。シティは、法律が許容する範囲内で、指名された執行役員に支払われる報酬の控除可能性の確保を目指す一方で、執行役員を雇用し、動機を与え、確保するために必要と考える控除されることのない報酬に関する取決めに提供する柔軟性を維持しており、当該個人は、一定の場合には、執行役員になる前に付与された報奨に起因して、控除されることのない支払を受ける場合があります。コルバット氏の年俸は、百万ドルを超える範囲については控除できません。2016年3月16日付議決権代理行使参考書類に記載された第5号議案は、内国歳入法第162条(m)の要求に基づき、改正・書換済2011年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランに対する株主承認を求めるものです。

報奨のタイミング — 2015年度の業績に対する指名された執行役員へのインセンティブ報奨は2016年2月16日に付与されました。付与日のタイミングは、2012年度に報酬委員会が承認した付与日の決定に関する手続に従っています。

指名された執行役員各人に付与される繰延株式の株式数は、株式の形で付与されるインセンティブの額面価額を5日間の平均株価で除するというシティの長年の慣行に従って決定されました。付与日直前の5取引日のシティの普通株式の終値の平均が、資本蓄積プログラムに基づいて指名された執行役員に付与される繰延株式の数の決定に使用されました。業績連動株式ユニット報奨の目標ユニット数の決定についても同じ価格決定方法が使用されました。

基本給およびその他の固定報酬に関する方針および慣行 ― シティは、執行役員に支払われる得る報酬の大部分は、業績向上を促すためには不確定であるべきと考えています。同時に、現金報酬の支払には、執行役員を引きつけ、雇用するために一定の流動性を提供する必要性があることが反映されており、また基本給は市場慣行を反映すべきものです。

人事・報酬委員会報告

人事・報酬委員会は、最高経営責任者の業績を評価し、報酬を決定し、執行役員の報酬を承認し、また上級経営陣の他のメンバーおよび報酬の高いその他の従業員の報酬体系を承認しました。人事・報酬委員会は、上級経営陣のメンバーとともに上記「報酬の検討および分析」の見直しを行い、これについて議論しました。この見直しに基づき、人事・報酬委員会は、当社の取締役会に対して、米国証券取引委員会（SEC）に提出されるシティの年次報告書フォーム10-Kおよび議決権代理行使参考書類スケジュール14Aに「報酬の検討および分析」を入れるべきであると勧告しました。

人事・報酬委員会:

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア（委員長）

マイケル・E・オニール

ジュディス・ルーディン

ダイアナ・L・テイラー

2016年3月9日

[次へ](#)

2015年度抜粋報酬一覧表および報酬情報

2015年度抜粋報酬一覧表

以下の表では、2015年度に最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者に対する報酬、および最も高額な報酬が支払われたその他3名のシティの執行役員に対する報酬を、2015年12月31日時点の役職とともに示しています。

氏名および主な役職 ⁽¹⁾	年度 ⁽²⁾	給料 ⁽³⁾ (ドル)	賞与 ⁽⁴⁾ (ドル)	株式 報酬 ⁽⁵⁾ (ドル)	株式以外の インセン ティブ・ プラン 報酬 ⁽⁶⁾ (ドル)	年金価値 および 非適格 繰延報酬の 変動 ⁽⁷⁾ (ドル)	その他 すべての 報酬 ⁽⁸⁾ (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・コルバット 最高経営責任者	2015	\$ 1,500,000	\$ 6,000,000	\$ 6,493,169	\$ 586,393	\$ 2,961	\$ 15,900	\$ 14,598,423
	2014	\$ 1,500,000	\$ 4,600,000	\$ 7,727,757	\$ 606,924	\$ 6,918	\$ 15,600	\$ 14,457,199
	2013	\$ 1,500,000	\$ 5,200,000	\$ 7,915,912	\$ 2,923,069	\$ 3,838	\$ 15,300	\$ 17,558,119
ジョン・ガスバック 最高財務責任者	2015	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 3,952,364	\$ 430,021	\$ 18,937	\$ 15,900	\$ 8,317,222
	2014	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 4,161,100	\$ 445,078	\$ 85,580	\$ 15,600	\$ 8,007,358
	2013	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 3,893,076	\$ 2,128,679	\$ 0	\$ 15,300	\$ 9,337,055
スティーブン・バード グローバル個人金融部門 最高経営責任者	2015	\$ 500,273	\$ 3,199,891	\$ 3,880,827	\$ 974,873	\$ 0	\$ 742,590	\$ 9,298,454
ドン・キャラハン オペレーション& テクノロジー部門長	2015	\$ 500,000	\$ 2,720,000	\$ 3,811,208	\$ 586,393	\$ 0	\$ 15,900	\$ 7,633,501
ジェームズ・フォリス シティ社長、 インスティテューショナル・ クライアント・グループ 最高経営責任者	2015	\$ 496,712	\$ 6,201,315	\$ 7,354,220	\$ 2,082,700	\$ 4,074	\$ 15,900	\$ 16,154,921
	2014	\$ 475,000	\$ 5,210,000	\$ 8,039,839	\$ 2,145,487	\$ 6,294	\$ 15,600	\$ 15,892,220
	2013	\$ 475,000	\$ 5,410,000	\$ 4,057,500	\$ 7,574,988	\$ 3,510	\$ 15,300	\$ 17,536,298

- (1) 指名された執行役員各々の主な役職は2015年12月31日時点のものです。バード氏は、2015年6月1日より前は、アジア太平洋地域最高経営責任者でした。フォリス氏は、2015年6月1日より前は、シティ共同社長、インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者でした。
- (2) バード氏およびキャラハン氏は2013年度および2014年度において指名された執行役員ではなかったため、同氏らの報酬は、米国証券取引委員会規則に従い、2015年度のもののみを記載しています。
- (3) バード氏の給与は、国外駐在であったため、香港ドル建てです。本表に示された給与は、年平均為替レートで米ドルに換算されたバード氏の年間給与の合計額です。フォリス氏の基本給は、他の指名された執行役員の基本給に合わせるため、2015年2月18日より475,000ドルから500,000ドルに増加しました。
- (4) 本欄の金額は各年度の業績に対する現金賞与です。バード氏の現金賞与は米ドル建てでした。同氏の2015年度における香港での勤務期間に対応する現金賞与は、2016年2月16日の付与日直前の週の5取引日における平均為替レート（0.1283米ドル＝1香港ドル）を用いて米ドルから換算され、香港ドルで支払われました。バード氏の2015年度における米国での国外駐在員としての勤務期間に対応する現金賞与は、米ドルで支払われました。
- (5) 本欄の2015年度のコличествоは、2014年度の業績に対して2015年2月にそれぞれ付与された資本蓄積プログラムに基づく繰延株式および業績連動株式ユニットの付与日現在の公正価値の合計です。各報奨の付与日現在の個別の価値は、2015年度制度報奨付与一覧表で開示されています。報奨の付与日現在の公正価値の総額は、財務会計基準審議会会計基準編纂書トピック718に従って計算されています。本欄の金額の算出時に使用した前提条件は、もしあれば、米国証券取引委員会に提出された2015年度のフォーム10-Kによる年次報告書中のシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記7に記載されています。
- 抜粋報酬一覧表で報告された業績連動株式ユニットのコличествоは、報酬委員会により与えられた報奨の額面金額とは異なります。この業績連動株式ユニット報奨の額面金額を付与日のシティ普通株式価格によって除することにより、業績連動株式ユニットの数が算出されます。そして、それらのユニットの価値は、適用可能な会計原則に基づき、付与日時点において、業績条件として考えられる成果を考慮して評価されます。かかる付与日現在の公正価値は、付与年度の抜粋報酬一覧表で報告されます。
- 2015年度抜粋報酬一覧表に示された2015年の付与日における業績連動株式ユニットの価値は、業績条件が最も高いレベルで達成されたと仮定した場合、コルバット氏5,175,000ドル、ガスバック氏3,150,000ドル、バード氏3,386,339ドル、キャラハン氏3,037,500ドル、フォリス氏5,861,250ドルとなります。
- (6) 以下は、指名された執行役員各々の2015年度の株式以外のインセンティブ・プラン報酬の内訳を示したものです。各執行役員に関して2015年度抜粋報酬一覧表に示される総額は、2015年度に獲得したと考えられる各報奨の金額を表わしています。以下の金額には、2011年度の業績に対して2012年1月に付与された繰延現金報奨の一部および2012年度の業績に対して2013年2月に付与された繰延現金報奨の一部ならびに各報奨全体について2015年に生じた想定利子が含まれています。

**2015年度
抜粋報酬
一覧表に記載の
株式以外の
インセン
ティブ・
プランの総額**

氏名	2012年1月 繰延現金報酬 の報告対象部分	2012年1月 繰延現金報酬 に関する利益	2013年2月 繰延現金報酬 の報告対象部分	2013年2月 繰延現金報酬 に関する利益	2015年度 抜粋報酬 一覧表に記載の 株式以外の インセン ティブ・ プランの総額
マイケル・コルバット	\$ 562,500	\$ 23,893	-	-	\$ 586,393
ジョン・ガスバック	\$ 412,500	\$ 17,521	-	-	\$ 430,021
スティーブン・バード	\$ 435,091	\$ 18,481	\$ 489,639	\$ 31,662	\$ 974,873
ドン・キャラハン	\$ 562,500	\$ 23,893	\$ -	\$ -	\$ 586,393
ジェームズ・フォリス	\$ 961,875	\$ 40,857	\$ 1,014,375	\$ 65,593	\$ 2,082,700

バード氏の繰延現金報酬は香港ドル建てです。バード氏について表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された2015年12月31日現在の為替レート（0.1290米ドル＝1香港ドル）を用いて香港ドルから米ドルに換算されたものです。コルバット氏、ガスバック氏およびキャラハン氏は、2012年度の業績に対する2013年2月の繰延現金報酬を受領していません。その代わり、同氏らは、2012年度の指名された執行役員として業績連動株式ユニットを受領しました。

- (7) これらの金額は、2015年度年金給付一覧表でさらに詳しく説明されるとおり、コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています（シティグループ年金制度におけるガスバック氏への年金給付額は、12,676ドル増加し、従業員退職所得保障法（ERISA）によるシティバンク、エヌ・エイおよび関連会社の補助的報酬制度における同氏への給付額は、6,261ドル増加しました。）。税制適格外であることから繰り延べられた、指名された執行役員各々の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は、0ドルでした。バード氏およびキャラハン氏は、同氏らが雇用された国において有効なシティの包括的退職給付プログラムの規定に基づく確定給付年金制度への参加資格を得たことはなく、同氏らは雇用開始時から確定拠出退職給付制度のみに参加しています。
- (8) 以下は2015年度の「その他すべての報酬」の内訳を示したものです（個人的給付を含みます。）。

氏名	退職給付制度 に対する 雇用者拠出 (ドル)	税還付 コスト (ドル)	一時滞在時 生活費および 一時帰国 休暇の費用 (ドル)	住宅費および 生活費差額 (ドル)	転勤に係る 費用 (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・コルバット	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,900
ジョン・ガスバック	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,900
スティーブン・バード	\$ 24,149	\$ 271,155	\$ 81,697	\$ 308,855	\$ 56,734	\$ 742,590
ドン・キャラハン	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,900
ジェームズ・フォリス	\$ 15,900	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,900

英国国民であるバード氏は、香港で雇用され、2009年から2015年6月まで限定的な国外駐在手当を受けました。同氏は2015年6月1日付でグローバル個人金融部門最高経営責任者となり、その後、2015年7月1日付で新たな国外駐在辞令によりニューヨークに転居し、シティの国外駐在プログラムの標準規定に基づく手当を受けました。バード氏の国外駐在辞令には、同氏の現在の国外駐在は2016年12月31日に終了予定で、その時点で同氏が米国の現地従業員となり国外駐在手当の対象外となることが規定されています。

シティの国外駐在プログラムに基づきバード氏に提供される国外駐在手当は、自国外への赴任を受諾した同様の状況下にある従業員に一般的に支給されるものです。国外駐在プログラムの目的は、従業員に成長の機会を提供することおよび特定の業務ニーズを満たすことに加えて、自国外への赴任の受諾による税務その他経済面の利益または不利益をなくし、それにより、各個人の経済状況の考慮を排して赴任を受諾するか否かの決定を行うことができるようにすることです。

上記の税還付コスト欄に示された税負担均等化手当の金額は、バード氏の税負担および関連費用を、同氏が引き続き香港で雇用されていると仮定した場合のものに限定されています。開示された金額は、2015年に支払われた報酬に関して発生した税負担均等化手当の見積りに基づくものです。ただし、税負担均等化手当は後年に支払われる場合がありますが、抜粋報酬一覧表に再度記載されることはありません。国外駐在員は、国外駐在の障害を最小限に留めることを目的とした一定の個人手当の受給資格を有しています。また、かかる手当は、国外駐在員だけに発生するものであり、当該国外駐在員が自国で引き続き雇用された場合には支払われないものであるため、シティは、国外駐在プログラムに基づくシティの税負担均等化方針に基づき、かかる手当に係るすべての税金を支払います。上記の税還付コスト欄には、2015年に支給された手当による見積納税額も含まれています。

コルバット氏、ガスバック氏、キャラハン氏、フォリス氏は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って401(k)プランのマッチング拠出を受領しました。バード氏は、包括的確定拠出退職給付制度であるシティ香港退職給付制度の標準規定に基づく雇用者拠出分を受領しました。

バード氏は2015年度中に米国に転居したため、同氏の国外駐在手当の一部は香港ドルで支払われ、残りの部分は米ドルで支払われました。当該香港ドルの金額は、上表において、シティの財務諸表の作成時に使用された2015年12月31日現在の為替レート（0.1290米ドル＝1香港ドル）を用いて香港ドルから米ドルに換算されたものです。

コルバット氏はシティフライト・インク（シティグループ・インクの子会社）との間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、連邦航空法91.501(d)に定められた限度に従い、社用機の個人使用にかかる費用をシティに返金することができるものとされています。コルバット氏は、2015年度中のかかる飛行による増加費用と同額またはこれを超える金額をシティに返金しました。

報酬制度に基づく2015年度の報奨付与

下表は、報酬委員会が2015年度に付与した報奨に関する情報を示したものです。下表の株式報奨の価値は、適用のある会計基準の下に決定された各株式報奨の付与日現在の公正価値です。

氏名	付与日	株式インセンティブ・プラン報奨に基づく 将来的な支払見積			株式および オプション報奨の 付与日現在公正価値 (ドル) ⁽¹⁾
		基準 (個)	目標 (個)	最大 (個)	
マイケル・コルバット	2/18/2015	0	68,222 ⁽²⁾	68,222	\$3,450,000
	2/18/2015	0	68,222 ⁽³⁾	102,333	\$3,043,169
ジョン・ガスバック	2/18/2015	0	41,526 ⁽²⁾	41,526	\$2,100,000
	2/18/2015	0	41,526 ⁽³⁾	62,289	\$1,852,364
スティーブン・バード	2/18/2015	0	44,642 ⁽²⁾	44,642	\$2,257,559
	2/18/2015	0	44,642 ⁽³⁾	66,963	\$1,623,268
ドン・キャラハン	2/18/2015	0	40,043 ⁽²⁾	40,043	\$2,025,000
	2/18/2015	0	40,043 ⁽³⁾	60,065	\$1,786,208
ジェームズ・フォリス	2/18/2015	0	77,269 ⁽²⁾	77,269	\$3,907,500
	2/18/2015	0	77,269 ⁽³⁾	115,903	\$3,446,720

(1) 付与日現在の公正価値の決定に用いた仮定は、抜粋報酬一覧表の注(5)に記載したものと同じです。

(2) これらの繰延株式報奨は、2014・ストック・インセンティブ・プランに基づき、シティの資本蓄積プログラムの一環として、2014年度の業績に対して付与されました。

(3) これらの報奨は、2014年度の業績に対する業績連動株式ユニットです。

2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討

下記は、2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表で開示されている報奨のうち、「報酬の検討および分析」で記載されていない事項について説明したものです。

資本蓄積プログラム・60年ルール — 2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表は、指名された執行役員各人が、2014年度の業績に対して、2015年2月に、シティの資本蓄積プログラムに基づく繰延株式の付与を受けたことを示しています。これらの報奨の条件は、上記「2015年度の業績に対するインセンティブ報奨の形式と構成」—「業績連動株式ユニット報奨」に記載するとおり、2015年度の業績に対して2016年2月に付与された繰延株式報奨と同じです。

資本蓄積プログラムの報奨には、雇用終了時に60年ルールを満たす従業員に適用される特別規定があります。加入者の年齢に勤務年数を加えた合計が60以上となり、かつ（i）50歳以上で少なくとも5年間の勤務年数を有しているか、または（ii）50歳未満で少なくとも20年間の勤務年数を有していれば、かかる加入者は60年ルールを満たしています。1年に満たない年齢や勤務期間は、切り捨てます。加入者が60年ルールを満たし、自発的に雇用を終了する場合、当該加入者の資本蓄積プログラム株式は、定期的に予定されている権利確定日に、加入者に分配されることになります。ただし、権利確定期間中に当該加入者が資本蓄積プログラムの条件で定義された「重要な競合他社」に勤務しないことが条件となります。反対に、加入者が60年ルールを満たさない場合、加入者が「代替職業」に就かない限り、自発的な辞職時に、権利未確定の資本蓄積プログラム株式の権利は失効します。シティの資本蓄積プログラムの「代替職業」規定に基づき、従業員が政府もしくは慈善団体における常勤雇用のために、または教育機関において常勤で教えるためにシティを辞職する場合は、その繰延報奨の権利確定は継続します。加入者死亡の場合、資本蓄積プログラムの報奨は早期に権利が確定すると規定されていますが、雇用終了後に権利が確定し、その他報奨が失効していないその他すべての場合には、予定どおりに権利が確定します。バード氏を除き、指名された執行役員は全員、60年ルールを充足しています。

業績連動株式ユニット — 2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表は、2015年2月に、指名された執行役員各人が、2014年度の業績に対して業績連動株式ユニットによる報奨を受けたことを示しています。これらの業績連動株式ユニットは、シティの平均資産利益率およびシティの株主総還元額に基づいて取得されます。これらの業績連動株式ユニットは、2015年度の業績に対して2016年2月に付与された業績連動株式ユニット（シティの相対的株主総還元額に基づいて取得されます。）とは異なっています。新たな業績連動株式ユニットの詳細については、上記「エグゼクティブ・サマリー」—「業績連動株式ユニットの制度設計の更新」および「2015年度の業績に対するインセンティブ報奨の形式と構成」—「業績連動株式ユニット報奨」をご参照ください。

2015年2月に付与された業績連動株式ユニットは、2015年1月1日に開始する3年間の業績評価期間におけるシティの平均資産利益率および相対的株主総還元額に関して、次の表のとおり取得されます。

2015年2月の業績連動株式ユニット一覧表

指標：平均資産利益率	0.65%未満	0.65%	0.90%	1.0%以上
指標：相対的株主総還元額 (パーセンタイル)	25未満	25	50	75以上
業績連動株式ユニットの 目標数量の割合	他の指標の結果に かかわらず報奨なし	0%	100%	150%

各評価指標に対する達成度は、各評価指標をバランスよく考慮するために均等に加重されますが、プログラムには最低限の業績基準があります。シティの平均資産利益率が0.65パーセントを下回り、またはシティの相対的株主総還元額が25パーセンタイルを下回る場合には、その他の評価指標の結果にかかわらず、当該3年間の業績評価期間の終了時点において業績連動株式ユニットは取得されません。上記の表の各基準間の業績は、各評価指標を均等加重した上で、直線補完法により決定されます。

この目的での平均資産利益率は一般的に、業績評価期間中の各年度の資産利益率の平均と定義されます。一般的に、平均資産利益率とは、シティグループの当期利益（損失）から、関連する年度の信用評価の調整・負債評価の調整を除き、当該年度のシティグループの平均資産で除した額をいいます。相対的株主総還元額の決定に用いる同業他社グループは、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファーズです。

業績連動株式ユニットの権利は、3年間の権利確定期間にわたって比例配分により確定します（3分の1は2016年1月20日に、残りは最初の権利確定日から1年経過後および2年経過後に3分の1ずつ確定します。）。最終の権利確定日の後、取得された業績連動株式ユニットの数に、当該最終権利確定日直前の5取引日におけるシティの普通株式の株価終値の平均値を乗じて算出された価額が、現金で支払われます。3年間の業績評価期間の終了後、取得された業績連動株式ユニットの数に応じて配当等価物が発生し、支払われますが、取得されなかった業績連動株式ユニットに関する配当同等物は失効します。業績連動株式ユニットは、上記「執行役員報酬に関するシティのその他の慣行」—「シティのインセンティブ報酬にはクローバック規定が適用されます。」に記載されるあらゆるクローバック（報酬返還）規定に従います。

業績に関する上記の条件に加え、業績連動株式ユニットには、60年ルールを含めて、シティの資本蓄積プログラムに適用されるのと同じ雇用終了に関する権利確定規定があります。60年ルールを満たしている指名された執行役員は、次の場合を除き、それぞれが獲得した業績連動株式ユニットを受領します。（i）業績評価期間中に自発的に辞職し、かつ競合他社のために働いた場合、または（ii）重大な違法行為を原因として解雇された場合（この場合、付与されなかった報奨は失効します。）。60年ルールを満たす指名された執行役員が退職し、競業した場合、業績評価期間末に業績評価期間中の勤務に応じて比例配分された業績連動株式ユニット報奨が失効します。例えば、仮に指名された執行役員が業績評価期間の最初の1年が過ぎた後に辞職して競合他社に転職した場合、同人は、獲得した業績連動株式ユニットの3分の1を3年間の業績評価期間の後に受領し、残り3分の2は失効します。60年ルールを満たさない指名された執行役員も、退職した場合、この比例配分による権利確定の対象となります。

繰延現金報奨制度 — 2015年度抜粋報酬一覧表は、シティの繰延現金報奨制度に基づいて過年度に付与された報奨のうちの非株式インセンティブ報酬を示しています。2012年の年間インセンティブ報酬の繰延分の半分は、繰延現金報奨制度に基づき、バード氏およびフォリス氏に2013年2月に付与されました。バード氏およびフォリス氏は、2012年度は指名された執行役員ではなかったため、2012年の業績に関する業績連動株式ユニットに代えて、繰延現金報奨を受け取りました。さらに、当社が業績連動株式ユニットプログラムを実施する前は、2011年度の年間インセンティブ報奨の繰延分の半分は、繰延現金報奨制度に基づき、2012年1月に指名された執行役員各人に付与されました。繰延現金報奨制度の報奨は、付与年の翌年の1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定し、当該権利確定期間中もクロールバック規定および業績ベースの権利確定条件に従います。2013年2月に付与された報奨の権利未確定部分には複利年率2.84パーセントの名目金利が発生し、2012年1月に付与された報奨の権利未確定部分には複利年率3.55パーセントの名目金利が発生します。雇用終了時の繰延現金報奨制度の報奨の取扱いは、資本蓄積プログラムの報奨と同じです。

2015年度末の株式報酬残高

この表に示した市場価値は、2015年12月31日時点のシティの普通株式の終値51.75ドルを用いて算出しました。
この表をはじめとして、本「(3) 取締役および役員の報酬および特典」において記載される証券の数および価値は、2011年5月6日に効力を生じた株式併合により調整されています。

氏名	付与日	オプション報酬				株式報酬				株式インセンティブ・プラン報酬	
		行使可能な 未行使オプ ションの原 証券の数 ⁽¹⁾ (個)	行使不可能 な未行使オ プションの 原証券の数 (個)	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：未行使 かつ未取得 の原証券の 数 (個)	オプション 行使価格 (ドル)	オプション 行使満了日	権利未確定 の株式また は単位株式 の数 (個)	権利未確定 の株式また は単位株式 の市場価値 (ドル)	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：権利未 確定かつ未 取得の株 式、単位株 式またはそ の他の権利 の市場価値 または配当 金額 (ドル)	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：権利未 確定かつ未 取得の株 式、単位株 式またはそ の他の権利 の市場価値 または配当 金額 (ドル)	株式インセ ンティブ・ プラン報 奨：権利未 確定かつ未 取得の株 式、単位株 式またはそ の他の権利 の市場価値 または配当 金額 (ドル)
マイケル・ コルバット	2/14/2011	150,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	35,682 ⁽³⁾	\$ 1,846,544	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	48,457 ⁽⁴⁾	\$ 2,507,650	-	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	58,895 ⁽⁵⁾	\$ 3,047,816	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	52,378 ⁽⁶⁾	\$ 2,710,562	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	68,222 ⁽⁷⁾	\$ 3,530,489	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	82,890 ⁽⁸⁾	\$ 4,289,558	-
ジョン・ ガスバック	2/14/2011	150,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	22,193 ⁽³⁾	\$ 1,148,488	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	30,139 ⁽⁴⁾	\$ 1,559,693	-	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	31,713 ⁽⁵⁾	\$ 1,641,148	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	28,203 ⁽⁶⁾	\$ 1,459,505	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	41,526 ⁽⁷⁾	\$ 2,148,971	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	50,455 ⁽⁸⁾	\$ 2,611,046	-
スティーブ ン・バード	2/14/2011	100,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-	-
	1/17/2012	-	-	-	-	-	14,226 ⁽⁹⁾	\$ 736,196	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	22,290 ⁽³⁾	\$ 1,153,508	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	30,714 ⁽⁵⁾	\$ 1,589,450	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	27,316 ⁽⁶⁾	\$ 1,413,603	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	44,642 ⁽⁷⁾	\$ 2,310,224	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	54,240 ⁽⁸⁾	\$ 2,806,920	-
ドン・キャラ ハン	1/14/2009	19,491 ⁽¹⁰⁾	-	-	\$ 106.10	1/14/2019	-	-	-	-	-
	1/14/2009	19,491 ⁽¹⁰⁾	-	-	\$ 178.50	1/14/2019	-	-	-	-	-
	2/14/2011	150,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	23,900 ⁽³⁾	\$ 1,236,825	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	32,457 ⁽⁴⁾	\$ 1,679,650	-	-	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	30,580 ⁽⁵⁾	\$ 1,582,515	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	27,196 ⁽⁶⁾	\$ 1,407,393	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	40,043 ⁽⁷⁾	\$ 2,072,225	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	48,653 ⁽⁸⁾	\$ 2,517,793	-
ジェームズ・ フォリス	1/14/2009	29,745 ⁽¹⁰⁾	-	-	\$ 106.10	1/14/2019	-	-	-	-	-
	1/14/2009	29,745 ⁽¹⁰⁾	-	-	\$ 178.50	1/14/2019	-	-	-	-	-
	2/14/2011	175,000 ⁽²⁾	-	-	\$ 49.10	2/14/2017	-	-	-	-	-
	2/19/2013	-	-	-	-	-	-	-	46,179 ⁽³⁾	\$ 2,389,763	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	61,274 ⁽⁵⁾	\$ 3,170,930	-
	2/18/2014	-	-	-	-	-	-	-	54,494 ⁽⁶⁾	\$ 2,820,065	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	77,269 ⁽⁷⁾	\$ 3,998,671	-
	2/18/2015	-	-	-	-	-	-	-	93,882 ⁽⁸⁾	\$ 4,858,394	-

- (1) 本欄に記載されたオプションは、2015年12月31日現在で権利が確定しています。
- (2) 2011年2月14日に付与された本オプションは、2012年2月14日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。
- (3) 2013年2月19日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2014年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (4) 2013年2月19日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、2014年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定済みです。ただし、コルバット氏の報奨は、2014年2月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定済みです。報奨の業績評価指標の達成度に基づき、目標ユニット数の約68パーセントが各執行役員に交付されました。当該報奨の業績評価期間は2015年12月31日に終了しました。SEC規則に従い、上記の表は、報奨の2015年12月31日現在の価値を示しています。2016年度の交付日における報奨の価値は当該交付日におけるシティの普通株式の株価を用いて算定され、当該報奨の実現価値は次のようになりました。コルバット氏：1,908,616ドル、ガスバック氏：1,221,322ドル、キャラハン氏：1,315,270ドル。
- (5) 2014年2月18日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2015年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (6) 2014年2月18日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、相対的株主総還元額および平均資産利益率に基づく業績条件に従うことを条件として、2015年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。この表は、2015年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の価格が、2016年の業績評価期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値の総額を含みます。
- (7) 2015年2月18日に付与された本繰延株式報奨は、業績ベースの権利確定条件に従うことを条件として、2016年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定します。
- (8) 2015年2月18日に付与された本業績連動株式ユニット報奨は、相対的株主総還元額および平均資産利益率に基づく業績条件に従うことを条件として、2016年1月20日以降、毎年均等に3年間にわたって権利が確定します。この表は、2015年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の価格が、2017年の業績評価期間末まで一定であると仮定した場合の業績連動株式ユニットの価値の総額を含みます。
- (9) 2012年1月17日に付与された本繰延株式報奨は、2013年1月20日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定済みです。
- (10) 2009年1月14日に付与された本オプションは、2010年1月14日以降、毎年均等に4年間にわたって権利が確定済みです。

60年ルール規定の適用対象であり、かつ60年ルールを満たした指名された執行役員により保有されている一定の株式報奨については、これらの表においては完全に権利が確定したものとみなしています。したがって、これらの報奨は、2015年度末の株式報奨残高表においては残高に含まれていません。当該表は権利未確定の株式報奨のみを開示しているからです。これに代えて、これらの報奨は、下記「2015年度非適格繰延報酬」に、その他の権利確定済みであるが未交付の繰延報奨とともに算入されています。60年ルールの詳細については、上記「資本蓄積プログラム・60年ルール」の議論をご参照ください。

2015年におけるオプション行使および株式の権利確定

氏名	オプション報奨		株式報奨	
	権利行使により 取得した株式数 (株)	権利行使による 実現金額 (ドル)	権利行使により 取得した株式数 (株)	権利行使による 実現金額 (ドル)
マイケル・コルバット	0	\$ 0	37,473	\$ 1,782,797
ジョン・ガスバック	0	\$ 0	21,667	\$ 1,030,843
スティーブン・バード	0	\$ 0	56,306	\$ 2,678,766
ドン・キャラハン	0	\$ 0	22,143	\$ 1,053,491
ジェームズ・フォリス	0	\$ 0	43,514	\$ 2,070,198

上記金額は、2015年度中の権利確定日におけるシティの普通株式の価格である47.5750ドルを反映しています。シティは、権利が確定する端株の現金価値を用いて従業員の源泉徴収義務を充足することを慣行としているため、ある報奨について権利確定により実現された価値は、権利確定により取得された全株式の価値を若干上回ります。

2015年度年金給付

氏名	制度名	計上した 勤務年数 (年)	累積給付の 現在価値 (ドル) ⁽¹⁾
マイケル・コルバット	シティグループ年金制度	24.4	\$ 110,327
ジョン・ガスバック ⁽²⁾	シティグループ年金制度 シティバンク、エヌ・エイおよび関連会社 のERISAによる補助的報酬制度（以下「ペ イ・キャップ制度」といいます。）	17.7 11.7	\$ 462,780 \$ 305,594
スティーブン・バード	-	-	-
ドン・キャラハン	-	-	-
ジェームズ・フォリス	シティグループ年金制度	24.5	\$ 101,694

- (1) シティグループ年金制度およびペイ・キャップ制度給付の現在価値を決定するために用いられた死亡率表、制度割引率および支払形式に関する仮定は、2015年度の年次報告書フォーム10-KによりSECに提出されたシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記8を作成するために用いた2015年度末の仮定と同じものです。キャッシュ・バランス制度給付に関する付与加算率（3.40パーセント）も、これらの現在価値の算定に用いた仮定と同じものです。付与加算率に関する仮定は当該注記8への記載が要求されていません。「2015年度年金給付」の表の給付は、制度に定義するとおり、通常の退職年齢を65歳として計算されています。
- (2) ガスバック氏については、シティグループ年金制度における対象勤続年数がペイ・キャップ制度における対象勤続年数よりも長くなっていますが、これはペイ・キャップ制度に基づく給付の発生が、シティグループ年金制度に基づく給付の発生よりも先に停止されたためです。

執行役員については、広範に適用されるシティの税制適格年金制度に基づいてシティの従業員に一般的に認められるのと同じベースで退職給付が発生すべきだというのがシティの方針です。シティは、どの指名された執行役員についても、いずれの年金制度の下でも対象勤続年数の追加付与を行っていません。バード氏およびキャラハン氏は、同氏らが雇用された国において有効なシティの広範に適用される退職給付プログラムの規定に基づく確定給付年金制度への加入資格を得たことはなく、シティにおける雇用開始時から確定拠出退職給付制度のみに加入しています。

下記は、2015年度年金給付一覧表に記載した年金制度の説明です。

シティグループ年金制度 — 広範に適用される税制適格なこの退職給付制度の目的は、資格を有するすべての米国従業員に課税繰延退職給付を支給することです。シティグループ年金制度は、2006年12月31日に新規加入者の受付を終了し、2007年12月31日を効力発生日として、給付の発生は原則的に停止されました。コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏は、この制度に基づいて給付を受ける資格があります。コルバット氏およびフォリス氏の給付はすべてキャッシュ・バランス給付であり、ガスバック氏については2000年から2007年にかけてキャッシュ・バランス給付が発生しました。

シティグループ年金制度キャッシュ・バランス給付は、仮想勘定残高として表示されます。2008年1月1日より前は、この制度により、ほとんどの対象者（対象となる指名された執行役員を含みます。）は、一般的にその適格報酬の1.5パーセントから6パーセントの比率で、年間給付額の認定を受けていました。給付認定率は年齢および勤続年数により上昇します。適格報酬は一般的に基本給およびインセンティブ報奨を含んでいましたが、雇用の終了後に支払われる報酬、一定の一時的な報酬およびその他の給付は除かれていました。内国歳入法により、年間の適格報酬は、2007年（キャッシュ・バランス給付発生の最終年）については225,000ドルに制限されていました。利息は引き続き各加入者の勘定残高に毎年貸記されています。これらの認定は（内国歳入庁により公表される）30年物国債の利回りに基づいています。

2000年より前は、シティグループ年金制度の一部であるシティバンク退職給付制度方式に基づいてガスバック氏の給付が発生していました。当該方式は通常、30年を上限とする認定勤務年数の勤続1年当たり平均年間報酬の2パーセントに、5年を上限とする追加の認定勤務年数の平均年間報酬の0.75パーセントを加算し、そこから推定社会保障給付額を差し引くという算式によって、年間給付を定めていました。年間報酬には基本給が含まれますが、賞与およびインセンティブ給付は含まれません。平均年間報酬とは、直近10年間の年間計算期間のうち年間報酬が最も高い5年分の平均を指します。年間報酬は内国歳入法の制限の対象ともなります。

シティグループ年金制度に基づく給付は、年金方式またはその他の選択可能な方式により支払われます。コルバット氏、ガスバック氏およびフォリス氏の給付は、雇用終了後に一括で支払われることもあります。ただし、フォリス氏の給付の一部は、同氏が55歳に達し、少なくとも10年間勤務した後にシティでの雇用が終了した場合を除き、一括で受け取ることはできません。

シティグループ年金制度の定年は通常65歳です。シティバンク退職給付制度の方式に基づいて決定された適格加入者の給付の一部は、早期退職した時点で支払われる場合があります。この場合における早期退職とは、加入者の55歳の誕生日または加入者の1年間の勤務満了日（制度に定義するとおり）のうちいずれか遅い方の日の翌月の第1日と定義されています。ガスバック氏は、早期退職の資格を得ており、また勤続中に60歳に達したため、本制度の条件に基づく早期退職を原因とする給付の減額はありません。

シティバンク、エヌ・エイおよび関連会社のERISAによる補助的報酬制度（ペイ・キャップ制度） — ペイ・キャップ制度は、非積立非適格繰延報酬制度です。ペイ・キャップ制度は、内国歳入法が適格報酬および給付に制限を設けているためにシティグループ年金制度の下では支払われない給付を提供していました。加入者の給付がシティグループ年金制度におけるキャッシュ・バランス方式により決定される限りにおいて、2000年1月1日以降、ペイ・キャップ制度に基づく適格報酬は500,000ドルに制限されました。ペイ・キャップ制度に基づく将来の給付発生は、ガスバック氏を含む同制度のほとんどの加入者について、2002年1月1日付で凍結されました。ペイ・キャップ制度に基づく給付は、シティグループ年金制度に基づき支払われる給付と同時に支払われます。したがって、ガスバック氏には、ペイ・キャップ制度に基づく早期退職および即時給付開始を受ける資格があります。

2015年度非適格繰延報酬

氏名	前年度の執行 役員拠出金 (ドル)	前年度の 登録者拠出金 (ドル)	前年度の 収入総額 (ドル)	引出金または 分配金の総額 (ドル)	前年度末の 残高合計額 (ドル)
マイケル・コルバット 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 329,832)	\$ 2,084,702	\$ 953,281
ジョン・ガスバック 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 120,159)	\$ 642,674	\$ 699,072
シティコープ繰延報酬制度	\$ 0	\$ 0	(\$ 9,214)	\$ 0	\$ 1,419,133
スティーブン・バード	-	-	-	-	-
ドン・キャラハン 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 329,832)	\$ 2,084,702	\$ 953,281
ジェームズ・フォリス 資本蓄積プログラム	\$ 0	\$ 0	(\$ 280,190)	\$ 1,498,599	\$ 1,630,109

SEC規則に従い、上記の表で「前年度末の残高合計額」として報告されている金額は、2015年度抜粋報酬一覧表では報告されていません。資本蓄積プログラムに関して「前年度末の残高合計額」の欄に記載されたコルバット氏、ガスバック氏およびキャラハン氏に対する報奨については、2012年度抜粋報酬一覧表においてすでに開示されています。「前年度末の残高合計額」の欄に記載されたその他の金額は、その他の表において開示することを要求されていません。

下記は、2015年度非適格繰延報酬一覧表に示された報奨についての追加情報です。

資本蓄積プログラム — 長年にわたり、シティは、年間インセンティブ報奨の一定割合は、資本蓄積プログラムに基づく制限株式または繰延株式の形式で付与されなければならないと定めてきました。2013年度より前に効力を有していた資本蓄積プログラムの規定に基づき、株式は、付与年度の翌年の1月20日から4年間にわたって毎年均等に付与されていましたが、業績ベースの権利確定規定はありませんでした。上記「2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」—「資本蓄積プログラム・60年ルール」に記載の60年ルールを満たす従業員は、2015年度非適格繰延報酬一覧表においては、これらの資本蓄積プログラム報奨につき権利が確定しているとみなされます。したがってこれら資本蓄積プログラム報奨は上記の表において「非適格繰延報酬」として報告されています。バード氏は60年ルールを満たしていないので、同氏の資本蓄積プログラムに基づく報奨は「非適格繰延報酬」とみなされず、その他の表では開示されていません。

この表の「収入総額」の欄には、指名された執行役員各人が、適用ある資本蓄積プログラム株式について実現した損益または未実現の損益の合計が示されています。「引出金または分配金の総額」の欄は、2015年度中に指名された執行役員各人に交付された、適用ある資本蓄積プログラム株式を示しています。「前年度末の残高合計額」の欄は、各執行役員について、未交付の適用ある資本蓄積プログラム株式の年度末の価値を示しています。

シティコープ繰延報酬制度 — ガスパック氏はシティコープ繰延報酬制度に加入しています。同制度は2001年に受付を終了しましたが、1996年から2000年までの間、シティコープの従業員に関する強制的および任意の繰延報酬を提供していました。シティコープ繰延報酬制度に基づくすべての強制的繰延は加入者に分配されていましたが、任意繰延は、加入者の選択によって事前に決定された6つの投資対象のうちの1つに名目上投資されました。加入者は毎年4回まで投資選択を変更することができます。シティコープ繰延報酬制度に基づき繰り延べられた金額はすべて完全に権利が確定し、55歳に達した後の雇用終了時に加入者の選択で一括または分割で分配されます。

雇用の終了または支配権の変更時の潜在的支払

一般的方針 — シティは通常、離職契約または支配権の変更に関する契約の保証水準を定めておらず、指名された執行役員はいずれも個別交渉による離職契約を締結していません。いずれの執行役員も、雇用の終了に関連して追加の株式報奨または現金報奨の付与を受ける権利を有していません。

潜在的支払一覧表 — 下記の表は、すべての権利確定条件および業績条件が満たされたと仮定し、適用のある雇用終了またはその他の事由が2015年12月31日に発生したとして、指名された執行役員各人に対して時間の経過とともに交付される報奨（報酬一覧表において株式報奨として報告されているものおよび繰延現金報奨）の推定価値を示しています。これらの推定にあたっては、2015年12月31日のシティの普通株式の終値（51.75ドル）を使用しました。潜在的支払一覧表において株式報奨として報告されている報奨は、業績連動株式ユニット報奨および資本蓄積プログラムに基づいて付与された繰延株式です。

氏名	シティ グループの 支配権の変更	重大な違法 行為による 雇用の終了	重大な違法 行為に よらない 会社都合に よる雇用の 終了	自発的な辞職 または退職 (失効してい ない場合) (1)	死亡または 就業不能
マイケル・コルバット					
株式報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 17,932,619	\$ 17,932,619	\$ 17,932,619
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 644,882	\$ 644,882	\$ 644,882
ジョン・ガスバック					
株式報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 10,568,851	\$ 10,568,851	\$ 10,568,851
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 472,914	\$ 472,914	\$ 472,914
スティーブン・バード					
株式報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 10,009,901	\$ 10,009,901	\$ 10,009,901
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 1,559,015	\$ 1,559,015	\$ 1,559,015
ドン・キャラハン					
株式報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 10,496,401	\$ 10,496,401	\$ 10,496,401
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 644,882	\$ 644,882	\$ 644,882
ジェームズ・フォリス					
株式報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 17,237,823	\$ 17,237,823	\$ 17,237,823
繰延現金報奨	\$ 0	\$ 0	\$ 3,299,148	\$ 3,299,148	\$ 3,299,148

(1) コルバット氏、ガスバック氏、キャラハン氏およびフォリス氏は、上記「2015年度抜粋報酬一覧表および2015年度制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」—「資本蓄積プログラム・60年ルール」に記載するとおり、60年ルールを満たすのに十分な年齢および勤務年数に達しています。その結果、潜在的支払一覧表において開示されている同氏らの報奨は、当該執行役員が自発的に辞職または退職し、「重要な競合他社」に雇用されなければ、当該辞職または退職後、予定どおりに権利が確定し、「重要な競合他社」に雇用されれば、当該執行役員の報奨は失効します。バード氏は60年ルールを満たすのに十分な年齢および勤務年数に達していません。したがって、バード氏が自発的に辞職した場合、「代替職業」に就かない限り、同氏の権利未確定の繰延報奨は失効します。シティの資本蓄積プログラムの「代替職業」規定および世界中の7,800名を超える従業員に提供されている繰延現金報奨に基づき、従業員が政府もしくは慈善団体における常勤雇用のために、または教育機関において常勤で教えるためにシティを辞職する場合は、その繰延報奨の権利確定は継続します。

潜在的支払一覧表に反映されている各報奨については、2015年度制度報奨付与一覧表に続く説明文により詳細に記載されており、また権利確定期間中、引き続きクローバック規定および業績条件の適用対象となります。潜在的支払一覧表に示されている報奨は、失効しない限り、雇用終了後予定どおりに権利が確定し、死亡の場合を除いて、その条件により早期確定することはありません。潜在的支払一覧表は、2015年12月31日における相対的株主総還元額、平均資産利益率およびシティの普通株式の価格が、該当する業績評価期間末まで一定であると仮定した場合の残存する業績連動株式ユニットの価値を含みます。

支配権の変更に関する「ダブル・トリガー」要件 — シティの2014・ストック・インセンティブ・プランおよびその前身である2009・ストック・インセンティブ・プランには、「ダブル・トリガー」要件があります。両プランは、シティの支配権の変更の結果として会社都合による雇用の終了が発生した後でなければ、当該支配権の変更に伴う株式報奨の権利は確定しないと規定しています。加えて、報酬委員会は、執行役員に付与される株式報奨は、シティグループ・インクの支配権の変更のみを原因として早期に権利確定することはないとする方針をとっています。

その他の報奨 ― 雇用終了後に交付される、権利確定した追加的な株式報奨は、2015年度非適格繰延報酬一覧表の「前年度末の残高合計額」の欄で開示されています。2015年12月31日に権利が確定したストック・オプションの内在価値は、潜在的支払一覧表から除外されています。

報酬の総額

	適用ある 社外取締役 の人数	現金で取得された または支払われた報酬 (ドル)	株式報奨 (ドル)	その他すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
社外取締役	14	\$ 2,330,000	\$ 1,687,500	-	\$ 4,017,500

	適用ある 執行役員 の人数	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	株式報奨 (ドル)	株式以外の インセンティブ・ プラン報酬 (ドル)	年金金額および 非適格繰延報酬 の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
従業員である 取締役	1	\$ 1,500,000	\$ 6,000,000	\$ 6,493,169	\$ 586,393	\$ 2,961	\$ 15,900	\$ 14,598,423

	適用ある 執行役員 の人数	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	株式報奨 (ドル)	株式以外の インセンティブ・ プラン報酬 (ドル)	年金金額および 非適格繰延 報酬の増減 (ドル)	その他 すべての報酬 (ドル)	合計 (ドル)
指名された 執行役員	5	\$ 3,496,985	\$ 21,521,206	\$ 25,491,788	\$ 4,660,380	\$ 25,972	\$ 806,190	\$ 56,002,521

本項で開示された報酬には、主要連結子会社から受領した報酬が含まれます。

報酬制度による潜在的悪影響に対する経営陣の分析

経営陣は、（i）報酬制度自体がシティにとって十分重大な規模であるか、または（ii）シティに重大な影響を及ぼす立場にいるシティに属する個人に対して、シティにとって著しく不利な行動をとるような動機付けを与えるものである場合、報酬制度はシティに重大な悪影響を及ぼすと考えています。シティは、健全な役員報酬方針に加え、インセンティブ報酬プログラム（指名された執行役員に適用されるものを含みます。）の設計および管理を通じて、事業基盤に重大な悪影響を及ぼすリスクを軽減するための数多くの組織的な措置を講じています。2015年度中、シティは、米国の健全なインセンティブ報酬方針に関する省庁間ガイドラインおよび健全な報酬慣行に関する金融安定化委員会の原則にシティのプロセスを合致させる取組みを継続しました。シティのリスクおよびインセンティブ報酬制度に対するアプローチについては、上記「報酬の検討および分析」の「リスクとシティのインセンティブ報酬プログラム」で詳細に記載しています。上記の分析に基づき、経営陣は、シティの報酬制度がシティにとって重大な悪影響を及ぼす合理的可能性はないという結論に達しました。

スコアカード用語集

包括的資本分析（CCAR）とは、連邦準備制度理事会による年次の包括的資本分析のことを意味します。包括的資本分析は銀行資本の十分性を評価するための重要な規制監督上の手法であり、特に、経済および金融市場の不利なシナリオにおいて、銀行が主要な金融サービスを継続して提供するのに十分な資本を有しているかの確認が含まれます。連邦準備制度理事会が銀行の資本計画（義務付けられた資本計画を含みます。）について「異議なし」としない限り、株主に資本を還元し、またはその他の資本計画を実行することはできません。

CVAまたはDVAとは、デリバティブ（取引先および当社自身）における信用評価調整（CVA）（ヘッジ控除後）、デリバティブにおける資金調達評価調整（FVA）およびシティグループの公正評価オプションが選択された負債についての負債評価調整（DVA）（以下総称して「CVAまたはDVA」といいます。）を指します。執行役員のスコアカードに表示されたシティの財務評価指標については、クレジット・スプレッドの変動による一般的にカウンターシクリカル（景気連動抑制的）な市場への影響を排除することによって経営成績をより適切に反映し、また投資家に対するシティの財務成績の提示と一致させるため、CVAまたはDVAは除外されています。

繰延税金資産（DTA）とは、シティが将来の利益にかかる税金負債の相殺に用いると予測している、過年度の損失に起因するシティの連結貸借対照表における累積税効果のことです。この資産は銀行の規制資本の計算から一定程度除外されますが、これには、銀行が中核銀行業務のために利用したり、株主に還元したりできる資本の額を制限する効果があります。多額の繰延税金資産が存在するということは、銀行がより多額の資本を保持しなければならないことを意味し、そのため、より多くの収益を上げることがより難しくなります。したがって、シティが事業または株主への還元のために使用可能な資本を増やす効果があるため、繰延税金資産を減少することは重要です。

費用比率は、営業費用合計を収益合計（支払利息控除後）で除したものです。**コア費用比率**は、費用比率からCVAまたはDVAを除外したものです。この比率は、一般的に、収益を上げるための費用を、生み出された収益の金額と比較するものです。同じ金額の収益を上げるには、費用が低いほうが高いよりも望ましく、したがって、一般的には、費用比率が低いほうが高いよりも良いことになります。この評価指標は、経営陣に対し、単に収益を最大化するのではなく追加の収益を上げるための費用について考えることを促すものであり、どの事業が他の事業よりもよりうまく運営されているのかを相対的に見極めるために用いることができます。当社は（シティグループの費用比率ではなく）シティコープのコア費用比率を、シティの業績評価基準として使用しています。それは、シティコープがシティの中核的事業基盤であり、したがって経営陣はかかる中核事業における費用管理および生産性向上を重視しているためです。

法人税等控除前の継続事業からの利益は、法人税等および非継続事業を控除する前の、収益から費用および与信費用を差し引いた利益です。**法人税等控除前の継続事業からのコア利益**は、法人税等控除前の継続事業からの利益からCVAまたはDVAを除外したものです。

当期利益とは、会社の税引後利益に相当します。**コア当期利益**とは、シティの法人税等控除前の継続事業からのコア利益から、本項において後述する調整額を差し引いたものです。コア当期利益は資産利益率または資本利益率を測定する評価指標の一要素です。

資産利益率は、当期利益を米国GAAPに基づいて決定される平均資産で除したものです。**コア資産利益率**は、コア当期利益を米国GAAPに基づいて決定される平均資産で除したものです。

有形普通株式利益率は、一事業またはシティグループのコア当期利益（シティグループの場合は優先配当を差し引きます。）を、当該年度の平均有形普通株式株主資本で除したものです。経営陣は、この評価指標がシティの巨額の無形資産を除外しているため、株主に長期的価値をもたらすシティの営業活動の長期的な潜在力を適切に指し示すものと考えています。

リスク選好割合は、ある事業単位の期待損失を含む利益（コア収益から営業費用および期待損失を差し引いたものと定義されます。）を分子とし、10年に一度のストレス・シナリオにおけるシティまたは関係する事業セグメントのストレス損失を分母とする割合のことです。該当する事業単位は、中程度のストレス・イベント（すなわち、10年に一度のストレス・シナリオ）のもとで資金を失わないために、毎年十分な利益を上げる必要があります。その関係が1対1を超えた場合に限り、当該事業単位はリスク選好割合のテストに「合格」します。リスク選好割合のテストは、現在、基本水準となる基準または最低目標とみなされています。

リスク選好サージとは、ある事業単位の利益（コア収益から営業費用を差し引いたものと定義されます。）から、期待損失および非期待損失（すなわち、10年に一度のストレス・シナリオにおける当該事業単位のストレス損失）の双方を差し引いたものを指します。リスク選好サージの評価指標は、ある事業単位が年間損失を生じることなく中程度のストレス・イベントに耐える能力を測定することを意図しており、資本力の改善の測定値として前年度より改善することが求められています。リスク選好サージは、リスク選好割合のテストに「合格」することができる事業の資本生成力を評価するための、よりきめの細かい定性的手段として用いられています。

シティグループ－非米国GAAP財務指標の調整

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	シティ グループ	シティコープ	GCB	ICG
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 24,826		\$ 9,775	\$ 13,834
控除： CVAまたはDVA	254		-	269
法人税等控除前の継続事業からのコア利益	\$ 24,572		\$ 9,775	\$ 13,565
控除：法人税等に対する引当	\$ 7,440		\$ 3,393	\$ 4,383
追加：非継続事業からの利益（損失）	(54)		-	-
控除：被支配持分	90		9	52
控除： CVAまたはDVAに関連する税影響額	(92)		-	(97)
資産利益率および有形普通株式利益率に係る コア当期利益	\$ 17,080		\$ 6,373	\$ 9,227
平均資産	\$1,823,875		\$ 391,000	\$1,266,000
コア資産利益率（コア当期利益／平均資産）	0.94%		1.63%	0.73%
支払利息控除後収益合計	\$ 76,354	\$ 68,517	\$ 33,862	\$ 33,748
控除： CVAまたはDVA	254	269	-	269
支払利息控除後コア収益	\$ 76,100	\$ 68,248	\$ 33,862	\$ 33,479
営業費用合計	\$ 43,615	\$ 39,000	\$ 18,264	\$ 18,985
コア費用比率（コア営業費用／コア収益）	57.3%	57.1%	53.9%	56.7%
コア当期利益（上記より）	\$ 17,080		\$ 6,373	\$ 9,227
優先株式配当	769			
普通株主に分配可能なコア利益	\$ 16,311			
2015年12月31日現在の普通株主持分合計	\$ 205,139			
控除： 2015年12月31日現在ののれん	22,349			
2015年12月31日現在の無形資産 （抵当貸付サービシング権）	3,721			
2015年12月31日現在の有形普通株式株主資本	\$ 179,069			
2015年度中の平均有形普通株式株主資本	\$ 176,505		\$ 35,176	\$ 76,448
有形普通株式利益率（コア）	9.2%		18.1%	12.1%
リスク選好割合：				
予想外損失		\$ 14,060	\$ 4,192	\$ 5,424
予想損失		\$ 7,554	\$ 6,330	\$ 1,223
リスク選好割合（RAR）＝ [コア収益－コア営業費用－予想損失]／予想外損失		154%	221%	245%
リスク選好サープラス（RAS）＝ [コア収益－コア営業費用－予想損失－予想外損失]		\$ 7,634	\$ 5,076	\$ 7,847

[前へ](#)

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス

シティは、最高水準の倫理行動、すなわち、正確かつ透明性ある業績報告ならびにシティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に常に努めています。シティは、自社のガバナンス慣行が最先端のベストプラクティスとなることを徹底するよう積極的に取り組んでいます。以下はシティによるコーポレート・ガバナンスの取組みをまとめたものです。

- －2015年においてプロキシ・アクセス（proxy access）（すなわち、株主が当社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利）を採択しました。
- －シティにおける倫理文化を培う経営陣の取組みを監督するため、取締役会に常設の倫理・文化委員会を設立しました。
- －役員報酬に関する強固なガバナンス慣行（クローバック方針の拡大および執行役員は執行役員ではなくなった後最低1年間は付与されたシティの普通株式のうち相当額を保有しなければならないという要件等）を採択しました。
- －シティの取締役会のメンバーおよびシティの執行役員（いわゆる1934年証券取引所法第16条内部者）が、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することを認めない旨を規定するよう、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正しました。
- －当社の書換基本定款に盛り込まれていた特別多数決に関する条項を削除しました。
- －2009年に独立した会長を選任した後、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合には取締役会が主任独立取締役を選任するものと規定するよう、付属定款を改正
- －無選挙による取締役選任のための多数決決定基準を盛り込むよう、付属定款を改正しました。
- －発行済普通株式（自己株式を除きます。）の少なくとも25パーセントを保有する株主に臨時総会を招集する権利を付与するよう、付属定款を改正しました。
- －取締役会および執行役員は、株式保有規則に服することとしています。
- －書面による同意により株主が行為できるようにしました。
- －当社のロビー活動と監督について情報開示を促進するよう、政治活動に関する声明書（シティの旧政治献金・ロビー活動に関する声明書）を改正しました。政治活動に関する声明書は、以下に関する重要な情報開示を提供しています。
 - ・草の根ロビー活動を含む当社のロビー活動方針
 - ・直接的ロビー活動に対するシティによる支払
 - ・業界団体および事業団体への関与
 - ・モデル法案を作成・支援する非課税団体への加盟
 - ・ロビー活動、業界団体および事業団体への関与および政治献金に対する取締役会による監督

- 一指名・統治・広報委員会の監督責任に、政治献金およびロビー活動に関する監督責任に加えて、業界団体への支払に関する監督責任があることを明らかにするよう、指名・統治・広報委員会の規約を改正しました。
- 一当社の政治献金ならびに業界団体および事業団体についての透明性を以下によって高めました。
 - ・シティのロビー活動が報告されている連邦政府および州政府のウェブサイトへのリンクをシティのウェブサイトに掲載
 - ・シティが会費を支払っている業界団体および事業団体に対し、当該支払のいかなる部分も無関係な支出に使用されないことを証明するよう要求するプロセスの開始
 - ・当社の重要な業界団体および事業団体の名称リストをシティのウェブサイトに掲載

シティのウェブサイトで閲覧できるコーポレート・ガバナンスの資料

シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインのほか、以下を含むシティのコーポレート・ガバナンスに関する情報がシティのウェブサイトの「Corporate Governance」のページで閲覧できます。

- ・監査委員会の規約
- ・倫理・文化委員会の規約
- ・指名・統治・広報委員会の規約
- ・人事・報酬委員会の規約
- ・リスク管理委員会の規約
- ・行動規範
- ・ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範
- ・シティの報酬指針
- ・付属定款および書換基本定款
- ・企業の政治活動に関する声明書
- ・2015年におけるシティの政治献金ならびにシティの重要な取引および事業提携先の名称のリスト

シティの株主は、10022 ニューヨーク州ニューヨーク市レキシントン・アベニュー601番地19階、シティグループ・インク、コーポレート・ガバナンス部（Citigroup Inc., Corporate Governance, 601 Lexington Avenue, 19th Floor, New York, NY 10022）まで書面にて請求することにより、これらの文書の印刷版を入手することができます。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン

シティの「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」は、ベストプラクティスに対する当社の取組みの基本である、当社の長年にわたる慣行、方針および手続の多くを具体化したものです。当該ガイドラインは、ベストプラクティスを継続して反映するために、少なくとも年に1度見直され、かつ必要に応じて改正されています。取締役会が承認した当該ガイドラインの全文はシティのウェブサイトwww.citigroup.comに掲載されています。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Corporate Governance Guidelines」をクリックしてください。当該ガイドラインは、取締役会の責任、業務、取締役適格性および構成の概要を説明しています。

当社は、取締役会のメンバーの少なくとも3分の2を独立取締役で構成することをめざしています。当社の独立性基準の内容および取締役会の独立性に関する判断は、以下に記載するとおりです。

上記ガイドラインは、取締役会において必要とされる委員会（監査委員会、指名・統治・広報委員会および人事・報酬委員会）のメンバーは全員が独立取締役であることを要求しています。委員会のメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき取締役会によって任命されます。委員会のメンバーおよび委員長は、定期的に交代します。取締役会および各委員会は、必要と判断した場合、経営陣と協議せずに、またはその承認を得ることなく、独立した法務、財務またはその他のアドバイザーを雇用および解雇する権限を有します。経営に携わらない取締役による会議は、定例取締役会の一部として開催され、独立した会長が議長を務めます。

当社の取締役が他の営利的公開会社または営利的非公開会社の取締役も兼任することができる数は、各取締役が取締役としての自らの任務の遂行に十分な時間専念できることを確保するために、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされます。取締役兼任関係は禁止されています（すなわち、シティの社内取締役および執行役員は、シティの社外取締役が執行役員を務める会社の取締役にはなれません。）。

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出ることを要求されます。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案します。取締役が非営利団体の重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知することが求められます。

取締役は、取締役会、委員を務める委員会および年次株主総会に出席することが求められています。シティの2015年度の年次総会には、エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオンを除く当時の在任取締役全員が（本人が直接またはビデオ・カンファレンスにより）出席しました。セディージョ・ポンセ・デ・レオン氏は、突然、ロシアにおける平和維持任務に就くよう呼び出されたため、2015年度の年次総会に出席できませんでした。

指名・統治・広報委員会は毎年、取締役会のメンバー1名を取締役会会長に指名します。指名・統治・広報委員会はさらに、取締役会の任務遂行に関する年次評価を実施し、また執行委員会を除く常設の各委員会は、自己評価を実施します。取締役会は、自己評価の一部として、他にも数多くあるテーマの中でもとりわけ、規制基準、戦略および財務面の監督、リスク管理の監督、役員の報酬、後継者育成、ガバナンス事項といった事項に関する責務への取組の検証を行います。委員会は、委員会規約による要件および自らの責任のその他の側面に照らして自己評価を行います。その後、取締役会および各委員会全員で、非公開の会議において自己評価結果を討議します。その討議では、議論を踏まえてとるべき行動が主要な内容となります。

取締役は、シティの上級経営陣およびその他の従業員に完全かつ自由に接触することができます。新任の取締役に対して、シティの事業ならびに法務、コンプライアンス、規制およびリスクの概要に精通するためのオリエンテーション・プログラムが提供されます。シティは、様々なテーマの研修を提供し、取締役全員に対して参加を呼びかけています。これらの研修は、例えば取締役が業務上の問題や複雑な金融商品に関する理解を深めることができることをねらいとしています。

取締役会は、上級執行役員がシティのために最上級のリーダーシップを発揮することができることを確保するために、彼らの業績に関する人事・報酬委員会の報告を検討します。取締役会はさらに、指名・統治・広報委員会と連携して最高経営責任者（CEO）の後継者候補の評価も行います。

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が、財団、大学またはその他の非営利団体の理事、評議員または執行役員を務めており、かつその団体がシティおよび／またはシティ・ファンデーションから寄付を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告しなければなりません。

シティの取締役会およびシティの執行役員のメンバー（いわゆる1934年証券取引所法第16条内部者）は、自己の保有するシティの有価証券をヘッジするまたは貸付の担保に供することを認められていません。上記ガイドラインは、シティおよびその子会社を一方の当事者とし、取締役および上級経営陣ならびにその近親者を他方の当事者とする一定の金融取引を制限しています。シティまたはその子会社からシティの取締役およびシティの最上級執行役員、またはこれらの者と生計を共にする近親者に対する個人的な貸付は禁止されています。ただし、通常の業務過程において市場条件で実施されるシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員に対する抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローン、個人向け貸出金、クレジットカード、当座貸越およびマージンローンはこの限りではありません。下記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」をご参照ください。

上記ガイドラインは、シティまたはその執行役員および当該執行役員と生計を共にする近親者が、社外取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、または社外取締役が10パーセントを超える持分を所有または支配している公開会社への投資またはそれらとの取引を行うことを禁止しています。取締役および当該取締役と生計を共にする近親者が、新規株式公開において割当てを受けることは認められていません。取締役とその近親者は、シティが支援する投資活動が、同様の状況下にある無関係の者に提供されるものと同一の条件で提供される場合に限り、当該活動に関与することができます。一定の状況下において、または適切な委員会の承認がある場合には、上級経営陣のメンバーは、シティが支援する一定の投資機会に関与することができます。最後に、取締役および執行役員による第三者事業体への一定の投資は、投資機会が当人のシティにおける役職のみを理由として生じたものである場合は、禁止されています。

取締役の独立性

取締役会は、取締役会による各取締役の独立性評価の一助とするための項目基準を採択しています。項目基準は、以下の説明のとおり、取締役またはその近親者とシティとの間に潜在的に存在し得る様々な種類の関係について明記し、かかる関係が重大であるとみなされ得る場合の基準を設けています。項目基準の下で取締役欠格事由に該当する可能性のある関係または取引が存在しないこと、また、項目基準には特段記載されていないものの、あらゆる事実関係および状況を考慮した結果として取締役会の意見において、取締役の独立した判断を下す能力を妨げるような種類のその他の関係または取引が存在しないことを条件として、取締役会は、取締役を独立しているとみなします。

取締役会および指名・統治・広報委員会は、取締役とシティとの関係、当該取締役の近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体とシティとの関係およびその他の潜在的な利益相反に関する質問書に対する取締役の回答から得られた特定の情報を検討し、また、シティを一方の当事者とし、取締役もしくはその近親者または当該取締役の関連事業体もしくは関係慈善団体を他方の当事者とする取引、関係、または取決めに関係するシティの業務から収集されたデータを検討しました。取締役会は、取締役もしくはその近親者またはその関連事業体もしくは関連慈善団体と、シティとの両当事者間の特定の関係または取引を検討し、かかる関係または取引がコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインおよび関連する項目基準を遵守していると判断しました。また、取締役会は、NYSEの企業統治規則ならびにその他適用されるすべての法律、規則および規制の遵守を目的とした指針および基準に照らし、以下の取締役候補者は、いずれも独立していると判断しました。

エレン・M・コストロ	ジュディス・ルーディン
ダンカン・P・ヘンス	アンソニー・M・サントメロ
ピーター・B・ヘンリー	ジョアン・E・スベロ
フランツ・B・ハマー	ダイアナ・L・テイラー
ルネ・J・ジェームズ	ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
マイケル・E・オニール	ジェームズ・S・ターレー
ゲリー・M・ライナー	エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン

取締役会は、マイケル・L・コルバットおよびユージーン・M・マクエイドは独立していないと判断しました。コルバット氏は当社の最高経営責任者であり、マクエイド氏は以前、当社の最大の銀行子会社であるシティバンク、エヌ・エイの最高経営責任者を務めていました。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、当社の取締役会により採用され、当社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに反映されている以下の項目基準を満たさなくてはなりません。さらに、その他、すべての取締役に適用されるNYSEの企業統治規則に基づく独立性基準ならびに特定の委員会に適用されるSECおよび連邦預金保険公社の規則に基づく特定の独立性基準があります。

項目基準

・助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

- ・取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、直接間接を問わず、当社から120,000ドルを上回る金額の報酬、手数料または給付を受領していないものとします。ただし、（a）当社の社外取締役にに関する改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、または（b）当社もしくは当社の関連法人のうちのいずれの1社の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除きます。
- ・さらに、監査委員会のメンバーもしくは当該メンバーと生計を共にする近親者、または監査委員会のメンバーがパートナー、メンバー、もしくは執行役員である事業体はいずれも、過去3年以内に、当社に提供した会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務に対していかなる対価も受領していないものとします。

・業務上の関係

- ・当社と、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行わなければなりません。
- ・さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社と当社との間で、過去3会計年度において当社からかかる会社へ、またはかかる会社から当社に対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはなりません。

- ・取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対する当社からの貸付は、かかる貸付が、（i）当社またはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して一般的に提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、（ii）2002年サーベンス・オクスリー法（以下「サーベンス・オクスリー法」といいます。）、連邦準備制度理事会のレギュレーションOおよびFDICのガイドラインを含む適用法を遵守している場合、（iii）実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ（iv）当社によりサブスタンダード（II）（米国通貨監督局のハンドブック「信用リスクの格付け」において定義されます。）以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとします。

・慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員もしくは執行役員を務めている慈善団体（シティ・ファンデーションおよび当社が支援するその他の慈善団体を除きます。）に対する当社および／またはシティ・ファンデーションからの過去3暦年の年間寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはなりません。

・雇用/縁故関係

- ・取締役は、以下のいずれにも該当しないものとします。

- （i） 当社の従業員であるか、または過去3年以内に当社の従業員であった。
- （ii） 当社の現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。
- （iii） （a） 当社の現在もしくは元の主要な外部監査人または（b）その他の当社の外部監査人と関係がある、もしくは関係があった、または雇用されている、もしくは雇用されたことがあり、かつ本人が当社の監査に従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後3年以内である。

- ・取締役の近親者は、以下のいずれにも該当してはなりません。

- （i） 当社の執行役員である、または過去3年以内に当社の執行役員であった。
- （ii） 当社の現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該近親者が執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。
- （iii） （a） 当社の外部監査人の現パートナーであるか、または当社の監査に直接従事している当社の外部監査人の現従業員である、または（b）過去3年以内に当社の外部監査人のパートナーであったか、もしくは当該外部監査人により雇用されており（ただし、現在は、パートナーでもなく雇用されてもいません。）、かつ同期間中に当社の監査に直接従事していた。

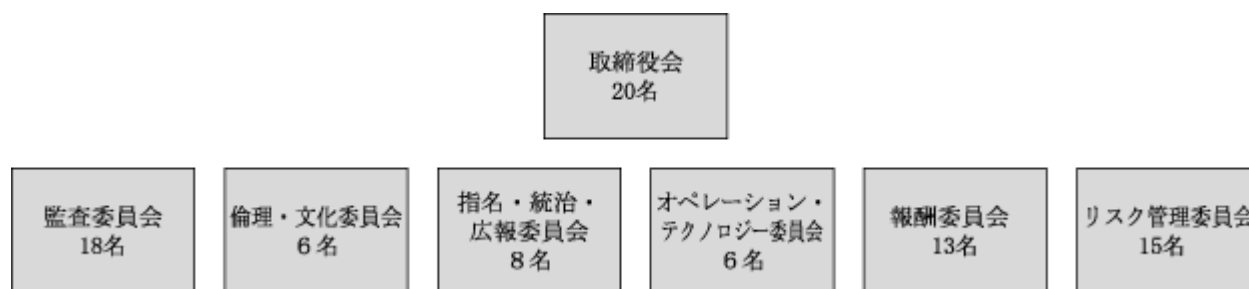
・重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、当社と（i）取締役、（ii）取締役の近親者、または（iii）取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができます。ただし、その場合、当社の議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について具体的な説明があることを条件とします。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン（コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資／取引と題するセクションを含みますが、それらに限定されません。）を遵守する当社と（i）取締役、（ii）取締役の近親者、または（iii）取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要なものではないとみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされません（ただし、かかる関係または取引の開示がSECレギュレーションS-K第404条により要求される場合を除きます。）。

・定義

「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的上、（i）「近親者」とは、取締役または執行役員（1934年証券取引所法第16条の定義によります。）の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄（弟）および義姉（妹）、ならびに取締役と生計を共にする者（賃借人または住込み従業員を除きます。）を意味し、（ii）「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また（iii）「関係当事者取引」とは、（a）1会計年度当たりに関わった総額が120,000ドルを超えることになるか、またはその可能性があり、（b）当社が関与し、かつ（c）関係者（当社の取締役、執行役員、取締役候補者、当社の全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの近親者）が現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決めまたは関係を意味します。

取締役会および委員会の会議



2015年度には、取締役会は20回開催されました。2015年度中、監査委員会は18回、倫理・文化委員会は6回、指名・統治・広報委員会は8回、オペレーション・テクノロジー委員会は6回、人事・報酬委員会は13回、リスク管理委員会は15回開催されました。2015年度中において、執行委員会は開催されませんでした。

2015年度中、スペロ女史、テイラー女史、ヘンス氏、マクエイド氏、サントメロ氏、トンプソン氏、ターレー氏およびセディージョ氏は、コンプライアンスおよびM&A事項ならびに米国外子会社のガバナンス等のテーマを扱う多くの臨時委員会の委員および／または当該臨時委員会の議長を務めました。さらに、2015年度中、スペロ女史、テイラー女史、ヘンス氏、ヘンリー氏、マクエイド氏、ライナー氏、サントメロ氏およびターレー氏は、シティの完全子会社であるシティバンク、エヌ・エイの取締役も務めました。

2015年度において、各現職取締役は、取締役会およびそれぞれがメンバーであった常設委員会に、少なくとも75パーセント出席しました。

経営に携わらない取締役の会議

シティの経営に携わらない取締役による会議は、通常年に6回定例会議のために取締役全員が招集されるたびに、経営に携わっている取締役は交えない執行役員会が開催されます。また、取締役会の臨時会議が開催された場合にも、経営に携わらない取締役は通常、執行役員会を開催します。2015年度中、オニール氏が会長として経営に携わらない取締役による各執行役員会の議長を務めました。さらに、独立取締役は2015年度において執行役員会を開催しました。

取締役会のリーダーシップ構造

- ・シティは2009年度以来、独立した会長を置いています。

シティは現在、最高経営責任者とは別に独立した会長を置いています。取締役会は、取締役会のリーダーシップ構造の柔軟性を維持することが重要であると考え、過去数年にわたり、当社のその時点のニーズに合わせて異なるリーダーシップ構造を構築してきましたが、そのなかで常時、独立取締役が取締役会のリーダーの地位に就くことを強く支持しています。したがって、シティの取締役会は、2009年12月15日に、シティの取締役会に独立した会長が不在の場合においては、取締役会は、取締役会会議において経営に携わらない取締役による執行役員会をリードすることを含め、独立した会長と同様の任務を有する主任独立取締役を選任するものとする、と規定した付属定款の改正を採択しました。シティの会長は取締役会に対して独立したリーダーシップを発揮します。独立した会長または主任取締役を設けることにより、経営に携わらない取締役が、経営に直接的に関与してなくても、問題や懸念事項を取締役会に検討事項として提起することが可能になります。会長または主任取締役はさらに、取締役会と上級経営陣との間の調整も行います。シティの取締役会は、独立した会長を最高経営責任者と分離する現行の構造は現時点における最も適切な構造であると判断し、それと同時に、独立したリーダーを務める独立取締役が常時存在するよう徹底していきます。取締役会は、自らのリスク監視へのアプローチ（とりわけチーフ・リスク・オフィサーからリスク管理委員会への報告ライン等）は、取締役会によるリスクの監視に重大な影響を及ぼさずに取締役会が選択できるリーダーシップ構造の選択肢を多く確保していると考えています。

取締役会の多様性

- ・シティは最近、取締役会に2名の女性を迎え、16名の取締役中5名すなわち31%が女性となりました。

多様性は、指名・統治・広報委員会が取締役会の構成を評価する際に考慮するきわめて重要な要素の一つです。世界100ヶ国を超える国々で事業を営むシティのような会社にとって、多様性には、人種、民族および性別の多様性、ならびにシティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性が含まれます。当社の「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」に記載されている取締役の適格性については、「その候補者は、当社が事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門的な知識および経歴を有しているか」という基準が含まれています。シティの取締役会は、取締役会が当社の従業員、顧客およびステークホルダーが表す多様性を反映するような経歴を持ち合わせた個人から構成されるよう専心しています。シティの2016年度の年次株主総会での選任に指名された候補者は、この多様性を実証しています。候補者のうち、5名（31パーセント）は女性、2名（13パーセント）はアフリカ系アメリカ人またはヒスパニック系です。さらに、各取締役候補は、様々な見解、個人的および専門的な経験および経歴、ならびにグローバルまたは国際的なビジネス経験等その他の特性を提供することによって、取締役会全体の多様化に寄与します。取締役会は、現在の候補者が性別、年齢、人種、出身地および経験の多様性を適切に反映していると考えており、今後も引き続き、取締役会の構成を評価する際には多様性問題を考慮していくことに努めます。

取締役会のリスク監督の役割

取締役会は、シティの世界中のリスク管理の枠組みを監督します。取締役会は、毎回の定例会議において、チーフ・リスク・オフィサーから、該当する場合は経営陣のリスク軽減への取組みを含む、当社の主なリスクの管理に対するアプローチについてのリスク報告を受けます。チーフ・リスク・オフィサーが主導するグローバル・リスク管理は、シティの企業戦略を実行し事業目標を達成する能力に影響し得るリスクを識別、評価、管理する統合的取組みに対して責任を負う全社の機能です。取締役会の役割はこの取組みを監督することにあります。リスク管理委員会は、取締役会によるリスク管理の監督を強化します。同委員会の役割は、経営陣がシティのリスク管理方針の執行に対して責任を負うことを認識し、監督することです。チーフ・リスク・オフィサーは、リスク管理委員会および最高経営責任者の両方に対して報告を行います。同委員会の責務には、シティおよびその子会社に関するリスク管理および遵守の方針およびプログラムの検討およびシティおよびその子会社に関する報告、取締役会の承認を条件とするリスク許容限度の承認および調整、ならびにリスクの識別、測定、監視の各手順の有効性および必要に応じた人員配備およびアクションプランの適切性に関する経営陣との協議が含まれます。さらに、指名・統治・広報委員会は評判に関する問題を検討し、また、人事・報酬委員会は、多々ある中でもとりわけ無謀にリスクをとることを思い止まらせることを徹底すべく報酬プログラムを検討します。リスク管理委員会もまた、破綻処理および再建計画、シティの包括的資本分析およびレビュー（以下「CCAR」といいます。）の実施、破綻処理計画、ならびにシティによるドッド・フランク法のボルカー・ルールの遵守に関する事項を監督するために、毎月ベースで会議を行います。

取締役会委員会

取締役会の常設の委員会は以下のとおりです。

監査委員会は、取締役会の次の各事項についての監督義務の履行を補佐します。（i）シティグループの連結財務諸表および財務報告過程ならびに内部会計制度および財務管理制度の完全性、（ii）内部監査機能にかかる任務遂行（以下「内部監査」といいます。）、（iii）シティグループの連結財務諸表およびシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性に関する年次独立統合監査、独立登録会計事務所（以下「独立監査人」といいます。）の起用、ならびに独立監査人の適格性、独立性および任務遂行の評価、（iv）リスク評価およびリスク管理に関する方針の基準および指針、（v）シティグループの開示統制および開示手続を含む、シティグループによる法規制上の要件の遵守、ならびに（vi）本書に記載されるその他の責務の履行。米国証券取引委員会規則で求められている同委員会の報告書は、以下に含まれています。

取締役会は、コストロ女史、オニール氏、サントメロ氏およびターレー氏の各氏がSECの定義による「監査委員会財務専門家」の適格条件を満たしていると判断し、さらに同氏らおよびヘンリー氏の各氏については、NYSE規則に定められる「ファイナンス・リテラシーを身につけている」と判断し、シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、SECの該当規則、NYSEの企業統治規則およびFDICのガイドラインに照らしても独立していると判断しました。

取締役会が定めた監査委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

倫理・文化委員会は、組織における倫理文化を培う経営陣の取組みを監督しており、シティのバリュー・プロポジションの定義付けの監督およびその形成の支援、シティのバリュー・プロポジションを強化および伝達するための経営陣の取組みの監督、ならびに経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。また、従業員による倫理的な意思決定を培うためのさらなる強化が必要かどうかを決定するために組織の文化を検討および評価し、組織における倫理的な意思決定を支援する経営陣の取組みを監督し、経営陣が成し遂げた進展の評価およびこれらの取組みに対するフィードバックを行います。同委員会は、シティの行動規範およびファイナンス・プロフェッショナルのための倫理規範の見直しも行います。

取締役会が定めた倫理・文化委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citigroup Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

執行委員会は、取締役会のメンバー全員による取締役会の開催が可能となる前に取締役会の行為が必要とされる場合に、取締役会に代わり行為します。

指名・統治・広報委員会は、取締役会のメンバーとなる適格性を備えた人物を選定し、取締役会に対して次の年次株主総会における取締役候補として推薦することを任務としています。また取締役会の任務遂行に関する年次評価において取締役会を主導し、取締役会による選任のために各委員会構成について提案を行います。同委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する方針および実践の具体化において主導的役割を果たしますが、これには取締役会へのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの提案や、シティによるそれらの方針および実践ならびにガイドラインの遵守状況の監視も含まれます。同委員会は、取締役またはその近親者が関与する関係当事者取引のすべて、および執行役員またはその近親者が関与する500万ドル以上の関係当事者取引で、いずれの場合も通常の過程の取引以外の取引についての検討および承認も担当しています。この関係当事者取引に関する方針の詳細については、下記「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与」の項をご参照ください。同委員会は、取締役会の執行役員後継者計画の過程の一環として、人事・報酬委員会と協力して最高経営責任者後継候補の評価と指名を行い、最高経営責任者後継者についての年次報告を取締役に提出します。同委員会は、取締役報酬その他給付の検討も行います。また、指名・統治・広報委員会は、シティと社会全般にとって重要な公的問題に関係するシティの方針やプログラムを検討し、シティの評判に影響を及ぼす社外関係当事者との関係および問題を検討することを任務としています。同委員会はさらに、シティが直面する対外政策と評判に関する問題の検討、シティが行う政治献金およびロビー活動に関する出費ならびに業界団体への支払ならびにシティおよびシティ・ファンデーションが行う慈善寄付の検討、供給業者の多様化に係るシティの方針と慣行の検討、シティの業務慣行委員会の業務の検討、ならびに環境方針等の持続可能性に関するシティの方針や計画の検討も行います。同委員会は、シティの世界的な事業範囲を反映して、世界に焦点を当てています。

最高経営責任者および上級経営陣の定期的な継承に関しては、シティの取締役会が内部候補者および外部候補者（適切な場合）の審査を行います。シティは外部候補者を見出すために、取締役会のメンバーならびに上級経営陣および／または人材斡旋会社からの情報提供を求めます。内部候補者を開拓するために、取締役会がシティの人材プールを把握することを目的とした多数の実務に、シティは公式および非公式に取り組んでいます。公式プロセスには、上級経営陣が実施する年次人材審査が含まれており、取締役会は上級経営陣として最も有望なメンバーを調査します。取締役会は各人の経験、技能、専門知識の分野、業績および目標を把握します。この審査は、定例取締役会において年次ベースで実施されます。さらに取締役会および取締役戦略会議において、定期的にと取締役会に対して発表を行うことが上級経営陣に求められています。これらの発表は、各種事業部門の上級マネージャーおよび社内業務に就いている上級マネージャーによって行われます。公式審査およびその他の対話は、取締役会のメンバーがシティ社内の人材プールを把握し、取締役会が最高経営責任者の後継者を選出できるようにし、随時必要に応じてその他の上級マネージャーの後継者の審査を行うことができるようにすることを目的としています。

取締役会は、指名・統治・広報委員会の各メンバーに関して、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める独立性基準に従った独立性を有することに加えて、NYSEの企業統治規則に従った独立性も要することとしました。

取締役会が定めた指名・統治・広報委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

オペレーション・テクノロジー委員会は、経営陣によって策定されたシティの技術戦略の範囲、方向性、質および実施を監督し、ならびにとりわけシティの事業における商品および技術プラットフォームに関連し得る技術上のガイダンスを提供することを任務としています。

人事・報酬委員会は、当社ならびにその子会社および関連会社の従業員の報酬を監督する幅広い権限を委任されています。同委員会は、シティの経営資源および上級経営陣の業績を定期的に見直します。同委員会は、最高経営責任者の報酬を決定すること、ならびに当社のその他の執行役員およびシティのオペレーティング・コミティのメンバーの報酬を承認することを任務としています。また、同委員会が随時定める指針に基づき、その他の上級経営陣のメンバーおよび一定の高報酬従業員に関するインセンティブ報酬体系（適用される銀行規制指針において定義される裁量的インセンティブ報酬を含みます。）を承認することを任務としています。さらに、同委員会は、シティのインセンティブ報酬に関連する銀行規制指針の遵守を監督する幅広い責任を負っています。

同委員会は、当社の議決権代理行使参考書類への掲載が必要とされる「報酬の検討および分析」を年に1度見直し、経営陣と議論して、適切であれば「報酬の検討および分析」を掲載するよう取締役会に提案します。さらに、同委員会は、シティの報酬指針に明示されるものを含むシティの重要なインセンティブ報酬プログラムの包括的な目標を見直し、承認して、シティのインセンティブ報酬プログラムが、（i）従業員によってシティが無謀なリスクにさらされることのない方法でリスクおよび財務成績の均衡を適切に保ち、かつ（ii）銀行の安全性および健全性と一致するように監督します。同委員会は、上記の目標に向かって、シティのチーフ・リスク・オフィサーと定期的に会議を行い、シティのインセンティブ報酬プログラムにおけるリスクの特性を議論します。

同委員会は、当社の上級経営陣と協議せずに、または上級経営陣による承認を得ることなく、同委員会の職務および責任の履行を補助するために必要とみなす独立した報酬コンサルタント、弁護士または財務もしくはその他のアドバイザーを雇用および解雇する権限を有しています。同委員会は、シティの上級経営陣向け報酬プログラムに関する助言の提供を、フレデリック・ダブリュー・クック・アンド・カンパニー（以下「クック・アンド・カンパニー」といいます。）に委託しました。2015年度にクック・アンド・カンパニーに支払われた金額は、「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」の「報酬の検討および分析」に開示されています。

取締役会は、人事・報酬委員会の各メンバーがコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに定める取締役会の独立性基準だけでなく、NYSEの企業統治規則に照らしても独立していると判断しました。これらの各取締役は、1934年証券取引所法第16条の定義による「社外取締役（non-employee director）」に該当し、かつ内国歳入法第162条(m)項の定義による「社外取締役（outside director）」に該当します。

人事・報酬委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

リスク管理委員会は、以下の各事項に関する取締役の責務の履行を支援する権限を委任されています。（i）信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、およびその他の特定のリスクの管理に用いられる重要な方針および慣行を含む、シティグループのリスク管理の枠組みの監督、（ii）市場リスクの重要な要素である資金調達リスク、流動性リスクおよび価格リスクならびに資本管理に関するリスクに係るシティグループの方針および慣行の監督、ならびに（iii）基本的な信用リスク信用評価機能の実行の監督。同委員会は、シティグループのリスク因子、ならびにシティグループの諸事業のリスク管理に用いられる重要な方針および慣行を含めたリスク管理の枠組み、ならびにリスク管理機能の全体的な適切性に関する報告を、取締役会に対して行います。

リスク管理委員会の規約は、シティのウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Board of Directors' Committee Charters」をクリックしてください。

下表は各委員会の現在のメンバーの一覧表です。

委員会	現在のメンバー
監査委員会	エレン・M・コステロ ピーター・B・ヘンリー マイケル・E・オニール アンソニー・M・サントメロ ジェームズ・S・ターレー（委員長）
倫理・文化委員会	フランツ・B・ハマー（委員長） マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン
執行委員会	フランツ・B・ハマー マイケル・E・オニール（委員長） アンソニー・M・サントメロ ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア ジェームズ・S・ターレー
指名・統治・広報委員会	マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー（委員長） エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン
オペレーション・テクノロジー委員会	ゲーリー・M・ライナー（委員長） ルネ・J・ジェームズ
人事・報酬委員会	マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア（委員長）
リスク管理委員会	ダンカン・P・ヘンス フランツ・B・ハマー ルネ・J・ジェームズ ユージーン・M・マクエイド アンソニー・M・サントメロ（委員長） ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア ジェームズ・S・ターレー エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン

一定の法的手続への関与

取締役、役員もしくは主要な株主、またはそれらの関係者がシティの相手方当事者である、またはシティと対立する重大な利害を有している法的手続はありません。

一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与

取締役会は、シティと関係者（取締役および執行役員またはその近親者）が関与する取引を検討、承認および監視する手続を定める方針を採択しています。シティの関係当事者取引に関する方針は、シティのウェブサイト www.citigroup.com で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Citi Policies」をクリックしてください。この方針の下、指名・統治・広報委員会は、取締役または取締役の近親者が関与するすべての関係当事者取引についての検討および承認に責任を負います。取締役は、当該取締役またはその近親者が関係者である関係当事者取引について、当該関係当事者取引に関するすべての重要な情報を指名・統治・広報委員会に提供しなければならないことを除き、当該当事者取引に関する協議または承認に参加してはなりません。指名・統治・広報委員会はさらに、執行役員または執行役員の近親者が関与する50百万ドル超のすべての関係当事者取引について、検討および承認について責任を負います。執行役員または執行役員の近親者が関与する50百万ドル未満のすべての関係当事者取引については、最高財務責任者、チーフ・リスク・オフィサー、ゼネラル・カウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよび本社業務部門の責任者から構成される取引検討委員会が、検討および承認について責任を負います。また当該方針には、取締役もしくは執行役員またはその近親者が関与する取引のうち、当該方針において予め承認されており、したがって指名・統治・広報委員会または取引検討委員会での承認が必要とされない取引カテゴリーのリストが含まれています。

指名・統治・広報委員会および取引検討委員会は、関係当事者取引を審査する際、以下の情報を検討します。

- ・取引の条件
- ・取引における関係者の利益
- ・取引の目的および時期
- ・シティが取引の当事者であるか否か。またシティが当事者でない場合のシティの取引への関与の仕方
- ・資産売却に関わる取引の場合、取得日および取得原価を含む当該資産の概要
- ・取引相手の候補に関する情報
- ・取引のおおよそのドル建て価値および当該取引関係者の利益のおおよそのドル建て価値
- ・提案された取引を実施する結果として課せられる条件または制限の概要
- ・提案された取引の結果として、またはそれに関連して風評リスク問題が発生する潜在的可能性の有無
- ・取引に関するその他の関連情報

SECに提出されたスケジュール13G記載の情報によると、ブラックロック・インク（以下「ブラックロック」といいます。）およびザ・バンガード・グループ・インク（以下「バンガード」といいます。）は、2015年12月31日現在シティの発行済普通株式（自己株式を除きます。）の5パーセント以上を実質的に保有する旨報告しています。2015年度において、シティの子会社はブラックロックおよびバンガードならびにそれぞれの関連会社および顧客に通常の貸付、取引およびその他の金融サービスを提供しました。当該取引は、独立当事者間の立場で、通常の条件で、無関係の第三者との同等の取引と実質的に同一の条件で行われました。

シティは、従業員が投資するファンドを設立しています。さらに、特定の執行役員は随時、シティの子会社により設定されているファンドに、各自の個人の資金を直接的に投資するか、または自らが受託者として行為するファンドにかかる資金を投資するよう指図しています。かかる投資は、当社の執行役員または従業員ではない他の外部投資家の当該ファンドへの投資の条件と同一の条件で行われています。執行役員は、一定の「適用除外となった」投資以外には、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに従い、一定の状況においてのみ、かつ適切な委員会の承認が得られた場合にのみ、シティが支援する一定の投資機会において投資することができます。

シティグループ・キャピタル・パートナーズII・エルピーは2006年に、シティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップII・エルピーは2007年にそれぞれ設立されました。これらは直接的に、またはマスター・ファンドを通じて、プライベート・エクイティへの投資を行います。シティは、各従業員が投資した1ドルにつき2ドルを上乗せし、従業員が投資した各ファンド、つまりフィーダー・ファンドに拠出します。シティによる拠出は、当該従業員が投資したファンドへの貸付として行われます。資格を有する各従業員は、シティからの貸付に帰属するファンドの価値の増加分（ファンドが支払う、貸付に対する利息控除後）と当該従業員自身の投資に帰属するファンドの価値の増加分を合わせた金額の給付を、権利確定を条件として受領します。ファンドの目論見書に従い、執行役員はレバレッジド・ベースでファンドに参加する資格はありません。

2015年度中、シティグループ・キャピタル・パートナーズII・エルピーおよびシティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップII・エルピーへの投資に関して以下のとおり120,000ドルを超える分配金が執行役員に支払われました。

**シティグループ・キャピタル・パートナーズII・
エルピー現金分配**

マイケル・コルバット	\$143,418
ジェームズ・カウルズ	\$339,585
ジェームズ・フォリス	\$286,836
マニュエル・メディナーモラ [*]	\$226,390

**シティグループ・ベンチャー・キャピタル・
インターナショナル・グロース・パートナーシップII・
エルピー現金分配**

ジェームズ・カウルズ	\$708,536
ジェームズ・フォリス	\$314,905
マニュエル・メディナーモラ [*]	\$629,809
ウィリアム・ミルズ	\$314,905

* メディナーモラ女史は2015年度にシティグループを退職しました。

シティは、2015年度に、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める特定の組織に対して、コーポレート銀行業務および証券業務を提供しました。さらに、シティは、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める組織の商品またはサービスを利用することがあります。

「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」の「人事・報酬委員会報告」に掲げた者が、現在の人事・報酬委員会のメンバーです。2015年度中、人事・報酬委員会の在任中または元のメンバーはいずれも、SEC規則の下に定められる「報酬委員会の相互兼任」規定に抵触しませんでした。さらに、当社の執行役員はいずれも、「報酬委員会の相互兼任」に該当するような別の事業体の取締役または報酬委員会のメンバーを務めませんでした。人事・報酬委員会のメンバーはいずれも、シティとの取引に重大な利害を有しておらず、また、現在または過去においてシティの役員を務めていません。また人事・報酬委員会のメンバーはいずれもシティまたはその子会社の現従業員ではありません。さらに、取締役会のメンバーおよびその近親者はいずれも2015年度中にクック・アンド・カンパニーで報酬に関連する業務に従事していません。

コルバット氏は、シティフライト・インク（シティグループの子会社）との間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、社用機の個人使用にかかる費用を、シティに向かう飛行代に対する増加費用の総額に基づいてシティに返金することができるものとされています。増加費用の総額は、国際的に認められた独立したサービスにより定められた、1時間の飛行にかかる費用または連邦航空法第91.501条(d)において認められた費用のうち高い方に基づき計算されます。2015年度中、コルバット氏は、社用機の個人使用に関連してシティに140,077ドルを返金しました。

2015年度中の一時期、マクエイド氏は、シティグループ・インクの副会長を務めました。マクエイド氏は、2015年1月1日から2015年5月1日までシティグループの副会長を務めた報酬として約176,164ドル受領しました。マクエイド氏の報酬はシティグループの従業員としての勤務のみに対する報酬であり、シティグループの取締役を務めたことに対する報酬ではありません。同氏が取締役を務めたことに対する報酬は、「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」の「取締役の報酬」の中の「取締役報酬一覧表」において報告されています。2015年度、同氏がシティグループの従業員であったときに報奨として従前付与された一定の株式の権利が確定しました。これには業績連動株式ユニットおよび資本蓄積プログラム報奨が含まれていました。2013年2月19日、マクエイド氏はシティから目標報奨47,801.15個の業績連動株式ユニットの報奨を受領しました。「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」の「報酬の検討および分析」に記載された業績状況による調整に基づき、マクエイド氏は、2016年2月19日に株式ユニットの権利が確定した時点で、32,456.98個の業績連動株式ユニットを受領する権利が付与されました。業績連動株式ユニットは現金で支払われ、マクエイド氏は2016年2月19日にかかる株式ユニットに対して1,315,270ドルの現金の支払を受けました。2014年2月18日、マクエイド氏はシティから目標報奨44,398.36個の業績連動株式ユニットの報奨を受領しました。これらの株式ユニットは2016年12月31日に権利が確定する予定です。マクエイド氏は、シティに勤務中、資本蓄積プログラムに基づき付与されたシティの普通株式も受領しました。2016年1月20日に約40,242株の権利が確定しましたが、これは資本蓄積プログラムに基づきマクエイド氏に付与された2011年、2012年および2013年度の年間インセンティブ報奨のうち繰り延べられた部分に当たります。資本蓄積プログラムに基づくマクエイド氏の権利未確定の株式は34,149株です。これらの権利未確定の株式は引き続きシティの普通株式の株価変動およびシティのクロージャに服します。さらに、マクエイド氏は、2011年に100,000個のストック・オプション（付与価格49.10ドル）を付与されました。これらは3分割で均等に権利が確定します。このストック・オプションの期限は2017年2月14日です。

取締役であるハマー氏の成人した子は、シティのインスティテューショナル・クライアント・グループに雇用されており、2015年度に751,082ドルの報酬を受領しました。シティの最高財務責任者であるジョン・ガスパックの成人した子は、シティのコンプライアンス部門に雇用されており、2015年度に129,000ドルの報酬を受領しました。これらの従業員に対する報酬は、同等の資格および責任を有し、同様の役職に就く従業員に適用されるシティの雇用および報酬の慣行に準じて、シティによって定められています。ハマー氏およびガスパック氏は、シティの従業員である各々の近親者と雇用関係上重大な利害を有しておらず、生計を共にしていません。

債務

執行役員に対するマージンローンは、「適用除外された」一定のマージンローンを除き、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに従い、当該執行役員がシティの証券ブローカー・ディーラー子会社の従業員であり、かつ当該ローンが通常の業務過程においてなされたものでない限り、いっさい禁止されています。2015年度中には、ローン、預金およびクレジットカードが関わる120,000ドルを超える一定の取引、コマーシャル・ペーパー、預金証書およびその他の短期金融資産の売却、ならびにその他一定の銀行取引が、シティバンク、エヌ・エイおよびシティの他の銀行業子会社を一方の当事者とし、シティの特定の取締役もしくは執行役員、その近親者、これらのいずれかが執行役員もしくはパートナーを務めるか、いずれかのクラスの証券の10パーセント以上の持分の実質所有者である法人もしくは組織、または取締役、執行役員、もしくはその近親者の関係者を他方の当事者として、両当事者間で行われました。当該取引は、通常の業務過程において、貸付人とは無関係の他の者との同等の取引に関してその時点で一般的に提供されているものと実質的に同一の条件（利率および担保条件等）で行われたものであり、通常の回収リスクを上回るリスクを伴うことも、その他の不利な条件を呈することはありませんでした。取締役または執行役員への個人的な貸付は、サーベンス・オクスリー法、レギュレーションOおよびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを遵守し、通常の業務過程において行われなければなりません。

業務慣行委員会

シティの各事業部門および地域の業務慣行委員会は、これらの委員会に上げられた業務活動、販売慣行、商品設計、潜在的な利益相反、およびその他のフランチャイズ・リスクまたは風評リスク問題を検討します。全社レベルの業務慣行委員会は、各業務部門または地域レベルの業務慣行委員会によって上げられた、フランチャイズ・リスク、風評リスクおよび／またはシステミック・リスクとなり得る問題を検討します。業務慣行委員会によるすべての検討は、委員会に提起された背景および事実を十分考慮した上で行われます。

業務慣行委員会は当社の最上級執行役員によって構成され、シティの業務慣行が、シティの使命およびバリュー・プロポジション（Citi's Mission and Value Proposition）と一致するプロ意識、完全性および倫理的行動において最高水準であるために必要な指針を提供します。当社の事業部門の責任者は、当社が、責任ある融資の原則に専心していることを確認し、シティの事業基盤を保護することに加え、適用法令、シティの指針および倫理基準を遵守する体制を確立することを任務としています。

業務慣行をめぐる諸課題は、業務慣行ワーキング・グループ、その他の事業部門内委員会、または管理機能を含む様々な情報源を通じて提起される可能性があります。業務慣行委員会からの関連課題は、取締役会の指名・統治・広報委員会に定期的に報告されます。

ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティの「ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範」は、シティの最高経営責任者（プリンシパル・エグゼクティブ・オフィサー）、最高財務責任者（プリンシパル・ファイナンシャル・オフィサー）およびコントローラー（プリンシパル・アカウンティング・オフィサー）ならびに財務部門の専門家および財務の役割を担う管理部門のスタッフ全員（コントローラー、CSSファイナンスおよびリスク・オペレーション（RO）、ファイナンシャル・プランニングおよび分析、トレジャリー、税務、戦略およびM&A、インベスター・リレーションズおよび地域／事業チームを含みます。）に適用されます。シティは、自らの従業員全員に対し、各々の活動のすべての面において個人としてかつプロとして最高基準の品位をもって行為すること、すべての適用法令、規則および規制を遵守すること、不正を抑止し、シティの行動規範およびその他シティによって採択されたシティの従業員の行動を統治する方針および手続に従うことを期待しています。倫理規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Ethics for Financial Professionals」をクリックしてください。当社は、倫理規範の改正または倫理規範の適用免除（もしあれば）を、当社ウェブサイト上で開示します。

倫理ホットライン

シティは、従業員に対して、倫理、差別、もしくは嫌がらせに関する懸念または疑問を提起することおよびこれらに関してまたはその他に関して適用される法律、規制、シティの方針、手続または基準の違反が疑われる場合直ちに報告することを期待しています。シティでは、従業員および他の者が倫理上の懸念（会計、内部統制または監査事項に関する懸念を含みますが、それらに限られません。）を通報できるように複数のチャネルを提供しています。当社は、通話者と接続して様々な言語に対応できるオペレーターが常駐し毎日24時間利用できる年中無休のフリーダイヤルでの倫理ホットラインをグローバルに提供しています。倫理ホットラインへの通話は、米国内に拠点を置く外部の業者が受けてその内容をシティの倫理オフィスに報告し、当該オフィスにおいて対処されます。倫理上の懸念は、専用の電子メールアドレス、様々な言語に対応したウェブサイトへの投稿、ファクシミリ回線および従来型の郵送先住所を通じて通報することも可能です。さらに、通報者は、シティの一般向けウェブサイトアクセスして懸念を提起することも可能です。通報者は適用される法律や規則が許容する範囲内で匿名扱いを選択することができます。当社は、善意に基づいて懸念もしくは疑問を提起したことに対する報復行為、またはそのような懸念に関するその後の調査に関与する社員に対する報復行為を禁止しています。

行動規範

取締役会は、行動規範を採択しています。この行動規範は、シティの活動に適用される法律、規制ならびにシティの方針および手順の概要を説明し、また、シティの従業員およびシティを代表する者に期待される倫理基準および職業上の行動を定めています。行動規範は、シティおよびその連結子会社の取締役、役員および従業員の全員に適用されます。シティの従業員、取締役および役員は全員が、行動規範を読み、遵守することを要求されます。さらに、シティのために業務を遂行する他の者も、契約上あるいはその他の合意を通じてこの行動規範の適用対象とされる場合があります。行動規範は、当社ウェブサイトwww.citigroup.comで様々な言語で閲覧できます。「About Us」をクリックし、次に「Corporate Governance」をクリックし、続いて「Code of Conduct」をクリックしてください。

取締役会との連絡

株主またはその他の利害関係者で、取締役会の1名以上のメンバー（会長または経営に携わらない取締役もグループとして含みます。）と連絡を希望される方は、10013 ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 388 Greenwich Street, New York, NY 10013）宛に当該取締役への書状を送付することにより、連絡をとることができます。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認しています。

監査委員会報告書

監査委員会（以下「当委員会」といいます。）は、当委員会の責務の範囲および当該責務を果たす方法を定めた規約に基づいて運営されています。

取締役会は、取締役会が採択した基準（これには適用される法律、規則および規制の下での独立性要件が組み込まれています。）に基づき、当委員会の5名のメンバー全員が独立していると判断しました。

経営陣は、財務報告の手続、財務報告に係る内部統制を含む内部統制制度、リスク管理、ならびに会計基準および適用法令を確実に遵守するための手順に対して責任を負います。シティグループの独立登録会計事務所であるKPMG LLP（以下「独立監査人」といいます。）は、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の統合監査に対して責任を負います。当委員会の責務は、これらの手続および手順を監視し、監督することです。当委員会のメンバーは、会計または監査の実務に専門的見地からの関与はせず、また、この分野における専門家ではありません。当委員会は、独自の検証を行うことなく、財務報告に係る内部統制の有効性に関して、当委員会に提供された情報、ならびに財務諸表が誠実かつ客観的に作成され、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されているとの経営陣による事実表明に依拠しています。当委員会はまた、連結財務諸表および財務報告に係る内部統制の有効性に関する独立監査人の意見にも依拠しています。

当委員会の会議は、当委員会のメンバー、経営陣、内部監査人、およびシティグループの独立監査人の間の意思疎通を促進する場となっています。当委員会は、内部監査人および独立監査人の各々と個別に、経営陣の同席の下ならびに経営陣の同席なしに面談し、シティグループの内部統制に関する検査結果ならびに彼らの所見および勧告について討議しました。当委員会はまた、公開企業会計監視委員会監査基準第16号および第18号が要求するすべての意志疎通についても、シティグループの独立監査人と討議しました。

当委員会は、2015年12月31日現在および同日に終了した年度のシティグループの監査済み連結財務諸表について経営陣、内部監査人およびシティグループの独立監査人の間で検討および討議を行いました。

当委員会は、公開企業会計監視委員会規則3526号―「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション」によって義務付けられている開示書面を受理しました。当委員会は、監査人の客観性および独立性に影響を及ぼす可能性のある関係について独立監査人との間で討議を行い、監査人の独立性について確信しました。

当委員会は、監査業務、監査関連業務、税務コンプライアンス業務に関して独立監査人に支払われる報酬の額を検討し、それを承認しました。当委員会は、独立監査人による業務の提供はその独立性に影響しないと判断しました。

上記の検討および協議に基づき、また上記および当委員会の規約に記載される当委員会の役割および責務に対する制限を条件として、当委員会は、シティグループの監査済み連結財務諸表をSECに提出する2015年12月31日に終了した年度に関するフォーム10-Kによるシティグループ年次報告書に盛り込むよう、取締役役に提言しました。

監査委員会：

ジェームズ・S・ターレー（委員長）

エレン・M・コステロ

ピーター・B・ヘンリー

マイケル・E・オニール

アンソニー・M・サントメロ

日付：2016年2月23日

以下はシティコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文です。

シティグループ・インク
コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン
2016年1月29日現在

コーポレート・ガバナンスの使命

シティグループ・インク（以下「シティ」という。）は、最高水準のコーポレート・ガバナンスおよび倫理行動、すなわち、有言実行、正確かつ透明な業績報告、シティの事業に適用される法律、規則および規制の完全な遵守の維持に努めている。

取締役会

取締役会の第一の責任は、株主の利益のためにシティの業務に対して効果的なガバナンスを提供し、シティの顧客、従業員、供給業者および地域コミュニティを含め世界中の多種多様なシティの関係当事者の利益を考慮することにある。取締役会のすべての行為において、取締役は、シティの最善の利益になると取締役が合理的に考える経営判断を行うことを期待される。取締役は、当該義務の履行にあたり、シティの上級執行役員ならびに社外アドバイザーおよび外部監査人の正直さと誠実さに依拠することができる。

取締役会のメンバーの人数および選出

取締役会は、付属定款に基づき取締役の人数を設定する権限を有する。当該人数は13名から19名までの範囲内であるが、卓越した候補者の雇用可能性または取締役会の変化し続けるニーズおよび状況に対応するためのメンバー増員の余地を持たせるものとする。取締役候補者は、取締役会の全体的構成および多様性ならびに新メンバーが提供することができる専門知識分野を考慮に入れ、以下に定められる取締役会により承認された適格性に準じて、指名・統治・広報委員会により取締役会に対して推薦される。取締役は、各年次株主総会において株主により過半数得票（競争選挙の場合を除く。）によって選出され、次回の年次株主総会の開催日に満了する1年間の任期を務める。年次株主総会の間の期間は、取締役会は、次回の年次株主総会まで務める追加の取締役を選出することができる。指名・統治・広報委員会は、年に1度、取締役会のメンバーの中の1名を取締役会会長として指名する。

秘密投票の方針

シティは、各株主は、それが委任状投票、投票用紙投票、インターネット投票、電話投票またはその他の、いずれにより提出されたかを問わず、シティに本人の投票の守秘性を保持するよう求める権利を有するものとするを方針とする。株主が、年次株主総会または臨時株主総会において株主投票が行われる決定に関連して本人の投票の守秘性を保持することを選択した場合には、当該投票は永続的に守秘性を保持されるものとし、シティ、シティの関係会社、取締役、役員、従業員およびいかなる第三者にも開示されないものとする。ただし、（a）適用される法的要件を満たすため、およびシティによる申立てにおける主張またはシティに対する申立てからの防御のために必要な場合、（b）委任状の勧誘に争奪戦が生じている場合、（c）株主が委任状に関して意見書を提示する場合もしくはその他の方法で本人の投票を経営陣に伝達する場合、または（d）独立投票検査官に投票結果を証明することを許可する場合を除くものとする。401(k)プランの下でのシティグループ普通株式ファンド、またはシティの退職給付制度、貯蓄制度もしくは従業員持株制度のいずれかに加入している従業員株主は、法律に基づきすでに守秘扱いを享受しているが、引き続き、従業員側の行動を要することなく、本人の議決権を秘密裡に行使するものとする。

取締役の独立性

取締役会メンバーの少なくとも3分の2は、独立取締役とすべきである。取締役会は、取締役会の独立性の決定の助けとするために添付の別紙Aに規定する取締役独立性基準を採択している。取締役独立性基準は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の企業統治規則およびその他随時有効な取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制を遵守することが意図されている。取締役は、取締役独立性基準に定めるところによりシティと重要な関係を有しないと取締役会により判断された場合には、シティの取締役およびその委員に就任する目的上、独立取締役として適格であるものとする。

取締役候補者の適格性

取締役会の最も重要な責任の1つは、取締役の候補者を選定、評価および選出することである。指名・統治・広報委員会は、取締役候補者となる者の適格性を審査し、取締役会全体に対して推薦を行う。候補者となる者の審査において委員会および取締役会により考慮される要因には、以下が含まれる。

- ・ その候補者は、最高の倫理基準に取り組んでいることを示す行動をとっているか。
- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む大手金融サービス会社が直面する多種多様の複合的な問題に関する取締役会での討議および意思決定に有意義かつ直接的な貢献ができる能力を持ち合わせていることを示す、国際的に重要な活動を行う大組織における会長、最高経営責任者、最高業務責任者、またはこれらと同等の政策決定および経営レベルの役職にて、実業界、官界、非営利事業または専門職の経験を有しているか。
- ・ その候補者は、シティが事業を営むコミュニティおよび地理的地域の多様性に照らして、現職の各取締役の特性を補完するような特別な能力、専門知識および経歴を有しているか。

- ・ その候補者は、グローバル規模で事業を営む多角的な金融サービス会社を効果的に監督する上で必要な金融専門知識を有しているか。
- ・ その候補者は、実業界、官界、または専門的な活動で傑出した功績を達成し、取締役会に求められる類の重要かつ慎重を要する判断を下す能力を有していることを示すような評判を築いているか。
- ・ その候補者は、特定の団体の利益を優先させることなく、シティのすべての株主およびその他のステークホルダーの正当な利益および関心事を、効果的に、一貫して、かつ適切に考慮し、均衡を図った結論を導き出せるか。
- ・ その候補者は、団結と信頼を重んじる環境の下、チームの一員として建設的に職務を遂行しながら、それと同時に経営陣に対して意見を述べる意思があるか。
- ・ その候補者は、取締役としての任務の遂行に十分な時間と精力を費やすことができるか。

これらの要因の適用にあたっては、取締役会による判断を必要とする。

主任取締役

取締役会会長が独立取締役でない場合には、取締役会は主任取締役を任命するものとする。主任取締役は、(i) 会長が不在であるすべての取締役会の会議（独立取締役による執行役員会を含む。）の議長を務め、(ii) 業務執行会長と独立取締役との間の連絡役を務め、(iii) 取締役会に回付される情報を承認し、(iv) 取締役会の議題を承認し、(v) 会議においてすべての議題を審議するに十分な時間が確保できるよう会議日程の承認を行い、(vi) 独立取締役による会議を招集する権限を有し、(vii) 過半数株主から要請があった場合には当該株主との協議および直接の連絡を行うことを任務とするものとする。

取締役会により任命された主任取締役は、別紙Aに規定する取締役独立性基準およびNYSEの規則を満たさなければならない。

取締役会の追加的業務

取締役が就任することができる他の営利目的の公開会社または非公開会社の取締役会の数は、各取締役が取締役としての任務の遂行に十分な時間を費やせることを徹底するために、指名・統治・広報委員会によるケース・バイ・ケースの検討対象とされるものとする。

監査委員会のメンバーは、シティの監査委員会を含め、3社を超える公開会社の監査委員会のメンバーに就任してはならない。

取締役兼任関係

シティグループの社内取締役または執行役員はいずれも、シティグループの社外取締役が執行役員である会社の取締役に就任しないものとする。

株式保有規則

シティの取締役会のメンバーおよび特定の上級執行役員は、当該個人にシティグループの株式の最低限の所有を維持することを要求する株式保有規則（以下「SOC」という。）の対象とされる。取締役会は、SOCの条件を、変更を正当化するような法律上および事業上の変化を反映するために随時修正することができる。現行のSOCの条件は、シティの年次株主総会のための議決権代理行使参考書類において報告される。SOCの例外には、相続に係る取引およびその他特定の状況が含まれ得る。

取締役会からの退任／任期制限

取締役は、72歳の誕生日の後の次のシティの年次株主総会までは取締役会に在任することができるが、72歳に達した後は、当該要件が有効な理由により取締役会によって放棄されない限り、再選されてはならない。シティは、取締役の任期制限を採択していない。

地位または責任の変更

取締役は、自らの職務上の責任、職業、または所属に実質的な変更が生じた場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知し、取締役の辞任を申し出るべきである。指名・統治・広報委員会は、事実関係および状況を検討したうえで、その辞任を承諾するか、取締役に留任するよう要請するかについて、取締役会に対して提案するものとする。

取締役は、非営利団体において重要な役職に就任する場合には、その旨を指名・統治・広報委員会に通知すべきである。

取締役会委員会

取締役会の常設委員会は、執行委員会、監査委員会、人事・報酬委員会、指名・統治・広報委員会、およびリスク管理委員会である。監査委員会、人事・報酬委員会および指名・統治・広報委員会のメンバーは全員が、取締役会により決定されるとおり、NYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制に定められる独立性基準を満たすものとする。委員会のメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦に基づき、個々の取締役と協議のうえ、取締役会により任命されるものとする。委員会の委員長およびメンバーは、指名・統治・広報委員会の推薦により交代されるものとする。

各委員会は、該当するNYSEの企業統治規則およびその他適用される法律、規則および規制を遵守した、委員会自体の書面の規約を有するものとする。規約は、委員会の使命および責任、委員会のメンバーの適格性、委員会のメンバーの任命および解任の手続、委員会の構成および運営、ならびに取締役会への報告を定めるものとする。

各委員会の委員長は、委員会のメンバーとの協議のうえ、委員会の規約に定められる要件に従い、委員会会議の開催頻度および所要時間を決定するものとする。各委員会の委員長は、委員会の適切なメンバーおよび上級経営陣との協議のうえ、委員会の議題を作成するものとする。各委員会は、年初に、同年度中に協議すべき主要課題の日程を（予測可能な限り）設定するものとする。各委員会会議の議題は、会議に先立ち取締役全員に事前に提供されるものとし、また、各独立取締役は、委員会のメンバーであるか否かにかかわらず、すべての委員会のすべての会議に出席することができる。

取締役会および各委員会は、シティの上級経営陣と協議せずに、または事前承認を得ることなく、独立した法務、財務、またはその他のアドバイザーを必要に応じて雇用および解雇する権限を有するものとする。

取締役会は、必要に応じてまたは適宜、追加の委員会を随時設立または維持することができる。

取締役会の任務遂行の評価

指名・統治・広報委員会は、委員会により提案され取締役会により承認された指針に従って取締役会の任務遂行につき年次評価を実施するものとする。当該評価には、取締役会全体としての人材基盤の概要、ならびに各社外取締役のNYSEの企業統治規則ならびにその他取締役の独立性に関して適用されるすべての法律、規則および規制の下での独立取締役としての適格性の個別評価、取締役の取締役会への初回選出以降に発生し得た取締役の責任の変更の考慮、ならびにその他委員会により評価に適切と判断され得る要因が含まれるものとする。常設委員会（執行委員会を除く。）は各々、各規約に規定される各自の任務遂行の年次自己評価を実施するものとする。取締役会および各委員会の評価の結果は、要約され、取締役会に対して提示される。

会議への出席

取締役には、シティの年次株主総会、取締役会、委員を務める委員会の会議に出席すること、および本人の責任を適切に履行するために必要とされる時間を費やし必要とされる頻度で会合することが求められる。取締役会が取締役会または委員会の会議で議決される議題を理解するうえで重要とされる情報および資料は、検討の時間を与えるために会議に先立ち取締役に配布されるべきである。会長は、その後1年間にわたり開催が予定されている各会議で協議されるべき標準的な議事項目の予定表を設定すべきであり、また、主任取締役と共に（もしあれば）、各取締役会会議の議題を設定するものとする。各取締役会のメンバーはいずれも、議題に含めるべき項目の提案または議題に挙げられていない課題の付議を行うことができる。

執行役員会

経営に携わらない取締役は、取締役会の定例会議において毎回、執行役員会で会合するものとし、また、独立取締役は、執行役員会において毎暦年中少なくとも1回、会合するものとする。当該執行役員会においては、会長が業務執行会長でない限り会長が議長を務めるものとし、会長が業務執行会長である場合には主任取締役が、またはシティが主任取締役を配していない場合にはある独立取締役が、議長を務めるものとする。

年次戦略審査

取締役会は、シティの長期戦略計画およびシティが将来直面し得ると取締役会が予想する主要問題を、少なくとも毎年1回の取締役会会議にて、またはかかる会議の場を含めて審査するものとする。

連絡

取締役会は、上級経営陣はシティを代弁すると考える。個々の取締役会のメンバーは、取締役会または経営陣の要請により随時、シティに関与する様々な関係当事者と会合、その他の連絡をとることができる。

取締役会の1名以上のメンバー（会長および経営に携わらない取締役のグループを含む。）と連絡を取ることを希望する株主またはその他の利害関係者は、10043 ニューヨーク州ニューヨーク市パークアベニュー399、シティグループ・インク、コーポレート・セクレタリー気付（c/o the Corporate Secretary, Citigroup Inc., 399 Park Avenue, New York, NY 10043）宛に当該取締役らへの書状を送付することにより、連絡をとることができる。取締役会は、コーポレート・セクレタリーの職員が書状を検討した上で、それに対して回答するのに適した1人または複数の人物に回付する一連の行為を承認している。

取締役の上級経営陣への接触

取締役は、上級経営陣に完全かつ自由に接触することができるものとする。取締役は、コーポレート・セクレタリーを通じて会合する手はずを整えるよう要請される。取締役会は、シティの上級経営陣の取締役会会議への定期的な出席を歓迎する。最高経営責任者が他にもシティの人員を定期的に出席させることを希望する場合には、当該提案は、承認のために取締役会に提起されるべきである。

取締役報酬

取締役報酬の形態および金額は、指名・統治・広報委員会の提案に基づき、取締役会により決定される。指名・統治・広報委員会は、取締役報酬の年次審査を実施するものとする。シティの従業員である取締役は、取締役としての自らの職務執行に対して報酬を一切受領しないものとする。シティの従業員ではない取締役は、指名・統治・広報委員会の事前承認なしには、シティとの間にいかなるコンサルティング契約も締結してはならない。監査委員会のメンバーを務める取締役は、会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザー業務を直接的または間接的にシティに提供しないものとし、また提供に対して報酬を受領しないものとする。

慈善寄付

取締役または取締役と生計を共にする近親者（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）が財団、大学、またはその他の非営利団体（以下「慈善団体」という。）の理事、評議員または執行役員を務めており、当該慈善団体がシティおよび／またはシティ・ファンデーションから寄付金を受けている場合には、かかる寄付については少なくとも年に1回、指名・統治・広報委員会に報告される。

さらに、シティは、シティおよびシティ・ファンデーションにより、独立取締役が執行役員を務めるある慈善団体に対して行われた寄付の総額が、過去3年間の1会計年度において1百万ドルまたは当該慈善団体の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方を超過したか否かについて、シティの議決権代理行使参考書類において開示するものとする。

取締役のオリエンテーションおよび継続教育

シティは、新任の取締役にに対してオリエンテーション・プログラムを提供するものとする。オリエンテーション・プログラムには、シティの戦略的計画、財務、会計、およびリスク管理の重要問題、コンプライアンス・プログラム、行動規範、経営構造、ならびに執行役員、社内監査役および独立監査人に関する、上級経営陣によるプレゼンテーションが含まれるものとする。オリエンテーション・プログラムにはさらに、実務的な範囲において、シティの特定の重要施設の訪問も含まれ得る。シティはさらに、取締役会のメンバー全員が継続教育プログラムを利用できるようにするものとする。取締役は全員が、オリエンテーション・プログラムおよび継続教育プログラムに参加するよう求められる。

最高経営責任者の任務遂行

人事・報酬委員会は、その規約に従い、最高経営責任者の任務遂行の年次審査を実施するものとする。取締役会は、最高経営責任者が長期および短期においてシティのために最高のリーダーシップを提供することを確保するために、人事・報酬委員会の報告書を審査するものとする。

後継者計画

指名・統治・広報委員会は、取締役会に対して後継者計画に関する年次報告を行うものとする。最高経営責任者の後継者候補を評価するために、取締役会全体が指名・統治・広報委員会と協力するものとする。最高経営責任者は、後継者候補に関して提案される育成計画の審査と合わせて、後継者候補の推薦および評価を行うために、指名・統治・広報委員会と定期的に会合するものとする。

行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範

シティは、上記に定めるミッション・ステートメントを支え、シティの事業運営に適用される法律、規則および規制を遵守するために作成された行動規範およびその他の社内の方針および指針を採択している。行動規範は、シティおよびその子会社の従業員全員、シティにより雇用されまたはシティおよびその利害を代表する取締役、派遣労働者、ならびにその他の独立業務請負人およびコンサルタントに適用される。さらに、シティは、シティおよびその報告子会社の幹部執行役員、ならびに財務、会計、トレジャリー、税務またはインベスター・リレーションズを担当する世界中のすべてのプロフェッショナルに対して適用されるファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範を採択している。倫理・文化委員会は、行動規範、ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範、およびその他の社内の方針および指針の遵守に関する報告書を受理するものとする。

不当報酬の回収およびその他の回収権

取締役会は、シティがシティの財務諸表の全部または一部を修正しなければならない事態を引き起こした執行役員の不正行為を知った場合には、不正行為の是正手段として取締役会が必要とみなす措置を講じ、再発を防止し、適切な場合には関連性のあるすべての事実および状況に基づいて取締役会が適切とみなす方法により当該不正行為者を罰するものとする。取締役会は、追求する救済方法を決定するにあたり、訂正が過失、故意の不正行為、または重大不正行為の結果であるか否かを含め、関連する要因をすべて考慮に入れるものとする。取締役会は、以下の場合、適用される法律により許容される最大範囲にて、該当するすべての場合において、執行役員に付与された賞与もしくはインセンティブ報酬の返還を求め、または執行役員に以前に付与された権利未確定の制限株式報酬もしくは繰延株式報酬を取り消すものとする。すなわち、（a）賞与またはインセンティブ報酬の金額が、後に修正の対象となった特定の財務成績の達成に基づいて算定された場合、（b）執行役員の故意による不正行為が原因または一因となって、修正が必要となった場合、および（c）財務成績が適切に計上されていれば執行役員に付与されたであろう賞与またはインセンティブ報酬の金額が、実際に付与された金額より低い場合である。さらに、取締役会は、執行役員を解雇し、信認義務違反に対する法的措置を承認し、またはその他特定の場合を取り巻く事情に適したシティグループに対する執行役員の義務を強制執行する措置を講じることができる。取締役会は、適切な懲罰要因の判断にあたり、法執行機関、規制当局またはその他の当局等の第三者により課される罰金もしくは懲罰を考慮に入れることができる。不正行為者に対する適切な懲罰を決定する取締役会の権限は、これらにより課される是正方法に追加されるものであり、その代替ではない。

規制上の要件および発展中のベストプラクティスに従って、シティは特定の状況における一定の従業員からの報酬の回収のための要件を多数追加採択した。シティは、法令により要求される場合またはベストプラクティスに従って、将来かかる規定を追加採択し、または既存の要件を変更することができる。かかる重要な要件についてのそれぞれの説明は、シティの年次の議決権代理行使参考書類の中の「報酬の検討および分析」に記載される。

本ガイドラインの目的上、「執行役員」とは、取締役会により執行役員に指名された役員を意味する。

内部者取引

シティは、一般的に、（従業員ストック・オプション・プログラムおよびその他の株式報酬制度の日常管理に関連する場合を除き）従業員からシティ普通株式を購入することはない。取締役および執行役員は、シティ従業員の多くが法律上または規制上の制約およびシティの個人取引方針の規定に従いシティ普通株式の売買またはシティ普通株式ファンドへの資金移転もしくは当該ファンドからの資金移転を制約されているシティの401(k)プランまたは年金制度に影響を及ぼす管理上の「ブラックアウト」期間中は、シティ普通株式を売買してはならない。取締役または執行役員は、シティの普通株式またはシティが発行するその他の証券（シティが報酬の一部として取締役または執行役員に付与する証券および取締役または執行役員が無償の取引により購入または取得した証券を含む。）（以下「シティ証券」という。）に関するヘッジ取引を行うことはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティ証券がヘッジされていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はヘッジを外すよう指示することができる。

ストック・オプション

シティは、ストック・オプションのリプライシングを禁止する。新規の株式報酬制度および当該制度の重要な修正はすべて承認のために株主に提出されるものとする。

金融サービス

シティにより取締役または取締役の近親者に提供されるブローカー業務、銀行サービス、ローン、保険サービスおよびその他の金融サービスを含む通常のサービスの過程が、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン、シティのその他の方針または法規制により明確に禁止されていない限り、当該サービスは、無関係の者に提供される同様のサービスにおいてその時点で一般的に適用されている条件と実質的に同一の条件にて提供されるものとする。

個人的な貸付

個人的な貸付は、当該貸付が、シティにより、取締役もしくは執行役員（1934年証券取引所法第16条に従い定義される。）または当該人と生計を共にする近親者に対して、（a）シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、通常一般に広く提供される種類のものであり、市場条件によるもの、または一般に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、（b）2002年サーベンス・オクスリー法および連邦準備制度理事会レギュレーションOを含む適用法を遵守している場合、（c）実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ（d）シティによりサブスタンダード（II）（米国通貨監督局（OCC）によりOCCハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または維持できるものとする。

取締役および執行役員は、シティ証券（「内部者取引」に定義されている。）を貸付（シティからまたは外部の貸付人によるものであるかにかかわらず。）の担保に供することはできない。その者が取締役または執行役員となった時点においてシティ証券が担保に供されていた場合、指名・統治・広報委員会により審査され、同委員会はかかる担保を除去するよう指示することができる。

投資／取引

関係当事者取引（定義については下記「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A 取締役独立性基準」の「定義」を参照のこと。）はすべて、シティの関係当事者に関する取引方針に概要説明される手続を遵守するものとする。（i）取締役（または取締役の近親者）が関与する取引、または（ii）50万ドル以上であり執行役員（または執行役員の近親者）が関与する取引は、取締役会の指名・統治・広報委員会の承認を要するものとする。執行役員（または執行役員の近親者）が関与する50万ドル未満の取引は、取引検討委員会の承認を要するものとする。

シティ、シティの執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、個人的にか共同でかにかかわらず、取締役が主宰するパートナーシップもしくはその他の非公開会社、または取締役が10パーセントを超える持分を所有または支配している公開会社に投資を行わないものとする。

本条項により別途規定される場合を除き、取締役または取締役の近親者は、同様の状況にある無関係の者との同様の取引に関する条件と実質的に同一の条件によってのみ、シティにより募集または支援される通常の業務過程における投資機会またはパートナーシップに関与することができる。

執行役員および執行役員と生計を共にするその近親者は、その関与が本ガイドラインに従って承認されない限り、シティにより保証される、またはその他利用可能とされるパートナーシップもしくはその他の投資機会に投資してはならない。当該承認は、投資機会が以下の場合には必要とされないものとする。すなわち、（i）適格従業員を対象に募集され、執行役員による投資が人事・報酬委員会により承認される場合、（ii）その主要活動がシティのために当該投資を行うことにある事業部門に積極的に関与する執行役員に利用可能とされ、人事・報酬委員会により承認された共同投資制度に従い募集される場合、または（iii）シティの従業員でない適格者を対象に募集された条件と同一条件にて執行役員を対象に募集される場合である。

指名・統治・広報委員会が承認する場合を除き、取締役または執行役員はいずれも、第三者の事業体への投資機会が当該個人のシティの取締役または執行役員としてのそれぞれの地位の結果として本人に利用可能とされる場合、当該第三者の事業体に投資してはならない。

取締役または取締役と生計を共にする近親者はいずれも、シティに関係のないブローカー・ディーラーを含めブローカー・ディーラーから新規株式公募（IPO）の割当てを受けないものとする。

補償

シティは、取締役のために妥当な会社役員賠償責任保険を提供し、法律ならびにシティの基本定款および付属定款により許可される最大範囲にて取締役を補償するものとする。

改正

取締役会は、本コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改正することができ、または例外的な状況においては権利放棄を承認することができる。ただし、かかる修正または権利放棄はいずれも適用されるいかなる法律、規則または規制にも違反してはならないことを条件とし、さらに、かかる修正または権利放棄はいずれも適切に開示されることを条件とする。

コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン別紙A

取締役独立性基準

序論

取締役会が、ある取締役は直接的にまたはシティと関係を持つ組織の役員、パートナーもしくは従業員としてのいずれにおいても、シティと重要な関係を有しないと判断した場合には、当該取締役は、シティの取締役会およびその委員会における任務遂行目的上、独立取締役の資格を有するとされるものとする。取締役は、（a）取締役が下記の取締役独立性基準を満たす場合、また、（b）下記の取締役独立性基準に別段記載されていない関係または取引が存在するものの、取締役会がすべての事実関係および状況を考慮した結果、当該その他の関係または取引の存在は重要ではなく、取締役の独立した判断力を妨げるようなものではないと判断する場合には、シティと重要な関係を有しないとみなされるものとし、独立取締役の資格を有するとされるものとする。

本取締役独立性基準は、NYSEの企業統治規則ならびにその他随時有効なすべての適用される法律、規則および規制に包含される独立性要件を組み込んで作成されており、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに包含される規定を補足することが意図されている。本取締役独立性基準は、シティ（シティの子会社および関係会社を含む。）と取締役、取締役の近親者、またはそのそれぞれの関連事業体（定義については下記「定義」を参照のこと。）との間で許可されるいかなる取引も、市場条件による独立当事者間の取引とすることを、基本的前提とする。

独立性基準

取締役は、独立しているとみなされるためには、以下の項目基準を満たさなくてはならない。

助言、コンサルティングおよび雇用に関する取決め

取締役または取締役の近親者はいずれも、過去3年以内のいずれの12ヶ月の間においても、直接的間接的を問わず、シティから120,000ドルを上回る金額の報酬、手数料または給付を受領していないものとする。ただし、（a）シティの社外取締役に関する改正・書換報酬制度に従い支払われた金額、または（b）シティもしくはシティの関連法人のうちのいずれの1社の執行役員でない従業員である取締役の近親者に対して支払われた金額を除く。

さらに、監査委員会のメンバーもしくは当該メンバーと生計を共にする近親者、または監査委員会のメンバーがパートナー、メンバー、もしくは執行役員である事業体はいずれも、過去3年以内に、シティに提供した会計業務、コンサルティング業務、法律業務、投資銀行業務または金融アドバイザリー業務に対していかなる対価も受領していないものとする。

業務上の関係

シティと、取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体との間の取引関係、貸出関係、預金およびその他の金融取引関係はすべて、通常の業務過程において行われ、かつ無関係の者との同様の取引に関してその時点において一般的に適用される条件と実質的に同一の条件にて行われなければならない。

さらに、取締役が執行役員もしくは従業員である会社、または取締役の近親者が執行役員である会社とシティとの間で、過去3会計年度においてシティからかかる会社へ、またはかかる会社からシティに対してなされた財産またはサービスに対する支払は、いずれの年度の合計額も、1百万ドルまたは当該会社の1会計年度の連結総収入の2パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはならない。

取締役の関連事業体または取締役の近親者の関連事業体に対するシティからの貸付は、かかる貸付が、(a) シティまたはその子会社のうちの1社の通常の業務過程において行われ、他の顧客に対して一般的に提供される種類のものであり、市場条件によるもの、もしくは他の顧客に提供される条件よりも有利ではない条件によるものである場合、(b) 2002年サーベンス・オクスリー法、連邦準備制度理事会のレギュレーションOおよび連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）のガイドラインを含む適用法を遵守している場合、(c) 実行時に、通常の回収リスクを上回るリスクを伴わない、またはその他の不利な特性を提示していない場合、かつ(d) シティによりサブスタンダード(II)（米国通貨監督局（以下「OCC」という。）ハンドブック「信用リスク格付け」において定義される。）以下に区分されていない場合に限り、実行または継続できるものとする。

慈善寄付

取締役または当該取締役と生計を共にする近親者が理事、評議員または執行役員を務めている慈善団体（シティ・ファンデーションおよびシティが支援するその他の慈善団体を除く。）に対するシティおよび／またはシティ・ファンデーションからの過去3暦年の年間寄付金額は、250,000ドルまたは当該慈善団体の年間連結総収入の10パーセントのいずれか多い方の金額を超えてはならない。

雇用／縁故関係

取締役は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- (i) シティの従業員であるか、または過去3年以内にシティの従業員であった。
- (ii) シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該取締役が同時に同会社の執行役員として雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内にかかる取締役兼任関係が生じていた。
- (iii) (a) シティの現在もしくは元の主要な外部監査人または(b) その他のシティの外部監査人と関係がある、もしくは関係があった、または雇用されている、もしくは雇用されたことがあり、かつ本人がシティの監査に直接従事している、もしくは従事したことがあり、過去の場合はいずれも監査関係終了後3年以内である。

取締役の近親者は、以下のいずれにも該当してはならない。

- (i) シティの執行役員である、または過去3年以内にシティの執行役員であった。
- (ii) シティの現職の執行役員がある会社の報酬委員会のメンバーを務める、または務めていた間に、当該近親者が執行役員として同時に雇用されている、または雇用されていたという取締役兼任関係が生じているか、または過去3年以内に生じていた。

- (iii) (A) シティの外部監査人の現パートナーであるか、またはシティの監査に直接従事しているシティの外部監査人の現従業員である、または (B) 過去3年以内にシティの外部監査人のパートナーであったか、もしくは当該外部監査人により雇用されており（ただし、現在は、パートナーでもなく雇用されてもいない。）、かつ同期間中にシティの監査に直接従事していた。

重要性に乏しい関係および取引

取締役会は、シティと (i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または (iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間に関係または取引があっても、それが重要性に乏しい場合には、取締役は独立していると判断することができる。ただし、その場合、シティの議決権代理行使参考書類中に、当該関係および当該関係が取締役の独立性に関する決定を妨げるものではないとする取締役会の判断の根拠について具体的な説明があることを条件とする。コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン（コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一部である取締役独立性基準、ならびに金融サービス、個人的な貸付、および投資／取引と題するセクションを含むが、それらに限定されない。）を遵守するシティと (i) 取締役、(ii) 取締役の近親者、または (iii) 取締役もしくは取締役の近親者の関連事業体もしくは関連慈善団体との間の関係または取引は、同様に重要でないといみなされ、議決権代理行使参考書類での開示は必要とされない（ただし、かかる関係または取引の開示がSECレギュレーション S-K 第404条により要求される場合を除く。）。

定義

本「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」の目的上、(i) 「近親者」とは、取締役または執行役員（1934年証券取引所法第16条の定義による。）の配偶者、父母、継父母、子、継子、兄弟姉妹、義父母、義理の息子、義理の娘、義兄（弟）および義姉（妹）、ならびに取締役と生計を共にする者（賃借人または住込み従業員を除く。）を意味し、(ii) 「関連事業体」とは、取締役もしくは執行役員、またはその近親者が役員、パートナーもしくは従業員である事業体、または取締役、執行役員もしくはその近親者が直接的または間接的に少なくとも5パーセントの株式持分を保有する事業体を意味し、また (iii) 「関係当事者取引」とは、(a) 1会計年度当たりに関わった総額が120,000ドルを超えることになるか、またはその可能性があり、(b) シティが関与し、かつ (c) 関係者（シティの取締役、執行役員、取締役候補者、シティの全株式の5パーセント超を保有する株主、およびこれらの者の近親者）が現在または将来において直接的または間接的に重要な利害関係を有しているまたは有するであろう、あらゆる金融取引、取決めまたは関係を意味する。

(シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの全文おわり)

取締役および役員の報酬

「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、(3) 取締役および役員の報酬および特典」をご参照ください。

株式の議決権

普通株式

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数の発行済優先株式のシリーズの条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式

発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、（i）一定の配当の遅滞の場合、（ii）シティグループによる、優先する株式の発行または授権に関する場合、（iii）優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および（iv）法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

独立監査人の名称等

業務を担当した公認会計士の 氏名	所属する監査法人名	提出会社に対する継続監査年数
ポール・タッパー	ケーピーエムジー エルエルピー（KPMG LLP）	1
マーク・ナイスウォンガー	ケーピーエムジー エルエルピー	3

上記2名のほか、当社の2015年の監査業務には21名を超える公認会計士およびその他の専門家が関与しました。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMGが2014年および2015年の各12月31日に終了した年度にシティに提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))	監査証明業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))	非監査業務に基づく報酬 (百万ドル(百万円))
提出会社	\$ 31.2 (¥3,423)	\$ 32.6 (¥3,577)	\$ 32.1 (¥3,522)	\$ 29.1 (¥3,193)
連結子会社	\$ 34.1 (¥3,741)	\$ 1.1 (¥121)	\$ 35.4 (¥3,884)	\$ 1.8 (¥197)
計	\$ 65.3 (¥7,165)	\$ 33.7 (¥3,698)	\$ 67.5 (¥7,406)	\$ 30.9 (¥3,390)

監査報酬：この報酬には、シティの連結財務諸表およびサーベンス・オクスリー法第404条に基づく財務報告に係る内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、SECへの登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターおよび同意書ならびにシティの規制当局への届出に係る一定の報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引に関する会計上の助言、ならびにシティの中間財務諸表の審査に関連してKPMGが稼得したものが含まれます。

監査関連報酬：この報酬には、KPMGが実施した監査に関連する業務の報酬等が含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所であれば提供できない業務に対する報酬です。このような業務としては、M&A案件に関するデューデリジェンス業務、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、証明業務、一定の合意済みの手続等が挙げられます。

税務報酬：この報酬には、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の経費割当報告書その他の税務コンプライアンス業務に係る報酬が含まれます。

その他の報酬：シティは、上記以外の業務をKPMGに委託しませんでした。

②【その他の重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記「① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」をご参照ください。

④【監査報酬の決定方針】

シティの監査委員会は、2015年および2014年にシティの独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討・承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。監査委員会は、KPMGが稼得した報酬について、社外監査人が監査業務を行う上で維持すべき独立性と抵触しないとの結論に達しました。

監査委員会は、シティの独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。同委員会は、提供された監査業務について毎年検討を行うとともに、適宜、各業務項目別に具体的な限度額（米ドル建て）を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め承認します。また、同委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項（内部統制および一定の税務コンプライアンス等）または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても、個別に検討します。事前承認業務の定義に合致しない委託事項については、暫定的な措置として、監査委員会の委員長に対して承認を得るために提示したうえ、次の定例会議で監査委員会全体に提示することができます。

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が、独立登録会計事務所の独立性を確保するにあたり、主要な基礎とするものです。シティの上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントは、この指針を統括的に管理し、点検しており、該当年度中を通じてKPMGが受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、監査人の独立性に関して適用される規則を当社が確実に遵守するために、KPMGのパートナーおよびその他の専門家の採用に対する制限も定められています。

第6 【経理の状況】

シティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、1934年米国証券取引所法に基づき、年次報告書フォーム10-Kを本国において開示しています。2016年2月26日付で米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に提出した年次報告書フォーム10-Kに記載の2015年12月31日および2014年12月31日現在ならびに2015年12月31日に終了した3事業年度の各年度の英文連結財務諸表がこの項に記載されています。英文連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則およびSECのレギュレーションS-Xに準拠して作成したものであります。

上記英文連結財務諸表および2015年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けています。本書に、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る独立登録会計事務所の監査報告書を添付しています。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第131条第1項の規定に基づき、上記英文連結財務諸表の和文翻訳を本書に記載しました。

シティグループの英文連結財務諸表は、米ドルで表示されています。以下の主要な計数についての米ドル金額の日本円への換算は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2016年4月15日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社発表のCitiFXベンチマークレートである1米ドル=109円72銭の換算レートで計算したものです。

シティグループの採用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されています。

上記の主要な計数の円換算額ならびに本項末尾の「2 主な資産・負債及び収支の内容」、「3 その他」および「4 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に関する記載は、当社の英文連結財務諸表に含まれておらず、従って独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーの上記監査報告書の対象に含まれていません。

1 【財務書類】

(1) 連結損益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株 当たりの金額を除く）	2015年		2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
収益 ⁽¹⁾						
受取利息	\$ 58,551	¥ 64,242	\$ 61,683	¥ 67,679	\$ 62,970	¥ 69,091
支払利息	11,921	13,080	13,690	15,021	16,177	17,749
純利息収益	\$ 46,630	¥ 51,162	\$ 47,993	¥ 52,658	\$ 46,793	¥ 51,341
役務収益および手数料	\$ 11,848	¥ 13,000	\$ 13,032	¥ 14,299	\$ 12,941	¥ 14,199
自己勘定取引	6,008	6,592	6,698	7,349	7,302	8,012
管理手数料およびその他信託 手数料	3,648	4,003	4,013	4,403	4,089	4,486
投資売却実現利益（正味）	682	748	570	625	748	821
投資の一時的でない減損損失						
減損損失総額	(265)	(291)	(432)	(474)	(633)	(695)
控除：その他包括利益累計額で 認識した減損	-	-	8	9	98	108
損益計上減損（損失）（正味）	\$ (265)	¥ (291)	\$ (424)	¥ (465)	\$ (535)	¥ (587)
受取保険料	\$ 1,845	¥ 2,024	\$ 2,110	¥ 2,315	\$ 2,280	¥ 2,502
その他収益	5,958	6,537	3,227	3,541	3,106	3,408
利息以外の収益合計	\$ 29,724	¥ 32,613	\$ 29,226	¥ 32,067	\$ 29,931	¥ 32,840
支払利息控除後収益合計	\$ 76,354	¥ 83,776	\$ 77,219	¥ 84,725	\$ 76,724	¥ 84,182
貸倒引当金繰入額および給付 ならびに請求に対する引当						
貸倒引当金繰入額	\$ 7,108	¥ 7,799	\$ 6,828	¥ 7,492	\$ 7,604	¥ 8,343
給付ならびに請求に対する引当	731	802	801	879	830	911
未実行貸出約定に関する 貸倒引当金繰入（戻入）額	74	81	(162)	(178)	80	88
貸倒引当金繰入額および給付 ならびに請求に対する引当合計	\$ 7,913	¥ 8,682	\$ 7,467	¥ 8,193	\$ 8,514	¥ 9,342
営業費用 ⁽¹⁾						
報酬および福利費	\$ 21,769	¥ 23,885	\$ 23,959	¥ 26,288	\$ 23,967	¥ 26,297
施設および設備費	2,878	3,158	3,178	3,487	3,165	3,473
技術・通信費	6,581	7,221	6,436	7,062	6,136	6,732
広告およびマーケティング費	1,547	1,697	1,844	2,023	1,888	2,072
その他の営業費用	10,840	11,894	19,634	21,542	13,252	14,540
営業費用合計	\$ 43,615	¥ 47,854	\$ 55,051	¥ 60,402	\$ 48,408	¥ 53,113

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	2015年		2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 24,826	¥ 27,239	\$ 14,701	¥ 16,130	\$ 19,802	¥ 21,727
法人税等	7,440	8,163	7,197	7,897	6,186	6,787
継続事業からの利益	\$ 17,386	¥ 19,076	\$ 7,504	¥ 8,233	\$ 13,616	¥ 14,939
非継続事業						
非継続事業からの利益（損失）	\$ (83)	¥ (91)	\$ 10	¥ 11	\$ (242)	¥ (266)
売却益	-	-	-	-	268	294
法人税等（便益）	(29)	(32)	12	13	(244)	(268)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (54)	¥ (59)	\$ (2)	¥ (2)	\$ 270	¥ 296
非支配持分控除前当期利益	\$ 17,332	¥ 19,017	\$ 7,502	¥ 8,231	\$ 13,886	¥ 15,236
非支配持分	90	99	192	211	227	249
シティグループ当期利益	\$ 17,242	¥ 18,918	\$ 7,310	¥ 8,021	\$ 13,659	¥ 14,987

	ドル	円	ドル	円	ドル	円
基本1株当たり利益 ⁽²⁾						
継続事業からの利益	\$ 5.43	¥ 595.78	\$ 2.21	¥ 242.48	\$ 4.26	¥ 467.41
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	(0.02)	(2.19)	-	-	0.09	9.87
当期利益	\$ 5.41	¥ 593.59	\$ 2.21	¥ 242.48	\$ 4.35	¥ 477.28
普通株式加重平均残高（百万株）	3,004.0		3,031.6		3,035.8	
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾						
継続事業からの利益	\$ 5.42	¥ 594.68	\$ 2.20	¥ 241.38	\$ 4.25	¥ 466.31
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	(0.02)	(2.19)	-	-	0.09	9.87
当期利益	\$ 5.40	¥ 592.49	\$ 2.20	¥ 241.38	\$ 4.34	¥ 476.18
調整後普通株式加重平均残高（百万株）	3,007.7		3,037.0		3,041.6	

(1) 特定の前期収益および費用項目ならびに合計額について、当期の表示と一致させるために一定の組替えが行われています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

(2) 四捨五入により、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益とならない場合があります。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2015年		2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
非支配持分控除前当期利益	\$ 17,332	¥ 19,017	\$ 7,502	¥ 8,231	\$ 13,886	¥ 15,236
加算：シティグループのその他 包括利益（損失）						
投資有価証券未実現損益の正味 変動（税引後）	\$ (964)	¥ (1,058)	\$ 1,697	¥ 1,862	\$ (2,237)	¥ (2,454)
キャッシュ・フロー・ヘッジに よる正味変動（税引後）	292	320	336	369	1,048	1,150
給付制度債務調整額（税引後） ⁽¹⁾	43	47	(1,170)	(1,284)	1,281	1,406
外貨換算調整額の正味変動 （税引後およびヘッジ控除後）	(5,499)	(6,034)	(4,946)	(5,427)	(2,329)	(2,555)
シティグループのその他 包括利益（損失）合計	\$ (6,128)	¥ (6,724)	\$ (4,083)	¥ (4,480)	\$ (2,237)	¥ (2,454)
非支配持分控除前包括利益合計	\$ 11,204	¥ 12,293	\$ 3,419	¥ 3,751	\$ 11,649	¥ 12,781
控除：非支配持分に帰属する当期 利益	90	99	192	211	227	249
シティグループの包括利益	\$ 11,114	¥ 12,194	\$ 3,227	¥ 3,541	\$ 11,422	¥ 12,532

(1) 当社の年金制度および退職後給付制度に係る年金数理評価に基づく調整額（2014年12月31日現在の死亡率の仮定の変動を含みます。）ならびに従来は「その他包括利益（損失）累計額」において認識されていた金額の償却を反映しています。連結財務諸表注記8をご参照ください。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(3) 連結貸借対照表

単位：百万ドル	シティグループ・インクおよび子会社 12月31日現在			
	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
資産				
現金および銀行預け金（分別金およびその他預金を含む）	\$ 20,900	¥ 22,931	\$ 32,108	¥ 35,229
銀行預け金	112,197	123,103	128,089	140,539
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（2015年12月31日現在の公正価値で評価された137,964百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された144,191百万ドルを含む）	219,675	241,027	242,570	266,148
ブローカレッジ債権	27,683	30,374	28,419	31,181
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2015年12月31日現在－92,123百万ドルおよび2014年12月31日現在－106,217百万ドルを含む）	249,956	274,252	296,786	325,634
投資：				
売却可能（債権者に対する差入れ、2015年12月31日現在－10,698百万ドルおよび2014年12月31日現在－13,808百万ドルを含む）	299,136	328,212	300,143	329,317
満期保有目的（債権者に対する差入れ、2015年12月31日現在－3,630百万ドルおよび2014年12月31日現在－2,974百万ドルを含む）	36,215	39,735	23,921	26,246
市場性のない持分有価証券（2015年12月31日現在の公正価値で評価された2,088百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された2,758百万ドルを含む）	7,604	8,343	9,379	10,291
投資合計	\$ 342,955	¥ 376,290	\$ 333,443	¥ 365,854
貸出金：				
個人向け貸出金（2015年12月31日現在の公正価値で評価された34百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された43百万ドルを含む）	329,783	361,838	369,970	405,931
法人向け貸出金（2015年12月31日現在の公正価値で評価された4,971百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された5,858百万ドルを含む）	287,834	315,811	274,665	301,362
貸出金（前受収益控除後）	\$ 617,617	¥ 677,649	\$ 644,635	¥ 707,294
貸倒引当金	(12,626)	(13,853)	(15,994)	(17,549)
貸出金合計（正味）	\$ 604,991	¥ 663,796	\$ 628,641	¥ 689,745
のれん	22,349	24,521	23,592	25,885
無形資産（MSRを除く）	3,721	4,083	4,566	5,010
抵当貸付サービシング権（MSR）	1,781	1,954	1,845	2,024
その他資産（2015年12月31日現在の公正価値で評価された6,121百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された7,762百万ドルを含む）	125,002	137,152	122,122	133,992
資産合計	\$ 1,731,210	¥ 1,899,484	\$ 1,842,181	¥ 2,021,241

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の特定の資産を示しています。下記の資産には、次のページに表示された連結VIEの債務弁済のみに使用することができる資産が含まれています。また、これら資産はその債務額を超過しています。さらに、下記の資産には、連結VIEの第三者に対する資産のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産				
現金および銀行預け金	\$ 153	¥ 168	\$ 300	¥ 329
トレーディング勘定資産	583	640	671	736
投資	5,263	5,775	8,014	8,793
貸出金（前受収益控除後）				
個人向け	58,772	64,485	66,383	72,835
法人向け	22,008	24,147	29,596	32,473
貸出金（前受収益控除後）	\$ 80,780	¥ 88,632	\$ 95,979	¥ 105,308
貸倒引当金	(2,135)	(2,343)	(2,793)	(3,064)
貸出金合計（正味）	\$ 78,645	¥ 86,289	\$ 93,186	¥ 102,244
その他資産	150	165	619	679
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産合計	\$ 84,794	¥ 93,036	\$ 102,790	¥ 112,781

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル（ただし、株数および1株当たりの金額を除く）	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
負債				
米国内無利子預金	\$ 139,249	¥ 152,784	\$ 128,958	¥ 141,493
米国内利付預金（2015年12月31日現在の公正価値で評価された923百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された994百万ドルを含む）	280,234	307,473	284,978	312,678
米国外無利子預金	71,577	78,534	70,925	77,819
米国外利付預金（2015年12月31日現在の公正価値で評価された667百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された690百万ドルを含む）	416,827	457,343	414,471	454,758
預金合計	\$ 907,887	¥ 996,134	\$ 899,332	¥ 986,747
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（2015年12月31日現在の公正価値で評価された36,843百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された36,725百万ドルを含む）	146,496	160,735	173,438	190,296
ブローカレッジ債務	53,722	58,944	52,180	57,252
トレーディング勘定負債	117,512	128,934	139,036	152,550
短期借入金（2015年12月31日現在の公正価値で評価された1,207百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された1,496百万ドルを含む）	21,079	23,128	58,335	64,005
長期債務（2015年12月31日現在の公正価値で評価された25,293百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された26,180百万ドルを含む）	201,275	220,839	223,080	244,763
その他負債（2015年12月31日現在の公正価値で評価された1,624百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された1,776百万ドルを含む）	60,147	65,993	85,084	93,354
負債合計	\$ 1,508,118	¥ 1,654,707	\$ 1,630,485	¥ 1,788,968
株主持分				
優先株式（累積清算価値）（額面1.00ドル；授權株式数30百万株）発行済株式数：2015年12月31日現在－668,720株および2014年12月31日現在－418,720株	\$ 16,718	¥ 18,343	\$ 10,468	¥ 11,485
普通株式（額面0.01ドル；授權株式数60億株）発行済株式数：2015年12月31日現在－3,099,482,042株および2014年12月31日現在－3,082,037,568株	31	34	31	34
払込剰余金	108,288	118,814	107,979	118,475
利益剰余金	133,841	146,850	117,852	129,307
自己株式（原価） （2015年12月31日現在－146,203,311株および2014年12月31日現在－58,119,993株）	(7,677)	(8,423)	(2,929)	(3,214)
その他包括利益（損失）累計額	(29,344)	(32,196)	(23,216)	(25,473)
シティグループ株主持分合計	\$ 221,857	¥ 243,422	\$ 210,185	¥ 230,615
非支配持分	1,235	1,355	1,511	1,658
持分合計	\$ 223,092	¥ 244,777	\$ 211,696	¥ 232,273
負債および持分合計	\$ 1,731,210	¥ 1,899,484	\$ 1,842,181	¥ 2,021,241

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債には、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。また当該負債からは、債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権のある金額は除外されています。

単位：百万ドル	12月31日現在			
	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債				
短期借入金	\$ 11,965	¥ 13,128	\$ 20,254	¥ 22,223
長期債務	31,273	34,313	40,078	43,974
その他負債	2,099	2,303	901	989
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債合計	\$ 45,337	¥ 49,744	\$ 61,233	¥ 67,185

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(4) 連結株主持分変動計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

	金額						株式数		
	2015年		2014年		2013年		2015年	2014年	2013年
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株
単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）									
優先株式（累積清算価値）									
期首残高	\$ 10,468	¥ 11,485	\$ 6,738	¥ 7,393	\$ 2,562	¥ 2,811	419	270	102
新規優先株式の発行	6,250	6,858	3,730	4,093	4,270	4,685	250	149	171
優先株式の償還	-	-	-	-	(94)	(103)	-	-	(3)
期末残高	\$ 16,718	¥ 18,343	\$ 10,468	¥ 11,485	\$ 6,738	¥ 7,393	669	419	270
普通株式および払込剰余金									
期首残高	\$ 108,010	¥ 118,509	\$ 107,224	¥ 117,646	\$ 106,421	¥ 116,765	3,082,038	3,062,099	3,043,153
従業員福利制度	357	392	798	876	878	963	17,438	19,928	18,930
優先株式の発行費用	(23)	(25)	(31)	(34)	(78)	(86)	-	-	-
その他	(25)	(27)	19	21	3	3	6	11	16
期末残高	\$ 108,319	¥ 118,848	\$ 108,010	¥ 118,509	\$ 107,224	¥ 117,646	3,099,482	3,082,038	3,062,099
利益剰余金									
期首残高	\$ 117,852	¥ 129,307	\$ 110,821	¥ 121,593	\$ 97,809	¥ 107,316			
期首残高の調整（税引後） ⁽¹⁾	-	-	-	-	(332)	(364)			
調整後期首残高	\$ 117,852	¥ 129,307	\$ 110,821	¥ 121,593	\$ 97,477	¥ 106,952			
シティグループ当期利益	17,242	18,918	7,310	8,021	13,659	14,987			
普通株式配当 ⁽²⁾	(484)	(531)	(122)	(134)	(120)	(132)			
優先株式配当	(769)	(844)	(511)	(561)	(194)	(213)			
税務上の便益	-	-	353	387	-	-			
その他	-	-	1	1	(1)	(1)			
期末残高	\$ 133,841	¥ 146,850	\$ 117,852	¥ 129,307	\$ 110,821	¥ 121,593			
自己株式（原価）									
期首残高	\$ (2,929)	¥ (3,214)	\$ (1,658)	¥ (1,819)	\$ (847)	¥ (929)	(58,119)	(32,856)	(14,269)
従業員福利制度 ⁽³⁾	704	772	(39)	(43)	26	29	13,318	(483)	(1,629)
自己株式買戻 ⁽⁴⁾	(5,452)	(5,982)	(1,232)	(1,352)	(837)	(918)	(101,402)	(24,780)	(16,958)
期末残高	\$ (7,677)	¥ (8,423)	\$ (2,929)	¥ (3,214)	\$ (1,658)	¥ (1,819)	(146,203)	(58,119)	(32,856)
シティグループのその他 包括利益（損失）累計額									
期首残高	\$ (23,216)	¥ (25,473)	\$ (19,133)	¥ (20,993)	\$ (16,896)	¥ (18,538)			
シティグループのその他 包括利益（損失）の合計	(6,128)	(6,724)	(4,083)	(4,480)	(2,237)	(2,454)			
期末残高	\$ (29,344)	¥ (32,196)	\$ (23,216)	¥ (25,473)	\$ (19,133)	¥ (20,993)			
シティグループ 普通株主持分合計									
	\$ 205,139	¥ 225,079	\$ 199,717	¥ 219,129	\$ 197,254	¥ 216,427	2,953,279	3,023,919	3,029,243
シティグループ 株主持分合計									
	\$ 221,857	¥ 243,422	\$ 210,185	¥ 230,615	\$ 203,992	¥ 223,820			

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）	金額						株式数					
	2015年		2014年		2013年		2015年	2014年	2013年			
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円	千株	千株	千株			
非支配持分												
期首残高	\$	1,511	¥	1,658	\$	1,794	¥	1,968	\$	1,948	¥	2,137
非支配持分の当初計上額		-		-		-		-		6		7
非支配株主と関連連結子会社間の取引		-		-		-		-		(2)		(2)
シティグループと非支配株主間の取引		(164)		(180)		(96)		(105)		(118)		(129)
非支配株主に帰属する当期利益		90		99		192		211		227		249
非支配株主に対する配当金支払		(78)		(86)		(91)		(100)		(63)		(69)
非支配株主に帰属するその他包括利益（損失）		(83)		(91)		(106)		(116)		(17)		(19)
その他		(41)		(45)		(182)		(200)		(187)		(205)
非支配持分の正味変動	\$	(276)	¥	(303)	\$	(283)	¥	(311)	\$	(154)	¥	(169)
期末残高	\$	1,235	¥	1,355	\$	1,511	¥	1,658	\$	1,794	¥	1,968
持分合計	\$	223,092	¥	244,777	\$	211,696	¥	232,273	\$	205,786	¥	225,788

- (1) シティは、2015年度第1四半期に、ASU第2014-01号「投資—持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を遡及適用しました。これに伴う利益剰余金の期首残高の調整は、2013年1月1日より前の期間に対する影響を表しており、本計算書に表示されている最も早い期間が2013年度であるため、同年度の期首残高の調整として表示されています。詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 普通株式に対する配当宣言額は、2015年度の第1四半期においては1株当たり0.01ドル、第2、3および4の各四半期においてはいずれも0.05ドル、また2014年度の各四半期においては1株当たり0.01ドルでした。
- (3) (i) 従業員が保有株式を引き渡してオプションの行使を賄う形で従業員ストック・オプション・プログラムを行使する場合の特定の自己株式、または(ii)シティの従業員制限株式制度または繰延株式制度のもとで税務上の要件を満たすために株式を留保している場合の自己株式が含まれています。
- (4) 2015年、2014年および2013年12月31日に終了した12ヶ月間において、この項目は、主に、シティの取締役会が承認した普通株式買戻制度に基づく公開市場における買戻取引から構成されています。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2015年		2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の営業活動から生じたキャッシュ・フロー						
非支配持分控除前当期利益	\$ 17,332	¥ 19,017	\$ 7,502	¥ 8,231	\$ 13,886	¥ 15,236
非支配持分に帰属する当期利益	90	99	192	211	227	249
シティグループ当期利益	\$ 17,242	¥ 18,918	\$ 7,310	¥ 8,021	\$ 13,659	¥ 14,987
非継続事業からの損失(税引後)	(54)	(59)	(2)	(2)	(90)	(99)
売却益(税引後)	-	-	-	-	360	395
継続事業からの利益－非支配持分を除く	\$ 17,296	¥ 18,977	\$ 7,312	¥ 8,023	\$ 13,389	¥ 14,690
当期利益より継続事業の営業活動から生じた正味資金への調整項目						
重要な処分に係る利益 ⁽¹⁾	(3,210)	(3,522)	(452)	(496)	-	-
繰延保険契約獲得費用および将来利益の現在価値の償却	191	210	210	230	194	213
繰延保険契約獲得費用の増加	(62)	(68)	(64)	(70)	(54)	(59)
償却費	3,506	3,847	3,589	3,938	3,303	3,624
繰延法人税等繰入額	2,794	3,066	3,347	3,672	2,699	2,961
貸倒引当金繰入額	7,108	7,799	6,828	7,492	7,604	8,343
投資売却実現利益	(682)	(748)	(570)	(625)	(748)	(821)
投資、のれんおよび無形資産に係る減損損失(正味)	318	349	426	467	535	587
トレーディング勘定資産の変動	46,830	51,382	(10,858)	(11,913)	35,001	38,403
トレーディング勘定負債の変動	(21,524)	(23,616)	30,274	33,217	(6,787)	(7,447)
正味ブローカレッジ債権債務の変動	2,278	2,499	(4,272)	(4,687)	(6,490)	(7,121)
売却目的保有貸出金の変動	(7,207)	(7,908)	(1,144)	(1,255)	4,321	4,741
その他資産の変動	(32)	(35)	(1,690)	(1,854)	13,028	14,294
その他負債の変動	(1,135)	(1,245)	7,973	8,748	(7,880)	(8,646)
その他(正味)	(6,732)	(7,386)	5,434	5,962	5,129	5,628
調整項目合計	\$ 22,441	¥ 24,622	\$ 39,031	¥ 42,825	\$ 49,855	¥ 54,701
継続事業の営業活動から生じた正味資金	\$ 39,737	¥ 43,599	\$ 46,343	¥ 50,848	\$ 63,244	¥ 69,391
継続事業の投資活動から生じたキャッシュ・フロー						
銀行預け金の変動	\$ 15,488	¥ 16,993	\$ 40,916	¥ 44,893	\$ (66,871)	¥ (73,371)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券の変動	22,895	25,120	14,467	15,873	4,274	4,689
貸出金の変動	1,353	1,485	1,170	1,284	(30,198)	(33,133)
貸出金の売却および証券化による収入	9,610	10,544	4,752	5,214	9,123	10,010
投資の購入	(242,362)	(265,920)	(258,992)	(284,166)	(220,823)	(242,287)
投資の売却による収入	141,470	155,221	135,824	149,026	131,100	143,843
投資の満期による収入	82,047	90,022	94,117	103,265	84,831	93,077
重要な処分による収入 ⁽¹⁾	5,932	6,509	346	380	-	-
重要な処分に伴う純負債の移転による支払 ⁽¹⁾⁽²⁾	(18,929)	(20,769)	(1,255)	(1,377)	-	-
建物設備の資本的支出および資産計上したソフトウェア	(3,198)	(3,509)	(3,386)	(3,715)	(3,490)	(3,829)
建物設備、子会社および関連会社、ならびに抵当権実行済み資産の売却による収入	577	633	623	684	716	786
継続事業の投資活動から生じた(に使用した)正味資金	\$ 14,883	¥ 16,330	\$ 28,582	¥ 31,360	\$ (91,338)	¥ (100,216)

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2015年		2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の財務活動から						
生じたキャッシュ・フロー						
配当金支払額	\$ (1,253)	¥ (1,375)	\$ (633)	¥ (695)	\$ (314)	¥ (345)
優先株式の発行	6,227	6,832	3,699	4,059	4,192	4,599
優先株式の償還	-	-	-	-	(94)	(103)
自己株式買戻	(5,452)	(5,982)	(1,232)	(1,352)	(837)	(918)
源泉税支払のための自己株式支払	(428)	(470)	(508)	(557)	(452)	(496)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券の変動	(26,942)	(29,561)	(30,074)	(32,997)	(7,724)	(8,475)
長期債務発行	44,619	48,956	66,836	73,332	54,405	59,693
長期債務の支払および償還	(52,843)	(57,979)	(58,923)	(64,650)	(63,994)	(70,214)
預金の変動	8,555	9,387	(48,336)	(53,034)	37,713	41,379
短期借入金の変動	(37,256)	(40,877)	(1,099)	(1,206)	199	218
継続事業の財務活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ (64,773)	¥ (71,069)	\$ (70,270)	¥ (77,100)	\$ 23,094	¥ 25,339
為替相場の変動による現金および 現金同等物への影響	\$ (1,055)	¥ (1,158)	\$ (2,432)	¥ (2,668)	\$ (1,558)	¥ (1,709)
非継続事業						
非継続事業に使用した正味資金	\$ -	¥ -	\$ -	¥ -	\$ (10)	¥ (11)
現金および銀行預け金の変動	\$ (11,208)	¥ (12,297)	\$ 2,223	¥ 2,439	\$ (6,568)	¥ (7,206)
現金および銀行預け金の 期首残高	32,108	35,229	29,885	32,790	36,453	39,996
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 20,900	¥ 22,931	\$ 32,108	¥ 35,229	\$ 29,885	¥ 32,790
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項						
当年度における法人税等支払額	\$ 4,978	¥ 5,462	\$ 4,632	¥ 5,082	\$ 4,495	¥ 4,932
当年度における利息支払額	12,031	13,200	14,001	15,362	15,655	17,177
現金支出を伴わない投資活動						
VIEの連結／連結の中止による 貸出金の増減	\$ -	¥ -	\$ (374)	¥ (410)	\$ 6,718	¥ 7,371
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 貸出金（正味）の減少	(9,063)	(9,944)	-	-	-	-
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 投資の減少	(1,402)	(1,538)	-	-	-	-
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる のれんおよび無形資産の減少	(223)	(245)	-	-	-	-
重要な処分に伴い売却目的保有に 組替えられたことによる 銀行預け金の減少	(404)	(443)	-	-	-	-
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	28,600	31,380	15,100	16,568	17,300	18,982
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	276	303	321	352	325	357

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	2015年		2014年		2013年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円	百万ドル	億円
現金支出を伴わない財務活動						
重要な処分に伴い売却目的保有に組替えられたことによる長期債務の減少	\$ (4,673)	¥ (5,127)	\$ -	¥ -	\$ -	¥ -
売却目的保有への組替えに伴う預金の減少	-	-	(20,605)	(22,608)	-	-
VIEの連結による短期借入金の増加	-	-	500	549	6,718	7,371
VIEの連結の中止による長期債務の減少	-	-	(864)	(948)	-	-

(1) 2014年度第2四半期におけるASU第2014-08号の適用については本連結財務諸表注記1を、重要な処分の詳細については注記2をご参照ください。

(2) 重要な処分に伴う支払いは、主に預金債務の売却から生じたものです。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

本注記において、「シティグループ」、「シティ」および「当社」は、シティグループ・インクおよびその連結子会社を表しています。

過年度の財務諸表および注記は、当期の表示と一致させるために一定の組替が行われています。

連結原則

連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）に準拠して作成された、シティグループおよびその子会社の勘定を含んでいます。当社が議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか支配力を行使している子会社は連結されています。指定された特定のベンチャー・キャピタル子会社の投資または公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されている投資以外で、当社が20%から50%の議決権を有しているか、あるいは重要な影響力を行使することができる事業体は持分法で会計処理されており、持分に見合う損益は、「その他収益」に計上されています。持分比率が20%未満の会社に対する投資からの収益は、配当が受領されたときに認識されています。連結財務諸表注記22において詳述されているとおり、シティグループはまた、シティグループが主たる受益者であると判断した場合に変動持分事業体とみなされる事業体を連結しています。支店・子会社・関連会社・建物およびその他の投資の処分による損益は、「その他収益」に計上されています。

シティバンク

シティバンク、エヌ・エイ（以下「シティバンク」といいます。）は、商業銀行でありシティグループの完全子会社です。シティバンクが提供している主なものは、消費者金融業務、抵当貸付、リテール・バンキング業務（商業銀行業務を含みます。）関連の商品およびサービス、投資銀行業務、資金管理および貿易金融、そしてプライベート・バンキング関連の商品およびサービスです。

変動持分事業体

ある事業体が、会計基準編纂書（以下「ASC」といいます。）トピック810「連結」に規定されている次の基準を満たしている場合、変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）と呼ばれます。その基準とは、（i）他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、（ii）その事業体に対する持分投資家が、その事業について重要な意思決定をすることができないか、事業体の持分に見合う予想損失を吸収しない、または予想収益を受け取ることができない場合です。

当社は、VIEの経済的実績に最も重大な影響を及ぼす活動を指示する権限と、VIEにとって潜在的な重要性が高い、その事業体の利益を受け取る権利または損失を吸収する義務の両方を有している（すなわち、シティが主たる受益者である）場合にVIEを連結しています。

連結対象のVIEにおいて保有する変動持分に加えて、当社は当社が主たる受益者ではないという理由で連結対象とならない他のVIEに対する変動持分を有しています。この中には、マルチセラー金融会社、特定のローン担保証券（以下「CLO」といいます。）、多くの仕組み金融取引、および様々な投資ファンドがあります。ただし、当社は主たる受益者としての地位の変更につながる何らかの事象が発生しているかどうかを判断するために、これらのVIEおよびその他すべての非連結VIEを監視しています。これらの事象には以下が含まれます。

- ・ シティグループの全体的な変動持分所有割合の変更につながるシティグループまたは関連のない第三者による変動持分の購入または売却
- ・ 変動持分保有者間の予想損失および残存利益の再配分を要する契約内容の変更
- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する当事者の変更
- ・ 潜在的変動持分とみなされる事業体への財務支援の提供

当社が関与しているVIEとみなされないその他すべての事業体については、ASC 810の他のサブトピックに基づいて、連結に関する評価が行われます。

外貨換算

シティの在外営業活動体の資産および負債は、期末直物外国為替相場を用いて各自の機能通貨から米ドルに換算されています。その結果生じる為替換算調整額は、在外営業活動体の売却または実質的な清算により実現されるまで、関連するすべてのヘッジおよび税効果とともに株主持分項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されています。シティの在外営業活動体の収益および費用は、ほぼ加重平均為替レートとなるレートで各自の機能通貨から米ドルに毎月換算されます。

米ドルを機能通貨とする在外営業活動体の現地通貨建による取引を含む、機能通貨以外の通貨建取引の為替変動による影響額は、経済的ヘッジの関連する効果とともに主に「自己勘定取引」に計上されます。外貨建エクスポートのヘッジに用いられた商品には、先物為替予約、オプションおよびスワップ契約、さらに場合によっては、米ドル以外の通貨建によるヘッジ指定債券の発行が含まれています。インフレ率の高い国の在外営業活動体は米ドルを機能通貨として指定しており、為替変動による影響額は主に「その他収益」に計上されます。

投資有価証券

投資には、確定収益証券および持分有価証券が含まれています。確定収益商品は、債券、ノートおよび償還可能優先株式、ならびに期前返済リスクのあるローン担保証券および仕組債が含まれています。持分有価証券には普通株式と償還不能優先株式が含まれます。

投資有価証券は以下のとおり分類され、会計処理されます。

- ・ 「満期保有目的」に分類された確定収益証券は、当社が満期まで保有する能力と意思のある有価証券であり、償却原価で計上されます。それらの有価証券の利息収益は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 「売却可能」に分類された確定収益証券と市場性のある持分有価証券は、公正価値で計上され、公正価値の変動は該当する法人税等およびヘッジ控除後の金額で「株主持分」項目の「その他包括利益（損失）累計額」に計上されます。売却による実現損益は、主に個別法による原価に基づき損益計上され、それらの有価証券の利息収益および受取配当金は、「受取利息」に含まれます。
- ・ 当社が公正価値による会計処理を選択したことにより、市場性のない持分有価証券への特定の投資およびこれまで持分法により会計処理されていた特定の投資が、公正価値で計上されています。これらの投資の公正価値の変動は、損益に計上されています。
- ・ 連結財務諸表注記14に記載されているとおり、特定の市場性のない持分有価証券は取得原価で計上され、一時的でない減損に関して定期的に評価されています。

満期保有目的または売却可能に分類された確定収益証券への投資が債務不履行となった場合、あるいは将来の利息の支払が予定どおり実行されないと予測される場合には、当該投資の未収利息の計上は中止されます。

連結財務諸表注記14に記載のとおり、投資有価証券は一時的でない減損の評価対象です。

当社は、公正価値で計上する投資に関して数多くの評価技法を使用しており、これらについては連結財務諸表注記25に記載されています。投資売却実現損益は、損益に計上されています。

トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」には、負債証券および市場性のある持分有価証券、買い持ちポジションにあるデリバティブ、証券化における留保持分、ならびにコモディティの現物在庫が含まれます。さらに、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、貸出金および取得した保証等、シティグループが公正価値オプションに基づいて公正価値で計上することを選択している特定の資産も「トレーディング勘定資産」に含まれています。

「トレーディング勘定負債」には、（連結財務諸表注記26に記載されているとおり）空売り有価証券（空売りポジション）および正味で売り持ちポジションにあるデリバティブ、ならびにシティグループが公正価値で計上することを選択している特定の負債が含まれます。

コモディティの現物在庫を除き、すべてのトレーディング勘定資産および負債は公正価値で計上されています。トレーディング資産およびトレーディング負債からの収入は、通常、「自己勘定取引」として報告され、そこには実現損益および商品の公正価値の変動により生ずる未実現損益が含まれています。トレーディング資産に係る利息収益は、トレーディング負債に係る支払利息を控除した金額で「受取利息」に計上されています。

コモディティの現物在庫は低価法で計上され、関連する損失は「自己勘定取引」に計上されています。コモディティ在庫の売却に係る実現利益および損失は、「自己勘定取引」に含まれています。未配分貴金属勘定（金、銀、プラチナおよびパラジウム）への投資は、債務主契約および関連する貴金属価格と連動する組込非金融デリバティブを含む複合商品として会計処理されます。当該組込デリバティブ商品は債務主契約と分離され、公正価値で会計処理されます。債務主契約は、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されます。

トレーディング目的で利用されるデリバティブには、金利スワップ、通貨スワップ、株式スワップ、クレジット・スワップ、コモディティ・スワップ、オプション、キャップとフロアー、ワラント、および金融商品とコモディティの先物・先渡契約が含まれます。デリバティブ資産および負債のポジションは、有効なマスター・ネットリング契約が存在し、ASC 210-20「貸借対照表－相殺」に記載されているその他の条件を満たしている場合、連結貸借対照表上に契約相手ごとの純額で表示されています。連結財務諸表注記23をご参照ください。

当社は、トレーディング資産および負債の公正価値を決定するために数多くの評価技法を使用しており、それらは連結財務諸表注記25に記載されています。

借入有価証券と貸付有価証券

有価証券の借入および貸付取引は、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。それらの取引は、支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されます。連結財務諸表注記26に記載されているとおり、当社は、複数の有価証券の借入および貸付取引に対して公正価値による会計処理を適用することを選択しています。すべての有価証券の貸付および借入取引に関して支払った手数料あるいは受け取った手数料は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

当社は、借入有価証券あるいは貸付有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は有価証券の貸付および借入取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

買戻・売戻条件付契約取引

買戻条件付売渡有価証券（以下「レポ」といいます。）および売戻条件付買入有価証券（以下「リバース・レポ」といいます。）は、会計処理上は関連する有価証券の売却（または購入）ではなく、有担保金融取引として処理されています。連結財務諸表注記26に記載されているとおり、当社は、それらの取引の大部分に対して公正価値による会計処理の適用を選択しており、公正価値の変動は損益に計上しています。公正価値による会計処理が選択されていない取引については、現金支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されています。当社が公正価値による会計処理を選択しているか否かにかかわらず、すべてのレポおよびリバース・レポ取引に関して支払ったまたは受け取った利息は、約定レートで「支払利息」または「受取利息」に計上されています。

ASC 210-20-45-11「貸借対照表―相殺：買戻および売戻条件付契約」の条件が満たされる場合、レポおよびリバース・レポは連結貸借対照表上に純額で表示されます。

当社は、リバース・レポ取引で取得した有価証券の所有権を得ることを方針としています。当社は、買戻しあるいは売戻し対象の有価証券の公正価値を日々モニターし、契約上の保証金を維持するために追加担保を取得しているか、または差し入れています。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社はレポおよびリバース・レポ取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

貸出金

貸出金は、前受収益および繰延手数料と費用の未償却額を控除後の元本残高で計上されます。ただし、クレジットカード債権残高には、さらに未収利息および手数料が含まれています。通常、貸出金の組成手数料および特定の直接組成費用は繰り延べられ、関連する貸出金の回収期間にわたって損益計算書に調整額として計上されます。

連結財務諸表注記26に記載されているとおり、シティは特定の貸出金に関して、公正価値による会計処理を選択しています。それらの貸出金は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に計上されます。それらの貸出金の利息収益は、約定レートで「受取利息」に計上されます。

公正価値オプションが選択されていない貸出金については、実行または取得時に投資目的保有または売却目的保有のいずれかに分類されます。この分類は当該貸出金に関する経営陣の当初の意思および能力を基準にしています。

投資目的保有貸出金は連結貸借対照表上に「貸出金（前受収益控除後）」として分類されており、関連するキャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の変動」項目に含まれています。ただし、当社の貸出金の保有目的が、投資目的保有から売却目的保有へと変更された場合、その貸出金は売却目的保有貸出金に組替えられますが、関連するキャッシュ・フローは、引き続き連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の売却および証券化による収入」項目に計上されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は主に、「グローバル個人金融（以下「GCB」といいます。）部門」およびシティ・ホールディングスが管理している貸出金とリース債権を表しています。

個人向け貸出金の未収利息の非計上および再計上に関する方針

原則として、割賦貸出金および不動産貸出金（オープン・エンド型およびクローズド・エンド型）については、契約期日から90日延滞した場合に未収利息の計上を中止します。ただし、クレジットカードおよびその他の無担保リボルビング・ローンについては、原則として契約期日からの延滞期間が180日までは未収利息を計上します。OCCの指針に従い、規制銀行事業体におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する住宅第1順位抵当が契約期日を90日以上延滞した場合に未収利息非計上として分類されます。さらにOCCの指針に従い、破産法第7章により免責される規制銀行事業体における抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）の保証が付された貸出金を除き、未収利息非計上として分類されます。商業市場貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられている貸出金は、条件変更時に未収利息の計上を中止する場合があります。条件変更貸出金の未収利息を再計上する方針は、商品および／または地域ごとに異なります。多くの場合、最低支払回数（1回から6回の範囲）が求められ、それ以外の場合は未収利息を計上する債権に戻されることはありません。規制銀行事業体の場合、条件変更時またはその後の信用評価によって、借り手が条件変更後の条件を満たす能力があることを示しており、借り手が現在営業活動に従事し、合理的な期間にわたって継続的な支払実績がある（最低6ヶ月連続して支払が行われている）ことを実証した場合、かかる条件変更貸出金は、未払利息計上債権に戻されます。

米国個人向け貸出金では、一般に、条件変更として認められる条件の1つとして、最低回数（通常1回から3回の範囲）の支払を行う必要があります。これにより、貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月間に1回および5年間に2回）があります。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、各省庁のガイドラインに準拠する場合のみ条件変更が可能であり、条件変更貸出金を正常債権に戻すために必ずしも支払が求められるわけではありません。

個人向け貸出金の貸倒償却方針

シティの貸倒償却方針は以下の全般的な指針に従っています。

- ・無担保割賦ローンは、契約期日を120日延滞した時点で償却します。
- ・無担保リボルビング・ローンおよびクレジットカード貸出金は、契約期日を180日延滞した時点で償却します。
- ・不動産以外の担保付ローンは、契約期日を120日延滞した時点で担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、契約期日を180日延滞した時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合、契約期日を180日延滞する前に償却します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンは、貸出金の抵当権を実行しない決定がなされた場合には、直近6ヶ月以内に支払がなく契約期日から180日延滞した時点、または契約期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンで直近6ヶ月以内に支払がなく契約期日から180日延滞、または契約期日から360日延滞したものについては、所有権の譲受時、あるいは抵当権行使手続（契約期日から120日延滞した場合に開始しなくてはならない手続）開始時のいずれか早い時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。

- ・ノンバンク無担保個人向けローンは、直近6ヶ月以内に支払がなく契約期日から180日延滞した時点、または契約期日から360日延滞した時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・無担保の破産債権は、破産裁判所による通知から60日以内、もしくはシティの貸倒償却方針で定められた時点のいずれか早い時点で償却します。
- ・OCCの指針に従い、破産法第7章により免責された不動産担保ローンは、FHAの保証が付された貸出金を除き、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。その他の不動産担保付破産債権は、通知から60日後または契約期日から60日延滞した時点のいずれか遅い時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・破産法第7章により免責されたノンバンク不動産担保ローンは、契約期日から60日延滞した時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向け破産債権は契約期日から30日延滞した時点で償却します。
- ・商業市場貸出金は、元本が回収不能と判断された場合に評価減します。

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、「インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）」によって管理されている貸出金およびリースを表しています。法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来の評価に基づいて、利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損した法人向け貸出金およびリースの未収利息は90日で戻入れられ、当期損益に対して費用計上されます。その後、利息は実際に現金で受領した分についてのみ、損益に計上されます。元本の最終的回収可能性に疑念がある場合、すべての現金受領額は、その後、当該貸出金の投資計上額の減額に充当されます。

減損した法人向け貸出金およびリースは、元本が回収不能とみなされる金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリースは、原価と担保価値のいずれか低い方まで減額されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済が合理的に保証され、かつ契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合、未収利息計上貸出金に戻されます。

売却目的保有貸出金

売却目的保有として識別された法人向けおよび個人向け貸出金は、「その他資産」に含まれている売却目的保有貸出金に分類されます。シティの米国におけるプライム抵当貸付業務では、ほぼすべての適格貸出金を売却しています。そのため、米国におけるプライム抵当貸付の適格貸出金は売却目的保有貸出金として分類され、実行時に公正価値オプションを選択していることから公正価値の変動が「その他収益」に計上されます。公正価値オプションが選択されているかかる貸出金を除き、売却目的保有貸出金は低価法で会計処理され、評価減あるいはその後の回収については「その他収益」に計上されます。関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローの「売却目的保有貸出金の変動」に分類されます。

貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の予想損失に対する経営陣の最善の見積りを表しており、これには個別に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失が含まれています。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する固有の予想貸倒損失に利用することができます。貸倒引当金の追加計上は「貸倒引当金繰入額」を費用計上することで行われます。貸倒損失額は貸倒引当金から減額し、以後の回収額は貸倒引当金に加算されます。リストラクチャリングにおいて貸出債権と引き換えに受領した資産は、まず公正価値で計上され、これに係る損益は回収あるいは償却として貸倒引当金繰入額に反映されます。

個人向け貸出金

個人向け貸出金に関しては、条件変更されていない小口で均質の貸出金のポートフォリオは、ASC 450「偶発事象」に従い、種類ごと（住宅抵当、クレジットカードなど）に別々に減損の評価が行われます。これらの貸出金に対する貸倒引当金は、特定のポートフォリオに固有の予想損失を見積るプロセスを通じて設定されます。このプロセスには、過去の延滞および貸倒実績を現在のポートフォリオの延滞状況に適用する移動分析、ならびに住宅価格の変動および失業率の動向を含む現在および予測される経済状況を反映するその他の分析が含まれています。ASC 450に基づくシティの貸倒引当金では、契約上の元本のみを考慮しています。ただしクレジットカード貸出金については、未収利息に係る損失見積額も含まれています。

経営陣はまた全体的なポートフォリオ指標も考慮しており、その中には過去の貸倒実績、滞留債権、元利金延滞債権および分類債権、貸出金の実行残高および期間の傾向、全体的な与信の質の評価、貸出方針と手続を含む与信プロセス、経済的要素、地理的要素、商品特性およびその他の環境的要素が含まれています。

不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）において条件が変更され、減損しているとみなされる小口で均質の貸出金に対して、個別評価引当金が設定されています。借り手の財政的困難により猶予（金利引き下げなど）を与える長期条件変更プログラムおよび短期（12ヶ月未満）条件変更はTDRとして計上されます。また、試験的条件修正期間を伴う貸出金は当該期間の開始時にTDRとして計上されます。TDRに対する貸倒引当金は、ASC 310-10-35「債権—事後測定」（従前のSFAS第114号）に従い、必要に応じて、貸出金の当初の約定実効金利で割り引いた予想将来キャッシュ・フローの現在価値、貸出金の流通市場での時価および担保の処分費用控除後の公正価値といったすべての利用可能な証拠を考慮して算定されています。これらの予想キャッシュ・フローでは、条件変更プログラムにおける債務不履行率の仮定が組み込まれています。クレジットカード貸出金の当初の約定実効金利は、条件変更前の金利であり、借り手との当初の契約に基づく金利の引き上げが含まれることがあります。

分類可能な形で管理されている個人向け貸出金である商業市場貸出金に対する評価性引当金は、法人向け貸出金と同じ方法で算定され、その詳細は以下に記載されています。通常、資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づき、減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関して個別に算定されます。分類可能な形で管理されている個人向け貸出金ポートフォリオの残りの部分に対する引当金は、ASC 450に基づき、統計的手法を用いて算定され、その後、経営陣による判断が加えられる場合があります。

法人向け貸出金

法人向けポートフォリオの「貸倒引当金」は、資産固有の要素および統計に基づいた要素で構成されています。減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関する資産固有の構成要素は、ASC 310-10-35に基づいて個別に算定されます。資産固有の引当金は、割引キャッシュ・フロー、担保の価値（処分費用控除後）、または減損した貸出金の観察可能な市場価格が簿価を下回る場合に設定されます。当該引当金は、借り手の財政状態、財源、支払実績、金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み（詳細については以下に記載されています。）、また適切な場合には担保の実現可能価値に基づき評価されます。小口の減損貸出金に対する引当金に関する資産固有の要素は、過去の貸倒実績に基づき、貸出金プールに対して算定されます。

残りの貸出金ポートフォリオに対する引当金は、ASC 450に基づき統計的手法を用いて算定され、経営陣の判断が追加されます。統計分析はポートフォリオの規模、残余期間、ならびに貸倒および貸倒時の損失額の確率を反映して個々の与信枠に付された社内リスク格付けにより測定された信用の質を考慮しています。統計分析は、過去の貸倒率および過去の貸倒発生時の損失規模（過去の平均水準および過去の変動を含みます。）を考慮しています。この分析により内在する損失の見積範囲が得られます。その範囲内で、全般的な経済状況、業界および地理的に特有な動向、ならびに社内的要素（ポートフォリオの集中度、社内の信用指標の動向および現在と過去の融資引受基準を含みます。）を含む現在の状況に関する経営陣の定量的および定性的評価により最善の見積りが決定されます。

「貸倒引当金」の資産固有の要素および統計に基づいた要素の両方に対して、経営陣は保証人の支援を組み込む場合があります。保証人の財政状態は、少なくとも年1回更新され見直される正味財産、キャッシュ・フロー計算書および個人または企業の財務諸表に基づいて評価されています。シティは、通常の業務活動の一環として保証契約の履行を求めています。個別の状況において保証の履行を求めるに当たっては、保証人または借り手から十分な協力を得ることが必要となります。この協力が得られることが保証の請求および履行の成功を示唆します。これにより、法的救済のための費用および負担を被ることなく、エクスポージャーを縮小させることができます。保証人の評判およびシティグループに対する協力の意思は保証人との過去の実績およびその市場に対する知識に基づいて評価されます。保証人が履行することに躊躇する、またはできないと考えられる場合、または借り手の協力を得ることができないといった稀なケースでは、シティは法律上の救済を求めますが、保証人に対して法的手段により保証を強制することは不良債権を解消する主要な手段ではなく、ほとんど発生しません。法的手段に関わらず保証人が保証を履行できるような財政状態でない場合、または保証人に履行を求めることと抵当権行使を同時に行うことに法的制限がある場合には、シティは法律上の救済を求めることはありません。保証人の評判は、保証に基づき履行を求めるシティの判断または能力に影響を与えません。

貸倒損失の評価において保証が評価要素となる場合、貸出金の社内リスク格付けに対する調整を通じて保証の要素を加味します。これに基づいて、最終的には「貸倒引当金」の統計に基づいた要素に対する調整が行われます。現在までのところ、減損した商業貸出金または商業不動産貸出金が保証によって評価額を上回る価値で計上されることは稀です。

貸出金に関するシティのモニタリングによって保証人の財政状態が不確実である、または悪化していることが示唆される場合には、保証人の信用補完が当初から組込まれていないのであればリスク格付けの変更を行いますが、そうでなければ保証人の財政状態の不確実性や悪化を反映させる調整を行います。したがって、最終的な保証人の不履行または保証に対する法的執行がないことにより、通常、その時点での貸出金のリスク格付けにさらに重要な調整を行うことはないため、貸倒引当金に重要な影響を与えることはありません。シティが保証契約に基づき履行を求めない場合、貸出金は元利金延滞債権であり、かつ、保証が付されていないものとして貸倒引当金を計上します。

引当金の見積りおよび方針

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオに内在する予想損失の見積りに関する引当金を貸倒引当金の形で計上しています。これらの引当金はシティグループの取締役会の監査委員会が承認したシティグループの貸倒引当金方針に従って設定されており、シティのチーフ・リスク・オフィサーおよび最高財務責任者は、四半期ごとに、該当する業務分野のリスク管理および財務スタッフの代表者とともに貸倒引当金の妥当性を検討しています。該当する業務分野には、社内の信用リスク格付けが付与され、分類可能な形で管理されているポートフォリオ（主に、ICGおよびGCB部門）または借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が与えられた個人向け貸出金を有する業務分野が含まれます。

これらの業務分野の代表者は、以下に記載の定量的および定性的裏付けデータに沿って、実行済および未実行の貸出ポートフォリオに関して推奨される引当金残高を提示します。

事業分野において分類可能な形で管理されるポートフォリオに内在する非均質な元利金延滞エクスポージャーおよび借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられることにより減損しているものとみなされる小口で均質の減損貸出金の見積予想損失。見積りを決定する際、（i）予想将来キャッシュ・フローを貸出金の当初の実効金利で割り引いた現在価値、（ii）借り手の全般的な財政状態、財源および支払実績、ならびに（iii）金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み、または担保の実現可能価値を考慮する場合があります。TDRの貸出金に対する貸倒引当金の算定において、予想キャッシュ・フローの予測の際に、経営陣は過去の再貸倒率、現在の経済環境および修正緩和プログラムを組合せて検討しています。予想将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損が測定された場合、現在価値の変動額全額を「貸倒引当金繰入額」に計上しています。

分類可能な形で管理されたポートフォリオに内在する正常債権および僅少額の元利金延滞エクスポージャーに関して統計的に計算された損失。当該計算は、（i）主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティの社内システム、および（ii）1983年から2014年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む貸倒および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。このデータは調整される場合があります。かかる調整には、（i）クレジット・サイクルにわたる債務不履行率の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに（ii）現在の環境的要素や与信動向などの特定の既知の項目に対する調整が含まれています。

また、小口で均質の貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する業務分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化を含む主要信用指標、ならびに現在および将来の住宅価格、失業率、抵当権実行期間、売却費用およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれ異なる地理的地域内の個々の商品ごとに個別に適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。この検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建債務を有する債務者が当該外貨建債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮されます。これらの見積りの変動は、いずれの会計期間においても与信費用に直接影響を及ぼすことがあり、引当金の変動につながる可能性があります。

未実行貸出約定引当金

未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に関連する予想損失に対する引当金を計算する際にも、貸倒引当金の場合と類似したアプローチを使用しています。この引当金は、貸借対照表の「その他負債」に分類されています。未実行貸出約定に関する貸倒引当金の変動は、「未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額」に計上されています。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）は、当該権利を購入した時、あるいは当社が購入もしくは組成を通じて取得した貸出金を売却または証券化して、その貸出金に対するサービシング権を留保した場合に、連結貸借対照表の無形資産に計上されます。抵当貸付サービシング権は公正価値で会計処理され、その価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。

当社のMSRに関する詳細は、連結財務諸表注記22に記述されています。

のれん

「のれん」は、買収金額が、取得した有形資産・無形資産の公正価値を超過した金額を表しています。のれんは毎年減損テストを受けていますが、年次テストと年次テストの間でも事象の発生や状況の変化によって報告単位の公正価値がその簿価を下回るまで下落する可能性が50%超であると考えられる場合にはテストが行われます。

ASC 350「無形資産－のれんおよびその他」に基づき、当社は、のれんの減損テストの実施が必要かどうかの判断に定性的要素の評価を選択することができます。事象または状況の全体を評価した後に、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が50%を超えないと判断した場合、更なる減損テストの必要はありません。しかし、当社が報告単位の公正価値がその簿価を下回っている可能性が50%超であると判断した場合、当社は、2段階の減損テストのうちの第1段階を実施しなければなりません。

当社には、いずれの報告期間においても任意の報告単位に関する定性的評価を行わず、のれんの減損テストの第1段階に直接進む無条件のオプションがあります。また、事業部門を処分する際には、のれんは報告単位の公正価値に対する処分事業の公正価値の比率に基づいて、処分事業に配分されます。

第1段階では、個々の報告単位の公正価値を、のれんを含む簿価と比較することが要求されます。当該報告単位の公正価値がその簿価を上回っている場合、関連するのれんは減損していないとみなされ、それ以上の分析は不要になります。当該報告単位の簿価がその公正価値を上回っている場合、減損の兆候を示しているとして、テストの第2段階を実施し、当該報告単位に関して減損が認められればその減損の金額を測定します。

必要であれば、第2段階では、減損の兆候のあった報告単位のそれぞれについて、のれんの想定公正価値を計算します。のれんの想定公正価値は、企業結合で認識されるのれんの金額と同様の方法、すなわち、第1段階で決定した報告単位の公正価値が、当該報告単位を取得すると仮定した場合の純資産および識別可能無形資産の公正価値を超過する金額として算定します。当該報告単位に配分されたのれんが、プロフォーマ・ベースの取得原価配分におけるのれんの想定公正価値を上回っている場合は、その超過額が減損費用として計上されます。認識された減損費用は、報告単位に配分されたのれんを超えてはならず、また、その後当該報告単位の公正価値が回復したとしても戻し入れることはできません。

シティののれんの減損テストに関する追加情報については、連結財務諸表注記17をご参照ください。

無形資産

「無形資産」には、コア預金無形資産、将来利益の現在価値、購入したクレジットカード取引関係、その他の顧客関係およびその他の無形資産（ただし、MSRを除きます。）が含まれ、それらの見積耐用年数にわたって償却を行います。その耐用年数が確定できない無形資産（主に特定の資産運用契約と商標権）については償却せず、毎年減損テストが実施されます。耐用年数が確定できない無形資産の簿価がその公正価値を上回っている場合は、減損が存在しています。償却対象のその他の無形資産については、簿価が回収不能で、かつ簿価が無形資産の公正価値を上回っている場合に減損を認識します。

のれんの減損分析と同様に、耐用年数が確定できない無形資産について年次の減損分析を実施する際に、シティは定性的評価を行わないことを任意に選択できますが、実際、行わないことを選択し、代わりに定量的分析を実施しています。

その他資産およびその他負債

「その他資産」には、特に売却目的保有貸出金、繰延税金資産、持分法適用投資、未収利息および手数料、建物および設備（購入したソフトウェアや開発したソフトウェアを含みます。）、抵当権実行済み資産、ならびにその他の債権が含まれています。「その他負債」には、特に未払費用およびその他の債務、繰延税金負債、ならびに訴訟、税金、未実行貸出約定、事業再構築およびその他の案件に関する引当金が含まれています。

その他保有不動産および抵当権実行済み資産

抵当権実行または再占有によって受け取った不動産またはその他の資産は、通常、売却費用とその後の公正価値の下落に対する評価引当金を控除した正味金額で、「その他資産」に計上されます。

証券化

当社は主にクレジットカード債権および抵当貸付の証券化を行っています。他のタイプの証券化資産には、負債金融商品（現金および合成型）が含まれています。

証券化に関しては、2つの重要な会計上の判断が必要になります。シティはまず、証券化事業体が連結対象であるかどうかを判断します。次に、当該事業体への金融資産の譲渡がGAAPのもとで売却とみなされるかどうかを判断します。証券化事業体がVIEであり、当社がその主たる受益者である場合には、そのVIEを連結対象としています（上記の「変動持分事業体」の項のとおり。）。シティグループが参加しているその他のすべての証券化事業体のうち、VIEではないと判断されたものについては、特定のパートナーシップ構造の解任権および清算権を考慮し、その事業体の議決権を支配しているいずれかの当事者によって連結が行われます。シティグループが支配している証券化事業体だけが連結対象となります。

証券化し売却した資産に対する持分を、劣後またはシニア・インタレスト・オンリー・ストリップ、劣後トランシェ、スプレッド勘定およびサービシング権の形式で留保することがあります。クレジットカード債権の証券化において、当社は、証券化以外の方法で信託に譲渡したクレジットカード債権に対する売り手の持分を留保しています。クレジットカード信託を含む連結対象の証券化事業体の場合、これらの留保持分はシティの連結貸借対照表に計上されません。証券化された貸出金は引き続き貸借対照表に計上されます。シティグループが連結対象外の信託を通じて売却または証券化した個人向け貸出金はほぼすべて、米国におけるプライム住宅抵当貸出金です。連結対象外の抵当貸付証券化信託は「トレーディング勘定資産」として分類されますが、MSRはシティグループの連結貸借対照表上の「抵当貸付サービシング権」に含まれます。

債務

「短期借入金」および「長期債務」は、償却原価で会計処理されています。ただし、当社が特定の仕組債を含む負債証券を公正価値で計上することを選択している場合、または当該債務が公正価値ヘッジ関係にある場合を除きます。

金融資産の譲渡

金融資産の譲渡が売却とみなされるためには、（i）当社の破産あるいはその他の状況により、当社の財産が管財人等の管理下におかれる場合でも、譲渡した金融資産が当社から法的に隔離されていること、（ii）購入者が譲渡資産を担保として差し入れるまたは売却する権利を有しているか、購入者がその唯一の目的が受益持分の発行を通じた証券化およびアセット・バックによる資金調達活動である事業体であり、その事業体が受領した資産を担保に供することを制約される場合には、受益持分保有者はその受益持分を売却するまたは担保として差し入れる権利を有していること、および（iii）当社が当該資産を再取得する権利または義務を有していないことが必要です。

これらの売却要件が満たされた場合、当社の連結貸借対照表における当該金融資産の認識が中止されます。売却要件を満たさない場合は、その譲渡は有担保借入とみなされ、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上されて、売却代金は、当社の負債として認識されます。複雑な取引、または当社が譲渡資産あるいは証券化事業体に継続的に関与している場合は、通常は売却に関する弁護士の意見書を入手します。譲渡が売却の会計処理の要件を満たすために、このような意見書には、その資産譲渡が売却とみなされるものであり、譲渡された資産は当社が破産した場合でも当社のその他資産とは統合されないことが記載されていなければなりません。

金融資産の一部譲渡が売却とみなされるためには、譲渡部分が参加持分の定義を満たさなければなりません。参加持分は金融資産全体に対する比例持分を示す必要があり、すべてのキャッシュ・フローは同じ支払順位で比例割合に応じて分配される必要があり、その他の参加持分保有者の持分に劣後する譲渡資産の参加持分があってはならず、すべての参加持分保有者が同意しない限り、いかなる当事者も金融資産全体を担保に差し入れる権利または交換する権利を有してはなりません。これらの要件を満たさない場合には、当該譲渡は有担保借入として会計処理されます。

詳細については連結財務諸表注記22をご参照ください。

リスク管理活動 — ヘッジ目的で利用されるデリバティブ

当社はトレーディング活動以外での市場金利の変動に対するエクスポージャーを管理するため、資産および負債の構成を直接変更したり、金利スワップ、金利先物、金利先渡契約やオプション購入を含むデリバティブ商品および外国為替契約を利用することで間接的に変更しています。これらのエンドユーザーとして使用しているデリバティブ契約は、「その他資産」、「その他負債」、「トレーディング勘定資産」あるいは「トレーディング勘定負債」に公正価値で計上されています。

（ヘッジ会計が要求されない経済的ヘッジではなく）ヘッジ会計基準に基づくヘッジとしての要件を満たすためには、デリバティブはヘッジ対象として指定されたリスクを極めて効果的に相殺できなければなりません。また、ヘッジ関係については、取引開始時に正式に文書化され、特定のリスク管理目的とヘッジ戦略が詳細に記載されていなければなりません。そこにはヘッジ対象となる項目およびリスク、使用するデリバティブ、ならびにその有効性の評価方法と非有効部分の測定方法が含まれます。このようなヘッジ関係の有効性は、通常、相関関係を定量的に測定することにより、遡及的および非遡及的に評価され、測定された非有効部分は当期の損益として認識されます。

ヘッジ関係の有効性が高くなく、ヘッジ取引としての要件を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は適用されないことがあります。デリバティブに帰属する損益およびその後の公正価値の変動は「その他収益」または「自己勘定取引」に計上され、トレーディング目的で利用されるデリバティブと同様にヘッジ対象に対する相殺は行われません。

前述の基準は、各種の制限と統制活動のもとで、市場リスクの管理単位ごとに適用されます。対象となる資産、負債、あるいは予定取引は、個別項目の場合も類似項目のポートフォリオの場合もあります。

公正価値ヘッジでは、デリバティブが資産・負債の公正価値をヘッジしますが、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされるリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動とともに「その他収益」に反映されます。これらの金額は、互いに相殺されることを想定しており、通常は相殺されます。その差額はヘッジの非有効部分を示しており、当期損益に反映されます。シティグループの公正価値ヘッジは、主に固定金利の長期債務および売却可能有価証券をヘッジするものです。

キャッシュ・フロー・ヘッジでは、変動金利資産および固定金利資産、負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変動をデリバティブによりヘッジしますが、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブがヘッジ対象キャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効である部分については、デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は当期損益に含めず、「その他包括利益（損失）累計額」に計上されます。これらの公正価値の変動は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間において損益に計上されます。これらのデリバティブの非有効部分については、その公正価値の変動は直ちに「その他収益」に計上されます。シティグループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、主に変動利付債務ならびに貸出金および売戻条件付買入有価証券を含む変動利付資産、ならびに短期固定利付負債および変動利付負債の借換え、ならびに発行予定の債権をヘッジするものです。

純投資ヘッジは、デリバティブにより海外事業の純投資の外貨エクスポージャーをヘッジするものですが、その会計処理はキャッシュ・フロー・ヘッジと同様にヘッジの有効性により異なります。デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、予約プレミアムあるいはディスカウントを含め、「その他包括利益（損失）累計額」に外貨換算調整勘定の一部として計上されます。

ヘッジ関係が終了、またはヘッジ指定が中止されたこれらのヘッジ関係については、前述のヘッジ会計の適用が中止されます。その代わりに、エンドユーザー・デリバティブは、解約されるか、あるいはトレーディング勘定に移されます。公正価値ヘッジについては、ヘッジ対象に係る公正価値の変動は、資産あるいは負債残高の一部としてそのまま計上され、最終的には利回りの要素の一部として計上されます。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、エンドユーザー・デリバティブに係る公正価値の変動が「その他包括利益（損失）累計額」に引き続き計上され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間の損益に計上されます。ただし、ヘッジされた予定取引が発生しない可能性が高くなった場合、「その他包括利益（損失）累計額」の残高は直ちに「その他収益」に計上されます。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジとしてではなく、経済的ヘッジとして利用しているエンドユーザー・デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は「自己勘定取引」あるいは「その他収益」に計上されます。シティグループは、ヘッジ会計の要件を満たすことがあまりにも複雑あるいは事務上の負担が多すぎる場合には、経済的ヘッジを利用します。例として、商業貸出金や貸出約定の与信リスク部分のヘッジが挙げられます。シティグループは、他の分野でのヘッジ戦略を定期的に評価し、関連する費用対効果を検討した上で適格ヘッジか経済的ヘッジかのいずれかに指定することがあります。経済的ヘッジは、売却目的の1戸から4戸の家族用住宅ローンに関する契約債務およびMSRのヘッジのように、ヘッジ対象自体が損益を通じて時価評価されている場合にも利用されます。当社のヘッジおよびデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

従業員福利費

従業員福利費には、年金制度およびその他の退職後給付制度に関して（発生主義により認識する）当期の勤務費用、その他の従業員福利制度に基づく拠出金および非制限報奨費用、制限株式報奨費用の償却費、およびその他の従業員福利費を含んでいます。最も重要な年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）について、シティグループは、制度債務、制度資産および制度期間費用を年次ではなく四半期ごとに測定し、開示しています。重要な制度の債務および資産を四半期ベースで制度の数理上の仮定を更新することにより再測定した影響は、「その他の包括利益（損失）累計額」および制度期間費用に反映されます。その他のすべての制度は毎年再測定されます。連結財務諸表注記8をご参照ください。

株式に基づく報酬

当社は必要な勤務期間にわたり、ストック・オプションに関する報酬費用を、通常、付与日における公正価値に基づいて測定し、当該公正価値から予想される失効分を控除した金額を認識しています。特定の年齢および勤続年数の要件を満たす従業員（退職適格従業員）に対して付与された報奨に関連する報酬費用は、現金インセンティブ報酬の未払計上と同じ方法で付与日の前年度に未払計上しています。業績条件または一定のクローバック条項が付された特定の株式報奨には価格変動会計が適用され、これに従い、関連する報酬費用はシティグループの株価の変動に応じて変動します。連結財務諸表注記7をご参照ください。

法人税等

当社には、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびに当社が業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。未払法人税を設定する場合、当社はこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらに当社は、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。

税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理と裁決の対象となったり、税務調査または監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。当社は、法人税等に係る利息および課徴金を「法人税等」の構成部分として処理しています。

繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産は、実現の可能性が50%超であるという経営陣の判断に基づき認識されています。FASB解釈指針第48号「法人税等の不確実性に関する会計処理」（以下「FIN第48号」といいます。）（現在はASC 740「法人税」に組み込まれています。）は、不確実な税務ポジションにおいて維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定しています。当該解釈指針が採用している2段階のアプローチでは、申告内容が認められる可能性が50%超である場合に税務便益が認識されます。そして、金額は50%超の可能性で実現する税務便益の最大額で測定されます。ASC 740は事業体の未払法人税の透明性を高めるために開示規定も定めています。

当社の法人税等、ならびに関連する税金資産および負債に関する詳細については、連結財務諸表注記9をご参照ください。

手数料、引受けおよび自己勘定取引

手数料収益は、稼得時に利益に認識されます。引受収益は通常、取引クロージング時に利益に認識されます。自己勘定取引収益は、約定日基準で利益に認識されます。当社の役務収益および手数料に関する収益認識方針については連結財務諸表注記5を、自己勘定取引収益の詳細については連結財務諸表注記6をご参照ください。

1 株当たり利益

1 株当たり利益（以下「EPS」といいます。）は、優先株式配当控除後で計算されています。当社は、参加証券とみなされる配当請求権付の制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しており、参加証券は普通株式以外の区分と類似しています。したがって、シティグループの利益の一部はEPSの算定においてこれらの参加証券に配分されています。

基本1株当たり利益は、配当および未分配利益を参加証券に配分した後の普通株式に対応する利益を当該期間の加重平均普通株式数で除して計算されています。希薄化後1株当たり利益は、普通株式を発行する有価証券あるいはその他の契約が行使された場合に起こる潜在的希薄化を反映しています。当該計算には、一部の利益を参加証券に配分した後の利益が使用されており、当社のストック・オプションおよびワラント、ならびに転換社債の加重平均希薄化効果が考慮されています。

見積りの利用

経営陣には、連結財務諸表および関連する連結財務諸表注記の開示に影響を与える見積りと仮定を行うことが求められています。特定の公正価値による測定に関して、このような見積りが利用されます。公正価値の決定に利用した見積りに関する詳細については、連結財務諸表注記25をご参照ください。さらに、一時的でない減損、のれんおよびその他の無形資産の減損、信用関連エクスポージャーから生じる可能性のある潜在的損失、および訴訟や法的手続に関連する見積可能な予想損失に対する引当金の金額を決定する際、ならびに未払法人税の金額を決定する際にも重要な見積りが行われています。ただし、経営陣による最善の判断にかかわらず、実際の金額または結果はこれらの見積りと異なることがあります。現在の市況においては、これらの見積りにおける判断上のリスクおよび複雑さが増加しています。

キャッシュ・フロー

現金同等物は、「現金および銀行預け金」に含まれる金額として定義されています。リスク管理活動からのキャッシュ・フローは、関連する資産および負債と同じ区分に分類されています。

関連当事者間取引

当社は、特定の子会社および関連会社との間で関連当事者間取引を行っています。これらの取引は主に短期的なもので、現金勘定、有担保金融取引、証拠金取引勘定、デリバティブ取引、業務支援報酬、ならびに資金の借入および貸出を含み、通常の業務において行われています。

会計方針の変更

社債発行コスト

2015年4月に、FASBは会計基準アップデート（以下「ASU」といいます。）第2015-03号「利息－利息の帰属（サブトピック835-30）：社債発行コストの表示の簡素化」を公表しました。当該基準は、社債発行コストの表示を社債のディスカウントおよびプレミアムのそれと一致させることを目的とするものです。したがって、当該ASUは、認識済の社債に係る負債に関連する社債発行コストを当該社債に係る負債の簿価から直接控除して貸借対照表に表示することを求めています。当該指針は2016年1月1日より適用されますが、シティは当該ASUを2015年7月1日から早期適用することを選択しました。これにより、約150百万ドルの「その他資産」が「長期債務」に組替えられました。遡及適用の重要性は低いため、過年度は修正再表示されていません。

税額控除のパートナーシップに対する投資の会計処理

2014年1月に、FASBはASU第2014-01号「投資－持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を公表しました。移行調整があれば、最も早い表示期間の利益剰余金に対する調整として反映されます（遡及適用）。

当該ASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除（以下「LIHTC」といいます。）パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。当該新基準は新たな代替的方法である比例的な償却方法の適用を選択することができる投資の範囲を広げており、この方法では、投資の取得原価は税額控除またはその他の税務上の便益の受領額に比例して税金費用まで償却されます。シティは、シティのLIHTCポートフォリオ全体について、当該ASUに基づく比例的な償却方法を選択する資格を有しています。これらの投資は、従来は持分法で会計処理され、その結果生じる損失（投資の償却による損失）は「その他収益」に認識され、税額控除および税務上の便益は「法人税等」の項目に認識されていました。その一方で、比例的な償却方法では、投資の償却費と税額控除／税務上の便益の受領額は「法人税等」の1項目に合算されます。

シティは2015年度第1四半期にASU第2014-01号を適用しました。このASUは遡及適用され、それにより、累計額で「利益剰余金」が約349百万ドル、「その他資産」が約178百万ドル、および繰延税金資産が約171百万ドル減少しました。

満期買戻取引の会計処理

2014年6月に、FASBはASU第2014-11号「譲渡およびサービス業務（トピック860）：満期買戻取引、リパーチェス・ファイナンスおよび開示」を公表しました。当該ASUは満期買戻取引および関連するリパーチェス・ファイナンスの会計処理を担保付借入金の会計処理に変更するものであり、他の買戻契約の会計処理と整合しています。当該ASUはまた、買戻契約と経済的に類似する取引において売却として会計処理された譲渡（当連結財務諸表注記23をご参照ください。）ならびに買戻契約および担保付借入金として会計処理された類似取引において差し入れられた担保の種類（当連結財務諸表注記11をご参照ください。）についての開示を求めています。当該ASUの規定は、2015年度第1四半期にシティに適用されていますが、担保の開示については、2015年度第2四半期に適用されました。このASUの適用による影響額は、適用を開始した期間の期首現在の利益剰余金に対する累積的影響額の調整として反映することが求められています。このASUの適用による当社財務諸表への重要な影響はありませんでした。

1株当たり純資産価額（以下「NAV」といいます。）を計算する特定の企業に対する投資の開示

2015年5月に、FASBはASU第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価額（またはその同等物）を計算する特定の企業に対する投資の開示」を公表しました。当該基準は、公正価値階層内においてNAVで測定する投資の分類に関する実務上のばらつきを減らすことを目的としています。このASUは、公正価値階層内において1株当たりNAVについての現実的な手段を用いて公正価値が測定される投資を分類する現行の要件を廃止するものです。シティはこのASUを2015年度第2四半期に早期適用することを選択しました。このASUは遡及適用され、2015年12月31日および2014年12月31日現在において、レベル3の資産がそれぞれ10億ドルおよび11億ドル減少しました。

非継続事業および重要な処分

2014年4月に、FASBはASU第2014-08号「財務諸表の表示（トピック810）および有形固定資産（トピック360）：非継続事業の報告および企業の構成要素の処分に関する開示」（以下「ASU第2014-08号」といいます。）を公表しました。ASU第2014-08号は、非継続事業の報告に関する基準を変更する一方で開示を拡充するものです。このASUでは、主要な営業地域、主要な事業分野または主要な持分法投資の処分といった、企業の事業および財務成績に大きな影響を与える戦略的な転換に該当する処分のみ、非継続事業として表示することができます。さらに、当該ASUは、非継続事業の資産、負債、収益および費用に関する情報をより多く提供するように、非継続事業に関する開示を拡充するよう要求しています。

当社は、2014年度第2四半期において、2014年4月1日以降に発生した企業の構成要素における全ての処分（または売却目的保有への分類）について、当該ASUを将来に向けて早期適用しました。このASUの適用の結果、非継続事業としての報告要件を満たす処分は少なくなる見込みですが、非継続事業としての報告要件を満たさない組織の重要部分の処分に帰属する税引前利益の開示が要求されます。このASUの適用による重要な影響はありませんでした。

抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産抵当ローンの分類

2014年8月に、FASBはASU第2014-14号「債権—債権者による不良債権のリストラクチャリング（サブトピック310-40）：抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産抵当ローンの分類」を公表しました。当該基準は、以下の条件が満たされた場合に、抵当権実行時に、不動産抵当ローンの認識を中止し別個のその他債権を認識することを要求しています。すなわち、（i）抵当権実行前にローンから分離できない政府保証がローンに付されている場合、（ii）抵当権実行時に、保証人に不動産を譲渡して、保証に基づく請求を行う意図が債権者にあり、かつ債権者にその請求に基づき回収する能力がある場合、および（iii）抵当権実行時に、不動産の公正価値に基づき請求額が決定された場合です。抵当権実行時に別個のその他債権は、保証人からの回収が見込まれるローン残高（元本および利息）に基づき測定されます。

シティは、このASUを2014年度第4四半期に修正遡及ベースで早期適用し、その結果、約130百万ドルの抵当権実行資産をその他の保有不動産から「その他の資産」に含まれる別のその他債権に組替えました。修正遡及適用のアプローチを考慮し、過年度は修正再表示されていません。

将来適用される会計基準

金融資産および金融負債の認識および測定

2016年1月に、FASBはASU第2016-01号「金融商品—全般（サブトピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表しました。当該基準は、金融商品の認識、測定、表示および開示に関する特定の部分に関して取り扱っています。

このASUは、事業体が金融商品に関する公正価値オプションに従って負債を公正価値で測定することを選択している場合に、負債の公正価値の変動合計のうち、当該商品に固有の信用リスクの変動（以下「DVA」といいます。）から生じる部分をOCIに別途表示することを求めています。当該基準はまた、持分投資（持分法で会計処理しているもの、または結果的に投資対象の連結をもたらすものを除きます。）を公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に認識することを求めているため、現行の売却可能投資のカテゴリーは適格でなくなります。しかし、連邦準備銀行および連邦住宅貸付銀行の株式ならびに取引所会員権は引き続き原価で表示されます。現実的な方法として、事業体は、容易に公正価値を算定できない持分投資について、原価から減損があればそれを控除し、同一発行体に対する同一のまたは類似の投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動から生じる変動を加減算した金額で測定することを選択できます。

当該指針は2018年1月1日より適用されますが、早期適用は、公正価値オプションに基づき測定する金融負債に関するDVAの表示に関連するASUの修正についてのみ認められています。シティでは、当該修正を2016年1月1日付で早期適用する見込みです。この修正の適用がシティの2016年1月1日現在の貸借対照表に与える影響は重要でないと予想されていますが、その後の期間において、DVAの変動はシティのクレジット・スプレッドの変動に影響を受けるものであり、特定の期間において重要となる可能性があります。

連結

2015年2月に、FASBはASU第2015-02号「連結（トピック810）：連結の分析に対する修正」を公表しました。当該基準は、リミテッド・パートナーシップ、有限責任会社および証券化構造などの法的主体に係る連結指針の特定分野を改善することを目的とするものです。当該ASUは、連結モデルの数を減少させるものであり、2016年1月1日より適用されました。ASU第2015-02号の適用による当社の連結財務諸表への重要な影響はありませんでした。

収益認識

2014年5月に、FASBはASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。当該基準では、約定済みの商品またはサービスを顧客に移転することで権利を有することとなると予想される金額を収益認識することが企業に求められています。2018年1月1日からこのASUが適用されることにより、GAAPにおける収益認識に関する既存の指針のほとんどが置き換わることとなります。2016年12月15日より後に開始する事業年度において早期適用が認められていますが、当社は早期適用を行わない見込みです。当該ASUは金融商品に適用されないため、当社の収益（純利息収益を含みます。）の大部分には影響しない見込みです。当社は、ASU第2014-09号が当社の連結財務諸表および関連する開示に与える影響の評価を行っています。

金融商品の会計処理－信用損失

2012年12月に、FASBはASU案「金融商品－信用損失」を公表しました。このASU案（以下「公開草案」といいます。）は、ステークホルダーが当該案をレビューしてFASBに意見を寄せることができるよう、パブリック・コメントの募集のために公表されたものであり、最終的なASUが公表されるまで、会計指針を規定するものではありません。

この公開草案には、金融機関およびその他の機関が保有する貸出金、有価証券およびその他の金融資産に係る予想信用損失に関する財務報告を改善する目的でFASBが策定した指針案が含まれています。また、公開草案は、信用損失をより早期に認識し、かつ、信用リスクに関する透明性をさらに高めることを意図した新たな会計モデルを提案しています。

FASBのモデル案では、金融資産の組成または取得時において貸出金、満期保有目的有価証券およびその他の受取債権に係る信用損失の認識に「予想信用損失」の測定目標を用い、予想信用損失の変動に応じて各期に調整されることとなります。公正価値が取得原価を下回っている売却可能有価証券については、信用関連の減損は信用損失引当金として減損が認識され、信用リスクの変化に応じて各期に調整されることとなります。これは、一般的に損失が認識前に発生することを求める従来のGAAPにおける複数の減損モデルに置き換わることであります。

FASBのモデル案は、従来のGAAPから大きく異なるため、当社の金融商品の会計処理に重要な変更が生じる可能性があります。FASBの最終的なASUが当社の財務諸表に与える影響は、当該基準の公表後に評価される予定です。当社では、この最終的なASUが2019年1月1日付でシティに適用されることを見込んでいます。

リース会計

2016年2月に、FASBはASU第2016-02号「リース（トピック842）」を公表しました。当該基準は、リース取引に係る会計処理の透明性および比較可能性を高めることを目的としています。当該ASUは、すべてのリースをリース資産およびリース負債として貸借対照表に認識することを求めており、またリース契約に関する主要な情報について定量的な開示と定性的な開示の両方を求めています。貸し手の会計処理には概ね変更はありません。当該指針は2019年1月1日から適用されますが、早期適用も選択できます。当社では、早期適用を行うかどうか、ならびにASU第2016-02号が当社の連結財務諸表、規制資本および関連する開示に与える影響について評価を行っています。

2. 非継続事業および重要な処分

非継続事業

以下の「非継続事業」は「本社事項、本社業務／その他」セグメントに計上されています。

ブラジルにおけるクレディカード事業の売却

2013年度に、シティは、ブラジルにおけるシティバンクブランドではないカードおよび消費者金融事業（以下「クレディカード」といいます。）を売却し、「非継続事業」として計上しました。処分に伴う残余費用および特定の偶発債務の解消により、2015年度および2014年度において、それぞれ6百万ドルおよび52百万ドルの「非継続事業からの利益」（税引後）が生じました。

シティ・キャピタル・アドバイザーズ事業の一部売却

2013年度に、シティは、2件の個別取引に従ってシティ・キャピタル・アドバイザーズ（以下「CCA」といいます。）における流動性戦略事業を売却し、「非継続事業」として計上しました。処分に伴う残余費用により、2015年度および2014年度において、それぞれ1百万ドルおよび4百万ドルの「非継続事業からの利益および損失」（税引後）が生じました。

エッグ・バンキング・ピーエルシー・クレジットカード事業の売却

2011年度に、シティは、エッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）のクレジットカード事業の売却を完了し、「非継続事業」として計上しました。処分に伴う残余費用により、2015年度および2014年度において、それぞれ61百万ドルおよび30百万ドルの「非継続事業からの損失」（税引後）が生じました。

シティのドイツにおける消費税納税グループの調査

2008年度に、シティは、ドイツのリテール・バンキング事業の売却を完了し、「非継続事業」として計上しました。2014年度において、処分に伴う残余費用により、税金費用20百万ドルが生じました。

非継続事業に関する結合業績

クレジットカード、CCA、エッグおよびシティが引き続き売却に伴う最低残余費用を負担している過年度の「非継続事業」に関する要約財務情報は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
支払利息控除後収益合計 ⁽¹⁾	\$ —	\$ 74	\$ 1,086
非継続事業からの利益（損失）	\$ (83)	\$ 10	\$ (242)
売却益	—	—	268
法人税等（便益）	(29)	12	(244)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (54)	\$ (2)	\$ 270

(1) 収益合計は、該当ある場合、売却損益を含みます。

「非継続事業」のキャッシュ・フローは、表示されている全期間において重要ではありませんでした。

重要な処分

2015年度および2014年度中に完了した以下の売却は、重要な処分として識別されました。以下には、取引実行時に連結貸借対照表から認識が中止された主要な種類の資産および負債、ならびに処分日までの各事業部門に関連する税引前利益（損失）が表示されています。

ワンメイン・ファイナンシャル事業の売却

2015年11月15日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったワンメイン・ファイナンシャル事業を売却しました。当該事業には、リテール支店1,100店舗、従業員5,500名および顧客口座約130万件が含まれています。ワンメイン・ファイナンシャルは、約102億ドルの資産を保有しており、これには貸出金（引当金控除後）78億ドルおよび売却可能有価証券14億ドルが含まれていました。売却した負債は合計84億ドルで、これには長期債務62億ドルおよび短期借入金11億ドルが含まれていました。この取引により、税引前で26億ドル（税引後では16億ドル）の売却益が発生し、「その他収益」に計上されました。しかし、シティ・ホールディングスの残余資産を支える特定の長期債務の償還差損を合算すると、その結果発生する税引後純利益は8億ドルでした。

税引前売却益および債務償還に係る損失を除いた税引前利益は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
税引前利益	\$ 663	\$ 890	\$ 923

日本のカード事業の売却

2015年12月14日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であった日本のカード事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）1,350百万ドル、顧客口座約720,000件および従業員840名が含まれています。この取引により、税引前で180百万ドル（税引後では155百万ドル）の売却益が発生し、「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた税引前利益（損失）は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2015年	2014年	2013年
税引前利益（損失）	\$ (5)	\$ —	\$ 46

日本のリテールバンク事業の売却

2015年11月1日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であった日本のリテールバンク事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）563百万ドル、預金200億ドル、顧客口座約725,000件、従業員1,600名および支店32店舗が含まれています。この取引により、税引前で446百万ドル（税引後では276百万ドル）の売却益が発生し、「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた法人税等（便益）控除前利益（損失）は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2015年	2014年	2013年
税引前利益（損失）	\$ (57)	\$ (5)	\$ 31

スペインの個人金融事業の売却

2014年9月22日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったスペインの個人金融事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）17億ドル、運用資産34億ドル、顧客預り金22億ドル、支店45店舗、ATM48台および従業員938名が含まれ、取引実行時に買い手は関連する現在の年金コミットメントを引き受けます。この取引により、税引前で243百万ドル（税引後では131百万ドル）の売却益が発生し、「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた税引前利益は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2015年	2014年	2013年
税引前利益	\$ —	\$ 130	\$ 59

ギリシャの個人金融事業の売却

2014年9月30日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったギリシャの個人金融事業を売却しました。当該事業には、個人向け貸出金（引当金控除後）353百万ドル、運用資産11億ドル、顧客預り金12億ドル、支店20店舗、ATM85台および従業員719名が含まれ、取引実行時に買い手はダイナースクラブの従業員に関連する特定の限定的な年金債務を引き受けます。この取引により、税引前で209百万ドル（税引後では91百万ドル）の売却益が発生し、「その他収益」に計上されました。税引前売却益を除いた税引前利益（損失）は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2015年	2014年	2013年
税引前利益（損失）	\$ —	\$ (76)	\$ (113)

3. 事業セグメント情報

シティグループの事業活動は「GCB」、「ICG」、「本社事項、本社業務／その他」およびシティ・ホールディングスの事業セグメントを通じて行われています。

「GCB」にはグローバルに展開する個人向け総合サービス網が含まれ、現地の支店網、事務所および電子決済システムを通じて広範にわたる銀行業務（商業銀行業務を含みます。）、クレジットカード融資業務および投資サービスを提供しており、「北米」、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」、「ラテンアメリカ」および「アジア」の4つのGCB事業で構成されています。

「ICG」は、「銀行業務」および「マーケティング&セキュリティーズ・サービス」で構成され、世界中の約100ヶ国の企業、機関、公共部門および富裕層顧客に対し、広範囲な銀行業務、ならびに金融商品およびサービスを提供しています。

「本社事項、本社業務／その他」には、グローバル機能の特定の未配分費用、その他の本社費用および財務部門の業績、未配分本社経費、特定項目の組替および相殺消去のための調整項目、非継続事業の業績および未配分法人税が含まれています。

シティ・ホールディングスは、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されています。

これらの報告すべきセグメントの会計方針は、連結財務諸表注記1に開示されている会計方針と同じです。

過年度の残高は、全期間の表示を当期の表示と一致させるために組替えられています。2015年1月1日より、GCBの11の市場における個人金融事業および韓国の消費者金融事業、ならびにシティが撤退を予定していたICGの特定事業、また、特定の資産および利息以外の収益に伴うシティの費用についての「本社事項、本社業務／その他」セグメントからシティの事業への費用負担の変更、特定の管理費、運営費および技術費についてのシティの事業間での費用負担の変更、ICG内での地域別業績の再配分、ならびにその他の重要性の低い特定の組替について、財務データがシティコープからシティ・ホールディングスに組替えられました。上記の変更があっても、シティの連結損益は、表示されている全期間において変動していません。

さらに、当連結財務諸表注記1に記載のとおり、シティは2015年度第1四半期においてASU第2014-01号を適用しました。このASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。シティの開示は、このASUの遡及適用を反映しており、表示されている全期間におけるシティの連結対象の資産、収益、法人税等および当期利益に影響を与えます。

次表は当社の継続事業のセグメント情報を示すものです。

	支払利息控除後収益 ⁽¹⁾			法人税等（便益）			継続事業からの利益 （損失） ⁽²⁾			識別可能資産 期末残高	
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年
グローバル個人金融部門	\$33,862	\$36,017	\$36,305	\$3,393	\$3,414	\$3,361	\$ 6,382	\$ 6,819	\$ 6,576	\$ 394	\$ 406
インスティテューショナル・ クライアント・グループ	33,748	33,052	33,322	4,383	4,070	4,174	9,451	9,534	9,425	1,211	1,257
本社事項、本社業務／その他	907	301	322	(1,339)	(344)	(216)	495	(5,375)	(514)	52	50
シティコープ小計	\$68,517	\$69,370	\$69,949	\$6,437	\$7,140	\$7,319	\$16,328	\$10,978	\$15,487	\$1,657	\$1,713
シティ・ホールディングス	7,837	7,849	6,775	1,003	57	(1,133)	1,058	(3,474)	(1,871)	74	129
合計	\$76,354	\$77,219	\$76,724	\$7,440	\$7,197	\$6,186	\$17,386	\$ 7,504	\$13,616	\$1,731	\$1,842

(1) 2015年度、2014年度および2013年度のシティコープ（「本社事項、本社業務／その他」は除きます。）の支払利息控除後収益合計として、「北米」でそれぞれ326億ドル、326億ドルおよび311億ドル、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」でそれぞれ108億ドル、106億ドルおよび113億ドル、「ラテンアメリカ」でそれぞれ112億ドル、126億ドルおよび133億ドル、「アジア」でそれぞれ130億ドル、133億ドルおよび139億ドルが含まれています。

(2) 2015年度、2014年度および2013年度の貸倒引当金および給付ならびに請求に対する引当（税引前）として、「GCB」の業績でそれぞれ58億ドル、58億ドルおよび66億ドル、「ICG」の業績でそれぞれ929百万ドル、57百万ドルおよび78百万ドル、シティ・ホールディングスの業績でそれぞれ12億ドル、16億ドルおよび19億ドルが含まれています。

4. 受取利息および支払利息

「受取利息」および「支払利息」の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2015年	2014年	2013年
受取利息			
貸出金利息および貸出手数料	\$40,510	\$44,776	\$45,580
銀行預け金	727	959	1,026
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券	2,516	2,366	2,566
投資（配当金を含む）	7,017	7,195	6,919
トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	5,942	5,880	6,277
その他利息 ⁽²⁾	1,839	507	602
受取利息合計	\$58,551	\$61,683	\$62,970
支払利息			
預金 ⁽³⁾	\$ 5,052	\$ 5,692	\$ 6,236
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券	1,614	1,895	2,339
トレーディング勘定負債 ⁽¹⁾	216	168	169
短期借入金	522	580	597
長期債務	4,517	5,355	6,836
支払利息合計	\$11,921	\$13,690	\$16,177
純利息収益	\$46,630	\$47,993	\$46,793
貸倒引当金繰入額	7,108	6,828	7,604
貸倒引当金控除後の純利息収益	\$39,522	\$41,165	\$39,189

- (1) 「ICG」の「トレーディング勘定負債」に係る支払利息は、「トレーディング勘定資産」の受取利息から控除されています。
- (2) 2015年度において、重要な処分に係る資産（主にワンメイン・ファイナンシャル事業）に関連して稼得した利息は、「その他利息」に組み替えられました。
- (3) 預金保険費用および手数料が、2015年度、2014年度および2013年度において、それぞれ1,118百万ドル、1,038百万ドルおよび1,132百万ドル含まれています。

5. 役務収益および手数料

「役務収益および手数料」の主要な構成要素は、投資銀行業務報酬、トレーディング関連手数料、クレジットカードおよび銀行カード手数料、ならびに「ICG」セグメントにおける取引および証券サービスに関連する手数料です。

投資銀行業務報酬は、主に引受サービス手数料およびアドバイザリー収益で構成されており、契約条件に基づいてシティグループのサービスが完了した時点で認識されますが、これは通常、取引終了時点になります。引受手数料は、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA監査および会計ガイド（ASC 940-605-05-1として編纂されています。）に従って、顧客へ請求可能な費用と請求不能な費用の両方を控除して「役務収益および手数料」に計上されます。アドバイザリー取引に関する費用は、顧客への請求費用を控除して「その他の営業費用」に計上されます。現金払経費は繰り延べられ、関連する収入が認識された時点で認識されます。クローズしなかった（完了しなかった）投資銀行業務の取引に関連して発生した費用は通常、「その他の営業費用」に総額で計上されます。

トレーディング関連手数料には主に以下の取引からの役務収益および手数料が含まれます。取引所および店頭市場における顧客のための取引の実施、ミューチュアル・ファンド、保険およびその他の年金商品の販売、取引決済のための顧客支援、仲介サービスおよびその他のサービスの提供。トレーディング関連手数料は、稼得時点で「役務収益および手数料」に認識されます。これらの取引による利益または損失があれば、「自己勘定取引」に含まれます（当連結財務諸表注記6をご参照ください）。

クレジットカードおよび銀行カード手数料は、主に取引処理収益および特定のカード手数料で構成されています。カード手数料には年会費が含まれ、報奨プログラム費用および特定のパートナーへの支払額が控除されています。取引処理収益およびカード手数料は稼得した時点で認識されます。年会費は繰り延べられて12ヶ月間にわたり定額法で償却されます。報奨費用は、顧客がポイントを獲得した時点で認識されます。次表は、「役務収益および手数料」を示しています。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
投資銀行業務	\$ 3,423	\$ 3,687	\$ 3,315
トレーディング関連	2,345	2,503	2,563
クレジットカードおよび銀行カード	1,786	2,227	2,472
取引および証券サービス	1,735	1,871	1,847
その他の個人金融 ⁽¹⁾	685	885	911
法人金融 ⁽²⁾	493	531	516
小切手関連	497	531	551
貸付サービシング業務	404	380	500
その他	480	417	266
役務収益および手数料合計	\$11,848	\$13,032	\$12,941

(1) 主として投資ファンド管理運用報酬、第三者回収手数料、要求払い預金口座手数料および特定のクレジットカード手数料から構成されます。

(2) 主としてローン・シンジケーションの組成および引受による手数料から構成されます。

6. 自己勘定取引

「自己勘定取引」の収益は、トレーディング活動による実現・未実現損益から構成されています。トレーディング活動には、主要なリスクに特徴付けられるポートフォリオに基づき管理されている債券、株式、クレジットおよびコモディティ商品、ならびに外国為替取引からの収益が含まれています。次表には、トレーディング活動の収益性において重要な項目であるトレーディング活動に関連する純利息収益の影響は含まれていません。トレーディング活動に関連する純利息収益の情報については、当連結財務諸表注記4をご参照ください。自己勘定取引には、CVA（デリバティブの信用評価調整）、店頭デリバティブのFVA（資金調達評価調整）およびDVA（公正価値オプションが選択されている発行済負債の債務評価調整）が含まれています。これらの調整については、当連結財務諸表注記25に詳細が記載されています。

次表は、自己勘定取引収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
グローバル個人金融部門	\$ 636	\$ 699	\$ 762
インスティテューショナル・クライアント・グループ	5,823	5,905	6,489
本社事項、本社業務／その他	(444)	(380)	(75)
シティコープ小計	\$ 6,015	\$ 6,224	\$ 7,176
シティ・ホールディングス	(7)	474	126
シティグループ合計	\$ 6,008	\$ 6,698	\$ 7,302
金利リスク ⁽¹⁾	\$ 3,798	\$ 3,657	\$ 4,055
外国為替リスク ⁽²⁾	1,532	2,008	2,307
株式リスク ⁽³⁾	(303)	(260)	319
コモディティ・リスクおよびその他のリスク ⁽⁴⁾	750	590	277
信用商品およびリスク ⁽⁵⁾	231	703	344
合計	\$ 6,008	\$ 6,698	\$ 7,302

- (1) 政府証券、社債、地方債証券、抵当貸付証券およびその他の債券からの収益を含みます。また、通貨の直物・先物取引、ならびに取引所・店頭取引の通貨オプション、債券オプション、金利スワップ、通貨スワップ、スワップ・オプション、キャップおよびフロアー、金融先物、店頭オプションおよび債券先渡契約からの収益を含みます。
- (2) 為替の直物、先物、オプションおよびスワップからの収益ならびに為替差損益を含みます。
- (3) 普通株式、優先株式、優先転換株式、転換社債、株式連動債、ならびに取引所・店頭取引の株式オプションおよびワラントからの収益を含みます。
- (4) 主に、原油、精製石油製品、天然ガスおよびその他の商品取引からの収益を含みます。
- (5) 仕組クレジット商品からの収益を含みます。

7. インセンティブ・プラン

自由裁量による年次インセンティブ報奨

シティグループは、同グループの全世界の従業員の大部分を対象とした自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として、即時の現金賞与、繰延現金報奨、株式支払、ならびに制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しています。株式報酬プログラムの一環としてシティグループが発行する普通株式の大部分は、これらの報奨の株式構成要素の権利確定分に充てられることになります。

自由裁量による年次インセンティブ報奨は、通常、前年度の業績に基づき年度の第1四半期に付与されます。100,000ドル（または現地通貨建同等額）未満の報奨は、全額即時に現金賞与の形で支払われます。シティグループの方針および／または規制要件に沿って、特定の従業員および役員は、インセンティブの支払の繰延が必須とされ、通常、報奨の25%から60%を制限株式または繰延株式および繰延現金報奨の組合せで受領します。EU諸国の多くの従業員に対する自由裁量による年次インセンティブ報奨は、報奨合計にかかわらず繰延要件が課せられ、株式支払または株式ユニット報奨の形式で即時に譲渡されたインセンティブの50%は、売却または譲渡の制限対象あるいは継続保有の対象（通常6ヶ月間）となっています。

繰延年次インセンティブ報奨は、シティの資本蓄積プログラム（以下「CAP」といいます。）に基づく制限株式報奨または繰延株式報奨、および繰延現金報奨の2つの報奨として付与される場合があります。適用されるCAP報奨および繰延現金報奨の組合せは、従業員の最低繰延要件および雇用される国により異なります。繰延分すべてがCAP報奨または繰延現金報奨の形式をとる場合もあります。

一部の例外を除いて（主に退職適格従業員）、CAP報奨および繰延現金報奨の権利確定には、シティグループで引き続き勤務していることが要件とされます。退職適格従業員およびその他の条件を満たす参加者の退職後の権利確定は通常、シティグループが一定の条件に基づいて雇用関係を中止した場合を除き、残る権利確定期間中にシティグループとの競合を避けることが条件となっています。

通常、CAP報奨および繰延現金報奨は3年間または4年間にわたり均等割り当てにより権利が確定します。権利確定したCAP報奨は、普通株式が引き渡されます。繰延現金報奨は未払現金とされ、名目固定利付とされますが、当該金利は対象元本である報奨額が権利確定した場合にのみ支払われます。EU諸国では通常、権利確定したCAP報奨株式は、権利確定後売却または譲渡の制限対象とされ、権利確定した繰延現金報奨は支払制限の対象（通常、各ケース6ヶ月間）とされます。

2011年1月以降に付与された権利未確定のCAP報奨および繰延現金報奨は、特定の状況に適用される1つまたは複数のクローバック条項の対象とされ、これには、従業員のリスク制限違反またはその他の不正行為、あるいは報奨が虚偽記載の利益に基づく場合が含まれます。2013年2月以降に一部の従業員に付与されたCAP報奨および2012年1月に一部の従業員に付与された繰延現金報奨は、計算式による業績連動の権利確定条件の対象とされ、これに基づき、権利確定予定日の前暦年における参加者の事業により税引前損失が発生した場合の金額に応じて権利確定予定の金額から控除されます。2013年2月以降に付与されたCAP報奨については、少なくとも20%の減額が当初の損失額について適用されます。

さらに、2013年2月以降に一部の従業員に付与された繰延現金報奨は、自由裁量による業績連動の権利確定条件の対象となり、従業員が「重大な責任」を負うような「重大な不利な結果」が生じた場合に、権利確定予定の金額が減額される場合があります。当該従業員に2014年2月以降に付与された繰延現金報奨は、追加クローバック条項の対象とされ、従業員が不正行為または重大な軽率判断を行った場合、あるいは当該行為を行った従業員に対する監督を怠ったか、上申を怠った者に対して、権利未確定の報奨が取り消される場合があります。

特定のCAP報奨およびその他の株式報奨（一部の自由裁量によるクローバック条項の対象とされるEU諸国の参加者に対するものを含みます。）は変動会計の適用を受けており、これにより、報奨が現金または株式で決済される日まで、シティグループの普通株式の価額の変動とともに、関連する報奨の価値は変動します。これらの報奨に関する費用計上額の合計は、決済日まで確定しません。

雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨

年度を通じた様々なタイミングで、シティの新規雇用促進を目的とした雇用契約時報奨、または能力の高い従業員に対する長期リテンション報奨として、株式報奨および繰延現金報奨の付与が行われます。

これらの報奨に係る権利確定期間およびその他の諸条件は、付与ごとに異なります。権利確定のためには、受領者は通常、死亡、障がい、または解雇（ただし「重大な不正行為」による場合を除きます。）を除いて権利確定日まで継続的に勤務している必要があります。これらの報奨では通常、退職適格参加者による退職後権利確定は行われません。

株式報奨未行使残高（権利未確定分）

自由裁量による年次インセンティブまたは雇用契約時の報奨および長期リテンション報奨として付与された権利未確定の株式報奨の状況に関する要約は、以下のとおりです。

権利未確定株式報奨	株式数	付与日の1株当たり 加重平均公正価値
2015年1月1日現在の未確定権利	50,004,393	\$ 42.52
付与 ⁽¹⁾	17,815,456	50.33
取消	(2,005,875)	44.71
権利確定 ⁽²⁾	(23,953,683)	42.53
2015年12月31日現在の未確定権利	41,860,291	\$ 45.73

(1) 2014年度および2013年度に付与された株式の加重平均公正価値は、それぞれ49.65ドルおよび43.96ドルでした。

(2) 2015年度に権利が確定した株式の加重平均公正価値は、1株当たり約48.09ドルでした。

2015年12月31日現在、権利未確定の株式報奨に関連する未認識報酬費用合計（権利失効の見積による影響を控除後）は634百万ドルでした。当該費用は、1.5年の加重平均期間にわたり認識される予定です。ただし、報奨のうち変動会計の対象となる部分の価値はシティグループの普通株式価額の変動に伴い変動します。

業績連動株式ユニット

2013年2月19日に、特定の執行役員に対して2012年度の業績に対する業績連動株式ユニット（以下「PSU」といいます。）の目標数が付与され、2014年2月18日および2015年2月18日に、より広い範囲の役員に対して2013年度および2014年度の業績に対するPSUの目標数が付与されました。PSUは、シティグループが、報奨が付与された年度から3年間のシティグループの資産利益率および同業他社と比較した相対的な株主総利回りに関する特定の業績目標を達成した場合にのみ付与されます。最終的に獲得される実際の金額は、業績目標が達成されない場合のゼロから、業績目標を大幅に上回る場合の目標数の150%まで変動します。PSU 1単位の価額は、シティの普通株式1株の価額に相当します。

2015年度の業績に対するPSUは、2016年2月16日に付与されました。2016年度のPSUは、同業他社と比較したシティグループの相対的な株主総利回りに基づき、3年間の業績期間にわたり稼得されます。最終的に稼得される実際の金額は、業績目標が達成されない場合のゼロから、業績目標を大幅に上回る場合の目標値の150%まで変動します。PSU 1単位の価額は、シティの普通株式1株の価額に相当します。

PSUには変動会計が適用されるため、報奨の価額は、業績期間末後に報奨が現金のみで決済されるまで、シティグループの株価の変動や各報奨に対する特定の業績目標の達成度合いに伴い変動します。報奨の価額は、業績目標の影響を受け、評価における複数の仮定（各報奨の特定の業績目標が達成される可能性を含みます。）を組み込んだシミュレーション・モデルを用いて見積られます。モデルに用いられる無リスク金利は、該当する米国債のイールドカーブに基づいています。報奨に関するその他の重要な仮定は以下のとおりです。

評価における仮定

	2015年	2014年	2013年
予想変動率	27.13%	39.12%	42.65%
予想配当利回り	0.08%	0.08%	0.12%

2015年度における業績連動株式ユニットの増減の概要は以下のとおりです。

業績連動株式ユニット	単位数	付与日の1単位当たり 加重平均公正価値
期首残高	843,793	\$ 46.28
付与 ⁽¹⁾	513,464	44.07
取消	—	—
支払	—	—
期末残高	1,357,257	\$ 45.45

(1) 2014年度および2013年度に付与されたユニットの付与日の加重平均公正価値は、それぞれ1単位当たり48.34ドルおよび42.26ドルでした。

ストック・オプション・プログラム

ストック・オプションは、2009年度以降、年次インセンティブ報奨プログラムの一環としてはシティの従業員に付与されていません。

未行使のストック・オプションはすべて完全に権利が確定しており、関連費用は過去の期間において損益計算書の費用として認識されています。通常、未行使のストック・オプションの期間は6年間で、一部のストック・オプションには様々な譲渡制限が付されています。2015年12月31日に終了した事業年度において、このプログラムに基づく従業員のストック・オプションの行使によって受け取った現金は約634百万ドルでした。

シティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプションの変動は以下のとおりです。

	2015年			2014年			2013年		
	オプション	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	オプション	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	オプション	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値
期首残高	26,514,119	\$48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$50.72	\$ 1.39	35,020,397	\$51.20	\$ —
取消	(7,901)	40.80	—	(28,257)	40.80	—	(50,914)	212.35	—
行使期限切れ	(1,646,581)	40.85	—	(602,093)	242.43	—	(86,964)	528.40	—
行使	(18,203,048)	41.39	13.03	(4,363,637)	40.82	11.37	(3,374,413)	40.81	9.54
期末残高	6,656,588	\$67.92	\$ —	26,514,119	\$48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$50.72	\$ 1.39
期末現在行使可能	6,656,588			26,514,119			30,662,588		

次表は、2015年12月31日現在のシティグループのストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプション残高についての概要です。

	オプション残高			行使可能オプション	
	未行使数	加重平均残存契約期間	加重平均行使価格	行使可能数	加重平均行使価格
行使価格の範囲					
\$39.00—\$49.99	5,763,424	1.0年	\$ 48.16	5,763,424	\$ 48.16
\$50.00—\$99.99	66,660	5.4年	56.25	66,660	56.25
\$100.00—\$199.99	502,416	3.0年	147.13	502,416	147.13
\$200.00—\$299.99	124,088	2.1年	240.28	124,088	240.28
\$300.00—\$399.99	200,000	2.1年	335.50	200,000	335.50
2015年12月31日現在の合計	6,656,588	1.3年	\$ 67.92	6,656,588	\$ 67.92

その他の変動インセンティブ報酬

シティグループは、特に販売、業務上の卓越性および顧客満足度の分野での業績を動機付けするため、またその報酬として、全世界で様々なインセンティブ・プランを有しています。これらの制度への参加は通常、自由裁量による年次インセンティブ報奨を受ける資格のない従業員に限定されています。

要約

変動会計の対象となる報奨を除いて、株式報奨として認識される費用の合計額は、当該報奨の付与日における公正価値を表しています。この費用の合計額は、退職適格従業員に付与された報奨や権利が即時に確定する報奨を除き、通常、権利確定期間にわたる損益への計上として認識されます。退職適格従業員に報奨が付与された場合または付与が見込まれる場合はいつでも、適用される退職適格条件がいつ充足されたか、またはいつ充足される予定かに基づいて損益への計上が前倒しにされます。当該従業員が付与日に退職適格である場合、あるいは当該報奨の権利が付与日に確定する場合は、費用全体が付与日の前年度に認識されます。

シティグループの株式報奨の受領者は通常、権利確定または行使により株式を受領するまで、または適用される必須保有期間が経過するまでは、株主としての権利は有しません。ただし、制限株式報奨または繰延株式報奨および株式ユニット報奨の受領者は、権利確定期間中に配当金または配当相当額の支払を受け取る権利を有する場合があります。また制限株式報奨の受領者は、通常、権利確定期間中に報奨の株式について議決権を有します。株式報奨の権利が確定した後、特定の期間売却または譲渡が制限されていない限り、株式は自由に譲渡可能になります。

2005年4月19日以降に付与された株式報奨はすべて、全員社外取締役で構成されているシティグループの取締役会の人事・報酬委員会によって管理されている株主承認済株式インセンティブ・プランに基づき付与されています。

2015年12月31日現在、シティグループの普通株式約54.4百万株が、現在株式報奨の付与が実施される唯一の制度であるシティグループの2014ストック・インセンティブ・プランに基づき付与されることが認められています。

2014ストック・インセンティブ・プランおよびこれに先立つプランでは、本制度に基づき付与する報奨に関して自己株式または新株の使用が認められています。2012年度から2015年度において年次繰延株式報奨の大部分の権利確定分を決済するために、新株が発行されました。2016年度第1四半期において、権利確定分の決済に自己株式が使用されました。株式報奨の決済に自己株式または新株を使用することにより、連結損益計算書に計上された株式報奨の償却額に影響はありません。

インセンティブ報酬費用

次表は、上記の特定のインセンティブ報酬プログラムに関連して2015年度、2014年度および2013年度に計上された報酬費用の内訳を示しています。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
退職適格従業員に付与する予定の報奨に関する費用	\$ 541	\$ 525	\$ 468
繰延現金報奨、繰延現金株式ユニットおよび 業績連動株式ユニットの償却費	325	311	323
権利が即時に確定する株式報奨費用 ⁽¹⁾	61	51	54
制限株式および繰延株式報奨の償却費 ⁽²⁾	461	668	862
オプション費用	—	1	10
その他の変動インセンティブ報酬	773	803	1,076
利益分配制度	—	1	78
合計	\$2,161	\$2,360	\$2,871

(1) 通常は現金報奨の代わりに株式により支払われる、権利が即時に確定する株式報奨に関する費用を表しています。費用は通常、付与日より前の年度の現金インセンティブ報酬として繰延されます。

(2) すべての会計期間には、非退職適格従業員に付与された権利未確定報奨の償却費用のすべてが含まれています。償却は、見積り権利失効分を控除後の金額で計上されています。

報奨未行使残高（権利未確定分）に関連する将来の費用

シティは、2015年度以前の年度の業績に対して報奨を付与した結果、将来の期間に報酬費用を計上する予定です。報奨には将来満たされる勤務条件またはその他の条件が含まれていることから、すでに付与されている報奨の費用は当該将来期間にわたって認識されます。シティが予想する将来の費用（これから発生する失効、取消、クローバック条項および人員削減に関連する前倒しでの計上の影響を除きます。）の概要は、以下の表のとおりです。これらの報奨のうち変動会計の対象となる部分は、シティグループの普通株式の株価の変動に伴い費用の金額が変動することになります。

(単位：百万ドル)	2016年	2017年	2018年	2019年度 以降 ⁽¹⁾	合計 ⁽²⁾
2015年度以前に付与された報奨：					
繰延株式報奨	\$ 339	\$ 201	\$ 88	\$ 12	\$ 640
繰延現金報奨	215	121	45	4	385
すでに付与された報奨に関連する将来の費用	\$ 554	\$ 322	\$ 133	\$ 16	\$1,025
2016年度に付与される報奨に関連する 将来の費用 ⁽³⁾	297	211	166	113	787
合計	\$ 851	\$ 533	\$ 299	\$ 129	\$1,812

(1) 主に2019年度です。

(2) このうち16億ドルは「ICG」に起因します。

(3) 2015年度の勤務に対して付与されるシティの自由裁量による年次インセンティブ報奨の一環として2016年2月16日頃に付与される報奨です。

8. 退職給付

年金制度および退職後制度

当社は米国内の特定の従業員を対象とするいくつかの非拠出型確定給付年金制度、ならびに米国外の従業員を対象とする様々な確定給付年金・離職補償制度を有しています。

米国内の適格確定給付制度は、2008年1月1日付でほぼすべての従業員について停止されました。したがって、2007年度以後、既存制度参加者のキャッシュ・バランス部分に計上される追加の報奨に基づく拠出金はありません。しかし、従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員の給付については引き続き未払計上されます。当社はまた、一定の資格を有する米国内の退職従業員および米国外の一定の資格を有する従業員に対し、退職後健康保険および生命保険給付を提供しています。

また当社は多数の非拠出型非適格年金制度のスポンサーとなっています。これらの制度は、非積立型であり、米国内の特定の従業員に対して補完的確定年金給付を行うものです。従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員を除き、当該制度に基づく給付は過年度に停止されました。

当社の最も重要性の高い年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）の制度債務、制度資産および制度期間費用は、年1回ではなく四半期ごとに測定および開示されます。重要な制度は、2015年12月31日現在の当社の全世界の年金および退職後制度債務の約90%を占めていました。その他すべての制度（以下「その他すべての制度」といいます。）は年1回、12月31日の測定日に測定が行われます。

正味（便益）費用

次表は、重要な制度およびその他すべての制度に該当する年金制度および退職後給付制度に関して、各表示期間における連結損益計算書に認識された正味（便益）費用の内訳の要約です。

	年金制度						退職後給付制度					
	米国内制度			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)												
適格制度												
当期中に稼得された給付	\$ 4	\$ 6	\$ 8	\$168	\$178	\$210	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 12	\$ 15	\$ 43
給付債務に係る利息費用	553	541	538	317	376	384	33	33	33	108	120	146
制度資産期待収益	(893)	(878)	(863)	(323)	(384)	(396)	(3)	(1)	(2)	(105)	(121)	(133)
未認識債務の償却費												
過去勤務（給付）費用	(3)	(3)	(4)	2	1	4	—	—	(1)	(11)	(12)	—
正味年金数理損失	139	105	104	73	77	95	—	—	—	43	39	45
縮小損失（利益） ⁽¹⁾	14	—	21	—	14	4	—	—	—	(1)	—	—
清算損失（利益） ⁽¹⁾	—	—	—	44	53	13	—	—	—	—	—	(1)
特別退職給付 ⁽¹⁾	—	—	—	—	9	8	—	—	—	—	—	—
正味適格制度（便益）費用	\$(186)	\$(229)	\$(196)	\$281	\$324	\$322	\$30	\$32	\$30	\$ 46	\$ 41	\$100
非適格制度費用	43	45	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会計方針変更による累積的影響額 ⁽²⁾	—	—	(23)	—	—	—	—	—	—	—	—	3
正味（便益）費用合計	\$(143)	\$(184)	\$(173)	\$281	\$324	\$322	\$30	\$32	\$30	\$ 46	\$ 41	\$103

(1) 縮小、清算および特別退職給付に起因する損失（利益）は、事業再編および売却措置に関連しています。

(2) 重要な制度について四半期ごとの測定を適用したことに伴う累積的影響額です。

確定給付年金制度に関して、2016年度に「その他包括利益（損失）累計額」から償却され、正味費用に計上される見積正味年金数理損失および過去勤務費用はそれぞれ約226百万ドルおよび1百万ドルです。退職後給付制度に関する2016年度の見積正味年金数理損失および過去勤務費用（給付）の償却額はそれぞれ約35百万ドルおよび(11)百万ドルです。

拠出

当社の米国内および米国外の年金および退職後制度の積立慣行は、一般的に、適用される現地の法規制に従って最低積立要求額まで積み立てることになっています。当社は、適切であれば、最低拠出金額以上に拠出することもあります。さらに、経営陣は積立慣行を変更することもできます。2015年度または2014年度の米国年金制度について最低限要求される現金拠出はありませんでした。

以下の表は、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度の実際の当社の拠出額ならびに2016年度について見積られた当社の予想拠出額を要約したものです。拠出の決定は市場実績および規制要件などの様々な要素による影響を受けるため、見積拠出額は変更される可能性があります。

当社の拠出の要約

(単位：百万ドル)	年金制度 ⁽¹⁾						退職後給付制度 ⁽¹⁾					
	米国内制度 ⁽²⁾			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年	2016年	2015年	2014年
当社の拠出額	\$ —	\$ —	\$ 100	\$ 78	\$ 92	\$ 130	\$ —	\$ 174	\$ —	\$ 3	\$ 4	\$ 6
当社が直接支払う給付額	55	52	58	59	42	100	—	61	56	6	5	6

(1) 2016年度の報告額は見積額です。

(2) 米国内の年金制度には、非適格年金制度について当社が直接支払った給付額が含まれます。

積立状況およびその他包括利益累計額

次表は、当社の年金および退職後給付制度に関する積立状況および連結貸借対照表認識額の要約です。

正味認識金額

(単位：百万ドル)	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
予測給付債務の増減								
適格制度								
予測給付債務期首残高	\$14,060	\$12,137	\$ 7,252	\$ 7,194	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411
当期中に稼得した給付	4	6	168	178	—	—	12	15
給付債務に係る利息費用	553	541	317	376	33	33	108	120
制度修正	—	—	6	2	—	—	—	(14)
年金数理損失（利益） ⁽¹⁾	(649)	2,077	(28)	790	(55)	184	(88)	262
支払給付（参加者拠出額控除後）	(751)	(701)	(294)	(352)	(90)	(91)	(57)	(93)
政府の補助金見込額	—	—	—	—	12	11	—	—
売却	—	—	(147)	(18)	—	—	—	(1)
清算（利益）損失 ⁽²⁾	—	—	(61)	(184)	—	—	—	—
縮小（利益）損失 ⁽²⁾	14	—	(8)	(58)	—	—	—	(3)
特別退職給付 ⁽²⁾	—	—	—	9	—	—	—	—
外国為替の影響およびその他	—	—	(671)	(685)	—	—	(211)	(170)
適格制度	\$13,231	\$14,060	\$ 6,534	\$ 7,252	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527
非適格制度	712	779	—	—	—	—	—	—
予測給付債務期末残高	\$13,943	\$14,839	\$ 6,534	\$ 7,252	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527

(1) 米国内制度の2014年度の金額には、更新された生命表を適用したことによる影響額が含まれています（以下の「生命表」をご参照ください）。

(2) 縮小、清算（利益）／損失および特別退職給付は、事業再編および売却措置に関連しています。

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)								
制度資産の増減								
適格制度								
制度資産公正価値期首残高	\$13,071	\$12,731	\$ 7,057	\$ 6,918	\$ 10	\$ 32	\$ 1,384	\$ 1,472
制度資産の収益実績	(183)	941	56	1,108	(1)	2	(5)	166
当社の拠出金	—	100	134	230	235	56	9	12
制度参加者の拠出額	—	—	5	5	49	51	—	—
売却	—	—	(131)	(11)	—	—	—	—
清算	—	—	(61)	(184)	—	—	—	—
支払給付（政府補助金控除後）	(751)	(701)	(299)	(357)	(127)	(131)	(57)	(93)
外国為替の影響およびその他	—	—	(657)	(652)	—	—	(198)	(173)
適格制度	\$12,137	\$13,071	\$ 6,104	\$ 7,057	\$ 166	\$ 10	\$ 1,133	\$ 1,384
非適格制度	—	—	—	—	—	—	—	—
制度資産公正価値期末残高	\$12,137	\$13,071	\$ 6,104	\$ 7,057	\$ 166	\$ 10	\$ 1,133	\$ 1,384
制度の積立状況								
適格制度⁽²⁾	\$ (1,094)	\$ (989)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
非適格制度⁽¹⁾	(712)	(779)	—	—	—	—	—	—
期末日現在における制度の積立状況	\$ (1,806)	\$ (1,768)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
認識された正味金額								
適格制度								
給付資産	\$ —	\$ —	\$ 726	\$ 921	\$ —	\$ —	\$ 115	\$ 196
給付債務	(1,094)	(989)	(1,156)	(1,116)	(651)	(907)	(273)	(339)
適格制度	\$ (1,094)	\$ (989)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
非適格制度	(712)	(779)	—	—	—	—	—	—
貸借対照表に認識された正味金額	\$ (1,806)	\$ (1,768)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
その他包括利益（損失）累計額に認識された金額								
適格制度								
正味移行債務	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
過去勤務給付	—	3	5	13	—	—	125	157
正味年金数理利益（損失）	(6,107)	(5,819)	(1,613)	(1,690)	3	(56)	(547)	(658)
適格制度	\$ (6,107)	\$ (5,816)	\$ (1,609)	\$ (1,678)	\$ 3	\$ (56)	\$ (422)	\$ (501)
非適格制度	(266)	(325)	—	—	—	—	—	—
持分に認識された正味金額（税引前）	\$ (6,373)	\$ (6,141)	\$ (1,609)	\$ (1,678)	\$ 3	\$ (56)	\$ (422)	\$ (501)
累積給付債務								
適格制度	\$13,226	\$14,050	\$ 6,049	\$ 6,699	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527
非適格制度	706	771	—	—	—	—	—	—
累積給付債務期末残高	\$13,932	\$14,821	\$ 6,049	\$ 6,699	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527

(1) 当社の非適格制度は非積立型です。

(2) 米国内の適格年金制度は、2016年1月1日現在、従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の特定の積立規則に基づいて全額積み立てられており、2016年度について最低積立要求額はありません。

次表は、各表示年度における当社の（重要な制度およびその他すべての制度についての）年金制度および退職後給付制度に関する「その他包括利益（損失）累計額」の増減を示しています。

（単位：百万ドル）	2015年	2014年	2013年
期首残高（税引後） (1)(2)	\$ (5,159)	\$ (3,989)	\$ (5,270)
会計方針変更による累積的影響額 (3)	—	—	(22)
年金数理上の仮定の変動および制度の実績 (4)	898	(3,404)	2,380
実現収益と期待収益の差額による資産運用利益（損失）（正味）	(1,457)	833	(1,084)
償却額（正味）	236	202	271
過去勤務（費用）給付	(6)	13	360
縮小／清算による利益 (5)	57	67	—
外国為替の影響およびその他	291	459	74
繰延税金の変動（正味）	24	660	(698)
増減（税引後）	\$ 43	\$ (1,170)	\$ 1,281
期末残高（税引後） (1)(2)	\$ (5,116)	\$ (5,159)	\$ (3,989)

(1) 「その他包括利益（損失）累計額」の正味残高の詳細については、当連結財務諸表注記20をご参照ください。

(2) 米国外の特定の利益分配制度に係る税引後の金額が含まれています。

(3) 重要な制度について四半期ごとの測定を適用したことに伴う会計方針変更による累積的影響額を表します。

(4) 2015年度、2014年度および2013年度において、米国内の非適格年金制度に関連する年金数理利益（損失）が、それぞれ46百万ドル、(111)百万ドルおよび58百万ドル含まれています。

(5) 縮小および清算利益は、事業再編および売却措置に関連しています。

2015年および2014年12月31日現在の、予測給付債務（以下「PB0」といいます。）が制度資産を超過しているすべての確定給付年金制度および累積給付債務（以下「AB0」といいます。）が制度資産を超過しているすべての確定給付年金制度のPB0の総額、AB0の総額および制度資産の公正価値の総額は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	制度資産の公正価値を超えるPB0				制度資産の公正価値を超えるAB0			
	米国内制度 (1)		米国外制度		米国内制度 (1)		米国外制度	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
予測給付債務	\$13,943	\$14,839	\$3,918	\$2,756	\$13,943	\$14,839	\$2,369	\$2,570
累積給付債務	13,932	14,821	3,488	2,353	13,932	14,821	2,047	2,233
制度資産の公正価値	12,137	13,071	2,762	1,640	12,137	13,071	1,243	1,495

(1) 2015年および2014年12月31日現在、米国内の適格制度および非適格制度の双方において、PB0の総額およびAB0の総額が制度資産を上回りました。

2015年および2014年12月31日現在では、米国内と米国外の適格年金制度のAB0の合算額が、制度資産をそれぞれ10億ドルおよび6億ドル上回りました。

制度の仮定

当社は、制度の債務および費用を決定するため多数の仮定を利用しています。これらの仮定が1つまたは複数変更されると、当社の年金PB0および退職後PB0、積立状況および（給付）費用に影響を及ぼします。PB0および制度資産の公正価値の変動により制度の積立状況が変動すると、それに対応して「その他包括利益（損失）累計額」に影響が生じます。

次表の12月31日に終了した各事業年度における年金数理上の仮定は、年度末現在のPB0およびその後の年度（期間）における正味期間（給付）費用の測定に用いられています。シティの重要な制度は、四半期ごとに測定されているため、翌年度第1四半期における正味期間（給付）費用の計算には、当該制度に係る年度末現在の割引率が用いられます。この四半期ごとの測定プロセスの結果、重要な制度に係る正味期間（給付）費用は、直前の四半期末現在の割引率（次表に表示されている米国内の年金および退職後制度に係る割引率）に基づき、各四半期末現在で計算されています。米国外の年金および退職後制度に係る年金数理上の仮定は、四半期ごとに測定される重要な制度および年1回測定されるその他すべての制度に関連しています。

当社の年金制度および退職後給付債務ならびに正味給付費用の決定に際して用いられた特定の仮定は、以下のとおりです。

期末現在 割引率	2015年	2014年
米国内制度		
適格年金	4.40%	4.00%
非適格年金	4.35	3.90
退職後	4.20	3.80
米国外年金制度		
範囲	0.25 から 42.00	1.00 から 32.50
加重平均	4.76	4.74
米国外退職後給付制度		
範囲	2.00 から 13.20	2.25 から 12.00
加重平均	7.90	7.50
将来の昇給率		
米国内制度	なし	なし
米国外年金制度		
範囲	1.00 から 40.00	1.00 から 30.00
加重平均	3.24	3.27
資産期待収益		
米国内制度	7.00	7.00
米国外年金制度		
範囲	1.60 から 11.50	1.30 から 11.50
加重平均	4.95	5.08
米国外退職後制度		
範囲	8.00 から 10.70	8.50 から 10.40
加重平均	8.01	8.51

当年度中	2015年	2014年	2013年
割引率			
米国内制度			
適格年金	4.00%/3.85%/ 4.45%/4.35%	4.75%/4.55%/ 4.25%/4.25%	3.90%/4.20%/ 4.75%/4.80%
非適格年金	3.90/3.70/ 4.30/4.25	4.75	3.90
退職後	3.80/3.65/ 4.20/4.10	4.35/4.15/ 3.95/4.00	3.60/3.60/ 4.40/4.30
米国外年金制度			
範囲	1.00 から 32.50	1.60 から 29.25	1.50 から 28.00
加重平均	4.74	5.60	5.24
米国外退職後制度			
範囲	2.25 から 12.00	3.50 から 11.90	3.50 から 10.00
加重平均	7.50	8.65	7.46
将来の昇給率			
米国内制度	なし	なし	なし
米国外年金制度			
範囲	1.00 から 30.00	1.00 から 26.00	1.20 から 26.00
加重平均	3.27	3.40	3.93
資産期待収益			
米国内制度	7.00	7.00	7.00
米国外年金制度			
範囲	1.30 から11.50	1.20 から11.50	0.90 から11.50
加重平均	5.08	5.68	5.76
米国外退職後制度			
範囲	8.50 から 10.40	8.50 から 8.90	8.50 から 9.60
加重平均	8.51	8.50	8.50

割引率

米国内の年金および退職後制度に係る割引率は、各制度固有のキャッシュ・フローを用いたシティグループ独自の分析を参考に選定されており、合理性を担保するため、高格付けの社債の債券指数と比較されています。米国外の年金および退職後制度に係る割引率は、成熟した社債市場を有する国の格付けの高い社債利回りを参考に選定されています。ただし、成熟した社債市場が存在しない場合には、現地の国債利回り（社債の追加的なリスクを反映させるためにプレミアムが加算されます。）を参考に、割引率が選定されています。2015年度より、シティでは、すべての重要な制度に係る割引率を5ベシ・ポイント単位に丸めています。その他すべての制度に係る割引率については、米国外の規模の大きい上位6ヶ国における制度では10ベシ・ポイント単位に、またそれ以外の米国外の国における制度では25ベシ・ポイント単位に丸めています。

期待収益率

当社は、米国内の年金および退職後給付制度の制度資産の期待収益率に係る仮定を、各資産クラスの予想収益率の範囲に重点を置く「ビルディング・ブロック」方式を用いて決定します。次に各資産クラスへの目標配分に基づいて、加重平均された名目収益率の範囲を決定します。過去の傾向に基づく予測の適正性を判断するために、過去数年に遡り様々な経済状況を加味した市場実績の評価を行っています。

当社は、期待収益率を予想収益の長期的な評価と考えており、投資戦略または経済状況に著しい変化が生じない限りこの仮定を変更することはありません。これは、割引率およびその他の特定の仮定の選択が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って毎年（重要な制度については四半期ごとに）見直されていることとは対照的です。

米国内の年金および退職後給付制度の期待収益率は、2015年、2014年および2013年12月31日現在、7.00%でした。この資産の期待収益率は予想される制度資産の年間評価額の上昇を反映しており、当該予想額により当社の年間年金費用は減少しています。資産の期待収益率は、年金に関する正味（便益）費用を算出するために、勤務費用、利息および年金費用のその他の構成要素の合計から控除されています。2015年度、2014年度および2013年度における米国内の年金制度の年金に関する正味（便益）費用は、期待収益の控除それぞれ893百万ドル、878百万ドルおよび863百万ドルを反映しています。

次表は、米国内の年金制度および退職後給付制度について、当社の2015年度、2014年度および2013年度の年金費用の決定に使用された制度資産の期待収益率および実際の収益率を示しています。

	2015年	2014年	2013年
期待収益率	7.00%	7.00%	7.00%
実際の収益率 ⁽¹⁾	(1.70)	7.80	6.00

(1) 実際の収益率は手数料控除前の数値で表示されています。

米国外年金制度について、2015年度の年金費用は期待収益323百万ドル分減少し、これに対し実際の収益は56百万ドルでした。2014年度および2013年度の年金費用は、期待収益それぞれ384百万ドルおよび396百万ドル分減少しました。

生命表

2015年12月31日現在、当社は米国内制度に対し「退職制度2014」（以下「RP-2014」といいます。）の生命表を引き続き適用しており、「死亡率予測2015」（以下「MP-2015」といいます。）の予測表を適用しました。

米国内制度 生命表 ⁽¹⁾	2015年 ⁽²⁾	2014年 ⁽³⁾
	RP-2014/MP-2015	RP-2014/MP-2014
年金		
退職後	RP-2014/MP-2015	RP-2014/MP-2014

- (1) RP-2014の表は、ホワイトカラー向けのRP-2014の表であり、通常より低いシティグループ固有の死亡実績を反映して死亡率を4%増加させています。
- (2) MP-2015の予測スケールは、2011年から始まり、2029年までの最終的な年次改善率が0.5%に収束するように予測されています。
- (3) MP-2014の予測スケールには、2015年から2027年までの予定改善率の段階的減少が含まれています。

シティグループ固有の実績を反映するために、RP-2014の表および長期死亡率改善率の調整が行われました。その結果、米国内の適格および非適格年金制度ならびに退職後給付制度のPBOが、2014年12月31日現在、1,209百万ドル増加し、積立状況およびその他の包括利益累計額が1,209百万ドル（税引後で737百万ドル）減少しました。さらに、2015年度の適格および非適格年金制度ならびに退職後給付制度の給付費用も約73百万ドル増加しました。

主要な仮定の感応度

以下の表は、割引率の1パーセンテージ・ポイントの変化が年金費用に与える影響を要約したものです。

	1パーセンテージ・ポイントの増加			1パーセンテージ・ポイントの減少		
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)						
米国内制度	\$26	\$28	\$16	\$(44)	\$(45)	\$(57)
米国外制度	(32)	(39)	(52)	44	56	79

米国内の適格年金制度が停止されたため、将来の勤務費用の大部分は消去され、損益償却期間は、停止された制度の参加者の平均余命に変更されました。これにより、米国内の適格年金制度の年金費用は、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けることになり、割引率の上昇は、年金費用を増加させ、割引率の減少は年金費用を減少させます。

以下の表は、資産の期待収益率における1パーセンテージ・ポイントの変化が年金費用に与える影響を要約したものです。

	1パーセンテージ・ポイントの増加			1パーセンテージ・ポイントの減少		
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)						
米国内制度	\$(128)	\$(129)	\$(123)	\$128	\$129	\$123
米国外制度	(63)	(67)	(68)	63	67	68

医療費用変動率

医療費用変動率の仮定は以下のとおりです。

	2015年	2014年
米国内制度の医療費用増加率		
翌年度	7.00%	7.50%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度 ⁽¹⁾	2020年	2020年

(1) 翌年度および最終的な利率が異なる制度の加重平均値です。

	2015年	2014年
米国外制度の医療費用増加率（加重平均値）		
翌年度	6.87%	6.94%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	6.86	6.93
最終的な増加率に到達する年度の範囲	2016年から2029年	2015年から2027年

医療費用変動率の仮定における 1 パーセンテージ・ポイントの変化が与える影響は以下のとおりです。

	1 パーセンテージ・ポイントの増加		1 パーセンテージ・ポイントの減少	
(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2015年	2014年
米国内の退職後制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 2	\$ 2	\$ (2)	\$ (1)
米国内の退職後制度の累積退職後給付債務に与える影響額	45	40	(38)	(34)

	1 パーセンテージ・ポイントの増加		1 パーセンテージ・ポイントの減少	
(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2015年	2014年
米国外の退職後制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 15	\$ 17	\$ (12)	\$ (14)
米国外の退職後制度の累積退職後給付債務に与える影響額	156	197	(128)	(161)

制度資産

シティグループの米国内の年金および退職後給付制度の制度資産の公正価値に基づく資産グループ別の配分ならびに目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分	12月31日現在の 米国年金制度資産		12月31日現在の 米国退職後給付 制度資産	
	2016年	2015年	2014年	2015年	2014年
持分有価証券 ⁽²⁾	0 から 30%	19%	20%	19%	20%
債券	25 から 73	46	44	46	44
不動産	0 から 7	4	4	4	4
プライベート・エクイティ	0 から 10	6	8	6	8
その他の投資	0 から 22	25	24	25	24
合計		100%	100%	100%	100%

- (1) 米国内制度の資産配分は投資商品別ではなく投資戦略別に設定されます。例えば、基礎となる投資が不動産に対する投資であるプライベート・エクイティは、プライベート・エクイティではなく不動産の資産グループに分類されます。
- (2) 2015年度および2014年度末における米国内の年金制度および退職後制度の持分有価証券には、シティグループの普通株式は含まれていません。

第三者の投資マネージャーおよびアドバイザーが、シティグループの米国内の年金制度および退職後制度に対して各サービスを提供しています。当社の年金制度投資委員会が適切と判断した場合、資産の再配分が行われます。資産に関するシティグループの投資戦略は、シティグループの制度への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務の支払能力を維持できる様々な資産グループにわたるグローバルな分散投資ポートフォリオを維持することです。

シティグループの米国外の年金および退職後給付制度の制度資産の公正価値に基づく資産グループ別の加重平均配分と実際の範囲、ならびに加重平均目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	米国外年金制度				
	目標資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2016年	2015年	2014年	2015年	2014年
持分有価証券	0 から 63%	0 から 68%	0 から 67%	16%	17%
債券	0 から 100	0 から 100	0 から 100	77	77
不動産	0 から 19	0 から 18	0 から 21	1	—
その他の投資	0 から 100	0 から 100	0 から 100	6	6
合計				100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

資産グループ ⁽¹⁾	米国外退職後給付制度				
	目標資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2016年	2015年	2014年	2015年	2014年
持分有価証券	0 から 41%	0 から 41%	0 から 42%	41%	42%
債券	56 から 100	56 から 100	54 から 100	56	54
その他の投資	0 から 3	0 から 3	0 から 4	3	4
合計				100%	100%

(1) 米国内制度と同様、特定の米国外の制度に対する資産の配分は、投資商品ではなく投資戦略により設定されています。

公正価値の開示

公正価値の階層のレベル1、2および3ならびに当社が使用している評価技法の説明などの公正価値測定の情報については、当連結財務諸表注記1および注記25をご参照ください。ASU第2015-07号は、1株当たりNAVについて現実的な手段を用いて公正価値を測定する投資を公正価値階層において分類する現行の要件を廃止するものです。

評価技法および価格情報源の変更に伴い、年度中において、特定の投資に関する公正価値の階層について分類の振替を行う場合があります。2015年度および2014年度において、レベル1とレベル2の間の投資の重要な振替はありませんでした。

資産グループおよび公正価値の階層別の制度資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	米国年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾			
	2015年12月31日現在の公正価値測定			
資産グループ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
持分有価証券				
米国内株式	\$ 694	\$ —	\$ —	\$ 694
米国外株式	816	—	—	816
ミューチュアル・ファンド	223	—	—	223
債券				
米国財務省証券	1,172	—	—	1,172
米国機関債券	—	105	—	105
米国社債	—	1,681	—	1,681
米国外国債	—	309	—	309
米国外社債	—	440	—	440
州および地方債証券	—	124	—	124
アセット・バック証券	—	42	—	42
モーゲージ・バック証券	—	60	—	60
年金契約	—	—	27	27
デリバティブ	6	521	—	527
その他の投資	—	—	147	147
投資合計	\$2,911	\$3,282	\$ 174	\$ 6,367
現金および短期投資	\$ 138	\$1,064	\$ —	\$ 1,202
その他の投資負債	(10)	(515)	—	(525)
公正価値で測定する投資(正味)	\$3,039	\$3,831	\$ 174	\$ 7,044
NAVで評価するその他の投資債権				\$ 18
NAVで評価する有価証券				5,241
純資産合計				\$12,303

(1) 米国内の年金および退職後制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2015年12月31日現在、米国内の年金および退職後制度の配分可能な利息はそれぞれ98.6%および1.4%でした。

米国年金および退職後給付制度 ⁽¹⁾				
2014年12月31日現在の公正価値測定				
(単位：百万ドル)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産グループ				
持分有価証券				
米国内株式	\$ 773	\$ —	\$ —	\$ 773
米国外株式	588	—	—	588
ミューチュアル・ファンド	216	—	—	216
債券				
米国財務省証券	1,178	—	—	1,178
米国機関債券	—	113	—	113
米国社債	—	1,534	—	1,534
米国外国債	—	357	—	357
米国外社債	—	417	—	417
州および地方債証券	—	132	—	132
アセット・バック証券	—	41	—	41
モーゲージ・バック証券	—	76	—	76
年金契約	—	—	59	59
デリバティブ	12	637	—	649
その他の投資	—	—	161	161
投資合計	\$2,767	\$3,307	\$ 220	\$ 6,294
現金および短期投資	\$ 111	\$1,287	—	\$ 1,398
その他の投資負債	(17)	(618)	—	(635)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$2,861	\$3,976	\$ 220	\$ 7,057
NAVで評価するその他の 投資債権				\$ 63
NAVで評価する有価証券				5,961
純資産合計				\$13,081

(1) 米国内の年金および退職後制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2014年12月31日現在、米国内の年金および退職後制度の配分可能な利息はそれぞれ99.9%および0.01%でした。

米国外年金および退職後給付制度				
2015年12月31日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(単位：百万ドル)				
資産グループ				
持分有価証券				
米国内株式	\$ 5	\$ 11	\$ —	\$ 16
米国外株式	74	222	47	343
合同運用ファンド	5	—	—	5
債券				
米国財務省証券	—	1	—	1
米国社債	—	360	—	360
米国外国債	2,886	171	—	3,057
米国外社債	87	683	5	775
不動産	—	3	1	4
モーゲージ・バック証券	22	—	—	22
年金契約	—	1	41	42
その他の投資	1	—	163	164
投資合計	\$3,080	\$1,452	\$257	\$4,789
現金および短期投資	\$ 73	\$ 2	\$ —	\$ 75
その他の投資負債	—	(690)	—	(690)
公正価値で測定する投資(正味)	\$3,153	\$ 764	\$257	\$4,174
NAVで評価するその他の投資債権				\$ 97
NAVで評価する有価証券				2,966
純資産合計				\$7,237

米国外年金および退職後給付制度				
2014年12月31日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(単位：百万ドル)				
資産グループ				
持分有価証券				
米国内株式	\$ 5	\$ 13	\$ —	\$ 18
米国外株式	83	257	48	388
ミューチュアル・ファンド	—	24	—	24
合同運用ファンド	10	—	—	10
債券				
米国社債	—	350	—	350
米国外国債	3,213	220	1	3,434
米国外社債	99	765	5	869
不動産	—	3	—	3
モーゲージ・バック証券	—	1	—	1
年金契約	—	1	32	33
デリバティブ	11	—	—	11
その他の投資	1	1	165	167
投資合計	\$3,422	\$1,635	\$251	\$5,308
現金および短期投資	\$ 112	\$ 2	\$ —	\$ 114
その他の投資負債	(3)	(723)	—	(726)
公正価値で測定する投資 (正味)	\$3,531	\$ 914	\$251	\$4,696
NAVで評価するその他の 投資債権				\$ 114
NAVで評価する有価証券				3,631
純資産合計				\$8,441

レベル3 ロールフォワード

当年度中のレベル3資産の期首および期末残高の調整は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

米国年金および退職後給付制度

資産グループ	2014年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高 ⁽¹⁾	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、 売却、発行	レベル3 への／からの 振替	2015年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
年金契約	\$ 59	\$ —	\$ (4)	\$ (28)	\$ —	\$ 27
その他の投資	161	(1)	(9)	(4)	—	147
投資合計	\$220	\$ (1)	\$ (13)	\$ (32)	\$ —	\$174

(1) 期首残高は、NAVで評価する投資2,496百万ドルを含めないように調整されています。

(単位：百万ドル)

米国年金および退職後給付制度

資産グループ	2013年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高 ⁽¹⁾	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、 売却、発行	レベル3 への／からの 振替	2014年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
年金契約	\$ 91	\$ —	\$ (1)	\$ (31)	\$ —	\$ 59
その他の投資	150	(1)	(4)	16	—	161
投資合計	\$241	\$ (1)	\$ (5)	\$ (15)	\$ —	\$220

(1) 期首残高は、NAVで評価する投資3,284百万ドルを含めないように調整されています。

(単位：百万ドル)

米国外年金および退職後給付制度

資産グループ	2014年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高 ⁽¹⁾	未実現利益 (損失)	購入、売却、 発行	レベル3 への／からの 振替	2015年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
持分有価証券					
米国外株式	\$ 48	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ 47
債券					
米国外国債	1	—	(1)	—	—
米国外社債	5	(1)	1	—	5
不動産	—	—	—	1	1
年金契約	32	2	4	3	41
その他の投資	165	(2)	2	(2)	163
投資合計	\$251	\$ (2)	\$ 6	\$ 2	\$257

(1) 期首残高は、NAVで評価する投資5百万ドルを含めないように調整されています。

(単位：百万ドル)

米国外年金および退職後給付制度

資産グループ	2013年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期首残高 ⁽¹⁾	未実現利益 (損失)	購入、売却、 発行	レベル3 への／からの 振替	2014年 12月31日 現在 レベル3 公正価値 期末残高
持分有価証券					
米国外株式	\$ 49	\$ (3)	\$ —	\$ 2	\$ 48
債券					
米国外国債	—	—	—	1	1
米国外社債	5	—	1	(1)	5
年金契約	32	—	—	—	32
その他の投資	202	—	(37)	—	165
投資合計	\$288	\$ (3)	\$ (36)	\$ 2	\$251

(1) 期首残高は、NAVで評価する投資11百万ドルを含めないように調整されています。

投資戦略

当社の年金および退職後基金のグローバルな投資戦略は、参加者に対し給付を提供することだけを目的として慎重に投資することです。投資戦略は、当社の基金への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務に対する支払能力を維持できる収益を生むことを目標としています。資産の種類を分散し、国内・国外の株式、確定収益証券ならびに現金および短期投資に投資することによりリスクを管理しています。米国外のほとんどの国における目標資産配分は、主に株式または債券で保有することです。このような配分は、該当する債務の性質やその他様々な地域の事情によって地域および国ごとに異なります。米国外の拠出型制度の制度資産配分の実際の範囲が広いのは、各地の法的要件および経済状況が異なっているためです。例えば、国によっては、現地の法律によってすべての年金制度資産は確定収益投資、政府の基金あるいは現地の有価証券に投資することが要求される場合もあります。

制度資産におけるリスクの著しい集中

当社の年金制度資産は、個々の投資による影響を限定するために分散されています。米国内の適格年金制度の資産は多数の資産グループに分散されていますが、中でも市場で取引されている確定収益証券、ヘッジファンド、上場株式およびプライベート・エクイティが最も大きな資産配分を示しています。これら4つの資産グループへの投資は、各資産グループの個別の特性によってさらにファンド、マネージャー、戦略、年数、セクターおよび地理別に分散されています。当社の米国外の重要な制度の年金資産は、主に市場で取引されている確定収益証券および市場で取引されている持分有価証券に投資されています。

監視およびリスク管理措置

当社の年金監視プロセスの枠組みには、全世界、地域または国別で適宜、制度を信託および／または管理することによる退職制度のモニタリングを含みます。当社の米国内の適格年金制度および米国外の重要な年金制度に対するリスク管理の監視およびモニタリングは、独立したリスク管理機能によって実施されています。監視プロセスの特定要素は各地域、国および制度の要件に合わせて用意されていますが、以下の項目は当社のモニタリングおよびリスク管理プロセスに共通となっています。

- ・ 定期的な資産負債管理研究および戦略的な資産配分のレビュー
- ・ 拠出水準および比率の定期的監視
- ・ 資産配分ガイドライン準拠の定期的監視
- ・ 資産クラスおよび／または投資マネージャーのベンチマークに対する実績の定期的監視
- ・ リスク資本分析およびストレス・テストの測定

将来の給付金支払の見積り

当社は、以下の見積給付金を今後支払う予定です。

(単位：百万ドル)	年金制度		退職後給付制度	
	米国内制度	米国外制度	米国内制度	米国外制度
2016年	\$ 903	\$ 377	\$ 71	\$ 63
2017年	818	337	70	67
2018年	828	359	68	72
2019年	848	382	67	77
2020年	876	415	65	83
2021年から2025年	4,523	2,467	303	523

処方薬

2003年12月に、「2003年医療健康保険処方薬、改善および近代化の法律」（以下「2003年法律」といいます。）が制定されました。2003年法律は、「メディケア・パートD」として知られるメディケアに基づく処方薬の給付、および少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する給付を提供している米国内の退職者健康医療給付制度のスポンサーに対する連邦補助金を制度化したものです。当社は、特定の参加者に対して少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する金額を給付しているため、補助金を受け取る権利を有しています。

当該補助金により、2015年および2014年12月31日現在の累積退職後給付債務（以下「APBO」といいます。）が約5百万ドル減少し、2015年度および2014年度の退職後給付費用は、約0.2百万ドル減少しました。

次表は、メディケア・パートDの補助金考慮前後における米国内退職後制度の見積将来給付金を示したものです。

(単位：百万ドル)	予想される米国内退職後給付金		
	メディケア・パートDの補助金考慮前	メディケア・パートDの補助金	メディケア・パートDの補助金考慮後
2016年	\$ 71	\$ —	\$ 71
2017年	70	—	70
2018年	68	—	68
2019年	67	—	67
2020年	65	—	65
2021年から2025年	303	2	301

2010年患者保護および医療費負担適正化法の特定の条文により、メディケア・パートDの補助金に関する雇用主グループ権利放棄制度（以下「EGWP」といいます。）として知られるメディケア・パートDオプションが改善されました。EGWPでは、メディケア適格参加者および大企業の雇用主に対して最も費用の安い処方薬が給付されます。2013年4月1日より、当社は適格退職者に対してEGWPのスポンサーとなり施行を開始しています。2015年度および2014年度においてEGWPに基づき当社が受け取った補助金の額はそれぞれ11.6百万ドルおよび11.0百万ドルでした。

2010年法律のその他の条文がシティグループの年金および退職後給付制度に重要な影響を及ぼすことはないと思われます。

退職後制度

当社は、長期障害を負った米国内の特定の適格従業員に対する継続的な収入の提供ならびに医療および福利厚生を提供する米国内の退職後制度のスポンサーとなっています。

2015年および2014年12月31日現在、当社の連結財務諸表に認識された制度の積立状況は、それぞれ（183）百万ドルおよび（256）百万ドルでした。2015年および2014年12月31日現在の「その他包括利益（損失）累計額」に認識された金額は、それぞれ45百万ドルおよび24百万ドルでした。2014年1月1日より、当社は退職後制度を変更し、将来に障害を負った従業員が引き続き当社の補助医療給付の適格とされる期間を限定しました。

以下の表は、当社の米国内の退職後制度に関して連結損益計算書に認識された正味費用の構成要素を要約したものです。

	正味費用		
	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)			
勤務関連費用			
勤務費用	\$ —	\$ —	\$ 20
利息費用	4	5	10
過去勤務（給付）	(31)	(31)	(3)
正味年金数理損失	12	14	17
勤務関連費用合計	\$ (15)	\$ (12)	\$ 44
非勤務関連費用（給付）	\$ 3	\$ 37	\$ (14)
正味（便益）費用合計	\$ (12)	\$ 25	\$ 30

以下の表は、当社の米国内の退職後制度に関する退職後給付債務および正味給付費用の決定において使用された特定の仮定を要約したものです。

	2015年	2014年
割引率	3.70%	3.45%
医療費用増加率		
翌年度	7.00%	7.50%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度	2020年	2020年

確定拠出制度

当社は、米国内および特定の米国外拠点の確定拠出制度のスポンサーとなっており、いずれも各国の法律に従って運営されています。当社がスポンサーである最も重要な確定拠出制度は、米国内のシティ退職貯蓄制度（旧シティグループ401（k）制度）です。

シティ退職貯蓄制度に基づき、米国内の適格従業員は、法定の上限の範囲内で、2015年度および2014年度の適格報酬の最大6%をマッチング拠出として受け取りました。さらに適格報酬が100,000ドル以下の適格従業員については、適格報酬の最大2%の固定拠出額を受け取ります。当社の拠出はすべて参加者個人の選択により投資されました。次表は、米国内および米国外制度への当社の拠出額を要約したものです。

	米国内制度		
	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)			
当社の拠出額	\$ 380	\$ 383	\$ 394
	米国外制度		
	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)			
当社の拠出額	\$ 375	\$ 385	\$ 402

[次へ](#)

9. 法人税等

当社の法人税等繰入額の詳細は、以下のとおりです。

法人税等繰入額

(単位：百万ドル)

	2015年	2014年	2013年
当期税金			
連邦税	\$ 861	\$ 181	\$ (260)
外国税	3,397	3,281	3,788
州税	388	388	(41)
当期法人税等合計	\$ 4,646	\$ 3,850	\$ 3,487
繰延税金			
連邦税	\$ 3,019	\$ 2,510	\$ 2,867
外国税	(4)	361	(716)
州税	(221)	476	548
繰延税金合計	\$ 2,794	\$ 3,347	\$ 2,699
非支配持分控除前の継続事業からの利益に係る 法人税等繰入額⁽¹⁾	\$ 7,440	\$ 7,197	\$ 6,186
非継続事業に係る法人税等繰入（便益）額	(29)	12	(244)
株主持分に計上された法人税等（便益）：			
外貨換算	(906)	65	(48)
投資有価証券	(498)	1,007	(1,300)
従業員株式制度	(35)	(87)	28
キャッシュ・フロー・ヘッジ	176	207	625
給付制度	(24)	(660)	698
利益剰余金 ⁽²⁾	—	(353)	—
法人税等（非支配持分控除前）	\$ 6,124	\$ 7,388	\$ 5,945

(1) 有価証券取引および一時的でない減損損失の影響による繰入（便益）額が、2015年度においてそれぞれ239百万ドルおよび（93）百万ドル、2014年度において200百万ドルおよび（148）百万ドル、2013年度において、262百万ドルおよび（187）百万ドル含まれています。

(2) 上記の「連結株主持分変動計算書」をご参照ください。

税率

次表は、連邦法定税率を、表示されている各期間の継続事業からの利益（非支配持分および会計方針変更による累積的影響額控除前）に対する当社の実効税率に調整したものです。

	2015年	2014年	2013年
連邦法定税率	35.0%	35.0%	35.0%
州税（連邦所得税の軽減額調整後）	1.7	3.4	1.7
外国所得税率差異	(4.6)	(0.3)	(2.3)
税務調査の和解 ⁽¹⁾	(1.7)	(2.4)	(0.7)
税法改正の影響 ⁽²⁾	0.4	1.2	(0.3)
損金不算入の法務関連費用	0.3	18.3	0.8
関連会社における課税基準の相違	—	(2.5)	—
課税優遇投資	(1.8)	(3.6)	(3.0)
その他（正味）	0.7	(0.1)	—
実効税率	30.0%	49.0%	31.2%

(1) 2015年度は、主に2009年から2011年のニューヨーク市税務調査の終了に関連しています。2014年度は、当社の2009年から2011年の米国連邦税務調査における様々な問題の調査終了、および2006年から2008年のニューヨーク州の税務調査の終了に関連しています。2013年度は、2003年から2005年に関する米国連邦税に関する問題の和解およびIRSの上訴に関連しています。

(2) 2015年度には、ニューヨーク市およびいくつかの州で施行された税制改革の結果生じた約101百万ドルのDTAの計上が含まれています。2014年度には、ニューヨーク州およびサウス・ダコタ州で施行された税制改革の結果生じた約210百万ドルのDTAの計上が含まれています。

上表に記載のとおり、シティの2015年度の実効税率は30.0%でした。2014年度と比べ実効税率が低下した主たる原因は、2015年度においては損金不算入の法務関連費用が減少したためです。

繰延税金

12月31日現在の繰延税金は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
繰延税金資産		
貸倒損失による減額	\$ 6,058	\$ 7,010
繰延報酬および従業員給付	4,110	4,676
事業再編および清算引当金	1,429	1,599
未送金外国所得	8,403	6,368
投資および貸出金のベースス差異	3,248	4,808
キャッシュ・フロー・ヘッジ	359	529
税額控除および繰越欠損金	23,053	23,395
固定資産およびリース	1,356	2,093
その他の繰延税金資産	3,176	2,334
繰延税金資産総額	<u>\$51,192</u>	<u>\$52,812</u>
評価性引当金	—	—
評価性引当金控除後繰延税金資産	<u>\$51,192</u>	<u>\$52,812</u>
繰延税金負債		
繰延保険契約獲得費用および有効保険契約価値	\$ (327)	\$ (415)
無形資産	(1,146)	(1,636)
債券発行	(850)	(866)
その他の繰延税金負債	(1,020)	(559)
繰延税金負債総額	<u>\$(3,343)</u>	<u>\$(3,476)</u>
正味繰延税金資産	<u>\$47,849</u>	<u>\$49,336</u>

未認識の税務便益

当社の未認識の税務便益のロールフォワードは以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
1月1日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 1,060</u>	<u>\$ 1,574</u>	<u>\$ 3,109</u>
当年度の税務ポジションの増加（純額）	32	135	58
過年度の税務ポジションの増加（総額）	311	175	251
過年度の税務ポジションの減少（総額）	(61)	(772)	(716)
和解による減少額	(45)	(28)	(1,115)
時効による減少額	(22)	(30)	(15)
為替、買収および売却	(40)	6	2
12月31日現在の未認識の税務便益合計額	<u>\$ 1,235</u>	<u>\$ 1,060</u>	<u>\$ 1,574</u>

2015年、2014年および2013年12月31日現在、仮に認識された場合にシティの実効税率に影響を及ぼすことになる未認識の税務便益合計額は、それぞれ9億ドル、8億ドルおよび8億ドルでした。不確実な税務ポジションの残りの金額は、2014年度の「利益剰余金」に認識された2013年12月31日現在の4億ドルを除き、別の税務管轄における金額と相殺可能かまたは一時差異です。

利息および課徴金（上記の「未認識の税務便益」には含まれていません。）は「法人税等繰入額」に計上されています。

(単位：百万ドル)	2015年		2014年		2013年	
	税引前	税引後	税引前	税引後	税引前	税引後
1月1日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額	\$269	\$169	\$277	\$173	\$492	\$315
連結損益計算書上の利息および課徴金合計額	(29)	(18)	(1)	(1)	(108)	(72)
12月31日現在の連結貸借対照表上の利息および課徴金合計額 ⁽¹⁾	233	146	269	169	277	173

(1) 2015年度、2014年度および2013年度において、外国の課徴金それぞれ3百万ドル、2百万ドルおよび2百万ドルが含まれています。また、州の課徴金が2015年度および2014年度において3百万ドル、2013年度において4百万ドル含まれています。

2015年12月31日現在、シティは、内国歳入庁および世界各国の主要な税務管轄による税務調査を受けています。したがって、今後12ヶ月以内に未認識の税務便益総額の残高が大きく変動する可能性があります。シティは、以下の記載を除き、当該調査の結果により実効税率に重大な変更がもたらされることはないと考えています。

シティは、2012年から2013年のサイクルのIRSの調査の結論が今後12ヶ月以内に下されると予想しています。解決する可能性のある項目に対する2015年12月31日現在の不確実な税務ポジション総額は約97百万ドルです。解決すべき残りの問題の数および性質により、継続事業からの利益に対する潜在的な税務便益は、0ドルから94百万ドルの範囲のいずれかになる可能性があります。さらに、シティは、特定の州および地方の税務調査の結論が今後12ヶ月以内に下される可能性があると考えています。2015年12月31日現在の不確実な税務ポジション総額は約222百万ドルです。また、利息総額は約16百万ドルに達します。継続事業からの利益に対する潜在的な税務便益は、利息を含め、0ドルから155百万ドルの間のいずれかになる可能性があります。さらに、シティは、特定の外国税務調査の結論が今後12ヶ月以内に下される可能性があると考えています。2015年12月31日現在の不確実な税務ポジション総額は約119百万ドルです。また、利息総額は約18百万ドルです。継続事業からの利益に対する潜在的な税務便益は、利息を含め、0ドルから22百万ドルの間のいずれかになる可能性があります。非継続事業からの利益に対する潜在的な税務便益は、利息を含め、0ドルから76百万ドルの間のいずれかになる可能性があります。

当社および関連会社が業務を行っている主要な税務管轄および調査対象となっている最初の課税年度は以下のとおりです。

税務管轄	課税年度
米国	2012年
メキシコ	2009年
ニューヨーク州およびニューヨーク市	2006年
英国	2014年
インド	2011年
ブラジル	2011年
シンガポール	2010年
香港	2009年
アイルランド	2011年

外国利益

税引前外国利益は、2015年度が約113億ドル、2014年度が約101億ドル、また2013年度が約131億ドルでした。米国法人であるシティグループおよび米国子会社は、現在、外国の支店による税引前外国利益全額に対して米国法人税を課税されています。外国の子会社または関連会社の税引前利益については、送金時に米国法人税が課税されます。当社は、米国外の子会社の未分配利益から米国外で永久的に再投資される金額を控除した金額について、法人税等を計上しています。

2015年12月31日現在、米国外の子会社の累積未分配利益452億ドルが永久的に再投資されました。これらの未分配利益が現時点で送金された場合、現行の米国連邦法人税率で127億ドルの所得税（米国の外国税額控除を考慮後）を追加で計上しなければなりません。継続事業からの法人税等に及ぼす当期の影響額は、上表の連邦法定税率と当社の実効税率との調整表の「外国所得税率差異」に含まれています。

1988年以前に発生した当社の「貯蓄銀行の基準年度貸倒引当金」については、現在の米国税務規則のもとでは、当該金額が連邦法で定められた限度額を超えて分配される場合にのみ法人税の支払義務が生じるため、未払法人税を計上していません。2015年12月31日現在における基準年度引当金の合計額は約358百万ドル（125百万ドルの課税）でした。

繰延税金資産

2015年および2014年12月31日現在、シティにはDTAに関する評価性引当金残高はありませんでした。次表はシティのDTAを要約したものです。

(単位：十億ドル) 税務管轄／項目	DTA残高 2015年 12月31日現在	DTA残高 2014年 12月31日現在
米国連邦税⁽¹⁾		
欠損金 (NOL) ⁽²⁾	\$ 3.4	\$ 2.3
外国税額控除 (FTC) ⁽³⁾	15.9	17.6
一般事業税額控除 (GBC)	1.3	1.6
将来の税額控除	20.7	21.1
米国連邦税合計	\$41.3	\$42.6
州税および地方税		
ニューヨーク州NOL	\$ 2.4	\$ 1.5
その他の州NOL	0.3	0.4
将来の税額控除	1.2	2.0
州税および地方税合計	\$ 3.9	\$ 3.9
外国税		
APB第23号が適用される子会社のNOL	\$ 0.2	\$ 0.2
APB第23号が適用されない子会社のNOL	0.4	0.5
将来の税額控除	2.0	2.1
外国税合計	\$ 2.6	\$ 2.8
合計	\$47.8	\$49.3

- (1) 2015年12月31日現在の米国連邦税のDTA純額413億ドルには、関連する繰越期間に戻入れられ、DTAの裏付けとして利用される繰延税金負債20億ドルが含まれています。
- (2) シティグループの連結納税とは別に利用される予定の連結納税対象外の会社に関連する繰越NOLが2015年度および2014年度においてそれぞれ5億ドルおよび6億ドル、ならびに最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の繰越NOLが2015年度および2014年度においてそれぞれ29億ドルおよび17億ドル含まれています。
- (3) 最終的にシティグループの連結納税に利用される予定の連結納税対象外の繰越FTCが2015年度および2014年度においてそれぞれ17億ドルおよび10億ドル含まれています。

次表は、税金の繰越欠損金およびその失効日を要約したものです。

(単位：十億ドル) 失効年	2015年12月31日	2014年12月31日
米国の納税における繰越外国税額控除		
2017年	\$ —	\$ 1.9
2018年	4.8	5.2
2019年	1.2	1.2
2020年	3.1	3.1
2021年	1.7	1.8
2022年	3.4	3.4
2023年 ⁽¹⁾	0.4	1.0
2025年 ⁽¹⁾	1.3	—
米国の納税における繰越外国税額控除合計	\$15.9	\$17.6
米国の納税における繰越一般事業税額控除		
2030年	\$ —	\$ 0.4
2031年	0.2	0.3
2032年	0.4	0.4
2033年	0.3	0.3
2034年	0.2	0.2
2035年	0.2	—
米国の納税における繰越一般事業税額控除合計	\$ 1.3	\$ 1.6
米国子会社の個別の連邦繰越NOL		
2027年	\$ 0.2	\$ 0.2
2028年	0.1	0.1
2030年	0.3	0.3
2031年	1.5	1.7
2033年	1.7	1.9
2034年	2.3	2.3
2035年	3.6	—
米国子会社の個別の連邦繰越NOL合計⁽²⁾	\$ 9.7	\$ 6.5
ニューヨーク州繰越NOL		
2034年	\$14.6	\$12.3
ニューヨーク州繰越NOL合計⁽²⁾	\$14.6	\$12.3
ニューヨーク市繰越NOL		
2028年	\$ —	\$ 3.8
2031年	—	0.1
2032年	—	0.5
2034年	13.3	—
ニューヨーク市繰越NOL合計⁽²⁾	\$13.3	\$ 4.4
APB第23号が適用される子会社の繰越NOL		
多年にわたる	\$ 0.2	\$ 0.2
APB第23号が適用される子会社の繰越NOL合計	\$ 0.2	\$ 0.2

(1) 2023年および2025年に失効する繰越FTC17億ドルは、連結納税対象外の事業体ですが、最終的にシティグループの連結納税に利用される予定です。

(2) 税引前。

シティのDTA純額合計は前年度比で減少しましたが、時間の経過に伴い、特にDTAの外国税額控除（FTC）部分に関して、利用可能な残存期間は短縮されました。実現可能性は担保されませんが、DTAが発生している管轄区域における将来の課税所得についての予測、および繰越欠損金の失効を回避する為に必要な場合には実行される戦略的タックスプランニング（ASC 740「法人税等」で定義されています。）に基づいて2015年12月31日現在で認識されたDTA純額478億ドルの実現可能性は50%超であるとシティは考えています。

シティでは、自らのDTAが全額実現可能であることの裏付けに必要な肯定的証拠を得ているという結論に達しました。特にシティでは、ASC 740に基づく戦略的タックスプランニングを別として、繰越期間に十分な米国での課税所得が発生すると予測しています。シティの課税所得は、市場および世界経済全体の動向の影響を引き続き受け、地域的な事業予測およびこれらの予測に対する課税所得の調整（例えば、米国非課税所得、その後の年度の米国税務申告において控除可能な貸倒損失引当金など）ならびに米国での課税所得を最適化するための活動を組み込みます。一般的に、シティのFTCのうち時間の影響を最も受ける部分の失効を回避するために、シティはFTC繰越期間に約590億ドルの米国での課税所得を得る必要があります。

米国での課税所得の予測に加え、シティには、ASC 740に基づき利用可能で、繰越欠損金の失効を回避するために必要な場合に実行される、戦略的タックスプランニングがあります。これらの戦略には、（i）利益が永久的に再投資されるという主張がまだされていない税率の低い外国源泉利益の送金、（ii）繰越期間の後半の米国での課税所得の前倒しまたは米国税額控除の繰延（例：評価額が上昇した無形資産の売却および定額法による減価償却の採用）、（iii）米国外において損金算入可能な一時差異を実現する計画の前倒し、および（iv）十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方、非課税所得を生み出す特定資産の売却が含まれています。加えて、特定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に多額の米国での課税所得を生み出すことができます。

先の説明に基づき、米国連邦、ニューヨーク州およびニューヨーク市の20年間のNOL繰越期間は、既存の繰越NOLに係るDTAおよび納税申告がまだ行われていない将来の税額控除純額の戻入れによって発生するNOLを利用するのに十分な時間を与えているとシティは考えています。

DTAのFTC部分について、繰越期間は10年間です。FTCの利用はその年度の外国源泉課税所得の35%に制限されています。しかし、2015年12月31日現在でシティに発生している国内損失約540億ドルは、翌年以降の国内源泉所得の50%を上限として外国源泉所得として再区分されることが認められています。その結果生じる外国源泉課税所得は繰越されているFTCを利用するのに十分と考えられます。上表に記載のとおり、シティの繰越FTCは、2014年12月31日現在で176億ドルであったのに対して、2015年12月31日現在で159億ドルでした。この減少は17億ドルでしたが、DTAに関連するその他包括利益累計額（以下「AOCI」といいます。）の増加により一部相殺されたため、2015年度のシティの全体的なDTAの減少は15億ドルでした。シティでは、10年間の繰越期間内に、当該期間中における納税申告書において得られるFTC（これはいかなる繰越額より前に利用する必要があります。）に加え、FTCを全額利用できる十分な米国での課税所得を得られると考えています。

10. 1株当たり利益

次表は、基本および希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）の計算に使用された利益と株式データの調整を示したものです。

	2015年	2014年	2013年
（単位：百万ドル、ただし株式数および1株当たりの金額を除く）			
非支配持分控除前、継続事業からの利益	\$ 17,386	\$ 7,504	\$ 13,616
控除：非支配持分（継続事業）	90	192	227
（EPS計算のための）継続事業からの純利益	\$ 17,296	\$ 7,312	\$ 13,389
非継続事業からの利益（損失）税引後	(54)	(2)	270
シティグループの当期利益	\$ 17,242	\$ 7,310	\$ 13,659
控除：優先配当 ⁽¹⁾	769	511	194
普通株主帰属当期利益	\$ 16,473	\$ 6,799	\$ 13,465
控除：配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式へ 割り当てられた配当および未処分利益（基本EPSに該当）	224	111	263
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 16,249	\$ 6,688	\$ 13,202
追加：転換証券に係る支払利息（税引後）および配当、ならびに 配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式に 割り当てられた未処分利益の調整（希薄化後EPSに該当）	—	1	1
希薄化後EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 16,249	\$ 6,689	\$ 13,203
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行株式数 （百万株）	3,004.0	3,031.6	3,035.8
希薄化証券の影響 ⁽³⁾			
オプション ⁽²⁾	3.6	5.1	5.3
その他従業員制度	0.1	0.3	0.5
希薄化後EPS計算に適用される調整後普通株式加重平均 発行株式数	3,007.7	3,037.0	3,041.6
基本1株当たり利益⁽⁴⁾			
継続事業からの利益	\$ 5.43	\$ 2.21	\$ 4.26
非継続事業	(0.02)	—	0.09
当期利益	\$ 5.41	\$ 2.21	\$ 4.35
希薄化後1株当たり利益⁽⁴⁾			
継続事業からの利益	\$ 5.42	\$ 2.20	\$ 4.25
非継続事業	(0.02)	—	0.09
当期利益	\$ 5.40	\$ 2.20	\$ 4.34

- (1) 優先株式配当の潜在的な将来における影響については、当連結財務諸表注記21をご参照ください。
- (2) 2015年度、2014年度および2013年度において、普通株式それぞれ0.9百万株、2.8百万株および4.8百万株を購入できる加重平均オプションが発行済みでしたが、1株当たり加重平均行使価格それぞれ199.16ドル、153.91ドルおよび101.11ドルが逆希薄化効果をもたらすため、1株当たり利益の計算から除かれています。
- (3) 不良資産救済プログラム（以下「TARP」といいます。）および損失分担に関する合意の一環として米国財務省に対して発行したワラント（すべてその後2011年1月に公開市場で売却されました。）は、シティグループ普通株式約21.0百万株および25.5百万株に対し行使価格がそれぞれ1株当たり178.50ドルおよび106.10ドルでした。どちらのワラントも逆希薄化効果をもたらすため、2015年度、2014年度および2013年度の1株当たり利益の計算から除かれています。
- (4) 四捨五入のため、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益と一致しないことがあります。

11. フェデラルファンド、借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券

「フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

	2015年	2014年
フェデラルファンド貸出金	\$ 25	\$ —
売戻条件付買入有価証券	119,777	123,979
借入有価証券に伴う差入保証金	99,873	118,591
合計	\$219,675	\$242,570

「フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

	2015年	2014年
フェデラルファンド借入金	\$ 189	\$ 334
買戻条件付売渡有価証券	131,650	147,204
貸付有価証券に伴う受入保証金	14,657	25,900
合計	\$146,496	\$173,438

売戻および買戻条件付契約取引は、有担保金融取引です。当社は主に、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、トレーディング残高の一部の資金調達を効率的に行うために当社のブローカー・ディーラー子会社を通じてこれらの取引を行っています。当社の銀行子会社では、主に顧客の財務活動促進のために取引を行っています。

市況が幅広く変化する（市況が不安定になることを含みます。）中でも確実に資金を調達できるよう、シティでは、裏付担保の質を考慮し、資金調達期間を限定にするという方法で、これらの取引を管理しています。またシティでは、ストレス・テストを毎日実施して支払能力、期間、ヘアカット率、担保特性および顧客による対応の変化を見極めるという方法で、有担保金融取引に伴うリスクを管理しています。加えてシティでは、集中を引き起こす要素を排除する対策を講じ、ストレス環境における取引相手の信頼性や安定性を評価するという方法で、取引相手を多様化しています。

当社の方針上、担保を徴求し、その市場価値を契約に基づき支払期日が到来する金額と比較してモニターしており、必要に応じて迅速に追加担保の差入れを要求することで、契約上の証拠金による保証を維持しています。売戻および買戻条件付契約取引については、必要に応じ、当社では、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の差入を行っています。

典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、社債および地方債、株式、ならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき支払不履行または他の種類の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由には通常、（i）取引に基づき要求される現金または有価証券を受渡できないこと、（ii）証拠金の目的で用いられる現金または有価証券を差入または返却できないこと、（iii）表明への違反、（iv）当事者間で、または場合によってはその関連会社との間で行われた別の取引へのクロスデフォルト、ならびに（v）契約に基づく債務の否認が含まれます。これらの取引において有価証券を受取った取引相手には通常、有価証券の使用に関する制限は付されていません。ただし、三者間で実行された取引の場合、担保はカストディアンが保管し、業務上の制約によって、当該有価証券の利用が制限される可能性があります。

売戻および買戻条件付契約取引の相当な部分は、連結財務諸表注記25および26に記載のとおり、公正価値で計上されています。公正価値で計上されていない取引は、主に現金支払額または受領額に各契約取引に明記された経過利息を加算した金額で計上されています。

借入および貸付有価証券契約も、売戻および買戻条件付契約取引と同様の有担保金融取引を表しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、ならびに社債および持分有価証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引と同様に、借入および貸付有価証券契約は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき相手方による支払不履行またはその他の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由ならびに借入および貸付有価証券契約に基づき有価証券を利用できる権利は、上記の売戻および買戻条件付契約取引と同様です。

借入および貸付有価証券契約の相当な部分は、現金支払額または受取額で計上されています。連結財務諸表注記26に記載のとおり、当社は特定の借入および貸付有価証券のポートフォリオについて公正価値オプションの適用を選択したため、現金支払額または受取額で計上されていない契約は公正価値で計上されています。貸付有価証券取引に関して、当社は通常、貸し付けた有価証券の市場価値を上回る額の現金担保を受け取っています。当社は、日次で借入有価証券および貸付有価証券の市場価値をモニターしており、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の受入または差入を行っています。

これらの契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらす裏付けとなる法律意見を知名度のある弁護士から入手でき、かつ、破産、支払不能または類似手続を含む債務不履行事由の発生時に債務不履行を起こしていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで決済できる権利の行使が適用される法律に基づき停止されない、あるいは無効とならない場合に、売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約のマスター・ネットティング契約に組み込まれた相殺の権利の強制力が証明されます。

一部の地域においては、相殺の権利の強制力に関して特に規定がないか、または判断に十分なほど明確でない場合、あるいは不利な判例または相反する規則によってかかる権利の強制力に関して疑念が生じる可能性がある場合、法律意見を求めない、または入手できない可能性があります。一部の地域においては、また、取引相手の種類によっては、重複する制度が存在するため、特定の種類の取引相手に対して支払不能に関する法律が存在しない、または明確でない可能性があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米周年金制度に見られます。

売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約の総額および純額、ならびにASC 210-20-45に基づき認められている関連する相殺額は次表のとおりです。この表には、ASC 210-20-45に基づき相殺が認められていないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能になる金融商品に関連する金額も含まれています。残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めない、または入手できない場合があります。

2015年12月31日現在					
(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
売戻条件付買入有価証券	\$176,167	\$ 56,390	\$119,777	\$ 92,039	\$ 27,738
借入有価証券に伴う 差入保証金	99,873	—	99,873	16,619	83,254
合計	\$276,040	\$ 56,390	\$219,650	\$108,658	\$110,992
(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$188,040	\$ 56,390	\$131,650	\$ 60,641	\$ 71,009
貸付有価証券に伴う 受入保証金	14,657	—	14,657	3,226	11,431
合計	\$202,697	\$ 56,390	\$146,307	\$ 63,867	\$ 82,440

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
売戻条件付買入有価証券	\$180,318	\$ 56,339	\$123,979	\$ 94,353	\$ 29,626
借入有価証券に伴う 差入保証金	118,591	—	118,591	15,139	103,452
合計	\$298,909	\$ 56,339	\$242,570	\$109,492	\$133,078

(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$203,543	\$ 56,339	\$147,204	\$ 72,928	\$ 74,276
貸付有価証券に伴う 受入保証金	25,900	—	25,900	5,190	20,710
合計	\$229,443	\$ 56,339	\$173,104	\$ 78,118	\$ 94,986

- (1) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められている、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (2) 各期のこの列の合計額から、フェデラルファンド貸出金／借入金は除かれています。上記の表をご参照ください。
- (3) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められてはいないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能となる、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (4) 残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めない、または入手できない場合があります。

2015年12月31日現在の契約上の満期までの残存期間別の買戻条件付契約取引および貸付有価証券契約に関連した負債の総額は、以下の表のとおりです。

(単位：百万ドル)	期限未設定 および 翌日もの	30日以内	31日以上 90日以内	90日超	合計
買戻条件付売渡有価証券	\$ 89,732	\$ 54,336	\$ 21,541	\$ 22,431	\$188,040
貸付有価証券に伴う 受入保証金	9,096	1,823	2,324	1,414	14,657
合計	\$ 98,828	\$ 56,159	\$ 23,865	\$ 23,845	\$202,697

2015年12月31日現在の裏付となる担保の種類別の買戻条件付契約取引および貸付有価証券契約に関連した負債の総額は、以下の表のとおりです。

(単位：百万ドル)	買戻条件付契約取引	貸付有価証券契約	合計
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 67,005	\$ —	\$ 67,005
州および地方債証券	403	—	403
外国政府証券	66,633	789	67,422
社債	15,355	1,085	16,440
持分有価証券	10,297	12,484	22,781
モーゲージ・バック証券	19,913	—	19,913
アセット・バック証券	4,572	—	4,572
その他	3,862	299	4,161
合計	\$188,040	\$ 14,657	\$202,697

12. ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務

当社はブローカー・ディーラーおよび顧客との間で行った金融商品の売買取引から生じる債権債務を有しており、これらは通常の事業活動において発生しています。当社はブローカー・ディーラーまたは顧客が購入代金を支払うことができない、あるいは売却した金融商品を引き渡せないといった損失のリスクにさらされています。このような場合、当社は当該金融商品を市場価格で売却または購入することになります。問題となるブローカー・ディーラーまたは顧客の代わりとなって、取引所または清算機関が取引相手となる場合には、信用リスクは軽減されます。

当社は、規制上および社内規程で定められている保証金を維持するよう顧客に要求することで、顧客取引に関連するリスクの軽減を図っています。保証金の水準は日々モニターされ、顧客は当社からの要求に応じて追加担保を差し入れることになっています。顧客が担保要件を満たすことができない場合、当社は、必要な保証金の水準の維持に十分な原資産金融商品を処分することがあります。

信用リスクに対するエクスポージャーは市場のボラティリティによって影響を受けるため、その影響で顧客が当社に対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社は、信用リスクの感応度が高い先渡、先物およびその他の取引を行っている顧客およびブローカー・ディーラーに対して信用供与限度額を設定し、緻密にモニターしています。

「ブローカレッジ債権」および「ブローカレッジ債務」は、以下のとおりです。

	12月31日	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
対顧客債権	\$10,435	\$10,380
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債権	17,248	18,039
ブローカレッジ債権合計⁽¹⁾	\$27,683	\$28,419
対顧客債務	\$35,653	\$33,984
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債務	18,069	18,196
ブローカレッジ債務合計⁽¹⁾	\$53,722	\$52,180

(1) ブローカレッジ債権および債務は、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA監査および会計ガイド（ASC 940-320に編纂）に従って会計処理されています。

13. トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」および「トレーディング勘定負債」は公正価値で計上されており（取得原価または公正価値のいずれか低い金額で会計処理されている現物コモディティを除きます。）、内訳は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	12月31日	
	2015年	2014年
トレーディング勘定資産		
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾		
米国政府系機関保証証券	\$ 24,767	\$ 27,053
プライム	803	1,271
Alt-A	543	709
サブプライム	516	1,382
米国外の住宅証券	523	1,476
商業用証券	2,855	4,343
モーゲージ・バック証券合計	\$ 30,007	\$ 36,234
米国財務省証券および連邦諸機関証券		
米国財務省証券	\$ 15,791	\$ 18,906
機関債券	2,005	1,568
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 17,796	\$ 20,474
州および地方債証券	\$ 2,696	\$ 3,402
外国政府証券	56,609	64,937
社債	14,437	27,797
デリバティブ ⁽²⁾	56,184	67,957
持分有価証券	56,495	57,846
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	3,956	4,546
その他のトレーディング資産 ⁽³⁾	11,776	13,593
トレーディング勘定資産合計	\$249,956	\$296,786
トレーディング勘定負債		
空売り有価証券	\$ 57,827	\$ 70,944
デリバティブ ⁽²⁾	57,592	68,092
その他のトレーディング負債 ⁽³⁾	2,093	—
トレーディング勘定負債合計	\$117,512	\$139,036

- (1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記22をご参照ください。
- (2) 強制力のあるマスター・ネットリング契約に準拠して、純額で表示されています。デリバティブの会計処理および報告に関する説明については、連結財務諸表注記23をご参照ください。
- (3) 連結財務諸表注記26に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資に関するポジションが含まれます。また、低価法で会計処理されている現物コモディティが含まれています。

14. 投資

概要

次表は当社の投資をカテゴリー別に示したものです。

	12月31日	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
売却可能有価証券 (AFS)	\$299,136	\$300,143
満期保有目的負債証券 (HTM) ⁽¹⁾	36,215	23,921
市場性のない持分有価証券 (公正価値) ⁽²⁾	2,088	2,758
市場性のない持分有価証券 (取得原価) ⁽³⁾	5,516	6,621
投資合計	\$342,955	\$333,443

(1) 信用関連減損控除調整後償却原価で計上されています。

(2) 市場性のない持分有価証券 (公正価値) の未実現利益および損失は、損益に計上されています。

(3) 主に連邦準備銀行、連邦住宅貸付銀行、外国中央銀行およびシティグループがメンバーとなっている様々な決済機関によって発行された株式で構成されています。

次表は、投資に係る受取利息および受取配当金を示しています。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
課税利息	\$6,414	\$6,311	\$5,750
米国連邦税非課税利息	215	439	732
受取配当金	388	445	437
受取利息および受取配当金合計	\$7,017	\$7,195	\$6,919

次表は、投資の売却に係る実現損益を示しています。投資実現粗損失は一時的でない減損による損失を除いています。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
投資実現粗利益	\$1,124	\$1,020	\$1,606
投資実現粗損失	(442)	(450)	(858)
投資の売却に係る正味実現利益	\$ 682	\$ 570	\$ 748

当社は、満期保有目的に分類された特定の負債証券を売却しました。これらの売却は、発行体もしくは有価証券の信用力が著しく悪化したこと、または取得時における当該有価証券の元本残高の大部分（少なくとも85%）を当社が回収できたことを理由に行われました。加えて、他のいくつかの有価証券が、信用力の著しい悪化を理由に売却可能投資に組替えられました。当社には、通常、組替えた当該有価証券を売却する意思があるため、シティは当該有価証券に係る一時的でない減損を計上しました。次表には、各表示期間における、売却したおよび売却可能に組替えた満期保有目的有価証券の簿価と、当該有価証券と関係のある利益（損失）または一時的でない減損損失を表示しています。

（単位：百万ドル）

	2015年	2014年	2013年
売却した満期保有目的有価証券の簿価	\$ 392	\$ 8	\$ 935
満期保有目的有価証券の売却に係る正味実現利益（損失）	10	—	(128)
売却可能に組替えられた有価証券の簿価	243	889	989
売却可能に組替えられた有価証券に係る一時的でない減損損失	(15)	(25)	(156)

売却可能有価証券

12月31日現在の売却可能有価証券の償却原価および公正価値は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2015年				2014年			
	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値
売却可能負債証券:								
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾								
米国政府系機関保証証券	\$ 39,584	\$ 367	\$ 237	\$ 39,714	\$ 35,647	\$ 603	\$ 159	\$ 36,091
プライム	2	—	—	2	12	—	—	12
Alt-A	50	5	—	55	43	1	—	44
米国外の住宅証券	5,909	31	11	5,929	8,247	67	7	8,307
商業用証券	573	2	4	571	551	6	3	554
モーゲージ・バック証券合計	\$ 46,118	\$ 405	\$ 252	\$ 46,271	\$ 44,500	\$ 677	\$ 169	\$ 45,008
米国財務省証券および連邦 諸機関証券								
米国財務省証券	\$113,096	\$ 254	\$ 515	\$112,835	\$110,492	\$ 353	\$ 127	\$110,718
機関債券	10,095	22	37	10,080	12,925	60	13	12,972
米国財務省証券および連邦 諸機関証券合計	\$123,191	\$ 276	\$ 552	\$122,915	\$123,417	\$ 413	\$ 140	\$123,690
州および地方債証券 ⁽²⁾	\$ 12,099	\$ 132	\$ 772	\$ 11,459	\$ 13,526	\$ 150	\$ 977	\$ 12,699
外国政府証券	92,384	410	593	92,201	90,249	734	286	90,697
社債	15,859	121	177	15,803	12,033	215	91	12,157
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	9,261	5	92	9,174	12,534	30	58	12,506
その他負債証券	688	—	—	688	661	—	—	661
売却可能負債証券合計	\$299,600	\$1,349	\$2,438	\$298,511	\$296,920	\$2,219	\$1,721	\$297,418
市場性のある売却可能持分 有価証券	\$ 602	\$ 26	\$ 3	\$ 625	\$ 2,461	\$ 308	\$ 44	\$ 2,725
売却可能有価証券合計	\$300,202	\$1,375	\$2,441	\$299,136	\$299,381	\$2,527	\$1,765	\$300,143

- (1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記22をご参照ください。
- (2) 州および地方債証券に係る未実現粗損失は主に、公正価値ヘッジ会計の影響に起因するものです。特に、シティは、LIBORベースの金利スワップを利用して、特定の固定利付で非課税の州および地方債証券のうちLIBORをベンチマークとする金利部分をヘッジしています。ヘッジ期間中にLIBORをヘッジするスワップについて発生し、損益に計上された損失は、ヘッジ対象のLIBORスワップレートの変動に起因する州および地方債証券に係る利益によって実質的に相殺されました。しかし、LIBORスワップレートはヘッジ期間中に大幅に下落した一方で地方債証券の全体的な公正価値は比較的変動が小さかったため、LIBORスワップレートの変動のみに起因するこれらの有価証券に係る公正価値利益を「その他包括利益（損失）累計額」（以下「AOCI」といいます。）から損益に組替えた影響は、これらの有価証券のヘッジ対象外の部分に関連してAOCIに正味未実現損失として残りました。

2015年12月31日現在、約5,212の持分有価証券および確定収益証券の償却原価は、その公正価値を2,441百万ドル上回っていました。この2,441百万ドルのうち、持分有価証券に係る未実現粗損失は3百万ドルでした。それ以外のうち、1,331百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年未満の確定収益投資に関するもので、その94%は投資適格格付けを有していました。1,107百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年以上の確定収益投資に関するもので、そのうち90%が投資適格格付けを有していました。また上記の1,107百万ドルのうち、746百万ドルは州および地方債証券に該当するものでした。

2015年12月31日現在、売却可能モーゲージ・バック証券ポートフォリオの公正価値による残高は46,271百万ドルで、米国政府係機関保証証券39,714百万ドルおよび民間企業保証証券（ほぼすべてが米国外の住宅モーゲージによって担保されています。）6,557百万ドルにより構成されています。

以下に詳細が記載されているとおり、当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。負債証券に関する信用関連の減損は、一時的でない減損として損益に計上されます。信用関連以外の減損は、当社に該当有価証券を売却する予定がなく、売却を必要とする可能性が低い場合、AOCIに認識されます。一時的でない減損のあるその他の負債証券については、すべての減損が連結損益計算書に計上されます。

次表は、売却可能有価証券の公正価値を、未実現損失の生じている期間が12ヶ月未満または12ヶ月以上のものに分けて示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失
2015年12月31日						
売却可能有価証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 17,816	\$ 141	\$ 2,618	\$ 96	\$ 20,434	\$ 237
プライム	—	—	1	—	1	—
米国外の住宅証券	2,217	7	825	4	3,042	11
商業用証券	291	3	55	1	346	4
モーゲージ・バック証券合計	\$ 20,324	\$ 151	\$ 3,499	\$ 101	\$ 23,823	\$ 252
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 59,384	\$ 505	\$ 1,204	\$ 10	\$ 60,588	\$ 515
機関債券	6,716	30	196	7	6,912	37
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 66,100	\$ 535	\$ 1,400	\$ 17	\$ 67,500	\$ 552
州および地方債証券	\$ 635	\$ 26	\$ 4,450	\$ 746	\$ 5,085	\$ 772
外国政府証券	35,491	429	4,642	164	40,133	593
社債	5,586	132	1,298	45	6,884	177
アセット・バック証券	5,311	58	2,247	34	7,558	92
その他負債証券	27	—	—	—	27	—
市場性のある売却可能持分有価証券	132	3	1	—	133	3
売却可能有価証券合計	\$133,606	\$1,334	\$17,537	\$1,107	\$151,143	\$2,441
2014年12月31日						
売却可能有価証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 4,198	\$ 30	\$ 5,547	\$ 129	\$ 9,745	\$ 159
プライム	5	—	2	—	7	—
米国外の住宅証券	1,276	3	199	4	1,475	7
商業用証券	124	1	136	2	260	3
モーゲージ・バック証券合計	\$ 5,603	\$ 34	\$ 5,884	\$ 135	\$ 11,487	\$ 169
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 36,581	\$ 119	\$ 1,013	\$ 8	\$ 37,594	\$ 127
機関債券	5,698	9	754	4	6,452	13
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 42,279	\$ 128	\$ 1,767	\$ 12	\$ 44,046	\$ 140
州および地方債証券	\$ 386	\$ 15	\$ 5,802	\$ 962	\$ 6,188	\$ 977
外国政府証券	18,495	147	5,984	139	24,479	286
社債	3,511	63	1,350	28	4,861	91
アセット・バック証券	3,701	13	3,816	45	7,517	58
市場性のある売却可能持分有価証券	51	4	218	40	269	44
売却可能有価証券合計	\$ 74,026	\$ 404	\$24,821	\$1,361	\$ 98,847	\$1,765

次表は、契約満期日ごとの売却可能負債証券の償却原価および公正価値を示しています。

	12月31日			
	2015年		2014年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券⁽¹⁾				
1年以内	\$ 114	\$ 114	\$ 44	\$ 44
1年超5年以内	1,408	1,411	931	935
5年超10年以内	1,750	1,751	1,362	1,387
10年超 ⁽²⁾	42,846	42,995	42,163	42,642
合計	\$ 46,118	\$ 46,271	\$ 44,500	\$ 45,008
米国財務省証券および連邦諸機関証券				
1年以内	\$ 3,016	\$ 3,014	\$ 13,070	\$ 13,084
1年超5年以内	107,034	106,878	104,982	105,131
5年超10年以内	12,786	12,684	2,286	2,325
10年超 ⁽²⁾	355	339	3,079	3,150
合計	\$123,191	\$122,915	\$123,417	\$123,690
州および地方債証券				
1年以内	\$ 3,289	\$ 3,287	\$ 652	\$ 651
1年超5年以内	1,781	1,781	4,387	4,381
5年超10年以内	502	516	524	537
10年超 ⁽²⁾	6,527	5,875	7,963	7,130
合計	\$ 12,099	\$ 11,459	\$ 13,526	\$ 12,699
外国政府証券				
1年以内	\$ 26,322	\$ 26,329	\$ 31,355	\$ 31,382
1年超5年以内	44,801	44,756	41,913	42,467
5年超10年以内	18,935	18,779	16,008	15,779
10年超 ⁽²⁾	2,326	2,337	973	1,069
合計	\$ 92,384	\$ 92,201	\$ 90,249	\$ 90,697
その他すべて⁽³⁾				
1年以内	\$ 1,930	\$ 1,931	\$ 1,248	\$ 1,251
1年超5年以内	12,748	12,762	10,442	10,535
5年超10年以内	7,867	7,782	7,282	7,318
10年超 ⁽²⁾	3,263	3,190	6,256	6,220
合計	\$ 25,808	\$ 25,665	\$ 25,228	\$ 25,324
売却可能負債証券合計	\$299,600	\$298,511	\$296,920	\$297,418

(1) 米国政府系機関のモーゲージ・バック証券を含みます。

(2) 満期のない投資有価証券は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(3) 社債、アセット・バック証券およびその他の負債証券を含みます。

満期保有目的負債証券

満期保有目的負債証券の簿価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	償却 原価 ⁽¹⁾	AOCIに 認識 された 正味 未実現利益 (損失)	簿価 ⁽²⁾	未実現 粗利益	未実現粗 (損失)	公正価値
2015年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$17,648	\$ 138	\$17,786	\$ 71	\$(100)	\$17,757
プライム	121	(78)	43	3	(1)	45
Alt-A	433	(1)	432	259	(162)	529
サブプライム	2	—	2	13	—	15
米国外の住宅証券	1,330	(60)	1,270	37	—	1,307
商業用証券	—	—	—	—	—	—
モーゲージ・バック証券合計	\$19,534	\$ (1)	\$19,533	\$ 383	\$(263)	\$19,653
州および地方債証券 ⁽⁴⁾	\$ 8,581	\$ (438)	\$ 8,143	\$ 245	\$ (87)	\$ 8,301
外国政府証券	4,068	—	4,068	28	(3)	4,093
アセット・バック証券 ⁽³⁾	4,485	(14)	4,471	34	(41)	4,464
満期保有目的負債証券合計	\$36,668	\$ (453)	\$36,215	\$ 690	\$(394)	\$36,511
2014年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$ 8,795	\$ 95	\$ 8,890	\$ 106	\$ (6)	\$ 8,990
プライム	60	(12)	48	6	(1)	53
Alt-A	1,125	(213)	912	537	(287)	1,162
サブプライム	6	(1)	5	15	—	20
米国外の住宅証券	983	(137)	846	92	—	938
商業用証券	8	—	8	1	—	9
モーゲージ・バック証券合計	\$10,977	\$ (268)	\$10,709	\$ 757	\$(294)	\$11,172
州および地方債証券	\$ 8,443	\$ (494)	\$ 7,949	\$ 227	\$ (57)	\$ 8,119
外国政府証券	4,725	—	4,725	77	—	4,802
アセット・バック証券 ⁽³⁾	556	(18)	538	50	(10)	578
満期保有目的負債証券合計⁽⁵⁾	\$24,701	\$ (780)	\$23,921	\$1,111	\$(361)	\$24,671

- (1) 「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価を購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、損益に認識された一時的でない減損を差し引いたものと定義されています。
- (2) 満期保有目的有価証券は、当該有価証券が売却可能から満期保有目的に組替えられる前にAOCIに認識された未償却の未実現利益および未実現損失ならびに公正価値ヘッジ調整額を償却原価に加減算した金額で連結貸借対照表に計上されています。これらの有価証券の価値の変動は財務諸表上に報告されません。ただし、当該有価証券の振替日現在の簿価と額面価額との差額の償却、ならびに当社が満期まで引き続き保有する意思のある有価証券に関して損益における信用の減損の認識に関連した、AOCIにおける信用関連以外の公正価値調整の認識は除きます。
- (3) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記22をご参照ください。
- (4) 州および地方債証券についてAOCIに認識された正味未実現損失は主に、これらの負債証券が売却可能に分類された時に適用された公正価値ヘッジ会計の影響によるものです。特に、シティは、LIBORベースの金利スワップを利用して、特定の固定利付で非課税の州および地方債証券のうちLIBORをベンチマークとする金利部分をヘッジしています。ヘッジ期間中にLIBORをヘッジするスワップについて発生し、損益に計上された損失は、ヘッジ対象のLIBORスワップレートの変動に起因する州および地方債証券に係る利益によって実質的に相殺されました。しかし、LIBORスワップレートはヘッジ期間中に大幅に下落した一方で地方債証券の全体的な公正価値は比較の変動が小さかったため、LIBORスワップレートの変動のみに起因するこれらの有価証券に係る公正価値利益をAOCIから損益に組替えた影響は、これらの有価証券のヘッジ対象外の部分に関連してAOCIに正味未実現損失として残りました。これらの負債証券の満期保有目的への振替時に、すべてのヘッジは指定を解除され、ヘッジ会計は中止されました。
- (5) 2015年度第2四半期において、公正価値合計約71億ドルの有価証券が売却可能から満期保有目的に振替えられ、その内訳は、米国政府機関のモーゲージ・バック証券70億ドルならびに米国の州および地方債証券1億ドルでした。2014年度第2四半期において、公正価値合計約118億ドルの有価証券が売却可能から満期保有目的に振替えられ、その内訳は、米国政府機関のモーゲージ・バック証券54億ドルならびに米国の州および地方債証券64億ドルでした。この振替は、価格ボラティリティがAOCIあるいはパーゼルIIIに基づく特定の資本測定に及ぼす影響を軽減させるため、これらの有価証券を満期または発行体による償還まで保有する当社の意思を反映しているものです。当該有価証券は振替日現在の公正価値で満期保有目的に振替えられていますが、その後の価値の変動は、一時的でない減損、ならびに振替日現在の簿価と各有価証券の額面価額との差額を当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却した金額に関連するもの以外は計上されない場合があります。振替日現在の各有価証券に関連するAOCI内の公正価値ヘッジの調整累計額を含む正味未実現保有損失は、プレミアムやディスカウントの償却と同じ方法で、各有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。

当社は、状況に予見されていない重要な変更（信用力の悪化または規制資本要件の変更も含みます。）がなければ、満期、または該当する場合には発行体のコール・オプションの行使まで、これらの有価証券を保有する肯定的な意思と能力を有しています。

AOCIに分類された正味未実現損失は主に、過去において売却可能に分類されており、満期保有目的に振替えられた負債証券に関連しており、公正価値ヘッジ調整累計額が含まれます。正味未実現損失には、損益に計上された信用の減損が生じている満期保有目的有価証券に関する信用関連以外の理由による公正価値の変動も含まれます。満期保有目的有価証券のAOCI残高は、同じ負債証券の振替日現在の公正価値と額面価額の差額の調整と同じ方法で、利回りの調整として関連する証券の残存契約期間にわたり償却されます。

次表は、未認識損失の生じている満期保有目的負債証券の公正価値を12ヶ月未満および12ヶ月以上について示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失
2015年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 935	\$ 1	\$10,301	\$262	\$11,236	\$263
州および地方債証券	881	20	1,826	67	2,707	87
外国政府証券	180	3	—	—	180	3
アセット・バック証券	132	13	3,232	28	3,364	41
満期保有目的負債証券合計	\$2,128	\$37	\$15,359	\$357	\$17,487	\$394
2014年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 4	\$—	\$ 1,134	\$294	\$ 1,138	\$294
州および地方債証券	2,528	34	314	23	2,842	57
外国政府証券	—	—	—	—	—	—
アセット・バック証券	9	1	174	9	183	10
満期保有目的負債証券合計	\$2,541	\$35	\$ 1,622	\$326	\$ 4,163	\$361

上表に表示されている未認識粗損失からは、2015年12月31日および2014年12月31日現在、主に売却可能から組替えられた満期保有目的有価証券の償却原価と簿価との差額に関連してAOCIに計上された正味未実現損失それぞれ（453）百万ドルおよび（780）百万ドルが除かれています。2015年12月31日および2014年12月31日現在、これらの正味未認識損失のほとんどすべてが、12ヶ月以上にわたって損失が計上されている有価証券に関連しています。

次表は、満期保有目的負債証券の簿価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

	12月31日			
	2015年		2014年	
	簿価	公正価値	簿価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	172	172	—	—
5年超10年以内	660	663	863	869
10年超 ⁽¹⁾	18,701	18,818	9,846	10,303
合計	\$19,533	\$19,653	\$10,709	\$11,172
州および地方債証券				
1年以内	\$ 309	\$ 305	\$ 205	\$ 205
1年超5年以内	336	335	243	243
5年超10年以内	262	270	140	144
10年超 ⁽¹⁾	7,236	7,391	7,361	7,527
合計	\$ 8,143	\$ 8,301	\$ 7,949	\$ 8,119
外国政府証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	4,068	4,093	4,725	4,802
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	—	—	—	—
合計	\$ 4,068	\$ 4,093	\$ 4,725	\$ 4,802
その他すべて⁽²⁾				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	—	—	—	—
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	4,471	4,464	538	578
合計	\$ 4,471	\$ 4,464	\$ 538	\$ 578
満期保有目的負債証券合計	\$36,215	\$36,511	\$23,921	\$24,671

(1) 満期のない投資は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(2) 社債およびアセット・バック証券を含みます。

一時的でない減損に関する投資の評価

概要

当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。

個別の有価証券の現在の公正価値がその償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能有価証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でA0CIに計上されます。満期保有目的の有価証券に関する未実現損失は通常、これらの投資が償却原価で計上されているため、計上されません。しかし、信用関連の損失が生じている満期保有目的の有価証券に関しては、信用損失が一時的でない減損として損益に認識され、一時的でない減損調整後の原価と公正価値との差額はA0CIに認識されて、当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加えた金額から振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該証券の分類が、売却可能であるか、または満期保有目的であるかに関らず、当社は未実現損失が発生しているポジションごとに一時的でない減損について評価しています。減損が一時的か否かを判断する際に考慮される項目は以下のとおりです。

- ・ 公正価値が原価を下回っている期間と程度
- ・ 減損の重大性
- ・ 減損の原因および発行体の財政状態と短期的な見通し
- ・ 信用状態の悪化を示唆する発行体の市場における活動
- ・ 予想された回復に十分な期間にわたって当社が投資を保有する能力と意思

当社が、減損について評価する際に考慮する一般的な項目は以下のとおりです。

- ・ 減損した投資の把握と評価
- ・ 公正価値が償却原価を下回っている投資の個別分析（未実現損失が発生している期間および回復までの予想期間の検討を含みます。）
- ・ 証拠についての検討（個別の投資に一時的ではない減損が生じていることの裏付けとなる要素または要因および一時的ではない減損の根拠とはならない要素または要因の評価を含みます。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

負債証券

当社に売却する意思があるか、または償却原価まで回復する前に売却を必要とする可能性が50%超であると当社が考えている減損した負債証券の償却原価と公正価値の差額は全額、一時的でない減損として損益に認識されます。しかし、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関しては、信用関連の減損のみが損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

負債証券の信用の減損は、経営陣が有価証券の償却原価の全額を回収するのに十分な契約上の元本および利息のキャッシュ・フローを受け取ることができないと予想している場合に存在します。

持分有価証券

持分有価証券について、経営陣は、原価までの回復に十分な期間にわたって当該持分有価証券を保有する意思および能力、または原価に回復する前に当社が当該有価証券の売却を必要とする可能性が50%超であるか否かを含む上記の様々な要素を考慮しています。経営陣がそうした意思および能力を有していない場合、当該証券の公正価値の下落は一時的でないものとみなされ、損益に計上されます。一時的でない減損が認められる売却可能持分有価証券は、公正価値まで評価減され、公正価値と原価との差額は全額、損益に計上されます。

経営陣は、公正価値がそれぞれの簿価を下回っている持分法適用投資の一時的でない減損について評価します。投資対象が上場有価証券の場合、公正価値は価格に数量を乗じて測定されます。投資対象が上場されていない場合、その他の方法が用いられます（連結財務諸表注記25をご参照ください。）。

シティに価値の回復前に売却の予定があるか、または売却を必要とする可能性が高い減損した持分法適用投資に関して、公正価値が売却予定日より前に回復する見込みがない場合、重大性および期間に関わらず、減損は一時的でない減損として損益に全額認識されます。一時的でない減損の測定には、貸借対照表日以降に予測される部分的な回復は含まれません。

経営陣に価値の回復前に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い減損した持分法適用投資に関して、減損が一時的でないか否かの評価は、（i）持分法適用投資が価値を回復するか、またその時期、ならびに（ii）投資家が価値の回復に十分な期間にわたってその投資を保有する意思および能力を有しているかに基づいています。減損が一時的とみなされるか否かの判断は、減損の時期および程度に関わらず、以下の兆候を検討しています。

- ・ 減損の原因ならびに発行体の財政状態および短期的な見通し（発行体の営業活動に影響を及ぼす可能性のある特定の出来事を含みます。）
- ・ 期待されている市場価値の回復に十分な期間にわたって投資を保有する意思および能力
- ・ 公正価値が簿価を下回っている期間および程度

以下のセクションでは、2015年12月31日現在において最も重要な未実現損失が発生している有価証券の種類に関して信用関連の減損を特定するための当社のプロセスについて記載しています。

モーゲージ・バック証券

米国のモーゲージ・バック証券（ならびに特に償却原価に対する割合として著しい未実現損失が発生しているAlt-Aおよびその他モーゲージ・バック証券）については、対象となる住宅抵当貸付に係る元本および利息のキャッシュ・フローを見積るためのキャッシュ・フロー・モデルを使用して、信用の減損が評価されていますが、当該モデルには当該証券特有の担保および取引構造が勘案されています。当該モデルは、取引構造ならびにその構造内に存在する順位および信用補完を考慮して、それらの見積キャッシュ・フローを有価証券の様々なトランシェに分配するものです。当該キャッシュ・フロー・モデルは、当期中のモーゲージ・バック証券の実際のキャッシュ・フローを取り込み、数多くの仮定（債務不履行率、期限前返済率、担保権実行不動産に関する回収率および政府機関以外のモーゲージ・バック証券に関する予想損失率を含みます。）を用いて残存キャッシュ・フローを見積ります。

経営陣は、市場データ、内部の見積りならびに外部格付機関および他の第三者機関が公表した見積りを用いて具体的な仮定を行っています。債務不履行率は、現在対象となっている抵当貸付の実績を考慮することによって予想され、一般に、（i）期日未到来の貸付の10%、（ii）延滞期間が30日から59日までの貸付の25%、（iii）延滞期間が60日から90日までの貸付の70%、（iv）延滞期間が91日以上での貸付の100%の債務不履行が仮定されています。これらの見積りは、当該証券の全期間にわたる債務不履行率を見積るためのデフォルト・タイミング・カーブに沿って推定されています。その他の仮定は、実際の担保の属性（地理的集中、格付および現在の市場価格を含みます。）を考慮しています。

キャッシュ・フロー予測は、異なるストレステスト・シナリオを用いて作成されています。経営陣は、当該証券の償却原価までの回復が見込まれるか否かを評価するために、それらのストレス・テストの結果（顕在化している現金不足の重大性ならびに対象となる原資産プールの特性および実績に基づくストレス・シナリオが実際に顕在化する可能性を含みます。）を評価しています。キャッシュ・フロー予測により、当社が償却原価までの回復を期待できないことが示唆される場合、当社は見積信用損失を損益に計上します。

州および地方債証券

シティグループの売却可能および満期保有目的の州および地方債証券に関する信用の減損を特定するプロセスは、主に第三者による信用格付けを組み込んだ信用分析に基づいています。シティグループは債券発行体および金融保証保険の形式で債務不履行に対する保証を提供する保険会社の格付けを監視しています。保険を考慮しない平均外部格付けは、Aa3/AA-です。外部格付けの引下げまたはその他の信用の減損の兆候（すなわち、商品個別のキャッシュ・フローの見積りまたは発行体によるデフォルト確率に基づき）が発生した場合、対象となる債券に関して予想される契約上の元本および利息の支払額または時期の不利な変更について具体的に見直されます。

未実現損失が発生している州および地方債証券のうち、シティグループに売却の予定がある（売却可能有価証券のみ）、売却を必要とする可能性が50%超である（売却可能有価証券のみ）、または償却原価の予想される回復以前に行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象であるもの（売却可能および満期保有目的の有価証券）に関して、減損は損益に全額認識されます。

一時的でない減損の認識および測定

損益に認識された一時的でない減損の合計は以下のとおりです。

投資およびその他資産に係る
一時的でない減損

2015年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失

損益に認識された減損損失合計

	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 33	\$ 1	\$ —	\$ 34
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	—	—	—	—
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 33	\$ 1	\$ —	\$ 34
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失	182	43	6	231
損益に認識された減損損失合計	\$215	\$ 44	\$ 6	\$265

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

**投資およびその他資産に係る
一時的でない減損**

2014年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失

損益に認識された減損損失合計

	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 21	\$ 5	\$ —	\$ 26
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	8	—	—	8
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 13	\$ 5	\$ —	\$ 18
当社に売却の意思があるか、売却を必要とする可能性が50%超であるか、または行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である有価証券に関して損益に認識された減損損失	380	26	—	406
損益に認識された減損損失合計	\$393	\$ 31	\$ —	\$424

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

投資およびその他資産に係る一時的でない減損

2013年12月31日に終了した事業年度

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、または価値の回復以前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失⁽²⁾

損益に認識された減損損失合計

	売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産 ⁽²⁾	合計
期中に認識された一時的でない減損損失合計	\$ 9	\$154	\$ —	\$163
控除：減損損失のうち、AOCIに認識された部分（税引前）	—	98	—	98
当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$ 9	\$ 56	\$ —	\$ 65
当社に売却の意思があるか、または価値の回復以前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失 ⁽²⁾	269	—	201	470
損益に認識された減損損失合計	\$278	\$ 56	\$201	\$535

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

(2) 減損費用は、MSSB合併会社に対するシティの残りの35%の投資の簿価に関連しており、各期間における「その他収益」に計上されたMSSB持分の価値の上昇によって相殺されました。

保有している売却可能および満期保有目的の負債証券のうち、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性が低いものに関して、損益に認識された信用関連の減損の12ヶ月間のロールフォワードは以下のとおりです。

保有する有価証券に関して損益に認識された 一時的でない減損信用損失累計額					
(単位：百万ドル)	2014年 12月31日 現在残高	過年度に 減損が認めら れていない 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に 減損が 認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上された 有価証券の 売却、振替 または償還に よる減少額	2015年 12月31日 現在残高
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券	\$295	\$—	\$(1)	\$ —	\$294
州および地方債証券	—	8	—	—	8
外国政府証券	171	—	—	(1)	170
社債	118	2	(2)	(6)	112
その他すべての負債証券	149	22	(1)	—	170
売却可能負債証券に 関して認識された 一時的でない減損 信用損失合計	\$733	\$32	\$(4)	\$ (7)	\$754
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$670	\$ 1	\$(1)	\$ (2)	\$668
社債	—	—	—	—	—
その他すべての負債証券	133	—	—	(1)	132
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない減損信用損 失合計	\$803	\$ 1	\$(1)	\$ (3)	\$800

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

保有する有価証券に関して損益に認識された
一時的でない減損信用損失累計額

(単位：百万ドル)	2013年 12月31日 現在残高	過年度に 減損が認めら れていない 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に 減損が 認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上された 有価証券の 売却、振替 または償還に よる減少額	2014年 12月31日 現在残高
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券	\$295	\$—	\$—	\$ —	\$295
州および地方債証券	—	—	—	—	—
外国政府証券	171	—	—	—	171
社債	113	8	—	(3)	118
その他すべての負債証券	144	5	—	—	149
売却可能負債証券に 関して認識された 一時的でない減損 信用損失合計	\$723	\$13	\$—	\$ (3)	\$733
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$678	\$ 5	\$—	\$(13)	\$670
社債	56	—	—	(56)	—
その他すべての負債証券	133	—	—	—	133
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない減損信用損 失合計	\$867	\$ 5	\$—	\$(69)	\$803

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

受益証券1口当たり純資産価額を算出するオルタナティブ投資ファンドへの投資

当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たり純資産価額（以下「NAV」といいます。）を算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。当社の投資には、当社が管理しているファンドへの共同投資および第三者が管理しているファンドへの投資が含まれています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、当社がNAV以外の価格で投資を売却する可能性がない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積られています。

	公正価値		未実行 コミットメント		解約頻度 (現在適格で ある場合) 月次、 四半期ごと、 1年ごと	解約通知 期間
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日		
(単位：百万ドル)						
ヘッジファンド	\$ 3	\$ 8	\$ —	\$ —	通常、四半期ごと	10日から 95日
プライベート・エクイティ・ ファンド ⁽¹⁾⁽²⁾	762	891	173	205	—	—
不動産ファンド ⁽²⁾⁽³⁾	130	166	21	24	—	—
合計 ⁽⁴⁾	\$895	\$1,065	\$194	\$229	—	—

- (1) プライベート・エクイティ・ファンドには、インフラ投資、レバレッジド・パイアウト取引、新興市場およびベンチャー・キャピタルへ投資するファンドが含まれます。
- (2) プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドへの当社の投資に関して、各ファンドからの分配金は、当該ファンドの裏付けとなる資産が売却される際に受け取ります。これらのファンドの裏付けとなる資産は、市場の状況に応じて、数年間にわたって売却されることが予測されます。プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドでは、投資家による投資の解約が認められていません。投資家は、これらのファンドのジェネラル・パートナーまたは投資管理会社の承認を条件として、投資を売却または譲渡することができます。これらの承認は通常、不当に留保されることはありません。
- (3) 主として米国、ヨーロッパおよびアジアの商業用不動産へ投資する複数の不動産ファンドが含まれています。
- (4) 上記の投資の公正価値合計には、2015年12月31日および2014年12月31日現在、第三者の資産運用会社によって提供されたNAVを使用して評価されたファンド資産がそれぞれ9億ドルおよび8億ドル含まれています。

15. 貸出金

シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの2つのカテゴリーに分けて報告されています。これらのカテゴリーは主として貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントに従って分類されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は、主として、シティコープの「GCB」部門およびシティ・ホールディングスによって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、各表示期間における貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	12月31日	
	2015年	2014年
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 80,281	\$ 96,533
割賦、リボルビング信用およびその他	3,480	14,450
カード	112,800	112,982
商工業貸出金	6,407	5,895
	<u>\$202,968</u>	<u>\$229,860</u>
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 47,062	\$ 54,462
割賦、リボルビング信用およびその他	29,480	31,128
カード	27,342	32,032
商工業貸出金	21,679	22,561
リース金融	427	609
	<u>\$125,990</u>	<u>\$140,792</u>
個人向け貸出金合計	<u>\$328,958</u>	<u>\$370,652</u>
正味前受収益	\$ 825	\$ (682)
個人向け貸出金（前受収益控除後）	<u>\$329,783</u>	<u>\$369,970</u>

(1) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

シティグループは、個人向け貸出金ポートフォリオに関連した主要なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを定めています。信用の質に関する指標は、積極的に監視されており、貸出金の延滞状況、個人向けクレジット・スコア（FICO）および不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）が含まれます。それぞれの指標については下記に詳細が記載されています。

上表の貸出金には、より大きな信用関連の課題をもたらす可能性がある貸付商品が含まれています。このような商品には、例えば市場金利を下回る初期金利が設定されているクレジットカードおよびインタレスト・オンリー・ローンなどがあります。これらの商品は、そのより高い固有リスクを軽減する信用管理手法を用いて厳密に管理されています。

2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は個人向け貸出金それぞれ258億ドルおよび103億ドルを売却および／または売却目的保有に組替えました。2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は個人向け貸出金の重要性のある購入を行いませんでした。

貸出金の延滞状況

貸出金の延滞状況は監視され、個人向け貸出金の信用の質に関する重要な指標とみなされています。米国の第1順位住宅抵当貸付に関しては、支払延滞を報告する方法として、主にモーゲージ銀行協会（以下「MBA」といいます。）手法が用いられています。この手法では、その貸出金の次の支払期限日の直前の日までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。その他すべての貸出金には、翌月の支払期限日の営業終了までに月次の支払が受領されていない場合に貸出金の支払が延滞しているとみなされる延滞報告手法が用いられます。

一般的な方針として、第1順位住宅抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローンおよび割賦貸出金については、契約上、返済が90日延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。クレジットカードおよび無担保のリボルビング・ローンの場合、一般的に返済が180日延滞するまで、未収利息が計上されます。規制対象の銀行のホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。連邦破産法第7章に基づく破産を通じて免除された規制対象の銀行の抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）が保証する貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。商業市場貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

貸出条件が変更された米国の個人向け貸出金に関して、現状に応じた延滞状況の再判定の方針は、商品によって異なります。一般的に、これらの条件変更に適格となるための条件の1つに、最低回数（通常、1回から3回の範囲）の支払を行うことが含まれています。貸出条件変更時に貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。また、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）があります。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、これらの各機関のガイドラインに基づき貸出条件の変更が行われ、条件変更された貸出金を現状に応じて延滞状況の再判定をするために、支払は必ずしも要求はされません。

次表は、シティグループの個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細について示したものです。

2015年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日 延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政 府の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日延滞 で未収 利息を 計上して いるもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 53,146	\$ 846	\$ 564	\$ 2,318	\$ 56,874	\$ 1,216	\$ 1,997
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	22,335	136	277	—	22,748	1,017	—
クレジットカード	110,814	1,296	1,243	—	113,353	—	1,243
割賦およびその他	4,236	80	33	—	4,349	56	2
商業市場貸出金	8,241	16	61	—	8,318	222	17
合計	\$198,772	\$2,374	\$2,178	\$2,318	\$205,642	\$2,511	\$3,259
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 39,698	\$ 241	\$ 178	\$ —	\$ 40,117	\$ 390	\$ —
クレジットカード	25,810	478	442	—	26,730	261	278
割賦およびその他	29,067	317	192	—	29,576	226	—
商業市場貸出金	27,401	62	63	—	27,526	277	—
合計	\$121,976	\$1,098	\$ 875	\$ —	\$123,949	\$1,154	\$ 278
GCBおよびシティ・ ホールディングス— 個人金融—合計	\$320,748	\$3,472	\$3,053	\$2,318	\$329,591	\$3,665	\$3,537
その他 ⁽⁶⁾	178	7	7	—	192	25	—
シティグループ合計	\$320,926	\$3,479	\$3,060	\$2,318	\$329,783	\$3,690	\$3,537

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付34百万ドルを含みます。
- (3) 米国政府系機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で3億ドル、90日以上延滞で20億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高です。
- (6) シティ・ホールディングスの個人金融与信指標に含まれていない、連結貸借対照表上の個人向け貸出金に分類されている貸出金を表しています。

2014年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日 延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが政 府の保証 がある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日延滞 で未収 利息を 計上して いるもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 61,730	\$1,280	\$1,371	\$3,443	\$ 67,824	\$2,746	\$2,759
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	27,262	335	520	—	28,117	1,271	—
クレジットカード	111,441	1,316	1,271	—	114,028	—	1,273
割賦およびその他	12,361	229	284	—	12,874	254	3
商業市場貸出金	8,630	31	13	—	8,674	135	15
合計	\$221,424	\$3,191	\$3,459	\$3,443	\$231,517	\$4,406	\$4,050
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 44,782	\$ 312	\$ 223	\$ —	\$ 45,317	\$ 454	\$ —
クレジットカード	30,327	602	553	—	31,482	413	322
割賦およびその他	29,297	328	149	—	29,774	216	—
商業市場貸出金	31,280	86	255	—	31,621	405	—
合計	\$135,686	\$1,328	\$1,180	\$ —	\$138,194	\$1,488	\$ 322
GCBおよびシティ・ ホールディングス 合計	\$357,110	\$4,519	\$4,639	\$3,443	\$369,711	\$5,894	\$4,372
その他⁽⁶⁾	238	10	11	—	259	30	—
シティグループ合計	\$357,348	\$4,529	\$4,650	\$3,443	\$369,970	\$5,924	\$4,372

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付43百万ドルを含みます。
- (3) 米国政府機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で6億ドル、90日以上延滞で28億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高。
- (6) シティ・ホールディングスの個人金融与信指標に含まれていない、連結貸借対照表上の個人向け貸出金に分類されている貸出金を表しています。

個人向けクレジット・スコア (FICO)

米国においては、独立した信用機関が個人の信用履歴に基づき個人の借入に対するリスクの格付けを行い、各個人に「FICO」（フェア・アイザック・コーポレーション）クレジット・スコアを割り当てています。これらのスコアは個人の信用関連行動（例：ローンの借入あるいは不払いまたは支払遅延）に基づいて信用機関によって継続的に更新されます。

次表は、2015年および2014年12月31日現在のシティの米国の個人向け貸出金ポートフォリオに帰属するFICOスコアの詳細を示したものです（商業市場貸出金は法人ベースであり、FICOスコアが信用評価の主たる媒体ではないことから、次表に含まれていません。）。当該ポートフォリオの実質的にすべてのFICOスコアが月次で更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されています。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2015年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$3,483	\$ 3,036	\$ 45,047
ホーム・エクイティ・ローン	2,067	1,782	17,837
クレジットカード	7,341	10,072	93,194
割賦およびその他	337	270	2,662
合計	\$13,228	\$15,160	\$158,740

- (1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関との長期スタンバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）の対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2014年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$8,911	\$ 5,463	\$ 45,783
ホーム・エクイティ・ローン	3,257	2,456	20,957
クレジットカード	7,647	10,296	92,877
割賦およびその他	4,015	2,520	5,150
合計	\$23,830	\$20,735	\$164,767

- (1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）

LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

次表は、シティの米国の個人向け抵当貸付ポートフォリオに帰属するLTV比率の詳細を示したものです。LTV比率は、入手可能な場合には大都市統計地域レベルで、そうでない場合には州レベルで適用された当該ポートフォリオの実質的にすべてに対して利用可能な直近のコアロジック住宅価格指数データを用いて、月次で更新されています。当該ポートフォリオの残りの分については、連邦住宅金融庁の指標を用いて、同様の方法で更新されています。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2015年12月31日		
80%以下	80%超 100%以下	100%超
\$46,559	\$ 4,478	\$ 626
13,904	5,147	2,527
\$60,463	\$ 9,625	\$ 3,153

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

第1順位住宅抵当貸付

ホーム・エクイティ・ローン

合計

2014年12月31日		
80%以下	80%超 100%以下	100%超
\$48,163	\$ 9,480	\$ 2,670
14,638	7,267	4,641
\$62,801	\$16,747	\$ 7,311

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

個人向け減損貸出金

減損貸出金とは、本来の貸出条件どおりに全額回収できる可能性が低いとシティグループが判断した貸出金を指します。個人向け減損貸出金には、未収利息非計上商業市場貸出金、ならびに借り手の財政困難により貸出条件が変更されシティグループが借り手に譲歩を与えた小口で均質な貸出金が含まれます。これらの条件変更は、減損貸出金の金利の引下げおよび／または元本返済免除を含む場合があります。個人向け減損貸出金は、貸出条件が変更されておらず未収利息が計上されていない小口で均質な貸出金を除外しています。

次表は、個人向け減損貸出金合計および個人向け減損貸出金について認識された受取利息に関する情報を示したものです。

2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$6,038	\$ 6,610	\$ 739	\$ 8,932	\$ 439
ホーム・エクイティ・ ローン	1,399	1,972	406	1,778	64
クレジットカード	1,950	1,986	604	2,079	179
割賦およびその他					
個人向け割賦 およびその他	464	519	202	449	54
商業市場貸出金	352	587	113	372	13
合計	\$10,203	\$11,674	\$2,064	\$13,610	\$ 749

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付1,151百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン459百万ドルおよび商業市場貸出金86百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義および現金主義両方による計上額を含みます。

2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度					
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾
抵当貸付および 不動産貸出金					
第1順位住宅抵当貸付	\$13,551	\$14,387	\$1,920	\$15,389	\$ 690
ホーム・エクイティ・ ローン	2,029	2,674	602	2,075	74
クレジットカード	2,407	2,447	862	2,732	196
割賦およびその他					
個人向け割賦および その他	948	963	445	975	124
商業市場貸出金	423	599	88	381	22
合計	\$19,358	\$21,070	\$3,917	\$21,552	\$1,106

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付1,896百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン554百万ドルおよび商業市場貸出金158百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義および現金主義両方による計上額を含みます。
- (6) 2013年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は1,280百万ドルでした。

個人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、発生した個人向けTDRを示したものです。

2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	元本返済期日の延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	9,487	\$1,282	\$ 9	\$ 4	\$25	1%
ホーム・エクイティ・ローン	4,317	157	1	—	3	2
クレジットカード	188,502	771	—	—	—	16
割賦およびその他リボルビング	4,287	37	—	—	—	13
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	300	47	—	—	—	—
合計⁽⁸⁾	206,893	\$2,294	\$10	\$ 4	\$28	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	3,918	\$ 104	\$—	\$—	\$—	—%
クレジットカード	142,851	374	—	—	7	13
割賦およびその他リボルビング	65,895	280	—	—	5	5
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	239	87	—	—	—	1
合計⁽⁸⁾	212,903	\$ 845	\$—	\$—	\$12	

2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾⁽⁷⁾	元本返済期日の延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	20,114	\$2,478	\$52	\$36	\$16	1%
ホーム・エクイティ・ローン	7,444	279	3	—	14	2
クレジットカード	185,962	808	—	—	—	15
割賦およびその他リボルビング	46,838	351	—	—	—	7
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	191	35	—	—	1	—
合計⁽⁸⁾	260,549	\$3,951	\$55	\$36	\$31	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	3,217	\$ 114	\$—	\$—	\$ 1	1%
クレジットカード	139,128	447	—	—	9	13
割賦およびその他リボルビング	61,563	292	—	—	7	9
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	346	200	—	—	—	—
合計⁽⁸⁾	204,254	\$1,053	\$—	\$—	\$17	

(1) 条件変更後の投資計上額には、条件変更日に資産計上された延滞額が含まれています。

(2) 「北米」の条件変更後の残高には、2015年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付209百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン55百万ドルが含まれています。これらの金額には、以前に受領したOCCの指針に基づき2015年度において新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付126百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン47百万ドルが含まれています。

(3) 無利子であるが、引き続き借り手に対する請求権を有する契約上の貸出金元本部分を示しています。このような返済期日が延期された元本は、関連する貸出金の残高が裏付けとなる担保価値を上回る部分について、永久的な条件変更の時点で償却されます。

- (4) 無利子であり、借り手の債務履行状況に応じて返済免除の対象となる契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (5) 永久的な条件変更の時点で返済免除された契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (6) 商業市場貸出金は、通常借り手ごとの貸出条件変更であり、元本および／または利息の金額および／または支払時期の変更を織り込んでいます。
- (7) 「北米」の条件変更後の残高には、2014年12月31日に終了した事業年度において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付322百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン80百万ドルが含まれています。これらの金額には、以前に受領したOCCの指針に基づき2014年度において新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付179百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン69百万ドルが含まれています。
- (8) 上記の表は、TDRとみなされており報告期間末現在で残高がある貸付金の増減を反映しています。

次表は、債務不履行が発生した個人向けTDRのうち、永久的な契約条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
北米		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 420	\$ 715
ホーム・エクイティ・ローン	38	72
クレジットカード	187	194
割賦およびその他リボルビング	8	95
商業市場貸出金	9	9
合計	\$ 662	\$1,085
北米外		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 22	\$ 24
クレジットカード	141	217
割賦およびその他リボルビング	88	104
商業市場貸出金	28	105
合計	\$ 279	\$ 450

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、「ICG」部門が管理している貸出金およびリース債権です。次表は、法人向け貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
米国内店		
商工業貸出金	\$ 41,147	\$ 35,055
金融機関貸出金	36,396	36,272
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	37,565	32,537
割賦、リボルビング信用およびその他	33,374	29,207
リース金融	1,780	1,758
	<u>\$150,262</u>	<u>\$134,829</u>
米国外店		
商工業貸出金	\$ 78,420	\$ 79,239
金融機関貸出金	28,704	33,269
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	5,106	6,031
割賦、リボルビング信用およびその他	20,853	19,259
リース金融	238	356
政府および公共機関貸出金	4,911	2,236
	<u>\$138,232</u>	<u>\$140,390</u>
法人向け貸出金合計	<u>\$288,494</u>	<u>\$275,219</u>
正味前受収益	(660)	(554)
法人向け貸出金（前受収益控除後）	<u>\$287,834</u>	<u>\$274,665</u>

(1) 主として不動産によって担保されている貸出金。

当社は、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ28億ドルおよび48億ドルの法人向け貸出金を売却および／または売却目的保有に組替えました。2015年または2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は投資目的に分類される法人向け貸出金の重要性のある購入を行っていません。

貸出金の延滞状況

シティでは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいては管理しません。法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損しているとみなされた法人向け貸出金およびリース債権に係る未収利息は、延滞開始後90日で当期損益勘定に振り戻され、その後は、実際に現金で受け取った金額のみ収益に計上されます。元本の最終的回収可能性に疑義があるときは、その後受領した現金はすべて貸出金に対する投資額の減額に充当されます。法人向け貸出金は、通常、内部で割り当てられたリスク格付け（詳細については下記をご参照ください。）に基づいて管理されていますが、次表は法人向け貸出金の種類別の延滞状況に関する情報を示しています。

2015年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上 合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 87	\$ 4	\$ 91	\$1,039	\$114,564	\$115,694
金融機関貸出金	16	—	16	173	64,128	64,317
抵当貸付および不動産貸出金	137	7	144	232	42,095	42,471
リース債権	—	—	—	76	1,941	2,017
その他	29	—	29	44	58,286	58,359
公正価値で計上された貸出金						4,971
取得した不良債権						5
合計	\$269	\$11	\$280	\$1,564	\$281,014	\$287,834

2014年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上 合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 50	\$—	\$ 50	\$ 575	\$109,764	\$110,389
金融機関貸出金	2	—	2	250	67,580	67,832
抵当貸付および不動産貸出金	86	—	86	252	38,135	38,473
リース債権	—	—	—	51	2,062	2,113
その他	49	1	50	55	49,844	49,949
公正価値で計上された貸出金						5,858
取得した不良債権						51
合計	\$187	\$ 1	\$188	\$1,183	\$267,385	\$274,665

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) 未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、あるいは貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞していることになります。延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には公正価値で計上された貸出金が含まれていますが、これは延滞状況を示す他列には含まれていません。

シティグループは、法人向け貸出金ポートフォリオに関連した主なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを有しています。シティは、リスク管理プロセスの一環として、法人向け貸出金の融資枠に対して債務者および融資枠の定量的および定性的評価に基づき数値的なリスク格付けを割り当てています。これらのリスク格付けは、少なくとも年1回、債務者または融資枠に関する重大な事象の発生がある場合にはより頻繁に見直されます。リスク格付けを割り当てる際に考慮される要因には、債務者の財政状態、マネジメントおよび戦略の定性的評価、弁済額および弁済原資、担保および債務保証契約の金額および種類、債務者に関する偶発債務の金額および種類、ならびに債務者の業界および地理が含まれます。

債務者のリスク格付けはデフォルト確率の範囲によって決定されます。融資枠のリスク格付けは、デフォルト確率にデフォルト時損失を乗じた数値である標準損失の範囲によって決定されます。投資適格格付けのカテゴリーは、S&Pおよびムーディーズが定義したBBB-/Baa 3 カテゴリー以上に相当します。要注意、破綻懸念および実質破綻という銀行規制上の定義に従い分類される貸出金のリスク格付けは、投資不適格カテゴリーに属します。

法人向け貸出金の信用の質に関する指標

(単位：百万ドル)	貸出金の投資計上額 ⁽¹⁾	
	2015年12月31日	2014年12月31日
投資適格⁽²⁾		
商工業貸出金	\$ 81,927	\$ 80,812
金融機関貸出金	53,522	56,154
抵当貸付および不動産貸出金	18,869	16,068
リース債権	1,660	1,669
その他	51,449	46,284
投資適格合計	\$207,427	\$200,987
投資不適格⁽²⁾		
未収利息計上		
商工業貸出金	\$ 32,726	\$ 29,003
金融機関貸出金	10,622	11,429
抵当貸付および不動産貸出金	2,800	3,587
リース債権	282	393
その他	6,867	3,609
未収利息非計上		
商工業貸出金	1,039	575
金融機関貸出金	173	250
抵当貸付および不動産貸出金	232	252
リース債権	76	51
その他	44	55
投資不適格合計	\$ 54,861	\$ 49,204
延滞に基づき管理されているプライベート・バンク貸出金⁽²⁾	\$ 20,575	\$ 18,616
公正価値で計上された貸出金	4,971	5,858
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$287,834	\$274,665

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 投資目的保有貸出金は償却原価で会計処理されます。

裏付担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値のいずれか低い方から売却コストを控除した金額まで評価減されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済を受けられることが合理的に確認され、かつ当該貸出金の契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合（通常6ヶ月間）、未収利息計上貸出金に戻されます。

次表は、法人向け貸出金の種類別の未収利息非計上貸出金および未収利息非計上法人向け貸出金について認識された受取利息に関する情報について示したものです。

未収利息非計上法人向け貸出金

(単位：百万ドル)	2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度				受取利息 認識額 ⁽³⁾
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	
未収利息非計上法人向け貸出金					
商工業貸出金	\$1,039	\$1,224	\$246	\$ 825	\$ 7
金融機関貸出金	173	196	10	194	—
抵当貸付および不動産貸出金	232	336	21	240	4
リース金融	76	76	54	62	—
その他	44	114	32	39	—
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$1,564	\$1,946	\$363	\$1,360	\$11

(単位：百万ドル)	2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度				受取利息 認識額 ⁽³⁾
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	
未収利息非計上法人向け貸出金					
商工業貸出金	\$ 575	\$ 863	\$155	\$ 658	\$32
金融機関貸出金	250	262	7	278	4
抵当貸付および不動産貸出金	252	287	24	263	8
リース金融	51	53	29	85	—
その他	55	68	21	60	3
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$1,183	\$1,533	\$236	\$1,344	\$47

(単位：百万ドル)	2015年12月31日		2014年12月31日	
	投資 計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金	投資計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金
個別引当金が設定されている 未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$539	\$246	\$224	\$155
金融機関貸出金	18	10	37	7
抵当貸付および不動産貸出金	60	21	70	24
リース金融	75	54	47	29
その他	40	32	55	21
個別引当金が設定されている 未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$732	\$363	\$433	\$236
個別引当金が設定されていない 未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$500		\$351	
金融機関貸出金	155		213	
抵当貸付および不動産貸出金	172		182	
リース金融	1		4	
その他	4		—	
個別引当金が設定されていない 未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$832	N/A	\$750	N/A

- (1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。
- (2) 平均簿価は、投資計上額の平均残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (3) 2013年12月31日に終了した事業年度における受取利息認識額は43百万ドルでした。
- N/A 該当なし

法人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$120	\$ 67	\$ —	\$ 53
抵当貸付および 不動産貸出金	47	3	—	44
合計	\$167	\$ 70	\$ —	\$ 97

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。商業貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$ 48	\$ 30	\$ 17	\$ 1
抵当貸付および 不動産貸出金	8	5	1	2
合計	\$ 56	\$ 35	\$ 18	\$ 3

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。商業貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、TDRにおいて貸出条件が変更された法人向け貸出金合計およびTDRのうち、永久的な貸出条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日 現在のTDR残高	2015年12月31日に 終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金	2014年12月31日 現在のTDR残高	2014年12月31日 に終了した 事業年度に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金
商工業貸出金	\$135	\$ —	\$117	\$ —
金融機関貸出金	5	1	—	—
抵当貸付および不動産貸出金	138	—	107	—
その他	308	—	355	—
合計⁽¹⁾	\$586	\$ 1	\$579	\$ —

- (1) 上記の表は、TDRとみなされ、報告期間末現在で残高がある貸付金の増減を反映しています。

取得した不良債権

上記の法人向けおよび個人向け貸出金に関する表には、貸出が実行されてからシティグループが取得するまでの期間に信用の質が著しく低下したことを示す証拠が存在する不良債権の取得が含まれています。ASC 310-30に基づき、これらの貸出金の予測キャッシュ・フロー合計額と当初の投資計上額の差異は、一定利回りを用いて、貸出金の貸出期間にわたり損益計上されています。したがって、当該貸出金は、上記の減損貸出金に関する表の情報からは除外されています。さらにASC 310-30により、取得した不良債権の予測キャッシュ・フローが取得後に減少した場合には、当該貸出金の利回りを一定に維持するために、引当金を設定することが求められています。ただし、予測キャッシュ・フローが増加した場合は、まずそれまでに計上された引当金の減少として認識し、残りは貸出金の一定利回りを引き上げることにより、貸出金の残存期間にわたって将来に向かって収益として認識します。取得した不良債権の予測キャッシュ・フローが信頼性をもって見積ることができない場合には、回収原価法に基づいて会計処理されます。当社の取得した不良債権のポートフォリオの簿価は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ234百万ドルおよび361百万ドル（16百万ドルおよび60百万ドルの引当金控除後）でした。

利回り調整額、関連する引当金および利回り調整額控除後の簿価の変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	利回り調整額	貸出金の簿価	引当金
2013年12月31日現在残高	\$107	\$703	\$113
取得 ⁽¹⁾	\$ 1	\$ 46	\$ —
処分／返済	(6)	(307)	(15)
利回り調整	(24)	24	—
引当金の設定(減少)	(36)	—	(27)
予測キャッシュ・フローの増加	23	—	—
外貨換算／その他	(9)	(45)	(11)
2014年12月31日現在残高 ⁽²⁾	\$ 56	\$421	\$ 60
取得 ⁽¹⁾	\$ 3	\$ 54	\$ —
処分／返済	(5)	(162)	(9)
利回り調整	(13)	13	—
引当金の設定(減少)	—	—	9
予測キャッシュ・フローの増加	1	—	—
外貨換算／その他	(9)	(76)	(44)
2015年12月31日現在残高 ⁽²⁾	\$ 33	\$250	\$ 16

- (1) 「貸出金の簿価」の残高は、2015年度および2014年度において、利息法に基づいて会計処理された取得した貸出金それぞれ54百万ドルおよび46百万ドルから構成されています。回収原価法に基づいて会計処理された取得した貸出金はありませんでした。これらの残高は、取得日現在のこれらの貸出金の公正価値を示しています。利息法による貸出金の取得日現在の予測キャッシュ・フロー合計額は、2015年度および2014年度において、それぞれ56百万ドルおよび46百万ドルでした。
- (2) 「貸出金の簿価」の残高は、2015年度および2014年度において、利息法に基づいて会計処理された貸出金245百万ドルおよび413百万ドル、ならびに回収原価法に基づいて会計処理された5百万ドルおよび8百万ドルから構成されています。

16. 貸倒引当金

(単位：百万ドル)

	2015年	2014年	2013年
期首貸倒引当金	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455
貸倒損失総額	(9,041)	(11,108)	(12,769)
回収総額 ⁽¹⁾	1,739	2,135	2,306
正味貸倒損失（以下「NCL」といいます。）	\$ (7,302)	\$ (8,973)	\$ (10,463)
NCL	\$ 7,302	\$ 8,973	\$ 10,463
正味引当金繰入額（戻入額）	139	(1,879)	(1,961)
正味個別引当金戻入額	(333)	(266)	(898)
貸倒引当金繰入額合計	\$ 7,108	\$ 6,828	\$ 7,604
その他（正味） ⁽²⁾⁽³⁾	(3,174)	(1,509)	(2,948)
期末貸倒引当金	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648
未実行貸出約定に係る期首貸倒引当金	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119
未実行貸出約定に係る引当金繰入額（戻入額）	74	(162)	80
その他（正味） ⁽³⁾	265	(4)	30
未実行貸出約定に係る期末貸倒引当金⁽⁴⁾	\$ 1,402	\$ 1,063	\$ 1,229
貸出金、リース、および未実行貸出約定に係る 期末引当金合計	\$ 14,028	\$ 17,057	\$ 20,877

- (1) 回収額には、回収努力が実った場合にのみ発生する特定の回収費用が減額されています。
- (2) 2015年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約24億ドルの減少が含まれており、その中には様々な不動産ローン・ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約15億ドルが含まれています。さらに2015年度には、外貨換算に伴う約474百万ドルの減少も含まれています。2014年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約11億ドルの減少が含まれています。この中には様々な不動産ローン・ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約411百万ドル、ギリシャの事業の売却目的保有への振替に伴う約204百万ドル、スペインの事業の売却目的保有への振替に伴う約177百万ドル、ホンジュラスの事業の売却目的保有への振替に伴う約29百万ドル、様々なヨーロッパ・中東・アフリカ貸出金ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約108百万ドルの減少が含まれています。さらに2014年度には、外貨換算に伴う約463百万ドルの減少も含まれています。2013年度には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約24億ドルの減少が含まれています。この中にはクレディカードの売却に伴う約360百万ドル、ギリシャでの貸出金ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約255百万ドル、繰延利息に関する引当金繰入額なしでのその他の資産（繰延利息を含みます。）への振替に伴う約230百万ドル、外貨換算に伴う約220百万ドルが含まれています。
- (3) 2015年度には、「貸倒引当金」から、「その他（正味）」に含まれている「未実行貸出約定に関する貸倒引当金」への271百万ドルの組替えが含まれています。この組替えは、「貸倒引当金」に含まれていた271百万ドルを法人向け貸出金ポートフォリオの実行済部分と未実行部分の間で再配分したことを反映しており、これらのポートフォリオを構成している貸出金の返済実績の変化を反映しているものではありません。
- (4) 連結貸借対照表の「その他負債」に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。

2015年12月31日現在の貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
貸倒償却額	(331)	(8,710)	(9,041)
回収額	97	1,642	1,739
貸倒償却額の充当	234	7,068	7,302
正味引当金繰入額（戻入額）	523	(384)	139
正味個別引当金繰入額（戻入額）	86	(419)	(333)
その他	(288)	(2,886)	(3,174)
期末残高	\$ 2,710	\$ 9,916	\$ 12,626
貸倒引当金			
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,345	\$ 7,839	\$ 10,184
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	362	2,064	2,426
ASC 310-30に基づいて決定された金額	3	13	16
貸倒引当金合計	\$ 2,710	\$ 9,916	\$ 12,626
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$281,066	\$319,301	\$600,367
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	1,792	10,203	11,995
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた貸出金の取得	5	245	250
公正価値評価された貸出金	4,971	34	5,005
貸出金合計（前受収益控除後）	\$287,834	\$329,783	\$617,617

2014年12月31日現在の貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
貸倒償却額	(427)	(10,681)	(11,108)
回収額	139	1,996	2,135
貸倒償却額の充当	288	8,685	8,973
正味引当金戻入額	(133)	(1,746)	(1,879)
正味個別引当金戻入額	(20)	(246)	(266)
その他	(42)	(1,467)	(1,509)
期末残高	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
貸倒引当金			
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,110	\$ 9,673	\$ 11,783
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	235	3,917	4,152
ASC 310-30に基づいて決定された金額	44	15	59
貸倒引当金合計	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$267,271	\$350,199	\$617,470
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	1,485	19,358	20,843
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた貸出金の取得	51	370	421
公正価値評価された貸出金	5,858	43	5,901
貸出金合計（前受収益控除後）	\$274,665	\$369,970	\$ 644,635

2013年12月31日現在の貸倒引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$ 2,776	\$22,679	\$25,455
貸倒償却額	(369)	(12,400)	(12,769)
回収額	168	2,138	2,306
貸倒償却額の充当	201	10,262	10,463
正味引当金戻入額	(199)	(1,762)	(1,961)
正味個別引当金戻入額	(1)	(897)	(898)
その他	8	(2,956)	(2,948)
期末残高	\$ 2,584	\$17,064	\$19,648

17. のれんおよび無形資産

のれん

のれんの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2012年12月31日現在残高	\$25,673
外貨換算	(577)
売却、取得原価の配分に伴う調整およびその他 ⁽¹⁾	(25)
ブラジルにおけるクレディカードの売却	(62)
2013年12月31日現在残高	\$25,009
外貨換算およびその他	\$(1,214)
売却および取得原価の配分に伴う調整 ⁽¹⁾	(203)
2014年12月31日現在残高	\$23,592
外貨換算およびその他	\$(1,000)
のれんの減損	(31)
売却 ⁽²⁾	(212)
2015年12月31日現在残高	\$22,349

セグメントごとののれんにおける変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティテ ューショナル・ クライアント・ グループ	シティ・ ホール ディングス	合計
2013年12月31日現在残高	\$13,985	\$10,868	\$ 156	\$25,009
外貨換算およびその他	(505)	(711)	2	(1,214)
売却および取得原価の配分に伴う 調整 ⁽¹⁾	(86)	(1)	(116)	(203)
2014年12月31日現在残高	\$13,394	\$10,156	\$ 42	\$23,592
2015年1月1日現在の再編による 影響 ⁽³⁾	\$ (177)	\$ —	\$ 177	\$ —
外貨換算およびその他	(355)	(644)	(1)	(1,000)
のれんの減損	—	—	(31)	(31)
売却 ⁽²⁾	(24)	(1)	(187)	(212)
2015年12月31日現在残高	\$12,838	\$ 9,511	\$ —	\$22,349

- (1) 主にスペインの個人金融事業および日本におけるリテールバンク事業の売却に関連しています。連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (2) 主に当年度において完了した「ラテンアメリカ退職者向けサービス」および日本のカード事業の売却、ならびに2015年12月31日付のシティ・ホールディングスの特定の事業の売却契約に関連しています。連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (3) 前述のとおり、2015年1月1日より一部の「GCB」事業がシティ・ホールディングスへ移行されたことに関連するのれんの配分。連結財務諸表注記3をご参照ください。

のれんの減損テストは各事業セグメントの一段階下のレベル（報告単位と称されています。）で行われています。当社は2015年7月1日現在で年次ののれんの減損テストを行いました。報告単位のいずれにも減損はありませんでした。以下に記述する2015年1月1日付での組織再編、ならびにそれぞれ2014年度第3四半期、2015年度第2四半期および2015年度第4四半期における「シティ・ホールディングスーカード」、「ラテンアメリカ退職者向けサービス」および「シティ・ホールディングスー個人金融ー日本」の報告単位に係る売却の影響を除き、2015年度の報告単位の構成は2014年度の報告単位の構成と同じでした。

さらに、当年度においてのれんの期中減損テストが実施され、その結果、後述のとおり、合計31百万ドルののれんの減損が「営業費用」に計上されました。2014年度および2013年度において減損しているとみなされたのれんはありませんでした。

2015年1月1日より、一部の個人金融部門および法人向け事業はシティ・ホールディングスに移行され、5つの新しい報告単位、すなわち、「シティ・ホールディングスー個人金融ーヨーロッパ・中東・アフリカ」、「シティ・ホールディングスー個人金融ーラテンアメリカ」、「シティ・ホールディングスー個人金融ー日本」、「シティ・ホールディングスー消費者金融ー韓国」および「シティ・ホールディングスーICG」に集約されました。この移行に伴うのれん残高は、従前の報告単位に対する相対的な公正価値に基づいて各事業単位に配分されました。のれんの期中減損テストは、従前の報告構造および新しい報告構造に基づいて2015年1月1日付で実施され、その結果、新しい「シティ・ホールディングスー消費者金融ー韓国」報告単位ののれん16百万ドルが全額減損されました。またシティは、2015年度第3四半期において、「シティ・ホールディングスー個人金融ーラテンアメリカ」に計上されている事業の大部分を売却する正式契約を締結し、55百万ドルののれんを当該売却に配分しましたが、これは売却目的保有に振替えられました。これに伴い、「シティ・ホールディングスー個人金融ーラテンアメリカ」報告単位内に残っていたのれん15百万ドルが全額減損されました。

当社の報告単位の公正価値は、最新の評価に基づき、その簿価を大幅に上回っており、減損のリスクは示唆されていませんでした。次表は、報告単位について、2015年12月31日現在ののれん残高および年次減損テスト日現在の配分された簿価に占める公正価値の比率を示しています。

報告単位 ⁽¹⁾⁽²⁾	配分された簿価に占める 公正価値の比率 (%)	のれん
グローバル個人金融部門－北米	182%	\$ 6,706
グローバル個人金融部門－ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	199	293
グローバル個人金融部門－アジア	229	4,513
グローバル個人金融部門－ラテンアメリカ	146	1,326
銀行業務	237	3,052
マーケットツ&セキュリティーズ・サービス	145	6,459
合計		\$22,349

- (1) 「シティ・ホールディングスーその他」および「シティ・ホールディングスーICG」は、配分されたのれんがないため、上表からは除外されています。
- (2) 「シティ・ホールディングスー個人金融－ヨーロッパ・中東・アフリカ」、「シティ・ホールディングスー個人金融－ラテンアメリカ」および「シティ・ホールディングスー消費者金融－韓国」は、2015年12月31日現在において配分されたのれんが減損しているか、または売却目的保有に分類されているかのいずれかであったため、上表から除外されています。

無形資産

無形資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日			2014年12月31日		
	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$ 7,606	\$ 6,520	\$ 1,086	\$ 7,626	\$ 6,294	\$ 1,332
コア預金無形資産	1,050	969	81	1,153	1,021	132
その他の顧客関係	471	252	219	579	331	248
将来利益の現在価値	37	31	6	233	154	79
有用年数が不確定な無形資産	234	—	234	290	—	290
その他 ⁽¹⁾	4,709	2,614	2,095	5,217	2,732	2,485
無形資産 (MSRを除きます。)	\$14,107	\$10,386	\$ 3,721	\$15,098	\$10,532	\$ 4,566
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽²⁾	1,781	—	1,781	1,845	—	1,845
無形資産合計	\$15,888	\$10,386	\$ 5,502	\$16,943	\$10,532	\$ 6,411

- (1) 契約関連無形資産を含みます。
- (2) シティのMSRに関する追加情報については、2014年度から2015年度へのロールフォワードを含め、連結財務諸表注記22をご参照ください。

2015年度、2014年度および2013年度の無形資産償却費は、それぞれ625百万ドル、756百万ドルおよび808百万ドルでした。将来の無形資産償却費は、2016年度が528百万ドル、2017年度が840百万ドル、2018年度が348百万ドル、2019年度が334百万ドルおよび2020年度が141百万ドルと見込まれています。

2015年12月31日に終了した12ヶ月間における無形資産の変動は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2014年 12月31日 現在簿価 (正味)	買収／ 売却	償却	減損	外貨換算 その他	2015年 12月31日 現在簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$1,332	\$ —	\$ (261)	\$ —	\$ 15	\$1,086
コア預金無形資産	132	—	(41)	—	(10)	81
その他の顧客関係	248	—	(24)	—	(5)	219
将来利益の現在価値	79	(68)	(4)	—	(1)	6
有用年数が不確定な無形資産	290	—	—	(17)	(39)	234
その他	2,485	(108)	(295)	(5)	18	2,095
無形資産（MSRを除きます。）	\$4,566	\$ (176)	\$ (625)	\$ (22)	\$ (22)	\$3,721
抵当貸付サービシング権（MSR） ⁽¹⁾	1,845					1,781
無形資産合計	\$6,411					\$5,502

(1) シティのMSRに関する追加情報については、2014年度から2015年度へのロールフォワードを含め、連結財務諸表注記22をご参照ください。

18. 負債

短期借入金

	2015年		2014年	
	残高	加重平均 クーポン利率	残高	加重平均 クーポン利率
(単位：百万ドル)				
コマーシャル・ペーパー				
シティバンク、エヌ・エイ	\$ 9,995	0.22%	\$ 16,085	0.22%
非銀行子会社およびその他 ⁽¹⁾	—	—	70	0.95
コマーシャル・ペーパー合計	\$ 9,995	0.22%	\$ 16,155	0.23%
その他の借入金 ⁽²⁾	11,084	1.50	42,180	0.53
合計	\$ 21,079		\$ 58,335	

(1) 親会社である持株会社（シティグループ・インク）、シティグループ・インクに連結されるブローカー・ディーラー子会社および非銀行子会社、ならびにバナメックスおよびシティバンク（スイス）・エージェを含みます。

(2) 連邦住宅貸付銀行およびその他の市場参加者からの借入金を含みます。2014年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保短期借入金は112億ドルでした。2015年12月31日現在の残高はありませんでした。

銀行与信枠に基づく借入金は、LIBOR、CDレート、プライム・レートあるいは銀行の提示に基づく金利で実行されます。シティグループは、与信枠維持のため、銀行に手数料を支払っています。

シティグループの非銀行子会社のいくつかは、シティバンクを含むシティグループの子会社である預金取扱機関に与信枠を持っています。これらの与信枠に基づく借入金は、連邦準備法セクション23Aに従い、担保が付されています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）は、利用可能であるとCGMHIに通知されているものの、契約上の融資義務が存在しない与信枠による借入契約を有しています。これらの契約は、CGMHIの短期的な資金需要に見合った柔軟性を確保するために、継続的に見直されています。

長期債務

			12月31日現在残高	
	加重平均 クーポン 利率	満期	2015年	2014年
(単位：百万ドル)				
シティグループ・インク ⁽¹⁾				
非劣後債	3.84%	2016年-2098年	\$ 113,569	\$ 122,323
劣後債 ⁽²⁾	4.48	2016年-2044年	26,875	25,464
信託優先証券	6.90	2036年-2067年	1,713	1,725
銀行 ⁽³⁾				
非劣後債	1.58	2016年-2038年	55,131	65,146
ブローカー・ディーラー ⁽⁴⁾				
非劣後債	3.25	2016年-2042年	3,968	8,399
劣後債 ⁽²⁾	1.18	2016年-2037年	19	23
合計	3.32%		\$ 201,275	\$ 223,080
非劣後債			\$ 172,668	\$ 195,868
劣後債 ⁽²⁾			26,894	25,487
信託優先証券			1,713	1,725
合計			\$ 201,275	\$ 223,080

(1) 親会社であるシティグループ・インク。

(2) 特定の国、地域または子会社における劣後債を含みます。

(3) シティバンクの事業体ならびにその他の銀行事業体を表します。2015年12月31日および2014年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保長期借入金は、それぞれ178億ドルおよび198億ドルでした。

(4) 親会社であるシティグループ・インクに連結されたブローカー・ディーラー子会社を表します。

当社は、様々な通貨建て固定利付債務と変動利付債務の両方を発行しています。当社は、この固定利付債務の一部を変動利付債務に、また変動利付債務の一部を固定利付債務に効果的に転換するために、主に金利スワップといったデリバティブ契約を利用しています。デリバティブの満期は、一般にヘッジ対象の債務の満期と一致しています。さらに当社は、一部の発行債券に対する為替の影響を管理するために他のデリバティブ契約も利用しています。2015年12月31日現在、当社の長期債務についての全加重平均利率は、契約ベースで3.32%であり、デリバティブ契約の影響を考慮すると2.55%でした。

信託優先証券を含む長期債務の満期到来年度別の合計額(最終満期日基準)は、以下のとおりです。

(単位:百万ドル)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年以降	合計
銀行	\$ 24,577	\$ 14,614	\$ 9,341	\$ 2,280	\$ 448	\$ 3,871	\$ 55,131
ブローカー・ディーラー	951	294	806	640	103	1,193	3,987
シティグループ・インク	18,009	19,437	21,269	16,233	8,826	58,383	142,157
合計	<u>\$ 43,537</u>	<u>\$ 34,345</u>	<u>\$ 31,416</u>	<u>\$ 19,153</u>	<u>\$ 9,377</u>	<u>\$ 63,447</u>	<u>\$ 201,275</u>

次表は、2015年12月31日現在の当社の発行済信託優先証券を要約したものです。

信託証券	発行日	発行証券数	清算価値 ⁽¹⁾	クーポン 利率 ⁽²⁾	親会社に 発行される普 通株式数	信託所有の後順位劣後債券		
						金額	満期日	発行体による 償還開始日
(単位:百万ドル、 ただし株式数は除く)								
シティグループ・キャピタルIII	1996年12月	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	2036年12月1日	償還不可
シティグループ・キャピタルXIII	2010年9月	89,840,000	2,246	7.875	1,000	2,246	2040年10月30日	2015年10月30日
シティグループ・キャピタルXVIII	2007年6月	99,901	148	6.829	50	148	2067年6月28日	2017年6月28日
債務合計			<u>\$ 2,588</u>			<u>\$ 2,594</u>		

注：信託優先証券に係る分配および劣後債の利息は、シティグループ・キャピタルIIIおよびシティグループ・キャピタルXVIIIについては半年ごとに、シティグループ・キャピタルXIIIについては四半期ごとに支払われます。

(1) 証券発行日に投資家が信託から受け取った想定元本を表しています。

(2) いずれの場合も劣後債のクーポン利率は信託優先証券の利率と同じです。

19. 規制資本

シティグループは、連邦準備制度理事会によって発行されたリスクベース資本およびレバレッジに関する基準の対象となっています。連邦預金保険制度の対象となっているシティグループの米国預金機関子会社（シティバンクを含みます。）は、主な連邦銀行規制当局がそれぞれ公表している同様の基準の対象となっています。これらの基準は自己資本の十分性を評価するために用いられており、次表に記載された必要最低要件を含んでいます。規制当局は、最低自己資本基準を満たしていない金融機関に対して特定の迅速な措置をとることが法律によって求められています。

以下の表は、現行の規制基準（バーゼルⅢ移行措置を反映しています。）に基づくシティグループおよびシティバンクの規制資本区分、リスク加重総資産、四半期ごとに調整された平均総資産、レバレッジ・エクスポージャーの総額、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率を示したものです。

(単位：比率を除き、 百万ドル)	最低基準	シティグループ		シティバンク	
		十分な資本の 最低基準	2015年 12月31日現在	十分な資本の 最低基準 ⁽¹⁾	2015年 12月31日現在
普通株式等Tier 1 資本			\$ 173,862		\$ 126,496
Tier 1 資本			176,420		126,496
資本合計 (Tier 1 資本 + Tier 2 資本)			198,746		148,916
リスク加重総資産			1,190,853		998,181
四半期ごとに調整された 平均総資産 ⁽²⁾			1,732,933		1,297,733
レバレッジ・エクスポ ージャーの総額 ⁽³⁾			2,326,072		1,838,114
普通株式等Tier 1 資本 比率 ⁽⁴⁾	4.5%	N/A	14.60%	6.5%	12.67%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	6.0	6.0%	14.81	8.0	12.67
資本合計比率 ⁽⁴⁾	8.0	10.0	16.69	10.0	14.92
Tier 1 レバレッジ比率	4.0	N/A	10.18	5.0	9.75
補完的レバレッジ比率 ⁽⁵⁾	N/A	N/A	7.58	N/A	6.88

(1) 2015年1月1日より、シティバンクなどの預金保険に加入している預金取扱機関は、「十分な自己資本を有している」とみなされるためには、普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率、資本合計比率およびTier 1 レバレッジ比率について、それぞれ最低6.5%、8%、10%および5%を維持する必要があります。

(2) Tier 1 レバレッジ比率の分母。

(3) 補完的レバレッジ比率の分母。

(4) 2015年12月31日現在、シティグループの報告可能な普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢの先進的手法の枠組みに基づく比率を下回っていました。2015年12月31日現在、シティバンクの報告可能な普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼルⅢの標準的手法の枠組みに基づく比率を下回っています。

(5) 2015年度より、シティおよびシティバンクは、補完的レバレッジ比率の公開を求められています。2018年1月1日より、「十分な自己資本を有している」とみなされるためには、シティおよびシティバンクは補完的レバレッジ比率の最低基準である3%を維持し、シティバンクは補完的レバレッジ比率6%を維持することが必要になります。

N/A 該当なし

上記の表に示されるとおり、2015年12月31日現在、シティグループおよびシティバンクは現行の連邦銀行規制の定義に照らして「十分な自己資本を有している」状態でした。

銀行子会社—配当制限

シティグループの子会社の預金取扱機関が、シティグループおよびその非銀行子会社へ信用供与、配当金の支払、もしくはその他の資金提供を行うことに関して、様々な法的制限が課せられています。各暦年における配当宣言額の合計が規制当局による規定額を超過する場合、通貨監督局の承認が必要になります。州公認預金取扱機関は、それぞれの州法によって定められている配当制限の対象になります。

各預金取扱機関が配当金を決定する際には、リスクベース自己資本およびレバレッジ比率要件への影響、ならびに銀行組織に対して原則として当期の営業利益から配当金を支払うよう指示している連邦規制当局の政策方針も考慮する必要があります。2015年度および2014年度において、シティグループはシティバンクからそれぞれ135億ドルおよび89億ドルの配当金を受け取りました。

20. その他包括利益（損失）累計額の増減

シティグループの「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の増減は以下のとおりです。

	投資有価 証券に係る 正味未実現 利益(損失)	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ(1)	給付制度(2)	外貨換算 調整額 (CTA) (ヘッジ 控除後) (3)(4)	その他 包括利益 (損失) 累計額
(単位：百万ドル)					
2012年12月31日現在残高	\$ 597	\$ (2,293)	\$ (5,270)	\$ (9,930)	\$ (16,896)
増減（税引後） ⁽⁵⁾	(1,962)	512	1,098	(2,534)	(2,886)
AOIからの組替による増加（減少） ⁽⁵⁾	(275)	536	183	205	649
増減（税引後） ⁽⁵⁾	\$ (2,237)	\$ 1,048	\$ 1,281	\$ (2,329)	\$ (2,237)
2013年12月31日現在残高	\$ (1,640)	\$ (1,245)	\$ (3,989)	\$ (12,259)	\$ (19,133)
その他包括利益（組替前）	\$ 1,790	\$ 85	\$ (1,346)	\$ (4,946)	\$ (4,417)
AOIから組替えられた借入金の増加（減少）	(93)	251	176	—	334
増減（税引後）	\$ 1,697	\$ 336	\$ (1,170)	\$ (4,946)	\$ (4,083)
2014年12月31日現在残高	\$ 57	\$ (909)	\$ (5,159)	\$ (17,205)	\$ (23,216)
その他包括利益（組替前）	\$ (695)	\$ 83	\$ (143)	\$ (5,465)	\$ (6,220)
AOIからの組替による増加（減少）	(269)	209	186	(34)	92
増減（税引後）	\$ (964)	\$ 292	\$ 43	\$ (5,499)	\$ (6,128)
2015年12月31日現在残高	\$ (907)	\$ (617)	\$ (5,116)	\$ (22,704)	\$ (29,344)

- (1) 主に債務に係る変動金利をヘッジするシティグループの固定支払／変動受取金利スワップ・プログラムに牽引された結果です。
- (2) 主に、当社の重要な年金および退職後給付制度に対する四半期ごとの年金数理評価、その他の制度に対する年次数理評価、ならびに過年度においてその他包括利益に認識された金額の償却に基づく調整を反映しています。
- (3) 2015年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、ブラジル・レアル、韓国ウォンおよびユーロ（影響額の大きい順に）の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。2014年12月31日に終了した事業年度において、主に、メキシコ・ペソ、ユーロ、日本円およびロシア・ルーブル（影響額の大きい順に）の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。2013年12月31日に終了した事業年度において、主に、日本円、メキシコ・ペソ、豪ドルおよびインド・ルピー（影響額の大きい順に）の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。
- (4) 2014年度において、137百万ドル（税引後で84百万ドル）が投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）内の外貨換算の配分を反映するために外貨換算調整額（以下「CTA」といいます。）に組替えられました。
- (5) 2013年12月20日、クレジットカード事業の売却が完了しました（連結財務諸表注記2をご参照ください。）。CTA総額（ヘッジを含む正味CTA）への影響額の合計は、税引前で314百万ドル（税引後205百万ドル）の損失でした。

「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の税引前および税引後の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	税引前	税効果	税引後
2012年12月31日現在残高	\$ (25,334)	\$ 8,438	\$ (16,896)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	(3,537)	1,300	(2,237)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,673	(625)	1,048
給付制度	1,979	(698)	1,281
外貨換算調整額	(2,377)	48	(2,329)
増減	\$ (2,262)	\$ 25	\$ (2,237)
2013年12月31日現在残高	\$ (27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	2,704	(1,007)	1,697
キャッシュ・フロー・ヘッジ	543	(207)	336
給付制度	(1,830)	660	(1,170)
外貨換算調整額	(4,881)	(65)	(4,946)
増減	\$ (3,464)	\$ (619)	\$ (4,083)
2014年12月31日現在残高	\$ (31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	(1,462)	498	(964)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	468	(176)	292
給付制度	19	24	43
外貨換算調整額	(6,405)	906	(5,499)
増減	\$ (7,380)	\$ 1,252	\$ (6,128)
2015年12月31日現在残高	\$ (38,440)	\$ 9,096	\$ (29,344)

2015年度、2014年度および2013年度において、当社は「その他包括利益（損失）累計額」から連結損益計算書へと組替えられた金額に関して、それぞれ税引前で155百万ドル（税引後で92百万ドル）、税引前で542百万ドル（税引後で334百万ドル）および税引前で1,071百万ドル（税引後で649百万ドル）の損失を認識しました。詳細は以下の表をご参照ください。

	連結損益計算書への組替によるAOCIの増加（減少）		
	12月31日に終了した事業年度		
	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)			
投資売却実現（利益）損失	\$ (682)	\$ (570)	\$ (748)
一時的でない減損損失総額	265	424	334
税引前小計	\$ (417)	\$ (146)	\$ (414)
税効果	148	53	139
投資有価証券に係る実現（利益）損失 （正味）（税引後） ⁽¹⁾	\$ (269)	\$ (93)	\$ (275)
金利契約	\$ 186	\$ 260	\$ 700
外国為替契約	146	149	176
税引前小計	\$ 332	\$ 409	\$ 876
税効果	(123)	(158)	(340)
キャッシュ・フロー・ヘッジの償却費 （税引後） ⁽²⁾	\$ 209	\$ 251	\$ 536
未認識債務の償却費			
過去勤務費用（給付）	\$ (40)	\$ (40)	\$ —
正味年金数理損失	276	243	271
縮小／清算による影響額 ⁽³⁾	57	76	44
会計方針変更による累積的影響額 ⁽³⁾	—	—	(20)
税引前小計	\$ 293	\$ 279	\$ 295
税効果	(107)	(103)	(112)
給付制度の償却費（税引後） ⁽³⁾	\$ 186	\$ 176	\$ 183
外貨換算調整額	\$ (53)	\$ —	\$ 314
税効果	19	—	(109)
外貨換算調整額	\$ (34)	\$ —	\$ 205
AOCIから組替えられた金額合計（税引前）	\$ 155	\$ 542	\$ 1,071
税効果合計	(63)	(208)	(422)
AOCIから組替えられた金額合計（税引後）	\$ 92	\$ 334	\$ 649

(1) 税引前の金額は、連結損益計算書の「投資売却実現利益（損失）（正味）」および「減損損失総額」に組替えられています。詳細については、当連結財務諸表注記14をご参照ください。

(2) 詳細については、当連結財務諸表注記23をご参照ください。

(3) 詳細については、当連結財務諸表注記8をご参照ください。

21. 優先株式

以下の表は当社の発行済優先株式を要約したものです。

	発行日	発行体による 償還開始日	配当率	預託株式/ 優先株式 1株当たりの 償還価格	預託株式数	簿価 (単位：百万ドル)	
						2015年 12月31日	2014年 12月31日
シリーズA A ⁽¹⁾	2008年1月25日	2018年2月15日	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
シリーズE ⁽²⁾	2008年4月28日	2018年4月30日	8.400	1,000	121,254	121	121
シリーズA ⁽³⁾	2012年10月29日	2023年1月30日	5.950	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズB ⁽⁴⁾	2012年12月13日	2023年2月15日	5.900	1,000	750,000	750	750
シリーズC ⁽⁵⁾	2013年3月26日	2018年4月22日	5.800	25	23,000,000	575	575
シリーズD ⁽⁶⁾	2013年4月30日	2023年5月15日	5.350	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズJ ⁽⁷⁾	2013年9月19日	2023年9月30日	7.125	25	38,000,000	950	950
シリーズK ⁽⁸⁾	2013年10月31日	2023年11月15日	6.875	25	59,800,000	1,495	1,495
シリーズL ⁽⁹⁾	2014年2月12日	2019年2月12日	6.875	25	19,200,000	480	480
シリーズM ⁽¹⁰⁾	2014年4月30日	2024年5月15日	6.300	1,000	1,750,000	1,750	1,750
シリーズN ⁽¹¹⁾	2014年10月29日	2019年11月15日	5.800	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズO ⁽¹²⁾	2015年3月20日	2020年3月27日	5.875	1,000	1,500,000	1,500	—
シリーズP ⁽¹³⁾	2015年4月24日	2025年5月15日	5.950	1,000	2,000,000	2,000	—
シリーズQ ⁽¹⁴⁾	2015年8月12日	2020年8月15日	5.950	1,000	1,250,000	1,250	—
シリーズR ⁽¹⁵⁾	2015年11月13日	2020年11月15日	6.125	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$16,718	\$10,468

- (1) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は、いずれも、シティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に支払われます。
- (2) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2018年4月30日までは固定金利で半年ごと（4月30日および10月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（1月30日、4月30日、7月30日および10月30日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (3) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年1月30日までは固定金利で半年ごと（1月30日および7月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（1月30日、4月30日、7月30日および10月30日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (4) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年2月15日までは固定金利で半年ごと（2月15日および8月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (5) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金はシティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと（1月22日、4月22日、7月22日および10月22日）に支払われます。
- (6) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年5月15日までは固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (7) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年9月30日までは固定金利で四半期ごと（3月30日、6月30日、9月30日および12月30日）に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (8) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年11月15日までは固定金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (9) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は固定金利で四半期ごと（2月12日、5月12日、8月12日および11月12日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (10) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2024年5月15日までは固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (11) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2019年11月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

- (12) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年3月27日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（3月27日および9月27日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（3月27日、6月27日、9月27日および12月27日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (13) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2025年5月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (14) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年8月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（2月15日および8月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (15) 1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年11月15日まで（同日は含みません。）は固定金利で半年ごと（5月15日および11月15日）に、それ以降は変動金利で四半期ごと（2月15日、5月15日、8月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2016年1月26日、シティは、1株が非累積永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として、シリーズS優先株式を10億ドル発行しました。配当金は、2016年5月12日より、6.3%の配当率で四半期ごと（2月12日、5月12日、8月12日および11月12日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2015年度において、シティは発行済優先株式に対する配当金を769百万ドル分配しました。2015年12月31日現在の発行済優先株式に基づき、シティは2016年度に約1,027百万ドルの優先配当金の分配を見積っています。いずれの場合も、かかる配当金はシティグループの取締役会による宣言が前提になっています。

[前へ](#)

[次へ](#)

22. 証券化および変動持分事業体

特別目的事業体の利用

特別目的事業体（以下「SPE」といいます。）は、それを設立する会社の限定的なニーズを満たす目的で設立された事業体です。シティは主に、特定の金融資産を証券化することにより流動性および有利な資本の取り扱いを獲得し、顧客の金融資産を証券化することを支援し、また顧客のために投資商品を組成する目的でSPEを利用しています。SPEは信託、パートナーシップまたは法人などの様々な法的形態で設立することが可能です。証券化において、SPEへ資産を移転する企業は、SPEが発行する負債および持分商品、証書、コマーシャル・ペーパーまたは債務を表すその他の債券を通じて、通常の事業活動であればそれを実現する前にこれらの資産のすべて（または一部）を現金に転換します。これらの証券化はSPEの貸借対照表に計上されますが、SPEを組成した企業の貸借対照表には連結される場合と連結されない場合があります。

投資家は通常、SPEの資産のみに対して遡求権を有しますが、担保勘定、与信枠または流動性ファシリティ（流動性プット・オプションや資産購入契約など）などのその他の信用補完の恩恵を受けることもあります。これらの信用補完があるため、SPEによる発行は一般的に、資産譲渡者が自身の負債発行で獲得する場合よりも高い信用格付けを取得します。その結果、資金調達コストを無担保借入よりも低くすることができます。SPEはデリバティブ契約を締結し、原資産の利回りまたは通貨をSPEの投資家の需要に一致させたり、SPEの信用リスクを限定または変更したりすることもあります。シティグループは特定の信用補完の提供者ならびに関連するデリバティブ契約の取引相手になります。

シティグループのSPEの大部分は、以下に説明されている変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）です。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権を通じて重要な意思決定を行う能力、およびその事業体の予想残存利益を受け取る権利またはその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体です。負債または株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形式（保証、劣後手数料契約または特定の種類のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の契約相手が、当該事業体の変動持分保有者です。

VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければなりません。以下の特徴の両方を有する場合、シティグループは支配財務持分を保有しており、主たる受益者であるとみなされる可能性があります。

- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する場合。
- ・ VIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する場合、またはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有する場合。

当社は、各VIEを評価し、当該事業体の目的および構成、その構成の中での当社の役割ならびにVIEの継続する活動における当社の関与を理解する必要があります。次に当社は、どの活動がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼし、誰がその活動を指揮する権限を有するのかを評価しなければなりません。

当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有すると判断したVIEについて、当社はその経済的持分の評価を行う必要があります、またVIEにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担、または便益を享受することが可能か否かを決定しなければなりません。潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務が当社にあるか否かを評価する際に、当社はそのような損失に対する最大エクスポージャーを、その発生可能性を考慮せずに検討する必要があります。このような義務は、負債および持分投資、保証、流動性契約ならびに特定のデリバティブ契約を含む（ただし、これらに限定されません。）様々な形式をとる可能性があります。

その他の様々な取引において、当社は(i)デリバティブ取引の相手方（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者）となること、(ii)引受業者または募集代理人を務めること、(iii)管理、受託またはその他のサービスを提供すること、あるいは(iv) VIEが発行する負債証券またはその他の商品について値付け業務を行うことがあります。当社は通常、このような関与自体は変動持分ではなく、したがって権限または潜在的に重要な便益または損失を示唆するものではないと考えています。

連結指針の対象範囲に関して近い将来行われる変更については、当連結財務諸表注記1をご参照ください。

当社が重要な変動持分を保有する、またはVIEの資産の大半にサービシングを通じて継続的に関与している、連結および非連結VIEに対するシティグループの関与は、以下のとおりです。

2015年12月31日現在								
(単位：百万ドル)	SPE資産への関与合計	連結VIE/SPE資産	重要な非連結VIE資産 ⁽³⁾	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				
				実行済		未実行		合計
				エクスポージャー ⁽²⁾		エクスポージャー		
				負債投資	持分投資	資金調達コミットメント	保証およびデリバティブ	
クレジットカード証券化	\$ 55,050	\$ 54,916	\$ 134	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	236,225	—	236,225	3,582	—	—	95	3,677
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	14,305	1,586	12,719	528	—	—	1	529
シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社(ABCP)	21,280	21,280	—	—	—	—	—	—
ローン担保証券 (CLO)	20,564	—	20,564	3,154	—	—	86	3,240
アセット・ベース・ファイナンス	83,397	1,364	82,033	25,923	270	3,891	436	30,520
地方債のテンダー・オプション・ボンド	8,572	3,830	4,742	2	—	3,100	—	3,102
信託 (TOB)								
地域投資	22,935	44	22,891	2,275	2,512	2,338	—	7,125
顧客仲介	1,965	335	1,630	49	—	—	—	49
投資ファンド ⁽⁵⁾	27,569	842	26,727	13	318	102	—	433
その他	4,986	597	4,389	292	554	—	52	898
合計 ⁽⁶⁾	\$ 496,848	\$ 84,794	\$ 412,054	\$ 35,818	\$ 3,654	\$ 9,431	\$ 670	\$ 49,573

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾							
	SPE資産への関与合計	連結VIE/SPE資産	重要な非連結VIE資産 ⁽³⁾	実行済エクスポージャー ⁽²⁾		未実行エクスポージャー		合計
				負債投資	持分投資	資金調達コミットメント	保証およびデリバティブ	
クレジットカード証券化	\$ 60,503	\$ 60,271	\$ 232	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	264,848	—	264,848	5,213	—	—	110	5,323
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	17,888	1,304	16,584	577	—	—	1	578
シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社(ABCP)	29,181	29,181	—	—	—	—	—	—
ローン担保証券 (CLO)	19,736	—	19,736	1,965	—	—	86	2,051
アセット・ベース・ファイナンス	63,900	1,151	62,749	22,928	66	2,271	333	25,598
地方債のテンダー・オプション・ボンド信託 (TOB)	12,280	6,671	5,609	3	—	3,670	—	3,673
地域投資	23,706	70	23,636	2,014	2,197	2,225	—	6,436
顧客仲介	1,745	137	1,608	10	—	—	10	20
投資ファンド ⁽⁵⁾	31,992	1,096	30,896	16	382	124	—	522
その他	8,298	2,909	5,389	183	1,451	23	73	1,730
合計 ⁽⁶⁾	\$ 534,077	\$ 102,790	\$ 431,287	\$ 32,909	\$ 4,096	\$ 8,313	\$ 613	\$ 45,931

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2015年および2014年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分または継続関与を有している事業体です。
- (4) シティグループの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。
- (5) 非連結投資ファンドの資産はほぼすべて、シティが管理するメキシコの退職ファンドに関連するものです。詳細については下記の「投資ファンド」をご参照ください。
- (6) シティコープのSPE資産に対してシティが関与する総額は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ4,605億ドルおよび4,813億ドルであり、残額はシティ・ホールディングスに関連しています。

前掲の表には以下のものは含まれていません。

- ・ 当社のプライベート・エクイティ子会社数社による特定のベンチャー・キャピタル投資。当社は、これらの投資を投資会社監査ガイド（ASC 946として編纂されています。）に従って会計処理しています。
- ・ 当社がジェネラル・パートナーを務めており、ASC 810の要件の適用の繰延が認められている投資ファンドである特定のリミテッド・パートナーシップのうち、リミテッド・パートナーがジェネラル・パートナーを交代させる権利またはファンドを清算する権利を有している場合。
- ・ 当社が投資管理サービスを提供している特定の投資ファンド、ならびに当社が管理、受託および／または投資管理サービスを提供している個人向け不動産信託。
- ・ 第三者が組成したVIEが、独立第三者間取引条件に基づいて行われた投資であるため、当社がその有価証券を棚卸資産に分類している場合。
- ・ 当社が保有するモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の特定のポジションで、「トレーディング勘定資産」または「投資」に分類され、重要とみなされる関連証券化事業体に対して当社が他に関与していない場合（これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表注記13および14をご参照ください。）。
- ・ 以前の「ICG」部門がスポンサーとなっていた抵当貸付証券化および資産証券化の特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない場合。2005年から2008年の間に証券化され、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に関与していない抵当貸付について、2015年および2014年12月31日現在の残高はそれぞれ約120億ドルおよび140億ドルでした。
- ・ シティグループの住宅用抵当貸付証券化における特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当初の抵当貸付残高が存在しなくなった場合。
- ・ 当社の資金調達活動に関連して利用される信託優先証券信託などのVIE。当社はこれらの信託に対して変動持分を有していません。

連結VIEの資産残高は、当社が連結した資産の簿価を表しています。この簿価は、資産の法的形態（例えば、有価証券またはローン）ならびに資産の種類および事業内容に対する当社の標準的な会計方針により、資産の償却原価である場合と公正価値である場合があります。

当社が重要な関与を行っている非連結VIEの資産残高は、当社が入手可能な最新の情報を表しています。当社が公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は公正価値の減損を考慮しない償却原価基準で表されています。デリバティブ商品を通じて合成的な資産エクスポージャーを保有するVIEについては、上記の表では、通常、デリバティブの当初想定元本全額を資産残高として計上しています。

当社によるVIEへの投資の貸借対照表上の簿価は、実行済エクスポージャーの最大額を表しています。この金額はVIEに当初投資した現金額を経過利息および元本返済として受領した現金額で調整したものです。また、簿価は公正価値の増減または損益に認識された価値の減損により調整される場合があります。未実行ポジションの最大エクスポージャーとは、当社が提供している流動性ファシリティおよび信用枠などの契約債務の未実行残高、または変動持分とみなされるデリバティブ商品の想定元本を表しています。特定の取引において、当社はVIEに対する変動持分とみなされないデリバティブ取引またはその他の契約（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者の場合）を締結しています。当該契約に基づく債権は最大エクスポージャーの金額には含まれていません。

重要な非連結VIEに関する資金調達コミットメントー流動性ファシリティおよび貸出約定

次表は、上記のVIEに関する表において資金調達コミットメントとして分類されている流動性ファシリティおよび貸出約定の想定元本を表しています。

	2015年12月31日		2014年12月31日	
	流動性 ファシリティ	貸出／持分 約定	流動性 ファシリティ	貸出／持分 約定
(単位：百万ドル)				
アセット・ベース・ファイナンス	\$ 5	\$ 3,886	\$ 5	\$ 2,266
地方債のテnder・オプション・ ボンド信託 (TOB)	3,100	—	3,670	—
地域投資	—	2,338	—	2,225
投資ファンド	—	102	—	124
その他	—	—	—	23
資金調達コミットメント合計	\$ 3,105	\$ 6,326	\$ 3,675	\$ 4,638

連結VIE

当社は、売却処理の認められないオンバランスの証券化を行っており、したがって、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上され、受取額は担保付債務として認識されます。次表に含まれた連結VIEは、当社が関与している数百の個別の事業体を表しています。一般に、連結VIEの債権者である第三者投資家は、それぞれのVIEの資産に対してのみ法的遡求権を有しており、当社が投資家に対して保証を提供しているか、VIEが関与する特定のデリバティブ取引の相手方になっている場合を除いて、当社に対する遡求権を有していません。したがって、資産の一部は第三者を資金調達源とするものであることから、連結VIEに関連した損失に対する当社の法的な最大エクスポージャーは、連結VIEの資産の簿価を著しく下回っています。関係会社間の資産および負債はこの表には含まれていません。すべてのVIEの資産は売却または担保として差し入れることが制限されています。これら資産からのキャッシュ・フローは、当社の一般資産に対する遡求権のない、関連する負債の支払に当てられる唯一の源泉となっています。

次表は、連結VIEの債務の担保となっている連結資産の簿価と分類を表しています。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
現金	\$ 0.2	\$ 0.3
トレーディング勘定資産	0.6	0.7
投資	5.3	8.0
貸出金合計（引当金控除後）	78.6	93.2
その他	0.1	0.6
資産合計	\$ 84.8	\$ 102.8
短期借入金	\$ 14.0	\$ 22.7
長期債務	31.3	40.1
その他負債	2.1	0.9
負債合計⁽¹⁾	\$ 47.4	\$ 63.7

- (1) 2015年および2014年12月31日現在、債権者または受益持分保有者がシティの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債合計は、それぞれ453億ドルおよび612億ドルでした。債権者または受益持分保有者がシティの一般債権に対して遡求権を持つ連結VIEの負債は、上表に含まれる2つの項目で構成されています。(i) 2015年および2014年12月31日現在、シティが管理している連結対象のコマーシャル・ペーパー導管会社に対して信用状の形式で提供される19億ドルおよび23億ドルの信用補完、ならびに(ii) 2015年および2014年12月31日現在、シティが一部の連結対象の地方債のテンダー・オプション・ボンド信託に対して提供するそれぞれ82百万ドルおよび198百万ドルの信用保証。

非連結VIEへの重要な変動持分－貸借対照表上の分類

次表は、非連結VIEへの重要な変動持分の簿価と分類を表しています。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
現金	\$ 0.1	\$ —
トレーディング勘定資産	6.2	7.6
投資	3.0	2.6
貸出金合計（引当金控除後）	28.4	25.0
その他	1.8	2.0
資産合計	\$ 39.5	\$ 37.2

クレジットカードの証券化

当社は債権を購入するために設立された信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、非遡求型で信託に債権を譲渡しています。クレジットカードの証券化はリボルビング型の証券化で、つまり顧客がクレジットカード残高を支払うと、当該受取額は新規債権を購入し信託債権を補充するために利用されます。

当社のクレジットカードの証券化活動はほぼすべて、シティバンク・クレジットカード・マスター・トラスト（以下「マスター・トラスト」といいます。）およびシティバンク・オムニ・マスター・トラスト（以下「オムニ・トラスト」といいます。）の2つの信託を通じて行われていますが、大部分はマスター・トラストを通じて行われています。当該信託は連結事業体として取り扱われていますが、これはシティグループがサービサーとして当該信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、譲渡人としての持分および信託が発行する特定の有価証券を保有し、また、流動性ファシリティを提供していることにより、信託からの潜在的に重要な損失または便益がもたらされるためです。したがって、譲渡されたクレジットカード債権はシティの連結貸借対照表に引き続き計上され、損益は認識されません。当該信託が第三者に対して発行した債務は、シティの連結貸借対照表に含まれています。

当社は「北米」における事業の資金調達源の1つとして証券化を利用しています。次表は、当社のクレジットカード債権の証券化に関する金額を反映したものです。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
信託のクレジットカード債権の元本金額に対する所有権持分		
信託発行証券による投資家への売却	\$ 29.7	\$ 37.0
信託発行証券としてシティグループが留保	9.4	10.1
証書のない持分を通してシティグループが留保	16.5	14.2
合計	\$ 55.6	\$ 61.3

次表は、シティグループのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2015年	2014年	2013年
新規証券化による収入	\$ —	\$ 12.6	\$ 11.7
満期社債の償還	(7.4)	(7.8)	(2.2)

管理貸出金

クレジットカード債権を証券化した後、当社は引き続きクレジットカード顧客との取引関係を維持し、信託に譲渡した債権についてサービシング業務を提供しています。よって当社は、証券化したクレジットカード債権を当社の管理対象である事業の一部と考えています。シティグループはクレジットカード信託を連結しているため、すべての管理されている証券化されたカード債権が貸借対照表に計上されています。

資金調達、流動性ファシリティおよび劣後持分

上述のとおり、シティグループは、シティコープの一部であるマスター・トラストおよび同じく実質的にそのすべてがシティコープの一部であるオムニ・トラストという2つの証券化信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。当該信託の負債は、シティグループが保有しているものを除き、連結貸借対照表に計上されています。

マスター・トラストは、固定および変動利付のターム・ノートを発行します。ターム・ノートの一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行されています。マスター・トラストが発行したこのターム・ノートの加重平均期間は、2015年12月31日現在で2.4年、2014年12月31日現在で2.8年でした。

マスター・トラストの負債（額面価格）

（単位：十億ドル）	2015年12月31日	2014年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 28.4	\$ 35.7
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	7.5	8.2
マスター・トラストの負債合計	\$ 35.9	\$ 43.9

オムニ・トラストは固定および変動利付のターム・ノートを発行しており、その一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社によって購入されています。オムニ・トラストが発行した第三者向けのターム・ノートの加重平均期間は、2015年12月31日現在で0.9年、2014年12月31日現在で1.9年でした。

オムニ・トラストの負債（額面価格）

（単位：十億ドル）	2015年12月31日	2014年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 1.3	\$ 1.3
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	1.9	1.9
オムニ・トラストの負債合計	\$ 3.2	\$ 3.2

抵当貸付の証券化

当社は、多様な顧客層に対して様々な種類の抵当貸付商品を提供しています。組成された後、これらの貸出金の多くは、VIEを利用して証券化されます。これらのVIEは譲渡された資産のみで担保された信託証書の発行により資金を調達します。これらの証書は譲渡された資産と同じ期間を有します。これらの資産の証券化は、流動性の源泉およびより低いコストでの資金調達手段を提供するだけでなく、借り手に対する当社の信用エクスポージャーも減少させます。これらの抵当貸付の証券化は主に非遡求型であるため、将来の貸倒損失リスクを信託が発行する有価証券の購入者に事実上移転しています。ただし、当社の米国の個人向け抵当貸付事業は通常、サービシング権を留保し、特定の場合には、投資証券、インタレストオンリー・ストリップ債および信託からの将来キャッシュ・フローに対する残余持分を留保しています。また、「ICG」部門の限られた数の証券化についてサービシング業務も行っています。

当社は通常、ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マックのような政府機関（米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付）またはプライベート・レーベル（政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付）による証券化を通じて、抵当貸付を証券化しています。シティグループはVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有していないため、当社は米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化の主たる受益者ではありません。したがって、シティはこれらの米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

シティは当該事業体の重要な活動を指揮する権限を有するサービスラーではない、あるいはシティはサービスラーであるがそのサービシング関係が信認関係にすぎないとみなされるために、シティが当該事業体の主たる受益者とみなされないという理由により、当社は特定の政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

特定の状況において、当社は、（i）活動を指揮する権限、および（ii）政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に対して潜在的に重要となる可能性がある損失を負担する義務または便益を享受する権利を有しているため、主たる受益者であり、したがってこれらのVIEを連結しています。

次表は、シティグループの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	2015年		2014年	2013年
	米国政府機関が スポンサー となっている 抵当貸付	政府機関 以外の機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関 および政府機関 以外の機関が スポンサー となっている 抵当貸付	政府機関 および政府機関 以外の機関が スポンサー となっている 抵当貸付
（単位：十億ドル）				
新規証券化による収入 ⁽¹⁾	\$ 25.6	\$ 12.1	\$ 39.6	\$ 72.7
契約上の受取サービシング 手数料	0.5	—	0.5	0.7
留保持分に係るキャッシュ・ フローおよびその他の正味 キャッシュ・フロー	0.1	—	0.1	0.1

(1) 2015年度の新規証券化による収入には、個人向け貸出金の証券化に関する7億ドルが含まれています。

2015年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ150百万ドルおよび44百万ドルでした。

2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ267百万ドルおよび223百万ドルでした。

抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2015年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～11.3%	2.0%～3.2%	2.9%～12.1%
加重平均割引率	8.0%	2.9%	5.2%
継続的期限前返済率	5.7%～34.9%	—	2.8%～8.0%
加重平均継続的期限前返済率	11.7%	—	3.5%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%	38.1%～92.0%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	40.0%	70.6%
加重平均期間	3.5年～10.4年	2.5年～9.8年	8.9年～12.9年

	2014年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～14.7%	1.4%～6.6%	2.6%～9.1%
加重平均割引率	11.0%	4.2%	7.8%
継続的期限前返済率	0.0%～23.1%	0.0%～7.0%	0.5%～8.9%
加重平均継続的期限前返済率	6.2%	5.4%	3.2%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%～67.1%	8.9%～58.5%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	56.3%	43.1%
加重平均期間	0.0年～9.7年	2.6年～11.1年	3.0年～14.5年

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。

NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

当社の留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびにその主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。各変動による不利な影響は、他のすべての仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

	2015年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～22.1%	1.6%～67.6%	2.0%～24.9%
加重平均割引率	5.7%	7.6%	8.4%
継続的期限前返済率	6.5%～27.8%	4.2%～100.0%	0.5%～20.8%
加重平均継続的期限前返済率	12.5%	14.0%	7.5%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.2%～89.1%	3.8%～92.0%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	48.9%	54.4%
加重平均期間	1.3年～21.0年	0.3年～18.1年	0.9年～19.0年

	2014年12月31日		
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～21.2%	1.1%～47.1%	1.3%～19.6%
加重平均割引率	8.4%	7.7%	8.2%
継続的期限前返済率	6.0%～41.4%	2.0%～100.0%	0.5%～16.2%
加重平均継続的期限前返済率	15.3%	10.9%	7.2%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.0%～92.4%	13.7%～83.8%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	51.7%	52.5%
加重平均期間	0.0年～16.0年	0.3年～14.4年	0.0年～24.4年

注：2015年および2014年12月31日現在、抵当貸付の証券化に関して、シティ・ホールディングスが有する劣後持分はありませんでした。

- (1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。
- (2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。
- NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

(単位：百万ドル、2015年12月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 2,563	\$ 179	\$ 553
割引率			
不利な変動10%	\$ (65)	\$ (8)	\$ (25)
不利な変動20%	(127)	(15)	(49)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(102)	(3)	(9)
不利な変動20%	(196)	(6)	(18)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(6)	(7)
不利な変動20%	NM	(11)	(14)

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 2,374	\$ 310	\$ 554
割引率			
不利な変動10%	\$ (69)	\$ (7)	\$ (30)
不利な変動20%	(134)	(13)	(57)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(93)	(3)	(9)
不利な変動20%	(179)	(5)	(18)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(6)	(9)
不利な変動20%	NM	(10)	(16)

注：2015年12月31日および2014年12月31日現在、抵当貸付の証券化に関して、シティ・ホールディングスが有する劣後持分はありませんでした。

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

NM 予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付の証券化に関連して、当社の米国個人向け抵当貸付事業は通常、貸出金の未償還元本残高および契約上のサービシング手数料に基づく将来キャッシュ・フローの権利を当社に与えることになるサービシング権を留保しています。契約上の要件に従って貸出金のサービシング業務が実施できなかった場合、サービシング権の終了および将来のサービシング手数料の損失につながる場合があります。

これらの取引により抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）と称される無形資産が発生し、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上されます。シティの資産計上されたMSRの公正価値は、2015年および2014年12月31日現在のいずれも18億ドルでした。この2015年および2014年12月31日現在の残高のうちの約17億ドルが特にシティコープに関連したものであり、残りがシティ・ホールディングスに関連したものでした。MSRは、2015年および2014年12月31日現在の貸付元本残高それぞれ1,980億ドルおよび2,240億ドルに対応しています。次表は資産計上されたMSRの変動を要約したものです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
期首残高	\$ 1,845	\$ 2,718
組成	214	217
入力データおよび仮定の変動によるMSRの公正価値の変動	110	(344)
その他変動 ⁽¹⁾	(350)	(429)
MSRの売却	(38)	(317)
期末残高	\$ 1,781	\$ 1,845

(1) 顧客の支払および時間の経過による変動を示しています。

MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる抵当貸出の期限前返済額の変動に影響されます。特に、金利が上昇すると期限前返済が鈍化する傾向があり、その結果、MSRの公正価値が上昇することとなります。このリスクを管理するために、当社は、金利デリバティブ契約、モーゲージ・バック証券の先渡購入・売却契約および購入した有価証券（すべて「トレーディング勘定資産」に分類されます。）を利用して、MSRの価値の大部分を経済的にヘッジしています。当社は以前に証券化した抵当貸付のサービシングを提供する期間に手数料を受け取ります。これらの手数料金額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年	2013年
サービシング手数料	\$ 552	\$ 638	\$ 800
遅延損害金	16	25	42
付随手数料	31	56	100
MSR手数料合計	\$ 599	\$ 719	\$ 942

これらの手数料およびMSRの公正価値の変動は、連結損益計算書において「その他収益」に分類されています。

再証券化

当社は、新たな受益持分と引き換えに負債証券をVIEに譲渡する再証券化取引を行っています。2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、シティは当初の額面価格がそれぞれ約885百万ドルおよび12億ドルの政府機関以外の機関（プライベート・レーベル）の有価証券を再証券化事業体に譲渡しました。これらの証券は、住宅または商業用のいずれかの抵当貸付で担保されており、多くの場合顧客の代理で組成されています。

2015年12月31日現在、シティが組成したプライベート・レーベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約428百万ドルであり（2015年に実行された再証券化取引に関連する132百万ドルを含んでいます。）、「トレーディング勘定資産」に計上されています。このうち、約18百万ドルがシニア受益持分に、約410百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2014年12月31日現在、シティが組成したプライベート・レーベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約545百万ドル（2014年度に実行された再証券化取引に関連する194百万ドルを含んでいます。）でした。このうち、約133百万ドルがシニア受益持分に、約412百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2015年および2014年12月31日現在、シティが留保持分を有するプライベート・レーベルの再証券化取引の当初の額面価格は、それぞれ約37億ドルおよび51億ドルでした。

当社は、米国政府機関保証モーゲージ・バック（政府機関）証券の再証券化も行っています。2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、シティはそれぞれ公正価値約178億ドルおよび225億ドルの政府機関証券を再証券化事業体に譲渡しました。

シティが組成した政府機関証券の再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は、2014年12月31日現在18億ドル（2014年度に実行された再証券化取引に関連する15億ドルを含んでいます。）であったのに対し、2015年12月31日現在合計約18億ドル（2015年度に実行された再証券化取引に関連する15億ドルを含んでいます。）であり、「トレーディング勘定資産」に計上されています。2015年および2014年12月31日現在、シティが留保持分を有する政府機関の再証券化取引の当初の公正価値は、それぞれ約650億ドルおよび730億ドルでした。

2015年および2014年12月31日現在、当社はプライベート・レーベルまたは政府機関の再証券化を行う事業体を連結していません。

シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は複数のマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社の管理会社として、また第三者がスポンサーとなっているシングルセラーおよびその他のコマーシャル・ペーパー導管会社に対するサービス提供者として、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管業務に従事しています。

シティのマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社は、当社の顧客に対して、コマーシャル・ペーパー市場における低コストでの資金調達手段を提供するためのものです。導管会社は顧客から資産を購入、または顧客に資金調達手段を提供しており、第三者投資家に対してコマーシャル・ペーパーを発行することにより資金を調達しています。導管会社は通常、当社が組成した資産を購入することはありません。導管会社の資金調達を円滑にするために、当社が流動性補完および信用補完を提供しています。

当社は通常、シティの導管会社に対する管理会社として、導管会社が購入または資金提供を行う資産の選択および組成、導管会社の資金調達に関する意思決定（発行済コマーシャル・ペーパーの期間およびその他の条項の決定を含みます。）、導管会社の資産の質および運用成績の監視、ならびに導管会社の事業活動およびキャッシュ・フローの促進に責任があります。その代わりに、当社は個別取引に関して顧客から組成手数料を受け取り、導管会社からは管理手数料（導管会社の顧客プログラムからの収入および流動性手数料から導管会社に係る費用を控除した金額）を受け取ります。原資産のリスクおよび便益の大半が顧客に帰属することから、当該管理手数料は極めて安定しています。当該資産の価格交渉が行われた後に継続する収益、費用および手数料はその導管会社の規模に対する割合として比較的安定したものとなります。

当社が管理している導管会社は通常、第三者によって正式に格付けされている流動性の高い有価証券への投資を行いません。当該資産は、一般的に導管会社が保有することを意図して個別に交渉される仕組み取引であり、活発に売買されるものではありません。各資産について導管会社が稼得する利回りは通常、導管会社が発行するコマーシャル・ペーパーのレートと連動しており、そのため、金利リスクは顧客が負うこととなります。導管会社が購入した各資産は、第三者である売り手（顧客）によって提供された取引固有の信用補完特性（超過担保、現金および超過スプレッド担保勘定、直接償還請求権もしくは第三者保証を含みます。）を付して組成されます。これらの信用補完は、当社の内部リスク格付けに基づき、A以上の信用格付けとなるように範囲が決められています。2015年および2014年12月31日現在、導管会社はそれぞれ約213億ドルおよび292億ドルの購入した資産の残高を有しており、それぞれ約116億ドルおよび135億ドルの顧客への資金調達コミットメントの増分を有していました。

導管会社の資金調達方法は、実質的にすべて短期コマーシャル・ペーパーの形式をとっています。2015年および2014年12月31日現在、導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの加重平均残存期間はそれぞれ約56日間および57日間でした。

導管会社の投資家には、主として上述の取引固有の信用補完の形式で、信用補完の提供が行われています。政府保証貸付金導管会社以外の導管会社は、取引固有の信用補完の他に、導管会社の資産の最低8%から10%（下限200百万ドル）に相当する当社の信用状を取得しています。2015年および2014年12月31日現在、当社が導管会社に提供した信用状はそれぞれ合計約19億ドルおよび23億ドルです。政府保証貸付金導管会社以外の当社が管理しているマルチセラー導管会社の最終的な業績として、債務不履行に陥った資産が上述の取引固有の信用補完の範囲を超過している場合には、各導管会社における損失はまず当社に、続いてコマーシャル・ペーパー投資者に割り当てられます。

当社はまた、導管会社に対し、2つの形式の流動性契約を提供しており、これらは特に市場混乱の際に導管会社へ資金調達を行うために利用されます。導管会社の各資産は、資産購入契約（以下「APA」といいます。）の形式で、取引ごとに設定した流動性ファシリティによって信用補完されています。APAに基づき、当社は通常、債務不履行に陥っていない適格債権を導管会社から額面価格で購入することに合意しています。APAは通常、債務不履行に陥った資産または減損資産の購入を認めておらず、導管会社に対して信用補完を行っていません。APAに基づきいかなる資金調達においても、基礎となる導管会社の顧客が支払利息の増加額を負う可能性があります。さらに当社は導管会社に対し、短期貸出約定の形式でプログラム全体としての流動性を提供しています。当社はかかる約定に基づき、コマーシャル・ペーパー市場の短期的な混乱の際に、特定の条件付きで、導管会社に貸付を行うことに合意しています。当社は、いずれの形式の流動性契約を提供する際にも手数料を受領しており、これらの手数料が公正な市場条件に基づくものであると考えています。

さらに、当社は導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの複数の指名ディーラーのうちの1社であり、サービス提供時に市場ベースの手数料を稼得しています。当社は第三者ディーラーと共に、コマーシャル・ペーパーに関する値付け業務を行い、随時、第三者への売却までの間にコマーシャル・ペーパーに資金調達を行うことがあります。当社は、市場における流動性が低い特定の日に於いて、当社ならびに第三者が管理している導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを資産として保有することがあります。それとは別に、通常の業務活動の中で、当社は、当社の導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを含むコマーシャル・ペーパーに投資を行っています。2015年および2014年12月31日現在、当社は当社が管理する導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーをそれぞれ114億ドルおよび106億ドル所有していました。当社の投資は、市場の流動性の欠如に影響されたものではなく、当社はいかなる契約においても、当該導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを購入する義務を負っていません。

当社は、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社を連結しています。当社は、管理会社および流動性供給者としての役割を通して、当該事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していると判断しました。これらの権限は、導管会社が購入する資産を組成し承認する権限、継続的な監督および与信緩和活動、導管会社の資産を売却する、または買戻す能力ならびに債務管理を含みます。さらに、上述の当社によるすべての関与の結果、当社は潜在的に重要となる可能性のある経済的持分を有すると結論付けました。ただし、当該導管会社の資産および負債は、シティグループの資産および負債から切り離されています。いかなる導管会社の資産も、シティグループまたはその他の子会社の債務弁済に充当されることはありません。

ローン担保証券

ローン担保証券（以下「CL0」といいます。）とは、主に投資不適格法人向け貸出金からなる資産ポートフォリオを購入するVIEです。CL0は、資産購入資金の調達およびCL0の組成に関連した一括前払費用の支払のために、債券およびエクイティの複数のトランシェを投資家に発行します。公開市場にて原資産を購入し、当該資産に伴う信用リスクのモニタリングを行うために、CL0は第三者の資産管理会社と契約を結びます。CL0の存続期間にわたり、資産管理会社は、CL0の資産管理契約と一致する方法で、資産の売買の指図を行います。一般的に、CL0の資産管理会社は、当該CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有しています。CL0への投資家も、CL0の債券および／またはエクイティの所有を通じて、CL0の特定の活動を指図することができます。それには、限定的な状況におけるCL0の資産管理会社の解任、ノートの任意償還、CL0の運用書類の修正決議およびその他の活動が含まれます。CL0の存続期間は有限で、通常12年間です。

シティはCL0に関して組成および募集代理人を務めています。通常、CL0の債券および／またはエクイティは第三者の投資家に販売されます。場合によっては、特定のシティの事業体が投資目的でCL0の負債の一部を購入することがあります。加えて、シティは、そのマーケット・メイキング業務の支援のために、CL0が発行した特定の有価証券を（通常は流通市場で）購入することがあります。

当社は通常、CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす事業体の活動を指揮する権限を有していませんが、これは通常、CL0の第三者の資産管理会社が当該権限を有しているためです。したがって、それらのCL0は連結対象外です。

主要な仮定および留保持分

CL0における留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2015年12月31日	2014年12月31日
割引率	1.4%～49.6%	1.4%～49.2%
 (単位：百万ドル)		
留保持分の簿価	2015年12月31日 \$ 918	2014年12月31日 \$ 1,555
割引率		
不利な変動10%	\$ (5)	\$ (10)
不利な変動20%	(10)	(20)

アセット・ベース・ファイナンス

当社は資産を保有しているVIEに対して貸出金およびその他の形式で資金を提供しています。これらの貸出金は、当社が組成または購入した他のすべての貸出金と同様の与信承認が必要となります。負債証券またはデリバティブの形式での資金提供は、多くの場合、「トレーディング勘定資産」に計上され、損益を通じて公正価値で会計処理されています。当社は通常、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、これらを連結していません。

シティグループのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、借り手としてのVIEが債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

	2015年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)		
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 41,695	\$ 11,454
法人向け貸出金	1,274	1,871
ヘッジファンドおよび株式	385	55
航空機、船舶およびその他資産	38,679	17,140
合計 ⁽¹⁾	\$ 82,033	\$ 30,520

	2014年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)		
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 26,146	\$ 9,476
法人向け貸出金	460	473
ヘッジファンドおよび株式	—	—
航空機、船舶およびその他資産	36,143	15,649
合計	\$ 62,749	\$ 25,598

(1) 非連結VIEの資産合計および関連する非連結VIEに対する最大エクスポージャーが増加したのは、顧客の取引水準が、通常的水準ではあるものの増加したためです。

次表は、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2015年	2014年	2013年
新規証券化による収入	\$ —	\$ 0.5	\$ 0.5
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の 正味キャッシュ・フロー	—	0.3	1.0

2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、アセット・ベース・ファイナンスの証券化に関して認識された利益はありませんでした。

地方債のテnder・オプション・ボンド信託

地方債のテnder・オプション・ボンド（以下「TOB」といいます。）信託は、州、地方自治体および市が発行した固定金利または変動金利付の課税または非課税の有価証券を保有しています。TOB信託は通常、単一の発行体である事業体として組成され、その資産は当社または地方債市場におけるその他の投資家のいずれかから購入されています。TOB信託は、地方債資産を購入するための資金を、流動性信用枠に従って債券保有者が満期前に償還を要求できる長期変動利付債（以下「フローター」といいます。）および残余持分証券（以下「残余証券」といいます。）という2つのクラスの証券を発行することにより調達しています。フローターは通常、非課税のマネー・マーケット・ファンドである第三者の投資家が購入します。残余証券は、資金調達が行われた地方債の当初所有者が購入します。

当社の基準では、TOB信託には顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託という2種類があります。顧客TOB信託とは、当社の顧客が地方債への投資の資金調達を行うために利用する信託です。これらの信託が発行した残余証券は資金を提供された顧客が購入します。顧客以外のTOB信託とは、当社が当社自身の地方債への投資の資金調達を行うために利用している信託であり、顧客以外のTOB信託が発行した残余証券は当社が購入します。

顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託の双方に関して、当社は再販売業務を提供することがあります。フローターの買取申込が随意に行われ、当社が再販売代理人として定められた期限内に随意に申込まれたフローターを購入する新たな投資家を見出すことができない場合には、当社は、入札されたフローターを買取り、資産として保有することができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。当社のこうしたフローターの保有水準は一定ではありません。2015年および2014年12月31日現在、当社は、それぞれ2百万ドルおよび3百万ドルの顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託に関連したフローターを保有しています。

一部の顧客TOB信託について、当社は任意の貸出金提供者の役割を果たす場合もあります。この役割において、当社は、そうでなければ新たな投資家に再販売することができなかった、随意に申込まれたフローターを購入する顧客TOB信託に対して貸出を行うことができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。こうした貸出金は差し入れられたフローターにより担保されています。2015年12月31日現在、当社には、顧客TOB信託に対する任意の貸出金の残高はありませんでした。

一部の顧客以外の信託について、当社は信用補完も提供しています。2015年および2014年12月31日現在、顧客以外のTOB信託が所有する地方債それぞれ約82百万ドルおよび198百万ドルが当社の提供する信用補完の対象となっています。

当社はまた、多くの顧客または顧客以外の信託に流動性を提供しています。裏付けとなる地方債のクレジット・イベント以外の事由で信託が早期に終了する場合は、当該信託から裏付けとなる地方債が売却され、債券の売却代金が発行済信託証券の償還に利用されます。これにより地方債の売却代金と買取申込されたフローターの償還価格との間に不足額が生じる場合、当社は流動性契約に従って、その不足額を充当するように信託に支払うことが義務付けられます。一部の顧客TOB信託に関して、当社は、残余証券の保有者との間で払戻契約も締結しており、同契約により、残余証券の保有者は、流動性契約に基づいて当社が行った支払いについて当社に払い戻すことが義務付けられています。これらの払戻契約は、裏付けとなる地方債の市場価値の変動に基づき日次の追加証拠金決済の対象となる場合があります。第三者が顧客以外のTOB信託に対して流動性を提供する場合には類似の払戻契約が締結されることがあり、それにより当社（または当社の連結子会社）は、残余証券の保有者として、流動性供給者が被った損失を負担することになります。

その他の顧客以外のTOB信託の一部について、当社は買取申込オプションの提供者の役割を担っています。買取申込オプション提供契約により、フローターの保有者は、通知期間の規定を条件として、その持分の額面価格での償還をいつでも当社に直接要求できます。

2015年および2014年12月31日現在、顧客TOB信託について提供された流動性契約はそれぞれ合計31億ドルおよび37億ドルで、そのうちそれぞれ22億ドルおよび26億ドルが払戻契約により相殺されています。TOB信託取引に関する残りのエクスポージャーについては、顧客が所有する残余証券が取引組成時の債券価額の25%以上であったため、払戻契約は締結されませんでした。

当社は、顧客TOB信託と顧客以外のTOB信託の両方をVIEとみなしています。信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限は当該信託の債券を一方的に売却することができる顧客残余証券の保有者にあるため、当社は顧客TOB信託を連結していません。

顧客以外のTOB信託は、当社がその残余証券持分を保有しており、当該信託の債券を売却させる一方的な権限を有していることから、通常連結されています。

当社はまた、2015年および2014年12月31日現在、顧客がスポンサーとなっている、変動持分事業体ではないその他の地域投資ファンドおよび地域関連の発行体に対して、それぞれ合計81億ドルおよび74億ドルのその他の流動性契約または信用状を提供しています。これらの流動性契約および信用状は、様々なターム・アウト条項を持つ払戻契約により相殺されています。

地域投資

地域投資取引には、低所得者向け住宅の建設および再建のための資金提供を行い、新規または未開拓市場での貸付を促進し、あるいは再生可能な地域エネルギー施設の建設または運営のための資金提供を行うパートナーシップに対する負債および出資持分が含まれます。当社は通常、リミテッド・パートナーとしてこれらのパートナーシップに投資し、主にこれらのパートナーシップが実行した投資による税額控除および補助金を通して収益を稼得しています。当社はまた、パートナーシップが保有する不動産の開発または運営に対して建設資金貸付または永久貸付を提供することがあります。これらの事業体は通常VIEとみなされます。これらの事業体の活動を指揮する権限は通常ジェネラル・パートナーが保持しています。したがって、当社はこれらの事業体を連結していません。

顧客仲介

顧客仲介取引とは、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスからのリターンを基準にした特定のリターンを投資家に提供することを目的とした様々な取引です。これらの取引には、クレジットリンク債および株式連動債が含まれます。これらの取引において、VIEは通常、トータル・リターン・スワップやクレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ商品を通じて、特定の基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに対するエクスポージャーを取得します。その代わりに、VIEは基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに基づくリターンを支払う社債を投資家に対して発行します。VIEはその発行代金を、取引期間にわたってデリバティブ契約の担保となる金融資産または保証付保険契約に投資しています。これらの取引への当社の関与には、VIEのデリバティブ商品の取引相手となること、およびVIEが発行した社債の一部に投資することが含まれます。特定の取引においては、投資家の最大損失リスクは限定されており、当社は一定の水準を上回る損失リスクを負担しています。当社は、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該VIEを連結していません。

この取引における当社の最大損失リスクは、VIEが発行した社債への投資額およびVIEが発行した個別の商品を通じて当社が負担した損失リスクの想定元本と定義されています。当社が保有するデリバティブ商品からVIEに対する債権が生じる場合があります（例えば、VIEが発行するクレジットリンク債に関連して当社がVIEから信用補完を購入する場合）、当該債権は、VIEの所有資産により担保されます。これらのデリバティブ商品は、変動持分とはみなされず、関連する債権は、VIEに対する最大エクスポージャーの計算において考慮されていません。

2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において、当社の顧客仲介取引に係る新規証券化による収入は、合計約20億ドルでした。

投資ファンド

当社は、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産、債券およびインフラストラクチャーを含む様々な資産クラスに投資している特定の投資ファンドおよび退職ファンドの投資顧問を務めています。当社は運用資金の一定割合として計算される管理報酬を稼得しており、パフォーマンス報酬を稼得する場合があります。さらに、これらの投資ファンドの一部に対して、当社は所有持分を有しています。当社は、一定の資格を有する従業員にプライベート・エクイティ投資への投資機会を与えるための投資ファンドも多数設立しています。当社はこれらのファンドの投資顧問を務めており、従業員の投資契約の一部に対して、遡求義務の有無のいずれのベースでも従業員に融資を提供することができます。

シティグループが運営する投資事業体の大半は、会計基準アップデート第2010-10号「連結（トピック810）、特定の投資ファンドに関する改訂」（以下「ASU第2010-10号」といいます。）の要件を満たしていることから、ASC 810の要件の適用が繰延可能であると当社は判断しました。これらの事業体は引き続きSFAS第167号の導入前のFIN第46号（R）「変動持分事業体の連結」に基づき、事業体の予想損失または予想残存利益あるいはその両方の過半を有する当事者がVIEを連結することが求められるASC 810-10の要件に従って評価されています。連結指針の対象範囲に関して近い将来行われる変更を含め、ASU第2015-02号については、当連結財務諸表注記1をご参照ください。ASU第2015-02号が2016年1月1日より適用開始される時点で、ASU第2010-10号に従った特定の投資事業体に関する上記の延期は取り消されることになります。

23. デリバティブ活動

シティグループは、通常の業務活動において、様々なタイプのデリバティブ取引を行っています。当該デリバティブ取引は以下を含みます。

- ・ 先物および先渡し契約とは、将来の一定日に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する契約であり、現金または受渡しにより決済されます。
- ・ スワップ契約とは、数日から何年もの期間にわたる将来の期日に、想定元本に対し特定の指標または金融商品を適用した金額の差額を現金で決済する契約です。
- ・ オプション契約とは、オプション購入者がプレミアムを支払うことにより、一定期間内に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する権利（義務は生じません。）を得る契約であり、特定の指標または価格の差額を現金決済することが可能です。

スワップおよび先渡しならびに一部のオプション契約は、店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブであり、当事者間で価格を交渉し、当事者間で決済されます。ただしスワップ契約は、更改された後に中央清算機関（以下「CCP」といいます。）を通じて「清算」されます。先物契約およびその他のオプション契約は、取引所において、取引開始時から当事者としてCCPと取引を行う標準契約です。シティグループは以下の理由で、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびその他の市場／信用リスクに関連したこれらのデリバティブ契約を締結しています。

- ・ トレーディング目的：シティグループは積極的なマーケット・メーカーとしてデリバティブの売買を行っています。シティグループは、顧客が金利リスク、外国為替リスクおよびその他の市場／信用リスクを移転、変更または減少させるリスク管理活動に関連して、あるいは顧客のトレーディング目的に合わせて、デリバティブを顧客に提供しています。またシティグループは、取引の相殺、価格検証に焦点を合わせたコントロールおよび上級管理者へのポジションの日次報告を通じてデリバティブのリスク・ポジションを管理しています。
- ・ ヘッジ：シティグループは特定のリスクをヘッジするため、または当社のリスク・プロファイルの再ポジショニングを行うために、リスク管理活動に関連してデリバティブを利用しています。例えばシティグループは、固定金利の長期債券を発行し、期間と想定元本が同じ固定受取／変動支払の金利スワップを締結することによって、その利息の正味支払額を変動金利に転換しています。この戦略は、特定のイールドカーブ環境において正味利息費用を最小限に抑えることができるため、最も一般的な金利ヘッジです。デリバティブは、売却可能有価証券および借入金に加えて、その他金利変動の影響を受けやすい資産および負債を含む、特定のオンバランスの資産および負債グループに内在するリスクを管理するためにも用いられています。さらに、為替予約は非米ドル建債務、外貨建売却可能有価証券および純投資エクスポージャーをヘッジするために用いられています。

デリバティブにより、シティグループは連結貸借対照表に計上されている金額を上回る市場リスク、信用リスクまたは流動性リスクにさらされる可能性があります。デリバティブ商品に関する市場リスクは、金利、外国為替レートおよびその他の要因の潜在的な変動によって発生するエクスポージャーであり、商品の性質、取引量、契約期間および条件、ならびに原資産のボラティリティにより変わってきます。信用リスクは、取引相手に契約不履行が発生して、保有している担保の価額が損失を補填するのに十分でない場合に生じる損失に対するエクスポージャーです。これらの取引に係る未実現利益の損益上の認識は、取引相手のデフォルト確率に関する経営陣の査定に基づいて行われます。流動性リスクは、ボラティリティが高く金融情勢が逼迫している時期に、デリバティブのポジションの規模を合理的な期間内に合理的なコストで現金化することができない可能性がある場合に発生する潜在的エクスポージャーです。

デリバティブ取引は慣習的に、業界標準のマスター契約に基づき文書化されており、これらの契約は、未解消の支払不履行またはその他の債務不履行事由が発生した後、債務不履行に陥っていない当事者が当事者間のすべての取引を直ちに解約し、債務不履行に陥った当事者への支払額または受取額の純額を決定できると規定しています。債務不履行事由には以下が含まれます。(i) 適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続くデリバティブ取引に係る支払ができないこと、(ii) 適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く契約違反、(iii) 表明の違反、(iv) 第三者への債務、あるいは当事者間（または場合によってはその関連会社間）で締結されたその他のデリバティブ取引のいずれかに対するクロス・デフォルト、(v) 当事者の信用状況が著しく劣ることになる合併または連結の発生、ならびに(vi) 適用される保証またはその他の信用補完の契約文書の停止または拒否。マスター・ネットリング契約に基づく債務の多くは、マスター・ネットリング契約に付属する業界標準の信用補完契約に基づき差し入れられた担保によって保証されています。債務不履行事由は、当事者が担保の引渡しを行うことができず、適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く場合に、信用補完契約に基づき発生することがあります。

マスター・ネットリング契約に組み込まれた相殺権および担保権は、契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらし、かつ、破産、支払不能または類似手続を含む債務不履行事由の発生時に、債務不履行に陥っていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで一括決済できる権利の行使が適用される法律に基づき停止されない、あるいは無効とならないという法律意見を知名度のある弁護士から得られた場合に、法的強制力があるとみなされます。

現地法に該当箇所がない、またはかかる権利の強制力に関して明確でない場合、あるいは不利な判例法または相反する規制のためにかかる権利の強制力に疑義が生じる可能性のある一部の司法管轄においては、法的な意見を求めることができないことがあります。また一部の司法管轄において、一部の取引相手の種類によっては、破産法が必要な水準の確実性に関して規定していない場合があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米国年金制度に見られます。

デリバティブに係る信用リスクに対するエクスポージャーは、取引相手の当社に対する債務を弁済する能力を損ねる可能性のある、市場のボラティリティの影響を受けます。デリバティブ取引を行う顧客については、与信限度額が設定され、注意深く監視されます。シティは、マスター・ネットリング契約および信用補完契約に基づく相殺権の強制力に関する法的な確実性の水準を、リスク管理プロセスにおける重要な要素として考慮しています。具体的には、シティが強制力に関して必要な水準の法的な確実性を有していないマスター・ネットリング契約に基づき実行するデリバティブは、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づく取引よりも単一の当事者に対する与信限度額への負荷はるかに大きくなるため、かかる取引量は通常、はるかに少ないものとなります。

現金担保およびG10諸国の国債の形式での証券担保は、相手方のオープン・エクスポージャー純額を担保するために、マスター・ネットリング契約の当事者によって差し入れられことが多々あります。これにより、受取当事者はかかる担保を通常の業務活動において自由に混蔵したり再担保として差し入れたりすることができます。社債、地方債、米国政府系機関保証証券および／またはMBSなどの標準外の担保もまた、デリバティブ取引の担保として差し入れることができます。取引相手とのマスター・ネットリング契約の開始および維持のために現金および／または有価証券の形式で差し入れられる証券担保は、三者間の口座管理契約に基づき、適宜、第三者であるカストディアンに口座に分別される場合があります。

想定元本に基づくシティグループのデリバティブ取引に関する情報は、次表に記載されています。デリバティブの想定元本は、契約上の支払額が導き出される元となる参照金額であり、デリバティブ取引に対するシティのエクスポージャーの完全かつ正確な測定値を表すものではありません。むしろ、上記のとおり、シティのデリバティブに対するエクスポージャーは主に、市場の変動（すなわち市場リスク）、取引相手の債務不履行（すなわち信用リスク）および／または高いボラティリティまたは財政危機の期間（すなわち流動性リスク）、ならびに取引において要求される可能性のある市場評価額の調整から生じています。さらに、想定元本は、（上記のとおり）相殺効果のある売買の相殺を反映していません。例えば、シティが想定元本100百万ドルの金利スワップを締結し、このリスクを別の取引相手との同額ながら逆方向のポジションで相殺する場合、デリバティブ想定元本に200百万ドルが計上されますが、これらの相殺効果のあるポジションにより、全体的な市場リスクは僅少になることがあります。デリバティブ想定元本の総額は、シティの市場シェア、顧客の取引水準およびその他の要因に基づき、通常の業務活動において、期間ごとに変動する可能性があります。

デリバティブ想定元本

	ASC 815に 基づくヘッジ手段 ⁽¹⁾⁽²⁾		その他のデリバティブ商品			
			トレーディング・ デリバティブ		管理ヘッジ ⁽³⁾	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
(単位: 百万ドル)						
金利契約						
スワップ	\$ 166,576	\$ 163,348	\$ 22,208,794	\$ 31,906,549	\$ 28,969	\$ 31,945
先物および先渡	—	—	6,868,340	7,044,990	38,421	42,305
売建オプション	—	—	3,033,617	3,311,904	2,606	3,913
買建オプション	—	—	2,887,605	3,171,184	4,575	4,910
金利契約想定 元本合計	\$ 166,576	\$ 163,348	\$ 34,998,356	\$ 45,434,627	\$ 74,571	\$ 83,073
外国為替契約						
スワップ	\$ 23,007	\$ 25,157	\$ 4,765,687	\$ 4,567,977	\$ 23,960	\$ 23,990
先物、先渡および 直物 ⁽⁴⁾	72,124	73,219	2,563,649	3,003,295	3,034	7,069
売建オプション	448	—	1,125,664	1,343,520	—	432
買建オプション	819	—	1,131,816	1,363,382	—	432
外国為替契約想定 元本合計	\$ 96,398	\$ 98,376	\$ 9,586,816	\$ 10,278,174	\$ 26,994	\$ 31,923
株式契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 180,963	\$ 131,344	\$ —	\$ —
先物および先渡	—	—	33,735	30,510	—	—
売建オプション	—	—	298,876	305,627	—	—
買建オプション	—	—	265,062	275,216	—	—
株式契約想定 元本合計	\$ —	\$ —	\$ 778,636	\$ 742,697	\$ —	\$ —
コモディティおよび その他の契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 70,561	\$ 90,817	\$ —	\$ —
先物および先渡	789	1,089	106,474	106,021	—	—
売建オプション	—	—	72,648	104,581	—	—
買建オプション	—	—	66,051	95,567	—	—
コモディティおよび その他の契約 想定元本合計	\$ 789	\$ 1,089	\$ 315,734	\$ 396,986	\$ —	\$ —
クレジット・ デリバティブ⁽⁵⁾						
販売した保証	\$ —	\$ —	\$ 950,922	\$ 1,063,858	\$ —	\$ —
購入した保証	—	—	981,586	1,100,369	23,628	16,018
クレジット・ デリバティブ 合計	\$ —	\$ —	\$ 1,932,508	\$ 2,164,227	\$ 23,628	\$ 16,018
デリバティブ想定 元本合計	\$ 263,763	\$ 262,813	\$ 47,612,050	\$ 59,016,711	\$ 125,193	\$ 131,014

- (1) この表に記載された想定元本には、ASC 815に基づきシティグループが外貨建負債証券の発行によって海外事業の純投資に関する外国為替リスクをヘッジしているヘッジ関係を含みません。2015年12月31日および2014年12月31日現在、当該負債の想定元本はそれぞれ2,102百万ドルおよび3,752百万ドルでした。
- (2) ヘッジ関係がASC 815に基づき会計処理されているデリバティブは、連結貸借対照表の「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (3) 管理ヘッジは、特定の経済的リスクを軽減するために利用されているデリバティブ商品を表していますが、これらのヘッジにはヘッジ会計は適用されません。これらのデリバティブは連結貸借対照表の「その他資産」／「その他負債」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (4) 外国為替想定元本契約には、2015年12月31日および2014年12月31日現在、直物契約想定元本がそれぞれ3,350億ドルおよび8,490億ドル含まれています。過年度の外国為替デリバティブ想定元本契約に関する表示には直物契約が含まれていませんでした。この最新の表示による連結財務諸表への影響はありませんでした。
- (5) クレジット・デリバティブは、一方の当事者（保証の買い手）が、もう一方の当事者（保証の売り手）に「参照資産」の信用リスクを移転することを目的とした取引です。これらの取引により、保証の売り手は、資産を直接購入することなしに参照資産に付随する信用リスクを負うこととなります。当社は、リスク管理、利回りの向上、信用集中の削減および全体的なリスク分散などを目的としてクレジット・デリバティブ・ポジションを有しています。

次表は、2015年12月31日および2014年12月31日現在の当社のデリバティブ取引の公正価値の総額および純額、ならびにASC 210-20-45およびASC 815-10-45で認められた関連する相殺額を示したものです。ASC 210-20-45において、正の公正価値の総額は、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づき、取引相手ごとに負の公正価値の総額と相殺されます。ASC 815-10-45において、相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる場合、信用補完契約に基づき特定の取引相手から受領する、または支払う現金担保に関する支払債務および受取債権は、相殺額に含まれます。GAAPは証券担保について同様の相殺を認めていません。またこの表には、差入証券担保または第三者であるカストディアンに対する差入現金担保などASC 210-20-45およびASC 815-10-45で相殺が認められていないものの、債務不履行事由が発生した範囲ならびに相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる範囲で相殺が適格となる金額が含まれています。

時価評価される（MTM）デリバティブ受取債権／支払債務

(単位：百万ドル、2015年12月31日現在)
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品

店頭

清算機関

金利契約

店頭

外国為替契約

ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品合計

ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品

店頭

清算機関

取引所取引

金利契約

店頭

清算機関

取引所取引

外国為替契約

店頭

清算機関

取引所取引

株式契約

店頭

取引所取引

コモディティおよびその他の契約

店頭

清算機関

クレジット・デリバティブ⁽⁴⁾

ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品合計

デリバティブ合計

支払／受取現金担保⁽⁵⁾⁽⁶⁾

控除：ネットティング契約⁽⁷⁾

控除：受取／支払現金担保の相殺⁽⁸⁾

連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／
支払債務⁽⁹⁾

実行可能なマスター・ネットティング契約が
適用されるが連結貸借対照表上で相殺
されない追加額

控除：受取／支払現金担保

控除：受取／支払非現金担保

正味受取債権／支払債務⁽⁹⁾

トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ ⁽²⁾⁽³⁾	
資産	負債	資産	負債
\$ 262	\$ 105	\$ 2,328	\$ 106
4,607	1,471	5	—
\$ 4,869	\$ 1,576	\$ 2,333	\$ 106
\$ 2,688	\$ 364	\$ 95	\$ 677
\$ 2,688	\$ 364	\$ 95	\$ 677
\$ 7,557	\$ 1,940	\$ 2,428	\$ 783
\$ 289,124	\$ 267,761	\$ 182	\$ 12
120,848	126,532	244	216
53	35	—	—
\$ 410,025	\$ 394,328	\$ 426	\$ 228
\$ 126,474	\$ 133,361	\$ —	\$ 66
134	152	—	—
21	36	—	—
\$ 126,629	\$ 133,549	\$ —	\$ 66
\$ 14,560	\$ 20,107	\$ —	\$ —
28	3	—	—
7,297	6,406	—	—
\$ 21,885	\$ 26,516	\$ —	\$ —
\$ 16,794	\$ 18,641	\$ —	\$ —
1,216	1,912	—	—
\$ 18,010	\$ 20,553	\$ —	\$ —
\$ 31,072	\$ 30,608	\$ 711	\$ 245
3,803	3,560	131	318
\$ 34,875	\$ 34,168	\$ 842	\$ 563
\$ 611,424	\$ 609,114	\$ 1,268	\$ 857
\$ 618,981	\$ 611,054	\$ 3,696	\$ 1,640
\$ 4,911	\$ 13,628	\$ 8	\$ 37
(524,481)	(524,481)	—	—
(43,227)	(42,609)	(1,949)	(53)
\$ 56,184	\$ 57,592	\$ 1,755	\$ 1,624
\$ (779)	\$ (2)	\$ —	\$ —
(9,855)	(5,131)	(270)	—
\$ 45,550	\$ 52,459	\$ 1,485	\$ 1,624

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記13に記載されています。
- (2) 管理ヘッジ関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他債務」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2015年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する17,957百万ドルおよび販売した保証に関する16,918百万ドルで構成されています。2015年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する16,968百万ドルおよび販売した保証に関する17,200百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ47,520百万ドルおよび56,855百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、42,609百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、43,227百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ資産に関する支払現金担保は、61百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、53百万ドルが「その他負債」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、1,986百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,949百万ドルが「その他資産」内のOTC非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約3,910億ドル、1,260億ドルおよび70億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手ごとの支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保および支払現金担保がOTCデリバティブ資産および負債に対してそれぞれ相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約100億ドルのデリバティブ資産および100億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品

店頭
清算機関
金利契約
店頭
外国為替契約
ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品合計
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品

店頭
清算機関
取引所取引
金利契約
店頭
清算機関
取引所取引
外国為替契約

店頭
清算機関
取引所取引
株式契約
店頭
取引所取引

コモディティおよびその他の契約
店頭
清算機関

クレジット・デリバティブ⁽⁴⁾
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品合計
デリバティブ合計

支払／受取現金担保⁽⁵⁾⁽⁶⁾
控除：ネットィング契約⁽⁷⁾
控除：受取／支払現金担保の相殺⁽⁸⁾
**連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／
支払債務⁽⁹⁾**

**実行可能なマスター・ネットィング契約が
適用されるが連結貸借対照表上で相殺
されない追加額**

控除：受取／支払現金担保
控除：受取／支払非現金担保
正味受取債権／支払債務⁽⁹⁾

トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ ⁽²⁾⁽³⁾	
資産	負債	資産	負債
\$ 1,508	\$ 204	\$ 3,117	\$ 414
4,300	868	—	25
\$ 5,808	\$ 1,072	\$ 3,117	\$ 439
\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
\$ 9,693	\$ 1,815	\$ 3,795	\$ 1,027
\$ 376,778	\$ 359,689	\$ 106	\$ —
255,847	261,499	6	21
20	22	141	164
\$ 632,645	\$ 621,210	\$ 253	\$ 185
\$ 151,736	\$ 157,650	\$ —	\$ 17
366	387	—	—
7	46	—	—
\$ 152,109	\$ 158,083	\$ —	\$ 17
\$ 20,425	\$ 28,333	\$ —	\$ —
16	35	—	—
4,311	4,101	—	—
\$ 24,752	\$ 32,469	\$ —	\$ —
\$ 19,943	\$ 23,103	\$ —	\$ —
3,577	3,083	—	—
\$ 23,520	\$ 26,186	\$ —	\$ —
\$ 39,412	\$ 39,439	\$ 265	\$ 384
4,106	3,991	13	171
\$ 43,518	\$ 43,430	\$ 278	\$ 555
\$ 876,544	\$ 881,378	\$ 531	\$ 757
\$ 886,237	\$ 883,193	\$ 4,326	\$ 1,784
\$ 6,523	\$ 9,846	\$ 123	\$ 7
(777,178)	(777,178)	—	—
(47,625)	(47,769)	(1,791)	(15)
\$ 67,957	\$ 68,092	\$ 2,658	\$ 1,776
\$ (867)	\$ (11)	\$ —	\$ —
(10,043)	(6,264)	(1,293)	—
\$ 57,047	\$ 61,817	\$ 1,365	\$ 1,776

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記13に記載されています。
- (2) 管理ヘッジ関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他債務」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2014年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する18,430百万ドルおよび販売した保証に関する25,972百万ドルおよび販売した保証に関する17,458百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ54,292百万ドルおよび57,471百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、47,769百万ドルがデリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、47,625百万ドルがデリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ資産に関する支払現金担保について、138百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、15百万ドルが「その他負債」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、1,798百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,791百万ドルが「その他資産」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約5,100億ドル、2,640億ドルおよび30億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手ごとの支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保がOTCデリバティブ資産に対して相殺されています。約460億ドルおよび20億ドルの支払現金担保が、それぞれOTCおよび清算機関のデリバティブ負債に対して相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約110億ドルのデリバティブ資産および100億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、連結損益計算書の「自己勘定取引」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブおよび基礎となる非デリバティブ商品に関する金額は、連結財務諸表注記6に示されています。シティグループは、当該開示を事業分類別に表示し、トレーディング活動に関するデリバティブに係る利益および損失ならびに同一のトレーディング・ポートフォリオにある非デリバティブ商品に関する利益および損失と合わせて示しています。ポートフォリオのリスク管理方法を表すためにこの方法が採られています。

連結損益計算書の「その他収益」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブに関する金額は、以下のとおりです。次表には、「その他収益」に計上されている経済的なヘッジ対象に係る利益および損失のいかなる相殺も含まれていません。

(単位：百万ドル)	その他収益に計上された利益（損失）		
	2015年	2014年	2013年
金利契約	\$ 117	\$ (227)	\$ 208
外国為替	(39)	14	(41)
クレジット・デリバティブ	476	(150)	(594)
シティグループ合計	\$ 554	\$ (363)	\$ (427)

デリバティブ・ヘッジ会計

シティグループはASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従ってヘッジ取引を会計処理しています。原則として、資産または負債の公正価値の変動、あるいは損益に影響を与える可能性のある既存の資産、負債または予定取引の予想将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる特定のリスク（金利リスクや外国為替リスクなど）に当社がさらされている場合にヘッジ会計を認めています。

公正価値の変動に関するリスクをヘッジするデリバティブ契約は公正価値ヘッジと称され、予想将来キャッシュ・フローの変動性をヘッジする契約はキャッシュ・フロー・ヘッジと称されます。米ドル以外の機能通貨を用いている海外子会社への持分投資（海外事業に対する純投資）に関する外国為替リスク管理にデリバティブまたは負債証券を用いるヘッジは純投資ヘッジと称されます。

ヘッジの有効性テストを含むASC 815に規定される特定のヘッジ基準を満たしている場合、ヘッジ会計を適用することが可能です。同様のヘッジに対しては同様の有効性評価方法がヘッジ関係の存在する期間にわたり継続的に適用されます。公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動およびヘッジすべきリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動は当期損益に反映されます。キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動は、ヘッジの有効性が高い部分についてシティグループの株主持分の「その他包括利益（損失）累計額」に反映されます。ヘッジの非有効部分については、いずれの場合も当期損益に反映されます。

ALMヘッジにおける固定利付長期債務は、GAAPのもとでは償却原価で計上されます。しかし、金利スワップ契約をヘッジ手段として指定し、ASC 815に基づく公正価値ヘッジ会計の適用を選択した場合、当該債務の簿価は基準金利の変動に関して調整され、その価値の変動は当期損益に計上されます。関連する金利スワップも公正価値で貸借対照表に計上され、その公正価値の変動も損益に反映されます。よって、ヘッジ関係の非有効部分は当期損益に計上されることになります。

一方、ASC 815のヘッジ基準を満たさない管理ヘッジの場合、デリバティブが公正価値で貸借対照表上に計上され、関連する公正価値の変動は損益に計上されますが、債務は引き続き償却原価で計上されます。そのため、当期損益は、スワップの価値の変動の原因となる金利の変動およびその他の要因のみに影響されます。このタイプのヘッジは、ヘッジ要件を充足できない、または経営陣がASC 815のヘッジ会計を適用しないと決定した場合に行われます。

もうひとつの代替方法は、公正価値オプションに基づいて債務を公正価値で計上することの選択です。債務発行時に取消不能のこの選択を行った場合、債務の公正価値の変動はすべて損益に計上されます。関連する金利スワップの公正価値の変動も損益に反映され、それによって債務の公正価値の変動が自然に相殺されます。債務の公正価値の変動全額には金利スワップにより相殺されないリスクが含まれていることから、これら2つの相殺しあう金額が完全に一致しなかった場合に、その差額は当期損益に反映されます。

ASC 815のヘッジ会計を達成する上で重要な要件は、ヘッジ開始時にヘッジ戦略および特定のヘッジ関係について文書化し、継続的にヘッジの有効性を実証することです。デリバティブは、ヘッジすべきリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローのいずれかの変動を相殺するというヘッジ目的を達成する上で極めて有効でなくてはなりません。ヘッジ関係における非有効部分は当期損益に認識されます。有効性評価にあたっては、ヘッジすべきリスクに無関係なヘッジ対象の価値の変動を除外することがあります。同様に、有効性評価では、時間的価値に係るデリバティブの公正価値の変動を除外することもあり、その場合、当該除外部分は当期損益として認識されます。

公正価値ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは発行済で未償還の固定利付債務の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。これらのヘッジは、ヘッジ対象の負債の通貨に関連する基準金利リスクの公正価値ヘッジとして指定されます。ヘッジ対象の固定キャッシュ・フローは、固定受取／変動支払の金利スワップを締結することにより基準変動金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらの公正価値ヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかを用いて、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価します。

シティグループは売却可能負債証券および貸出金を含む基準金利の変動に起因する固定利付資産の公正価値の変動に対するエクスポージャーもヘッジしています。ヘッジ手段として用いられる商品は、変動受取／固定支払の金利スワップです。これらの公正価値ヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかを用いて、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価します。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、米国内外の各事業体が保有する機能通貨以外の通貨建ての売却可能有価証券の為替レートの変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。用いられるヘッジ手段は通常、外国為替予約です。このヘッジの場合、ヘッジ対象の売却可能有価証券の公正価値の変動のうち、ヘッジすべき外国為替リスクに起因する部分は「その他包括利益（損失）累計額」ではなく損益に計上され、同じく損益に反映されている為替予約の公正価値の変動と相殺されます。シティグループは、為替予約に関連するプレミアム（すなわち、直物レートと約定先渡レートの差異）をヘッジ費用とみなしており、これはヘッジの有効性評価からは除外されて損益に直接反映されます。ヘッジの有効性評価には、ドル・オフセット法が用いられます。この評価は売却可能有価証券と為替予約の両方における直物レートの変動に起因する公正価値の変動のうちヘッジ関係の対象となっている部分に基づき行われるため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

次表は、当社の公正価値ヘッジの利益（損失）情報を要約したものです。

	公正価値ヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾		
	12月31日に終了した事業年度		
	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）			
金利契約	\$ (847)	\$ 1,546	\$ (3,288)
外国為替契約	1,315	1,367	265
コモディティ契約	41	(221)	—
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）合計	\$ 509	\$ 2,692	\$ (3,023)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）			
金利ヘッジ	\$ 792	\$ (1,496)	\$ 3,204
外国為替ヘッジ	(1,258)	(1,422)	(185)
コモディティヘッジ	(35)	250	—
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）合計	\$ (501)	\$ (2,668)	\$ 3,019
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益に認識されたヘッジの非有効部分			
金利ヘッジ	\$ (47)	\$ 53	\$ (84)
外国為替ヘッジ	(23)	(16)	(4)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益に認識されたヘッジの非有効部分合計	\$ (70)	\$ 37	\$ (88)
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）			
金利契約	\$ (8)	\$ (3)	\$ —
外国為替契約 ⁽²⁾	80	(39)	84
コモディティヘッジ ⁽²⁾	6	29	—
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）合計	\$ 78	\$ (13)	\$ 84

(1) 連結損益計算書の「その他収益」に含まれている金額です。公正価値ヘッジに係る未収利息収益は、「純利息収益」に計上されており、この表からは除外されています。

(2) 金額は、先渡契約に伴うプレミアム（直物と約定先渡レートの違い）に関連しています。これらの金額はヘッジの有効性評価から除外され、損益に直接計上されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは、変動利付負債および負債の借換え（再発行）に関連する変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの負債からの変動キャッシュ・フローは、変動受取／固定支払の金利スワップおよび変動受取／固定支払の先渡し金利スワップを締結することにより固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。シティはまた、認識されたおよび予測される変動利付資産により発生する変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの資産からの変動キャッシュ・フローは、固定受取／変動支払の金利スワップの締結により、固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、回帰分析またはドル・オフセット・レシオ分析のいずれかを用いて、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に評価しています。ヘッジ対象に関連する特定の変動金利が基準金利として適格でない場合、シティグループは、ヘッジすべきリスクをヘッジ対象のキャッシュ・フローにおける全体的な変動リスクとして指定しています。デリバティブの条件をヘッジ対象の予測キャッシュ・フローにできる限り一致させるように努めているため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、発行体の機能通貨以外の通貨建ての長期債務および短期借入金のキャッシュ・フローと同額の機能通貨を確保しています。このタイプのヘッジは、リスク管理目的によって、外国為替リスクのみを対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジ、または外国為替リスクと金利リスクの両方を対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されます。ヘッジ手段として用いられる商品は通貨スワップおよび為替予約です。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ドル・オフセット・レシオ分析を用いて、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの関係が極めて有効であるかどうかをヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に判断しています。

ヘッジ手段としてのトータル・リターン

シティグループは通常、資金調達前または資金調達直後にSPEを通じて市場に対するそのエクスポージャーの大半を移転することによって、シティが組成または参加するレバレッジ貸出金に関連するリスクを管理しています。レバレッジ貸出金に対して保有するエクスポージャーは通常、トータル・リターン・スワップを用いてヘッジされています。

2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、損益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。キャッシュ・フロー・ヘッジによる、「その他包括利益（損失）累計額」の変動（税引前）は以下のとおりです。

	12月31日に終了した事業年度		
	2015年	2014年	2013年
(単位：百万ドル)			
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
金利契約	\$ 357	\$ 299	\$ 749
外国為替契約	(220)	(167)	34
クレジット・デリバティブ	—	2	14
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計	\$ 137	\$ 134	\$ 797
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
金利契約	\$ (186)	\$ (260)	\$ (700)
外国為替契約	(146)	(149)	(176)
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計⁽¹⁾	\$ (332)	\$ (409)	\$ (876)

(1) 主に、連結損益計算書の「その他収益」および「純利息収益」に含まれています。

キャッシュ・フロー・ヘッジで連結貸借対照表の「その他包括利益（損失）累計額」に引き続き計上されているヘッジ手段としてのデリバティブの公正価値の変動は、その後ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす時点で損益に計上されて、かかるキャッシュ・フローの変動を相殺することになります。2015年12月31日から12ヶ月以内に、「その他包括利益（損失）累計額」から組替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する正味損失は約3億ドルです。予測キャッシュ・フローがヘッジされる最長期間は10年間です。

キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIへの税引後の影響については、連結財務諸表注記20に記載されています。

純投資ヘッジ

ASC 830-20「外貨関連事項—外貨取引」と同様に、ASC 815は海外事業の純投資に関する外国為替リスクのヘッジを認めています。シティグループは、外国為替予約、オプションおよび外貨建負債証券を用いて、米ドル以外の様々な通貨を機能通貨とする海外子会社へのシティグループによる持分投資に関連する外国為替リスクを管理しています。シティグループはこれらの投資の簿価の変動を「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上しています。同時に、当該エクスポージャーに対するヘッジの有効部分も「為替換算調整勘定」に計上され、非有効部分があれば、直ちに損益計上されます。

純投資ヘッジに指定されるデリバティブに対し、シティグループはASC 815-35-35-16からASC 815-35-35-26に概説された先渡レート法を採用しています。この方法のもとでは、為替予約の先渡レート部分および通貨オプションの時間的価値に関連する変動を含む公正価値のすべての変動は、「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上されます。

純投資のヘッジとして指定されている外貨建負債証券について「為替換算調整勘定」に計上されている換算差損益は、各子会社の機能通貨とシティグループの機能通貨である米ドルとの間の直物為替レートに基づいています。ヘッジ手段の額面価額がヘッジ対象の純投資と完全に一致している場合、ならびにヘッジ手段であるデリバティブ商品の為替レートが純投資の機能通貨とシティグループの機能通貨の間の為替レートに関連している場合（または非デリバティブ負債証券が純投資の機能通貨建てになっている場合）、非有効部分は損益に計上されません。

「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上されている、純投資ヘッジの有効部分に関する税引前利益（損失）は、2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ2,475百万ドル、2,890百万ドルおよび2,370百万ドルです。

クレジット・デリバティブ

シティは、マーケット・メーカーとなり、様々なクレジット・デリバティブの取引を行っています。これらの契約を通じて、シティは、単名または参照クレジットのポートフォリオのいずれかを基盤として、保証の購入または引受けを行います。またシティは、当社の法人向けおよび個人向け貸出金ポートフォリオならびに他の現金ポジションにおける信用リスクの緩和に役立ち、顧客取引を促進するために、クレジット・デリバティブを使用します。

シティは、クレジット・デリバティブ契約の取引相手の信用リスクを監視しています。2015年12月31日および2014年12月31日現在、受取債権総額の約98%が、シティが担保契約を維持している取引相手からです。シティの取引相手上位15社（シティが保有する受取債権残高による）の大部分が銀行、金融機関またはその他のディーラーです。これらの取引相手との契約には、格付けに基づく解約事由規定は含まれていません。しかし、取引相手の格付けの引き下げに伴い、シティが追加担保を要求することとなる基準を引き下げることによる追加的な影響が生じる可能性があります。

契約を締結したクレジット・デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・オプションおよびクレジットリンク債が含まれます。

クレジット・デフォルト・スワップとは、保証の売り手が手数料を受け取って、保証の買い手に対し参照事業体のあらかじめ定義されたクレジット・イベントの発生により生じた損失を弁済することに合意する契約です。これらのクレジット・イベントは、デリバティブ契約の条件および参照クレジットによって定義され、通常、市場で標準的な債務の支払不能および当該参照クレジットの破産に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合もあります。新興市場の事業体を参照するクレジット・デリバティブ取引においては、通常、追加のクレジット・イベントとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含まれます。特定の取引においては、参照事業体またはアセット・バック証券のポートフォリオに関して保証が提供されることがあります。特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じなかった場合、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うことなく、契約上規定された手数料のみを受け取ります。ただし、特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じた場合には、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うよう求められることになります。特定の契約においては、保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払を行う必要がないことがあり、および／または特定の金額まで損失分を埋め合わせる支払のみを行えばよいことがあります。

トータル・リターン・スワップは通常、すべての関連キャッシュ・フローを含む参照資産の全体の経済的活動、およびキャピタル・ゲインまたはロスを移転するものです。保証の買い手は保証の売り手から変動金利および参照資産の価値の下落分を受け取り、反対に保証の売り手は当該参照資産に関連するキャッシュ・フローに参照資産の価値の上昇分を加えた金額を受け取ります。したがって、トータル・リターン・スワップ契約に基づき、保証の売り手は、変動金利および参照資産の価値の下落分が原資産に関連するキャッシュ・フローを上回ったときには支払を行う義務を負うことになります。トータル・リターン・スワップは、保証の売り手と保証の買い手との関連トータル・リターン・スワップ契約の規定によって、参照資産の債務不履行または参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した際に終了となる場合があります。

クレジット・オプションとは、投資家が参照事業体の信用の質の変動を売買またはヘッジすることができるクレジット・デリバティブです。例えば、クレジット・スプレッド・オプションにおいて、オプションの売り手は規定の「権利行使」価格の水準で参照事業体に係る信用補完を購入または売却する義務を負います。オプションの買い手は、その権利行使価格水準で参照事業体の債務不履行に係る信用補完をオプションの売り手に売却する、またはオプションの売り手から購入する権利を購入します。クレジット・スプレッド・オプションに係る支払は、特定のクレジット・スプレッドあるいは信用リスク感応度が高い原資産またはその他の参照資産の価格によって決まります。このオプションは通常、基礎となる参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した場合に終了します。

クレジットリンク債は、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ仕組債でクレジット・デリバティブの形態です。クレジットリンク債の買い手は、発行者に対して、基礎となる参照クレジットのクレジット・イベントから悪影響を受ける可能性があるリターンの受け取りに同意することによって、信用補完を効果的に行っています。参照事業体が債務不履行となった場合、この債券は現金で決済されるか、参照事業体の債券の引渡しによって現物決済されます。したがって、この債券の購入者のエクスポージャーの最大額は、クレジットリンク債に支払った金額となります。

次表は、シティのクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特徴を取引相手別およびデリバティブの形態別に要約したものです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、 2015年12月31日現在)				
業界／取引相手別				
銀行	\$ 18,377	\$ 16,988	\$ 513,335	\$ 508,459
ブローカー・ディーラー	5,895	6,697	155,195	152,604
金融関係以外の会社	128	123	3,969	2,087
保険会社およびその他の金融機関	11,317	10,923	332,715	287,772
業界／取引相手別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922
商品別				
クレジット・デフォルト・スワップおよびオプション	\$ 34,849	\$ 34,158	\$ 981,999	\$ 940,650
トータル・リターン・スワップ	868	573	23,215	10,272
その他				
商品別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922
格付け別				
投資適格	\$ 12,694	\$ 13,142	\$ 764,040	\$ 720,521
投資不適格	23,023	21,589	241,174	230,401
格付け別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922
満期別				
1年以内	\$ 3,871	\$ 3,559	\$ 265,632	\$ 254,225
1年超5年以内	27,991	27,488	669,834	639,460
5年超	3,855	3,684	69,748	57,237
満期別合計	\$ 35,717	\$ 34,731	\$1,005,214	\$ 950,922

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証18,799百万ドルと販売した保証16,918百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証17,531百万ドルと販売した保証17,200百万ドルです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、 2014年12月31日現在)				
業界／取引相手別				
銀行	\$ 24,828	\$ 23,189	\$ 574,764	\$ 604,700
ブローカー・ディーラー	8,093	9,309	204,542	199,693
金融関係以外の会社	91	113	3,697	1,595
保険会社およびその他の金融機関	10,784	11,374	333,384	257,870
業界／取引相手別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
商品別				
クレジット・デフォルト・ スワップおよびオプション	\$ 42,930	\$ 42,201	\$1,094,199	\$1,054,671
トータル・リターン・スワップ その他	866	1,784	22,188	9,187
商品別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
格付け別				
投資適格	\$ 17,432	\$ 17,182	\$ 824,831	\$ 786,848
投資不適格	26,364	26,803	291,556	277,010
格付け別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
満期別				
1年以内	\$ 4,356	\$ 4,278	\$ 250,489	\$ 229,502
1年超5年以内	34,692	35,160	790,251	772,001
5年超	4,748	4,547	75,647	62,355
満期別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証18,708百万ドルと販売した保証25,088百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証26,527百万ドルと販売した保証17,458百万ドルです。

上表に含まれている公正価値は、相殺契約および現金担保を適用する前の金額です。想定元本については、シティでは通常、購入した保証と販売した保証の想定元本合計が一致しておらず、望ましい内容とタイミングで相殺効果のあるクレジット・デリバティブ契約を締結するのではなく、参照資産を直接保有することがあります。クレジット・デリバティブ契約からのオープン・リスク・エクスポージャーは、参照資産の特定のキャッシュ・ポジションを考慮し、期間ベース相当の基準に合わせて、またはトランシェ構造の劣後レベルを反映するように想定元本を調整すると、概ね一致します。表に表示されている、支払／履行リスクの評価に使用されるクレジット・デリバティブのポートフォリオの格付けは、参照資産または参照事業体に付された内部または外部の格付けに基づいています。外部格付けが使用される場合には、Baa／BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。

シティグループは、保証の売り手となっているクレジット・デリバティブの支払／履行リスクを、基礎となる参照クレジットに付されている信用格付けに基づいて評価しています。基礎となる参照クレジットが投資不適格であるクレジット・デリバティブを販売することは、当社にとって支払リスクがより大きくなることを意味します。上表の投資不適格カテゴリーには、デリバティブ契約の開始後に基礎となる参照事業体の格付けが引き下げられたクレジット・デリバティブも含まれています。

上表に表示されたクレジット・デリバティブ契約における将来の潜在的支払金額の最大額は、当該デリバティブの想定元本に基づいています。当社は、販売された信用補完の想定元本が、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。この金額は、参照資産の価値および関連キャッシュ・フローによって減少するものではありません。大部分のクレジット・デリバティブ契約に基づき、クレジット・イベントが生じた場合、当社は通常、販売された保証と参照資産の価値との差額を支払う義務を負います。さらに、この販売された信用補完の想定元本は、関連するマスター・ネットリング契約に従った取引相手とのクレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブ・エクスポージャーを同一の取引相手と相殺した後に現金担保の支払金額が算定されるため、かかる金額分が減少することはありません。こうした相殺処理のため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーにのみ対応する担保額を決定することは不可能です。当社は信用リスクのオープン・エクスポージャーを積極的に監視し、クレジット・デリバティブの購入、現金担保または参照資産の直接保有など、様々な戦略を用いてこのエクスポージャーを管理しています。このリスク軽減活動は上表には含まれていません。

デリバティブにおける信用リスク関連の偶発特性

一部のデリバティブ商品には、当社の信用リスクに関連する特定の事象が発生した場合に追加の担保を差し入れるか、あるいは未払いの負債残高を直ちに決済することを当社に求める条項が含まれています。これらの事象は既存のデリバティブ契約によって定義されており、主として当社および関連会社の信用格付けの引下げを指します。2015年12月31日および2014年12月31日現在のいずれにおいても負債ポジションにあった、信用リスク関連の偶発特性をもつすべてのデリバティブ商品の公正価値（CVAを除きます。）は、それぞれ220億ドルおよび300億ドルでした。2015年12月31日および2014年12月31日現在、当社は通常の業務活動において、このエクスポージャーに対する担保として、それぞれ190億ドルおよび270億ドルを差し入れていました。

格付けが引き下げられた場合、当社および関連会社は追加担保または現金決済を要求されることがあります。2015年12月31日現在で主要格付機関3社すべてによってシティグループおよびシティバンクの信用格付けが1段階引き下げられていた場合、当社は担保またはデリバティブ取引の決済のいずれかとして18億ドルの追加差入れを求められていたことになります。さらに当社は、信用格付けが1段階引き下げられた場合、これまでに既存のデリバティブの取引相手から受領した担保1億ドルを第三者であるカストディアンのもとで分別するよう求められ、その結果、総額約19億ドルの現金債務と担保請求が発生することになります。

金融資産の譲渡に伴うデリバティブ

当社は、契約上参照される有価証券またはその他の金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対する合成エクスポージャーを提供するトータル・リターン・スワップ取引を行っています。当該デリバティブ取引は、当社が参照金融資産をデリバティブの取引相手に譲渡することに伴って行われる場合がありますが、このような取引の最も典型的なものは、資金提供された形式で参照資産を保有することによってデリバティブ契約に基づく合成エクスポージャーの全体または一部をヘッジすることを望むデリバティブの取引相手に対応して行われます。一部の司法管轄においては、これらの取引は売却の条件を満たすため、譲渡された有価証券の認識が中止されます（金融資産の譲渡に関連する売却条件の詳細については、当連結財務諸表注記1をご参照ください。）。それら取引の大部分について、当社は、エクスポージャーを求める別の第三者に参照証券の実質的にすべての経済的リターンを移転する別のトータル・リターン・スワップの取引も行っています。そのような場合、当社は、純額ベースでは参照証券の経済的リターンの変動にさらされません。

これらの取引は一般的に、当社が保有する流動性のある政府債、転換社債または株式公開会社の持分証券のトレーディング・ポートフォリオからの振替を伴い、第三者の金融機関を相手に行われます。これに伴うデリバティブは通常、トータル・リターン・スワップです。当該デリバティブは現金決済され、証拠金要件を継続的に満たすことが求められます。

売却の会計処理の条件を満たした場合、当社は、参照金融資産の譲渡を売却として計上し、それに伴うデリバティブ取引を別途計上しています。譲渡された有価証券は当社のトレーディング・ポートフォリオにおいて公正価値で保有されていたため、通常これらの取引によって有価証券売却損益が生じることはありません。当社が売却として会計処理する金融資産の譲渡のうち、当社が同じ取引相手と当初は売却することを予定して行い、2015年12月31日現在においてまだ未決済のトータル・リターン・スワップを通じて譲渡資産に対する実質的にすべての経済的エクスポージャーを維持しているものに関して、認識を中止した資産の簿価と認識中止日までに受け取った現金収入総額はいずれも10億ドルでした。2015年12月31日現在、以前に認識を中止したこれらの資産の公正価値は10億ドルであり、トータル・リターン・スワップの公正価値は、7百万ドルがデリバティブ資産総額、35百万ドルがデリバティブ負債総額として計上されました。トータル・リターン・スワップの残高は、取引相手ごとの相殺および現金担保との相殺の適用前の総額ベースであり、本注記で開示されている表には主に株式デリバティブとして含まれています。

24. 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、経済、産業あるいは地理的な要因の変化が同じように作用する相手方グループに対する信用リスクが、シティグループの全信用リスクの相当部分を占める場合に起こります。シティグループの金融商品ポートフォリオは、産業別、商品別さらに地理的にも広く分散していますが、特に有価証券売買、デリバティブおよび外国為替関連の業務については、主要な取引は他の金融機関との間で行われています。

分散したポートフォリオを維持するための努力として、当社は、地域、国または個別の債務者に対するエクスポージャーを限定し、継続的にそのエクスポージャーをモニターしています。2015年12月31日現在、シティグループの信用リスクの最も重要な集中は、米国政府とその関係機関に対するものでした。当社のエクスポージャーは、主に米国政府およびその関係機関が発行するトレーディング資産および投資から生じるものであり、2015年および2014年12月31日現在において、それぞれ2,230億ドルおよび2,163億ドルとなっていました。メキシコ政府および英国政府とその関係機関は、ムーディーズおよびS&Pの両社によって投資適格の格付けを受けており、当社において米国政府に次ぐ大きなエクスポージャーとなっていました。2015年および2014年12月31日現在、当社のメキシコ政府に対するエクスポージャーは、それぞれ225億ドルおよび297億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。2015年および2014年12月31日現在、当社の英国政府に対するエクスポージャーは、それぞれ204億ドルおよび180億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されていました。

当社の州および地方自治体に対するエクスポージャーは、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ293億ドルおよび310億ドルで、トレーディング資産、投資有価証券、デリバティブおよび貸出金活動から構成されていました。

[前へ](#) [次へ](#)

25. 公正価値による測定

ASC 820-10「公正価値による測定」は公正価値について定義しており、公正価値による測定に関する統一的な枠組みを構築し、公正価値による測定に関する開示を要求しています。公正価値とは測定日の市場参加者間の秩序立った取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額と定義されています。当該基準は特に、当社が公正価値の測定時に観察可能なデータを最大限に利用し、観察不能なデータの利用を最小限に抑えることを要求しています。

ASC 820-10のもとでは、取引相手が債務不履行となる確率をデリバティブおよびその他のポジションの評価だけでなく、シティグループ自身の信用リスクがデリバティブおよび公正価値で測定されるその他の負債に及ぼす影響も織り込まれています。

公正価値の階層

ASC 820-10は、データが観察可能か観察不能であるかにより、データの階層を指定しています。観察可能なデータは、市場データを用いて開発され、市場参加者の仮定を反映しており、観察不能なデータは当社の市場に関する仮定を反映しています。これらの2種類のデータは下記のような公正価値に関する階層に分類されています。

- ・ レベル1：活発な市場における同一商品の市場価格
- ・ レベル2：活発な市場における類似商品の市場価格、活発でない市場における同一または類似商品の市場価格、ならびにすべての重要なデータおよび重要な価値決定要因が活発な市場において「観察可能な」モデルを使用した評価
- ・ レベル3：1つまたは複数の重要なデータまたは重要な価値決定要因が「観察不能な」評価手法を使って算定した評価

公正価値の階層において要求されているとおり、当社は、可能な場合には、評価において関連する観察可能な市場データを考慮しています。取引の頻度、ビッド／アスク・スプレッドの規模および類似取引を比較する際に必要な調整額のすべてが、市場の流動性および当該市場において観察された価格の関連性を判断する際に考慮されます。

公正価値階層のレベル間の振替に関する当社の方針では、報告期間末に各レベルからの（への）振替を認識しています。

公正価値の決定

当社は、公正価値で計上される資産および負債について、選択の結果として公正価値で測定されているのか、あるいは公正価値での測定が要求されているのかにかかわらず、以下に説明している手順を用いて当該価値を測定しています。

当社は、市場価格が入手可能な場合には、市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をレベル1に分類しています。当社は市場価格が入手可能な場合に、客認される実用的な手法（マトリクス・プライシングなど）を活用して公正価値を算定することもあり、この場合、当該項目はレベル2に分類されます。

また当社は、評価対象ポジションと同一または類似の特徴をもつポジションにある最近の取引活動から市場価格またはその他の市況情報が入手可能な場合には、それらを用いて、価格に基づく評価手法を適用することもできます。市場取引およびビッド・アスク・スプレッドは、市場の流動性および当該市場から価格の観察可能性を判断する際に考慮される要素です。関連のある観察可能な価格が入手可能な場合、当該評価価格はレベル2に分類される可能性があります。有価証券または貸出金に関する流動性が比較的低い、市場価格の情報が古い、評価対象の実際の有価証券または貸出金の諸条件の相違を反映するために類似の有価証券の価格に対する重要な調整が必要である、あるいは独立した情報源から入手した価格が評価を裏付けるには十分ではない場合、「価格」データは観察不能とみなされ、その公正価値による測定はレベル3に分類されます。

市場価格が入手不能な場合、公正価値は、可能であれば、現在の市況に基づく市場変数（金利、為替レートおよびオプション・ボラティリティなど）を用いて、内部的に開発した評価手法に基づいています。このように内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価値決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーまたはブローカーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーまたはブローカーの評価は、観察された価格から独自の評価モデルまで様々なデータに基づいている可能性があります。

以下の部分では、当社が様々な金融商品を公正価値で測定する際に用いている評価方法や、それぞれの金融商品が通常分類される公正価値階層のレベルなどについて記載しています。評価モデル、評価モデルに用いられる主要なデータ、および重要な仮定についての詳細も必要に応じて記載しています。

市場評価調整

金融商品の会計単位は通常、個別の金融商品です。当社は、会計単位と首尾一貫した市場評価調整を適用しており、この評価調整には以下の場合を除き、当社のポジションの規模による調整は含まれていません。特定の基準が満たされる場合、ASC 820-10は会計方針の選択を通じて、リスク・ポジション純額に基づき金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値を測定するという例外を認めています。シティは、リスク・ポジション純額に基づき基準を満たしている、デリバティブなどの特定の金融商品ポートフォリオの測定を選択しています。当社は、市場参加者の仮定と整合する、会計単位に基づいた市場評価調整（リスク・ポジション純額の規模を考慮した調整を含みます。）を適用しています。

リスク・ポジション純額の現金化可能な価格を公正価値に反映させるため、公正価値階層のレベル2またはレベル3の項目に対して流動性調整が適用されます。流動性調整額は、金融商品のビッド・オファー・スプレッドに基づいています。シティがリスク・ポジション純額ベースでデリバティブなどの金融投資の特定のポートフォリオを測定することを選択した場合、流動性調整額はポジションの規模を考慮して調整される場合があります。

基礎となる評価においてデリバティブの通貨の関連する基準金利曲線（例えば、無担保米ドル建デリバティブの場合はLIBORなど）を用いて予想キャッシュ・フローを割り引く店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ商品には、信用評価調整（以下「CVA」といいます。）および2014年度第3四半期から資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）が適用されています。関連する基準曲線によって推定されるように、すべての取引相手が同じ信用リスクを負っているわけではないため、評価において取引相手の信用リスクとシティ自身の信用リスクの両方に関する市場の見解をCVAとして組み込む必要があります。FVAは、デリバティブ・ポートフォリオのうち無担保部分および契約条項によって受入担保の再利用が認められない担保付デリバティブに内在する市場資金調達リスクのプレミアムを反映しています。

シティのCVAおよびFVA手法は2段階で構成されています。

- ・ ステップ1では、すべての個別のデリバティブ・ポジションの条件、ならびに将来のある時点における一連の予想キャッシュ・フローを導き出すモンテカルロ・シミュレーションやその他の計量分析を用いて、各取引相手に関するエクスポージャーの特性が決定されます。このエクスポージャーの特性の計算においては、差し入れられた現金またはその他の担保およびネットティング契約などの取り決めを通じて取引相手との間に存在する法的な相殺権を含む、信用リスクの軽減および資金調達源の影響が考慮されます。債務不履行リスクの対象であるのはこれらのキャッシュ・フロー純額合計であるため、実行可能なマスター・ネットティング契約の対象である同一の取引相手との個別のデリバティブ契約は、ネットティング・セットとして合算されます。このプロセスにより、CVAおよびFVA測定の基準として現在認識されている純額の資産または負債を用いるのではなく、債務不履行リスクおよび無担保の資金調達を条件とする特定のある時点の将来キャッシュ・フローが識別されます。
- ・ ステップ2では、CVAについては、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）市場で観察されたクレジット・スプレッドから導き出されるデフォルト確率に関する市場に基づく見解が、ステップ1で算出された予想将来キャッシュ・フローに適用されます。関連する期間におけるシティ固有のCDSスプレッドを用いて、シティ自身の信用CVAが算定されます。一般的に、取引相手のCVAは各信用格付けおよび期間におけるCDSスプレッド・インデックスを用いて算定されます。個別分析が実務上可能な（例えば、流動性のあるCDSの取引相手に対するエクスポージャーなど）特定の識別された相殺の組み合わせについては、取引相手固有のCDSスプレッドが用いられます。FVAについては、将来の流動性スプレッドの期間構造が、予想将来資金需要に適用されます。

CVAおよびFVAは、デリバティブ・ポートフォリオに内在する、それぞれ信用リスクおよび資金調達リスクに関する市場の見解を組み込むように構築されています。しかし、ほとんどの無担保デリバティブ商品は、交渉に基づく双務契約であり、一般的に第三者に譲渡されることはありません。デリバティブ商品は通常、契約に従って決済されるか、または早期終了の場合には取引相手間で交渉された価額で終了します。したがって、CVAおよびFVAは、通常の業務活動において決済または終了時まで実現しないことがあります。さらに、これらの調整のすべてまたは一部は、デリバティブ商品に関連する信用リスクまたは資金調達リスクが変動した場合には、将来の期間において戻し入れその他の調整が行われる可能性があります。

次表は、2015年および2014年12月31日現在における、デリバティブ商品の公正価値に適用されたCVAおよびFVAの要約です。

	信用および資金調達評価調整 負債の減額（資産の減額）	
	2015年12月31日	2014年12月31日
取引相手のCVA	\$ (1,470)	\$ (1,853)
資産のFVA	(584)	(518)
シティグループ（自身の信用）CVA	471	580
負債のFVA	106	19
CVA合計ーデリバティブ商品⁽¹⁾	\$ (1,477)	\$ (1,772)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

次表は、表示年度における、デリバティブ商品に係るCVA（ヘッジ控除後）、デリバティブに係るFVA、ならびにシティ自身の公正価値オプション（以下「FVO」といいます。）負債に係る債務評価調整（以下「DVA」といいます。）の変動に関連する税引前利益（損失）を要約したものです。

	信用／資金調達／債務評価調整益（損）		
	2015年	2014年	2013年
取引相手のCVA	\$ (115)	\$ (43)	\$ 291
資産のFVA	(66)	(518)	—
シティグループ（自身の信用）CVA	(28)	(65)	(223)
負債のFVA	98	19	—
CVA合計ーデリバティブ商品	\$ (111)	\$ (607)	\$ 68
自身のFVO負債に係るDVA	\$ 366	\$ 217	\$ (410)
CVAおよびDVA合計⁽¹⁾	\$ 255	\$ (390)	\$ (342)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

公正価値による測定に関する評価プロセス

価格検証手続および関連する内部統制手続は、ファイナンス部門およびリスク管理部門が共同で所管している、シティグループの「プライシングと価格検証の方針および基準」が適用されます。

当社が保有しているほぼすべての資産および負債の公正価値による測定に関して、個別の事業単位はトレーディング勘定資産および負債の評価に対して責任を負っており、ファイナンス部門におけるプロダクト・コントロールは独立した価格検証手続を実施してこれら公正価値による測定を評価しています。プロダクト・コントロールは個別の事業単位から独立し、プロダクト・コントロールのグローバル責任者へ報告しています。グローバル責任者は金融資産および負債の評価に影響力を有しています。資産および負債の公正価値による測定は、割引キャッシュ・フロー、およびオプションや相関モデルなどの内部モデルを含む様々な評価手法を使用して決定されていますが、これらに限定されません。

プロダクト・コントロールは使用データの観察可能性に基づき、保有資産を公正価値階層のレベル1、レベル2またはレベル3に分類します。ポジションが直接観察可能ではない1つまたは複数の重要なデータを含む場合、価格検証手続が実施され、これらの手続は関連する過去のデータの検討、損益の分析、個別の仕組取引の各要素の評価およびベンチマーク比較などを含む可能性があります。

公正価値階層のレベル3に分類されている保有資産に関する報告書は、ファイナンス部門、リスク部門および事業の上級経営陣に配布されています。この保有資産についてはリスク委員会およびトレーディング部門上級経営陣の月次会議でも検討されます。この報告書は必要とみなされた場合には、取締役会の監査委員会または正式な取締役会へ配布される可能性があります。資産または負債の価格を出口価格に調整する必要がある場合はいつでも、プロダクト・コントロールがその他の価格検証結果と合わせて経営陣に報告します。

さらに、公正価値の測定に使用されたプライシング・モデルは独立の統制の枠組みによって管理されます。このモデルは個別の事業単位で開発され検証されますが、リスク管理部門のモデル検証グループが独立してこのモデルの正当性を確認し、価格検証手続に対する影響についてファイナンス部門によって見直しが行われます。この独立した統制の枠組みは、モデルの理論的健全性から生じるモデル・リスク、必要な場合の修正手法、および定義された市場における特定商品のモデルの妥当性の評価を目的としています。適用を確実に継続させるため、モデルは毎年、独立して見直されます。さらにリスク管理部門は、今までの事業で承認済みの各モデルに基づき評価が認められた商品一覧表を承認し保持しています。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売渡有価証券

これらの金融商品には市場価格が存在しないため、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されます。キャッシュ・フローは、組込デリバティブやその他の特徴を考慮して、契約条件に基づいて見積られます。これらのキャッシュ・フローは、当該金融商品の満期および裏付担保の内容に応じた金利を用いて割引かれます。公正価値の評価に用いられたデータは容易に観察可能であるため、このような金融商品が公正価値で計上される場合は、通常、公正価値階層のレベル2に分類されます。しかし、特定の長期ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債－トレーディング有価証券およびトレーディング貸出金

当社は、入手可能な場合には活発な市場における市場価格を用いてトレーディング有価証券の公正価値を決定します。このような項目は、公正価値階層のレベル1に分類されます。政府証券や取引所で売買されている持分有価証券がその一例です。

店頭で取引される債券および流通市場の貸出金について、当社は通常、割引キャッシュ・フロー、価格ベースおよびブラック・ショールズやモンテカルロ・シミュレーションなどの内部モデルを含む評価手法を利用して公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立した情報源（第三者であるベンダーを含みます。）から入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源からの価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合、類似する債券または貸出金についてのマトリクス・プライシングを行うことがあります。価格ベースの手法は、入手可能な場合には市場価格、あるいは評価対象の債券または貸出金と類似した特徴をもつ資産の最近の取引活動から入手したその他の市場情報を用いることができます。割引キャッシュ・フロー・モデルで使用された利回りは同じ価格情報から導き出されたものです。このような評価方法を用いて価格設定されたトレーディング有価証券および貸出金は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、有価証券または貸出金の流動性が比較的低い場合、市場価格の情報が古い場合、評価対象の実際の有価証券または貸出金の条件上の相違を反映するために類似の有価証券または貸出金の価格に対する重要な調整が必要である場合、あるいは独立した情報源からの価格に関する情報が評価を裏付けるのに不十分である場合には、当該貸出金また有価証券は一般的にレベル3に分類されます。価格ベース手法で使用された価格データは、サブプライムCDOなどの元本または金利を受け取っておらず、現在ゼロまで評価減されている有価証券については、ゼロとなる可能性があります。

主に証券化市場で取引されている当社の貸出金ポートフォリオについては、当社は証券化価格を用いて当該ポートフォリオの公正価値を決定しています。この証券化価格は、現在の市場における仮想証券化による予想収益に、変換費用（すなわち、取引費用以外の直接費用）および市況や流動性などの証券化に関する不確実性についての調整を行い決定されます。2007年度下半期以降、特定の証券化市場の活動水準が著しく低下し、直接比較可能な特定の貸出金ポートフォリオについての観察可能な証券化価格が容易に入手できなくなりました。このため、このような貸出金ポートフォリオは一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。しかし、商業不動産貸付などのその他の貸出金の証券化市場は引き続き活発であるため、仮想証券化の価格検証が可能です。したがって、この貸出金ポートフォリオは公正価値階層のレベル2に分類されます。

貸出および仕組み業務における大部分のサブプライム関連の直接的エクスポージャーの公正価値は、入手可能な場合には、観察可能な取引、活発に取引が行われていない市場における類似した資産に関するその他の市場データ、およびその他の内部の評価手法を用いて決定されています。特定のアセット・バック証券（以下「ABS」といいます。）CD0ポジションの評価には、ABS CD0の原資産に基づく価格を使用します。

トレーディング勘定資産および負債－デリバティブ

取引所で売買されるデリバティブは、入手可能な場合には活発な市場の相場価格（すなわち取引所価格）を用いて公正価値を測定するため、公正価値階層のレベル1に分類されます。

活発な市場において相場価格のないデリバティブおよび店頭で取引されるデリバティブ契約は、内部の評価手法を用いて評価されます。これらのデリバティブ商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3のいずれかに分類されます。

この評価手法およびデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なります。これらの金融商品の評価に用いられる主な評価手法は、割引キャッシュ・フロー、ならびにブラック・ショールズおよびモンテカルロ・シミュレーションを含む内部モデルです。

主要なデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なり、金利イールドカーブ、外国為替レート、ボラティリティおよび相関係数を含んでいます。当社は特定の担保付デリバティブの評価において、公正価値測定のデータとして翌日物インデックス・スワップ（以下「OIS」といいます。）を使用しています。シティはデリバティブの取引通貨に関連するベンチマーク曲線（例えば、米ドル建デリバティブについてロンドン銀行間取引金利）を無担保デリバティブの割引率として使用しています。

上記のとおり、2014年度第3四半期において、シティは、公正価値測定にFVAを取り入れましたが、これは、OTCデリバティブの資金調達リスクのプレミアムに関する市場の見解を組み込む方向への業界の動向と捉えています。FVAの実装に関連して発生した費用は、会計上の見積りの変更として「自己勘定取引」に反映されました。シティのFVA手法では、資金調達エクスポージャーの特性の見積りに既存のCVA手法を利用しています。このエクスポージャーの特性の計算には、取引相手が第三者のカストディアンに担保を差し入れる場合を含め、その契約条件によって受入担保の再利用が認められない担保契約が考慮されています。

投資

投資カテゴリーには、売却可能負債証券および市場性のある持分有価証券が含まれており、その公正価値は一般的に、上述のトレーディング有価証券と同様の手続を用いて決定されますが、主な情報源としてベンダーによるプライシングを用いて決定される場合もあります。

さらに投資には、非公開のプライベート・エクイティおよび不動産事業体への投資が含まれています。非上場有価証券に関しては市場価格が存在しておらず、一般的にこのような有価証券は薄商いであるため、その公正価値の決定にはかなりの程度の管理者の判断を伴います。さらに、プライベート・エクイティの有価証券には譲渡制限が設けられている場合もあります。このような有価証券の公正価値の決定に関する当社のプロセスは比較可能性の分析を含め、通常一般に認められている評価手法を用います。非上場有価証券の公正価値を決定する際に、当社は、被投資企業の売却案、新規株式公開、株式発行またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。

プライベート・エクイティの有価証券は、一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。

さらに当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たりNAVを算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、投資がNAV以外の価格で現金化される可能性が高くない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積られています。ASU第2015-07号の規定に従い、これらの投資は公正価値階層内には分類されず、以下の表に含まれていません。詳細については連結財務書類注記13をご参照ください。

短期借入金および長期債務

公正価値による会計処理が選択されている非仕組負債の公正価値は、該当する満期に応じた割引率を用いた内部モデルを使用して決定されます。これらの金融商品については、すべての重要なデータが容易に観察可能である場合、一般的に公正価値階層のレベル2に分類されます。

複合金融商品（仕組負債を含みます。）の公正価値は、組込リスク・プロファイルの内容を考慮の上、適切なデリバティブ評価方法（上記の「トレーディング勘定資産および負債ーデリバティブ」で説明されています。）を用いて決定しています。このような金融商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3に分類されます。

Alt-Aモーゲージ証券

当社は、Alt-Aモーゲージ証券を満期保有目的、売却可能およびトレーディング投資に分類しています。トレーディング勘定および売却可能に分類された有価証券は公正価値で計上され、公正価値の変動は、それぞれ当期損益およびその他包括利益累計額に報告されます。シティでは、Alt-Aモーゲージ証券とは、以下の条件が該当する民間の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」といいます。）と定義しています。（i）裏付担保の加重平均FICOスコアが680から720の間である場合、あるいは（ii）FICOスコアが720を超えるもので、フル・ドキュメンテーション・ローンにより構成される裏付担保のRMBSの保有割合が30%以下である場合。

その他のトレーディング有価証券およびトレーディング貸出金に利用される評価方法と同様、当社は通常、内部の評価手法を利用してAlt-Aモーゲージ証券の公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いた公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーから入手した価格を用いて検証されます。コンセンサス・データの提供者は様々な情報源から価格情報を収集しています。当社はまた、評価対象の有価証券と同一または類似の特徴をもつ有価証券の最近の取引活動における取引価格が入手可能な場合には、その取引価格を用いることもあります。

Alt-Aモーゲージ証券に用いられる評価手法は、その他のモーゲージ・エクスポージャーと同様に、価格ベースおよび利回りの分析手法です。市場由来の主要データは利回りです。キャッシュ・フローは期限前返済率ならびに住宅価格の変動、失業率、金利、借り手の属性およびその他の市場指標といった現在の経済状況を反映する損失の見積りを考慮した現在の裏付担保の実績に基づいています。

これらの方法を用いて評価されるAlt-Aモーゲージ証券は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、資本構成の中で、より質の低い部分または劣後する部分からなるAlt-Aモーゲージにより裏付けられたAlt-Aモーゲージ証券のほとんどは、これらのポジションの流動性が低く、独立した情報源から得られる価格についての信頼性が低いため、レベル3に分類されています。

定期的に公正価値で測定される項目

次表は、2015年12月31日および2014年12月31日現在において定期的に公正価値で測定されている当社の資産および負債を、公正価値階層ごとに表しています。当社は、レベル3に分類されているポジションをレベル3に分類されている商品（ヘッジ手段）に限らず、公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類されている金融商品によりヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年12月31日現在)

資産

フェデラルファンド

貸出金、借入有価証券
または売戻条件付買入
有価証券

トレーディング・

非デリバティブ資産

トレーディング・

モーゲージ・バック

証券

米国政府系機関保証証券

住宅証券

商業用証券

トレーディング・

モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および

連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

持分有価証券

アセット・バック証券

その他のトレーディング

資産

トレーディング・

非デリバティブ資産合計

トレーディング・

デリバティブ

金利契約

外国為替契約

株式契約

コモディティ契約

クレジット・

デリバティブ

トレーディング・

デリバティブ契約総額

現金担保支払額⁽³⁾

ネットティング契約

現金担保受取額の

ネットティング

トレーディング・

デリバティブ合計

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ —	\$ 177,538	\$ 1,337	\$ 178,875	\$ (40,911)	\$ 137,964
トレーディング・ 非デリバティブ資産						
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券						
米国政府系機関保証証券	—	24,023	744	24,767	—	24,767
住宅証券	—	1,059	1,326	2,385	—	2,385
商業用証券	—	2,338	517	2,855	—	2,855
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券合計	\$ —	\$ 27,420	\$ 2,587	\$ 30,007	\$ —	\$ 30,007
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 14,208	\$ 3,587	\$ 1	\$ 17,796	\$ —	\$ 17,796
州および地方債証券	—	2,345	351	2,696	—	2,696
外国政府証券	35,715	20,697	197	56,609	—	56,609
社債	302	13,759	376	14,437	—	14,437
持分有価証券	50,429	2,382	3,684	56,495	—	56,495
アセット・バック証券	—	1,217	2,739	3,956	—	3,956
その他のトレーディング 資産	—	9,293	2,483	11,776	—	11,776
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 100,654	\$ 80,700	\$ 12,418	\$ 193,772	\$ —	\$ 193,772
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	\$ 9	\$ 412,802	\$ 2,083	\$ 414,894		
外国為替契約	5	128,189	1,123	129,317		
株式契約	2,422	17,866	1,597	21,885		
コモディティ契約	204	16,706	1,100	18,010		
クレジット・ デリバティブ	—	31,082	3,793	34,875		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 618,981		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 4,911		
ネットティング契約					\$ (524,481)	
現金担保受取額の ネットティング					(43,227)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 623,892	\$ (567,708)	\$ 56,184

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック証券

米国政府系機関保証証券

住宅証券

商業用証券

投資モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および

連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券⁽⁴⁾

投資合計

貸出金⁽⁵⁾

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・

デリバティブおよび定期的

に測定されるその他の

金融資産、総額

現金担保支払額⁽⁶⁾

現金担保受取額の

ネットティング

非トレーディング・

デリバティブおよび定期的

に測定されるその他の

金融資産

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁷⁾

負債

利付預金

フェデラルファンド

借入金、貸付有価証券

または買戻条件付

売渡有価証券

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

その他のトレーディング

負債

トレーディング負債合計

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ —	\$ 39,575	\$ 139	\$ 39,714	\$ —	\$ 39,714
住宅証券	—	5,982	4	5,986	—	5,986
商業用証券	—	569	2	571	—	571
投資モーゲージ・バック証券合計	\$ —	\$ 46,126	\$ 145	\$ 46,271	\$ —	\$ 46,271
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 111,536	\$ 11,375	\$ 4	\$ 122,915	\$ —	\$ 122,915
州および地方債証券	—	9,267	2,192	11,459	—	11,459
外国政府証券	42,073	49,868	260	92,201	—	92,201
社債	3,605	11,595	603	15,803	—	15,803
持分有価証券	430	71	124	625	—	625
アセット・バック証券	—	8,578	596	9,174	—	9,174
その他の負債証券	—	688	—	688	—	688
市場性のない持分証券 ⁽⁴⁾	—	58	1,135	1,193	—	1,193
投資合計	\$ 157,644	\$ 137,626	\$ 5,059	\$ 300,329	\$ —	\$ 300,329
貸出金 ⁽⁵⁾	\$ —	\$ 2,839	\$ 2,166	\$ 5,005	\$ —	\$ 5,005
抵当貸付サービシング権	—	—	1,781	1,781	—	1,781
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産、総額	\$ —	\$ 7,882	\$ 180	\$ 8,062		
現金担保支払額 ⁽⁶⁾				8		
現金担保受取額のネットティング					\$ (1,949)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産	\$ —	\$ 7,882	\$ 180	\$ 8,070	\$ (1,949)	\$ 6,121
資産合計	\$ 260,938	\$1,013,230	\$ 32,637	\$1,311,724	\$ (610,568)	\$ 701,156
資産総額に占める割合 ⁽⁷⁾	20.0%	77.5%	2.5%			
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,156	\$ 434	\$ 1,590	\$ —	\$ 1,590
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券	—	76,507	1,247	77,754	(40,911)	36,843
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	\$ 48,452	\$ 9,176	\$ 199	\$ 57,827	\$ —	\$ 57,827
その他のトレーディング負債	—	2,093	—	2,093	—	2,093
トレーディング負債合計	\$ 48,452	\$ 11,269	\$ 199	\$ 59,920	\$ —	\$ 59,920

公正価値レベル

(単位: 百万ドル、
2015年12月31日現在)

トレーディング・

デリバティブ

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
金利契約	\$ 5	\$ 393,321	\$ 2,578	\$ 395,904		
外国為替契約	6	133,404	503	133,913		
株式契約	2,244	21,875	2,397	26,516		
コモディティ契約	263	17,329	2,961	20,553		
クレジット・デリバティブ	—	30,682	3,486	34,168		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 611,054		
現金担保受取額 ⁽⁸⁾				\$ 13,628		
ネットティング契約					\$ (524,481)	
現金担保支払額の ネットティング					(42,609)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 624,682	\$ (567,090)	\$ 57,592
短期借入金	\$ —	\$ 1,198	\$ 9	\$ 1,207	\$ —	\$ 1,207
長期債務	—	18,342	6,951	25,293	—	25,293
非トレーディング・ デリバティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融負債、総額	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,640		
現金担保受取額 ⁽⁹⁾				37		
現金担保支払額の ネットティング					\$ (53)	
非トレーディング・ デリバティブおよび 定期的に測定される その他の金融負債合計	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,677	\$ (53)	\$ 1,624
負債合計	\$ 50,970	\$ 706,709	\$ 20,779	\$ 792,123	\$ (608,054)	\$ 184,069
負債総額に占める割合 ⁽⁷⁾	6.5%	90.8%	2.7%			

- (1) 2015年度において、当社は約33億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券および持分有価証券が活発な市場で取引されなかったことに関連していました。2015年度において、当社は約44億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債および持分証券が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2015年度において、当社は約6億ドルの負債をレベル2からレベル1へ振り替えました。2015年度において、当社は約4億ドルの負債をレベル1からレベル2へ振り替えました。
- (2) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに (ii) 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 現金担保支払総額47,520百万ドルのうち、42,609百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (4) ASU第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価額（またはその同等物）を計算する特定の企業に対する投資の開示」に従い、この金額から純資産価額（以下「NAV」といいます。）で測定された9億ドルの投資が除かれています。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (5) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。
- (6) 61百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、53百万ドルが非トレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (7) 現金担保支払額／受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計（デリバティブに関して支払った／受領した現金担保を除きます。）に基づいて計算されています。
- (8) 56,855百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、43,227百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。
- (9) 1,986百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,949百万ドルが非トレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。

公正価値レベル
(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

単位：百万ドル、 2014年12月31日現在)	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド						
貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ —	\$ 187,922	\$ 3,398	\$ 191,320	\$ (47,129)	\$ 144,191
トレーディング・ 非デリバティブ資産						
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券						
米国政府系機関保証証券	—	25,968	1,085	27,053	—	27,053
住宅証券	—	2,158	2,680	4,838	—	4,838
商業用証券	—	3,903	440	4,343	—	4,343
トレーディング・ モーゲージ・バック 証券合計	\$ —	\$ 32,029	\$ 4,205	\$ 36,234	\$ —	\$ 36,234
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 15,991	\$ 4,483	\$ —	\$ 20,474	\$ —	\$ 20,474
州および地方債証券	—	3,161	241	3,402	—	3,402
外国政府証券	37,995	26,736	206	64,937	—	64,937
社債	1,337	25,640	820	27,797	—	27,797
持分有価証券	51,346	4,281	2,219	57,846	—	57,846
アセット・バック証券	—	1,252	3,294	4,546	—	4,546
その他のトレーディング 資産	—	9,221	4,372	13,593	—	13,593
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 106,669	\$ 106,803	\$ 15,357	\$ 228,829	\$ —	\$ 228,829
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	\$ 74	\$ 634,318	\$ 4,061	\$ 638,453		
外国為替契約	—	154,744	1,250	155,994		
株式契約	2,748	19,969	2,035	24,752		
コモディティ契約	647	21,850	1,023	23,520		
クレジット・ デリバティブ	—	40,618	2,900	43,518		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 886,237		
現金担保支払額⁽³⁾				\$ 6,523		
ネットティング契約					\$ (777,178)	
現金担保受取額の ネットティング⁽⁴⁾⁽⁸⁾					(47,625)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 892,760	\$ (824,803)	\$ 67,957

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック証券

米国政府系機関保証証券

住宅証券

商業用証券

投資モーゲージ・バック

証券合計

米国財務省証券および

連邦諸機関証券

州および地方債証券

外国政府証券

社債

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券⁽⁵⁾

投資合計

貸出金⁽⁶⁾

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・

デリバティブおよび

定期的に測定される

その他の金融資産、総額

現金担保支払額⁽⁷⁾

現金担保受取額の

ネットィング⁽⁸⁾

非トレーディング・

デリバティブおよび

定期的に測定される

その他の金融資産

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁷⁾

負債

利付預金

フェデラルファンド

借入金、貸付有価証券

または買戻条件付

売渡有価証券

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

その他のトレーディング

負債

トレーディング負債合計

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ —	\$ 36,053	\$ 38	\$ 36,091	\$ —	\$ 36,091
住宅証券	—	8,355	8	8,363	—	8,363
商業用証券	—	553	1	554	—	554
投資モーゲージ・バック証券合計	\$ —	\$ 44,961	\$ 47	\$ 45,008	\$ —	\$ 45,008
米国財務省証券および連邦諸機関証券	\$ 110,710	\$ 12,974	\$ 6	\$ 123,690	\$ —	\$ 123,690
州および地方債証券	—	10,519	2,180	12,699	—	12,699
外国政府証券	37,280	52,739	678	90,697	—	90,697
社債	1,739	9,746	672	12,157	—	12,157
持分有価証券	1,770	274	681	2,725	—	2,725
アセット・バック証券	—	11,957	549	12,506	—	12,506
その他の負債証券	—	661	—	661	—	661
市場性のない持分証券 ⁽⁵⁾	—	233	1,460	1,693	—	1,693
投資合計	\$ 151,499	\$ 144,064	\$ 6,273	\$ 301,836	\$ —	\$ 301,836
貸出金 ⁽⁶⁾	\$ —	\$ 2,793	\$ 3,108	\$ 5,901	\$ —	\$ 5,901
抵当貸付サービシング権	—	—	1,845	1,845	—	1,845
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産、総額	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,430		
現金担保支払額 ⁽⁷⁾				123		
現金担保受取額のネットィング ⁽⁸⁾					\$ (1,791)	
非トレーディング・デリバティブおよび定期的に測定されるその他の金融資産	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,553	\$ (1,791)	\$ 7,762
資産合計	\$ 261,637	\$1,322,433	\$ 41,328	\$1,632,044	\$ (873,723)	\$ 758,321
資産総額に占める割合 ⁽⁷⁾	16.1%	81.4%	2.5%			
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,198	\$ 486	\$ 1,684	\$ —	\$ 1,684
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券	—	82,811	1,043	83,854	(47,129)	36,725
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	59,463	11,057	424	70,944	—	70,944
その他のトレーディング負債	—	—	—	—	—	—
トレーディング負債合計	\$ 59,463	\$ 11,057	\$ 424	\$ 70,944	\$ —	\$ 70,944

公正価値レベル

(単位:百万ドル、
2014年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
トレーディング勘定						
デリバティブ						
金利契約	\$ 77	\$ 617,933	\$ 4,272	\$ 622,282		
外国為替契約	—	158,354	472	158,826		
株式契約	2,955	26,616	2,898	32,469		
コモディティ契約	669	22,872	2,645	26,186		
クレジット・ デリバティブ	—	39,787	3,643	43,430		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 883,193		
現金担保受取額⁽⁸⁾				\$ 9,846		
ネットティング契約					\$ (777,178)	
現金担保支払額の ネットティング⁽³⁾					(47,769)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 893,039	\$ (824,947)	\$ 68,092
短期借入金	\$ —	\$ 1,152	\$ 344	\$ 1,496	\$ —	\$ 1,496
長期債務	—	18,890	7,290	26,180	—	26,180
非トレーディング・ デリバティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融負債、総額	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,784		
現金担保受取額⁽⁹⁾				7		
現金担保支払額の ネットティング⁽⁷⁾					\$ (15)	
非トレーディング・ デリバティブおよび 定期的に測定される その他の金融負債合計	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,791	\$ (15)	\$ 1,776
負債合計	\$ 63,164	\$ 982,447	\$ 23,524	\$1,078,988	\$ (872,091)	\$ 206,897
負債総額に占める割合⁽⁴⁾	5.9%	91.9%	2.2%			

- (1) 2014年度において、当社は約41億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券が活発な市場を形成するのに十分な頻度で取引されなかったこと、およびシティが取引所外取引の普及を反映して一部の株式契約の評価手法を見直したことに関連していました。2014年度において、当社は約42億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2014年度において、当社は約14億ドルの負債をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これはシティが取引所外取引の普及を反映して一部の株式契約の評価手法を見直したためです。2014年度において、レベル2からレベル1への負債の重要な振替はありませんでした。
- (2) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに (ii) 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 54,292百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、47,769百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (4) 現金担保支払額／受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計（デリバティブに関して支払った／受領した現金担保を除きます。）に基づいて計算されています。
- (5) ASU第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価額（またはその同等物）を計算する特定の企業に対する投資の開示」に従い、この金額から純資産価額（以下「NAV」といいます。）で測定された11億ドルの投資が除かれています。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (6) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。
- (7) 138百万ドルの支払現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、15百万ドルが非トレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用されました。
- (8) 57,471百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、47,625百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。
- (9) 1,798百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,791百万ドルが非トレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用されました。

公正価値カテゴリーのレベル3の変動

次表は、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度における公正価値カテゴリーのレベル3の変動を表しています。上記のとおり、評価モデルが依拠している重要なデータに、観察不能なデータが1つでも含まれている場合、当社は、当該金融商品を公正価値階層のレベル3に分類します。レベル3の金融商品に関する評価モデルは通常、これらの観察不能なデータに加えて、直接的または間接的に容易に観察可能な数多くのデータにも依拠しています。下記に表示された利益および損失には、観察可能なデータおよび観察不能なデータの両方に関連した公正価値の変動が含まれています。

当社は、多くの場合、異なるレベルに分類されているポジションとの相殺により、ポジションをヘッジしています。例えば、次表におけるレベル3の資産および負債に係る損益は、当社がレベル1およびレベル2に分類しているヘッジ手段に係る損益との相殺効果を反映していません。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

(単位: 百万ドル)	2014年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/未実現 利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2015年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) (3)
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券	\$ 3,398	\$ (147)	\$ —	\$ 279	\$ (2,856)	\$ 784	\$ —	\$ —	\$ (121)	\$ 1,337	\$ (5)
トレーディング・ 非デリバティブ資産 トレーディング・ モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	1,085	24	—	872	(1,277)	796	—	(756)	—	744	(4)
住宅証券	2,680	254	—	370	(480)	1,574	—	(3,072)	—	1,326	(101)
商業用証券	440	18	—	252	(157)	697	—	(733)	—	517	(7)
トレーディング・モーゲージ・ バック証券合計	\$ 4,205	\$ 296	\$ —	\$ 1,494	\$ (1,914)	\$ 3,067	\$ —	\$ (4,561)	\$ —	\$ 2,587	\$ (112)
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2	\$ (1)	\$ 1	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 1	\$ —
州および地方債証券	241	—	—	67	(35)	183	—	(105)	—	351	(7)
外国政府証券	206	(10)	—	53	(100)	271	—	(169)	(54)	197	6
社債	820	111	—	186	(288)	802	—	(1,244)	(11)	376	(29)
持分有価証券	2,219	547	—	344	(371)	1,377	—	(432)	—	3,684	464
アセット・バック証券	3,294	141	—	663	(282)	4,426	—	(5,503)	—	2,739	(174)
その他のトレーディング資 産	4,372	180	—	968	(3,290)	2,504	51	(2,110)	(192)	2,483	(45)
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 15,357	\$ 1,265	\$ —	\$ 3,777	\$ (6,281)	\$ 12,631	\$ 51	\$ (14,125)	\$ (257)	\$ 12,418	\$ 103
トレーディング・ デリバティブ純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ (211)	\$ (492)	\$ —	\$ (124)	\$ 15	\$ 24	\$ —	\$ 141	\$ 152	\$ (495)	\$ 553
外国為替契約	778	(245)	—	(11)	27	393	—	(381)	59	620	(12)
株式契約	(863)	148	—	(126)	66	496	—	(334)	(187)	(800)	41
コモディティ契約	(1,622)	(753)	—	214	(28)	—	—	—	328	(1,861)	(257)
クレジット・デリバティブ	(743)	555	—	9	61	1	—	(3)	427	307	442
トレーディング・ デリバティブ合計純額 ⁽⁴⁾	\$ (2,661)	\$ (787)	\$ —	\$ (38)	\$ 141	\$ 914	\$ —	\$ (577)	\$ 779	\$ (2,229)	\$ 767

(単位：百万ドル)	2014年 12月31日	下記に含まれる 正味実現／未実現 利益（損失）		振替		購入	発行	売却	決済	2015年 12月31日	保有中の 未実現 利益 （損失） ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	\$ 38	\$ —	\$ 29	\$ 171	\$ (118)	\$ 62	\$ —	\$ (43)	\$ —	\$ 139	\$ (2)
住宅証券	8	—	(1)	4	—	11	—	(18)	—	4	—
商業用証券	1	—	—	4	(3)	—	—	—	—	2	—
投資モーゲージ・バック証券 合計	\$ 47	\$ —	\$ 28	\$ 179	\$ (121)	\$ 73	\$ —	\$ (61)	\$ —	\$ 145	\$ (2)
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 6	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 6	\$ —	\$ (8)	\$ —	\$ 4	\$ —
州および地方債証券	2,180	—	(23)	834	(721)	842	—	(671)	(249)	2,192	9
外国政府証券	678	—	45	(5)	(270)	601	—	(519)	(270)	260	(1)
社債	672	—	(7)	15	(52)	144	—	(134)	(35)	603	(4)
持分有価証券	681	—	(22)	12	(14)	7	—	(540)	—	124	(120)
アセット・バック証券	549	—	(17)	45	(58)	202	—	(125)	—	596	14
その他の負債証券	—	—	—	—	—	10	—	(10)	—	—	—
市場性のない持分有価証券	1,460	—	(50)	76	6	5	—	(58)	(304)	1,135	26
投資合計	\$ 6,273	\$ —	\$ (46)	\$ 1,156	\$ (1,230)	\$ 1,890	\$ —	\$ (2,126)	\$ (858)	\$ 5,059	\$ (78)
貸出金	\$ 3,108	\$ —	\$ (303)	\$ 689	\$ (805)	\$ 1,190	\$ 461	\$ (807)	\$ (1,367)	\$ 2,166	\$ 24
抵当貸付サービシング権	1,845	—	110	—	—	—	214	(38)	(350)	1,781	(390)
定期的に測定されるその他の 金融資産	78	—	100	201	(66)	6	208	(85)	(262)	180	582
負債											
利付預金	\$ 486	\$ —	\$ 10	\$ 1	\$ (1)	\$ —	\$ 36	\$ —	\$ (78)	\$ 434	\$ (154)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券	1,043	(23)	—	—	—	—	—	302	(121)	1,247	134
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	424	88	—	311	(231)	—	—	385	(602)	199	(25)
短期借入金	344	11	—	23	(30)	—	1	—	(318)	9	(4)
長期債務	7,290	539	—	2,311	(3,958)	—	3,407	—	(1,560)	6,951	(347)
定期的に測定されるその他の 金融負債	7	—	(11)	10	(4)	(5)	5	2	(12)	14	(4)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除き「その他包括利益(損失)累計額」に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2015年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関する「その他包括利益(損失)累計額」)に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

(単位: 百万ドル)	2013年 12月31日	下記に含まれる 正味実現/未実現 利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2014年 12月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 (1)(2)	レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券	\$ 3,566	\$ (61)	\$ —	\$ 84	\$ (8)	\$ 75	\$ —	\$ —	\$ (258)	\$ 3,398	\$ 133
トレーディング・ 非デリバティブ資産											
トレーディング・ モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	1,094	117	—	854	(966)	714	26	(695)	(59)	1,085	8
住宅証券	2,854	457	—	442	(514)	2,582	—	(3,141)	—	2,680	132
商業用証券	256	17	—	187	(376)	758	—	(402)	—	440	(4)
トレーディング・モーゲージ・ バック証券合計	<u>\$ 4,204</u>	<u>\$ 591</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ 1,483</u>	<u>\$ (1,856)</u>	<u>\$ 4,054</u>	<u>\$ 26</u>	<u>\$ (4,238)</u>	<u>\$ (59)</u>	<u>\$ 4,205</u>	<u>\$ 136</u>
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	<u>\$ —</u>	<u>\$ 3</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ 7</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ (10)</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ —</u>
州および地方債証券	222	10	—	150	(105)	34	—	(70)	—	241	1
外国政府証券	416	(56)	—	130	(253)	676	—	(707)	—	206	5
社債	1,835	(127)	—	465	(502)	1,988	—	(2,839)	—	820	(139)
持分有価証券	1,057	87	—	142	(209)	1,437	—	(295)	—	2,219	337
アセット・バック証券	4,342	876	—	158	(332)	3,893	—	(5,643)	—	3,294	3
その他のトレーディング資産	3,184	269	—	2,637	(2,278)	5,427	—	(4,490)	(377)	4,372	31
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	<u>\$ 15,260</u>	<u>\$ 1,653</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ 5,165</u>	<u>\$ (5,535)</u>	<u>\$ 17,516</u>	<u>\$ 26</u>	<u>\$ (18,292)</u>	<u>\$ (436)</u>	<u>\$ 15,357</u>	<u>\$ 374</u>
トレーディング・ デリバティブ純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ 839	\$ (818)	\$ —	\$ 24	\$ (98)	\$ 113	\$ —	\$ (162)	\$ (109)	\$ (211)	\$ (414)
外国為替契約	695	92	—	47	(39)	59	—	(59)	(17)	778	56
株式契約	(858)	482	—	(916)	766	435	—	(279)	(493)	(863)	(274)
コモディティ契約	(1,393)	(338)	—	92	(12)	—	—	—	29	(1,622)	(174)
クレジット・デリバティブ	(274)	(567)	—	4	(156)	103	—	(3)	150	(743)	(369)
トレーディング・ デリバティブ合計純額 ⁽⁴⁾	<u>\$ (991)</u>	<u>\$ (1,149)</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ (749)</u>	<u>\$ 461</u>	<u>\$ 710</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ (503)</u>	<u>\$ (440)</u>	<u>\$ (2,661)</u>	<u>\$ (1,175)</u>

(単位：百万ドル)	下記に含まれる 正味実現／未実現 利益（損失）										保有中の 未実現 利益 （損失） ⁽³⁾
	2013年 12月31日	自己勘定 取引	その他 (1)(2)	振替		購入	発行	売却	決済	2014年 12月31日	
				レベル3 へ	レベル3 から						
投資											
モーゲージ・バック証券											
米国政府系機関保証証券	\$ 187	\$ —	\$ 52	\$ 60	\$ (203)	\$ 17	\$ —	\$ (73)	\$ (2)	\$ 38	\$ (8)
住宅証券	102	—	33	31	(2)	17	—	(173)	—	8	—
商業用証券	—	—	(6)	4	(7)	10	—	—	—	1	—
投資モーゲージ・バック証券 合計	\$ 289	\$ —	\$ 79	\$ 95	\$ (212)	\$ 44	\$ —	\$ (246)	\$ (2)	\$ 47	\$ (8)
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 8	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ —	\$ 6	\$ —
州および地方債証券	1,643	—	(64)	811	(584)	923	—	(549)	—	2,180	49
外国政府証券	344	—	(27)	286	(105)	851	—	(490)	(181)	678	(17)
社債	285	—	(6)	26	(143)	728	—	(218)	—	672	(4)
持分有価証券	815	—	111	19	(19)	10	—	(255)	—	681	(78)
アセット・バック証券	1,960	—	41	—	(47)	95	—	(195)	(1,305)	549	(18)
その他の負債証券	50	—	(1)	—	—	116	—	(115)	(50)	—	—
市場性のない持分有価証券	2,508	—	211	67	—	416	—	(768)	(974)	1,460	81
投資合計	\$ 7,902	\$ —	\$ 344	\$ 1,304	\$ (1,110)	\$ 3,183	\$ —	\$ (2,838)	\$ (2,512)	\$ 6,273	\$ 5
貸出金	\$ 4,143	\$ —	\$ (233)	\$ 92	\$ 6	\$ 951	\$ 197	\$ (895)	\$ (1,153)	\$ 3,108	\$ 37
抵当貸付サービシング権	2,718	—	(390)	—	—	—	217	(317)	(383)	1,845	(390)
定期的に測定されるその他の 金融資産	181	—	100	(83)	—	3	178	(18)	(283)	78	14
負債											
利付預金	\$ 890	\$ —	\$ 357	\$ 5	\$ (12)	\$ —	\$ 127	\$ —	\$ (167)	\$ 486	\$ (69)
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券	902	(6)	—	54	—	78	—	220	(217)	1,043	(34)
トレーディング勘定負債											
空売り有価証券	590	(81)	—	79	(111)	—	—	534	(749)	424	(58)
短期借入金	29	(31)	—	323	(12)	—	49	—	(76)	344	(8)
長期債務	7,621	109	49	2,701	(4,206)	—	3,893	—	(2,561)	7,290	(446)
定期的に測定されるその他の 金融負債	10	—	(5)	7	(3)	(2)	1	(3)	(8)	7	(4)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除き「その他包括利益(損失)累計額」に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2014年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関する「その他包括利益(損失)累計額」)に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

2014年12月31日から2015年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「フェデラルファンド貸付金、借入有価証券または売戻条件付購入有価証券」29億ドルのレベル3からレベル2への振替は、特定の仕組リバース・レポ取引の残余期間の短縮に関連したものです。最長5年間の仕組リバース・レポの評価に使用されたレポ金利曲線には、より高い透明性および観察可能性が存在しています。したがって、これらの状態は、通常レベル2に振り替えられます。
- ・「トレーディング勘定資産」における米国政府系機関保証モーゲージ・バック証券9億ドルのレベル2からレベル3への振替および13億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に市場におけるトレーディング活動に伴い価格の観察可能性が増減することに関連したものです。
- ・その他のトレーディング資産10億ドルのレベル2からレベル3への振替および33億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に市場取引の量および透明性が変動したトレーディング貸出金に関連したものです。
- ・「長期債務」23億ドルのレベル2からレベル3への振替および40億ドルのレベル3からレベル2への振替は、仕組債務が主に特定の観察不能なデータの重要性が低くなることの反映および特定の基礎となる市場データの観察可能性が増すことに関連したものです。

2013年12月31日から2014年12月31日までの期間における重要なレベル3の振替は以下のとおりです。

- ・「長期債務」27億ドルのレベル2からレベル3への振替、および42億ドルのレベル3からレベル2への振替は、主に仕組債に関連しており、観察不能なデータの重要性における変更、および基礎となる特定の市場データの観察可能性の増減を反映したものです。
- ・その他のトレーディング資産26億ドルのレベル2からレベル3への振替および23億ドルのレベル3からレベル2への振替は、トレーディング貸出金に関連しており、市場取引量の変動を反映したものです。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

当社のレベル3の保有資産は、現物有価証券および複雑度合いが様々なデリバティブの両方から構成されます。これらポジションの公正価値を測定するために利用された評価手法には、割引キャッシュ・フロー分析、内部モデルおよび比較分析が含まれています。少なくとも1つのデータが観察不能であり、評価にとって重要とみなされる場合、ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。データが観察不能とみなされる具体的な理由は多様です。例えば、プライシング・モデルにとって重要なデータの少なくとも1つが市場において観察可能ではない、重要なデータのうち少なくとも1つが評価対象のポジションをより適切に表示するように調整されている、あるいは入手可能な価格相場が十分な取引活動を反映していないなどです。

次表は、レベル3の保有資産の大部分を対象とした評価手法およびレベル3の公正価値による測定に使用された最も重要な観察不能なデータを示したものです。当表とレベル3の公正価値ロールフォワードの表の金額の差異は、掲載されている手法以外の様々な評価手法を使用して測定されている、個々としては重要ではない項目を表しています。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

2015年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ 1,337	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ 金利	29.02% —%	137.02% 2.03%	37.90% 0.27%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 1,287 1,377	価格ベース 利回り分析	価格 利回り	\$ 3.45 0.50%	\$ 109.21 14.07%	\$ 78.25 4.83%
州および地方債証券、 外国政府証券、社債 ならびにその他の 負債証券	\$ 3,761 1,719	価格ベース キャッシュ・フロー	価格 クレジット・ スプレッド	\$ — 20bps	\$ 217.00 600bps	\$ 79.41 251bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 3,499	モデル・ベース	加重平均期間 (WAL) 償還率	1.5年 41.21%	1.5年 41.21%	1.5年 41.21%
アセット・バック証券 市場性のない持分	\$ 3,075 633 473	価格ベース 比較分析 価格ベース	価格 EBITDA倍率 価格に達するまで の割引率 簿価に対する価格 の比率 価格	\$ 5.55 6.80倍 —% 0.19倍 \$ —	\$ 100.21 10.80倍 90.00% 1.09倍 \$ 132.78	\$ 71.57 9.05倍 10.89% 0.60倍 \$ 46.66
デリバティブ総額⁽⁶⁾						
金利契約（総額）	\$ 4,553	モデル・ベース	IRの対数正規ボラ ティリティ 平均回帰	17.41% (5.52)%	137.02% 20.00%	37.60% 0.71%
外国為替契約（総額）	\$ 1,326 275	モデル・ベース キャッシュ・フロー	為替（FX）の ボラティリティ 金利 先渡価格 クレジット・ スプレッド IR—IRの相関係数 IR—FXの相関係数	0.38% 7.50% 1.48% 3bps (51.00)% (20.30)%	25.73% 7.50% 138.09% 515bps 77.94% 60.00%	11.63% 7.50% 56.80% 235bps 32.91% 48.85%

2015年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 3,976	モデル・ベース	株式の ボラティリティ	11.87%	49.57%	27.33%
			株式－FXの 相関係数	(88.17)%	65.00%	(21.09)%
			株式先渡	82.72%	100.53%	95.20%
			株式－株式の 相関係数	(80.54)%	100.00%	49.54%
コモディティ契約 （総額）	\$ 4,061	モデル・ベース	先渡価格	35.09%	299.32%	112.98%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
クレジット・ デリバティブ（総額）	\$ 5,849 1,424	モデル・ベース 価格ベース	回収率	1.00%	75.00%	32.49%
			信用の相関係数	5.00%	90.00%	43.48%
			価格	\$ 0.33	\$ 101.00	\$ 61.52
			クレジット・ スプレッド	1bps	967bps	133bps
			アップフロント・ ポイント	7.00%	99.92%	66.75%
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産 および負債（総額） ⁽⁶⁾	\$ 194	モデル・ベース	回収率	7.00%	40.00%	10.72%
			償還率	27.00%	99.50%	74.80%
			金利	5.26%	5.28%	5.27%
貸出金	\$ 750 892 524	価格ベース モデル・ベース キャッシュ・フロー	利回り	1.50%	4.50%	2.52%
			価格	\$ —	\$ 106.98	\$ 40.69
			クレジット・ スプレッド	29bps	500bps	105bps
抵当貸付サービシング権	\$ 1,690	キャッシュ・フロー	利回り	—%	23.32%	6.83%
			加重平均期間 (WAL)	3.38年	7.48年	5.5年
負債 利付預金	\$ 434	モデル・ベース	株式－IRの 相関係数	23.00%	39.00%	34.51%
			先渡価格	35.09%	299.32%	112.72%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付 売渡有価証券	\$ 1,245	モデル・ベース	金利	1.27%	2.02%	1.92%
トレーディング勘定負債 空売り有価証券	\$ 152	価格ベース	価格	\$ —	\$ 217.00	\$ 87.78
短期借入金および 長期債務	\$ 7,004	モデル・ベース	平均回帰	(5.52)%	20.00%	7.80%
			株式の ボラティリティ	9.55%	42.56%	22.26%
			株式先渡	82.72%	100.80%	94.48%
			株式－株式の 相関係数	(80.54)%	100.00%	49.16%
			先渡価格	35.09%	299.32%	106.32%
			株式－FXの 相関係数	(88.20)%	56.85%	(31.76)%

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ 3,156	モデル・ベース	金利	1.27%	1.97%	1.80%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 2,874 1,117	価格ベース 利回り分析	価格 利回り	\$ — 0.01%	\$ 127.87 19.91%	\$ 81.43 5.89%
州および地方債証券、 外国政府証券、社債 ならびにその他の 負債証券	\$ 5,937 1,860	価格ベース キャッシュ・フロー	価格 クレジット・ スプレッド	\$ — 25bps	\$ 124.00 600bps	\$ 90.62 233bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 2,163 679	価格ベース キャッシュ・フロー	価格 ⁽⁵⁾ 利回り 加重平均期間 (WAL)	\$ — 4.00% 0.01年	\$ 141.00 5.00% 3.14年	\$ 91.00 4.50% 1.07年
アセット・バック証券 市場性のない持分	\$ 3,607 \$ 1,224 1,055	価格ベース 価格ベース 比較分析	価格 価格に達するまで の割引率 EBITDA倍率 PE比率 簿価に対する価格 の比率	\$ — —% 2.90倍 8.10倍 0.99倍	\$ 105.50 90.00% 13.10倍 13.10倍 1.56倍	\$ 67.01 4.04% 9.77倍 8.43倍 1.15倍
デリバティブ総額 ⁽⁶⁾ 金利契約（総額）	\$ 8,309	モデル・ベース	金利（IR）の 対数正規 ボラティリティ 平均回帰	18.05% 1.00%	90.65% 20.00%	30.21% 10.50%
外国為替契約（総額）	\$ 1,428 294	モデル・ベース キャッシュ・フロー	為替（FX）の ボラティリティ 金利 IR-FXの相関係数	0.37% 3.72% 40.00%	58.40% 8.27% 60.00%	8.57% 5.02% 50.00%
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 4,431 502	モデル・ベース 価格ベース	株式の ボラティリティ 株式先渡 株式-FXの 相関係数 株式-株式の 相関係数 価格	9.56% 84.10% (88.20)% (66.30)% \$ 0.01	82.44% 100.80% 48.70% 94.80% \$ 144.50	24.61% 94.10% (25.17)% 36.87% \$ 93.05
コモディティ契約 （総額）	\$ 3,606	モデル・ベース	コモディティの ボラティリティ コモディティの 相関係数 先渡価格	5.00% (57.00)% 35.34%	83.00% 91.00% 268.77%	24.00% 30.00% 101.74%
クレジット・ デリバティブ（総額）	\$ 4,944 1,584	モデル・ベース 価格ベース	回収率 信用の相関係数 価格 クレジット・ スプレッド アップフロント・ ポイント	13.97% —% \$ 1.00 1bps 0.39	75.00% 95.00% \$ 144.50 3,380bps 100.00	37.62% 58.76% \$ 53.86 180bps 52.26

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産	\$ 74	モデル・ベース	償還率	13.00%	99.50%	68.73%
および負債（総額） ⁽⁶⁾			先渡価格	107.00%	107.10%	107.05%
貸出金	\$ 1,095	キャッシュ・フロー	利回り	1.60%	4.50%	2.23%
	832	モデル・ベース	価格	\$ 4.72	\$ 106.55	\$ 98.56
	740	価格ベース	クレジット・ スプレッド	35bps	500bps	199bps
	441	利回り分析				
抵当貸付サービシング権	\$ 1,750	キャッシュ・フロー	利回り	5.19%	21.40%	10.25%
			加重平均期間 (WAL)	3.31年	7.89年	5.17年
負債						
利付預金	\$ 486	モデル・ベース	株式－IRの 相関係数	34.00%	37.00%	35.43%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.74%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付 売渡有価証券	\$ 1,043	モデル・ベース	金利	0.74%	2.26%	1.90%
トレーディング勘定負債 空売り有価証券	\$ 251	モデル・ベース	信用－IRの 相関係数	(70.49)%	8.81%	47.17%
	\$ 142	価格ベース	価格	\$ —	\$ 117.00	\$ 70.33
短期借入金および 長期債務	\$ 7,204	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ	18.05%	90.65%	30.21%
			平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			株式の ボラティリティ	10.18%	69.65%	23.72%
			信用の相関係数	87.50%	87.50%	87.50%
			株式先渡	89.50%	100.80%	95.80%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.80%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。
- (2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
- (3) 最低値と最高値が同じである場合、すべてのポジションに適用される一定のデータが存在するか、あるいは当該データを含む手法が1つの大規模なポジションのみに適用されているかのいずれかです。
- (4) 加重平均は商品の公正価値に基づいて算定されます。
- (5) 持分有価証券に関する価格およびファンドのNAVデータは想定元本の割合としてではなく、絶対値ベースにより表示されます。
- (6) トレーディング勘定および非トレーディング勘定の双方のデリバティブ資産および負債は、総額絶対値ベースにより表示されます。
- (7) 複合商品を含みます。

観察不能なデータに対する感応度および観察不能なデータ間の相互関係

主要な観察不能なデータがレベル3の公正価値による測定へ及ぼす影響は、お互いに影響し合う可能性があります。さらに、観察不能なデータの変動に係る公正価値による測定に影響を及ぼす金額および方向性は、商品の内容および当社がこの商品を資産または負債として保有するかによって左右されます。特定の商品の価格設定、ヘッジおよびリスク管理においては、個別データの分析および合算に対するよりも様々なデータ間の相関係数に対して感応度があります。

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定で使用する最も重要な観察不能なデータの感応度および相互関係について記載しています。

相関係数

相関係数とは2つ以上の変数が相互に関連して変動する範囲を測定したものです。株式および信用バスケッ
ト、外国為替オプション、貸出金または債券による担保付CD0、モーゲージ、サブプライム・モーゲージならび
にその他多くの商品を含む広範な商品について、相関係数に関する様々な仮定が求められます。これら商品の
ほとんどすべてに関する相関係数は市場において観察可能でないため、過去の情報を使用して算出しなければ
なりません。相関係数の見積りは、時間と共に変化する場合には特に難しくなる可能性があります。市場デー
タから相関係数情報を算出するには、市場（例えば、スワップション市場）の情報効率に関する重要な仮定が
必要となります。相関係数の水準の変化は商品の内容によって、商品価値に対し有利にも不利にも主要な影響
を及ぼす可能性があります。あるCD0の構造を構成する原債券の公正価値のデフォルト相関係数に変動があれ
ば、優先トランシェの公正価値に影響が及ぶことになります。例えば、密接な相関性がある商品ではデフォル
トの場合により大きな損失が発生し、これら損失の一部は優先トランシェに帰属することから、原債券のデ
フォルト相関係数が増加すれば、優先トランシェの公正価値が減少します。デフォルト相関係数に同じ変動が
生じても、同じ構造の劣後トランシェには異なる影響が及ぶことになります。

ボラティリティ

ボラティリティは市場価格の変動における速度と重要性を表しており、オプション・プライシングにおける重要な要素です。通常、ボラティリティが増加するにつれ、商品は高額になる可能性があります。例えば、ポートフォリオのリバランスがより頻繁に必要なことから、指標が変動しやすくなるにつれ、エクスポージャーの一定の水準を維持するためのシティのコストは増加します。ボラティリティは通常、基礎となる商品の期間および契約上の行使価格または行使の水準によって左右されます。期間と行使価格との特定の組合せから生じるボラティリティは観察可能ではありません。ポートフォリオの価値の変動とボラティリティの変動との一般的な関係も、金利および基礎となる指標の水準によって左右されます。一般的に、ロング・オプション・ポジション（資産）はボラティリティの増加から利益を得る一方、ショート・オプション・ポジション（負債）は損失を被ります。一部の商品はその他のものよりボラティリティの変動に対してより高い感応度があります。例えば、アット・ザ・マネー・オプションは、ディープ・イン・ザ・マネー・オプションよりも公正価値が大きな割合で変動します。さらに、原証券が複数あるオプション（例えば、債券のバスケットに係るオプション）の公正価値は、個別の原証券のボラティリティおよびその相関係数によって左右されます。

利回り

調整後利回りは通常、アセット・バック証券などの商品に係る元本および利息の予測将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用されます。調整後利回りは金利を巡る環境および関連のあるクレジット・スプレッドの変動により影響を受けます。

状況によっては、ある商品の利回りは市場において観察可能でないため、過去のデータまたは類似有価証券の利回りから見積りを行わなければなりません。この見積利回りは評価対象の有価証券の特徴を捉えるように調整が必要な場合があります。別の状況では、見積利回りは市場での十分な流動性を示していない可能性があり、調整されなければなりません。調整額が有価証券の価値にとって重要である場合は必ず、公正価値による測定はレベル3に分類されます。

期限前返済

予定にない任意の期限前返済（以下「期限前返済」といいます。）によって投資家に対する将来のキャッシュ・フローが変動し、それによって有価証券の公正価値が変動します。期限前返済の影響は、住宅モーゲージ・バック証券に関してより一層顕著です。期限前返済が速度または規模において増加すると、通常、当該有価証券の保有者に損失が発生します。期限前返済は通常、債務不履行および金利とは反対の相関関係にあります。低い期限前返済と高い債務不履行を組合せると、各データがモーゲージ証券の評価に及ぼす負の影響が拡大します。期限前返済の速度の変動に伴い、有価証券の加重平均償還年数が変動し、それによって、有価証券の内容および加重平均償還年数の変動の方向に応じて正または負のいずれかの影響を評価に及ぼします。

回収

回収とは、清算状況において回収が見込まれる債券または貸出金の未決済残高合計額の割合です。多くの信用証券（アセット・バック証券など）について、回収に関して直接観察可能な市場データはないものの、回収水準の兆候についてはプライシング・サービス機関から入手可能です。証券の仮定上の回収は将来観察可能になる実際の回収とは異なる可能性があります。回収率は信用証券の評価に影響を及ぼします。通常、仮定上の回収率が上昇すると有価証券の公正価値が増加します。損失規模が増大し、回収率が下がると、分配可能な元本額が減少し、その結果として有価証券の公正価値が減少します。

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは有価証券の一部を構成しており、信用度を表します。クレジット・スプレッドは期限前返済の変動、債務不履行および回収率に関する市場の認識を反映しているため、その他の変数による公正価値への影響を把握しています。クレジット・スプレッドの変動は、有価証券の内容および満期プロファイルによって有価証券の公正価値に異なる影響を及ぼします。例えば、クレジット・スプレッドは、投資適格債券よりもハイ・イールド債券にとって、公正価値による測定の大きな決定要因となります。通常、投資適格債券に係るクレジット・スプレッドは、ハイ・イールド債券と比べて観察可能性が高く、ボラティリティが低いものになっています。

重要な観察不能なデータの範囲に関する定性的な検討

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定に使用した、最も重要な観察不能なデータの範囲について記載しています。当社保有の商品の集約水準および多様性によって、レベル3の保有資産全体に均等に分配されていない、観察不能なデータの範囲が拡大します。

相関係数

信用相関係数、全資産間の相関係数（株式と金利の相関係数など）および同種資産間の相関係数（金利と金利の相関係数など）を含む、多くの異なる種類の相関係数のデータが存在します。相関係数のデータは通常、複合非標準型商品の評価に使用されます。同種資産間の相関係数のデータは通常、全資産間の相関係数のデータに比べ範囲が狭くなります。しかし、相関係数のデータの範囲は、これら商品の複雑で特殊な性質のために、ポートフォリオによって大幅に異なる可能性があります。

ボラティリティ

相関係数と同様、資産に固有のボラティリティ・データは資産種別ごとに大きく異なります。例えば、外国為替のボラティリティは通常、株式のボラティリティに比べて範囲が狭くなります。株式のボラティリティは、株式市場の性質および特定の非標準型商品の諸条件により、範囲が拡大します。大部分の商品について、金利のボラティリティ・データは範囲境界の下方にありますが、特定の仕組商品または非標準型商品（市場連動預金または非標準型金利デリバティブなど）については、範囲がより拡大します。

利回り

利回りのデータの範囲は有価証券の種別により、著しく異なります。例えば、地方債などの通常、利回りの低い有価証券は、範囲内の下の方にありますが、特定の残余トランシェ・アセット・バック証券などの流動性の比較的低い有価証券または信用度が低い有価証券については、利回りのデータははるかに高いものになります。

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは主に債券商品および信用商品に関連があります。しかし、クレジット・スプレッドのデータの範囲は商品によって異なる可能性があります。例えば、通常、譲渡性預金などの特定の金利商品のクレジット・スプレッドは低い一方、リスクの高い取引相手と取引する特定のデリバティブ商品は、無担保の取引である場合または長期の取引である場合、通常、高いクレジット・スプレッドが付されます。クレジット・デフォルト・スワップなどのその他の商品にも、基礎となる債務者の属性によって異なるクレジット・スプレッドが付されます。信用力の高い会社であるほどクレジット・スプレッドは狭まり、信用力の低い会社であるほどクレジット・スプレッドは拡大します。

価格

価格データは特定の債券商品にとって重要な観察不能なデータです。これら商品の価格データは想定元本に対する割合として表示され、価格100ドルとは当該商品が額面金額で評価されていることを意味します。これら商品の大部分に関する価格はゼロから100ドルまで、または100ドルを若干上回る範囲まで多様です。特定のアセット・バック証券など、発行以後重要な損失を被っている比較的流動性の低い資産は、範囲内の下の方にある一方、ほとんどの投資適格社債は中位からより高い水準にあります。組込デリバティブを伴う特定の仕組債について、価格データは当該商品（ステップ・アップ・クーポンや転換選択権など）に組込まれた特性を反映して100ドルを上回る可能性があります。

価格データは特定の持分有価証券にとっても重要な観察不能なデータですが、価格データの範囲はポジションの内容、発行済株式数およびその他の要素により異なります。

平均回帰

様々な金融商品について、長期的な平均値に回帰する金利の見積りが要求されます。この見積りの変動は、該当商品の公正価値に重大な影響を及ぼす可能性があります。しかし、特により複雑な商品の価格を決定する場合に、この変数を調整するには外部の市場データが不十分なこともあります。平均回帰の水準は、短期金利と長期金利の相関係数に影響を及ぼします。バミューダ・スワップション（複数の行使日が設定されているオプション）およびコンスタント・マチュリティ・スプレッド・オプションまたはこれらの特性が組み込まれた仕組債などのより複雑な商品の公正価値は、キャップやフロアなどの比較的複雑でない商品よりも、この相関係数の変動に対する感応度が高くなります。

非定期的に公正価値で測定される項目

特定の資産および負債は、非定期的に公正価値で測定されているため、上表には含まれていません。これらには、取得価格で測定され、減損により期中に公正価値まで評価減されている資産が含まれています。また、これらの資産は、低価法で測定されている売却目的保有貸出金およびその他の保有不動産を含んでいます。

次表は、保有しており、非定期的に公正価値で測定されているすべての資産の簿価を示しています。

(単位：百万ドル)

2015年12月31日

	公正価値	レベル2	レベル3
売却目的保有貸出金	\$10,326	\$ 6,752	\$ 3,574
その他の保有不動産	107	15	92
貸出金 ⁽¹⁾	1,173	836	337
非定期的に公正価値で計上される 資産合計	\$11,606	\$ 7,603	\$ 4,003

(単位：百万ドル)

2014年12月31日

	公正価値	レベル2	レベル3
売却目的保有貸出金	\$ 4,152	\$ 1,084	\$ 3,068
その他の保有不動産	102	21	81
貸出金 ⁽¹⁾	3,367	2,881	486
非定期的に公正価値で計上される 資産合計	\$ 7,621	\$ 3,986	\$ 3,635

(1) 主に不動産担保貸出金である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

売却目的保有貸出金の公正価値は、可能な場合には流通市場の相場価格を用いて決定されます。かかる相場価格がない場合は、貸出金の公正価値は類似資産の相場価格に当該貸出金特有の属性に関する調整を加えて決定されます。その他の保有不動産の公正価値は鑑定評価額に基づいています。簿価が裏付担保の公正価値に基づいている貸出金については、公正価値は担保の種類によって異なります。担保の公正価値は一般的に、入手可能な場合には公表市場価格、鑑定評価額またはその他の内部の評価手法に基づき見積られます。

関連する担保の公正価値が調整前の鑑定評価額に基づいている場合、貸出金は通常レベル2に分類されます。鑑定評価額への重要な調整がなされる場合、貸出金はレベル3に分類されます。さらに法人向け貸出金では、担保の鑑定評価額は類似資産の売却額に基づいていますが、類似資産の価格に対して、裏付担保固有の特徴を反映するための重要な調整が求められることから、これらの公正価値は通常レベル3に分類されます。

レベル3の公正価値による非定期的な測定の評価手法およびデータ

次表は、レベル3の公正価値による非定期的な測定の大部分を対象とした評価手法およびこれら測定で使用された最も重要な観察不能なデータを表示しています。

	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽⁵⁾	最高値	加重平均 ⁽²⁾
2015年12月31日現在 売却目的保有貸出金 その他の保有不動産	\$3,486	価格ベース	価格	\$ —	\$ 100.00	\$ 81.05
	90	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	0.34%	13.00%	2.86%
	2		評価額	\$ —	\$ 8,518,230	\$ 3,813,045
貸出金 ⁽³⁾	\$ 157	回収分析	回収率	11.79%	60.00%	23.49%
	87	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	7.99%

(1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。

(2) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。

(3) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(4) 見積売却コストを含みます。

(5) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。

	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値	最高値	加重平均 ⁽²⁾
2014年12月31日現在 売却目的保有貸出金	\$2,740	価格ベース	価格 クレジット・ スプレッド	\$ 92.00 5bps	\$ 100.00 358bps	\$ 99.54 175bps
その他の保有不動産	\$ 76	価格ベース	評価額 価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	\$ 11,000 13.00%	\$11,124,137 64.00%	\$ 4,730,129 28.80%
貸出金 ⁽³⁾	\$ 437	価格ベース	価格に達するまでの 割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	28.92%

(1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。

(2) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。

(3) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(4) 見積売却コストを含みます。

非定期的な公正価値の変動

次表は、保有中の資産に関する公正価値の変動に起因して当期において非定期的に測定された公正価値の合計を表しており、この合計額が損益に含まれました。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日に 終了した事業年度
売却目的保有貸出金	\$ (79)
その他の保有不動産	(17)
貸出金 ⁽¹⁾	(142)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (238)

(1) 主に不動産担保貸出金である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日に 終了した事業年度
売却目的保有貸出金	\$ 34
その他の保有不動産	(16)
貸出金 ⁽¹⁾	(533)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (515)

(1) 主に不動産担保貸出金である、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

公正価値で計上されていない金融商品の見積公正価値

次表は、公正価値で計上されていないシティグループの金融商品の簿価と公正価値を表示したものです。したがって、次表からは上表で表示された定期的に公正価値で測定される項目が除かれています。

この開示からはリース取引、関連会社投資、年金給付債務および保険契約責任準備金も除かれています。さらに、契約者基金の金額からは特定の保険契約が除かれています。また、開示要件に従って、税効果は除かれており、特定商品の全持分の一括売却のオファー時に生じるプレミアムまたはディスカウント、期限の定めのない預金に関する超過公正価値、および市場取引で発生するその他の費用は除かれています。さらに、非金融資産および負債の価値、広範囲なフランチャイズ、取引関係、無形資産の価値など、シティグループの財政状態および純資産価値の完全な評価には不可欠なものについてもこの評価からは除かれています。

公正価値は、一定の方法論と仮定に基づく経営陣の最善の見積りを表しています。公正価値による会計処理が行われていない短期金融商品ならびに通常の業務活動で生じる債権および債務の簿価は、発生から予想される実現までの期間が比較的短期間であるため、公正価値に近似したものとなっています。投資および長期債務など公正価値で計上されていない負債については、入手可能な場合には公表市場価格を使用しています。公正価値で会計処理されない貸出金のキャッシュ・フローは、流通市場金利、または入手可能であれば見積市場金利で割り引かれます。それ以外に、類似の条件とリスク特性を有する貸出金に対する比較可能な貸出金ポートフォリオの売却取引あるいは現在の市場における組成金利を使用しています。予想信用損失は見積将来キャッシュ・フローに組み込まれるか、あるいは使用する割引率の調整として組み込まれています。担保価値もまた考慮されています。公正価値で会計処理されない長期債務などの負債で、公表市場価格がない場合は、市場借入金利によって契約上のキャッシュ・フローが割り引かれます。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産					
投資	\$ 41.7	\$ 42.7	\$ 3.5	\$ 36.4	\$ 2.8
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付 買入有価証券	81.7	81.7	—	77.4	4.3
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	597.5	595.7	—	6.0	589.7
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	186.5	186.5	6.9	126.2	53.4
負債					
預金	\$ 906.3	\$ 896.7	\$ —	\$ 749.4	\$ 147.3
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付 売渡有価証券	109.7	109.7	—	109.4	0.3
長期債務 ⁽⁴⁾	176.0	180.8	—	153.8	27.0
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	97.6	97.6	—	18.0	79.6

(単位：十億ドル)	2014年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル 1	レベル 2	レベル 3
資産					
投資	\$ 30.5	\$ 32.2	\$ 4.5	\$ 25.2	\$ 2.5
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付 買入有価証券	98.4	98.4	—	89.7	8.7
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	620.0	617.6	—	5.6	612.0
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	213.8	213.8	8.3	151.9	53.6
負債					
預金	\$ 897.6	\$ 894.4	\$ —	\$ 766.7	\$ 127.7
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付 売渡有価証券	136.7	136.7	—	136.5	0.2
長期債務 ⁽⁴⁾	196.9	202.5	—	172.7	29.8
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	136.2	136.2	—	41.4	94.8

(1) 貸出金の簿価は、2015年12月31日に係る126億ドルおよび2014年12月31日に係る160億ドルの貸倒引当金を控除した後の金額です。また、当該簿価からは、2015年12月31日および2014年12月31日現在のリース金融債権それぞれ24億ドルおよび27億ドルが除かれています。

(2) 非定期的に公正価値で測定される項目を含みます。

(3) 現金および銀行預け金、銀行預け金、ブローカレッジ債権、再保険回収額ならびに連結貸借対照表の「その他資産」に含まれているその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

(4) 簿価には適格な公正価値ヘッジに基づく長期債務残高が含まれます。

(5) ブローカレッジ債務、特別および変額勘定、短期借入金（原価で計上）、ならびに連結貸借対照表の「その他負債」に含まれるその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

公正価値は、金利、信用の質および価値に対する市場の見方などの様々な要素の変化に伴い、また、既存の資産および負債が消滅し、新たな取引が発生することにより、期間ごとに変化します。貸出金の見積公正価値は、貸出実行後の信用状況の変化、固定利付貸出金の場合は金利の変動、および特定の貸出実行時のプレミアムを反映しています。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当社の法人向け未実行貸出約定の見積公正価値はそれぞれ70億ドルおよび55億ドルで、これらは実質的にすべてレベル3に分類されています。個人向け未実行貸出約定は、通常借り手に通知を提示することで解約可能であることから、当社は公正価値の見積りを行っていません。

26. 公正価値オプションの選択

当社は大部分の金融商品およびその他の特定項目について、商品ごとに公正価値で計上し、公正価値の変動を損益に計上する会計処理を選択することができます。その選択は適格金融資産、金融負債または確定契約の当初認識時、あるいは再検討を要する特定のトリガーイベントが起こった場合に行われます。公正価値オプションの選択は取消不能です。公正価値の変動は当期損益に計上されます。公正価値オプションの選択が行われた該当分野に関する追加情報は、連結財務諸表注記25に記載されています。

すべてのサービシング権は公正価値で当初認識されています。当社は抵当貸付サービシング権について公正価値による会計処理を選択しています。MSRの会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記22をご参照ください。

次表は、公正価値オプションを選択した項目に関連する公正価値の変動による利益および損失を表しています。

(単位：百万ドル)	12月31日に終了した 事業年度における公正価値の 変動による利益（損失）	
	2015年	2014年
資産		
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券 特定の売戻条件付買入有価証券および借入有価証券の ポートフォリオ	\$ (153)	\$ (154)
トレーディング勘定資産	(305)	190
投資	57	30
貸出金		
特定の法人向け貸出金 ⁽¹⁾	(192)	(135)
特定の個人向け貸出金 ⁽¹⁾	3	(41)
貸出金合計	\$ (189)	\$ (176)
その他資産		
MSR	\$ 104	\$ (344)
特定の売却目的保有抵当貸付 ⁽²⁾	331	474
その他資産合計	\$ 435	\$ 130
資産合計	\$ (155)	\$ 20
負債		
利付預金	\$ (94)	\$ (77)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券 特定の買戻条件付売渡有価証券および貸付有価証券の ポートフォリオ	3	(5)
トレーディング勘定負債	(60)	29
短期借入金	(59)	8
長期債務	343	(307)
負債合計	\$ 133	\$ (352)

(1) 2010年1月1日にASC 810「連結」（SFAS第167号）の適用により連結された抵当貸付証券化VIEが保有している抵当貸付を含みます。

(2) 公正価値オプションに基づき組成され選択された貸出金の金利ロック契約に関する利益（損失）を含みます。

当社の債務評価調整

当社の債務評価調整は、債券市場で観察されるシティのクレジット・スプレッドを使用して公正価値オプションが選択されているシティの負債について認識されます。公正価値オプションが選択された負債（非遡求型および類似の負債を除きます。）の公正価値は、当社のクレジット・スプレッドの縮小または拡大による影響を受けます。こうした当社の信用リスク（または商品特有の信用リスク）の変動によるこれらの負債の公正価値における見積変動額は、2015年および2014年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ367百万ドルおよび218百万ドルの利益でした。商品特有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、債券市場で観察可能な当社の最新のクレジット・スプレッドを上記の各負債の評価に用いられる各評価手法に組み入れることによって見積られました。

金融資産および金融負債の公正価値オプション

特定の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券、および無担保短期借入金のポートフォリオ

当社は、米国、英国および日本において主にブローカー・ディーラーが保有する債券売戻条件付買入証券および債券買戻条件付売渡証券、借入有価証券、貸付有価証券および特定の無担保短期借入金の特定のポートフォリオに対して、公正価値オプションを選択しました。いずれの場合も、関連する金利リスクが主に損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品を用いてポートフォリオごとに管理されているため、公正価値オプションが選択されました。

これらのポートフォリオにおける取引の公正価値の変動は、「自己勘定取引」に計上されます。関連する受取利息および支払利息は各取引で規定されている約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の受取利息および支払利息として計上されます。

特定の貸出金およびその他の信用商品

シティグループは、シティグループの貸付およびトレーディング部門が実行した特定の未実行ローン商品（保証や信用状など）を含む、特定の新規実行貸出金および取得した貸出金に対して公正価値オプションを選択しています。これらの信用商品は、いずれも高レバレッジの資金調達コミットメントではありません。重要な取引グループには、近い将来売却または証券化される予定の貸出金および未実行ローン商品、あるいは経済的リスクがデリバティブ商品でヘッジされている取引（購入したクレジット・デフォルト・スワップまたは基礎となる貸出金に係るトータル・リターンを当社が第三者に支払うトータル・リターン・スワップなど）が含まれます。シティグループは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。全社的に大部分の貸出取引に対しては、公正価値オプションは選択されませんでした。

次表は、公正価値で計上されている特定の信用商品に関する情報を提供しています。

	2015年12月31日		2014年12月31日	
	トレーディング 資産	貸出金	トレーディング 資産	貸出金
(単位：百万ドル)				
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 9,314	\$ 5,005	\$ 10,290	\$ 5,901
公正価値を上回る（下回る）未回収元本 残高総額	980	280	234	125
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の残高	5	2	13	3
未収利息の計上が停止されている貸出金 または90日超延滞している貸出金の 公正価値を上回る未回収元本残高総額	13	1	28	1

上述の計上金額に加えて、2015年および2014年12月31日現在、公正価値会計を選択した特定の信用商品に関連する未実行貸出約定の残高はそれぞれ2,113百万ドルおよび2,335百万ドルでした。

実行済および未実行信用商品の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に分類されます。関連する受取利息は約定金利に基づき測定され、貸借対照表上の信用商品の分類に応じて「トレーディング勘定資産」に係る「受取利息」または貸出金に係る利息として計上されます。2015年および2014年12月31日に終了した事業年度における、商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ合計221百万ドルおよび155百万ドルの損失でした。

混蔵の貴金属への特定の投資

シティグループは、コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、あるいは仕組負債の発行から生じる特定のエクスポージャーを経済的にヘッジする目的で混蔵の貴金属（金、銀、プラチナおよびパラジウム）に投資しています。ASC 815により、投資は債務主契約とコモディティ先渡デリバティブ商品へ分けられます。シティグループは債務主契約では公正価値オプションを選択し、債務主契約を当社の連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に計上します。混蔵の貴金属全体の債務主契約の簿価総額は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ約6億ドルおよび12億ドルでした。この金額は将来の期間にトレーディング活動に基づき変動すると見込まれます。

コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、シティは混蔵の貴金属への投資を売（買）し、トレーディング取引相手との先渡購入（売却）デリバティブ契約を履行します。シティが混蔵の貴金属への投資を売却する場合、預託銀行に対するシティの債権は払い戻され、シティは混蔵の貴金属への投資の認識を中止します。混蔵の貴金属と連動するトレーディング取引相手との先渡購入（売却）契約は、デリバティブとして損益を通じて公正価値で会計処理されます。2015年12月31日現在、未決済のこのような先渡購入デリバティブ契約および先渡売却デリバティブ契約の想定元本は、それぞれ約106億ドルおよび92億ドルでした。

プライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーへの特定の投資ならびにその他の持分法適用投資

シティグループは投資収益およびキャピタル・ゲイン獲得目的でプライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーに投資しています。これらの投資の一部については、シティの投資会社において公正価値で計上されている多くのプライベート・エクイティまたはヘッジファンド取引に類似しているとみなされるため、当社は公正価値オプションを選択しています。公正価値オプションにより、これらの投資の会計処理と評価の一貫性を保持することができます。このようなプライベート・エクイティおよび不動産事業体へのすべての投資（債券および株式）は公正価値で会計処理されています。これらの投資は、シティグループの連結貸借対照表に「投資」として分類されています。

これらの投資の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。

シティグループはまた、市場性のない特定の持分有価証券（そのリスクは損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品で管理されています。）について、公正価値オプションを選択します。これら有価証券はシティグループの連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に分類されます。これら有価証券および関連するデリバティブ商品の公正価値の変動は「自己勘定取引」に計上されます。

特定の売却目的保有抵当貸付

シティグループは、購入または組成した特定のプライム固定金利および優良変動金利第1順位抵当貸付（売却目的保有）について、公正価値オプションを選択しています。これらの貸出金は、売却または証券化が予定されており、デリバティブ商品でヘッジされています。当社は、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するため、および業務の簡素化実現のために公正価値オプションを選択しています。

次表は、公正価値で計上されている特定の売却目的保有抵当貸付に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 745	\$ 1,447
未回収元本残高を上回る公正価値総額	20	67
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	—	—
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	—	—

これらの抵当貸付の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。2015年および2014年12月31日に終了した事業年度において商品特有の信用リスクによる公正価値の純変動はありませんでした。関連する受取利息は、引き続き約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「受取利息」として計上されます。

特定の仕組負債

当社は、その業績が仕組金利、インフレ、通貨、株式、参照クレジットまたはコモディティ・リスクに連動する特定の仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。これらのエクスポージャーはトレーディング関連のポジションとみなされており、公正価値に基づいて管理されているため、当社は公正価値オプションを選択しています。これらのポジションは引き続き、それぞれの法的構造に応じて、当社の連結貸借対照表に債務、預金またはデリバティブ（「トレーディング勘定負債」）として分類される予定です。

次表は、組込デリバティブ商品を種類別に分類した仕組債の簿価に関する情報を提供しています。

(単位：十億ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
金利連動債	\$ 9.6	\$ 10.9
外国為替連動債	0.3	0.3
株式連動債	9.9	8.0
コモディティ商品連動債	1.4	1.4
クレジット連動債	1.6	2.5
合計	\$ 22.8	\$ 23.1

これらの仕組負債の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されます。これら仕組負債の公正価値の変動（「自己勘定取引」に計上されている公正価値の変動に含まれます。）には、経過利息の経済的要素が含まれています。

特定の非仕組負債

当社は、固定金利および変動金利の付された特定の非仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。当社は、デリバティブ契約を用いて金利リスクが経済的にヘッジされている負債、またはその発行代金が損益を通じて公正価値で会計処理される金融資産を購入するために使用される負債に対して、公正価値オプションを選択しています。この選択は、会計上の不一致を軽減し、業務上の簡素化を図ることを目的としています。これらのポジションは、当社の連結貸借対照表の「短期借入金」および「長期債務」に計上されます。これらの非仕組負債の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されます。非仕組負債の関連する支払利息は約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「支払利息」として計上されます。

次表は、公正価値で計上されている長期債務に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 25,293	\$ 26,180
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	1,569	(151)

次表は、公正価値で計上されている短期借入金に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2015年12月31日	2014年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 1,207	\$ 1,496
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	130	31

[前へ](#)
[次へ](#)

27. 差入資産、担保、保証およびコミットメント

差入資産

当社の財務活動およびトレーディング業務に関連して、当社は買戻契約、担保付融資契約、連結VIEの担保付負債およびその他の借入金に基づく債務を担保するため、資産を差し入れています。当社の連結貸借対照表上に認識されている差入資産の重要な構成要素の簿価の概算は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
投資有価証券	\$ 210,604	\$ 173,015
貸出金	203,568	214,530
トレーディング勘定資産	97,205	111,832
合計	\$ 511,377	\$ 499,377

さらに、2015年および2014年12月31日現在の「現金および銀行預け金」には、連邦政府およびその他の仲介業に関する規則に基づいて分別された現金または清算機関への預け金が、それぞれ50億ドルおよび62億ドル含まれていました。

受入担保

2015年および2014年12月31日現在、当社が受け取り、売戻または再担保に提供することができる担保の公正価値の概算は、認められる相殺の影響を除いて、それぞれ3,475億ドルおよび3,467億ドルでした。この担保は、売戻契約、有価証券の貸借取引、デリバティブ取引および信用取引に関連して受け取ったものです。

2015年および2014年12月31日現在、当社が受け取った担保の大部分は売却されたか、あるいは買戻契約、空売り有価証券、有価証券の貸借取引、清算機関に対する担保、証券関連法令に基づく分別要求、デリバティブ取引および銀行借入金に関連して再担保に提供されています。

さらに、2015年および2014年12月31日現在、当社は担保提供先が売却あるいは再担保に提供することができない担保をそれぞれ4,050億ドルおよび3,780億ドル差し入れていました。

リース・コミットメント

2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度の賃借料（主にオフィスおよびコンピューター設備）は、それぞれ13億ドル、14億ドルおよび15億ドルでした。

解約不能なリースのもとで将来発生する年間の最低賃借料（サブ・リース収入控除後）は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

2016年	\$ 1,238
2017年	1,002
2018年	778
2019年	698
2020年	567
2021年以降	4,483
合計	\$ 8,766

保証

シティは、顧客に対し、その信用力を強化し、広範囲な事業取引が可能となるように様々な保証および補償を提供しています。保証の定義を満たす特定の契約については、保証人が保証開始時に引受ける義務の公正価値で負債計上すべきであるとしています。

さらに、保証人は、被保証会社が全額債務不履行となった場合に、保証に基づき保証人が支払を要求される可能性がある将来の潜在的支払金額の最高額を開示することが求められています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定金額に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

次表は、シティの保証に関する情報を示しています。

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
（単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2015年12月31日現在）				
金融スタンバイ信用状	\$ 23.8	\$ 73.0	\$ 96.8	\$ 153
履行保証	7.4	4.1	11.5	24
保証とみなされるデリバティブ商品	3.6	74.9	78.5	1,779
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	17
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	79.0	—	79.0	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	84.2	—	84.2	—
カストディ補償およびその他	—	51.7	51.7	56
合計	\$198.0	\$203.9	\$401.9	\$2,029

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2014年12月31日現在)				
金融スタンバイ信用状	\$ 25.4	\$ 73.0	\$ 98.4	\$ 242
履行保証	7.1	4.8	11.9	29
保証とみなされるデリバティブ商品	12.5	79.2	91.7	2,806
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	15
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	115.9	—	115.9	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	86.0	—	86.0	—
カストディ補償およびその他	—	48.9	48.9	54
合計	\$246.9	\$206.1	\$453.0	\$3,146

(1) 有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の蓋然性は極めて低いため、いずれの表示期間についても、これらの保証の簿価は重要なものではありませんでした。

金融スタンバイ信用状

シティは、借り手の信用を当社が保証するスタンバイ信用状を発行しています。信用状が実行された場合、借り手はシティに対して返済する義務を負います。スタンバイ信用状は、契約上の債務不履行から第三者を保護します。金融スタンバイ信用状には、(i) 保険料の支払および産業振興債の引受けを保証する再保険リスクの保証、(ii) 先物および店頭デリバティブの清算（詳細については以下をご参照ください。）を含む、清算機関に対する支払債務の決済、(iii) エスクロー預金勘定の代わりとしてオプションおよび有価証券の購入の保証、ならびに(iv) 貸出金、与信枠、約束手形および貿易手形引受けを保証する信用状が含まれます。

履行保証

履行保証および信用状は、建設工事またはシステム設置プロジェクトに関する顧客の入札、あるいは契約条件に基づくそのプロジェクトの完成を保証するために発行されます。またこれらは、第三者に対して特定の商品、コモディティ、あるいは保守または製品保証サービスを提供する顧客の義務を保証するためにも発行されます。

保証とみなされるデリバティブ商品

デリバティブは、キャッシュ・フローが想定元本および原資産、参照クレジットまたはインデックスに基づいており、初期投資額が少額またはゼロで、差金決済が求められるまたは認められている金融商品です。シティのデリバティブ取引については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

保証とみなされるデリバティブ商品には、被保証会社が保有する資産、負債または持分有価証券に関する原資産の変動に基づいて、シティが取引相手に支払を行う必要があるデリバティブ商品のみが含まれます。より具体的に言えば、保証とみなされるデリバティブ商品には、取引相手が銀行、ヘッジファンドまたはブローカー・ディーラー（このような取引相手は当該金融商品の市場のディーラーとみなされるため、原資産を保有することができません。）ではない特定の店頭取引の売建てプット・オプションが含まれます。シティが販売するクレジット・デリバティブは、連結財務諸表注記23で別途開示されているため、上表からは除外されています。シティの将来の潜在的支払金額の最高額が制限されていない場合には、契約の想定元本が開示されています。

遡求義務付売却ローン

遡求義務付売却ローンは、一定の状況のもとで生じたローンの損失について買い手に払戻しを行うシティの義務を表しています。遡求義務とは、購入したローンに関してその買い手／投資家が被った損失の全額を売り手／貸し手が払戻すという売買契約に基づく義務のことです。この義務は、延滞しているローンを売り手が買戻すことにより履行することも可能です。

上表に示されている金額に加えて、シティは、米国政府系事業体（以下「GSE」といいます。）およびそれより小規模で民間の投資家へのローン全体の売却に関連する住宅抵当貸付の表明および保証に係る請求に対する潜在的な買戻しまたは完全責任履行のために、買戻しに関する引当金を計上しています。買戻しに関する引当金は、2015年12月31日および2014年12月31日現在、それぞれ約152百万ドルおよび224百万ドルであり、これらの金額は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。

有価証券貸出補償

有価証券の所有者は頻繁に、有価証券を空売りする、あるいはその他の義務を履行するために他者に引渡すことを予定している第三者に、これらの有価証券を貸し出して手数料を受け取ることがあります。銀行は、顧客のためにこのような有価証券貸出プログラムを管理することがあります。有価証券貸出補償は、有価証券の借り手が貸出契約に規定された有価証券を返却せず、保有担保が有価証券の時価をカバーするのに不十分な場合に、銀行が有価証券の貸し手に全額を保証するものです。

クレジットカード加盟店処理

クレジットカード加盟店処理の保証は、（i）自社カードに関する様々な加盟店へのカード取引処理サービスの提供、および（ii）銀行系カードの取引処理サービスについての潜在的債務に関連する当社の間接的な義務を表しています。いずれの場合も、債務は、加盟店とカード保有者との間に請求上のトラブルが生じ、最終的にカード保有者に有利な結論が出た場合に発生します。加盟店はカード保有者に対してその金額を返金する義務を負います。一般的にはクレジットカード処理会社がこのような金額を加盟店から回収できなければ、当該クレジットカード処理会社がカード保有者に提供したクレジットあるいは返金額に関する損失を負担することになります。

上記（i）について、シティは、自社カード加盟店のポートフォリオに関して一次的な偶発債務を負っています。この損失リスクは、シティと加盟店の間のキャッシュ・フローを純額で決済すること、およびシティが加盟店に対する他の支払のキャッシュ・フローと相殺する権利を持っていることにより軽減されています。このリスクをさらに軽減するために、シティは、決済の延期をしたり、加盟店に預託金の納付を要求したり、加盟店の財務状況が悪化した場合にさらなる財務上および業務上の支配力をシティに与える契約条項を含めるよう要求したり、あるいは様々な信用補完（信用状や銀行保証を含みます。）を要求することもあります。自社カード加盟店が自社カード保有者に対して、商品またはサービスを提供できなくなる、あるいは返金できなくなるという極めて稀な事態が生じた場合は、シティがカード保有者に対し、クレジットを提供するか返金するという偶発債務を負います。

上記（ii）について、シティは、シティが取引処理サービスを提供している銀行系カード、および第三者が当該サービスを提供してシティが二次保証人を務める銀行系カードの取引について、当該取引処理会社が履行義務を果たさない場合に、潜在的債務を負います。

銀行系カードと自社カードの双方の加盟店処理サービスに関連するシティの潜在的偶発債務の最大額は、ある時点において有効なチャージバック取引としての要件を満たすクレジットカード取引の合計額と見積られます。2015年および2014年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ840億ドルおよび860億ドルと見積られています。

しかし、シティは、エクスポージャーの最大額は、過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品されたときに返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は非常に低いと思われます。シティは、一次保証人の資金力、未解決のチャージバックの規模および内容、ならびに過去の損失実績に基づいて、加盟店処理に関連する偶発債務の蓋然性および金額を評価しています。2015年および2014年12月31日現在、加盟店処理業務に関連して発生した損失およびシティの偶発債務の簿価は重要なものではありませんでした。

カストディ補償

カストディ補償は、第三者のサブカストディアンまたは預金取扱機関が顧客資産の保全に失敗した場合に、カストディ業務の顧客に全額を保証するものです。

その他の保証および補償

クレジットカード保護プログラム

シティは、クレジットカード事業を通じて、レンタカーを対象とする保険、購入商品に関連する一定の損害補填、特定の購入に対する価格補償および紛失荷物に対する補償を提供するプログラムを含め、いくつかのカード商品に関してカード保有者に対する様々な保護プログラムを提供しています。これらの保証は、その保証残高およびシティの損失エクスポージャーの最大額を数値化することができないため、表には含まれていません。これらの補償は、特定の種類の購入や損失に限定されており、ある時点においてこれらの補償の対象となる購入を数値化することはできません。シティは、過去の損失実績の程度および内容に基づいて、これらのプログラムに関連する潜在的債務の蓋然性および金額を評価しています。2015年および2014年12月31日現在、これらのプログラムに関連して発生した実際の損失額および見積損失額、ならびにシティの債務の簿価は重要なものではありませんでした。

その他の表明ならびに保証および補償

通常の業務活動において、シティは、数多くの取引に関連する契約において相手方に標準的な表明と保証を提供しており、また税法の変更あるいは税法の不利な解釈のいずれかによって追加の税金負担が生じた場合に契約の相手方を保護する補償を含む補償規定を設けています。これらの取引の相手方は、シティに対してこれらに匹敵する補償を提供しています。そのような表明、保証および補償は多くの契約関係において必要不可欠な要素ですが、取引の対象となる事業目的を表すものではありません。補償条項は、多くの場合、契約条件に基づくシティ自身の契約履行に関連する標準的な契約条件であり、損失リスクが低いという評価に基づいて通常の業務活動において締結されています。多くの場合、これらの条項は契約条件が契約開始時点で確実に満たされるようにするためのものです。これらの標準的な表明と保証に対して対価を受け取ることはなく、これらに基づいて支払が生じることはほとんどないため、その公正価値を算定することはできません。多くの場合、補償条項に表示金額あるいは想定金額は含まれず、潜在的に補償義務の発生につながりうる偶発事象は発生しておらず、今後も発生しないと予想されます。このため、これらの補償は上表に含まれていません。

バリュー・トランスファー・ネットワーク

シティは、世界中の数百のバリュー・トランスファー・ネットワーク（以下「VTN」といいます。）（取引所と同様な支払、清算および決済システム）のメンバーまたは株主になっています。メンバーの条件として、これらのVTNの多くはメンバーに対して、他のメンバーの債務不履行によって組織に発生した損失について比例配分による負担分を支払う準備をしておくことを要求しています。シティの潜在的債務は、VTNに対するメンバーシップ持分、またはVTNの資金への拠出金に限定される可能性があります。場合によっては債務が無制限になる可能性もあります。まだ発生していない将来の請求に関する評価が必要となるため、最大エクスポージャーを見積ることはできません。シティは、VTNとの過去の実績を考慮すると損失リスクはほとんどないと考えています。したがって、シティのVTNへの参加は上記の保証に関する表には報告されておらず、シティのVTNに対する関与から生じる潜在的債務について、2015年または2014年12月31日現在の連結貸借対照表に反映されている金額はありません。

長期介護保険補償

保険子会社の売却に際して、当社は保険会社に補償を提供しましたが、これは、一連の長期介護保険（以下「LTC」といいます。）事業に関連する保険金請求およびその他の負債を対象とするもの（LTCの全保険期間に対するもの）で、別の保険会社によって完全に再保険されています。再保険会社は、有価証券を提供する形で2つの信託に資金を提供しましたが、この証券の公正価値（2015年12月31日現在約63億ドル、2014年12月31日現在62億ドル）は、当該保険会社のLTC保険契約に関する法定債務を保証するように組成されています。LTC保険契約に関する見積法定債務は時間の経過に伴い変動するため、これら信託の資産は、当該資産の公正価値が引き続きこのような法定債務に対応するのに十分であるように、定期的に評価および調整が行われます。

支払不能を含めて理由の如何にかかわらず、再保険会社が再保険契約に基づく契約不履行に陥った場合で、かつ2つの信託の資産が不十分、または当該再保険会社がその資産を利用できない場合、シティは当該LTC保険契約に関連して実際に発生した損失を補償しなければなりません。これら2つの事象はいずれも、シティがその補償債務に従って出再保険会社への支払義務を負う前に発生することになりますが、かかる事象の発生の可能性は現在高くないため、当該補償に関連して2015年および2014年12月31日現在の連結貸借対照表に反映された負債はありません。シティは当該補償債務における潜在的エクスポージャーを引き続き緻密にモニターしています。

先物および店頭デリバティブの清算

シティは、上場先物および店頭デリバティブ契約を行っている顧客に対して、中央清算機関（以下「CCP」といいます。）との清算サービスを提供しています。あらゆる関連する事実および状況に基づき、シティは、これらの顧客取引の清算会員としての役割において、会計上の代理人を務めているとの結論に至りました。このためシティは、対象となる上場先物または店頭デリバティブ契約を連結財務諸表に反映させていません。連結財務諸表に反映されているシティのデリバティブ取引については、注記23をご参照ください。

清算会員として、シティは顧客と各CCPの間で現金および有価証券の担保（証拠金）の回収および送金を行います。証拠金には、当初証拠金と変動証拠金という2つの種類があります。シティが現金による当初証拠金から利益を得る場合または現金による当初証拠金を管理する場合（金利スプレッドを維持する場合など）、顧客から回収してCCPに送金した現金による当初証拠金は、それぞれ「ブローカレッジ債務」（顧客に対する支払債務）および「ブローカレッジ債権」（ブローカー、ディーラーおよび決済機関に対する受取債権）に反映されます。しかし、（i）現金による当初証拠金に対してCCPが支払った利息全額をシティが顧客にパススルーすること、（ii）シティは証拠金の現金を他の資産に転換するために清算会員としての権利を利用しないこと、および（iii）CCPの履行に関してシティは保証を行わず、顧客に対しての責任を負わないこと、という点でシティが顧客と契約上合意している店頭デリバティブ契約に関しては、顧客から回収してCCPに送金した現金による当初証拠金はシティの連結貸借対照表に反映されません。このように回収されて送金された現金による当初証拠金の合計額は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ約43億ドルおよび32億ドルでした。

顧客から各CCPに支払われる、またはCCPから顧客に支払われる予定の変動証拠金は、各取引日における顧客のデリバティブ契約の価値の変動を反映しています。清算会員として、シティは顧客による不履行のリスク（例えば、顧客のデリバティブ契約の価値にマイナスの変動が生じても、顧客がCCPに変動証拠金を差し入れない場合）にさらされています。顧客による不履行が生じた場合、シティは顧客のポジションの清算に移ります。CCPは通常、顧客が差し入れ、CCPが保有する当初証拠金を利用し、残りの不足額があれば、清算会員としてシティが支払を行う必要があります。シティは通常、顧客が差し入れた現金または有価証券による追加の証拠金を保有しており、これは通常、顧客が履行義務を果たさない場合のシティの信用リスクを軽減するために十分なものと予想されています。

ASC 860-30-25-5によって要求されるとおり、顧客が差し入れた有価証券担保はシティの連結貸借対照表に認識されません。

簿価—保証および補償

2015年および2014年12月31日現在、上表に含まれる保証および補償に関連する負債の簿価合計は、それぞれ約20億ドルおよび31億ドルでした。財務および履行保証の簿価は、遡求義務付売却ローンに関する負債の簿価と同様に、「その他負債」に含まれています。

受入担保

これらの保証および補償に基づいて発生する損失を弁済するためにシティが利用可能な現金担保は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ520億ドルおよび630億ドルでした。担保として保有する有価証券およびその他の市場性のある資産は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ330億ドルおよび590億ドルでした。担保の大部分は、有価証券貸出補償に基づいて発生する損失を弁済するために保有されています。さらに、担保として保有するシティに有利な信用状は、2015年および2014年12月31日現在、それぞれ42億ドルおよび40億ドルでした。特定の保証および補償に基づく損失に対して、シティはその他の資産を弁済に利用できる場合もありますが、そのような資産の価値は算定していません。

履行リスク

シティは、指定の参照取引相手の内部または外部格付けに基づいて保証の履行リスクを評価しています。外部格付けが使用される場合には、Baa／BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照資産または事業体に関しては格付けが入手できません。このような参照資産は「非格付け」カテゴリーに含まれています。保証残高に関する将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの契約の想定元本、すなわち保証対象資産の額面と決められています。

次表は、内部および外部信用格付けに基づき分類された将来の潜在的支払金額の最高額を示しています。前述したように、将来の潜在的支払金額の最高額は保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づく、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

(単位：十億ドル、2015年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 69.2	\$ 15.4	\$ 12.2	\$ 96.8
履行保証	6.6	4.1	0.8	11.5
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	78.5	78.5
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	79.0	79.0
クレジットカード加盟店処理	—	—	84.2	84.2
カストディ補償およびその他	51.6	0.1	—	51.7
合計	\$ 127.4	\$ 19.6	\$ 254.9	\$ 401.9

将来の潜在的支払金額の最高額

(単位：十億ドル、2014年12月31日現在)	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 73.0	\$ 15.9	\$ 9.5	\$ 98.4
履行保証	7.3	3.9	0.7	11.9
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	91.7	91.7
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	115.9	115.9
クレジットカード加盟店処理	—	—	86.0	86.0
カストディ補償およびその他	48.8	0.1	—	48.9
合計	\$ 129.1	\$ 19.9	\$ 304.0	\$ 453.0

信用コミットメントおよび与信枠

次表はシティグループの信用コミットメントに関する情報を表しています。

(単位：百万ドル)	米国	米国以外	2015年12月31日	2014年12月31日
コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状	\$ 1,248	\$ 4,854	\$ 6,102	\$ 6,634
1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付	1,343	1,853	3,196	5,674
1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローン	12,648	2,078	14,726	16,098
商業不動産、建設および土地開発	9,177	1,345	10,522	9,242
クレジットカード限度額	481,897	91,160	573,057	612,049
商業用およびその他個人向け貸出約定	178,957	92,119	271,076	243,680
その他のコミットメントおよび偶発債務	3,943	6,039	9,982	10,663
合計	\$ 689,213	\$ 199,448	\$ 888,661	\$ 904,040

未実行のコミットメントの大部分は、顧客が特定の与信基準を維持することを条件としています。

商業用コミットメントは、一般的に変動金利で期日が確定されており、手数料の支払が求められることがあります。このような手数料（特定の直接費用を控除後）は繰り延べられ、コミットメントが実行された場合は貸出期間にわたり償却され、また、コミットメントの実行が見込まれない場合は約定期間にわたって償却されます。

コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状

コマーシャル信用状は、顧客による商品購入の資金調達またはその他のコミットメントの履行を可能にするために、シティグループが顧客の信用を保証する商品です。シティグループは、顧客に代わり信用状をサプライヤーに発行し、サプライヤーが信用状の条件に従い履行していることを証明する書類の提示をもって支払を行うことに合意しています。信用状が実行された場合、顧客はシティグループに弁済することが求められます。

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付コミットメントは、買い手が購入を完了できるように銀行が特定の金額を前払いすることを記した、シティグループから不動産の売り手に対する書面での確認です。

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローン

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローンは、本質的に、ホーム・エクイティ・ローン信用枠です。ホーム・エクイティ・ローン信用枠は、自宅またはセカンド・ハウスを担保として、その公正市場価値が第1順位住宅抵当貸付の負債残高を超過している金額を上限としたローンです。

商業不動産、建設および土地開発

商業不動産、建設および土地開発には、商業用および複数家族用住宅、ならびに土地開発プロジェクトに対する資金調達のために信用供与を行うコミットメントの未実行部分が含まれています。

不動産により担保されたコミットメントと無担保のコミットメントの両方が、この項目に計上されており、また未成工事支出金に対する前払い義務がある場合は、未実行貸出金がこの項目に計上されます。ただしこの項目には、貸出実行後には連結貸借対照表の「貸出金合計（正味）」に分類される信用供与のみが含まれています。

クレジットカード限度額

シティグループは、クレジットカードを発行することにより顧客に信用供与を行っています。クレジットカード限度額は、カード保有者に通知することにより、または現地法により認められている場合は通知なしで取り消すことが可能です。

商業用およびその他個人向け貸出約定

商業用およびその他個人向け貸出約定には、当座貸越および流動性ファシリティ、ならびにローンの実行または購入、第三者の債権の購入、債券の発行またはリボルビング型引受枠の提供、および株式の形式による投資のための商業用コミットメントが含まれます。

またこの項目には、一般に正常とみなされる水準を上回る負債（借り手の資本金に対する負債の割合で測定します。）を有する借り手に対して資金を提供する高レバレッジの資金調達コミットメントが含まれています。この種類の資金調達は、買収、マネジメント・バイアウトおよび類似する取引において、広く利用されています。

その他のコミットメントおよび偶発債務

その他のコミットメントおよび偶発債務には、約定済または未決済の通常のリバース・レポ契約および上記の勘定科目に計上されなかったコミットメントおよび偶発債務に関連するその他すべての取引が含まれます。

28. 偶発事象

会計および開示フレームワーク

ASC 450は、訴訟および規制事項からの潜在的な損失を含む偶発損失の開示および認識について規定しています。ASC 450は、「偶発損失」を「事業体にとって損失が発生しうる不確実性を伴う既存の条件、状態もしくは一連の状況であり、それは最終的に1つまたは複数の将来の事象の発生（または発生しないこと）により解決される」と定義しています。この基準では、将来の偶発事象の発生可能性に基づいて、偶発損失の認識および開示に異なった要件を課しています。この基準では、次の3つの用語を使用して発生可能性の程度を区別しています。すなわち、「発生可能性が高い」は「将来事象が発生する見込みがある」ことであり、「発生可能性が低い」は「将来事象が発生する可能性がわずか」であることを表し、そして「合理的な可能性がある」は、「将来事象が発生する可能性が「可能性が低い」より多いが「見込みがある」より小さい」ことです。これら3つの用語は、ASC 450の定義に従って以下で使用されています。

引当金

ASC 450では、「損失の発生事実を確認できる、1つまたは複数の将来事象の発生可能性が高く」かつ「損失金額を合理的に見積ることができる」場合、偶発損失に関する引当金を要求しています。ASC 450に準拠して、シティグループは、損失の発生可能性が高く、損失金額を合理的に見積ることが可能であると確信する場合は、ここで開示された訴訟および規制事項を含む偶発事象について引当金を設定しています。損失の合理的な見積りが一定の幅の金額となる場合は、この幅の中の最低金額が引当計上されています。ただし、この幅の中で、より高い金額の見積りが、その幅の中の他の金額よりも適切である場合を除きます。設定後の引当金は追加情報を考慮して適宜調整されます。それらの事項に関して最終的に発生する損失金額は、該当する引当金の額を大幅に上回るか下回る可能性があります。

開示

ASC 450は、「少なくとも、損失または追加損失が発生する合理的な可能性があり」かつ上記の条件を満たさないために、損失に関する引当金が設定されていない、または、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過している場合、偶発損失に関する開示を要求しています。シティグループはASC 450に準拠して、損失発生について合理的な可能性はあるが発生可能性が高くない、または損失発生の可能性は高いが合理的に金額を見積ることができないためにこの事項が引当金の要件を満たしていないと考え、したがってその事項に関して引当金を設定していないが、合理的な発生可能性のある損失の金額的重要性が高い場合は、偶発損失として開示しています。さらに、シティグループは、引当金を設定した事項の金額的重要性の高い損失に対する合理的な発生可能性のあるエクスポージャーが、設定した引当金を超過していると確信する場合には、この事項に関する開示を行っています。ASC 450に準拠してシティグループの開示には、見積可能な事項に関する合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りが含まれています。ASC 450は、見積りが不可能な場合について、合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りの開示を要求していません。発生可能性が低いとみなされる損失に関しては、引当金の設定も開示も要求されません。

訴訟および規制事項から生じた偶発事象

概要

以下に記載された事項に加え、通常の業務活動において、シティグループ、その関連会社および子会社、ならびに現在および以前の役員、取締役および従業員（本項において、「シティグループおよび関係者」と総称することがあります。）は、日常的に、様々な訴訟および手続の被告または当事者とされています。これらの訴訟および手続の中には、消費者保護、公正な貸付、証券、銀行、不正禁止、反トラスト、反マネーロンダリング、雇用およびその他の制定法およびコモンローに違反したとして、請求を主張し、または救済を求めているものもあります。実際に開始された、または、開始されるおそれのあるこれらの訴訟および手続の中には、相当な、または不確定の補償的あるいは懲罰的損害賠償または差止命令による救済を請求しているものや、集団全体ベースでの原状回復を請求しているものもあります。

通常の業務活動において、シティグループおよび関係者は、政府および規制当局の検査、情報収集の要請、調査および手続（公式および非公式の双方で）にも服しており、結果的に不利な判決、和解、制裁金、違約金、補償、不正利得の返還、差止命令またはその他の救済に服する場合があります。さらに、シティグループの一部の関連会社および子会社は、銀行、登録証券ブローカー・ディーラー、先物取次業者、投資アドバイザーまたはその他の規制を受ける事業体であり、これらの資格において、米国、州および外国の様々な証券、銀行、商品先物業、消費者保護およびその他の規制当局による規制に従っています。これらの規制当局による公式および非公式の問い合わせに関連して、シティグループならびに当該関連会社および子会社は、様々な規制対象分野に関して文書、証言およびその他の情報を求める多くの要求、召喚状および命令を受領しています。また、シティグループおよび関係者は時折、連邦および州の法執行機関から公式または非公式な形で、大陪審の召喚状およびその他の情報提供要請や支援要請も受けており、特に、シティグループおよびその顧客に関連する各地域の米連邦検察局、司法省の資産没収・マネーロンダリング課およびその他の局、米国財務省の金融犯罪取締執行ネットワーク、ならびに米国連邦捜査局が含まれます。

シティグループのグローバルな業務範囲および世界各国への進出により、シティグループおよび関係者は、異なる法制度および規制管理体制を有する複数の法域において、訴訟ならびに政府および規制当局の検査、情報収集要請、調査および手続（公式および非公式の両方で）に服しており、これらの訴訟等は、シティグループおよび関係者が米国において服しているものとは実質的に異なり、また、実質的に異なるリスクを生じさせている可能性があります。シティグループおよび関係者は、複数の管轄区域で同一の対象に関わる手続に関与する場合があります。これにより、重複的、累積的または矛盾した結果が生じる場合があります。

シティグループは、すべての訴訟および規制事項を、シティグループおよび株主の最大の利益になると経営陣が考える方法で解決することを追求し、また、各係属中の事項において適宜、責任、違反行為の主張および、適用ある場合には、求められた賠償額もしくは違約金の幅またはその他の救済について争います。

開示事項に特有の不確実性

以下で開示する特定の事項は、相当なまたは確定不能な損失の請求に関わっています。これらの事項に関して主張されている請求は、一般的に広範囲で、しばしば複数年度にわたり、また時には幅広い事業活動に及び、原告または請求者が主張する損害が数値化できないか、訴状または要請書で事実による裏付けがないことが頻繁にあります。その他の事項は、規制当局による調査または手続のうち、それらに関する潜在的な制裁金、違約金またはその他の救済の範囲額を定量的に算定する客観的な基礎が存在しない可能性のあるものに関連しています。その結果、損失の発生可能性が高い、または合理的な発生可能性があるかと確信していたとしても、事件または調査の進展によって合理的な発生可能性の幅に対する定量的な評価を裏付けるための十分な追加情報が出てくるまで、シティグループがこのような事項に対する損失を見積ることができない場合が頻繁にあります。これらの進展には、相手方または第三者による証拠開示、主要な問題に対する裁判所の判決、内部の専門家による分析、和解交渉などがあります。事実の複雑さ、新しい法理論、証拠開示のスピード、裁判所の日程、判決のタイミング、解決に向けた誠実な交渉に対する相手方の意志などの事実の範囲により、合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りが可能になるまでに、事件の申立てまたは調査の開始から数ヶ月や数年かかることがあります。

見積可能な事項

以下に記載する事項のいくつかについて、シティグループが設定した引当金（もしあれば）を超過する合理的な発生可能性のある損失額、または損失の幅を見積ることが可能です。この見積りに含まれるいくつかの事項については、損失発生の可能性が高く、かつ合理的に見積ることが可能であると確信されるために引当金が設定されていますが、損失に対するエクスポージャーが引当金を超過しています。これらの場合、当該見積額は設定した引当金を超過して生じる合理的な発生可能性のある損失の幅を反映しています。この見積りに含まれるその他の事項については、損失の見積りが可能で、合理的な可能性があるかと確信されていますが、発生可能性が高いとは考えられないために引当金は設定されていません。これらの場合においては、この見積額は合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を反映しています。2015年12月31日現在、シティグループは、これらの事項に関して合理的な発生可能性があり引当金の設定されていない損失額は総額で最大約35億ドルであると見積っています。

これらの見積りは現在入手可能な情報に基づいています。入手可能な情報の変化により、シティグループの見積可能な事項も変化し、見積額自体も変動します。さらに、財務諸表およびその他の財務関連の開示に表示されている多くの見積りには重要な判断が伴い、重大な不確実性に左右されるため、訴訟および法的手続より生じる合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りは、特定の不確実性に左右されます。例えば、見積時点において、

(i) シティグループは当該請求に関する事実について暫定的、不完全または不正確な情報のみを得ている場合があります。(ii) 重要論点に関する裁判所またはその他の判決機関による将来の判決、あるいは相手方または規制当局の行動および働きかけに対する見込みが誤っていることが判明する可能性があります。また、(iii) 予測しようとする結果は、統計的またはその他の定量的分析ツールを使用して修正できるものではないことが頻繁にあります。さらに、その発生可能性が低いとみなされ、シティグループが見積りを計上していない場合に損失が生じる場合があります。これらすべての理由により、見積りが行われた事項に関して最終的に負担する、引当金を超過する損失金額は、当該見積額に含まれる損失の幅を大幅に上回るか下回る可能性があります。

見積り不能な事項

以下に記載したその他の事項については、シティグループは合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を現在見積ることができません。これらの事項の多くはかなり予備的な段階であり（事項の開始から相当の時間が経過した事例でさえも）、請求の幅、集団（もしあれば）、または潜在的な損害額を規定する裁判所またはその他の判決機関による判決が極めて少ないか、実質的に存在しない、また事実の開示手続がまだ進行中、またはまだ開始されていません。これらの事項の多くについて、シティグループは訴状または要請書に対して未回答であり、抗弁も行っていない。また相手方（規制当局または民間の当事者）との交渉も行っていない。これらすべての理由により、シティグループは、これらの事項に関して、現時点では合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を見積ることができません。

最終結果に対する経営陣の意見

上記に従い、シティグループの経営陣は、現在の知識に基づき、また現在の法定準備金を考慮した上で、本注記に記載されたすべての事項の最終結果によって、シティグループの連結の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、これらの事項の中には相当なまたは不確かな金額が請求されているものもある点、また、これらの事項は本質的に予測不能である点を考慮した場合、これらの一定の事項の不利な結果により、特定の四半期または年度における、シティグループの連結ベースの経営成績またはキャッシュ・フローに、随時、重大で不利な影響を及ぼす可能性があります。

アライド・アイリッシュ・バンク訴訟

2003年に、アライド・アイリッシュ・バンク（以下「AIB」といいます。）は、AIBの子会社であるオールファースト銀行（以下「オールファースト」といいます。）の元プライム・ブローカーであるシティバンクおよびバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイに、オールファーストのトレーダーの1人が行った詐欺的かつ架空の外国通貨取引の結果オールファーストが被った損害について責任を負わせることを求め、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に申立てを提起しました。2015年12月に、残りの当事者は、シティバンクに対するすべての請求を放棄するという和解に達しました。2016年1月14日、再訴不能な形で取下書が提出されました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第03 Civ.3748号（S.D.N.Y.）（Batts, J.）において公的に入手可能です。

コモディティ・ファイナンス契約

2014年5月以降、シティグループは中国の青島港および蓬萊港で保管された実物商品（金属）に係る融資に関して報告を受け、不正行為の可能性を認識し始めました。シティバンクおよびシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「CGML」といいます。）は、これらの港に保管された実物商品（金属）を担保にした取引相手に対する融資提供に関して、1社の取引相手と契約を締結しており、当該取引相手が当該資産を将来の特定の日付（通常、3ヶ月から6ヶ月）において買戻すことを定めて合意しています。この合意に従い、取引相手には、当該資産の完全な所有権を提供し、それを保証し、第三者による負担がないことを証明する責任があります。取引相手は、多国籍大企業の中国外の子会社であり、この契約に基づく取引相手の義務は、親会社によって保証されています。

2014年7月22日、シティバンクおよびCGMLは約285百万ドルの融資に関連する契約に基づき、当該取引相手に対する権利行使の手続をロンドンの商事裁判所において開始しました。これに先立ち、当該取引相手および中国の倉庫業者1社は、これらの契約に基づく当事者の権利および義務を明確にするためイングランドの裁判所において訴訟を提起しました。2014年12月上旬に、イングランドの裁判所は、これらの事実および状況を前提として、シティバンクおよび／またはCGMLが対象の契約に基づき当該取引相手の返済義務の履行時期を適切に繰上げたかという論点に関して予審を行いました。2015年5月22日、ロンドンの高等法院は、シティグループは繰上げに関する通知を適切に送達したが、金属が適切に引渡されていなかったため、取引相手はシティバンクおよびCGMLに対して支払を行う必要がまだなかったという判決を公表しました。

当事者による様々な訴訟提起の結果、2016年1月15日、シティバンクおよびCGMLは、イングランドの控訴院より、（i）高等法院の2015年の判決のうちの特定の部分に関する控訴の許可を求める申請が認められたこと、および（ii）取引相手も2015年の判決のうちの特定の部分に関する控訴の許可が与えられたことを伝えられました。様々な手続上の問題が引き続き継続しています。この訴訟に関するさらなる情報は、「マーキュリア・エネジー・トレーディングPTEリミテッド他1名対シティバンク、エヌ・エイ他1名」（訴訟番号第2014 Folio 709号、また控訴に関しては、控訴番号第2015/2407号（シティグループ）および第2015/2395号（マーキュリア））において公的に入手可能です。

問題の融資は公正価値で計上されています。いずれのポジションも公正価値で計上されているため、シティグループは、GAAPに準拠して、当該ポジションを調整し、連結損益計算書に利益または損失を計上しています。

金融危機に関連した訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、2007年に始まった世界的な金融危機に起因して発生した損害賠償請求および関連する損失の救済を主張する多くの訴訟およびその他の手続において被告とされています。こうした訴訟には、様々な種類の手続の中でも、とりわけ以下の者によって主張された請求が含まれます。(i) 連邦証券法、外国法、証券および詐欺に関する州法、ならびに従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の違反を主張する、シティグループの普通および優先株式ならびに債券に対する個人投資家および投資家集団と称する集団、ならびに(ii) 他の上場企業が発行した証券、債務担保证券（以下「CDO」といいます。）、モーゲージ・バック証券（以下「MBS」といいます。）、オークション・レート証券、投資ファンドおよびその他の仕組商品またはレバレッジ商品等、シティグループが引受け、発行または販売を行った証券およびその他の投資対象に対する個人投資家および投資家集団と称する集団で、金融危機の結果損失を被った者。これらの訴訟は、全米の州および連邦裁判所ならびに外国の裁判所において、また金融取引業規制機構（以下「FINRA」といいます。）およびその他の仲裁機関における仲裁手続として、提起されています。

これらの訴訟および仲裁手続に加え、シティグループは、シティグループの住宅ローンに係る業務および事業活動ならびに金融危機によって影響を受けたその他の事業活動に関する公式および非公式の（そして多くの場合、業界全体に及ぶ）様々な調査に関連して、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、FINRA、州司法長官、米国司法省およびその下部機関、不良資産救済プログラムのための特別監査総監室、銀行規制当局、ならびにその他の政府機関および当局からの召喚状および情報提供要請に応えることに全面的に協力し続けています。これらの事業活動には、シティグループによるCDOおよびMBSの支援、パッケージ化、発行、マーケティング、取引、サービシングおよび引受け、シティグループによる住宅ローンの組成、売却またはその他の譲渡、サービシングおよび抵当権実行、ならびにシティグループによる自動車ローンの組成および証券化が含まれますが、これらに限定されません。

住宅ローン関連訴訟およびその他の事項

証券関連訴訟：

2007年11月以降、シティグループおよび関係者は、シティグループの持分有価証券および債券への投資家がサブプライム関連資産に対するエクスポージャーについてのシティグループの開示に関して州および連邦裁判所に提起した、様々な集団および個別での有価証券訴訟の被告とされていました。

シティグループおよび関係者は、金融危機において価値が下落したCDOおよびその他の資産に対するシティグループのエクスポージャーから生じた、様々な推定集団訴訟および個別訴訟の被告とされています。これらの訴訟の多くは、既に棄却されているか和解が成立しています。これらの訴訟では、連邦証券法、外国の証券法、ERISAおよび州法に基づく請求を含め、広範囲にわたる請求が主張されています。これらの訴訟の一部に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第10 Civ. 9646号 (S.D.N.Y.) (Stein, J.)、第11 Civ. 7672号 (S.D.N.Y.) (Koeltl, J.)、第13-4488号、第13-4504号および第15-2461号 (2d Cir.)において公的に入手可能です。

2007年11月以降、シティグループの特定の関連会社は、金融危機によって悪影響を受けた上場会社により発行された証券の投資家により提起された訴訟において、証券引受業者としての業務に起因して被告とされています。これらの訴訟の多くは、既に棄却されているか和解が成立しています。全体として、発行体はかかる請求に関連して引受業者に補償を行っていますが、これらの訴訟の一部については、シティグループの関連会社に対して補償が行われておらず、または発行体の財政状態ゆえに将来補償が停止する可能性があります。

モーゲージ・バック証券およびCDOの投資家による訴訟：

2010年7月以降、シティグループおよび関係者は、シティグループが販売または引受けを行ったMBSおよびCDOの購入者により提起された申立てにおいて被告とされています。申立ては全体として、証券の裏付けとなる資産の信用の質またはそれらの資産の選択方法に関して、被告による重要な虚偽の表示および表示漏れがあったと主張しており、また、主に1933年証券法第11条、各州のブルースカイ法および／またはコモンローの虚偽の表示による訴訟原因に基づく請求を主張しています。

これらの訴訟の大部分は、和解ないしは別の方法により解決されています。2015年12月31日現在、係属中の訴訟において未解決である購入分の当初購入額は総額約12億ドルであり、提起される恐れのある訴訟について投資家との出訴期間停止合意の対象となっている購入分の当初購入額は総額約500百万ドルでした。これらの訴訟の一部に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13-1729- II号 (Tenn.Ch.Ct.) (McCoy, C.)、第650212/2012号 (N.Y.Sup.Ct.) (Kornreich, J.) および第12 Civ.3868号 (S.D.N.Y.) (Forrest, J.)において公的に入手可能です。

モーゲージ・バック証券に係る買戻請求：

MBSの証券化に関与した様々な当事者および利害関係者が、シティグループの特定の関連会社が証券化信託（プライベート・レーベル証券化）に供した抵当貸付に関連して表明および保証に違反したと主張しています。これらの請求は主に、証券化された抵当貸付の引受けが該当する引受基準に基づき行われなかったという主張に基づいています。シティグループはまた、プライベート・レーベル証券化に関連して、数多くの照会、融資書類に関する要求、ならびに表明および保証の違反について出訴期限の停止（延長）を求める要請を受けています。これらの照会、要求および要請は、証券化信託の受託者およびその他の者により行われています。

2014年4月7日、シティグループは、ギブス&ブランズ・エルエルピーを代表とする18の機関投資家と、特定の旧証券化に関する表明および保証に係る買戻請求の解決について合意に至りました。この合意に基づき、シティグループは、シティグループがスポンサーとなっている68の抵当貸付証券化信託の受託者に対し、かかる請求を解決するために11.25億ドルと一定の費用を信託に支払うという拘束力のある提案を行いました。当該合意の対象となる68の信託は、2005年から2008年にシティグループの旧「証券および銀行業務」が設立した信託で、シティグループの関連会社が当該信託に対して表明および保証を行ったものすべてを表しています。受託者は、64の信託については全面的に、4つの信託については一部の和解を受け入れています。和解合意の条件に従い、受託者の受入れは裁判所による承認が前提とされました。2015年12月18日、裁判所は、受託者との和解合意の締結を承認する判決および命令を下し、受託者が和解合意の締結において合理的にかつ誠実にその権限を行使したことを認定しました。この手続に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第653902/2014号（N.Y.Sup.Ct.）（Friedman, J.）において公的に入手可能です。

現在までに、受託者は、シティグループを相手取り、4件のプライベート・レーベル証券化に関連するこれら契約上の買戻請求のうち2014年4月7日付の和解から除外された一部を強制するよう求める6件の訴訟を提起しています。シティグループは、これらの訴訟のうちの3件を解決するように受託者と合意に至り、2016年1月26日、これらの訴訟は再訴不能な形で取下げられました。残り3件の訴訟については、証拠開示手続の様々な段階にあります。残り3件の訴訟では、原告は総じて、これら3件の証券化取引で証券化された約2,900件の貸付およびその後に表明および保証の違反が判明したその他すべての貸付について、買戻請求を主張しています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ. 2843号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）、第13 Civ. 6989号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）、第653816/2013号（N.Y.Sup.Ct.）（Kornreich, J.）、第653919/2014号（N.Y.Sup.Ct.）、第653929/2014号（N.Y.Sup.Ct.）および第653930/2014号（N.Y.Sup.Ct.）において公的に入手可能です。

モーゲージ・バック証券の受託者に係る訴訟：

2014年6月18日、シティバンクが過去または現在において受託者を務める48のRMBS信託の投資家集団が、「ブラックロック・アロケーション・ターゲット・シェアズ：シリーズSポートフォリオ他對シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州最高裁判所に申立てを提起しました。この申立てにおいては、他のRMBS受託者に対して提起されたものと同様に、シティバンクが証券化スポンサーおよびサービサーに対して契約上の救済策を講じなかったとの主張がなされています。この訴訟は2014年12月17日付で再訴可能な形で取下げられました。2014年11月24日、ほぼ同じ投資家集団が、シティバンクが受託者を務めたまたは現在務めているとされている27のMBS信託に関連して同様の請求を主張して、「フィックス・インカム・シェア：シリーズM他對シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。2015年9月8日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、この27の信託のうちの24についてはすべての申立てを退け、残りの3つの信託については申立ての一部の継続を認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第14-cv-9373号（S.D.N.Y.）（Furman, J.）において公的に入手可能です。

2015年11月24日、ほぼ同じ投資家集団が、連邦裁判所における訴訟で退けられた24の信託と追加の1つの信託に関連して、州裁判所に当初提起された申立てと同様の請求を主張して、「フィックス・インカム・シェア：シリーズM他對シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名で、ニューヨーク州最高裁判所に別の訴訟を提起しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第653891/2015号（N.Y.Sup.Ct.）（Ramos, J.）において公的に入手可能です。

2015年8月19日、金融機関の管財人を務める米国連邦預金保険公社が、「ギャランティ・バンク管財人の米国連邦預金保険公社對シティバンク、エヌ・エイ」という事件名で、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に民事訴訟を提起しました。この申立ては、シティバンクが以前に受託者を務めた1つのRMBS信託に関するものであり、シティバンクが当該信託のスポンサーおよびサービサーに対して契約上の救済策を講じなかったとの主張がなされています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15-cv-6574号（S.D.N.Y.）（Carter, J.）において公的に入手可能です。

カウンターパーティーおよび投資家による訴訟

2010年に、アブダビ投資庁（以下「ADIA」といいます。）は、2007年12月に行ったシティグループへの75億ドルの投資に関連して制定法上およびコモンロー上の請求を主張し、国際紛争解決センター（以下「ICDR」といいます。）においてシティグループとの仲裁（以下「ADIA I」といいます。）に着手しました。ADIAは、投資契約の解除、またはその代替として40億ドル超の損害賠償を求めました。2011年10月14日、仲裁委員会はADIAによるすべての主張に関してシティグループに有利な内容となる最終的裁定および理由書を公表しました。

2013年3月4日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、仲裁裁定を無効にするよう求めるADIAの申立てを退け、シティグループによる反対申立てを認めました。ADIAは控訴しましたが、2014年2月19日、米国第二巡回区連邦控訴裁判所は当該判決を支持しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12 Civ.283号（S.D.N.Y.）（Daniels, J.）、第13-1068-cv号（2d Cir.）および第13-1500号（U.S.）において公的に入手可能です。

2013年8月20日、ADIAは、ADIA Iで係争中のものと同じ投資から生じたコモンロー上の請求を主張し、ICDRにおいてシティグループとの二回目の仲裁（以下「ADIA II」といいます。）に着手しました。2013年8月28日、シティグループは、ADIAを相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、ADIA Iでの仲裁裁定を支持する裁判所判決により禁止されているとしてADIA IIの差止めを求める申立てを提起しました。2013年9月23日、ADIAはシティグループの訴えを退けて仲裁を強制するよう求める申立てを行いました。2013年11月25日、裁判所は暫定的差止命令を求めるシティグループの申立てを退け、仲裁の強制を求めるADIAの申立てを認めました。2013年12月23日、シティグループはこの判決に関して米国第二巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。2015年1月14日、第二巡回区連邦控訴裁判所は地方裁判所の判決を支持しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.6073号（S.D.N.Y.）（Castel, J.）および第13-4825号（2d Cir.）において公的に入手可能です。

オルタナティブ・インベストメント・ファンド関連の訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、CS0リミテッド、CS0 USリミテッドおよびコーポレート・スペシャル・オポチュニティーズ・リミテッドの投資家を代表して2012年10月に提起された推定集団訴訟において、被告とされています。これら3社の投資は、シティグループの関連会社が間接的に運用していました。原告は、これら3社およびその他の投資家は当該ファンドに投資するよう、またその後当該投資の買戻請求を行わないよう欺かれたとして、様々な州のコモンローに基づく請求を主張しています。この申立てでは、投資家の推定集団を代表して400百万ドル超の回復を求めています。2015年8月10日、当事者は、この集団訴訟の和解について規定する和解合意を締結しました。裁判所は、2015年12月17日に最終和解審理を行い、2016年1月28日に和解を承認する命令を下しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12-cv-7717号（S.D.N.Y.）（Woods, J.）において公的に入手可能です。

オークション・レート証券関連訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、シティグループの株主およびオークション・レート証券（以下「ARS」といいます。）の購入者や発行者ならびに変動金利要求払債の発行者が2008年の市場の暴落による連邦法や州法に基づく請求を主張して提起した多数の訴訟および手続において被告とされています。これらの訴訟の原告は、シティグループならびにその他のARSの引受会社およびブローカー・ディーラーが事態を予測していた、または予測すべきであったが、適切な開示を行わなかったと強く主張しています。これらの訴訟の多くは、既に棄却されているか和解が成立しています。残りの事項の多くは、FINRAにおいて仲裁が継続しています。

リーマン・ブラザーズ破産手続

2012年2月8日、シティバンクおよびシティグループの特定の関連会社は、シティバンクおよびそれらの関連会社が合計約26億ドルにのぼる請求の証拠に異議を唱えて提起した対審手続、ならびに連邦破産法および州法に基づきリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」といいます。）がシティバンクに預金した20億ドル（シティバンクが相殺権を主張している額）の返還を主張している請求において被告とされました。原告はまた、500百万ドルの振替および保証契約についてのシティバンクに有利な修正の無効、ならびにその他の救済も求めていましたが、2015年3月12日、原告は、裁判所が提示した条件に従い、500百万ドルの振替の無効を求める請求を再訴不能な形で取り下げました。原告は、追加請求および事実の申立てを主張し、以前に主張した請求の一部を修正する様々な修正訴状を提出しました。

残りの請求に関する証拠開示手続が係属中です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12-01044号および第08-13555号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

2014年7月21日、原告は、被告は特定のデリバティブ契約に基づく終了時の支払を不適切に保留していると主張し、リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エージェンシーに代わって、シティバンク、シティバンク・コリア・インクおよびCGMLに対して対審手続を提起しました。2014年8月6日、原告は修正訴状を提出しました。原告は約70百万ドルおよび利息の回収を求めています。証拠開示手続は係属中です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第14-02050号および第09-10583号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

テラファーマ訴訟

2009年12月に、関連する2つのプライベート・エクイティ・ファンドのゼネラル・パートナーは、音楽会社EMIの2007年5月のオークションにおいて生じたシティグループおよびその特定の関連会社に対する数十億ドルの請求を主張する申立てをニューヨーク州裁判所に提起しました（後に、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に移送されました。）。このオークションにおいて、シティグループの関連会社はEMIのアドバイザーおよび原告の買収ビークルの貸し手を務めていました。陪審審理の後、2010年11月4日に、シティグループに有利な判決が言い渡されました。原告は判決登録を不服として控訴しました。2013年5月31日、米国第二巡回区連邦控訴裁判所は2010年11月の陪審員による被告に有利な判決を無効とし、再審を行うよう命令しました。2014年3月7日、当事者は、当該訴訟の残るすべての請求について、イングランドにおいて原告が請求を再度提起する権利の棄却を確定せずに取り下げる命令を受けました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第09 Civ.10459号（S.D.N.Y.）（Rakoff, J.）および第11-0126-cv号（2d Cir.）において公的に入手可能です。

2013年8月と9月に、ニューヨークでの訴訟における原告は彼らの関連会社および主たる債務者と共に、CGML、シティバンクおよびシティグループを相手取り、EMIのオークションから生じた申立てを高等法院女王座部およびマンチェスター地方登記所内の商事裁判所（英国マンチェスター）に提起しました。これらの訴訟はその後、高等法院女王座部の商事裁判所（ロンドン）に移送されました。2014年3月7日、テラファーマが2013年に高等法院女王座部に提起した別の訴訟における当事者は、ニューヨークでの訴訟が却下されなければ2014年7月にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において審理されていた申立てを含めることとした修正訴状を原告が提出することに同意しました。審理（詐欺的な虚偽の表示とする主張に基づく）は2016年6月7日にロンドンで開始される予定です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、請求番号「テラファーマ・インベストメンツ（GP）2リミテッド他对シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド他」（CL-2013-000293）において公的に入手可能です。

トリビューン・カンパニー破産

シティグループの特定の関連会社は、デラウェア地区連邦破産裁判所において提起されたトリビューン・カンパニー（以下「トリビューン」といいます。）の連邦破産法第11章事件に関連する対審手続の被告とされています。原告の申立てでは、2007年のトリビューンの約110億ドルのレバレッジド・バイアウトから生じた請求が主張されています。2013年8月2日、無担保債権者公式委員会に対する原告継承者である訴訟管財人は、「キルシュナー対フィッツシモンズ他訴訟」の対審手続において第五修正訴状を提出しました。この申立てでは、レバレッジド・バイアウトの一環として生じたトリビューン株式の譲渡について、不正譲渡が行われたものとして無効および回収を求めています。シティグループの複数の関連会社は「株主被告」とされており、バイアウトの一環としてトリビューン株式をトリビューンに提供したという主張を受けています。

また、シティグループの複数の関連会社は、州法上の不正譲渡を構成するとの主張により、レバレッジド・バ
イアウトの一環として発生したトリビューン株式の譲渡の回収を求めてトリビューンの債券保有者が提起した特
定の訴訟の被告とされています。最後に、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「CGMI」と
いいます。）は、トリビューンのアドバイザーの役割を担ったことに関連して別の訴訟の被告とされています。
債券保有者の請求は以前に退けられており、米国第二巡回区連邦控訴裁判所への控訴は係属中です。トリビュー
ンのアドバイザーとしてのCGMIに対する訴訟の棄却を求める申立ては係属中です。

フィッツシモンズ訴訟において、シティグループの特定の関連会社に対する請求は、様々な命令によって棄却
または減額されています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08-13141号
（Bankr.D.Del.）（Carey, J.）、第 11 MD 02296 号（S.D.N.Y.）（Sullivan, J.）、第 12 MC 2296 号
（S.D.N.Y.）（Sullivan, J.）および第13-3992号（2d Cir.）において公的に入手可能です。

クレジット・デフォルト・スワップに関する事項

2011年4月に、欧州委員会（以下「EC」といいます。）は、クレジット・デフォルト・スワップ（以下
「CDS」といいます。）業界に対する調査（事件番号第COMP/39.745号）を開始しました。調査の対象範囲は当
初、投資銀行16行とCDS市場における有数の金融情報提供業者であるマーケットが共謀したか否か、および／ま
たはCDSに関する金融情報をコントロールするためにその支配的な位置を維持し悪用したか否かに関連していま
した。

2013年7月2日、ECは、シティグループ、CGMI、CGML、シティコープ・ノースアメリカ・インク、シティバン
ク、ならびにマーケット、ISDAおよび他12の投資銀行ディーラーグループに対し、異議申立書を提出しました。
当該申立書では、シティおよび他のディーラーが共謀し、欧州連合の機能に関する条約の第101条に違反して、
取引所がクレジット・デリバティブ事業に参入することを妨げたと主張されています。異議申立書には、ECの予
備的結論が明記されていましたが、この事件の最終的結果を予断したり、シティの主張および抗弁の見直しや検
討から利益を得ようとしたりするものではありませんでした。その後、シティは返答書を提出し、ECに口頭で意
見を述べました。2015年12月4日、ECは、シティおよび他の投資銀行ディーラーグループに対する訴訟につい
て、それ以上の手続を行わずに終了したことをシティに伝えました。

2009年7月および2011年9月に、米国司法省反トラスト局は、CDS業界において反競争的行為があった可能性
に関して、シティに対する民事調査請求（以下「CID」といいます。）を発しました。

さらに、特にシティグループ、CGMIおよびシティバンクを被告として、複数の事業体によって推定集団訴訟が提起されました。この訴訟では、CDS業界における非競争的行為、ならびにシャーマン法第1条および第2条に基づく様々な請求および不当利益に関する州法に基づく請求が主張されています。2013年10月16日、広域係属訴訟に関する連邦司法パネルは、これらの推定集団訴訟をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に一元化し、デニス・コート裁判官のもとで公判前手続が調整・併合されるようにしました。2015年9月30日、シティグループおよび関係者を含む被告は、推定集団のすべての請求について和解するという和解合意を原告と締結し、2015年10月29日、裁判所は和解案の暫定承認を求める原告の申立てを認めました。この訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 MD 2476号 (S.D.N.Y.) (Cote, J.) において公的に入手可能です。

外国為替に関する事項

規制当局による措置：

米国およびその他の管轄区域の政府および規制当局は、シティグループの外国為替事業について調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらや関連する調査および照会に全面的に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

多数の外国為替ディーラー（シティグループおよびシティバンクを含みます。）が、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」という事件名のもと併合ベースで手続が進められている推定集団訴訟の被告とされています。これらの訴訟の原告は、被告が共謀してWM/ロイターズ・レート（以下「WMR」といいます。）を操作し、これにより推定集団はWMRベースの金融商品に関連して損失を被ったと主張しています。原告は、連邦法および州法の反トラスト規定に基づく請求および不当利益に関する請求を主張しており、また、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。2014年3月31日、推定集団訴訟の原告は、併合修正訴状を提出しました。

シティバンク、シティグループおよびシティバンク・コリア・インクは、その他多数の外国為替ディーラーと共に、「シムテック・カンパニー対パークレイズ・バンク・ピーエルシー他訴訟」（以下「シムテック訴訟」といいます。）という事件名の推定集団訴訟の被告とされ、この訴訟は同じ裁判所において手続が進められました。原告は、被告によるWMR操作の結果として当該集団が損失を被ったと主張し、韓国における被告と外国為替取引を行った個人からなる推定集団の代表となることを求めました。原告は、連邦法および州法の反トラスト規定に基づく請求を主張し、また、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めました。

さらに、シティバンクおよびシティグループは、その他多数の外国為替ディーラーと共に、「ラーセン対パークレイズ・バンク・ピーエルシー他訴訟」（以下「ラーセン訴訟」といいます。）という事件名の推定集団訴訟の被告とされ、この訴訟は同じ裁判所において手続が進められました。原告は、被告によるWMR操作の結果として当該集団が損失を被ったと主張し、被告と外国為替取引を行ったノルウェーの個人および企業からなる推定集団の代表となることを求めました。原告は、連邦反トラスト法に基づく請求および不当利得返還請求を主張し、また、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めました。

シティグループおよびシティバンクは、他の被告とともに、これらの訴訟すべての棄却を求める申立てを行いました。2015年1月28日、裁判所は、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」の原告に関する申立てを退けましたが、シムテック訴訟およびラーセン訴訟の原告の主張については、連邦法に基づく請求は外国取引反トラスト改善法によって禁止されており、州法に基づく請求はニューヨーク州との関連性が不十分であることを理由に、全面的に却下する意見および命令を公表しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.7789号、第13 Civ.7953号および第14 Civ.1364号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）において公的に入手可能です。

「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」には追加の訴訟が併合されていますが、それには、特定の取引所において上場外国為替先物契約および／または外国為替先物契約に係るオプションの取引を行った投資家によって、またはその推定集団に代わって提起された訴訟が含まれています。原告は、被告による外国為替市場の操作およびそれに関する共謀の結果として損失を被ったと主張しています。原告は、商品取引所法、シャーマン法および／またはクレイトン法の違反を主張しており、また、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。

2015年12月15日、裁判所は、被告であるシティと、直物市場および取引所において外国為替商品を取引していた原告の集団との間での和解案を暫定的に承認する命令を下しました。この和解案では、被告であるシティが、394百万ドルの支払（2015年12月18日に行われました。）および別の8百万ドルの支払い（裁判所が和解を最終承認した時点で支払われます。）と引き換えに免責を受けることを規定しています。

これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.1350号、第15 Civ.2705号、第15 Civ.4230号、第15 Civ.4436号および第15 Civ.4926号（S.D.N.Y.）（Schofield, J.）において公的に入手可能です。

2015年5月21日、「NYPL対JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー他訴訟」という事件名の訴訟が、シティグループおよび他の多数の外国為替ディーラーを相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、エンドユーザーとして被告から「競争力が高い外国為替レートを直接購入した米国の消費者および事業者」の推定集団を代表することを求めています。原告は、2015年6月11日に修正訴状を提出して、シャーマン法違反を主張し、補償的損害賠償、3倍損害賠償、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めました。2015年11月9日、裁判所は、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」との併合の可能性のためにニューヨーク南部地区連邦地方裁判所へのこの訴訟の移管を求める被告の申立てを認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.2290号 (N.D.Cal) (Chhabria, J.)および第15 Civ.9300号 (S.D.N.Y) (Schofield, J.)において公的に入手可能です。

2015年6月3日、「アレン対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の訴訟が、シティグループおよび他の多数の外国為替ディーラーを相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の制度に関する権限または支配の行使に関連して、被告が制度資産に関わる外国為替取引サービスの提供、あるいは外国為替取引サービスの認可または許可を行った適格ERISA制度の加入者、受益者および指名された受託者の推定集団を代表することを求めています。原告は、ERISA違反を主張しており、補償的損害賠償、返還、不当利得の返還、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。2015年6月29日、アレン訴訟は、証拠開示手続のみを目的として、「外国為替ベンチマーク・レート反トラスト法訴訟」と併合されました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.4285号 (S.D.N.Y) (Schofield, J.)において公的に入手可能です。

2015年9月に、「BÉLAND対ロイヤル・バンク・オブ・カナダ他訴訟」および「STAINES対ロイヤル・バンク・オブ・カナダ他訴訟」という事件名の推定集団訴訟が、シティグループおよび関係者ならびに他の多数の外国為替ディーラーを相手取り、それぞれケベック州上級裁判所およびオンタリオ州上級裁判所に提起されました。原告は、被告が共謀して為替市場において購入されている通貨の価格および供給を固定させ、この操作によって投資家に通貨の上昇分の支払いおよび／または通貨の下落分の受取りの減少をもたらしたと主張しています。原告は、カナダ競争法およびケベック民法典に基づく請求、および／または民事上の共謀、不当利得および不法行為の免除に対する請求を主張しています。原告は、2003年1月1日から2013年12月31日の間に為替商品の契約を締結した、あるいは為替商品の契約を締結したファンドまたは投資ビークルに参加したケベックまたはカナダの全員からなる推定集団を代表して、補償的損害賠償および懲罰的損害賠償または不当利得の返還を求めています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第200-06-000189-152号 (C.S.Q.Quebec) および第CV-15-536174号 (Ont.S.C.J.)において公的に入手可能です。

2015年9月16日、「NEGRETE対シティバンク、エヌ・エイ訴訟」という事件名の訴訟がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、シティバンク、エヌ・エイが原告の為替取引に関連して損失をもたらす行為に従事したと主張しています。原告は、不正行為、契約違反および過失に対する請求を主張しており、補償的損害賠償、懲罰的損害賠償および差止命令による救済を求めています。2015年11月17日、シティは、棄却を求める申立て、および当該棄却を求める申立てが解決するまで証拠開示手続の停止を求める申立てを行いました。2015年12月7日、裁判所は、証拠開示手続の停止を求めるシティの申立てを認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.7250号（S.D.N.Y.）（Sweet, J.）において公的に入手可能です。

株主代表訴訟および関連する訴訟：

2015年6月に、シティグループは、「VICTORIA SHAEVを受益者とする個人退職後年金対シティグループ・インク訴訟」の被告とされました。この申立ては、シティグループの外国為替市場への参加および当該市場における活動を含む様々な問題について、デラウェア州会社法第8章第220条に従い、シティグループの帳簿および記録の調査を求めて、推定株主によってニューヨーク州最高裁判所に提起されました。2016年1月26日、裁判所は、この申立ての棄却を求めるシティの申立てを認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第652339/2015号（N.Y.Sup.Ct.）において公的に入手可能です。

銀行間取引金利関連訴訟およびその他の事項

規制当局の措置：

CFTCおよび州司法長官のグループ、ならびに他の管轄区域の政府および規制当局は、パネル銀行が行った提示に関して、様々な銀行間取引金利およびその他の基準金利を公表する機関に対し調査または照会を実施中です。複数あるパネルの一員として、シティグループの子会社は情報および文書の提供要請を受け取りました。シティグループは、調査および照会に協力し、要請に応じています。

反トラストおよびその他の訴訟：

シティグループ、シティバンクは、他の米ドルLIBORのパネル銀行と共に、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、「LIBORに基づく金融商品の反トラスト法訴訟」（以下「LIBOR MDL」といいます。）という事件名で手続が進められている広域係属訴訟（以下「MDL」といいます。）の被告とされています。（i）米ドルLIBORに連動する店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ商品の購入者、および（ii）米ドルLIBORに連動する取引所で取引されるデリバティブ商品の購入者、の2つの別個の推定原告集団を代表して、併合修正訴状が提出されました。これらの推定集団はそれぞれ、パネル銀行である被告が共謀して米ドルLIBORを抑制したと主張しています。（i）OTC購入者はシャーマン法に基づく請求、不当利益に関する請求、ならびに誠実かつ公正に取引を行うという暗黙の了解を破ったと主張しており、また、（ii）取引所で取引されるデリバティブ商品の購入者は商品取引法およびシャーマン法に基づく請求ならびに不当利益に関する請求を主張しています。様々なチャールズ・シュワブの事業体が提起した個別の訴訟も、LIBOR MDLに併合されました。原告は、補償的損害賠償、および違反により生じたという損失の回復、ならびにシャーマン法に基づく3倍損害賠償を求めています。また、シュワブおよびOTCの原告は、差止命令による救済も求めています。

追加訴訟がLIBOR MDL訴訟に併合されましたが、それには（i）地方銀行やその他の諸銀行、貯蓄・貸付機関、信用組合、市政機関、ならびにLIBOR連動型金融商品の購入者および保有者からなる推定集団により、または推定集団を代表して提起された訴訟、さらに（ii）貸し手および変動利付抵当貸付の借り手からなる推定集団により提起された訴訟が含まれています。原告は、被告であるパネル銀行が、適用される法令に違反して、人為的に米ドルLIBORを抑制したと主張しており、補償的損害賠償およびその他の損害賠償を求めています。

これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12 Civ.4205号、第12 Civ.5723号、第12 Civ.5822号、第12 Civ.6056号、第12 Civ.6693号、第12 Civ.7461号、第13 Civ.346号、第13 Civ.407号、第13 Civ.1016号、第13 Civ.1456号、第13 Civ.1700号、第13 Civ.2262号、第13 Civ.2297号、第13 Civ.4018号、第13 Civ.7720号、第14 Civ.146号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）、第12 Civ.6294号（E.D.N.Y.）（Seybert, J.）、第12 Civ.6571号（N.D.Cal.）（Conti, J.）、第12 Civ.10903号（C.D.Cal.）（Snyder, J.）、第13 Civ.48号（S.D.Cal.）（Sammartino, J.）、第13 Civ.62号（C.D.Cal.）（Phillips, J.）、第13 Civ.106号（N.D.Cal.）（Beller, J.）、第13 Civ.108号（N.D.Cal.）（Ryu, J.）、第13 Civ.109号（N.D.Cal.）（Laporte, J.）、第13 Civ.122号（C.D.Cal.）（Bernal, J.）、第13 Civ.334号、第13 Civ.335号（S.D.Iowa）（Pratt, J.）、第13 Civ.342号（E.D.Va.）（Brinkema, J.）、第13 Civ.1466号（S.D.Cal.）（Lorenz, J.）、第13 Civ.1476号（E.D.Cal.）（Mueller, J.）、第13 Civ.2149号（S.D.Tex.）（Hoyt, J.）、第13 Civ.2244号（N.D.Cal.）（Hamilton, J.）、第13 Civ.2921号（N.D.Cal.）（Chesney, J.）、第13 Civ.2979号（N.D.Cal.）（Tigar, J.）、第13 Civ.4352号（E.D.Pa.）（Restrepo, J.）、第13 Civ.5278号（N.D.Cal.）（Vadas, J.）、第15 Civ.1334号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）および第15 Civ.2973号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）において公的に入手可能です。

2015年8月4日、「LIBORに基づく金融商品の反トラスト法訴訟」において、裁判所は、以前に延期されていた様々な個別の訴訟の却下を求める被告の申立ての一部を認め、請求の説明が不十分であったとして反トラスト法に基づく原告の請求を退け、対人管轄権の欠如または適用される時効の影響に基づき原告が他の特定の請求を行うことができないとの判断を行いました。裁判所は、コモンロー上の不正行為、契約違反、不当利得および法的手続の不法な妨害に対する原告の請求の一部を認めました。2015年10月8日、フィラデルフィア市およびペンシルバニア政府間協力機関は、2015年8月4日付の裁判所の判決に対して、訴状の修正を行いました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第11 MD 2262号（S.D.N.Y.）（Buchwald, J.）において公的に入手可能です。

2014年6月30日、米国最高裁判所は「GELBOIM他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」において、米国負債証券を店頭取引で購入した間接的な購入者による原告集団の上訴を米国第二巡回区連邦控訴裁判所が退けたことに関して、上訴許可を求める申立てを認めました。2015年1月21日、最高裁判所は、第二巡回区裁判所の意見とは反対に、原告には上訴の権利があるという判決を下し、本件に関する原告の上訴を第二巡回区裁判所に差し戻しました。2015年11月13日、第二巡回区裁判所は口頭弁論を行いました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13-3565号（2d Cir.）、第13-3636号（2d Cir.）および第13-1174号（U.S.）において公的に入手可能です。

シティグループおよびシティバンクはまた、米ドルLIBORのパネル銀行と共に、2013年2月13日に「7 ウェスト 57th ストリート・リアルティ・カンパニー対シティグループ・インク他訴訟」という事件名でニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起された個別訴訟の被告とされています。原告は、被告であるパネル銀行が、連邦および州の反トラスト法ならびに連邦RICO法に違反して、米ドルLIBORを操作して人為的に高く維持し、この操作により原告のOTC地方債ポートフォリオの価値に影響が及ぼされたと主張しています。原告は、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、および確認判決による救済を求めています。2015年3月31日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所はこの訴訟を棄却しました。2015年6月1日、原告は第二修正訴状の提出許可を求める申立てを行いました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.981号（Gardephe, J.）において入手可能です。

2014年5月2日、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において係属中の集団訴訟「サリバン対バークレイズ・ピーエルシー他訴訟」の原告は、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイを被告とする第二修正訴状を提出しました。原告はEURIBORの操作の結果損失を被ったと訴えており、商品取引法、シャーマン法および連邦RICO法に基づく申立て、ならびに不当利得に関する申立てを主張しています。2014年9月11日、裁判所は、証拠開示手続を2015年5月12日までの8ヶ月間停止することを求めた米国司法省の申立てを認めました。2015年8月13日、原告は第四修正訴状を提出しました。2015年10月14日、被告は棄却を求める申立てを行いました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13 Civ.2811号（S.D.N.Y.）（Castel, J.）において公的に入手可能です。

インターチェンジ・フィーに関する訴訟

2005年以降、ビザ、マスターカードおよびその他の諸銀行ならびにそれらの関連会社と共に、シティグループおよび関係者に対して、数件の推定集団訴訟が様々な連邦地方裁判所において提起されました。これらの訴訟は、他の関連事件と共に、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所において、グリーソン裁判官による広域係属訴訟の手続により併合されました（以下「インターチェンジMDL」といいます。）。この手続の事件名は、「支払カードインターチェンジ・フィーおよび加盟店割引反トラスト法訴訟」となっています。

原告は、ビザおよびマスターカード・ブランドによるカード払いを受け入れている加盟店ならびに一定の加盟店グループを代表していると主張する会員組織です。原告は特に、被告が共謀して、クレジットおよびデビットカード取引において、インターチェンジ・フィーおよび加盟店割引報酬の価格を設定し、また加盟店の行為について規定するビザまたはマスターカードの諸規則を通じて取引を抑制しており、これらはすべてシャーマン法第1条および一部のカリフォルニア州法令に違反していると主張しています。また、推定集団訴訟の被告に対して補足的訴状が提出され、その中で、ビザおよびマスターカード各々の新規株式公開が反競争的でクレイトン法第7条に違反しており、またマスターカードの新規株式公開は詐欺的譲渡にあたると主張されています。

2014年1月14日、裁判所は、集団和解の条件を承認する最終判決を下しました。この最終判決では特に、集団に対する合計60.5億ドルの支払、損害賠償集団和解に参加している加盟店に対するビザおよびマスターカードのネットワークが8ヶ月間に回収したインターチェンジの10ベシス・ポイントの割り戻し、ならびに特定のネットワーク規則の変更について規定しています。

2015年7月28日、集団和解に対するさまざまな反対者が、インターチェンジMDLに関与する2名の弁護士による不正を主張して、裁判所が以前に行った集団和解承認の無効を求める申立てを連邦地方裁判所に提出しました。様々な反対者が集団和解の最終承認の命令に対して米国第二巡回区連邦控訴裁判所に控訴し、2015年9月28日に控訴に関する口頭弁論が行われました。これらの併合訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.)および第12-4671号 (2d Cir.)において入手可能です。

米国内の大手加盟店を含む多くの加盟店が集団和解からの除外を要求しており、オプトアウトした加盟店のなかには、ビザ、マスターカードおよび場合によっては1行または複数の発行元銀行に対して訴訟を提起した者もいます。これら訴訟のうちの1件である「セブン・イレブン・インク他対ビザ・インク他訴訟」は、多くの個人加盟店を代理して提起されたものですが、シティグループを被告としています。2014年12月5日、オプトアウトしたものを含むインターチェンジMDLは、グリーソン判事からブローディー判事に移管されました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.)において入手可能です。

ISDAFIX関連訴訟およびその他の事項

規制当局の措置：

CFTCを含む米国の政府および規制機関は、固定金利スワップのグローバル指標（以下「ISDAFIX」といいます。）の提示およびISDAFIXを参照する商品の売買に関して、調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらや関連する調査および照会に全面的に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2014年9月以降、様々な原告が、シティグループおよびその他の米ドルISDAFIXのパネル銀行に対して、推定集団訴訟を米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起しましたが、これらの訴訟は併合されて進行しています。2015年2月12日、原告は、被告が共謀してISDAFIXの不正操作を行い、それによって推定集団は被告から購入した米ドル金利デリバティブに関連して損失を被ったとする修正訴状を提出しました。原告は、連邦法および様々なコモンローに基づく請求を主張しており、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、返還、ならびに確認判決および差止命令による救済を求めています。2015年4月13日、被告は、原告による修正併合訴状における主張の棄却を求める申立てを行いました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第14 Civ.7126号（S.D.N.Y.）（Furman, J.）において公的に入手可能です。

マネーロンダリングに関する照会

規制当局の措置：

シティグループおよび関係者（カリフォルニア州認可銀行である、シティグループの間接完全所有子会社バナメックスUSA（以下「BUSA」といいます。）を含みます。）は、マサチューセッツ地区連邦検察局から大陪審の召喚状を受領しました。これは、とりわけ、BUSA、シティバンクおよび関係者による銀行秘密法（以下「BSA」といいます。）ならびに適用される連邦法および銀行規制における反マネーロンダリング（以下「AML」といいます。）規定への準拠に関連する方針、手続および活動に関するものです。シティグループおよびBUSAはまた、金融犯罪取締ネットワークを含む他の規制当局からも、BSAおよびAMLに関連した問題に関して情報照会および情報提供要請を受けています。シティグループはこれらの照会に全面的に協力しています。

シティバンクは、ニューヨーク州東部地区連邦検察局から、国際サッカー連盟（以下「FIFA」といいます。）に関する贈収賄、腐敗行為およびマネーロンダリング、ならびにその活動における金融機関の関与の可能性についての調査に関連して召喚状を受け取りました。この召喚状は、特に、腐敗行為に関与しているとされた特定の個人および企業に関する、シティバンクおよびその関係会社における銀行との取引関係および銀行取引についての情報提供を求めています。シティは本件に関して当局に協力しています。

株主代表訴訟および関連する訴訟：

2015年9月22日、「セントルイス消防士退職制度他対コーバット他訴訟」という事件名の株主代表訴訟が、シティグループを代表して（名目上の被告として）シティグループおよびその関係会社の現在およびかつての特定の取締役および役員を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されました。原告は、シティグループの子会社であるバンコ・ナショナル・デ・メヒコ（すなわちバナメックス）およびBUSAに関して、BSAおよびAML関連法規制ならびに関連する同意判決の遵守の適切な監督および管理を被告が怠ったことに関連した、1934年証券取引所法第14条(a)項違反、受託者責任違反、法人資産の浪費、および不当利得に対する請求を、株主を代表して主張しています。2015年12月14日、原告は、裁判所の許可を得て、シティグループの関係会社の現在およびかつての取締役および役員を被告として追加する修正訴状を提出しました。2016年1月22日、修正訴状の棄却を求める被告の申立てが行われました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15 Civ.7501号（S.D.N.Y.）（Furman, J.）において公的に入手可能です。

オーシャノグラフィア不正および関連事項

規制当局の措置：

ペトロレオス・メキシカノス（以下「ペメックス」といいます。）サプライヤー・プログラム（このプログラムには、メキシコの石油会社であり、ペメックスに対する主要な供給元であるオーシャノグラフィア・エス・エイ・デ・シー・ヴィー（以下「OSA」といいます。）が関与しています。）において発見された不正について2014年度第1四半期にシティグループが公表したことを受け、SECが正式な調査を開始し、米国司法省がバナメックスのOSAとの取引に関する情報提供を求めました。SECの照会には、関連書類や証人による証言の要請も含まれていました。シティはこれらの照会に引き続き全面的に協力しています。

株主代表訴訟および関連する訴訟：

2014年4月以降、シティグループは、OSAに関する不正行為を含む様々な案件について、デラウェア州会社法第8章第220条に従ってシティグループの帳簿および記録の調査を求める株主が提起した2件の訴訟の被告とされています。2015年4月24日、オクラホマ消防士年金退職制度が提起した訴訟において、衡平法裁判所は、シティグループの帳簿および記録を調査するよう求める原告の要求を一部については認め一部については退けるという2014年9月30日付の衡平法裁判所の補助裁判官による勧告を採用する決定を下しました。2015年5月5日、シティグループは、キーウエスト地方自治体消防士警察官退職信託基金が提起した類似の申立てに対する答弁を行いました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号C.A.第9587-ML号（Del.Ch.）（LeGrow, M.）およびC.A.第10468-ML号（Del.Ch.）（LeGrow, M.）において公的に入手可能です。

パルマラット訴訟および関連する事項

2004年7月29日、様々なパルマラット企業の管理運営を監督するためにイタリア法に基づいて任命された臨時コミッショナーであるエンリコ・ボンディ博士は、ニュージャージー州立裁判所において、シティグループおよび関係者に対して申立てを提起し、とりわけ、被告がパルマラットの内部者による多くの詐欺を「助長」したと主張しました。2008年10月20日、審理終了後、陪審員は、パルマラットの主張についてシティグループに有利な評決を言い渡し、3件の反訴についてシティバンク、エヌ・エイに有利な評決を言い渡しました。パルマラットは控訴の権利をすべて行使したものの、判決は確定しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第A-2654-08T2号 (N.J.Sup.Ct.)において公的に入手可能です。シティグループの反訴に係る431百万ドルの損害賠償を認めた陪審員の評決を受けて、シティグループは、イタリアの裁判所においてかかる判決を執行するための措置を講じています。2014年8月29日、ボローニャ控訴裁判所は、この判決を431百万ドル全額につき追認し、パルマラットの株式で支払われるものとなりました。パルマラットは、イタリア最高裁判所に上告しました。

イタリアのパルマおよびミラノの検察官は、シティグループの特定の現従業員および元従業員（加えて、他の多くの投資銀行ならびにそれらの特定の現従業員および元従業員、さらには、パルマラットの元役員および元会計士）に対し公訴を提起しました。2011年4月18日、ミラノ刑事裁判所は、市場操作容疑の唯一のシティグループの被告人を無罪としました。ミラノの検察官は、かかる判決の一部に対し控訴し、シティグループに対し、法人の行政責任に関するイタリア共和国法令第231号に基づく行政責任を追求しました。2014年2月5日、ミラノ控訴裁判所は救済を500,000ユーロの金銭制裁に限定し、これはその後イタリア最高裁判所によって支持されました。

さらに、パルマラットの管財人は、パルマの刑事手続に関連して、シティグループに対して民事訴訟を提起しました。2015年3月5日、パルマの刑事裁判所は、各被告人（現在および以前のシティグループの従業員8名）との司法取引に関する合意を受け入れ、パルマの検察官が開始した刑事手続を終了させました。各被告人が合意を締結した結果、パルマ刑事裁判所は、パルマラットの管財人がシティグループに対して提起した民事訴訟を審理することができなくなりました。2015年6月16日、パルマラットの管財人は、今回はシティグループおよび関係者ならびにその他の金融機関を相手取り、18億ユーロの損害賠償を請求して、イタリアのミラノの民事裁判所に再提訴しました。このミラノにおける新しい訴訟の予審は2016年4月19日に予定されています。

学資ローンのサービシングに対する規制当局の調査

シティバンクは現在、特定の学資ローンのサービシングの実務慣行に関して規制当局の調査対象となっています。シティバンクはこの調査に協力しています。同様のサービシングの実務慣行は、少なくとも他の金融機関1社に対して強制措置の対象となっています。その措置および学資ローンに関する現在の規制当局の重点的な取り組みを考慮すると、規制当局は、シティバンク対して顧客の救済および／または制裁金その他の救済を命じる可能性があります。

国債に関連する事項

規制当局の措置：

米国およびその他の管轄区域の政府および規制当局は、国債に関連したシティグループの売買および取引業務について、調査を実施し、照会を行っています。シティグループは、これらの調査および照会に全面的に協力しています。

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年7月以降、CGMIは、他の多数の米国財務省証券のプライマリー・ディーラー銀行と共に、共謀して米国財務省証券市場を操作したという主張を伴う実質的に類似した多数の推定集団訴訟の被告とされています。これらの訴訟は、米国財務省証券の登録プライマリー・ディーラーとしての被告の役割に基づいたものであり、反トラスト法における共謀および商品取引所法における操作を行ったとする申立てがなされています。これらの訴訟は、ニューヨーク州南部地区、イリノイ州北部地区、アラバマ州南部地区およびバージン諸島地区の各連邦地方裁判所に提起されました。

2015年12月に、これらの訴訟は、広域係属訴訟司法委員会によって、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所のポール・G・ガーデフ判事のもとで併合されました。これらの訴訟についてのさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第15-MD-2673号（S.D.N.Y.）（Gardephe, J.）において公的に入手可能です。

和解金支払

上記の和解合意に要する支払は、支払済であるかまたは既存の訴訟引当金から負担されます。

29. 要約連結財務諸表

シティグループでは、SECに提出したフォームS-3による発行登録届出書（ファイル番号 第33-192302号）を修正して、完全所有子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）を共同登録企業として追加する予定です。フォームS-3に基づきCGMHIが発行する有価証券はいずれも、シティグループが全面的に無条件で保証することになります。

下記は、親会社で持株会社であるシティグループ・インク（以下「シティグループ親会社」といいます。）、CGMHI、シティグループのその他の子会社および相殺消去、ならびに連結調整合計についての、2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度の要約連結損益および包括利益計算書、2015年および2014年12月31日現在の要約連結貸借対照表、ならびに2015年、2014年および2013年12月31日に終了した事業年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書です。「シティグループのその他の子会社および相殺消去」には、シティグループのその他すべての子会社、内部取引の相殺消去および非継続事業からの利益（損失）が含まれています。「連結調整」には、シティグループ親会社による、子会社の分配および未分配利益ならびに子会社投資の相殺消去が含まれています。

これらの要約連結財務諸表は、SECのレギュレーションS-Xルール3-10「SECに登録済みまたは登録予定の保証付有価証券の保証人および発行体の財務諸表」に準拠して作成および表示されています。

これらの要約連結財務諸表は、追加分析を目的として表示されていますが、シティグループ全体の連結財務諸表との関連で検討する必要があります。

要約連結損益および包括利益計算書

単位：百万ドル	2015年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 13,500	\$ -	\$ -	(13,500)	\$ -
受取利息	9	4,389	54,153	-	58,551
受取利息－内部取引	2,880	272	(3,152)	-	-
支払利息	4,563	997	6,361	-	11,921
支払利息－内部取引	(475)	1,295	(820)	-	-
純利息収益	\$ (1,199)	\$ 2,369	\$ 45,460	\$ -	\$ 46,630
役務収益および手数料	\$ -	\$ 4,854	\$ 6,994	\$ -	\$ 11,848
役務収益および手数料－内部取引	-	214	(214)	-	-
自己勘定取引	1,012	10,365	(5,369)	-	6,008
自己勘定取引－内部取引	(1,733)	(8,709)	10,442	-	-
その他収入	3,294	426	8,148	-	11,868
その他収入－内部取引	(3,054)	1,079	1,975	-	-
利息以外の収益合計	\$ (481)	\$ 8,229	\$ 21,976	\$ -	\$ 29,724
支払利息控除後収益合計	\$ 11,820	\$ 10,598	\$ 67,436	(13,500)	\$ 76,354
貸倒引当金繰入額および給付 ならびに請求に対する引当	\$ -	\$ -	\$ 7,913	\$ -	\$ 7,913
営業費用					
報酬および福利費	\$ (58)	\$ 5,003	\$ 16,824	\$ -	\$ 21,769
報酬および福利費－内部取引	59	-	(59)	-	-
その他の営業費用	271	1,948	19,627	-	21,846
その他の営業費用－内部取引	247	1,164	(1,411)	-	-
営業費用合計	\$ 519	\$ 8,115	\$ 34,981	\$ -	\$ 43,615
法人税等および子会社の 未分配利益に対する 持分控除前の利益（損失）	\$ 11,301	\$ 2,483	\$ 24,542	(13,500)	\$ 24,826
法人税等（便益）	(1,340)	537	8,243	-	7,440
子会社の未分配利益に対する持分	4,601	-	-	(4,601)	-
継続事業からの利益（損失）	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,299	(18,101)	\$ 17,386
非継続事業からの利益 （損失）（税引後）	-	-	(54)	-	(54)
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,245	(18,101)	\$ 17,332
非支配持分に帰属する 当期利益	-	9	81	-	90
非支配持分控除後当期利益 （損失）	\$ 17,242	\$ 1,937	\$ 16,164	(18,101)	\$ 17,242
包括利益					
その他包括利益（損失）	\$ (6,128)	(125)	(6,367)	6,492	(6,128)
包括利益	\$ 11,114	\$ 1,812	\$ 9,797	(11,609)	\$ 11,114

要約連結損益および包括利益計算書

単位：百万ドル	2014年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 8,900	\$ -	\$ -	(8,900)	\$ -
受取利息	12	4,210	57,461	-	61,683
受取利息－内部取引	3,109	144	(3,253)	-	-
支払利息	5,055	1,010	7,625	-	13,690
支払利息－内部取引	(618)	1,258	(640)	-	-
純利息収益	\$ (1,316)	\$ 2,086	\$ 47,223	\$ -	\$ 47,993
役務収益および手数料	\$ -	\$ 5,185	\$ 7,847	\$ -	\$ 13,032
役務収益および手数料－内部取引	-	95	(95)	-	-
自己勘定取引	13	(1,115)	7,800	-	6,698
自己勘定取引－内部取引	(672)	3,822	(3,150)	-	-
その他収入	1,037	425	8,034	-	9,496
その他収入－内部取引	(131)	1,206	(1,075)	-	-
利息以外の収益合計	\$ 247	\$ 9,618	\$ 19,361	\$ -	\$ 29,226
支払利息控除後収益合計	\$ 7,831	\$ 11,704	\$ 66,584	\$ (8,900)	\$ 77,219
貸倒引当金繰入額および給付 ならびに請求に対する引当	\$ -	\$ -	\$ 7,467	\$ -	\$ 7,467
営業費用					
報酬および福利費	\$ 158	\$ 5,156	\$ 18,645	\$ -	\$ 23,959
報酬および福利費－内部取引	38	-	(38)	-	-
その他の営業費用	1,572	6,082	23,438	-	31,092
その他の営業費用－内部取引	212	1,651	(1,863)	-	-
営業費用合計	\$ 1,980	\$ 12,889	\$ 40,182	\$ -	\$ 55,051
法人税等および子会社の 未分配利益に対する 持分控除前の利益（損失）	\$ 5,851	\$ (1,185)	\$ 18,935	\$ (8,900)	\$ 14,701
法人税等（便益）	(643)	600	7,240	-	7,197
子会社の未分配利益に対する持分	816	-	-	(816)	-
継続事業からの利益（損失）	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,695	\$ (9,716)	\$ 7,504
非継続事業からの利益 （損失）（税引後）	-	-	(2)	-	(2)
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,693	\$ (9,716)	\$ 7,502
非支配持分に帰属する 当期利益	-	8	184	-	192
非支配持分控除後当期利益 （損失）	\$ 7,310	\$ (1,793)	\$ 11,509	\$ (9,716)	\$ 7,310
包括利益					
その他包括利益（損失）	\$ (4,083)	\$ 194	\$ (4,760)	\$ 4,566	\$ (4,083)
包括利益	\$ 3,227	\$ (1,599)	\$ 6,749	\$ (5,150)	\$ 3,227

要約連結損益および包括利益計算書

単位：百万ドル	2013年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
収益					
子会社からの配当金	\$ 13,044	\$ -	\$ -	(13,044)	\$ -
受取利息	14	4,475	58,481	-	62,970
受取利息－内部取引	3,220	159	(3,379)	-	-
支払利息	5,995	1,067	9,115	-	16,177
支払利息－内部取引	(436)	1,425	(989)	-	-
純利息収益	\$ (2,325)	\$ 2,142	\$ 46,976	\$ -	\$ 46,793
役務収益および手数料	\$ -	\$ 4,871	\$ 8,070	\$ -	\$ 12,941
役務収益および手数料－内部取引	-	27	(27)	-	-
自己勘定取引	(257)	389	7,170	-	7,302
自己勘定取引－内部取引	(387)	1,491	(1,104)	-	-
その他収入	3,770	571	5,347	-	9,688
その他収入－内部取引	(2,987)	928	2,059	-	-
利息以外の収益合計	\$ 139	\$ 8,277	\$ 21,515	\$ -	\$ 29,931
支払利息控除後収益合計	\$ 10,858	\$ 10,419	\$ 68,491	\$ (13,044)	\$ 76,724
貸倒引当金繰入額および給付 ならびに請求に対する引当	\$ -	\$ 18	\$ 8,496	\$ -	\$ 8,514
営業費用					
報酬および福利費	\$ 136	\$ 5,169	\$ 18,662	\$ -	\$ 23,967
報酬および福利費－内部取引	52	-	(52)	-	-
その他の営業費用	474	3,461	20,506	-	24,441
その他の営業費用－内部取引	189	2,856	(3,045)	-	-
営業費用合計	\$ 851	\$ 11,486	\$ 36,071	\$ -	\$ 48,408
法人税等および子会社の 未分配利益に対する 持分控除前の利益（損失）	\$ 10,007	\$ (1,085)	\$ 23,924	\$ (13,044)	\$ 19,802
法人税等（便益）	(1,638)	(249)	8,073	-	6,186
子会社の未分配利益に対する持分	2,014	-	-	(2,014)	-
継続事業からの利益（損失）	\$ 13,659	\$ (836)	\$ 15,851	\$ (15,058)	\$ 13,616
非継続事業からの利益 （損失）（税引後）	-	-	270	-	270
非支配持分控除前当期利益 （損失）	\$ 13,659	\$ (836)	\$ 16,121	\$ (15,058)	\$ 13,886
非支配持分に帰属する 当期利益	-	25	202	-	227
非支配持分控除後当期利益 （損失）	\$ 13,659	\$ (861)	\$ 15,919	\$ (15,058)	\$ 13,659
包括利益					
その他包括利益（損失）	\$ (2,237)	(139)	(3,138)	3,277	(2,237)
包括利益	\$ 11,422	(1,000)	12,781	(11,781)	11,422

要約連結貸借対照表

単位：百万ドル	2015年12月31日現在				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
資産					
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 592	\$ 20,308	\$ -	\$ 20,900
現金および銀行預け金 ー内部取引	124	1,403	(1,527)	-	-
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約	-	178,178	41,497	-	219,675
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約ー内部取引	-	15,035	(15,035)	-	-
トレーディング勘定資産	(8)	124,731	125,233	-	249,956
トレーディング勘定資産 ー内部取引	1,032	1,765	(2,797)	-	-
投資	484	402	342,069	-	342,955
貸出金（前受収益控除後）	-	1,068	616,549	-	617,617
貸出金（前受収益控除後） ー内部取引	-	-	-	-	-
貸倒引当金	-	(3)	(12,623)	-	(12,626)
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 1,065	\$ 603,926	\$ -	\$ 604,991
子会社貸付金	\$ 104,405	\$ -	(104,405)	\$ -	-
子会社投資	221,362	-	-	(221,362)	-
その他資産 ⁽¹⁾	25,819	36,860	230,054	-	292,733
その他資産ー内部取引	58,207	30,737	(88,944)	-	-
資産合計	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210
負債および株主持分					
預金	\$ -	\$ -	\$ 907,887	\$ -	\$ 907,887
預金ー内部取引	-	-	-	-	-
フェデラルファンド借入金 および貸付または 売渡有価証券	-	122,459	24,037	-	146,496
フェデラルファンド借入金 および貸付または 売渡有価証券ー内部取引	185	22,042	(22,227)	-	-
トレーディング勘定負債	-	62,386	55,126	-	117,512
トレーディング勘定負債 ー内部取引	1,036	2,045	(3,081)	-	-
短期借入金	146	188	20,745	-	21,079
短期借入金ー内部取引	-	34,916	(34,916)	-	-
長期債務	141,914	2,530	56,831	-	201,275
長期債務ー内部取引	-	51,171	(51,171)	-	-
子会社借入金	36,453	-	(36,453)	-	-
その他負債	3,560	55,482	54,827	-	113,869
その他負債ー内部取引	6,274	10,967	(17,241)	-	-
株主持分	221,857	26,582	196,015	(221,362)	223,092
負債および株主持分合計	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210

(1) 2015年12月31日現在のシティグループ親会社の「その他資産」には、シティバンクおよびその支店への預金218億ドルが含まれ、そのうち139億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

要約連結貸借対照表

2014年12月31日現在						
単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後	
資産						
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 239	\$ 31,869	\$ -	\$ 32,108	
現金および銀行預け金 ー内部取引	125	1,512	(1,637)	-	-	
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約	-	194,649	47,921	-	242,570	
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約ー内部取引	-	6,601	(6,601)	-	-	
トレーディング勘定資産	(103)	141,608	155,281	-	296,786	
トレーディング勘定資産 ー内部取引	707	4,956	(5,663)	-	-	
投資	830	483	332,130	-	333,443	
貸出金（前受収益控除後）	-	1,495	643,140	-	644,635	
貸出金（前受収益控除後） ー内部取引	-	-	-	-	-	
貸倒引当金	-	(45)	(15,949)	-	(15,994)	
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 1,450	\$ 627,191	\$ -	\$ 628,641	
子会社貸付金	\$ 77,951	\$ -	\$ (77,951)	\$ -	\$ -	
子会社投資	211,004	-	-	(211,004)	-	
その他資産 ⁽¹⁾	26,734	38,654	243,245	-	308,633	
その他資産ー内部取引	84,174	22,081	(106,255)	-	-	
資産合計	\$ 401,422	\$ 412,233	\$ 1,239,530	\$ (211,004)	\$ 1,842,181	
負債および株主持分						
預金	\$ -	\$ -	\$ 899,332	\$ -	\$ 899,332	
預金ー内部取引	-	-	-	-	-	
フェデラルファンド借入金 および貸付または 売渡有価証券	-	149,773	23,665	-	173,438	
フェデラルファンド借入金 および貸付または 売渡有価証券ー内部取引	185	22,170	(22,355)	-	-	
トレーディング勘定負債	3	76,965	62,068	-	139,036	
トレーディング勘定負債 ー内部取引	759	4,853	(5,612)	-	-	
短期借入金	1,075	2,042	55,218	-	58,335	
短期借入金ー内部取引	-	30,862	(30,862)	-	-	
長期債務	149,512	3,062	70,506	-	223,080	
長期債務ー内部取引	-	39,145	(39,145)	-	-	
子会社借入金	27,430	-	(27,430)	-	-	
その他負債	5,056	49,968	82,240	-	137,264	
その他負債ー内部取引	7,217	8,385	(15,602)	-	-	
株主持分	210,185	25,008	187,507	(211,004)	211,696	
負債および株主持分合計	\$ 401,422	\$ 412,233	\$ 1,239,530	\$ (211,004)	\$ 1,842,181	

(1) 2014年12月31日現在のシティグループ親会社の「その他資産」には、シティバンクおよびその支店への預金427億ドルが含まれ、そのうち339億ドルは残存期間が30日未満のものでした。

要約連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ドル	2015年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 27,825	\$ 12,336	\$ (424)	\$ -	\$ 39,737
継続事業の投資活動から生じた キャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (4)	\$ (242,358)	\$ -	\$ (242,362)
投資の売却による収入	-	53	141,417	-	141,470
投資の満期による収入	237	-	81,810	-	82,047
銀行預け金の変動	-	(8,414)	23,902	-	15,488
貸出金の変動	-	-	1,353	-	1,353
貸出金の売却および証券化 による収入	-	-	9,610	-	9,610
重要な処分による収入	-	-	5,932	-	5,932
重要な処分と関係のある 正味負債の振替に伴う支払	-	-	(18,929)	-	(18,929)
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約の変動	-	8,037	14,858	-	22,895
投資および貸付金の変動 ー内部取引	(35,548)	1,044	34,504	-	-
その他の投資活動	3	(101)	(2,523)	-	(2,621)
継続事業の投資活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ (35,308)	\$ 615	\$ 49,576	\$ -	\$ 14,883
継続事業の財務活動から生じた キャッシュ・フロー					
配当金支払額	\$ (1,253)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (1,253)
優先株式の発行	6,227	-	-	-	6,227
自己株式買戻	(5,452)	-	-	-	(5,452)
長期債務発行による収入 (返済) (正味)	127	(139)	(8,212)	-	(8,224)
長期債務発行による収入 (返済) ー内部取引 (正味)	-	12,557	(12,557)	-	-
預金の変動	-	-	8,555	-	8,555
フェデラルファンド借入金 および買戻契約の変動	-	(27,442)	500	-	(26,942)
短期借入金の変動	(845)	(1,737)	(34,674)	-	(37,256)
短期借入金およびその他の 貸付金の変動 (正味) ー内部取引	9,106	4,054	(13,160)	-	-
その他の財務活動	(428)	-	-	-	(428)
継続事業の財務活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 7,482	\$ (12,707)	\$ (59,548)	\$ -	\$ (64,773)
為替相場の変動による現金 および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (1,055)	\$ -	\$ (1,055)
現金および銀行預け金の変動	\$ (1)	\$ 244	\$ (11,451)	\$ -	\$ (11,208)
現金および銀行預け金の 期首残高	125	1,751	30,232	-	32,108
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 124	\$ 1,995	\$ 18,781	\$ -	\$ 20,900

2015年12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する 補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ 111	\$ 175	\$ 4,692	\$ -	\$ 4,978
当年度における利息支払額	4,916	2,346	4,769	-	12,031
現金支出を伴わない投資活動					
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 貸出金（正味）の減少	\$ -	\$ -	\$ (9,063)	\$ -	\$ (9,063)
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 投資の減少	-	-	(1,402)	-	(1,402)
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる のれんおよび無形資産の減少	-	-	(223)	-	(223)
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 銀行預け金の減少	-	-	(404)	-	(404)
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	-	-	28,600	-	28,600
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	-	-	276	-	276
現金支出を伴わない財務活動					
重要な処分に伴い売却目的保有 に組替えられたことによる 長期債務の減少	\$ -	\$ -	\$ (4,673)	\$ -	\$ (4,673)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ドル	2014年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 5,940	\$ (10,915)	\$ 51,318	\$ -	\$ 46,343
継続事業の投資活動から 生じたキャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (188)	\$ (258,804)	\$ -	\$ (258,992)
投資の売却による収入	41	42	135,741	-	135,824
投資の満期による収入	155	-	93,962	-	94,117
銀行預け金の変動	-	4,183	36,733	-	40,916
貸出金の変動	-	-	1,170	-	1,170
貸出金の売却および証券化 による収入	-	-	4,752	-	4,752
重要な処分による収入	-	-	346	-	346
重要な処分と関係のある 正味負債の振替に伴う支払	-	-	(1,255)	-	(1,255)
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約の変動	-	8,832	5,635	-	14,467
投資および貸付金の変動 ー内部取引	(7,986)	3,549	4,437	-	-
その他の投資活動	5	(72)	(2,696)	-	(2,763)
継続事業の投資活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ (7,785)	\$ 16,346	\$ 20,021	\$ -	\$ 28,582
継続事業の財務活動から 生じたキャッシュ・フロー					
配当金支払額	\$ (633)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (633)
優先株式の発行	3,699	-	-	-	3,699
自己株式買戻	(1,232)	-	-	-	(1,232)
長期債務発行による収入 （返済）（正味）	(3,636)	(634)	12,183	-	7,913
長期債務発行による収入 （返済）ー内部取引（正味）	-	1,131	(1,131)	-	-
預金の変動	-	-	(48,336)	-	(48,336)
フェデラルファンド借入金 および買戻契約の変動	-	(15,268)	(14,806)	-	(30,074)
短期借入金の変動	749	143	(1,991)	-	(1,099)
短期借入金およびその他の 貸付金の変動（正味） ー内部取引	3,297	1,212	(4,509)	-	-
親会社からの出資	-	8,500	(8,500)	-	-
その他の財務活動	(507)	-	(1)	-	(508)
継続事業の財務活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 1,737	\$ (4,916)	\$ (67,091)	\$ -	\$ (70,270)
為替相場の変動による現金 および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (2,432)	\$ -	\$ (2,432)
現金および銀行預け金の変動	\$ (108)	\$ 515	\$ 1,816	\$ -	\$ 2,223
現金および銀行預け金の 期首残高	233	1,236	28,416	-	29,885
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 125	\$ 1,751	\$ 30,232	\$ -	\$ 32,108

2014年12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する 補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ 235	\$ 353	\$ 4,044	\$ -	\$ 4,632
当年度における利息支払額	5,632	2,298	6,071	-	14,001
現金支出を伴わない投資活動					
VIEの連結／連結の中止による 貸出金の増減	\$ -	\$ -	\$ (374)	\$ -	\$ (374)
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	-	-	15,100	-	15,100
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	-	-	321	-	321
現金支出を伴わない財務活動					
売却目的保有への組替えに伴う 預金の減少	\$ -	\$ -	\$ (20,605)	\$ -	\$ (20,605)
VIEの連結による短期借入金の 増加	-	-	500	-	500
VIEの連結の中止による長期債務 の減少	-	-	(864)	-	(864)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ドル	2013年12月31日に終了した事業年度				
	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業の営業活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ (7,881)	\$ (5,692)	\$ 76,817	\$ -	\$ 63,244
継続事業の投資活動から生じた キャッシュ・フロー					
投資の購入	\$ -	\$ (34)	\$ (220,789)	\$ -	\$ (220,823)
投資の売却による収入	385	-	130,715	-	131,100
投資の満期による収入	233	-	84,598	-	84,831
銀行預け金の変動	-	6,242	(73,113)	-	(66,871)
貸出金の変動	-	-	(30,198)	-	(30,198)
貸出金の売却および証券化 による収入	-	-	9,123	-	9,123
フェデラルファンド貸出金 および売戻契約の変動	-	(2,838)	7,112	-	4,274
投資および貸付金の変動 －内部取引	7,226	(2,118)	(5,108)	-	-
その他の投資活動	4	(171)	(2,607)	-	(2,774)
継続事業の投資活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 7,848	\$ 1,081	\$ (100,267)	\$ -	\$ (91,338)
継続事業の財務活動から 生じたキャッシュ・フロー					
配当金支払額	\$ (314)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (314)
優先株式の発行	4,192	-	-	-	4,192
優先株式の償還	(94)	-	-	-	(94)
自己株式買戻	(837)	-	-	-	(837)
長期債務発行による収入 （返済）（正味）	(13,426)	53	3,784	-	(9,589)
長期債務発行による収入 （返済）－内部取引（正味）	-	(202)	202	-	-
預金の変動	-	-	37,713	-	37,713
フェデラルファンド借入金 および買戻契約の変動	-	2,768	(10,492)	-	(7,724)
短期借入金の変動	(359)	1,130	(572)	-	199
短期借入金およびその他の 貸付金の変動（正味） －内部取引	11,402	(13,149)	1,747	-	-
親会社からの出資	-	12,330	(12,330)	-	-
その他の財務活動	(451)	-	(1)	-	(452)
継続事業の財務活動から 生じた（に使用した） 正味資金	\$ 113	\$ 2,930	\$ 20,051	\$ -	\$ 23,094
為替相場の変動による現金 および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ (1,558)	\$ -	\$ (1,558)
非継続事業 非継続事業から生じた 正味資金	\$ -	\$ -	\$ (10)	\$ -	\$ (10)
現金および銀行預け金の変動	\$ 80	\$ (1,681)	\$ (4,967)	\$ -	\$ (6,568)
現金および銀行預け金の 期首残高	153	2,917	33,383	-	36,453
現金および銀行預け金の 期末残高	\$ 233	\$ 1,236	\$ 28,416	\$ -	\$ 29,885

2013年12月31日に終了した事業年度

単位：百万ドル	シティ グループ 親会社	CGMHI	シティ グループの その他の 子会社 および 相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
継続事業のキャッシュ・ フロー情報に関する 補足事項					
当年度における法人税等支払額	\$ (71)	\$ (20)	\$ 4,586	\$ -	\$ 4,495
当年度における利息支払額	6,514	2,575	6,566	-	15,655
現金支出を伴わない投資活動					
VIEの連結／連結の中止による 貸出金の増減	\$ -	\$ -	\$ 6,718	\$ -	\$ 6,718
貸出金から売却目的保有貸出金 への振替	-	-	17,300	-	17,300
OREOおよびその他抵当権実行済 資産への振替	-	-	325	-	325
現金支出を伴わない財務活動					
VIEの連結による短期借入金の 増加	-	-	6,718	-	6,718

30. 後発事象

シティでは、ベネズエラにおける営業活動の機能通貨として米ドルを使用しています。2016年2月17日、ベネズエラ政府は、外国為替規制の変更を発表しました。この発表に基づき、シティでは、2016年度第1四半期より、SIMADIレートを用いてボリバル建純貨幣性資産の再測定を開始する予定ですが、（これは自由変動相場であると説明されているという事実にもかかわらず）米ドルの利用が制限される可能性があり、新しいSIMADIレートは必ずしも経済実態を反映していない可能性があります。為替相場の変動に伴うシティのボリバル建資産および負債の再測定の結果は損益に計上されます。新しいSIMADIの予想最低レートである1米ドル＝202ボリバルに基づき、シティでは、2016年度第1四半期において約172百万ドルの為替差損が生じると見積っていますが、これは、新しいSIMADI市場においてボリバルの価値の下落が続いた場合、さらに増加する可能性があります。またシティでは、その収益および費用について、2016年度第1四半期よりSIMADIレートを用いて換算する見込みです。しかしながら、新しい外国為替規制の規則はまだ正式に公表されておらず、それゆえ発効もされていないので、2月17日付の発表がシティの経営成績に及ぼす影響についてはまだ確定していません。

31. 四半期財務データ（未監査）

(単位：百万ドル、 ただし1株当たりの金額を除く)	2015年				2014年			
	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期
支払利息控除後収益合計	\$ 18,456	\$ 18,692	\$ 19,470	\$ 19,736	\$ 17,899	\$ 19,689	\$ 19,425	\$ 20,206
営業費用	11,134	10,669	10,928	10,884	14,426	12,955	15,521	12,149
貸倒引当金繰入額および 給付ならびに請求に対する引当	2,514	1,836	1,648	1,915	2,013	1,750	1,730	1,974
法人税等控除前の継続事業 からの利益	\$ 4,808	\$ 6,187	\$ 6,894	\$ 6,937	\$ 1,460	\$ 4,984	\$ 2,174	\$ 6,083
法人税等	1,403	1,881	2,036	2,120	1,077	2,068	1,921	2,131
継続事業からの利益	\$ 3,405	\$ 4,306	\$ 4,858	\$ 4,817	\$ 383	\$ 2,916	\$ 253	\$ 3,952
非継続事業からの 利益（損失）（税引後）	(45)	(10)	6	(5)	(1)	(16)	(22)	37
非支配持分控除前の当期利益	\$ 3,360	\$ 4,296	\$ 4,864	\$ 4,812	\$ 382	\$ 2,900	\$ 231	\$ 3,989
非支配持分	25	5	18	42	38	59	50	45
シティグループ当期利益	\$ 3,335	\$ 4,291	\$ 4,846	\$ 4,770	\$ 344	\$ 2,841	\$ 181	\$ 3,944
(1)								
1株当たり利益								
基本								
継続事業からの利益	\$ 1.04	\$ 1.36	\$ 1.51	\$ 1.51	\$ 0.06	\$ 0.89	\$ 0.03	\$ 1.23
当期利益	1.02	1.36	1.52	1.51	0.06	0.88	0.03	1.24
希薄化後								
継続事業からの利益	1.03	1.36	1.51	1.51	0.06	0.88	0.03	1.22
当期利益	1.02	1.35	1.51	1.51	0.06	0.88	0.03	1.23
普通株式1株当たり価格								
最高値	55.87	60.34	57.39	54.26	56.37	53.66	49.58	55.20
最安値	49.88	49.00	51.52	46.95	49.68	46.90	45.68	46.34
引値	51.75	49.61	55.24	51.52	54.11	51.82	47.10	47.60
普通株式1株当たり配当	0.05	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

当社の四半期業績は監査対象外であるため、連結財務諸表の本注記は未監査です。

(1) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

（連結財務諸表および連結財務諸表の注記は以上です。）

[前へ](#)

[次へ](#)

(7) 財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告

シティの経営陣には、財務報告に係る十分な内部統制を確立し維持していく責任があります。シティの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に関して合理的な保証を提供するために整備されています。シティの財務報告に係る内部統制は、(i)シティの資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(ii)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、およびシティの収入と支出がシティの経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(iii)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認のシティの資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、すべての虚偽の表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。さらに、シティの規模の大きさ、事業の複雑さおよび世界的な影響を鑑みますと、内部統制の無効化または欠陥が時折生じる可能性があります。

シティの経営陣は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」の中で確立した規準に基づき、2015年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。この評価に基づき、経営陣は、シティの財務報告に係る内部統制が2015年12月31日現在において有効であったと確信しています。さらに、2015年12月31日に終了した四半期において、シティの財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼした、または重要な影響を及ぼす可能性が合理的に認められるようなシティの財務報告に係る内部統制の変更はありませんでした。

2015年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性は、シティの独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーにより監査されており、添付の監査報告書に記載のとおり、2015年12月31日現在のシティの財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見が表明されています。

[前へ](#) [次へ](#)

CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

In millions of dollars, except per share amounts	Years ended December 31,		
	2015	2014	2013
Revenues⁽¹⁾			
Interest revenue	\$ 58,551	\$ 61,683	\$ 62,970
Interest expense	11,921	13,690	16,177
Net interest revenue	\$ 46,630	\$ 47,993	\$ 46,793
Commissions and fees	\$ 11,848	\$ 13,032	\$ 12,941
Principal transactions	6,008	6,698	7,302
Administration and other fiduciary fees	3,648	4,013	4,089
Realized gains on sales of investments, net	682	570	748
Other-than-temporary impairment losses on investments			
Gross impairment losses	(265)	(432)	(633)
Less: Impairments recognized in AOCI	—	8	98
Net impairment (losses) recognized in earnings	\$ (265)	\$ (424)	\$ (535)
Insurance premiums	\$ 1,845	\$ 2,110	\$ 2,280
Other revenue	5,958	3,227	3,106
Total non-interest revenues	\$ 29,724	\$ 29,226	\$ 29,931
Total revenues, net of interest expense	\$ 76,354	\$ 77,219	\$ 76,724
Provisions for credit losses and for benefits and claims			
Provision for loan losses	\$ 7,108	\$ 6,828	\$ 7,604
Policyholder benefits and claims	731	801	830
Provision (release) for unfunded lending commitments	74	(162)	80
Total provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ 7,913	\$ 7,467	\$ 8,514
Operating expenses⁽¹⁾			
Compensation and benefits	\$ 21,769	\$ 23,959	\$ 23,967
Premises and equipment	2,878	3,178	3,165
Technology/communication	6,581	6,436	6,136
Advertising and marketing	1,547	1,844	1,888
Other operating	10,840	19,634	13,252
Total operating expenses	\$ 43,615	\$ 55,051	\$ 48,408
Income from continuing operations before income taxes	\$ 24,826	\$ 14,701	\$ 19,802
Provision for income taxes	7,440	7,197	6,186
Income from continuing operations	\$ 17,386	\$ 7,504	\$ 13,616
Discontinued operations			
Income (loss) from discontinued operations	\$ (83)	\$ 10	\$ (242)
Gain on sale	—	—	268
Provision (benefit) for income taxes	(29)	12	(244)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ (54)	\$ (2)	\$ 270
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 17,332	\$ 7,502	\$ 13,886
Noncontrolling interests	90	192	227
Citigroup's net income	\$ 17,242	\$ 7,310	\$ 13,659
Basic earnings per share⁽¹⁾			
Income from continuing operations	\$ 5.43	\$ 2.21	\$ 4.26
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(0.02)	—	0.09
Net income	\$ 5.41	\$ 2.21	\$ 4.35
Weighted average common shares outstanding	3,004.0	3,031.6	3,035.8

Diluted earnings per share⁽¹⁾

Income from continuing operations	\$	5.42	\$	2.20	\$	4.25
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes		(0.02)		—		0.09
Net income	\$	5.40	\$	2.20	\$	4.34
Adjusted weighted average common shares outstanding		3,007.7		3,037.0		3,041.6

(1) Certain prior-period revenue and expense lines and totals were reclassified to conform to the current period's presentation. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2015	2014	2013
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 17,332	\$ 7,502	\$ 13,886
Add: Citigroup's other comprehensive income (loss)			
Net change in unrealized gains and losses on investment securities, net of taxes	\$ (964)	\$ 1,697	\$ (2,237)
Net change in cash flow hedges, net of taxes	292	336	1,048
Benefit plans liability adjustment, net of taxes ⁽¹⁾	43	(1,170)	1,281
Net change in foreign currency translation adjustment, net of taxes and hedges	(5,499)	(4,946)	(2,329)
Citigroup's total other comprehensive income (loss)	\$ (6,128)	\$ (4,083)	\$ (2,237)
Total comprehensive income before attribution of noncontrolling interests	\$ 11,204	\$ 3,419	\$ 11,649
Less: Net income attributable to noncontrolling interests	90	192	227
Citigroup's comprehensive income	\$ 11,114	\$ 3,227	\$ 11,422

(1) Reflects adjustments based on the actuarial valuations of the Company's pension and postretirement plans, including changes in the mortality assumptions at December 31, 2014, and amortization of amounts previously recognized in *Accumulated other comprehensive income (loss)*. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2015	2014
Assets		
Cash and due from banks (including segregated cash and other deposits)	\$ 20,900	\$ 32,108
Deposits with banks	112,197	128,089
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell (including \$137,964 and \$144,191 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	219,675	242,570
Brokerage receivables	27,683	28,419
Trading account assets (including \$92,123 and \$106,217 pledged to creditors at December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively)	249,956	296,786
Investments:		
Available for sale (including \$10,698 and \$13,808 pledged to creditors as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively)	299,136	300,143
Held to maturity (including \$3,630 and \$2,974 pledged to creditors as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively)	36,215	23,921
Non-marketable equity securities (including \$2,088 and \$2,758 at fair value as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively)	7,604	9,379
Total investments	\$ 342,955	\$ 333,443
Loans:		
Consumer (including \$34 and \$43 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	329,783	369,970
Corporate (including \$4,971 and \$5,858 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	287,834	274,665
Loans, net of unearned income	\$ 617,617	\$ 644,635
Allowance for loan losses	(12,626)	(15,994)
Total loans, net	\$ 604,991	\$ 628,641
Goodwill	22,349	23,592
Intangible assets (other than MSRs)	3,721	4,566
Mortgage servicing rights (MSRs)	1,781	1,845
Other assets (including \$6,121 and \$7,762 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	125,002	122,122
Total assets	\$ 1,731,210	\$ 1,842,181

The following table presents certain assets of consolidated variable interest entities (VIEs), which are included in the Consolidated Balance Sheet above. The assets in the table below include those assets that can only be used to settle obligations of consolidated VIEs, presented on the following page, and are in excess of those obligations. Additionally, the assets in the table below include third-party assets of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation.

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2015	2014
Assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs		
Cash and due from banks	\$ 153	\$ 300
Trading account assets	583	671
Investments	5,263	8,014
Loans, net of unearned income		
Consumer	58,772	66,383
Corporate	22,008	29,596
Loans, net of unearned income	\$ 80,780	\$ 95,979
Allowance for loan losses	(2,135)	(2,793)
Total loans, net	\$ 78,645	\$ 93,186
Other assets	150	619
Total assets of consolidated VIEs to be used to settle obligations of consolidated VIEs	\$ 84,794	\$ 102,790

Statement continues on the next page.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citigroup Inc. and Subsidiaries

(Continued)

	December 31,	
	2015	2014
<i>In millions of dollars, except shares and per share amounts</i>		
Liabilities		
Non-interest-bearing deposits in U.S. offices	\$ 139,249	\$ 128,958
Interest-bearing deposits in U.S. offices (including \$923 and \$994 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	280,234	284,978
Non-interest-bearing deposits in offices outside the U.S.	71,577	70,925
Interest-bearing deposits in offices outside the U.S. (including \$667 and \$690 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	416,827	414,471
Total deposits	\$ 907,887	\$ 899,332
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase (including \$36,843 and \$36,725 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	146,496	173,438
Brokerage payables	53,722	52,180
Trading account liabilities	117,512	139,036
Short-term borrowings (including \$1,207 and \$1,496 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	21,079	58,335
Long-term debt (including \$25,293 and \$26,180 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	201,275	223,080
Other liabilities (including \$1,624 and \$1,776 as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, at fair value)	60,147	85,084
Total liabilities	\$ 1,508,118	\$ 1,630,485
Stockholders' equity		
Preferred stock (\$1.00 par value; authorized shares: 30 million), issued shares: 668,720 as of December 31, 2015 and 418,720 as of December 31, 2014, at aggregate liquidation value	\$ 16,718	\$ 10,468
Common stock (\$0.01 par value; authorized shares: 6 billion), issued shares: 3,099,482,042 as of December 31, 2015 and 3,082,037,568 as of December 31, 2014	31	31
Additional paid-in capital	108,288	107,979
Retained earnings	133,841	117,852
Treasury stock, at cost: December 31, 2015—146,203,311 shares and December 31, 2014—58,119,993 shares	(7,677)	(2,929)
Accumulated other comprehensive income (loss)	(29,344)	(23,216)
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 221,857	\$ 210,185
Noncontrolling interest	1,235	1,511
Total equity	\$ 223,092	\$ 211,696
Total liabilities and equity	\$ 1,731,210	\$ 1,842,181

The following table presents certain liabilities of consolidated VIEs, which are included in the Consolidated Balance Sheet above. The liabilities in the table below include third-party liabilities of consolidated VIEs only and exclude intercompany balances that eliminate in consolidation. The liabilities also exclude amounts where creditors or beneficial interest holders have recourse to the general credit of Citigroup.

	December 31,	
	2015	2014
<i>In millions of dollars</i>		
Liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup		
Short-term borrowings	\$ 11,965	\$ 20,254
Long-term debt	31,273	40,078
Other liabilities	2,099	901
Total liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citigroup	\$ 45,337	\$ 61,233

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN STOCKHOLDERS' EQUITY

Citigroup Inc. and Subsidiaries

	Years ended December 31,					
	Amounts			Shares		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013
<i>In millions of dollars, except shares in thousands</i>						
Preferred stock at aggregate liquidation value						
Balance, beginning of year	\$ 10,468	\$ 6,738	\$ 2,562	419	270	102
Issuance of new preferred stock	6,250	3,730	4,270	250	149	171
Redemption of preferred stock	—	—	(94)	—	—	(3)
Balance, end of period	\$ 16,718	\$ 10,468	\$ 6,738	669	419	270
Common stock and additional paid-in capital						
Balance, beginning of year	\$ 108,010	\$ 107,224	\$ 106,421	3,082,038	3,062,099	3,043,153
Employee benefit plans	357	798	878	17,438	19,928	18,930
Preferred stock issuance expense	(23)	(31)	(78)	—	—	—
Other	(25)	19	3	6	11	16
Balance, end of period	\$ 108,319	\$ 108,010	\$ 107,224	3,099,482	3,082,038	3,062,099
Retained earnings						
Balance, beginning of year	\$ 117,852	\$ 110,821	\$ 97,809			
Adjustment to opening balance, net of taxes ⁽¹⁾	—	—	(332)			
Adjusted balance, beginning of period	\$ 117,852	\$ 110,821	\$ 97,477			
Citigroup's net income	17,242	7,310	13,659			
Common dividends ⁽²⁾	(484)	(122)	(120)			
Preferred dividends	(769)	(511)	(194)			
Tax benefit	—	353	—			
Other	—	1	(1)			
Balance, end of period	\$ 133,841	\$ 117,852	\$ 110,821			
Treasury stock, at cost						
Balance, beginning of year	\$ (2,929)	\$ (1,658)	\$ (847)	(58,119)	(32,856)	(14,269)
Employee benefit plans ⁽³⁾	704	(39)	26	13,318	(483)	(1,629)
Treasury stock acquired ⁽⁴⁾	(5,452)	(1,232)	(837)	(101,402)	(24,780)	(16,958)
Balance, end of period	\$ (7,677)	\$ (2,929)	\$ (1,658)	(146,203)	(58,119)	(32,856)
Citigroup's accumulated other comprehensive income (loss)						
Balance, beginning of year	\$ (23,216)	\$ (19,133)	\$ (16,896)			
Citigroup's total other comprehensive income (loss)	(6,128)	(4,083)	(2,237)			
Balance, end of period	\$ (29,344)	\$ (23,216)	\$ (19,133)			
Total Citigroup common stockholders' equity	\$ 205,139	\$ 199,717	\$ 197,254	2,953,279	3,023,919	3,029,243
Total Citigroup stockholders' equity	\$ 221,857	\$ 210,185	\$ 203,992			
Noncontrolling interests						
Balance, beginning of year	\$ 1,511	\$ 1,794	\$ 1,948			
Initial origination of a noncontrolling interest	—	—	6			
Transactions between noncontrolling-interest shareholders and the related consolidated subsidiary	—	—	(2)			
Transactions between Citigroup and the noncontrolling-interest shareholders	(164)	(96)	(118)			
Net income attributable to noncontrolling-interest shareholders	90	192	227			
Dividends paid to noncontrolling-interest shareholders	(78)	(91)	(63)			
Other comprehensive income (loss) attributable to noncontrolling-interest shareholders	(83)	(106)	(17)			
Other	(41)	(182)	(187)			
Net change in noncontrolling interests	\$ (276)	\$ (283)	\$ (154)			
Balance, end of period	\$ 1,235	\$ 1,511	\$ 1,794			
Total equity	\$ 223,092	\$ 211,696	\$ 205,786			

- (1) Citi adopted ASU 2014-01 *Investments-Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Affordable Housing*, in the first quarter of 2015 on a retrospective basis. This adjustment to opening *Retained earnings* represents the impact to periods prior to January 1, 2013 and is shown as an adjustment to the opening balance since 2013 is the earliest period presented in this statement. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for additional information.
- (2) Common dividends declared were \$0.01 per share in the first quarter and \$0.05 both in the second, third and fourth quarters of 2015 and \$0.01 per share in each quarter of 2014.
- (3) Includes treasury stock related to (i) certain activity on employee stock option program exercises where the employee delivers existing shares to cover the option exercise, or (ii) under Citi's employee restricted or deferred stock programs where shares are withheld to satisfy tax requirements.
- (4) For the twelve months ended December 31, 2015, 2014 and 2013, primarily consists of open market purchases under Citi's Board of Directors-approved common stock repurchase program.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS

Citigroup Inc. and Subsidiaries

<i>In millions of dollars</i>	Years ended December 31,		
	2015	2014	2013
Cash flows from operating activities of continuing operations			
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 17,332	\$ 7,502	\$ 13,886
Net income attributable to noncontrolling interests	90	192	227
Citigroup's net income	\$ 17,242	\$ 7,310	\$ 13,659
Loss from discontinued operations, net of taxes	(54)	(2)	(90)
Gain on sale, net of taxes	—	—	360
Income from continuing operations—excluding noncontrolling interests	\$ 17,296	\$ 7,312	\$ 13,389
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities of continuing operations			
Gains on significant disposals ⁽¹⁾	(3,210)	(452)	—
Amortization of deferred policy acquisition costs and present value of future profits	191	210	194
Additions to deferred policy acquisition costs	(62)	(64)	(54)
Depreciation and amortization	3,506	3,589	3,303
Deferred tax provision	2,794	3,347	2,699
Provision for loan losses	7,108	6,828	7,604
Realized gains from sales of investments	(682)	(570)	(748)
Net impairment losses on investments, goodwill and intangible assets	318	426	535
Change in trading account assets	46,830	(10,858)	35,001
Change in trading account liabilities	(21,524)	30,274	(6,787)
Change in brokerage receivables net of brokerage payables	2,278	(4,272)	(6,490)
Change in loans held-for-sale (HFS)	(7,207)	(1,144)	4,321
Change in other assets	(32)	(1,690)	13,028
Change in other liabilities	(1,135)	7,973	(7,880)
Other, net	(6,732)	5,434	5,129
Total adjustments	\$ 22,441	\$ 39,031	\$ 49,855
Net cash provided by operating activities of continuing operations	\$ 39,737	\$ 46,343	\$ 63,244
Cash flows from investing activities of continuing operations			
Change in deposits with banks	\$ 15,488	\$ 40,916	\$ (66,871)
Change in federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	22,895	14,467	4,274
Change in loans	1,353	1,170	(30,198)
Proceeds from sales and securitizations of loans	9,610	4,752	9,123
Purchases of investments	(242,362)	(258,992)	(220,823)
Proceeds from sales of investments	141,470	135,824	131,100
Proceeds from maturities of investments	82,047	94,117	84,831
Proceeds from significant disposals ⁽¹⁾	5,932	346	—
Payments due to transfers of net liabilities associated with significant disposals ⁽¹⁾⁽²⁾	(18,929)	(1,255)	—
Capital expenditures on premises and equipment and capitalized software	(3,198)	(3,386)	(3,490)
Proceeds from sales of premises and equipment, subsidiaries and affiliates, and repossessed assets	577	623	716
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ 14,883	\$ 28,582	\$ (91,338)
Cash flows from financing activities of continuing operations			
Dividends paid	\$ (1,253)	\$ (633)	\$ (314)
Issuance of preferred stock	6,227	3,699	4,192
Redemption of preferred stock	—	—	(94)
Treasury stock acquired	(5,452)	(1,232)	(837)
Stock tendered for payment of withholding taxes	(428)	(508)	(452)
Change in federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	(26,942)	(30,074)	(7,724)

Issuance of long-term debt	44,619	66,836	54,405
Payments and redemptions of long-term debt	(52,843)	(58,923)	(63,994)
Change in deposits	8,555	(48,336)	37,713
Change in short-term borrowings	(37,256)	(1,099)	199
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ (64,773)	\$ (70,270)	\$ 23,094
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	\$ (1,055)	\$ (2,432)	\$ (1,558)
Discontinued operations			
Net cash used in discontinued operations	\$ —	\$ —	\$ (10)
Change in cash and due from banks	\$ (11,208)	\$ 2,223	\$ (6,568)
Cash and due from banks at beginning of period	32,108	29,885	36,453
Cash and due from banks at end of period	\$ 20,900	\$ 32,108	\$ 29,885
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations			
Cash paid during the year for income taxes	\$ 4,978	\$ 4,632	\$ 4,495
Cash paid during the year for interest	12,031	14,001	15,655
Non-cash investing activities			
Change in loans due to consolidation/deconsolidation of VIEs	\$ —	\$ (374)	\$ 6,718
Decrease in net loans associated with significant disposals reclassified to HFS	(9,063)	—	—
Decrease in investments associated with significant disposals reclassified to HFS	(1,402)	—	—
Decrease in goodwill and intangible assets associated with significant disposals reclassified to HFS	(223)	—	—
Decrease in deposits with banks with significant disposals reclassified to HFS	(404)	—	—
Transfers to loans HFS from loans	28,600	15,100	17,300
Transfers to OREO and other repossessed assets	276	321	325
Non-cash financing activities			
Decrease in long-term debt associated with significant disposals reclassified to HFS	\$ (4,673)	\$ —	\$ —
Decrease in deposits associated with reclassification to HFS	—	(20,605)	—
Increase in short-term borrowings due to consolidation of VIEs	—	500	6,718
Decrease in long-term debt due to deconsolidation of VIEs	—	(864)	—

(1) See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for the adoption of ASU No. 2014-08 in the second quarter of 2014 and Note 2 for further information on significant disposals.

(2) The payments associated with significant disposals result primarily from the sale of deposit liabilities.

The Notes to the Consolidated Financial Statements are an integral part of these Consolidated Financial Statements.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Throughout these Notes, "Citigroup," "Citi" and the "Company" refer to Citigroup Inc. and its consolidated subsidiaries.

Certain reclassifications have been made to the prior periods' financial statements and notes to conform to the current period's presentation.

Principles of Consolidation

The Consolidated Financial Statements include the accounts of Citigroup and its subsidiaries prepared in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles (GAAP). The Company consolidates subsidiaries in which it holds, directly or indirectly, more than 50% of the voting rights or where it exercises control. Entities where the Company holds 20% to 50% of the voting rights and/or has the ability to exercise significant influence, other than investments of designated venture capital subsidiaries or investments accounted for at fair value under the fair value option, are accounted for under the equity method, and the pro rata share of their income (loss) is included in *Other revenue*. Income from investments in less than 20% owned companies is recognized when dividends are received. As discussed in more detail in Note 22 to the Consolidated Financial Statements, Citigroup also consolidates entities deemed to be variable interest entities when Citigroup is determined to be the primary beneficiary. Gains and losses on the disposition of branches, subsidiaries, affiliates, buildings, and other investments are included in *Other revenue*.

Citibank

Citibank, N.A. (Citibank) is a commercial bank and wholly owned subsidiary of Citigroup. Citibank's principal offerings include: consumer finance, mortgage lending and retail banking (including commercial banking) products and services; investment banking, cash management and trade finance; and private banking products and services.

Variable Interest Entities

An entity is referred to as a variable interest entity (VIE) if it meets the criteria outlined in Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810, *Consolidation*, which are: (i) the entity has equity that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support from other parties; or (ii) the entity has equity investors that cannot make significant decisions about the entity's operations or that do not absorb their proportionate share of the entity's expected losses or expected returns.

The Company consolidates a VIE when it has both the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance and a right to receive benefits or the obligation to absorb losses of the entity that could be potentially significant to the VIE (that is, Citi is the primary beneficiary).

In addition to variable interests held in consolidated VIEs, the Company has variable interests in other VIEs that are not consolidated because the Company is not the primary beneficiary. These include multi-seller finance companies, certain collateralized loan obligations (CLOs), many structured finance transactions and various investment funds. However, these VIEs and all other unconsolidated VIEs are monitored by the Company to assess whether any events have occurred to cause its primary beneficiary status to change. These events include:

- purchases or sales of variable interests by Citigroup or an unrelated third party, which cause Citigroup's overall variable interest ownership to change;
- changes in contractual arrangements that reallocate expected losses and residual returns among the variable interest holders;
- changes in the party that has power to direct the activities of a VIE that most significantly impact the entity's economic performance; and
- providing financial support to an entity that results in an implicit variable interest.

All other entities not deemed to be VIEs with which the Company has involvement are evaluated for consolidation under other subtopics of ASC 810.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities of Citi's foreign operations are translated from their respective functional currencies into U.S. dollars using period-end spot foreign-exchange rates. The effects of those translation adjustments are reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of stockholders' equity, along with any related hedge and tax effects, until realized upon sale or substantial liquidation of the foreign operation. Revenues and expenses of Citi's foreign operations are translated monthly from their respective functional currencies into U.S. dollars at amounts that approximate weighted average exchange rates.

For transactions whose terms are denominated in a currency other than the functional currency, including transactions denominated in the local currencies of foreign operations with the U.S. dollar as their functional currency, the effects of changes in exchange rates are primarily included in *Principal transactions*, along with the related effects of any economic hedges. Instruments used to hedge foreign currency exposures include foreign currency forward, option and swap contracts and in certain instances, designated issues of non-U.S. dollar debt. Foreign operations in countries with highly inflationary economies designate the U.S. dollar as their functional currency, with the effects of changes in exchange rates primarily included in *Other revenue*.

Investment Securities

Investments include fixed income and equity securities. Fixed income instruments include bonds, notes and redeemable preferred stocks, as well as certain loan-backed and structured securities that are subject to prepayment risk. Equity securities include common and nonredeemable preferred stock.

Investment securities are classified and accounted for as follows:

- Fixed income securities classified as “held-to-maturity” are securities that the Company has both the ability and the intent to hold until maturity and are carried at amortized cost. Interest income on such securities is included in *Interest revenue*.
- Fixed income securities and marketable equity securities classified as “available-for-sale” are carried at fair value with changes in fair value reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, a component of Stockholders’ equity, net of applicable income taxes and hedges. Realized gains and losses on sales are included in income primarily on a specific identification cost basis. Interest and dividend income on such securities is included in *Interest revenue*.
- Certain investments in non-marketable equity securities and certain investments that would otherwise have been accounted for using the equity method are carried at fair value, since the Company has elected to apply fair value accounting. Changes in fair value of such investments are recorded in earnings.
- Certain non-marketable equity securities are carried at cost and are periodically assessed for other-than-temporary impairment, as described in Note 14 to the Consolidated Financial Statements.

For investments in fixed income securities classified as held-to-maturity or available-for-sale, the accrual of interest income is suspended for investments that are in default or for which it is likely that future interest payments will not be made as scheduled.

Investment securities are subject to evaluation for other-than-temporary impairment as described in Note 14 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of valuation techniques for investments carried at fair value, which are described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements. Realized gains and losses on sales of investments are included in earnings.

Trading Account Assets and Liabilities

Trading account assets include debt and marketable equity securities, derivatives in a receivable position, residual interests in securitizations and physical commodities inventory. In addition, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, certain assets that Citigroup has elected to carry at fair value under the fair value option, such as loans and purchased guarantees, are also included in *Trading account assets*.

Trading account liabilities include securities sold, not yet purchased (short positions) and derivatives in a net payable position, as well as certain liabilities that Citigroup has elected to carry at fair value (as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements).

Other than physical commodities inventory, all trading account assets and liabilities are carried at fair value. Revenues generated from trading assets and trading liabilities are generally reported in *Principal transactions* and include realized gains and losses as well as unrealized gains and losses resulting from changes in the fair value of such instruments. Interest income on trading assets is recorded in *Interest revenue* reduced by interest expense on trading liabilities.

Physical commodities inventory is carried at the lower of cost or market with related losses reported in *Principal transactions*. Realized gains and losses on sales of commodities inventory are included in *Principal transactions*. Investments in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) are accounted for as hybrid instruments containing a debt host contract and an embedded non-financial derivative instrument indexed to the price of the relevant precious metal. The embedded derivative instrument is separated from the debt host contract and accounted for at fair value. The debt host contract is accounted for at fair value under the fair value option, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements.

Derivatives used for trading purposes include interest rate, currency, equity, credit, and commodity swap agreements, options, caps and floors, warrants, and financial and commodity futures and forward contracts. Derivative asset and liability positions are presented net by counterparty on the Consolidated Balance Sheet when a valid master netting agreement exists and the other conditions set out in ASC 210-20, *Balance Sheet—Offsetting*, are met. See Note 23 to the Consolidated Financial Statements.

The Company uses a number of techniques to determine the fair value of trading assets and liabilities, which are described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

Securities Borrowed and Securities Loaned

Securities borrowing and lending transactions do not constitute a sale of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. Such transactions are recorded at the amount of proceeds advanced or received plus accrued interest. As described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to a number of securities borrowing and lending transactions. Fees paid or received for all securities lending and borrowing transactions are recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

The Company monitors the fair value of securities borrowed or loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of securities lending and borrowing transactions.

Repurchase and Resale Agreements

Securities sold under agreements to repurchase (repos) and securities purchased under agreements to resell (reverse repos) do not constitute a sale (or purchase) of the underlying securities for accounting purposes and are treated as collateralized financing transactions. As described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, the Company has elected to apply fair value accounting to the majority of such transactions, with changes in fair value reported in earnings. Any transactions for which fair value accounting has not been elected are recorded at the amount of cash advanced or received plus accrued interest. Irrespective of whether the Company has elected fair value accounting, interest paid or received on all repo and reverse repo transactions is recorded in *Interest expense* or *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Where the conditions of ASC 210-20-45-11, *Balance Sheet-Offsetting: Repurchase and Reverse Repurchase Agreements*, are met, repos and reverse repos are presented net on the Consolidated Balance Sheet.

The Company's policy is to take possession of securities purchased under reverse repurchase agreements. The Company monitors the fair value of securities subject to repurchase or resale on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

As described in Note 25 to the Consolidated Financial Statements, the Company uses a discounted cash flow technique to determine the fair value of repo and reverse repo transactions.

Loans

Loans are reported at their outstanding principal balances net of any unearned income and unamortized deferred fees and costs except that credit card receivable balances also include accrued interest and fees. Loan origination fees and certain direct origination costs are generally deferred and

recognized as adjustments to income over the lives of the related loans.

As described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements, Citi has elected fair value accounting for certain loans. Such loans are carried at fair value with changes in fair value reported in earnings. Interest income on such loans is recorded in *Interest revenue* at the contractually specified rate.

Loans for which the fair value option has not been elected are classified upon origination or acquisition as either held-for-investment or held-for-sale. This classification is based on management's initial intent and ability with regard to those loans.

Loans that are held-for-investment are classified as *Loans, net of unearned income* on the Consolidated Balance Sheet, and the related cash flows are included within the cash flows from investing activities category in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Change in loans*. However, when the initial intent for holding a loan has changed from held-for-investment to held-for-sale, the loan is reclassified to held-for-sale, but the related cash flows continue to be reported in cash flows from investing activities in the Consolidated Statement of Cash Flows on the line *Proceeds from sales and securitizations of loans*.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by the *Global Consumer Banking (GCB)* businesses and Citi Holdings.

Consumer Non-accrual and Re-aging Policies

As a general rule, interest accrual ceases for installment and real estate (both open- and closed-end) loans when payments are 90 days contractually past due. For credit cards and other unsecured revolving loans, however, Citi generally accrues interest until payments are 180 days past due. As a result of OCC guidance, home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Also as a result of OCC guidance, mortgage loans in regulated bank entities discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than FHA-insured loans, are classified as non-accrual. Commercial market loans are placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due.

Loans that have been modified to grant a concession to a borrower in financial difficulty may not be accruing interest at the time of the modification. The policy for returning such modified loans to accrual status varies by product and/or region. In most cases, a minimum number of payments (ranging from one to six) is required, while in other cases the loan is never returned to accrual status. For regulated bank entities, such modified loans are returned to accrual status if a credit evaluation at the time of, or subsequent to, the modification indicates the borrower is able to meet the restructured terms, and the borrower is current and has demonstrated a reasonable period of

sustained payment performance (minimum six months of consecutive payments).

For U.S. consumer loans, generally one of the conditions to qualify for modification is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) must be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for the loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, Federal Housing Administration (FHA) and Department of Veterans Affairs (VA) loans may only be modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

Consumer Charge-Off Policies

Citi's charge-off policies follow the general guidelines below:

- Unsecured installment loans are charged off at 120 days contractually past due.
- Unsecured revolving loans and credit card loans are charged off at 180 days contractually past due.
- Loans secured with non-real estate collateral are written down to the estimated value of the collateral, less costs to sell, at 120 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 180 days contractually past due.
- Real estate-secured loans are charged off no later than 180 days contractually past due if a decision has been made not to foreclose on the loans.
- Non-bank real estate-secured loans are charged off at the earlier of 180 days contractually past due, if there have been no payments within the last six months, or 360 days contractually past due, if a decision has been made not to foreclose on the loans.
- Non-bank loans secured by real estate are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at the earlier of the receipt of title, the initiation of foreclosure (a process that must commence when payments are 120 days contractually past due), when the loan is 180 days contractually past due if there have been no payments within the past six months or 360 days contractually past due.
- Non-bank unsecured personal loans are charged off at the earlier of 180 days contractually past due if there have been no payments within the last six months, or 360 days contractually past due.
- Unsecured loans in bankruptcy are charged off within 60 days of notification of filing by the bankruptcy court

or in accordance with Citi's charge-off policy, whichever occurs earlier.

- Consistent with OCC guidance, real estate-secured loans that were discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than FHA-insured loans, are written down to the estimated value of the property, less costs to sell. Other real estate-secured loans in bankruptcy are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at the later of 60 days after notification or 60 days contractually past due.
- Non-bank loans secured by real estate that are discharged through Chapter 7 bankruptcy are written down to the estimated value of the property, less costs to sell, at 60 days contractually past due.
- Non-bank unsecured personal loans in bankruptcy are charged off when they are 30 days contractually past due.
- Commercial market loans are written down to the extent that principal is judged to be uncollectable.

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by *Institutional Clients Group (ICG)*. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan.

Impaired corporate loans and leases are written down to the extent that principal is deemed to be uncollectable. Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of cost or collateral value. Cash-basis loans are returned to accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance in accordance with the contractual terms.

Loans Held-for-Sale

Corporate and consumer loans that have been identified for sale are classified as loans held-for-sale and included in *Other assets*. The practice of Citi's U.S. prime mortgage business has been to sell substantially all of its conforming loans. As such, U.S. prime mortgage conforming loans are classified as held-for-sale and the fair value option is elected at origination, with changes in fair value recorded in *Other revenue*. With the exception of those loans for which the fair value option has been elected, held-for-sale loans are accounted for at the lower of cost or market value, with any

write-downs or subsequent recoveries charged to *Other revenue*. The related cash flows are classified in the Consolidated Statement of Cash Flows in the cash flows from operating activities category on the line *Change in loans held-for-sale*.

Allowance for Loan Losses

Allowance for loan losses represents management's best estimate of probable losses inherent in the portfolio, including probable losses related to large individually evaluated impaired loans and troubled debt restructurings. Attribution of the allowance is made for analytical purposes only, and the entire allowance is available to absorb probable loan losses inherent in the overall portfolio. Additions to the allowance are made through the *Provision for loan losses*. Loan losses are deducted from the allowance and subsequent recoveries are added. Assets received in exchange for loan claims in a restructuring are initially recorded at fair value, with any gain or loss reflected as a recovery or charge-off to the provision.

Consumer Loans

For consumer loans, each portfolio of non-modified smaller-balance, homogeneous loans is independently evaluated for impairment by product type (e.g., residential mortgage, credit card, etc.) in accordance with ASC 450, *Contingencies*. The allowance for loan losses attributed to these loans is established via a process that estimates the probable losses inherent in the specific portfolio. This process includes migration analysis, in which historical delinquency and credit loss experience is applied to the current aging of the portfolio, together with analyses that reflect current and anticipated economic conditions, including changes in housing prices and unemployment trends. Citi's allowance for loan losses under ASC 450 only considers contractual principal amounts due, except for credit card loans where estimated loss amounts related to accrued interest receivable are also included.

Management also considers overall portfolio indicators, including historical credit losses, delinquent, non-performing and classified loans, trends in volumes and terms of loans, an evaluation of overall credit quality, the credit process, including lending policies and procedures, and economic, geographical, product and other environmental factors.

Separate valuation allowances are determined for impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified in a troubled debt restructuring (TDR). Long-term modification programs, and short-term (less than 12 months) modifications that provide concessions (such as interest rate reductions) to borrowers in financial difficulty, are reported as TDRs. In addition, loan modifications that involve a trial period are reported as TDRs at the start of the trial period. The allowance for loan losses for TDRs is determined in accordance with ASC 310-10-35, *Receivables—Subsequent Measurement* (formerly SFAS 114) considering all available evidence, including, as appropriate, the present value of the expected future cash flows discounted at the loan's original contractual effective rate, the secondary market value of the loan and the fair value of

collateral less disposal costs. These expected cash flows incorporate modification program default rate assumptions. The original contractual effective rate for credit card loans is the pre-modification rate, which may include interest rate increases under the original contractual agreement with the borrower.

Valuation allowances for commercial market loans, which are classifiably managed Consumer loans, are determined in the same manner as for Corporate loans and are described in more detail in the following section. Generally, an asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35 on an individual basis for larger-balance, non-homogeneous loans that are considered impaired and the allowance for the remainder of the classifiably managed Consumer loan portfolio is calculated under ASC 450 using a statistical methodology that may be supplemented by management adjustment.

Corporate Loans

In the corporate portfolios, the *Allowance for loan losses* includes an asset-specific component and a statistically based component. The asset-specific component is calculated under ASC 310-10-35, on an individual basis for larger-balance, non-homogeneous loans, which are considered impaired. An asset-specific allowance is established when the discounted cash flows, collateral value (less disposal costs) or observable market price of the impaired loan are lower than its carrying value. This allowance considers the borrower's overall financial condition, resources, and payment record, the prospects for support from any financially responsible guarantors (discussed further below) and, if appropriate, the realizable value of any collateral. The asset-specific component of the allowance for smaller balance impaired loans is calculated on a pool basis considering historical loss experience.

The allowance for the remainder of the loan portfolio is determined under ASC 450 using a statistical methodology, supplemented by management judgment. The statistical analysis considers the portfolio's size, remaining tenor and credit quality as measured by internal risk ratings assigned to individual credit facilities, which reflect probability of default and loss given default. The statistical analysis considers historical default rates and historical loss severity in the event of default, including historical average levels and historical variability. The result is an estimated range for inherent losses. The best estimate within the range is then determined by management's quantitative and qualitative assessment of current conditions, including general economic conditions, specific industry and geographic trends, and internal factors including portfolio concentrations, trends in internal credit quality indicators, and current and past underwriting standards.

For both the asset-specific and the statistically based components of the *Allowance for loan losses*, management may incorporate guarantor support. The financial wherewithal of the guarantor is evaluated, as applicable, based on net worth, cash flow statements and personal or company financial statements which are updated and reviewed at least annually. Citi seeks performance on

guarantee arrangements in the normal course of business. Seeking performance entails obtaining satisfactory cooperation from the guarantor or borrower in the specific situation. This regular cooperation is indicative of pursuit and successful enforcement of the guarantee; the exposure is reduced without the expense and burden of pursuing a legal remedy. A guarantor's reputation and willingness to work with Citigroup is evaluated based on the historical experience with the guarantor and the knowledge of the marketplace. In the rare event that the guarantor is unwilling or unable to perform or facilitate borrower cooperation, Citi pursues a legal remedy; however, enforcing a guarantee via legal action against the guarantor is not the primary means of resolving a troubled loan situation and rarely occurs. If Citi does not pursue a legal remedy, it is because Citi does not believe that the guarantor has the financial wherewithal to perform regardless of legal action or because there are legal limitations on simultaneously pursuing guarantors and foreclosure. A guarantor's reputation does not impact Citi's decision or ability to seek performance under the guarantee.

In cases where a guarantee is a factor in the assessment of loan losses, it is included via adjustment to the loan's internal risk rating, which in turn is the basis for the adjustment to the statistically based component of the *Allowance for loan losses*. To date, it is only in rare circumstances that an impaired commercial loan or commercial real estate loan is carried at a value in excess of the appraised value due to a guarantee.

When Citi's monitoring of the loan indicates that the guarantor's wherewithal to pay is uncertain or has deteriorated, there is either no change in the risk rating, because the guarantor's credit support was never initially factored in, or the risk rating is adjusted to reflect that uncertainty or deterioration. Accordingly, a guarantor's ultimate failure to perform or a lack of legal enforcement of the guarantee does not materially impact the allowance for loan losses, as there is typically no further significant adjustment of the loan's risk rating at that time. Where Citi is not seeking performance under the guarantee contract, it provides for loan losses as if the loans were non-performing and not guaranteed.

Reserve Estimates and Policies

Management provides reserves for an estimate of probable losses inherent in the funded loan portfolio on the Consolidated Balance Sheet in the form of an allowance for loan losses. These reserves are established in accordance with Citigroup's credit reserve policies, as approved by the Audit Committee of the Citigroup Board of Directors. Citi's Chief Risk Officer and Chief Financial Officer review the adequacy of the credit loss reserves each quarter with representatives from the risk management and finance staffs for each applicable business area. Applicable business areas include those having classifiably managed portfolios, where internal credit-risk ratings are assigned (primarily *ICG* and *GCB*) or modified Consumer loans, where concessions were granted due to the borrowers' financial difficulties.

The above-mentioned representatives for these business areas present recommended reserve balances for their funded

and unfunded lending portfolios along with supporting quantitative and qualitative data discussed below:

Estimated probable losses for non-performing, non-homogeneous exposures within a business line's classifiably managed portfolio and impaired smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrowers' financial difficulties, where it was determined that a concession was granted to the borrower. Consideration may be given to the following, as appropriate, when determining this estimate: (i) the present value of expected future cash flows discounted at the loan's original effective rate; (ii) the borrower's overall financial condition, resources and payment record, and (iii) the prospects for support from financially responsible guarantors or the realizable value of any collateral. In the determination of the allowance for loan losses for TDRs, management considers a combination of historical re-default rates, the current economic environment and the nature of the modification program when forecasting expected cash flows. When impairment is measured based on the present value of expected future cash flows, the entire change in present value is recorded in the *Provision for loan losses*.

Statistically calculated losses inherent in the classifiably managed portfolio for performing and de minimis non-performing exposures. The calculation is based on: (i) Citi's internal system of credit-risk ratings, which are analogous to the risk ratings of the major rating agencies; and (ii) historical default and loss data, including rating agency information regarding default rates from 1983 to 2014 and internal data dating to the early 1970s on severity of losses in the event of default. Adjustments may be made to this data. Such adjustments include: (i) statistically calculated estimates to cover the historical fluctuation of the default rates over the credit cycle, the historical variability of loss severity among defaulted loans, and the degree to which there are large obligor concentrations in the global portfolio; and (ii) adjustments made for specific known items, such as current environmental factors and credit trends.

In addition, representatives from each of the risk management and finance staffs that cover business areas with delinquency-managed portfolios containing smaller-balance homogeneous loans present their recommended reserve balances based on leading credit indicators, including loan delinquencies and changes in portfolio size as well as economic trends, including current and future housing prices, unemployment, length of time in foreclosure, costs to sell and GDP. This methodology is applied separately for each individual product within each geographic region in which these portfolios exist.

This evaluation process is subject to numerous estimates and judgments. The frequency of default, risk ratings, loss recovery rates, the size and diversity of individual large credits, and the ability of borrowers with foreign currency obligations to obtain the foreign currency necessary for orderly debt servicing, among other things, are all taken into account during this review. Changes in these estimates could

have a direct impact on the credit costs in any period and could result in a change in the allowance.

Allowance for Unfunded Lending Commitments

A similar approach to the allowance for loan losses is used for calculating a reserve for the expected losses related to unfunded lending commitments and standby letters of credit. This reserve is classified on the balance sheet in *Other liabilities*. Changes to the allowance for unfunded lending commitments are recorded in the *Provision for unfunded lending commitments*.

Mortgage Servicing Rights

Mortgage servicing rights (MSRs) are recognized as intangible assets when purchased or when the Company sells or securitizes loans acquired through purchase or origination and retains the right to service the loans. Mortgage servicing rights are accounted for at fair value, with changes in value recorded in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

Additional information on the Company's MSRs can be found in Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

Goodwill

Goodwill represents the excess of acquisition cost over the fair value of net tangible and intangible assets acquired. Goodwill is subject to annual impairment testing and between annual tests if an event occurs or circumstances change that would more-likely-than-not reduce the fair value of a reporting unit below its carrying amount.

Under ASC 350, *Intangibles—Goodwill and Other*, the Company has an option to assess qualitative factors to determine if it is necessary to perform the goodwill impairment test. If, after assessing the totality of events or circumstances, the Company determines that it is not more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, no further testing is necessary. If, however, the Company determines that it is more-likely-than-not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, then the Company must perform the first step of the two-step goodwill impairment test.

The Company has an unconditional option to bypass the qualitative assessment for any reporting unit in any reporting period and proceed directly to the first step of the goodwill impairment test. Furthermore, on any business dispositions, goodwill is allocated to the disposed business based on the ratio of the fair value of the disposed business to the fair value of the reporting unit.

The first step requires a comparison of the fair value of the individual reporting unit to its carrying value, including goodwill. If the fair value of the reporting unit is in excess of the carrying value, the related goodwill is considered not to be impaired and no further analysis is necessary. If the carrying value of the reporting unit exceeds the fair value, this is an indication of potential impairment and a second step of testing is performed to measure the amount of impairment, if any, for that reporting unit.

If required, the second step involves calculating the implied fair value of goodwill for each of the affected

reporting units. The implied fair value of goodwill is determined in the same manner as the amount of goodwill recognized in a business combination, which is the excess of the fair value of the reporting unit determined in step one over the fair value of the net assets and identifiable intangibles as if the reporting unit were being acquired. If the amount of the goodwill allocated to the reporting unit exceeds the implied fair value of the goodwill in the pro forma purchase price allocation, an impairment charge is recorded for the excess. A recognized impairment charge cannot exceed the amount of goodwill allocated to a reporting unit and cannot subsequently be reversed even if the fair value of the reporting unit recovers.

Additional information on Citi's goodwill impairment testing can be found in Note 17 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible Assets

Intangible assets, including core deposit intangibles, present value of future profits, purchased credit card relationships, other customer relationships, and other intangible assets, but excluding MSRs, are amortized over their estimated useful lives. Intangible assets deemed to have indefinite useful lives, primarily certain asset management contracts and trade names, are not amortized and are subject to annual impairment tests. An impairment exists if the carrying value of the indefinite-lived intangible asset exceeds its fair value. For other intangible assets subject to amortization, an impairment is recognized if the carrying amount is not recoverable and exceeds the fair value of the intangible asset.

Similar to the goodwill impairment analysis, in performing the annual impairment analysis for indefinite-lived intangible assets, Citi may and has elected to bypass the optional qualitative assessment, choosing instead to perform a quantitative analysis.

Other Assets and Other Liabilities

Other assets include, among other items, loans held-for-sale, deferred tax assets, equity method investments, interest and fees receivable, premises and equipment (including purchased and developed software), repossessed assets, and other receivables. *Other liabilities* include, among other items, accrued expenses and other payables, deferred tax liabilities, and reserves for legal claims, taxes, unfunded lending commitments, repositioning reserves, and other matters.

Other Real Estate Owned and Repossessed Assets

Real estate or other assets received through foreclosure or repossession are generally reported in *Other assets*, net of a valuation allowance for selling costs and subsequent declines in fair value.

Securitizations

The Company primarily securitizes credit card receivables and mortgages. Other types of securitized assets include corporate debt instruments (in cash and synthetic form).

There are two key accounting determinations that must be made relating to securitizations. Citi first makes a determination as to whether the securitization entity must be consolidated. Second, it determines whether the transfer of financial assets to the entity is considered a sale under GAAP. If the securitization entity is a VIE, the Company consolidates the VIE if it is the primary beneficiary (as discussed in "Variable Interest Entities" above). For all other securitization entities determined not to be VIEs in which Citigroup participates, consolidation is based on which party has voting control of the entity, giving consideration to removal and liquidation rights in certain partnership structures. Only securitization entities controlled by Citigroup are consolidated.

Interests in the securitized and sold assets may be retained in the form of subordinated or senior interest-only strips; subordinated tranches, spread accounts and servicing rights. In credit card securitizations, the Company retains a seller's interest in the credit card receivables transferred to the trusts, which is not in securitized form. In the case of consolidated securitization entities, including the credit card trusts, these retained interests are not reported on Citi's Consolidated Balance Sheet. The securitized loans remain on the balance sheet. Substantially all of the Consumer loans sold or securitized through non-consolidated trusts by Citigroup are U.S. prime residential mortgage loans. Retained interests in non-consolidated mortgage securitization trusts are classified as *Trading account assets*, except for MSRs, which are included in *Mortgage servicing rights* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Debt

Short-term borrowings and *Long-term debt* are accounted for at amortized cost, except where the Company has elected to report the debt instruments, including certain structured notes at fair value, or the debt is in a fair value hedging relationship.

Transfers of Financial Assets

For a transfer of financial assets to be considered a sale: (i) the assets must have been legally isolated from the Company, even in bankruptcy or other receivership; (ii) the purchaser must have the right to pledge or sell the assets transferred or, if the purchaser is an entity whose sole purpose is to engage in securitization and asset-backed financing activities through the issuance of beneficial interests and that entity is constrained from pledging the assets it receives, each beneficial interest holder must have the right to sell or pledge their beneficial interests; and (iii) the Company may not have an option or obligation to reacquire the assets.

If these sale requirements are met, the assets are removed from the Company's Consolidated Balance Sheet. If the conditions for sale are not met, the transfer is considered to be a secured borrowing, the assets remain on

the Consolidated Balance Sheet and the sale proceeds are recognized as the Company's liability. A legal opinion on a sale generally is obtained for complex transactions or where the Company has continuing involvement with assets transferred or with the securitization entity. For a transfer to be eligible for sale accounting, those opinions must state that the asset transfer would be considered a sale and that the assets transferred would not be consolidated with the Company's other assets in the event of the Company's insolvency.

For a transfer of a portion of a financial asset to be considered a sale, the portion transferred must meet the definition of a participating interest. A participating interest must represent a pro rata ownership in an entire financial asset; all cash flows must be divided proportionately, with the same priority of payment; no participating interest in the transferred asset may be subordinated to the interest of another participating interest holder; and no party may have the right to pledge or exchange the entire financial asset unless all participating interest holders agree. Otherwise, the transfer is accounted for as a secured borrowing.

See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for further discussion.

Risk Management Activities—Derivatives Used for Hedging Purposes

The Company manages its exposures to market rate movements outside its trading activities by modifying the asset and liability mix, either directly or through the use of derivative financial products, including interest-rate swaps, futures, forwards, and purchased options, as well as foreign-exchange contracts. These end-user derivatives are carried at fair value in *Other assets*, *Other liabilities*, *Trading account assets* and *Trading account liabilities*.

To qualify as an accounting hedge under the hedge accounting rules (versus an economic hedge where hedge accounting is not sought), a derivative must be highly effective in offsetting the risk designated as being hedged. The hedge relationship must be formally documented at inception, detailing the particular risk management objective and strategy for the hedge. This includes the item and risk being hedged, the derivative being used and how effectiveness will be assessed and ineffectiveness measured. The effectiveness of these hedging relationships is evaluated both on a retrospective and prospective basis, typically using quantitative measures of correlation with hedge ineffectiveness measured and recorded in current earnings.

If a hedge relationship is not highly effective, it no longer qualifies as an accounting hedge and hedge accounting may not be applied. Any gains or losses attributable to the derivatives, as well as subsequent changes in fair value, are recognized in *Other revenue* or *Principal transactions* with no offset to the hedged item, similar to trading derivatives.

The foregoing criteria are applied on a decentralized basis, consistent with the level at which market risk is managed, but are subject to various limits and controls. The underlying asset, liability or forecasted transaction may be an individual item or a portfolio of similar items.

For fair value hedges, in which derivatives hedge the fair value of assets or liabilities, changes in the fair value of derivatives are reflected in *Other revenue*, together with changes in the fair value of the hedged item related to the hedged risk. These amounts are expected to, and generally do, offset each other. Any net amount, representing hedge ineffectiveness, is reflected in current earnings. Citigroup's fair value hedges are primarily hedges of fixed-rate long-term debt and available-for-sale securities.

For cash flow hedges, in which derivatives hedge the variability of cash flows related to floating- and fixed-rate assets, liabilities or forecasted transactions, the accounting treatment depends on the effectiveness of the hedge. To the extent these derivatives are effective in offsetting the variability of the hedged cash flows, the effective portion of the changes in the derivatives' fair values will not be included in current earnings, but is reported in *Accumulated other comprehensive income (loss)*. These changes in fair value will be included in earnings of future periods when the hedged cash flows impact earnings. To the extent these derivatives are not effective, changes in their fair values are immediately included in *Other revenue*. Citigroup's cash flow hedges primarily include hedges of floating-rate debt and floating-rate assets, including loans and securities purchased under agreements to resell, as well as rollovers of short-term fixed-rate liabilities and floating-rate liabilities and forecasted debt issuances.

For net investment hedges in which derivatives hedge the foreign currency exposure of a net investment in a foreign operation, the accounting treatment will similarly depend on the effectiveness of the hedge. The effective portion of the change in fair value of the derivative, including any forward premium or discount, is reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* as part of the foreign currency translation adjustment.

For those accounting hedge relationships that are terminated or when hedge designations are removed, the hedge accounting treatment described in the paragraphs above is no longer applied. Instead, the end-user derivative is terminated or transferred to the trading account. For fair value hedges, any changes in the fair value of the hedged item remain as part of the basis of the asset or liability and are ultimately reflected as an element of the yield. For cash flow hedges, any changes in fair value of the end-user derivative remain in *Accumulated other comprehensive income (loss)* and are included in earnings of future periods when the hedged cash flows impact earnings. However, if it becomes probable that some or all of the hedged forecasted transactions will not occur, any amounts that remain in *Accumulated other comprehensive income (loss)* related to these transactions are immediately reflected in *Other revenue*.

End-user derivatives that are economic hedges, rather than qualifying for hedge accounting, are also carried at fair value, with changes in value included in *Principal transactions* or *Other revenue*. Citigroup often uses economic hedges when qualifying for hedge accounting would be too complex or operationally burdensome. Examples are hedges of the credit risk component of

commercial loans and loan commitments. Citigroup periodically evaluates its hedging strategies in other areas and may designate either a qualifying hedge or an economic hedge, after considering the relative costs and benefits. Economic hedges are also employed when the hedged item itself is marked to market through current earnings, such as hedges of commitments to originate one-to-four-family mortgage loans to be held for sale and MSRs. See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for a further discussion of the Company's hedging and derivative activities.

Employee Benefits Expense

Employee benefits expense includes current service costs of pension and other postretirement benefit plans (which are accrued on a current basis), contributions and unrestricted awards under other employee plans, the amortization of restricted stock awards and costs of other employee benefits. For its most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans), Citigroup measures and discloses plan obligations, plan assets and periodic plan expense quarterly, instead of annually. The effect of remeasuring the Significant Plan obligations and assets by updating plan actuarial assumptions on a quarterly basis is reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* and periodic plan expense. All other plans (All Other Plans) are remeasured annually. See Note 8 to the Consolidated Financial Statements.

Stock-Based Compensation

The Company recognizes compensation expense related to stock and option awards over the requisite service period, generally based on the instruments' grant-date fair value, reduced by expected forfeitures. Compensation cost related to awards granted to employees who meet certain age plus years-of-service requirements (retirement-eligible employees) is accrued in the year prior to the grant date, in the same manner as the accrual for cash incentive compensation. Certain stock awards with performance conditions or certain clawback provisions are subject to variable accounting, pursuant to which the associated compensation expense fluctuates with changes in Citigroup's stock price. See Note 7 to the Consolidated Financial Statements.

Income Taxes

The Company is subject to the income tax laws of the U.S. and its states and municipalities, and the foreign jurisdictions in which it operates. These tax laws are complex and subject to different interpretations by the taxpayer and the relevant governmental taxing authorities. In establishing a provision for income tax expense, the Company must make judgments and interpretations about the application of these inherently complex tax laws. The Company must also make estimates about when in the future certain items will affect taxable income in the various tax jurisdictions, both domestic and foreign.

Disputes over interpretations of the tax laws may be subject to review and adjudication by the court systems of

the various tax jurisdictions or may be settled with the taxing authority upon examination or audit. The Company treats interest and penalties on income taxes as a component of *Income tax expense*.

Deferred taxes are recorded for the future consequences of events that have been recognized for financial statements or tax returns, based upon enacted tax laws and rates. Deferred tax assets are recognized subject to management's judgment that realization is more-likely-than-not. FASB Interpretation No. 48, "Accounting for Uncertainty in Income Taxes" (FIN 48) (now incorporated into ASC 740, *Income Taxes*), sets out a consistent framework to determine the appropriate level of tax reserves to maintain for uncertain tax positions. This interpretation uses a two-step approach wherein a tax benefit is recognized if a position is more-likely-than-not to be sustained. The amount of the benefit is then measured to be the highest tax benefit that is greater than 50% likely to be realized. ASC 740 also sets out disclosure requirements to enhance transparency of an entity's tax reserves.

See Note 9 to the Consolidated Financial Statements for a further description of the Company's tax provision and related income tax assets and liabilities.

Commissions, Underwriting and Principal Transactions

Commissions revenues are recognized in income when earned. Underwriting revenues are recognized in income typically at the closing of the transaction. Principal transactions revenues are recognized in income on a trade-date basis. See Note 5 to the Consolidated Financial Statements for a description of the Company's revenue recognition policies for commissions and fees, and Note 6 to the Consolidated Financial Statements for details of principal transactions revenue.

Earnings per Share

Earnings per share (EPS) is computed after deducting preferred stock dividends. The Company has granted restricted and deferred share awards with dividend rights that are considered to be participating securities, which are akin to a second class of common stock. Accordingly, a portion of Citigroup's earnings is allocated to those participating securities in the EPS calculation.

Basic earnings per share is computed by dividing income available to common stockholders after the allocation of dividends and undistributed earnings to the participating securities by the weighted average number of common shares outstanding for the period. Diluted earnings per share reflects the potential dilution that could occur if securities or other contracts to issue common stock were exercised. It is computed after giving consideration to the weighted average dilutive effect of the Company's stock options and warrants and convertible securities and after the allocation of earnings to the participating securities.

Use of Estimates

Management must make estimates and assumptions that affect the Consolidated Financial Statements and the related Notes to the Consolidated Financial Statements. Such

estimates are used in connection with certain fair value measurements. See Note 25 to the Consolidated Financial Statements for further discussions on estimates used in the determination of fair value. Moreover, estimates are significant in determining the amounts of other-than-temporary impairments, impairments of goodwill and other intangible assets, provisions for probable losses that may arise from credit-related exposures and probable and estimable losses related to litigation and regulatory proceedings, and tax reserves. While management makes its best judgment, actual amounts or results could differ from those estimates. Current market conditions increase the risk and complexity of the judgments in these estimates.

Cash Flows

Cash equivalents are defined as those amounts included in *Cash and due from banks*. Cash flows from risk management activities are classified in the same category as the related assets and liabilities.

Related Party Transactions

The Company has related party transactions with certain of its subsidiaries and affiliates. These transactions, which are primarily short-term in nature, include cash accounts, collateralized financing transactions, margin accounts, derivative transactions, charges for operational support and the borrowing and lending of funds, and are entered into in the ordinary course of business.

ACCOUNTING CHANGES

Debt Issuance Costs

In April 2015, the FASB issued Accounting Standards Update (ASU) 2015-03, *Interest—Imputation of Interest (Subtopic 835-30): Simplifying the Presentation of Debt Issuance Costs*, to conform the presentation of debt issuance costs to that of debt discounts and premiums. Thus, the ASU requires that debt issuance costs related to a recognized debt liability be presented in the balance sheet as a direct deduction from the carrying amount of that debt liability. The guidance is effective beginning on January 1, 2016; however, Citi elected to early adopt the ASU on July 1, 2015 which resulted in an approximately \$150 million reclassification from *Other assets* to *Long-term debt*. The retrospective application was deemed immaterial and, as such, prior periods were not restated.

Accounting for Investments in Tax Credit Partnerships

In January 2014, the FASB issued ASU No. 2014-01, *Investments—Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Qualified Affordable Housing Projects*. Any transition adjustment is reflected as an adjustment to retained earnings in the earliest period presented (retrospective application).

The ASU is applicable to Citi's portfolio of low income housing tax credit (LIHTC) partnership interests. The new standard widens the scope of investments eligible to elect to apply a new alternative method, the proportional amortization method, under which the cost of the investment

is amortized to tax expense in proportion to the amount of tax credits and other tax benefits received. Citi qualifies to elect the proportional amortization method under the ASU for its entire LIHTC portfolio. These investments were previously accounted for under the equity method, which resulted in losses (due to amortization of the investment) being recognized in *Other revenue* and tax credits and benefits being recognized in the *Income tax expense* line. In contrast, the proportional amortization method combines the amortization of the investment and receipt of the tax credits/benefits into one line, *Income tax expense*.

Citi adopted ASU 2014-01 in the first quarter of 2015. The adoption of this ASU was applied retrospectively and cumulatively reduced *Retained earnings* by approximately \$349 million, *Other assets* by approximately \$178 million, and deferred tax assets by approximately \$171 million.

Accounting for Repurchase-to-Maturity Transactions

In June 2014, the FASB issued ASU No. 2014-11, *Transfers and Servicing (Topic 860): Repurchase-to-Maturity Transactions, Repurchase Financings, and Disclosures*. The ASU changes the accounting for repurchase-to-maturity transactions and linked repurchase financings to secured borrowing accounting, which is consistent with the accounting for other repurchase agreements. The ASU also requires disclosures about transfers accounted for as sales in transactions that are economically similar to repurchase agreements (see Note 23 to the Consolidated Financial Statements) and about the types of collateral pledged in repurchase agreements and similar transactions accounted for as secured borrowings (see Note 11 to the Consolidated Financial Statements). The ASU's provisions became effective for Citi in the first quarter of 2015, with the exception of the collateral disclosures which became effective in the second quarter of 2015. The effect of adopting the ASU is required to be reflected as a cumulative effect adjustment to retained earnings as of the beginning of the period of adoption. Adoption of the ASU did not have a material effect on the Company's financial statements.

Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value (NAV) per Share

In May 2015, the FASB issued ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*, which is intended to reduce diversity in practice related to the categorization of investments measured at NAV within the fair value hierarchy. The ASU removes the current requirement to categorize investments for which fair value is measured using the NAV per share practical expedient within the fair value hierarchy. Citi elected to early adopt the ASU in the second quarter of 2015. The adoption of the ASU was applied retrospectively and reduced Level 3 assets by \$1.0 billion and \$1.1 billion as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively.

Discontinued Operations and Significant Disposals

The FASB issued ASU No. 2014-08, *Presentation of Financial Statements (Topic 810) and Property, Plant, and Equipment (Topic 360): Reporting Discontinued Operations and Disclosures of Disposals of Components of an Entity* (ASU 2014-08) in April 2014. ASU 2014-08 changes the criteria for reporting discontinued operations while enhancing disclosures. Under the ASU, only disposals representing a strategic shift having a major effect on an entity's operations and financial results, such as a disposal of a major geographic area, a major line of business or a major equity method investment, may be presented as discontinued operations. Additionally, the ASU requires expanded disclosures about discontinued operations that will provide more information about the assets, liabilities, income and expenses of discontinued operations.

The Company early-adopted the ASU in the second quarter of 2014 on a prospective basis for all disposals (or classifications as held-for-sale) of components of an entity that occurred on or after April 1, 2014. As a result of the adoption of the ASU, fewer disposals will now qualify for reporting as discontinued operations; however, disclosure of the pretax income attributable to a disposal of a significant part of an organization that does not qualify for discontinued operations reporting is required. The impact of adopting the ASU was not material.

Classification of Certain Government-Guaranteed Mortgage Loans upon Foreclosure

In August 2014, the FASB issued ASU No. 2014-14, *Receivables-Troubled Debt Restructuring by Creditors (Subtopic 310-40): Classification of Certain Government-Guaranteed Mortgage Loans upon Foreclosure*, which requires that a mortgage loan be derecognized and a separate other receivable be recognized upon foreclosure if the following conditions are met: (i) the loan has a government guarantee that is not separable from the loan before foreclosure; (ii) at the time of foreclosure, the creditor has the intent to convey the real estate property to the guarantor and make a claim on the guarantee, and the creditor has the ability to recover under that claim; and (iii) at the time of foreclosure, any amount of the claim that is determined on the basis of the fair value of the real estate is fixed. Upon foreclosure, the separate other receivable is measured based on the amount of the loan balance (principal and interest) expected to be recovered from the guarantor.

Citi early adopted the ASU on a modified retrospective basis in the fourth quarter of 2014, which resulted in reclassifying approximately \$130 million of foreclosed assets from Other Real Estate Owned to a separate other receivable that is included in *Other assets*. Given the modified retrospective approach to adoption, prior periods have not been restated.

FUTURE APPLICATION OF ACCOUNTING STANDARDS**Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities**

In January 2016, the FASB issued ASU No. 2016-01, *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, which addresses certain aspects of recognition, measurement, presentation, and disclosure of financial instruments.

This ASU will require entities to present separately in OCI the portion of the total change in the fair value of a liability resulting from a change in the instrument-specific credit risk (DVA) when the entity has elected to measure the liability at fair value in accordance with the fair value option for financial instruments. It will also require equity investments (except those accounted for under the equity method of accounting or those that result in consolidation of the investee) to be measured at fair value with changes in fair value recognized in net income, thus eliminating eligibility for the current available-for-sale category. However, Federal Reserve Bank and Federal Home Loan Bank stock as well as exchange seats will continue to be presented at cost. As a practical expedient, an entity may choose to measure equity investments that do not have readily determinable fair values at cost minus impairment, if any, plus or minus changes resulting from observable price changes in orderly transactions for the identical or a similar investment of the same issuer.

The guidance is effective beginning on January 1, 2018; however, early adoption is permitted only for the amendment in the ASU related to presentation of DVA for financial liabilities measured under the fair value option. Citi expects to early adopt this amendment as of January 1, 2016. The impact of adopting this amendment is not expected to be material to Citi's balance sheet at January 1, 2016; however, in subsequent periods the changes in DVA are dependent on changes in Citi's credit spreads and could be material in any given period.

Consolidation

In February 2015, the FASB issued ASU No. 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis*, which intended to improve certain areas of consolidation guidance for legal entities such as limited partnerships, limited liability companies, and securitization structures. The ASU reduced the number of consolidation models and became effective on January 1, 2016. Adoption of ASU 2015-02 did not have a material impact on the Company's Consolidated Financial Statements.

Revenue Recognition

In May 2014, the FASB issued ASU No. 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*, which requires an entity to recognize the amount of revenue to which it expects to be entitled for the transfer of promised goods or services to customers. The ASU will replace most existing revenue

recognition guidance in GAAP when it becomes effective on January 1, 2018. Early application is permitted for annual periods beginning after December 15, 2016; however, the Company does not expect to early adopt. The ASU is not applicable to financial instruments and, therefore, is not expected to impact a majority of the Company's revenue, including net interest income. The Company is evaluating the effect that ASU 2014-09 will have on its consolidated financial statements and related disclosures.

Accounting for Financial Instruments—Credit Losses

In December 2012, the FASB issued a proposed ASU, *Financial Instruments—Credit Losses*. This proposed ASU, or exposure draft, was issued for public comment in order to allow stakeholders the opportunity to review the proposal and provide comments to the FASB and does not constitute accounting guidance until a final ASU is issued.

The exposure draft contains proposed guidance developed by the FASB with the goal of improving financial reporting about expected credit losses on loans, securities and other financial assets held by financial institutions and other organizations. The exposure draft proposes a new accounting model intended to require earlier recognition of credit losses, while also providing additional transparency about credit risk.

The FASB's proposed model would utilize an "expected credit loss" measurement objective for the recognition of credit losses for loans, held-to-maturity securities and other receivables at the time the financial asset is originated or acquired and adjusted each period for changes in expected credit losses. For available-for-sale securities where fair value is less than cost, credit-related impairment would be recognized in an allowance for credit losses and adjusted each period for changes in credit risk. This would replace the multiple existing impairment models in GAAP, which generally require that a loss be incurred before it is recognized.

The FASB's proposed model represents a significant departure from existing GAAP, and may result in material changes to the Company's accounting for financial instruments. The impact of the FASB's final ASU on the Company's financial statements will be assessed when it is issued. The Company expects that the final ASU will be effective for Citi as of January 1, 2019.

Lease Accounting

In February 2016, the FASB issued ASU No. 2016-02, *Leases (Topic 842)*, which is intended to increase transparency and comparability of accounting for lease transactions. The ASU will require all leases to be recognized on the balance sheet as lease assets and lease liabilities and will require both quantitative and qualitative disclosures regarding key information about leasing arrangements. Lessor accounting is largely unchanged. The guidance is effective beginning January 1, 2019 with an option to early adopt. The Company is evaluating whether to early adopt and the effect that ASU 2016-02 will have on its consolidated financial statements, regulatory capital and related disclosures.

2. DISCONTINUED OPERATIONS AND SIGNIFICANT DISPOSALS**Discontinued Operations**

The following *Discontinued operations* are recorded within the *Corporate/Other* segment.

Sale of Brazil Credicard Business

Citi sold its non-Citibank-branded cards and consumer finance business in Brazil (Credicard) in 2013 and reported it as *Discontinued operations*. Residual costs and resolution of certain contingencies from the disposal resulted in income from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$6 million and \$52 million for 2015 and 2014, respectively.

Sale of Certain Citi Capital Advisors Business

Citi sold its liquid strategies business within Citi Capital Advisors (CCA) pursuant to two separate transactions in 2013 and reported them as *Discontinued operations*. Residual costs from the disposals resulted in income and losses from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$1 million and \$4 million for 2015 and 2014, respectively.

Sale of Egg Banking plc Credit Card Business

Citi completed the sale of the Egg Banking plc (Egg) credit card business in 2011 and reported it as *Discontinued operations*. Residual costs from the disposal resulted in losses from *Discontinued operations*, net of taxes, of \$61 million and \$30 million for 2015 and 2014, respectively.

Audit of Citi German Consumer Tax Group

Citi completed the sale of its German retail banking operations in 2008 and reported them as *Discontinued operations*. During 2014, residual costs from the disposal resulted in a tax expense of \$20 million.

Combined Results for Discontinued Operations

The following is summarized financial information for Credicard, CCA, Egg and previous *Discontinued operations* for which Citi continues to have minimal residual costs associated with the sales:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Total revenues, net of interest expense	\$ —	\$ 74	\$ 1,086
Income (loss) from discontinued operations	\$ (83)	\$ 10	\$ (242)
Gain on sale	—	—	268
Provision (benefit) for income taxes	(29)	12	(244)
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	\$ (54)	\$ (2)	\$ 270

(1) Total revenues include gain or loss on sale, if applicable.

Cash flows for the *Discontinued operations* were not material for all periods presented.

Significant Disposals

The following sales completed during 2015 and 2014 were identified as significant disposals. The major classes of assets and liabilities derecognized from the Consolidated Balance Sheet at closing and the income (loss) before taxes related to each business until the disposal date are presented below.

Sale of OneMain Financial Business

On November 15, 2015, Citi sold its OneMain Financial business, which was part of Citi Holdings, including 1,100 retail branches, 5,500 employees, and approximately 1.3 million customer accounts. One Main Financial had approximately \$10.2 billion of assets, including \$7.8 billion of loans (net of allowance), and \$1.4 billion of available-for-sale securities. The total amount of liabilities sold was \$8.4 billion, including \$6.2 billion of long-term debt, and \$1.1 billion of short-term borrowings. The transaction generated a pre-tax gain on sale of \$2.6 billion, recorded in *Other revenue* (\$1.6 billion after-tax). However, when combined with the loss on redemption of certain long-term debt supporting remaining Citi Holdings' assets, the resulting net after-tax gain was \$0.8 billion.

Income before taxes, excluding the pretax gain on sale and loss on redemption of debt, is as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Income before taxes	\$ 663	\$ 890	\$ 923

Sale of Japan Cards Business

On December 14, 2015, Citi sold its Japan cards business, which was part of Citi Holdings, including \$1,350 million of consumer loans (net of allowance), approximately 720,000 customer accounts and 840 employees. The transaction generated a pretax gain on sale of \$180 million, recorded in *Other revenue* (\$155 million after-tax). Income (loss) before taxes, excluding the pretax gain on sale, is as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Income (loss) before taxes	\$ (5)	\$ —	\$ 46

Sale of Japan Retail Banking Business

On November 1, 2015, Citi sold its Japan retail banking business, which was part of Citi Holdings, including \$563 million of consumer loans (net of allowance), \$20 billion of deposits, approximately 725,000 customer accounts, 1,600 employees and 32 branches. The transaction generated a pretax gain on sale of \$446 million, recorded in *Other revenue* (\$276 million after-tax). Income (loss) before taxes (benefits), excluding the pretax gain on sale, is as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Income (loss) before taxes	\$ (57)	\$ (5)	\$ 31

Sale of Spain Consumer Operations

On September 22, 2014, Citi sold its consumer operations in Spain, which were part of Citi Holdings, including \$1.7 billion of consumer loans (net of allowance), \$3.4 billion of assets under management, \$2.2 billion of customer deposits, 45 branches, 48 ATMs and 938 employees, with the buyer assuming the related current pension commitments at closing. The transaction generated a pretax gain on sale of \$243 million, recorded in *Other revenue* (\$131 million after-tax). Income before taxes, excluding the pretax gain on sale, is as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Income before taxes	\$ —	\$ 130	\$ 59

Sale of Greece Consumer Operations

On September 30, 2014, Citi sold its consumer operations in Greece, which were part of Citi Holdings, including \$353 million of consumer loans (net of allowance), \$1.1 billion of assets under management, \$1.2 billion of customer deposits, 20 branches, 85 ATMs and 719 employees, with the buyer assuming certain limited pension obligations related to Diners' Club's employees at closing. The transaction generated a pretax gain on sale of \$209 million, recorded in *Other revenue* (\$91 million after-tax). Income (loss) before taxes, excluding the pretax gain on sale, is as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Income (loss) before taxes	\$ —	\$ (76)	\$ (113)

3. BUSINESS SEGMENTS

Citigroup's activities are conducted through the *GCB*, *ICG*, *Corporate/Other* and Citi Holdings business segments.

GCB includes a global, full-service consumer franchise delivering a wide array of banking, including commercial banking, credit card lending and investment services through a network of local branches, offices and electronic delivery systems and is composed of four *GCB* businesses: *North America*, *EMEA*, *Latin America* and *Asia*.

ICG is composed of *Banking and Markets and securities services* and provides corporate, institutional, public sector and high-net-worth clients in approximately 100 countries with a broad range of banking and financial products and services.

Corporate/Other includes certain unallocated costs of global functions, other corporate expenses and net treasury results, unallocated corporate expenses, offsets to certain line-item reclassifications and eliminations, the results of discontinued operations and unallocated taxes.

Citi Holdings is composed of businesses and portfolios of assets that Citigroup has determined are not central to its core Citicorp businesses.

The accounting policies of these reportable segments are the same as those disclosed in Note 1 to the Consolidated Financial Statements.

The prior-period balances reflect reclassifications to conform the presentation for all periods to the current period's presentation. Effective January 1, 2015, financial data was reclassified from Citicorp to Citi Holdings for the consumer businesses in 11 markets and the consumer finance business in Korea in *GCB* and certain businesses in *ICG* that Citi had plans to exit, changes in Citi's charge-out of certain assets and non-interest revenues from the *Corporate/Other* segment to Citi's businesses, changes in charge-outs of certain administrative, operations and technology costs among Citi's businesses, the re-attribution of regional results within *ICG* and certain other immaterial reclassifications. Citi's consolidated results remained unchanged for all periods presented as a result of the changes discussed above.

In addition, as discussed in Note 1 to the Consolidated Financial Statements, Citi adopted ASU 2014-01 in the first quarter of 2015. The ASU is applicable to Citi's portfolio of low income housing tax credit partnership interests. Citi's disclosures reflect the retrospective application of the ASU and impacts Citi's consolidated assets, revenues, provision for income taxes and net income for all periods presented.

The following table presents certain information regarding the Company's continuing operations by segment:

	Revenues, net of interest expense ⁽¹⁾			Provision (benefits) for income taxes			Income (loss) from continuing operations ⁽²⁾			Identifiable assets	
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014
<i>Global Consumer Banking</i>	\$ 33,862	\$ 36,017	\$ 36,305	\$ 3,393	\$ 3,414	\$ 3,361	\$ 6,382	\$ 6,819	\$ 6,576	\$ 394	\$ 406
<i>Institutional Clients Group</i>	33,748	33,052	33,322	4,383	4,070	4,174	9,451	9,534	9,425	1,211	1,257
<i>Corporate/Other</i>	907	301	322	(1,339)	(344)	(216)	495	(5,375)	(514)	52	50
Total Citicorp	\$ 68,517	\$ 69,370	\$ 69,949	\$ 6,437	\$ 7,140	\$ 7,319	\$ 16,328	\$ 10,978	\$ 15,487	\$ 1,657	\$ 1,713
Citi Holdings	7,837	7,849	6,775	1,003	57	(1,133)	1,058	(3,474)	(1,871)	74	129
Total	\$ 76,354	\$ 77,219	\$ 76,724	\$ 7,440	\$ 7,197	\$ 6,186	\$ 17,386	\$ 7,504	\$ 13,616	\$ 1,731	\$ 1,842

(1) Includes Citicorp (excluding *Corporate/Other*) total revenues, net of interest expense, in *North America* of \$32.6 billion, \$32.6 billion and \$31.1 billion; in *EMEA* of \$10.8 billion, \$10.6 billion and \$11.3 billion; in *Latin America* of \$11.2 billion, and \$12.6 billion and \$13.3 billion; and in *Asia* of \$13.0 billion, \$13.3 billion and \$13.9 billion in 2015, 2014 and 2013, respectively.

(2) Includes pretax provisions for credit losses and for benefits and claims in the *GCB* results of \$5.8 billion, \$5.8 billion and \$6.6 billion; in the *ICG* results of \$929 million, \$57 million and \$78 million; and in Citi Holdings results of \$1.2 billion, \$1.6 billion and \$1.9 billion in 2015, 2014 and 2013, respectively.

4. INTEREST REVENUE AND EXPENSE

Interest revenue and Interest expense consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Interest revenue			
Loan interest, including fees	\$ 40,510	\$ 44,776	\$ 45,580
Deposits with banks	727	959	1,026
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	2,516	2,366	2,566
Investments, including dividends	7,017	7,195	6,919
Trading account assets ⁽¹⁾	5,942	5,880	6,277
Other interest ⁽²⁾	1,839	507	602
Total interest revenue	\$ 58,551	\$ 61,683	\$ 62,970
Interest expense			
Deposits ⁽³⁾	\$ 5,052	\$ 5,692	\$ 6,236
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	1,614	1,895	2,339
Trading account liabilities ⁽¹⁾	216	168	169
Short-term borrowings	522	580	597
Long-term debt	4,517	5,355	6,836
Total interest expense	\$ 11,921	\$ 13,690	\$ 16,177
Net interest revenue	\$ 46,630	\$ 47,993	\$ 46,793
Provision for loan losses	7,108	6,828	7,604
Net interest revenue after provision for loan losses	\$ 39,522	\$ 41,165	\$ 39,189

(1) Interest expense on Trading account liabilities of RCG is reported as a reduction of interest revenue from Trading account assets.

(2) During 2015, interest earned related to assets of significant disposals (primarily OneMain Financial) were reclassified into Other interest.

(3) Includes deposit insurance fees and charges of \$1,118 million and \$1,038 million and \$1,132 million for 2015, 2014 and 2013, respectively.

5. COMMISSIONS AND FEES

The primary components of *Commissions and fees* revenue are investment banking fees, trading-related fees, credit card and bank card fees and fees related to trade and securities services in ICG.

Investment banking fees are substantially composed of underwriting and advisory revenues and are recognized when Citigroup's performance under the terms of a contractual arrangement is completed, which is typically at the closing of the transaction. Underwriting revenue is recorded in *Commissions and fees*, net of both reimbursable and non-reimbursable expenses, consistent with the AICPA Audit and Accounting Guide for Brokers and Dealers in Securities (codified in ASC 940-605-05-1). Expenses associated with advisory transactions are recorded in *Other operating expenses*, net of client reimbursements. Out-of-pocket expenses are deferred and recognized at the time the related revenue is recognized. In general, expenses incurred related to investment banking transactions that fail to close (are not consummated) are recorded gross in *Other operating expenses*.

Trading-related fees primarily include commissions and fees from the following: executing transactions for clients on exchanges and over-the-counter markets; sale of mutual funds, insurance and other annuity products; and assisting clients in clearing transactions, providing brokerage services and other such activities. Trading-related fees are recognized when earned in *Commissions and fees*. Gains or losses, if any, on these transactions are included in *Principal transactions* (see Note 6 to the Consolidated Financial Statements).

Credit card and bank card fees are primarily composed of interchange revenue and certain card fees, including annual fees, reduced by reward program costs and certain partner payments. Interchange revenue and fees are recognized when earned. Annual card fees are deferred and amortized on a straight-line basis over a 12-month period. Reward costs are recognized when points are earned by the customers. The following table presents *Commissions and fees* revenue:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Investment banking	\$ 3,423	\$ 3,687	\$ 3,315
Trading-related	2,345	2,503	2,563
Credit cards and bank cards	1,786	2,227	2,472
Trade and securities services	1,735	1,871	1,847
Other consumer ⁽¹⁾	685	885	911
Corporate finance ⁽²⁾	493	531	516
Checking-related	497	531	551
Loan servicing	404	380	500
Other	480	417	266
Total commissions and fees	\$ 11,848	\$ 13,032	\$ 12,941

(1) Primarily consists of fees for investment fund administration and management, third-party collections, commercial demand deposit accounts and certain credit card services.

(2) Consists primarily of fees earned from structuring and underwriting loan syndications.

6. PRINCIPAL TRANSACTIONS

Principal transactions revenue consists of realized and unrealized gains and losses from trading activities. Trading activities include revenues from fixed income, equities, credit and commodities products and foreign exchange transactions which are managed on a portfolio basis characterized by primary risk. Not included in the table below is the impact of net interest revenue related to trading activities, which is an integral part of trading activities' profitability. See Note 4 to the Consolidated Financial Statements for information about

net interest revenue related to trading activities. Principal transactions include CVA (credit valuation adjustments on derivatives), FVA (funding valuation adjustments) on over-the-counter derivatives and DVA (debt valuation adjustments on issued liabilities for which the fair value option has been elected). These adjustments are discussed further in Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

The following table presents principal transactions revenue:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
<i>Global Consumer Banking</i>	\$ 636	\$ 699	\$ 762
<i>Institutional Clients Group</i>	5,823	5,905	6,489
<i>Corporate/Other</i>	(444)	(380)	(75)
Subtotal Citicorp	\$ 6,015	\$ 6,224	\$ 7,176
Citi Holdings	(7)	474	126
Total Citigroup	\$ 6,008	\$ 6,698	\$ 7,302
Interest rate risks ⁽¹⁾	\$ 3,798	\$ 3,657	\$ 4,055
Foreign exchange risks ⁽²⁾	1,532	2,008	2,307
Equity risks ⁽³⁾	(303)	(260)	319
Commodity and other risks ⁽⁴⁾	750	590	277
Credit products and risks ⁽⁵⁾	231	703	344
Total	\$ 6,008	\$ 6,698	\$ 7,302

(1) Includes revenues from government securities and corporate debt, municipal securities, mortgage securities and other debt instruments. Also includes spot and forward trading of currencies and exchange-traded and over-the-counter (OTC) currency options, options on fixed income securities, interest rate swaps, currency swaps, swap options, caps and floors, financial futures, OTC options and forward contracts on fixed income securities.

(2) Includes revenues from foreign exchange spot, forward, option and swap contracts, as well as FX translation gains and losses.

(3) Includes revenues from common, preferred and convertible preferred stock, convertible corporate debt, equity-linked notes and exchange-traded and OTC equity options and warrants.

(4) Primarily includes revenues from crude oil, refined oil products, natural gas and other commodities trades.

(5) Includes revenues from structured credit products.

7. INCENTIVE PLANS

Discretionary Annual Incentive Awards

Citigroup grants immediate cash bonus payments, deferred cash awards, stock payments and restricted and deferred stock awards as part of its discretionary annual incentive award program involving a large segment of Citigroup's employees worldwide. Most of the shares of common stock issued by Citigroup as part of its equity compensation programs are to settle the vesting of the stock components of these awards.

Discretionary annual incentive awards are generally awarded in the first quarter of the year based upon the previous year's performance. Awards valued at less than U.S. \$100,000 (or the local currency equivalent) are generally paid entirely in the form of an immediate cash bonus. Pursuant to Citigroup policy and/or regulatory requirements, certain employees and officers are subject to mandatory deferrals of incentive pay and generally receive 25% to 60% of their awards in a combination of restricted or deferred stock and deferred cash. Discretionary annual incentive awards to many employees in the EU are subject to deferral requirements regardless of the total award value, with 50% of the immediate incentive delivered in the form of a stock payment or stock unit award subject to a restriction on sale or transfer or hold back (generally, for six months).

Deferred annual incentive awards may be delivered as two awards—a restricted or deferred stock award under Citi's Capital Accumulation Program (CAP) and a deferred cash award. The applicable mix of CAP and deferred cash awards may vary based on the employee's minimum deferral requirement and the country of employment. In some cases, the entire deferral will be in the form of either a CAP or deferred cash award.

Subject to certain exceptions (principally, for retirement-eligible employees), continuous employment within Citigroup is required to vest in CAP and deferred cash awards. Post-employment vesting by retirement-eligible employees and participants who meet other conditions is generally conditioned upon their refraining from competition with Citigroup during the remaining vesting period, unless the employment relationship has been terminated by Citigroup under certain conditions.

Generally, the CAP and deferred cash awards vest in equal annual installments over three- or four-year periods. Vested CAP awards are delivered in shares of common stock. Deferred cash awards are payable in cash and earn a fixed notional rate of interest that is paid only if and when the underlying principal award amount vests. Generally, in the EU, vested CAP shares are subject to a restriction on sale or transfer after vesting, and vested deferred cash awards are subject to hold back (generally, for six months in each case).

Unvested CAP and deferred cash awards made in January 2011 or later are subject to one or more clawback provisions that apply in certain circumstances, including in the case of employee risk-limit violations or other misconduct, or where the awards were based on earnings that were misstated. CAP awards made to certain employees in February 2013 and later, and deferred cash awards made to certain employees in January 2012, are subject to a formulaic performance-based

vesting condition pursuant to which amounts otherwise scheduled to vest will be reduced based on the amount of any pretax loss in the participant's business in the calendar year preceding the scheduled vesting date. For CAP awards made in February 2013 and later, a minimum reduction of 20% applies for the first dollar of loss.

In addition, deferred cash awards made to certain employees in February 2013 and later are subject to a discretionary performance-based vesting condition under which an amount otherwise scheduled to vest may be reduced in the event of a "material adverse outcome" for which a participant has "significant responsibility." Deferred cash awards made to these employees in February 2014 and later are subject to an additional clawback provision pursuant to which unvested awards may be canceled if the employee engaged in misconduct or exercised materially imprudent judgment, or failed to supervise or escalate the behavior of other employees who did.

Certain CAP and other stock-based awards, including those to participants in the EU that are subject to certain discretionary clawback provisions, are subject to variable accounting, pursuant to which the associated value of the award fluctuates with changes in Citigroup's common stock price until the date that the award is settled, either in cash or shares. For these awards, the total amount that will be recognized as expense cannot be determined in full until the settlement date.

Sign-on and Long-Term Retention Awards

Stock awards and deferred cash awards may be made at various times during the year as sign-on awards to induce new hires to join Citi or to high-potential employees as long-term retention awards.

Vesting periods and other terms and conditions pertaining to these awards tend to vary by grant. Generally, recipients must remain employed through the vesting dates to vest in the awards, except in cases of death, disability or involuntary termination other than for "gross misconduct." These awards do not usually provide for post-employment vesting by retirement-eligible participants.

Outstanding (Unvested) Stock Awards

A summary of the status of unvested stock awards granted as discretionary annual incentive or sign-on and long-term retention awards is presented below:

Unvested stock awards	Shares	Weighted-average grant date fair value per share
Unvested at January 1, 2015	50,004,393	\$ 42.52
Granted ⁽¹⁾	17,815,456	50.33
Canceled	(2,005,875)	44.71
Vested ⁽²⁾	(23,953,683)	42.53
Unvested at December 31, 2015	41,860,291	\$ 45.73

(1) The weighted-average fair value of the shares granted during 2014 and 2013 was \$49.65 and \$43.96, respectively.

(2) The weighted-average fair value of the shares vesting during 2015 was approximately \$48.09 per share.

Total unrecognized compensation cost related to unvested stock awards, excluding the impact of forfeiture estimates, was \$634 million at December 31, 2015. The cost is expected to be recognized over a weighted-average period of 1.5 years. However, the value of the portion of these awards that is subject to variable accounting will fluctuate with changes in Citigroup's common stock price.

Performance Share Units

Certain executive officers were awarded a target number of performance share units (PSUs) on February 19, 2013, for performance in 2012, and to a broader group of executives on February 18, 2014 and February 18, 2015, for performance in 2013 and 2014, respectively. PSUs will be earned only to the extent that Citigroup attains specified performance goals relating to Citigroup's return on assets and relative total shareholder return against peers over the three-year period beginning with the year of award. The actual dollar amounts ultimately earned could vary from zero, if performance goals are not met, to as much as 150% of target, if performance goals are meaningfully exceeded. The value of each PSU is equal to the value of one share of Citi common stock.

PSUs were granted on February 16, 2016, for performance in 2015. The 2016 PSUs are earned over a three-year performance period based on Citigroup's relative total shareholder return as compared to peers. The actual dollar amounts ultimately earned could vary from zero, if performance goals are not met, to as much as 150% of target, if performance goals are meaningfully exceeded. The value of each PSU is equal to the value of one share of Citi common stock.

PSUs are subject to variable accounting, pursuant to which the associated value of the award will fluctuate with changes in Citigroup's stock price and the attainment of the specified performance goals for each award, until the award is settled solely in cash after the end of the performance period. The value of the award, subject to the performance goals, is estimated using a simulation model that incorporates multiple valuation assumptions, including the probability of achieving the specified performance goals of each award. The risk-free rate used in the model is based on the applicable U.S. Treasury yield curve. Other significant assumptions for the awards are as follows:

Valuation Assumptions	2015	2014	2013
Expected volatility	27.13%	39.12%	42.65%
Expected dividend yield	0.08%	0.08%	0.12%

A summary of the performance share unit activity for 2015 is presented below:

Performance Share Units	Units	Weighted-average grant date fair value per unit
Outstanding, beginning of period	843,793	\$ 46.28
Granted ⁽¹⁾	513,464	44.07
Canceled	—	—
Payments	—	—
Outstanding, end of period	1,357,257	\$ 45.45

(1) The weighted-average grant date fair value per unit awarded in 2014 and 2013 was \$48.34 and \$42.26, respectively.

Stock Option Programs

Stock options have not been granted to Citi's employees as part of the annual incentive award programs since 2009.

All outstanding stock options are fully vested with the related expense recognized as a charge to income in prior periods. Generally, the stock options outstanding have a six-year term, with some stock options subject to various transfer restrictions. Cash received from employee stock option exercises under this program for the year ended December 31, 2015 was approximately \$634 million.

Information with respect to stock option activity under Citigroup's stock option programs follows:

	2015			2014			2013		
	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share	Options	Weighted-average exercise price	Intrinsic value per share
Outstanding, beginning of period	26,514,119	\$ 48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$ 50.72	\$ 1.39	35,020,397	\$ 51.20	\$ —
Canceled	(7,901)	40.80	—	(28,257)	40.80	—	(50,914)	212.35	—
Expired	(1,646,581)	40.85	—	(602,093)	242.43	—	(86,964)	528.40	—
Exercised	(18,203,048)	41.39	13.03	(4,363,637)	40.82	11.37	(3,374,413)	40.81	9.54
Outstanding, end of period	6,656,588	\$ 67.92	\$ —	26,514,119	\$ 48.00	\$ 6.11	31,508,106	\$ 50.72	\$ 1.39
Exercisable, end of period	6,656,588			26,514,119			30,662,588		

The following table summarizes information about stock options outstanding under Citigroup's stock option programs at December 31, 2015:

Range of exercise prices	Options outstanding			Options exercisable	
	Number outstanding	Weighted-average contractual life remaining	Weighted-average exercise price	Number exercisable	Weighted-average exercise price
\$39.00—\$49.99	5,763,424	1.0 year	\$ 48.16	5,763,424	\$ 48.16
\$50.00—\$99.99	66,660	5.4 years	56.25	66,660	56.25
\$100.00—\$199.99	502,416	3.0 years	147.13	502,416	147.13
\$200.00—\$299.99	124,088	2.1 years	240.28	124,088	240.28
\$300.00—\$399.99	200,000	2.1 years	335.50	200,000	335.50
Total at December 31, 2015	6,656,588	1.3 years	\$ 67.92	6,656,588	\$ 67.92

Other Variable Incentive Compensation

Citigroup has various incentive plans globally that are used to motivate and reward performance primarily in the areas of sales, operational excellence and customer satisfaction. Participation in these plans is generally limited to employees who are not eligible for discretionary annual incentive awards.

Summary

Except for awards subject to variable accounting, the total expense recognized for stock awards represents the grant date fair value of such awards, which is generally recognized as a charge to income ratably over the vesting period, other than for awards to retirement-eligible employees and immediately vested awards. Whenever awards are made or are expected to be made to retirement-eligible employees, the charge to income is accelerated based on when the applicable conditions to retirement eligibility were or will be met. If the employee is retirement eligible on the grant date, or the award is vested at grant date, the entire expense is recognized in the year prior to grant.

Recipients of Citigroup stock awards generally do not have any stockholder rights until shares are delivered upon vesting or exercise, or after the expiration of applicable required holding periods. Recipients of restricted or deferred stock awards and stock unit awards, however, may be entitled to receive dividends or dividend-equivalent payments during the vesting period. Recipients of restricted stock awards generally are entitled to vote the shares in their award during

the vesting period. Once a stock award vests, the shares are freely transferable, unless they are subject to a restriction on sale or transfer for a specified period.

All equity awards granted since April 19, 2005, have been made pursuant to stockholder-approved stock incentive plans that are administered by the Personnel and Compensation Committee of the Citigroup Board of Directors, which is composed entirely of independent non-employee directors.

At December 31, 2015, approximately 54.4 million shares of Citigroup common stock were authorized and available for grant under Citigroup's 2014 Stock Incentive Plan, the only plan from which equity awards are currently granted.

The 2014 Stock Incentive Plan and predecessor plans permit the use of treasury stock or newly issued shares in connection with awards granted under the plans. Newly issued shares were distributed to settle the vesting of the majority of annual deferred stock awards in 2012 to 2015. Treasury shares were used to settle vestings in the first quarter of 2016. The use of treasury stock or newly issued shares to settle stock awards does not affect the compensation expense recorded in the Consolidated Statement of Income for equity awards.

Incentive Compensation Cost

The following table shows components of compensation expense, relating to certain of the above incentive compensation programs, recorded during 2015, 2014 and 2013:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Charges for estimated awards to retirement-eligible employees	\$ 541	\$ 525	\$ 468
Amortization of deferred cash awards, deferred cash stock units and performance stock units	325	311	323
Immediately vested stock award expense ⁽¹⁾	61	51	54
Amortization of restricted and deferred stock awards ⁽²⁾	461	668	862
Option expense	—	1	10
Other variable incentive compensation	773	803	1,076
Profit sharing plan	—	1	78
Total	\$ 2,161	\$ 2,360	\$ 2,871

- (1) Represents expense for immediately vested stock awards that generally were stock payments in lieu of cash compensation. The expense is generally accrued as cash incentive compensation in the year prior to grant.
- (2) All periods include amortization expense for all unvested awards to non-retirement-eligible employees. Amortization is recognized net of estimated forfeitures of awards.

Future Expenses Associated with Outstanding (Unvested) Awards

Citi expects to record compensation expense in future periods as a result of awards granted for performance in 2015 and prior years. Because the awards contain service or other conditions that will be satisfied in the future, the expense of these already-granted awards is recognized over those future period(s). Citi's expected future expenses, excluding the impact of forfeitures, cancellations, clawbacks and repositioning-related accelerations that have not yet occurred, are summarized in the table below. The portion of these awards that is subject to variable accounting will cause the expense amount to fluctuate with changes in Citigroup's common stock price.

<i>In millions of dollars</i>	2016	2017	2018	2019 and beyond ⁽¹⁾	Total ⁽²⁾
Awards granted in 2015 and prior:					
Deferred stock awards	\$ 339	\$ 201	\$ 88	\$ 12	\$ 640
Deferred cash awards	215	121	45	4	385
Future expense related to awards already granted					
	\$ 554	\$ 322	\$ 133	\$ 16	\$ 1,025
Future expense related to awards granted in 2016⁽³⁾					
	297	211	166	113	787
Total	\$ 851	\$ 533	\$ 299	\$ 129	\$ 1,812

- (1) Principally 2019.
- (2) \$1.6 billion of which is attributable to JCG.
- (3) Refers to awards granted on or about February 16, 2016, as part of Citi's discretionary annual incentive awards for services performed in 2015.

8. RETIREMENT BENEFITS

Pension and Postretirement Plans

The Company has several non-contributory defined benefit pension plans covering certain U.S. employees and has various defined benefit pension and termination indemnity plans covering employees outside the U.S.

The U.S. qualified defined benefit plan was frozen effective January 1, 2008 for most employees. Accordingly, no additional compensation-based contributions have been credited to the cash balance portion of the plan for existing plan participants after 2007. However, certain employees covered under the prior final pay plan formula continue to accrue benefits. The Company also offers postretirement health care and life insurance benefits to certain eligible U.S. retired employees, as well as to certain eligible employees outside the U.S.

The Company also sponsors a number of non-contributory, nonqualified pension plans. These plans, which are unfunded, provide supplemental defined pension benefits

to certain U.S. employees. With the exception of certain employees covered under the prior final pay plan formula, the benefits under these plans were frozen in prior years.

The plan obligations, plan assets and periodic plan expense for the Company's most significant pension and postretirement benefit plans (Significant Plans) are measured and disclosed quarterly, instead of annually. The Significant Plans captured approximately 90% of the Company's global pension and postretirement plan obligations as of December 31, 2015. All other plans (All Other Plans) are measured annually with a December 31 measurement date.

Net (Benefit) Expense

The following table summarizes the components of net (benefit) expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's pension and postretirement plans, for Significant Plans and All Other Plans, for the periods indicated.

	Pension plans						Postretirement benefit plans					
	U.S. plans			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013	2015	2014	2013
<i>In millions of dollars</i>												
Qualified plans												
Benefits earned during the year	\$ 4	\$ 6	\$ 8	\$ 168	\$ 178	\$ 210	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 12	\$ 15	\$ 43
Interest cost on benefit obligation	553	541	538	317	376	384	33	33	33	108	120	146
Expected return on plan assets	(893)	(878)	(863)	(323)	(384)	(396)	(3)	(1)	(2)	(105)	(121)	(133)
Amortization of unrecognized												
Prior service (benefit) cost	(3)	(3)	(4)	2	1	4	—	—	(1)	(11)	(12)	—
Net actuarial loss	139	105	104	73	77	95	—	—	—	43	39	45
Curtailment loss (gain) ⁽¹⁾	14	—	21	—	14	4	—	—	—	(1)	—	—
Settlement loss (gain) ⁽¹⁾	—	—	—	44	53	13	—	—	—	—	—	(1)
Special termination benefits ⁽²⁾	—	—	—	—	9	8	—	—	—	—	—	—
Net qualified plans (benefit) expense	\$ (186)	\$ (229)	\$ (196)	\$ 281	\$ 324	\$ 322	\$ 30	\$ 32	\$ 30	\$ 46	\$ 41	\$ 100
Nonqualified plans expense	43	45	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽²⁾	—	—	(23)	—	—	—	—	—	—	—	—	3
Total net (benefit) expense	\$ (143)	\$ (184)	\$ (173)	\$ 281	\$ 324	\$ 322	\$ 30	\$ 32	\$ 30	\$ 46	\$ 41	\$ 103

(1) Losses (gains) due to curtailment, settlement and special termination benefits relate to repositioning and divestiture actions.

(2) Cumulative effect of adopting quarterly measurement for Significant Plans.

The estimated net actuarial loss and prior service cost that will be amortized from *Accumulated other comprehensive income (loss)* into net expense in 2016 are approximately \$226 million and \$1 million, respectively, for defined benefit

pension plans. For postretirement plans, the estimated 2016 net actuarial loss and prior service cost (benefit) amortizations are approximately \$35 million and \$(11) million, respectively.

Contributions

The Company's funding practice for U.S. and non-U.S. pension and postretirement plans is generally to fund to minimum funding requirements in accordance with applicable local laws and regulations. The Company may increase its contributions above the minimum required contribution, if appropriate. In addition, management has the ability to change its funding practices. For the U.S. pension plans, there were no required minimum cash contributions for 2015 or 2014.

The following table summarizes the actual Company contributions for the years ended December 31, 2015 and 2014, as well as estimated expected Company contributions for 2016. Expected contributions are subject to change since contribution decisions are affected by various factors, such as market performance and regulatory requirements.

Summary of Company Contributions

	Pension plans ⁽¹⁾						Postretirement benefit plans ⁽²⁾					
	U.S. plans ⁽²⁾			Non-U.S. plans			U.S. plans			Non-U.S. plans		
	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015	2014	2016	2015	2014
<i>In millions of dollars</i>												
Contributions made by the Company	\$ —	\$ —	\$ 100	\$ 78	\$ 92	\$ 130	\$ —	\$ 174	\$ —	\$ 3	\$ 4	\$ 6
Benefits paid directly by the Company	55	52	58	59	42	100	—	61	56	6	5	6

(1) Amounts reported for 2016 are expected amounts.

(2) The U.S. pension plans include benefits paid directly by the Company for the nonqualified pension plans.

Funded Status and Accumulated Other Comprehensive Income

The following tables summarize the funded status and amounts recognized in the Consolidated Balance Sheet for the Company's pension and postretirement plans.

Net Amount Recognized

	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
<i>In millions of dollars</i>								
Change in projected benefit obligation								
Qualified plans								
Projected benefit obligation at beginning of year	\$ 14,060	\$ 12,137	\$ 7,252	\$ 7,194	\$ 917	\$ 780	\$ 1,527	\$ 1,411
Benefits earned during the year	4	6	168	178	—	—	12	15
Interest cost on benefit obligation	553	541	317	376	33	33	108	120
Plan amendments	—	—	6	2	—	—	—	(14)
Actuarial loss (gain) ⁽¹⁾	(649)	2,077	(28)	790	(55)	184	(88)	262
Benefits paid, net of participants' contributions	(751)	(701)	(294)	(352)	(90)	(91)	(57)	(93)
Expected government subsidy	—	—	—	—	12	11	—	—
Divestitures	—	—	(147)	(18)	—	—	—	(1)
Settlement (gain) loss ⁽²⁾	—	—	(61)	(184)	—	—	—	—
Curtailment (gain) loss ⁽²⁾	14	—	(8)	(58)	—	—	—	(3)
Special termination benefits ⁽²⁾	—	—	—	9	—	—	—	—
Foreign exchange impact and other	—	—	(671)	(685)	—	—	(211)	(170)
Qualified plans	\$ 13,231	\$ 14,060	\$ 6,534	\$ 7,252	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527
Nonqualified plans	712	779	—	—	—	—	—	—
Projected benefit obligation at year end	\$ 13,943	\$ 14,839	\$ 6,534	\$ 7,252	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527

(1) 2014 amounts for the U.S. plans include impact of the adoption of updated mortality tables (see "Mortality Tables" below).

(2) Curtailment, settlement (gains)/losses and special termination benefits relate to repositioning and divestiture activities.

	Pension plans				Postretirement benefit plans			
	U.S. plans		Non-U.S. plans		U.S. plans		Non-U.S. plans	
<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
Change in plan assets								
Qualified plans								
Plan assets at fair value at beginning of year	\$ 13,071	\$ 12,731	\$ 7,057	\$ 6,918	\$ 10	\$ 32	\$ 1,384	\$ 1,472
Actual return on plan assets	(183)	941	56	1,108	(1)	2	(5)	166
Company contributions	—	100	134	230	235	56	9	12
Plan participants' contributions	—	—	5	5	49	51	—	—
Divestitures	—	—	(131)	(11)	—	—	—	—
Settlements	—	—	(61)	(184)	—	—	—	—
Benefits paid, net of government subsidy	(751)	(701)	(299)	(357)	(127)	(131)	(57)	(93)
Foreign exchange impact and other	—	—	(657)	(652)	—	—	(198)	(173)
Qualified plans	\$ 12,137	\$ 13,071	\$ 6,104	\$ 7,057	\$ 166	\$ 10	\$ 1,133	\$ 1,384
Nonqualified plans								
Plan assets at fair value at year end	\$ 12,137	\$ 13,071	\$ 6,104	\$ 7,057	\$ 166	\$ 10	\$ 1,133	\$ 1,384
Funded status of the plans								
Qualified plans⁽¹⁾	\$ (1,094)	\$ (989)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
Nonqualified plans⁽²⁾	(712)	(779)	—	—	—	—	—	—
Funded status of the plans at year end	\$ (1,806)	\$ (1,768)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
Net amount recognized								
Qualified plans								
Benefit asset	\$ —	\$ —	\$ 726	\$ 921	\$ —	\$ —	\$ 115	\$ 196
Benefit liability	(1,094)	(989)	(1,156)	(1,116)	(651)	(907)	(273)	(339)
Qualified plans	\$ (1,094)	\$ (989)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
Nonqualified plans	(712)	(779)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized on the balance sheet	\$ (1,806)	\$ (1,768)	\$ (430)	\$ (195)	\$ (651)	\$ (907)	\$ (158)	\$ (143)
Amounts recognized in Accumulated other comprehensive income (loss)								
Qualified plans								
Net transition obligation	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ (1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Prior service benefit	—	3	5	13	—	—	125	157
Net actuarial gain (loss)	(6,107)	(5,819)	(1,613)	(1,690)	3	(56)	(547)	(658)
Qualified plans	\$ (6,107)	\$ (5,816)	\$ (1,609)	\$ (1,678)	\$ 3	\$ (56)	\$ (422)	\$ (501)
Nonqualified plans	(266)	(325)	—	—	—	—	—	—
Net amount recognized in equity (pretax)	\$ (6,373)	\$ (6,141)	\$ (1,609)	\$ (1,678)	\$ 3	\$ (56)	\$ (422)	\$ (501)
Accumulated benefit obligation								
Qualified plans	\$ 13,226	\$ 14,050	\$ 6,049	\$ 6,699	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527
Nonqualified plans	706	771	—	—	—	—	—	—
Accumulated benefit obligation at year end	\$ 13,932	\$ 14,821	\$ 6,049	\$ 6,699	\$ 817	\$ 917	\$ 1,291	\$ 1,527

(1) The nonqualified plans of the Company are unfunded.

(2) The U.S. qualified pension plan is fully funded under specified Employee Retirement Income Security Act (ERISA) funding rules as of January 1, 2016 and no minimum required funding is expected for 2016.

The following table shows the change in *Accumulated other comprehensive income (loss)* related to Company's pension and postretirement benefit plans (for Significant Plans and All Other Plans) for the years indicated.

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Beginning of year balance, net of tax⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,159)	\$ (3,989)	\$ (5,270)
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽³⁾	—	—	(22)
Actuarial assumptions changes and plan experience ⁽⁴⁾	898	(3,404)	2,380
Net asset gain (loss) due to difference between actual and expected returns	(1,457)	833	(1,084)
Net amortizations	236	202	271
Prior service (cost) credit	(6)	13	360
Curtailment/settlement gain ⁽⁵⁾	57	67	—
Foreign exchange impact and other	291	459	74
Change in deferred taxes, net	24	660	(698)
Change, net of tax	\$ 43	\$ (1,170)	\$ 1,281
End of year balance, net of tax⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,116)	\$ (5,159)	\$ (3,989)

(1) See Note 20 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of net *Accumulated other comprehensive income (loss)* balance.

(2) Includes net-of-tax amounts for certain profit sharing plans outside the U.S.

(3) Represents the cumulative effect of the change in accounting policy due to adoption of quarterly measurement for Significant Plans.

(4) Includes \$46 million, \$(111) million and \$58 million of actuarial gains (losses) related to the U.S. nonqualified pension plans for 2015, 2014 and 2013, respectively.

(5) Curtailment and settlement gains relate to repositioning and divestiture activities.

At December 31, 2015 and 2014, the aggregate projected benefit obligation (PBO), the aggregate accumulated benefit obligation (ABO), and the aggregate fair value of plan assets are presented for all defined benefit pension plans with a PBO in excess of plan assets and for all defined benefit pension plans with an ABO in excess of plan assets as follows:

<i>In millions of dollars</i>	PBO exceeds fair value of plan assets				ABO exceeds fair value of plan assets			
	U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans		U.S. plans ⁽¹⁾		Non-U.S. plans	
	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
Projected benefit obligation	\$ 13,943	\$ 14,839	\$ 3,918	\$ 2,756	\$ 13,943	\$ 14,839	\$ 2,369	\$ 2,570
Accumulated benefit obligation	13,932	14,821	3,488	2,353	13,932	14,821	2,047	2,233
Fair value of plan assets	12,137	13,071	2,762	1,640	12,137	13,071	1,243	1,495

(1) At December 31, 2015 and 2014, for both the U.S. qualified plan and nonqualified plans, the aggregate PBO and the aggregate ABO exceeded plan assets.

At December 31, 2015 and 2014, combined ABO for the U.S. and non-U.S. qualified pension plans, were more than plan assets by \$1 billion and \$0.6 billion, respectively.

Plan Assumptions

The Company utilizes a number of assumptions to determine plan obligations and expenses. Changes in one or a combination of these assumptions will have an impact on the Company's pension and postretirement PBO, funded status and (benefit) expense. Changes in the plans' funded status resulting from changes in the PBO and fair value of plan assets will have a corresponding impact on *Accumulated other comprehensive income (loss)*.

The actuarial assumptions at the respective years ended December 31 in the table below are used to measure the year-end PBO and the net periodic (benefit) expense for the subsequent year (period). Since Citi's Significant Plans are measured on a quarterly basis, the year-end rates for those plans are used to calculate the net periodic (benefit) expense for the subsequent year's first quarter. As a result of the quarterly measurement process, the net periodic (benefit) expense for the Significant Plans is calculated at each respective quarter end based on the preceding quarter-end rates (as shown below for the U.S. pension and postretirement plans). The actual assumptions for the non-U.S. pension and postretirement plans relate to the Significant Plans that are measured quarterly and All Other Plans that are measured annually.

Certain assumptions used in determining pension and postretirement benefit obligations and net benefit expense for the Company's plans are shown in the following table:

<i>At year end</i>	2015	2014
Discount rate		
U.S. plans		
Qualified pension	4.40%	4.00%
Nonqualified pension	4.35	3.90
Postretirement	4.20	3.80
Non-U.S. pension plans		
Range	0.25 to 42.00	1.00 to 32.50
Weighted average	4.76	4.74
Non-U.S. postretirement plans		
Range	2.00 to 13.20	2.25 to 12.00
Weighted average	7.90	7.50
Future compensation increase rate		
U.S. plans	N/A	N/A
Non-U.S. pension plans		
Range	1.00 to 40.00	1.00 to 30.00
Weighted average	3.24	3.27
Expected return on assets		
U.S. plans	7.00	7.00
Non-U.S. pension plans		
Range	1.60 to 11.50	1.30 to 11.50
Weighted average	4.95	5.08
Non-U.S. postretirement plans		
Range	8.00 to 10.70	8.50 to 10.40
Weighted average	8.01	8.51

<i>During the year</i>	2015	2014	2013
Discount rate			
U.S. plans			
Qualified pension	4.00%/3.85%/4.45%/4.35%	4.75%/4.55%/4.25%/4.25%	3.90%/4.20%/4.75%/4.80%
Nonqualified pension	3.90/3.70/4.30/4.25	4.75	3.90
Postretirement	3.80/3.65/4.20/4.10	4.35/4.15/3.95/4.00	3.60/3.60/4.40/4.30
Non-U.S. pension plans			
Range	1.00 to 32.50	1.60 to 29.25	1.50 to 28.00
Weighted average	4.74	5.60	5.24
Non-U.S. postretirement plans			
Range	2.25 to 12.00	3.50 to 11.90	3.50 to 10.00
Weighted average	7.50	8.65	7.46
Future compensation increase rate			
U.S. plans	N/A	N/A	N/A
Non-U.S. pension plans			
Range	1.00 to 30.00	1.00 to 26.00	1.20 to 26.00
Weighted average	3.27	3.40	3.93
Expected return on assets			
U.S. plans	7.00	7.00	7.00
Non-U.S. pension plans			
Range	1.30 to 11.50	1.20 to 11.50	0.90 to 11.50
Weighted average	5.08	5.68	5.76
Non-U.S. postretirement plans			
Range	8.50 to 10.40	8.50 to 8.90	8.50 to 9.60
Weighted average	8.51	8.50	8.50

Discount Rate

The discount rates for the U.S. pension and postretirement plans were selected by reference to a Citigroup-specific analysis using each plan's specific cash flows and compared with high-quality corporate bond indices for reasonableness. The discount rates for the non-U.S. pension and postretirement plans are selected by reference to high-quality corporate bond rates in countries that have developed corporate bond markets. However, where developed corporate bond markets do not exist, the discount rates are selected by reference to local government bond rates with a premium added to reflect the additional risk for corporate bonds in certain countries. Effective in 2015, Citi rounds the discount rate for all the Significant Plans to the nearest 5 basis points. Discount rates for All Other Plans are rounded to the nearest 10 basis points for plans in the six largest non-U.S. countries and to the nearest 25 basis points for the remaining non-US countries.

Expected Rate of Return

The Company determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets for its U.S. pension and postretirement plans using a "building block" approach, which focuses on ranges of anticipated rates of return for each asset class. A weighted average range of nominal rates is then determined based on target allocations to each asset class. Market performance over a number of earlier years is evaluated covering a wide range of economic conditions to determine whether there are sound reasons for projecting any past trends.

The Company considers the expected rate of return to be a long-term assessment of return expectations and does not anticipate changing this assumption unless there are significant changes in investment strategy or economic conditions. This contrasts with the selection of the discount rate and certain other assumptions, which are reconsidered annually (or quarterly for the Significant Plans) in accordance with GAAP.

The expected rate of return for the U.S. pension and postretirement plans was 7.00% at December 31, 2015, 2014 and 2013. The expected return on assets reflects the expected annual appreciation of the plan assets and reduces the Company's annual pension expense. The expected return on assets is deducted from the sum of service cost, interest cost and other components of pension expense to arrive at the net pension (benefit) expense. Net pension (benefit) expense for the U.S. pension plans for 2015, 2014 and 2013 reflects deductions of \$893 million, \$878 million and \$863 million of expected returns, respectively.

The following table shows the expected rates of return used in determining the Company's pension expense compared to the actual rate of return on plan assets during 2015, 2014 and 2013 for the U.S. pension and postretirement plans:

	2015	2014	2013
Expected rate of return	7.00 %	7.00%	7.00%
Actual rate of return ⁽¹⁾	(1.70)	7.80	6.00

(1) Actual rates of return are presented net of fees.

For the non-U.S. pension plans, pension expense for 2015 was reduced by the expected return of \$323 million, compared with the actual return of \$56 million. Pension expense for 2014 and 2013 was reduced by expected returns of \$384 million and \$396 million, respectively.

Mortality Tables

At December 31, 2015, the Company maintained the Retirement Plan 2014 (RP-2014) mortality table and adopted Mortality Projection 2015 (MP-2015) projection table for the U.S. plans.

U.S. Plans	2015 ⁽²⁾	2014 ⁽³⁾
Mortality⁽¹⁾		
Pension	RP-2014/MP-2015	RP-2014/MP-2014
Postretirement	RP-2014/MP-2015	RP-2014/MP-2014

(1) The RP-2014 table is the white-collar RP-2014 table, with a 4% increase in rates to reflect the lower Citigroup-specific mortality experience.

(2) The MP-2015 projection scale is projected from 2011, with convergence to 0.5% ultimate rate of annual improvement by 2029.

(3) The MP-2014 projection scale includes a phase-out of the assumed rates of improvements from 2015 to 2027.

Adjustments were made to the RP-2014 tables and to the long-term rate of mortality improvement to reflect the Citigroup specific experience. As a result, the U.S. qualified and nonqualified pension and postretirement plans' PBO at December 31, 2014 increased by \$1,209 million and its funded status and AOCI decreased by \$1,209 million (\$737 million, net of tax). In addition, the 2015 qualified and nonqualified pension and postretirement benefit expense increased by approximately \$73 million.

Sensitivities of Certain Key Assumptions

The following tables summarize the effect on pension expense of a one-percentage-point change in the discount rate:

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		
	2015	2014	2013
U.S. plans	\$ 26	\$ 28	\$ 16
Non-U.S. plans	(32)	(39)	(52)

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point decrease		
	2015	2014	2013
U.S. plans	\$ (44)	\$ (45)	\$ (57)
Non-U.S. plans	44	56	79

Since the U.S. qualified pension plan was frozen, the majority of the prospective service cost has been eliminated and the gain/loss amortization period was changed to the life expectancy for inactive participants. As a result, pension expense for the U.S. qualified pension plan is driven more by interest costs than service costs, and an increase in the discount rate would increase pension expense, while a decrease in the discount rate would decrease pension expense.

The following tables summarize the effect on pension expense of a one-percentage-point change in the expected rates of return:

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		
	2015	2014	2013
U.S. plans	\$ (128)	\$ (129)	\$ (123)
Non-U.S. plans	(63)	(67)	(68)

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point decrease		
	2015	2014	2013
U.S. plans	\$ 128	\$ 129	\$ 123
Non-U.S. plans	63	67	68

Health Care Cost Trend Rate

Assumed health care cost-trend rates were as follows:

	2015	2014
Health care cost increase rate for U.S. plans		
Following year	7.00%	7.50%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached ⁽¹⁾	2020	2020

(1) Weighted average for plans with different following year and ultimate rates.

	2015	2014
Health care cost increase rate for Non-U.S. plans (weighted average)		
Following year	6.87%	6.94%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	6.86	6.93
Range of years in which the ultimate rate is reached	2016-2029	2015-2027

A one-percentage-point change in assumed health care cost trend rates would have the following effects:

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		One-percentage-point decrease	
	2015	2014	2015	2014
Effect on benefits earned and interest cost for U.S. postretirement plans	\$ 2	\$ 2	\$ (2)	\$ (1)
Effect on accumulated postretirement benefit obligation for U.S. postretirement plans	45	40	(38)	(34)

<i>In millions of dollars</i>	One-percentage-point increase		One-percentage-point decrease	
	2015	2014	2015	2014
Effect on benefits earned and interest cost for non-U.S. postretirement plans	\$ 15	\$ 17	\$ (12)	\$ (14)
Effect on accumulated postretirement benefit obligation for non-U.S. postretirement plans	156	197	(128)	(161)

Plan Assets

Citigroup's pension and postretirement plans' asset allocations for the U.S. plans and the target allocations by asset category based on asset fair values, are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Target asset allocation	U.S. pension assets at December 31,		U.S. postretirement assets at December 31,	
	2016	2015	2014	2015	2014
Equity securities ⁽²⁾	0-30%	19%	20%	19%	20%
Debt securities	25-73	46	44	46	44
Real estate	0-7	4	4	4	4
Private equity	0-10	6	8	6	8
Other investments	0-22	25	24	25	24
Total		100%	100%	100%	100%

(1) Asset allocations for the U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product. For example, private equities with an underlying investment in real estate are classified in the real estate asset category, not private equity.

(2) Equity securities in the U.S. pension and postretirement plans do not include any Citigroup common stock at the end of 2015 and 2014.

Third-party investment managers and advisers provide their services to Citigroup's U.S. pension and postretirement plans. Assets are rebalanced as the Company's Pension Plan Investment Committee deems appropriate. Citigroup's investment strategy, with respect to its assets, is to maintain a globally diversified investment portfolio across several asset classes that, when combined with Citigroup's

contributions to the plans, will maintain the plans' ability to meet all required benefit obligations.

Citigroup's pension and postretirement plans' weighted-average asset allocations for the non-U.S. plans and the actual ranges and the weighted-average target allocations by asset category based on asset fair values are as follows:

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. pension plans				
	Target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2016	2015	2014	2015	2014
Equity securities	0-63%	0-68%	0-67%	16%	17%
Debt securities	0-100	0-100	0-100	77	77
Real estate	0-19	0-18	0-21	1	—
Other investments	0-100	0-100	0-100	6	6
Total				100%	100%

(1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Asset category ⁽¹⁾	Non-U.S. postretirement plans				
	Target asset allocation	Actual range at December 31,		Weighted-average at December 31,	
	2016	2015	2014	2015	2014
Equity securities	0-41%	0-41%	0-42%	41%	42%
Debt securities	56-100	56-100	54-100	56	54
Other investments	0-3	0-3	0-4	3	4
Total				100%	100%

(1) Similar to the U.S. plans, asset allocations for certain non-U.S. plans are set by investment strategy, not by investment product.

Fair Value Disclosure

For information on fair value measurements, including descriptions of Levels 1, 2 and 3 of the fair value hierarchy and the valuation methodology utilized by the Company, see Note 1 and Note 25 to the Consolidated Financial Statements. ASU 2015-07 removes the current requirement to categorize investments for which fair value is measured using the NAV per share practical expedient within the fair value hierarchy.

Certain investments may transfer between the fair value hierarchy classifications during the year due to changes in valuation methodology and pricing sources. There were no significant transfers of investments between Level 1 and Level 2 during 2015 and 2014.

Plan assets by detailed asset categories and the fair value hierarchy are as follows:

<i>In millions of dollars</i>	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2015			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Equity securities				
U.S. equity	\$ 694	\$ —	\$ —	\$ 694
Non-U.S. equity	816	—	—	816
Mutual funds	223	—	—	223
Debt securities				
U.S. Treasuries	1,172	—	—	1,172
U.S. agency	—	105	—	105
U.S. corporate bonds	—	1,681	—	1,681
Non-U.S. government debt	—	309	—	309
Non-U.S. corporate bonds	—	440	—	440
State and municipal debt	—	124	—	124
Asset-backed securities	—	42	—	42
Mortgage-backed securities	—	60	—	60
Annuity contracts	—	—	27	27
Derivatives	6	521	—	527
Other investments	—	—	147	147
Total investments	\$ 2,911	\$ 3,282	\$ 174	\$ 6,367
Cash and short-term investments	\$ 138	\$ 1,064	\$ —	\$ 1,202
Other investment liabilities	(10)	(515)	—	(525)
Net investments at fair value	\$ 3,039	\$ 3,831	\$ 174	\$ 7,044
Other investment receivables valued at NAV				\$ 18
Securities valued at NAV				5,241
Total net assets				\$ 12,303

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement plans are commingled in one trust. At December 31, 2015, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement plans were 98.6% and 1.4%, respectively.

In millions of dollars	U.S. pension and postretirement benefit plans ⁽¹⁾			
	Fair value measurement at December 31, 2014			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Equity securities				
U.S. equity	\$ 773	\$ —	\$ —	\$ 773
Non-U.S. equity	588	—	—	588
Mutual funds	216	—	—	216
Debt securities				
U.S. Treasuries	1,178	—	—	1,178
U.S. agency	—	113	—	113
U.S. corporate bonds	—	1,534	—	1,534
Non-U.S. government debt	—	357	—	357
Non-U.S. corporate bonds	—	417	—	417
State and municipal debt	—	132	—	132
Asset-backed securities	—	41	—	41
Mortgage-backed securities	—	76	—	76
Annuity contracts	—	—	59	59
Derivatives	12	637	—	649
Other investments	—	—	161	161
Total investments	\$ 2,767	\$ 3,307	\$ 220	\$ 6,294
Cash and short-term investments	\$ 111	\$ 1,287	\$ —	\$ 1,398
Other investment liabilities	(17)	(618)	—	(635)
Net investments at fair value	\$ 2,861	\$ 3,976	\$ 220	\$ 7,057
Other investment receivables valued at NAV				\$ 63
Securities valued at NAV				5,961
Total net assets				\$ 13,081

(1) The investments of the U.S. pension and postretirement plans are commingled in one trust. At December 31, 2014, the allocable interests of the U.S. pension and postretirement plans were 99.9% and .01%, respectively.

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans			
	Fair value measurement at December 31, 2015			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Equity securities				
U.S. equity	\$ 5	\$ 11	\$ —	\$ 16
Non-U.S. equity	74	222	47	343
Commingled funds	5	—	—	5
Debt securities				
U.S. Treasuries	—	1	—	1
U.S. corporate bonds	—	360	—	360
Non-U.S. government debt	2,886	171	—	3,057
Non-U.S. corporate bonds	87	683	5	775
Real estate	—	3	1	4
Mortgage-backed securities	22	—	—	22
Annuity contracts	—	1	41	42
Other investments	1	—	163	164
Total investments	\$ 3,080	\$ 1,452	\$ 257	\$ 4,789
Cash and short-term investments	\$ 73	\$ 2	\$ —	\$ 75
Other investment liabilities	—	(690)	—	(690)
Net investments at fair value	\$ 3,153	\$ 764	\$ 257	\$ 4,174
Other investment receivables valued at NAV				\$ 97
Securities valued at NAV				2,966
Total net assets				\$ 7,237

In millions of dollars	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans			
	Fair value measurement at December 31, 2014			
Asset categories	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Equity securities				
U.S. equity	\$ 5	\$ 13	\$ —	\$ 18
Non-U.S. equity	83	257	48	388
Mutual funds	—	24	—	24
Commingled funds	10	—	—	10
Debt securities				
U.S. corporate bonds	—	350	—	350
Non-U.S. government debt	3,213	220	1	3,434
Non-U.S. corporate bonds	99	765	5	869
Real estate	—	3	—	3
Mortgage-backed securities	—	1	—	1
Annuity contracts	—	1	32	33
Derivatives	11	—	—	11
Other investments	1	1	165	167
Total investments	\$ 3,422	\$ 1,635	\$ 251	\$ 5,308
Cash and short-term investments	\$ 112	\$ 2	\$ —	\$ 114
Other investment liabilities	(3)	(723)	—	(726)
Net investments at fair value	\$ 3,531	\$ 914	\$ 251	\$ 4,696
Other investment receivables valued at NAV				\$ 114
Securities valued at NAV				3,631
Total net assets				\$ 8,441

Level 3 Rollforward

The reconciliations of the beginning and ending balances during the year for Level 3 assets are as follows:

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2014 ⁽¹⁾	Realized gains (losses)	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2015
Annuity contracts	\$ 59	\$ —	\$ (4)	\$ (28)	\$ —	\$ 27
Other investments	161	(1)	(9)	(4)	—	147
Total investments	\$ 220	\$ (1)	\$ (13)	\$ (32)	\$ —	\$ 174

(1) Beginning balance was adjusted to exclude \$2,496 million of investments valued at NAV.

In millions of dollars

U.S. pension and postretirement benefit plans						
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2013 ⁽¹⁾	Realized gains (losses)	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2014
Annuity contracts	\$ 91	\$ —	\$ (1)	\$ (31)	\$ —	\$ 59
Other investments	150	(1)	(4)	16	—	161
Total investments	\$ 241	\$ (1)	\$ (5)	\$ (15)	\$ —	\$ 220

(1) Beginning balance was adjusted to exclude \$3,284 million of investments valued at NAV.

In millions of dollars

<i>In millions of dollars</i>	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans								
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2014 ⁽¹⁾		Unrealized gains (losses)		Purchases, sales, and issuances		Transfers in and/or out of Level 3		Ending Level fair value at Dec. 31, 2015
Equity securities									
Non-U.S. equity	\$	48	\$	(1)	\$	—	\$	—	\$
Debt securities									
Non-U.S. government debt		1		—		(1)		—	
Non-U.S. corporate bonds		5		(1)		1		—	
Real estate		—		—		—		1	
Annuity contracts		32		2		4		3	
Other investments		165		(2)		2		(2)	
Total investments	\$	251	\$	(2)	\$	6	\$	2	\$

(1) Beginning balance was adjusted to exclude \$5 million of investments valued at NAV.

<i>In millions of dollars</i>	Non-U.S. pension and postretirement benefit plans					
Asset categories	Beginning Level 3 fair value at Dec. 31, 2013 ⁽¹⁾	Unrealized gains (losses)	Purchases, sales, and issuances	Transfers in and/or out of Level 3	Ending Level 3 fair value at Dec. 31, 2014	
Equity securities						
Non-U.S. equity	\$ 49	\$ (3)	\$ —	\$ 2	\$ 48	
Debt securities						
Non-U.S. government bonds	—	—	—	1	1	
Non-U.S. corporate bonds	5	—	1	(1)	5	
Annuity contracts	32	—	—	—	32	
Other investments	202	—	(37)	—	165	
Total investments	\$ 288	\$ (3)	\$ (36)	\$ 2	\$ 251	

(1) Beginning balance was adjusted to exclude \$11 million of investments valued at NAV.

Investment Strategy

The Company's global pension and postretirement funds' investment strategy is to invest in a prudent manner for the exclusive purpose of providing benefits to participants. The investment strategies are targeted to produce a total return that, when combined with the Company's contributions to the funds, will maintain the funds' ability to meet all required benefit obligations. Risk is controlled through diversification of asset types and investments in domestic and international equities, fixed-income securities and cash and short-term investments. The target asset allocation in most locations outside the U.S. is primarily in equity and debt securities. These allocations may vary by geographic region and country depending on the nature of applicable obligations and various other regional considerations. The wide variation in the actual range of plan asset allocations for the funded non-U.S. plans is a result of differing local statutory requirements and economic conditions. For example, in certain countries local law requires that all pension plan assets must be invested in fixed-income investments, government funds, or local-country securities.

Significant Concentrations of Risk in Plan Assets

The assets of the Company's pension plans are diversified to limit the impact of any individual investment. The U.S. qualified pension plan is diversified across multiple asset classes, with publicly traded fixed income, hedge funds, publicly traded equity, and private equity representing the most significant asset allocations. Investments in these four asset classes are further diversified across funds, managers, strategies, vintages, sectors and geographies, depending on the specific characteristics of each asset class. The pension assets for the Company's non-U.S. Significant Plans are primarily invested in publicly traded fixed income and publicly traded equity securities.

Oversight and Risk Management Practices

The framework for the Company's pension oversight process includes monitoring of retirement plans by plan fiduciaries and/or management at the global, regional or country level, as appropriate. Independent risk management contributes to the risk oversight and monitoring for the Company's U.S. qualified pension plan and non-U.S. Significant Pension Plans. Although the specific components of the oversight process are tailored to the requirements of each region, country and plan, the following elements are common to the Company's monitoring and risk management process:

- periodic asset/liability management studies and strategic asset allocation reviews;
- periodic monitoring of funding levels and funding ratios;
- periodic monitoring of compliance with asset allocation guidelines;
- periodic monitoring of asset class and/or investment manager performance against benchmarks; and
- periodic risk capital analysis and stress testing.

Estimated Future Benefit Payments

The Company expects to pay the following estimated benefit payments in future years:

<i>In millions of dollars</i>	Pension plans		Postretirement benefit plans	
	U.S. plans	Non-U.S. plans	U.S. plans	Non-U.S. plans
2016	\$ 903	\$ 377	\$ 71	\$ 63
2017	818	337	70	67
2018	828	359	68	72
2019	848	382	67	77
2020	876	415	65	83
2021-2025	4,523	2,467	303	523

Prescription Drugs

In December 2003, the Medicare Prescription Drug Improvement and Modernization Act of 2003 (Act of 2003) was enacted. The Act of 2003 established a prescription drug benefit under Medicare known as "Medicare Part D," and a federal subsidy to sponsors of U.S. retiree health care benefit plans that provide a benefit that is at least actuarially equivalent to Medicare Part D. The benefits provided to certain participants are at least actuarially equivalent to Medicare Part D and, accordingly, the Company is entitled to a subsidy.

The subsidy reduced the accumulated postretirement benefit obligation (APBO) by approximately \$5 million as of December 31, 2015 and 2014 and the postretirement expense by approximately \$0.2 million for 2015 and 2014.

The following table shows the estimated future benefit payments for the Medicare Part D of the U.S. postretirement plan.

<i>In millions of dollars</i>	Expected U.S. postretirement benefit payments			
	Before Medicare Part D subsidy		After Medicare Part D subsidy	
2016	\$ 71	\$ —	\$ 71	
2017	70	—	70	
2018	68	—	68	
2019	67	—	67	
2020	65	—	65	
2021-2025	303	2	301	

Certain provisions of the Patient Protection and Affordable Care Act of 2010 improved the Medicare Part D option known as the Employer Group Waiver Plan (EGWP) with respect to the Medicare Part D subsidy. The EGWP provides prescription drug benefits that are more cost effective for Medicare-eligible participants and large employers. Effective April 1, 2013, the Company began sponsoring and implementing an EGWP for eligible retirees. The Company subsidy received under the EGWP for 2015 and 2014 was \$11.6 million and \$11.0 million, respectively.

The other provisions of the Act of 2010 are not expected to have a significant impact on Citigroup's pension and postretirement plans.

Postemployment Plans

The Company sponsors U.S. postemployment plans that provide income continuation and health and welfare benefits to certain eligible U.S. employees on long-term disability.

As of December 31, 2015 and 2014, the plans' funded status recognized in the Company's Consolidated Balance Sheet was \$(183) million and \$(256) million, respectively. The amounts recognized in *Accumulated other comprehensive income (loss)* as of December 31, 2015 and 2014 were \$45 million and \$24 million, respectively. Effective January 1, 2014, the Company made changes to its postemployment plans that limit the period for which future disabled employees are eligible for continued Company subsidized medical benefits.

The following table summarizes the components of net expense recognized in the Consolidated Statement of Income for the Company's U.S. postemployment plans.

<i>In millions of dollars</i>	Net expense		
	2015	2014	2013
Service related expense			
Service cost	\$ —	\$ —	\$ 20
Interest cost	4	5	10
Prior service (benefit)	(31)	(31)	(3)
Net actuarial loss	12	14	17
Total service related expense	\$ (15)	\$ (12)	\$ 44
Non-service related expense (benefit)	\$ 3	\$ 37	\$ (14)
Total net (benefit) expense	\$ (12)	\$ 25	\$ 30

The following table summarizes certain assumptions used in determining the postemployment benefit obligations and net benefit expenses for the Company's U.S. postemployment plans.

	2015	2014
Discount rate	3.70%	3.45%
Health care cost increase rate		
Following year	7.00%	7.50%
Ultimate rate to which cost increase is assumed to decline	5.00	5.00
Year in which the ultimate rate is reached	2020	2020

Defined Contribution Plans

The Company sponsors defined contribution plans in the U.S. and in certain non-U.S. locations, all of which are administered in accordance with local laws. The most significant defined contribution plan sponsored by the Company is the Citi Retirement Savings Plan in the U.S. (formerly known as the Citigroup 401(k) Plan).

Under the Citi Retirement Savings Plan, eligible U.S. employees received matching contributions of up to 6% of their eligible compensation for 2015 and 2014, subject to statutory limits. Additionally, for eligible employees whose eligible compensation is \$100,000 or less, a fixed contribution of up to 2% of eligible compensation is provided. All Company contributions are invested according to participants' individual elections. The following table summarizes the Company contributions to the U.S. and non-U.S. plans.

	U.S. plans		
<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Company contributions	\$ 380	\$ 383	\$ 394

	Non U.S. plans		
<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Company contributions	\$ 375	\$ 385	\$ 402

9. INCOME TAXES

Details of the Company's income tax provision are presented below:

Income Tax Provision

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Current			
Federal	\$ 861	\$ 181	\$ (260)
Foreign	3,397	3,281	3,788
State	388	388	(41)
Total current income taxes	\$ 4,646	\$ 3,850	\$ 3,487
Deferred			
Federal	\$ 3,019	\$ 2,510	\$ 2,867
Foreign	(4)	361	(716)
State	(221)	476	548
Total deferred income taxes	\$ 2,794	\$ 3,347	\$ 2,699
Provision for income tax on continuing operations before non-controlling interests⁽¹⁾	\$ 7,440	\$ 7,197	\$ 6,186
Provision (benefit) for income taxes on discontinued operations	(29)	12	(244)
Income tax expense (benefit) reported in stockholders' equity related to:			
FX translation	(906)	65	(48)
Investment securities	(498)	1,007	(1,300)
Employee stock plans	(35)	(87)	28
Cash flow hedges	176	207	625
Benefit plans	(24)	(660)	698
Retained earnings ⁽²⁾	—	(353)	—
Income taxes before non-controlling interests	\$ 6,124	\$ 7,388	\$ 5,945

- (1) Includes the effect of securities transactions and other-than-temporary impairment losses resulting in a provision (benefit) of \$239 million and \$(93) million in 2015, \$200 million and \$(148) million in 2014 and \$262 million and \$(187) million in 2013, respectively.
- (2) See "Consolidated Statement of Changes in Stockholders' Equity" above.

Tax Rate

The reconciliation of the federal statutory income tax rate to the Company's effective income tax rate applicable to income from continuing operations (before non-controlling interests and the cumulative effect of accounting changes) for each of the periods indicated is as follows:

	2015	2014	2013
Federal statutory rate	35.0 %	35.0 %	35.0 %
State income taxes, net of federal benefit	1.7	3.4	1.7
Foreign income tax rate differential	(4.6)	(0.3)	(2.3)
Audit settlements ⁽¹⁾	(1.7)	(2.4)	(0.7)
Effect of tax law changes ⁽²⁾	0.4	1.2	(0.3)
Non deductible legal and related expenses	0.3	18.3	0.8
Basis difference in affiliates	—	(2.5)	—
Tax advantaged investments	(1.8)	(3.6)	(3.0)
Other, net	0.7	(0.1)	—
Effective income tax rate	30.0 %	49.0 %	31.2 %

- (1) For 2015, primarily relates to the conclusion of a New York City tax audit for 2009-2011. For 2014, relates to the conclusion of the audit of various issues in the Company's 2009-2011 U.S. federal tax audit and the conclusion of a New York State tax audit for 2006-2008. For 2013, relates to the settlement of U.S. federal issues for 2003-2005 and IRS appeals.
- (2) For 2015, includes the results of tax reforms enacted in New York City and several states, which resulted in a DTA charge of approximately \$101 million. For 2014, includes the results of tax reforms enacted in New York State and South Dakota, which resulted in a DTA charge of approximately \$210 million.

As set forth in the table above, Citi's effective tax rate for 2015 was 30.0%. The decline in the effective tax rate from 2014 was primarily due to a lower level of non-deductible legal and related expenses in 2015.

Deferred Income Taxes

Deferred income taxes at December 31 related to the following:

In millions of dollars	2015	2014
Deferred tax assets		
Credit loss deduction	\$ 6,058	\$ 7,010
Deferred compensation and employee benefits	4,110	4,676
Repositioning and settlement reserves	1,429	1,599
Unremitted foreign earnings	8,403	6,368
Investment and loan basis differences	3,248	4,808
Cash flow hedges	359	529
Tax credit and net operating loss carry-forwards	23,053	23,395
Fixed assets and leases	1,356	2,093
Other deferred tax assets	3,176	2,334
Gross deferred tax assets	\$ 51,192	\$ 52,812
Valuation allowance	—	—
Deferred tax assets after valuation allowance	\$ 51,192	\$ 52,812
Deferred tax liabilities		
Deferred policy acquisition costs and value of insurance in force	\$ (327)	\$ (415)
Intangibles	(1,146)	(1,636)
Debt issuances	(850)	(866)
Other deferred tax liabilities	(1,020)	(559)
Gross deferred tax liabilities	\$ (3,343)	\$ (3,476)
Net deferred tax assets	\$ 47,849	\$ 49,336

Unrecognized Tax Benefits

The following is a rollforward of the Company's unrecognized tax benefits.

In millions of dollars	2015	2014	2013
Total unrecognized tax benefits at January 1	\$ 1,060	\$ 1,574	\$ 3,109
Net amount of increases for current year's tax positions	32	135	58
Gross amount of increases for prior years' tax positions	311	175	251
Gross amount of decreases for prior years' tax positions	(61)	(772)	(716)
Amounts of decreases relating to settlements	(45)	(28)	(1,115)
Reductions due to lapse of statutes of limitation	(22)	(30)	(15)
Foreign exchange, acquisitions and dispositions	(40)	6	2
Total unrecognized tax benefits at December 31	\$ 1,235	\$ 1,060	\$ 1,574

The total amounts of unrecognized tax benefits at December 31, 2015, 2014 and 2013 that, if recognized, would affect Citi's effective tax rate, are \$0.9 billion, \$0.8 billion and \$0.8 billion, respectively. The remaining uncertain tax positions have offsetting amounts in other jurisdictions or are temporary differences, except for \$0.4 billion at December 31, 2013, which was recognized in *Retained earnings* in 2014.

Interest and penalties (not included in "unrecognized tax benefits" above) are a component of the *Provision for income taxes*.

In millions of dollars	2015		2014		2013	
	Pretax	Net of tax	Pretax	Net of tax	Pretax	Net of tax
Total interest and penalties in the Consolidated Balance Sheet at January 1	\$ 269	\$ 169	\$ 277	\$ 173	\$ 492	\$ 315
Total interest and penalties in the Consolidated Statement of Income	(29)	(18)	(1)	(1)	(108)	(72)
Total interest and penalties in the Consolidated Balance Sheet at December 31 ⁽¹⁾	233	146	269	169	277	173

(1) Includes \$3 million, \$2 million, and \$2 million for foreign penalties in 2015, 2014 and 2013, respectively. Also includes \$3 million for state penalties in 2015 and 2014, and \$4 million in 2013.

As of December 31, 2015, Citi is under audit by the Internal Revenue Service and other major taxing jurisdictions around the world. It is thus reasonably possible that significant changes in the gross balance of unrecognized tax benefits may occur within the next 12 months, although Citi does not expect such audits to result in amounts that would cause a significant change to its effective tax rate, other than as discussed below.

Citi expects to conclude its IRS audit for the 2012-2013 cycle within the next 12 months. The gross uncertain tax positions at December 31, 2015 for the items that may be resolved are as much as \$97 million. Because of the number and nature of the issues remaining to be resolved, the potential tax benefit to continuing operations could be anywhere in a range between \$0 and \$94 million. In addition, Citi may conclude certain state and local tax audits within the next 12 months. The gross uncertain tax positions at December 31, 2015 are as much as \$222 million. In addition there is gross interest of as much as \$16 million. The potential tax benefit to

continuing operations could be anywhere between \$0 and \$155 million, including interest. Furthermore, Citi may conclude certain foreign audits within the next 12 months. The gross uncertain positions at December 31, 2015 are as much as \$119 million. In addition there is gross interest of as much as \$18 million. The potential tax benefit to continuing operations could be anywhere between \$0 and \$22 million, including interest. The potential tax benefit to discontinued operations could be anywhere between \$0 and \$76 million, including interest.

The following are the major tax jurisdictions in which the Company and its affiliates operate and the earliest tax year subject to examination:

Jurisdiction	Tax year
United States	2012
Mexico	2009
New York State and City	2006
United Kingdom	2014
India	2011
Brazil	2011
Singapore	2010
Hong Kong	2009
Ireland	2011

Foreign Earnings

Foreign pretax earnings approximated \$11.3 billion in 2015, \$10.1 billion in 2014 and \$13.1 billion in 2013. As a U.S. corporation, Citigroup and its U.S. subsidiaries are currently subject to U.S. taxation on all foreign pretax earnings earned by a foreign branch. Pretax earnings of a foreign subsidiary or affiliate are subject to U.S. taxation when effectively repatriated. The Company provides income taxes on the undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries except to the extent that such earnings are indefinitely reinvested outside the United States.

At December 31, 2015, \$45.2 billion of accumulated undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries was indefinitely invested. At the existing U.S. federal income tax rate, additional taxes (net of U.S. foreign tax credits) of \$12.7 billion would have to be provided if such earnings were remitted currently. The current year's effect on the income tax expense from continuing operations is included in the "Foreign income tax rate differential" line in the reconciliation of the federal statutory rate to the Company's effective income tax rate in the table above.

Income taxes are not provided for the Company's "savings bank base year bad debt reserves" that arose before 1988, because under current U.S. tax rules, such taxes will become payable only to the extent such amounts are distributed in excess of limits prescribed by federal law. At December 31, 2015, the amount of the base year reserves totaled approximately \$358 million (subject to a tax of \$125 million).

Deferred Tax Assets

As of December 31, 2015 and 2014, Citi had no valuation allowance on its DTAs. The following table summarizes Citi's DTAs.

In billions of dollars

Jurisdiction/component	DTAs balance December 31, 2015	DTAs balance December 31, 2014
U.S. federal⁽¹⁾		
Net operating losses (NOLs) ⁽²⁾	\$ 3.4	\$ 2.3
Foreign tax credits (FTCs) ⁽³⁾	15.9	17.6
General business credits (GBCs)	1.3	1.6
Future tax deductions and credits	20.7	21.1
Total U.S. federal	\$ 41.3	\$ 42.6
State and local		
New York NOLs	\$ 2.4	\$ 1.5
Other state NOLs	0.3	0.4
Future tax deductions	1.2	2.0
Total state and local	\$ 3.9	\$ 3.9
Foreign		
APB 23 subsidiary NOLs	\$ 0.2	\$ 0.2
Non-APB 23 subsidiary NOLs	0.4	0.5
Future tax deductions	2.0	2.1
Total foreign	\$ 2.6	\$ 2.8
Total	\$ 47.8	\$ 49.3

- (1) Included in the net U.S. federal DTAs of \$41.3 billion as of December 31, 2015 were deferred tax liabilities of \$2 billion that will reverse in the relevant carry-forward period and may be used to support the DTAs.
- (2) Includes \$0.5 billion and \$0.6 billion for 2015 and 2014, respectively, of NOL carry-forwards related to non-consolidated tax return companies that are expected to be utilized separately from Citigroup's consolidated tax return, and \$2.9 billion and \$1.7 billion of non-consolidated tax return NOL carry-forwards for 2015 and 2014, respectively, that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.
- (3) Includes \$1.7 billion and \$1.0 billion for 2015 and 2014, respectively, of non-consolidated tax return FTC carry-forwards that are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.

The following table summarizes the amounts of tax carry-forwards and their expiration dates:

In billions of dollars

Year of expiration	December 31, 2015	December 31, 2014
U.S. tax return foreign tax credit carry-forwards		
2017	\$ —	\$ 1.9
2018	4.8	5.2
2019	1.2	1.2
2020	3.1	3.1
2021	1.7	1.8
2022	3.4	3.4
2023 ⁽¹⁾	0.4	1.0
2025 ⁽¹⁾	1.3	—
Total U.S. tax return foreign tax credit carry-forwards	\$ 15.9	\$ 17.6
U.S. tax return general business credit carry-forwards		
2030	\$ —	\$ 0.4
2031	0.2	0.3
2032	0.4	0.4
2033	0.3	0.3
2034	0.2	0.2
2035	0.2	—
Total U.S. tax return general business credit carry-forwards	\$ 1.3	\$ 1.6
U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards		
2027	\$ 0.2	\$ 0.2
2028	0.1	0.1
2030	0.3	0.3
2031	1.5	1.7
2033	1.7	1.9
2034	2.3	2.3
2035	3.6	—
Total U.S. subsidiary separate federal NOL carry-forwards⁽²⁾	\$ 9.7	\$ 6.5
New York State NOL carry-forwards		
2034	\$ 14.6	\$ 12.3
Total New York State NOL carry-forwards⁽²⁾	\$ 14.6	\$ 12.3
New York City NOL carry-forwards		
2028	\$ —	\$ 3.8
2031	—	0.1
2032	—	0.5
2034	13.3	—
Total New York City NOL carry-forwards⁽²⁾	\$ 13.3	\$ 4.4
APB 23 subsidiary NOL carry-forwards		
Various	\$ 0.2	\$ 0.2
Total APB 23 subsidiary NOL carry-forwards	\$ 0.2	\$ 0.2

(1) The \$1.7 billion in FTC carry-forwards that expire in 2023 and 2025 are in a non-consolidated tax return entity but are eventually expected to be utilized in Citigroup's consolidated tax return.

(2) Pretax.

While Citi's net total DTAs decreased year-over-year, the time remaining for utilization has shortened, given the passage of time, particularly with respect to the foreign tax credit (FTC) component of the DTAs. Although realization is not assured, Citi believes that the realization of the recognized net DTAs of \$47.8 billion at December 31, 2015 is more-likely-than-not based upon expectations as to future taxable income in the jurisdictions in which the DTAs arise and available tax planning strategies (as defined in ASC 740, *Income Taxes*) that would be implemented, if necessary, to prevent a carry-forward from expiring.

Citi has concluded that it has the necessary positive evidence to support the full realization of its DTAs. Specifically, Citi forecasts sufficient U.S. taxable income in the carry-forward periods, exclusive of ASC 740 tax planning strategies. Citi's forecasted taxable income, which will continue to be subject to overall market and global economic conditions, incorporates geographic business forecasts and taxable income adjustments to those forecasts (e.g., U.S. tax-exempt income, loan loss reserves deductible for U.S. tax reporting in subsequent years), and actions intended to optimize its U.S. taxable earnings. In general, Citi would need to generate approximately \$59 billion of U.S. taxable income during the FTC carry-forward periods to prevent this most time-sensitive component of Citi's FTCs from expiring.

In addition to its forecasted U.S. taxable income, Citi has tax planning strategies available to it under ASC 740 that would be implemented, if necessary, to prevent a carry-forward from expiring. These strategies include: (i) repatriating low-taxed foreign source earnings for which an assertion that the earnings have been indefinitely reinvested has not been made; (ii) accelerating U.S. taxable income into, or deferring U.S. tax deductions out of, the latter years of the carry-forward period (e.g., selling appreciated assets, electing straight-line depreciation); (iii) accelerating deductible temporary differences outside the U.S.; and (iv) selling certain assets that produce tax-exempt income, while purchasing assets that produce fully taxable income. In addition, the sale or restructuring of certain businesses can produce significant U.S. taxable income within the relevant carry-forward periods.

Based upon the foregoing discussion, Citi believes the U.S. federal and New York state and city NOL carry-forward period of 20 years provides enough time to fully utilize the DTAs pertaining to the existing NOL carry-forwards and any NOL that would be created by the reversal of the future net deductions that have not yet been taken on a tax return.

With respect to the FTCs component of the DTAs, the carry-forward period is 10 years. Utilization of FTCs in any year is restricted to 35% of foreign source taxable income in that year. However, overall domestic losses that Citi has incurred of approximately \$54 billion as of December 31, 2015 are allowed to be reclassified as foreign source income to the extent of 50% of domestic source income produced in subsequent years. Such resulting foreign source income would cover the FTCs being carried forward. As noted in the table above, Citi's FTC carry-forwards were \$15.9 billion as of December 31, 2015, compared to \$17.6 billion as of December 31, 2014. This decrease represented \$1.7 billion of the \$1.5 billion decrease in Citi's overall DTAs during 2015.

partially offset by an increase in AOCI related DTAs. Citi believes that it will generate sufficient U.S. taxable income within the 10-year carry-forward period to be able to fully utilize the FTCs, in addition to any FTCs produced in the tax return for such period, which must be used prior to any carry-forward utilization.

10. EARNINGS PER SHARE

The following is a reconciliation of the income and share data used in the basic and diluted earnings per share (EPS) computations:

<i>In millions, except per-share amounts</i>	2015	2014	2013
Income from continuing operations before attribution of noncontrolling interests	\$ 17,386	\$ 7,504	\$ 13,616
Less: Noncontrolling interests from continuing operations	90	192	227
Net income from continuing operations (for EPS purposes)	\$ 17,296	\$ 7,312	\$ 13,389
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(54)	(2)	270
Citigroup's net income	\$ 17,242	\$ 7,310	\$ 13,659
Less: Preferred dividends ⁽¹⁾	769	511	194
Net income available to common shareholders	\$ 16,473	\$ 6,799	\$ 13,465
Less: Dividends and undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with nonforfeitable rights to dividends, applicable to basic EPS	224	111	263
Net income allocated to common shareholders for basic EPS	\$ 16,249	\$ 6,688	\$ 13,202
Add: Interest expense, net of tax, and dividends on convertible securities and adjustment of undistributed earnings allocated to employee restricted and deferred shares with nonforfeitable rights to dividends, applicable to diluted EPS	—	1	1
Net income allocated to common shareholders for diluted EPS	\$ 16,249	\$ 6,689	\$ 13,203
Weighted-average common shares outstanding applicable to basic EPS	3,004.0	3,031.6	3,035.8
Effect of dilutive securities ⁽²⁾			
Options ⁽³⁾	3.6	5.1	5.3
Other employee plans	0.1	0.3	0.5
Adjusted weighted-average common shares outstanding applicable to diluted EPS	3,007.7	3,037.0	3,041.6
Basic earnings per share⁽⁴⁾			
Income from continuing operations	\$ 5.43	\$ 2.21	\$ 4.26
Discontinued operations	(0.02)	—	0.09
Net income	\$ 5.41	\$ 2.21	\$ 4.35
Diluted earnings per share⁽⁴⁾			
Income from continuing operations	\$ 5.42	\$ 2.20	\$ 4.25
Discontinued operations	(0.02)	—	0.09
Net income	\$ 5.40	\$ 2.20	\$ 4.34

(1) See Note 21 to the Consolidated Financial Statements for the potential future impact of preferred stock dividends.

(2) During 2015, 2014 and 2013, weighted-average options to purchase 0.9 million, 2.8 million and 4.8 million shares of common stock, respectively, were outstanding but not included in the computation of earnings per share because the weighted-average exercise prices of \$199.16, \$153.91 and \$101.11 per share, respectively, were anti-dilutive.

(3) Warrants issued to the U.S. Treasury as part of the Troubled Asset Relief Program (TARP) and the loss-sharing agreement (all of which were subsequently sold to the public in January 2011), with exercise prices of \$178.50 and \$106.10 per share for approximately 21.0 million and 25.5 million shares of Citigroup common stock, respectively. Both warrants were not included in the computation of earnings per share in 2015, 2014 and 2013 because they were anti-dilutive.

(4) Due to rounding, earnings per share on continuing operations and discontinued operations may not sum to earnings per share on net income.

11. FEDERAL FUNDS, SECURITIES BORROWED, LOANED AND SUBJECT TO REPURCHASE AGREEMENTS

Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell, at their respective carrying values, consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014
Federal funds sold	\$ 25	\$ —
Securities purchased under agreements to resell	119,777	123,979
Deposits paid for securities borrowed	99,873	118,591
Total	\$ 219,675	\$ 242,570

Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase, at their respective carrying values, consisted of the following:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014
Federal funds purchased	\$ 189	\$ 334
Securities sold under agreements to repurchase	131,650	147,204
Deposits received for securities loaned	14,657	25,900
Total	\$ 146,496	\$ 173,438

The resale and repurchase agreements represent collateralized financing transactions. The Company executes these transactions primarily through its broker-dealer subsidiaries to facilitate customer matched-book activity and to efficiently fund a portion of the Company's trading inventory. Transactions executed by the Company's bank subsidiaries primarily facilitate customer financing activity.

To maintain reliable funding under a wide range of market conditions, including under periods of stress, Citi manages these activities by taking into consideration the quality of the underlying collateral, and stipulating financing tenor. Citi manages the risks in its collateralized financing transactions by conducting daily stress tests to account for changes in capacity, tenors, haircut, collateral profile and client actions. Additionally, Citi maintains counterparty diversification by establishing concentration triggers and assessing counterparty reliability and stability under stress.

It is the Company's policy to take possession of the underlying collateral, monitor its market value relative to the amounts due under the agreements and, when necessary, require prompt transfer of additional collateral in order to maintain contractual margin protection. For resale and repurchase agreements, when necessary, the Company posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

Collateral typically consists of government and government-agency securities, corporate and municipal bonds, equities, and mortgage-backed and other asset-backed securities.

The resale and repurchase agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other type of default under the relevant master agreement. Events of default generally include (i) failure to deliver cash or securities as required under the transaction, (ii) failure to provide or return cash or securities as used for margining purposes, (iii) breach of representation, (iv) cross-default to another transaction entered into among the parties, or, in some cases, their affiliates, and (v) a repudiation of obligations under the agreement. The counterparty that receives the securities in these transactions is generally unrestricted in its use of the securities, with the exception of transactions executed on a tri-party basis, where the collateral is maintained by a custodian and operational limitations may restrict its use of the securities.

A substantial portion of the resale and repurchase agreements is recorded at fair value, as described in Notes 25 and 26 to the Consolidated Financial Statements. The remaining portion is carried at the amount of cash initially advanced or received, plus accrued interest, as specified in the respective agreements.

The securities borrowing and lending agreements also represent collateralized financing transactions similar to the resale and repurchase agreements. Collateral typically consists of government and government-agency securities and corporate debt and equity securities.

Similar to the resale and repurchase agreements, securities borrowing and lending agreements are generally documented under industry standard agreements that allow the prompt close-out of all transactions (including the liquidation of securities held) and the offsetting of obligations to return cash or securities by the non-defaulting party, following a payment default or other default by the other party under the relevant master agreement. Events of default and rights to use securities under the securities borrowing and lending agreements are similar to the resale and repurchase agreements referenced above.

A substantial portion of securities borrowing and lending agreements is recorded at the amount of cash advanced or received. The remaining portion is recorded at fair value as the Company elected the fair value option for certain securities borrowed and loaned portfolios, as described in Note 26 to the Consolidated Financial Statements. With respect to securities loaned, the Company receives cash collateral in an amount generally in excess of the market value of the securities loaned. The Company monitors the market value of securities borrowed and securities loaned on a daily basis and obtains or posts additional collateral in order to maintain contractual margin protection.

The enforceability of offsetting rights incorporated in the master netting agreements for resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements is evidenced to the extent that a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding the enforceability of these agreements, and that the exercise of

rights by the non-defaulting party to terminate and close-out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not have been sought or obtained for certain jurisdictions where local law is silent or sufficiently ambiguous to determine the enforceability of offsetting rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law for a particular counterparty type may be nonexistent or unclear as overlapping regimes may exist. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

The following tables present the gross and net resale and repurchase agreements and securities borrowing and lending agreements and the related offsetting amount permitted under ASC 210-20-45. The tables also include amounts related to financial instruments that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting rights has been obtained. Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but the Company may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

As of December 31, 2015					
	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
<i>In millions of dollars</i>					
Securities purchased under agreements to resell	\$ 176,167	\$ 56,390	\$ 119,777	\$ 92,039	\$ 27,738
Deposits paid for securities borrowed	99,873	—	99,873	16,619	83,254
Total	\$ 276,040	\$ 56,390	\$ 219,650	\$ 108,658	\$ 110,992

	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
<i>In millions of dollars</i>					
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 188,040	\$ 56,390	\$ 131,650	\$ 60,641	\$ 71,009
Deposits received for securities loaned	14,657	—	14,657	3,226	11,431
Total	\$ 202,697	\$ 56,390	\$ 146,307	\$ 63,867	\$ 82,440

As of December 31, 2014					
	Gross amounts of recognized assets	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of assets included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
<i>In millions of dollars</i>					
Securities purchased under agreements to resell	\$ 180,318	\$ 56,339	\$ 123,979	\$ 94,353	\$ 29,626
Deposits paid for securities borrowed	118,591	—	118,591	15,139	103,452
Total	\$ 298,909	\$ 56,339	\$ 242,570	\$ 109,492	\$ 133,078

	Gross amounts of recognized liabilities	Gross amounts offset on the Consolidated Balance Sheet ⁽¹⁾	Net amounts of liabilities included on the Consolidated Balance Sheet ⁽²⁾	Amounts not offset on the Consolidated Balance Sheet but eligible for offsetting upon counterparty default ⁽³⁾	Net amounts ⁽⁴⁾
<i>In millions of dollars</i>					
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 203,543	\$ 56,339	\$ 147,204	\$ 72,928	\$ 74,276
Deposits received for securities loaned	25,900	—	25,900	5,190	20,710
Total	\$ 229,443	\$ 56,339	\$ 173,104	\$ 78,118	\$ 94,986

- (1) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are permitted to be offset under ASC 210-20-45.
- (2) The total of this column for each period excludes Federal funds sold/purchased. See tables above.
- (3) Includes financial instruments subject to enforceable master netting agreements that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 but would be eligible for offsetting to the extent that an event of default has occurred and a legal opinion supporting enforceability of the offsetting right has been obtained.
- (4) Remaining exposures continue to be secured by financial collateral, but the Company may not have sought or been able to obtain a legal opinion evidencing enforceability of the offsetting right.

The following table presents the gross amount of liabilities associated with repurchase agreements and securities lending agreements, by remaining contractual maturity as of December 31, 2015:

<i>In millions of dollars</i>	Open and overnight	Up to 30 days	31-90 days	Greater than 90 days	Total
Securities sold under agreements to repurchase	\$ 89,732	\$ 54,336	\$ 21,541	\$ 22,431	\$ 188,040
Deposits received for securities loaned	9,096	1,823	2,324	1,414	14,657
Total	\$ 98,828	\$ 56,159	\$ 23,865	\$ 23,845	\$ 202,697

The following table presents the gross amount of liabilities associated with repurchase agreements and securities lending agreements, by class of underlying collateral as of December 31, 2015:

<i>In millions of dollars</i>	Repurchase agreements	Securities lending agreements	Total
U.S. Treasury and federal agency	\$ 67,005	\$ —	\$ 67,005
State and municipal	403	—	403
Foreign government	66,633	789	67,422
Corporate bonds	15,355	1,085	16,440
Equity securities	10,297	12,484	22,781
Mortgage-backed securities	19,913	—	19,913
Asset-backed securities	4,572	—	4,572
Other	3,862	299	4,161
Total	\$ 188,040	\$ 14,657	\$ 202,697

12. BROKERAGE RECEIVABLES AND BROKERAGE PAYABLES

The Company has receivables and payables for financial instruments sold to and purchased from brokers, dealers and customers, which arise in the ordinary course of business. The Company is exposed to risk of loss from the inability of brokers, dealers or customers to pay for purchases or to deliver the financial instruments sold, in which case the Company would have to sell or purchase the financial instruments at prevailing market prices. Credit risk is reduced to the extent that an exchange or clearing organization acts as a counterparty to the transaction and replaces the broker, dealer or customer in question.

The Company seeks to protect itself from the risks associated with customer activities by requiring customers to maintain margin collateral in compliance with regulatory and internal guidelines. Margin levels are monitored daily, and customers deposit additional collateral as required. Where customers cannot meet collateral requirements, the Company may liquidate sufficient underlying financial instruments to bring the customer into compliance with the required margin level.

Exposure to credit risk is impacted by market volatility, which may impair the ability of clients to satisfy their obligations to the Company. Credit limits are established and closely monitored for customers and for brokers and dealers engaged in forwards, futures and other transactions deemed to be credit sensitive.

Brokerage receivables and Brokerage payables consisted of the following:

In millions of dollars	December 31,	
	2015	2014
Receivables from customers	\$ 10,435	\$ 10,380
Receivables from brokers, dealers, and clearing organizations	17,248	18,039
Total brokerage receivables⁽¹⁾	\$ 27,683	\$ 28,419
Payables to customers	\$ 35,653	\$ 33,984
Payables to brokers, dealers, and clearing organizations	18,069	18,196
Total brokerage payables⁽¹⁾	\$ 53,722	\$ 52,180

(1) Brokerage receivables and payables are accounted for in accordance with the AICPA Audit and Accounting Guide for Brokers and Dealers in Securities as codified in ASC 940-320.

13. TRADING ACCOUNT ASSETS AND LIABILITIES

Trading account assets and Trading account liabilities are carried at fair value, other than physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value, and consist of the following:

In millions of dollars	December 31,	
	2015	2014
Trading account assets		
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾		
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 24,767	\$ 27,053
Prime	803	1,271
Alt-A	543	709
Subprime	516	1,382
Non-U.S. residential	523	1,476
Commercial	2,855	4,343
Total mortgage-backed securities	\$ 30,007	\$ 36,234
U.S. Treasury and federal agency securities		
U.S. Treasury	\$ 15,791	\$ 18,906
Agency obligations	2,005	1,568
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 17,796	\$ 20,474
State and municipal securities	\$ 2,696	\$ 3,402
Foreign government securities	56,609	64,937
Corporate	14,437	27,797
Derivatives ⁽²⁾	56,184	67,957
Equity securities	56,495	57,846
Asset-backed securities ⁽³⁾	3,956	4,546
Other trading assets ⁽³⁾	11,776	13,593
Total trading account assets	\$ 249,956	\$ 296,786
Trading account liabilities		
Securities sold, not yet purchased	\$ 57,827	\$ 70,944
Derivatives ⁽²⁾	57,592	68,092
Other trading liabilities ⁽³⁾	2,093	—
Total trading account liabilities	\$ 117,512	\$ 139,036

(1) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Presented net, pursuant to enforceable master netting agreements. See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for a discussion regarding the accounting and reporting for derivatives.

(3) Includes positions related to investments in unallocated precious metals, as discussed in Note 26 to the Consolidated Financial Statements. Also includes physical commodities accounted for at the lower of cost or fair value.

14. INVESTMENTS

Overview

The following table presents the Company's investments by category:

<i>In millions of dollars</i>	December 31,	
	2015	2014
Securities available-for-sale (AFS)	\$ 299,136	\$ 300,143
Debt securities held-to-maturity (HTM) ⁽¹⁾	36,215	23,921
Non-marketable equity securities carried at fair value ⁽²⁾	2,088	2,758
Non-marketable equity securities carried at cost ⁽³⁾	5,516	6,621
Total investments	\$ 342,955	\$ 333,443

(1) Carried at adjusted amortized cost basis, net of any credit-related impairment.

(2) Unrealized gains and losses for non-marketable equity securities carried at fair value are recognized in earnings.

(3) Primarily consists of shares issued by the Federal Reserve Bank, Federal Home Loan Banks, foreign central banks and various clearing houses of which Citigroup is a member.

The following table presents interest and dividend income on investments:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Taxable interest	\$ 6,414	\$ 6,311	\$ 5,750
Interest exempt from U.S. federal income tax	215	439	732
Dividend income	388	445	437
Total interest and dividend income	\$ 7,017	\$ 7,195	\$ 6,919

The following table presents realized gains and losses on the sale of investments. The gross realized investment losses exclude losses from other-than-temporary impairment (OTTI):

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Gross realized investment gains	\$ 1,124	\$ 1,020	\$ 1,606
Gross realized investment losses	(442)	(450)	(858)
Net realized gains on sale of investments	\$ 682	\$ 570	\$ 748

The Company has sold certain debt securities that were classified as HTM. These sales were in response to significant deterioration in the creditworthiness of the issuers or securities or because the Company has collected a substantial portion (at least 85%) of the principal outstanding at acquisition of the security. In addition, certain other securities were reclassified to AFS investments in response to

significant credit deterioration. Because the Company generally intends to sell these reclassified securities, Citi recorded OTTI on the securities. The following table sets forth, for the periods indicated, the carrying value of HTM securities sold and reclassified to AFS, as well as the related gain (loss) or the OTTI losses recorded on these securities.

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Carrying value of HTM securities sold	\$ 392	\$ 8	\$ 935
Net realized gain (loss) on sale of HTM securities	10	—	(128)
Carrying value of securities reclassified to AFS	243	889	989
OTTI losses on securities reclassified to AFS	(15)	(25)	(156)

Securities Available-for-Sale

The amortized cost and fair value of AFS securities at December 31 were as follows:

In millions of dollars	2015				2014			
	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value
Debt securities AFS								
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾								
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 39,584	\$ 367	\$ 237	\$ 39,714	\$ 35,647	\$ 603	\$ 159	\$ 36,091
Prime	2	—	—	2	12	—	—	12
Alt-A	50	5	—	55	43	1	—	44
Non-U.S. residential	5,909	31	11	5,929	8,247	67	7	8,307
Commercial	573	2	4	571	551	6	3	554
Total mortgage-backed securities	\$ 46,118	\$ 405	\$ 252	\$ 46,271	\$ 44,500	\$ 677	\$ 169	\$ 45,008
U.S. Treasury and federal agency securities								
U.S. Treasury	\$ 113,096	\$ 254	\$ 515	\$ 112,835	\$ 110,492	\$ 353	\$ 127	\$ 110,718
Agency obligations	10,095	22	37	10,080	12,925	60	13	12,972
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 123,191	\$ 276	\$ 552	\$ 122,915	\$ 123,417	\$ 413	\$ 140	\$ 123,690
State and municipal ⁽²⁾	\$ 12,099	\$ 132	\$ 772	\$ 11,459	\$ 13,526	\$ 150	\$ 977	\$ 12,699
Foreign government	92,384	410	593	92,201	90,249	734	286	90,697
Corporate	15,859	121	177	15,803	12,033	215	91	12,157
Asset-backed securities ⁽¹⁾	9,261	5	92	9,174	12,534	30	58	12,506
Other debt securities	688	—	—	688	661	—	—	661
Total debt securities AFS	\$ 299,600	\$ 1,349	\$ 2,438	\$ 298,511	\$ 296,920	\$ 2,219	\$ 1,721	\$ 297,418
Marketable equity securities AFS	\$ 602	\$ 26	\$ 3	\$ 625	\$ 2,461	\$ 308	\$ 44	\$ 2,725
Total securities AFS	\$ 300,202	\$ 1,375	\$ 2,441	\$ 299,136	\$ 299,381	\$ 2,527	\$ 1,765	\$ 300,143

(1) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

(2) The gross unrealized losses on state and municipal debt securities are primarily attributable to the effects of fair value hedge accounting. Specifically, Citi hedges the LIBOR-benchmark interest rate component of certain fixed-rate tax-exempt state and municipal debt securities utilizing LIBOR-based interest rate swaps. During the hedge period, losses incurred on the LIBOR-hedging swaps recorded in earnings were substantially offset by gains on the state and municipal debt securities attributable to changes in the LIBOR swap rate being hedged. However, because the LIBOR swap rate decreased significantly during the hedge period while the overall fair value of the municipal debt securities was relatively unchanged, the effect of reclassifying fair value gains on these securities from Accumulated other comprehensive income (loss) (AOCI) to earnings, attributable solely to changes in the LIBOR swap rate, resulted in net unrealized losses remaining in AOCI that relate to the unhedged components of these securities.

At December 31, 2015, the amortized cost of approximately 5,212 investments in equity and fixed income securities exceeded their fair value by \$2,441 million. Of the \$2,441 million, the gross unrealized losses on equity securities were \$3 million. Of the remainder, \$1,331 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for less than a year and, of these, 94% were rated investment grade; and \$1,107 million represented unrealized losses on fixed income investments that have been in a gross-unrealized-loss position for a year or more and, of these, 90% were rated investment grade. Of the \$1,107 million mentioned above, \$746 million represent state and municipal securities.

At December 31, 2015, the AFS mortgage-backed securities portfolio fair value balance of \$46,271 million

consisted of \$39,714 million of government-sponsored agency securities, and \$6,557 million of privately sponsored securities, substantially all of which were backed by non-U.S. residential mortgages.

As discussed in more detail below, the Company conducts periodic reviews of all securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary. Any credit-related impairment related to debt securities is recorded in earnings as OTTI. Non-credit-related impairment is recognized in AOCI if the Company does not plan to sell and is not likely to be required to sell the security. For other debt securities with OTTI, the entire impairment is recognized in the Consolidated Statement of Income.

The table below shows the fair value of AFS securities that have been in an unrealized loss position for less than 12 months or for 12 months or longer:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2015						
Securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 17,816	\$ 141	\$ 2,618	\$ 96	\$ 20,434	\$ 237
Prime	—	—	1	—	1	—
Non-U.S. residential	2,217	7	825	4	3,042	11
Commercial	291	3	55	1	346	4
Total mortgage-backed securities	\$ 20,324	\$ 151	\$ 3,499	\$ 101	\$ 23,823	\$ 252
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 59,384	\$ 505	\$ 1,204	\$ 10	\$ 60,588	\$ 515
Agency obligations	6,716	30	196	7	6,912	37
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 66,100	\$ 535	\$ 1,400	\$ 17	\$ 67,500	\$ 552
State and municipal	\$ 635	\$ 26	\$ 4,450	\$ 746	\$ 5,085	\$ 772
Foreign government	35,491	429	4,642	164	40,133	593
Corporate	5,586	132	1,298	45	6,884	177
Asset-backed securities	5,311	58	2,247	34	7,558	92
Other debt securities	27	—	—	—	27	—
Marketable equity securities AFS	132	3	1	—	133	3
Total securities AFS	\$ 133,606	\$ 1,334	\$ 17,537	\$ 1,107	\$ 151,143	\$ 2,441
December 31, 2014						
Securities AFS						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 4,198	\$ 30	\$ 5,547	\$ 129	\$ 9,745	\$ 159
Prime	5	—	2	—	7	—
Non-U.S. residential	1,276	3	199	4	1,475	7
Commercial	124	1	136	2	260	3
Total mortgage-backed securities	\$ 5,603	\$ 34	\$ 5,884	\$ 135	\$ 11,487	\$ 169
U.S. Treasury and federal agency securities						
U.S. Treasury	\$ 36,581	\$ 119	\$ 1,013	\$ 8	\$ 37,594	\$ 127
Agency obligations	5,698	9	754	4	6,452	13
Total U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 42,279	\$ 128	\$ 1,767	\$ 12	\$ 44,046	\$ 140
State and municipal	\$ 386	\$ 15	\$ 5,802	\$ 962	\$ 6,188	\$ 977
Foreign government	18,495	147	5,984	139	24,479	286
Corporate	3,511	63	1,350	28	4,861	91
Asset-backed securities	3,701	13	3,816	45	7,517	58
Marketable equity securities AFS	51	4	218	40	269	44
Total securities AFS	\$ 74,026	\$ 404	\$ 24,821	\$ 1,361	\$ 98,847	\$ 1,765

The following table presents the amortized cost and fair value of AFS debt securities by contractual maturity dates:

	December 31,			
	2015		2014	
<i>In millions of dollars</i>	Amortized cost	Fair value	Amortized cost	Fair value
Mortgage-backed securities⁽¹⁾				
Due within 1 year	\$ 114	\$ 114	\$ 44	\$ 44
After 1 but within 5 years	1,408	1,411	931	935
After 5 but within 10 years	1,750	1,751	1,362	1,387
After 10 years ⁽²⁾	42,846	42,995	42,163	42,642
Total	\$ 46,118	\$ 46,271	\$ 44,500	\$ 45,008
U.S. Treasury and federal agency securities				
Due within 1 year	\$ 3,016	\$ 3,014	\$ 13,070	\$ 13,084
After 1 but within 5 years	107,034	106,878	104,982	105,131
After 5 but within 10 years	12,786	12,684	2,286	2,325
After 10 years ⁽²⁾	355	339	3,079	3,150
Total	\$ 123,191	\$ 122,915	\$ 123,417	\$ 123,690
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 3,289	\$ 3,287	\$ 652	\$ 651
After 1 but within 5 years	1,781	1,781	4,387	4,381
After 5 but within 10 years	502	516	524	537
After 10 years ⁽²⁾	6,527	5,875	7,963	7,130
Total	\$ 12,099	\$ 11,459	\$ 13,526	\$ 12,699
Foreign government				
Due within 1 year	\$ 26,322	\$ 26,329	\$ 31,355	\$ 31,382
After 1 but within 5 years	44,801	44,756	41,913	42,467
After 5 but within 10 years	18,935	18,779	16,008	15,779
After 10 years ⁽²⁾	2,326	2,337	973	1,069
Total	\$ 92,384	\$ 92,201	\$ 90,249	\$ 90,697
All other⁽³⁾				
Due within 1 year	\$ 1,930	\$ 1,931	\$ 1,248	\$ 1,251
After 1 but within 5 years	12,748	12,762	10,442	10,535
After 5 but within 10 years	7,867	7,782	7,282	7,318
After 10 years ⁽²⁾	3,263	3,190	6,256	6,220
Total	\$ 25,808	\$ 25,665	\$ 25,228	\$ 25,324
Total debt securities AFS	\$ 299,600	\$ 298,511	\$ 296,920	\$ 297,418

(1) Includes mortgage-backed securities of U.S. government-sponsored agencies.

(2) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(3) Includes corporate, asset-backed and other debt securities.

Debt Securities Held-to-Maturity

The carrying value and fair value of debt securities HTM were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Amortized cost basis ⁽¹⁾	Net unrealized gains (losses) recognized in AOCI	Carrying value ⁽²⁾	Gross unrealized gains	Gross unrealized (losses)	Fair value
December 31, 2015						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities⁽³⁾						
U.S. government agency guaranteed	\$ 17,648	\$ 138	\$ 17,786	\$ 71	\$ (100)	\$ 17,757
Prime	121	(78)	43	3	(1)	45
Alt-A	433	(1)	432	259	(162)	529
Subprime	2	—	2	13	—	15
Non-U.S. residential	1,330	(60)	1,270	37	—	1,307
Commercial	—	—	—	—	—	—
Total mortgage-backed securities	\$ 19,534	\$ (1)	\$ 19,533	\$ 383	\$ (263)	\$ 19,653
State and municipal ⁽⁴⁾	\$ 8,581	\$ (438)	\$ 8,143	\$ 245	\$ (87)	\$ 8,301
Foreign government	4,068	—	4,068	28	(3)	4,093
Asset-backed securities ⁽¹⁾	4,485	(14)	4,471	34	(41)	4,464
Total debt securities held-to-maturity	\$ 36,668	\$ (453)	\$ 36,215	\$ 690	\$ (394)	\$ 36,511
December 31, 2014						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities⁽³⁾						
U.S. government agency guaranteed	\$ 8,795	\$ 95	\$ 8,890	\$ 106	\$ (6)	\$ 8,990
Prime	60	(12)	48	6	(1)	53
Alt-A	1,125	(213)	912	537	(287)	1,162
Subprime	6	(1)	5	15	—	20
Non-U.S. residential	983	(137)	846	92	—	938
Commercial	8	—	8	1	—	9
Total mortgage-backed securities	\$ 10,977	\$ (268)	\$ 10,709	\$ 757	\$ (294)	\$ 11,172
State and municipal	\$ 8,443	\$ (494)	\$ 7,949	\$ 227	\$ (57)	\$ 8,119
Foreign government	4,725	—	4,725	77	—	4,802
Asset-backed securities ⁽¹⁾	556	(18)	538	50	(10)	578
Total debt securities held-to-maturity⁽¹⁾	\$ 24,701	\$ (780)	\$ 23,921	\$ 1,111	\$ (361)	\$ 24,671

- (1) For securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost basis is defined as the fair value of the securities at the date of transfer plus any accretion income and less any impairments recognized in earnings subsequent to transfer. For securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any other-than-temporary impairment recognized in earnings.
- (2) HTM securities are carried on the Consolidated Balance Sheet at amortized cost basis, plus or minus any unamortized unrealized gains and losses and fair value hedge adjustments recognized in AOCI prior to reclassifying the securities from AFS to HTM. Changes in the values of these securities are not reported in the financial statements, except for the amortization of any difference between the carrying value at the transfer date and par value of the securities, and the recognition of any non-credit fair value adjustments in AOCI in connection with the recognition of any credit impairment in earnings related to securities the Company continues to intend to hold until maturity.
- (3) The Company invests in mortgage-backed and asset-backed securities. These securitizations are generally considered VIEs. The Company's maximum exposure to loss from these VIEs is equal to the carrying amount of the securities, which is reflected in the table above. For mortgage-backed and asset-backed securitizations in which the Company has other involvement, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.
- (4) The net unrealized losses recognized in AOCI on state and municipal debt securities are primarily attributable to the effects of fair value hedge accounting applied when these debt securities were classified as AFS. Specifically, Citi hedged the LIBOR-benchmark interest rate component of certain fixed-rate tax-exempt state and municipal debt securities utilizing LIBOR-based interest rate swaps. During the hedge period, losses incurred on the LIBOR-hedging swaps recorded in earnings were substantially offset by gains on the state and municipal debt securities attributable to changes in the LIBOR swap rate being hedged. However, because the LIBOR swap rate decreased significantly during the hedge period while the overall fair value of the municipal debt securities was relatively unchanged, the effect of reclassifying fair value gains on these securities from AOCI to earnings attributable solely to changes in the LIBOR swap rate resulted in net unrealized losses remaining in AOCI that relate to the unhedged components of these securities. Upon transfer of these debt securities to HTM, all hedges have been de-designated and hedge accounting has ceased.

- (5) During the second quarter of 2015, securities with a total fair value of approximately \$7.1 billion were transferred from AFS to HTM, consisting of \$7.0 billion of U.S. government agency mortgage-backed securities and \$0.1 billion of obligations of U.S. states and municipalities. During the second quarter of 2014, securities with a total fair value of approximately \$11.8 billion were transferred from AFS to HTM, consisting of \$5.4 billion of U.S. government agency mortgage-backed securities and \$6.4 billion of obligations of U.S. states and municipalities. The transfer reflects the Company's intent to hold these securities to maturity or to issuer call in order to reduce the impact of price volatility on AOCI and certain capital measures under Basel III. While these securities were transferred to HTM at fair value as of the transfer date, no subsequent changes in value may be recorded, other than in connection with the recognition of any subsequent other-than-temporary impairment and the amortization of differences between the carrying values at the transfer date and the par values of each security as an adjustment of yield over the remaining contractual life of each security. Any net unrealized holding losses within AOCI related to the respective securities at the date of transfer, inclusive of any cumulative fair value hedge adjustments, will be amortized over the remaining contractual life of each security as an adjustment of yield in a manner consistent with the amortization of any premium or discount.

The Company has the positive intent and ability to hold these securities to maturity or, where applicable, the exercise of any issuer call options, absent any unforeseen significant changes in circumstances, including deterioration in credit or changes in regulatory capital requirements.

The net unrealized losses classified in AOCI primarily relate to debt securities previously classified as AFS that have been transferred to HTM, and include any cumulative fair

value hedge adjustments. The net unrealized loss amount also includes any non-credit-related changes in fair value of HTM securities that have suffered credit impairment recorded in earnings. The AOCI balance related to HTM securities is amortized over the remaining contractual life of the related securities as an adjustment of yield in a manner consistent with the accretion of any difference between the carrying value at the transfer date and par value of the same debt securities.

The table below shows the fair value of debt securities HTM that have been in an unrecognized loss position for less than 12 months and for 12 months or longer:

	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses	Fair value	Gross unrecognized losses
<i>In millions of dollars</i>						
December 31, 2015						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities	\$ 935	\$ 1	\$ 10,301	\$ 262	\$ 11,236	\$ 263
State and municipal	881	20	1,826	67	2,707	87
Foreign government	180	3	—	—	180	3
Asset-backed securities	132	13	3,232	28	3,364	41
Total debt securities held-to-maturity	\$ 2,128	\$ 37	\$ 15,359	\$ 357	\$ 17,487	\$ 394
December 31, 2014						
Debt securities held-to-maturity						
Mortgage-backed securities	\$ 4	\$ —	\$ 1,134	\$ 294	\$ 1,138	\$ 294
State and municipal	2,528	34	314	23	2,842	57
Foreign government	—	—	—	—	—	—
Asset-backed securities	9	1	174	9	183	10
Total debt securities held-to-maturity	\$ 2,541	\$ 35	\$ 1,622	\$ 326	\$ 4,163	\$ 361

Excluded from the gross unrecognized losses presented in the above table are \$(453) million and \$(780) million of net unrealized losses recorded in AOCI as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively, primarily related to the difference between the amortized cost and carrying value of HTM securities that were reclassified from AFS. Substantially all of these net unrecognized losses relate to securities that have been in a loss position for 12 months or longer at December 31, 2015 and December 31, 2014.

The following table presents the carrying value and fair value of IITM debt securities by contractual maturity dates:

	December 31,			
	2015		2014	
	Carrying value	Fair value	Carrying value	Fair value
<i>In millions of dollars</i>				
Mortgage-backed securities				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	172	172	—	—
After 5 but within 10 years	660	663	863	869
After 10 years ⁽¹⁾	18,701	18,818	9,846	10,303
Total	\$ 19,533	\$ 19,653	\$ 10,709	\$ 11,172
State and municipal				
Due within 1 year	\$ 309	\$ 305	\$ 205	\$ 205
After 1 but within 5 years	336	335	243	243
After 5 but within 10 years	262	270	140	144
After 10 years ⁽¹⁾	7,236	7,391	7,361	7,527
Total	\$ 8,143	\$ 8,301	\$ 7,949	\$ 8,119
Foreign government				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	4,068	4,093	4,725	4,802
After 5 but within 10 years	—	—	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	—	—	—	—
Total	\$ 4,068	\$ 4,093	\$ 4,725	\$ 4,802
All other⁽²⁾				
Due within 1 year	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
After 1 but within 5 years	—	—	—	—
After 5 but within 10 years	—	—	—	—
After 10 years ⁽¹⁾	4,471	4,464	538	578
Total	\$ 4,471	\$ 4,464	\$ 538	\$ 578
Total debt securities held-to-maturity	\$ 36,215	\$ 36,511	\$ 23,921	\$ 24,671

(1) Investments with no stated maturities are included as contractual maturities of greater than 10 years. Actual maturities may differ due to call or prepayment rights.

(2) Includes corporate and asset-backed securities.

Evaluating Investments for Other-Than-Temporary Impairment

Overview

The Company conducts periodic reviews of all securities with unrealized losses to evaluate whether the impairment is other-than-temporary.

An unrealized loss exists when the current fair value of an individual security is less than its amortized cost basis. Unrealized losses that are determined to be temporary in nature are recorded, net of tax, in AOCI for AFS securities. Losses related to HTM securities generally are not recorded, as these investments are carried at adjusted amortized cost basis. However, for HTM securities with credit-related losses, the credit loss is recognized in earnings as OTTI and any difference between the cost basis adjusted for the OTTI and fair value is recognized in AOCI and amortized as an adjustment of yield over the remaining contractual life of the security. For securities transferred to HTM from *Trading account assets*, amortized cost is defined as the fair value of the securities at the date of transfer, plus any accretion income and less any impairment recognized in earnings subsequent to transfer. For securities transferred to HTM from AFS, amortized cost is defined as the original purchase cost, adjusted for the cumulative accretion or amortization of any purchase discount or premium, plus or minus any cumulative fair value hedge adjustments, net of accretion or amortization, and less any impairment recognized in earnings.

Regardless of the classification of the securities as AFS or HTM, the Company assesses each position with an unrealized loss for OTTI. Factors considered in determining whether a loss is temporary include:

- the length of time and the extent to which fair value has been below cost;
- the severity of the impairment;
- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer;
- activity in the market of the issuer that may indicate adverse credit conditions; and
- the Company's ability and intent to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery.

The Company's review for impairment generally entails:

- identification and evaluation of impaired investments;
- analysis of individual investments that have fair values less than amortized cost, including consideration of the length of time the investment has been in an unrealized loss position and the expected recovery period;
- consideration of evidential matter, including an evaluation of factors or triggers that could cause individual investments to qualify as having other-than-temporary impairment and those that would not support other-than-temporary impairment; and
- documentation of the results of these analyses, as required under business policies.

Debt

The entire difference between amortized cost basis and fair value is recognized in earnings as OTTI for impaired debt securities that the Company has an intent to sell or for which the Company believes it will more-likely-than-not be required to sell prior to recovery of the amortized cost basis. However, for those securities that the Company does not intend to sell and is not likely to be required to sell, only the credit-related impairment is recognized in earnings and any non-credit-related impairment is recorded in AOCI.

For debt securities, credit impairment exists where management does not expect to receive contractual principal and interest cash flows sufficient to recover the entire amortized cost basis of a security.

Equity

For equity securities, management considers the various factors described above, including its intent and ability to hold the equity security for a period of time sufficient for recovery to cost or whether it is more-likely-than-not that the Company will be required to sell the security prior to recovery of its cost basis. Where management lacks that intent or ability, the security's decline in fair value is deemed to be other-than-temporary and is recorded in earnings. AFS equity securities deemed to be other-than-temporarily impaired are written down to fair value, with the full difference between fair value and cost recognized in earnings.

Management assesses equity method investments that have fair values that are less than their respective carrying values for OTTI. Fair value is measured as price multiplied by quantity if the investee has publicly listed securities. If the investee is not publicly listed, other methods are used (see Note 25 to the Consolidated Financial Statements).

For impaired equity method investments that Citi plans to sell prior to recovery of value or would likely be required to sell, with no expectation that the fair value will recover prior to the expected sale date, the full impairment is recognized in earnings as OTTI regardless of severity and duration. The measurement of the OTTI does not include partial projected recoveries subsequent to the balance sheet date.

For impaired equity method investments that management does not plan to sell and is not likely to be required to sell prior to recovery of value, the evaluation of whether an impairment is other-than-temporary is based on (i) whether and when an equity method investment will recover in value and (ii) whether the investor has the intent and ability to hold that investment for a period of time sufficient to recover the value. The determination of whether the impairment is considered other-than-temporary considers the following indicators, regardless of the time and extent of impairment:

- the cause of the impairment and the financial condition and near-term prospects of the issuer, including any specific events that may influence the operations of the issuer;
- the intent and ability to hold the investment for a period of time sufficient to allow for any anticipated recovery in market value; and

- the length of time and extent to which fair value has been less than the carrying value.

The sections below describe the Company's process for identifying credit-related impairments for security types that have the most significant unrealized losses as of December 31, 2015.

Mortgage-Backed Securities

For U.S. mortgage-backed securities (and in particular for Alt-A and other mortgage-backed securities that have significant unrealized losses as a percentage of amortized cost), credit impairment is assessed using a cash flow model that estimates the principal and interest cash flows on the underlying mortgages using the security-specific collateral and transaction structure. The model distributes the estimated cash flows to the various tranches of securities, considering the transaction structure and any subordination and credit enhancements that exist in that structure. The cash flow model incorporates actual cash flows on the mortgage-backed securities through the current period and then estimates the remaining cash flows using a number of assumptions, including default rates, prepayment rates, recovery rates (on foreclosed properties) and loss severity rates (on non-agency mortgage-backed securities).

Management develops specific assumptions using market data, internal estimates and estimates published by rating agencies and other third-party sources. Default rates are projected by considering current underlying mortgage loan performance, generally assuming the default of (i) 10% of current loans, (ii) 25% of 30–59 day delinquent loans, (iii) 70% of 60–90 day delinquent loans and (iv) 100% of 91+ day delinquent loans. These estimates are extrapolated along a default timing curve to estimate the total lifetime pool default

rate. Other assumptions contemplate the actual collateral attributes, including geographic concentrations, rating actions and current market prices.

Cash flow projections are developed using different stress test scenarios. Management evaluates the results of those stress tests (including the severity of any cash shortfall indicated and the likelihood of the stress scenarios actually occurring based on the underlying pool's characteristics and performance) to assess whether management expects to recover the amortized cost basis of the security. If cash flow projections indicate that the Company does not expect to recover its amortized cost basis, the Company recognizes the estimated credit loss in earnings.

State and Municipal Securities

The process for identifying credit impairments in Citigroup's AFS and HTM state and municipal bonds is primarily based on a credit analysis that incorporates third-party credit ratings. Citigroup monitors the bond issuers and any insurers providing default protection in the form of financial guarantee insurance.

The average external credit rating, ignoring any insurance, is Aa3/AA-. In the event of an external rating downgrade or other indicator of credit impairment (i.e., based on instrument-specific estimates of cash flows or probability of issuer default), the subject bond is specifically reviewed for adverse changes in the amount or timing of expected contractual principal and interest payments.

For state and municipal bonds with unrealized losses that Citigroup plans to sell (for AFS only), would be more-likely-than-not required to sell (for AFS only) or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise prior to the expected recovery of its amortized cost basis (for AFS and HTM), the full impairment is recognized in earnings.

Recognition and Measurement of OTTI

The total OTTI recognized in earnings are as follows:

OTTI on Investments and Other Assets	Year ended December 31, 2015			
	AFS ⁽¹⁾	HTM	Other assets	Total
<i>In millions of dollars</i>				
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:				
Total OTTI losses recognized during the period	\$ 33	\$ 1	\$ —	\$ 34
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)	—	—	—	—
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$ 33	\$ 1	\$ —	\$ 34
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell, would be more likely than not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise	182	43	6	231
Total impairment losses recognized in earnings	\$ 215	\$ 44	\$ 6	\$ 265

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

OTTI on Investments and Other Assets		Year ended December 31, 2014			
		AFS ⁽¹⁾	HTM	Other assets	Total
<i>In millions of dollars</i>					
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:					
Total OTTI losses recognized during the period	\$	21	\$	5	\$ — \$ 26
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)		8		—	8
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$	13	\$	5	\$ — \$ 18
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell, would be more likely than not required to sell or will be subject to an issuer call deemed probable of exercise					
		380		26	— 406
Total impairment losses recognized in earnings	\$	393	\$	31	\$ — \$ 424

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

OTTI on Investments and Other Assets		Year ended December 31, 2013			
		AFS ⁽¹⁾	HTM	Other assets ⁽²⁾	Total
<i>In millions of dollars</i>					
Impairment losses related to securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell:					
Total OTTI losses recognized during the period	\$	9	\$	154	\$ — \$ 163
Less: portion of impairment loss recognized in AOCI (before taxes)		—		98	— 98
Net impairment losses recognized in earnings for securities that the Company does not intend to sell nor will likely be required to sell	\$	9	\$	56	\$ — \$ 65
Impairment losses recognized in earnings for securities that the Company intends to sell or more-likely-than-not will be required to sell before recovery ⁽²⁾					
		269		—	201 470
Total impairment losses recognized in earnings	\$	278	\$	56	\$ 201 \$ 535

(1) Includes OTTI on non-marketable equity securities.

(2) The impairment charge relates to the carrying value of Citi's then-remaining 35% interest in the MSSB joint venture, offset by the equity pickup from MSSB during the respective periods that was recorded in Other revenue.

The following are 12-month rollforwards of the credit-related impairments recognized in earnings for AFS and HTM debt securities held that the Company does not intend to sell nor likely will be required to sell:

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2014 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reductions due to credit-impaired securities sold, transferred or matured	Dec. 31, 2015 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities	\$ 295	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 294
State and municipal	—	8	—	—	8
Foreign government securities	171	—	—	(1)	170
Corporate	118	2	(2)	(6)	112
All other debt securities	149	22	(1)	—	170
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 733	\$ 32	\$ (4)	\$ (7)	\$ 754
HTM debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 670	\$ 1	\$ (1)	(2)	\$ 668
Corporate	—	—	—	—	—
All other debt securities	133	—	—	(1)	132
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 803	\$ 1	\$ (1)	\$ (3)	\$ 800

(1) Primarily consists of Alt-A securities.

Cumulative OTTI credit losses recognized in earnings on securities still held					
<i>In millions of dollars</i>	Dec. 31, 2013 balance	Credit impairments recognized in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reductions due to credit-impaired securities sold, transferred or matured	Dec. 31, 2014 balance
AFS debt securities					
Mortgage-backed securities	\$ 295	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 295
State and municipal	—	—	—	—	—
Foreign government securities	171	—	—	—	171
Corporate	113	8	—	(3)	118
All other debt securities	144	5	—	—	149
Total OTTI credit losses recognized for AFS debt securities	\$ 723	\$ 13	\$ —	\$ (3)	\$ 733
HTM debt securities					
Mortgage-backed securities ⁽¹⁾	\$ 678	\$ 5	\$ —	(13)	\$ 670
Corporate	56	—	—	(56)	—
All other debt securities	133	—	—	—	133
Total OTTI credit losses recognized for HTM debt securities	\$ 867	\$ 5	\$ —	\$ (69)	\$ 803

(1) Primarily consists of Alt-A securities.

Investments in Alternative Investment Funds That Calculate Net Asset Value per Share

The Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate net asset value (NAV) per share, including hedge funds, private equity funds, funds of funds and real estate funds. The Company's investments include co-investments in funds that are managed by the Company and investments in funds that are managed by third parties.

Investments in funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV per share of the Company's ownership interest in the funds, where it is not probable that the Company will sell an investment at a price other than the NAV.

	Fair value		Unfunded commitments		Redemption frequency (if currently eligible) monthly, quarterly, annually	Redemption notice period
<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014	December 31, 2015	December 31, 2014		
Hedge funds	\$ 3	\$ 8	\$ —	\$ —	Generally quarterly	10-95 days
Private equity funds ⁽¹⁾⁽²⁾	762	891	173	205	—	—
Real estate funds ⁽³⁾⁽⁴⁾	130	166	21	24	—	—
Total⁽⁴⁾	\$ 895	\$ 1,065	\$ 194	\$ 229	—	—

(1) Private equity funds include funds that invest in infrastructure, leveraged buyout transactions, emerging markets and venture capital.

(2) With respect to the Company's investments in private equity funds and real estate funds, distributions from each fund will be received as the underlying assets held by these funds are liquidated. It is estimated that the underlying assets of these funds will be liquidated over a period of several years as market conditions allow. Private equity and real estate funds do not allow redemption of investments by their investors. Investors are permitted to sell or transfer their investments, subject to the approval of the general partner or investment manager of these funds, which generally may not be unreasonably withheld.

(3) Includes several real estate funds that invest primarily in commercial real estate in the U.S., Europe and Asia.

(4) Included in the total fair value of investments above are \$0.9 billion and \$0.8 billion of fund assets that are valued using NAVs provided by third-party asset managers as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively.

15. LOANS

Citigroup loans are reported in two categories—consumer and corporate. These categories are classified primarily according to the segment and subsegment that manage the loans.

Consumer Loans

Consumer loans represent loans and leases managed primarily by the GCB businesses in Citicorp and in Citi Holdings. The following table provides information by loan type for the periods indicated:

In millions of dollars	December 31,	
	2015	2014
In U.S. offices		
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	\$ 80,281	\$ 96,533
Installment, revolving credit, and other	3,480	14,450
Cards	112,800	112,982
Commercial and industrial	6,407	5,895
	\$ 202,968	\$ 229,860
In offices outside the U.S.		
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	\$ 47,062	\$ 54,462
Installment, revolving credit, and other	29,480	31,128
Cards	27,342	32,032
Commercial and industrial	21,679	22,561
Lease financing	427	609
	\$ 125,990	\$ 140,792
Total consumer loans	\$ 328,958	\$ 370,652
Net unearned income	\$ 825	(682)
Consumer loans, net of unearned income	\$ 329,783	\$ 369,970

(1) Loans secured primarily by real estate.

Citigroup has established a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its consumer loan portfolio. Credit quality indicators that are actively monitored include delinquency status, consumer credit scores (FICO), and loan to value (LTV) ratios, each as discussed in more detail below.

Included in the loan table above are lending products whose terms may give rise to greater credit issues. Credit cards with below-market introductory interest rates and interest-only loans are examples of such products. These products are closely managed using credit techniques that are intended to mitigate their higher inherent risk.

During the years ended December 31, 2015 and 2014, the Company sold and/or reclassified to held-for-sale \$25.8 billion and \$10.3 billion, respectively, of consumer loans. The Company did not have significant purchases of consumer loans during the years ended December 31, 2015 and 2014.

Delinquency Status

Delinquency status is monitored and considered a key indicator of credit quality of consumer loans. Principally, the U.S. residential first mortgage loans use the Mortgage Bankers Association (MBA) method of reporting delinquencies, which considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the end of the day immediately preceding the loan's next due date. All other loans use a method of reporting delinquencies that considers a loan delinquent if a monthly payment has not been received by the close of business on the loan's next due date.

As a general policy, residential first mortgages, home equity loans and installment loans are classified as non-accrual when loan payments are 90 days contractually past due. Credit cards and unsecured revolving loans generally accrue interest until payments are 180 days past due. Home equity loans in regulated bank entities are classified as non-accrual if the related residential first mortgage is 90 days or more past due. Mortgage loans in regulated bank entities discharged through Chapter 7 bankruptcy, other than Federal Housing Administration (FHA)-insured loans, are classified as non-accrual. Commercial market loans are placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due.

The policy for re-aging modified U.S. consumer loans to current status varies by product. Generally, one of the conditions to qualify for these modifications is that a minimum number of payments (typically ranging from one to three) be made. Upon modification, the loan is re-aged to current status. However, re-aging practices for certain open-ended consumer loans, such as credit cards, are governed by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) guidelines. For open-ended consumer loans subject to FFIEC guidelines, one of the conditions for a loan to be re-aged to current status is that at least three consecutive minimum monthly payments, or the equivalent amount, must be received. In addition, under FFIEC guidelines, the number of times that such a loan can be re-aged is subject to limitations (generally once in 12 months and twice in five years). Furthermore, FHA and Department of Veterans Affairs (VA) loans are modified under those respective agencies' guidelines and payments are not always required in order to re-age a modified loan to current.

The following tables provide details on Citigroup's consumer loan delinquency and non-accrual loans:

Consumer Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2015

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾⁽²⁾	30-89 days past due ⁽³⁾	≥ 90 days past due ⁽³⁾	Past due government guaranteed ⁽⁴⁾	Total loans ⁽²⁾	Total non- accrual	90 days past due and accruing
In North America offices							
Residential first mortgages	\$ 53,146	\$ 846	\$ 564	\$ 2,318	\$ 56,874	\$ 1,216	\$ 1,997
Home equity loans ⁽⁵⁾	22,335	136	277	—	22,748	1,017	—
Credit cards	110,814	1,296	1,243	—	113,353	—	1,243
Installment and other	4,236	80	33	—	4,349	56	2
Commercial market loans	8,241	16	61	—	8,318	222	17
Total	\$ 198,772	\$ 2,374	\$ 2,178	\$ 2,318	\$ 205,642	\$ 2,511	\$ 3,259
In offices outside North America							
Residential first mortgages	\$ 39,698	\$ 241	\$ 178	\$ —	\$ 40,117	\$ 390	\$ —
Credit cards	25,810	478	442	—	26,730	261	278
Installment and other	29,067	317	192	—	29,576	226	—
Commercial market loans	27,401	62	63	—	27,526	277	—
Total	\$ 121,976	\$ 1,098	\$ 875	\$ —	\$ 123,949	\$ 1,154	\$ 278
Total GCB and Citi Holdings consumer	\$ 320,748	\$ 3,472	\$ 3,053	\$ 2,318	\$ 329,591	\$ 3,665	\$ 3,537
Other ⁽⁶⁾	178	7	7	—	192	25	—
Total Citigroup	\$ 320,926	\$ 3,479	\$ 3,060	\$ 2,318	\$ 329,783	\$ 3,690	\$ 3,537

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$34 million of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored entities.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored entities that are 30-89 days past due of \$0.3 billion and 90 days or more past due of \$2.0 billion.

(5) Fixed-rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

(6) Represents loans classified as consumer loans on the Consolidated Balance Sheet that are not included in the Citi Holdings consumer credit metrics.

Consumer Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	Total current ⁽¹⁾⁽²⁾	30-89 days past due ⁽³⁾	≥ 90 days past due ⁽³⁾	Past due government guaranteed ⁽⁴⁾	Total loans ⁽⁵⁾	Total non- accrual	90 days past due and accruing
In North America offices							
Residential first mortgages	\$ 61,730	\$ 1,280	\$ 1,371	\$ 3,443	\$ 67,824	\$ 2,746	\$ 2,759
Home equity loans ⁽⁵⁾	27,262	335	520	—	28,117	1,271	—
Credit cards	111,441	1,316	1,271	—	114,028	—	1,273
Installment and other	12,361	229	284	—	12,874	254	3
Commercial market loans	8,630	31	13	—	8,674	135	15
Total	\$ 221,424	\$ 3,191	\$ 3,459	\$ 3,443	\$ 231,517	\$ 4,406	\$ 4,050
In offices outside North America							
Residential first mortgages	\$ 44,782	\$ 312	\$ 223	\$ —	\$ 45,317	\$ 454	\$ —
Credit cards	30,327	602	553	—	31,482	413	322
Installment and other	29,297	328	149	—	29,774	216	—
Commercial market loans	31,280	86	255	—	31,621	405	—
Total	\$ 135,686	\$ 1,328	\$ 1,180	\$ —	\$ 138,194	\$ 1,488	\$ 322
Total GCB and Citi Holdings	\$ 357,110	\$ 4,519	\$ 4,639	\$ 3,443	\$ 369,711	\$ 5,894	\$ 4,372
Other ⁽⁶⁾	238	10	11	—	259	30	—
Total Citigroup	\$ 357,348	\$ 4,529	\$ 4,650	\$ 3,443	\$ 369,970	\$ 5,924	\$ 4,372

(1) Loans less than 30 days past due are presented as current.

(2) Includes \$43 million of residential first mortgages recorded at fair value.

(3) Excludes loans guaranteed by U.S. government-sponsored entities.

(4) Consists of residential first mortgages that are guaranteed by U.S. government-sponsored entities that are 30-89 days past due of \$0.6 billion and 90 days or more past due of \$2.8 billion.

(5) Fixed-rate home equity loans and loans extended under home equity lines of credit, which are typically in junior lien positions.

(6) Represents loans classified as consumer loans on the Consolidated Balance Sheet that are not included in the Citi Holdings consumer credit metrics.

Consumer Credit Scores (FICO)

In the U.S., independent credit agencies rate an individual's risk for assuming debt based on the individual's credit history and assign every consumer a "FICO" (Fair Isaac Corporation) credit score. These scores are continually updated by the agencies based upon an individual's credit actions (e.g., taking out a loan or missed or late payments).

The following tables provide details on the FICO scores attributable to Citi's U.S. consumer loan portfolio as of December 31, 2015 and 2014 (commercial market loans are not included in the table since they are business based and FICO scores are not a primary driver in their credit evaluation). FICO scores are updated monthly for substantially all of the portfolio or, otherwise, on a quarterly basis for the remaining portfolio.

<i>In millions of dollars</i>	FICO score distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾			December 31, 2015		
	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660
Residential first mortgages	\$ 3,483	\$ 3,036	\$ 45,047	\$ 3,483	\$ 3,036	\$ 45,047
Home equity loans	2,067	1,782	17,837	2,067	1,782	17,837
Credit cards	7,341	10,072	93,194	7,341	10,072	93,194
Installment and other	337	270	2,662	337	270	2,662
Total	\$ 13,228	\$ 15,160	\$ 158,740	\$ 13,228	\$ 15,160	\$ 158,740

(1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to long-term standby commitments (LISCs) with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.

(2) Excludes balances where FICO was not available. Such amounts are not material.

FICO score distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾			
December 31, 2014			
<i>In millions of dollars</i>	Less than 620	≥ 620 but less than 660	Equal to or greater than 660
Residential first mortgages	\$ 8,911	\$ 5,463	\$ 45,783
Home equity loans	3,257	2,456	20,957
Credit cards	7,647	10,296	92,877
Installment and other	4,015	2,520	5,150
Total	\$ 23,830	\$ 20,735	\$ 164,767

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where FICO was not available. Such amounts are not material.

Loan to Value (LTV) Ratios

LTV ratios (loan balance divided by appraised value) are calculated at origination and updated by applying market price data.

The following tables provide details on the LTV ratios attributable to Citi's U.S. consumer mortgage portfolios. LTV ratios are updated monthly using the most recent Core Logic Home Price Index data available for substantially all of the portfolio applied at the Metropolitan Statistical Area level, if available, or the state level if not. The remainder of the portfolio is updated in a similar manner using the Federal Housing Finance Agency indices.

LTV distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾			
December 31, 2015			
<i>In millions of dollars</i>	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%
Residential first mortgages	\$ 46,559	\$ 4,478	\$ 626
Home equity loans	13,904	5,147	2,527
Total	\$ 60,463	\$ 9,625	\$ 3,153

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where LTV was not available. Such amounts are not material.

LTV distribution in U.S. portfolio ⁽¹⁾⁽²⁾			
December 31, 2014			
<i>In millions of dollars</i>	Less than or equal to 80%	> 80% but less than or equal to 100%	Greater than 100%
Residential first mortgages	\$ 48,163	\$ 9,480	\$ 2,670
Home equity loans	14,638	7,267	4,641
Total	\$ 62,801	\$ 16,747	\$ 7,311

- (1) Excludes loans guaranteed by U.S. government entities, loans subject to LTSCs with U.S. government-sponsored entities and loans recorded at fair value.
- (2) Excludes balances where LTV was not available. Such amounts are not material.

Impaired Consumer Loans

Impaired loans are those loans where Citigroup believes it is probable all amounts due according to the original contractual terms of the loan will not be collected. Impaired consumer loans include non-accrual commercial market loans, as well as smaller-balance homogeneous loans whose terms have been modified due to the borrower's financial difficulties and where Citigroup has granted a concession to the borrower. These modifications may include interest rate reductions and/or principal forgiveness. Impaired consumer loans exclude smaller-balance homogeneous loans that have not been modified and are carried on a non-accrual basis.

The following tables present information about total impaired consumer loans and for interest income recognized on impaired consumer loans:

At and for the year ended December 31, 2015					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽³⁾	Average carrying value ⁽⁴⁾	Interest income recognized ⁽⁵⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 6,038	\$ 6,610	\$ 739	\$ 8,932	\$ 439
Home equity loans	1,399	1,972	406	1,778	64
Credit cards	1,950	1,986	604	2,079	179
Installment and other					
Individual installment and other	464	519	202	449	54
Commercial market loans	352	587	113	372	13
Total	\$ 10,203	\$ 11,674	\$ 2,064	\$ 13,610	\$ 749

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.
(2) \$1,151 million of residential first mortgages, \$459 million of home equity loans and \$86 million of commercial market loans do not have a specific allowance.
(3) Included in the *Allowance for loan losses*.
(4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.
(5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.

At and for the year ended December 31, 2014					
<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance ⁽³⁾	Average carrying value ⁽⁴⁾	Interest income recognized ⁽⁵⁾
Mortgage and real estate					
Residential first mortgages	\$ 13,551	\$ 14,387	\$ 1,920	\$ 15,389	\$ 690
Home equity loans	2,029	2,674	602	2,075	74
Credit cards	2,407	2,447	862	2,732	196
Installment and other					
Individual installment and other	948	963	445	975	124
Commercial market loans	423	599	88	381	22
Total	\$ 19,358	\$ 21,070	\$ 3,917	\$ 21,552	\$ 1,106

- (1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount and direct write-downs and includes accrued interest only on credit card loans.
(2) \$1,896 million of residential first mortgages, \$554 million of home equity loans and \$158 million of commercial market loans do not have a specific allowance.
(3) Included in the *Allowance for loan losses*.
(4) Average carrying value represents the average recorded investment ending balance for the last four quarters and does not include the related specific allowance.
(5) Includes amounts recognized on both an accrual and cash basis.
(6) Interest income recognized for the year ended December 31, 2013 was \$1,280 million.

Consumer Troubled Debt Restructurings

The following tables present consumer TDRs occurring:

At and for the year ended December 31, 2015						
<i>In millions of dollars except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	9,487	\$ 1,282	\$ 9	\$ 4	\$ 25	1%
Home equity loans	4,317	157	1	—	3	2
Credit cards	188,502	771	—	—	—	16
Installment and other revolving	4,287	37	—	—	—	13
Commercial markets ⁽⁶⁾	300	47	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	206,893	\$ 2,294	\$ 10	\$ 4	\$ 28	
International						
Residential first mortgages	3,918	\$ 104	\$ —	\$ —	\$ —	—%
Credit cards	142,851	374	—	—	7	13
Installment and other revolving	65,895	280	—	—	5	5
Commercial markets ⁽⁶⁾	239	87	—	—	—	1
Total⁽⁷⁾	212,903	\$ 845	\$ —	\$ —	\$ 12	

At and for the year ended December 31, 2014						
<i>In millions of dollars except number of loans modified</i>	Number of loans modified	Post-modification recorded investment ⁽¹⁾⁽²⁾	Deferred principal ⁽³⁾	Contingent principal forgiveness ⁽⁴⁾	Principal forgiveness ⁽⁵⁾	Average interest rate reduction
North America						
Residential first mortgages	20,114	\$ 2,478	\$ 52	\$ 36	\$ 16	1%
Home equity loans	7,444	279	3	—	14	2
Credit cards	185,962	808	—	—	—	15
Installment and other revolving	46,838	351	—	—	—	7
Commercial markets ⁽⁶⁾	191	35	—	—	1	—
Total⁽⁷⁾	260,549	\$ 3,951	\$ 55	\$ 36	\$ 31	
International						
Residential first mortgages	3,217	\$ 114	\$ —	\$ —	\$ 1	1%
Credit cards	139,128	447	—	—	9	13
Installment and other revolving	61,563	292	—	—	7	9
Commercial markets ⁽⁶⁾	346	200	—	—	—	—
Total⁽⁷⁾	204,254	\$ 1,053	\$ —	\$ —	\$ 17	

- (1) Post-modification balances include past due amounts that are capitalized at the modification date.
- (2) Post-modification balances in *North America* include \$209 million of residential first mortgages and \$55 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2015. These amounts include \$126 million of residential first mortgages and \$47 million of home equity loans that were newly classified as TDRs during 2015, based on previously received OCC guidance.
- (3) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing but still due from the borrower. Such deferred principal is charged off at the time of permanent modification to the extent that the related loan balance exceeds the underlying collateral value.
- (4) Represents portion of contractual loan principal that is non-interest bearing and, depending upon borrower performance, eligible for forgiveness.
- (5) Represents portion of contractual loan principal that was forgiven at the time of permanent modification.
- (6) Commercial markets loans are generally borrower-specific modifications and incorporate changes in the amount and/or timing of principal and/or interest.
- (7) Post-modification balances in *North America* include \$322 million of residential first mortgages and \$80 million of home equity loans to borrowers who have gone through Chapter 7 bankruptcy in the year ended December 31, 2014. These amounts include \$179 million of residential first mortgages and \$69 million of home equity loans that were newly classified as TDRs during 2014, based on previously received OCC guidance.
- (8) The above tables reflect activity for loans outstanding as of the end of the reporting period that were considered TDRs.

The following table presents consumer TDRs that defaulted for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial markets loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014
North America		
Residential first mortgages	\$ 420	\$ 715
Home equity loans	38	72
Credit cards	187	194
Installment and other revolving	8	95
Commercial markets	9	9
Total	\$ 662	\$ 1,085
International		
Residential first mortgages	\$ 22	\$ 24
Credit cards	141	217
Installment and other revolving	88	104
Commercial markets	28	105
Total	\$ 279	\$ 450

Corporate Loans

Corporate loans represent loans and leases managed by JCG.
The following table presents information by corporate loan type:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
In U.S. offices		
Commercial and industrial	\$ 41,147	\$ 35,055
Financial institutions	36,396	36,272
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	37,565	32,537
Installment, revolving credit and other	33,374	29,207
Lease financing	1,780	1,758
	\$ 150,262	\$ 134,829
In offices outside the U.S.		
Commercial and industrial	\$ 78,420	\$ 79,239
Financial institutions	28,704	33,269
Mortgage and real estate ⁽¹⁾	5,106	6,031
Installment, revolving credit and other	20,853	19,259
Lease financing	238	356
Governments and official institutions	4,911	2,236
	\$ 138,232	\$ 140,390
Total corporate loans	\$ 288,494	\$ 275,219
Net unearned income	(660)	(554)
Corporate loans, net of unearned income	\$ 287,834	\$ 274,665

(1) Loans secured primarily by real estate.

The Company sold and/or reclassified to held-for-sale \$2.8 billion and \$4.8 billion of corporate loans during the years ended December 31, 2015 and 2014, respectively. The Company did not have significant purchases of corporate loans classified as held-for-investment for the years ended December 31, 2015 or 2014.

Delinquency Status

Citi generally does not manage corporate loans on a delinquency basis. Corporate loans are identified as impaired and placed on a cash (non-accrual) basis when it is determined, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful or when interest or principal is 90 days past due, except when the loan is well collateralized and in the process of collection. Any interest accrued on impaired corporate loans and leases is reversed at 90 days and charged against current earnings, and interest is thereafter included in earnings only to the extent actually received in cash. When there is doubt regarding the ultimate collectability of principal, all cash receipts are thereafter applied to reduce the recorded investment in the loan. While corporate loans are generally managed based on their internally assigned risk rating (see further discussion below), the following tables present delinquency information by corporate loan type.

Corporate Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2015

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽¹⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 87	\$ 4	\$ 91	\$ 1,039	\$ 114,564	\$ 115,694
Financial institutions	16	—	16	173	64,128	64,317
Mortgage and real estate	137	7	144	232	42,095	42,471
Leases	—	—	—	76	1,941	2,017
Other	29	—	29	44	58,286	58,359
Loans at fair value						4,971
Purchased distressed loans						5
Total	\$ 269	\$ 11	\$ 280	\$ 1,564	\$ 281,014	\$ 287,834

Corporate Loan Delinquency and Non-Accrual Details at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	30-89 days past due and accruing ⁽¹⁾	≥ 90 days past due and accruing ⁽¹⁾	Total past due and accruing	Total non-accrual ⁽²⁾	Total current ⁽³⁾	Total loans ⁽⁴⁾
Commercial and industrial	\$ 50	\$ —	\$ 50	\$ 575	\$ 109,764	\$ 110,389
Financial institutions	2	—	2	250	67,580	67,832
Mortgage and real estate	86	—	86	252	38,135	38,473
Leases	—	—	—	51	2,062	2,113
Other	49	1	50	55	49,844	49,949
Loans at fair value						5,858
Purchased distressed loans						51
Total	\$ 187	\$ 1	\$ 188	\$ 1,183	\$ 267,385	\$ 274,665

(1) Corporate loans that are 90 days past due are generally classified as non-accrual. Corporate loans are considered past due when principal or interest is contractually due but unpaid.

(2) Non-accrual loans generally include those loans that are ≥ 90 days past due or those loans for which Citi believes, based on actual experience and a forward-looking assessment of the collectability of the loan in full, that the payment of interest or principal is doubtful.

(3) Corporate loans are past due when principal or interest is contractually due but unpaid. Loans less than 30 days past due are presented as current.

(4) Total loans include loans at fair value, which are not included in the various delinquency columns.

Citigroup has a risk management process to monitor, evaluate and manage the principal risks associated with its corporate loan portfolio. As part of its risk management process, Citi assigns numeric risk ratings to its corporate loan facilities based on quantitative and qualitative assessments of the obligor and facility. These risk ratings are reviewed at least annually or more often if material events related to the obligor or facility warrant. Factors considered in assigning the risk ratings include financial condition of the obligor, qualitative assessment of management and strategy, amount and sources of repayment, amount and type of collateral and guarantee arrangements, amount and type of any contingencies associated with the obligor, and the obligor's industry and geography.

The obligor risk ratings are defined by ranges of default probabilities. The facility risk ratings are defined by ranges of loss norms, which are the product of the probability of default and the loss given default. The investment grade rating categories are similar to the category BBB-/Baa3 and above as defined by S&P and Moody's. Loans classified according to the bank regulatory definitions as special mention, substandard and doubtful will have risk ratings within the non-investment grade categories.

Corporate Loans Credit Quality Indicators

<i>In millions of dollars</i>	Recorded investment in loans ⁽¹⁾	
	December 31, 2015	December 31, 2014
Investment grade⁽²⁾		
Commercial and industrial	\$ 81,927	\$ 80,812
Financial institutions	53,522	56,154
Mortgage and real estate	18,869	16,068
Leases	1,660	1,669
Other	51,449	46,284
Total investment grade	\$ 207,427	\$ 200,987
Non-investment grade⁽²⁾		
<i>Accrual</i>		
Commercial and industrial	\$ 32,726	\$ 29,003
Financial institutions	10,622	11,429
Mortgage and real estate	2,800	3,587
Leases	282	393
Other	6,867	3,609
<i>Non-accrual</i>		
Commercial and industrial	1,039	575
Financial institutions	173	250
Mortgage and real estate	232	252
Leases	76	51
Other	44	55
Total non-investment grade	\$ 54,861	\$ 49,204
Private bank loans managed on a delinquency basis⁽²⁾	\$ 20,575	\$ 18,616
Loans at fair value	4,971	5,858
Corporate loans, net of unearned income	\$ 287,834	\$ 274,665

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.

(2) Held-for-investment loans are accounted for on an amortized cost basis.

Impaired collateral-dependent loans and leases, where repayment is expected to be provided solely by the sale of the underlying collateral and there are no other available and reliable sources of repayment, are written down to the lower of cost or collateral value, less cost to sell. Cash-basis loans are returned to an accrual status when all contractual principal and interest amounts are reasonably assured of repayment and there is a sustained period of repayment performance, generally six months, in accordance with the contractual terms of the loan.

The following tables present non-accrual loan information by corporate loan type and interest income recognized on non-accrual corporate loans:

Non-Accrual Corporate Loans

<i>In millions of dollars</i>	At and for the year ended December 31, 2015					Interest income recognized ⁽¹⁾
	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾		
Non-accrual corporate loans						
Commercial and industrial	\$ 1,039	\$ 1,224	\$ 246	\$ 825	\$	7
Financial institutions	173	196	10	194		—
Mortgage and real estate	232	336	21	240		4
Lease financing	76	76	54	62		—
Other	44	114	32	39		—
Total non-accrual corporate loans	\$ 1,564	\$ 1,946	\$ 363	\$ 1,360	\$	11

<i>In millions of dollars</i>	At and for the year ended December 31, 2014					Interest income recognized ⁽¹⁾
	Recorded investment ⁽¹⁾	Unpaid principal balance	Related specific allowance	Average carrying value ⁽²⁾		
Non-accrual corporate loans						
Commercial and industrial	\$ 575	\$ 863	\$ 155	\$ 658	\$	32
Financial institutions	250	262	7	278		4
Mortgage and real estate	252	287	24	263		8
Lease financing	51	53	29	85		—
Other	55	68	21	60		3
Total non-accrual corporate loans	\$ 1,183	\$ 1,533	\$ 236	\$ 1,344	\$	47

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015		December 31, 2014	
	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance	Recorded investment ⁽¹⁾	Related specific allowance
Non-accrual corporate loans with valuation allowances				
Commercial and industrial	\$ 539	\$ 246	\$ 224	\$ 155
Financial institutions	18	10	37	7
Mortgage and real estate	60	21	70	24
Lease financing	75	54	47	29
Other	40	32	55	21
Total non-accrual corporate loans with specific allowance	\$ 732	\$ 363	\$ 433	\$ 236
Non-accrual corporate loans without specific allowance				
Commercial and industrial	\$ 500		\$ 351	
Financial institutions	155		213	
Mortgage and real estate	172		182	
Lease financing	1		4	
Other	4		—	
Total non-accrual corporate loans without specific allowance	\$ 832	N/A	\$ 750	N/A

(1) Recorded investment in a loan includes net deferred loan fees and costs, unamortized premium or discount, less any direct write-downs.

(2) Average carrying value represents the average recorded investment balance and does not include related specific allowance.

(3) Interest income recognized for the year ended December 31, 2013 was \$43 million.

N/A Not Applicable

Corporate Troubled Debt Restructurings

The following table presents corporate TDR activity at and for the year ended December 31, 2015:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying Value	TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments
Commercial and industrial	\$ 120	\$ 67	\$ —	\$ 53
Mortgage and real estate	47	3	—	44
Total	\$ 167	\$ 70	\$ —	\$ 97

- (1) TDRs involving changes in the amount or timing of principal payments may involve principal forgiveness or deferral of periodic and/or final principal payments. Because forgiveness of principal is rare for commercial loans, modifications typically have little to no impact on the loans' projected cash flows and thus little to no impact on the allowance established for the loans. Charge-offs for amounts deemed uncollectable may be recorded at the time of the restructuring or may have already been recorded in prior periods such that no charge-off is required at the time of the modification.
- (2) TDRs involving changes in the amount or timing of interest payments may involve a below-market interest rate.

The following table presents corporate TDR activity at and for the year ended December 31, 2014:

<i>In millions of dollars</i>	Carrying Value	TDRs involving changes in the amount and/or timing of principal payments ⁽¹⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of interest payments ⁽²⁾	TDRs involving changes in the amount and/or timing of both principal and interest payments
Commercial and industrial	\$ 48	\$ 30	\$ 17	\$ 1
Mortgage and real estate	8	5	1	2
Total	\$ 56	\$ 35	\$ 18	\$ 3

- (1) TDRs involving changes in the amount or timing of principal payments may involve principal forgiveness or deferral of periodic and/or final principal payments. Because forgiveness of principal is rare for commercial loans, modifications typically have little to no impact on the loans' projected cash flows and thus little to no impact on the allowance established for the loans. Charge-offs for amounts deemed uncollectable may be recorded at the time of the restructuring or may have already been recorded in prior periods such that no charge-off is required at the time of the modification.
- (2) TDRs involving changes in the amount or timing of interest payments may involve a below-market interest rate.

The following table presents total corporate loans modified in a TDR as well as those TDRs that defaulted and for which the payment default occurred within one year of a permanent modification. Default is defined as 60 days past due, except for classifiably managed commercial markets loans, where default is defined as 90 days past due.

<i>In millions of dollars</i>	TDR balances at December 31, 2015	TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2015	TDR balances at December 31, 2014	TDR loans in payment default during the year ended December 31, 2014
Commercial and industrial	\$ 135	\$ —	\$ 117	\$ —
Loans to financial institutions	5	1	—	—
Mortgage and real estate	138	—	107	—
Other	308	—	355	—
Total⁽¹⁾	\$ 586	\$ 1	\$ 579	\$ —

- (1) The above tables reflect activity for loans outstanding as of the end of the reporting period that were considered TDRs.

Purchased Distressed Loans

Included in the corporate and consumer loans outstanding tables above are purchased distressed loans, which are loans that have evidenced significant credit deterioration subsequent to origination but prior to acquisition by Citigroup. In accordance with ASC 310-30, the difference between the total expected cash flows for these loans and the initial recorded investment is recognized in income over the life of the loans using a level yield. Accordingly, these loans have been excluded from the impaired loan table information presented above. In addition, per ASC 310-30, subsequent decreases in the expected cash flows for a purchased distressed loan require a build of an allowance so the loan

retains its level yield. However, increases in the expected cash flows are first recognized as a reduction of any previously established allowance and then recognized as income prospectively over the remaining life of the loan by increasing the loan's level yield. Where the expected cash flows cannot be reliably estimated, the purchased distressed loan is accounted for under the cost recovery method. The carrying amount of the Company's purchased distressed loan portfolio was \$234 million and \$361 million, net of an allowance of \$16 million and \$60 million, at December 31, 2015 and 2014, respectively.

The changes in the accretable yield, related allowance and carrying amount net of accretable yield were as follows:

<i>In millions of dollars</i>		Accretable yield		Carrying amount of loan receivable		Allowance
Balance at December 31, 2013	\$	107	\$	703	\$	113
Purchases ⁽¹⁾	\$	1	\$	46	\$	—
Disposals/payments received		(6)		(307)		(15)
Accretion		(24)		24		—
Builds (reductions) to the allowance		(36)		—		(27)
Increase to expected cash flows		23		—		—
FX translation/other		(9)		(45)		(11)
Balance at December 31, 2014 ⁽¹⁾	\$	56	\$	421	\$	60
Purchases ⁽¹⁾	\$	3	\$	54	\$	—
Disposals/payments received		(5)		(162)		(9)
Accretion		(13)		13		—
Builds (reductions) to the allowance		—		—		9
Increase to expected cash flows		1		—		—
FX translation/other		(9)		(76)		(44)
Balance at December 31, 2015 ⁽¹⁾	\$	33	\$	250	\$	16

(1) The balance reported in the column "Carrying amount of loan receivable" consists of \$54 million and \$46 million in 2015 and 2014, respectively, of purchased loans accounted for under the level-yield method. No purchased loans were accounted for under the cost-recovery method. These balances represent the fair value of these loans at their acquisition date. The related total expected cash flows for the level-yield loans at their acquisition dates were \$56 million and \$46 million in 2015 and 2014, respectively.

(2) The balance reported in the column "Carrying amount of loan receivable" consists of \$245 million and \$413 million of loans accounted for under the level-yield method and \$5 million and \$8 million accounted for under the cost-recovery method in 2015 and 2014, respectively.

16. ALLOWANCE FOR CREDIT LOSSES

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 15,994	\$ 19,648	\$ 25,455
Gross credit losses	(9,041)	(11,108)	(12,769)
Gross recoveries ⁽¹⁾	1,739	2,135	2,306
Net credit losses (NCLs)	\$ (7,302)	\$ (8,973)	\$ (10,463)
NCLs	\$ 7,302	\$ 8,973	\$ 10,463
Net reserve builds (releases)	139	(1,879)	(1,961)
Net specific reserve releases	(333)	(266)	(898)
Total provision for loan losses	\$ 7,108	\$ 6,828	\$ 7,604
Other, net ⁽²⁾⁽³⁾	(3,174)	(1,509)	(2,948)
Allowance for loan losses at end of period	\$ 12,626	\$ 15,994	\$ 19,648
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at beginning of period	\$ 1,063	\$ 1,229	\$ 1,119
Provision (release) for unfunded lending commitments	74	(162)	80
Other, net ⁽³⁾	265	(4)	30
Allowance for credit losses on unfunded lending commitments at end of period⁽⁴⁾	\$ 1,402	\$ 1,063	\$ 1,229
Total allowance for loans, leases, and unfunded lending commitments	\$ 14,028	\$ 17,057	\$ 20,877

- (1) Recoveries have been reduced by certain collection costs that are incurred only if collection efforts are successful.
- (2) 2015 includes reductions of approximately \$2.4 billion related to the sale or transfer to held-for-sale (HFS) of various loan portfolios, including approximately \$1.5 billion related to the transfer of various real estate loan portfolios to HFS. Additionally, 2015 includes a reduction of approximately \$474 million related to FX translation. 2014 includes reductions of approximately \$1.1 billion related to the sale or transfer to HFS of various loan portfolios, including approximately \$411 million related to the transfer of various real estate loan portfolios to HFS, approximately \$204 million related to the transfer to HFS of a business in Greece, approximately \$177 million related to the transfer to HFS of a business in Spain, approximately \$29 million related to the transfer to HFS of a business in Honduras, and approximately \$108 million related to the transfer to HFS of various EMEA loan portfolios. Additionally, 2014 includes a reduction of approximately \$463 million related to FX translation. 2013 includes reductions of approximately \$2.4 billion related to the sale or transfer to HFS of various loan portfolios, including approximately \$360 million related to the sale of Credicard and approximately \$255 million related to a transfer to HFS of a loan portfolio in Greece, approximately \$230 million related to a non-provision transfer of reserves associated with deferred interest to other assets which includes deferred interest and approximately \$220 million related to FX translation.
- (3) 2015 includes a reclassification of \$271 million of Allowance for Loan Losses to Allowance for Unfunded Lending Commitments, included in Other, net. This reclassification reflects the re-attribution of \$271 million in Allowances for Credit Losses between the funded and unfunded portions of the corporate credit portfolios and does not reflect a change in the underlying credit performance of these portfolios.
- (4) Represents additional credit loss reserves for unfunded lending commitments and letters of credit recorded in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Allowance for Credit Losses and Investment in Loans at December 31, 2015

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
Charge-offs	(331)	(8,710)	(9,041)
Recoveries	97	1,642	1,739
Replenishment of net charge-offs	234	7,068	7,302
Net reserve builds (releases)	523	(384)	139
Net specific reserve builds (releases)	86	(419)	(333)
Other	(288)	(2,886)	(3,174)
Ending balance	\$ 2,710	\$ 9,916	\$ 12,626
Allowance for loan losses			
Determined in accordance with ASC 450	\$ 2,345	\$ 7,839	\$ 10,184
Determined in accordance with ASC 310-10-35	362	2,064	2,426
Determined in accordance with ASC 310-30	3	13	16
Total allowance for loan losses	\$ 2,710	\$ 9,916	\$ 12,626
Loans, net of unearned income			
Loans collectively evaluated for impairment in accordance with ASC 450	\$ 281,066	\$ 319,301	\$ 600,367
Loans individually evaluated for impairment in accordance with ASC 310-10-35	1,792	10,203	11,995
Loans acquired with deteriorated credit quality in accordance with ASC 310-30	5	245	250
Loans held at fair value	4,971	34	5,005
Total loans, net of unearned income	\$ 287,834	\$ 329,783	\$ 617,617

Allowance for Credit Losses and Investment in Loans at December 31, 2014

<i>In millions of dollars</i>	Corporate	Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$ 2,584	\$ 17,064	\$ 19,648
Charge-offs	(427)	(10,681)	(11,108)
Recoveries	139	1,996	2,135
Replenishment of net charge-offs	288	8,685	8,973
Net reserve releases	(133)	(1,746)	(1,879)
Net specific reserve releases	(20)	(246)	(266)
Other	(42)	(1,467)	(1,509)
Ending balance	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
Allowance for loan losses			
Determined in accordance with ASC 450	\$ 2,110	\$ 9,673	\$ 11,783
Determined in accordance with ASC 310-10-35	235	3,917	4,152
Determined in accordance with ASC 310-30	44	15	59
Total allowance for loan losses	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
Loans, net of unearned income			
Loans collectively evaluated for impairment in accordance with ASC 450	\$ 267,271	\$ 350,199	\$ 617,470
Loans individually evaluated for impairment in accordance with ASC 310-10-35	1,485	19,358	20,843
Loans acquired with deteriorated credit quality in accordance with ASC 310-30	51	370	421
Loans held at fair value	5,858	43	5,901
Total loans, net of unearned income	\$ 274,665	\$ 369,970	\$ 644,635

Allowance for Credit Losses at December 31, 2013

<i>In millions of dollars</i>	Corporate		Consumer	Total
Allowance for loan losses at beginning of period	\$	2,776	\$ 22,679	\$ 25,455
Charge-offs		(369)	(12,400)	(12,769)
Recoveries		168	2,138	2,306
Replenishment of net charge-offs		201	10,262	10,463
Net reserve releases		(199)	(1,762)	(1,961)
Net specific reserve releases		(1)	(897)	(898)
Other		8	(2,956)	(2,948)
Ending balance	\$	2,584	\$ 17,064	\$ 19,648

17. GOODWILL AND INTANGIBLE ASSETS

Goodwill

The changes in *Goodwill* were as follows:

In millions of dollars

Balance at December 31, 2012	\$	25,673
Foreign currency translation		(577)
Divestitures, purchase accounting adjustments and other ⁽¹⁾		(25)
Sale of Brazil Credicard		(62)
Balance at December 31, 2013	\$	25,009
Foreign currency translation and other	\$	(1,214)
Divestitures and purchase accounting adjustments ⁽²⁾		(203)
Balance at December 31, 2014	\$	23,592
Foreign currency translation and other	\$	(1,000)
Impairment of goodwill		(31)
Divestitures ⁽³⁾		(212)
Balance at December 31, 2015	\$	22,349

The changes in *Goodwill* by segment were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	Global Consumer Banking	Institutional Clients Group	Citi Holdings	Total
Balance at December 31, 2013	\$ 13,985	\$ 10,868	\$ 156	\$ 25,009
Foreign currency translation and other	(505)	(711)	2	(1,214)
Divestitures and purchase accounting adjustments ⁽¹⁾	(86)	(1)	(116)	(203)
Balance at December 31, 2014	\$ 13,394	\$ 10,156	\$ 42	\$ 23,592
Impact of reorganization at January 1, 2015 ⁽²⁾	\$ (177)	\$ —	\$ 177	\$ —
Foreign currency translation and other	(355)	(644)	(1)	(1,000)
Impairment of goodwill	—	—	(31)	(31)
Divestitures ⁽³⁾	(24)	(1)	(187)	(212)
Balance at December 31, 2015	\$ 12,838	\$ 9,511	\$ —	\$ 22,349

- (1) Primarily related to the sales of the Spain consumer operations and the Japan retail banking business. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.
(2) Primarily related to the sales of the Latin America Retirement Services and Japan cards businesses completed during the year, and agreements to sell certain businesses in Citi Holdings as of December 31, 2015. See Note 2 to the Consolidated Financial Statements.
(3) Goodwill allocation associated with the transfers of certain GCB businesses to Citi Holdings effective January 1, 2015, as described above. See Note 3 to the Consolidated Financial Statements.

Goodwill impairment testing is performed at the level below each business segment (referred to as a reporting unit). The Company performed its annual goodwill impairment test as of July 1, 2015 resulting in no impairment for any of the reporting units. The reporting unit structure in 2015 was the same as the reporting unit structure in 2014, except for the effect of the January 1, 2015 reorganization noted below and the sales involving the Citi Holdings—*Cards*, Latin America Retirement Services, and Citi Holdings—*Consumer Japan* reporting units during the third quarter of 2014 and second and fourth quarter of 2015, respectively.

Furthermore, interim goodwill impairment tests were performed during the year, which resulted in \$31 million of total goodwill impairment recorded in *Operating expenses*.

as discussed below. No goodwill was deemed impaired in 2014 and 2013.

Effective January 1, 2015, certain consumer banking and institutional businesses were transferred to Citi Holdings and aggregated to form five new reporting units: Citi Holdings—*Consumer EMEA*, Citi Holdings—*Consumer Latin America*, Citi Holdings—*Consumer Japan*, Citi Holdings—*Consumer Finance South Korea*, and Citi Holdings—*ICG*. Goodwill balances associated with the transfers were allocated to each of the component businesses based on their relative fair values to the legacy reporting units. An interim goodwill impairment test was performed as of January 1, 2015 under the legacy and new reporting structures, which resulted in full impairment of the new Citi Holdings—*Consumer Finance South Korea* reporting unit's \$16 million of goodwill. Additionally,

during the third quarter of 2015, Citi signed definitive agreements to sell most of its businesses reported in Citi Holdings—Consumer Latin America and allocated \$55 million of goodwill to these disposals, which are classified as held-for-sale. This resulted in full impairment of the remaining \$15 million of goodwill within the Citi Holdings—Consumer Latin America reporting unit.

The fair values of the Company's reporting units substantially exceeded their carrying values and did not indicate a risk of impairment based on current valuations. The following table shows reporting units with goodwill balances as of December 31, 2015 and the fair value as a percentage of allocated book value as of the annual impairment test.

In millions of dollars

Reporting unit ⁽¹⁾⁽²⁾	Fair value as a % of allocated book value	Goodwill
North America Global Consumer Banking	182%	\$ 6,706
EMEA Global Consumer Banking	199	293
Asia Global Consumer Banking	229	4,513
Latin America Global Consumer Banking	146	1,326
Banking	237	3,052
Markets and Securities Services	145	6,459
Total		\$ 22,349

- (1) Citi Holdings—Other and Citi Holdings—JCG are excluded from the table as there is no goodwill allocated to them.
- (2) Citi Holdings—Consumer EMEA, Citi Holdings—Consumer Latin America, and Citi Holdings—Consumer Finance South Korea are excluded from the table as the allocated goodwill was either impaired or classified as held-for-sale as of December 31, 2015.

Intangible Assets

The components of intangible assets were as follows:

	December 31, 2015			December 31, 2014		
	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount
<i>In millions of dollars</i>						
Purchased credit card relationships	\$ 7,606	\$ 6,520	\$ 1,086	\$ 7,626	\$ 6,294	\$ 1,332
Core deposit intangibles	1,050	969	81	1,153	1,021	132
Other customer relationships	471	252	219	579	331	248
Present value of future profits	37	31	6	233	154	79
Indefinite-lived intangible assets	234	—	234	290	—	290
Other ⁽¹⁾	4,709	2,614	2,095	5,217	2,732	2,485
Intangible assets (excluding MSRs)	\$ 14,107	\$ 10,386	\$ 3,721	\$ 15,098	\$ 10,532	\$ 4,566
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽²⁾	1,781	—	1,781	1,845	—	1,845
Total intangible assets	\$ 15,888	\$ 10,386	\$ 5,502	\$ 16,943	\$ 10,532	\$ 6,411

(1) Includes contract-related intangible assets.

(2) For additional information on Citi's MSRs, including the rollforward from 2014 to 2015, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

Intangible assets amortization expense was \$625 million, \$756 million and \$808 million for 2015, 2014 and 2013, respectively. Intangible assets amortization expense is estimated to be \$528 million in 2016, \$840 million in 2017, \$348 million in 2018, \$334 million in 2019 and \$141 million in 2020.

The changes in intangible assets during the twelve months ended December 31, 2015 were as follows:

	Net carrying amount at				FX translation and other	Net carrying amount at
<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2014	Acquisitions/ divestitures	Amortization	Impairments		December 31, 2015
Purchased credit card relationships	\$ 1,332	\$ —	\$ (261)	\$ —	\$ 15	\$ 1,086
Core deposit intangibles	132	—	(41)	—	(10)	81
Other customer relationships	248	—	(24)	—	(5)	219
Present value of future profits	79	(68)	(4)	—	(1)	6
Indefinite-lived intangible assets	290	—	—	(17)	(39)	234
Other	2,485	(108)	(295)	(5)	18	2,095
Intangible assets (excluding MSR)	\$ 4,566	\$ (176)	\$ (625)	\$ (22)	\$ (22)	\$ 3,721
Mortgage servicing rights (MSRs) ⁽¹⁾	1,845					1,781
Total intangible assets	\$ 6,411					\$ 5,502

(1) For additional information on Citi's MSRs, including the rollforward from 2014 to 2015, see Note 22 to the Consolidated Financial Statements.

18. DEBT

Short-Term Borrowings

In millions of dollars	2015		2014	
	Balance	Weighted average coupon	Balance	Weighted average coupon
Commercial paper				
Citibank, N.A.	\$ 9,995	0.22%	\$ 16,085	0.22%
Non-bank and other ⁽¹⁾	—	—	70	0.95
Total commercial paper	\$ 9,995	0.22%	\$ 16,155	0.23%
Other borrowings⁽²⁾	11,084	1.50	42,180	0.53
Total	\$ 21,079		\$ 58,335	

(1) Includes parent holding company (Citigroup Inc.), Citi's broker-dealer subsidiaries and other non-bank subsidiaries that are consolidated into Citigroup Inc., as well as Banamex and Citibank (Switzerland) AG.

(2) Includes borrowings from the Federal Home Loan Banks and other market participants. At December 31, 2014, collateralized short-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$11.2 billion. At December 31, 2015, no amounts were outstanding.

Borrowings under bank lines of credit may be at interest rates based on LIBOR, CD rates, the prime rate or bids submitted by the banks. Citigroup pays commitment fees for its lines of credit.

Some of Citigroup's non-bank subsidiaries have credit facilities with Citigroup's subsidiary depository institutions, including Citibank. Borrowings under these facilities are secured in accordance with Section 23A of the Federal Reserve Act.

Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMHI) has borrowing agreements consisting of facilities that CGMHI has been advised are available, but where no contractual lending obligation exists. These arrangements are reviewed on an ongoing basis to ensure flexibility in meeting CGMHI's short-term requirements.

Long-Term Debt

In millions of dollars	Weighted average coupon	Maturities	Balances at December 31,	
			2015	2014
Citigroup Inc.⁽¹⁾				
Senior debt	3.84%	2016-2098	\$ 113,569	\$ 122,323
Subordinated debt ⁽²⁾	4.48	2016-2044	26,875	25,464
Trust preferred securities	6.90	2036-2067	1,713	1,725
Bank⁽³⁾				
Senior debt	1.58	2016-2038	55,131	65,146
Broker-dealer⁽⁴⁾				
Senior debt	3.25	2016-2042	3,968	8,399
Subordinated debt ⁽²⁾	1.18	2016-2037	19	23
Total	3.32%		\$ 201,275	\$ 223,080
Senior debt			\$ 172,668	\$ 195,868
Subordinated debt ⁽²⁾			26,894	25,487
Trust preferred securities			1,713	1,725
Total			\$ 201,275	\$ 223,080

(1) Parent holding company, Citigroup Inc.

(2) Includes notes that are subordinated within certain countries, regions or subsidiaries.

(3) Represents Citibank entities as well as other bank entities. At December 31, 2015 and December 31, 2014, collateralized long-term advances from the Federal Home Loan Banks were \$17.8 billion and \$19.8 billion, respectively.

(4) Represents broker-dealer subsidiaries that are consolidated into Citigroup Inc., the parent holding company.

The Company issues both fixed and variable rate debt in a range of currencies. It uses derivative contracts, primarily interest rate swaps, to effectively convert a portion of its fixed-rate debt to variable-rate debt and variable-rate debt to fixed-rate debt. The maturity structure of the derivatives generally corresponds to the maturity structure of the debt being hedged. In addition, the Company uses other derivative contracts to manage the foreign exchange impact of certain debt issuances. At December 31, 2015, the Company's overall weighted average interest rate for long-term debt was 3.32% on a contractual basis and 2.55% including the effects of derivative contracts.

Aggregate annual maturities of long-term debt obligations (based on final maturity dates) including trust preferred securities are as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2016	2017	2018	2019	2020	Thereafter	Total
Bank	\$ 24,577	\$ 14,614	\$ 9,341	\$ 2,280	\$ 448	\$ 3,871	\$ 55,131
Broker-dealer	951	294	806	640	103	1,193	3,987
Citigroup Inc.	18,009	19,437	21,269	16,233	8,826	58,383	142,157
Total	\$ 43,537	\$ 34,345	\$ 31,416	\$ 19,153	\$ 9,377	\$ 63,447	\$ 201,275

The following table summarizes the Company's outstanding trust preferred securities at December 31, 2015:

Trust	Issuance date	Securities issued	Liquidation value ⁽¹⁾	Coupon rate ⁽²⁾	Common shares issued to parent	Junior subordinated debentures owned by trust			
						Amount	Maturity	Redeemable by issuer beginning	
In millions of dollars, except share amounts									
Citigroup Capital III	Dec. 1996	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	Dec. 1, 2036	Not redeemable	
Citigroup Capital XIII	Sept. 2010	89,840,000	2,246	7.875	1,000	2,246	Oct. 30, 2040	Oct. 30, 2015	
Citigroup Capital XVIII	June 2007	99,901	148	6.829	50	148	June 28, 2067	June 28, 2017	
Total obligated			\$ 2,588			\$ 2,594			

Note: Distributions on the trust preferred securities and interest on the subordinated debentures are payable semiannually for Citigroup Capital III and Citigroup Capital XVIII and quarterly for Citigroup Capital XIII.

(1) Represents the notional value received by investors from the trusts at the time of issuance.

(2) In each case, the coupon rate on the subordinated debentures is the same as that on the trust preferred securities.

19. REGULATORY CAPITAL

Citigroup is subject to risk-based capital and leverage standards issued by the Federal Reserve Board. Citi's U.S. insured depository institution subsidiaries, including Citibank, are subject to similar standards issued by their respective primary federal bank regulatory agencies. These standards are used to evaluate capital adequacy and include the required minimums shown in the following table. The regulatory agencies are required by law to take specific prompt actions

with respect to institutions that do not meet minimum capital standards.

The following table sets forth Citigroup's and Citibank's regulatory capital tiers, total risk-weighted assets, quarterly adjusted average total assets, Total Leverage Exposure, risk-based capital ratios and leverage ratios in accordance with current regulatory standards (reflecting Basel III Transition Arrangements):

	Citigroup			Citibank	
	Stated minimum	Well capitalized minimum	December 31, 2015	Well capitalized minimum ⁽²⁾	December 31, 2015
<i>In millions of dollars, except ratios</i>					
Common Equity Tier 1 Capital			\$ 173,862	\$	126,496
Tier 1 Capital			176,420		126,496
Total Capital (Tier 1 Capital + Tier 2 Capital)			198,746		148,916
Total risk-weighted assets			1,190,853		998,181
Quarterly adjusted average total assets ⁽²⁾			1,732,933		1,297,733
Total Leverage Exposure ⁽³⁾			2,326,072		1,838,114
Common Equity Tier 1 Capital ratio ⁽⁴⁾	4.5%	N/A	14.60%	6.5%	12.67%
Tier 1 Capital ratio ⁽⁴⁾	6.0	6.0%	14.81	8.0	12.67
Total Capital ratio ⁽⁴⁾	8.0	10.0	16.69	10.0	14.92
Tier 1 Leverage ratio	4.0	N/A	10.18	5.0	9.75
Supplementary Leverage ratio ⁽⁵⁾	N/A	N/A	7.58	N/A	6.88

(1) Beginning January 1, 2015, an insured depository institution, such as Citibank, must maintain minimum Common Equity Tier 1 Capital, Tier 1 Capital, Total Capital, and Tier 1 Leverage ratios of 6.5%, 8%, 10% and 5%, respectively, to be considered "well capitalized."

(2) Tier 1 Leverage ratio denominator.

(3) Supplementary Leverage ratio denominator.

(4) As of December 31, 2015, Citigroup's reportable Common Equity Tier 1 Capital, Tier 1 Capital, and Total Capital ratios were the lower derived under the Basel III Advanced Approaches framework. As of December 31, 2015, Citibank's reportable Common Equity Tier 1 Capital, Tier 1 Capital, and Total Capital ratios were the lower derived under the Basel III Standardized Approach framework.

(5) Commencing with 2015, Citi and Citibank are required to publicly disclose their Supplementary Leverage ratios. Beginning on January 1, 2018, Citi and Citibank will be required to maintain a stated minimum Supplementary Leverage ratio of 3%, and Citibank will be required to maintain a Supplementary Leverage ratio of 6% to be considered "well capitalized."

N/A Not Applicable

As indicated in the table above, Citigroup and Citibank were "well capitalized" under the current federal bank regulatory definitions as of December 31, 2015.

Banking Subsidiaries—Constraints on Dividends

There are various legal limitations on the ability of Citigroup's subsidiary depository institutions to extend credit, pay dividends or otherwise supply funds to Citigroup and its non-bank subsidiaries. The approval of the Office of the Comptroller of the Currency is required if total dividends declared in any calendar year exceed amounts specified by the applicable agency's regulations. State-chartered depository institutions are subject to dividend limitations imposed by applicable state law.

In determining the dividends, each depository institution must also consider its effect on applicable risk-based capital and leverage ratio requirements, as well as policy statements of the federal regulatory agencies that indicate that banking

organizations should generally pay dividends out of current operating earnings. Citigroup received \$13.5 billion and \$8.9 billion in dividends from Citibank during 2015 and 2014, respectively.

20. CHANGES IN ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE INCOME (LOSS)

Changes in each component of Citigroup's *Accumulated other comprehensive income (loss)*:

<i>In millions of dollars</i>	Net unrealized gains (losses) on investment securities	Cash flow hedges ⁽¹⁾	Benefit plans ⁽²⁾	Foreign currency translation adjustment (CTA), net of hedges ⁽³⁾⁽⁴⁾	Accumulated other comprehensive income (loss)
Balance, December 31, 2012	\$ 597	\$ (2,293)	\$ (5,270)	\$ (9,930)	\$ (16,896)
Change, net of taxes ⁽⁵⁾	(1,962)	512	1,098	(2,534)	(2,886)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI ⁽⁵⁾	(275)	536	183	205	649
Change, net of taxes ⁽⁵⁾	\$ (2,237)	\$ 1,048	\$ 1,281	\$ (2,329)	\$ (2,237)
Balance, December 31, 2013	\$ (1,640)	\$ (1,245)	\$ (3,989)	\$ (12,259)	\$ (19,133)
Other comprehensive income before reclassifications	\$ 1,790	\$ 85	\$ (1,346)	\$ (4,946)	\$ (4,417)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(93)	251	176	—	334
Change, net of taxes	\$ 1,697	\$ 336	\$ (1,170)	\$ (4,946)	\$ (4,083)
Balance, December 31, 2014	\$ 57	\$ (909)	\$ (5,159)	\$ (17,205)	\$ (23,216)
Other comprehensive income before reclassifications	\$ (695)	\$ 83	\$ (143)	\$ (5,465)	\$ (6,220)
Increase (decrease) due to amounts reclassified from AOCI	(269)	209	186	(34)	92
Change, net of taxes	\$ (964)	\$ 292	\$ 43	\$ (5,499)	\$ (6,128)
Balance at December 31, 2015	\$ (907)	\$ (617)	\$ (5,116)	\$ (22,704)	\$ (29,344)

- (1) Primarily driven by Citigroup's pay fixed/receive floating interest rate swap programs that hedge the floating rates on liabilities.
- (2) Primarily reflects adjustments based on the quarterly actuarial valuations of the Company's significant pension and postretirement plans, annual actuarial valuations of all other plans, and amortization of amounts previously recognized in other comprehensive income.
- (3) Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, Brazilian real, Korean won and Euro against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2015. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Mexican peso, Euro, Japanese yen, and Russian ruble against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2014. Primarily reflects the movements in (by order of impact) the Japanese yen, Mexican peso, Australian dollar and Indian rupee against the U.S. dollar, and changes in related tax effects and hedges for the year ended December 31, 2013.
- (4) During 2014, \$137 million (\$84 million net of tax) was reclassified to reflect the allocation of FX translation between net unrealized gains (losses) on investment securities to foreign currency translation adjustment (CTA).
- (5) On December 20, 2013, the sale of Creditcard was completed (see Note 2 to the Consolidated Financial Statements). The total impact to the gross CTA (net CTA including hedges) was a pretax loss of \$314 million (\$205 million net of tax).

The pretax and after-tax changes in each component of *Accumulated other comprehensive income (loss)* are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		Pretax	Tax effect	After-tax
Balance, December 31, 2012	\$	(25,334)	\$ 8,438	\$ (16,896)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities		(3,537)	1,300	(2,237)
Cash flow hedges		1,673	(625)	1,048
Benefit plans		1,979	(698)	1,281
Foreign currency translation adjustment		(2,377)	48	(2,329)
Change	\$	(2,262)	\$ 25	\$ (2,237)
Balance, December 31, 2013	\$	(27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities		2,704	(1,007)	1,697
Cash flow hedges		543	(207)	336
Benefit plans		(1,830)	660	(1,170)
Foreign currency translation adjustment		(4,881)	(65)	(4,946)
Change	\$	(3,464)	\$ (619)	\$ (4,083)
Balance, December 31, 2014	\$	(31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)
Change in net unrealized gains (losses) on investment securities		(1,462)	498	(964)
Cash flow hedges		468	(176)	292
Benefit plans		19	24	43
Foreign currency translation adjustment		(6,405)	906	(5,499)
Change	\$	(7,380)	\$ 1,252	\$ (6,128)
Balance, December 31, 2015	\$	(38,440)	\$ 9,096	\$ (29,344)

During 2015, 2014 and 2013 the Company recognized pretax losses of \$155 million (\$92 million net of tax), \$542 million (\$334 million gain net of tax) and \$1,071 million (\$649 million net of tax), respectively, related to amounts reclassified out of *Accumulated other comprehensive income (loss)* into the Consolidated Statement of Income. See details in the table below:

<i>In millions of dollars</i>	Increase (decrease) in AOCI due to amounts reclassified to Consolidated Statement of Income		
	Year ended December 31,		
	2015	2014	2013
Realized (gains) losses on sales of investments	\$ (682)	\$ (570)	\$ (748)
OTTI gross impairment losses	265	424	334
Subtotal, pretax	\$ (417)	\$ (146)	\$ (414)
Tax effect	148	53	139
Net realized (gains) losses on investment securities, after-tax⁽¹⁾	\$ (269)	\$ (93)	\$ (275)
Interest rate contracts	\$ 186	\$ 260	\$ 700
Foreign exchange contracts	146	149	176
Subtotal, pretax	\$ 332	\$ 409	\$ 876
Tax effect	(123)	(158)	(340)
Amortization of cash flow hedges, after-tax⁽²⁾	\$ 209	\$ 251	\$ 536
Amortization of unrecognized			
Prior service cost (benefit)	\$ (40)	\$ (40)	\$ —
Net actuarial loss	276	243	271
Curtailment/settlement impact ⁽³⁾	57	76	44
Cumulative effect of change in accounting policy ⁽³⁾	—	—	(20)
Subtotal, pretax	\$ 293	\$ 279	\$ 295
Tax effect	(107)	(103)	(112)
Amortization of benefit plans, after-tax⁽³⁾	\$ 186	\$ 176	\$ 183
Foreign currency translation adjustment	\$ (53)	\$ —	\$ 314
Tax effect	19	—	(109)
Foreign currency translation adjustment	\$ (34)	\$ —	\$ 205
Total amounts reclassified out of AOCI, pretax	\$ 155	\$ 542	\$ 1,071
Total tax effect	(63)	(208)	(422)
Total amounts reclassified out of AOCI, after-tax	\$ 92	\$ 334	\$ 649

(1) The pretax amount is reclassified to *Realized gains (losses) on sales of investments, net* and *Gross impairment losses* on the Consolidated Statement of Income. See Note 14 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(2) See Note 23 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

(3) See Note 8 to the Consolidated Financial Statements for additional details.

21. PREFERRED STOCK

The following table summarizes the Company's preferred stock outstanding:

	Issuance date	Redeemable by issuer beginning	Dividend rate	Redemption price per share/preference share	Number of depository shares	Carrying value <i>in millions of dollars</i>	
						December 31, 2015	December 31, 2014
Series AA ⁽¹⁾	January 25, 2008	February 15, 2018	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
Series E ⁽²⁾	April 28, 2008	April 30, 2018	8.400	1,000	121,254	121	121
Series A ⁽³⁾	October 29, 2012	January 30, 2023	5.950	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series B ⁽⁴⁾	December 13, 2012	February 15, 2023	5.900	1,000	750,000	750	750
Series C ⁽⁵⁾	March 26, 2013	April 22, 2018	5.800	25	23,000,000	575	575
Series D ⁽⁶⁾	April 30, 2013	May 15, 2023	5.350	1,000	1,250,000	1,250	1,250
Series J ⁽⁷⁾	September 19, 2013	September 30, 2023	7.125	25	38,000,000	950	950
Series K ⁽⁸⁾	October 31, 2013	November 15, 2023	6.875	25	59,800,000	1,495	1,495
Series L ⁽⁹⁾	February 12, 2014	February 12, 2019	6.875	25	19,200,000	480	480
Series M ⁽¹⁰⁾	April 30, 2014	May 15, 2024	6.300	1,000	1,750,000	1,750	1,750
Series N ⁽¹¹⁾	October 29, 2014	November 15, 2019	5.800	1,000	1,500,000	1,500	1,500
Series O ⁽¹²⁾	March 20, 2015	March 27, 2020	5.875	1,000	1,500,000	1,500	—
Series P ⁽¹³⁾	April 24, 2015	May 15, 2025	5.950	1,000	2,000,000	2,000	—
Series Q ⁽¹⁴⁾	August 12, 2015	August 15, 2020	5.950	1,000	1,250,000	1,250	—
Series R ⁽¹⁵⁾	November 13, 2015	November 15, 2020	6.125	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$ 16,718	\$ 10,468

- (1) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (2) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on April 30 and October 30 at a fixed rate until April 30, 2018, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (3) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on January 30 and July 30 at a fixed rate until January 30, 2023, thereafter payable quarterly on January 30, April 30, July 30 and October 30 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (4) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on February 15 and August 15 at a fixed rate until February 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (5) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on January 22, April 22, July 22 and October 22 when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (6) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2023, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (7) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on March 30, June 30, September 30 and December 30 at a fixed rate until September 30, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (8) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a fixed rate until November 15, 2023, thereafter payable quarterly on the same dates at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (9) Issued as depository shares, each representing a 1/1,000th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable quarterly on February 12, May 12, August 12 and November 12 at a fixed rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (10) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until May 15, 2024, thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15, and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (11) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, November 15, 2019, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (12) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on March 27 and September 27 at a fixed rate until, but excluding, March 27, 2020, and thereafter payable quarterly on March 27, June 27, September 27 and December 27 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (13) Issued as depository shares, each representing a 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, May 15, 2025, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15, and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

- (14) Issued as depositary shares, each representing 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on February 15 and August 15 at a fixed rate until, but excluding, August 15, 2020, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15, and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.
- (15) Issued as depositary shares, each representing 1/25th interest in a share of the corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. Dividends are payable semi-annually on May 15 and November 15 at a fixed rate until, but excluding, November 15, 2020, and thereafter payable quarterly on February 15, May 15, August 15 and November 15 at a floating rate, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

On January 26, 2016, Citi issued \$1 billion of Series S Preferred Stock as depositary shares, each representing 1/1000th interest in a share of corresponding series of non-cumulative perpetual preferred stock. The dividend rate is 6.3% payable quarterly on February 12, May 12, August 12 and November 12, beginning May 12, 2016, in each case when, as and if declared by the Citi Board of Directors.

During 2015, Citi distributed \$769 million in dividends on its outstanding preferred stock. Based on its preferred stock outstanding as of December 31, 2015, Citi estimates it will distribute preferred dividends of approximately \$1,027 million during 2016, in each case assuming such dividends are declared by the Citi Board of Directors.

22. SECURITIZATIONS AND VARIABLE INTEREST ENTITIES

Uses of Special Purpose Entities

A special purpose entity (SPE) is an entity designed to fulfill a specific limited need of the company that organized it. The principal uses of SPEs by Citi are to obtain liquidity and favorable capital treatment by securitizing certain financial assets, to assist clients in securitizing their financial assets and to create investment products for clients. SPEs may be organized in various legal forms, including trusts, partnerships or corporations. In a securitization, the company transferring assets to an SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper or other notes of indebtedness. These issuances are recorded on the balance sheet of the SPE, which may or may not be consolidated onto the balance sheet of the company that organized the SPE.

Investors usually have recourse only to the assets in the SPE, but may also benefit from other credit enhancements, such as a collateral account, a line of credit or a liquidity facility, such as a liquidity put option or asset purchase agreement. Because of these enhancements, the SPE issuances typically obtain a more favorable credit rating than the transferor could obtain for its own debt issuances. This results in less expensive financing costs than unsecured debt. The SPE may also enter into derivative contracts in order to convert the yield or currency of the underlying assets to match the needs of the SPE investors or to limit or change the credit risk of the SPE. Citigroup may be the provider of certain credit enhancements as well as the counterparty to any related derivative contracts.

Most of Citigroup's SPEs are variable interest entities (VIEs), as described below.

Variable Interest Entities

VIEs are entities that have either a total equity investment that is insufficient to permit the entity to finance its activities without additional subordinated financial support, or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., ability to make significant decisions through voting rights and a right to receive the expected residual returns of the entity or an obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties providing other forms of support, such as guarantees, subordinated fee arrangements or certain types of derivative contracts are variable interest holders in the entity.

The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Citigroup would be deemed to have a controlling financial interest and be the primary beneficiary if it has both of the following characteristics:

- power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entity's economic performance; and
- an obligation to absorb losses of the entity that could potentially be significant to the VIE, or a right to receive benefits from the entity that could potentially be significant to the VIE.

The Company must evaluate each VIE to understand the purpose and design of the entity, the role the Company had in the entity's design and its involvement in the VIE's ongoing activities. The Company then must evaluate which activities most significantly impact the economic performance of the VIE and who has the power to direct such activities.

For those VIEs where the Company determines that it has the power to direct the activities that most significantly impact the VIE's economic performance, the Company must then evaluate its economic interests, if any, and determine whether it could absorb losses or receive benefits that could potentially be significant to the VIE. When evaluating whether the Company has an obligation to absorb losses that could potentially be significant, it considers the maximum exposure to such loss without consideration of probability. Such obligations could be in various forms, including, but not limited to, debt and equity investments, guarantees, liquidity agreements and certain derivative contracts.

In various other transactions, the Company may: (i) act as a derivative counterparty (for example, interest rate swap, cross-currency swap, or purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE); (ii) act as underwriter or placement agent; (iii) provide administrative, trustee or other services; or (iv) make a market in debt securities or other instruments issued by VIEs. The Company generally considers such involvement, by itself, not to be variable interests and thus not an indicator of power or potentially significant benefits or losses.

See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for a discussion of impending changes to targeted areas of consolidation guidance.

Citigroup's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs with which the Company holds significant variable interests or has continuing involvement through servicing a majority of the assets in a VIE is presented below:

As of December 31, 2015									
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE / SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽¹⁾	Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽²⁾					
				Funded exposures ⁽³⁾			Unfunded exposures		Total
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives		
Credit card securitizations	\$ 55,050	\$ 54,916	\$ 134	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽⁴⁾									
U.S. agency-sponsored	236,225	—	236,225	3,582	—	—	—	95	3,677
Non-agency-sponsored	14,305	1,586	12,719	528	—	—	—	1	529
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits (ABCP)	21,280	21,280	—	—	—	—	—	—	—
Collateralized loan obligations (CLOs)	20,564	—	20,564	3,154	—	—	—	86	3,240
Asset-based financing	83,397	1,364	82,033	25,923	270	3,891	—	436	30,520
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	8,572	3,830	4,742	2	—	3,100	—	—	3,102
Municipal investments	22,935	44	22,891	2,275	2,512	2,338	—	—	7,125
Client intermediation	1,965	335	1,630	49	—	—	—	—	49
Investment funds ⁽⁵⁾	27,569	842	26,727	13	318	102	—	—	433
Other	4,986	597	4,389	292	554	—	—	52	898
Total ⁽⁶⁾	\$ 496,848	\$ 84,794	\$ 412,054	\$ 35,818	\$ 3,654	\$ 9,431	\$ 670	\$ 49,573	

As of December 31, 2014									
In millions of dollars	Total involvement with SPE assets	Consolidated VIE / SPE assets	Significant unconsolidated VIE assets ⁽¹⁾	Maximum exposure to loss in significant unconsolidated VIEs ⁽²⁾					
				Funded exposures ⁽²⁾			Unfunded exposures		Total
				Debt investments	Equity investments	Funding commitments	Guarantees and derivatives		
Credit card securitizations	\$ 60,503	\$ 60,271	\$ 232	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Mortgage securitizations ⁽³⁾									
U.S. agency-sponsored	264,848	—	264,848	5,213	—	—	110	5,323	
Non-agency-sponsored	17,888	1,304	16,584	577	—	—	1	578	
Citi-administered asset-backed commercial paper conduits (ABCP)	29,181	29,181	—	—	—	—	—	—	
Collateralized loan obligations (CLOs)	19,736	—	19,736	1,965	—	—	86	2,051	
Asset-based financing	63,900	1,151	62,749	22,928	66	2,271	333	25,598	
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	12,280	6,671	5,609	3	—	3,670	—	3,673	
Municipal investments	23,706	70	23,636	2,014	2,197	2,225	—	6,436	
Client intermediation	1,745	137	1,608	10	—	—	10	20	
Investment funds ⁽⁵⁾	31,992	1,096	30,896	16	382	124	—	522	
Other	8,298	2,909	5,389	183	1,451	23	73	1,730	
Total ⁽⁶⁾	\$ 534,077	\$ 102,790	\$ 431,287	\$ 32,909	\$ 4,096	\$ 8,313	\$ 613	\$ 45,931	

(1) The definition of maximum exposure to loss is included in the text that follows this table.

(2) Included on Citigroup's December 31, 2015 and 2014 Consolidated Balance Sheet.

(3) A significant unconsolidated VIE is an entity where the Company has any variable interest or continuing involvement considered to be significant, regardless of the likelihood of loss or the notional amount of exposure.

(4) Citigroup mortgage securitizations also include agency and non-agency (private-label) re-securitization activities. These SPEs are not consolidated. See "Re-securitizations" below for further discussion.

(5) Substantially all of the unconsolidated investment funds' assets are related to retirement funds in Mexico managed by Citi. See "Investment Funds" below for further discussion.

(6) Citi's total involvement with Citicorp SPE assets was \$460.5 billion and \$481.3 billion as of December 31, 2015 and 2014, respectively, with the remainder related to Citi Holdings.

The previous tables do not include:

- certain venture capital investments made by some of the Company's private equity subsidiaries, as the Company accounts for these investments in accordance with the Investment Company Audit Guide (codified in ASC 946);
- certain limited partnerships that are investment funds that qualify for the deferral from the requirements of ASC 810 where the Company is the general partner and the limited partners have the right to replace the general partner or liquidate the funds;
- certain investment funds for which the Company provides investment management services and personal estate trusts for which the Company provides administrative, trustee and/or investment management services;
- VIEs structured by third parties where the Company holds securities in inventory, as these investments are made on arm's-length terms;
- certain positions in mortgage-backed and asset-backed securities held by the Company, which are classified as *Trading account assets* or *Investments*, where the Company has no other involvement with the related securitization entity deemed to be significant (for more information on these positions, see Notes 13 and 14 to the Consolidated Financial Statements);
- certain representations and warranties exposures in legacy ICG-sponsored mortgage-backed and asset-backed securitizations, where the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer. The outstanding balance of mortgage loans securitized during 2005 to 2008 where the Company has no variable interest or continuing involvement as servicer was approximately \$12 billion and \$14 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively;
- certain representations and warranties exposures in Citigroup residential mortgage securitizations, where the original mortgage loan balances are no longer outstanding; and
- VIEs such as trust preferred securities trusts used in connection with the Company's funding activities. The Company does not have a variable interest in these trusts.

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Company. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., security or loan) and the Company's standard accounting policies for the asset type and line of business.

The asset balances for unconsolidated VIEs where the Company has significant involvement represent the most current information available to the Company. In most cases, the asset balances represent an amortized cost basis without regard to impairments in fair value, unless fair value information is readily available to the Company. For VIEs that obtain asset exposures synthetically through derivative instruments, the tables generally include the full original notional amount of the derivative as an asset balance.

The maximum funded exposure represents the balance sheet carrying amount of the Company's investment in the VIE. It reflects the initial amount of cash invested in the VIE adjusted for any accrued interest and cash principal payments received. The carrying amount may also be adjusted for increases or declines in fair value or any impairment in value recognized in earnings. The maximum exposure of unfunded positions represents the remaining undrawn committed amount, including liquidity and credit facilities provided by the Company, or the notional amount of a derivative instrument considered to be a variable interest. In certain transactions, the Company has entered into derivative instruments or other arrangements that are not considered variable interests in the VIE (e.g., interest rate swaps, cross-currency swaps, or where the Company is the purchaser of credit protection under a credit default swap or total return swap where the Company pays the total return on certain assets to the SPE). Receivables under such arrangements are not included in the maximum exposure amounts.

Funding Commitments for Significant Unconsolidated VIEs—Liquidity Facilities and Loan Commitments

The following table presents the notional amount of liquidity facilities and loan commitments that are classified as funding commitments in the VIE tables above:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015		December 31, 2014	
	Liquidity facilities	Loan / equity commitments	Liquidity facilities	Loan / equity commitments
Asset-based financing	\$	\$	\$	\$
Municipal securities tender option bond trusts (TOBs)	3,100	—	3,670	—
Municipal investments	—	2,338	—	2,225
Investment funds	—	102	—	124
Other	—	—	—	23
Total funding commitments	\$ 3,105	\$ 6,326	\$ 3,675	\$ 4,638

Consolidated VIEs

The Company engages in on-balance sheet securitizations, which are securitizations that do not qualify for sales treatment; thus, the assets remain on the Company's Consolidated Balance Sheet, and any proceeds received are recognized as secured liabilities. The consolidated VIEs included in the tables below represent hundreds of separate entities with which the Company is involved. In general, the third-party investors in the obligations of consolidated VIEs have legal recourse only to the assets of the respective VIEs and do not have such recourse to the Company, except where the Company has provided a guarantee to the investors or is the counterparty to certain derivative transactions involving

the VIE. Thus, the Company's maximum legal exposure to loss related to consolidated VIEs is significantly less than the carrying value of the consolidated VIE assets due to outstanding third-party financing. Intercompany assets and liabilities are excluded from the table. All VIE assets are restricted from being sold or pledged as collateral. The cash flows from these assets are the only source used to pay down the associated liabilities, which are non-recourse to the Company's general assets.

The following table presents the carrying amounts and classifications of consolidated assets that are collateral for consolidated VIE obligations:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
Cash	\$ 0.2	\$ 0.3
Trading account assets	0.6	0.7
Investments	5.3	8.0
Total loans, net of allowance	78.6	93.2
Other	0.1	0.6
Total assets	\$ 84.8	\$ 102.8
Short-term borrowings	\$ 14.0	\$ 22.7
Long-term debt	31.3	40.1
Other liabilities	2.1	0.9
Total liabilities⁽¹⁾	\$ 47.4	\$ 63.7

(1) The total liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders do not have recourse to the general credit of Citi were \$45.3 billion and \$61.2 billion as of December 31, 2015 and 2014, respectively. Liabilities of consolidated VIEs for which creditors or beneficial interest holders have recourse to the general credit of Citi comprise two items included in the above table: (i) credit enhancements provided to consolidated Citi-administered commercial paper conduits in the form of letters of credit of \$1.9 billion and \$2.3 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively; and (ii) credit guarantees provided by Citi to certain consolidated municipal tender option bond trusts of \$82 million and \$198 million at December 31, 2015 and 2014, respectively.

Significant Interests in Unconsolidated VIEs—Balance Sheet Classification

The following table presents the carrying amounts and classification of significant variable interests in unconsolidated VIEs:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
Cash	\$ 0.1	\$ —
Trading account assets	6.2	7.6
Investments	3.0	2.6
Total loans, net of allowance	28.4	25.0
Other	1.8	2.0
Total assets	\$ 39.5	\$ 37.2

Credit Card Securitizations

The Company securitizes credit card receivables through trusts established to purchase the receivables. Citigroup transfers receivables into the trusts on a non-recourse basis. Credit card securitizations are revolving securitizations; as customers pay their credit card balances, the cash proceeds are used to purchase new receivables and replenish the receivables in the trust.

Substantially all of the Company's credit card securitization activity is through two trusts—Citibank Credit Card Master Trust (Master Trust) and the Citibank Omni Master Trust (Omni Trust), with the substantial majority through the Master Trust. These trusts are consolidated entities because, as servicer, Citigroup has the power to direct

the activities that most significantly impact the economic performance of the trusts, Citigroup holds a seller's interest and certain securities issued by the trusts, and also provides liquidity facilities to the trusts, which could result in potentially significant losses or benefits from the trusts. Accordingly, the transferred credit card receivables remain on Citi's Consolidated Balance Sheet with no gain or loss recognized. The debt issued by the trusts to third parties is included on Citi's Consolidated Balance Sheet.

The Company utilizes securitizations as one of the sources of funding for its business in *North America*. The following table reflects amounts related to the Company's securitized credit card receivables:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2015		December 31, 2014	
Ownership interests in principal amount of trust credit card receivables				
Sold to investors via trust-issued securities	\$	29.7	\$	37.0
Retained by Citigroup as trust-issued securities		9.4		10.1
Retained by Citigroup via non-certificated interests		16.5		14.2
Total	\$	55.6	\$	61.3

The following tables summarize selected cash flow information related to Citigroup's credit card securitizations:

<i>In billions of dollars</i>	2015		2014		2013	
Proceeds from new securitizations	\$	—	\$	12.6	\$	11.7
Pay down of maturing notes		(7.4)		(7.8)		(2.2)

Managed Loans

After securitization of credit card receivables, the Company continues to maintain credit card customer account relationships and provides servicing for receivables transferred to the trusts. As a result, the Company considers the securitized credit card receivables to be part of the business it manages. As Citigroup consolidates the credit card trusts, all managed securitized card receivables are on-balance sheet.

Funding, Liquidity Facilities and Subordinated Interests

As noted above, Citigroup securitizes credit card receivables through two securitization trusts—Master Trust, which is part of Citicorp, and Omni Trust, substantially all of which is also part of Citicorp. The liabilities of the trusts are included in the Consolidated Balance Sheet, excluding those retained by Citigroup.

The Master Trust issues fixed- and floating-rate term notes. Some of the term notes are issued to multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the term notes issued by the Master Trust was 2.4 years as of December 31, 2015 and 2.8 years as of December 31, 2014.

Master Trust Liabilities (at Par Value)

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2015		Dec. 31, 2014	
Term notes issued to third parties	\$	28.4	\$	35.7
Term notes retained by Citigroup affiliates		7.5		8.2
Total Master Trust liabilities	\$	35.9	\$	43.9

The Omni Trust issues fixed- and floating-rate term notes, some of which are purchased by multi-seller commercial paper conduits. The weighted average maturity of the third-party term notes issued by the Omni Trust was 0.9 years as of December 31, 2015 and 1.9 years as of December 31, 2014.

Omni Trust Liabilities (at Par Value)

<i>In billions of dollars</i>	Dec. 31, 2015		Dec. 31, 2014	
Term notes issued to third parties	\$	1.3	\$	1.3
Term notes retained by Citigroup affiliates		1.9		1.9
Total Omni Trust liabilities	\$	3.2	\$	3.2

Mortgage Securitizations

The Company provides a wide range of mortgage loan products to a diverse customer base. Once originated, the Company often securitizes these loans through the use of VIEs. These VIEs are funded through the issuance of trust certificates backed solely by the transferred assets. These certificates have the same life as the transferred assets. In addition to providing a source of liquidity and less expensive funding, securitizing these assets also reduces the Company's credit exposure to the borrowers. These mortgage loan securitizations are primarily non-recourse, thereby effectively transferring the risk of future credit losses to the purchasers of the securities issued by the trust. However, the Company's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights and in certain instances retains investment securities, interest-only strips and residual interests in future cash flows from the trusts and also provides servicing for a limited number of JCG securitizations.

The Company securitizes mortgage loans generally through either a government-sponsored agency, such as Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac (U.S. agency-sponsored

mortgages), or private-label (non-agency-sponsored mortgages) securitization. The Company is not the primary beneficiary of its U.S. agency-sponsored mortgage securitizations because Citigroup does not have the power to direct the activities of the VIE that most significantly impact the entity's economic performance. Therefore, Citi does not consolidate these U.S. agency-sponsored mortgage securitizations.

The Company does not consolidate certain non-agency-sponsored mortgage securitizations because Citi is either not the servicer with the power to direct the significant activities of the entity or Citi is the servicer but the servicing relationship is deemed to be a fiduciary relationship; therefore, Citi is not deemed to be the primary beneficiary of the entity.

In certain instances, the Company has (i) the power to direct the activities and (ii) the obligation to either absorb losses or the right to receive benefits that could be potentially significant to its non-agency-sponsored mortgage securitizations and, therefore, is the primary beneficiary and thus consolidates the VIE.

The following tables summarize selected cash flow information related to Citigroup mortgage securitizations:

	2015		2014		2013	
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages	Agency- and non-agency-sponsored mortgages
<i>In billions of dollars</i>						
Proceeds from new securitizations ⁽¹⁾	\$ 25.6	\$ 12.1	\$ 39.6	\$ 72.7		
Contractual servicing fees received	0.5	—	0.5	0.7		
Cash flows received on retained interests and other net cash flows	0.1	—	0.1	0.1		

(1) The proceeds from new securitizations in 2015 include \$9.7 billion related to personal loan securitizations.

Agency and non-agency securitization gains for the year ended December 31, 2015 were \$150 million and \$44 million, respectively.

Agency and non-agency securitization gains for the years ended December 31, 2014 and 2013 were \$267 million and \$223 million, respectively.

Key assumptions used in measuring the fair value of retained interests at the date of sale or securitization of mortgage receivables were as follows:

	December 31, 2015		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 11.3%	2.0% to 3.2%	2.9% to 12.1%
Weighted average discount rate	8.0%	2.9%	5.2%
Constant prepayment rate	5.7% to 34.9%	—	2.8% to 8.0%
Weighted average constant prepayment rate	11.7%	—	3.5%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	40.0%	38.1% to 92.0%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	40.0%	70.6%
Weighted average life	3.5 to 10.4 years	2.5 to 9.8 years	8.9 to 12.9 years

	December 31, 2014		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 14.7%	1.4% to 6.6%	2.6% to 9.1%
Weighted average discount rate	11.0%	4.2%	7.8%
Constant prepayment rate	0.0% to 23.1%	0.0% to 7.0%	0.5% to 8.9%
Weighted average constant prepayment rate	6.2%	5.4%	3.2%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	40.0% to 67.1%	8.9% to 58.5%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	56.3%	43.1%
Weighted average life	0.0 to 9.7 years	2.6 to 11.1 years	3.0 to 14.5 years

- (1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.
- (2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.

NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

The interests retained by the Company range from highly rated and/or senior in the capital structure to unrated and/or residual interests.

The key assumptions used to value retained interests, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% in each of the key assumptions, are set forth in the tables

below. The negative effect of each change is calculated independently, holding all other assumptions constant. Because the key assumptions may not be independent, the net effect of simultaneous adverse changes in the key assumptions may be less than the sum of the individual effects shown below.

	December 31, 2015		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 22.1%	1.6% to 67.6%	2.0% to 24.9%
Weighted average discount rate	5.7%	7.6%	8.4%
Constant prepayment rate	6.5% to 27.8%	4.2% to 100.0%	0.5% to 20.8%
Weighted average constant prepayment rate	12.5%	14.0%	7.5%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	0.2% to 89.1%	3.8% to 92.0%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	48.9%	54.4%
Weighted average life	1.3 to 21.0 years	0.3 to 18.1 years	0.9 to 19.0 years

	December 31, 2014		
	U.S. agency-sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Discount rate	0.0% to 21.2%	1.1% to 47.1%	1.3% to 19.6%
Weighted average discount rate	8.4%	7.7%	8.2%
Constant prepayment rate	6.0% to 41.4%	2.0% to 100.0%	0.5% to 16.2%
Weighted average constant prepayment rate	15.3%	10.9%	7.2%
Anticipated net credit losses ⁽²⁾	NM	0.0% to 92.4%	13.7% to 83.8%
Weighted average anticipated net credit losses	NM	51.7%	52.5%
Weighted average life	0.0 to 16.0 years	0.3 to 14.4 years	0.0 to 24.4 years

Note: Citi Holdings held no subordinated interests in mortgage securitizations as of December 31, 2015 and 2014.

- (1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.
- (2) Anticipated net credit losses represent estimated loss severity associated with defaulted mortgage loans underlying the mortgage securitizations disclosed above. Anticipated net credit losses, in this instance, do not represent total credit losses incurred to date, nor do they represent credit losses expected on retained interests in mortgage securitizations.

NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

<i>In millions of dollars at December 31, 2015</i>	U.S. agency- sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Carrying value of retained interests	\$ 2,563	\$ 179	\$ 553
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (65)	\$ (8)	\$ (25)
Adverse change of 20%	(127)	(15)	(49)
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(102)	(3)	(9)
Adverse change of 20%	(196)	(6)	(18)
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(6)	(7)
Adverse change of 20%	NM	(11)	(14)

<i>In millions of dollars at December 31, 2014</i>	U.S. agency- sponsored mortgages	Non-agency-sponsored mortgages ⁽¹⁾	
		Senior interests	Subordinated interests
Carrying value of retained interests	\$ 2,374	\$ 310	\$ 554
Discount rates			
Adverse change of 10%	\$ (69)	\$ (7)	\$ (30)
Adverse change of 20%	(134)	(13)	(57)
Constant prepayment rate			
Adverse change of 10%	(93)	(3)	(9)
Adverse change of 20%	(179)	(5)	(18)
Anticipated net credit losses			
Adverse change of 10%	NM	(6)	(9)
Adverse change of 20%	NM	(10)	(16)

Note: Citi Holdings held no subordinated interests in mortgage securitizations as of December 31, 2015 and December 31, 2014.

(1) Disclosure of non-agency-sponsored mortgages as senior and subordinated interests is indicative of the interests' position in the capital structure of the securitization.

NM Anticipated net credit losses are not meaningful due to U.S. agency guarantees.

Mortgage Servicing Rights

In connection with the securitization of mortgage loans, the Company's U.S. consumer mortgage business generally retains the servicing rights, which entitle the Company to a future stream of cash flows based on the outstanding principal balances of the loans and the contractual servicing fee. Failure to service the loans in accordance with contractual requirements may lead to a termination of the servicing rights and the loss of future servicing fees.

These transactions create an intangible asset referred to as mortgage servicing rights (MSRs), which are recorded at fair value on Citi's Consolidated Balance Sheet. The fair value of Citi's capitalized MSRs was \$1.8 billion at December 31, 2015 and 2014. Of these amounts, approximately \$1.7 billion was specific to Citicorp, with the remainder to Citi Holdings as of December 31, 2015 and 2014. The MSRs correspond to principal loan balances of \$198 billion and \$224 billion as of December 31, 2015 and 2014, respectively. The following table summarizes the changes in capitalized MSRs:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014
Balance, beginning of year	\$ 1,845	\$ 2,718
Originations	214	217
Changes in fair value of MSRs due to changes in inputs and assumptions	110	(344)
Other changes⁽¹⁾	(350)	(429)
Sale of MSRs	(38)	(317)
Balance, as of December 31	\$ 1,781	\$ 1,845

(1) Represents changes due to customer payments and passage of time.

The fair value of the MSRs is primarily affected by changes in prepayments of mortgages that result from shifts in mortgage interest rates. Specifically, higher interest rates tend to lead to declining prepayments, which causes the fair value of the MSRs to increase. In managing this risk, the Company economically hedges a significant portion of the value of its MSRs through the use of interest rate derivative contracts, forward purchase and sale commitments of mortgage-backed securities and purchased securities all classified as *Trading account assets*. The Company receives fees during the course of servicing previously securitized mortgages. The amounts of these fees were as follows:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Servicing fees	\$ 552	\$ 638	\$ 800
Late fees	16	25	42
Ancillary fees	31	56	100
Total MSR fees	\$ 599	\$ 719	\$ 942

These fees and changes in MSR fair values are classified in the Consolidated Statement of Income as *Other revenue*.

Re-securitizations

The Company engages in re-securitization transactions in which debt securities are transferred to a VIE in exchange for new beneficial interests. During the years ended December 31, 2015 and 2014, Citi transferred non-agency (private-label) securities with an original par value of approximately \$885 million and \$1.2 billion, respectively, to re-securitization entities. These securities are backed by either residential or commercial mortgages and are often structured on behalf of clients.

As of December 31, 2015, the fair value of Citi-retained interests in private-label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$428 million (including \$132 million related to re-securitization transactions executed in 2015), which has been recorded in *Trading account assets*. Of this amount, approximately \$18 million was related to senior beneficial interests and approximately \$410 million was related to subordinated beneficial interests. As of December 31, 2014, the fair value of Citi-retained interests in private-label re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$545 million (including \$194 million related to re-securitization transactions executed in 2014). Of this amount, approximately \$133 million was related to senior beneficial interests, and approximately \$412 million was related to subordinated beneficial interests. The original par value of private-label re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2015 and 2014 was approximately \$3.7 billion and \$5.1 billion, respectively.

The Company also re-securitizes U.S. government-agency guaranteed mortgage-backed (agency) securities. During the years ended December 31, 2015 and 2014, Citi transferred agency securities with a fair value of approximately \$17.8 billion and \$22.5 billion, respectively, to re-securitization entities.

As of December 31, 2015, the fair value of Citi-retained interests in agency re-securitization transactions structured by Citi totaled approximately \$1.8 billion (including \$1.5 billion related to re-securitization transactions executed in 2015) compared to \$1.8 billion as of December 31, 2014 (including \$1.5 billion related to re-securitization transactions executed in 2014), which is recorded in *Trading account assets*. The original fair value of agency re-securitization transactions in which Citi holds a retained interest as of December 31, 2015 and 2014 was approximately \$65.0 billion and \$73.0 billion, respectively.

As of December 31, 2015 and 2014, the Company did not consolidate any private-label or agency re-securitization entities.

Citi-Administered Asset-Backed Commercial Paper Conduits

The Company is active in the asset-backed commercial paper conduit business as administrator of several multi-seller conduit business and also as a service provider to single-seller and other commercial paper conduits sponsored by third parties.

Citi's multi-seller commercial paper conduits are designed to provide the Company's clients access to low-cost funding in the commercial paper markets. The conduits purchase assets from or provide financing facilities to clients and are funded by issuing commercial paper to third-party investors. The conduits generally do not purchase assets originated by the Company. The funding of the conduits is facilitated by the liquidity support and credit enhancements provided by the Company.

As administrator to Citi's conduits, the Company is generally responsible for selecting and structuring assets purchased or financed by the conduits, making decisions regarding the funding of the conduits, including determining the tenor and other features of the commercial paper issued, monitoring the quality and performance of the conduits' assets, and facilitating the operations and cash flows of the conduits. In return, the Company earns structuring fees from customers for individual transactions and earns an administration fee from the conduit, which is equal to the income from the client program and liquidity fees of the conduit after payment of conduit expenses. This administration fee is fairly stable, since most risks and rewards of the underlying assets are passed back to the clients. Once the asset pricing is negotiated, most ongoing income, costs and fees are relatively stable as a percentage of the conduit's size.

The conduits administered by the Company do not generally invest in liquid securities that are formally rated by third parties. The assets are privately negotiated and structured transactions that are generally designed to be held by the conduit, rather than actively traded and sold. The yield earned by the conduit on each asset is generally tied to the rate on the commercial paper issued by the conduit, thus passing interest rate risk to the client. Each asset purchased by the conduit is structured with transaction-specific credit enhancement features provided by the third-party client seller, including over collateralization, cash and excess spread collateral accounts, direct recourse or third-party guarantees. These credit enhancements are sized with the objective of approximating a credit rating of A or above, based on the

Company's internal risk ratings. At December 31, 2015 and 2014, the conduits had approximately \$21.3 billion and \$29.2 billion of purchased assets outstanding, respectively, and had incremental funding commitments with clients of approximately \$11.6 billion and \$13.5 billion, respectively.

Substantially all of the funding of the conduits is in the form of short-term commercial paper. At December 31, 2015 and 2014, the weighted average remaining lives of the commercial paper issued by the conduits were approximately 56 and 57 days, respectively.

The primary credit enhancement provided to the conduit investors is in the form of transaction-specific credit enhancements described above. In addition to the transaction-specific credit enhancements, the conduits, other than the government guaranteed loan conduit, have obtained a letter of credit from the Company, which is equal to at least 8% to 10% of the conduit's assets with a minimum of \$200 million. The letters of credit provided by the Company to the conduits total approximately \$1.9 billion and \$2.3 billion as of December 31, 2015 and 2014, respectively. The net result across multi-seller conduits administered by the Company, other than the government guaranteed loan conduit, is that, in the event defaulted assets exceed the transaction-specific credit enhancements described above, any losses in each conduit are allocated first to the Company and then the commercial paper investors.

The Company also provides the conduits with two forms of liquidity agreements that are used to provide funding to the conduits in the event of a market disruption, among other events. Each asset of the conduits is supported by a transaction-specific liquidity facility in the form of an asset purchase agreement (APA). Under the APA, the Company has generally agreed to purchase non-defaulted eligible receivables from the conduit at par. The APA is not designed to provide credit support to the conduit, as it generally does not permit the purchase of defaulted or impaired assets. Any funding under the APA will likely subject the underlying conduit clients to increased interest costs. In addition, the Company provides the conduits with program-wide liquidity in the form of short-term lending commitments. Under these commitments, the Company has agreed to lend to the conduits in the event of a short-term disruption in the commercial paper market, subject to specified conditions. The Company receives fees for providing both types of liquidity agreements and considers these fees to be on fair market terms.

Finally, the Company is one of several named dealers in the commercial paper issued by the conduits and earns a market-based fee for providing such services. Along with third-party dealers, the Company makes a market in the commercial paper and may from time to time fund commercial paper pending sale to a third party. On specific dates with less liquidity in the market, the Company may hold in inventory commercial paper issued by conduits administered by the Company, as well as conduits administered by third parties. Separately, in the normal course of business, the Company invests in commercial paper, including commercial paper issued by the Company's conduits. At December 31, 2015 and 2014, the Company owned \$11.4 billion and \$10.6 billion, respectively, of the commercial paper issued by its administered conduits. The Company's investments were not

driven by market illiquidity and the Company is not obligated under any agreement to purchase the commercial paper issued by the conduits.

The asset-backed commercial paper conduits are consolidated by the Company. The Company has determined that, through its roles as administrator and liquidity provider, it has the power to direct the activities that most significantly impact the entities' economic performance. These powers include its ability to structure and approve the assets purchased by the conduits, its ongoing surveillance and credit mitigation activities, its ability to sell or repurchase assets out of the conduits, and its liability management. In addition, as a result of all the Company's involvement described above, it was concluded that the Company has an economic interest that could potentially be significant. However, the assets and liabilities of the conduits are separate and apart from those of Citigroup. No assets of any conduit are available to satisfy the creditors of Citigroup or any of its other subsidiaries.

Collateralized Loan Obligations

A collateralized loan obligation (CLO) is a VIE that purchases a portfolio of assets consisting primarily of non-investment grade corporate loans. The CLO issues multiple tranches of debt and equity to investors to fund the asset purchases and pay upfront expenses associated with forming the CLO. A third-party asset manager is contracted by the CLO to purchase the underlying assets from the open market and monitor the credit risk associated with those assets. Over the term of the CLO, the asset manager directs purchases and sales of assets in a manner consistent with the CLO's asset management agreement and indenture. In general, the CLO asset manager will have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CLO. Investors in the CLO, through their ownership of debt and/or equity in the CLO, can also direct certain activities of the CLO, including removing the CLO asset manager under limited circumstances, optionally redeeming the notes, voting on amendments to the CLO's operating documents and other activities. The CLO has a finite life, typically 12 years.

Citi serves as a structuring and placement agent with respect to the CLO. Typically, the debt and equity of the CLO are sold to third-party investors. On occasion, certain Citi entities may purchase some portion of the CLO's liabilities for investment purposes. In addition, Citi may purchase, typically in the secondary market, certain securities issued by the CLO to support its market making activities.

The Company does not generally have the power to direct the activities of the entity that most significantly impact the economic performance of the CLOs, as this power is generally held by a third-party asset manager of the CLO. As such, those CLOs are not consolidated.

Key Assumptions and Retained Interests

The key assumptions used to value retained interests in CLOs, and the sensitivity of the fair value to adverse changes of 10% and 20% are set forth in the tables below:

	Dec. 31, 2015	Dec. 31, 2014
Discount rate	1.4% to 49.6%	1.4% to 49.2%
<i>In millions of dollars</i>		
Carrying value of retained interests	\$ 918	\$ 1,555
Discount rates		
Adverse change of 10%	\$ (5)	\$ (10)
Adverse change of 20%	(10)	(20)

Asset-Based Financing

The Company provides loans and other forms of financing to VIEs that hold assets. Those loans are subject to the same credit approvals as all other loans originated or purchased by the Company. Financings in the form of debt securities or derivatives are, in most circumstances, reported in *Trading account assets* and accounted for at fair value through earnings. The Company generally does not have the power to direct the activities that most significantly impact these VIEs' economic performance, and thus it does not consolidate them.

The primary types of Citigroup's asset-based financings, total assets of the unconsolidated VIEs with significant involvement, and the Company's maximum exposure to loss are shown below. For the Company to realize the maximum loss, the VIE (borrower) would have to default with no recovery from the assets held by the VIE.

December 31, 2015			
	Total unconsolidated VIE assets	Maximum exposure to unconsolidated VIEs	
<i>In millions of dollars</i>			
Type			
Commercial and other real estate	\$ 41,695	\$ 11,454	
Corporate loans	1,274	1,871	
Hedge funds and equities	385	55	
Airplanes, ships and other assets	38,679	17,140	
Total⁽¹⁾	\$ 82,033	\$ 30,520	
December 31, 2014			
	Total unconsolidated VIE assets	Maximum exposure to unconsolidated VIEs	
<i>In millions of dollars</i>			
Type			
Commercial and other real estate	\$ 26,146	\$ 9,476	
Corporate loans	460	473	
Hedge funds and equities	—	—	
Airplanes, ships and other assets	36,143	15,649	
Total	\$ 62,749	\$ 25,598	

(1) The increase in the total unconsolidated VIE assets and related maximum exposure to unconsolidated VIEs is due to normal, yet increased, client activity.

The following table summarizes selected cash flow information related to asset-based financings:

<i>In billions of dollars</i>	2015	2014	2013
Proceeds from new securitizations	\$ —	\$ 0.5	\$ 0.5
Cash flows received on retained interests and other net cash flows	—	0.3	1.0

There were no gains recognized on the securitizations of asset-based financings for the years ended December 31, 2015, 2014 and 2013.

Municipal Securities Tender Option Bond (TOB) Trusts

Municipal TOB trusts may hold fixed- or floating-rate, taxable or tax-exempt securities issued by state and local governments and municipalities. TOB trusts are typically structured as single-issuer entities whose assets are purchased from either the Company or from other investors in the municipal securities market. TOB trusts finance the purchase of their municipal assets by issuing two classes of certificates: long-dated, floating rate certificates ("Floaters") that are putable pursuant to a liquidity facility and residual interest certificates ("Residuals"). The Floaters are purchased by third-party investors, typically tax-exempt money market funds. The Residuals are purchased by the original owner of the municipal securities that are being financed.

From the Company's perspective, there are two types of TOB trusts: customer TOB trusts and non-customer TOB trusts. Customer TOB trusts are those trusts utilized by customers of the Company to finance their municipal securities investments. The Residuals issued by these trusts are purchased by the customer being financed. Non-customer TOB trusts are trusts that are used by the Company to finance its own municipal securities investments; the Residuals issued by non-customer TOB trusts are purchased by the Company.

With respect to both customer and non-customer TOB trusts, the Company may provide remarketing agent services. If Floaters are optionally tendered and the Company, in its role as remarketing agent, is unable to find a new investor to purchase the optionally tendered Floaters within a specified period of time, the Company may, but is not obligated to, purchase the tendered Floaters into its own inventory. The level of the Company's inventory of such Floaters fluctuates. At December 31, 2015 and 2014, the Company held \$2 million and \$3 million, respectively, of Floaters related to customer and non-customer TOB trusts.

For certain customer TOB trusts, the Company may also serve as a voluntary advance provider. In this capacity, the Company may, but is not obligated to, make loan advances to customer TOB trusts to purchase optionally tendered Floaters that have not otherwise been successfully remarketed to new investors. Such loans are secured by pledged Floaters. As of December 31, 2015, the Company had no outstanding voluntary advances to customer TOB trusts.

For certain non-customer trusts, the Company also provides credit enhancement. At December 31, 2015 and 2014, approximately \$82 million and \$198 million, respectively, of the municipal bonds owned by non-customer TOB trusts are subject to a credit guarantee provided by the Company.

The Company also provides liquidity services to many customer and non-customer trusts. If a trust is unwound early due to an event other than a credit event on the underlying municipal bonds, the underlying municipal bonds are sold out of the Trust and bond sale proceeds are used to redeem the outstanding Trust certificates. If this results in a shortfall between the bond sale proceeds and the redemption price of the tendered Floaters, the Company, pursuant to the liquidity agreement, would be obligated to make a payment to the trust to satisfy that shortfall. For certain customer TOB trusts the Company has also executed a reimbursement agreement with the holder of the Residual, pursuant to which the Residual holder is obligated to reimburse the Company for any payment the Company makes under the liquidity arrangement. These reimbursement agreements may be subject to daily margining based on changes in the market value of the underlying municipal bonds. In cases where a third party provides liquidity to a non-customer TOB trust, a similar reimbursement arrangement may be executed, whereby the Company (or a consolidated subsidiary of the Company), as Residual holder, would absorb any losses incurred by the liquidity provider.

For certain other non-customer TOB trusts, the Company serves as tender option provider. The tender option provider arrangement allows Floater holders to put their interests directly to the Company at any time, subject to the requisite notice period requirements, at a price of par.

At December 31, 2015 and 2014, liquidity agreements provided with respect to customer TOB trusts totaled \$3.1 billion and \$3.7 billion, respectively, of which \$2.2 billion and \$2.6 billion, respectively, were offset by reimbursement agreements. For the remaining exposure related to TOB transactions, where the Residual owned by the customer was at least 25% of the bond value at the inception of the transaction, no reimbursement agreement was executed.

The Company considers both customer and non-customer TOB trusts to be VIEs. Customer TOB trusts are not consolidated by the Company, as the power to direct the activities that most significantly impact the trust's economic performance rests with the customer Residual holder, which may unilaterally cause the sale of the trust's bonds.

Non-customer TOB trusts generally are consolidated because the Company holds the Residual interest, and thus has the unilateral power to cause the sale of the trust's bonds.

The Company also provides other liquidity agreements or letters of credit to customer-sponsored municipal investment funds, which are not variable interest entities, and municipality-related issuers that totaled \$8.1 billion and \$7.4 billion as of December 31, 2015 and 2014, respectively. These liquidity agreements and letters of credit are offset by reimbursement agreements with various term-out provisions.

Municipal Investments

Municipal investment transactions include debt and equity interests in partnerships that finance the construction and rehabilitation of low-income housing, facilitate lending in new or underserved markets, or finance the construction or operation of renewable municipal energy facilities. The Company generally invests in these partnerships as a limited partner and earns a return primarily through the receipt of tax credits and grants earned from the investments made by the partnership. The Company may also provide construction loans or permanent loans for the development or operation of real estate properties held by partnerships. These entities are generally considered VIEs. The power to direct the activities of these entities is typically held by the general partner. Accordingly, these entities are not consolidated by the Company.

Client Intermediation

Client intermediation transactions represent a range of transactions designed to provide investors with specified returns based on the returns of an underlying security, referenced asset or index. These transactions include credit-linked notes and equity-linked notes. In these transactions, the VIE typically obtains exposure to the underlying security, referenced asset or index through a derivative instrument, such as a total-return swap or a credit-default swap. In turn the VIE issues notes to investors that pay a return based on the specified underlying security, referenced asset or index. The VIE invests the proceeds in a financial asset or a guaranteed insurance contract that serves as collateral for the derivative contract over the term of the transaction. The Company's involvement in these transactions includes being the counterparty to the VIE's derivative instruments and investing in a portion of the notes issued by the VIE. In certain transactions, the investor's maximum risk of loss is limited, and the Company absorbs risk of loss above a specified level. The Company does not have the power to direct the activities of the VIEs that most significantly impact their economic performance, and thus it does not consolidate them.

The Company's maximum risk of loss in these transactions is defined as the amount invested in notes issued by the VIE and the notional amount of any risk of loss absorbed by the Company through a separate instrument issued by the VIE. The derivative instrument held by the Company may generate a receivable from the VIE (for example, where the Company purchases credit protection from the VIE in connection with the VIE's issuance of a credit-linked note), which is collateralized by the assets owned by the VIE. These derivative instruments are not considered variable interests, and any associated receivables are not included in the calculation of maximum exposure to the VIE.

The proceeds from new securitizations related to the Company's client intermediation transactions for the years ended December 31, 2015 and 2014 totaled approximately \$2.0 billion.

Investment Funds

The Company is the investment manager for certain investment funds and retirement funds that invest in various asset classes including private equity, hedge funds, real estate, fixed income and infrastructure. The Company earns a management fee, which is a percentage of capital under management, and may earn performance fees. In addition, for some of these funds the Company has an ownership interest in the investment funds. The Company has also established a number of investment funds as opportunities for qualified employees to invest in private equity investments. The Company acts as investment manager to these funds and may provide employees with financing on both recourse and non-recourse bases for a portion of the employees' investment commitments.

The Company has determined that a majority of the investment entities managed by Citigroup are provided a deferral from the requirements of ASC 810, because they meet the criteria in Accounting Standards Update No. 2010-10, *Consolidation (Topic 810), Amendments for Certain Investment Funds* (ASU 2010-10). These entities continue to be evaluated under the requirements of ASC 810-10, prior to the implementation of SFAS 167 (FIN 46(R), *Consolidation of Variable Interest Entities*), which required that a VIE be consolidated by the party with a variable interest that will absorb a majority of the entity's expected losses or residual returns, or both. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements for a discussion of ASU 2015-02 which includes impending changes to targeted areas of consolidation guidance. When ASU 2015-02 becomes effective on January 1, 2016, it will eliminate the above noted deferral for certain investment entities pursuant to ASU 2010-10.

23. DERIVATIVES ACTIVITIES

In the ordinary course of business, Citigroup enters into various types of derivative transactions. These derivative transactions include:

- *Futures and forward contracts*, which are commitments to buy or sell at a future date a financial instrument, commodity or currency at a contracted price and may be settled in cash or through delivery.
- *Swap contracts*, which are commitments to settle in cash at a future date or dates that may range from a few days to a number of years, based on differentials between specified indices or financial instruments, as applied to a notional principal amount.
- *Option contracts*, which give the purchaser, for a premium, the right, but not the obligation, to buy or sell within a specified time a financial instrument, commodity or currency at a contracted price that may also be settled in cash, based on differentials between specified indices or prices.

Swaps and forwards and some option contracts are over-the-counter (OTC) derivatives that are bilaterally negotiated with counterparties and settled with those counterparties, except for swap contracts that are novated and "cleared" through central counterparties (CCPs). Futures contracts and other option contracts are standardized contracts that are traded on an exchange with a CCP as the counterparty from the inception of the transaction. Citigroup enters into these derivative contracts relating to interest rate, foreign currency, commodity and other market/credit risks for the following reasons:

- *Trading Purposes*: Citigroup trades derivatives as an active market maker. Citigroup offers its customers derivatives in connection with their risk management actions to transfer, modify or reduce their interest rate, foreign exchange and other market/credit risks or for their own trading purposes. Citigroup also manages its derivative risk positions through offsetting trade activities, controls focused on price verification, and daily reporting of positions to senior managers.
- *Hedging*: Citigroup uses derivatives in connection with its risk management activities to hedge certain risks or reposition the risk profile of the Company. For example, Citigroup issues fixed-rate long-term debt and then enters into a receive-fixed, pay-variable-rate interest rate swap with the same tenor and notional amount to convert the interest payments to a net variable-rate basis. This strategy is the most common form of an interest rate hedge, as it minimizes net interest cost in certain yield curve environments. Derivatives are also used to manage risks inherent in specific groups of on-balance sheet assets and liabilities, including AFS securities and borrowings, as well as other interest-sensitive assets and liabilities. In addition, foreign-exchange contracts are used to hedge non-U.S.-dollar-denominated debt, foreign-currency-denominated AFS securities and net investment exposures.

Derivatives may expose Citigroup to market, credit or liquidity risks in excess of the amounts recorded on the Consolidated Balance Sheet. Market risk on a derivative product is the exposure created by potential fluctuations in interest rates, foreign-exchange rates and other factors and is a function of the type of product, the volume of transactions, the tenor and terms of the agreement and the underlying volatility. Credit risk is the exposure to loss in the event of nonperformance by the other party to the transaction where the value of any collateral held is not adequate to cover such losses. The recognition in earnings of unrealized gains on these transactions is subject to management's assessment of the probability of counterparty default. Liquidity risk is the potential exposure that arises when the size of a derivative position may not be able to be monetized in a reasonable period of time and at a reasonable cost in periods of high volatility and financial stress.

Derivative transactions are customarily documented under industry standard master agreements that provide that, following an uncured payment default or other event of default, the non-defaulting party may promptly terminate all transactions between the parties and determine the net amount due to be paid to, or by, the defaulting party. Events of default include: (i) failure to make a payment on a derivatives transaction that remains uncured following applicable notice and grace periods, (ii) breach of agreement that remains uncured after applicable notice and grace periods, (iii) breach of a representation, (iv) cross default, either to third-party debt or to other derivative transactions entered into between the parties, or, in some cases, their affiliates, (v) the occurrence of a merger or consolidation which results in a party's becoming a materially weaker credit, and (vi) the cessation or repudiation of any applicable guarantee or other credit support document. Obligations under master netting agreements are often secured by collateral posted under an industry standard credit support annex to the master netting agreement. An event of default may also occur under a credit support annex if a party fails to make a collateral delivery that remains uncured following applicable notice and grace periods.

The netting and collateral rights incorporated in the master netting agreements are considered to be legally enforceable if a supportive legal opinion has been obtained from counsel of recognized standing that provides the requisite level of certainty regarding enforceability and that the exercise of rights by the non-defaulting party to terminate and close-out transactions on a net basis under these agreements will not be stayed or avoided under applicable law upon an event of default including bankruptcy, insolvency or similar proceeding.

A legal opinion may not be sought for certain jurisdictions where local law is silent or unclear as to the enforceability of such rights or where adverse case law or conflicting regulation may cast doubt on the enforceability of such rights. In some jurisdictions and for some counterparty types, the insolvency law may not provide the requisite level of certainty. For example, this may be the case for certain sovereigns, municipalities, central banks and U.S. pension plans.

Exposure to credit risk on derivatives is affected by market volatility, which may impair the ability of counterparties to satisfy their obligations to the Company. Credit limits are established and closely monitored for customers engaged in derivatives transactions. Citi considers the level of legal certainty regarding enforceability of its offsetting rights under master netting agreements and credit support annexes to be an important factor in its risk management process. Specifically, Citi generally transacts much lower volumes of derivatives under master netting agreements where Citi does not have the requisite level of legal certainty regarding enforceability, because such derivatives consume greater amounts of single counterparty credit limits than those executed under enforceable master netting agreements.

Cash collateral and security collateral in the form of G10 government debt securities is often posted by a party to a master netting agreement to secure the net open exposure of the other party; the receiving party is free to commingle/rehypothecate such collateral in the ordinary course of its business. Nonstandard collateral such as corporate bonds, municipal bonds, U.S. agency securities and/or MBS may also be pledged as collateral for derivative transactions. Security collateral posted to open and maintain a master netting agreement with a counterparty, in the form of cash and/or securities, may from time to time be segregated in an account at a third-party custodian pursuant to a tri-party account control agreement.

Information pertaining to Citigroup's derivative activity, based on notional amounts is presented in the table below. Derivative notional amounts are reference amounts from which contractual payments are derived and do not represent a complete and accurate measure of Citi's exposure to derivative transactions. Rather, as discussed above, Citi's derivative exposure arises primarily from market fluctuations (i.e., market risk), counterparty failure (i.e., credit risk) and/or periods of high volatility or financial stress (i.e., liquidity risk), as well as any market valuation adjustments that may be

required on the transactions. Moreover, notional amounts do not reflect the netting of offsetting trades (also as discussed above). For example, if Citi enters into an interest rate swap with \$100 million notional, and offsets this risk with an identical but opposite position with a different counterparty, \$200 million in derivative notional is reported, although these offsetting positions may result in de minimis overall market risk. Aggregate derivative notional amounts can fluctuate from period to period in the normal course of business based on Citi's market share, levels of client activity and other factors.

Derivative Notionals

	Hedging instruments under ASC 815 ⁽¹⁾		Other derivative instruments			
			Trading derivatives		Management hedges ⁽³⁾	
	December 31, 2015	December 31, 2014	December 31, 2015	December 31, 2014	December 31, 2015	December 31, 2014
<i>In millions of dollars</i>						
Interest rate contracts						
Swaps	\$ 166,576	\$ 163,348	\$ 22,208,794	\$ 31,906,549	\$ 28,969	\$ 31,945
Futures and forwards	—	—	6,868,340	7,044,990	38,421	42,305
Written options	—	—	3,033,617	3,311,904	2,606	3,913
Purchased options	—	—	2,887,605	3,171,184	4,575	4,910
Total interest rate contract notionals	\$ 166,576	\$ 163,348	\$ 34,998,356	\$ 45,434,627	\$ 74,571	\$ 83,073
Foreign exchange contracts						
Swaps	\$ 23,007	\$ 25,157	\$ 4,765,687	\$ 4,567,977	\$ 23,960	\$ 23,990
Futures, forwards and spot ⁽¹⁾	72,124	73,219	2,563,649	3,003,295	3,034	7,069
Written options	448	—	1,125,664	1,343,520	—	432
Purchased options	819	—	1,131,816	1,363,382	—	432
Total foreign exchange contract notionals	\$ 96,398	\$ 98,376	\$ 9,586,816	\$ 10,278,174	\$ 26,994	\$ 31,923
Equity contracts						
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 180,963	\$ 131,344	\$ —	\$ —
Futures and forwards	—	—	33,735	30,510	—	—
Written options	—	—	298,876	305,627	—	—
Purchased options	—	—	265,062	275,216	—	—
Total equity contract notionals	\$ —	\$ —	\$ 778,636	\$ 742,697	\$ —	\$ —
Commodity and other contracts						
Swaps	\$ —	\$ —	\$ 70,561	\$ 90,817	\$ —	\$ —
Futures and forwards	789	1,089	106,474	106,021	—	—
Written options	—	—	72,648	104,581	—	—
Purchased options	—	—	66,051	95,567	—	—
Total commodity and other contract notionals	\$ 789	\$ 1,089	\$ 315,734	\$ 396,986	\$ —	\$ —
Credit derivatives⁽²⁾						
Protection sold	\$ —	\$ —	\$ 950,922	\$ 1,063,858	\$ —	\$ —
Protection purchased	—	—	981,586	1,100,369	23,628	16,018
Total credit derivatives	\$ —	\$ —	\$ 1,932,508	\$ 2,164,227	\$ 23,628	\$ 16,018
Total derivative notionals	\$ 263,763	\$ 262,813	\$ 47,612,050	\$ 59,016,711	\$ 125,193	\$ 131,014

(1) The notional amounts presented in this table do not include hedge accounting relationships under ASC 815 where Citigroup is hedging the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation by issuing a foreign-currency-denominated debt instrument. The notional amount of such debt was \$2,102 million and \$3,752 million at December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively.

(2) Derivatives in hedge accounting relationships accounted for under ASC 815 are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

(3) Management hedges represent derivative instruments used to mitigate certain economic risks, but for which hedge accounting is not applied. These derivatives are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

- (4) Foreign exchange notional contracts include spot contract notional of \$335 billion and \$849 billion at December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively. Previous presentations of foreign exchange derivative notional contracts did not include spot contracts. There was no impact to the Consolidated Financial Statements related to this updated presentation.
- (5) Credit derivatives are arrangements designed to allow one party (protection buyer) to transfer the credit risk of a "reference asset" to another party (protection seller). These arrangements allow a protection seller to assume the credit risk associated with the reference asset without directly purchasing that asset. The Company enters into credit derivative positions for purposes such as risk management, yield enhancement, reduction of credit concentrations and diversification of overall risk.

The following tables present the gross and net fair values of the Company's derivative transactions, and the related offsetting amounts permitted under ASC 210-20-45 and ASC 815-10-45, as of December 31, 2015 and December 31, 2014. Under ASC 210-20-45, gross positive fair values are offset against gross negative fair values by counterparty pursuant to enforceable master netting agreements. Under ASC 815-10-45, payables and receivables in respect of cash collateral received from or paid to a given counterparty pursuant to a credit support annex are included in the offsetting amount if a legal opinion supporting enforceability of netting and collateral rights has been obtained. GAAP does not permit similar offsetting for security collateral. The tables also include amounts that are not permitted to be offset under ASC 210-20-45 and ASC 815-10-45, such as security collateral posted or cash collateral posted at third-party custodians, but which would be eligible for offsetting to the extent an event of default occurred and a legal opinion supporting enforceability of the netting and collateral rights has been obtained.

Derivative Mark-to-Market (MTM) Receivables/Payables

In millions of dollars at December 31, 2015	Derivatives classified in Trading account assets / liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		Derivatives classified in Other assets / liabilities ⁽³⁾⁽⁵⁾	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 262	\$ 105	\$ 2,328	\$ 106
Cleared	4,607	1,471	5	—
Interest rate contracts	\$ 4,869	\$ 1,576	\$ 2,333	\$ 106
Over-the-counter	\$ 2,688	\$ 364	\$ 95	\$ 677
Foreign exchange contracts	\$ 2,688	\$ 364	\$ 95	\$ 677
Total derivative instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 7,557	\$ 1,940	\$ 2,428	\$ 783
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 289,124	\$ 267,761	\$ 182	\$ 12
Cleared	120,848	126,532	244	216
Exchange traded	53	35	—	—
Interest rate contracts	\$ 410,025	\$ 394,328	\$ 426	\$ 228
Over-the-counter	\$ 126,474	\$ 133,361	\$ —	\$ 66
Cleared	134	152	—	—
Exchange traded	21	36	—	—
Foreign exchange contracts	\$ 126,629	\$ 133,549	\$ —	\$ 66
Over-the-counter	\$ 14,560	\$ 20,107	\$ —	\$ —
Cleared	28	3	—	—
Exchange traded	7,297	6,406	—	—
Equity contracts	\$ 21,885	\$ 26,516	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 16,794	\$ 18,641	\$ —	\$ —
Exchange traded	1,216	1,912	—	—
Commodity and other contracts	\$ 18,010	\$ 20,553	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 31,072	\$ 30,608	\$ 711	\$ 245
Cleared	3,803	3,560	131	318
Credit derivatives⁽⁴⁾	\$ 34,875	\$ 34,168	\$ 842	\$ 563
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 611,424	\$ 609,114	\$ 1,268	\$ 857
Total derivatives	\$ 618,981	\$ 611,054	\$ 3,696	\$ 1,640
Cash collateral paid/received ⁽⁵⁾	\$ 4,911	\$ 13,628	\$ 8	\$ 37
Less: Netting agreements ⁽²⁾	(524,481)	(524,481)	—	—
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁵⁾	(43,227)	(42,609)	(1,949)	(53)
Net receivables/payables included on the consolidated balance sheet⁽⁶⁾	\$ 56,184	\$ 57,592	\$ 1,755	\$ 1,624
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement but not offset on the Consolidated Balance Sheet				
Less: Cash collateral received/paid	\$ (779)	\$ (2)	\$ —	\$ —
Less: Non-cash collateral received/paid	(9,855)	(5,131)	(270)	—
Total net receivables/payables⁽⁶⁾	\$ 45,550	\$ 52,459	\$ 1,485	\$ 1,624

(1) The trading derivatives fair values are presented in Note 13 to the Consolidated Financial Statements.

(2) Derivative mark-to-market receivables/payables related to management hedges are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities*.

(3) Over-the-counter (OTC) derivatives are derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market but then novated to a central clearing house, whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.

(4) The credit derivatives trading assets comprise \$17,957 million related to protection purchased and \$16,918 million related to protection sold as of December 31, 2015. The credit derivatives trading liabilities comprise \$16,968 million related to protection purchased and \$17,200 million related to protection sold as of December 31, 2015.

(5) For the trading account assets/liabilities, reflects the net amount of the \$47,520 million and \$56,855 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$42,609 million was used to offset trading derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$43,227 million was used to offset trading derivative assets.

- (6) For cash collateral paid with respect to non-trading derivative assets, reflects the net amount of \$61 million of gross cash collateral paid, of which \$53 million is netted against non-trading derivative positions within *Other liabilities*. For cash collateral received with respect to non-trading derivative liabilities, reflects the net amount of \$1,986 million of gross cash collateral received, of which \$1,949 million is netted against OTC non-trading derivative positions within *Other assets*.
- (7) Represents the netting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$391 billion, \$126 billion and \$7 billion of the netting against trading account asset/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange-traded derivatives, respectively.
- (8) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparty under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received and paid is netted against OTC derivative assets and liabilities, respectively.
- (9) The net receivables/payables include approximately \$10 billion of derivative asset and \$10 billion of derivative liability fair values not subject to enforceable master netting agreements, respectively.

In millions of dollars at December 31, 2014	Derivatives classified in Trading account assets / liabilities ⁽¹⁾⁽²⁾		Derivatives classified in Other assets / liabilities ⁽³⁾	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Derivatives instruments designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 1,508	\$ 204	\$ 3,117	\$ 414
Cleared	4,300	868	—	25
Interest rate contracts	\$ 5,808	\$ 1,072	\$ 3,117	\$ 439
Over-the-counter	\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
Foreign exchange contracts	\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
Total derivative instruments designated as ASC 815 hedges	\$ 9,693	\$ 1,815	\$ 3,795	\$ 1,027
Derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges				
Over-the-counter	\$ 376,778	\$ 359,689	\$ 106	\$ —
Cleared	255,847	261,499	6	21
Exchange traded	20	22	141	164
Interest rate contracts	\$ 632,645	\$ 621,210	\$ 253	\$ 185
Over-the-counter	\$ 151,736	\$ 157,650	\$ —	\$ 17
Cleared	366	387	—	—
Exchange traded	7	46	—	—
Foreign exchange contracts	\$ 152,109	\$ 158,083	\$ —	\$ 17
Over-the-counter	\$ 20,425	\$ 28,333	\$ —	\$ —
Cleared	16	35	—	—
Exchange traded	4,311	4,101	—	—
Equity contracts	\$ 24,752	\$ 32,469	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 19,943	\$ 23,103	\$ —	\$ —
Exchange traded	3,577	3,083	—	—
Commodity and other contracts	\$ 23,520	\$ 26,186	\$ —	\$ —
Over-the-counter	\$ 39,412	\$ 39,439	\$ 265	\$ 384
Cleared	4,106	3,991	13	171
Credit derivatives⁽⁴⁾	\$ 43,518	\$ 43,430	\$ 278	\$ 555
Total derivatives instruments not designated as ASC 815 hedges	\$ 876,544	\$ 881,378	\$ 531	\$ 757
Total derivatives	\$ 886,237	\$ 883,193	\$ 4,326	\$ 1,784
Cash collateral paid/received ⁽⁵⁾	\$ 6,523	\$ 9,846	\$ 123	\$ 7
Less: Netting agreements ⁽⁷⁾	(777,178)	(777,178)	—	—
Less: Netting cash collateral received/paid ⁽⁹⁾	(47,625)	(47,769)	(1,791)	(15)
Net receivables/payables included on the Consolidated Balance Sheet⁽⁶⁾	\$ 67,957	\$ 68,092	\$ 2,658	\$ 1,776
Additional amounts subject to an enforceable master netting agreement but not offset on the Consolidated Balance Sheet				
Less: Cash collateral received/paid	\$ (867)	\$ (11)	\$ —	\$ —
Less: Non-cash collateral received/paid	(10,043)	(6,264)	(1,293)	—
Total net receivables/payables⁽⁸⁾	\$ 57,047	\$ 61,817	\$ 1,365	\$ 1,776

- (1) The trading derivatives fair values are presented in Note 13 to the Consolidated Financial Statements.
- (2) Derivative mark-to-market receivables/payables related to management hedges are recorded in either *Other assets/Other liabilities* or *Trading account assets/Trading account liabilities*.
- (3) Over-the-counter (OTC) derivatives include derivatives executed and settled bilaterally with counterparties without the use of an organized exchange or central clearing house. Cleared derivatives include derivatives executed bilaterally with a counterparty in the OTC market but then novated to a central clearing house.

whereby the central clearing house becomes the counterparty to both of the original counterparties. Exchange traded derivatives include derivatives executed directly on an organized exchange that provides pre-trade price transparency.

- (4) The credit derivatives trading assets comprise \$18,430 million related to protection purchased and \$25,088 million related to protection sold as of December 31, 2014. The credit derivatives trading liabilities comprise \$25,972 million related to protection purchased and \$17,458 million related to protection sold as of December 31, 2014.
- (5) For the trading account assets/liabilities, reflects the net amount of the \$54,292 million and \$57,471 million of gross cash collateral paid and received, respectively. Of the gross cash collateral paid, \$47,769 million was used to offset derivative liabilities and, of the gross cash collateral received, \$47,625 million was used to offset derivative assets.
- (6) For cash collateral paid with respect to non-trading derivative assets, reflects the net amount of \$138 million of the gross cash collateral paid, of which \$15 million is netted against non-trading derivative positions within *Other liabilities*. For cash collateral received with respect to non-trading derivative liabilities, reflects the net amount of \$1,798 million of gross cash collateral received of which \$1,791 million is netted against non-trading derivative positions within *Other assets*.
- (7) Represents the netting of derivative receivable and payable balances with the same counterparty under enforceable netting agreements. Approximately \$510 billion, \$264 billion and \$3 billion of the netting against trading account asset/liability balances is attributable to each of the OTC, cleared and exchange-traded derivatives, respectively.
- (8) Represents the netting of cash collateral paid and received by counterparty under enforceable credit support agreements. Substantially all cash collateral received is netted against OTC derivative assets. Cash collateral paid of approximately \$46 billion and \$2 billion is netted against OTC and cleared derivative liabilities, respectively.
- (9) The net receivables/payables include approximately \$11 billion of derivative asset and \$10 billion of liability fair values not subject to enforceable master netting agreements.

For the years ended December 31, 2015, 2014 and 2013, the amounts recognized in *Principal transactions* in the Consolidated Statement of Income related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship, as well as the underlying non-derivative instruments, are presented in Note 6 to the Consolidated Financial Statements. Citigroup presents this disclosure by business classification, showing derivative gains and losses related to its trading activities together with gains and losses related to non-derivative instruments within the same trading portfolios, as this represents the way these portfolios are risk managed.

The amounts recognized in *Other revenue* in the Consolidated Statement of Income related to derivatives not designated in a qualifying hedging relationship are shown below. The table below does not include any offsetting gains/losses on the economically hedged items to the extent such amounts are also recorded in *Other revenue*.

		Gains (losses) included in <i>Other revenue</i>		
<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013	
Interest rate contracts	\$ 117	\$ (227)	\$ 208	
Foreign exchange	(39)	14	(41)	
Credit derivatives	476	(150)	(594)	
Total Citigroup	\$ 554	\$ (363)	(427)	

Accounting for Derivative Hedging

Citigroup accounts for its hedging activities in accordance with ASC 815, *Derivatives and Hedging*. As a general rule, hedge accounting is permitted where the Company is exposed to a particular risk, such as interest-rate or foreign-exchange risk, that causes changes in the fair value of an asset or liability or variability in the expected future cash flows of an existing asset, liability or a forecasted transaction that may affect earnings.

Derivative contracts hedging the risks associated with changes in fair value are referred to as fair value hedges, while contracts hedging the variability of expected future cash flows are cash flow hedges. Hedges that utilize derivatives or debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with equity investments in non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries (net investment in a foreign operation) are net investment hedges.

If certain hedging criteria specified in ASC 815 are met, including testing for hedge effectiveness, hedge accounting may be applied. The hedge effectiveness assessment methodologies for similar hedges are performed in a similar manner and are used consistently throughout the hedging relationships. For fair value hedges, changes in the value of the hedging derivative, as well as changes in the value of the related hedged item due to the risk being hedged, are reflected in current earnings. For cash flow hedges and net investment hedges, changes in the value of the hedging derivative are reflected in *Accumulated other comprehensive income (loss)* in Citigroup's stockholders' equity to the extent the hedge is highly effective. Hedge ineffectiveness, in either case, is reflected in current earnings.

For asset/liability management hedging, fixed-rate long-term debt is recorded at amortized cost under GAAP. However, by designating an interest rate swap contract as a hedging instrument and electing to apply ASC 815 fair value hedge accounting, the carrying value of the debt is adjusted for changes in the benchmark interest rate, with such changes in value recorded in current earnings. The related interest-rate swap also is recorded on the balance sheet at fair value, with any changes in fair value also reflected in earnings. Thus, any ineffectiveness resulting from the hedging relationship is captured in current earnings.

Alternatively, for management hedges that do not meet the ASC 815 hedging criteria, the derivative is recorded at fair value on the balance sheet, with the associated changes in fair value recorded in earnings, while the debt continues to be carried at amortized cost. Therefore, current earnings are affected only by the interest rate shifts and other factors that cause a change in the swap's value. This type of hedge is undertaken when hedging requirements cannot be achieved or management decides not to apply ASC 815 hedge accounting.

Another alternative is to elect to carry the debt at fair value under the fair value option. Once the irrevocable election is made upon issuance of the debt, the full change in fair value of the debt is reported in earnings. The related interest rate swap, with changes in fair value, is also reflected in earnings, which provides a natural offset to the debt's fair value change. To the extent the two offsets are not exactly equal because the full change in the fair value of the debt

includes risks not offset by the interest rate swap, the difference is captured in current earnings.

The key requirements to achieve ASC 815 hedge accounting are documentation of a hedging strategy and specific hedge relationships at hedge inception and substantiating hedge effectiveness on an ongoing basis. A derivative must be highly effective in accomplishing the hedge objective of offsetting either changes in the fair value or cash flows of the hedged item for the risk being hedged. Any ineffectiveness in the hedge relationship is recognized in current earnings. The assessment of effectiveness may exclude changes in the value of the hedged item that are unrelated to the risks being hedged. Similarly, the assessment of effectiveness may exclude changes in the fair value of a derivative related to time value that, if excluded, are recognized in current earnings.

Fair Value Hedges***Hedging of Benchmark Interest Rate Risk***

Citigroup hedges exposure to changes in the fair value of outstanding fixed-rate issued debt. These hedges are designated as fair value hedges of the benchmark interest rate risk associated with the currency of the hedged liability. The fixed cash flows of the hedged items are converted to benchmark variable-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. These fair value hedge relationships use either regression or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Citigroup also hedges exposure to changes in the fair value of fixed-rate assets due to changes in benchmark interest rates, including available-for-sale debt securities and loans. The hedging instruments used are receive-variable, pay-fixed interest rate swaps. These fair value hedging relationships use either regression or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Hedging of Foreign Exchange Risk

Citigroup hedges the change in fair value attributable to foreign-exchange rate movements in available-for-sale securities that are denominated in currencies other than the functional currency of the entity holding the securities, which may be within or outside the U.S. The hedging instrument employed is generally a forward foreign-exchange contract. In this hedge, the change in fair value of the hedged available-for-sale security attributable to the portion of foreign exchange risk hedged is reported in earnings, and not *Accumulated other comprehensive income (loss)*—which serves to offset the change in fair value of the forward contract that is also reflected in earnings. Citigroup considers the premium associated with forward contracts (i.e., the differential between spot and contractual forward rates) as the cost of hedging; this is excluded from the assessment of hedge effectiveness and reflected directly in earnings. The dollar-offset method is used to assess hedge effectiveness. Since that assessment is based on changes in fair value attributable to changes in spot rates on both the available-for-sale securities and the forward contracts for the portion of the relationship hedged, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

The following table summarizes the gains (losses) on the Company's fair value hedges:

	Gains (losses) on fair value hedges ⁽¹⁾		
	Year ended December 31,		
<i>In millions of dollars</i>	2015	2014	2013
Gain (loss) on the derivatives in designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate contracts	\$ (847)	\$ 1,546	\$ (3,288)
Foreign exchange contracts	1,315	1,367	265
Commodity contracts	41	(221)	—
Total gain (loss) on the derivatives in designated and qualifying fair value hedges	\$ 509	\$ 2,692	\$ (3,023)
Gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate hedges	\$ 792	\$ (1,496)	\$ 3,204
Foreign exchange hedges	(1,258)	(1,422)	(185)
Commodity hedges	(35)	250	—
Total gain (loss) on the hedged item in designated and qualifying fair value hedges	\$ (501)	\$ (2,668)	\$ 3,019
Hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges			
Interest rate hedges	\$ (47)	\$ 53	\$ (84)
Foreign exchange hedges	(23)	(16)	(4)
Total hedge ineffectiveness recognized in earnings on designated and qualifying fair value hedges	\$ (70)	\$ 37	\$ (88)
Net gain (loss) excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges			
Interest rate contracts	\$ (8)	\$ (3)	\$ —
Foreign exchange contracts ⁽²⁾	80	(39)	84
Commodity hedges ⁽²⁾	6	29	—
Total net gain (loss) excluded from assessment of the effectiveness of fair value hedges	\$ 78	\$ (13)	\$ 84

(1) Amounts are included in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income. The accrued interest income on fair value hedges is recorded in *Net interest revenue* and is excluded from this table.

(2) Amounts relate to the premium associated with forward contracts (differential between spot and contractual forward rates). These amounts are excluded from the assessment of hedge effectiveness and are reflected directly in earnings.

Cash Flow Hedges**Hedging of Benchmark Interest Rate Risk**

Citigroup hedges variable cash flows associated with floating-rate liabilities and the rollover (re-issuance) of liabilities. Variable cash flows from those liabilities are converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-variable, pay-fixed interest rate swaps and receive-variable, pay-fixed forward-starting interest rate swaps. Citi also hedges variable cash flows from recognized and forecasted floating-rate assets. Variable cash flows from those assets are converted to fixed-rate cash flows by entering into receive-fixed, pay-variable interest rate swaps. These cash-flow hedging relationships use either regression analysis or dollar-offset ratio analysis to assess whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis. When certain variable interest rates, associated with hedged items, do not qualify as benchmark interest rates, Citigroup designates the risk being hedged as the risk of overall changes in the hedged cash flows. Since efforts are made to match the terms of the derivatives to those of the hedged forecasted cash flows as closely as possible, the amount of hedge ineffectiveness is not significant.

Hedging of Foreign Exchange Risk

Citigroup locks in the functional currency equivalent cash flows of long-term debt and short-term borrowings that are denominated in currencies other than the functional currency of the issuing entity. Depending on the risk management objectives, these types of hedges are designated as either cash flow hedges of only foreign exchange risk or cash flow hedges of both foreign exchange and interest rate risk, and the hedging instruments used are foreign exchange cross-currency swaps and forward contracts. These cash flow hedge relationships use dollar-offset ratio analysis to determine whether the hedging relationships are highly effective at inception and on an ongoing basis.

Hedging Total Return

Citigroup generally manages the risk associated with leveraged loans it has originated or in which it participates by transferring a majority of its exposure to the market through SPEs prior to or shortly after funding. Retained exposures to leveraged loans receivable are generally hedged using total return swaps.

The amount of hedge ineffectiveness on the cash flow hedges recognized in earnings for the years ended December 31, 2015, 2014 and 2013 is not significant. The pretax change in *Accumulated other comprehensive income (loss)* from cash flow hedges is presented below:

In millions of dollars	Year ended December 31,		
	2015	2014	2013
Effective portion of cash flow hedges included in AOCI			
Interest rate contracts	\$ 357	\$ 299	\$ 749
Foreign exchange contracts	(220)	(167)	34
Credit derivatives	—	2	14
Total effective portion of cash flow hedges included in AOCI	\$ 137	\$ 134	\$ 797
Effective portion of cash flow hedges reclassified from AOCI to earnings			
Interest rate contracts	\$ (186)	\$ (260)	\$ (700)
Foreign exchange contracts	(146)	(149)	(176)
Total effective portion of cash flow hedges reclassified from AOCI to earnings⁽¹⁾	\$ (332)	\$ (409)	\$ (876)

(1) Included primarily in *Other revenue* and *Net interest revenue* on the Consolidated Income Statement.

For cash flow hedges, the changes in the fair value of the hedging derivative remaining in *Accumulated other comprehensive income (loss)* on the Consolidated Balance Sheet will be included in the earnings of future periods to offset the variability of the hedged cash flows when such cash flows affect earnings. The net loss associated with cash flow hedges expected to be reclassified from *Accumulated other comprehensive income (loss)* within 12 months of December 31, 2015 is approximately \$0.3 billion. The maximum length of time over which forecasted cash flows are hedged is 10 years.

The after-tax impact of cash flow hedges on AOCI is shown in Note 20 to the Consolidated Financial Statements.

Net Investment Hedges

Consistent with ASC 830-20, *Foreign Currency Matters—Foreign Currency Transactions*, ASC 815 allows hedging of the foreign currency risk of a net investment in a foreign operation. Citigroup uses foreign currency forwards, options and foreign-currency-denominated debt instruments to manage the foreign exchange risk associated with Citigroup's equity investments in several non-U.S.-dollar-functional-currency foreign subsidiaries. Citigroup records the change in the carrying amount of these investments in the *Foreign currency translation adjustment* account within *Accumulated other comprehensive income (loss)*. Simultaneously, the effective portion of the hedge of this exposure is also recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account and the ineffective portion, if any, is immediately recorded in earnings.

For derivatives designated as net investment hedges, Citigroup follows the forward-rate method outlined in ASC 815-35-35-16 through 35-26. According to that method, all changes in fair value, including changes related to the forward-rate component of the foreign currency forward contracts and the time value of foreign currency options, are recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account within *Accumulated other comprehensive income (loss)*.

For foreign-currency-denominated debt instruments that are designated as hedges of net investments, the translation gain or loss that is recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account is based on the spot exchange rate between the functional currency of the respective subsidiary and the U.S. dollar, which is the functional currency of Citigroup. To the extent the notional amount of the hedging instrument exactly matches the hedged net investment and the underlying exchange rate of the derivative hedging instrument relates to the exchange rate between the functional currency of the net investment and Citigroup's functional currency (or, in the case of a non-derivative debt instrument, such instrument is denominated in the functional currency of the net investment), no ineffectiveness is recorded in earnings.

The pretax gain (loss) recorded in the *Foreign currency translation adjustment* account within *Accumulated other comprehensive income (loss)*, related to the effective portion of the net investment hedges, is \$2,475 million, \$2,890 million and \$2,370 million for the years ended December 31, 2015 2014 and 2013, respectively.

Credit Derivatives

Citi is a market maker and trades a range of credit derivatives. Through these contracts, Citi either purchases or writes protection on either a single name or a portfolio of reference credits. Citi also uses credit derivatives to help mitigate credit risk in its corporate and consumer loan portfolios and other cash positions, and to facilitate client transactions.

Citi monitors its counterparty credit risk in credit derivative contracts. As of December 31, 2015 and December 31, 2014, approximately 98% of the gross receivables are from counterparties with which Citi maintains collateral agreements. A majority of Citi's top 15 counterparties (by receivable balance owed to Citi) are banks, financial institutions or other dealers. Contracts with these counterparties do not include ratings-based termination events. However, counterparty ratings downgrades may have an incremental effect by lowering the threshold at which Citi may call for additional collateral.

The range of credit derivatives entered into includes credit default swaps, total return swaps, credit options and credit-linked notes.

A credit default swap is a contract in which, for a fee, a protection seller agrees to reimburse a protection buyer for any losses that occur due to a predefined credit event on a reference entity. These credit events are defined by the terms of the derivative contract and the reference credit and are generally limited to the market standard of failure to pay on indebtedness and bankruptcy of the reference credit and, in a more limited range of transactions, debt restructuring. Credit

derivative transactions that reference emerging market entities will also typically include additional credit events to cover the acceleration of indebtedness and the risk of repudiation or a payment moratorium. In certain transactions, protection may be provided on a portfolio of reference entities or asset-backed securities. If there is no credit event, as defined by the specific derivative contract, then the protection seller makes no payments to the protection buyer and receives only the contractually specified fee. However, if a credit event occurs as defined in the specific derivative contract sold, the protection seller will be required to make a payment to the protection buyer. Under certain contracts, the seller of protection may not be required to make a payment until a specified amount of losses has occurred with respect to the portfolio and/or may only be required to pay for losses up to a specified amount.

A total return swap typically transfers the total economic performance of a reference asset, which includes all associated cash flows, as well as capital appreciation or depreciation. The protection buyer receives a floating rate of interest and any depreciation on the reference asset from the protection seller and, in return, the protection seller receives the cash flows associated with the reference asset plus any appreciation. Thus, according to the total return swap agreement, the protection seller will be obligated to make a payment any time the floating interest rate payment plus any depreciation of the reference asset exceeds the cash flows associated with the underlying asset. A total return swap may terminate upon a default of the reference asset or a credit event with respect to the reference entity subject to the provisions of the related total return swap agreement between the protection seller and the protection buyer.

A credit option is a credit derivative that allows investors to trade or hedge changes in the credit quality of a reference entity. For example, in a credit spread option, the option writer assumes the obligation to purchase or sell credit protection on the reference entity at a specified "strike" spread level. The option purchaser buys the right to sell credit default protection on the reference entity to, or purchase it from, the option writer at the strike spread level. The payments on credit spread options depend either on a particular credit spread or the price of the underlying credit-sensitive asset or other reference. The options usually terminate if a credit event occurs with respect to the underlying reference entity.

A credit-linked note is a form of credit derivative structured as a debt security with an embedded credit default swap. The purchaser of the note effectively provides credit protection to the issuer by agreeing to receive a return that could be negatively affected by credit events on the underlying reference credit. If the reference entity defaults, the note may be cash settled or physically settled by delivery of a debt security of the reference entity. Thus, the maximum amount of the note purchaser's exposure is the amount paid for the credit-linked note.

The following tables summarize the key characteristics of Citi's credit derivatives portfolio by counterparty and derivative form:

	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽¹⁾	Protection purchased	Protection sold
<i>In millions of dollars at December 31, 2013</i>				
By industry/counterparty				
Banks	\$ 18,377	\$ 16,988	\$ 513,335	\$ 508,459
Broker-dealers	5,895	6,697	155,195	152,604
Non-financial	128	123	3,969	2,087
Insurance and other financial institutions	11,317	10,923	332,715	287,772
Total by industry/counterparty	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 34,849	\$ 34,158	\$ 981,999	\$ 940,650
Total return swaps and other	868	573	23,215	10,272
Total by instrument	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922
By rating				
Investment grade	\$ 12,694	\$ 13,142	\$ 764,040	\$ 720,521
Non-investment grade	23,023	21,589	241,174	230,401
Total by rating	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922
By maturity				
Within 1 year	\$ 3,871	\$ 3,559	\$ 265,632	\$ 254,225
From 1 to 5 years	27,991	27,488	669,834	639,460
After 5 years	3,855	3,684	69,748	57,237
Total by maturity	\$ 35,717	\$ 34,731	\$ 1,005,214	\$ 950,922

(1) The fair value amount receivable is composed of \$18,799 million under protection purchased and \$16,918 million under protection sold.

(2) The fair value amount payable is composed of \$17,531 million under protection purchased and \$17,200 million under protection sold.

	Fair values		Notionals	
	Receivable ⁽¹⁾	Payable ⁽¹⁾	Protection purchased	Protection sold
<i>In millions of dollars at December 31, 2014</i>				
By industry/counterparty				
Banks	\$ 24,828	\$ 23,189	\$ 574,764	\$ 604,700
Broker-dealers	8,093	9,309	204,542	199,693
Non-financial	91	113	3,697	1,595
Insurance and other financial institutions	10,784	11,374	333,384	257,870
Total by industry/counterparty	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858
By instrument				
Credit default swaps and options	\$ 42,930	\$ 42,201	\$ 1,094,199	\$ 1,054,671
Total return swaps and other	866	1,784	22,188	9,187
Total by instrument	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858
By rating				
Investment grade	\$ 17,432	\$ 17,182	\$ 824,831	\$ 786,848
Non-investment grade	26,364	26,803	291,556	277,010
Total by rating	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858
By maturity				
Within 1 year	\$ 4,356	\$ 4,278	\$ 250,489	\$ 229,502
From 1 to 5 years	34,692	35,160	790,251	772,001
After 5 years	4,748	4,547	75,647	62,355
Total by maturity	\$ 43,796	\$ 43,985	\$ 1,116,387	\$ 1,063,858

- (1) The fair value amount receivable is composed of \$18,708 million under protection purchased and \$25,088 million under protection sold.
(2) The fair value amount payable is composed of \$26,527 million under protection purchased and \$17,458 million under protection sold.

Fair values included in the above tables are prior to application of any netting agreements and cash collateral. For notional amounts, Citi generally has a mismatch between the total notional amounts of protection purchased and sold, and it may hold the reference assets directly, rather than entering into offsetting credit derivative contracts as and when desired. The open risk exposures from credit derivative contracts are largely matched after certain cash positions in reference assets are considered and after notional amounts are adjusted, either to a duration-based equivalent basis or to reflect the level of subordination in tranching structures. The ratings of the credit derivatives portfolio presented in the tables and used to evaluate payment/performance risk are based on the assigned internal or external ratings of the referenced asset or entity. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be 'Baa/BBB' and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system.

Citigroup evaluates the payment/performance risk of the credit derivatives for which it stands as a protection seller based on the credit rating assigned to the underlying referenced credit. Credit derivatives written on an underlying non-investment grade reference credit represent greater payment risk to the Company. The non-investment grade category in the table above also includes credit derivatives where the underlying referenced entity has been downgraded subsequent to the inception of the derivative.

The maximum potential amount of future payments under credit derivative contracts presented in the table above is based on the notional value of the derivatives. The Company believes that the notional amount for credit protection sold is not representative of the actual loss exposure based on historical experience. This amount has not been reduced by the value of the reference assets and the related cash flows. In accordance with most credit derivative contracts, should a credit event occur, the Company usually is liable for the difference between the protection sold and the value of the reference assets. Furthermore, the notional amount for credit protection sold has not been reduced for any cash collateral paid to a given counterparty, as such payments would be calculated after netting all derivative exposures, including any credit derivatives with that counterparty in accordance with a related master netting agreement. Due to such netting processes, determining the amount of collateral that corresponds to credit derivative exposures alone is not possible. The Company actively monitors open credit-risk exposures and manages this exposure by using a variety of strategies, including purchased credit derivatives, cash collateral or direct holdings of the referenced assets. This risk mitigation activity is not captured in the table above.

Credit-Risk-Related Contingent Features in Derivatives

Certain derivative instruments contain provisions that require the Company to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of a specified event related to the credit risk of the Company. These events, which are defined by the existing derivative contracts, are primarily downgrades in the credit ratings of the Company and its affiliates. The fair value (excluding CVA) of all derivative instruments with credit-risk-related contingent features that were in a net liability position at both December 31, 2015 and December 31, 2014 was \$22 billion and \$30 billion, respectively. The Company had posted \$19 billion and \$27 billion as collateral for this exposure in the normal course of business as of December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively.

A downgrade could trigger additional collateral or cash settlement requirements for the Company and certain affiliates. In the event that Citigroup and Citibank were downgraded a single notch by all three major rating agencies as of December 31, 2015, the Company could be required to post an additional \$1.8 billion as either collateral or settlement of the derivative transactions. Additionally, the Company could be required to segregate with third-party custodians collateral previously received from existing derivative counterparties in the amount of \$0.1 billion upon the single notch downgrade, resulting in aggregate cash obligations and collateral requirements of approximately \$1.9 billion.

Derivatives Accompanied by Financial Asset Transfers

The Company executes total return swaps which provide it with synthetic exposure to substantially all of the economic return of the securities or other financial assets referenced in the contract. In certain cases, the derivative transaction is accompanied by the Company's transfer of the referenced financial asset to the derivative counterparty, most typically in response to the derivative counterparty's desire to hedge, in whole or in part, its synthetic exposure under the derivative contract by holding the referenced asset in funded form. In certain jurisdictions these transactions qualify as sales, resulting in derecognition of the securities transferred (see Note 1 to the Consolidated Financial Statements for further discussion of the related sale conditions for transfers of financial assets). For a significant portion of the transactions, the Company has also executed another total return swap where the Company passes on substantially all of the economic return of the referenced securities to a different third party seeking the exposure. In those cases, the Company is not exposed, on a net basis, to changes in the economic return of the referenced securities.

These transactions generally involve the transfer of the Company's liquid government bonds, convertible bonds, or publicly traded corporate equity securities from the trading portfolio and are executed with third-party financial institutions. The accompanying derivatives are typically total return swaps. The derivatives are cash settled and subject to ongoing margin requirements.

When the conditions for sale accounting are met, the Company reports the transfer of the referenced financial asset as a sale and separately reports the accompanying derivative

transaction. These transactions generally do not result in a gain or loss on the sale of the security, because the transferred security was held at fair value in the Company's trading portfolio. For transfers of financial assets accounted for by the Company as a sale, where the Company has retained substantially all of the economic exposure to the transferred asset through a total return swap executed in contemplation of the initial sale with the same counterparty and still outstanding as of December 31, 2015, both the asset carrying amounts derecognized and gross cash proceeds received as of the date of derecognition were \$1.0 billion. At December 31, 2015, the fair value of these previously derecognized assets was \$1.0 billion and the fair value of the total return swaps was \$7 million recorded as gross derivative assets and \$35 million recorded as gross derivative liabilities. The balances for the total return swaps are on a gross basis, before the application of counterparty and cash collateral netting, and are included primarily as equity derivatives in the tabular disclosures in this Note.

24. CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors similarly affect groups of counterparties whose aggregate credit exposure is material in relation to Citigroup's total credit exposure. Although Citigroup's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product, and geographic lines, material transactions are completed with other financial institutions, particularly in the securities trading, derivatives and foreign exchange businesses.

In connection with the Company's efforts to maintain a diversified portfolio, the Company limits its exposure to any one geographic region, country or individual creditor and monitors this exposure on a continuous basis. At December 31, 2015, Citigroup's most significant concentration of credit risk was with the U.S. government and its agencies. The Company's exposure, which primarily results from trading assets and investments issued by the U.S. government and its agencies, amounted to \$223.0 billion and \$216.3 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively. The Mexican and United Kingdom governments and their agencies, which are rated investment grade by both Moody's and S&P, were the next largest exposures. The Company's exposure to Mexico amounted to \$22.5 billion and \$29.7 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets. The Company's exposure to the United Kingdom amounted to \$20.4 billion and \$18.0 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively, and was composed of investment securities, loans and trading assets.

The Company's exposure to states and municipalities amounted to \$29.3 billion and \$31.0 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively, and was composed of trading assets, investment securities, derivatives and lending activities.

25. FAIR VALUE MEASUREMENT

ASC 820-10 *Fair Value Measurement*, defines fair value, establishes a consistent framework for measuring fair value and requires disclosures about fair value measurements. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Among other things, the standard requires the Company to maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs when measuring fair value.

Under ASC 820-10, the probability of default of a counterparty is factored into the valuation of derivative and other positions as well as the impact of Citigroup's own credit risk on derivatives and other liabilities measured at fair value.

Fair Value Hierarchy

ASC 820-10 specifies a hierarchy of inputs based on whether the inputs are observable or unobservable. Observable inputs are developed using market data and reflect market participant assumptions, while unobservable inputs reflect the Company's market assumptions. These two types of inputs have created the following fair value hierarchy:

- Level 1: Quoted prices for *identical* instruments in active markets.
- Level 2: Quoted prices for *similar* instruments in active markets; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active; and model-derived valuations in which all significant inputs and significant value drivers are *observable* in active markets.
- Level 3: Valuations derived from valuation techniques in which one or more significant inputs or significant value drivers are *unobservable*.

As required under the fair value hierarchy, the Company considers relevant and observable market inputs in its valuations where possible. The frequency of transactions, the size of the bid-ask spread and the amount of adjustment necessary when comparing similar transactions are all factors in determining the liquidity of markets and the relevance of observed prices in those markets.

The Company's policy with respect to transfers between levels of the fair value hierarchy is to recognize transfers into and out of each level as of the end of the reporting period.

Determination of Fair Value

For assets and liabilities carried at fair value, the Company measures fair value using the procedures set out below, irrespective of whether the assets and liabilities are measured at fair value as a result of an election or whether they are required to be measured at fair value.

When available, the Company uses quoted market prices to determine fair value and classifies such items as Level 1. In some cases where a market price is available, the

Company will make use of acceptable practical expedients (such as matrix pricing) to calculate fair value, in which case the items are classified as Level 2.

The Company may also apply a price-based methodology, which utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity in positions with the same or similar characteristics to the position being valued. The market activity and the amount of the bid-ask spread are among the factors considered in determining the liquidity of markets and the observability of prices from those markets. If relevant and observable prices are available, those valuations may be classified as Level 2. When less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate the valuation, the "price" inputs are considered unobservable and the fair value measurements are classified as Level 3.

If quoted market prices are not available, fair value is based upon internally developed valuation techniques that use, where possible, current market-based parameters, such as interest rates, currency rates and option volatilities. Items valued using such internally generated valuation techniques are classified according to the lowest level input or value driver that is significant to the valuation. Thus, an item may be classified as Level 3 even though there may be some significant inputs that are readily observable.

Fair value estimates from internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent vendors or brokers. Vendors' and brokers' valuations may be based on a variety of inputs ranging from observed prices to proprietary valuation models.

The following section describes the valuation methodologies used by the Company to measure various financial instruments at fair value, including an indication of the level in the fair value hierarchy in which each instrument is generally classified. Where appropriate, the description includes details of the valuation models, the key inputs to those models and any significant assumptions.

Market Valuation Adjustments

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual financial instrument. The Company applies market valuation adjustments that are consistent with the unit of account, which does not include adjustment due to the size of the Company's position, except as follows. ASC 820-10 permits an exception, through an accounting policy election, to measure the fair value of a portfolio of financial assets and financial liabilities on the basis of the net open risk position when certain criteria are met. Citi has elected to measure certain portfolios of financial instruments, such as derivatives, that meet those criteria on the basis of the net open risk position. The Company applies market valuation adjustments, including adjustments to account for the size of the net open risk position, consistent with market participant assumptions and in accordance with the unit of account.

Liquidity adjustments are applied to items in Level 2 or Level 3 of the fair-value hierarchy in an effort to ensure that the fair value reflects the price at which the net open risk position could be liquidated. The liquidity adjustment is based on the bid/offer spread for an instrument. When Citi has elected to measure certain portfolios of financial investments, such as derivatives, on the basis of the net open risk position, the liquidity adjustment may be adjusted to take into account the size of the position.

Credit valuation adjustments (CVA) and, effective in the third quarter of 2014, funding valuation adjustments (FVA), are applied to over-the-counter (OTC) derivative instruments in which the base valuation generally discounts expected cash flows using the relevant base interest rate curve for the currency of the derivative (e.g., LIBOR for uncollateralized U.S.-dollar derivatives). As not all counterparties have the same credit risk as that implied by the relevant base curve, a CVA is necessary to incorporate the market view of both counterparty credit risk and Citi's own credit risk in the valuation. FVA reflects a market funding risk premium inherent in the uncollateralized portion of derivative portfolios, and in collateralized derivatives where the terms of the agreement do not permit the reuse of the collateral received.

Citi's CVA and FVA methodology is composed of two steps.

- First, the exposure profile for each counterparty is determined using the terms of all individual derivative positions and a Monte Carlo simulation or other quantitative analysis to generate a series of expected cash flows at future points in time. The calculation of this exposure profile considers the effect of credit risk mitigants and sources of funding, including pledged cash or other collateral and any legal right of offset that exists with a counterparty through arrangements such as netting agreements. Individual derivative contracts that are subject to an enforceable master netting agreement with a counterparty are aggregated as a netting set for this purpose, since it is those aggregate net cash flows that are subject to nonperformance risk. This process identifies specific, point-in-time future cash flows that are subject to nonperformance risk and unsecured funding, rather than using the current recognized net asset or liability as a basis to measure the CVA and FVA.
- Second, for CVA, market-based views of default probabilities derived from observed credit spreads in the credit default swap (CDS) market are applied to the expected future cash flows determined in step one. Citi's own-credit CVA is determined using Citi-specific CDS spreads for the relevant tenor. Generally, counterparty CVA is determined using CDS spread indices for each credit rating and tenor. For certain identified netting sets where individual analysis is practicable (e.g., exposures to counterparties with liquid CDSs), counterparty-specific CDS spreads are used. For FVA, a term structure of future liquidity spreads is applied to the expected future funding requirement.

The CVA and FVA are designed to incorporate a market view of the credit and funding risk, respectively, inherent in the derivative portfolio. However, most unsecured derivative instruments are negotiated bilateral contracts and are not commonly transferred to third parties. Derivative instruments are normally settled contractually or, if terminated early, are terminated at a value negotiated bilaterally between the counterparties. Thus, the CVA and FVA may not be realized upon a settlement or termination in the normal course of business. In addition, all or a portion of these adjustments may be reversed or otherwise adjusted in future periods in the event of changes in the credit or funding risk associated with the derivative instruments.

The table below summarizes the CVA and FVA applied to the fair value of derivative instruments at December 31, 2015 and 2014:

<i>In millions of dollars</i>	Credit and funding valuation adjustments contra-liability (contra-asset)	
	December 31, 2015	December 31, 2014
	2015	2014
Counterparty CVA	\$ (1,470)	\$ (1,853)
Asset FVA	(584)	(518)
Citigroup (own-credit) CVA	471	580
Liability FVA	106	19
Total CVA—derivative instruments⁽¹⁾	\$ (1,477)	\$ (1,772)

(1) FVA is included with CVA for presentation purposes.

The table below summarizes pretax gains (losses) related to changes in CVA on derivative instruments, net of hedges, FVA on derivatives and debt valuation adjustments (DVA) on Citi's own fair value option (FVO) liabilities for the years indicated:

<i>In millions of dollars</i>	Credit/funding/debt valuation adjustments gain (loss)		
	2015	2014	2013
	2015	2014	2013
Counterparty CVA	\$ (115)	\$ (43)	\$ 291
Asset FVA	(66)	(518)	—
Own-credit CVA	(28)	(65)	(223)
Liability FVA	98	19	—
Total CVA—derivative instruments	\$ (111)	\$ (607)	\$ 68
DVA related to own FVO liabilities	\$ 366	\$ 217	\$ (410)
Total CVA and DVA⁽¹⁾	\$ 255	\$ (390)	\$ (342)

(1) FVA is included with CVA for presentation purposes.

Valuation Process for Fair Value Measurements

Price verification procedures and related internal control procedures are governed by the Citigroup *Pricing and Price Verification Policy and Standards*, which is jointly owned by Finance and Risk Management.

For fair value measurements of substantially all assets and liabilities held by the Company, individual business units are responsible for valuing the trading account assets and liabilities, and Product Control within Finance performs independent price verification procedures to evaluate those fair value measurements. Product Control is independent of the individual business units and reports to the Global Head of Product Control. It has authority over the valuation of financial assets and liabilities. Fair value measurements of assets and liabilities are determined using various techniques, including, but not limited to, discounted cash flows and internal models, such as option and correlation models.

Based on the observability of inputs used, Product Control classifies the inventory as Level 1, Level 2 or Level 3 of the fair value hierarchy. When a position involves one or more significant inputs that are not directly observable, price verification procedures are performed that may include reviewing relevant historical data, analyzing profit and loss, valuing each component of a structured trade individually, and benchmarking, among others.

Reports of inventory that is classified within Level 3 of the fair value hierarchy are distributed to senior management in Finance, Risk and the business. This inventory is also discussed in Risk Committees and in monthly meetings with senior trading management. As deemed necessary, reports may go to the Audit Committee of the Board of Directors or to the full Board of Directors. Whenever an adjustment is needed to bring the price of an asset or liability to its exit price, Product Control reports it to management along with other price verification results.

In addition, the pricing models used in measuring fair value are governed by an independent control framework. Although the models are developed and tested by the individual business units, they are independently validated by the Model Validation Group within Risk Management and reviewed by Finance with respect to their impact on the price verification procedures. The purpose of this independent control framework is to assess model risk arising from models' theoretical soundness, calibration techniques where needed, and the appropriateness of the model for a specific product in a defined market. To ensure their continued applicability, models are independently reviewed annually. In addition, Risk Management approves and maintains a list of products permitted to be valued under each approved model for a given business.

Securities Purchased Under Agreements to Resell and Securities Sold Under Agreements to Repurchase

No quoted prices exist for these instruments, so fair value is determined using a discounted cash-flow technique. Cash flows are estimated based on the terms of the contract, taking into account any embedded derivative or other features. These cash flows are discounted using interest rates appropriate to the maturity of the instrument as well as the nature of the underlying collateral. Generally, when such instruments are recorded at fair value, they are classified within Level 2 of the fair value hierarchy, as the inputs used in the valuation are readily observable. However, certain

long-dated positions are classified within Level 3 of the fair value hierarchy.

Trading Account Assets and Liabilities—Trading Securities and Trading Loans

When available, the Company uses quoted market prices in active markets to determine the fair value of trading securities; such items are classified as Level 1 of the fair value hierarchy. Examples include government securities and exchange-traded equity securities.

For bonds and secondary market loans traded over the counter, the Company generally determines fair value utilizing valuation techniques, including discounted cash flows, price-based and internal models, such as Black-Scholes and Monte Carlo simulation. Fair value estimates from these internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent sources, including third-party vendors. Vendors compile prices from various sources and may apply matrix pricing for similar bonds or loans where no price is observable. A price-based methodology utilizes, where available, quoted prices or other market information obtained from recent trading activity of assets with similar characteristics to the bond or loan being valued. The yields used in discounted cash flow models are derived from the same price information. Trading securities and loans priced using such methods are generally classified as Level 2. However, when less liquidity exists for a security or loan, a quoted price is stale, a significant adjustment to the price of a similar security or loan is necessary to reflect differences in the terms of the actual security or loan being valued, or prices from independent sources are insufficient to corroborate valuation, a loan or security is generally classified as Level 3. The price input used in a price-based methodology may be zero for a security, such as a subprime CDO, that is not receiving any principal or interest and is currently written down to zero.

When the Company's principal market for a portfolio of loans is the securitization market, the Company uses the securitization price to determine the fair value of the portfolio. The securitization price is determined from the assumed proceeds of a hypothetical securitization in the current market, adjusted for transformation costs (i.e., direct costs other than transaction costs) and securitization uncertainties such as market conditions and liquidity. As a result of the severe reduction in the level of activity in certain securitization markets since the second half of 2007, observable securitization prices for certain directly comparable portfolios of loans have not been readily available. Therefore, such portfolios of loans are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy. However, for other loan securitization markets, such as commercial real estate loans, price verification of the hypothetical securitizations has been possible, since these markets have remained active. Accordingly, this loan portfolio is classified as Level 2 of the fair value hierarchy.

For most of the lending and structured direct subprime exposures, fair value is determined utilizing observable transactions where available, other market data for similar assets in markets that are not active and other internal

valuation techniques. The valuation of certain asset-backed security (ABS) CDO positions utilizes prices based on the underlying assets of the ABS CDO.

Trading Account Assets and Liabilities—Derivatives

Exchange-traded derivatives, measured at fair value using quoted (i.e., exchange) prices in active markets, where available, are classified as Level 1 of the fair value hierarchy.

Derivatives without a quoted price in an active market and derivatives executed over the counter are valued using internal valuation techniques. These derivative instruments are classified as either Level 2 or Level 3 depending upon the observability of the significant inputs to the model.

The valuation techniques and inputs depend on the type of derivative and the nature of the underlying instrument. The principal techniques used to value these instruments are discounted cash flows and internal models, including Black-Scholes and Monte Carlo simulation.

The key inputs depend upon the type of derivative and the nature of the underlying instrument and include interest rate yield curves, foreign-exchange rates, volatilities and correlation. The Company uses overnight indexed swap (OIS) curves as fair value measurement inputs for the valuation of certain collateralized derivatives. Citi uses the relevant benchmark curve for the currency of the derivative (e.g., the London Interbank Offered Rate for U.S. dollar derivatives) as the discount rate for uncollateralized derivatives.

As referenced above, during the third quarter of 2014, Citi incorporated FVA into the fair value measurements due to what it believes to be an industry migration toward incorporating the market's view of funding risk premium in OTC derivatives. The charge incurred in connection with the implementation of FVA was reflected in *Principal transactions* as a change in accounting estimate. Citi's FVA methodology leverages the existing CVA methodology to estimate a funding exposure profile. The calculation of this exposure profile considers collateral agreements where the terms do not permit the firm to reuse the collateral received, including where counterparties post collateral to third-party custodians.

Investments

The investments category includes available-for-sale debt and marketable equity securities whose fair values are generally determined by utilizing similar procedures described for trading securities above or, in some cases, using vendor pricing as the primary source.

Also included in investments are nonpublic investments in private equity and real estate entities. Determining the fair value of nonpublic securities involves a significant degree of management judgment, as no quoted prices exist and such securities are generally thinly traded. In addition, there may be transfer restrictions on private equity securities. The Company's process for determining the fair value of such securities utilizes commonly accepted valuation techniques, including comparables analysis. In determining the fair value of nonpublic securities, the Company also considers events

such as a proposed sale of the investee company, initial public offerings, equity issuances or other observable transactions.

Private equity securities are generally classified as Level 3 of the fair value hierarchy.

In addition, the Company holds investments in certain alternative investment funds that calculate NAV per share, including hedge funds, private equity funds and real estate funds. Investments in funds are generally classified as non-marketable equity securities carried at fair value. The fair values of these investments are estimated using the NAV per share of the Company's ownership interest in the funds where it is not probable that the investment will be realized at a price other than the NAV. Consistent with the provisions of ASU No. 2015-07 these investments have not been categorized within the fair value hierarchy and are not included in the tables below. See Note 13 to the Consolidated Financial Statements for additional information.

Short-Term Borrowings and Long-Term Debt

Where fair value accounting has been elected, the fair value of non-structured liabilities is determined by utilizing internal models using the appropriate discount rate for the applicable maturity. Such instruments are generally classified as Level 2 of the fair value hierarchy when all significant inputs are readily observable.

The Company determines the fair value of hybrid financial instruments, including structured liabilities, using the appropriate derivative valuation methodology (described above in "Trading account assets and liabilities—derivatives") given the nature of the embedded risk profile. Such instruments are classified as Level 2 or Level 3 depending on the observability of significant inputs to the model.

Alt-A Mortgage Securities

The Company classifies its Alt-A mortgage securities as held-to-maturity, available-for-sale or trading investments. The securities classified as trading and available-for-sale are recorded at fair value with changes in fair value reported in current earnings and AOCL, respectively. For these purposes, Citi defines Alt-A mortgage securities as non-agency residential mortgage-backed securities (RMBS) where (i) the underlying collateral has weighted average FICO scores between 680 and 720 or (ii) for instances where FICO scores are greater than 720, RMBS have 30% or less of the underlying collateral composed of full documentation loans.

Similar to the valuation methodologies used for other trading securities and trading loans, the Company generally determines the fair values of Alt-A mortgage securities utilizing internal valuation techniques. Fair value estimates from internal valuation techniques are verified, where possible, to prices obtained from independent vendors. Consensus data providers compile prices from various sources. Where available, the Company may also make use of quoted prices for recent trading activity in securities with the same or similar characteristics to the security being valued.

The valuation techniques used for Alt-A mortgage securities, as with other mortgage exposures, are price-based and yield analysis. The primary market-derived input is yield. Cash flows are based on current collateral performance with prepayment rates and loss projections reflective of current economic conditions of housing price change, unemployment rates, interest rates, borrower attributes and other market indicators.

Alt-A mortgage securities that are valued using these methods are generally classified as Level 2. However, Alt-A mortgage securities backed by Alt-A mortgages of lower quality or subordinated tranches in the capital structure are mostly classified as Level 3 due to the reduced liquidity that exists for such positions, which reduces the reliability of prices available from independent sources.

Items Measured at Fair Value on a Recurring Basis

The following tables present for each of the fair value hierarchy levels the Company's assets and liabilities that are measured at fair value on a recurring basis at December 31, 2015 and December 31, 2014. The Company's hedging of positions that have been classified in the Level 3 category is not limited to other financial instruments (hedging

instruments) that have been classified as Level 3, but also instruments classified as Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy. The effects of these hedges are presented gross in the following tables:

Fair Value Levels

In millions of dollars at December 31, 2015

	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 177,538	\$ 1,337	\$ 178,875	\$ (40,911)	\$ 137,964
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	24,023	744	24,767	—	24,767
Residential	—	1,059	1,326	2,385	—	2,385
Commercial	—	2,338	517	2,855	—	2,855
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 27,420	\$ 2,587	\$ 30,007	\$ —	\$ 30,007
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 14,208	\$ 3,587	\$ 1	\$ 17,796	\$ —	\$ 17,796
State and municipal	—	2,345	351	2,696	—	2,696
Foreign government	35,715	20,697	197	56,609	—	56,609
Corporate	302	13,759	376	14,437	—	14,437
Equity securities	50,429	2,382	3,684	56,495	—	56,495
Asset-backed securities	—	1,217	2,739	3,956	—	3,956
Other trading assets	—	9,293	2,483	11,776	—	11,776
Total trading non-derivative assets	\$ 100,654	\$ 80,700	\$ 12,418	\$ 193,772	\$ —	\$ 193,772
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 9	\$ 412,802	\$ 2,083	\$ 414,894		
Foreign exchange contracts	5	128,189	1,123	129,317		
Equity contracts	2,422	17,866	1,597	21,885		
Commodity contracts	204	16,706	1,100	18,010		
Credit derivatives	—	31,082	3,793	34,875		
Total trading derivatives	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 618,981		
Cash collateral paid ⁽³⁾				\$ 4,911		
Netting agreements					\$ (524,481)	
Netting of cash collateral received					(43,227)	
Total trading derivatives	\$ 2,640	\$ 606,645	\$ 9,696	\$ 623,892	\$ (567,708)	\$ 56,184
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 39,575	\$ 139	\$ 39,714	\$ —	\$ 39,714
Residential	—	5,982	4	5,986	—	5,986
Commercial	—	569	2	571	—	571
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 46,126	\$ 145	\$ 46,271	\$ —	\$ 46,271
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 111,536	\$ 11,375	\$ 4	\$ 122,915	\$ —	\$ 122,915
State and municipal	—	9,267	2,192	11,459	—	11,459
Foreign government	42,073	49,868	260	92,201	—	92,201
Corporate	3,605	11,595	603	15,803	—	15,803
Equity securities	430	71	124	625	—	625
Asset-backed securities	—	8,578	596	9,174	—	9,174
Other debt securities	—	688	—	688	—	688
Non-marketable equity securities ⁽⁴⁾	—	58	1,135	1,193	—	1,193
Total investments	\$ 157,644	\$ 137,626	\$ 5,059	\$ 300,329	\$ —	\$ 300,329

In millions of dollars at December 31, 2015	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽¹⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽²⁾	Net balance
Loans⁽⁶⁾	\$ —	\$ 2,839	\$ 2,166	\$ 5,005	\$ —	\$ 5,005
Mortgage servicing rights	—	—	1,781	1,781	—	1,781
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 7,882	\$ 180	\$ 8,062		
Cash collateral paid ⁽⁹⁾				8		
Netting of cash collateral received					\$ (1,949)	
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ —	\$ 7,882	\$ 180	\$ 8,070	\$ (1,949)	\$ 6,121
Total assets	\$ 260,938	\$ 1,013,230	\$ 32,637	\$ 1,311,724	\$ (610,568)	\$ 701,156
Total as a percentage of gross assets ⁽⁷⁾	20.0%	77.5%	2.5%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 1,156	\$ 434	\$ 1,590	\$ —	\$ 1,590
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	—	76,507	1,247	77,754	(40,911)	36,843
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 48,452	\$ 9,176	\$ 199	\$ 57,827	\$ —	\$ 57,827
Other trading liabilities	—	2,093	—	2,093	—	2,093
Total trading liabilities	\$ 48,452	\$ 11,269	\$ 199	\$ 59,920	\$ —	\$ 59,920
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 5	\$ 393,321	\$ 2,578	\$ 395,904		
Foreign exchange contracts	6	133,404	503	133,913		
Equity contracts	2,244	21,875	2,397	26,516		
Commodity contracts	263	17,329	2,961	20,553		
Credit derivatives	—	30,682	3,486	34,168		
Total trading derivatives	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 611,054		
Cash collateral received ⁽⁸⁾				\$ 13,628		
Netting agreements					\$ (524,481)	
Netting of cash collateral paid					(42,609)	
Total trading derivatives	\$ 2,518	\$ 596,611	\$ 11,925	\$ 624,682	\$ (567,090)	\$ 57,592
Short-term borrowings	\$ —	\$ 1,198	\$ 9	\$ 1,207	\$ —	\$ 1,207
Long-term debt	—	18,342	6,951	25,293	—	25,293
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,640		
Cash collateral received ⁽⁸⁾				37		
Netting of cash collateral paid					\$ (53)	
Total non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ —	\$ 1,626	\$ 14	\$ 1,677	\$ (53)	\$ 1,624
Total liabilities	\$ 50,970	\$ 706,709	\$ 20,779	\$ 792,123	\$ (608,054)	\$ 184,069
Total as a percentage of gross liabilities ⁽⁷⁾	6.5%	90.8%	2.7%			

- (1) In 2015, the Company transferred assets of approximately \$3.3 billion from Level 1 to Level 2, respectively, primarily related to foreign government securities and equity securities not traded in active markets. In 2015, the Company transferred assets of approximately \$4.4 billion from Level 2 to Level 1, respectively, primarily related to foreign government bonds and equity securities traded with sufficient frequency to constitute a liquid market. In 2015, the Company transferred liabilities of approximately \$0.6 billion from Level 2 to Level 1. In 2015, the Company transferred liabilities of approximately \$0.4 billion from Level 1 to Level 2.
- (2) Represents netting of: (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase; and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (3) Reflects the net amount of \$47,520 million of gross cash collateral paid, of which \$42,609 million was used to offset trading derivative liabilities.
- (4) Amounts exclude \$0.9 billion investments measured at Net Asset Value (NAV) in accordance with ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (5) There is no allowance for loan losses recorded for loans reported at fair value.
- (6) Reflects the net amount of \$61 million of gross cash collateral paid, of which \$53 million was used to offset non-trading derivative liabilities.
- (7) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (8) Reflects the net amount of \$56,855 million of gross cash collateral received, of which \$43,227 million was used to offset trading derivative assets.
- (9) Reflects the net amount of \$1,986 million of gross cash collateral received, of which \$1,949 million was used to offset non-trading derivative assets.

Fair Value Levels

In millions of dollars at December 31, 2014	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽²⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽³⁾	Net balance
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ —	\$ 187,922	\$ 3,398	\$ 191,320	\$ (47,129)	\$144,191
Trading non-derivative assets						
Trading mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	—	25,968	1,085	27,053	—	27,053
Residential	—	2,158	2,680	4,838	—	4,838
Commercial	—	3,903	440	4,343	—	4,343
Total trading mortgage-backed securities	\$ —	\$ 32,029	\$ 4,205	\$ 36,234	\$ —	\$ 36,234
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 15,991	\$ 4,483	\$ —	\$ 20,474	\$ —	\$ 20,474
State and municipal	—	3,161	241	3,402	—	3,402
Foreign government	37,995	26,736	206	64,937	—	64,937
Corporate	1,337	25,640	820	27,797	—	27,797
Equity securities	51,346	4,281	2,219	57,846	—	57,846
Asset-backed securities	—	1,252	3,294	4,546	—	4,546
Other trading assets	—	9,221	4,372	13,593	—	13,593
Total trading non-derivative assets	\$ 106,669	\$ 106,803	\$ 15,357	\$ 228,829	\$ —	\$228,829
Trading derivatives						
Interest rate contracts	\$ 74	\$ 634,318	\$ 4,061	\$ 638,453		
Foreign exchange contracts	—	154,744	1,250	155,994		
Equity contracts	2,748	19,969	2,035	24,752		
Commodity contracts	647	21,850	1,023	23,520		
Credit derivatives	—	40,618	2,900	43,518		
Total trading derivatives	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 886,237		
Cash collateral paid ⁽⁴⁾				\$ 6,523		
Netting agreements					\$ (777,178)	
Netting of cash collateral received ⁽⁴⁾⁽⁵⁾					(47,625)	
Total trading derivatives	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 892,760	\$ (824,803)	\$ 67,957
Investments						
Mortgage-backed securities						
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ —	\$ 36,053	\$ 38	\$ 36,091	\$ —	\$ 36,091
Residential	—	8,355	8	8,363	—	8,363
Commercial	—	553	1	554	—	554
Total investment mortgage-backed securities	\$ —	\$ 44,961	\$ 47	\$ 45,008	\$ —	\$ 45,008
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 110,710	\$ 12,974	\$ 6	\$ 123,690	\$ —	\$123,690
State and municipal	—	10,519	2,180	12,699	—	12,699
Foreign government	37,280	52,739	678	90,697	—	90,697
Corporate	1,739	9,746	672	12,157	—	12,157
Equity securities	1,770	274	681	2,725	—	2,725
Asset-backed securities	—	11,957	549	12,506	—	12,506
Other debt securities	—	661	—	661	—	661
Non-marketable equity securities ⁽⁶⁾	—	233	1,460	1,693	—	1,693
Total investments	\$ 151,499	\$ 144,064	\$ 6,273	\$ 301,836	\$ —	\$301,836

In millions of dollars at December 31, 2014	Level 1 ⁽¹⁾	Level 2 ⁽²⁾	Level 3	Gross inventory	Netting ⁽³⁾	Net balance
Loans⁽⁴⁾	\$ —	\$ 2,793	\$ 3,108	\$ 5,901	\$ —	\$ 5,901
Mortgage servicing rights	—	—	1,845	1,845	—	1,845
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,430		
Cash collateral paid⁽⁵⁾				123		
Netting of cash collateral received⁽⁶⁾					\$ (1,791)	
Non-trading derivatives and other financial assets measured on a recurring basis	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,553	\$ (1,791)	\$ 7,762
Total assets	\$ 261,637	\$1,322,433	\$ 41,328	\$1,632,044	\$ (873,723)	\$758,321
Total as a percentage of gross assets⁽⁷⁾	16.1%	81.4%	2.5%			
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ —	\$ 1,198	\$ 486	\$ 1,684	\$ —	\$ 1,684
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	—	82,811	1,043	83,854	(47,129)	36,725
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	59,463	11,057	424	70,944	—	70,944
Other trading liabilities	—	—	—	—	—	—
Total trading liabilities	\$ 59,463	\$ 11,057	\$ 424	\$ 70,944	\$ —	\$ 70,944
Trading account derivatives						
Interest rate contracts	\$ 77	\$ 617,933	\$ 4,272	\$ 622,282		
Foreign exchange contracts	—	158,354	472	158,826		
Equity contracts	2,955	26,616	2,898	32,469		
Commodity contracts	669	22,872	2,645	26,186		
Credit derivatives	—	39,787	3,643	43,430		
Total trading derivatives	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 883,193		
Cash collateral received⁽⁸⁾				\$ 9,846		
Netting agreements					\$ (777,178)	
Netting of cash collateral paid⁽⁹⁾					(47,769)	
Total trading derivatives	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 893,039	\$ (824,947)	\$ 68,092
Short-term borrowings	\$ —	\$ 1,152	\$ 344	\$ 1,496	\$ —	\$ 1,496
Long-term debt	—	18,890	7,290	26,180	—	26,180
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis, gross	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,784		
Cash collateral received⁽⁸⁾				7		
Netting of cash collateral paid⁽⁹⁾					\$ (15)	
Non-trading derivatives and other financial liabilities measured on a recurring basis	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,791	\$ (15)	\$ 1,776
Total liabilities	\$ 63,164	\$ 982,447	\$ 23,524	\$1,078,988	\$ (872,091)	\$206,897
Total as a percentage of gross liabilities⁽⁶⁾	5.9%	91.9%	2.2%			

- (1) In 2014, the Company transferred assets of approximately \$4.1 billion from Level 1 to Level 2, primarily related to foreign government securities not traded with sufficient frequency to constitute an active market and Citi refining its methodology for certain equity contracts to reflect the prevalence of off-exchange trading. In 2014, the Company transferred assets of approximately \$4.2 billion from Level 2 to Level 1, primarily related to foreign government bonds traded with sufficient frequency to constitute a liquid market. In 2014, the Company transferred liabilities of approximately \$1.4 billion from Level 1 to Level 2, as Citi refined its methodology for certain equity contracts to reflect the prevalence of off-exchange trading. In 2014, there were no material liability transfers from Level 2 to Level 1.
- (2) Represents netting of (i) the amounts due under securities purchased under agreements to resell and the amounts owed under securities sold under agreements to repurchase; and (ii) derivative exposures covered by a qualifying master netting agreement and cash collateral offsetting.
- (3) Reflects the net amount of \$54,292 million of gross cash collateral paid, of which \$47,769 million was used to offset trading derivative liabilities.
- (4) Because the amount of the cash collateral paid/received has not been allocated to the Level 1, 2 and 3 subtotals, these percentages are calculated based on total assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis, excluding the cash collateral paid/received on derivatives.
- (5) Amounts exclude \$1.1 billion investments measured at Net Asset Value (NAV) in accordance with ASU No. 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*. See Note 1 to the Consolidated Financial Statements.
- (6) There is no allowance for loan losses recorded for loans reported at fair value.
- (7) Reflects the net amount of \$138 million of gross cash collateral paid, of which \$15 million was used to offset non-trading derivative liabilities.
- (8) Reflects the net amount of \$57,471 million of gross cash collateral received, of which \$47,625 million was used to offset trading derivative assets.
- (9) Reflects the net amount of \$1,798 million of gross cash collateral received, of which \$1,791 million was used to offset non-trading derivative assets.

Changes in Level 3 Fair Value Category

The following tables present the changes in the Level 3 fair value category for the years ended December 31, 2015 and 2014. As discussed above, the Company classifies financial instruments as Level 3 of the fair value hierarchy when there is reliance on at least one significant unobservable input to the valuation model. In addition to these unobservable inputs, the valuation models for Level 3 financial instruments typically also rely on a number of inputs that are readily observable either directly or indirectly. The gains and losses presented below include changes in the fair value related to both observable and unobservable inputs.

The Company often hedges positions with offsetting positions that are classified in a different level. For example, the gains and losses for assets and liabilities in the Level 3 category presented in the tables below do not reflect the effect of offsetting losses and gains on hedging instruments that have been classified by the Company in the Level 1 and Level 2 categories. In addition, the Company hedges items classified in the Level 3 category with instruments also classified in Level 3 of the fair value hierarchy. The effects of these hedges are presented gross in the following tables:

Level 3 Fair Value Rollforward

In millions of dollars	Dec. 31, 2014	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2015	Unrealized gains (losses) still held ^(b)
		Principal transactions	Other ^{(a)(i)}	into Level 3	out of Level 3						
Assets											
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 3,398	\$ (147)	\$ —	\$ 279	\$ (2,856)	\$ 784	\$ —	\$ —	\$ (121)	\$ 1,337	\$ (8)
Trading non-derivative assets											
Trading mortgage-backed securities											
U.S. government-sponsored agency guaranteed	1,085	24	—	872	(1,277)	796	—	(756)	—	744	(4)
Residential	2,680	254	—	370	(480)	1,574	—	(3,072)	—	1,326	(101)
Commercial	440	18	—	252	(157)	697	—	(733)	—	517	(7)
Total trading mortgage-backed securities	\$ 4,205	\$ 296	\$ —	\$ 1,494	\$ (1,914)	\$ 3,067	\$ —	\$ (4,561)	\$ —	\$ 2,587	\$ (112)
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 2	\$ (1)	\$ 1	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 1	\$ —
State and municipal	241	—	—	67	(35)	183	—	(105)	—	351	(7)
Foreign government	206	(10)	—	53	(100)	271	—	(169)	(54)	197	6
Corporate	820	111	—	186	(288)	802	—	(1,244)	(11)	376	(29)
Equity securities	2,219	547	—	344	(371)	1,377	—	(432)	—	3,684	464
Asset-backed securities	3,294	141	—	663	(282)	4,426	—	(5,503)	—	2,739	(174)
Other trading assets	4,372	180	—	968	(3,290)	2,504	51	(2,110)	(192)	2,483	(45)
Total trading non-derivative assets	\$ 15,357	\$ 1,268	\$ —	\$ 3,777	\$ (6,281)	\$ 12,631	\$ 51	\$ (14,125)	\$ (257)	\$ 12,418	\$ 103
Trading derivatives, net ⁽ⁱⁱ⁾											
Interest rate contracts	\$ (211)	\$ (492)	\$ —	\$ (124)	\$ 15	\$ 24	\$ —	\$ 141	\$ 152	\$ (495)	\$ 553
Foreign exchange contracts	778	(245)	—	(11)	27	393	—	(381)	59	620	(12)
Equity contracts	(863)	148	—	(126)	66	496	—	(334)	(187)	(800)	41
Commodity contracts	(1,622)	(753)	—	214	(28)	—	—	—	328	(1,861)	(257)
Credit derivatives	(743)	555	—	9	61	1	—	(3)	427	307	442
Total trading derivatives, net ⁽ⁱⁱ⁾	\$ (2,661)	\$ (787)	\$ —	\$ (38)	\$ 141	\$ 914	\$ —	\$ (577)	\$ 779	\$ (2,229)	\$ 767

In millions of dollars	Dec. 31, 2014	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2015	Unrealized gains (losses) still held ^(b)	
		Principal transactions	Other ^{(a)(c)}	into Level 3	out of Level 3							
Investments												
Mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 38	\$ —	\$ 29	\$ 171	\$ (118)	\$ 62	\$ —	\$ (43)	\$ —	\$ 139	\$ (2)	
Residential	8	—	(1)	4	—	11	—	(18)	—	4	—	
Commercial	1	—	—	4	(3)	—	—	—	—	2	—	
Total investment mortgage-backed securities	\$ 47	\$ —	\$ 28	\$ 179	\$ (121)	\$ 73	\$ —	\$ (61)	\$ —	\$ 145	\$ (2)	
U.S. Treasury and federal agency securities												
State and municipal	\$ 6	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 6	\$ —	\$ (8)	\$ —	\$ 4	\$ —	
Foreign government	2,180	—	(23)	834	(721)	842	—	(671)	(249)	2,192	9	
Corporate	678	—	45	(5)	(270)	601	—	(519)	(270)	260	(1)	
Equity securities	672	—	(7)	15	(52)	144	—	(134)	(35)	603	(4)	
Asset-backed securities	681	—	(22)	12	(14)	7	—	(540)	—	124	(120)	
Other debt securities	549	—	(17)	45	(58)	202	—	(125)	—	596	14	
Non-marketable equity securities	—	—	—	—	—	10	—	(10)	—	—	—	
State and municipal	1,460	—	(50)	76	6	5	—	(58)	(304)	1,135	26	
Total investments	\$ 6,273	\$ —	\$ (46)	\$ 1,156	\$ (1,230)	\$ 1,890	\$ —	\$ (2,126)	\$ (858)	\$ 5,059	\$ (78)	
Loans												
Mortgage servicing rights	\$ 3,108	\$ —	\$ (303)	\$ 689	\$ (805)	\$ 1,190	\$ 461	\$ (807)	\$ (1,367)	\$ 2,166	\$ 24	
Other financial assets measured on a recurring basis	1,845	—	110	—	—	—	214	(38)	(350)	1,781	(390)	
Other financial assets measured on a recurring basis	78	—	100	201	(66)	6	208	(85)	(262)	180	582	
Liabilities												
Interest-bearing deposits	\$ 486	\$ —	\$ 10	\$ 1	\$ (1)	\$ —	\$ 36	\$ —	\$ (78)	\$ 434	\$ (154)	
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	1,043	(23)	—	—	—	—	—	302	(121)	1,247	134	
Trading account liabilities												
Securities sold, not yet purchased	424	88	—	311	(231)	—	—	385	(602)	199	(25)	
Short-term borrowings	344	11	—	23	(30)	—	1	—	(318)	9	(4)	
Long-term debt	7,290	539	—	2,311	(3,958)	—	3,407	—	(1,560)	6,951	(347)	
Other financial liabilities measured on a recurring basis	7	—	(11)	10	(4)	(5)	5	2	(12)	14	(4)	

- (1) Changes in fair value for available-for-sale investments are recorded in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, unless related to other-than-temporary impairment, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* on the Consolidated Statement of Income.
- (2) Unrealized gains (losses) on MSRs are recorded in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income.
- (3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and *Accumulated other comprehensive income (loss)*) for changes in fair value of available-for-sale investments, attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2015.
- (4) Total Level 3 derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

In millions of dollars	Dec. 31, 2013	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2014	Unrealized gains (losses) still held ^(b)	
		Principal transactions	Other ^{(a)(b)}	into Level 3	out of Level 3							
Assets												
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell												
	\$ 3,566	\$ (61)	\$ —	\$ 84	\$ (8)	\$ 75	\$ —	\$ —	\$ (258)	\$ 3,398	\$ 133	
Trading non-derivative assets												
Trading mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	1,094	117	—	854	(966)	714	26	(695)	(59)	1,085	8	
Residential	2,854	457	—	442	(514)	2,582	—	(3,141)	—	2,680	132	
Commercial	256	17	—	187	(376)	758	—	(402)	—	440	(4)	
Total trading mortgage-backed securities	\$ 4,204	\$ 591	\$ —	\$ 1,483	\$ (1,856)	\$ 4,054	\$ 26	\$ (4,238)	\$ (59)	\$ 4,205	\$ 136	
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ —	\$ 3	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 7	\$ —	\$ (10)	\$ —	\$ —	\$ —	
State and municipal	222	10	—	150	(105)	34	—	(70)	—	241	1	
Foreign government	416	(56)	—	130	(253)	676	—	(707)	—	206	5	
Corporate	1,835	(127)	—	465	(502)	1,988	—	(2,839)	—	820	(139)	
Equity securities	1,057	87	—	142	(209)	1,437	—	(295)	—	2,219	337	
Asset-backed securities	4,342	876	—	158	(332)	3,893	—	(5,643)	—	3,294	3	
Other trading assets	3,184	269	—	2,637	(2,278)	5,427	—	(4,490)	(377)	4,372	31	
Total trading non-derivative assets	\$ 15,260	\$ 1,653	\$ —	\$ 5,165	\$ (5,535)	\$ 17,516	\$ 26	\$ (18,292)	\$ (436)	\$ 15,357	\$ 374	
Trading derivatives, net ^(c)												
Interest rate contracts	\$ 839	\$ (818)	\$ —	\$ 24	\$ (98)	\$ 113	\$ —	\$ (162)	\$ (109)	\$ (211)	\$ (414)	
Foreign exchange contracts	695	92	—	47	(39)	59	—	(59)	(17)	778	56	
Equity contracts	(858)	482	—	(916)	766	435	—	(279)	(493)	(863)	(274)	
Commodity contracts	(1,393)	(338)	—	92	(12)	—	—	—	29	(1,622)	(174)	
Credit derivatives	(274)	(567)	—	4	(156)	103	—	(3)	150	(743)	(369)	
Total trading derivatives, net ^(c)	\$ (991)	\$ (1,149)	\$ —	\$ (749)	\$ 461	\$ 710	\$ —	\$ (503)	\$ (440)	\$ (2,661)	\$ (1,175)	
Investments												
Mortgage-backed securities												
U.S. government-sponsored agency guaranteed	\$ 187	\$ —	\$ 52	\$ 60	\$ (203)	\$ 17	\$ —	\$ (73)	(2)	\$ 38	(8)	
Residential	102	—	33	31	(2)	17	—	(173)	—	8	—	
Commercial	—	—	(6)	4	(7)	10	—	—	—	1	—	
Total investment mortgage-backed securities	\$ 289	\$ —	\$ 79	\$ 95	\$ (212)	\$ 44	\$ —	\$ (246)	(2)	\$ 47	(8)	
U.S. Treasury and federal agency securities	\$ 8	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	(2)	\$ —	\$ 6	\$ —	
State and municipal	1,643	—	(64)	811	(584)	923	—	(549)	—	2,180	49	
Foreign government	344	—	(27)	286	(105)	851	—	(490)	(181)	678	(17)	
Corporate	285	—	(6)	26	(143)	728	—	(218)	—	672	(4)	
Equity securities	815	—	111	19	(19)	10	—	(255)	—	681	(78)	
Asset-backed securities	1,960	—	41	—	(47)	95	—	(195)	(1,305)	549	(18)	
Other debt securities	50	—	(1)	—	—	116	—	(115)	(50)	—	—	
Non-marketable equity securities	2,508	—	211	67	—	416	—	(768)	(974)	1,460	81	
Total investments	\$ 7,902	\$ —	\$ 344	\$ 1,304	\$ (1,110)	\$ 3,183	\$ —	\$ (2,838)	\$ (2,512)	\$ 6,273	\$ 5	

In millions of dollars	Dec. 31, 2013	Net realized/unrealized gains (losses) incl. in		Transfers		Purchases	Issuances	Sales	Settlements	Dec. 31, 2014	Unrealized gains (losses) still held ⁽¹⁾
		Principal transactions	Other ⁽²⁾⁽³⁾	into Level 3	out of Level 3						
Loans	\$ 4,143	\$ —	\$ (233)	\$ 92	\$ 6	\$ 951	\$ 197	\$ (895)	\$ (1,153)	\$ 3,108	\$ 37
Mortgage servicing rights	2,718	—	(390)	—	—	—	217	(317)	(383)	1,845	(390)
Other financial assets measured on a recurring basis	181	—	100	(83)	—	3	178	(18)	(283)	78	14
Liabilities											
Interest-bearing deposits	\$ 890	\$ —	\$ 357	\$ 5	\$ (12)	\$ —	\$ 127	\$ —	\$ (167)	\$ 486	\$ (69)
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	902	(6)	—	54	—	78	—	220	(217)	1,043	(34)
Trading account liabilities											
Securities sold, not yet purchased	590	(81)	—	79	(111)	—	—	534	(749)	424	(58)
Short-term borrowings	29	(31)	—	323	(12)	—	49	—	(76)	344	(8)
Long-term debt	7,621	109	49	2,701	(4,206)	—	3,893	—	(2,561)	7,290	(446)
Other financial liabilities measured on a recurring basis	10	—	(5)	7	(3)	(2)	1	(3)	(8)	7	(4)

- (1) Changes in fair value of available-for-sale investments are recorded in *Accumulated other comprehensive income (loss)*, unless related to other-than-temporary impairment, while gains and losses from sales are recorded in *Realized gains (losses) from sales of investments* on the Consolidated Statement of Income.
- (2) Unrealized gains (losses) on MSRs are recorded in *Other revenue* on the Consolidated Statement of Income.
- (3) Represents the amount of total gains or losses for the period, included in earnings (and *Accumulated other comprehensive income (loss)*) for changes in fair value of available-for-sale investments, attributable to the change in fair value relating to assets and liabilities classified as Level 3 that are still held at December 31, 2014.
- (4) Total Level 3 derivative assets and liabilities have been netted in these tables for presentation purposes only.

Level 3 Fair Value Rollforward

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2014 to December 31, 2015:

- Transfers of *Federal Funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell* of \$2.9 billion from Level 3 to Level 2 related to shortening of the remaining tenor of certain reverse repos. There is more transparency and observability for repo curves used in the valuation of structured reverse repos with tenors up to five years; thus, these positions are generally classified as Level 2.
- Transfers of U.S. government-sponsored agency guaranteed MBS in *Trading account assets* of \$0.9 billion from Level 2 to Level 3, and of \$1.3 billion from Level 3 to Level 2 primarily related to changes in observability due to market trading activity.
- Transfers of other trading assets of \$1.0 billion from Level 2 to Level 3, and of \$3.3 billion from Level 3 to Level 2 primarily related to trading loans for which there were changes in volume of and transparency into market quotations.
- Transfers of *Long-term debt* of \$2.3 billion from Level 2 to Level 3, and of \$4.0 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting certain unobservable inputs becoming less significant and certain underlying market inputs being more observable.

The following were the significant Level 3 transfers for the period December 31, 2013 to December 31, 2014:

- Transfers of *Long-term debt* of \$2.7 billion from Level 2 to Level 3, and of \$4.2 billion from Level 3 to Level 2, mainly related to structured debt, reflecting changes in the significance of unobservable inputs as well as certain underlying market inputs becoming less or more observable.
- Transfers of other trading assets of \$2.6 billion from Level 2 to Level 3, and of \$2.3 billion from Level 3 to Level 2, related to trading loans, reflecting changes in the volume of market quotations.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

The Company's Level 3 inventory consists of both cash securities and derivatives of varying complexity. The valuation methodologies used to measure the fair value of these positions include discounted cash flow analysis, internal models and comparative analysis. A position is classified within Level 3 of the fair value hierarchy when at least one input is unobservable and is considered significant to its valuation. The specific reason an input is deemed unobservable varies. For example, at least one significant input to the pricing model is not observable in the market, at least one significant input has been adjusted to make it more representative of the position being valued, or the price quote available does not reflect sufficient trading activities.

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 inventory and the most significant unobservable inputs used in Level 3 fair value measurements. Differences between this table and amounts presented in the Level 3 Fair Value Rollforward table represent individually immaterial items that have been measured using a variety of valuation techniques other than those listed.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Fair Value Measurements

As of December 31, 2015	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 1,337	Model-based	IR log-normal volatility	29.02 %	137.02%	37.90 %
			Interest rate	— %	2.03%	0.27 %
Mortgage-backed securities	\$ 1,287	Price-based	Price	\$ 3.45	\$ 109.21	\$ 78.25
		Yield analysis	Yield	0.50 %	14.07%	4.83 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$ 3,761	Price-based	Price	\$ —	\$ 217.00	\$ 79.41
		Cash flow	Credit spread	20 bps	600 bps	251 bps
Equity securities ⁽⁵⁾	\$ 3,499	Model-based	WAL	1.5 years	1.5 years	1.5 years
			Redemption rate	41.21 %	41.21%	41.21 %
Asset-backed securities	\$ 3,075	Price-based	Price	\$ 5.55	\$ 100.21	\$ 71.57
Non-marketable equity	\$ 633	Comparables analysis	EBITDA multiples	6.80x	10.80x	9.05x
		Price-based	Discount to price	— %	90.00%	10.89 %
			Price-to-book ratio	0.19x	1.09x	0.60x
			Price	\$ —	\$ 132.78	\$ 46.66
Derivatives—gross ⁽⁶⁾						
Interest rate contracts (gross)	\$ 4,553	Model-based	IR log-normal volatility	17.41 %	137.02%	37.60 %
			Mean reversion	(5.52)%	20.00%	0.71 %
Foreign exchange contracts (gross)	\$ 1,326	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	0.38 %	25.73%	11.63 %
			Cash flow	Interest rate	7.50 %	7.50%
			Forward price	1.48 %	138.09%	56.80 %
			Credit spread	3 bps	515 bps	235 bps
			IR-IR correlation	(51.00)%	77.94%	32.91 %
			IR-FX correlation	(20.30)%	60.00%	48.85 %
Equity contracts (gross) ⁽⁷⁾	\$ 3,976	Model-based	Equity volatility	11.87 %	49.57%	27.33 %
			Equity-FX correlation	(88.17)%	65.00%	(21.09)%
			Equity forward	82.72 %	100.53%	95.20 %
			Equity-equity correlation	(80.54)%	100.00%	49.54 %
Commodity contracts (gross)	\$ 4,061	Model-based	Forward price	35.09 %	299.32%	112.98 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
Credit derivatives (gross)	\$ 5,849	Model-based	Recovery rate	1.00 %	75.00%	32.49 %

As of December 31, 2013	Fair value ⁽¹⁾ (in millions)	Methodology	Input	Low ⁽²⁾⁽³⁾	High ⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average ⁽⁴⁾
	1,424	Price-based	Credit correlation	5.00 %	90.00%	43.48 %
			Price	\$ 0.33	\$ 101.00	\$ 61.52
			Credit spread	1 bps	967 bps	133 bps
			Upfront points	7.00 %	99.92%	66.75 %
Nontrading derivatives and other financial assets and liabilities measured on a recurring basis (gross) ⁽⁵⁾						
	\$ 194	Model-based	Recovery rate	7.00 %	40.00%	10.72 %
			Redemption rate	27.00 %	99.50%	74.80 %
			Interest rate	5.26 %	5.28%	5.27 %
Loans	\$ 750	Price-based	Yield	1.50 %	4.50%	2.52 %
	892	Model-based	Price	\$ —	\$ 106.98	\$ 40.69
	524	Cash flow	Credit spread	29 bps	500 bps	105 bps
Mortgage servicing rights	\$ 1,690	Cash flow	Yield	— %	23.32%	6.83 %
			WAL	3.38 years	7.48 years	5.5 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 434	Model-based	Equity-IR correlation	23.00 %	39.00%	34.51 %
			Forward price	35.09 %	299.32%	112.72 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$ 1,245	Model-based	Interest rate	1.27 %	2.02%	1.92 %
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 152	Price-based	Price	\$ —	\$ 217.00	\$ 87.78
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 7,004	Model-based	Mean reversion	(5.52)%	20.00%	7.80 %
			Equity volatility	9.55 %	42.56%	22.26 %
			Equity forward	82.72 %	100.80%	94.48 %
			Equity-equity correlation	(80.54)%	100.00%	49.16 %
			Forward price	35.09 %	299.32%	106.32 %
			Equity-FX correlation	(88.20)%	56.85%	(31.76)%

As of December 31, 2014	Fair value ^(a) (in millions)	Methodology	Input	Low ^{(2)(b)}	High ^{(2)(b)}	Weighted average ^(b)
Assets						
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	\$ 3,156	Model-based	Interest rate	1.27 %	1.97%	1.80 %
Mortgage-backed securities	\$ 2,874	Price-based	Price	\$ —	\$ 127.87	\$ 81.43
	1,117	Yield analysis	Yield	0.01 %	19.91%	5.89 %
State and municipal, foreign government, corporate and other debt securities	\$ 5,937	Price-based	Price	\$ —	\$ 124.00	\$ 90.62
	1,860	Cash flow	Credit spread	25 bps	600 bps	233 bps
Equity securities ^(c)	\$ 2,163	Price-based	Price ^(d)	\$ —	\$ 141.00	\$ 91.00
	679	Cash flow	Yield	4.00 %	5.00%	4.50 %
			WAL	0.01 years	3.14 years	1.07 years
Asset-backed securities	\$ 3,607	Price-based	Price	\$ —	\$ 105.50	\$ 67.01
Non-marketable equity	\$ 1,224	Price-based	Discount to price	— %	90.00%	4.04 %
	1,055	Comparables analysis	EBITDA multiples	2.90x	13.10x	9.77x
			PE ratio	8.10x	13.10x	8.43x
			Price-to-book ratio	0.99x	1.56x	1.15x
Derivatives—gross^(e)						
Interest rate contracts (gross)	\$ 8,309	Model-based	Interest rate (IR) log- normal volatility	18.05 %	90.65%	30.21 %
			Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
Foreign exchange contracts (gross)	\$ 1,428	Model-based	Foreign exchange (FX) volatility	0.37 %	58.40%	8.57 %
	294	Cash flow	Interest rate	3.72 %	8.27%	5.02 %
			IR-FX correlation	40.00 %	60.00%	50.00 %
Equity contracts (gross) ^(f)	\$ 4,431	Model-based	Equity volatility	9.56 %	82.44%	24.61 %
	502	Price-based	Equity forward	84.10 %	100.80%	94.10 %
			Equity-FX correlation	(88.20)%	48.70%	(25.17)%
			Equity-equity correlation	(66.30)%	94.80%	36.87 %
			Price	\$ 0.01	\$ 144.50	\$ 93.05
Commodity contracts (gross)	\$ 3,606	Model-based	Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Forward price	35.34 %	268.77%	101.74 %
Credit derivatives (gross)	\$ 4,944	Model-based	Recovery rate	13.97 %	75.00%	37.62 %
	1,584	Price-based	Credit correlation	— %	95.00%	58.76 %
			Price	\$ 1.00	\$ 144.50	\$ 53.86
			Credit spread	1 bps	3,380 bps	180 bps
			Upfront points	0.39	100.00	52.26
Non-trading derivatives and other financial assets and liabilities measured on a recurring basis (gross) ^(g)	\$ 74	Model-based	Redemption rate	13.00 %	99.50%	68.73 %
			Forward Price	107.00 %	107.10%	107.05 %
Loans	\$ 1,095	Cash flow	Yield	1.60 %	4.50%	2.23 %
	832	Model-based	Price	\$ 4.72	\$ 106.55	\$ 98.56
	740	Price-based	Credit spread	35 bps	500 bps	199 bps
	441	Yield analysis				

<i>As of December 31, 2014</i>	Fair value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low⁽²⁾⁽³⁾	High⁽²⁾⁽³⁾	Weighted average⁽⁴⁾
Mortgage servicing rights	\$ 1,750	Cash flow	Yield	5.19 %	21.40%	10.25 %
			WAL	3.31 years	7.89 years	5.17 years
Liabilities						
Interest-bearing deposits	\$ 486	Model-based	Equity-IR correlation	34.00 %	37.00%	35.43 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %
			Forward price	35.34 %	268.77%	101.74 %
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	\$ 1,043	Model-based	Interest rate	0.74 %	2.26%	1.90 %
Trading account liabilities						
Securities sold, not yet purchased	\$ 251	Model-based	Credit-IR correlation	(70.49)%	8.81%	47.17 %
	\$ 142	Price-based	Price	\$ —	\$ 117.00	\$ 70.33
Short-term borrowings and long-term debt	\$ 7,204	Model-based	IR log-normal volatility	18.05 %	90.65%	30.21 %
			Mean reversion	1.00 %	20.00%	10.50 %
			Equity volatility	10.18 %	69.65%	23.72 %
			Credit correlation	87.50 %	87.50%	87.50 %
			Equity forward	89.50 %	100.80%	95.80 %
			Forward price	35.34 %	268.77%	101.80 %
			Commodity correlation	(57.00)%	91.00%	30.00 %
			Commodity volatility	5.00 %	83.00%	24.00 %

- (1) The fair value amounts presented in these tables represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.
(2) Some inputs are shown as zero due to rounding.
(3) When the low and high inputs are the same, there is either a constant input applied to all positions, or the methodology involving the input applies to only one large position.
(4) Weighted averages are calculated based on the fair values of the instruments.
(5) For equity securities, the price and fund NAV inputs are expressed on an absolute basis, not as a percentage of the notional amount.
(6) Both trading and nontrading account derivatives—assets and liabilities—are presented on a gross absolute value basis.
(7) Includes hybrid products.

Sensitivity to Unobservable Inputs and Interrelationships between Unobservable Inputs

The impact of key unobservable inputs on the Level 3 fair value measurements may not be independent of one another. In addition, the amount and direction of the impact on a fair value measurement for a given change in an unobservable input depends on the nature of the instrument as well as whether the Company holds the instrument as an asset or a liability. For certain instruments, the pricing, hedging and risk management are sensitive to the correlation between various inputs rather than on the analysis and aggregation of the individual inputs.

The following section describes the sensitivities and interrelationships of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements.

Correlation

Correlation is a measure of the extent to which two or more variables change in relation to each other. A variety of correlation-related assumptions are required for a wide range of instruments, including equity and credit baskets, foreign-exchange options, CDOs backed by loans or bonds, mortgages, subprime mortgages and many other instruments. For almost all of these instruments, correlations are not observable in the market and must be calculated using historical information. Estimating correlation can be especially difficult where it may vary over time. Calculating correlation information from market data requires significant assumptions regarding the informational efficiency of the market (for example, swaption markets). Changes in correlation levels can have a major impact, favorable or unfavorable, on the value of an instrument, depending on its nature. A change in the default correlation of the fair value of the underlying bonds comprising a CDO structure would affect the fair value of the senior tranche. For example, an increase in the default correlation of the underlying bonds would reduce the fair value of the senior tranche, because highly correlated instruments produce larger losses in the event of default and a part of these losses would become attributable to the senior tranche. That same change in default correlation would have a different impact on junior tranches of the same structure.

Volatility

Volatility represents the speed and severity of market price changes and is a key factor in pricing options. Typically, instruments can become more expensive if volatility increases. For example, as an index becomes more volatile, the cost to Citi of maintaining a given level of exposure increases because more frequent rebalancing of the portfolio is required. Volatility generally depends on the tenor of the underlying instrument and the strike price or level defined in the contract. Volatilities for certain combinations of tenor and strike are not observable. The general relationship between changes in the value of a portfolio to changes in volatility also depends on changes in interest rates and the level of the underlying index. Generally, long option positions (assets) benefit from increases in volatility, whereas short option positions (liabilities) will suffer losses. Some instruments are more sensitive to changes in volatility than others. For example, an

at-the-money option would experience a larger percentage change in its fair value than a deep-in-the-money option. In addition, the fair value of an option with more than one underlying security (for example, an option on a basket of bonds) depends on the volatility of the individual underlying securities as well as their correlations.

Yield

Adjusted yield is generally used to discount the projected future principal and interest cash flows on instruments, such as asset-backed securities. Adjusted yield is impacted by changes in the interest rate environment and relevant credit spreads.

In some circumstances, the yield of an instrument is not observable in the market and must be estimated from historical data or from yields of similar securities. This estimated yield may need to be adjusted to capture the characteristics of the security being valued. In other situations, the estimated yield may not represent sufficient market liquidity and must be adjusted as well. Whenever the amount of the adjustment is significant to the value of the security, the fair value measurement is classified as Level 3.

Prepayment

Voluntary unscheduled payments (prepayments) change the future cash flows for the investor and thereby change the fair value of the security. The effect of prepayments is more pronounced for residential mortgage-backed securities. An increase in prepayments—in speed or magnitude—generally creates losses for the holder of these securities. Prepayment is generally negatively correlated with delinquency and interest rate. A combination of low prepayment and high delinquencies amplify each input's negative impact on mortgage securities' valuation. As prepayment speeds change, the weighted average life of the security changes, which impacts the valuation either positively or negatively, depending upon the nature of the security and the direction of the change in the weighted average life.

Recovery

Recovery is the proportion of the total outstanding balance of a bond or loan that is expected to be collected in a liquidation scenario. For many credit securities (such as asset-backed securities), there is no directly observable market input for recovery, but indications of recovery levels are available from pricing services. The assumed recovery of a security may differ from its actual recovery that will be observable in the future. The recovery rate impacts the valuation of credit securities. Generally, an increase in the recovery rate assumption increases the fair value of the security. An increase in loss severity, the inverse of the recovery rate, reduces the amount of principal available for distribution and, as a result, decreases the fair value of the security.

Credit Spread

Credit spread is a component of the security representing its credit quality. Credit spread reflects the market perception of changes in prepayment, delinquency and recovery rates, therefore capturing the impact of other variables on the fair value. Changes in credit spread affect the fair value of

securities differently depending on the characteristics and maturity profile of the security. For example, credit spread is a more significant driver of the fair value measurement of a high yield bond as compared to an investment grade bond. Generally, the credit spread for an investment grade bond is also more observable and less volatile than its high yield counterpart.

Qualitative Discussion of the Ranges of Significant Unobservable Inputs

The following section describes the ranges of the most significant unobservable inputs used by the Company in Level 3 fair value measurements. The level of aggregation and the diversity of instruments held by the Company lead to a wide range of unobservable inputs that may not be evenly distributed across the Level 3 inventory.

Correlation

There are many different types of correlation inputs, including credit correlation, cross-asset correlation (such as equity-interest rate correlation), and same-asset correlation (such as interest rate-interest rate correlation). Correlation inputs are generally used to value hybrid and exotic instruments. Generally, same-asset correlation inputs have a narrower range than cross-asset correlation inputs. However, due to the complex and unique nature of these instruments, the ranges for correlation inputs can vary widely across portfolios.

Volatility

Similar to correlation, asset-specific volatility inputs vary widely by asset type. For example, ranges for foreign exchange volatility are generally lower and narrower than equity volatility. Equity volatilities are wider due to the nature of the equities market and the terms of certain exotic instruments. For most instruments, the interest rate volatility input is on the lower end of the range; however, for certain structured or exotic instruments (such as market-linked deposits or exotic interest rate derivatives), the range is much wider.

Yield

Ranges for the yield inputs vary significantly depending upon the type of security. For example, securities that typically have lower yields, such as municipal bonds, will fall on the lower end of the range, while more illiquid securities or securities with lower credit quality, such as certain residual tranche asset-backed securities, will have much higher yield inputs.

Credit Spread

Credit spread is relevant primarily for fixed income and credit instruments; however, the ranges for the credit spread input can vary across instruments. For example, certain fixed income instruments, such as certificates of deposit, typically have lower credit spreads, whereas certain derivative instruments with high-risk counterparties are typically subject to higher credit spreads when they are uncollateralized or have a longer tenor. Other instruments, such as credit default swaps, also have credit spreads that vary with the attributes of the

underlying obligor. Stronger companies have tighter credit spreads, and weaker companies have wider credit spreads.

Price

The price input is a significant unobservable input for certain fixed income instruments. For these instruments, the price input is expressed as a percentage of the notional amount, with a price of \$100 meaning that the instrument is valued at par. For most of these instruments, the price varies between zero to \$100, or slightly above \$100. Relatively illiquid assets that have experienced significant losses since issuance, such as certain asset-backed securities, are at the lower end of the range, whereas most investment grade corporate bonds will fall in the middle to the higher end of the range. For certain structured debt instruments with embedded derivatives, the price input may be above \$100 to reflect the embedded features of the instrument (for example, a step-up coupon or a conversion option).

The price input is also a significant unobservable input for certain equity securities; however, the range of price inputs varies depending on the nature of the position, the number of shares outstanding and other factors.

Mean Reversion

A number of financial instruments require an estimate of the rate at which the interest rate reverts to its long term average. Changes in this estimate can significantly affect the fair value of these instruments. However, sometimes there is insufficient external market data to calibrate this parameter, especially when pricing more complex instruments. The level of mean reversion affects the correlation between short and long term interest rates. The fair values of more complex instruments, such as Bermudan swaptions (options with multiple exercise dates) and constant maturity spread options or structured debts with these embedded features, are more sensitive to the changes in this correlation as compared to less complex instruments, such as caps and floors.

Items Measured at Fair Value on a Nonrecurring Basis

Certain assets and liabilities are measured at fair value on a nonrecurring basis and therefore are not included in the tables above. These include assets measured at cost that have been written down to fair value during the periods as a result of an impairment. In addition, these assets include loans held-for-sale and other real estate owned that are measured at the lower of cost or market.

The following table presents the carrying amounts of all assets that were still held for which a nonrecurring fair value measurement was recorded:

<i>In millions of dollars</i>	Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2015			
Loans held-for-sale	\$ 10,326	\$ 6,752	\$ 3,574
Other real estate owned	107	15	92
Loans ⁽¹⁾	1,173	836	337
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$ 11,606	\$ 7,603	\$ 4,003

<i>In millions of dollars</i>	Fair value	Level 2	Level 3
December 31, 2014			
Loans held-for-sale	\$ 4,152	\$ 1,084	\$ 3,068
Other real estate owned	102	21	81
Loans ⁽¹⁾	3,367	2,881	486
Total assets at fair value on a nonrecurring basis	\$ 7,621	\$ 3,986	\$ 3,635

(1) Represents impaired loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate secured loans.

Valuation Techniques and Inputs for Level 3 Nonrecurring Fair Value Measurements

The following tables present the valuation techniques covering the majority of Level 3 nonrecurring fair value measurements and the most significant unobservable inputs used in those measurements:

<i>As of December 31, 2015</i>	Fair value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low⁽²⁾	High	Weighted average⁽³⁾
Loans held-for-sale	\$ 3,486	Price-based	Price	\$ —	\$ 100.00	\$ 81.05
Other real estate owned	90	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	0.34%	13.00%	2.86%
	2		Appraised value	\$ —	\$ 8,518,230	\$ 3,813,045
Loans⁽⁵⁾	\$ 157	Recovery analysis	Recovery rate	11.79%	60.00%	23.49%
	87	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	7.99%

(1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.

(2) Weighted averages are calculated based on the fair values of the instruments.

(3) Represents loans held for investment whose carrying amounts are based on the fair value of the underlying collateral.

(4) Includes estimated costs to sell.

(5) Some inputs are shown as zero due to rounding.

<i>As of December 31, 2014</i>	Fair value⁽¹⁾ <i>(in millions)</i>	Methodology	Input	Low	High	Weighted average⁽²⁾
Loans held-for-sale	\$ 2,740	Price-based	Price	\$ 92.00	\$ 100.00	\$ 99.54
			Credit spread	5 bps	358 bps	175 bps
Other real estate owned	\$ 76	Price-based	Appraised value	\$11,000	\$11,124,137	\$4,730,129
			Discount to price ⁽⁴⁾	13.00%	64.00%	28.80%
Loans⁽³⁾	\$ 437	Price-based	Discount to price ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	28.92%

- (1) The fair value amounts presented in this table represent the primary valuation technique or techniques for each class of assets or liabilities.
(2) Weighted averages are based on the fair values of the instruments.
(3) Represents loans held for investment whose carrying amounts are based on the fair value of the underlying collateral.
(4) Includes estimated costs to sell.

Nonrecurring Fair Value Changes

The following table presents total nonrecurring fair value measurements for the period, included in earnings, attributable to the change in fair value relating to assets that were still held:

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2015
Loans held-for-sale	\$ (79)
Other real estate owned	(17)
Loans ⁽¹⁾	(142)
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$ (238)

- (1) Represents loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate loans.

<i>In millions of dollars</i>	Year ended December 31, 2014
Loans held-for-sale	\$ 34
Other real estate owned	(16)
Loans ⁽¹⁾	(533)
Total nonrecurring fair value gains (losses)	\$ (515)

- (1) Represents loans held for investment whose carrying amount is based on the fair value of the underlying collateral, primarily real estate loans.

Estimated Fair Value of Financial Instruments Not Carried at Fair Value

The table below presents the carrying value and fair value of Citigroup's financial instruments that are not carried at fair value. The table below therefore excludes items measured at fair value on a recurring basis presented in the tables above.

The disclosure also excludes leases, affiliate investments, pension and benefit obligations and insurance policy claim reserves. In addition, contract-holder fund amounts exclude certain insurance contracts. Also, as required, the disclosure excludes the effect of taxes, any premium or discount that could result from offering for sale at one time the entire holdings of a particular instrument, excess fair value associated with deposits with no fixed maturity, and other expenses that would be incurred in a market transaction. In addition, the table excludes the values of non-financial assets and liabilities, as well as a wide range of franchise, relationship and intangible values, which are integral to a full assessment of Citigroup's financial position and the value of its net assets.

The fair value represents management's best estimates based on a range of methodologies and assumptions. The

carrying value of short-term financial instruments not accounted for at fair value, as well as receivables and payables arising in the ordinary course of business, approximates fair value because of the relatively short period of time between their origination and expected realization. Quoted market prices are used when available for investments and for liabilities, such as long-term debt not carried at fair value. For loans not accounted for at fair value, cash flows are discounted at quoted secondary market rates or estimated market rates if available. Otherwise, sales of comparable loan portfolios or current market origination rates for loans with similar terms and risk characteristics are used. Expected credit losses are either embedded in the estimated future cash flows or incorporated as an adjustment to the discount rate used. The value of collateral is also considered. For liabilities such as long-term debt not accounted for at fair value and without quoted market prices, market borrowing rates of interest are used to discount contractual cash flows.

	December 31, 2015		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 41.7	\$ 42.7	\$ 3.5	\$ 36.4	\$ 2.8
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	81.7	81.7	—	77.4	4.3
Loans ⁽¹⁾⁽²⁾	597.5	595.7	—	6.0	589.7
Other financial assets ⁽¹⁾⁽³⁾	186.5	186.5	6.9	126.2	53.4
Liabilities					
Deposits	\$ 906.3	\$ 896.7	\$ —	\$ 749.4	\$ 147.3
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	109.7	109.7	—	109.4	0.3
Long-term debt ⁽⁴⁾	176.0	180.8	—	153.8	27.0
Other financial liabilities ⁽¹⁾	97.6	97.6	—	18.0	79.6

	December 31, 2014		Estimated fair value		
	Carrying value	Estimated fair value	Level 1	Level 2	Level 3
<i>In billions of dollars</i>					
Assets					
Investments	\$ 30.5	\$ 32.2	\$ 4.5	\$ 25.2	\$ 2.5
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell	98.4	98.4	—	89.7	8.7
Loans ⁽¹⁾⁽²⁾	620.0	617.6	—	5.6	612.0
Other financial assets ⁽¹⁾⁽³⁾	213.8	213.8	8.3	151.9	53.6
Liabilities					
Deposits	\$ 897.6	\$ 894.4	\$ —	\$ 766.7	\$ 127.7
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase	136.7	136.7	—	136.5	0.2
Long-term debt ⁽⁴⁾	196.9	202.5	—	172.7	29.8
Other financial liabilities ⁽¹⁾	136.2	136.2	—	41.4	94.8

- (1) The carrying value of loans is net of the *Allowance for loan losses* of \$12.6 billion for December 31, 2015 and \$16.0 billion for December 31, 2014. In addition, the carrying values exclude \$2.4 billion and \$2.7 billion of lease finance receivables at December 31, 2015 and December 31, 2014, respectively.
- (2) Includes items measured at fair value on a nonrecurring basis.
- (3) Includes cash and due from banks, deposits with banks, brokerage receivables, reinsurance recoverable and other financial instruments included in *Other assets* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.
- (4) The carrying value includes long-term debt balances under qualifying fair value hedges.
- (5) Includes brokerage payables, separate and variable accounts, short-term borrowings (carried at cost) and other financial instruments included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet, for all of which the carrying value is a reasonable estimate of fair value.

Fair values vary from period to period based on changes in a wide range of factors, including interest rates, credit quality and market perceptions of value, and as existing assets and liabilities run off and new transactions are entered into. The estimated fair values of loans reflect changes in credit status since the loans were made, changes in interest rates in the case of fixed-rate loans, and premium values at origination of certain loans.

The estimated fair values of the Company's corporate unfunded lending commitments at December 31, 2015 and December 31, 2014 were liabilities of \$7.0 billion and \$5.5 billion, respectively, substantially all of which are classified as Level 3. The Company does not estimate the fair values of consumer unfunded lending commitments, which are generally cancellable by providing notice to the borrower.

26. FAIR VALUE ELECTIONS

The Company may elect to report most financial instruments and certain other items at fair value on an instrument-by-instrument basis with changes in fair value reported in earnings. The election is made upon the initial recognition of an eligible financial asset, financial liability or firm commitment or when certain specified reconsideration events occur. The fair value election may not be revoked once an election is made. The changes in fair value are recorded in

current earnings. Additional discussion regarding the applicable areas in which fair value elections were made is presented in Note 25 to the Consolidated Financial Statements.

All servicing rights are recognized initially at fair value. The Company has elected fair value accounting for its mortgage servicing rights. See Note 22 to the Consolidated Financial Statements for further discussions regarding the accounting and reporting of MSRs.

The following table presents the changes in fair value gains and losses associated with those items for which the fair value option was elected:

<i>In millions of dollars</i>	Changes in fair value gains (losses) for the years ended December 31,	
	2015	2014
Assets		
Federal funds sold and securities borrowed or purchased under agreements to resell selected portfolios of securities purchased under agreements to resell and securities borrowed	\$ (153)	\$ (154)
Trading account assets	(305)	190
Investments	57	30
Loans		
Certain corporate loans ⁽¹⁾	(192)	(135)
Certain consumer loans ⁽¹⁾	3	(41)
Total loans	\$ (189)	\$ (176)
Other assets		
MSRs	\$ 104	\$ (344)
Certain mortgage loans held for sale ⁽²⁾	331	474
Total other assets	\$ 435	\$ 130
Total assets	\$ (155)	\$ 20
Liabilities		
Interest-bearing deposits	\$ (94)	\$ (77)
Federal funds purchased and securities loaned or sold under agreements to repurchase selected portfolios of securities sold under agreements to repurchase and securities loaned	3	(5)
Trading account liabilities	(60)	29
Short-term borrowings	(59)	8
Long-term debt	343	(307)
Total liabilities	\$ 133	\$ (352)

(1) Includes mortgage loans held by mortgage loan securitization VIEs consolidated upon the adoption of ASC 810, *Consolidation* (SFAS 167), on January 1, 2010.

(2) Includes gains (losses) associated with interest rate lock-commitments for those loans that have been originated and elected under the fair value option.

Own Debt Valuation Adjustments

Own debt valuation adjustments are recognized on Citi's liabilities for which the fair value option has been elected using Citi's credit spreads observed in the bond market. The fair value of liabilities for which the fair value option is elected (other than non-recourse and similar liabilities) is impacted by the narrowing or widening of the Company's credit spreads. The estimated change in the fair value of these liabilities due to such changes in the Company's own credit risk (or instrument-specific credit risk) was a gain of \$367 million and \$218 million for the years ended December 31, 2015 and 2014, respectively. Changes in fair value resulting from changes in instrument-specific credit risk were estimated by incorporating the Company's current credit spreads observable in the bond market into the relevant valuation technique used to value each liability as described above.

The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities***Selected Portfolios of Securities Purchased Under Agreements to Resell, Securities Borrowed, Securities Sold Under Agreements to Repurchase, Securities Loaned and Certain Non-Collateralized Short-Term Borrowings***

The Company elected the fair value option for certain portfolios of fixed-income securities purchased under agreements to resell and fixed-income securities sold under agreements to repurchase, securities borrowed, securities loaned, and certain non-collateralized short-term borrowings held primarily by broker-dealer entities in the United States, United Kingdom and Japan. In each case, the election was made because the related interest-rate risk is managed on a portfolio basis, primarily with derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings.

The following table provides information about certain credit products carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015		December 31, 2014	
	Trading assets	Loans	Trading assets	Loans
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 9,314	\$ 5,905	\$ 10,290	\$ 5,901
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	980	280	234	125
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	5	2	13	3
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	13	1	28	1

In addition to the amounts reported above, \$2,113 million and \$2,335 million of unfunded commitments related to certain credit products selected for fair value accounting were outstanding as of December 31, 2015 and 2014, respectively.

Changes in fair value for transactions in these portfolios are recorded in *Principal transactions*. The related interest revenue and interest expense are measured based on the contractual rates specified in the transactions and are reported as interest revenue and expense in the Consolidated Statement of Income.

Certain Loans and Other Credit Products

Citigroup has elected the fair value option for certain originated and purchased loans, including certain unfunded loan products, such as guarantees and letters of credit, executed by Citigroup's lending and trading businesses. None of these credit products are highly leveraged financing commitments. Significant groups of transactions include loans and unfunded loan products that are expected to be either sold or securitized in the near term, or transactions where the economic risks are hedged with derivative instruments, such as purchased credit default swaps or total return swaps where the Company pays the total return on the underlying loans to a third party. Citigroup has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications. Fair value was not elected for most lending transactions across the Company.

Changes in the fair value of funded and unfunded credit products are classified in *Principal transactions* in the Company's Consolidated Statement of Income. Related interest revenue is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue on Trading account assets* or loan interest depending on the balance sheet classifications of the credit products. The changes in fair value for the years ended December 31, 2015 and 2014 due to instrument-specific credit risk totaled to a loss of \$221 million and \$155 million, respectively.

Certain Investments in Unallocated Precious Metals

Citigroup invests in unallocated precious metals accounts (gold, silver, platinum and palladium) as part of its commodity and foreign currency trading activities or to economically hedge certain exposures from issuing structured liabilities. Under ASC 815, the investment is bifurcated into a debt host contract and a commodity forward derivative instrument. Citigroup elects the fair value option for the debt host contract, and reports the debt host contract within *Trading account assets* on the Company's Consolidated Balance Sheet. The total carrying amount of debt host contracts across unallocated precious metals accounts was approximately \$0.6 billion and \$1.2 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively. The amounts are expected to fluctuate based on trading activity in future periods.

As part of its commodity and foreign currency trading activities, Citi sells (buys) unallocated precious metals investments and executes forward purchase (sale) derivative contracts with trading counterparties. When Citi sells an unallocated precious metals investment, Citi's receivable from its depository bank is repaid and Citi derecognizes its investment in the unallocated precious metal. The forward purchase (sale) contract with the trading counterparty indexed to unallocated precious metals is accounted for as a derivative, at fair value through earnings. As of December 31, 2015, there were approximately \$10.6 billion and \$9.2 billion notional amounts of such forward purchase and forward sale derivative contracts outstanding, respectively.

Certain Investments in Private Equity and Real Estate**Ventures and Certain Equity Method and Other Investments**

Citigroup invests in private equity and real estate ventures for the purpose of earning investment returns and for capital appreciation. The Company has elected the fair value option for certain of these ventures, because such investments are considered similar to many private equity or hedge fund activities in Citi's investment companies, which are reported at fair value. The fair value option brings consistency in the accounting and evaluation of these investments. All investments (debt and equity) in such private equity and real estate entities are accounted for at fair value. These investments are classified as *Investments* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet.

Changes in the fair values of these investments are classified in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income.

Citigroup also elects the fair value option for certain non-marketable equity securities whose risk is managed with derivative instruments that are accounted for at fair value through earnings. These securities are classified as *Trading account assets* on Citigroup's Consolidated Balance Sheet. Changes in the fair value of these securities and the related derivative instruments are recorded in *Principal transactions*.

Certain Mortgage Loans HFS

Citigroup has elected the fair value option for certain purchased and originated prime fixed-rate and conforming adjustable-rate first mortgage loans HFS. These loans are intended for sale or securitization and are hedged with derivative instruments. The Company has elected the fair value option to mitigate accounting mismatches in cases where hedge accounting is complex and to achieve operational simplifications.

The following table provides information about certain mortgage loans HFS carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 745	\$ 1,447
Aggregate fair value in excess of unpaid principal balance	20	67
Balance of non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—
Aggregate unpaid principal balance in excess of fair value for non-accrual loans or loans more than 90 days past due	—	—

The changes in the fair values of these mortgage loans are reported in *Other revenue* in the Company's Consolidated Statement of Income. There was no net change in fair value during the years ended December 31, 2015 and 2014 due to instrument-specific credit risk. Related interest income continues to be measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest revenue* in the Consolidated Statement of Income.

Certain Structured Liabilities

The Company has elected the fair value option for certain structured liabilities whose performance is linked to structured interest rates, inflation, currency, equity, referenced credit or commodity risks. The Company elected the fair value option, because these exposures are considered to be trading-related positions and, therefore, are managed on a fair value basis. These positions will continue to be classified as debt, deposits or derivatives (*Trading account liabilities*) on the Company's Consolidated Balance Sheet according to their legal form.

The following table provides information about the carrying value of structured notes, disaggregated by type of embedded derivative instrument:

<i>In billions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
Interest rate linked	\$ 9.6	\$ 10.9
Foreign exchange linked	0.3	0.3
Equity linked	9.9	8.0
Commodity linked	1.4	1.4
Credit linked	1.6	2.5
Total	\$ 22.8	\$ 23.1

The change in the fair value of these structured liabilities is reported in *Principal transactions* in the Company's Consolidated Statement of Income. Changes in the fair value of these structured liabilities include an economic component for accrued interest, which is included in the change in fair value reported in *Principal transactions*.

Certain Non-Structured Liabilities

The Company has elected the fair value option for certain non-structured liabilities with fixed and floating interest rates. The Company has elected the fair value option where the interest-rate risk of such liabilities is economically hedged with derivative contracts or the proceeds are used to purchase financial assets that will also be accounted for at fair value through earnings. The election has been made to mitigate accounting mismatches and to achieve operational simplifications. These positions are reported in *Short-term borrowings* and *Long-term debt* on the Company's Consolidated Balance Sheet. The change in the fair value of these non-structured liabilities is reported in *Principal transactions* in the Company's Consolidated Statement of Income. Related interest expense on non-structured liabilities is measured based on the contractual interest rates and reported as *Interest expense* in the Consolidated Statement of Income.

The following table provides information about long-term debt carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 25,293	\$ 26,180
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	1,569	(151)

The following table provides information about short-term borrowings carried at fair value:

<i>In millions of dollars</i>	December 31, 2015	December 31, 2014
Carrying amount reported on the Consolidated Balance Sheet	\$ 1,207	\$ 1,496
Aggregate unpaid principal balance in excess of (less than) fair value	130	31

27. PLEDGED ASSETS, COLLATERAL, GUARANTEES AND COMMITMENTS**Pledged Assets**

In connection with the Company's financing and trading activities, the Company has pledged assets to collateralize its obligations under repurchase agreements, secured financing agreements, secured liabilities of consolidated VIEs and other borrowings. The approximate carrying values of the significant components of pledged assets recognized on the Company's Consolidated Balance Sheet included:

<i>In millions of dollars</i>	2015	2014
Investment securities	\$ 210,604	\$ 173,015
Loans	203,568	214,530
Trading account assets	97,205	111,832
Total	\$ 511,377	\$ 499,377

In addition, included in *Cash and due from banks* at December 31, 2015 and 2014 were \$5.0 billion and \$6.2 billion, respectively, of cash segregated under federal and other brokerage regulations or deposited with clearing organizations.

Collateral

At December 31, 2015 and 2014, the approximate fair value of collateral received by the Company that may be resold or repledged, excluding the impact of allowable netting, was \$347.5 billion and \$346.7 billion, respectively. This collateral was received in connection with resale agreements, securities borrowings and loans, derivative transactions and margined broker loans.

At December 31, 2015 and 2014, a substantial portion of the collateral received by the Company had been sold or repledged in connection with repurchase agreements, securities sold, not yet purchased, securities borrowings and loans, pledges to clearing organizations, segregation requirements under securities laws and regulations, derivative transactions and bank loans.

In addition, at December 31, 2015 and 2014, the Company had pledged \$405 billion and \$378 billion,

respectively, of collateral that may not be sold or repledged by the secured parties.

Lease Commitments

Rental expense (principally for offices and computer equipment) was \$1.3 billion, \$1.4 billion and \$1.5 billion for the years ended December 31, 2015, 2014 and 2013, respectively.

Future minimum annual rentals under noncancellable leases, net of sublease income, are as follows:

<i>In millions of dollars</i>		
2016	\$	1,238
2017		1,002
2018		778
2019		698
2020		567
Thereafter		4,483
Total	\$	8,706

Guarantees

Citi provides a variety of guarantees and indemnifications to its customers to enhance their credit standing and enable them to complete a wide variety of business transactions. For certain contracts meeting the definition of a guarantee, the guarantor must recognize, at inception, a liability for the fair value of the obligation undertaken in issuing the guarantee.

In addition, the guarantor must disclose the maximum potential amount of future payments that the guarantor could be required to make under the guarantee, if there were a total default by the guaranteed parties. The determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

The following tables present information about Citi's guarantees:

<i>In billions of dollars at December 31, 2015 except carrying value in millions</i>	Maximum potential amount of future payments			Carrying value <i>(in millions of dollars)</i>
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
Financial standby letters of credit	\$ 23.8	\$ 73.0	\$ 96.8	\$ 153
Performance guarantees	7.4	4.1	11.5	24
Derivative instruments considered to be guarantees	3.6	74.9	78.5	1,779
Loans sold with recourse	—	0.2	0.2	17
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	79.0	—	79.0	—
Credit card merchant processing ⁽²⁾	84.2	—	84.2	—
Custody indemnifications and other	—	51.7	51.7	56
Total	\$ 198.0	\$ 203.9	\$ 401.9	\$ 2,029

In billions of dollars at December 31, 2014 except carrying value in millions	Maximum potential amount of future payments			Carrying value (in millions of dollars)
	Expire within 1 year	Expire after 1 year	Total amount outstanding	
Financial standby letters of credit	\$ 25.4	\$ 73.0	\$ 98.4	\$ 242
Performance guarantees	7.1	4.8	11.9	29
Derivative instruments considered to be guarantees	12.5	79.2	91.7	2,806
Loans sold with recourse	—	0.2	0.2	15
Securities lending indemnifications ⁽¹⁾	115.9	—	115.9	—
Credit card merchant processing ⁽¹⁾	86.0	—	86.0	—
Custody indemnifications and other	—	48.9	48.9	54
Total	\$ 246.9	\$ 206.1	\$ 453.0	\$ 3,146

(1) The carrying values of securities lending indemnifications and credit card merchant processing were not material for either period presented, as the probability of potential liabilities arising from these guarantees is minimal.

Financial Standby Letters of Credit

Citi issues standby letters of credit, which substitute its own credit for that of the borrower. If a letter of credit is drawn down, the borrower is obligated to repay Citi. Standby letters of credit protect a third party from defaults on contractual obligations. Financial standby letters of credit include (i) guarantees of payment of insurance premiums and reinsurance risks that support industrial revenue bond underwriting; (ii) settlement of payment obligations to clearing houses, including futures and over-the-counter derivatives clearing (see further discussion below); (iii) support options and purchases of securities in lieu of escrow deposit accounts; and (iv) letters of credit that backstop loans, credit facilities, promissory notes and trade acceptances.

Performance Guarantees

Performance guarantees and letters of credit are issued to guarantee a customer's tender bid on a construction or systems-installation project or to guarantee completion of such projects in accordance with contract terms. They are also issued to support a customer's obligation to supply specified products, commodities, or maintenance or warranty services to a third party.

Derivative Instruments Considered to Be Guarantees

Derivatives are financial instruments whose cash flows are based on a notional amount and an underlying instrument, reference credit or index, where there is little or no initial investment, and whose terms require or permit net settlement. For a discussion of Citi's derivatives activities, see Note 23 to the Consolidated Financial Statements.

Derivative instruments considered to be guarantees include only those instruments that require Citi to make payments to the counterparty based on changes in an underlying instrument that is related to an asset, a liability or an equity security held by the guaranteed party. More specifically, derivative instruments considered to be guarantees include certain over-the-counter written put options where the counterparty is not a bank, hedge fund or broker-dealer (such counterparties are considered to be dealers in these markets and may, therefore, not hold the underlying

instruments). Credit derivatives sold by Citi are excluded from the tables above as they are disclosed separately in Note 23 to the Consolidated Financial Statements. In instances where Citi's maximum potential future payment is unlimited, the notional amount of the contract is disclosed.

Loans Sold with Recourse

Loans sold with recourse represent Citi's obligations to reimburse the buyers for loan losses under certain circumstances. Recourse refers to the clause in a sales agreement under which a seller/lender will fully reimburse the buyer/investor for any losses resulting from the purchased loans. This may be accomplished by the seller taking back any loans that become delinquent.

In addition to the amounts shown in the tables above, Citi has recorded a repurchase reserve for its potential repurchases or make-whole liability regarding residential mortgage representation and warranty claims related to its whole loan sales to the U.S. government-sponsored enterprises (GSEs) and, to a lesser extent, private investors. The repurchase reserve was approximately \$152 million and \$224 million at December 31, 2015 and 2014, respectively, and these amounts are included in *Other liabilities* on the Consolidated Balance Sheet.

Securities Lending Indemnifications

Owners of securities frequently lend those securities for a fee to other parties who may sell them short or deliver them to another party to satisfy some other obligation. Banks may administer such securities lending programs for their clients. Securities lending indemnifications are issued by the bank to guarantee that a securities lending customer will be made whole in the event that the security borrower does not return the security subject to the lending agreement and collateral held is insufficient to cover the market value of the security.

Credit Card Merchant Processing

Credit card merchant processing guarantees represent the Company's indirect obligations in connection with: (i) providing transaction processing services to various merchants with respect to its private-label cards; and

(ii) potential liability for bank card transaction processing services. The nature of the liability in either case arises as a result of a billing dispute between a merchant and a cardholder that is ultimately resolved in the cardholder's favor. The merchant is liable to refund the amount to the cardholder. In general, if the credit card processing company is unable to collect this amount from the merchant, the credit card processing company bears the loss for the amount of the credit or refund paid to the cardholder.

With regard to (i) above, Citi has the primary contingent liability with respect to its portfolio of private-label merchants. The risk of loss is mitigated as the cash flows between Citi and the merchant are settled on a net basis, and Citi has the right to offset any payments with cash flows otherwise due to the merchant. To further mitigate this risk, Citi may delay settlement, require a merchant to make an escrow deposit, include event triggers to provide Citi with more financial and operational control in the event of the financial deterioration of the merchant or require various credit enhancements (including letters of credit and bank guarantees). In the unlikely event that a private-label merchant is unable to deliver products, services or a refund to its private-label cardholders, Citi is contingently liable to credit or refund cardholders.

With regard to (ii) above, Citi has a potential liability for bank card transactions where Citi provides the transaction processing services as well as those where a third party provides the services and Citi acts as a secondary guarantor, should that processor fail to perform.

Citi's maximum potential contingent liability related to both bank card and private-label merchant processing services is estimated to be the total volume of credit card transactions that meet the requirements to be valid charge-back transactions at any given time. At December 31, 2015 and 2014, this maximum potential exposure was estimated to be \$84 billion and \$86 billion, respectively.

However, Citi believes that the maximum exposure is not representative of the actual potential loss exposure based on its historical experience. This contingent liability is unlikely to arise, as most products and services are delivered when purchased and amounts are refunded when items are returned to merchants. Citi assesses the probability and amount of its contingent liability related to merchant processing based on the financial strength of the primary guarantor, the extent and nature of unresolved charge-backs and its historical loss experience. At December 31, 2015 and 2014, the losses incurred and the carrying amounts of Citi's contingent obligations related to merchant processing activities were immaterial.

Custody Indemnifications

Custody indemnifications are issued to guarantee that custody clients will be made whole in the event that a third-party subcustodian or depository institution fails to safeguard clients' assets.

Other Guarantees and Indemnifications

Credit Card Protection Programs

Citi, through its credit card businesses, provides various cardholder protection programs on several of its card products, including programs that provide insurance coverage for rental cars, coverage for certain losses associated with purchased products, price protection for certain purchases and protection for lost luggage. These guarantees are not included in the table, since the total outstanding amount of the guarantees and Citi's maximum exposure to loss cannot be quantified. The protection is limited to certain types of purchases and losses, and it is not possible to quantify the purchases that would qualify for these benefits at any given time. Citi assesses the probability and amount of its potential liability related to these programs based on the extent and nature of its historical loss experience. At December 31, 2015 and 2014, the actual and estimated losses incurred and the carrying value of Citi's obligations related to these programs were immaterial.

Other Representation and Warranty Indemnifications

In the normal course of business, Citi provides standard representations and warranties to counterparties in contracts in connection with numerous transactions and also provides indemnifications, including indemnifications that protect the counterparties to the contracts in the event that additional taxes are owed, due either to a change in the tax law or an adverse interpretation of the tax law. Counterparties to these transactions provide Citi with comparable indemnifications. While such representations, warranties and indemnifications are essential components of many contractual relationships, they do not represent the underlying business purpose for the transactions. The indemnification clauses are often standard contractual terms related to Citi's own performance under the terms of a contract and are entered into in the normal course of business based on an assessment that the risk of loss is remote. Often these clauses are intended to ensure that terms of a contract are met at inception. No compensation is received for these standard representations and warranties, and it is not possible to determine their fair value because they rarely, if ever, result in a payment. In many cases, there are no stated or notional amounts included in the indemnification clauses, and the contingencies potentially triggering the obligation to indemnify have not occurred and are not expected to occur. As a result, these indemnifications are not included in the tables above.

Value-Transfer Networks

Citi is a member of, or shareholder in, hundreds of value-transfer networks (VTNs) (payment, clearing and settlement systems as well as exchanges) around the world. As a condition of membership, many of these VTNs require that members stand ready to pay a pro rata share of the losses incurred by the organization due to another member's default on its obligations. Citi's potential obligations may be limited to its membership interests in the VTNs, contributions to the VTN's funds, or, in limited cases, the obligation may be unlimited. The maximum exposure cannot be estimated as this would require an assessment of future claims that have not yet

occurred. Citi believes the risk of loss is remote given historical experience with the VTNs. Accordingly, Citi's participation in VTNs is not reported in the guarantees tables above, and there are no amounts reflected on the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2015 or 2014 for potential obligations that could arise from Citi's involvement with VTN associations.

Long-Term Care Insurance Indemnification

In the sale of an insurance subsidiary, the Company provided an indemnification to an insurance company for policyholder claims and other liabilities relating to a book of long-term care (LTC) business (for the entire term of the LTC policies) that is fully reinsured by another insurance company. The reinsurer has funded two trusts with securities whose fair value (approximately \$6.3 billion at December 31, 2015, compared to \$6.2 billion at December 31, 2014) is designed to cover the insurance company's statutory liabilities for the LTC policies. The assets in these trusts are evaluated and adjusted periodically to ensure that the fair value of the assets continues to cover the estimated statutory liabilities related to the LTC policies, as those statutory liabilities change over time.

If the reinsurer fails to perform under the reinsurance agreement for any reason, including insolvency, and the assets in the two trusts are insufficient or unavailable to the ceding insurance company, then Citi must indemnify the ceding insurance company for any losses actually incurred in connection with the LTC policies. Since both events would have to occur before Citi would become responsible for any payment to the ceding insurance company pursuant to its indemnification obligation, and the likelihood of such events occurring is currently not probable, there is no liability reflected in the Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2015 and 2014 related to this indemnification. Citi continues to closely monitor its potential exposure under this indemnification obligation.

Futures and Over-the-Counter Derivatives Clearing

Citi provides clearing services for clients executing exchange-traded futures and over-the-counter (OTC) derivatives contracts with central counterparties (CCPs). Based on all relevant facts and circumstances, Citi has concluded that it acts as an agent for accounting purposes in its role as clearing member for these client transactions. As such, Citi does not reflect the underlying exchange-traded futures or OTC derivatives contracts in its Consolidated Financial Statements. See Note 23 for a discussion of Citi's derivatives activities that are reflected in its Consolidated Financial Statements.

As a clearing member, Citi collects and remits cash and securities collateral (margin) between its clients and the respective CCP. There are two types of margin: initial margin and variation margin. Where Citi obtains benefits from or controls cash initial margin (e.g., retains an interest spread), cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP is reflected within *Brokerage Payables* (payables to customers) and *Brokerage Receivables* (receivables from brokers, dealers and clearing organizations), respectively. However, for OTC derivatives contracts where Citi has contractually agreed with the client that (i) Citi will pass through to the client all interest paid by the CCP on cash initial margin; (ii) Citi will not utilize its right as clearing member to transform cash margin into other assets; and (iii) Citi does not guarantee and is not liable to the client for the performance of the CCP, cash initial margin collected from clients and remitted to the CCP is not reflected on Citi's Consolidated Balance Sheet. The total amount of cash initial margin collected and remitted in this manner was approximately \$4.3 billion and \$3.2 billion as of December 31, 2015 and 2014, respectively.

Variation margin due from clients to the respective CCP, or from the CCP to clients, reflects changes in the value of the client's derivative contracts for each trading day. As a clearing member, Citi is exposed to the risk of non-performance by clients (e.g., failure of a client to post variation margin to the CCP for negative changes in the value of the client's derivative contracts). In the event of non-performance by a client, Citi would move to close out the client's positions. The CCP would typically utilize initial margin posted by the client and held by the CCP, with any remaining shortfalls required to be paid by Citi as clearing member. Citi generally holds incremental cash or securities margin posted by the client, which would typically be expected to be sufficient to mitigate Citi's credit risk in the event the client fails to perform.

As required by ASC 860-30-25-5, securities collateral posted by clients is not recognized on Citi's Consolidated Balance Sheet.

Carrying Value—Guarantees and Indemnifications

At December 31, 2015 and 2014, the total carrying amounts of the liabilities related to the guarantees and indemnifications included in the tables above amounted to approximately \$2.0 billion and \$3.1 billion, respectively. The carrying value of financial and performance guarantees is included in *Other liabilities*, as is the carrying value of the liability for loans sold with recourse.

Collateral

Cash collateral available to Citi to reimburse losses realized under these guarantees and indemnifications amounted to \$52 billion and \$63 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively. Securities and other marketable assets held as collateral amounted to \$33 billion and \$59 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively. The majority of collateral is held to reimburse losses realized under securities lending indemnifications. Additionally, letters of credit in favor of Citi held as collateral amounted to \$4.2 billion and \$4.0 billion at December 31, 2015 and 2014, respectively. Other property may also be available to Citi to cover losses under certain guarantees and indemnifications; however, the value of such property has not been determined.

Performance risk

Citi evaluates the performance risk of its guarantees based on the assigned referenced counterparty internal or external ratings. Where external ratings are used, investment-grade ratings are considered to be Baa/BBB and above, while anything below is considered non-investment grade. Citi's internal ratings are in line with the related external rating system. On certain underlying referenced assets or entities, ratings are not available. Such referenced assets are included in the "not rated" category. The maximum potential amount of the future payments related to the outstanding guarantees is determined to be the notional amount of these contracts, which is the par amount of the assets guaranteed.

Presented in the tables below are the maximum potential amounts of future payments that are classified based upon internal and external credit ratings. As previously mentioned, the determination of the maximum potential future payments is based on the notional amount of the guarantees without consideration of possible recoveries under recourse provisions or from collateral held or pledged. As such, Citi believes such amounts bear no relationship to the anticipated losses, if any, on these guarantees.

	Maximum potential amount of future payments			
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total
<i>In billions of dollars at December 31, 2015</i>				
Financial standby letters of credit	\$ 69.2	\$ 15.4	\$ 12.2	\$ 96.8
Performance guarantees	6.6	4.1	0.8	11.5
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	78.5	78.5
Loans sold with recourse	—	—	0.2	0.2
Securities lending indemnifications	—	—	79.0	79.0
Credit card merchant processing	—	—	84.2	84.2
Custody indemnifications and other	51.6	0.1	—	51.7
Total	\$ 127.4	\$ 19.6	\$ 254.9	\$ 401.9

	Maximum potential amount of future payments			
	Investment grade	Non-investment grade	Not rated	Total
<i>In billions of dollars at December 31, 2014</i>				
Financial standby letters of credit	\$ 73.0	\$ 15.9	\$ 9.5	\$ 98.4
Performance guarantees	7.3	3.9	0.7	11.9
Derivative instruments deemed to be guarantees	—	—	91.7	91.7
Loans sold with recourse	—	—	0.2	0.2
Securities lending indemnifications	—	—	115.9	115.9
Credit card merchant processing	—	—	86.0	86.0
Custody indemnifications and other	48.8	0.1	—	48.9
Total	\$ 129.1	\$ 19.9	\$ 304.0	\$ 453.0

Credit Commitments and Lines of Credit

The table below summarizes Citigroup's credit commitments:

<i>In millions of dollars</i>	U.S.	Outside of U.S.	December 31, 2015	December 31, 2014
Commercial and similar letters of credit	\$ 1,248	\$ 4,854	\$ 6,102	\$ 6,634
One- to four-family residential mortgages	1,343	1,853	3,196	5,674
Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties	12,648	2,078	14,726	16,098
Commercial real estate, construction and land development	9,177	1,345	10,522	9,242
Credit card lines	481,897	91,160	573,057	612,049
Commercial and other consumer loan commitments	178,957	92,119	271,076	243,680
Other commitments and contingencies	3,943	6,039	9,982	10,663
Total	\$ 689,213	\$ 199,448	\$ 888,661	\$ 904,040

The majority of unused commitments are contingent upon customers' maintaining specific credit standards. Commercial commitments generally have floating interest rates and fixed expiration dates and may require payment of fees. Such fees (net of certain direct costs) are deferred and, upon exercise of the commitment, amortized over the life of the loan or, if exercise is deemed remote, amortized over the commitment period.

Commercial and similar letters of credit

A commercial letter of credit is an instrument by which Citigroup substitutes its credit for that of a customer to enable the customer to finance the purchase of goods or to incur other commitments. Citigroup issues a letter on behalf of its client to a supplier and agrees to pay the supplier upon presentation of documentary evidence that the supplier has performed in accordance with the terms of the letter of credit. When a letter of credit is drawn, the customer is then required to reimburse Citigroup.

One- to four-family residential mortgages

A one- to four-family residential mortgage commitment is a written confirmation from Citigroup to a seller of a property that the bank will advance the specified sums enabling the buyer to complete the purchase.

Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties

Revolving open-end loans secured by one- to four-family residential properties are essentially home equity lines of credit. A home equity line of credit is a loan secured by a primary residence or second home to the extent of the excess of fair market value over the debt outstanding for the first mortgage.

Commercial real estate, construction and land development

Commercial real estate, construction and land development include unused portions of commitments to extend credit for the purpose of financing commercial and multifamily residential properties as well as land development projects.

Both secured-by-real-estate and unsecured commitments are included in this line, as well as undistributed loan proceeds, where there is an obligation to advance for

construction progress payments. However, this line only includes those extensions of credit that, once funded, will be classified as *Total loans, net* on the Consolidated Balance Sheet.

Credit card lines

Citigroup provides credit to customers by issuing credit cards. The credit card lines are cancellable by providing notice to the cardholder or without such notice as permitted by local law.

Commercial and other consumer loan commitments

Commercial and other consumer loan commitments include overdraft and liquidity facilities, as well as commercial commitments to make or purchase loans, to purchase third-party receivables, to provide note issuance or revolving underwriting facilities and to invest in the form of equity.

In addition, included in this line item are highly leveraged financing commitments, which are agreements that provide funding to a borrower with higher levels of debt (measured by the ratio of debt capital to equity capital of the borrower) than is generally considered normal for other companies. This type of financing is commonly employed in corporate acquisitions, management buy-outs and similar transactions.

Other commitments and contingencies

Other commitments and contingencies include committed or unsettled regular-way reverse repurchase agreements and all other transactions related to commitments and contingencies not reported on the lines above.

28. CONTINGENCIES

Accounting and Disclosure Framework

ASC 450 governs the disclosure and recognition of loss contingencies, including potential losses from litigation and regulatory matters. ASC 450 defines a "loss contingency" as "an existing condition, situation, or set of circumstances involving uncertainty as to possible loss to an entity that will ultimately be resolved when one or more future events occur or fail to occur." It imposes different requirements for the recognition and disclosure of loss contingencies based on the likelihood of occurrence of the contingent future event or events. It distinguishes among degrees of likelihood using the following three terms: "probable," meaning that "the future event or events are likely to occur"; "remote," meaning that "the chance of the future event or events occurring is slight"; and "reasonably possible," meaning that "the chance of the future event or events occurring is more than remote but less than likely." These three terms are used below as defined in ASC 450.

Accruals. ASC 450 requires accrual for a loss contingency when it is "probable that one or more future events will occur confirming the fact of loss" and "the amount of the loss can be reasonably estimated." In accordance with ASC 450, Citigroup establishes accruals for contingencies, including the litigation and regulatory matters disclosed herein, when Citigroup believes it is probable that a loss has been incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. When the reasonable estimate of the loss is within a range of amounts, the minimum amount of the range is accrued, unless some higher amount within the range is a better estimate than any other amount within the range. Once established, accruals are adjusted from time to time, as appropriate, in light of additional information. The amount of loss ultimately incurred in relation to those matters may be substantially higher or lower than the amounts accrued for those matters.

Disclosure. ASC 450 requires disclosure of a loss contingency if "there is at least a reasonable possibility that a loss or an additional loss may have been incurred" and there is no accrual for the loss because the conditions described above are not met or an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, if Citigroup has not accrued for a matter because Citigroup believes that a loss is reasonably possible but not probable, or that a loss is probable but not reasonably estimable, and the matter thus does not meet the criteria for accrual, and the reasonably possible loss is material, it discloses the loss contingency. In addition, Citigroup discloses matters for which it has accrued if it believes a reasonably possible exposure to material loss exists in excess of the amount accrued. In accordance with ASC 450, Citigroup's disclosure includes an estimate of the reasonably possible loss or range of loss for those matters as to which an estimate can be made. ASC 450 does not require disclosure of an estimate of the reasonably possible loss or range of loss where an estimate cannot be made. Neither accrual nor disclosure is required for losses that are deemed remote.

Litigation and Regulatory Contingencies

Overview. In addition to the matters described below, in the ordinary course of business, Citigroup, its affiliates and subsidiaries, and current and former officers, directors and employees (for purposes of this section, sometimes collectively referred to as Citigroup and Related Parties) routinely are named as defendants in, or as parties to, various legal actions and proceedings. Certain of these actions and proceedings assert claims or seek relief in connection with alleged violations of consumer protection, fair lending, securities, banking, antifraud, antitrust, anti-money laundering, employment and other statutory and common laws. Certain of these actual or threatened legal actions and proceedings include claims for substantial or indeterminate compensatory or punitive damages, or for injunctive relief, and in some instances seek recovery on a class-wide basis.

In the ordinary course of business, Citigroup and Related Parties also are subject to governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal), certain of which may result in adverse judgments, settlements, fines, penalties, restitution, disgorgement, injunctions or other relief. In addition, certain affiliates and subsidiaries of Citigroup are banks, registered broker-dealers, futures commission merchants, investment advisers or other regulated entities and, in those capacities, are subject to regulation by various U.S., state and foreign securities, banking, commodity futures, consumer protection and other regulators. In connection with formal and informal inquiries by these regulators, Citigroup and such affiliates and subsidiaries receive numerous requests, subpoenas and orders seeking documents, testimony and other information in connection with various aspects of their regulated activities. From time to time Citigroup and Related Parties also receive grand jury subpoenas and other requests for information or assistance, formal or informal, from federal or state law enforcement agencies including, among others, various United States Attorneys' Offices, the Asset Forfeiture and Money Laundering Section and other divisions of the Department of Justice, the Financial Crimes Enforcement Network of the United States Department of the Treasury, and the Federal Bureau of Investigation relating to Citigroup and its customers.

Because of the global scope of Citigroup's operations, and its presence in countries around the world, Citigroup and Related Parties are subject to litigation and governmental and regulatory examinations, information-gathering requests, investigations and proceedings (both formal and informal) in multiple jurisdictions with legal and regulatory regimes that may differ substantially, and present substantially different risks, from those Citigroup and Related Parties are subject to in the United States. In some instances Citigroup and Related Parties may be involved in proceedings involving the same subject matter in multiple jurisdictions, which may result in overlapping, cumulative or inconsistent outcomes.

Citigroup seeks to resolve all litigation and regulatory matters in the manner management believes is in the best interests of Citigroup and its shareholders, and contests liability, allegations of wrongdoing and, where applicable, the

amount of damages or scope of any penalties or other relief sought as appropriate in each pending matter.

Inherent Uncertainty of the Matters Disclosed. Certain of the matters disclosed below involve claims for substantial or indeterminate damages. The claims asserted in these matters typically are broad, often spanning a multi-year period and sometimes a wide range of business activities, and the plaintiffs' or claimants' alleged damages frequently are not quantified or factually supported in the complaint or statement of claim. Other matters relate to regulatory investigations or proceedings, as to which there may be no objective basis for quantifying the range of potential fine, penalty, or other remedy. As a result, Citigroup is often unable to estimate the loss in such matters, even if it believes that a loss is probable or reasonably possible, until developments in the case or investigation have yielded additional information sufficient to support a quantitative assessment of the range of reasonably possible loss. Such developments may include, among other things, discovery from adverse parties or third parties, rulings by the court on key issues, analysis by retained experts, and engagement in settlement negotiations. Depending on a range of factors, such as the complexity of the facts, the novelty of the legal theories, the pace of discovery, the court's scheduling order, the timing of court decisions, and the adverse party's willingness to negotiate in good faith toward a resolution, it may be months or years after the filing of a case or commencement of an investigation before an estimate of the range of reasonably possible loss can be made.

Matters as to Which an Estimate Can Be Made. For some of the matters disclosed below, Citigroup is currently able to estimate a reasonably possible loss or range of loss in excess of amounts accrued (if any). For some of the matters included within this estimation, an accrual has been made because a loss is believed to be both probable and reasonably estimable, but an exposure to loss exists in excess of the amount accrued. In these cases, the estimate reflects the reasonably possible range of loss in excess of the accrued amount. For other matters included within this estimation, no accrual has been made because a loss, although estimable, is believed to be reasonably possible, but not probable; in these cases the estimate reflects the reasonably possible loss or range of loss. As of December 31, 2015, Citigroup estimates that the reasonably possible unaccrued loss for these matters ranges up to approximately \$3.5 billion in the aggregate.

These estimates are based on currently available information. As available information changes, the matters for which Citigroup is able to estimate will change, and the estimates themselves will change. In addition, while many estimates presented in financial statements and other financial disclosures involve significant judgment and may be subject to significant uncertainty, estimates of the range of reasonably possible loss arising from litigation and regulatory proceedings are subject to particular uncertainties. For example, at the time of making an estimate, (i) Citigroup may have only preliminary, incomplete, or inaccurate information about the facts underlying the claim; (ii) its assumptions about the future rulings of the court or other tribunal on significant issues, or the behavior and incentives of adverse parties or regulators, may prove to be wrong; and (iii) the outcomes it is

attempting to predict are often not amenable to the use of statistical or other quantitative analytical tools. In addition, from time to time an outcome may occur that Citigroup had not accounted for in its estimate because it had deemed such an outcome to be remote. For all these reasons, the amount of loss in excess of accruals ultimately incurred for the matters as to which an estimate has been made could be substantially higher or lower than the range of loss included in the estimate.

Matters as to Which an Estimate Cannot Be Made. For other matters disclosed below, Citigroup is not currently able to estimate the reasonably possible loss or range of loss. Many of these matters remain in very preliminary stages (even in some cases where a substantial period of time has passed since the commencement of the matter), with few or no substantive legal decisions by the court or tribunal defining the scope of the claims, the class (if any), or the potentially available damages, and fact discovery is still in progress or has not yet begun. In many of these matters, Citigroup has not yet answered the complaint or statement of claim or asserted its defenses, nor has it engaged in any negotiations with the adverse party (whether a regulator or a private party). For all these reasons, Citigroup cannot at this time estimate the reasonably possible loss or range of loss, if any, for these matters.

Opinion of Management as to Eventual Outcome. Subject to the foregoing, it is the opinion of Citigroup's management, based on current knowledge and after taking into account its current legal accruals, that the eventual outcome of all matters described in this Note would not be likely to have a material adverse effect on the consolidated financial condition of Citigroup. Nonetheless, given the substantial or indeterminate amounts sought in certain of these matters, and the inherent unpredictability of such matters, an adverse outcome in certain of these matters could, from time to time, have a material adverse effect on Citigroup's consolidated results of operations or cash flows in particular quarterly or annual periods.

Allied Irish Bank Litigation

In 2003, Allied Irish Bank (AIB) filed a complaint in the United States District Court for the Southern District of New York seeking to hold Citibank and Bank of America, N.A., former prime brokers for AIB's subsidiary Allfirst Bank (Allfirst), liable for losses incurred by Allfirst as a result of fraudulent and fictitious foreign currency trades entered into by one of Allfirst's traders. In December 2015, the remaining parties reached a settlement that released all claims against Citibank. A notice of voluntary dismissal with prejudice was filed on January 14, 2016. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under docket number 03 Civ. 3748 (S.D.N.Y.) (Batts, J.).

Commodities Financing Contracts

Beginning in May 2014, Citigroup became aware of reports of potential fraud relating to the financing of physical metal stored at the Qingdao and Penglai ports in China. Citibank and Citigroup Global Markets Limited (CGML) have contracts with a counterparty in relation to the provision of financing to that counterparty, collateralized by physical metal

stored at these ports, with the agreements providing that the counterparty would repurchase the inventory at a specified date in the future (typically three to six months). Pursuant to the agreements, the counterparty is responsible for providing clean title to the inventory, insuring it, and attesting that there are no third party encumbrances. The counterparty is a non-Chinese subsidiary of a large multinational corporation, and the counterparty's obligations under the contracts are guaranteed by the parent company.

On July 22, 2014, Citibank and CGML commenced proceedings in the Commercial Court in London to enforce their rights against the counterparty under the relevant agreements in relation to approximately \$285 million in financing. That counterparty and a Chinese warehouse provider previously brought actions in the English courts to establish the parties' rights and obligations under these agreements. In early December 2014, the English court conducted a preliminary trial concerning, among other issues, the question of whether Citibank and/or CGML had appropriately accelerated their counterparty's obligation to repay under the applicable agreements, given these facts and circumstances. The High Court in London issued a judgment on May 22, 2015 holding that the Citigroup affiliates had properly served bring forward event notices, but that because the metal had not been properly delivered, the counterparty did not yet have to pay Citibank and CGML.

As a result of various filings by the parties, on January 15, 2016, Citibank and CGML were informed by the English Court of Appeal (i) that their application for permission to appeal certain aspects of the High Court's 2015 judgment had been granted, and (ii) that the counterparty had also been given permission to appeal certain aspects of the 2015 judgment. Various procedural matters continue. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the claim reference: *Mercuria Energy Trading PTE Ltd & Another v. Citibank, N.A. & Another*, Claim No. 2014 Folio 709, Appeal Nos. 2015/2407 (Citigroup) and 2015/2395 (Mercuria) as regards the appeals.

The financings at issue are carried at fair value. As with any position carried at fair value, Citigroup adjusts the positions and records a gain or loss on the Consolidated Statement of Income in accordance with GAAP.

Credit Crisis-Related Litigation and Other Matters

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in numerous legal actions and other proceedings asserting claims for damages and related relief for losses arising from the global financial credit crisis that began in 2007. Such matters include, among other types of proceedings, claims asserted by: (i) individual investors and purported classes of investors in Citigroup's common and preferred stock and debt, alleging violations of the federal securities laws, foreign laws, state securities and fraud law, and the Employee Retirement Income Security Act (ERISA); and (ii) individual investors and purported classes of investors in securities and other investments underwritten, issued or marketed by Citigroup, including securities issued by other public companies, collateralized debt obligations (CDOs), mortgage-backed securities (MBS), auction rate securities, investment funds,

and other structured or leveraged instruments, which have suffered losses as a result of the credit crisis. These matters have been filed in state and federal courts across the U.S. and in foreign tribunals, as well as in arbitrations before the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA) and other arbitration associations.

In addition to these litigations and arbitrations, Citigroup continues to cooperate fully in response to subpoenas and requests for information from the Securities and Exchange Commission (SEC), FINRA, state attorneys general, the U.S. Department of Justice and subdivisions thereof, the Office of the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program, bank regulators, and other government agencies and authorities, in connection with various formal and informal (and, in many instances, industry-wide) inquiries concerning Citigroup's mortgage-related conduct and business activities, as well as other business activities affected by the credit crisis. These business activities include, but are not limited to, Citigroup's sponsorship, packaging, issuance, marketing, trading, servicing and underwriting of CDOs and MBS, its origination, sale or other transfer, servicing, and foreclosure of residential mortgages, and its origination and securitization of auto loans.

Mortgage-Related Litigation and Other Matters

Securities Actions: Beginning in November 2007, Citigroup and Related Parties were named as defendants in a variety of class and individual securities actions filed by investors in Citigroup's equity and debt securities in state and federal courts relating to Citigroup's disclosures regarding its exposure to subprime-related assets.

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in a variety of putative class actions and individual actions arising out of Citigroup's exposure to CDOs and other assets that declined in value during the financial crisis. Many of these matters have been dismissed or settled. These actions assert a wide range of claims, including claims under the federal securities laws, foreign securities laws, ERISA, and state law. Additional information concerning certain of these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 10 Civ. 9646 (S.D.N.Y.) (Stein, J.), 11 Civ. 7672 (S.D.N.Y.) (Koeltl, J.), 13-4488, 13-4504, and 15-2461 (2d Cir.).

Beginning in November 2007, certain Citigroup affiliates also have been named as defendants arising out of their activities as underwriters of securities in actions brought by investors in securities issued by public companies adversely affected by the credit crisis. Many of these matters have been dismissed or settled. As a general matter, issuers indemnify underwriters in connection with such claims, but in certain of these matters Citigroup affiliates are not being indemnified or may in the future cease to be indemnified because of the financial condition of the issuer.

Mortgage-Backed Securities and CDO Investor Actions: Beginning in July 2010, Citigroup and Related Parties have been named as defendants in complaints filed by purchasers of MBS and CDOs sold or underwritten by Citigroup. The complaints generally assert that defendants made material misrepresentations and omissions about the credit quality of

the assets underlying the securities or the manner in which those assets were selected, and typically assert claims under Section 11 of the Securities Act of 1933, state blue sky laws, and/or common-law misrepresentation-based causes of action.

The majority of these matters have been resolved through settlement or otherwise. As of December 31, 2015, the aggregate original purchase amount of the purchases at issue in the pending litigations was approximately \$1.2 billion, and the aggregate original purchase amount of the purchases covered by tolling agreements with investors threatening litigation was approximately \$500 million. Additional information concerning certain of these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 13-1729-II (Tenn. Ch. Ct.) (McCoy, C.), 650212/2012 (N.Y. Sup. Ct.) (Kornreich, J.), and 12 Civ. 3868 (S.D.N.Y.) (Forrest, J.).

Mortgage-Backed Security Repurchase Claims: Various parties to MBS securitizations and other interested parties have asserted that certain Citigroup affiliates breached representations and warranties made in connection with mortgage loans sold into securitization trusts (private-label securitizations). Typically, these claims are based on allegations that securitized mortgages were not underwritten in accordance with the applicable underwriting standards. Citigroup also has received numerous inquiries, demands for loan files, and requests to toll (extend) the applicable statutes of limitation for representation and warranty claims relating to its private-label securitizations. These inquiries, demands and requests have been made by trustees of securitization trusts and others.

On April 7, 2014, Citigroup entered into an agreement with 18 institutional investors represented by Gibbs & Bruns LLP regarding the resolution of representation and warranty repurchase claims related to certain legacy securitizations. Pursuant to the agreement, Citigroup made a binding offer to the trustees of 68 Citigroup-sponsored mortgage securitization trusts to pay \$1.125 billion to the trusts to resolve these claims, plus certain fees and expenses. The 68 trusts covered by the agreement represent all of the trusts established by Citigroup's legacy *Securities and Banking* business during 2005-2008 for which Citigroup affiliates made representations and warranties to the trusts. The trustees accepted the settlement for 64 trusts in whole, and four in part. Pursuant to the terms of the settlement agreement, the trustees' acceptance was subject to a judicial approval proceeding. On December 18, 2015, the court filed a decision and order approving the trustees' entry into the settlement and finding that the trustees, in entering the settlement, had exercised their authority reasonably and in good faith. Additional information concerning this proceeding is publicly available in court filings under the docket number 653902/2014 (N.Y. Sup. Ct.) (Friedman, J.).

To date, trustees have filed six actions against Citigroup seeking to enforce certain of these contractual repurchase claims that were excluded from the April 7, 2014 settlement in connection with four private-label securitizations. Citigroup has reached an agreement with the trustees to resolve three of these actions, and those actions were dismissed with prejudice on January 26, 2016. The remaining three actions are in various stages of discovery. In the aggregate, plaintiffs are

asserting repurchase claims in the remaining actions as to approximately 2,900 loans that were securitized into these three securitizations, as well as any other loans that are later found to have breached representations and warranties. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 2843 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 13 Civ. 6989 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 653816/2013 (N.Y. Sup. Ct.) (Kornreich, J.), 653919/2014 (N.Y. Sup. Ct.), 653929/2014 (N.Y. Sup. Ct.), and 653930/2014 (N.Y. Sup. Ct.).

Mortgage-Backed Securities Trustee Actions: On June 18, 2014, a group of investors in 48 RMBS trusts for which Citibank served or currently serves as trustee filed a complaint in New York State Supreme Court in BLACKROCK ALLOCATION TARGET SHARES: SERIES S. PORTFOLIO, ET AL. V. CITIBANK, N.A. The complaint, like those filed against other RMBS trustees, alleges that Citibank failed to pursue contractual remedies against securitization sponsors and servicers. This action was withdrawn without prejudice, effective December 17, 2014. On November 24, 2014, largely the same group of investors filed an action in the United States District Court for the Southern District of New York, captioned FIXED INCOME SHARES: SERIES M ET AL. V. CITIBANK N.A., alleging similar claims relating to 27 MBS trusts for which Citibank allegedly served or currently serves as trustee. On September 8, 2015, the United States District Court for the Southern District of New York dismissed all claims as to 24 of the 27 trusts and allowed certain of the claims to proceed as to the other three trusts. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 14-cv-9373 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

On November 24, 2015, largely the same group of investors filed another action in the New York State Supreme Court, captioned FIXED INCOME SHARES: SERIES M, ET AL. V. CITIBANK N.A., related to the 24 trusts dismissed from the federal court action and one additional trust, asserting claims similar to the original complaint filed in state court. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 653891/2015 (N.Y. Sup. Ct.) (Ramos, J.).

On August 19, 2015, the Federal Deposit Insurance Corporation as receiver for a financial institution filed a civil action against Citibank in the United States District Court for the Southern District of New York, captioned FEDERAL DEPOSIT INSURANCE CORPORATION AS RECEIVER FOR GUARANTY BANK V. CITIBANK N.A. The complaint concerns one RMBS trust for which Citibank formerly served as trustee, and alleges that Citibank failed to pursue contractual remedies against the sponsor and servicers of that trust. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15-cv-6574 (S.D.N.Y.) (Carter, J.).

Counterparty and Investor Actions

In 2010, Abu Dhabi Investment Authority (ADIA) commenced an arbitration (ADIA I) against Citigroup before the International Center for Dispute Resolution (ICDR), alleging statutory and common law claims in connection with

its \$7.5 billion investment in Citigroup in December 2007. ADIA sought rescission of the investment agreement or, in the alternative, more than \$4 billion in damages. On October 14, 2011, the arbitration panel issued a final award and statement of reasons finding in favor of Citigroup on all claims asserted by ADIA.

On March 4, 2013, the United States District Court for the Southern District of New York denied ADIA's petition to vacate the arbitration award and granted Citigroup's cross-petition to confirm. ADIA appealed and, on February 19, 2014, the United States Court of Appeals for the Second Circuit affirmed the judgment. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 12 Civ. 283 (S.D.N.Y.) (Daniels, J.), 13-1068-cv (2d Cir.), and 13-1500 (U.S.).

On August 20, 2013, ADIA commenced a second arbitration (ADIA II) against Citigroup before the ICDR, alleging common law claims arising out of the same investment at issue in ADIA I. On August 28, 2013, Citigroup filed a complaint against ADIA in the United States District Court for the Southern District of New York seeking to enjoin ADIA II on the ground that it is barred by the court's judgment confirming the arbitral award in ADIA I. On September 23, 2013, ADIA filed motions to dismiss Citigroup's complaint and to compel arbitration. On November 25, 2013, the court denied Citigroup's motion for a preliminary injunction and granted ADIA's motions to dismiss and to compel arbitration. On December 23, 2013, Citigroup appealed that ruling to the United States Court of Appeals for the Second Circuit. On January 14, 2015, the Second Circuit affirmed the district court's ruling. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 6073 (S.D.N.Y.) (Castel, J.) and 13-4825 (2d Cir.).

Alternative Investment Fund-Related Litigation and Other Matters

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in a putative class action lawsuit filed in October 2012 on behalf of investors in CSO Ltd., CSO US Ltd., and Corporate Special Opportunities Ltd., whose investments were managed indirectly by a Citigroup affiliate. Plaintiffs asserted a variety of state common law claims, alleging that they and other investors were misled into investing in the funds and, later, not redeeming their investments. The complaint sought to recover more than \$400 million on behalf of a putative class of investors. On August 10, 2015, the parties entered into an agreement providing for a class action settlement of the litigation. The court held a final settlement hearing on December 17, 2015 and entered an order approving the settlement on January 28, 2016. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 12-cv-7717 (S.D.N.Y.) (Woods, J.).

Auction Rate Securities-Related Litigation and Other Matters

Citigroup and Related Parties have been named as defendants in numerous actions and proceedings brought by Citigroup shareholders and purchasers or issuers of auction rate securities (ARS) and an issuer of variable rate demand

obligations, asserting federal and state law claims arising from the collapse of the market in 2008, which plaintiffs contend Citigroup and other ARS underwriters and broker-dealers foresaw or should have foreseen, but failed adequately to disclose. Many of these matters have been dismissed or settled. Most of the remaining matters are in arbitrations pending before FINRA.

Lehman Brothers Bankruptcy Proceedings

On February 8, 2012, Citibank and certain Citigroup affiliates were named as defendants in an adversary proceeding asserting objections to proofs of claim totaling approximately \$2.6 billion filed by Citibank and those affiliates, and claims under federal bankruptcy and state law to recover \$2 billion deposited by Lehman Brothers Holdings Inc. (LBHI) with Citibank against which Citibank asserts a right of setoff. Plaintiffs also sought avoidance of a \$500 million transfer and an amendment to a guarantee in favor of Citibank and other relief; plaintiffs dismissed, with prejudice, their claim to avoid the \$500 million transfer pursuant to a stipulation entered by the court on March 12, 2015. Plaintiffs filed various amended complaints asserting additional claims and factual allegations, and amending certain previously asserted claims.

Discovery related to the remaining claims is ongoing. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 12-01044 and 08-13555 (Bankr. S.D.N.Y.) (Chapman, J.).

On July 21, 2014, an adversary proceeding was filed on behalf of Lehman Brothers Finance AG against Citibank, Citibank Korea Inc. and CGMI, asserting that defendants improperly have withheld termination payments under certain derivatives contracts. An amended complaint was filed by plaintiff on August 6, 2014. Plaintiff seeks to recover approximately \$70 million, plus interest. Discovery is ongoing. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 14-02050 and 09-10583 (Bankr. S.D.N.Y.) (Chapman, J.).

Terra Firma Litigation

In December 2009, the general partners of two related private equity funds filed a complaint in New York state court, subsequently removed to the United States District Court for the Southern District of New York, asserting multi-billion-dollar claims against Citigroup and certain of its affiliates arising out of the May 2007 auction of the music company, EMI, in which Citigroup affiliates acted as advisor to EMI and as a lender to plaintiffs' acquisition vehicle. Following a jury trial, a verdict was returned in favor of Citigroup on November 4, 2010. Plaintiffs appealed from the entry of the judgment. On May 31, 2013, the United States Court of Appeals for the Second Circuit vacated the November 2010 jury verdict in favor of the defendants and ordered that the case be retried. On March 7, 2014, the parties stipulated to the dismissal of all remaining claims in the action, without prejudice to plaintiffs' rights to re-file those claims in England. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 09 Civ. 10459 (S.D.N.Y.) (Rakoff, J.) and 11-0126-cv (2d Cir.).

In August and September 2013, plaintiffs in the New York proceedings, together with their affiliates and principal, filed claims against CGMI, Citibank and Citigroup arising out of the EMI auction in the High Court of Justice, Queen's Bench Division and Manchester District Registry Mercantile Court in Manchester, England. The cases have since been transferred to the High Court of Justice, Queen's Bench Division, Commercial Court in London. On March 7, 2014, the parties to the separate proceedings filed by Terra Firma in 2013 before the High Court of Justice, Queen's Bench Division, consented to the service by plaintiffs of an amended complaint incorporating the claims that would have proceeded to trial in the United States District Court for the Southern District of New York in July 2014, had the New York action not been dismissed. A trial (which is based on allegations of fraudulent misrepresentations) is scheduled to begin in London on June 7, 2016. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the claim reference Terra Firma Investments (GP) 2 Ltd. & Ors v Citigroup Global Markets Ltd. & Ors (CL-2013-000293).

Tribune Company Bankruptcy

Certain Citigroup affiliates have been named as defendants in adversary proceedings related to the Chapter 11 cases of Tribune Company (Tribune) filed in the United States Bankruptcy Court for the District of Delaware, asserting claims arising out of the approximately \$11 billion leveraged buyout of Tribune in 2007. On August 2, 2013, the Litigation Trustee, as successor plaintiff to the Official Committee of Unsecured Creditors, filed a fifth amended complaint in the adversary proceeding *KIRSCHNER v. FITZSIMONS, ET AL.* The complaint seeks to avoid and recover as actual fraudulent transfers the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout. Several Citigroup affiliates are named as "Shareholder Defendants" and are alleged to have tendered Tribune stock to Tribune as a part of the buyout.

Several Citigroup affiliates are named as defendants in certain actions brought by Tribune noteholders, also seeking to recover the transfers of Tribune stock that occurred as a part of the leveraged buyout, as alleged state-law constructive fraudulent conveyances. Finally, Citigroup Global Markets Inc. (CGMI) has been named in a separate action as a defendant in connection with its role as advisor to Tribune. The noteholders' claims were previously dismissed, and an appeal to the United States Court of Appeals for the Second Circuit is pending. A motion to dismiss the action against CGMI in its role as advisor to Tribune is pending.

In the *FITZSIMONS* action, claims against certain Citigroup affiliates have been dismissed or reduced in amount by various orders. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 08-13141 (Bankr. D. Del.) (Carey, J.), 11 MD 02296 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.), 12 MC 2296 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.), and 13-3992 (2d Cir.).

Credit Default Swaps Matters

In April 2011, the European Commission (EC) opened an investigation (Case No COMP/39,745) into the credit default swap (CDS) industry. The scope of the investigation initially concerned the question of "whether 16 investment banks and Markit, the leading provider of financial information in the CDS market, have colluded and/or may hold and abuse a dominant position in order to control the financial information on CDS."

On July 2, 2013, the EC issued to Citigroup, CGMI, CGML, Citicorp North America Inc. and Citibank, as well as Markit, ISDA, and 12 other investment bank dealer groups, a statement of objections alleging that Citi and the other dealers colluded to prevent exchanges from entering the credit derivatives business in breach of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union. The statement of objections set forth the EC's preliminary conclusions, did not prejudice the final outcome of the case, and did not benefit from the review and consideration of Citi's arguments and defenses. Thereafter, Citi filed a reply and made oral submissions to the EC. On December 4, 2015, the EC informed Citi that it had closed its proceeding against Citi and the other investment bank dealer groups, without further action.

In July 2009 and September 2011, the Antitrust Division of the U.S. Department of Justice served Civil Investigative Demands (CIDs) on Citi concerning potential anticompetitive conduct in the CDS industry.

In addition, putative class action complaints were filed by various entities against Citigroup, CGMI and Citibank, among other defendants, alleging anticompetitive conduct in the CDS industry and asserting various claims under Sections 1 and 2 of the Sherman Act as well as a state law claim for unjust enrichment. On October 16, 2013, the U.S. Judicial Panel on Multidistrict Litigation centralized these putative class actions in the Southern District of New York for coordinated or consolidated pretrial proceedings before Judge Denise Cote. On September 30, 2015, the defendants, including Citigroup and Related Parties, entered into settlement agreements to settle all claims of the putative class, and on October 29, 2015, the court granted plaintiffs' motion for preliminary approval of the proposed settlements. Additional information relating to this action is publicly available in court filings under the docket number 13 MD 2476 (S.D.N.Y.) (Cote, J.).

Foreign Exchange Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S. and in other jurisdictions are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's foreign exchange business. Citigroup is fully cooperating with these and related investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: Numerous foreign exchange dealers, including Citigroup and Citibank, are named as defendants in putative class actions that are proceeding on a consolidated basis in the United States District Court for the Southern District of New York under the caption *IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTITRUST LITIGATION*. The plaintiffs in these actions allege that the defendants colluded to manipulate the

WM/Reuters rate (WMR), thereby causing the putative classes to suffer losses in connection with WMR-based financial instruments. The plaintiffs assert federal and state antitrust claims and claims for unjust enrichment, and seek compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief. On March 31, 2014, plaintiffs in the putative class actions filed a consolidated amended complaint.

Citibank, Citigroup, and Citibank Korea Inc., as well as numerous other foreign exchange dealers, were named as defendants in a putative class action captioned *SIMMTECH CO. v. BARCLAYS BANK PLC, ET AL. (SIMMTECH)* that was proceeding before the same court. The plaintiff sought to represent a putative class of persons who traded foreign currency with the defendants in Korea, alleging that the class suffered losses as a result of the defendants' alleged WMR manipulation. The plaintiff asserted federal and state antitrust claims, and sought compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief.

Additionally, Citibank and Citigroup, as well as numerous other foreign exchange dealers, were named as defendants in a putative class action captioned *LARSEN v. BARCLAYS BANK PLC, ET AL. (LARSEN)*, that was proceeding before the same court. The plaintiff sought to represent a putative class of persons or entities in Norway who traded foreign currency with defendants, alleging that the class suffered losses as a result of defendants' alleged WMR manipulation. The plaintiff asserted federal antitrust and unjust enrichment claims, and sought compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief.

Citigroup and Citibank, along with other defendants, moved to dismiss all of these actions. On January 28, 2015, the court issued an opinion and order denying the motion as to the *IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTI-TRUST LITIGATION* plaintiffs, but dismissing the claims of the *SIMMTECH* and *LARSEN* plaintiffs in their entirety on the grounds that their federal claims were barred by the Foreign Trade Antitrust Improvements Act and their state claims had an insufficient nexus to New York. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 13 Civ. 7789, 13 Civ. 7953, and 14 Civ. 1364 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

Additional actions have been consolidated in the *IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTI-TRUST LITIGATION* proceeding, including lawsuits brought by, or on behalf of putative classes of, investors that transacted in exchange-traded foreign exchange futures contracts and/or options on foreign exchange futures contracts on certain exchanges. The plaintiffs allege that they suffered losses as a result of the defendants' alleged manipulation of, and collusion with respect to, the foreign exchange market. The plaintiffs allege violations of the Commodity Exchange Act, the Sherman Act, and/or the Clayton Act, and seek compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief.

On December 15, 2015, the court entered an order preliminarily approving a proposed settlement between the Citi defendants and classes of plaintiffs who traded foreign exchange instruments in the spot market and on exchanges.

The proposed settlement provides for the Citi defendants to receive a release in exchange for a payment of \$394 million (which was made on December 18, 2015) plus a separate payment of \$8 million (which is due upon final approval of the settlement by the court).

Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the following docket numbers: 15 Civ. 1350; 15 Civ. 2705; 15 Civ. 4230; 15 Civ. 4436; and 15 Civ. 4926 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

On May 21, 2015, an action captioned *NYPL v. JPMORGAN CHASE & CO., ET AL.* was brought in the United States District Court for the Northern District of California against Citigroup, as well as numerous other foreign exchange dealers. The plaintiff seeks to represent a putative class of "consumers and businesses in the United States who directly purchased supra-competitive foreign currency exchange rates" from defendants for their end use. The plaintiff filed an amended complaint on June 11, 2015, alleging violations of the Sherman Act, and seeking compensatory damages, treble damages and declaratory and injunctive relief. On November 9, 2015, the court granted the defendants' motion to transfer the action to the United States District Court for the Southern District of New York for possible consolidation with *IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTI-TRUST LITIGATION*. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket numbers 15 Civ. 2290 (N.D. Cal.) (Chhabria, J.) and 15 Civ. 9300 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

On June 3, 2015, an action captioned *ALLEN v. BANK OF AMERICA CORPORATION, ET AL.* was brought in the United States District Court for the Southern District of New York against Citigroup, as well as numerous other foreign exchange dealers. The plaintiff seeks to represent a putative class of participants, beneficiaries, and named fiduciaries of qualified Employee Retirement Income Security Act (ERISA) plans for whom a defendant provided foreign exchange transactional services or authorized or permitted foreign exchange transactional services involving a plan's assets in connection with its exercise of authority or control regarding an ERISA plan. The plaintiff alleges violations of ERISA, and seeks compensatory damages, restitution, disgorgement and declaratory and injunctive relief. On June 29, 2015, *ALLEN* was consolidated with *IN RE FOREIGN EXCHANGE BENCHMARK RATES ANTI-TRUST LITIGATION* for discovery purposes only. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15 Civ. 4285 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.).

In September 2015, putative class actions captioned *BELAND v. ROYAL BANK OF CANADA, ET AL.* and *STAINES v. ROYAL BANK OF CANADA, ET AL.* were filed in the Quebec Superior Court of Justice and the Ontario Superior Court of Justice, respectively, against Citigroup and Related Parties, as well as numerous other foreign exchange dealers. Plaintiffs allege that defendants conspired to fix the prices and supply of currency purchased in the foreign exchange market, and that this manipulation caused investors to pay inflated rates for currency and/or to receive deflated rates for currency. Plaintiffs assert claims under the Canadian

Competition Act and the Quebec Civil Code and/or for civil conspiracy, unjust enrichment and waiver of tort. Plaintiffs seek compensatory and punitive damages, or disgorgement, on behalf of putative classes of all persons in Quebec or in Canada who entered into a foreign exchange instrument or participated in a fund or investment vehicle that entered into a foreign exchange instrument between January 1, 2003 and December 31, 2013. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers 200-06-000189-152 (C.S.Q. Quebec) and CV-15-536174 (Ont. S.C.J.).

On September 16, 2015, an action captioned *NEGRETE v. CITIBANK, N.A.* was filed in the United States District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs allege that Citibank, N.A. engaged in conduct in connection with plaintiffs' foreign exchange trading that caused them losses. Plaintiffs assert claims for fraud, breach of contract, and negligence, and seek compensatory damages, punitive damages and injunctive relief. On November 17, 2015, Citi filed a motion to dismiss and a motion to stay discovery pending resolution of the motion to dismiss. On December 7, 2015, the court granted Citi's motion for a stay of discovery. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15 Civ. 7250 (S.D.N.Y.) (Sweet, J.).

Derivative Actions and Related Proceedings: In June 2015, Citigroup was named as a defendant in *IRA FOR THE BENEFIT OF VICTORIA SHAEV V. CITIGROUP INC.* The complaint was filed by a putative stockholder in New York Supreme Court seeking to inspect Citigroup's books and records pursuant to Section 220 of Chapter 8 of the Delaware Corporations Law with regard to various matters, including Citigroup's participation and activity in foreign exchange markets. On January 26, 2016, the court granted Citigroup's motion to dismiss the complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 652339/2015 (N.Y. Sup. Ct.).

Interbank Offered Rates-Related Litigation and Other Matters

Regulatory Actions: The CFTC and a consortium of state attorneys general, as well as government and regulatory agencies in other jurisdictions, are conducting investigations or making inquiries regarding submissions made by panel banks to bodies that publish various interbank offered rates and other benchmark rates. As members of a number of such panels, Citigroup subsidiaries have received requests for information and documents. Citigroup is cooperating with the investigations and inquiries and is responding to the requests.

Antitrust and Other Litigation: Citigroup and Citibank, along with other U.S. Dollar (USD) LIBOR panel banks, are defendants in a multi-district litigation (MDL) proceeding before the United States District Court for the Southern District of New York captioned *IN RE LIBOR-BASED FINANCIAL INSTRUMENTS ANTITRUST LITIGATION* (the LIBOR MDL). Consolidated amended complaints were filed on behalf of two separate putative classes of plaintiffs: (i) over-the-counter (OTC) purchasers of derivative instruments tied to USD LIBOR; and (ii) purchasers of exchange-traded

derivative instruments tied to USD LIBOR. Each of these putative classes alleges that the panel bank defendants conspired to suppress USD LIBOR: (i) OTC purchasers assert claims under the Sherman Act and for unjust enrichment and breach of the implied covenant of good faith and fair dealing; and (ii) purchasers of exchange-traded derivative instruments assert claims under the Commodity Exchange Act and the Sherman Act and for unjust enrichment. Individual actions commenced by various Charles Schwab entities also were consolidated into the LIBOR MDL. The plaintiffs seek compensatory damages and restitution for losses caused by the alleged violations, as well as treble damages under the Sherman Act. The Schwab and OTC plaintiffs also seek injunctive relief.

Additional actions have been consolidated in the LIBOR MDL proceeding, including (i) lawsuits filed by, or on behalf of putative classes of, community and other banks, savings and loans institutions, credit unions, municipalities and purchasers and holders of LIBOR-linked financial products; and (ii) lawsuits filed by putative classes of lenders and adjustable rate mortgage borrowers. The plaintiffs allege that defendant panel banks artificially suppressed USD LIBOR in violation of applicable law and seek compensatory and other damages.

Additional information relating to these actions is publicly available in court filings under the following docket numbers: 12 Civ. 4205; 12 Civ. 5723; 12 Civ. 5822; 12 Civ. 6056; 12 Civ. 6693; 12 Civ. 7461; 13 Civ. 346; 13 Civ. 407; 13 Civ. 1016; 13 Civ. 1456; 13 Civ. 1700; 13 Civ. 2262; 13 Civ. 2297; 13 Civ. 4018; 13 Civ. 7720; 14 Civ. 146 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.); 12 Civ. 6294 (E.D.N.Y.) (Seybert, J.); 12 Civ. 6571 (N.D. Cal.) (Conti, J.); 12 Civ. 10903 (C.D. Cal.) (Snyder, J.); 13 Civ. 48 (S.D. Cal.) (Sammartino, J.); 13 Civ. 62 (C.D. Cal.) (Phillips, J.); 13 Civ. 106 (N.D. Cal.) (Beller, J.); 13 Civ. 108 (N.D. Cal.) (Ryu, J.); 13 Civ. 109 (N.D. Cal.) (Laporte, J.); 13 Civ. 122 (C.D. Cal.) (Bernal, J.); 13 Civ. 334; 13 Civ. 335 (S.D. Iowa) (Pratt, J.); 13 Civ. 342 (E.D. Va.) (Brinkema, J.); 13 Civ. 1466 (S.D. Cal.) (Lorenz, J.); 13 Civ. 1476 (E.D. Cal.) (Mueller, J.); 13 Civ. 2149 (S.D. Tex.) (Hoyt, J.); 13 Civ. 2244 (N.D. Cal.) (Hamilton, J.); 13 Civ. 2921 (N.D. Cal.) (Chesney, J.); 13 Civ. 2979 (N.D. Cal.) (Tigar, J.); 13 Civ. 4352 (E.D. Pa.) (Restrepo, J.); 13 Civ. 5278 (N.D. Cal.) (Vadas, J.); 15 Civ. 1334 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.); and 15 Civ. 2973 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.).

On August 4, 2015, the court in *IN RE LIBOR-BASED FINANCIAL INSTRUMENTS ANTITRUST LITIGATION* granted in part defendants' motions to dismiss various individual actions that were previously stayed, dismissing plaintiffs' antitrust claims for failure to state a claim, and holding that plaintiffs cannot pursue certain other claims based on lack of personal jurisdiction or the operation of the applicable statute of limitations. The court allowed certain of plaintiffs' claims for common law fraud, breach of contract, unjust enrichment and tortious interference to proceed. On October 8, 2015, the City of Philadelphia and the Pennsylvania Intergovernmental Cooperation Authority amended their complaint in response to the court's August 4, 2015 decision. Additional information concerning these

actions is publicly available in court filings under the docket number 11 MD 2262 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.).

On June 30, 2014, the United States Supreme Court granted a petition for a writ of certiorari in *GELBOIM, ET AL. v. BANK OF AMERICA CORP., ET AL.* with respect to the dismissal by the United States Court of Appeals for the Second Circuit of an appeal by the plaintiff class of indirect OTC purchasers of U.S. debt securities. On January 21, 2015, the Supreme Court ruled that, contrary to the Second Circuit's opinion, the plaintiffs had a right to appeal, and remanded the case to the Second Circuit for consideration of the plaintiffs' appeal on the merits. The Second Circuit heard oral argument on November 13, 2015. Additional information concerning this appeal is publicly available in court filings under the docket numbers 13-3565 (2d Cir.), 13-3636 (2d Cir.), and 13-1174 (U.S.).

Citigroup and Citibank, along with other USD LIBOR panel banks, also are named as defendants in an individual action filed in the United States District Court for the Southern District of New York on February 13, 2013, captioned *7 WEST 57th STREET REALTY CO. v. CITIGROUP, INC., ET AL.* The plaintiff alleges that the defendant panel banks manipulated USD LIBOR to keep it artificially high and that this manipulation affected the value of plaintiffs' OTC municipal bond portfolio in violation of federal and state antitrust laws and federal RICO law. The plaintiff seeks compensatory damages, treble damages where authorized by statute, and declaratory relief. On March 31, 2015, the United States District Court for the Southern District of New York dismissed this action. On June 1, 2015, the plaintiff moved for leave to file a second amended complaint. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 13 Civ. 981 (Gardephe, J.).

On May 2, 2014, plaintiffs in the class action *SULLIVAN v. BARCLAYS PLC, ET AL.*, pending in the United States District Court for the Southern District of New York filed a second amended complaint naming Citigroup and Citibank, N.A. as defendants. Plaintiffs claim to have suffered losses as a result of purported EURIBOR manipulation and assert claims under the Commodity Exchange Act, the Sherman Act and the federal RICO law, and for unjust enrichment. On September 11, 2014, the court granted the U.S. Department of Justice's motion to stay discovery for eight months, until May 12, 2015. Plaintiffs filed a fourth amended complaint on August 13, 2015. Defendants filed a motion to dismiss on October 14, 2015. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 13 Civ. 2811 (S.D.N.Y.) (Castel, J.).

Interchange Fees Litigation

Beginning in 2005, several putative class actions were filed against Citigroup and Related Parties, together with Visa, MasterCard and other banks and their affiliates, in various federal district courts and consolidated with other related cases in a multi-district litigation proceeding before Judge Gleeson in the United States District Court for the Eastern District of New York (Interchange MDL). This proceeding is captioned *IN RE PAYMENT CARD INTERCHANGE FEE AND MERCHANT DISCOUNT ANTITRUST LITIGATION*.

The plaintiffs, merchants that accept Visa- and MasterCard-branded payment cards as well as membership associations that claim to represent certain groups of merchants, allege, among other things, that defendants have engaged in conspiracies to set the price of interchange and merchant discount fees on credit and debit card transactions and to restrain trade through various Visa and MasterCard rules governing merchant conduct, all in violation of Section 1 of the Sherman Act and certain California statutes. Supplemental complaints also have been filed against defendants in the putative class actions alleging that Visa's and MasterCard's respective initial public offerings were anticompetitive and violated Section 7 of the Clayton Act, and that MasterCard's initial public offering constituted a fraudulent conveyance.

On January 14, 2014, the court entered a final judgment approving the terms of a class settlement providing for, among other things, a total payment to the class of \$6.05 billion; a rebate to merchants participating in the damages class settlement of 10 basis points on interchange collected for a period of eight months by the Visa and MasterCard networks; and changes to certain network rules.

On July 28, 2015, various objectors to the class settlement filed motions in the U.S. District Court to vacate the court's prior approval of the class settlement, alleging improprieties by two of the lawyers involved in the Interchange MDL. Various objectors appealed from the final class settlement approval order with the United States Court of Appeals for the Second Circuit, which heard oral argument regarding the appeals on September 28, 2015. Additional information concerning these consolidated actions is publicly available in court filings under the docket number MDL 05-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.) and 12-4671 (2d Cir.).

Numerous merchants, including large national merchants, have requested exclusion from the class settlements, and some of those opting out have filed complaints against Visa, MasterCard, and in some instances one or more issuing banks. One of these suits, *7-ELEVEN, INC., ET AL. v. VISA INC., ET AL.*, brought on behalf of numerous individual merchants, names Citigroup as a defendant. On December 5, 2014, the Interchange MDL, including the opt-out cases, was transferred from Judge Gleeson to Judge Brodie. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers MDL 05-1720 (E.D.N.Y.) (Brodie, J.).

ISDAFIX-Related Litigation and Other Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S., including the CFTC, are conducting investigations or making inquiries concerning submissions for the global benchmark for fixed interest rate swaps (ISDAFIX) and trading in products that reference ISDAFIX. Citigroup is fully cooperating with these and related investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation. Beginning in September 2014, various plaintiffs filed putative class action complaints in the United States District Court for the Southern District of New York against Citigroup and other U.S. dollar (USD) ISDAFIX panel banks, which are proceeding on a consolidated basis. On February 12, 2015, plaintiffs filed an amended complaint alleging that the defendants colluded to manipulate ISDAFIX, thereby causing the putative class to suffer losses in connection with USD interest rate derivatives purchased from the defendants. Plaintiffs assert federal and various common law claims and seek compensatory damages, treble damages where authorized by statute, restitution and declaratory and injunctive relief. On April 13, 2015, defendants filed a motion to dismiss the claims in plaintiffs' amended consolidated complaint. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the consolidated lead docket number 14 Civ. 7126 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

Money Laundering Inquiries

Regulatory Actions: Citigroup and Related Parties, including Citigroup's indirect, wholly owned subsidiary Banamex USA (BUSA), a California state-chartered bank, have received grand jury subpoenas issued by the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts concerning, among other issues, policies, procedures and activities related to BUSA, Citibank and related parties' compliance with Bank Secrecy Act (BSA) and anti-money laundering (AML) requirements under applicable federal laws and banking regulations. Citigroup and BUSA also have received inquiries and requests for information from other regulators, including the Financial Crimes Enforcement Network, concerning BSA- and AML-related issues. Citigroup is cooperating fully with these inquiries.

Citibank has received a subpoena from the United States Attorney for the Eastern District of New York in connection with its investigation of alleged bribery, corruption and money laundering associated with the Federation Internationale de Football Association (FIFA), and the potential involvement of financial institutions in that activity. The subpoena requests information relating to, among other things, banking relationships and transactions at Citibank and its affiliates associated with certain individuals and entities identified as having had involvement with the alleged corrupt conduct. Citi is cooperating with the authorities in this matter.

Derivative Actions and Related Proceedings: On September 22, 2015, a derivative action captioned FIREMAN'S RETIREMENT SYSTEM OF ST. LOUIS, ET AL. v. CORBAT, ET AL., was filed in the United States District Court for the Southern District of New York on behalf of Citigroup (as nominal defendant) against certain of

Citigroup's and certain of its affiliates' present and former directors and officers. The plaintiffs asserted claims derivatively for violation of Section 14(a) of the Securities Exchange Act of 1934, breach of fiduciary duty, waste of corporate assets, and unjust enrichment in connection with the defendants' alleged failure to exercise appropriate oversight and management of BSA and AML, laws and regulations and related consent decrees concerning Citigroup's subsidiaries Banco Nacional de Mexico, or Banamex, and BUSA. On December 14, 2015, plaintiffs, with the permission of the court, filed an amended complaint naming additional present and former directors and officers of Citigroup affiliates as defendants. Defendants' motion to dismiss the amended complaint was filed on January 22, 2016. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number 15 Civ. 7501 (S.D.N.Y.) (Furman, J.).

Oceanografia Fraud and Related Matters

Regulatory Actions: As a result of Citigroup's announcement in the first quarter of 2014 of a fraud discovered in a Petróleos Mexicanos (Pemex) supplier program involving Oceanografia SA de CV (OSA), a Mexican oil services company and a key supplier to Pemex, the SEC commenced a formal investigation and the U.S. Department of Justice requested information regarding Banamex's dealings with OSA. The SEC inquiry has included requests for documents and witness testimony. Citi continues to cooperate fully with these inquiries.

Derivative Actions and Related Proceedings: Beginning in April 2014, Citigroup has been named as a defendant in two complaints filed by its stockholders seeking to inspect Citigroup's books and records pursuant to Section 220 of Chapter 8 of the Delaware Corporations Law with regard to various matters, including the OSA fraud. On April 24, 2015, in the action brought by Oklahoma Firefighters Pension & Retirement System, the Court of Chancery issued a decision adopting the Master in Chancery's September 30, 2014 recommendation granting in part and denying in part plaintiff's request to inspect Citigroup's books and records. On May 5, 2015, Citigroup answered a similar complaint filed by Key West Municipal Firefighters & Police Officers' Retirement Trust Fund. Additional information concerning these actions is publicly available in court filings under the docket numbers C.A. No. 9587-ML (Del. Ch.) (LeGrow, M.) and C.A. No. 10468-ML (Del. Ch.) (LeGrow, M.).

Parmalat Litigation and Related Matters

On July 29, 2004, Dr. Enrico Bondi, the Extraordinary Commissioner appointed under Italian law to oversee the administration of various Parmalat companies, filed a complaint in New Jersey state court against Citigroup and Related Parties, alleging, among other things, that the defendants "facilitated" a number of frauds by Parmalat insiders. On October 20, 2008, following trial, a jury rendered a verdict in Citigroup's favor on Parmalat's claims and in favor of Citibank, N.A. on three counterclaims. Parmalat has exhausted all appeals, and the judgment is now final. Additional information concerning this action is publicly available in court filings under the docket number

A-2654-08T2 (N.J. Sup. Ct.). Following the jury verdict awarding \$431 million in damages on Citigroup's counterclaim, Citigroup has taken steps to enforce that judgment in the Italian courts. On August 29, 2014, the Court of Appeal of Bologna affirmed the decision in the full amount of \$431 million, to be paid in Parmalat shares. Parmalat has appealed the judgment to the Italian Supreme Court.

Prosecutors in Parma and Milan, Italy, brought criminal proceedings against certain current and former Citigroup employees (along with numerous other investment banks and certain of their current and former employees, as well as former Parmalat officers and accountants). On April 18, 2011, the Milan criminal court acquitted the sole Citigroup defendant of market-rigging charges. The Milan prosecutors appealed part of that judgment and sought administrative remedies against Citigroup under Italian Administrative Law 231. On February 5, 2014, the Milan Court of Appeal restricted the remedy to an administrative fine of €500,000, which was later upheld by the Italian Supreme Court.

Additionally, the Parmalat administrator filed a purported civil complaint against Citigroup in the context of the Parma criminal proceedings. On March 5, 2015, the Parma criminal court accepted plea bargain agreements from each of the defendants (eight current and former Citigroup employees) and closed the criminal proceedings that had been commenced by prosecutors in Parma. As a result of the agreements entered into by the individuals, the Parma criminal court was no longer able to hear the civil complaint filed by the Parmalat administrator against Citigroup. On June 16, 2015, the Parmalat administrator refilled the claim in an Italian civil court in Milan, this time claiming damages of €1.8 billion against Citigroup and Related Parties and other financial institutions. A preliminary hearing in this new Milan proceeding is scheduled for April 19, 2016.

Regulatory Review of Student Loan Servicing

Citibank is currently subject to regulatory investigation concerning certain student loan servicing practices. Citibank is cooperating with the investigation. Similar servicing practices have been the subject of an enforcement action against at least one other institution. In light of that action and the current regulatory focus on student loans, regulators may order that Citibank remediate customers and/or impose penalties or other relief.

Sovereign Securities Matters

Regulatory Actions: Government and regulatory agencies in the U.S. and in other jurisdictions are conducting investigations or making inquiries regarding Citigroup's sales and trading activities in connection with sovereign securities. Citigroup is fully cooperating with these investigations and inquiries.

Antitrust and Other Litigation: Beginning in July 2015, CitiMI, along with numerous other U.S. Treasury primary dealer banks, have been named as defendants in a number of substantially similar putative class actions involving allegations that they colluded to manipulate U.S. Treasury securities markets. The actions are based upon the defendants' roles as registered primary dealers of U.S. Treasury securities

and assert claims of alleged collusion under the antitrust laws and manipulation under the Commodity Exchange Act. These actions were filed in the United States District Court for the Southern District of New York, the Northern District of Illinois, the Southern District of Alabama and the District of the Virgin Islands.

In December 2015, the cases were consolidated before Judge Paul G. Gardephe in the United States District Court for the Southern District of New York by the Judicial Panel on Multidistrict Litigation. Additional information relating to these actions is publicly available in court filings under the docket number: 15-MD-2673 (S.D.N.Y.) (Gardephe, J.).

Settlement Payments

Payments required in settlement agreements described above have been made or are covered by existing litigation accruals.

29. CONDENSED CONSOLIDATING FINANCIAL STATEMENTS

Citigroup expects to amend its Registration Statement on Form S-3 with the SEC (File No. 33-192302) to add its wholly owned subsidiary, Citigroup Global Markets Holdings Inc. (CGMH), as a co-registrant. Any securities issued by CGMH under the Form S-3 will be fully and unconditionally guaranteed by Citigroup.

The following are the Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income for the years ended December 31, 2015, 2014 and 2013, Condensed Consolidating Balance Sheet as of December 31, 2015 and 2014 and Condensed Consolidating Statement of Cash Flows for the years ended December 31, 2015, 2014 and 2013 for Citigroup Inc., the parent holding company (Citigroup parent company), CGMH, other Citigroup subsidiaries and eliminations and total consolidating adjustments. "Other Citigroup subsidiaries and eliminations" includes all other subsidiaries of Citigroup, intercompany eliminations and income (loss) from discontinued operations. "Consolidating adjustments" includes Citigroup parent company elimination of distributed and undistributed income of subsidiaries and investment in subsidiaries.

These Condensed Consolidating Financial Statements have been prepared and presented in accordance with SEC Regulation S-X Rule 3-10, "Financial Statements of Guarantors and Issuers of Guaranteed Securities Registered or Being Registered."

These Condensed Consolidating Financial Statements schedules are presented for purposes of additional analysis, but should be considered in relation to the Consolidated Financial Statements of Citigroup taken as a whole.

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

	Year ended December 31, 2015				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 13,500	\$ —	\$ —	\$ (13,500)	\$ —
Interest revenue	9	4,389	54,153	—	58,551
Interest revenue—intercompany	2,880	272	(3,152)	—	—
Interest expense	4,563	997	6,361	—	11,921
Interest expense—intercompany	(475)	1,295	(820)	—	—
Net interest revenue	\$ (1,199)	\$ 2,369	\$ 45,460	\$ —	\$ 46,630
Commissions and fees	\$ —	\$ 4,854	\$ 6,994	\$ —	\$ 11,848
Commissions and fees—intercompany	—	214	(214)	—	—
Principal transactions	1,012	10,365	(5,369)	—	6,008
Principal transactions—intercompany	(1,733)	(8,709)	10,442	—	—
Other income	3,294	426	8,148	—	11,868
Other income—intercompany	(3,054)	1,079	1,975	—	—
Total non-interest revenues	\$ (481)	\$ 8,229	\$ 21,976	\$ —	\$ 29,724
Total revenues, net of interest expense	\$ 11,820	\$ 10,598	\$ 67,436	\$ (13,500)	\$ 76,354
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 7,913	\$ —	\$ 7,913
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ (58)	\$ 5,003	\$ 16,824	\$ —	\$ 21,769
Compensation and benefits—intercompany	59	—	(59)	—	—
Other operating	271	1,948	19,627	—	21,846
Other operating—intercompany	247	1,164	(1,411)	—	—
Total operating expenses	\$ 519	\$ 8,115	\$ 34,981	\$ —	\$ 43,615
Income (loss) before income taxes and equity in undistributed income of subsidiaries	\$ 11,301	\$ 2,483	\$ 24,542	\$ (13,500)	\$ 24,826
Provision (benefit) for income taxes	(1,340)	537	8,243	—	7,440
Equity in undistributed income of subsidiaries	4,601	—	—	(4,601)	—
Income (loss) from continuing operations	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,299	\$ (18,101)	\$ 17,386
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	(54)	—	(54)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 17,242	\$ 1,946	\$ 16,245	\$ (18,101)	\$ 17,332
Net income attributable to noncontrolling interests	—	9	81	—	90
Net income (loss) after attribution of noncontrolling interests	\$ 17,242	\$ 1,937	\$ 16,164	\$ (18,101)	\$ 17,242
Comprehensive income					
Other comprehensive income (loss)	\$ (6,128)	\$ (125)	\$ (6,367)	\$ 6,492	\$ (6,128)
Comprehensive income	\$ 11,114	\$ 1,812	\$ 9,797	\$ (11,609)	\$ 11,114

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

In millions of dollars	Year ended December 31, 2014				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 8,900	\$ —	\$ —	\$ (8,900)	\$ —
Interest revenue	12	4,210	57,461	—	61,683
Interest revenue—intercompany	3,109	144	(3,253)	—	—
Interest expense	5,055	1,010	7,625	—	13,690
Interest expense—intercompany	(618)	1,258	(640)	—	—
Net interest revenue	\$ (1,316)	\$ 2,086	\$ 47,223	\$ —	\$ 47,993
Commissions and fees	\$ —	\$ 5,185	\$ 7,847	\$ —	\$ 13,032
Commissions and fees—intercompany	—	95	(95)	—	—
Principal transactions	13	(1,115)	7,800	—	6,698
Principal transactions—intercompany	(672)	3,822	(3,150)	—	—
Other income	1,037	425	8,034	—	9,496
Other income—intercompany	(131)	1,206	(1,075)	—	—
Total non-interest revenues	\$ 247	\$ 9,618	\$ 19,361	\$ —	\$ 29,226
Total revenues, net of interest expense	\$ 7,831	\$ 11,704	\$ 66,584	\$ (8,900)	\$ 77,219
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ —	\$ 7,467	\$ —	\$ 7,467
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ 158	\$ 5,156	\$ 18,645	\$ —	\$ 23,959
Compensation and benefits—intercompany	38	—	(38)	—	—
Other operating	1,572	6,082	23,438	—	31,092
Other operating—intercompany	212	1,651	(1,863)	—	—
Total operating expenses	\$ 1,980	\$ 12,889	\$ 40,182	\$ —	\$ 55,051
Income (loss) before income taxes and equity in undistributed income of subsidiaries	\$ 5,851	\$ (1,185)	\$ 18,935	\$ (8,900)	\$ 14,701
Provision (benefit) for income taxes	(643)	600	7,240	—	7,197
Equity in undistributed income of subsidiaries	816	—	—	(816)	—
Income (loss) from continuing operations	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,695	\$ (9,716)	\$ 7,504
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	(2)	—	(2)
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 7,310	\$ (1,785)	\$ 11,693	\$ (9,716)	\$ 7,502
Net income attributable to noncontrolling interests	—	8	184	—	192
Net income (loss) after attribution of noncontrolling interests	\$ 7,310	\$ (1,793)	\$ 11,509	\$ (9,716)	\$ 7,310
Comprehensive income					
Other comprehensive income (loss)	\$ (4,083)	\$ 194	\$ (4,760)	\$ 4,566	\$ (4,083)
Comprehensive income	\$ 3,227	\$ (1,599)	\$ 6,749	\$ (5,150)	\$ 3,227

Condensed Consolidating Statements of Income and Comprehensive Income

	Year ended December 31, 2013				
	Citigroup parent company	CGMH	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Revenues					
Dividends from subsidiaries	\$ 13,044	\$ —	\$ —	\$ (13,044)	\$ —
Interest revenue	14	4,475	58,481	—	62,970
Interest revenue—intercompany	3,220	159	(3,379)	—	—
Interest expense	5,995	1,067	9,115	—	16,177
Interest expense—intercompany	(436)	1,425	(989)	—	—
Net interest revenue	\$ (2,325)	\$ 2,142	\$ 46,976	\$ —	\$ 46,793
Commissions and fees	\$ —	\$ 4,871	\$ 8,070	\$ —	\$ 12,941
Commissions and fees—intercompany	—	27	(27)	—	—
Principal transactions	(257)	389	7,170	—	7,302
Principal transactions—intercompany	(387)	1,491	(1,104)	—	—
Other income	3,770	571	5,347	—	9,688
Other income—intercompany	(2,987)	928	2,059	—	—
Total non-interest revenues	\$ 139	\$ 8,277	\$ 21,515	\$ —	\$ 29,931
Total revenues, net of interest expense	\$ 10,858	\$ 10,419	\$ 68,491	\$ (13,044)	\$ 76,724
Provisions for credit losses and for benefits and claims	\$ —	\$ 18	\$ 8,496	\$ —	\$ 8,514
Operating expenses					
Compensation and benefits	\$ 136	\$ 5,169	\$ 18,662	\$ —	\$ 23,967
Compensation and benefits—intercompany	52	—	(52)	—	—
Other operating	474	3,461	20,506	—	24,441
Other operating—intercompany	189	2,856	(3,045)	—	—
Total operating expenses	\$ 851	\$ 11,486	\$ 36,071	\$ —	\$ 48,408
Income (loss) before income taxes and equity in undistributed income of subsidiaries	\$ 10,007	\$ (1,085)	\$ 23,924	\$ (13,044)	\$ 19,802
Provision (benefit) for income taxes	(1,638)	(249)	8,073	—	6,186
Equity in undistributed income of subsidiaries	2,014	—	—	(2,014)	—
Income (loss) from continuing operations	\$ 13,659	\$ (836)	\$ 15,851	\$ (15,058)	\$ 13,616
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	—	—	270	—	270
Net income (loss) before attribution of noncontrolling interests	\$ 13,659	\$ (836)	\$ 16,121	\$ (15,058)	\$ 13,886
Net income attributable to noncontrolling interests	—	25	202	—	227
Net income (loss) after attribution of noncontrolling interests	\$ 13,659	\$ (861)	\$ 15,919	\$ (15,058)	\$ 13,659
Comprehensive income					
Other comprehensive income (loss)	\$ (2,237)	\$ (139)	\$ (3,138)	\$ 3,277	\$ (2,237)
Comprehensive income	\$ 11,422	\$ (1,000)	\$ 12,781	\$ (11,781)	\$ 11,422

Condensed Consolidating Balance Sheet

	December 31, 2015				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Assets					
Cash and due from banks	\$ —	\$ 592	\$ 20,308	\$ —	\$ 20,900
Cash and due from banks—intercompany	124	1,403	(1,527)	—	—
Federal funds sold and resale agreements	—	178,178	41,497	—	219,675
Federal funds sold and resale agreements—intercompany	—	15,035	(15,035)	—	—
Trading account assets	(8)	124,731	125,233	—	249,956
Trading account assets—intercompany	1,032	1,765	(2,797)	—	—
Investments	484	402	342,069	—	342,955
Loans, net of unearned income	—	1,068	616,549	—	617,617
Loans, net of unearned income—intercompany	—	—	—	—	—
Allowance for loan losses	—	(3)	(12,623)	—	(12,626)
Total loans, net	\$ —	\$ 1,065	\$ 603,926	\$ —	\$ 604,991
Advances to subsidiaries	\$ 104,405	\$ —	\$ (104,405)	\$ —	\$ —
Investments in subsidiaries	221,362	—	—	(221,362)	—
Other assets ⁽¹⁾	25,819	36,860	230,054	—	292,733
Other assets—intercompany	58,207	30,737	(88,944)	—	—
Total assets	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210
Liabilities and equity					
Deposits	\$ —	\$ —	\$ 907,887	\$ —	\$ 907,887
Deposits—intercompany	—	—	—	—	—
Federal funds purchased and securities loaned or sold	—	122,459	24,037	—	146,496
Federal funds purchased and securities loaned or sold—intercompany	185	22,042	(22,227)	—	—
Trading account liabilities	—	62,386	55,126	—	117,512
Trading account liabilities—intercompany	1,036	2,045	(3,081)	—	—
Short-term borrowings	146	188	20,745	—	21,079
Short-term borrowings—intercompany	—	34,916	(34,916)	—	—
Long-term debt	141,914	2,530	56,831	—	201,275
Long-term debt—intercompany	—	51,171	(51,171)	—	—
Advances from subsidiaries	36,453	—	(36,453)	—	—
Other liabilities	3,560	55,482	54,827	—	113,869
Other liabilities—intercompany	6,274	10,967	(17,241)	—	—
Stockholders' equity	221,857	26,582	196,015	(221,362)	223,092
Total liabilities and equity	\$ 411,425	\$ 390,768	\$ 1,150,379	\$ (221,362)	\$ 1,731,210

(1) Other assets for Citigroup parent company at December 31, 2015 included \$21.8 billion of placements to Citibank and its branches, of which \$13.9 billion had a remaining term of less than 30 days.

Condensed Consolidating Balance Sheet

	December 31, 2014				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Assets					
Cash and due from banks	\$ —	\$ 239	\$ 31,869	\$ —	\$ 32,108
Cash and due from banks—intercompany	125	1,512	(1,637)	—	—
Federal funds sold and resale agreements	—	194,649	47,921	—	242,570
Federal funds sold and resale agreements—intercompany	—	6,601	(6,601)	—	—
Trading account assets	(103)	141,608	155,281	—	296,786
Trading account assets—intercompany	707	4,956	(5,663)	—	—
Investments	830	483	332,130	—	333,443
Loans, net of unearned income	—	1,495	643,140	—	644,635
Loans, net of unearned income—intercompany	—	—	—	—	—
Allowance for loan losses	—	(45)	(15,949)	—	(15,994)
Total loans, net	\$ —	\$ 1,450	\$ 627,191	\$ —	\$ 628,641
Advances to subsidiaries	\$ 77,951	\$ —	\$ (77,951)	\$ —	\$ —
Investments in subsidiaries	211,004	—	—	(211,004)	—
Other assets ⁽¹⁾	26,734	38,654	243,245	—	308,633
Other assets—intercompany	84,174	22,081	(106,255)	—	—
Total assets	\$ 401,422	\$ 412,233	\$ 1,239,530	\$ (211,004)	\$ 1,842,181
Liabilities and equity					
Deposits	\$ —	\$ —	\$ 899,332	\$ —	\$ 899,332
Deposits—intercompany	—	—	—	—	—
Federal funds purchased and securities loaned or sold	—	149,773	23,665	—	173,438
Federal funds purchased and securities loaned or sold—intercompany	185	22,170	(22,355)	—	—
Trading account liabilities	3	76,965	62,068	—	139,036
Trading account liabilities—intercompany	759	4,853	(5,612)	—	—
Short-term borrowings	1,075	2,042	55,218	—	58,335
Short-term borrowings—intercompany	—	30,862	(30,862)	—	—
Long-term debt	149,512	3,062	70,506	—	223,080
Long-term debt—intercompany	—	39,145	(39,145)	—	—
Advances from subsidiaries	27,430	—	(27,430)	—	—
Other liabilities	5,056	49,968	82,240	—	137,264
Other liabilities—intercompany	7,217	8,385	(15,602)	—	—
Stockholders' equity	210,185	25,008	187,507	(211,004)	211,696
Total liabilities and equity	\$ 401,422	\$ 412,233	\$ 1,239,530	\$ (211,004)	\$ 1,842,181

(1) Other assets for Citigroup parent company at December 31, 2014 included \$42.7 billion of placements to Citibank and its branches, of which \$33.9 billion had a remaining term of less than 30 days.

Condensed Consolidating Statement of Cash Flows

	Year ended December 31, 2015				
	Citigroup parent company	CGMHI	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 27,825	\$ 12,336	\$ (424)	\$ —	\$ 39,737
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (4)	\$ (242,358)	\$ —	\$ (242,362)
Proceeds from sales of investments	—	53	141,417	—	141,470
Proceeds from maturities of investments	237	—	81,810	—	82,047
Change in deposits with banks	—	(8,414)	23,902	—	15,488
Change in loans	—	—	1,353	—	1,353
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	9,610	—	9,610
Proceeds from significant disposals	—	—	5,932	—	5,932
Payments due to transfers of net liabilities associated with significant disposals	—	—	(18,929)	—	(18,929)
Change in federal funds sold and resales	—	8,037	14,858	—	22,895
Changes in investments and advances—intercompany	(35,548)	1,044	34,504	—	—
Other investing activities	3	(101)	(2,523)	—	(2,621)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (35,308)	\$ 615	\$ 49,576	\$ —	\$ 14,883
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (1,253)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1,253)
Issuance of preferred stock	6,227	—	—	—	6,227
Treasury stock acquired	(5,452)	—	—	—	(5,452)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	127	(139)	(8,212)	—	(8,224)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	12,557	(12,557)	—	—
Change in deposits	—	—	8,555	—	8,555
Change in federal funds purchased and repos	—	(27,442)	500	—	(26,942)
Change in short-term borrowings	(845)	(1,737)	(34,674)	—	(37,256)
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	9,106	4,054	(13,160)	—	—
Other financing activities	(428)	—	—	—	(428)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 7,482	\$ (12,707)	\$ (59,548)	\$ —	\$ (64,773)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (1,055)	\$ —	\$ (1,055)
Change in cash and due from banks	\$ (1)	\$ 244	\$ (11,451)	\$ —	\$ (11,208)
Cash and due from banks at beginning of period	125	1,751	30,232	—	32,108
Cash and due from banks at end of period	\$ 124	\$ 1,995	\$ 18,781	\$ —	\$ 20,900
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ 111	\$ 175	\$ 4,692	\$ —	\$ 4,978
Cash paid during the year for interest	4,916	2,346	4,769	—	12,031

Non-cash investing activities									
Decrease in net loans associated with significant disposals reclassified to HFS	\$	—	\$	—	\$	(9,063)	\$	—	\$ (9,063)
Decrease in investments associated with significant disposals reclassified to HFS		—		—		(1,402)		—	(1,402)
Decrease in goodwill and intangible assets associated with significant disposals reclassified to HFS		—		—		(223)		—	(223)
Decrease in deposits with banks with significant disposals reclassified to HFS		—		—		(404)		—	(404)
Transfers to loans HFS from loans		—		—		28,600		—	28,600
Transfers to OREO and other repossessed assets		—		—		276		—	276
Non-cash financing activities									
Decrease in long-term debt associated with significant disposals reclassified to HFS	\$	—	\$	—	\$	(4,673)	\$	—	\$ (4,673)

Condensed Consolidating Statement of Cash Flows

	Year ended December 31, 2014				
	Citigroup parent company	C/GMIII	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ 5,940	\$ (10,915)	\$ 51,318	\$ —	\$ 46,343
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (188)	\$ (258,804)	\$ —	\$ (258,992)
Proceeds from sales of investments	41	42	135,741	—	135,824
Proceeds from maturities of investments	155	—	93,962	—	94,117
Change in deposits with banks	—	4,183	36,733	—	40,916
Change in loans	—	—	1,170	—	1,170
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	4,752	—	4,752
Proceeds from significant disposals	—	—	346	—	346
Payments due to transfers of net liabilities associated with significant disposals	—	—	(1,255)	—	(1,255)
Change in federal funds sold and resales	—	8,832	5,635	—	14,467
Changes in investments and advances—intercompany	(7,986)	3,549	4,437	—	—
Other investing activities	5	(72)	(2,696)	—	(2,763)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ (7,785)	\$ 16,346	\$ 20,021	\$ —	\$ 28,582
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (633)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (633)
Issuance of preferred stock	3,699	—	—	—	3,699
Treasury stock acquired	(1,232)	—	—	—	(1,232)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	(3,636)	(634)	12,183	—	7,913
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	1,131	(1,131)	—	—
Change in deposits	—	—	(48,336)	—	(48,336)
Change in federal funds purchased and repos	—	(15,268)	(14,806)	—	(30,074)
Change in short-term borrowings	749	143	(1,991)	—	(1,099)
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	3,297	1,212	(4,509)	—	—
Capital contributions from parent	—	8,500	(8,500)	—	—
Other financing activities	(507)	—	(1)	—	(508)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 1,737	\$ (4,916)	\$ (67,091)	\$ —	\$ (70,270)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (2,432)	\$ —	\$ (2,432)
Change in cash and due from banks	\$ (108)	\$ 515	\$ 1,816	\$ —	\$ 2,223
Cash and due from banks at beginning of period	233	1,236	28,416	—	29,885
Cash and due from banks at end of period	\$ 125	\$ 1,751	\$ 30,232	\$ —	\$ 32,108
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ 235	\$ 353	\$ 4,044	\$ —	\$ 4,632
Cash paid during the year for interest	5,632	2,298	6,071	—	14,001
Non-cash investing activities					
Change in loans due to consolidation/deconsolidation of VIEs	\$ —	\$ —	\$ (374)	\$ —	\$ (374)
Transfers to loans held-for-sale from loans	—	—	15,100	—	15,100
Transfers to OREO and other repossessed assets	—	—	321	—	321
Non-cash financing activities					
Decrease in deposits associated with reclassifications to HFS	\$ —	\$ —	\$ (20,605)	\$ —	\$ (20,605)
Increase in short-term borrowings due to consolidation of VIEs	—	—	500	—	500
Decrease in long-term debt due to deconsolidation of VIEs	—	—	(864)	—	(864)

Condensed Consolidating Statements of Cash Flows

	Year ended December 31, 2013				
	Citigroup parent company	C/MIII	Other Citigroup subsidiaries and eliminations	Consolidating adjustments	Citigroup consolidated
<i>In millions of dollars</i>					
Net cash provided by (used in) operating activities of continuing operations	\$ (7,881)	\$ (5,692)	\$ 76,817	\$ —	\$ 63,244
Cash flows from investing activities of continuing operations					
Purchases of investments	\$ —	\$ (34)	\$ (220,789)	\$ —	\$ (220,823)
Proceeds from sales of investments	385	—	130,715	—	131,100
Proceeds from maturities of investments	233	—	84,598	—	84,831
Change in deposits with banks	—	6,242	(73,113)	—	(66,871)
Change in loans	—	—	(30,198)	—	(30,198)
Proceeds from sales and securitizations of loans	—	—	9,123	—	9,123
Change in federal funds sold and resales	—	(2,838)	7,112	—	4,274
Changes in investments and advances—intercompany	7,226	(2,118)	(5,108)	—	—
Other investing activities	4	(171)	(2,607)	—	(2,774)
Net cash provided by (used in) investing activities of continuing operations	\$ 7,848	\$ 1,081	\$ (100,267)	\$ —	\$ (91,338)
Cash flows from financing activities of continuing operations					
Dividends paid	\$ (314)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (314)
Issuance of preferred stock	4,192	—	—	—	4,192
Redemption of preferred stock	(94)	—	—	—	(94)
Treasury stock acquired	(837)	—	—	—	(837)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt, net	(13,426)	53	3,784	—	(9,589)
Proceeds (repayments) from issuance of long-term debt—intercompany, net	—	(202)	202	—	—
Change in deposits	—	—	37,713	—	37,713
Change in federal funds purchased and repos	—	2,768	(10,492)	—	(7,724)
Change in short-term borrowings	(359)	1,130	(572)	—	199
Net change in short-term borrowings and other advances—intercompany	11,402	(13,149)	1,747	—	—
Capital contributions from parent	—	12,330	(12,330)	—	—
Other financing activities	(451)	—	(1)	—	(452)
Net cash provided by (used in) financing activities of continuing operations	\$ 113	\$ 2,930	\$ 20,051	\$ —	\$ 23,094
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	\$ —	\$ —	\$ (1,558)	\$ —	\$ (1,558)
Discontinued operations					
Net cash used in discontinued operations	\$ —	\$ —	\$ (10)	\$ —	\$ (10)
Change in cash and due from banks	\$ 80	\$ (1,681)	\$ (4,967)	\$ —	\$ (6,568)
Cash and due from banks at beginning of period	153	2,917	33,383	—	36,453
Cash and due from banks at end of period	\$ 233	\$ 1,236	\$ 28,416	\$ —	\$ 29,885
Supplemental disclosure of cash flow information for continuing operations					
Cash paid during the year for income taxes	\$ (71)	\$ (20)	\$ 4,586	\$ —	\$ 4,495
Cash paid during the year for interest	6,514	2,575	6,566	—	15,655
Non-cash investing activities					
Change in loans due to consolidation/deconsolidation of VIEs	\$ —	\$ —	\$ 6,718	\$ —	\$ 6,718
Transfers to loans held-for-sale from loans	—	—	17,300	—	17,300
Transfers to OREO and other repossessed assets	—	—	325	—	325
Non-cash financing activities					
Increase in short-term borrowings due to consolidation of VIEs	—	—	6,718	—	6,718

30. SUBSEQUENT EVENT

Citi uses the U.S. dollar as the functional currency for its operations in Venezuela. On February 17, 2016, the Venezuelan government announced changes to its foreign exchange controls. Based on this announcement, Citi expects to begin using the SIMADI rate in the first quarter of 2016 to remeasure its net bolivar-denominated monetary assets, despite the possibly limited availability of U.S. dollars (notwithstanding the fact that it has been described as a free floating rate) and although the new SIMADI rate may not necessarily be reflective of economic reality. Re-measurement of Citi's bolivar-denominated assets and liabilities due to changes in the exchange rate is recorded in earnings. At the

expected minimum new SIMADI rate of 202 bolivars per U.S. dollar, Citi estimates that it will incur an approximate \$172 million foreign currency loss in the first quarter of 2016, which could increase if the bolivar continues to devalue in the new SIMADI market. Additionally, Citi expects its revenues and expenses will be translated at the SIMADI rate beginning in the first quarter of 2016. Because the new foreign exchange control rules have not yet been officially published and are thus not yet effective, however, the impact to Citi's results of operations as a result of the February 17th announcement is not yet certain.

31. SELECTED QUARTERLY FINANCIAL DATA (UNAUDITED)

<i>In millions of dollars, except per share amounts</i>	2015				2014			
	Fourth	Third	Second	First	Fourth	Third	Second	First
Revenues, net of interest expense	\$ 18,456	\$ 18,692	\$ 19,470	\$ 19,736	\$ 17,899	\$ 19,689	\$ 19,425	\$ 20,206
Operating expenses	11,134	10,669	10,928	10,884	14,426	12,955	15,521	12,149
Provisions for credit losses and for benefits and claims	2,514	1,836	1,648	1,915	2,013	1,750	1,730	1,974
Income from continuing operations before income taxes	\$ 4,808	\$ 6,187	\$ 6,894	\$ 6,937	\$ 1,460	\$ 4,984	\$ 2,174	\$ 6,083
Income taxes	1,403	1,881	2,036	2,120	1,077	2,068	1,921	2,131
Income from continuing operations	\$ 3,405	\$ 4,306	\$ 4,858	\$ 4,817	\$ 383	\$ 2,916	\$ 253	\$ 3,952
Income (loss) from discontinued operations, net of taxes	(45)	(10)	6	(5)	(1)	(16)	(22)	37
Net income before attribution of noncontrolling interests	\$ 3,360	\$ 4,296	\$ 4,864	\$ 4,812	\$ 382	\$ 2,900	\$ 231	\$ 3,989
Noncontrolling interests	25	5	18	42	38	59	50	45
Citigroup's net income	\$ 3,335	\$ 4,291	\$ 4,846	\$ 4,770	\$ 344	\$ 2,841	\$ 181	\$ 3,944
Earnings per share⁽¹⁾								
Basic								
Income from continuing operations	\$ 1.04	\$ 1.36	\$ 1.51	\$ 1.51	\$ 0.06	\$ 0.89	\$ 0.03	\$ 1.23
Net income	1.02	1.36	1.52	1.51	0.06	0.88	0.03	1.24
Diluted								
Income from continuing operations	1.03	1.36	1.51	1.51	0.06	0.88	0.03	1.22
Net income	1.02	1.35	1.51	1.51	0.06	0.88	0.03	1.23
Common stock price per share								
High	55.87	60.34	57.39	54.26	56.37	53.66	49.58	55.20
Low	49.88	49.00	51.52	46.95	49.68	46.90	45.68	46.34
Close	51.75	49.61	55.24	51.52	54.11	51.82	47.10	47.60
Dividends per share of common stock	0.05	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

This Note to the Consolidated Financial Statements is unaudited due to the Company's individual quarterly results not being subject to an audit.

(1) Due to averaging of shares, quarterly earnings per share may not sum to the totals reported for the full year.

[End of Consolidated Financial Statements and Notes to Consolidated Financial Statements]

MANAGEMENT'S ANNUAL REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

Citi's management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. Citi's internal control over financial reporting is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external reporting purposes in accordance with U.S. generally accepted accounting principles. Citi's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of Citi's assets; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that Citi's receipts and expenditures are made only in accordance with authorizations of Citi's management and directors; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of Citi's assets that could have a material effect on its financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect all misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate. In addition, given Citi's large size, complex operations and global footprint, lapses or deficiencies in internal controls may occur from time to time.

Citi management assessed the effectiveness of Citigroup's internal control over financial reporting as of December 31, 2015 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in *Internal Control-Integrated Framework (2013)*. Based on this assessment, management believes that, as of December 31, 2015, Citi's internal control over financial reporting was effective. In addition, there were no changes in Citi's internal control over financial reporting during the fiscal quarter ended December 31, 2015 that materially affected, or are reasonably likely to materially affect, Citi's internal control over financial reporting.

The effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2015 has been audited by KPMG LLP, Citi's independent registered public accounting firm, as stated in their report below, which expressed an unqualified opinion on the effectiveness of Citi's internal control over financial reporting as of December 31, 2015.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記をご参照ください。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

① 2016年4月6日付報告書フォーム8-Kにより公表された業績連動株式ユニット報奨制度の変更

シティは、2016年4月6日（ニューヨーク時間、本①において、以下別段の記載のない限り同じです。）、シティの取締役会の人事・報酬委員会（以下「当委員会」といいます。）が2015年度の業績に対する報奨をシティの「指名された執行役員」（named executive officers）に付与する業績連動株式ユニット報奨制度（詳細については、「第一部 企業情報、第5 提出会社の状況、4 役員の状況、（3）取締役および役員の報酬および特典」を参照のこと。）を変更したことを報告するためにフォーム8-Kによる2016年4月5日付報告書を米国証券取引委員会に提出しました。かかる変更の内容は、以下のとおりです。

変更後のPSU制度において、PSUのための相対的株主総還元額は、シティが過年度に相対的株主総還元額の決定に使用した方法、すなわち3年間の業績評価期間における同業他社と比べた相対的順位に基づいて決定されます。変更後のPSUは、以下の表に従って取得されます。

相対的株主総還元額 (パーセンタイル)	25以下	50	75以上
取得される 業績連動株式ユニットの 目標数量の割合	0%	100%	150%

上記の表の各基準間の業績は、直線補完法によって決定されます。同業他社グループ8社に変更はなく、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレーおよびウェルズ・ファーゴです。支払は相対的株主総還元額のみに基づくものとし、前年度の報奨に使用された平均資産利益率の指標は適用されません。

さらに、当委員会は、新たな株主保護策を採択しました。変更後のPSU設計では、シティの絶対的株主総還元額が3年間の業績評価期間中にマイナスになった場合、報奨の価値を制限します。この場合、シティがどれだけ同業他社を超える業績を上げたとしても、執行役員はPSUを目標数の100パーセントを越えて取得することはできません。

② 2015年度の破綻処理計画について

2016年4月13日、シティグループは、シティの2015年度の第1編破綻処理計画（以下「本計画」といいます。）について、連邦準備制度理事会およびFDICより不備がないとの回答を受領したことを発表しました。本計画の詳細については、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」－「リスク要因」－「規制上のリスク」－「2015年度の破綻処理計画を改善できない場合、シティは、より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する規制、または成長、活動もしくは事業に対する制限を受ける可能性があります。」を参照のこと。

③ 優先株式シリーズSの発行

シティグループ・インクは、シリーズS 6.300%非累積優先株式（本③項において、「本優先株式」といいます。）の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2016年1月26日（ニューヨーク時間、本③項において、以下別段の記載のない限り同じです。）に仮追補目論見書（preliminary prospectus supplement）を、2016年1月27日に自由書面目論見書（free writing prospectus）を、また、2016年1月27日および2016年1月29日に2016年1月26日付最終追補目論見書（final prospectus supplement）をSECに提出しました。かかる優先株式の内容の概要は、以下のとおりです。

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり1.575ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、適法に配当可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日（初回を2016年5月12日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。いずれかの配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2021年2月12日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）およびシリーズR 6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

④ 優先株式シリーズTの発行

シティグループ・インクは、シリーズT 6.250%固定配当／変動配当非累積優先株式（本④項において、「本優先株式」といいます。）の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2016年4月18日（ニューヨーク時間、本④項において、以下別段の記載のない限り同じです。）に仮追補目論見書（preliminary prospectus supplement）を、また、2016年4月19日に2016年4月18日付最終追補目論見書（final prospectus supplement）および自由書面目論見書（free writing prospectus）をSECに提出しました。かかる優先株式の内容の概要は、以下のとおりです。

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、適法に配当可能な資金から、(i) 本優先株式の発行日から2026年8月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.250パーセント（年間預託株式1株当たり62.50ドルに相当します。）の割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2017年2月15日とします。）、(ii) 2026年8月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.517パーセントを年率とする金銭の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2026年11月15日とします。）に行います（以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2026年8月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2026年8月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2026年8月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2026年8月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2026年8月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier1資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）、シリーズQ 5.950%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）、シリーズR 6.125%固定配当／変動配当非累積優先株式（以下「シリーズR優先株式」といいます。）およびシリーズS 6.300%非累積永久優先株式（以下「シリーズS優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式、シリーズR優先株式、シリーズS優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(2) 四半期財務データ(未監査)

(累計期間)

2015年度

	第1四半期 (2015年1月1日 から 2015年3月31日)	第2四半期 (2015年1月1日 から 2015年6月30日)	第3四半期 (2015年1月1日 から 2015年9月30日)	第4四半期 (2015年1月1日 から 2015年12月31日)
(単位:百万ドル(百万円)、 1株当たり金額を除きます。)				
支払利息控除後収益合計	\$19,736 (¥2,165,434)	\$39,206 (¥4,301,682)	\$57,898 (¥6,352,569)	\$76,354 (¥8,377,561)
営業費用	10,884 (1,194,192)	21,812 (2,393,213)	32,481 (3,563,815)	43,615 (4,785,438)
貸倒引当金繰入額および給付ならびに請求に対する 引当	1,915 (210,114)	3,563 (390,932)	5,399 (592,378)	7,913 (868,214)
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$6,937 (¥761,128)	\$13,831 (¥1,517,537)	\$20,018 (¥2,196,375)	\$24,826 (¥2,723,909)
法人税等(便益)	2,120 (232,606)	4,156 (455,996)	6,037 (662,380)	7,440 (816,317)
継続事業からの利益	\$4,817 (¥528,521)	\$9,675 (¥1,061,541)	\$13,981 (¥1,533,995)	\$17,386 (¥1,907,592)
非継続事業からの利益(損失)(税引後)	(5) ((549))	1 (110)	(9) ((987))	(54) ((5,925))
非支配持分控除前の当期利益	\$4,812 (¥527,973)	\$9,676 (¥1,061,651)	\$13,972 (¥1,533,008)	\$17,332 (¥1,901,667)
非支配持分	42 (4,608)	60 (6,583)	65 (7,132)	90 (9,875)
シティグループに帰属する当期利益	\$4,770 (¥523,364)	\$9,616 (¥1,055,068)	\$13,907 (¥1,525,876)	\$17,242 (¥1,891,792)
1株当たり利益 ⁽¹⁾				
基本				
継続事業からの利益	\$1.51 (¥166)	\$3.02 (¥331)	\$4.38 (¥481)	\$5.42 (¥595)
当期利益	1.51 (166)	3.03 (332)	4.39 (482)	5.41 (594)
希薄化後				
継続事業からの利益	1.51 (166)	3.02 (331)	4.38 (481)	5.41 (594)
当期利益	1.51 (166)	3.02 (331)	4.37 (479)	5.39 (591)

(会計期間)

2015年度

	第1四半期 (2015年1月1日 から 2015年3月31日)	第2四半期 (2015年4月1日 から 2015年6月30日)	第3四半期 (2015年7月1日 から 2015年9月30日)	第4四半期 (2015年10月1日 から 2015年12月31日)
(単位:ドル(円))				
1株当たり利益 ⁽¹⁾				
基本				
継続事業からの利益	\$1.51 (¥166)	\$1.51 (¥166)	\$1.36 (¥149)	\$1.04 (¥114)
当期利益	1.51 (166)	1.52 (167)	1.36 (149)	1.02 (112)
希薄化後				
継続事業からの利益	1.51 (166)	1.51 (166)	1.36 (149)	1.03 (113)
当期利益	1.51 (166)	1.51 (166)	1.35 (148)	1.02 (112)

(1) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。

(3) 訴訟手続

「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記28をご参照ください。

4 【日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務諸表は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に準拠して作成されています。したがって、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成される連結財務諸表とは相違があります。主な相違点は次のとおりです。

(1) のれんおよびその他の無形資産

US GAAPでは、会計基準編纂書（Accounting Standards Codification）（以下「ASC」といいます。）350「無形資産 のれんおよびその他」に従い、のれんおよび耐用年数が確定できないその他の無形資産については償却せず、減損を検討することが要求されます。減損の検討は、少なくとも年に一度あるいは減損の兆候を示す事象もしくは状況の変化が生じた場合にはより頻繁に実施されます。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却されます。なお、のれんは日本の企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても当該基準に従った減損の検討を行うことが求められています。

(2) 子会社の非支配持分

US GAAPでは、ASC 810「連結」（以下「ASC 810」といいます。）に従い、部分所有連結子会社における非支配持分は、当該持分が「永久資本」として認められない場合には、資本を構成する独立項目として連結貸借対照表に分類されるか、貸借対照表上のメザニン区分（負債の部と資本の部の間）に分類されます。ASC 810はまた、非支配持分のその後の取得および売却に関する会計処理、ならびに連結損益計算書上の非支配持分の表示方法を規定しています。

日本においては、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」といいます。）の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、少数株主持分は、連結貸借対照表の純資産の部に区分して記載することが求められています。一方、少数株主損益については、ASBJの企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」により、連結損益計算書において損失または利益として表示し、当期利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算することとされています。

(3) 変動持分事業体の連結

US GAAPでは、ASC 810において、主たる受益者による変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の連結に関する実務指針が定められています。VIEとは、その構造により、他社からの追加的な劣後財務支援がなければその事業体の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない法人、あるいは、その事業体に対する持分投資家が、議決権を通じてその会社の事業について重要な意思決定をすることができないか、予想損失を吸収する義務または残余収益を受け取る権利がない法人のいずれかをいいます。ASC 810は、主たる受益者が、VIEの経済的成果に対して最も重要な影響を及ぼすVIEの活動に対し指示する権限を有し、かつ、VIEにおける持分を通じて当該VIEにとって潜在的に重要となり得る損失を吸収する義務および便益を享受する権利の双方を有する場合に、VIEを連結することを求めています。

日本においては、企業が他の会社を連結財務諸表に含めるべきか否かを判断する基本条件は、企業が他の会社の議決権の過半数を取得することにより支配権を有しているかどうかになります。さらに、他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、かかる他の会社の重要な財務方針および経営方針の決定を支配する契約があるなど、他の会社の意思決定機関を支配している事実が認められる場合は、当該他の会社を連結しなければならない場合があります。なお、特別目的会社に対しては例外規定が存在し、一定の条件が満たされれば、連結対象とならない場合もあります。また、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、企業が投資事業組合に対する支配または影響に関する一定の要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することが求められています。ただし、ASC 810のようなVIEの連結に関する会計基準はありません。

(4) 非継続事業

US GAAPでは、ASC 205「財務諸表の表示」により、会社は、事業の処分取引の結果として会社の継続事業から事業の利益およびキャッシュ・フローが控除され、会社がその事業の経営およびキャッシュ・フローに重要な継続的関与がない場合に、処分ないし売却目的保有に分類した非継続事業の経営成績について、報告することが求められています。

非継続事業の経営成績は、当期および過年度の損益計算書上非継続事業の項目として、適用される法人所得税等（便益）控除後の非継続事業からの利益を、特別項目および該当ある場合には会計方針の変更による累積的影響額の前に個別の項目として報告することが求められています。売却目的保有に分類した非継続事業の資産および負債は、それぞれ、財政状態計算書の資産および負債の項に個別に表示しなくてはなりません。比較目的で表示されている過年度の金額は、遡及修正することが求められています。

日本においては、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の表示について定義されていません。売却目的保有に分類した事業および非継続事業の売却損益は、一般に特別損益として開示され、特別損益は、税引前の経常損益と課税等との間に税引前の金額で表示されますが、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の損益は継続事業の損益から分離して表示されません。

(5) 公正価値による測定

US GAAPでは、ASC 820「公正価値測定および開示」により、公正価値の定義、ならびに公正価値による測定に関する枠組みが構築されるとともに、公正価値による測定に関する開示が強化されています。当該基準において、公正価値は、測定日において資産または負債にとって主要な市場または最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受領、または負債の移転により支払われるであろう交換価格（出口価格）と定義されています。また、公正価値による測定において、取引費用の調整は行われません。さらに、当該基準は、市場参加者が入手可能な最善の情報に基づいて資産または負債の価格を決定する際に用いる仮定を公正価値による測定に反映することを求めています。その仮定には、価格決定モデルのような特定の評価手法に内在するリスクや価格決定モデルへのインプット値に内在するリスクが含まれることになります。さらに、当該基準は、譲渡制限のない金融商品について市場価格が活発な市場で同一の資産または負債について容易かつ定期的に入手可能である場合、大量保有要因の割引を認識することを禁止しています。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価を市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（以下「市場価格」といいます。）に基づく公正な評価額と定義しています。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされています。

「金融商品会計に関する実務指針」で求められるように、非上場デリバティブ取引のうち類似する取引に気配値のないものについては、原則として将来キャッシュ・フローの割引現在価値またはオプション価格決定モデルを用いて評価されます。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引は、取得価額をもって貸借対照表価額とされます。日本においては、大量に保有している金融商品の割引に関する包括的な会計基準は定められていません。

(6) 公正価値オプション

US GAAPでは、ASC 825「金融商品」（以下「ASC 825」といいます。）により、公正価値での測定が別段要求されていない一定の認識済の金融資産および金融負債について、公正価値による測定を選択すること（「公正価値オプション」と称されます。）が認められています。公正価値オプションを選択した項目のその後の未実現損益については、損益に計上することが求められています。当該基準では、資産もしくは負債の当初認識時または確定契約の締結時に適格な商品について、商品ごとに当該公正価値オプションの選択適用が認められていますが、その後は、その選択を取り消すことはできません。ASC 825は、従来、ヘッジ対象の資産および負債を公正価値以外の方法で測定するよう求められていたにもかかわらず、関連する経済的ヘッジを公正価値で計上していたことにより生じていた損益の変動を軽減することを可能にしています。

日本においては、金融資産および金融負債のための公正価値オプションに関して包括的な会計基準は定められていません。

(7) ヘッジ会計

US GAAPでは、デリバティブ取引により資産、負債あるいは確定契約の公正価値をヘッジする公正価値ヘッジについては、ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従い、デリバティブ取引の公正価値の変動はヘッジ対象項目の公正価値の変動とともにその他収益に反映されます。変動金利資産・負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変化をデリバティブ取引によりヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジについては、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブ取引がヘッジ対象キャッシュ・フローの変化を相殺するのに有効な部分について、デリバティブ取引の公正価値の変動は当期利益に含めず、その他包括利益に計上されるとともにその他包括利益累計額の構成要素として貸借対照表に反映され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合に損益計算書上で認識されます。キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分は即時に損益として認識されます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ手段の公正価値変動から生じる損益は、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について、税効果控除後、資本として直接認識され、それらはヘッジ対象項目からの損益が当期利益として認識される場合は、同時に当期利益として認識されます。ヘッジ関係が全体的に有効とされた場合は、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、税効果控除後、資本として認識することができます。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を損益として認識することができます。

(8) 一時的でない減損

US GAAPでは、ASC 320「投資－債務および持分証券」により、企業に売却の意思のある負債証券またはその価値が償却原価まで回復する前に売却する可能性が50パーセント超である負債証券がある場合に、事業体が当該負債証券の一時的ではない減損損失を損益に認識することが求められています。一方で、企業に売却の意思がなく、また当該負債証券の価値が回復する前に売却を求められる可能性が50パーセントより低い場合は、かかる基準は、回収される予想キャッシュ・フローを評価して信用損失が存在するかを判断し、当該証券の一時的でない減損の信用リスク要素を損益として認識し、信用リスク以外の要素をその他包括利益として認識するよう求めています。

日本においては、減損を信用リスク要素と信用リスク以外の要素に区分することはなく、信用リスク以外の要素も含めてすべて損失として認識されます。

(9) 確定給付型年金

US GAAPでは、ASC 715「報酬－退職給付」（以下「ASC 715」といいます。）に従い、勤務費用、利息費用、年金資産の期待収益、過去勤務債務の償却およびその他の調整から構成される年金費用が計上されます。数理計算上の純損益が期首時点での予測給付債務（以下「PB0」といいます。）または年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10パーセントを超えた場合（「コリドール・アプローチ」と称されます。）、数理計算上の差異および過去勤務債務の未認識損益を償却し、年金費用に含めることが求められます。利益から差し引かれる純年金費用と実際の拠出額との差異は、未払または前払年金費用として計上されます。

また、年金資産とPB0の差額は、資産または負債として貸借対照表に計上され、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は、税効果控除後の金額でその他包括利益累計額の1項目として計上されます。その他包括利益累計額に計上された年金資産とPB0の差額は、その後償却により純年金費用への計上を通じて、その他包括利益累計額から振り替えられます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従い、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表より、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に認識されています。損益に認識されていない過去勤務費用および数理計算上の差異のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に含まれます。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期利益を構成します。

(10) 年金以外の退職後給付

US GAAPでは、ASC 715により、従業員の予想在職期間にわたり生じる退職後給付に関連する費用については、当該費用の発生時に計上するのではなく発生主義により認識することが求められています。さらに、税効果控除後の現在の純給付費用として認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の1項目として計上することとされています。

日本においては、退職後給付制度に関しては、そのような制度自体が一般的でなく、したがって、特定の会計基準は存在せず、実務上かかる費用は発生した時点で費用計上されています。

(11) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

US GAAPでは、ASC 740「法人所得税」により、法人所得税申告書上で採用された、または採用することが予想される不確実な税務ポジションの認識および測定について定めています。当該基準に基づき、税務ポジションが財務諸表に及ぼす影響は、当該ポジションが関連する税務当局による調査において50パーセント超の可能性で認められると予想される場合に認識されます。当該基準はまた、認識の中止、分類、利息および罰金、期中会計期間における会計処理、ならびに不確実な財務ポジションの開示に関する指針を示しています。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は定められていません。

(12) 保証

US GAAPでは、ASC 460「保証」により、債務保証の当初測定ではかかる保証の開始時の公正価値で行うよう求められています。当該基準はまた、保証提供者の財務諸表において、保証の性質および金額について情報開示することを求めています。

日本においては、保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識により生じるものを除き、公正価値では計上されません。かかる保証はその内容について財務諸表に注記することが求められています。ただし、銀行業における企業会計において信用状残高は「支払承諾」および「支払承諾見返」として貸借対照表に計上されます。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略します。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当社は、日本国内には名義書換取扱場所または株主名簿管理人は置きません。しかし、証券会社の外国証券取引口座（以下「外証口座」といいます。）を通じて保有され、東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）を通じて取引される当社株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」といいます。）または現地保管機関のノミニー名義となっており、当該株式の実質株主（以下「実質株主」といいます。）に対する株式事務は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第69条第2項により保振機構から三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「株式事務取扱機関」といいます。）が委任を受けこれを取り扱います。

取引所に上場された当社株式は、保振機構の外国株券等保管振替決済制度（以下「決済制度」といいます。）に従い、保振機構の名義で、保振機構が現地保管機関として指定した米国の現地保管機関（以下「保管機関」といいます。）により米国内で保管され、保振機構または現地保管機関のノミニー名義で当社の株主名簿に登録されます。従って当社株式の取引所取引の決済に当たっては、取引所の参加者である証券会社間では保振機構に開設した当該参加者の外国株券等の口座間の振替決済により処理されることになり、また同一参加証券会社の顧客間の決済については、当該両顧客が外国証券取引口座約款（以下「外証口座約款」といいます。）に基づき当該証券会社より開設を受けた外証口座間の振替決済が行われるため、通常当社株主名簿上における株式名簿書換は行われません。

ただし、保振機構への新たな預託を保管機関に行った場合、あるいは参加者の指定する現地口座への交付が行われた場合、前者では、保振機構が米国内における株式名義書換の手續に従って名義書換手續を行うよう必要な措置を行い、後者の場合は交付を受けた参加者が必要な名義変更手續を行います。

他方、デラウェア一般会社法によれば、当社は株主名簿記載の株主だけを株主としてみなすことができ、デラウェア州法上別段の定めがある場合を除き、第三者が当社株式その他に関する請求または利益の主張をしても当社はこれを認める義務を負いません。従って、証券会社の外証口座を通じて当社の株式を取引所の定める上記決済制度に従って保有している投資家、すなわち実質株主は、配当を受領する権利、議決権等の権利を、保振機構を通じて行使することとなります。

以下に記載するものは、上記決済制度に基づき締結される保振機構および保管機関間の保管契約、保振機構、株式事務取扱機関および当社間の株式事務委任に関する契約、保振機構、配当金支払取扱銀行および当社間の配当金支払事務委任に関する契約等に基づく実質株主の配当を受領する権利、議決権等の権利を保振機構を通じて間接的に行使するための、実質株主に関する株式事務等の概要です（この株式事務等は、今後変更されることがあり得るし、上記の記載は、取引所における取引により当社株式を取得しておらず、かつ、証券会社の外証口座を通じないで当社株式を保有している株主の場合には適用されません。）。

(2) 株主に対する特典

該当事項はありません。

(3) 株式の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、当社の政策が規定するとおり、当社従業員には当社の報奨制度により発行された株式の譲渡に一定の制限が課せられます。

(4) その他株式事務に関する事項

A 決算期

毎年12月31日

B 年次株主総会

年次株主総会は、毎年、取締役会の定める日に開催します。定款および付属定款に定めるところにより、当社は、株主総会において議決権を行使することができる株主を決めるために、当該株主総会開催の10日前から60日前までの日を基準日として定めることができます。

C 基準日

当社からの配当の支払を受けることができる株主は、当該配当の支払について取締役会が定めた基準日現在において保振機構または現地保管機関のノミニーマイネーで株主名簿に記載されている株主です。したがって、原則として、当社からの配当の支払を受けることのできる株主は、日本時間で当該基準日と同一の暦日現在において、株式事務取扱機関が作成した実質株主名簿に記載されている株主です。

D 株券

任意の株数を表示した株券を発行することができます。

E 株券に関する手数料

日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外証口座を開設、維持するにあたり、外証口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある場合があります。米国においては、当社株式の名義書換や当社株券の登録について当社の名義書換代理人または登録機関から手数料を課されることはありません。

F 公告掲載新聞名

実質株主のために当社は、一定の事項を、東京証券取引所の有価証券上場規程第430条に基づき東京証券取引所のホームページにおいて開示する場合を除き、日本国内において発行される日本経済新聞に掲載して公告します。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

日本における当社の実質株主は、株式事務取扱機関を通じて保振機構に指図することにより議決権を行使することができます。議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、株式事務取扱機関は当社から受け取った議決権の代理行使勧誘のための資料を基準日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に記載されている株主に交付します。ただし、上記の議決権代理行使につき実質株主からの指示がない場合には、当該実質株主の所有する当社の普通株式についての議決権は行使されません。

(2) 配当請求等に関する手続

株式事務取扱機関は、配当金額、配当支払日等の配当支払に関する通知を当社から受け取った場合、基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知します。

配当金は、保振機構が当社から保管機関を経由して一括受領し、これを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき、銀行口座振込、郵便振替払出証書または当社株式を保有する外証口座を開設している証券会社等による口座管理機関支払により実質株主へ交付します。

株式配当、株式分割、無償交付については決済制度に基づき行うこととなりますが、原則として保振機構を通じて実質株主の口座に記録されます。ただし、割当株数が1株未満の株式については売却処分し、売却代金は、株式事務取扱機関を通じ実質株主に交付されます。

登録株主としての保振機構に新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式の割当を受ける権利をいいます。以下同じです。）が付与された場合には、実質株主が新株式の引受けを希望し、証券会社を通じて保振機構に払込代金を支払うときは、保振機構が新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当該新株式が実質株主の口座に記録されます。それ以外の場合または保振機構が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認める場合には、保振機構が当該新株予約権等を米国において売却処分します。その処分代金は、保振機構から株式事務取扱機関経由でそれに対する権利を有する実質株主に対して支払われます。

(3) 株式の移転に関する手続

当社株式の譲渡は株主名簿への記入方式によって行われます。日本においては、実質株主は当社株式に関する権利を取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された口座間の振替か、または保振機構に開設された証券会社の口座間の振替によって行われます。

(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

(i) 当社の実質株主のうち日本の居住者である個人（以下、本(4)において「個人株主」といいます。）が保有する当社株式についての配当および売買損益に係る所得税・地方住民税、個人株主が保有する当社株式について相続が開始した場合における相続税、および贈与がなされた場合における贈与税、ならびに(ii) 内国法人である当社の実質株主（以下、本(4)において「法人株主」といいます。）が保有する当社株式についての配当および売買損益に係る所得税および法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりです。ただし、所得税・地方住民税に関する以下の記述は、当社株式が上場株式であることを前提としています。

なお、以下の記述は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがあります。また、以下の記述は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあります。課税取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されることをお勧めします。

<個人株主>

A 配当

当社株式が上場株式である限り、個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額（もし、あれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび地方住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントの税率で、源泉徴収（地方住民税については特別徴収）により課税されます（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（地方住民税については特別徴収）を、以下、「支払取扱者源泉徴収」といいます。）。

個人株主が受領した当社株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55パーセントに復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計55.945パーセントです。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければなりません。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3パーセント以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、当社株式が上場株式である限り、総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得に含めないことができることとされていますので、かかる個人株主が当社株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができます。

個人株主は、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下、「配当申告分離課税」といいます。）を選択することができます。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得および上場株式等の譲渡損失のほか、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、および平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等も、適用ある法令に定める要件および制限に従って損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができます。他方、個人株主が、当社株式について受けた配当金について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当金と譲渡損失との損益通算は認められません。

個人株主が、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20パーセント（所得税15パーセントおよび地方住民税5パーセント）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントです。

なお、個人株主が当社株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社株式の配当に課された米国源泉所得税（もし、あれば）は、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収されたまたはされるべき税額は、申告納付すべき所得税の額から控除されます。

B 売買損益

個人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様です。

C 相続税・贈与税

①日本に住所を有する個人、②日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人、相続もしくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含みます。）または贈与をした者が、相続もしくは遺贈に係る相続の開始または贈与前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限ります。）または③日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有しない個人（相続もしくは遺贈に係る被相続人または贈与をした者が相続もしくは遺贈に係る相続開始または贈与の時において日本に住所を有していた場合に限ります。）が、当社株式を相続するかもしくは当社株式の遺贈を受けるかまたは当社株式について贈与を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税または贈与税が課されますが、適用ある法令に定める要件および制限に従って、外国で課された相続税または贈与税に相当する税の税額につき外国税額控除が認められる場合があります。

<法人株主>

A 配当

当社株式が上場株式である限り、法人株主（公共法人等を除きます。）が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に徴収された米国源泉所得税の額（もしあれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15パーセント（所得税）に復興特別所得税（ただし、平成49年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計15.315パーセントの税率で、源泉徴収により課税されます。法人株主が受け取った当社株式の配当の金額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入されます。ただし、法人税の確定申告において、上記に述べた米国源泉所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収される所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができます。

B 売買損益

法人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入されます。

(5) その他の諸通知

日本における当社株式の実質株主に対して株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関が十分な数の通知書を当社より受領し、しかる後に所定の方法により基準日現在における実質株主明細表に記載されている実質株主にこれを交付します。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長に提出しています。

提出書類	提出日
発行登録書およびその添付書類、発行登録追補書類およびその添付書類 ならびにこれらの訂正発行登録書	
(1) 発行登録書および添付書類	平成27年1月15日
(2) 平成25年5月1日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年1月26日
(3) 平成25年5月1日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年2月5日
(4) 発行登録書および添付書類	平成27年2月26日
(5) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年3月27日
(6) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年3月27日
(7) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年5月11日
(8) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年5月11日
(9) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年5月15日
(10) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年5月15日
(11) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年5月29日
(12) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年5月29日
(13) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月1日
(14) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月1日
(15) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月2日
(16) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月2日
(17) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月3日
(18) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月10日
(19) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月10日
(20) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年6月12日
(21) 平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年6月12日
(22) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年6月16日
(23) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年8月21日
(24) 平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年8月21日
(25) 平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年8月26日

(26)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年8月26日
(27)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年9月1日
(28)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年9月11日
(29)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年9月15日
(30)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年11月24日
(31)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年11月24日
(32)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類および添付書類	平成27年11月27日
(33)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年11月27日
(34)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年11月27日
(35)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成27年11月30日
(36)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年12月3日
(37)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成27年12月3日
(38)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成27年12月8日
(39)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類および添付書類	平成28年1月22日
(40)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年1月27日
(41)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年1月27日
(42)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成28年2月4日
(43)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書	平成28年2月5日
(44)	平成27年2月26日提出発行登録書の発行登録追補書類	平成28年2月10日
(45)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年2月19日
(46)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年2月19日
(47)	平成27年1月15日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年5月10日
(48)	平成27年2月26日提出発行登録書の訂正発行登録書および添付書類	平成28年5月10日

有価証券報告書および添付書類、確認書ならびに有価証券報告書の訂正報告書

(1)	有価証券報告書および添付書類ならびに確認書	平成27年5月29日
(2)	平成27年5月29日提出有価証券報告書の訂正報告書および確認書	平成27年6月10日

内部統制報告書およびその添付書類

平成27年5月29日

四半期報告書および確認書ならびに四半期報告書の訂正報告書

(1)	2015年度第1四半期報告書および確認書	平成27年6月1日
(2)	平成27年6月1日提出2015年度第1四半期報告書の訂正報告書および確認書	平成27年6月10日
(3)	2015年度第2四半期報告書および確認書	平成27年8月26日
(4)	2015年度第3四半期報告書および確認書	平成27年11月27日

臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書

(1)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成27年3月27日
(2)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成27年5月11日
(3)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第9号の2の規定に基づき提出)	平成27年5月15日
(4)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成27年8月21日
(5)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成27年11月24日
(6)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成28年2月19日
(7)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき提出)	平成28年5月10日
(8)	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第9号の2の規定に基づき提出)	平成28年5月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

(A) シティグループ・インク 2017年6月21日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債

本社債は、2016年3月21日以降の連動利息期間に適用される利率および満期償還価額が日経平均株価およびS&P500の値により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とします。

(B) シティグループ・インク 2017年8月18日満期 円建 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債

本社債は、2016年5月18日以降の連動利息期間に適用される利率および満期償還価額が日経平均株価およびS&P500の値により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とします。

(C) シティグループ・インク 2018年2月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債

本社債は、2016年5月20日以降の変動利息期間に適用される利率、期限前償還の有無および満期償還金額が日経平均株価およびS&P500の値により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とします。

(2) 内容

日経平均株価とは、東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、日経平均株価の知的財産権を所有する株式会社日本経済新聞社が算出・公表しているものをいいます。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」といいます。）指数委員会（S&P DJIの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されています。S&P500は、米国株式市場およびかかる市場を通じて米国経済を反映するように設計されています。S&P500は米国株式市場の中でも大型株に焦点を合わせていますが、その時価総額は米国株式市場のかなりの部分を占めているため、かかる市場の全体の動きを表す指標です。S&P500に含まれている企業は主要セクターの大手企業とみなされています。

2 【当該指数等の推移】

日経平均株価の終値の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近 5 事業年度の 年度別最高・最低 値	年度	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年			
	最高	10,857.53		10,395.18		16,291.31		17,935.64		20,868.03			
	最低	8,160.01		8,295.63		10,486.99		13,910.16		16,795.96			
当事業年度中 最近 6 ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2015年 7 月		2015年 8 月		2015年 9 月		2015年10月		2015年11月		2015年12月	
	最高	20,841.97		20,808.69		18,770.51		19,083.10		19,944.41		20,012.40	
	最低	19,737.64		17,806.70		16,930.84		17,722.42		18,683.24		18,565.90	

S&P500の終値の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近 5 事業年度の 年度別最高・最低 値	年度	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年			
	最高	1,363.61		1,465.77		1,848.36		2,090.57		2,130.82			
	最低	1,099.23		1,277.06		1,457.15		1,741.89		1,867.61			
当事業年度中 最近 6 ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2015年 7 月		2015年 8 月		2015年 9 月		2015年10月		2015年11月		2015年12月	
	最高	2,128.28		2,104.18		1,995.31		2,090.35		2,109.79		2,102.63	
	最低	2,046.68		1,867.61		1,881.77		1,923.82		2,023.04		2,005.55	

独立登録会計事務所の監査報告書―財務報告に係る内部統制
(翻訳)

シティグループ・インク
取締役会ならびに株主各位

私たちは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準に基づき、シティグループ・インクおよび子会社(以下「会社」または「シティグループ」という。)の2015年12月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持し、本書記載の財務報告に係る内部統制についての経営陣の年次報告に含められている財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は会社の経営陣にある。私たちの責任は、監査に基づいて会社の財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備および運用状況の有効性に関する検証と評価、ならびに私たちが状況に応じて必要と認めたその他の手続きの実施を含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1)会社の資産の取引および処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録を維持し、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、および会社の収入と支出が会社の経営陣および取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、ならびに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用または処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針および手続きが含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、または方針や手続きの遵守の程度が低下するリスクを伴う。

私たちは、会社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2015年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、シティグループの2015年および2014年12月31日現在の連結貸借対照表、2015年12月31日に終了した3事業年度の各年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書についても監査し、2016年2月26日付の私たちの報告書において、これらの連結財務諸表について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市
2016年2月26日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM— INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

The Board of Directors and Stockholders
Citigroup Inc.:

We have audited Citigroup Inc. and subsidiaries' (the "Company" or "Citigroup") internal control over financial reporting as of December 31, 2015, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying management's annual report on internal control over financial reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audit also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, Citigroup maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2015, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheet of Citigroup as of December 31, 2015 and 2014, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders' equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2015, and our report dated February 26, 2016 expressed an unqualified opinion on those consolidated financial statements.

/s/ KPMG LLP

New York, New York

February 26, 2016

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立登録会計事務所の監査報告書―連結財務諸表

(翻訳)

シティグループ・インク
取締役会ならびに株主各位

私たちは、シティグループ・インクおよび子会社（以下「会社」または「シティグループ」という。）の2015年および2014年12月31日現在の連結貸借対照表、2015年12月31日に終了した3事業年度の各年度における関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務諸表の作成責任は会社の経営陣にあり、私たちの責任は監査に基づいてこれらの連結財務諸表について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき実施することを求めている。監査は、財務諸表の金額と開示を裏付ける証拠の試査を含んでいる。監査はまた、経営陣が採用した会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、シティグループの2015年および2014年12月31日現在の財政状態、2015年12月31日に終了した3事業年度の各年度における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」の規準に照らして、2015年12月31日現在におけるシティグループの財務報告に係る内部統制についても監査し、2016年2月26日付の私たちの報告書において、会社の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見を表明している。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

ニューヨーク州ニューヨーク市
2016年2月26日

会社の独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーは、2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度の会社の財務諸表の英語版について監査を実施したが、当該財務諸表および財務諸表注記の英語版が本書記載の日本語版に翻訳された過程には関与しておらず、日本語版について責任を負うものでもない。また、ケーピーエムジー エルエルピーは、英語版の監査報告書の署名日以降、本報告書で言及されている財務諸表に対するいかなる手続きの実施にも関与していない。

[前へ](#) [次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM— CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The Board of Directors and Stockholders
Citigroup Inc.:

We have audited the accompanying consolidated balance sheet of Citigroup Inc. and subsidiaries (the “Company” or “Citigroup”) as of December 31, 2015 and 2014, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders’ equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2015. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Citigroup as of December 31, 2015 and 2014, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2015, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), Citigroup’s internal control over financial reporting as of December 31, 2015, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated February 26, 2016 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company’s internal control over financial reporting.

/s/ KPMG LLP
New York, New York
February 26, 2016

KPMG LLP, our independent auditor, audited the English version of the Company’s financial statements as of and for the year ended December 31, 2015 but was not involved with or responsible for the translation of the English version to the attached Japanese version of such financial statements and notes to the financial statement. In addition, KPMG LLP has not been engaged to perform and has not performed since the date of its English version report, any procedures on the financial statements addressed in that report.

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)